著者

中島仁兄

惠政

神田正雄著

湖南省綜覽 全

東京 海外社發行

本書の刊行に對し財團法人啓明會の補助に負ふところ甚大である。玆に謹んで感謝の意を表する。

著者

湖南綜覽書端

巍巍衡嶽　泱泱湖湘
翳惟藝人　寶發其藏
名山之寶　東亞之光

何鍵

本書の刊行に對し財團法人啓明會の援助に負ふところ甚大である。茲に謹んで感謝の意を表する。

著者

湖南綜覽書耑

巍巍衡嶽　泱泱湖湘

翳惟藝人　實發其藏

名山之寶　東亞之光

何鍵

自序

支那開發を以て日本の天職なりといふ邦人は多い。さすれば先づ彼の國の事情を微に入り細を穿つて研究する必要のあることは、論無き所である。著者は一昨年四川省の實地踏査を遂げ「四川省綜覽」を刊行し、本年更に支那中原の重要省たる湖南に赴き、月餘の旅行を續けて、親しく資料を蒐集し、內外の先輩知友の意見を徵したが、得たる所を綜合分析するに、宛として湖南大觀である。卽ち茲に本書を刊行する所以のもの一に邦人の支那研究の上に、滄海の涓滴たるを希ふの微意に外ならぬのである、これは平素著者の志を知らるる大方の、等しく掛まるゝ所と思ふ。

由來湖南は支那に於て最も排外思想旺盛な地であつて、我が國が明治三十六年に省都長沙を商港として開かしむる以前にありては、地方官の周到なる保護あるも、尙ほ且つ洋裝せる各國人の同省に入るは危險を感ずるの狀況であつた。

ところが支那の開國と共に、基督教徒は長城外の無人の沙漠地方に迄人を派し、教會堂を建立し、異教徒の迫害と肉體の危險をも顧みず、彼等の所謂福音の宣布に從事したものであるが、かう云ふ時代になつてからも、惟り湖南省は支那の中央部に位しながら、曾てその侵入を許さなかつた。そして若し各國の宣教師が愈々之に侵入せんとすれば、益々之を排斥し、彼の有名なる周漢なぞといふのがあり、排外派の首領として、久しく各國牧師達の膽を寒からしめたのである。されば一八九七年に至るまで湖南には一人の宣教師なく、また一の教會堂も無かつた。それほど湖南は氣風の上で他省と同一でなかつたのだ。而も湖南は土地肥沃、物產豐饒で、昔から湖南稔れば天下足ると稱せられ、特に鑛產の饒多なる無盡藏と云はれ、そのアンチモニーの一例を以てするも、世界全產額の七十%以上を占め、その他錫、鐵、石炭の產出夥しく、天與の良土であるのみでなく、濁流の横溢する他の省とはその趣を異にし山紫水明、風景絶佳・名勝古蹟多くして、全く隣邦の別天地たるの觀があるのである。その上山水秀麗の氣は偉人を生ずとの譬の如く、史上にその名を謳はるゝもの甚だ多く、昔

は屈原、淸朝となるに及んで曾國藩を出し、民國に黃興、蔡鍔の傑士を産んで、湖南の爲めに萬丈の氣を吐いてゐる。湖南は人物の點からも支那研究者の度外してはならぬ處といふことが判るであらう。

かゝる物資豊富の良士と、氣慨に富む省人とを、外國と接近せしむるの端緒を開き、その省民を鎖國の境から覺醒せしめたのは、何といふても日本が長沙を開いたのと、黃、蔡雨氏をはじめ幾多湖南の俊秀を日本に於て教育し、また往年の日本教習が、彼の地に赴いて諸生を教授した賜と云はねばならぬ。但し、それはもはや過去帳のなかに記錄されるばかりとなつた。

今や日本の使命は支那に向つて益々重きを加ふるの際である。豫てさうであつたのに、事變現前、事變後を想察して愈々その感は深からざるを得ない。この豫期せざる機會に遭遇して梓完からんとす。它に本書が湖南省の眞相を傳へ得て、兩國の經濟連絡の一助となり、延いて兩國人交通の楔子となるを得ば著者の本懐之に過ぐるものは無いのである。書中不備の點は江湖の叱正に俟つ。

本書刊行に際し。今春湖南省主席何鍵氏から題辭を辱ふしたことを感謝し、

尙ほ財團法人啓明會が本書の出版に援助を與へられたるに對し深甚の謝意を表するものである。

昭和十二年十月

著　者　誌

凡例

一、本書はその資料を主として著者が昭和十二年に湖南省に第四回目の旅行を爲し親しく調査し且つ蒐集したる資料に採る。

一、本書の編著に當り湖南省主席何鍵、同省政府顧問唐炳初、駐長沙日本領事高井末彥及び長沙居留民會々長關重彥の諸氏は幾多の資料を惠與せられ、又早稻田大學出身の張錫澍君並に友人岡野增次郞、星信一兩君が飜譯その他に助力を與へ、更に寫眞師前川喜代太郞君は著者と同行各地を撮影提供せられたるに對し特に記して謝意を表するものである。

一、本書に引用せる統計は湖南政治年鑑、公報、海關報告書、民國廿五年中國經濟年鑑等に據る。但し民國二十五年度湖南政治年鑑は何主席より送本を約せられたるも、日支事變勃發の爲め入手を得ず已むなく二十二年度のものに據る。

一、支那の統計は近時各方面に亘つて盛んに發表せらるゝが、遺憾ながら尙ほ未だ根據不確實を免れない、之に絕對信賴を置く時は却て誤算に陷る惧れがある。たゞ槪數を知るの便宜に揭げたることを諒とせられたい。

一、本書に用ひた支那貨幣の計算は、常に相場の變動があるのと、幣制統一以前の混亂時代に於けるものが多いので、一定の標準なく從つて我が貨幣との比價も定め難いが大體次の如くと見てよい。

一元（又は一弗）　　我が一圓內外

半　元（又は五角、五毫）	我が五十錢内外
双　毫（又は二角、二毛）	〃　二十錢内外
銅　元（又は仙、當十文）	〃　五厘内外

兩は數年前から廢止されたが、尚は呼値として用ひられて居り統計中に掲げてあるその比價は、

一　兩（十　錢）	我が一圓四五十錢
一　錢（十　分）	〃　十四五錢
一　分	〃　一錢四五厘

一、本書に用ひた里程は主として支那里で單に里と記してゐる。今里程の對照を掲げると、

一　里	一、八〇〇・（支那尺）	五七六・（メートル）	我が	五・二八（丁）
一　引	一〇〇・	三二・	〃	一〇五・六（尺）
一　丈	一〇・	三・二	〃	一〇・五
一　歩	五・	一・六	〃	五・二五
一　尺	一〇・（寸）	・三二	〃	一・〇五

近來は支那に於て「公里」と稱し「粁」（キロメートル）又公尺と稱して「米」（メートル）を用ゆ、又「哩」（マイル）、「浬」も併用して居る、その比較は、

一　公里	一、〇〇〇・「粁」（メートル）	我が	三、三三三・三三（尺）
一　公尺	一・「米」	〃	三・三三

一　哩　……　一四・七五
一　浬　……　一六・九九

尙ほ支那人の稱する里程は頗る不精確で、湖南省の如きも新設公路即ち自動車路丈は稍々正確の測量を經て居るがその他は舊時の稱呼を其儘に使つてゐる。

一、湖南に於ける土地面積の計算は、收穫量又は納税を標準として居るが、統計上には次の稱呼を用ひて居る。

一　頃（一〇〇畝）		我が約六町二反步
一　畝（二四〇步）		〃　約五畝六步
一　步（五平方尺）		〃　約一坪弱

一、度量衡は最近一定されたのであるが、まだ十分に徹底してゐない、從つて統計に表はれた數字も劃一と稱し難い。

今長沙に於て用ひられたものに就て我が度量衡と比較すると次の如くである。

度、木　尺（一名元武尺）	一尺	我が一尺一寸六分
裁　尺	一尺	〃　一尺一寸七分
綢緞尺	一尺	〃　一尺一寸三分

但し外國人との取引には「米」及び「吋」を用ひる。

量、一　筒（五合）	我が二合六勺餘
一　升（二筒）	〃　五合三勺

一斗（十升）　〃　五升三合
一斛（二斗五升）　〃　一斗三升三合
一石（四斛）　〃　五斗三升
衡、一兩　我が十匁弱
一斤（十六兩）　〃　百五十六匁
一擔（百斤）　〃　十五貫六百匁

尤も貨物によつて一斤の兩數を十八兩、又は二十兩と爲すものもある。

一、本書中の年號は支那、日本及び西暦を便宜に用ひて居るので卷末の年號對照表を參照せられたし。

一、本書中に引用したる調査報告書等は一々その出所を明記してゐる。又た參考に用ひた主たる書籍は次の如くである。

一、湖南省年鑑　湖南省政府刊行
一、湖南之貿易　劉世超編
一、長沙重要工廠調査　孟學思編
一、湖南通志　光緒十一年版
一、湖南之金融　胡遹編
一、湖南之財政　陳子釗編
一、南嶽導遊　中國旅行社發行
一、中國經濟年鑑　商務印書館發行
一、支那省別全誌第十卷湖南省　東亞同文會發行
一、湖南　白岩龍平鑑修安井正太郎著
一、湖南之鑛業　張人价著
一、湖南之桐油調査　李石鋒編
一、中國年鑑　上海日報社發行
一、湖南地理志　傅角今著

一、長沙指南　鄒欠白著
一、支那海關年表　支那海關發行
一、水經注　鄭道元著
一、嶺表紀蠻　劉錫著
“Report of a Janrney of Exploration in Hunan” By M. Osoriven.
一、粤漢路全綫博訪錄　黄江著香港華僑日報社發行
一、中國古代史　夏曾佑著
一、中華二千年史　鄧之誠著
一、讀史方輿紀要　成都龍萬育燮堂校訂
一、天下郡國利病書　崑山顧炎武輯
一、中華人民史　曹松葉編
一、中國民族史　張其昀撰　商務印書館發行
一、揚子江案內　第三艦隊司令部沖野亦男編
一、明清之際黨社運動考　謝國楨著
一、新製中國地圖　陳鐸編
一、本國地理　商務印書館編
一、全國旅行指南　上海中華書局發行
一、兩廣猺山調査　龐新民著
一、苗荒小紀　劉介著
一、中國民族史　宋文炳編　中華書局發行
一、亞東指要　山根倬三著
一、朝日東亞年報　東亞問題調査會編
一、中國近代史　陳恭祿著
一、旅行雜誌　中國旅行社
一、大公報　天津大公報社
一、國民日報　湖南長沙同社

右の外多くのパンフレツト、雜誌、新聞に負ふ所が多い、謹んで感謝の意を表するものである。

著者又識

湖南省綜覽

目次

第三卷　各縣の情勢

第一章　湘江流域

第三章　沅水流域……三七三

第五卷　鑛　業……五八四

第一章　總　論……五八四

第二章　各　論

第六卷　工業……七七五

第八卷　交　通……九〇七

第一章　水　路……九〇八

第二章　陸　路……九一五

第五章　故事逸話……一〇一三

湖南省綜覽目次　終

寫眞目次

寫眞目次　終

湖南省綜覽

神田正雄著

第一巻　湖南省概觀

第一章　地理上から見た湖南省

第一節　位置境界形勢及び面積

湖南省は中華民國の略ぼ中央に位し、洞庭湖を包み揚子江に濱し、西は四川貴州の兩省を扼し、南は廣西廣東の二省を制し、東は江西省に界し、北は湖北省に連つてゐる。之を形勢の上から觀ると中國の一大重要地であつて、湖南を制するものは武漢を略すべく、武漢を略すれば南京陥る可く、南京を手に入るれば以て統一の業成ると唱へられ、古來から覇を中原に爭ふものは、揚子

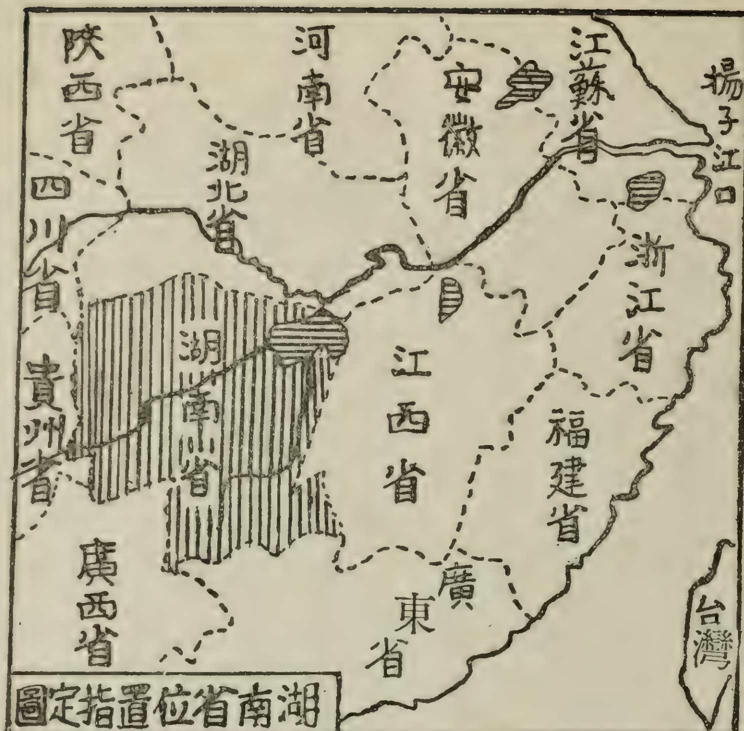
江の流域を制するには第一に湖南を略取するに努めたものである。

この事實を最も適切に立證したものは、曩に長髮賊があり、最近に國民黨の北伐がある。長髮賊は洪秀荃を頭目に仰ぎ、彼が豪邁不羈の資を以て天下に呼號して起つや、湖南省は第一にその鋭鋒を受け、岳州陷り、武漢支へず、遂に南京を居り太平天國の基礎が創められたのであつた。國民黨の北伐に至つては餘りにも生々しい事實で、詳述する迄もなく蔣介石氏を總司令として湖南を略し、武漢を陷れ騎虎の勢は朞年ならずに南京を居り上海をその手中に收め、國民政府の基礎は築かれたのである。たゞ前者は湖南の固め薄弱であつた爲めに、湖南人の爲めに武漢は覆へり南京を奪還され、洪秀荃が王を稱する僅かに十四年で亡びたのである。現在の中央政府が湖南に向つて注意を怠らないものは蓋し此の形勢を知るが故であらう。

叙上の形勢論を別として、計數的に省の位置を述べると北緯二十四度五十一分から三十度五分に至り、東經百九度十一分から百十四度十九分に亘つて、省の南部は我が臺灣の新竹州と同緯度にあり、北部は我が琉球屋久島に當る。

境界からいふと、東は羅霄山脈を以て江西に連なり、南は萠渚嶺、都龐山等の山脈を隔てゝ廣東廣西の兩省と接壤し、西は四川、貴州の二省と境す、北は湖北省が帽を戴ける如くに覆ふてゐる。省の概形は恰も人の首級に似てゐる。その幅員は東西よりも南北に長く、その面積は民國廿

三年内政部の發表に係る、參謀本部陸地測量局の測定に據ると、八十二万三千五百四十方里と云はれ、舊支那本部十八省中では、四川、雲南に亞ぐ大省で、日本本州の面積に略ぼ等しいのである。



湖南省位置指定圖

第二節　地形及び山川の分布

湖南省は全國の地形から之を觀ると、江漢の平野及び洞庭湖の南部に在る。されど本省の地勢は多く丘陵地に屬し、平均して海拔一千尺許りで湘贛丘陵の西部を成し、南部高く北方は低い、從つて湘、資、沅、澧の四大水は皆水源を西南に發し、東北に向つて流れ洞庭湖に注ぐ。西南境は雲貴高原の斜坂を成し、五嶺、苗嶺及び武陵の山脈となり、地勢特に高く海拔四五千尺に達し、愈々東北すると漸く低く、資水の中流以下に至ると高度は半減し洞庭湖附近に來ると盆地になる。

西南部の雲貴の高原に接したる苗族の居る地方に入ると、山は絶壁を爲し澗は深く、樹木は茂

つてゐる。東北部は田園遠く開け河川潤澤なるを以て繁榮を極む　全省は風光明媚であつて天然の畫圖である。此れ韓退之が湖南を以て「天地清淑の氣を得たり」と賞讃せる所以である。

甲、山脈

全省の山脈は悉く南嶺に源を發してゐる。南嶺は貴州の東部から來て、湖南、廣東、廣西の省境に蜿蜒し更に東に進み江西省の南部に向つて連綿として横に亙り、其の高度は二千尺から五千尺に及び、その爲めに揚子江と珠江流域の氣候風土の天然の限界を爲してゐる。

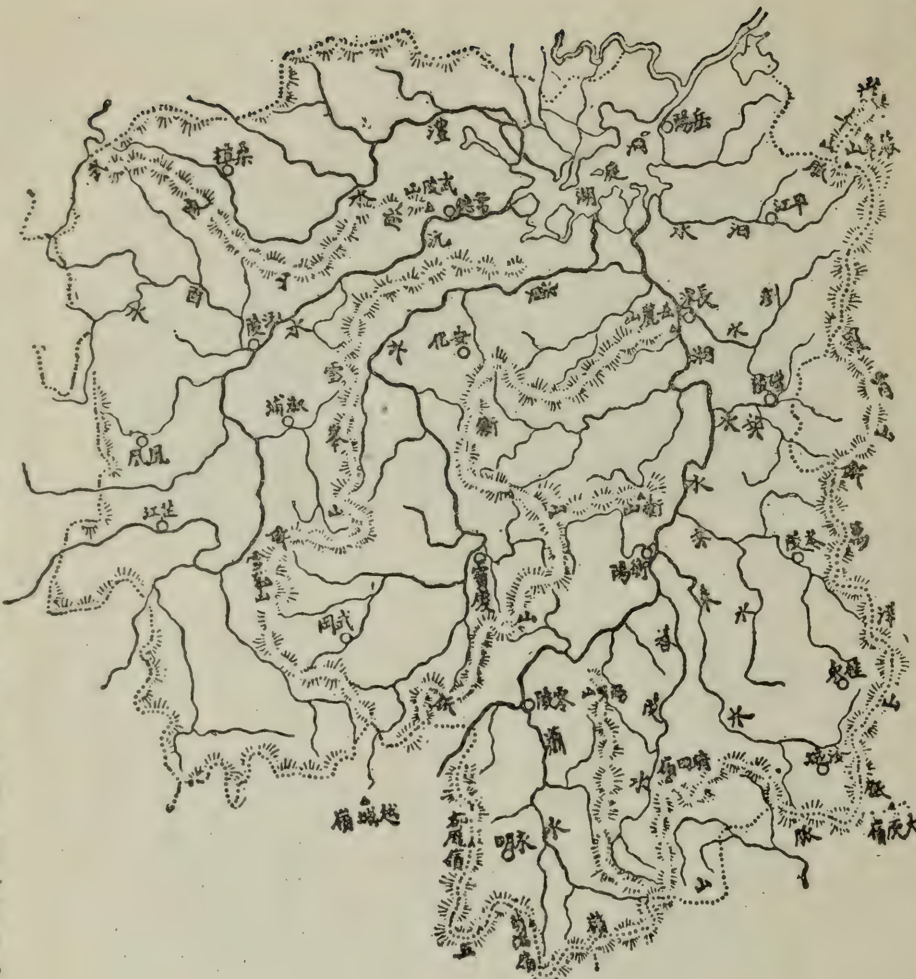
省內西南隅の山叢は卽ち苗嶺の東端であつて、更に東すると五嶺となる。五嶺は西から東に數へ越城、都龐萌渚、騎田、大庾と名づけ、省內を南北に縱貫するものに、武陵、雪峰、衡山、萬洋、羅霄、幕阜の諸山脈がある。

一、五嶺山脈

(1)越城嶺、廣西省興安縣の北三里に位し、卽ち湘水と灕水（桂江）との合流する處に在る、一に臨源嶺と名づけ又た始安嶠ともいふ。水經注の所謂「灕水と湘水とは海陽山を出でゝ源を分ち灕湘間の陸地の廣さ百餘步之を始安嶠といひ、又た越城嶠といふ」とあるは是である。興安縣の原の名が全義縣であつたので、全義嶺とも稱する。昔、秦は戍五嶺史祿に命じて渠を鑿ち溝を以て湘江と灕江とを連絡せしめ、曾ては茲に城壘を築き、越城と稱した、越城嶺の名は是から出たのである。

(2)都龐嶺、山の絕頂を「都逢」といふ、龐は逢の訛りで都龐と呼ばれて居るのである。山は湖南省南部永明縣の西北五十里にあつて、廣西省灌陽縣の界に峙ち、群峯直起し高峻を極む、東北は連山に掩はれ、西南は荊

峡鎭の要隘に接す、この荊峡鎭のある山は永明嶺とも呼ばれてゐる。



湖南山水系統圖

(3)萠渚嶺、(芒嶺、又は桂嶺ともいふ)山は省南江華縣及び廣西富川縣の間に連亘すること百餘里、嶺の東には瀟水が北流し、西には灕水が南に注ぐ實に湖南廣西の分水界を爲して居る。南麓は賀江に臨むので臨賀嶺とも稱されてゐる。

(4)騎田嶺、(脂嶺又は黄箱山ともいふ)嶺は郴縣城の南八十里に在り、高く且つ峻しく、山澗は深く且つ廣い。その支脈は摺嶺と稱し、險要の場所で昔から湖南廣東間の交通の要衝を成してゐる。新開の粤漢鐵道は此の峻嶺の間を開

多數設せられたもので此部分も相當の難工事であつたと聞く。

(5)大庾嶺、江西省南安縣の西南二十五里、廣東省南雄縣の北六十里に在り、漢の時代に南越を征する際、監軍の庾氏が城を此嶺に築いたので、大庾又は庾嶺と名づけられたもので五嶺の最も東に位するので東嶠山とも呼ばれる。諸峯高く聳え、岩山崎嶇たるも古來から江西廣東間の要路であつて、唐の張九齡が新道を開き、沿道に梅樹を植ゑたので梅嶺とも稱されてゐる。宋の仁宗の嘉祐年間蔡挺なるものその兄の蔡抗と共に甎で閘つた中に松を植ゑ、又た道を平坦に改修して、關所を峠に設け梅關と稱した。此嶺は湖南とは直接の交渉はないが五嶺の一として附記して置く。

二、萬洋山脈

萬洋山脈は大庾、騎田二脈の間から分岐して北走し、縦に湖南、江西二省の境界上に連亙し、兩者の分水嶺である。萬洋山は省內東南部酃縣の東南八十里に在り、一に金含山と名づけ、連綿三百餘里に及び茶陵、攸縣、桂東と江西省遂川、寧岡、崇義の七縣の境に蔓延す、崗巒相望み嶺谷深遠更に北進して羅霄山脈となり、江西省安福縣の西北百二十里、即ち萍鄉の東南百里に在り、萍、袁二水の分水嶺を爲す。

幕阜山脈は本脈の北段であつて其の主峯は、平江縣の東北百三十里にあり一に天岳と名づけ昔の岳州府今の岳陽縣は此の山岳から名を得て居るのである。山勢頗る高壯周廻五百餘里、江西の修水及び湖北の通城等の縣境に跨がり東北に進み有名な廬山々脈と相連る。

三、衡山山脈

衡山々脈は廣西省の越城嶺より起り、湘水と資水との間を東北に縦走し、蒸水の北に至つて秀起して衡山と

なる。衡山は衡山縣の北方三十里に位し、群峯直立し最も著はれたるもの七十二峯あり、衡山縣內に在る者五十五、衡陽縣境に峙つもの七、湘潭、湘鄉、長沙の縣內に在るもの十峯である。全體から觀ると回雁峯を以て首とし、嶽麓山を尾と爲し連綿として八百餘里に續く、衡岳七十二峯は殆んど此の山脈の大半を占むるのであり、更に北進して洞庭湖濱に至つて終る。



衡山々脈の南嶽

四、雪峰山脈

雪峯山脈は同じく越城嶺から北走し資江と沅江との分水嶺を爲す、綏寧、黔陽、會同三縣の交界に至つて始めて頂を起し雪峯山となる、高さ一、三八〇尺。魏了翁の詩に「雪峯高大沖霄漢」とあるは此峯を詠んだものである。此山から群山蜿蜒として起り、嶺谷崎嶇たるものが多いので、資水も沅水も高灘怪石多く舟行に頗る障碍が少くないのである。武岡縣の雲山、桃源縣の壺頂山は皆此の山脈中の巨峯である。

五、武陵山脈

武陵山脈は包括する所甚だ廣く、貴州の雲霧山から分岐して東北に進み、烏江と沅江との間に蜿蜒隆起し、更に東北に伸び、湖南、貴州、四川、湖北四省の交通界に盤結し清江流域の南に蔓延し、更に北進して三峽に至り、江を隔てゝ巫山を望む。



雪峰山脈の一部

此山脈は南、貴州に起り北は巴山々脈に接し、東は洞庭湖と揚子江濱に至つて盡く。本省内にあつては、澧水及び、酉水、沅江の間にあるものは、實にその支脈である。現在湖南、貴州兩省の間に苗族の巣窟となり居る五溪の地、九澧の域は皆此の武陵山脈に屬す、武陵山は常德縣の西十八里に在り、以前常德を武陵と稱したのはその爲めである。

乙、河流

湖南省の地勢は南部高く北部に赴くに從つて低く、全省の水流は悉く洞庭湖に注入するのである。水系を大別すると、湘水、資水、沅水澧水の四系に歸する。

一、湘水

湘水の水源は廣西省興安縣南境の海陽山である。北流して海陽江と稱し、鳴玉洞の東麓を經て縣城の東、分水塘に至つて水は二分せられ、西流は縣城の

東と北とを繞り西に靈渠を下つて灕水となり後桂江となる。東流は北流して湘水となる。眞に水系上の奇蹟といつて宜しい。昔から湖南と廣西の連絡延いて中原と廣東との交通が此の二水の分岐點を通じて行はれたるものである。



湘水（長沙附近）

湘水は灕水と分れて更に北流して全縣の南を經て北に流れ白灘に至つて灌水の北から來つて湘水に注ぐものを容れ、湖南に入り東安縣の石期站で石頭水が南から來て合流し、東流して零陵縣城の西方西江口に於て瀟水の南から來つて湘水と合す、江は是より折れて北流す。此附近に至つて湘水は愈々水量を加へて大河となる。冷水灘を經て黑狗灘の北に於て應水來り會す、更に報鑼灘を過ぎて東北に流れ祁陽縣城の南を遶りて東すると祁水（煙水）が來り注ぐ。湘水は更に歷淅灘を遶え曲折して東南に流れ、白水市の北に至り白水を合せ、東流して常寧縣の北境を繞り柏坊、松柏の二市を經て衡陽縣と境を接する處に至つて春陵水が南方から來つて合流する、又た北流して魚頭灣を遶え回雁峯の

東を遶り衡陽縣城を過ぎて流るゝ頃には水勢漸く盛んとなり、更に北流して石鼓山の東に至り、蒸水を合す。世に三湘と稱するものは、蒸湘、瀟湘、灕湘の三つである。

湘水は更に轉じて東流し、衡山縣城の東南雷溪市の南に於て洣水を容れ、衡山縣城を經て北流し茶泉、横魚、巨石の三灘を過ぎ湘潭縣に入る。それより東南に折れて一大弓形を爲しまた東北に轉流し、昭陵市の西を遶る、此地は怪石屹立して舟人畏怖の難所である、之を昭陵灘といふ。湘水は尚ほ北流して三門灘を過ぎ淥口市に至り淥水を合せ、株州市の南に於て江は忽ち折れて西に流る、易俗河市の西に於て涓水を容れ、又た北折して湘河口の北に至ると漣水の西から來り注ぐものを容る、流れは再び東北に轉じ、湘潭縣城の南を遶り、鵝子岩を經て東北に流れ長沙縣境に入る、東に怪岩の直立するは昭山である、更に下ると炭塘があり、急湍で水淺く長沙湘潭間の航路中の最險所である。又北流して靳江河に於て靳水を容る、その東岸に獅子岩の屹立するを見る、岩は江心を俯瞰するが如く寔に奇狀である。江は岳麓山と長沙市の間に至つてその幅は急に擴大せられ、江心には水鷺洲（又た水陸洲といふ）横はり島內には洋館櫛比す、是より北流して瀏水と撈水とを合せ三汊磯市を遶り廻龍、白沙の二洲を過ぐ、その間は沙灘續き、毎年冬季の減水期には大船は固より航行を得ず、小船の通行すらも阻碍せらる。此區域の浚渫は急務中の急務である。

湘水は靖港の南に至ると潙水が西方から來て合流し、更に北流して喬口に於て資水の支流玉堂江を容れ、湘陰縣境に入り灣河口に至ると江は分れて二流となり、本流は湘陰縣城を過ぎて北流し、支流は濠江、臨沘口を經て蘆林潭に至つて本流と會し、營田市の北に於て汨羅水を納め湘水口に於て洞庭湖に入る。

二、湘水の支流

(1)瀟水、その源流に就ては狹義と廣義との二說がある。狹義に見て之を云はゞ三源がある、一は道縣の西北二十五里の瀟山に出で東流して宜山を繞るが故に宜水とも稱し、縣の東北宜江口に於て拖水に入る。一は道縣の西南に出で小瀟水といひ、縣城小西門に至り城を穿つて入り瀟源坊から五城山を繞つて拖水に入る。一は寧遠縣南方の九疑山に出で西北に流れて拖水に入る。所謂拖水は瀟水の幹流である。若し廣義に之を解釋すると江華の拖水、永明の淹水、道縣の營水を合せて一大流域を爲すものである。

拖水は藍山縣及び寧遠縣に界を接する九疑山石城峯から源を發し、東南に流れて、江華縣の東南境に入り江藍市の南から西北に流れ、十餘の小溪を合せ、背江に於て背江水を併せ、更に北流して江華縣城の東北に至つて縣南の春源頭から來る萠渚水を容れ、道縣の南境岑江舖に於て掩水と合流し、尙ほ營水をも併す。營水は道縣西南界の木嶺に出で東北流して道縣の城南に至つて拖水に注ぐ。是より上流を拖水といひ、瀟水はその下游の名であつて、道縣の城東を遶り城西から城を穿つて來る小瀟水を收め、東北に流れて宜口に於て宜水を納る、卽ち瀟水正源の一つである。又た寧遠から來る瀟水を呑み三水相合して北流し將軍灘、瓦灘等を經て零陵縣境に入り幾多の小溪を加へ縣城西方の西江口に於て湘水に注ぐ。

(2)春陵水、春陵水は舜水、鐘水、毛俊の諸水を合せて成れるもので、舜水は一名蕭水で、水源は藍山縣西南の九疑山杞林峯に發し、東流すること三十餘里で鐘水と會流す、二水の合したる後、縣城の東南を繞りて東流し茲に毛俊水を容れ、尙ほ鐘水と稱し西北流して桂陽縣の西界に於て春陵水と合す。是より下流を春陵水と名づけ、十八大灘を過ぎて桂陽、耒陽を經て常寧縣境に於て湘江に入る。此河は山間を流れ急湍と難灘の多いのとで舟楫の便頗る少ない。

(3)蒸水、水源は邵陽縣の東南界邪姜山に出で、北流して東に折れ、衡陽縣境に入り洪落附を過ぎ、渣江に至り轉じて南流し、臺源市の東を過ぎ西渡支に於て武水を併せ、又た南流し折れて東北に向ひ、油榨、豆皮、嘆子等の灘を經て縣城の北に至つて湘江に注ぐ、全長約二百餘里。

(4)耒陽水、水源は三箇所である、東源を桂水と云ひ、中源を耒水と稱し、西源を郴水と名づく。桂水は桂東縣と酃縣と界を接する分水嶺南龍汾地方に出で、東南流して縣城の西方を繞り、城南に於て滙江を容れ轉じて西流し汝城縣の北境に入り湛江を合せて再び西流し資興縣の西南に於て中源の耒水東南より來り會す。耒水は汝城縣南方の耒山に出で、西北に流れて縣の西境を遶り、資興縣境に入りて東流と合し西に流れて更に北流し、永興縣の南境に於て南源の郴水を合す。郴水は宜章縣黃岑山の摺嶺から發源し、北流して郴縣の城東を遶りて耒水に會合す。三水既に合流して北に向つて流れ永興縣城の南方から西方を過ぎ折れて北流し耒陽縣城の東方から北方を遶り、衡陽縣城の東北に至つて湘水に入る。

(5)洣水、水源を酃縣と桂東縣の境界にある屛水山に發し、上流を泥湖又は桃花灘と稱す、故に洣水の水源には泥水桃水の名がある、洣水は西北流して酃縣の西境を遶りて茶陵縣の南に於て汚水を容れ、又北流して縣城の東北に於て茶水を合せ、攸縣の城東に至つて攸水と會し、又た縣城の南を繞つて西に流れ、安仁縣の西北に於て永樂江を呑む、本流は更に西北に向つて流れ衡山縣の南に到つて湘江に注ぐ。

(6)淥水、水源は二ケ所である、東源は江西省萍鄉北境の楊岐山に出で南流して萍川と稱し西南に至つて二小水を併せ新江といふ、折れて西南流し縣城の東南を經て湘東舖に於て嶺水を容れ西流して湘東江と稱し、次で

西北に流れ湖南、江西の省境に接する挿嶺關の南に入り醴陵東南の雙江口に於て西源と會す。

西源は瀏陽縣の東南に出で、江西省萬載縣界の南澗と合し西流して文家市、澄潭市、金剛頭、麻石を經て醴陵縣境に入り、潼塘、白兎潭、普江等の市鎭を經て西流すること約百餘里にして東源と合す。二水は合流して鐵河口の北に至りて、泗汾河を呑みまた西流すること八十里神福港、石亭等の市鎭を經て、結姑山の麓を繞り、淥口市の南に於て湘江に注ぐ。

(7)涓水、涓水にも亦た二水源あり、南源は衡山縣境祝融峯の虎跑泉に出で北流して白果市の南に於て西源と相會し、北流して湘潭縣境に入り花石、鹽埠、錦石、射埠、古塘橋の諸市を經て易俗河市に至りて湘水に注ぐ、全流の長さ二百里。

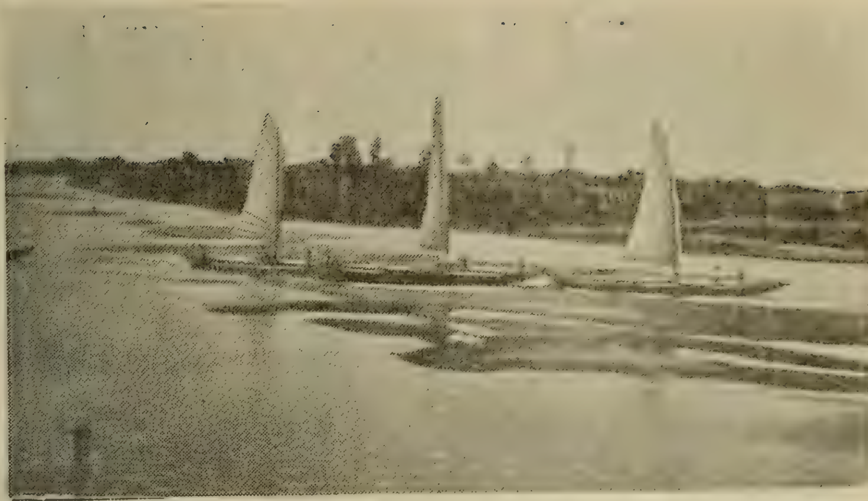
(8)漣水、水源は寶慶縣東北の龍山(山を隔てたる南は邵水の水源)に出で曲折して東北に流れ、湘鄉縣境婁底の東に於て湄江に會す。湄江は安化縣東南境の司徒嶺に水源を發し、南流して橋頭を經て社鼓に到り藍田水を合せ、轉じて東流し漣水に入る。漣水は更に東流し濲水市を經て測水市の東北に於て測水を併せ、曲折して東流し湘鄉縣城の南方を遶り再び湘潭縣境の石潭、姜畬等の市を經て楊梅洲の南に於て湘水に注ぐ。漣水は増水期にありては石潭まで小汽船を溯航せしむることが出來る。

(9)瀏水、水源は二つある、北方のものを大溪と稱し、南方を小溪といふ。何れも瀏陽東北界の大圍山(大溪山とも稱す)より出で西南に流れて相會し縣城の南を遶りて更に西南に流れ椎沖、普蹟、鎭頭等の市を過ぎ長沙縣境に入り、又た西北流し無數の小河を併せ、東山、榔梨、湖蹟渡を經て長沙市の北に於て湘水に注ぐ。

(10)溈水、水源を寧鄉縣の西方百四十里の大溈山に發す、山の周廻百四十里奇峯絶崖の間に水田多く、水源は

托拜嶺で初め東南に流れ次で東に折れ、雙鳧舖の西に於て梅溪を合せ、寧鄕縣城の西南にて烏江を含み、玉潭橋を過ぎて東流し靖港の南に於て湘江に入る。

(11) 汨羅江、此江は汨江と羅江との總稱であつて、汨江は源流長大にして羅江は短小で僅かにその附庸に過ぎない。汨水の上流は平江縣の東北と江西省修水縣の境界を成す白沙嶺に發す、西南流して壽街、嘉義諸市の北及び平江縣城の南を遶り屈折して西南に流れ湘陰縣境の歸義の北に於て羅水と會し、西流して粤漢鐵道の鐵橋下を過ぎ、また分れて二流となり、支流は磊石山に至り湘水に注ぎ、本流は營田市の北に於て湘江に入る。



漣水の風景

(12) 澂水、水源は臨湘縣と湖北省崇陽縣との境界にある藥姑山に出で、西南に蟠流して岳陽縣境に入り、東方より來る水流を合せ、新牆市の北を遶り南灌口に到り鹿角の東北に於て洞庭湖に注ぐ。河長は約二百里である。

三、資水

資水は本省第二の大河で、水源は二ケ所にある、南源は夫夷水と稱し、西源は資水と名づく。たゞ資水は夫夷水の長きに及ばない、夫夷水は廣西省全縣の西境越城嶺の西方に出で、西延水といふ源は羅氏山の南にある。夫夷水は水源を發して

北流し西に折れて本省の新寧縣境に入り、更に縣城を遶つて東北に流れ、武岡縣の東境を經て唐渡市の西に到り、西源の資水と會流す。

資水の源は城歩縣の西北境にある雲霧嶺に出で、武岡縣城の南を遶り東北に流れ、山谷の間に於て小河を併すること甚だ多く、城の東北に於て蓼溪水を容れ、東北に流れ平溪を呑み、次で折れて東流し紫陽鋪の北に於て辰水を併せ、更に東流して唐渡市の西に到り南源と相會す。

二流の合流して後は水量漸く增大するも沿岸に灘多く、東北に流れて邵陽縣城の東北に到れば邵水來り合す。更に北流して漁溪を容れ、次で西北流すれば、石馬江は西方から來り會し、その下游には魚灘多く就中三門灘、大禾灘、小禾灘、粟灘、石境灘、石背灘等は著名である。此の間に球溪、麻溪、柳溪、蓮溪の諸流來り合し、新化縣の東北を繞り北流し洋溪を併せ、又た北流して油溪を容れ再び西北に折れ安化縣の西境に到つて渠水を併せ又折れて東北流する間に幾多の小流を容れ、東平、黃沙坪、酉州、小淹等の市を經て東流し、敷溪市の西に於て伊水を呑み、更に東流し益陽縣境に入り、馬跡塘に於て泥溪を併せ、東流して三堂街下游に到れば北岸の平野漸く廣く、桃花江市の東北に於て桃花江を容れ、更に東流し長巷の東北に到つて滮溪を合せ、又た縣境の南を繞つて東流し沅江縣境に入り北折し水は溢れ胭脂湖となる。支渠交錯し鳳凰泥の諸湖と相連なり。二支流を分ち湘水の西岸から湘江に注ぐ。南なるを喬江といひ、北なるを臨沚江と稱す、水量大なる時は省城の長沙から沅江、益陽、常德に到る小汽船は多く道を喬江に取り水路數百里を短縮することが出來る。

本流は北折してより十餘里沚湖口の南に當つて又た二流に分れ、東流は東北に流れて筆子江となり、湘陰縣境に入れば支渠相連なり復た二口に分れ西なるを揷竹口と稱し、東なるを蘆陵潭といふ。湘江と相通じ更に東

北に流れて青草湖に注ぐ。西流は北流西折しまた北に曲り沅江縣城の東を遶つて北流し更に二流に分れ、西流は沅江と合し再び東北に流れて長坡の東に於て茫湖に入り、東流は資水の本流で東北流して蚌市の南に於て茫湖に注ぐ。

四、資水の支流

(1)邵水、源を邵陽縣の東北八十里なる龍山に發し、南に流れ更に西折し復た南行し縣城の東方十餘里の雙江口に於て桐江と會す、二水合流して南流西折し檀江舖の北に到つて檀江を合せ次で北流し縣城の東を遶つて資水に注ぐ。

(2)石馬江、上流を高平水と稱し新化縣の西南界の打鳥坳から發源し、東南に流れ栗平市の西を遶つて邵陽縣境に入り西境の香爐山の北に於て楼塘水を合せ、更に東流して東北に折れ、縣城の西北に到つて資水に入る。

(3)洋溪、洋溪は雲溪、洋溪、女溪の三水を合せて成れるもので、雲溪の源は邵陽縣西境隆回二都の鵝梨樹嶺に出で、東北に流れて新化縣境に入り雲溪市の南を遶り折れて東流し三江口に於て洋溪に合す。洋溪は縣の南界盲望山に源を發し北流して雲溪と合流す、女溪も亦た縣南の長龍山から發源し北流して來り合す、三水は合流の後更に北流し大洋江の北に到つて資水に注ぐ。

(4)渠水、源を新代縣の西南、邵陽、溆浦三縣の境界に在る冷溪山北の分水坳に發し、北流して山谷の間を過ぎ黑溪、珠溪、善溪等の小河を併せて安化縣境に入り渠江市の西北に於て資入に合す。

(5)伊水、敷溪ともいひ、源を安化縣の西界天吳山の南に發し、東流曲折して東北に進み縣城の東を遶つて北流し、將に資水に注がんとする所に於て滔溪を容れて資水に合す。



沅水の清浪灘

五、沅水

沅水は上流を淸水江と云ひ二源あり、何れも貴州省都勻縣境に出づ、南源は馬尾河で縣の西境雲霧山に出で、北源は魚梁江で縣境の西北牛了山の北に出づ、二水は相合して東流し臺拱、劍河、錦屛、天柱等の縣內を經て本省の會同縣界に入り直ちに黔陽縣境に入る。托口の南に於て唐江を合せ更に渠河を加へ、是れより水勢漸く大となり、東流して縣城の西に至り撫水を入れ、江は黔陽縣城の南を遶りてからは急湍となり江中には獅子灘がある。又東流し城を距ること三十里で鸕鶿灘となり、再び下ること三十里で連珠灘となる。沙渚連續し舟行極めて危險である。更に東南に流れ會同縣境に入り、洪江市の東北に至れば巫水の南方より來り會するあり、江は洪江よりは轉じて北流し大狀灘を成す、水は傾瀉して廻り、水流奔るが如く舟行最も險難となる。江は再び北流し辰谿縣の東境を遶り、辰州灘を遶えて溆浦縣境に入れば溆水の東方より來り合するあり、次で西北に折れ辰谿縣城の西南に至れば辰水（卽ち麻陽江）西南から來り合し、更に北流し瀘溪縣城の南に於て武水の西方より來り合するあり、更に折れて東北に流れ沅陵縣城の西南に到れば酉水の湖北西南端から四川の東南界を遶りて來り會するあり、江は縣城を遶ゆれば忽ち轉じて東北に流れ、百曳灘（沅陵

縣城を距ること約十里）九磯灘を經て深溪口に於て深溪水を容る、江は更に東北に流れ横石、北斗、清浪、雷廻の諸灘を成す、卽ち俗に「四十里灘」と稱するものは是である、兩岸の山尾壁立し水聲雷の如く舟人の大難所である。沿岸平地少なきに因り、市鎭房屋多くは山に依りて建造せられ上下參差として頗る奇觀である、江は猶ほ東北に流れ桃源縣の西境に入れば夷望溪來り注ぐ、更に東流し縣城の東を遶つて稍や北流すれば延溪を容れ更に北流すること十餘里で白洋水來り合す、江は是に於て轉じて北流東折し常德縣境に入り、河洑市の後方を遶りてより突如として南に一大曲流をなす、沿岸何れも高堤を築き以て水害を防ぐ、又常德の城南を遶つて東流し江は分れて二流となり、北流は猶ほ東北に流れて漸水と通じ、本流は卽ち折れて南流し、復た東折し牛鼻灘の西に至つて南折し、滄港の北に到れば江は分れて二流となり、南流は漢壽縣の城南を繞りて東流し、安樂後江の諸湖に入り、復た諸湖より東南に一支流を出し、沅江縣の西境を經て東北に流れて資水と通ず、西方の支流は北流して荒湖の西南岸に注ぐ、北流は張家嶈及び漢壽縣城の北を遶りて東流し、北方漸水の本流と相竝行し、接港口以下よりは更に諸流紛出して諸湖と相通じ、再び東北に流れて天心湖に注ぐ。

六、沅水の支流

(1)渠水、苗嶺の東端に發源し、叢山の中を紆曲し支渠甚だ多い。其の源は二ケ所にある、西源は貴州省黎平縣の西南山卽ち永從縣城の西北なる山に出で、六冲河と云ひ、東北に流れて本省の通道縣境に入り、縣城の西南に於て東源と合す。東源は城步縣西境の烏雞山に出で、石牛溪と云ひ、西流すること約二百里にして西源と合流す、渠水は通道縣城の西、北、東の三面を繞り復た北折して靖縣の城東及び會同縣城の西を遶り北流し黔陽縣の西南境托口の西北に至つて沅江に注ぐ。

(2)撫水、撫水は亦鎭陽江と云ひ、貴州省甕安縣の東搭耳山の南に出づ、水源の北は谷を隔てゝ黄平河の水源があつて北流し烏江に注ぐ。又た水源の南は谷を隔てゝ翁梅河の水源となり南流して沅江に注ぐ。故に搭耳山の南方よりは三水源出で、撫水の水源は其の中央に位する、東流して施秉縣城の東北を遶る南水源は黄平縣の西金鳳山の東から出で黄平縣の北を過ぎ、施秉縣城の東南を繞り來り合す、撫水は復た流れて鎭遠・清溪二縣の城南及び玉屏縣城の北を遶り始めて晃縣より本省の境に入り、又芷江縣城の南を經て東流し楡樹灣市の南に於て忽ち折れて西南に向ひ再び黔陽縣城の西南に至つて沅江に注ぐ。

(3)巫水、水源を竹舟江と云ひ、城步縣東北の巫山に發源す、後、黔峯の東麓を繞りて南流し、西折して順次に黄山水、小言水、平水、背水の四水を收む。巫水は城步縣の城南を繞りて東北に流れ、綏寧縣東境に入り、界溪口の兩邊に至れば蒔竹水來り合す、又北流し會同縣の東境を遶りて洪江市の東北に至つて沅江に注ぐ。

(4)漵水、雙龍江とも稱す、其の南源を龍潭河と云ひ、東源を龍灣江と云ふ。龍潭江の水源は漵浦縣南境の金子山に出で南流して龍潭汎の西に至り轉じて東流し、折れて北流し沙江に至つて大沙河水を合せ更に北流す。其の東源なる龍灣河は縣東界の金竹峒の北に發源して來り合す。其の會合點は高明溪市の西南に當り、西北に縣城を距ること約三十里、漵水は更に北流し溪口市の西を經て西折し縣城を距ること約十餘里の喬江市の西に於て宣陽江を合せ、再び縣城の南を遶り蜿蜒として西流し、大江口に至つて沅江に注ぐ。

(5)辰水、麻陽江又は錦江と名づけ、或は漫水とも稱す、水源は二ヶ所あり、何れも貴州省印江縣の東南即ち溪縣北方なる梵淨山の南麓に出で、東なるを社土河、西なるは繹溪と云ふ、兩者合して南流し省溪縣城の西南を繞り、江口縣城の東南に於て瓦溪を合せ、又銅仁縣城の南を遶り始めて東流して省境に入り、麻陽城の南を

經て高村の南に至れば漾溪來り合す、更に東流し辰谿縣境に入りて縣城の西南に至つて沅江に注ぐ。

(6)武水、武水には二源あり、南源を沱江と云ひ、北源は即ち武水である。武水は永綏縣西南邊界なる蜡耳山(海拔一、一〇〇米突)の東に出で、東南に流れ次で東北に流れて乾城縣境に入り、武山(高さ一、九七〇米)の北側に循ひ、轉じて東流し鎭溪營の北に至つて忽ち折れて南流し、乾城縣の城東に至つて潕江を收め、永綏縣の北界上に蜿蜒とし、更に縣界を歴して東南に流れ江口渡に至り北河を合せ、保靖縣城の北を遶りて東流し、永順縣城の正南に於て乾溪西方より來り注ぎ、沅陵縣の西、烏速市の南、小酉山の北に至り、西方より流れ來る小酉溪を納め、再び東南に流れて縣城の西に至つて沅水に注ぐ。

七、澧水

澧水は本省第四の大河である。上流の水源は三ケ所で中央なるを綠水河と云ひ、北方なるを兩家源河と稱し、南なるを上洞河と云ふ。綠水河は即ち烏鴉河にして桑植縣と湖北省宣恩縣と界を接する歴山(高さ二、九一六米)に發源し、東南に流れ縣の西境なる兩河口市の北に至つて、南源の上洞河(一に馬頭河と名づく)を合す。上洞河は永順縣西北境の靈嗣山に源を發し北流更に東流して桑植縣の南境に入り綠水と合す。兩家源河は桑植縣の西北、貴州省に界を接する金龍山に水源を發し、西方より流れ來る花角溪を併せ、東南より流れ來りて三源合流す。三源既に合すれば東南に流れ桑植縣城の北にて長西水を納め、又東南に流れて苦竹河市の東を遶り、大庸縣境に入る、縣城より下流は水勢漸く巨大となる、次で折れて東北に流れ慈竹縣城の北に於て溇水を呑み、又東流して石門縣城の西に至り渫水を合せ、再び縣城の南を遶つて東水し澧縣城の東南に於て澹水を納る、稍々東南に進めば南岸を道口と云ひ、道水ありて西南より來り注ぐ、又東流して津市の東に至れば澹水

西北より來り合す、是に於て轉じて南流し東に向つて一支流を出し、澧縣の東境に至つて湖北省より流れ來る牛浪湖の水と通じ、本流は再び折れて南流し、大湖口の東に於て虎渡河を合せ、又南流して皇田湖に入る。本流は猶ほ南に向ひ轉じて東南に流れ匯口市の南に於て一流を分岐し、西七里湖へ通じ、又東流して皇田湖の南方より出づる水を併せ、再び東流し大鯨湖の北より溢れたる水を收め、次で南折し安鄕城の西を遶り復た縣城の南を繞つて東流し、新閘口の東北に於て藕池口水湖北より南流して來り合し、又轉じて南流し南縣界に入れば二源に分岐し南へ洞庭湖に注ぐ。

八、漊水の支流

(1)漊水、水源は湖北省鶴峯縣境に發す、蓋し鶴峯縣一帶には山脈巍然として聳え、山の北は淸江の流域で山南の水流は盡く澧水に入る、漊水の水源は縣西境の虎鶴嶺で東南に流れ、縣城の東を遶つて西南に流れ、西界の奇峯山より流れ來る一水と會し、折れて東南流し霧水を合せ、更に東南に流れ省境なる慈利縣の西北に入り、慈利縣城に至つて澧水に注ぐ。

(2)渫水、水源は湖北省五峯縣城の西方月朗山の西に出で南流して省境なる將軍山の西及び剪山の東に入り、石門縣の西北境を過ぐれば白溪河及び黃連河の名あり、縣城の西に至つて澧水に注ぐ。

(3)澹水、澹水の二つの源は何れも澧縣の西北境に出づ。西源は辛家の西なる五龍觀を出でゝ東流し、東源と會す、東源は石龜山の西北に出で西南に流れて西源と會流す。澹水は更に東南に流れ臨澧及び澧縣と界を接する處に至つて東方に向ひて一支流を分岐し、涔水に注ぎ、本流は猶ほ南流し折れて東流し縣城の東に至つて澧水に注ぐ。

(4)澪水、澪水は澧縣西北の五山に出で東南に流れて夢溪寺の西に至り澧水より分岐せる支流に合し、六家口の西に於て澧水に注ぐ。

參考の爲め湖南省の大河湘江の水量增減を表示すると次の如くである。(長沙關の水表記錄に據る)

月分	最高水量		最低水量		平均水量
一月	三十日	一一、二尺	十五日至十八日	二、五尺	四、六尺
二月	十一日至十六日	一六、七	二十八日	五、二	一〇、一
三月	十六日	一六、六	四日	四、二	九、七
四月	二十九日	三一、一	一日及十八日	一〇、二	一七、二
五月	五日	三〇、五	二十二日	八、八	二〇、八
六月	二十二日	二六、四	三日	九、一	一七、八
七月	一日	一七、九	二十九日	三、一	一〇、三
八月	四日	二三、九	二十日	五、七	一〇、五
九月	十五日	一六、二	一日	八、一	一二、八
十月	三十日	一二、〇	二十二日	三、四	七、二
十一月	十六日	一一、七	二十七日及二十八日	四、九	八、二
十二月	九日及び十日	八、九	三十一日	四、四	七、三

各要港平均水量表(岳州稅關の報告に據る)

月名	益陽	沅江	常徳	安郷	津市	長沙
一月	尺 三、九	尺 二、三	尺 二、四	尺 三、一	(一) 尺 三、〇	尺 六、八
二月	五、九	二、九	三、五	三、二	(一) 三、〇	一一、〇
三月	六、四	四、六	五、二	四、一	(一) 一、二	一〇、八
四月	一二、一	八、三	一三、六	七、八	八、八	二〇、六
五月	九、一	八、七	一〇、四	七、六	九、九	二〇、一
六月	一四、六	一〇、六	一七、二	一一、七	一五、一	一七、九
七月	七、五	九、九	九、二	一〇、〇	一二、七	一〇、四
八月	一四、六	七、九	八、九	一〇、八	一六、九	一四、三
九月	八、二	一一、五	一一、九	一二、二	一七、一	一二、一
十月	八、九	七、八	九、七	九、八	一一、二	七、六
十一月	六、八	六、七	八、二	六、九	五、六	七、九
十二月	五、〇	三、四	四、六	四、一	(一) 二、七	六、六

九、洞庭湖

洞庭は即ち禹貢の九江であつて、九江なるものは古へ傳へて沅、漸、撫、辰、酉、溆、資、澧、湘の九水をいふ。朱子は撫、澧二水を去つて易ふるに瀟蒸二水を以てしたが其の實洞庭に入るものは唯だ湘・資、沅、澧の四水のみである。四水中湘水最も大きく沅水之に次ぎ、資水、澧水又之に次ぐ、瀟、蒸、耒・洣、渌、消・



洞庭湖の大景（湖南の筏）

漣、瀏、潙の諸水は湘江に附屬し、辰、漵、潕、激、酉の諸水は沅江に注ぐ。論者湘、沅を經となし、資、澧を緯とし數十の著名なる河水を合せて一湖に集むるが故に洞庭を稱して五湖の長、海内の沼澤の冠と稱へてゐる。

河川の注入口

(1)湘口は磊石より西方を湘江口といふ。磊石山は湘陰縣北境にあつて山の南は汨羅江の吐口で山の西は卽ち湘水の北流して洞庭に入るの吐口である。湘水は廣西から湖南に入り零陵、衡陽、長沙を經て來り、本流の長さ二千餘里、三十餘の河水ありて之に注ぎ、小河は無數でこれが洞庭湖の南方に注ぐ大河である。湘水の西岸に喬口、臨泚口、掃竹口がある、支流を分岐して資江支流の篙子江と相通ずる。

(2)資口は湘江より南すること數十里折れて西南に進めば資江の支流なる河水の吐口で、更に折れて南方にあるを資口と云ふ。資水は寶慶、安化、益陽、沅江の各縣を經て洞庭夾に於て湖水に入る。洞庭夾は沅江縣城の東北

明山(南)朗山(北)の西北にあり、其の東北の地名は鴛鴦夾で西は草夾湖である。資水の本流は一千七百餘里、十餘の河川ありて之に注入し、小河は無數で此れ又洞庭湖の西南から注ぐ一支流である。

(3)沅口は資江の西方で南岸嘴と云ひ、又西すれば李家蓬と云ふ、何れも沅江縣城の北に偏せる西方三十餘里の處にありて、其の南に赤山及范蠡祠がある。皆沅江支流の吐口である。又西すると後江湖の北に當つて蘆林港あり、港の北東なる旺湖は沅江の分岐して流出する吐口である。又西北に進めば柳林江があり、其の北を天心湖となす、沅水は貴州から湖南に入り、芷江、沅陵、常德の各縣を經て漢壽縣の北境を繞る、水流の長さ凡そ二千三百餘里、三十餘の河水之に注ぎ、小河は無數である、此れ洞庭湖に西方から注ぐ一大河流である。

(4)澧口は卽ち沅口の北に接近せる所で、蓋し柳林口から北湖心に洲がある、冷飯洲と云ひ、洲の北を澧江口と云ふ。北方安鄕縣を距ること甚だ近く、澧水は永順より澧縣、安鄕を經て流れ十餘の河水を併せ、此處に至つて湖に注ぐ、此れ又洞庭湖の西方より來る一大河である。

(5)潰決各口、その中藕池口は淸の咸豐年間潰決して成れるもので、調絃口、虎渡口、松滋口と併せて四大決口と稱せらる。洞庭北岸の河水は藕池水を最大となし、西方を大廐濠口と云ひ澧江分流の吐口である。其の稍や東方なるを靈官洲、藁蔦洲(此の洲は伊太利半島に酷似す)で、又東すれば蕭公廟となる。又更に東すれば明山となり、明山の東を寄山、團山となす。藕池の南方に決潰してから江水倒しまに灌いで湖水に入り泥沙甕塞し、數年ならずして南洲、寄山、團山となり、沈澱して平地となり、洞庭の形勢はかくて一大變化をなした。今の水勢を以て測れば藕池の南決せる水は西、中、東の三派に分る。

(6)華容河口は川江が湖北省の調絃口から洩出し、南流して省境に入り、華容縣の東方を遶り笁篟港に至つて

洞庭に入る所である。

(7)洪水灘口、川江が岳陽の西北から洩出し、南流して旗桿嘴に至つて洞庭に注ぐ。

(8)川江口(即ち大江の吐口)、川江の岳陽城の西南に至つて洞庭湖に注ぐ處を濠溝口と云ひ君山の東に當る。

(9)沅、澧、資三江の水合流して湘江に注ぐ、此の吐口は濠溝口の直南に當る、即ち君山の東南にして布袋口と云ひ、地極めて險要にして是を常澧の咽喉となす。

(10)新牆河口、新牆河口即ち繳水にして水源は岳陽縣東界上の闖山に出で、北流は其の北なる相思埸に出づ、東流して布袋口の南に至つて洞庭湖に注ぐ、是を南灌口と云ふ。

昔の洞庭湖を稱して青草湖と云ひ、赤砂湖と云ふは岳陽の南七拾九里、即ち湘陰の北百里、冬春青草を望むべく即ち今の磨盤洲の地があるからであり、赤砂湖は漢壽縣の東北九十里にあり、水の涸れたる時赤砂を望むべく、即ち今の赤山南嘴の地があるからである。實は一湖で冬春水涸るれば即ち湘、沅、澧の水湖中から大江に達するもの脈絡自ら明らかに分たれ各々相混ずることがない。夏秋水漲れば川江の水奔騰して流入し、湘、資、沅、澧の水奔、瀉して出で、外江、內湖、灌輸して一氣に汪洋となり際涯なくなる、昔「八百里の洞庭」と云ひ、以て天下の大觀と稱せられたのも故無きにあらずである。

水患、唐宋以前は湖口暢洩自在で湖心は深く廣く水增し天に漲るも害を致さない。元の大德年間調絃口を開き、明の張居正が虎渡口を掘つてから沿湖各縣の住民利に趨ること鶩の如く、始めは岸脚湖心に多くは水流を截ちて洲を作り、纔で水を堰止めて魚を飼ひ、四圍に堤を築きて垸を作り、是に因つて湖面を狭小にし、湖身高く此の以後は水患懷胎の時代となり、前清の康熙、雍正、乾隆、嘉慶の時大江の下流壅塞し、上流橫溢し湖

內暢びず、水緩かに砂停まり、漢壽縣の湖水に瀕せる一帶には年々潰災あり、此れ水患萌芽の時代である。咸豐三年藕池口を決潰し、同治九年松滋口が決し、江水は安鄕華容から直ちに洞庭に入り、洞庭は水を蓄ふる處たるべきも水を流す處でない。仍て舊來の水路を停滯せしめ、湖上の運輸を阻害し、濱水の村落を衰退せしめ、數年ならずして湖中に高阜隆起し、縱橫二百餘里に及び、富豪等は旦夕の益を貪り、相率ゐて開墾して耕地となし、堤防を修めて堰と成し、水と地を爭ひ、長官は之を察するも敢て制肘を加へない、護照を給して住民を遷し廳治を創設し、光緒二十年南洲廳の名こゝに立ち、其の他湖を環る各縣每歲夏秋の交に當り、洪水暴漲し堤防前後して潰崩を爲し、賦を免んじ災を救ひ、帑を發して修覆し、動かすに百數十萬を以て數ふるも屢々修めて屢々潰え、資財を流亡に附した。此れ水患最も烈しき時代であり、是より以後は湖心漸く淺く漸く狹く、田園は更に廣く昔の渺々たる洞庭は今已に南阡北陌一望皆田地となり、其の中僅かに灣河細流の消洩するものあるのみ、湖底既に泥沙の塡むる所となり、湖面復た四水の水流の占むる所となり沅、澧二水の湖水に入る消狹まり、南方に徙り大江の澎湃たる波は溢るゝとも歸する所なく、湘、資二江の水扼を控へて暢びない、氾濫して災を成すは勢の赴く所必然である。民國二十年の水災記錄を觀ると、湖水に瀕せる田地約四百萬畝は盡く湮沒に遭ひ、穀の損失約二千萬石。災難を被りたる住屋百萬戶に達し、其の災狀の重く、其の災區の廣きこと前代未聞であつた。近年湖南省政府は既に水路測量隊を組織し、先づ測量調査から着手し、以て將來大規模の治水をなさんとするに便せんとしてゐる。湖南省の災害除去は治平上に一刻も之を忽がせにすべからざる所である。

第三節　全省地質概況

湖南省の地質は尙ほ精確なる調査未だ行はれて居らないが、地質調所を設け着々其の歩を進め居るので、遠からず完全整備せる報告を得らるゝであらう。今從來の調査によつて之を略言すれば、北部洞庭湖一帶は侵蝕甚だ深く、下部の古生界及び千枚岩（Phyllite）は外部に剝露してゐる、千枚岩の分布最も廣き地域は沅陵以下の沅江兩岸で、此の地域の東及南は多く古生界地層に屬して、下部及び中部の古生界最も廣く、輝安鑛は多く資水流域に生じ、新化、安化、益陽、溆浦、邵陽の諸縣の如きは產額最も大なるものがある。新化縣の錫鑛山の輝安鑛はデボン紀の石英砂岩中に產し、益陽板溪の輝安鑛はオード紀（Ordovician）の石英脈中に產す、上部の古生界は石炭及び鐵を含み、石炭、鐵の諸鑛の埋藏量の多きは山西、四川を除く外は當に本省である。新化、邵陽の產額最も多く殆ど盡くが石炭紀のツエシユイ鐵石炭系（Tseshui coal iron series）に屬し、西北部の武陵、山陵一帶は多く古生界石炭岩層に屬し、雄鑛及び水銀鑛を以て（mercury）最も著はる。湘江流域にはデボン紀（Devonian）石炭紀（Carbonifeous）二疊紀（Permian）の地層の分布が極めて廣い、凡そ開採し得べき炭田の多くは所謂デオリング石炭系（Deoling Coal series）及びツエシユイ鐵石炭系に屬し、前者は二疊紀に屬するもので、後者は石炭紀に屬する、侏羅紀（Jurassic）

及び白堊紀（Cretaceous）の石炭系に至つては本省の中部にて僅かに醴陵の門口に少しく發見せらるゝのみである。玆に地質調査所の最近調査せる湘郷梓門橋一帶の地質報告を擧げて本省地質の一斑を窺ふの資とする。

湘郷梓門橋地層

（A） 泥盆紀層、本層は境内にあつては最古の地層である、其の湘郷縣の西南境に見る處は漣水南岸の虞塘市及び街埠頭附近のもので、常に高さ約三百米の嶺脊を構成し、南に向つて延展し其の東は則ち花崗岩で會つて本地層の中に侵入せるものゝ如し、本層下部は石灰岩で底は未だ露出せず、岩石の大部分は暗黑色をなし、多くは塊狀を呈して層理は尙ほ明晰である、下段は蘚苔、蟲類の化石に富み、中段には砂質頁岩一層を狹み居るものがある。上段は層を成して比較的に薄く化石の含蓄に富み、蘚苔、蟲類を除く外、尙ほスピリフア（Spirifer）及びホアモホマ（Hormofoma）等あり、厚度は露出せるものに就き言へば約五〇乃至六〇米位で、其の上は直接に卽ち千枚狀或は板狀なる頁岩の覆ふ所となつてゐる、岩石の下段は多く褐紅色を呈し、上段は多く黃綠色と灰綠色で龍頭口の附近に在つては本岩層の中段で略々砂質を帶びたる黃紅色頁岩中に曾つて化石一層を發見せるも、內に（Spirifer Schizophoria Orthis Athysis 及び Sterinea 等を含むこと頗る豐富であつた。化石本層の頂部は境內に在つては尙ほ未だ發見せられない、已に發見せられたものは約百二十米の厚さがある。化石に據れば本層の地質時代は當にデボン紀に屬するであらう。

（B） 石炭紀層、本層は化石及び岩石の性質から三部に分つことが出來る。(1)萬羅山石灰岩、本岩層は下層

のデボン紀石英砂岩（Quartzone Sandstone）と完全に整合し厚さ約百餘米に達す、岩石は全體的に灰黑色を呈し、質堅く脆い、多くは厚き塊狀を呈し、層理明晰にして珊瑚類及び節足類の化石を含むことが多い、たゞ完整にして鑑定に資すべきものは少ない、本岩層は本地區にあつては僅かに其の頂部を露出し、測水西岸及び黄土嶺の附近一帶に分布し長さ約二十里、一律に南に向つて五十度から西に六十度までの傾斜をなし、傾角は約三十五度から四十度位である、其の上は直ちにツェシュィ石英砂岩の整覆せる所と接觸し、其の下は測水東岸の泥盆紀千枚狀頁と寛さ約半里(約三丁)ばかりの谿谷と分隔せるを見る。其の間地層の殘缺に鑑みれば當に一斷層の存在せるに似たものがある、本層岩は層序及び化石に據つて大體を論ずると其の時代の下石炭紀に屬するは疑ひない所である。たゞ是が（Viseen）なるか或は抑々（Tournairsian）なるか否かは尚ほ考證を待つべきである。

(2)ツェシュィ石英砂岩、本岩層は上述の石灰岩の上を覆ひ、質は細緻で灰白色を爲し、風化せる表面は略ぼ緑色を帶び、通例塊狀を呈し、層理は明晰でない、下部に頁岩及び石灰岩各々一層を挾むものもある。厚さ約四米突、露頭稀少なるに因り、海百合の莖の外他の化石を發見しない、頂部に炭質頁岩一層を挾み、內に無煙炭一層を含む、かつて土人の開採を經たが、其の言に據ると、炭質は佳なれども炭層厚からず、平均約一尺位なりと、本岩層の總ての厚さは約三十米に達し、安紀、新化、邵陽等の縣境にあつては分布極めて廣く、且つ無煙炭の下には常に赤鐵鑛がある、但し此處では尚ほ未だ發見せられて居らない。

(3)梓門橋石灰岩、本岩層は測水以西及び梓門橋の附近一帶に分布し、厚さ約二百米に達し、層次整然化石豐富梓門橋附近に發見せられたるものが最も完全で、其の化石は多く海百合の莖、長身貝、珊瑚等に屬し其の時

代は中石炭紀に屬する。

（C） 二疊紀層、本層は岩石の性質から見て下に列ねたる四部に分つことが出來る。

(1)袁家沖石炭系、下部は黑色頁岩で、內に砂岩を挾み上部は灰色粗砂岩をなし內に砂質頁岩を挾む。(2)蜓蚪石灰岩、デオリン石炭系の下にあり多くは蜓蚪及び珊瑚科の化石を含む。(3)デオリン石炭系・袁家沖石炭系と相互に平行し、其の時代は中二疊紀より上二疊紀に至るものに屬す。(4)薄層狀泥質石炭岩、上二疊紀に屬す。

第四節　氣候概況

湖南省の境域は南は北緯二十四度餘に起り、北は北緯三十度迄の溫帶の位置を占め、南部は南嶺に憑るも其の高度三四千尺に限定せられて居るので、南方より來る溫暖なる空氣を阻止しない、加ふるに四圍は山脈環繞し河川は交錯して流れ、森林蓊鬱、水氣多く、其の濕潤さと炎熱なるとは略ぼ貴州、江西兩省に等しく、夙に半熱帶の稱がある、洞庭盆地は溫度適順、雨量も順當で湖北の氣候に似てゐる。惟だ西部苗人占住地に接近せる處は瘴癘の氣が多い、全省の氣候は大體溫暖濕潤で酷寒の時なく、夏季の溫度は平均華氏九十度內外、冬季の溫度は平均四十度上下である。春冬は雨量比較的多く、往々一雨半月も止まないことがある。故に湖南人には「春雨纒綿」の嘆がある、夏秋の二季は降雨あるも數日で止む、雨が多いと水害が起る。俗諺に「春に三日の晴天なく夏に三日の雨天なし」と云へるは是である。降霜は秋季以後に見られ、降雪は冬春の間にある。

凍結することは甚だ少ない、民國十八年の冬天候特に寒く結氷すること一ヶ月に及んだが、かゝることは珍らしい。民國二十一年の秋及び同二十三年の夏は天候酷熱で毎日の平均溫度は華氏八十七度以上で最高は九十九度乃至百二度に上つた。尤も是れは從來にない高溫であつた。

今參考の爲め長沙氣象各月平均統計表を擧ぐると次の通りである、（省立農業學校報告に據る）

一、氣壓及氣溫（氣壓はミリメートル、氣溫は攝氏）

類別 月次	氣壓 平均	氣壓 最低	氣壓 最高	氣溫 平均	氣溫 最低	氣溫 最高	差
一月	七七七・八七	七七六・六八	七七九・三二	〇・四九五	(一)一・八七	一・九五七	三・八二七
二月	七六九・九八	七六六・六七	七七一・三九	九・三四	四・九〇	一二・五三	七・六三
三月	七六七・〇二	七六六・二六	七六七・八三	一二・二二	八・〇九	一四・九〇	六・八一
四月	七五九・三九	七五七・九九	七六〇・三三	一七・二七	一四・一四	一九・六七	五・五三
五月	七五五・四〇	七五四・四九	七五六・〇九	二四・〇六	一九・四七	三〇・七七	一〇・九〇
六月	七五一・四七	七五〇・六九	七五二・〇五	二六・三四	二二・四四	二九・三六	六・九二
七月	七四四・九三	七四四・〇六	七四七・三三	三一・〇八	二五・八九	三五・一四	九・二五
八月	七四五・三二	七四三・八二	七四六・五二	二九・八〇	二五・三一	三三・〇四	七・七三
九月	七五四・七九	七五四・四〇	七五六・一〇	二五・三八	二〇・八六	二八・八六	八・〇〇

十月	七六五・二七	七六四・一四	七六六・〇七	一九・〇五	一四・五八	二二・四三	七・八五
十一月	七七一・五八	七七〇・一〇	七七三・二八	一三・八八	九・六二	一六・八三	七・二一
十二月	七七三・二七	七七二・六〇	七七三・九三	八・一四	五・二六	一〇・五三	五・二七

二、濕度雨量其他

要目／月次	濕度	蒸發量	降雨量	雲量	平均日照時數
一月	九三・九六三%	一、一二七mm	二、一四九mm	七、九八五 1/10	七時・二七分・一五秒
二月	九七・〇八	一、二七二	二、二〇四	六、五四	三・二二・一五
三月	九六・一七	一、四〇〇	三、八五〇	七、六三	三・三四・—
四月	九三・九七	一、四六〇	六、九八〇	七、三八	三・八・四六
五月	七六・七九	三、八〇〇	三、八五	四、四三	七・三四・三一
六月	八三・〇〇	三、一五二	七、七九八	五、九八	六・一八・五〇
七月	六七・三〇	六、〇五	〇、八三九	三、一五	一一・三三・三四
八月	七四・二六	四、七九	四、四五一	三、六九	八・五四・四六
九月	六九・七〇	四、〇七	四、九三三	四、八一	六・五七・四〇
十月	六四・三五	二、四三三	四、〇九四	五、二九	六・一〇・三七

十一月	七五・八一	一、二八	一、九一	六、〇四	四・三七・〇四
十二月	八三・八一	〇、八九	〇、九六	七、〇三	二・五七・二九

右表は長沙に於ける觀測であるが、省内各地山河の向背土地の高低等の原因に支配されて氣象上に多大の影響あるは勿論である。省は南部高く北部及び西部の低い結果として、北方は寒暑共に甚だしく大陸的の氣候であるに反して南方は寒暑の差少なく溫和であることは全く山川の分布の關係によるといつて宜しい。

然れば陽曆一月に北部の盆地に積雪白皚々たるに、中南部は山上にのみ雪を眺め平地は溫暖春の如きものがあり、又た五月は北方盆地は急に暑熱を增すに反し南方及び西部一帶の山間地帶は急激なる氣溫の上昇を見ない如きはその一例である。但し緯度に於て四川省より南にある湖南省が氣候に於ては四川省が大部分亞熱帶的であるに對して湖南は溫帶的である奇現象を呈してゐる、是れは四川は北方を高嶺を以て圍み南方比較的に平濶であるに、湖南は南方に山脈を擁して北部が盆地として開放せられ居る結果に基くのであらう。

第五節　人口及び住民

一、人口

湖南省の人口は未だ精確なる統計なく、前清宣統四年（一九一一年）の海關報告に據ると一千八百万人であり、民國十八年（一九二九年）郵政局の報告に則れば二千八百四十四万三千二百七

十九人、而も是れは江華、保靖、綏寧、東安、永明、永順の山間の六縣を除外した數字である。又た中華續行委辨會所の同年の發表に據れば二千九百五十一万九千二百七十二人となつてゐる。更に湖南省政府秘書處が、同省民政廳の民國十七年度戸口統計並びに全省自治籌備處、湖南團防訓練所及び長沙市市政籌備處等に於て調査せる所を基礎とし推算せる戸口總數は、戸數六百十一万六千二十三戸、人口三千一万七千五百八十一人、その中男子一千六百七十五万五千八百四十七名、女子一千三百二十一万四千七百三十四名と公表してゐる。

今その計數を基礎として各縣市人口表を擧げると次の如くである。(省政府秘書處民國十九年(一九三〇年)の統計)

縣市名＼性別	男	女	合計
長沙市	二二〇、七一二人	一二五、二一四人	三四五、九二六人
(同市政施行後市公安局調)			四四七、五一一
長沙縣	七五〇、八〇四	五八二、五六一	一、三三三、三六五
湘潭縣	五八五、二六一	四八二、六二六	一、〇六七、八八七
寗鄕縣	三八〇、四六七	二九五、八九九	六八二、三六六

湘陰縣	四〇二、八七五	三一一、九五四	七一四、八二九
平江縣	三〇九、五七〇	二四二、九一〇	五五二、四八〇
瀏陽縣	四六八、五一五	三五九、四一五	八二七、九三〇
醴陵縣	三二五、九四九	二五五、六七八	五八一、六二七
攸縣	二〇五、八〇六	一六六、九三六	三七二、七四二
茶陵縣	一五一、〇一一	一三五、六七三	二八六、六八四
湘鄉縣	七四〇、七七一	五七八、八四〇	一、二八三、六一一
衡山縣	二八七、三三一	二二六、二八五	五一三、六一六
衡陽縣	七四六、七一〇	六一七、二八七	一、三六三、九九七
耒陽縣	三二七、五八五	二六八、七九六	五九六、三八一
安仁縣	九四、五七八	八〇、三四八	一七四、九二六
酃縣	六五、五七七	五五、一〇一	一二〇、六七八
桂東縣	九一、一二五	八〇、七七三	一七一、八九八
資興縣	九六、一九三	六九、一八八	一六五、三八一
永興縣	一六二、二四九	一三四、三四二	二九六、五九一
郴縣	二一二、二七八	一七八、七九八	三九一、〇七五

常寧縣	二四四、四四七	一九〇、八五二	四三五、二九九
桂陽縣	一九六、七二七	一七〇、一八五	三六六、九一二
汝城縣	九一、五一二	六五、五一〇	一五七、〇二二
祁陽縣	五〇一、六一四	三六九、〇二〇	八七〇、六三四
東安縣	一二八、九〇四	九五、九五六	二二四、八六〇
零陵縣	二四六、〇四〇	一九二、八〇七	四三八、八四七
道縣	二四一、〇八七	一九五、四五九	四三六、五四六
寧遠縣	一八〇、二九五	一四九、九九八	三三〇、二九三
陽明縣	一六、七七三	一二、一〇八	二八、八八一
永明縣	六二、〇七三	五二、七五〇	一一四、八二三
江華縣	一〇六、八七六	七九、九六〇	一八六、八三六
藍山縣	七二、一三〇	五九、三〇〇	一三一、四三〇
新田縣	八七、〇九三	六八、〇三〇	一五五、一二三
嘉禾縣	七三、二九八	六六、五〇八	一三九、八〇六
臨武縣	七六、四四九	六六、〇九六	一四二、九四五
宜章縣	一一七、四一八	一〇〇、二三九	二一七、九五七

益陽縣	四五三、六八〇	三五五、九九七	八〇九、六七七
安化縣	四〇〇、三二四	二七一、五六〇	六七一、八八四
新化縣	四七二、八一〇	三五四、三四四	八二七、一五四
邵陽縣	八四二、〇二二	六七八、七五三	一、五二〇、七七五
漵浦縣	一八二、二一五	一四六、九二六	三二七、一四一
武岡縣	四四四、〇〇六	三四七、五五〇	七九一、五五六
新寧縣	一一四、五三四	九三、三七二	二〇七、九〇八
沅江縣	一四九、一七六	一一七、九八三	二六七、一五九
漢壽縣	二三二、七四九	一八三、七六三	四一六、五一二
常德縣	三七三、七一八	二九二、五七〇	六六六、二八八
桃源縣	三二七、二四六	二三八、二五〇	五九五、四九六
沅陵縣	一九四、一二七	一五六、四七三	三五〇、六〇〇
古丈縣	四四、八一一	三九、六七一	八四、四八二
永順縣	一一九、七二〇	一〇四、一六四	二二三、八八四
龍山縣	一〇六、五四三	九二、〇八六	一九八、六二九
保靖縣	七三、二〇一	六二、七八五	一三五、九八六

永綏縣	六七、二六四	五六、四六八	一二三、七三二
瀘溪縣	五八、二〇九	四九、一一一	一〇七、三二〇
乾城縣	四四、四八二	三七、八五四	八二、三三六
鳳凰縣	七二、九八六	六一、八六三	一三四、八四九
辰谿縣	九〇、八九七	六八、二七二	一五九、一六九
黔陽縣	一一七、三一六	九六、五三一	二一六、八四七
芷江縣	一二五、九六七	九六、二八四	二二一、九八一
麻陽縣	六〇、五九一	五〇、八五四	一一一、四四五
晃縣	八六、〇三八	六三、六一二	一四九、六五〇
會同縣	九一、二五七	七八、九九三	一七〇、二五〇
靖縣	四一、一三二	三六、三三〇	七七、四六二
通道縣	三一、六九〇	一八、八五五	五〇、五四五
綏寧縣	九四、〇四〇	七五、〇八六	一六九、一六六
城步縣	九五、六四八	八六、五五六	一八二、二〇四
澧縣	三九八、五〇五	三〇〇、四七三	六九八、九七八
臨澧縣	一四〇、六八八	一一二、〇四四	二五八、七三二

石門縣	一八〇、九九一	一三六、一八一	三一七、一七二
慈利縣	一八六、一四八	一四七、一〇三	三三三、二五一
桑植縣	一六〇、〇三五	一二三、七一五	二八三、七五〇
大庸縣	一九四、三六六	一五三、七三四	三四八、一〇〇
岳陽縣	二七五、五一五	二〇二、七一九	四七八、二三四
臨湘縣	一三九、三六八	一〇九、一四二	二四八、五一〇
華容縣	一七〇、八五六	一四〇、一六六	三一一、三二二
南縣	一五二、一八四	一一二、〇〇四	二六五、一四八
安鄉縣	一二六、五七六	九三、八三四	二二〇、四一〇
總計	一六、七五五、八四七	一三、二一四、七三四	三〇、〇一七、五八一

支那の人口は惟り湖南省のみでなく各省共に統計が頗る杜撰であつて俄かに信じ難い、尤も湖南省は最近自治機關の著しい發達があるので、之を他省に比しては優良のものであることを承認出來る。

二、住民

湖南省の住民三千餘万人中の九十五%迄が漢人種であることは無論であるが、湖南は古代に於て帝都の地を距ること遠く所謂王化に浴すること遲く、且つ苗族、猺族等の化外の民が長い間本據

を占めて居つた所で今日と雖も南部の新田、嘉禾、寧遠、桂陽諸縣の山間地帶には猺族の本據があり、完全な縣政を施行することが出來ずに陽明特別區域を設けて之を統治して居る、又た西北の永綏、乾城、鳳凰、麻陽、晃等貴州寄りの諸縣山間には苗族の殘留するものが居る、更に漢人に同化した苗猺族また漢人と苗猺族人との混血した種族も少くない。その上に漢民族の中にも早くから湖南に定住した本土人、外省籍民で湖南に在住するもの等に區別して來ると單に湖南住民としても言語風俗習慣等の上に非常の相違がある。今湖南住民を本土及び外來の二大別にして表示すると

本土人＝
- 先住民（苗族、主として貴州省接壤の山岳地帶に住する、
  猺族、主として廣西省接近地及び南方の山間地帶に住居す。
- 本土漢族（明代以前から住居するもの、湖南住民の過半數を占めてゐる。

外來人＝
- 外省籍漢族（江西省人最も多く次で湖北人である、
- 外來回族（回族は北方常德をはじめ各地に散居してゐる。
- 外國人（多く開港地及び大都市に居る外交官宣教師商人醫士等である、その數は多くない。

(1)苗族、湖南省は上古時代に三苗の國として知られ苗族の本據であつたことは古史に徴して明かな事實であり、秦漢以來漢民族が漸く湖南に侵入し來つて文化の差から苗人種は性情慓悍であるに拘らず次第に南方雲南貴州方面に退却を餘儀なくされ、益々文明と遠ざかるに至つた。明、清時代に於ては尙ほ相當の勢力を有し屢々漢民族を襲擊したものである。今日では僅かに貴州及び廣西兩省の接續地帶の山間高嶺深溪の間に餘喘を保つてゐるのみである。その數も判明はしないが省內に居るものは數萬に過ぎないとのことである。但し最近に



苗人の風俗

至り省政府は西部の苗區を開發するの必要から苗民の知識を增進する爲めに優秀の苗族青年を新學校に入學せしめて給費教育を爲すことになつた。

(2)猺族、此の種族は苗族と同時代に湖南省の大部分に蕃榮した民族と思はれ、特に苗族に比して勇猛の氣風に乏しく、同じく漢民族の壓迫と侵略を受けながらも、その一部は同化し又は混合して漢族化し、湖南土着人となり、精悍で同化を欲しないものは西南部の峻岳幽澗の間に退去し猺族の部落を形成して之に居る、その湖南に住するものゝみで六七十萬人と稱されてゐる。

(3)獞族、狪族、是等の民族も廣西省より湖南省南方の山間地帶に入り込み住居するものが少くない。特に狪人は最も漢族に似て居るので漢苗の交戰に際して、苗人に捕虜となれるものゝ子孫ならんとの說がある。

(4)漢民族、漢民族が先住の苗族を敗つて次第に移民の南方に擴がるに至つて、地味肥沃氣候溫和の湖南省

は着目の焦點となつたのは勿論であるが、苗猺族の固き根據地である爲め、容易に開發の手は伸びず、秦漢時代から漸く眞に漢民族の繁榮の基が開かれるに至つたものである、特に急速に漢民族の湖南に蕃殖したのは明朝からで、清朝の康熙乾隆時代に至つて旺盛であつたと云はれる。

湖南省も他省に見らるる如く四隣の外省からの移民多く、湖南の在來人は商才に乏しい關係から商民の多くは江西、湖北及び廣東の各省から入り込んで居るものが少くない、從つて言語風俗等に複雜性を帶びてゐるのは事實である。



猺族婦人（武裝姿）

(5)**回教族**、回族は湖南省には相當に多く住居してゐる、特に洞庭湖を中心とする一帶に多く、何れも商工等の產業に從事してゐる。

(6)**外國人**、湖南は排外思想の旺盛なので有名であつたので、支那の各地に歐米の宣教師が入り込んで耶蘇教の宣布に、學校の設立に病院の建設に非常な活躍が爲された頃にも湖南省丈はその例外區域として一の教會も學校も病院も外人の手に依て開き得なかつたものである。それが光緒二十九年（一九〇三年）に日清通商條約によつて長沙を開港場とすることになつてから、外國人も公然と湖南に入り、

歐米の教會、學校、醫院等が省內の重要地に設けられるに至つて、在留外人の數も俄かに增加することになつた。

今湖南省在住外國人を國籍別から觀ると日、米、獨、英、伊の順序で合計三百四十一名である。右の數字中には夏期繫留して居る日、英、米の砲艦の乘組員は加はつて居らない。各國在住者の統計を擧げると次の如くである。(一九三六年十二月現在)

國別＼性別	男	女	合計
日本	五四人	三五人	八九人
米國	五一	三七	八八
獨國	三四	一五	四九
英國	二六	一七	四三
伊國	一八	七	二五
諸國	五	七	一二
波蘭	四	六	一〇
西班牙	四人	四人	八人
ルクセンブルグ	—	五	五
墺國	三	二	五
佛國	一	二	三
印度	三	—	三
丁抹	一	—	一
總計	二〇四	一三七	三四一

右の中米、獨、英、伊等の歐米人は宣教師及び教會に屬する醫師及び教師等多く、日本人は貿易商及び會社員多數を占めてゐる。日本人の職業別を擧げると次表の通りである。(一九三六年十二月現在)

職業別	男	女	合計
會社銀行事務員	一九	四	二三
官公吏及家族	五	八	一三
貿易商及家族	一〇	二	一二
醫業及家族	三	二	五
教師及家族	二	二	四
船舶業（臺灣籍民）	五	一	六
被雇人	—	一	一
土木業	一	—	一
纖維業	一	—	一
軍人	一	—	一
寫眞師	一	—	一
彫刻者	一	—	一
音樂家	—	一	一
無職業	三	一二	一五
子供	二	二	四
總計	五四	三五	八九

第二章　歷史上から見た湖南省

第一節　古代より戰國時代

一、有史以前

湖南省は現支那の中央に位するも古き時代には、歷代の帝都を距ること遠く、その文化に浴することは遙か

つた。但し其の境界は峻山高嶺の中原との交通を妨げるものなく、北は長江の大河に瀕し、洞庭湖を控へ眞に天與の地であつたのだが、長く苗族の繁榮を極めた土地で漢人の侵入を妨げて居つたものである。その古代は所謂苗族の國であつた。然し炎帝神農氏は長沙の茶鄕に崩じたと云はれ、黃帝軒轅氏は南江に至り熊湘に登つたと傳へられ、帝嚳高辛氏の時代に一老婦人があつて耳疾を得て治療のため醫者から一物を貰つた、その形繭の如くである。其の婦人は之を瓠に盛り、盤を以て之を覆ふと俄然それが犬と化した、色は五色で槃瓠と名づけて養つてゐると、犬戎の寇が起つた。帝は之を患ひ犬戎の王、吳將軍の頭を得たる者に封邑を賜はり、幷に娘を以て妻はすと云ふ布令を出した。畜犬の槃瓠は數日姿を隱したと思ふと、吳將軍の頭を銜へて闕下に歸つて來た。帝は驚き且つ喜んだが犬に女を妻とすることは出來ない、何とか他の方法で報いるやうと會議を開いた、娘は之を聞いて、帝に若し違信あれば天下の法度は壞れる、自ら嫁がんと請ふた。帝は之を許すと槃瓠は欣んで女を脊負ひ山に入り、三年を經て十二人の子を生んだ、成長すると互に夫婦となり、その子孫は甚だ蕃殖するに至り蠻夷と號す、卽ち武陵長沙蠻は是である。故に古から三苗は相傳へて槃瓠の子孫であるといつてゐる。或は黃帝の曾孫卞明の後なりともいふ。古代の傳說傳記素より信を置き難いのであるが、湖南省は古き時代に苗族繁榮の地であつたことは明かなのである。

湖南省溪峒砦の諸苗は其の種族が一つでない。唐虞の時卽ち三苗と稱したが、三は約數の意で其の實は五十四族もあつたと云はれる。堯帝の時湖南は洪水橫流し、帝は之を憂ひ舜を擧げて之を治めしむ、舜は三苗を三危に遷し鯀を羽山に殺し、禹を擧げて次第に洪水を治め、九江を導いて耕耨の出來るやうにし、玆に人民は邑居し聚落するに至つたのであると。帝舜南巡して蒼梧の野に崩じ、其の二妃耗を聞いて之を追つて湖南に來

り、哀哭の涙は竹に染みて斑々として涙痕の如く、湖南の竹に紋あるのは其の爲めであると語り傳へ、湘妃竹と稱してゐる。

湖南省は夏の禹王襄陵の洪水を平らげ九州の貢制を定め、荊州と衡陽とを併せて荊州の地域とした。地は龍山から東は青陽一帶に涉り山脈連亘祝融、紫蓋、岣嶁諸峯に及び、之を衡山と稱し、朱火に位し南嶽と云ふ。其の上に禹碑がある、相傳へて禹が此に金簡玉書を獲て洪水を治めるの要訣を得たと云はる。蓋し虞夏の當時より早く湖南のことは古書に現はれ漢族と交涉ありしは明かである。湖南省の文化は始めは湘江、沅江の上游と衡山の一帶に起つた事は是れも明らかな事實である。

二、周の時代

周の文武成康の際に於て盛德は九夷八蠻を被ひ、何れも貢を周室に致す、楚の先祖は黃帝の後で周の初め熊鬻なるものあり、周の成王の時其の子熊繹は楚に封ぜられ、楚の文王と號して丹陽に居つた。是は戰國時代の楚國祖先である。後ち丹陽から都を郢に徙し、之を郢都と云ふ、卽ち春秋戰國時の楚都である。周の古公亶父は岐山に居を徙し、その長子泰伯次子虞仲は古公が末子の季歷に位を讓らんと欲するを知り二人は文身斷髮して君位を繼承し得ざる身となり、位を季歷に讓つて楚の荊蠻に隱遁すとあるを見れば當時既に中原との交涉のあつたことは明かである。

穆王の時綱紀廢頽のため徐夷亂を作して九夷を率ゐて周を伐つ、王は楚に命じて徐夷を討つ、徐は彭城に走つて滅ぶ。其の後二十五年稍や平穩を得たるも長沙の武蠻等貢を納めず統禦の力漸く弛む。時に楚子熊渠王號を僭するに至れるも厲王の暴虐を畏れ幾何もなく歸順して王號を去る。

周宣王の時荊蠻又叛して湖南紊れ征討に寧日なき有樣となる。

三、戰國時代

楚の隷屬となつた湖南省は、桓王の時楚子熊通は隨を伐ち楚王と僭稱す。後四年楚の屈瑕、羅を伐つ、羅の盧戎却て楚師を破り、莊王の第七年楚の武王復た隨を伐ち遂に樠木の下に卒す。其子熊貲位を嗣ぎ始めて郢を都とす。當時各地攻伐常なく周の釐王の第四年楚王鄧を攻めて之を滅ぼす、惠王五年の楚の熊惲兄の王堵敖を弑し、自ら王と爲り楚の成王と稱す。惠王成王に胙を賜ひ「爾、南楚の夷越の亂を鎭し、中國を侵さしむること勿れ」と、此夷賊を平げて湖南平穩となる。

齊侯は楚の包茅を納れず、王祭を供せざるを名とし楚を討つ、楚王は屈完を遣はして召陵に會盟せしむ。周襄王の十四年楚軍は泓に於て宋師を敗り、宋を侵さんとしたるも、師は城濮に敗られ遂に果さなかつた。周定王の元年、楚の莊王各地を破り霸を唱ふるに至り、陸渾の戎を征するため周郊に兵を觀て周の鼎の大小輕重を問はんとす、王孫滿之を斥く、楚王羞ぢて退く。定王の二年楚の莊王陳に入つて夏徵舒を殺し、次で鄭を伐ち、晉師を邲に敗る。晉人の公子穀城を楚に歸し以て智罃を求む、楚王之を許す。

周簡王の十一年晉侯鍾儀は楚に歸し、楚は鄭を救はんとして却て鄢陵に敗れ流矢楚王の目に中る。簡王二十四年吳來り寇す、迎へ討つて吳王を殺す。周景王の時楚王は章華の臺を築き亡人を納む。周景王の十四年楚王、虔申に在つて蔡侯を殺し、公子棄疾師を督して蔡を滅ぼす。楚王は棄疾に命じて遂に蔡公と爲す。楚王徐夷を伐ち乾谿に至る、楚の霸を稱へて以來楚の配下にある湖南は賦役と誅求とに苦しみ王を怨む。

周敬王の元年吳王闔閭楚を伐つ、楚令尹囊瓦之を禦ぐ、吳師は五戰して郢に至り、楚の昭王隨に奔る。吳人

郢都に入り其の宮に居る、伍員も郢に入つて平王の墓を鞭ち恨を霽らす。後ち楚の包胥は秦師を乞ひ、秦は楚を援けて師を郢に至らしめ、呉師は退き歸る。楚王再び國を復す。敬王の時楚の昭王孔子を聘し孔子楚に適く有名の陳蔡の野に苦しめるは此の時である。楚王は禮を厚うし孔子を迎へ、書社の地七百里を以て孔子に封じ、後ち子の西、之を阻める爲め楚王遂にその企を止む。孔子楚より衛に赴く。戰國時代に於ける湖南は全く楚王の隷屬地として存在したるに止まり文化上たゞ中原と接觸の機を得たるのみ四周は依然として苗、猺各族の横行に任せられて居つたのである。

楚の悼王呉起を以て相と爲し、起は法を明かにし、令を審かにし不急の官を罷め、疏遠の公族を廢し以て戰鬪の士を撫養し、要は彊兵に在りとなし、遊說の縱横言者を退け、是に於て南は百越を平らげ、北は三晉を卻け、西に秦を伐ち勢威大いに振ふ。悼王薨じて後は貴戚大官呉起を射殺す。周赧王の元年秦は張儀を楚に送り、楚王に說いて曰く、大王願はくのは關を閉ぢて齊との約を絶たば地を献ぜんと、楚王之を許す、後ち儀は約に背き齊に節を折つて秦に私す。楚王怒つて屈匄をして秦を伐つ、秦は秦地と楚の黔中地とを易へんことを以て和議を楚の懷王に告げ來る。楚王は之に答ふるに、張儀を得れば黔中の地を献ぜんと、秦は遂に張儀を遣はす、張儀楚に至り、嬖臣靳尚の寵姬鄭袖に賄賂し楚王反つて儀を赦す。秦昭王八年司馬錯隴西の兵を發して楚の八城を取る。蓋し黔中は南楚の上游左は洞庭の險を包み、右は五溪の險を控へ、荊渚の脣齒である。秦は楚の肘腋を挾んだので、蘇秦は曰く、秦一軍は武關を出で、一軍は黔中に出でなば郢鄢は動搖する。秦人は既に早く黔中を意の中に置いたのであると。秦王は楚王に書を送つて武關に會合して盟を結ばんと誘ふ。楚の昭雎屈平は懷王を諫めて曰く、行く勿れ、只だ兵を遣はして自ら守るのみ、秦は虎狼の國なり諸侯を併呑するの心

盛んである、信ずるは不可なりと、懷王は其の處决に迷ふ。王の稚子蘭王行を勸め、王は遂に秦に入る、秦王は一將軍をして王を詐り兵を武に伏し、之を虜にす。齊王之を聞き、乃ち楚の太子横を歸へして楚人之を立つ。秦王復た頃襄王に書を送つて曰く、楚は秦に背けるより、秦は諸侯を率ゐて楚を伐たんとすと、楚王之を患ひ、乃ち秦と和親せんとして婦を秦に送る。楚の頃襄王の時秦は數次兵を出して楚を襲ひ、秦の白起は郢を陷れ夷陵を燒く、巫黔中を取り、黔中郡を置く。楚は遂に都を陳蔡に徙す。周赧王の四十三年秦王は韓、魏を聯ね楚を伐たんとするを聞き、楚の黄歇は秦が一擧して楚を滅ぼすを恐れ、歇自ら楚の使者として秦に至り、秦王に書を上て曰く、「秦は韓魏とは世仇なり、韓魏の父兄子弟接踵して秦に死した者は將に十世である、韓魏の亡びざるは秦社稷の憂である、今王は韓魏の善誼を信じ、之を以て楚を攻むるに資するは此れ卽ち吳の楚越である、臣は王のために慮り楚と親善せんことを以てす」と、秦王之を許し、歇は楚に歸り、楚王は歇を使者として太子と秦に入り、秦の質となる。初め黄歇太子に侍して秦に居り、會々楚頃襄王の疾を聞くや、歇は秦の應侯に依賴して秦王太子の歸らんことを願ひ、秦王曰く、其の太子傅黄歇を先に歸らしめんと。黄歇はかくて若し王が卒すれば、太子は宗廟を奉ずることが出來ない、そこで太子に教へて楚の使者の服裝に着替へて關所の目を瞞して急いで國へ歸るがよい、予は太子が已に遠き所へ行くを度りて自ら秦王に死を乞ふ、王怒り之を應ずるであらうと。應侯は秦王に說いて曰く、歇身を以て主に殉じ太子が立てば必ず歇を重く用ゆるであらう、されば今歇を許すは楚と親しむ好機であると、王は之を許るして歇遂に楚に歸る。三ケ月の後楚王薨じ、太子位に卽き、歇は楚國に相となる。

周赧王の五十七年秦は趙の邯鄲を攻む、平原君救ひを楚に求め、其の門下の食客毛遂も自ら同行を乞ひ、其

に楚に來り、楚王に謁して合從の利を說く、事急で而も容易に決しない、毛遂は遂に王の前に劍を按じて曰ふ、楚の地は五千里有り此れ霸王の資である、秦の白起は小豎子のみ、楚は秦と一戰して鄢郢を屠られ、再戰して夷陵を燒かれ、三戰して楚の先王辱しむ。此れ百世の怨である。趙の羞る所は焉んぞ王之を知らざるやと。楚王遂に之に從ひ春申君をして師を率ゐて趙を救ふ。

楚は秦の始皇の六年朱英は春申君に獻策するに、秦は楚と親しみ二十年の間爭がないが、秦は黽塞を踰るに便ならず、道を兩周（東周・西周）に假し韓魏を背にして楚を攻めることが出來なかつた、しかし今はかゝる情勢でない、臣は秦楚の戰は日に增し激しからんと思ふ、楚は宜しく陳を去つて都を壽春に遷すべしと、楚王是を聽き壽春に遷り命じて郢といふ。楚の考烈王に嗣がない、春申君これを患ひ、如何にかして子を得んと多くの婦人を進めたが卒に子を擧げることが出來なかつた。會々趙人李園なるもの其の妹を春申君に進め、旣に娠める有り、李園は妹に勸め春申君を說くに、楚王に嗣がない、百歲の後楚王の兄弟を立つるより他はない、若しかくなると現在の如く君寵を長く續ける譯に行かぬであらう、更に禍ひ其の身に及ぶも計り難い、今妾は姙娠して誰も知らない、若し妾を王に進めて天佑に賴り男が生るれば君の子が王になり楚國を得るのでないか、と、春申君は其の智惠を容れて之を王に進む、王は女を召して幸す、遂に男子を生む、之を立てゝ太子と爲し、李園の妹も后となり、李園も貴族に列す、後李園は事の泄れんことを恐れ王薨去の時、園は棘門の內に死士を伏し春申君を暗殺し、其の家を滅ぼし太子を立てゝ位を繼がしむ、是が幽王である、かくて楚國は益々衰へ而して沅襄の南は皆秦の領土となり、秦は溪蠻を懾服して南嶺嶠を通じ、其の利を南海に達せしめた。

戰國時代に於ける列國互に强を競ひ霸を爭ひ一面に兵を練り武を治むると共に盛んに縱橫の士を縱つて連衡

合縱の政策に秘術を運らし、眞に支那歴史中の精華時代を發揮したものである、たゞ湖南の地は單に楚に隷屬するのみで此の渦中に於てたゞ人民は苛斂と誅求とに泣けるのみであつた、但し當時より楚國の兵は精悍であつたことは事實であつた。

第二節　秦の兼併から漢末まで

一、秦の兼併時代

秦の始皇楚を伐たんとし、將軍李信に問ふて曰く、楚を伐つため用度と兵數幾何と、李信答ふるに兵二十萬人を以てすれば足ると。始皇は復た王翦に問ふ、王翦答ふるに六十萬人に非らざれば不可能なりと。遂に李信、蒙恬をして楚を伐たしむ、李信始め楚軍を敗り、兵を西に率ゐて蒙恬と會す、楚人虚に乘じて三日舍營せず大いに秦軍を破る。李信遁れて秦に還る。秦王は直ちに王翦を起用す、王翦秦王に申言するに老臣病あり、大王已むを得ずして臣を用ひるなら兵六十萬を借すに非らざれば不可なりと。王之を許す、王翦軍を率ゐて平輿に至り楚人は悉く國中の兵を以て之を禦ぐ、王翦，投石超弩を以て楚軍を破り、其の將項燕を殺し其の王負芻を虜とし，遂に楚を滅して楚郡を置く。

二、秦の配下

秦は始皇帝の二十四年楚を滅して天下を併せ、楚に長沙、南郡、黔中等の郡を置く。始皇は江に浮んで湘山祠に至る、大風のために殆んど渡ることが出來ない。始皇は湘山祠は何神を祭ると問ふ、答ふるもの曰く、堯

女舜妻なりと、始皇大いに怒り湘山の樹を伐り、其の山を赭禿にす。秦二世の二年に至り、秦の綱紀漸く衰ひ楚人陳勝、吳廣は兵を起し、勝は自ら楚王となり、廣を以て假王となし滎陽を擊つ、范增は項梁(項羽の叔父)に說いて曰く、楚の懷王は秦に入りて歸らず、楚人は今に至り之を憐れむ、故に秦を滅ぼすは必ず楚である。今陳勝は楚の後を立てずして自ら立つて王と爲る、今君は江東に起つ、楚に蜂起せる群衆は爭つて君に附するは當然である。尙ほ君は世々楚將の家柄である、楚の後を再び起つることを以てすれば功必ず成るあらんと。項梁は遂に楚の懷王孫心を以て楚王となし、以て民望之に從ふ、然し項羽は王を義帝として表面には之を尊ぶも、實は其の命を用ひず、義帝は南楚に在り項羽は西楚にあつて自ら西楚の覇王を以て任じ、項羽義帝に言つて曰く、古の帝は必ず上游に居る。乃ち義帝を長沙に徙さんとし其の行を促し、而も密かに吳芮、黔布、共敖等に命じて帝を江中に擊殺せしむ。羽は共敖を以て臨江國王と爲し、吳芮を以て衡山王と爲す、吳芮は復た女を以て黔布に妻はし、其の兵を率ゐて秦を擊つ、吳芮は後ち項羽に背きて漢に歸す、春秋戰國の時代に在つて湖南省の大部分は楚國に屬し、秦は長沙郡を置いて之を治む。湖南群雄は常に兵馬の間に勳功を樹つるも之を統帥するの將領を缺き、千仞の功を一簣に失ふは戰國の當時から湖南人の缺點であつたことを物語つてゐる。

三、漢朝時代

漢の高祖は桂陽、武陵の二郡を置き、更にまた長沙國を建て吳芮を此に封じ長沙王と爲し以て南越を拒ぐ。南越に一旦緩急あれば長沙は其の衝に當る。後ち漢の文帝は賈誼を以て長沙王太傅となし、衡山王勃を徙して濟北王と爲し、廬江王賜を以て衡山王となす。長沙以西は夷境に接する爲め刺史を置く。其後漢室漸く紊れ、國

內復た騷擾兵亂の巷と化す。遂に王莽は漢を簒ひ、漢宗室長沙定王發四世孫、南頓令欽の子、劉縯及び其の弟劉秀、兵を舂陵に起し漢室復興の爲めに、義旗を飜す、新市、平林の兵、南陽の豪傑及び王常等皆之に附す。遂に莽亂を平らげ、鄗南に位に卽き光武皇帝と云ふ。元を改めて建武と云ふ。

後漢は嘉陽治を荊州に移す、蓋し荊州の治亂は恒に群蠻の順逆によるからであつた。其の後二十四年武陵蠻は臨沅に寇し、馬成之を討つて克たず、劉尙も亦た敗る。老將馬援之を討たんと請ふ、帝は其の老いたるを憐れみて許さず、援曰く、臣尙ほ甲を被つて馬に跨れば千軍を指揮するに足ると、帝之を試みしむ、援は鞍に據て顧盼して其の用ふべきを示す。帝笑つて曰く、矍鑠たる哉と、遂に援を遣はし四萬餘人を以て五溪蠻に征す。援は臨湘に至り、五溪の諸蠻を擊ち破る、援軍は更に壺頭に至つたが軍利あらず、援は軍中に卒す。建武二十五年宋均制告を矯め、群蠻を諭し、群蠻の降を受け、武陵は事無きに至る。

後漢に至つても南越との交通は漸く盛んとなり建初八年鄭宏を以て荊州の大司農と爲し、南越交趾との貢務を司らしむ、たゞその貢獻を悉く海運による、然るに海路風波の艱阻があり之を避くる爲め奏して零陵、桂陽の嶠道を開く。今日自動車開通に至る迄、南支との交通は此路によつたものであつて中原と南越の交通は一に湖南を經由したものであることは明かである。

漢、後漢時代に於て湖南は依然として苗夷の據る所であつて常にその憂患を受け、漢人の植民は遲々として進捗せず湖南が中原に近くして文化進まず繁榮の後れたのは一に苗族の爲めに禍せられたに因る。

四、漢末の混亂

漢の獻帝の時董卓逆を謀り擅まゝに天子の車駕を刼して長安に入り、長沙太守孫堅は兵を擧げて卓を討つ、

堅は魯陽に至つて袁術と兵を合して南陽に據る、董卓は劉表を荊州刺史と爲す。孫堅表を撃ち、黄祖は堅を射殺し、其後天下は鼎沸し、劉備は新野に困んで徐庶の薦めに依り、諸葛亮を隆中に三顧し、亮感激し、乃ち廬を出て備を佐く、時に曹操は江陵の軍が劉備に依るを恐れ、精騎を以て備を追ひ一日一夜三百餘里を走り巴邱に至る、會々魯肅、劉表の卒するを聞き、當陽の長坂に備を迎へ倶に樊口に至り孫將軍と會し大計を定むることを勸む、時に曹操は荊州を平定し、東に下り孫權、周瑜、魯肅等は劉備と兵を併せ、赤壁に於て操軍と遇ひ火攻を以て曹操の軍を破る。巴邱より水陸共に操軍追撃し、南郡に至り操軍は殆んど全滅す、魯肅は之を以て戍守の重鎭となる。孫權は劉備を表して荊州の牧と爲す、然し孫權は劉備の長く荊州に在るを忌み、周瑜をして劉備に說かしめ、蜀を取るを勸む、權は使者を以て備に告げ、且つ瑜は水軍を率ゐて夏口に至つたが、備は之を遮つて通る能はず、後ち備は益州を得て成都に居る。權使を遣はして荊州諸郡を吳に還すことを要求す、備は之を肯んぜず、權は遂に長沙、桂陽、零陵三郡の官吏を任命した、されど關羽は盡く之を驅逐す、權大いに怒つて呂蒙を遣はして三郡を襲ふ、適々曹操は張魯を攻めて漢中を取る。備は益州を失はんことを恐れ、使を送つて權に和を求む、權は諸葛瑾に命じて蜀、吳は荊州長沙を分ち、荊州の東を以て界とし、長沙、江夏、桂陽以東は孫權に屬し、南郡、零陵、武陵以西は劉備に屬す。此に於て蜀の資糧は常に不給の虞れがある、初め魯肅孫權に勸むるに曹操の居る間は宜しく關羽と和睦し、共に操に當るの策を以てす。後に肅歿し、吳蒙は魯肅に代つて將と爲る、吳蒙は關羽と曹操の戰の隙に乘じ、蒙は遂に精兵を撰んで商賈の服裝に着替へて船艙の中に匿して、詐りして江を溯り荊州を襲ふ、關羽變を聞いて急に麥城に退く、此時より以前に湖南は悉く吳に歸す、後ち晉の侵入を受けその配下に入る。

第三節　晉から五代に至る

一、晉の時代

晉代には武帝營陽郡を廢し南平郡を增置す。晉の杜預は曰く、巴邱は湧湘の會處、山川を表裏して實に堅固の地である、たゞ晉室競はず東南に事多く戰を忘るゝは必ず危しと。晉の惠帝の時長沙王乂師を率ゐて齊王冏を殺し、劉弘を以て湖南の鎭守と爲す、中宗に至つて所謂典午の亂あり、因つて湘州に重鎭を置き以て南越を控壓す。元帝は譙王丞に言つて曰く、湘州は上游の勢に據り三州會合の處を控へ重地なりと。時に王敦荊州に兵を擁す、帝は譙王丞を以て湘州を鎭せしめ以て王敦に備ふ。成帝の時に至り、長沙公陶侃を以て荊湘の軍事を都督せしむ、江陵は偏遠の地なるを以て其の治を巴邱に移す。當時上游の地難を發し兵鋒を中原に向けるもの亦た巴邱を以て喉隘となす。侃は幾何もなく歿したが、後ち庾亮を以て荊湘等の軍事を都督せしむ。其後復た桓充をして任を續けしむ。安帝の時元顯を以て桓玄を伐たしむる爲めに、桓充の子桓謙を以て荊州刺吏となす。桓玄は楚に據つて皇帝を稱し、帝を廢して平固王となす。荊湘都督何無忌は桓玄を討ち敗れて死す。恭帝の時に劉義隆、荊州刺吏と爲る。

吳晉以後、宋は巴陵郡を增置し、梁は羅州、岳陽郡、巴州、武州、郴州、南陽郡、夜郎郡、藥山郡、盧州、南安郡、營州、永陽郡を增置し、北周の時に北衡郡を增置し、陳に至つて羅州を廢し、武州を改めて沅州となし、通寧郡、盧陽郡を增置した。隋に至つて悉く之を郡に改む。

二、南北朝時代

東晉安帝の時劉毅は崢嶸に於て桓玄と戰ひ大いに之を破る。宋太祖（劉裕）の時南譙王義宣は荊州刺史となる。齊の時雍州刺史蕭衍は兵を江陵に起し、荊湘各州の治を行ふ。宋、齊より以後湘州は一躍重鎭となる。梁陳の際には巴湘間常に力爭し、巴湘が陳に屬すれば江南始めて固く、蓋し巴陵は荊、湘、郢三州の衝に當り、形勝を談ずるものは必ず首に巴陵を置く。梁の侯景の亂に湘東王繹は天子を以て賊臣に擬し大寶の號に從ふを肯せず、猶ほ大淸四年と稱す。繹は直ちに令を下して侯景を進討し巴陵に至る、郢州已に陷落すと聞き、因つて之れに留り戍る。繹は僧辯に令し、賊は旣に勝に乘じて必ず西に上る、但だ巴邱を守て逸を以て勞を待つ勿れと、又將佐に告ぐるに賊若し水陸兩路によつて直ちに江陵に指すは上策なり、夏口に據り兵糧を積むは此れ中策なり、兵を悉して巴陵を攻むるは此れ下策なり、巴陵の城は小なるも堅固であると。僧辯委任を受け、後ち侯景城を攻め來るも拔けず、野に掠奪するもの無く、時に暑疫起り食盡き兵疲る、卽ち之を擊ちて破る。侯景は力を悉して巴陵を攻めたるも果して敗れ歸る。陳の初め後梁は周人を引き巴陵、長沙諸郡を掠取す、侯瑱等力を盡して之と爭ひ、首め巴陵諸郡を得、相次で各地を降す。かくて隋は陳に代つて湖南の地を治む。攻伐爭奪は支那の歷史を通じて平常茶番事である兵亂によつて苦むものは惟り無辜の人民のみ。特に湖南は一面に萑賊の襲擊あり、他面に兵火の巷と化す産業の發達文化の進展は常に妨げられ此の間に僅かに養はれたるものは慓悍の氣風のみである。

三、隋の時代

隋は大業の初め諸州を廢し、改めて沅陵、武陵、澧陽、巴陵、長沙、衡山、桂陽、零陵等の郡を置き倶に荊州の管下に置く。後ち蕭銑は巴陵に兵を起し、先づ長沙を取り、遂に南交趾に至るまで其の版圖に加へ、自ら

梁王と稱す。武陵郡は實に隋以後の湖南省一帶の要地である。復た朱粲も自ら楚帝と稱し、唐の鄧州を取り、刺史呂子威之に死す、唐の師は先づ蕭銑を敗り長沙に入る、交趾越粤の各地も爭ひて唐の命を受くに至る。

四、唐の時代

唐の武德の初めまた郡を改めて州と爲し、岳、潭、衡、永、道、郴、邵、澧、朗、辰、錦、敘、業溪、南梁の諸州となし、江南西、山南東、黔中の三道に分屬せしめ、岳、鄂二州は江沔を控扼し、並に衝要と稱せらる。中和三年欽化軍節度に昇せ、光啓二年武安節度と改め、廣德三年に至つて湖南觀察使を設く。武德四年復た潭州を置き、初め總管府を設けのち都督府と爲し、天寶の初め長沙郡と改め、乾元の初め舊の如くす。二十八年荊湘長史張九齡卒す、李泌衡山に歸り、肅宗は郡縣に勅して泌のため室を山中に築く、代宗に至つて衡山の李泌を徵す。泌は長安に至り、帝之を相と爲さんとす、泌之を固辭し、後澧州の刺史となし、德宗王皐を以て衡州刺史に任ず、復た盧杞を以て澧州別駕と爲す、景雲中辰州に於て都督府を增置す。此地は蓋し溪洞の咽喉たるの故である。天授二年辰州を割き溪州を置き、羣蠻の控禦の地と爲す。穆宗時崔羣を以て湖廣觀察使と爲す。黃巢の亂に廣南守を失す、高駢建議して曰く、永州の險を守るには宜しく王鐸の兵三萬を以て郴州の險を守る可しと、黃巢の賊遂に破る。昭宗時劉建鋒、烏合の衆を以て潭州を襲ひ之を陷る。その後營兵建鋒を殺し、部將馬殷を以て帥となす、莊宗は此地を改めて長沙府となす。

唐は三百年の泰平を續けその間湖南の邊境には苗猺族の出沒は依然たるものありたるも大なる動亂は終熄したので此の間に中原の文化は多く湖南にも取入れらるゝに至つたことは確かである。特に越南地方への通路が多く湖南を經た點もその文化と產業並に工藝發達の基礎を此の時代に築いたことは見逃すことの出來ない事實

である。たゞ地方的の存在であつて中央との重要交渉のなかりしことは歴史上寂寥の觀がある。

五、五代の混亂

湖南は五代に楚の馬氏の地となる。劉建鋒の總指揮馬殷は此地に據つて十國の楚王を稱し、湘、潭、道、象桂諸州を併有す。故に湖南の全部馬殷の覇有に歸し、並びに嶺外を收む。後唐明宗に至りて荊南節度使高季のため湖南は再び吳に附す、後ち順次に南唐、劉言、周行逢等に屬す。梁、唐、晋、漢、周の時、荊襄の地は益々多事、常に巴陵に於て勝敗を爭ふ。蓋し湖南は之を得ると否とによつて襄荊の大勢を制するに足り、淮南は之を得ると否とにより湖南を擧るに足る、故に之を爭ふこと急である。雷彥恭、朗州を侵略して鄰境に兵を出す、馬氏之を攻めて益々雄鎭となる。馬希蕚此に於て兵を阻めて卒は潭州に殘し、南唐は湖南に入り、劉言等猶州に據て自ら固め、唐主言を召して國に歸らしむ。其の徒黨王逵曰く、武陵は險を負ひ、數萬の甲を帶び、手を拱して人の制を受けんやと、遂に周行逢等と道を分けて進み、潭州を取り、再び馬氏の領地を略す。王氏更にいふ、朗州は北に荊渚を控へ南長沙に臨む、實に要會の所なり、今より巴陵の西、江陵の南、辰沅の道を取る滇黔を指揮する者皆此の郡を以てすべし、此の地は單に荊湖の唇齒を爲す許りでなく即ち滇黔の咽喉であると。馬希範其の地を取り、銅柱を立て、以て表を爲す。後ち劉氏廣南に據るも亦嶺北を守ることにより始めて嶺南を固め足るとなし、遂に郴、連二州を取り重兵を以て之を守る。漢末馬希蕚は朗州の兵を以て其の弟希廣は潭州を攻む、希廣上言して曰く、荊南、嶺南謀を聯ねて湖南地方を分領せんと欲し、兵を發して澧州に屯せんと乞ふ、江南の荊、朗州は西路を扼す、蓋し荊南、岳州、常德三郡の中間に據るが故である。

第四節　宋朝から清朝まで

一、宋の時代

宋朝は湖南北路を置き、更に荊湖南路を置き、秦再雄を辰州刺史となす。實祐中蒙古突然鄂州を犯し、其の別將兀良哈臺、交廣より兵を引き北に出づ、進んで辰沅を破り、遂に潭州を圍み中外を震動す眞宗冠準を以て道州の司馬に任ず。第十代高宗の時劉光世は楚州を復し李綱を以て湖廣の宣慰使となし、韓世忠の師を長沙に移し、賊劉忠と壘を對し、夜精兵を伏して營を拔いて進み、將士を麾いで夾撃して遂に之を破る、楚人楊么僭して大聖天王と號す。統制王燮に詔して之を討つ、潘美南征の時先づ湖南より兵を進め郴州を拔く、かくて楚南の膽落つ。昔人曰く、韶、連の二州粤東の北門を爲し、而して郴州又、韶、連の北門である。後張浚湘湖を平げ、潭州から歸り、岳飛を奏遣し荊襄に屯し、中原を圖る、宋の紹興年間、楊么又た洪水に乘じ鼎州を破り、仍て洞庭に舟を浮べ、輪船を以て其の走ること飛ぶが如く、湖州制置使岳飛は君山の木を伐つて巨筏を作り諸港口を塞ぐ、上流に腐竹亂草を浮かし其の舟輪の走行を碍塞し、飛急に之を撃つ、賊は港中に奔り巨筏のために拒まる、飛の軍之に乘じて筏に牛革を張りて矢口を蔽ひ巨木を以て其の賊舟を撞き么軍を殲滅す。熙寧中章惇荊襄を經制して盡く羣蠻の地を招討し、朗澧の寇を終熄せしむ。徽宗の時、吳拱を以て襄陽府の事を司らしめ、金人入寇を禦ぐ、また孝宗劉珙を以て荊襄の重寄に任じ潭州を治む。光宗は朱熹を以て潭州に知と爲す。十四代理宗の時孟珙を以て京湘使となし、岳州に知たらしめ、郢州、荊襄を復し、史嵩之を以て荊湖の軍馬を督し、十五代度宗の時汪立信を以て東湖の制置使と爲し、且つ江陵府を治め、後ち李芾を以て湖南提刑使とな

し、十六代恭宗時は復た李芾を以て潭州に知と爲す。

二、元の時代

德祐の初め文天祥閫を長沙に建つるを請ひ、岳州を恢復し漸次湖北を收めんとして果さなかつたが、長沙は湖南の襟要であり、その指顧伸縮何れも度に當る故に南に出で連詔の頭背を衝く可く、東に出ると則ち章贛の肘腋を挾むべく、西に下れば黔楚の咽喉を塞ぐに足る。先に李芾潭に在り、元の阿里海涯の游騎已に湘陰益陽諸縣に入り、李芾は峒蠻と結び、元兵至るも芾は力を悉して禦ぐ、端宗元年正月、元兵潭を圍む、日久しく芾は忠義を以て將士を勵ます、將士殆んど死傷せざるなきも猶ほ血を飲み肉を喰つて死戰を爲す、芾既に支へる能はざるに至つて帳下の沈忠に命じて先づ其の家人を盡く殺し、芾も自頸して死す、是に於て湖南の諸郡皆元に降る。たゞ辰沅の境內の羣蠻川貴の諸蠻と相結んで擾亂續き、後ち胡海之を討平す。

元は湖南總制官を設け散軍數千人を置いて守る、之を守旗軍と稱へた。後ち總督軍門を設け旗軍一千二百人を置く。辰州の總制張本邵歲に民錢一萬を增給して强狀の兵を募り險を守り、其の後辰州の蠻彭仕義內寇す。擄耆郞雷簡夫兵を率ゐて之を討平し石馬岩等五百餘里の地は遂にその統制に服するに至つた。龍求兒は僭稱して苗王となり亂を起したが、車德純をして之を討平せしむ。苗族中の五溪種は其の繁殖頗る旺盛で何れも槃瓠氏の後なりと稱し、其の性慓悍驍桀で崎嶇の山路を走ること猱の如く、歷代倶に戈を以て守らざるを得なかつた。元代に於ける湖南は四圍の蠻族、苗猺との爭亂に終始し泰平の德澤に浴することは無かつたと云つて宜しい。

三、明の時代

湖南は明朝に至つては湖廣の屬地となる、初め襄陽路を破つて全境を平定し、洪武の時鎮戡臣、茶陵に叛して嚴廣之を討つて平げ、其の後黄霄、譚維道、呉仁琮、劉玉湘、李祥攸、王崇德等連合して亂を作す、李濆之を討つて漸く治まる。後ち桂回の子、呂阿衆を聚めて寇を爲す、統兵大將軍に命じて之を勦平す、後均道の亂及び嘉靖流寇の亂には茶陵衞之を平らげ。又洞猺黄積珠、謝福通等苗猺を聚めて亂をなせしも、周琪、周廷會、百朋等之を平らげ、成化時明の指揮、馬祥、劉震は三面に敵を受け、身を以て盜賊を破り、嘉靖の初めに江防兵備簽事を設けて之を統攝した。

洪化二年冬覃屋叛し、江夏侯左丞、周德興兵を率ゐて慈州に至り、屋、巢穴の險固を恃み黨を分けて要害を守り、德興奇兵に命じて其の數柵を破り、溫湯を直搗す、屋猶衆を率ゐて關を守つたが、德興その關を拔き賊衆大いに潰え、翌年三月屋を擒して歸る。又洪武二十二年千戸夏敬思、九溪蠻を誘ひて復た叛す、上乃ち東川侯胡海に命じ之を討平す。

道士洑地赤、卽ち古の東陵盜跖は東陵の上に於て叛く、成化の初め洞庭賊と峒賊とは州衞に出沒する爲め巡檢司を設けて兵哨を分けて守り、嘉靖（七年）僉事陸鉞湖南全江の節制使となり沅州に帥府を設け鎭撫に當る。隆慶元年江湖の中に水軍を訓練して戰船を置き、成化年間副都御史原傑に命じて荊襄流民を撫治す、のち鄖陽府を置き吳道宏を以て湖廣行都司と爲し、嘉靖年間李化龍を以て湖廣總督と爲し、熹宗時朱燮元を以て湖廣の軍務を督し、神宗の時廖道南建議して曰く「國家曁めて南土を平定し、湖南に於て永順保靖を設け、四川に於て酉陽、施南、夔、貴、竹各々安撫宣撫長官を設け諸司を治む、既に經制漸く疏通し、蠻猶亂を倡ふるものあらば宜しく重臣を以て之を鎭撫すべし」と。其後特に偏沅巡撫を設くるに至つた。蓋し是れ道南の發議によつ

たものである。明の時代に於ける湖南省は表面は中央の統制の下にありたるも叛亂絶えず眞に節度の完全を得たるは一部に過ぎなかつた情勢にあつたのである。

四、淸朝時代

湖南は淸の時にも湖廣の地として統治されたものである。初め淸兵湖南に入り流賊李自成を討伐し、其の部下は唐王聿鍵に降る、後に唐王聿鍵薨じ、湖南總督何騰蛟、湘陰に在り、是に於て孔有德等兵を率ゐて湖南に入り、桂王總兵王進方は益陽を退いて長沙を保つ、後ち狼兵覃遇春と合して掠奪し、其禍湘陰に及ぶ、淸兵長沙に逼るに及び湖南總督何は守る能はず、巡撫章曠、衡州に走り、淸兵は湘陰長沙を定め、而して張先璧の兵は突然來つて掠奪を行ふ、何騰蛟險を脫して永州に走り、淸は遂に湖南を統一す。康熙三年偏沅巡撫を移して長沙に駐め之を湖南巡撫と改む。復た湖南布政使司を置き、爾後淸末迄その官制の下に府、直隸州、直隸廳を設けその下に各縣、州、直轄地を置き行政事務を施行したものである。今その府、直隸州廳の管轄範圍を擧ぐれば次の如くである。尙ほ參考の爲め新縣名を附す。

府直隸州廳名	附屬縣州名	新縣名
長沙府	長沙縣	長沙縣
	善化縣	裁撤（長沙縣に合併す）
	湘潭縣	湘潭縣
	湘陰縣	湘陰縣
	寧鄉縣	寧鄉縣
	瀏陽縣	瀏陽縣
	醴陵縣	醴陵縣
	益陽縣	益陽縣
	湘鄉縣	湘鄉縣
	攸縣	攸縣

	安化縣	安化縣
	茶陵縣	茶陵縣
岳州府	巴陵縣	岳陽縣
	臨湘縣	臨湘縣
	華容縣	華容縣
	平江縣	平江縣
澧州直隸州	直轄地	澧縣
	石門縣	石門縣
	安鄉縣	安鄉縣
	慈利縣	慈利縣
	安福縣	臨澧縣
	永定縣	大庸縣
寶慶府	邵陽縣	寶慶縣
	新化縣	新化縣
	城步縣	城步縣
	武岡州	武岡縣
	新寧縣	新寧縣
衡州府	衡陽縣	衡陽縣
	清泉縣	裁撤
	衡山縣	衡山縣
	耒陽縣	耒陽縣
	常寧縣	常寧縣
	安仁縣	安仁縣
	酃縣	酃縣
桂陽直隸州	直轄地	桂陽縣
	臨武縣	臨武縣
	藍山縣	藍山縣
	嘉禾縣	嘉禾縣
常德府	武陵縣	常德縣
	桃源縣	桃源縣
	龍陽縣	漢壽縣
	沅江縣	沅江縣
辰州府	沅陵縣	沅陵縣
	瀘溪縣	瀘溪縣

	辰谿縣	辰谿縣
	溆浦縣	溆浦縣
鳳凰直隷廳	直轄地	鳳凰縣
永綏直隷廳	直轄地	永綏縣
乾州直隷廳	直轄地	乾城縣
晃州直隷廳	直轄地	晃　縣
沅州府	芷江縣	芷江縣
	黔陽縣	黔陽縣
	麻陽縣	麻陽縣
永州府	零陵縣	零陵縣
	祁陽縣	祁陽縣
	東安縣	東安縣
	道　州	道　縣
	寧遠縣	寧遠縣
	永明縣	永明縣
	江華縣	江華縣
	新田縣	新田縣
靖州直隷州	直轄地	靖　縣
	會同縣	會同縣
	通道縣	通道縣
	綏寧縣	綏寧縣
郴州直隷州	直轄地	郴　縣
	永興縣	永興縣
	宜章縣	宜章縣
	興寧縣	資興縣
	桂陽縣	汝城縣
	桂東縣	桂東縣
永順府	永順縣	永順縣
	龍山縣	龍山縣
	保靖縣	保靖縣
	桑植縣	桑植縣
	新　設	古丈縣
南州直隷廳	直轄地	南　縣

第三章 民國以後の湖南省

第一節 袁世凱時代

湖南省は支那の重要區域の中央に位し、人文蔚然として起り、民氣勃如として全國の政治史上實に光榮ある一頁を占むるに足る辛亥革命に溯れば彼の義旗を舉げたのは首として湖南省である。數月ならざる間に專制政治は轉覆し、玆に民國は成立を遂げたのである。民國創生の時譚延闓湖南都督の任を享け、政治の刷新に從事し、社會的に禁煙の成績を擧げ、幾何ならずして人心大いに定まり、民國三年譚氏職を去り、湯薌銘任を繼ぎ、翌年袁氏帝を稱し、湯は表を上りて之を勸進す、湖南の人民は擧つて之に反對し獨立を通電した。次で袁は幾何もなく全國民の反對を被つて憤死し、中原再び光明を見るに至る。時に民國五年六月であつた。その後湯薌銘亦た迫害を受けて湖南を去り、曾繼梧暫らく其の職を代行することゝなる。

第二節 混亂時代出現

その後、黎元洪は陳宧をして任を繼がしめたが、湖南人は之を不滿とし未だ任地に就くことが出來ず、省內の軍政各界黃興を推して都督となし、次いで黃氏病を得て上海に赴き劉人熙を以て之に代へ、獨立の旗幟取消しを宣告した。八月譚延闓再度湖南都督となり、六年張勳復辟を斷行したに對し湖南先づ討伐を宣し、譚氏之に因つて省長及び兼職を辭し、傅良佐の任命があつて傅は大軍を率ゐて湖南に臨み、湖南は重ねて戰禍の巷と

なり、十年一月北軍潰退し、譚浩明湖南廣西聯合軍を率ゐて長驅して湖南に入り、陸榮廷推されて湘、粤、桂巡閲使となり、軍民の諸政を總攬し南北對峙の局を形成するに至つた、北京政府は先づ王占元に命じて征討に當らしめたが未だ果さず、翌年又張敬堯を派遣し、大軍を率ゐて湖南に入る。茲に南軍は退き湖南を守り、張は遂に命を奉じて湖南督軍兼省長となれるも、嗣いで權力地位の不平から內に紛爭を起し、湘南、湘西を扼守せる吳佩孚、馮玉祥は何れも通電を發して內紛を息め、外侮を禦がんと唱ひ、防備を撤去し北方に返る。湖南軍は此の機に乘じて進軍し、張は孤軍之に敵し難きを察し戰を交へずに敗走す。

譚延闓は乃ち命を奉じて三度省政を管理せるも幾何もなく辭去し林支宇其の任に代る、時は民國七年十一月である。翌年東南の各省は紛亂愈々頻發して統一の實現を期すること難く、多くは聯省自治の議を唱へ、湖南また九年十一月二日自治を宣言し、並びに自治根本法起草委員を組織した。草案は省憲に擬し、十一月一日には省憲は公布施行せられ、新省議會正式に開會せられ、林支宇議長に當選し、雷鑄寰、孔昭綬之が副議長に選ばる、後ち幾何もなくして省政府成立し、趙恒惕を擧げて省長となし、自治政局は是より開始せらる。その翌年譚延闓、趙恒惕との間に戰爭が起り、趙は北軍を率ゐて湖南に入り、譚は部下を率ゐて廣東に去る、爾後數年間內治略ぼ觀るべきものありと雖も、然も亦自治の名を假りて苟安の實を行ひしに過ぎなかつた。

第三節　北伐後の湖南

民國十五年國民政府は內外同胞の輿望と其の環境の逼迫に鑑みて、師を出して北伐を企て、七月には湖南健兒等勇奮前進し長沙を克復し、進んで武漢を攻め落し、未だ數ケ月ならざる間に湖南全省には青天白日の旗幟

が覇るに至つた。以後唐生智、程潜、魯滌平の諸氏前後して省政を主宰し、茲に軍事は終りを告げ、訓政開始せらるゝ事となり、現任の省政府委員には何鍵、宋鶴庚、曾繼梧、曹伯聞、張開璉、黃士衡、曹典球、吳劍學、陳渠珍、葉開鑫、譚常愷、余籍傳の諸氏が當り、主席何鍵は省政に對して頗る能く積極的なる改革の建設をなして今日に及んでゐる。

第四章　湖南省行政の現狀

第一節　省政府の組織

湖南省政府は國民政府建國大綱及び中央法令に依つて之を組織し、全省の政務を總括してゐる。省政府は委員七人乃至九人を設け、省政府委員會を組織し、並びに中央政府により主席一人を任命し、其の職權は、會議の時主席となる外、省政府を代表して省政府委員會の決議案を執行し、且つ全省行政機關の職務執行を監督し、並びに省政府の日常及び緊急の事務を處理する。

現政府は民政廳、財政廳、建設廳、教育廳の四廳を設けてゐる。然し省政府組織法には必要の時には農鑛廳、工商廳等を增設するを得ることになつてゐるが、湖南には未だ其の設立がなく、農工各廳の事務に關するものは暫らく建設廳で管理してゐる。各廳に廳長一人を設け、行政院が省政府委員中から選定し、國民政府に請ふて之を任命し、各該廳の事務を總攬し、所屬職員及び所轄機關を指揮監督する。各廳處に各々秘書一人乃至三人を設け、各該長官の命を承けて機密の事務を處理し、又各廳處は事務の繁簡を視て科を分ちて事務を辨

じ、各科に科長一人科員四人から十二人を置く。之を表示すると。

省政府
- 省政府委員會
  - 秘書處
  - 民政廳
  - 建設廳
  - 教育廳
  - 財政廳

第二節　縣政府の組織

湖南省の各縣は何れも民國十八年から前後して縣政府を改組し、縣長一人を設け、省政府が之を任命し縣政を總括し、所屬職員を監督する組織とした。一等縣の政府は四科を設置し、二等縣は三科、三等は二科で、各科は科長一人、科員若干人を置く。科員の員數は民政廳が之を定め、科長は縣長によつて民政廳の委任を請けて任命し、科員は縣長の委任する所で、民政廳へはたゞ報告すればよい。縣政府は左に表示する各局を設け、各局々長一人を置き、省政府各主管各廳から選考して之を任命す。

縣政府
- 縣長
  - 公安局
  - 財政局
  - 教育局
  - 建設局

A、公安局は警衛消防、防疫、衛生、森林保護等の事項を掌る。

B、財政局は徵稅募債公產の管理及び其の他の地方財政の諸事項を掌る。

C、教育局は學校、圖書館、博物館及び其の他の文化事業に關する事項を掌る。

D、建設局は土地、森林、水利、道路、橋梁の工事及び其他の公共事業に關する事

項を掌る。

第三節　各縣の等級

湖南省各縣の等級は前清時代の府治、州治を一等縣となせるもので、邵陽、衡陽、長沙、澧縣、常德、沅陵、零陵、岳陽、桂陽、郴縣、永順、芷江、靖縣の十三縣はそれである。次に前の湖南行政公署から田地の賦課の多寡により北京內務部の批准を經て、湘潭、湘鄉、衡山、瀏陽の四縣を加へて一等縣となし、合せて十七縣であつた。然るに民國二十年に至り、時代の變遷によつて情形變化し、各縣事務の繁簡已に往昔と同じでないので、省政府は各縣現在の情勢を斟酌し、縣組織法第四條の規定により、各縣の區域の大小、戶口數目及び財賦の多寡を按じ、並びに浙江省釐定縣等の辦法を參照し、湖南全省自治調查籌備處の十八年戶口調查、財政廳の徵收せる各縣田賦數目及び陸軍測量局測算各縣面積を以て根據となして三等に分ち、定むるに分數を以てし、人口一萬を以て一分となし、田租二萬圓を以て一分となし、面積一千方里を以て一分となし、總分數六十分以上にあるものを一等縣、三十分以上のものを二等縣、三十分に及ばざるものを三等縣となしたのである。

一等縣合計二十三縣

邵陽縣、衡陽縣、長沙縣、湘鄉縣、湘潭縣、祁陽縣、新化縣、瀏陽縣、益陽縣、武岡縣、湘陰縣、澧縣、寧鄉縣、常德縣、安化縣、平江縣、沅陵縣、零陵縣、岳陽縣、衡山縣、桃源縣、醴陵縣、耒陽縣。

二等縣合計二十一縣

常寧縣、漢壽縣、攸縣、桂陽縣、慈利縣、寧遠縣、道縣、溆浦縣、石門縣、華容縣、永興縣、茶陵縣、沅江

縣、臨澧縣、臨湘縣、郴縣、永順縣、東安縣、芷江縣、黔陽縣、綏寧縣。

三等縣合計三十一縣

南縣、安鄉縣、宜章縣、新寧縣、龍山縣、江華縣、安仁縣、會同縣、資興縣、辰谿縣、汝城縣、新田縣、臨武縣、嘉禾縣、保靖縣、鳳凰縣、藍山縣、永綏縣、酃縣、永明縣、麻陽縣、瀘溪縣、城步縣、晃縣、桂東縣、乾城縣、古丈縣、通道縣、大庸縣、桑植縣、靖縣。

第四節　行　政　綱　要

民國政府の統制力漸く强化すると共に、地方各省の行政も亦た著しく改善の成果を擧げて來てゐる。特に湖南省に於ては省政府の努力その功を奏し、着々として行政上の改革、建設方面の進捗の著しいものがある。

民國十五年（一九二六年）國民革命軍の北伐に當つては湖南はその衝突の第一線となり、湖南の將卒此の間に奮戰を續け漸く安定を得ると、共産匪省内に横行し、一時的ではあつたが、民國十九年七月には省都の長沙はその兇手に落ち、之を克復して更に共の餘黨を剿討する工作に殆んど寧日なき有樣であつた。此の混亂時代を過ぎて行政事務が緒に就いたのは民國十九年末からである。從つて其の年度に於ては行政要綱を單に希望的に揭げたに過ぎなかつたが、今その十九年度のものと、その後七年を經過した本年卽ち民國二十六年度のものとを揭げ、今前後の比較とし、且つ湖南省地方行政の眞相を知るの一助とする。

第一、民國十九年度行政綱要

（甲）民政の部

（一）黨務、（1）廣く黨義の研究を推奬すること、（2）地方公務員の黨義研究の成績を考査すること、（3）所屬各機關の職員全體に令を發し、本黨に加入せしむることである。

黨義の研究は前年度已に所屬各機關を通じて發令せられ切實に擧行してゐる。但し其の範圍猶ほ狹く重要都市に限られてゐるが次第に各鎭各鄕の公務に推し及ぼすべく、加ふるに嚴密なる考査を以てし、所屬服務人員を通じて全部本黨に加入せしめ以て黨政工作を完了せんことを希望してゐる。

（二）剿兵、（1）十八年度に於ける平民生計政策の工作を繼續すること、（2）五戶連坐法の實行、（3）保甲制度の經理を興すことである。

前年度に於ける剿共工作は治本に重きを置いたが、現在共産黨の殘黨尙ほ未だ肅淸せられざるにより、本年度の此の頃の工作は應に治標治本を並行すべきである。

（三）吏治、（1）次の諸項を繼續すること、（A）官吏懲奬條例の實行、（B）官吏保障法の實行、（2）縣長選任辦法の確定、（3）縣政府四局組織の完成、（4）縣政府四局組織規程の設定、（5）地方行政人員の整備訓練、（6）民政廳長の期限を分ちて出巡すること（7）行政會議の整備召集、（8）縣長巡視經費を規定すること、（9）各縣行政會議の經費を規定すること、（10）各縣政府をして章程に遵ひ政務警務の整理を督促すること。

湖南省は不幸にして過去に於て變亂交々起り、一切の政治施設未だ十分に成功して居らない、前途を顧念するに萬端の興革は吏治である。

（四）自治、（1）自治區域の編制を督促すること。（2）自治經費を繼續籌備すること。（3）全省戶口調査を補行せしむること。（4）自治人才の訓練を繼續すること、（5）區長に委任して鄕鎭の自治機關を成立せしむること、（6）自治宣傳を繼續せしむること

(7)住民と協力し地方に於ける各項の建設事業の經營を繼續すること。

要するに自治を完備するは訓政時期に於ける重要工作で、從來も行つては居つたが、變亂の紛糾に遇つて、一切の施設多くは未だよく序に循つて進展して居らない、應に分別、繼續して實施しなければならない。

(五)救濟及び賑務、(1)各都市にて救濟院を完成せしむること。(2)各縣の區及び鄕鎭に救濟院を創設すること。(3)繼續して罹災各縣の救濟工事の實施を督促すること。(4)罹災各縣の工事に關する豫算決算を整ふること。(5)委員を派して各縣の賑務情形を視察すること。

匪亂頻々として天災荐りに到り滿目創痍し、救濟に待つこと甚だ切なるものがある。倉庫に貯藏せし糧食は未だ雨降らざる前に綢繆の策を樹てること。

(六)風俗を改良、(1)固有道德を提唱すること。(2)節儉を崇尙し奬勵すること、(3)先哲を崇祀すること、(4)遊惰を取締り並びに法を設けて收容し授くるに技能を以てすること。(5)廢娼運動を繼續し、濟良所の組織を擴大すること、(6)繼續して賭博を嚴禁すること、(7)戲劇を改良すること、(8)公共の正當なる娛樂を提唱すること、(9)迷信の打破を宣傳すること、(10)舊曆の廢除を宣傳すること

以上は全く國本を維持するの見地に基いたものである。

(七)宗教を擁護、(1)人民の信仰の自由を保障すること、(2)各縣に於ける寺廟登記の施行を督促すること、(3)各寺廟を督勵して法規を嚴ならしめ、附設工場及び農場の設置を提唱し、僧侶道士の生活能力を增進すること、(4)邪敎淫祠を嚴禁すること

寺廟を整理するは實に宗敎擁護の要政である、ただ事は創擧に屬し、各縣の僧侶道士法規に遵ひて經理するもの固より多きも、因循にして觀望する者も

亦少なくない、應に計畫を繼續して其の進行を督促せしめ、正軌に赴かしむるやうにする必要がある。

(八)文献の徵考、(1 省志の編纂を籌備すること、(2)各縣の縣誌編纂を嚴令すべきこと、

吾が湖南省の各縣誌は近年變亂頻々として散佚せしもの多く、前年の行政綱要に加へられ、各縣に通令して草稿を集め、分類編輯を行はんとする提案がある。事文献に關はるを以て應に繼續して起草編纂せられるやうに希望する。

(九)警衛、(1)縣の保衛團法を施行し、團體を改編すること、(2)水陸の公安を改進すること、(3)共匪の剿滅を嚴勵すること、

湖南省は年來共匪横行し、各縣の團防警察實に其の責に任ずることが出來なかつた、公安事項に關しては、各縣團體及び水陸の公安の如き正に道を分ちて改進するの必要がある。前に懲りて後を戒しむれば正に功果を收むるに近からう。團防の方面にありては中央政府の頒布せる縣保衛團法を按じて改編を實行し、並びに全省を區劃し、十七團防區となし、各區に指揮を分設し、同時に各縣の守備隊を改めて剿共義勇隊となし、既に指揮を統一し得べく、復た人民を集めて共同自衛能力を厚からしめ、全省の民衆をして武力化せしむべく、陸上警備の方面にあつては、其の組織を統一し並びに戸口の調査に重きを置き五戸を一括して聯結せしめ嚴に牌、甲の辦法を勵行せしめ、水上警備の方面にあつては水面の防備の聯絡を實施し、並びに嚴密に船舶戸口の調査を施行せしめ、各地の共匪をして隱匿の餘地なからしめ、即ち暴動に行使すべき時機なからしむれば、各地の隱患消滅すべきに近かるべく、社會の秩序復すべく、訓政建設當に迅速成功を告ぐべきである。

(十)衛生、(1)各縣に對して種痘傳習所の設立を督促し、新法の種痘を提唱すること、(2)各種の衛生統計を處理すること、(3)各縣に對して公共墓地

の設定を督促すること、(4)各種公立醫院を設置すること、(5)仝省の醫院及び各科醫藥救濟事業を考査すること、(6)仝省の醫師、助產婦を登記せしむること、(7)中央政府及び各地方の各種單行衞生法令を編輯刊行し以て廣く宣傳すること、(8)各縣各市に通令して積極的に屠殺場の新設をなさしむること、(9)切實に各縣市の衞生施設經營の成績を考察すること、(10)嚴重に時に疫病の傳染することを防止し、防疫醫を擴大すること。

本省近年の衞生行政事項は政府の督促指導を經て漸く軌道に就きたゞ各縣中には或は軍事の影響に因り或は政費の缺乏に因り中止せるものあり、或は弛廢せるものあり、故に上記の各項は實に目下の要點で當に積極的に施行し以て生民を利せんとするのである。

(十一)禁煙(1)仝省に督促し鴉片の禁絕を嚴勵せしむること。(2)委員を派して各縣市の禁煙狀態を視察せしむること。(3)一定の時期に成績の考査を實行し、嚴格に禁煙人員の成績點檢を施行し、分別して獎懲を行ふこと。(4)嚴令して發覺せる阿片に關する犯罪を調査し、司法機關に移送し法に依る處理を實行すること。(5)阿片に關する犯罪の搜査を嚴令し概して正式の手續に照して執行すること。(6)嚴格に公安機關の阿片に關する犯罪者から收賄することを取締ること。(7)省禁煙委員會を創設すること。(8)種子移植の禁止。(A)罌粟の栽培を嚴禁すること。(B)栽培區域を設定し他の農作物に換ふることを實行せしむること。(C)各縣長に嚴令して罌粟の種苗を取締ること。(D)檢視員を派して更に種子苗の移植を取締ること。(9)運輸の禁止。(A)阿片の移輸入を嚴禁すること。(B)阿片の移輸出を嚴禁すること。(C)公安機關に嚴令して阿片の販賣を調査せしめ商人をして永く阿片を販賣せざる證明をなさしむること。(10)販賣の禁止、(A)阿片及び

吸煙具の製造販賣を嚴禁し、並びに其の營業場所を閉鎖せしむること。(B)隱蔽せる阿片及び吸煙具を搜査沒收して燒却すること。(11)吸煙の禁止、(A)煙館を開設し人をして阿片を吸喫せしむる者を嚴禁すること。(B)逮捕せられたる吸煙者に期限を定めて禁煙せしめ癮を治療せしむること。(C)各縣市をして禁煙醫院及び禁煙所を設立せしむることを督促し、及び社會團體を組織し、禁煙所の創設を獎勵すること。(D)禁煙藥品を取締ること。(E)各縣市の禁煙經費の支出用途の當否を檢討すること。(F)公務員の調驗を實行すること。(G)公務員調驗所を創設すること。(H)水陸の公安機關に嚴令し阿片に關する犯罪者を搜査せしむること。

(乙)　財政の部

(一)租稅、(1)地租徵收章程を改訂すること、(2)地租納入範圍の徵收標準を改訂すること、(3)各縣の稅則及び徵收狀況を調査し以て地租を淸査するの準備となすこと、(4)本省出產物資の數量及び價額並びに生產消費の情況を調査し以て營稅徵收の準備となすこと、(5)統稅の廢止を計畫せし後營業稅を實施すること、(6)印紙稅の規定を改正すること、(7)營業管理證明書の發給辦法を改訂すること、(8)許可なき私營を調査禁止すること、(9)正確なる帳簿出納表を調製すること、(10)經理人の積弊を嚴査すること、(11)地方市場の情況を調査すること、(12)屠稅を整理せんとする方案を起草すること、(13)屠稅徵收規程を改訂すること、(14)雜稅及び雜收入を整理すること、(15)家屋稅の收入を整理すること。

査するに湖南省の收入はもと統稅を以て大宗となせるも現今已に令を奉じて時期を定めて統稅を廢止せんとしてゐる、將來の收入は必ず激減すべく其の對策は全く舊稅の整理に恃み、地租、印紙稅、屠場稅、家屋稅の各項の章程は從前より修訂せられ査定

を嚴重にし、積弊を除き以て收入の增加を期し一面營業稅を創設し、其の資を藉りて補塡せんとす、たゞ院部規定の營業稅率は、甚だ輕く湘省の商人は資本微弱市場狹隘なれば、此の種の微稅は能く狀況を究めて若干を補充せんとするも尙ほ差支なからん。

(二)支出、(1)民國十七年度全省總決算を作製すること、(2)各機關の各月に支出すべき經費は、戰亂後の財政困難の際にあつては每週三の日、六の日を以て金庫から各機關の支出豫算に照し、平均に分割して支給することを規定すること、(3)十九年度全省總豫算を補編すること、(4)本年度の收支の不足は四百餘萬元なるを以て中央政府の諮詢を經て、二十年一月から每月二十萬元の補助を仰ぐべきこと、(5)二十年一月から每年の支出を二百二十九萬餘元に減少せしめ、緊縮政策を勵行すること。

湖南省は民國十九年七月二十七日共匪省城を陷れてから十七年度總決算は編制完了せりと雖も驟かに焚燬を被りその後未だ呈送せられず、又財政は此の變亂の後を承け、各項の稅收從前に較ぶれば三分の二を減少し、各項の緊急費用激增し整理の法がない、故に惟だ各機關每月の支出に每週三の日、六の日に於て金庫から各機關每月の支出豫算に照して平均に分割して支給せるのみ、又十九年度全省總豫算は該年度開始せられたる時適々共匪の變亂に遭ひ、遷延して二十年三月の間に至り始めて補編して報告せられたのである、該年度の全省總決算は收支償はざること四百二萬元に達し、二十年一月から每年二十萬元の補助を中央政府に仰いだが猶ほ不足すること甚だ大きく且つ二十年一月よりは令を奉じて統稅を廢止したので每月省の租稅收入の損失すること六十萬元の多額に上り、中央の補助二十萬元及び少數の營業稅收入で稍々補充せらるも出納の不足猶ほ日に甚だしく、依て省政府の議決を經て、各項行政費の緊縮を勵行し、每年二百二十九萬餘元の縮減を計上

した譯である。

（三）會計、（1）十八年度に於ける湖南省財政廳及び所屬各徴收機關で既に使用せる省費及び各機關各種の豫算表及び說明書を修正すること、（2）十八年度湖南省地方會計規程及び會計科目を修正すること（3）湖南省財政廳所屬の各徴收機關で使用する各種の新式證書を規定し併せて收支月報總冊を編輯すること。

本省の財政狀態は前後互に異なり原案の規定は多く適用せられず、十九年度に於ては現時の財政狀況に照し各種の豫算表及び會計規程に修正を加へ以て實施に便にす。

（四）統計、（1）各種財政の統計の冊表格式を確定すること、（2）各項の收支統計を編輯すること、（3）湖南省官廳簿記豫算表、組織系統圖及び財政廳職員統計を編纂し印刷すること、（4）各縣市の物價調査表を頒布し、並びに長沙市に於ける物價指數の調査を開始すること。

査するに本年度財政統計は草創に係るが故に主として各項財政統計表冊の格式を規定し以て財政統計の規模を確定するにあり、更に財政統計の資料は多く官廳の簿記から得て來たので官廳の帳簿記表の組織を重んじ、本廳の職員は財政整理の主體で物價の昇降は財政經濟の來源に關係せるが故に併せて之に及ぶ。

（五）縣及び地方の財務、（1）各縣を督促して豫算を實行せしむること、（2）各縣の財政に對しては須らく事前事後に切實なる監督を行ひ務めて經費を濫費せしめずして、人民の負擔を輕減せしむること。（3）各縣の會計規程を制定すること、（4）各縣歷年の報告による附加稅徴收表を調製すること、（5）各縣の十八年度に於ける新稅增徴表を編輯すること。

各縣の財政は日に整理を云ふも何等の實效上らざるは或は支出定額を逾え漫然として制限なく或は收

入を濫りに増加し重ねて住民に累を及ぼし往々上司の命に由らず、且つ會計制度に遵はざるに因り徒らに各縣の財政をして紛々亂麻の如くならしめたのであらう、切實に整頓するに非らざれば正軌に循ふこと難く、特に本年度に各縣會計規程を頒布し遵守に資せしめ、並びに各縣の附加税に對しても重ねて調査を行ひ、濫りに自ら増額することを許さない。

(丙) 教育の部

(一)教育の原則の確定、(1)教育趣旨及び實行方針を遵守すること、(2)國民の知識を普及すること(3)生産技能を増加し向上せしむること、(4)自治能力を訓練すること、(5)國民の體格を鍛錬すること、(6)民衆道徳を恢復すること。

教育の根本原則は國民を陶冶し、三民主義を實現し、同時に須らく國民の具有すべき智能を普及し、並びに其の身心を强健にし、其の道徳を訓練し、以て民族的精神を恢復するにあり。

(二)教育行政の改善、(1)各項の規程を修正すること、(2)省縣督學の視察報告を改定すること、(3)十九年中の小學校學歷を編輯決定すること、(4)各縣教育局にて徵集せる鄕土史、地理を編輯確定すること、(5)全省教育行政會議を召集すること、(6)教育統計を編纂すること、(7)小學教師の檢定を繼續すること、(8)黨義教師の檢定を繼續すること、(9)學區を分劃し自治區と一致を勵行すること。

教育行政の各項規程は已に陸續として公布せられたるが茲に整齊して劃一となさんとの議起り、更に切實に修正を加へ以て施行に便ぜんとし、全省教育行政會議を實行し、藉りて衆智を集め公益を廣むるの效を收めんとす。

(三)教育經費の鞏固、(1)繼續して鹽税に教育附加税のため一元五角の課税を行はんことを請求し、省教育經費の獨立を完成せしむること、(2)繼續して各縣市の教育經費狀況を調査し、整理擴充し並び

に其の獨立を保障すること、(3)各縣教育局長の俸給は改めて省庫より支給すること、(4)地租收入一萬元に滿たざる縣の教育行政費を補助すること、(5)各教育機關及び各縣市の各學校を督勵し會計審査委員會を成立せしむること、(6)民衆教育經費の全教育經費に對して占むるべき百分比を決定すること、(7)廣く義務教育經費を準備すること、(8)職業教育經費を擴充すること。

經費は教育の命脈で教育經費の增額は其の獨立を保障し總理自ら決定せる對內政策に明らかに定めたる所である。湖南省にては鹽稅に一元五角の附加稅を徵せんことを請ひ、行政院の許可を經て應に繼續して請求せらるべく、之に依つて獨立の完成が實現せらるゝのである、即ち各縣地方の教育經費も亦應に嚴密に調査せらるべく、整理擴充以て保障に資し、民衆の義務及び職業に關する各種教育經費は、尤も詳細に規定せらるべく、法を設けて廣く籌備し以て其の進展に資せんとす。

(四)初等教育の擴充、(1)法を設けて廣く省立各附屬小學校の學級人員の數の擴大を奬勵すること、(2)各縣市に初等小學を增設すること、(3)義務教育實施規程を設定せんとすること、(4)小學教師の檢定を繼續すること、(5)小學教師の待遇を改良すること、(6 各縣市に督促し義務教育委員會を成立せしむること。

訓政時期は教育の普及を以て急務となし應に法規を設けて、小學校數及び生徒の人數を擴充せしむべく、並びに義務教育實施程序を改訂し、義務教育委員會を成立せしめて、訓政期限を誤まらざるを努め、小學教師に對しては猶ほ檢定を繼續し、其の待遇を改良すべく以て教育の能率を增進せんとす。

(五)中等教育の改進、(1)女子師範學校を創立すること、(2)省立女子中學師範の學級人員を增加擴充すること、(3)農工の各職業學校を改進すること

（4）普通中學の設立を制限し並びに公私立の各中學を整理すること。

男女の教育機關は固より均等を貴ぶも女子の資性は最も小學教師に適するから女子師範の創設、省立各女子師範中學の擴張は、實に必要である。教育の趣旨は人民の生活を充實し、國民の生計を發展せしむるにあり、職業教育を勵行し普通中學の設立を制限するに非らざれば效果がない。

（六）高等教育の整理、（1）湖南大學の內容を充實すること、（2）歐米留學生の成績を調査すること、（3）國內に於ける專門學校以上の湖南在籍の學生の成績を調査すること、（4）留日學生經理處の規程を修正すること。

湖南大學は已に三學院十學系を設けたるも應に力めて內容の擴充を謀るべきである、歐米への留學生及び國內國外の專門學校以上の湖南在籍の學生をも亦た特別に調査し將來補選及び採用に豫め備ふべきである。夫れ留日學生經理規程については時局の變遷及び銀錢の影響に因りて修正の必要がある。

（七）社會教育の擴大、（1）省立中山圖書館を恢復すること、（2）省立博物館を恢復すること、（3）省立及び各縣市の通俗教育館を改進し、體育場及び閱覽室を增設し、巡行講演を擧行し、巡廻文庫を設置し、戲曲歌謠映畫を審査し、民衆の讀物を編輯し、注音符號を民衆學校を創設して識字運動を勵行し、廣く施行すること、（4）公共科學館を創設すること

社會教育は社會改善の利器にして學校教育の及ばざる所を補助し普通一般の無學なる人民を救濟するにある、訓政時期にありては民衆知識の普及に關はる所最も大きいのである。

（丁） 建設の部

（一）交通、（1）公路、（一）鄂東綫寧常（寧鄉、常德）段開通し驛程二百三十里の間を完成した（二）湘東綫高平（高橋→平江）段百二十里を修築すること、（三）

湘贛線長高(長沙→高橋)段延長百九十里を完成せしむること、(四)湘鄂西線常澧(常德→澧)段八十里を修築すること、(五)湘川綫郷婁(湘鄉→婁底市)段百二十里を測量すること、(六)探査隊を組織して常洪(常德、洪江)綫を踏査せしめ、桃源、沅陵辰谿を經て洪江に到る等の路綫百九十里を選定すること、(七)湖南全省公路局監察委員を成立せしむること、(八)全省公路各段行車票價を增加せしむること、(九)公路局修理總廠の設置を計劃すること、(十)全省公路の司機修理技術人員を區劃すること、(2)長沙市に改めて、自働電話を使用せんとする計劃を決定すること、(3)大沅洲飛行場を修築し航空路を設定すること、

湖南省の公路工事計劃はかつて七大幹線の確定を經て同時に修築せられ本年度に計劃せる修築路線は原案なる七大幹線計劃を按じ、段を分つて進行せしめ、又公路監察委員會を成立せしめて工事の進行を督促せしめ、公路局の營業及び管理を整頓せしめ收入の餘裕を以て長沙市に改めて自働電話を用ひて通路に便ならしめ、併せて大沅洲飛行場を修築して航空に利せんとするものである。

(二)工業、(1)第一紡紗廠を擴充すること、(一)錠數一萬を增加すること、(二)織布工場を開設すること、(三)電氣機械を購入し蒸氣機關に換ふること(四)工場の新築を計劃すること、(五)療養室を新築すること、(六)紗廠を督促し三八制(一日八時間の勞働に制限)を實行すること。(2)民生工廠を恢復すること、(3)模範實業工場の施工及び製品辦法を改變すること、(4)各縣の貧民工廠を整頓すること(5)湖南勸業工場辦法を改正し紐扣部と印刷部を創設すること、(6)漂染廠を創設すること、(7)各縣の倒産閉鎖及び事業休止中の工場を調査し並びに補助救濟法を畫策すること、(8)工業生産品の標準を規定すること、(9)國産原料の保護並びに開發辦法

を設定し以て工業の發展を謀ること。

湖南第一紡紗廠の擴充計劃はもと本省の綿絲の消費毎年約八萬餘件なるも紗廠の年産額僅かに二萬餘件である。供給を充足せしむるには擴張せざるを得ない、因つて紡機一萬餘を增設し、又綿布の販路綿絲に較べて更に廣く且つ本工場生産の絲を以て製織に供するとせば一切の費用は倶に縮減せらるべく復た織布工場の開設をも計畫し、現在已に廠舍を建築し機械類の購入を契約し、職工の訓練をなして居るので、全部の開業は近時中に實現さるべきである。民生工場の恢復については已に詳細なる計畫を具體化せんとし、並びに度量衡製造部を增設せんとす、模範窯業辦法は亟かに變更を待ちて、本年度より白陶試作所を創設し、並びに改めて石炭窯を用ひ、原有の柴焚きの窯は商人に租貸せんとしてゐる。

第四項に就いては已に詳細なる調査表を各縣に發令し一定期限の間に作製せしむることを定め、第五項の勸業工場辦法の改訂は遲くも二十年度に於て實行せらるべく、第六項は正に計畫中にあり、其の他の各項は均しく已に分割して調査せられ以て統轄經理に便せんとす。

(三)市政、(1)中山路及び環城道路を完成すること、(2)長沙市新市區を畫定すること、(3)公有の溝渠を浚渫すること、(4)天心閣公園を完成すること、(5)標準時計を設置すること、(6)市政籌備處を督促し全市の街路を修築せしむること、(7)長沙市の灰屑處理計畫を審定すること、(8)舖裝道路の近傍に於ける家屋建築樣式を規定すること、(9)長沙市沿河道路工事計畫を審査すること、(10)井泉を開鑿すること。

長沙市の中山路及び環城路は起工以來已に久しく亟に全部を完成すべきである、長沙市の新市區は前年度計畫に編入せられ市政籌備處を督勵して劃定せしめ圖面を製作した公有の溝渠の浚渫には市民から

徴收する家屋税を之に充當する外省庫より八萬元の補助金を受けて工事を行ひ旣に區域を分ちて修築を開始し現在已に十分の四を完成してゐる。天心閣公園の工事は已に第一第二の二期を完成し、其の第三期の工事も亦省庫よりの補助金によつて繼續して居る。長沙市に標準電氣時計を架設するに就いては現在已に全部裝備を完成し。全市街路の修築に關しては、已に市政籌備處から各市街の團體に轉令して期限內に竣工することになつて居る、長沙市の灰屑處理計畫、家屋建築樣式の規定、及び沿河道路の工事計畫に就いては、何れも建設廳の審理を經て規定し、市政籌備に發令せられ、該規定に遵ひて經理せらる、井泉の開鑿に就いては已に東方公司の試驗成功し水源亦極めて豐富なれば、現有の井水及び水道塔を建築する計畫、其の他の設備の外更に數個の井泉を鑿ちて市民の需要を充足せしむ。

(四)農林業、(1)各縣に棉業分場及び育種場を設立すること、(2)茶業試驗場を開き茶園に茶苗を移植すること、(3)陽山森林局の苗圃を擴充すること(4)衡嶽森林局の林場區域を整理すること、(5)各縣を督促し強制造林を實施すること、(6)湖畔に瀕せる草山を整理すること、(7)堤工附加税を回收し農耕水利事業を經理すること。

省立棉業試驗場は早くから土地の購入決定を經て經營を實施し、計畫を參照するに各棉產地及び棉產集中區域に分場及び育種場を設立することを決定し以て指導改良に資せんとす、たゞ財力及ばず同時に經營することは出來ないので常德縣に分場一ヶ所を設立し華容、澧縣、衡陽には各々育種場一ヶ所を設け已に分別して經費豫算を決定し、前後して組織成立した。

省立茶業試驗場は、已に茶苗五百萬株を培養し本年度に移植する民有地を租借した所は、三年の後には能く茶葉を摘採すべく以て該試驗場にて精製の用

に供せらるゝのである。暘山森林局原有の苗圃は多く民有地を借用せるものに係り、面積極めて小いので所有せる幼苗を生育して造林を行ふには足りない、從つて附近の公有地三百餘畝を以て盡く該局に交付し、改めて苗圃となし以て計畫の進行に利せんとしてゐる。

南嶽は湖南名勝の地である。たゞ公私の山界混雜して整頓せられないので公地は多く附近住民の侵占を被り毎に地域の問題に依つて衡嶽森林局と紛爭を起してゐる、名勝を保全し公私の財産權を確定し、紛糾を根絶せしめ林政に便ならしむるが爲め已に委員を派して山地の境界を整理せしめた。

本省造林の各項暫行規程は、公布已に久しく各縣政府中已に該法によつて經理せるもの固より多數に屬するも、然も迭々共匪の蹂躙に遭ひ、未だ進行の及ばざるもの亦少なくない、已に嚴令して切實に法に依り施行を督促してゐる、濱湖の各縣草山は面積廣く何れも荒廢に歸してゐる、已に委員を派して處理測量せしめ、所有者を招いで種植を承諾せしめ、以て生産を裕ならしめんとす。

査するに湖北省は長沙岳州の二關から堤工附加稅を徵收し毎年の收入は頗る巨額に上るも、現時の財政枯渇に當り頗る困難を極むるより行政院に請ひ其の許可を得て湖南省の主管に歸せしめ、徵稅を以て河道の浚渫水利農耕を振興するの用に供せんと企てて居る。

(五)商業、(1)省立國貨陳列館及び附設國貨販賣所を完成すること、(2)湖南物産展覽會を開催すること、(3)各地商會及び工商同業公會の法に依る組織を督促すること、(4)各公司商號の法に依る登記(特許)を督促すること、(5)國貨の購入及び提唱を繼續すること。

湖南省の商業は日に衰微凋落に趨き保護を提唱するのでないと振興を期することは難かしい、先年經

費を投じて國貨陳列館及び附設國貨販賣所を建てんとし、正に起工建造中である、即ち完成を督促し、各地の國產を徵集し盡く之を陳列すべく、一面には物產展覽會を開催し以て比較觀覽に資せんとす、各地商會及び工商業同業公會に至つては屢々發令して法に依る組織を命じ、各公司の商號は多く未だ法に依る登記（登錄）をなさないが須らく分別督促し組織を完成せしむべく現時の一切を服膺し外貨と競爭し、工商企業の發展を計らんとせば、先づ國貨運動の擧行を繼續し、其の購入使用を提唱し以て國費の外漏を塞がなければならない。

（六）鑛業、（1）全省地質鑛產調査工作の積極的な進行を促すこと、（2）公商各鑛區の探査を實行すること、（3）現在經營せる各地の公有鑛山を整頓すること、（4）化學試驗所を整頓すること、（5）私採を嚴禁し、商鑛を保護し、以て鑛業の發展を圖ること。

湖南省地質調査所の事業は水口山、湘潭の滿俺鑛及び石膏、岩鹽鑛で、益陽、板溪等は前後して調査され報告を完了した外本年度は特に寧鄕の清溪、醴陵の石門口、寶慶の牛馬司等の石炭鑛、湘潭の梓門橋新化の安質母尼鑛、及び其の他の開採價値ある各鑛產地を擧げて、次第に調査を完うし、並びに報告を編纂し以て參考に資せん とす、採鑛事項に關しては、水口山鑛務局が曾つて金剛石鑿岩機一基を備へて積極的に採鑛工程を進行せしことあり、醴陵の炭坑江華臨武の香花嶺錫鑛は亦期を分ちて進行せしめんとしてゐる、公有鑛山の整理は猶ほ水口山及び湘潭錳鑛局醴陵石門口等の鑛山に、最も重點を置いた。

按ずるに水口山一年の產額は白鉛の碎砂 一萬三千噸、整砂七千噸で碎砂は含有成分甚だ低きに因り（百分の三十に過ぎない） 松柏製錬廠では冶錬する能はず愈々積みて愈々多きをなし處理するの法なく營業處により積極的に賣却せしむる外法を設けて含有成分を高めしめんと企てゝ居る。

湘潭錳（滿俺）鑛局毎月の產額は二千餘噸から增加して五千噸に達し、運輸に便ならしめんが爲め牛婆塘から炭塘に至る道路を完成し、後時局の變化に因り僅かに魯家坡に至る土工を完成したのみで、已に必要なる鐵軌及び附屬物件は購入され、該局に保存せられて居る。

醴陵煤（石炭）鑛局は前年に原定せる計劃に依り一面土法を以て暫らく原狀を維持し一面に直射坑の開鑿を進行せしめんとせるも、後該局の潭技師は斜坎が比較的成功速く効を收むること比較的容易なるを說きしに依り改めて斜坑となした、斜坑の完成を告げてから毎日の最高產出額已に百五十噸に達し、後斜坑焚燒に被ひたるに因り、特に該局に發令して直射坑開鑿計畫に着手せしめ並びに地點を選定し提案を實行せんとす。

江華錫鑛はもと華僑が巨額の投資をなし以て開發に從事せんとし事業已に緒に就きたるも後其の資本の不足によりて中止した、建設廳は特に委員を派して該鑛區の詳細なる實測をなさしめ、並びに該局をじて具體的なる整理計畫書を呈出せしめた。香花嶺の局務は尙よく原狀を維持し昨年かつて決算の時數千圓の純益を見た。

實業化學試驗所は本省にて最も完備せる化學研究の機關で前に政費頗る過重なるに因つて業務甚だしき發達をなさず、のち化學試驗費を斟酌減額せし爲め商人は便利と稱し依賴も亦た頻發となり、近年研究工作を進行せしめんとしてゐる、總て探鑛冶鍊に關することと及び化學の工業事項に關することは、何れも該所によつて積極的に處理せらる。

鑛山の私採は國の課稅を妨げ一は商人を損失せしむるより、凡そ私採の案件は他人による告發或は委員による摘發を論ぜず、何れも嚴重に調査し法によつて處斷せらる。其他法規に依つて鑛業權を取得せる鑛業は概ね十分な保護を加へ、並びに軍事による

特殊税を免除し及び法に依り地方の課税を制限して千分の五となし以て奨勵の意を示す。

第二、民國廿六年度行政綱要

第一項　民　政

（一）吏治、（1）縣行政員の訓練を繼續すること、（2）縣長中心工作の實施督促を繼續すること、（3）百分比を制定し縣長の成績考査を實施すること、（4）縣廳の機關を改良進歩させること、（5）縣廳内補助吏員の成績考査を實施すること、（6）各縣長の巡遊督促を繼續すること、（7）各縣々廳の政治工作報告を嚴格に審査すること、（8）行政會議を召集すること、（9）縣地方政務を巡視すること、（10）行政督察專務員公署等の編制を決定すること。

（二）自治、（1）郷及び鎭長の訓練を繼續すること（七、八、九月）、（2）各縣市の保甲長訓練を督促すること。（十、十一、十二月）、（3）全省の戸口を再調査すること。（十二月或は二十七年一月）、（4）各縣市に要する經費の捻出を督勵すること（二十七年四月）、（5）各縣市の自治事業管理の成績を考査すること。（二十七年一月二日）、（6）若干縣を若干の特種事業試驗地に指定すること。（二十六年七月より開始）、

（三）土地行政、（1）省地政局を設立すること、（2）邵陽、安化、益陽間及び湘潭、醴陵、醴縣、攸縣、衡陽の二等三角測量を實施すること、（3）長沙市の天文測量の實施を繼續すること、（4）漢壽、常德、沅江、南縣及び長沙市中の土地登錄の完成を繼續すること。（5）湘潭、岳陽、衡陽、邵陽の各市の土地登錄を開始すること。（6）長沙、衡陽、湘潭、邵陽各縣の土地測量及び登錄を開始すること。（7）已に測量を了へた地域の地圖及び帳簿を整理編纂すること、（8）已に測量を了へた地域の地圖及び地形圖を印刷すること、（9）行政區域の整理及び行政計劃豫定書の整理を繼續すること、（10）小作單行條例を制定すること

と、(11)荒地開拓條例を制定すること、(12)租稅臺帳及び常德・漢壽、沅江、南の四縣並びに長沙市內の土地稅率を改訂すること、(13)各縣の地價を調査し、土地征收施行細則を制定すること、(14)已に土地測量及び登錄を完了せる各縣市に土地行政專門機關を設置すること、(15)本省の濱湖各縣の地圖を縮小編纂すること、(16)下級土地行政員を訓練すること、(17)航行規則を編輯すること。

(四)警察、(1)警官を增員すること、(2)警官補習班を開設すること、(3)警官の訓練を集中させること、(4)警官の待遇を改善すること、(5)長沙市の試驗的警察區域を指定すること、(6)各縣にある義勇兵を保安警察隊に改編すること。

(五)儲倉。(1)改めて本省各縣市の貯藏穀額を定めること。(2)各縣の鄉倉保管委員會を組織すること、(3)各市縣の貯藏進度を規定すること、(4)貯藏方法を改良すること、(5)檢査方法を改定すること。

(六)救濟、(1)省區及び各縣の救濟院を整理すること。(2)私設の慈善團體を整理すること、(3)耕牛保護制度の勵行及び保護牛の選定を爲すこと。(4)耕牛屠殺取締法の制定。(5)各市縣に命じ秋季の穀類收穫量を報告せしむること。

(七)衞生、(1)本省の一等縣には一律に縣衞生院を設立すること、(2)湖南省立醫院を計畫創設すること、(3)湖南衞生試驗所を擴充すること、(4)湖南衞生陳列館を計畫創設すること、(5)各縣市に公共墓地の設置を督促すること。

(八)禮教風俗、(1)國民道德を提唱すること、(2)國產品の愛用を唱導すること、(3)善良なる風俗を保存すること、(4)集團結婚の制度を獎勵すること、(5)不良なる喪婚の儀仗を取締ること。

(九)獄政、(1)各縣廳の共匪及び司法上に關係なき件案の整理督促を繼續すること、(2)各縣に獄內

の待遇を改良し、獄中の衛生に注意すること。

(十)文献、(1)各市縣の文献委員會は年により、類別によつて調査統計比較表を編製することを繼續するやう督促すること、(2)省通志館を創設すること、及び各縣別による縣志を編纂するやうに督勵すること、(3)各縣市に對し名勝古蹟古物を確實に保存するやう督促すること。

第二項　財　政

(一)收入、(1)各機關の收入報告方法を規定すること、(2)第一期土地臺帳を完成すること、(3)地租徵税令書を一律に再檢し改めて通知すること、(4)印紙税の調査を繼續すること、(5)各縣の屠畜税豫定收入額を改定すること、(6)各縣の牙税(問屋税)を繼續して清算すること、(7)各縣の未納牙税を嚴重に督促すること及び牙商の納税手續を變更すること、(8)煙草酒税の登錄を完成し並びに徵税統計を編製すること、(9)消費税法を改善すること

(二)支出、(1)前年度より繼續して緊縮政策を執り力めて收支の適合を講ずること、(2)建設經費を增加すること、(3)債務を完濟し以後は出來る限り起債せぬを原則とすること、(4)二十四年度決算の完了二十五年度決算の編成をすること、

(三)金融、(1)湖南省立銀行紙幣の移交事項を管理すること、(2)湖南省立銀行を規定に從つて管理すること、(3)補助貨幣を增發すること、(4)法幣の價格を維持すること。(5)各縣の私造紙幣を調査禁止を繼續すること。

(四)公債、(1)二十二年度湖南省公債の元利を償還すること、(2)二十四年度湖南省建設公債を償還すること。

(五)會計、(1)湖南省會計規則を修正すること、(2)湖南省地方會計課目を編製すること、(3)各縣廳の新式帳簿を印刷調製すること、(4)委員を派遣し各縣の會計狀態を視察せしめること。(5)各月毎

に省地方の總報告を編輯すること。

(六)縣地方財務、(1)地方豫算制度の確定を繼續すること、(2)各縣市地方費滯納の整理を督促すること、(3)地方會計制度を改良すること。(4)各縣市に第二次全國財政會議の議決案に從ふことを嚴令すべきこと。地租附加稅の輕減を繼續すること、苛酷なる課稅を廢除すること、(5)各縣地方の公有財產公有金の整理を繼續すること、(6)委員を派遣して各縣市地方の財務を調査することを繼續すること。

第三項　教　育

(一)教育行政、(1)中華民國の教育宗旨及び其の實行方針を力行すること、(2)民族精神を發揚し固有道德を恢復すること、(3)健康教育を勵行すること。(4)試驗制度を勵行し、地方教育行政を調整すること。(5)各縣の統計を編成すること。

(二)教育經費、(1)省內教育費を增額すること、(2)省立各校校舍建築の繼續、(3)各縣市地方教育費の捻出を爲すこと、(4)教育費公開の勵行を繼續すること、(5)省立各校に公費生と學費免除生の二種の規定を設くること。

(三)初等教育、(1)地方の小學を增設すること、(2)義務教育を勵行すること、(3)小學教育夏期講習會を開設すること、(4)小學教師の檢定を繼續すること。

(四)中等教育、(1)師範教育を改良すること、(2)職業教育を改良すること、(3)聯合縣立初等中學を增設し、縣立初等中學を廢合すること、(4)中學師範學生の卒業試驗を繼續實施すること、(5)職業補習班を設置すること、(6)中等學校の設立及び配置を完成すること。

(五)高等教育、(1)湖南大學國立制の促進、(2)各私立專門學校の整理、(3)歐米及び日本への留學生を考査の上派遣すること、(4)國內國外の專門學校以上の學生中湖南在籍の者の學業成績を審査し獎

學金を支給すること、(5)國內國外の專門以上の學校にあつた湖南在籍の卒業生の狀況を調査すること、(6)高等及び普通試驗を擧行すること。

(六)社會教育、(1)民衆教育館師範訓練班を創設すること、(2)民衆教育工作員を教育部に送り民衆師範幹部講習班に入つて就學するものを補助すること、(3)各縣市に於て社會教育費の增額を督促すること、(4)經費を支給して各縣市の無學なる民衆の補助教育費及び教育課本の經費を補助すること、(5)無學なる民衆の補習教育を施行すること、(6)省立社會教育機關の內容を充實すること。(7)各縣市民教育館の近況を調査すること、(8)體育督學の增設及び體育班の新設、(9 省立公共體育場を整理すること、(10)全國運動會へ參加本省豫選會の準備をすること。

(七)電化教育、(1)ラヂオ指導區を劃分すること(2)第三、第四の兩區に教育映畫巡遊映寫隊を組織すること、(3)各縣市にラヂオの裝置を設くることを調査し並びに督促すること、(4)電化教育行政員を指名派遣すること、(5)ラヂオ修理處を設立すること、(6)各學校に費用を與へてラヂオの購入を補助し並びに中央政府より機械購入規定を頒布すること、(7)補助費を與へて電化教育を施行する、(8)人材を教育部に送り電化教育行政人員訓練班ラヂオ教育組及び映畫教育組に入り訓練を受くる者を補助すること。

第四項 建設

(一)交通(自動車路に關する方面)(1)郴縣から桂陽驛に到る、三十九粁の路面橋梁隧道鋪裝等の工事を完成すること、(2)寧鄉から潙山に到り更に灰陽に至る里程百五粁の路面橋梁隧道鋪裝等の工事の完成、(3)沅江から益陽に至る路程三十六粁の路面橋梁隧道鋪裝等の工事の完成、(4)安仁から耒陽に至る實測一〇七粁の鋪裝工事の完成、(5)平江から

長壽を經て龍門廠に到る實測八十四粁の橋梁、隧道鋪裝等の工事の完成、(6)瀏陽から東門市を經て長壽に至る里程一二〇粁の路面、橋梁隧道鋪裝等の工事の完成(7)瀏陽から醴陵に至る六〇粁の路面、橋梁、隧道、鋪裝等の工事の完成、(8)浣溪墟から酃縣を經て江西省境の寧岡に至る里程九〇粁の路面、橋梁、隧道、鋪裝等の工事の完成。(9)石門から慈利に至る里程五〇粁の路面、橋梁、隧道、鋪裝等の工事の完成、(10)漢壽から太子廟に至る里程四〇粁の路面、橋梁、隧道、鋪裝等の工事の完成、(11 湘潭の云湖橋から石潭に至る一段の路面、橋梁、隧道、鋪裝等の工事の完成、(12)晃縣支線一部の路面、橋梁隧道、鋪裝等の工事の完成、(13)郴縣から資興に至る一段合計六〇粁の一部分の橋梁及び鋪裝等の工事を繼續完成すること、(14)常德から慈利に至る合計七〇粁の道路を開設すること、(15)衡陽から邵陽に至る一段一八五粁を開設すること、(16)桂陽から嘉禾、藍山、寧遠、道縣を經て江華に至る路線を探測すること、(17)株州董家閘の路綫中の湘河岸に至る路綫及び株州から易家灣に至る實測二十七粁の橋梁、鋪裝等の工事を完成すること、(18)瀏陽河の鐵筋コンクリート橋を完成すること、(19)石炭燃料を使用する自動車を普及させること、(20)木炭自動車の普及を繼續すること、(21)各路線の短距離の區間乘合自動車の經營を繼續すること、(22)營業上の各種の設備を改善すること、(23)荷物輸送を經營すること、(24)運輸の安全性を增進すること、(25)公路局の長沙大修理工場を充實すること、(26)技術員訓練班を開設すること、(27)各地の渡船設備を完成すること、(28)瀏東零栗二區の臨時木橋を改造すること、(29)各路の幹線電話を整理すること。(A)長距離電話に關するもの。

(イ)常德から華容に至る長さ一八六粁の架線工事を完成すること。(ロ)衡陽から宜章に至る二二六粁の

架線工事を完成すること。(ハ)衡陽から耒陽に至る一九二粁の架線工事を完成すること。(ニ)衡陽から寶慶に至る一八六粁の架設工事を完成すること。(ホ)醴陵から茶陵に至る一九五粁の架綫工事を完成すること。(ヘ)益陽から沅江に至る長さ三九粁の架線工事を完成すること。(ト)長德に至る直通線を增設すること。(B)普通電話の方面に關するもの、(イ)各縣鄕村の電話を改良すること。(ロ)全省の電話網を完成すること。(ハ)無線電信受信員、訓練班を開設すること。(ニ)各縣の電信管理助手服務規則及び鄕村電話線暫行標準を制定すること。(C)航路行政に關するもの。(イ)內河の汽船を整理すること(ロ)水路を測量し航路を固定し安全ならしむること。(D)長沙市の道路工事の方面に關するもの(イ)市中に四大幹線道路を增設して改良する事。(ロ)沿河路の修理を繼續する事。(ハ)河西大路及び西大路を開設すること。(ニ)東大路の修理を繼續すること。

(二)市政、(1)水道を開設すること。(2)各街道舊來の公溝を繼續修築すること。(3)公道路の公溝を增築すること。(4)市內の建築物を取締ること。(5)新市內の公溝を開設すること。(6)屠畜場及び公共墓地を建設すること。(7)公園用の樹木培養所を擴充すること。(8)城北公園を計畫すること。

(三)工業、(A)紡織廠に關するもの、(1)紡織機械の構造改良を繼續すること。(2)自動織布機を購入すること。(3)職工を訓練し技術の改良を繼續すること。(4)事務所を建築すること。(5)工場の編制を緊縮すること。(B)湖南機械工場に關するもの(1)自動車及び同部分品を專門に製造する設備を擴充すること。(2)石油製鋼爐を完成すること。(3)銅、鐵を使用すること建築工事を請負ふこと。(4)工場の制度を改善すること。(C)湖南製紙會社に關するもの。(1)官營への移管を準備すること。(2)製造法を改良すること。(D)湖南酒精工場に關する

もの、(1 營業を發展せしむること。(2)附設の牧場を創設すること。(3)農民の雜穀及び甘藷栽培を奬勵すること。(E)其の他の方面。(1)湖南第二紡紗廠を創設すること。(2)江西省當局の合資で大規模なる製紙工場を開設すること。(3)江西省當局の合資によりセメント工場を開設すること。(4)寶華硝子工場を官營に移管すること。(5)全省の手工業を改良すること。(6)電氣事業を發展せしむること

(四)度量衡政、(1)經營を劃一にすること。(2)檢定員を增設すること。(3)期限を劃一にすること(4)委員を派遣して視察すること。(5)度量衡の製造を嚴令し、各商店に登錄票を受けしむること。

(五)商業、(1)各縣市に縣市商會及び同業組合の組織或は改選を繼續督促すること。(2)會社の登錄事務を繼續する事。(3)電氣事業の登錄を繼續施行する事。(4)國內產出木材の使用を普及せしむること。(5)國產品陳列館に國產品奬勵を督促すること

(六)農林、(A)稻作改良方面に關するもの、(1)長沙等二十二縣に於て、積極的に稻米改良事業の發展を督促すること。(2)邵陽南縣に稻作試驗分場を設立する事。(3)全國の稻作品種分類による研究を施行すること。(4)湖南農林委員會の研究工作の繼續を督促すること。(5)湖南米改良委員會をして湖南米の品質改良を繼續督促すること。(B)棉作改良に關する方面。(1)各試驗場の培育試驗及び改良研究事業を繼續する事。(2)各試驗場の設備を補充する事。(3)試驗場の面積を擴大し積極的に試作事業を實行すること。(4)積極的に純良なる種子を增殖本年度は五萬畝以上に增加させること。(5)湘陰試驗場を漸次に擴大すること、及び臨湘にも試驗場一ケ所を改設すること。(6)販出組合の經營を擴大すること。(7)岳陽に搾綿工場を建設すること、(8)搾綿工場の設備を完成すること。(9)合資紡績工場を創立すること。(10)春秋二季に於ける、青苗貸金

の經營を繼續すること、但し數量は漸次に減ぜしめ農民の蓄積を增加する方法を講ずること。(11)農業倉庫を岳陽、衡陽、沅江に增設すること。(12)綿產出の統計を繼續し農村經濟を調査すること。(13)機械による灌漑排水を普及させること。(14)岳陽、祁陽、沅陵に測量所を增設し、氣象觀測事業の分離獨立を促進させること。(15)指導員の事務所を建築すること。(16)高級技術員訓練班を完成すること。(17)各試驗區每に更に農民成年學校一ヶ所を增設すること。(C)茶業改良に關する方面。(1)茶業試驗場を增設すること。(2)委員を派遣し栽培製造の監督指導を繼續すること。(3)製品の檢査を繼續すること(4)山地中間商の値切り及び茶商の秤による不正買取り價格の割引き等の弊害除去を繼續すること。(5)茶業管理委員會を組織すること。(D)森林培植に關する方面。(1)省縣の林務經費を增加すること(2)省縣の苗圃林場を擴充すること。(3)林業組合を增設すること。(4)規定により強制造林程序を設けて實施を督促すること。(5)南嶽の造林を經營すること。(6)植林の獎勵を繼續すること。(7)各縣に林務所を設立し各縣の農業計劃を整頓し植林事業を勵行すること。

(七)鑛業。(1)江華錫鑛山の採鑛工事を完成すること。(2)永興馬田墟等の地の無煙炭鑛を開發すること。(3)省の地質鑛產の調査を繼續すること。(4)合金を試驗的に製造し並びに鑛產品の用途擴大を研究すること。(5)醴陵石門の炭坑擴充工事を繼續すること。(6)各公有鑛山の鑛業權を設定すること。(7)採鑛處を設立し省境內の既知未知の鑛床の價値の探査並びに測量を實施すること。(8)湖南鉛製所の工場移轉を準備すること、及び機械爐を改良すること。(9)水口山鉛、亞鉛、鑛務局の動力機械及び選鑛工作を改良すること。(10)亞鉛製煉所の火爐を擴充し生產を增進し並びに碎鑛機設置の準備を

なすこと。

(八)水利、(1)湘、資、沅、澧四江流域の測量を開始すること。(2)中央政府と協力し荊江及び藕、池松、滋等の四口を整理すること。(3)湘、資、沅、澧四水の險灘の疏鑿を繼續すること。(4)濱湖各縣の堤防の整理を繼續すること。(5)各縣の堤防築造の督促を繼續すること。(6)常德、澧縣、益陽等の縣城の堤防工事の完成。(7)各縣にて雨量測定器の設置を繼續督促すること。

(九)組合事業(合作事業)、(1)組合事業の經費を增加すること。(2)組合貸金の增加を繼續すること。(3)組合工作員を增加すること。(4)邊境地區の組合事業の普及を繼續すること。(5)組合及び聯合會の普及を繼續すること。(6)農業倉庫を普及せしむること。(7)農業倉庫資金の貸し付け及び農產の販出を普及せしむること。(8)組合と教育の共同計劃を普及せしむること。(9)組合と衞生の共同計劃を普及せしむること。

(十)保安、(1)團體の整理。(2)徵集訓練。(3)兵器の補充、(4)義勇隊の撤裁。(5)散匪の淸剿。

(十一)統計。(1)各縣市の統計組織を完全ならしめること。(2)各縣市の統計員事務費を復活すること。(3)統計工作の遂行を繼續すること。(4)全省各市縣の普通生活の物價指數の編査を繼續すること。(5)全省各縣市の氣象統計の編纂を繼續すること。(6)二十六年度湖南年鑑の編輯を繼續すること。

(十二)鴉片の禁令、(A)栽培の禁止。(1)鴉片の祕密栽培を嚴重に防止すること。(2)委員を派遣し各縣に赴かしめて罌粟栽培の有無を調査すること。(B)運輸の禁止、(1)各方面の協力による鴉片密輸の探査。(C)販賣の禁止、(1)販賣店の減少を計ること。(2)鴉片商の賣買の管理を繼續すること。(3)私販の嚴禁を繼續すること。(D)喫煙の禁止、(1)貧苦なる中毒者の戒告を繼續勵行すること。(2)中

毒者への戒告調査の開始。(3)禁煙用丸藥の製造配布。(4)禁煙醫院を管理し既往の中毒者を再調査すること。(5)私犯の探査を繼續すること。(E)麻藥の禁止、(1)毒藥の製造販賣吸飲の禁止を繼續すること。(2)醫院藥舗麻醉藥販賣を管理すること。(F)檢査、(1)委員を派遣し、區域を分けて各縣の禁止狀況を監察すること。(2)各級禁煙委員の成績を嚴格に調査し良否に遵つて賞罰を行ふこと。

第五章　人物から觀た湖南省

第一節　總　說

湖南省の歷史を通覽すると、古代は三苗の國として中原帝都の地を距ること遠く山國荒僻の地として取扱はれ、周時代に至つて漸く文化の光被を受くるに至り、周末には後世支那文學中情韻をいふものゝ祖と仰がるゝ大文豪の屈原を出し、降つて宋代には後世義理を語る人からその祖と崇めらるゝ周子を出して居るが、由來湖南の地は地理的には山紫水明であり、歷史的には慓悍無比の苗族、猺人等の巢窟と長く境を接し、其の間に自ら清廉勇敢の氣風を涵養し得たと同時に、打續く兵馬倥偬の際には兵士として勇猛なる湖南人は、常に徵募を受けてその間に馳驅するの境遇に置かれたることは、支那の歷史を大觀して湖南の條下に及ぶと、何人もその紙背に躍々たる活動の湖南人に依て遂げられたるを心讀することが出來る。

だゞ湖南人が山岳疊々の地帶に自然的に養はれたる剛直の性情は清濁併せ呑むの度量に乏しく、動もすると內訌を生じ漁夫の利を第三者に占められ、徒らに地の利を有しながら覇を中原に稱ふるを得なかつたことは遺憾の極と云はざるを得ない。熱血義俠心に富む湖南人は他の急に赴くに勇なるも、天下を支配するの大人物を出し得なかつたのは湖南人の爲めに惜しむべきである。しかし又一面からすると高潔自ら持し濁世に超然として範を支那民衆に示すの點に於ては湖南の人物の偉大さがあり、湖南の後進を率ゆる上に一大誇りとも稱すべきである。

第二節　周　代

屈原。 周代に於て湖南の生んだ偉人は何といつても屈原に指を屈せざるを得ない。屈原の生地に就ては湖北省秭歸縣であるとの說もあるが、楚人たるには間違ひがない、周顯王の二十六年戊寅卽ち楚の宣王二十七年に生れ、懷王に仕へて三閭大夫となつた。博覽强記頗る經世の才を有つて居つたが、讒に遇ふて懷王の疎んずる所となり、邪曲の公を害し正道の容れられないのを慨して離騷を作る、當時六國漸く衰へて秦の勢が日に强大となり、秦は齊を伐たんと欲して居るが、齊と楚との相善きを憚り、絕代の策士張儀を楚に遣はし啗はすに地六百里を以てし齊楚を離間せしむ。時に屈原三十二歲であつた、已に絀けられて居るので懷王に諫議する譯に行かず、果して秦は約を果さない、楚は怒つて兵を發して秦を伐ちしが、却つて大敗を招く、魏も亦た楚の不利に乘じて來り侵し、齊は手を袖にして救はず、楚大いに困しむ、その翌年秦は漢中の地を割いて楚と和せん

ことを求む、懷王はたゞ張儀を得て甘んぜんとし、却て復た張儀の詭辯に翻弄されて之を釋放す、會々屈原齊に使して歸り懷王を諫めていふ「何故に張儀を殺さゞりし」と懷王悔ゐて之を追はしめたが及ばなかつた。その後諸侯相共に楚を撃ち、楚の國勢は日に非である、時に秦の昭王楚と婚を結び懷王と會せんことを求む、屈原の曰く「秦は虎狼の國である信ず可からず」と、懷王聽かずして少子子蘭の言に從ひ、秦に赴いて抑留せられ三年にして卒す。項襄王立つて弟の子蘭を令尹に任じた。時人皆子蘭が懷王を勸めて秦に行かしめたことを誹る、屈原も亦た之を惡む、而して身は放流せらるゝと雖も、心は一日も楚と懷王とを忘れて居らず、只管君の悟りと一般の改まることを冀ひ、離騷の中に繰返してその意を述べてゐるが其効はなかつた。子蘭は屈原が自分を罵るを聞き、大に怒つて上官大夫をして項襄王に讒し、屈原を河南に貶せしめた。實にこれ屈原五十歲の時で、項襄王の四年、赧王の二十年である。

屈原は不平やる方なく髮を被つて澤畔に行吟し、濁世汚俗を慨し遂に石を懷いて汨羅に投じて死す、實にその年の五月五日である。後人之を痛惜し祠を建てゝ祀る。屈原は瘦軀美髯、風丰朗秀丈け九尺、奇服高冠を好み、一日に三度纓を濯ぎしと傳へられ、潔癖純情邪に對する憎惡の念の强かつた人であつたといふ。屈原の人物を知らんとするには離騷を風咏するに如くものはない。

第三節　宋　代

周茂叔。 周子名は敦頤、茂叔はその字である。世之を濂溪先生といふ、太極圖說を作り上は孔孟の傳を接ぎ、下は二程張朱の統を垂れ、後世義理を言ふ者の祖と仰がる。宋の天禧元年五月五日を以て省南の道州に生

る、幼童の頃から志趣高遠で、附近に濂溪がある常にその地に釣を垂る、溪の西に巖があり中靈にして閲月の如くである好んでその中に遊ぶ、相傳ふ太極を悟入した處であると。官に仕へて太子中書に遷り合州に判官たりし時養心說を作る、父の喪に服して郷里に歸るや郷黨に風尙日に起る、この時拙賦を作つて志を見はす、南康の軍事を治むるに及んで、遂に家を廬山の蓮華峰下に移して致仕す。妻子時に食繼がざるあるも晏如として學に親しむ、卒するの年五十七、江州（今の江西九江）德化縣の淸泉社に葬る。

周子の平生は博學力行、道を聞くこと甚だ早く、事に遇ふて剛果、政を爲すこと精密、俸祿は悉く以て宗族を賑はし、家に百錢の儲無く、襟懷飄灑として高趣あり、尤も山水を樂み意に適した處に行くと徜徉終日倦まない、廬山の麓にある溪流に郷地の溪名を移して濂溪と名づけ書堂をその上に建て述作に親しむ、著す所の易通、太極圖說、六經四子何れも發明するに足る、又たその愛蓮說は夙に人口に膾炙するものである。嘉定十三年謚を元公と賜ひ尋で汝南伯に封ぜられ、孔子の廟庭に從祀せらる。元の仁宗の時道國公に封ぜられ、明の景泰中共の十二世の孫冕を官して翰林院五經博士と爲し世襲とす、淸朝に及んで先賢周子と稱し位は諸儒の上に置かれた。

周濂溪の名が如何に湖南人士の渴仰の標象となつたかはその生地道州（今の道縣）を首め苟くも多少周子の足を留めた地にはその名を冠した祠廟と書院との無い所は無い。實に湖南人は周子を出したのを無上の名譽とし自ら矜り且つ代々私淑者を出し、湖南人が義に勇み正を踐む俠氣に富むは確かに義理の學を實踐躬行する結果といつて宜しい、偉人の後進を感化するの力は見遁すことは出來ない。

李芾。字は叔章、衡山の人、天資聰敏、初め祁陽に尉たりし時より名聲あり、祁陽縣を攝し縣治大に治まる。

その後各地に歴任して至る處に功を樹つ、再び浙西に知たりし時虎邱書院を作り學官を置き親ら學規をつくり之を教ふ、學ぶ者甚だ多く、咸淳元年に入つて臨安府の知と爲る、時に賈似道國政に當り權を借りて專横である、芾之と辨論し議に遇ふて職を罷む。

後元軍鄂州を取る乃ち起用せられて湖南提刑となる。時に郡縣盜賊横行し良民奔竄す、芾民兵を發し自ら縣を守らしめ、一幟を與へ令して曰く、亂を作す者は幟下に斬らんと民始めて安堵す、更に令して壯士三千人を擇び勤王の旗を擧ぐ、未だ幾何ならず似道の軍は蕪湖に潰ゆ、乃ち朝廷芾の官を復し潭州に知たらしめ湖南安撫使を兼ぬ、時に湖北の州郡皆元に歸附す、其の友芾に勸めていふ「行く勿れ已む無くんば身を以て行く可きなり」と芾泣いて曰く「吾豈身を謀るに昧からんや、たゞ國恩を受け、廢棄すと雖も猶ほ報ゆるを思ふ、今や幸に我を用ふ、我家を以て國に許すなり」と、時に愛女死す慟哭して行く。

德祐元年七月潭に至り潭兵を調し盡くし、游騎は更に湘陰、益陽の諸縣に入り倉卒召募三千人に滿たず、乃ち溪洞蠻に結び以て聲援せしむ。兵器を繕ひ、芻糧を備へ、江に柵し壁を修め、劉孝忠に命じて諸軍を統べしめ、吳繼明湖北より至り、陳毅、陳元は蜀より歸る。芾奏し留て潭を守る誠を推して之に任じ、皆死力を得、元の右丞相阿里海牙は既に江陵を下り、軍を分つて常德を戍り、諸蠻を遏めて大兵を以て潭に入る。芾その將尹興を遣し兵を帥て之を湘陰に禦がしむ、興戰死す、九月再び兵を調し繼明をして出でゝ禦がしむ、兵未だ出でざるに元軍既に城を圍む。芾慨然として親ら第一線に起ち諸將と地を分つて守る。民も亦た老弱皆出でゝ保伍を結んで之を助く、十月元兵西壁を攻む、將士奮戰し芾矢石を冒して之を督す。城中矢盡き、矢あるも皆羽破れ、民間の羽扇羽具を集めて之を補ふ、又た食鹽無きに苦しむ、傷者は躬ら之を撫勞し激勵す、將士の死傷相

繼ぐ、血を啜つて殊死して戰ふ。來り降るものあり芾斬つて以て徇ふ。十二月城圍益々急なり、孝忠礮風に中つて起つ能はず、諸將泣いて請ふ、「事急なり吾等は邦家の爲めに死するも素より悔なし、獨り無辜の民を如何せん」と芾罵て曰く「國家平時に於て厚く汝等を養ふ所以のものは今日あるが爲めなり、汝等たゞ死守せよ」と、後言ふものあらば吾先づ之を戮せんと。

元兵城に登らんとし戰ひ少しく卻く、次で蟻附して登る、衡守尹穀及び其の家人等自焚す、芾酒を命じて之を弔ふ、因て幕僚と食飲し、令を傳へ盡忠の字を手書して號となし飲は旦に及ぶ、諸幕僚出でゝ楊琛池に赴いて死す、芾熊湘閣に坐し、幕下の沈忠を召し、「吾が力竭きたり、分として當に死すべし、吾家人亦た俘に辱めらる可からず、汝盡く之を殺し而る後に我を殺せ」と、忠地に伏し辭するに能はざるを以てす、芾固く之を命ず、忠泣いて諾し。酒を取て飮み其家人盡く醉ふ、乃ち悉く之を刄す、芾亦た頸を延べて刄を受く。忠火を縱つて其の居を焚き、家に歸つて妻子を殺し復た火所に至つて大に慟哭し自刎す。潭民之を聞き多く家を擧げて自盡し、城に虛井無く、林木に縊るゝもの累々相接す。繼明等城を以て降る、陳毅圍を潰して閩に奔らんとして中道に戰死す。

事朝廷に聞え芾に端明殿大學士を贈り忠節と諡す。芾人となり剛介强を畏れず、事に臨んで精敏、姦猾も欺く能はず强力人に過ぐ、旦より事を治め暮に至つて倦色無く、夜は概ね三更に至つて始めて休み五更に起きて事を視る。之を望めば懍然神明の如く而も賢を好み士を禮す。之に即けば溫然、一藝小善と雖も亦た眷々之を獎勵す、平生官に居り極めて廉潔家に餘貲を儲へない、宋末に湖南の生んだ一人傑であり、また湖南人の氣風を代表するとも思はれる。

第四節 明代

李東陽。 字は賓之茶陵の人、父に從つて京師に居る、四歳で能く徑尺の書を作る、景帝召して之を試み甚だ喜び膝上に抱置し果鈔を賜はる。後再び召されて尚書大義を講じ、命じて京學に入る。天順八年、年十八で進士に及第し庶吉士に選ばれ、編修を授け侍講學士に累遷し東宮講官に充てらる。宏治五年憲宗實錄成り左庶子兼侍講學士より太常少卿に任ぜられ、後太子少保禮部尚書、兼文淵閣大學士に進む。

十七年闕里廟を重建して成る、命を奉じて往々祭り還て上書していふ「臣命を奉じて遄行し、適ま亢旱に遇ふ、天津一路夏麥已に枯れ秋禾未だ種えず、舟を曳くもの完衣無く、鋤を荷ふ者に菜色あり、盜賊縱橫し、青州最も甚し。南來の人言ふ、江南浙東は、最も甚しく、戸口消耗軍伍定虛、庫に旬日の儲へなく、官に累歳の俸を缺く、東南は財賦の出づる所にして一歳の饑已に此に至る、北地は皆儲素と積聚無し、今秋再び歉せば何を以て之に堪えん、事變の生ずる恐くは測る可からず、臣自ら其地を經過するにあらざれば、久しく官曹に處し日に章疏を理すと雖も猶ほその詳を得ず、況んや陛下高く九重の上に居るをや、臣之を訪ふ道路皆言ふ貪官甚だ衆く、國用經なし差役頻煩にして科派重疊、京城の土木繁く興り軍士を供役し財力を殫くす、班操に遇ふ毎に寧ろ死すとも赴かず、勢家巨族往々郡縣を連ねて跋扈猶ほ已まず、親藩の供億二三十萬に至る、游子の徒名を皇親の僕從に託し毎に關津都會に於て大に市肆を張り、商税を網羅す、國家都を北に建て給を東南に仰ぐ、商賈驚き散じ大非細故、更るあり、或は内官と僞り稱し群小を縱つて閘河を接擊し、官吏は奔駭錯愕し、窮民は所在に騷然たり、此又た臣の目撃する所のもの臣山東に在りし時陛下に聞するに災異を以てし、群臣も

亦た言を盡して諱むなし、然れども詔旨頻りに下り章疏畢陳して事內廷に關し貴戚者動もすれば掣肘をなす、累歲經時寸効を見ず、誠に恐る今日言ふ所又た虛文とならんを、乞ふ從前內外條奏をとり詳かに采擇を加へ斷じて行はんことを」と帝嘉歎して悉く之を所司に付したといふ、如何に帝の信任の厚かつたかを知ることが出來る。

後武宗帝立ち劉瑾入つて禮を司る、東陽等卽日辭任す東陽のみ慰留されたるも悒々として志を得ない。五年の秋瑾は誅せらる、東陽更に上疏して自ら黜かんと請ふ。時に豹房の役與り寺觀を禁中に建つ、東陽等切諫するも聽かれない、九年老疾を以て休を乞ひ漸く許され、敕して廩隷を給さる、その後四年で卒す、年七十太師を贈り文正と諡す。

東陽父に事へて孝、その文は典雅流麗、朝廷の大著作多くその手に成る。後進を奬成し才幹を推挽す、士大夫其の門に出づるもの多く、明興つてから宰臣文章を以て搢紳に領袖たるもの楊士奇と李東陽と云はれてゐる。文臣としての曲型人物でまた湖南後進の散淑の的となつたものである。

劉大夏。 字は時雍、萃容の人年二十にして鄕試第一に擧げらる、天順甲申の歲進士となり庶吉士に選ばる。成化の初め自ら吏を試みんと請ふ、乃ち職方主事に叙す、郎中に轉じ兵事を明習し宿弊を一掃す、其後各地に任官して治績大に昂る、十五年兵部尙書を拜す。會々南京、鳳陽に大風あり木を拔き家を倒す、河南、湖廣は大水に苦しみ、京師亦た霖雨沈陰に艱む、大夏上書し請ふて曰く、凡そ事祖宗の舊にあらずして民を害するものは悉く釐革せんと、帝有司に命じ實に據て以て聞せしむ、乃ち廷臣を會し十六事を條上す、何れも權倖に便ならざる所のもので相與に力めて之を沮む、帝決する能はず大夏等再議して旨を得、制下り擧朝歡ぶ。更に兵

政の十害を陳べて極言して改革を遂ぐ。

武宗嗣で立つ、請ふて傳奉の武臣六百八十三人を陶汰す、正德元年鎭守中官董讓等の貪殘を按治せんと乞ふ、帝悅ばず、大夏自ら言の用ひられざるを知つて上章して骸骨を乞ふ、其年五月詔して太子太保を加へ廩隸は制の如く給せらる。

大夏は忠誠懇篤、孝宗の知遇を受け身を忘れて國に徇ひ、權倖を裁抑する所多し、嘗て奏章ある毎に、乃ち劉瑾の惡む所となる、劉宇亦た大夏を憾み遂に讒に遇ふて肅州に貶せらる、大夏時に年七十三、五年夏赦されて歸る、瑾の誅せらるゝに及んで致仕し歸つては子孫を敎へ、力田食を謀り、餘りあれば故舊親族に散ず、年八十一にして卒す。太保を贈り忠宣と謚す。大夏は李東陽と共に湖南の產んだ一大人物たるを失はぬ。

第五節　清　代

李星沅。字は石梧湘陰の人である、父は疇字壽田、優貢生桂東縣の訓導であつた。星沅年十二童試に應じて聖童の譽があり、道光壬辰の進士で編修を授けられ、甲午四川の郷試を典る。次で廣東に督學となり、戊戌漢中府の知府に任ず、更に河南糧儲道臺に擢せられ庚子の歲陝西按察使となる、次で江西省布政使に遷り、仍ほ江蘇に調し臬篆を兼ね、壬寅の歲陝西巡撫に擢せらる。至る處治績著しく遂に乙巳の歲江蘇を調撫す、會ま緬寧の回匪の騷擾あり、雲貴總督に擢せられ師を督して任に赴き、首として騰越の鎭將某を彈劾し別に銳師を出して匪賊を討ち三月ならずして緬境を平ぐ。太子太保を加へ花翎を賞戴す、移つて兩江に總督となり河督を兼攝す。政令大に一新し民之を德とす。

星沅身を寒素に起し十年封疆の職を踐み、以て民困を蘇息し事に遇へば迅速に之を處理し精勵倦むを知らない、己酉四月病を以て休養を乞ふ、宣宗の升遐に遇つて疾を輿して梓宮に謁し慟哭起つ能はず、文宗召して病を詢ひ、母衰へ且つ多疾なるを以て歸養を乞ふて許さる。未だ幾何ならず粤西に盜起り勢甚だ猖獗で、侯官林則徐軍に卒す、乃ち星沅を起して欽差大臣と爲す、疏を拜し卽ち道に就き桂林に抵り兵を調へ餉を集む、當事者間意見岐出月を累ね功無く、憤激宿疾を發し密疏師を易へんことを請ふ、猶ほ强ひて起ち期を定めて將に出陣せんとし卒に支へず乃ち遺疏を口授して曰く「賊を平ぐる能はず之を不忠といひ、養を終る能はず之を不孝といふ、軍中の宿將に及びては乃ち惟だ向榮倚るべし」等の語ありといふ。遂に陣中に卒す、時に咸豐元年四月十二日、年五十有五、詔して優卹し文恭と謚す。

曾國藩。字は滌生、湖南湘鄕の人である。道光戊戌進士に及第し、癸卯の試を四川に典となる、乙巳の年禮部の大試に優等を以て禮部右侍郎に累遷す、咸豐の初め屢々正義を以て諫爭する所あり、剛直を以て稱せらる。壬子の試に江西に典となり、途次母の訃を聞いて歸る、時に長髮賊廣西に起り、湖南の西境より入り、長沙から洞庭を渡り武昌を陷れ、江に循つて下り、土匪も亦た大に劫掠を肆にす、朝廷國藩に命じて團練を治めしむ、國藩は命を奉じて鄕勇を募り號して湘軍といふ、三年援を江西に遣して南昌の圍みを解く、時に逆酋洪秀全已に南京を占據し長江の險を扼し、舟師に非らざれば以てその命を制する難きを思ひ、乃ち舟を造り礮を鑄て水師に設立す、明年水陸軍を提げて東下、初め少しく挫けたるも纔で湘潭に捷ち、岳州を復し、武昌に克つ、更に田家鎭を破り江に横はるの鐵鎖を斷ち勝に乘じて九江を圍み、進んで湖口を取らんとして、會ま水師鄱陽湖に陷り、鄂督師を喪ひ武昌を再び敵手に委す、乃ち銳師を悉して馳せ援ひ自らは師を督して九江を攻

む、已にして賊酋石達開等道を分つて江西を犯し頻りに八府五十餘州縣を略す、官軍文報は通ぜず大に之に困しむ、五年國藩は移つて南昌に駐まり、孤軍拒守す、漸くにして援軍集まり軍威復た振ふ、七年父の喪に遇ふて家に歸り、八年命を奉じて浙を援ふ、時に江西九江諸郡縣皆湘軍によつて克復せられ、特に建昌から浙に入らんとした、九年撫州に駐まり攻めて浮梁、景德鎭に克ち轉じて四川を援ふの命に接す、未だ行かず又命じて安徽を救はしむ、遂に宿松に屯し太湖に克ち、十年四月欽差大臣を以て兩江を總督し軍務を督辦す、十一年八月安慶に克つ、詔して太子少保を加へ並に江蘇、安徽、江西、浙江四省の軍務を節制することを命ぜらる、累疏辭して受けず、同治元年正月元日協辦大學士に拜せられ、是年水陸兩軍大擧して東下す、湘軍は雨花臺に抵り南京を攻め楚軍は衢州に達し浙江を救ひ、淮軍は上海に出で蘇、常を取らんとし、水師は往來して陸軍の聲援を爲す、三年江蘇浙江次で戡定し六月南京を克復す、詔して太子太保を加へ一等毅勇侯に封ぜられ世襲となす。是時に當りて江南平定に歸し、捻匪又た熾盛となり會ま科爾沁親王僧格林沁軍に薨ず、國藩命を奉じて馳せ剿滅す。四年徐州に駐屯し、五年濟南に屯し、又た周家口に駐る、十月命じて兩江に還らしめ六年體仁閣大學士となり、七年武英殿大學士を授けられ七月直隸總督に任じ、朝覲に紫禁城騎馬を許さる。九年再び兩江總督となる、後疾を得て十一年二月官に卒す年六十有二、朝廷訃を得て震悼太傅を贈り特に文正と謚し、北京賢良祠に入祀し、兩湖兩江及び直隸各省に皆な專祠を建てしむ。

國藩は翰林に入つた時から長白の倭艮峯、善化の唐鏡海等を師長と仰ぎ、正學を講明し、義利公私の辨に灼然たるものがある、そして自ら治むるに甚だ嚴、己を律し人を律する必ず廉潔を先にし、取與の間一介も苟もしない。其軍を治むるや策を決して進取堅く定まれば移らない、平生最も意を人材に留め、其の推擧に出づる

もの文武皆一時の選で或は卒伍から部將に擢き、或は書生から封疆に拔かれ、猛將謀士彬々として其の門を出でた。軍營の裡危難身に迫つても手に卷を釋かない、朝に出でゝ賊を鏖にし夕に歸つて道を講ず、小心翼々で而も功は人に讓り名を避け闇然として獨り神明と契するの慨があつた。

著はす所奏議三十二卷、文集八卷、書牘十八卷、詩集二卷、經史百家雜鈔二十六卷、經史百家簡編二卷、鳴原堂論文二卷、批點韓昌黎集四十卷がある。此外軍中家に寄せた書牘は集めて十卷となし、家書家訓と稱して世に公にしてある。その書、篇々句々情に滿ち理に滿ち中外の讀書子をして座右の銘として珍重しないものは無い。

國藩は淸朝時代にあつては諸葛武侯以後に匹儔の無い人豪として、其の文武兼備を謳はれたものであるが、星移り物替り民國となつてからは、異民族の朝廷に忠勤を拔んでた人として誹謗するものも出で一時は湖南にある國藩の祠すら壞つ有樣であつたが、義理の見地に立ち恩義の立場を顧み、民人の困苦を救ふの立場から努力奮戰した勳功は社會的にも沒す可からざるものがあり、また箇人として人格の崇高なる點に於て少くも湖南の後進をして民國革命に當つて卒先義に赴かしめたるは一に國藩の遺髮を享けた義擧と見なければならぬ。要するに湖南人氣質を代表した人傑であることに何等疑の餘地はない。

胡林翼。字は潤芝、益陽縣の人幼時父達源に隨ひ京師に居り才氣英發嶄然頭角を拔く、道光十六年進士となり、庶吉士に選ばれ編修を授けらる、其後文武兩方面に功績多く頭品頂戴を賞し巡撫を授けらる、洪秀全の亂に當つて曾國藩と力を倂せて江西省の賊徒を討つ、十一年八月遂に安慶の諸州縣を克復し、賊を殄滅し湖南肅淸に歸す、曾國藩上疏して林翼に太子太保銜並に騎都尉の世職を賞加す、林翼肺を病み年五十にして武昌に卒

す。總督の例に照して邮を賜ひ、賢良祠に入祀す、文忠と諡し兩湖の地に專祠を建てしむ。

林翼は艱苦を双肩に擔へ、事を處するに例文のみに囚はれず、その減漕革弊皆自ら幸領し、議の棄備地の肥瘠に準じて之を裁制す、益陽の自家の穀は皆出して以て軍を犒ふ、最も心を人才に留め、禮を厚ふし辭を卑ふして千里の逸才を迎ふ、曾て將才を論じて曰く、大體に明かに進退の機宜を知るを以て上となし、陣法を知るもの之に次ぎ、勇敢なるものまた之に次ぐと爲し、將の貴なるもの疲れざるなく、將の貪なるもの怯ならざる無しと、平生善く諸將を調護す、當時曾國藩左宗棠と並稱して湖南出身の三傑と云はれたものである。

唐才常。 湖南省瀏陽の產、光緒年間戊戌の政變に於ける六君子の一人として衰運にある清國の政治の改革に奔走し、康有爲、梁啓超の諸子と共に立憲運動を起せるも時利あらず失敗した。然し更に初志の貫徹を期して各方面の同志を糾合して江湖會を設立し各方面の聯絡に努力する所あり、後黨內に自立會の設けらるゝに及んで、一先づ江湖會を解散し、有力の黨員は安徽、湖南、湖北に於て省內の結社を編成することゝなり、その結果先づ漢口に於て革命の旗擧げを爲さんと同志間の畫策大に進みたるが、時の湖廣總督張之洞の探知する所となり、一味徒黨悉く官兵の手に捕へられた。唐氏はその首謀者として斬首の極刑に處せられ、庚子革命の義擧は空しく破れた、是れ實に民國第一革命に先つこと十一年である。民國の創生は全くかゝる貴き犧牲の賜といふてよい。

唐氏の家は地方の名望家であり、一度囚はれの身となれるを聞き鄉黨は、何れも之を惜まざるなく、又た友人は唐氏の爲めに冤を雪ぐの證人に立つもの多かつたのであるが、唐氏は頑として部下に罪なし、一切の企畫は我が方寸より出たものとの主張を曲げなかつたので、當局も遂に赦免の途なく、已むなく處刑することゝな

り、武昌郊外刑場の露と消えたのであつた。

唐才常氏には二人の遺子がある、長は唐蟒で日本士官學校出身、第一革命の際に武漢の間に於て大に奮戰し父の遺志を繼いだのである。次は唐有壬であつて、父を亡つた折はまだ乳呑兒で賢母の愛育の下に生長し、日本に留學の後歸國して中國銀行に入り、こゝを振り出しに財界に活躍し、其後政界の人となり、汪兆銘の知遇を得て、汪が行政院長として外交部長を兼ぬることになると、唐を抜いて外交次長の要衝に据え、全く部長の職を代行せしめた位であつた。氏は乃父の精悍な氣象と所信斷行の勇氣を持つてゐたので、信任する味方の多いと共に、またその敵も少くなかつた。彼は汪兆銘院長と共に當時日支の親善提携は國是であるとし、萬難を排しても之を實現しようと試みたのであつて、このことは彼が政敵から暗殺を以て酬いられた所以である。事實彼が餘りに信念を曲げない性格なので、事前に友人中には暗に警戒を勸めたものもある。すると彼は「父も義の爲めに斃れてゐる、自分も或は運命を同ふするかも知れぬ」と言ひ放つて、主義の爲めには身命も顧みない國士の風があつたのである。父子二代に亘つて身命を國家民人の爲めに捧げて居る唐氏は湖南人の湖南魂を如實に發揮したものである。



唐烈士の墳塋

第六節　民　國

黃興。 字は廑吾、湖南省長沙の人、若年にして張之洞の設立した兩湖書院に學び拔貢生となる。業を終るや民族主義を唱導し、早くも革命に志し、光緒二十五年唐才常の變に際し同志を糾合して相應ぜんとせしも事成らずして止み、同二十七年冬日本に笈を負ふて師範學校に學ぶ 當時在京せる革命黨の章炳麟、陳天華、劉揆一、宋教仁等と交り、革命の實行を圖る、時恰も滿洲問題起り極東の風雲急を告ぐる際なので、雄心勃々禁ずることが出來ず、同志蔡鍔、藍天蔚等と相謀り拒露團を作り、後郷里長沙に歸り義勇隊を組織したるも、實力の涵養は教育にありと氣付き、之を國民教育會と改稱して年少子弟を收容して革命を鼓吹し、光緒二十九年には同郷の陳天華、宋教仁等と共に華興會なる秘密結社を組織しその總理に推され、湖南哥老會の頭目馬福益と聯絡し、同時に廣西義軍と通じ着々運動を行つたが、事前に張之洞の爲めに探知され、事破れ身を以て上海に逃る。偶ま廣西巡撫王之春の暗殺に連累して拿捕されたが、數日の後出獄することが出來、再び日本に渡り革命事業の爲めに盡瘁し、光緒三十一年孫逸仙が歐洲から日本に來るに會ひ、率先して胡漢民、汪兆銘、陳天華宋教仁、田桐等と革命黨の統一を計る爲めに同盟會を組織し、孫を推して首領と爲し、紛糾せる革命黨の統一を完ふし、爾來南支南洋の各地を遊說して黨勢の擴張に努力した。

光緒三十三年に廣東省欽州、廉州、潮州の各地及び廣西の鎭南關に於て事を擧げ、翌年は雲南省の河口に在つて兵を擧げたが成らず。その後革命的の變亂を各地に起さんとし、宣統二年二月廣東省城の兵變及び同總督衙門の攻擊等皆黃興の主動に外ならなかつた。斯の如く十年の苦心は酬ひられて同三年四月四川省に於ける鐵道國有問題の惹起は革命を激成し第一次革命を實現せしむるに至つた。武漢戰爭の酣なるとき彼は全軍を督して漢陽、漢口に轉戰し漢陽の陷るや逸早く上海に來り、一時大元帥に推されたが、後副元帥となり、次で南京

臨時政府の組織せらるゝや陸軍總長兼參謀長となり專ら軍事を管掌したものである。

民國元年春宣統帝は退位し南北合一の議成り統一政府の組織せらるゝ事となるや、袁世凱は彼に軍部の要職に就かんことを求めたが、黄は之を辭して受けず、たゞ東南の情勢は俄かにその引退を許さないものがあるので、南京留守として留まり、同年五月留守を辭して上海に滯在し、一時外國借款に反對し國民捐募集を唱道したが、同年の秋孫文の北京入りに繼で北京に赴いた。


黄興氏

第二革命に當つては南京に據つて討袁軍を起したが時勢非にして一敗地に塗れて日本に亡命し次で米國に至り徐かに再擧を謀つて居ると、帝制問題から雲南に於て蔡鍔が義旗を飜すと聞き、同五年四月米國より日本に來り同年七月上海に歸り、一時疎隔した孫派との折合も漸く融合し、護國軍及び舊國會議員との連絡を執り大に畫策しつゝあつたが宣統五年十月卅一日上海に於て病の爲めに逝去した。享年四十四、湖南人は黄氏の革命に功勞ありしを追懷し且つ郷黨の生んだ偉人を尊崇するの意味から、長沙對岸の嶽麓山中風光明媚の地を選んで、壯大なる墳塋を建立して長く紀念としてゐる。

蔡鍔。 字は松坡湖南省邵陽の人、清代の秀才で、湖南時務學堂に學び梁啓超の門下生である。後日本に留學

し、陸軍士官學校第三期騎兵科の卒業生で、日本から歸國の後廣西省に於て新軍を創練し後雲南陸軍第十九鎭三十七協協統に任ぜられ、第一革命が武昌に起ると、李烈鈞、唐繼堯、羅佩金等と共に之に響應し雲南都督に推さる。民國二年中央に入り、同三年五月參政院參政に任ぜられ同四年一月經界局長に轉じ、次で將軍府に列し昭威將軍を授けらる。

民國四年帝制問題が起き、之に絕對反對の意見を保持する彼は同年十二月密かに北京を逃れ天津を經て雲南に入り、都督唐繼堯を擁して帝制反對討袁の旗幟を揭げ、雲貴護國軍第一軍總司令となり、四川省瀘州方面に出征し、雲貴兩廣の聯合が出來て袁をして帝制延期を餘儀なくせしめたのは全く蔡氏の雄才大略の致す所である。

民國五年五月前記四省統一機關として軍務院の成立するに至つて、その規定によつて撫軍に推さる、同年七月四川督軍に任ぜられたが病の爲めに赴任を延べて福岡大學病院に入院して療養に努めたが藥石効なく、同年十一月八日逝去した。享年三十又五。氏は各方面に人望厚く、特に湖南省民は氏の革命に對す殊勳を追憶して、黃興の墳塋と共に嶽麓山中に宏大の墓地が營まれ、湖南人物史中に永久の名を留めて



蔡鍔の墓

ゐる。

譚延闓。字は組庵、湖南省茶陵の人、前清時代湖廣總督譚鍾麟の子で夙に秀才擧人となり進士に及第して翰

林院に入り翰林院編修を振り出しに、湖南中路師範學堂監督、明德學堂の總辦となり、淸末各省に諮議局の開かるゝや湖南諮議局長に擧げられ、鐵道國有問題の起るに當つては、當時の議員を率ひて强硬なる反對を唱へ、宣統三年秋革命の起るに會し、各界から推されて湖南軍政部長となり、民國元年には湖南督軍を拜し、陸軍中將を授けられ次で陸軍上將銜を加へ、同二年十月督軍を湯薌銘と交代し上京を命ぜらる。

第二次革命に際し南方加擔の嫌疑を受けしが、後嫌疑晴れ靑島に赴き同三年上海に移り、同四年末に袁世凱の帝制問題起るに當つて湯化龍、范源廉等と共に起つて極力反對を爲し、同五年八月湯薌銘の後を承け再び湖南督軍兼省長に任ぜられ、同六年八月督軍を段祺瑞の股肱である傅良佐に讓り、同年十一月廣西軍湖南に進み長沙陷り、傅督軍逃亡するに至つて同十二月三度目の湖南督軍兼省長となる。同七年三月張敬堯に逐はれ、同九年六月吳佩孚の衡州撤退後再び湖南に侵入し張敬堯を逐ふて湖南總司令となつたが、同年十一月に趙恒惕に追はれて廣東に去り、廣東政府秘書長、內政部長、建設部長に歷任し、年末に湖南恢復の爲めに兵を湖南に進め舊部下を糾合して長沙に進擊したが失敗して廣東に歸る。同年末廣東政府は陳烱明軍に圍まれ危境に陷る、彼は兵を率ひて救援し圍を解く。爾來廣東に在つて湖南總司令に任じ、同十一年六月第一次奉直戰後の顏惠慶內閣に內務總長に任ぜられしも就くを肯ぜず、同十三年秋北伐軍を起して湖南に方本仁軍を進攻せるも陳の部下林虎軍に側面を攻擊され復た廣東省に退くの止む無きに至つた。

孫文の歿後廣東は勢力を得るに至り、第一、第二兩次の代表大會に於て彼は選ばれて中央執行委員、政治委員となる。同十五年七月蔣介石北伐軍を起すや、國民革命第二軍長となり、國民政府軍事部長を兼ね第二軍の指揮は魯滌平に委ね廣東に在つて政治委員に任ぜらる。同十五年末南昌に赴き軍事會議に列し北伐軍の樞機に

參與し張靜江等と共に南昌に止まり武漢派に對抗の形であつたが同十六年三月漢口に赴いて中央執行委員全體會議に加はり、同年三月十二日の改選により中央執行委員會常務委員、政治委員會主席團員、國民政府委員に擧げらる。同年南京武漢分裂以來漢口に止まつて居つたが、同年六月鄭州會議に參加し、同年八月蔣介石の下野後武漢南京西山三派の合作を斡旋して之に成功し、同年九月武漢南京合體後中央特別委員會委員、國民政府黨務委員、同軍事委員會主席團委員及び財政管理會委員等に任ぜらる。


譚院長の禮堂

民國十七年蔣介石の北伐に從事中は國民政府常務委員主席、中央政治會議主席代理として後方留守に任ず、北伐完成の後國民政府行政院長、國民政府委員に任ぜられ、同十八年國民黨第三次中央執行委員に擧げられ、政府及び黨の長老として重きを爲して居つた。民國十九年病の爲めに長逝す、時に歲五十四。南京中山陵園內に宏壯麗雅の墳塋が出來て長く國民の敬仰の的となつてゐる。譚氏は民國に在つて有終の美を爲し遂げた功勞者で惟り湖南の誇りではない。

何鍵。　字は芸樵、光緒十三年湖南省醴陵縣に生る、幼にして鄉學に學び後保定軍官學校を卒業し、趙恒惕湖南省長時代に湖南第四師長唐生智の麾下に營長、團長となり、後第九旅長に榮進し、唐が湖南省長に就任し國民革命軍第八軍長に任ぜらるると共に同軍第二師長に陞り、唐軍の中堅となり

常に第一線に立つて戰ひ、民國十五年八月から九月に亘り岳州に李濟臣、葉開鑫の聯軍を破り長驅して漢陽、漢口を陥れ、その後宜昌より楊森を逐ひ、常德より袁祖銘を撃退し、同十六年三十五軍長に昇り宜昌に駐防したが、同年五月唐生智軍の河南進出と共に鄭州に進撃し、後河南より漢口に歸り、兩湖の赤化情態を見て憤慨し、湖南各將領の意嚮を纏めて唐生智に說き、同年七月武漢國民政府に逼つて共産黨と絶縁せしめクーデターを斷行して共産黨を放逐し、同年八月唐は東征軍を興し南京を攻めんとするや、第四集團江左軍前敵總指揮として安徽に入り、安徽省政府主席となり省政を總ぶ。同年九月武漢南京合體後、國民政府軍事委員會委員に擧げられ、同月武漢派の南京中央特別委員會反對に際し、武漢政治分會委員となり、同年十月南京政府の唐生智討伐の際に當り同年十一月獨立を宣言し、唐下野の後南京軍の武漢入りに先だち湖南第四集團軍を纏めて長沙に撤退した。



何　鍵　氏

民國十七年初めに白崇禧が廣西、湖南聯合軍を率ひて湖南に侵入するや之と戰つて敗れたが後白と妥協を遂げ、第三十五軍長兼清鄉會辦となり次で湖南政府委員に任ぜらる。十八年初めに廣西派は湖南省政府主席魯滌平を湖南から追放し、何鍵をして之に代らしめた。然も間もなく廣西派は蔣介石と戰つて敗れ、何の立場は頗る苦境に立つたが、何は廣西に對して不即不離の態度を持し、蔣擁護を表明し中央より改めて省政府主席に

任ぜられ、湖南軍の改編と共に討逆第四路軍總指揮、第十五師長を兼任することになつた。
民國十九年夏、張發奎及び廣西の反蔣軍の爲めに長沙を占領されたが、南京軍の應援を得て十數日で奪回が出來た。その後一ヶ月餘で共產軍の爲めに又もや長沙は陷落した、是も旬日で恢復した。當時から第十五師長を危宿鐘に讓り、現在に於ては省の行政並に治安の維持、產業の開發に專心努力を續けてゐる。

何氏は軍人として戰場に勇者である許りでなく、文事に造詣があつて、述作も多く特に段正元夫子に私淑して道德敎義を信奉する厚く、大同主義の宣布に熱心なるは驚く可きものがある。孫文の三民主義、蔣介石の新生活運動と相呼應して大同主義の爲めには常に敎壇に立ちまた著書を公にしてゐる。何氏は湖南省の生んだ過去の偉人でなく現在の傑士である。隣邦の爲めにその成功を祈るものである。

第六章　湖南人の氣風

第一節　概說

湖南は士風純古にして世利に淡く、其俗多くは慷慨節を尙び不義を爲すを恥づ、學者は禮に勤め耕者は力に勤む、故に大なる富豪もなく又た極貧の者も無いとは舊記の傳ふる所である。この言葉は現在の湖南人の性情を盡して能くその眞を得たものである。彼等は南嶺を距てゝ廣東に隣りし、洞庭を隔てゝ湖北と腹背相連なり、又た三峽の險を界として四川と對し、連山を屛障と

して雲南、貴州と界を交ゆるも、土風民情截然として自ら四周の各省と異り、古來別に一天地を成して居つた。

史籍を通觀すると此の地は古へ羣苗の萃まる處、王化に沾被すること遲く、而も周末に方つて屈原はその間に生れ、潔志廉行世に容れられなかつたが、曾てその君を怨まず被髮して澤畔に行吟し濁世汚俗を慨し、遂に石を懷いて汨羅に投じて死す。殘された一篇の離騷は千古の情韻を言ふもの丶祖とせられてゐる。宋に至つて周子その間に生れ、志を高ふし道を講じ太極圖說を作り、上は孔孟の緒を紹ぎ下は二程張朱の統を垂れ、後世義理をいふもの丶祖と仰がる。近代に至つては曾國藩、左宗棠等絕世の偉材を懷いて亦た湖南に生れ、その道德文章は撥亂反正の大業と共に高く。更に民國の開創に當つては黃興、蔡鍔の英俊は此の間に出で革命の先覺として活躍し今日の中華民國を產みたるの功績は多く湖南人士の力にあるといふも誣言でない。そして一時人材は雲の如く湖南から輩出してゐる。

昔韓退之が黎廖道士を送るの序に「南方の山巍然として高く大なるもの百を以て數ふ、獨り衡を以て宗と爲す、衡の南八九百里地は益々高く山益々峻しく、水は淸くして益々駛り共の最も高くして南北を橫絕するものは嶺であり、中州淸淑の氣此に於て窮まる、氣の窮まる所盛にして過ぎない、必ず蜿蟺として扶輿し磅礴として欝積し、意ふに魁奇忠信材德の民その間に生ず」とあ

る。文豪の抒寫が必ずしも定論とは思はないが地理的の關係が民俗に大きな影響を與へることは否定の出來ない事實である。

古來から山川秀麗の地偉人を生ずと云はれて居るが、湖南は到る處に山は秀で水淸き仙境に惠まれてゐる。次に交通の關係からいふと、餘りに阻塞すると民俗固陋となり、また之に反して交通便利に過ぐると民俗は狡猾に陷り易い、湖南はその中庸を得て陸は廣東、漢口の衝途を扼し水は灘水と湘水との連絡がある。しかし上海廣東のやうな繁盛地の累煩が無い。是等は皆湖南人の氣風民性を涵養するものである。

第二節　各　說

一、自尊心が强い

湖南人は自ら支那人種中最も卓越した民族であるとの自負心がある、從つて自己以外には殆んど優良者は無いやうに思つて極めて尊大な氣持を有つて居るので、自然に各省の人からは嫌はれる傾向がある。各省人も亦た湖南人を厭忌してゐる。之を平和的にコスモポリタンである北方支那人と比べると全く雲泥の差があるといふてよい。尤も最近になつて外省との交通が頻繁となつて來たので多少は改善されて來たことは無論である。

二、排外思想旺溢

外人との交通が開け湖南人の風氣も頓に變つては來てゐるが、由來自尊心の强い丈に排外思想は全支を通じて最も旺溢してゐる。日本が長沙を開埠地に開くまでは、支那の東西南北到る處に入り込んで教會を設け學校を建て病院を開いて布教に勇敢である、基督教の宣教師ですら湖南に丈けは入り込むことの出來なかつた程に排外思想の旺溢した所であつた。されば一八九七年迄は湖南には一の宣教師なく、一の教會堂もなかつた。一九〇〇年刊行の支那內地教會地圖に初めて常德に「カトリツク」及び「プロテスタント」の兩教會堂、長沙、岳州、湘潭、衡山の各州縣に「プロテスタント」、辰州と茶陵に「カトリツク」教會堂を置いた記號が示されたものである。それも岳州を除くの外は概ね教徒である支那人の住居するに過ぎないで、外國牧師は一年に一二回竊かに巡回し夜間僅かに街上を借行し、一箇所に僅々一兩日の外滯在は出來なかつた有樣であつた。それが今日では省內各縣共に教會の無い所は無く多いのは五六箇所もあるといふ變り方である。しかし排外的の潛在意識はまだ全く拔け切つて居らない。

三、尙武の氣風に富む

湖南人の慓悍で尙武の氣風に富むことは昔から史書に傳へられてゐる、史記の貨殖傳には「西楚の俗は剽輕で怒を發し易い」とあり、隋書地理志には「其人率ね勁悍決裂多し天性然るなり」

と記してあるが、その慓悍尚武の氣風は清朝長髮賊の亂に湘軍は遂に天下無比の强力の軍隊となり、清朝を旣倒に支へたのであり、民國創始の革命に當つては湖南人はその中堅となつて大功を樹て、現に國民政府の中央軍の精銳は湖南出身の將卒に於て組織されて居るのを見ても如何に湖南人が尚武の素因あるかを知ることが出來る。

四、寺觀に對する信仰心

湖南人は寺觀に對する信仰心が頗る旺盛であることは如何なる僻邑寒村でも寺觀は立派に建設されてあり、內に奉安されてゐる佛像、道祖像等は輪奐の美を極めたものが多い。又たその住職僧侶も他省に見ることの出來ない瀟洒たる風をなし、生活も亦た豊かであることを示してゐる。是れは全く湖南人の寺觀に對する信仰心の盛んな結果の現はれである。

湖南には支那五嶽の一つである南嶽があつて梁唐時代から佛教に於ては由緒深い土地であり、現在では昔日の盛觀は無いが、南嶽中の大寺である上封寺、福嚴寺をはじめ名刹多く、七八月には參詣者は數十万人の多數に及び冬季に於ても登山者の絕えないといふ盛況を呈してゐる。

五、祖先崇拜

寺佛に對する信仰心の强い湖南人は、祖先崇拜の觀念に於ても同樣の心理の動きを見せてゐる。尤も祖先崇拜は惟り湖南人に之あるのでは無く、一般の支那人にこの念慮の無いものは無い。

是れは儒教の教が徹底的に入り込んで居る結果で、祖先の祀りに熱心且つ謹嚴なことは驚く可き



南嶽の福嚴寺

ものがあり、湖南省の田舍を旅行して一番眼に着くのは祖先を祀る廟禮の多いのとその華麗を盡して居ることである。從つて墳墓の宏大且つ立派なものゝ多いのもその爲めである。

　祖先崇拜は古來から支那は行政が不完全で治安の維持が完全でなく、自己の生命財産は自分で擁護するより外に方法の無い國柄であつたので、祖先の祭祀を中心として親戚縁者が一團となつて自衛の途を講ずることも祖先崇拜の重大原因を爲して居ると思はれる。更に湖南省は各郷里を異にする移住民の集合から成つて居つたのと、慓悍な苗猺民族の居住と境を接して住居した關係上、特に親戚縁者の團結を固くし他の團體及び蠻族に對抗しなければならなかつたので、排他的排外的の氣象を强からしめたのもその結果と云はなければならない。

六、金錢慾に淡白

支那は人口の多いに拘らず事業が之に伴はないことから起る生存競爭は自然激烈とならざるを得ない、爲めに勢ひ節儉の氣風が生れ、殊に金錢萬能風を爲して居り「地獄の沙汰も金次第」という諺もある通り、總ての場合に依賴するものは財產以外にない、かゝる國柄では貯蓄心は起り金錢慾の旺盛なのは當然の話である。然るに湖南人はその間にあつて比較的に恬淡だと云はれる。昔から世利に淡はく寧ろ慷慨節を尙ぶのが俗を爲し、從つて大きな富豪は湖南には無いと傳へられてゐる。是れは湖南の氣候風土が生活に樂であつたのと山川秀麗の賜とも解することが出來るのである。

七、反抗性に富む。

慷慨の氣のある湖南人が反抗性に富むことは無論の話であつて、古から難治の處として知られてゐる。特に淸朝時代にあつてその任命せる官吏に對する反抗は非常のもので、時には赴任を得ずに沙汰止みとなつたものも少くなかつたと傳へられる、此氣風は今日依然として全省に漲つて、日本が長沙を商埠地として開かしめ更に居留地の設定を爲さんとした際にも、湖南人一流の猛烈な反抗に遭つて中止の已むなきに至り、又淸末に鐵道國有の決定された折も强硬に寧ろ頑强に之に反抗して遂に素志を貫き得たのも湖南魂の結果であつたのである。

八、迷信の念が强い。

何れの地方も人智の進まない際に迷信の多いことは咎める譯には行かない。湖南には昔から巫鬼を信じ淫祀を重んずるの風があり、迷信の事は枚擧に遑の無い位に多い、今でも病人に醫藥を用ゐないで信神や御籤に聽いて病を癒さんとするものが少くない。

又た婦人には命數を迷信して禍福吉凶一に之によると信じて居るものが多い。特に湖南の名山である南嶽の寺廟に朝香といつて父母の在す時は紅衣を着し、沒後は靑衣を着けて香を持つて參詣する風習の如きは如何に父母に對する孝養の爲めとは云ふものゝ、迷信の極致と思はれる節が無いでもない。

九、嫉妬排擠の氣風が多い。

湖南人は慓悍で義を重んじ犧牲的精神の旺溢する美風のある反面に、互に他の成功榮達を嫉視して相排擠すること多く、從つて湖南を打つて一丸として覇を全國に稱する如き英傑を出し得ない缺點を持つてゐる。是れは湖南が山地で平原地帶の樣に茫藐として淸濁倂せ呑む如き氣風に乏しく、潔僻狹量から起る嫉妬心から他を排擠するに至るのでは無いかと云はれてゐる。

十、悲歌慷慨する

由來支那では北方に悲歌慷慨の士が多く南方は穩健悠暢の徒が多いと稱へられてゐるが、湖南

はその例外を爲して、悲歌の士慷慨節に殉ずるの徒が多いので有名である。蓋し風土之を然らしめたのと傳統的に湖南人の性情から來て居るのであらう。

第七章　湖南人の風俗及生活

その地方の精細なる研究を爲さんとするものには、第一にその地方人の風俗習慣及び生活の樣式を知ることにある。殊に商工業や貿易に從事する見地からは必要缺く可からざる事柄である。

第一節　家屋建物

支那は惟り湖南省に限つた譯でないが、建築物は他の國々に比して宏壯雄大のものが少ない、湖南省に於て從來から名を得て居るものに長沙の天心閣、岳陽の岳陽樓があり、南嶽市に南嶽廟がある、その他各縣城市に文廟、寺院の殿堂、樓閣は相當に建築上の技巧を凝し、その屋根瓦の多くは陶製で青、藍、黃等の色彩あるものを用ひて遠望頗る美觀であるが日本流の精緻の趣には乏しい。一般人の住屋に至つては之を他の省に比べると概して良好であるが、都會地以外の農村に行くと地方の富豪地主の邸宅の外は貧弱見るに堪えないものが多い。支那の家屋は概して木材を用ふること少なく、湖南省の如く木材には他省よりも惠まれてゐる所でも矢張り建築の多くは

土を搗き固めたものが多く、富豪の家にあつては土に代ふるに石又は煉瓦を用ゆる、木材は一小部分の用に當てられるのみ、農村の家屋に至つては木材に代へるに竹材を使用するものが多い。是れは湖南省が有名な孟宗竹の産地であるからでもあらう。



天心閣

家屋の構造に就ては格式とか制限とかは別に無く、餘財のあるものは如何なる住屋の建築も出來るのであるが、兵亂匪賊の害を被ることが多い土地柄である結果は一般の家屋に大厦高樓を建て得ない原因にもなつてゐる、會ま山間の農村に華麗の堂屋を認めるのは多くは宗廟又は氏祠であつて共同的の建築にはよいものもある。

湖南省も支那一般の都會地と同じく城市の周圍には堅牢の城壁を繞らしたものが多い、民國となつて交通の便利の爲めに之を除去して自動車路としたものも少くないが、軍事上また匪賊の防

第三節　夜間用の燈火

支那人は一般に光線には無頓着であると云はれたものであるが、近來は青年男女の間には衛生思想も進步して來て學校をはじめ面目が一新されて來て、教育熱の旺んな湖南では夜間用の燈火も着々として改善の一途を辿つて居り、大都會は電燈の設備が次第に增して來てゐる。しかし一步地方に入ると依然として菜油の燈火が多く、石油ランプを用ゆるものは上等の方である。一體農民の多い支那では「日出でゝ耕し陽入つて憩ふ」の傳統は今日も依然たるものがある、都會地は別として農村では夜の副業でもあれば格別、さもなくば燈火の必要は多くない譯である。驚くのは縣城の大旅館でも電燈を用ゐてゐる所と洋燈を使用して居るのとは半々位であり、蠟燭を使つて居るのも少くない。

夜行には提燈である近來は好んで懷中電燈が上流社會の人に喜ばれてゐる。點火用に最近はマッチの利用が多くなつたが從來は竹紙を卷いたものが多く用ゐられて居つたものであり、湖南省が長足の進步をして來てゐるといつても尙ほまだプレミチーブの域を脫しないものが少くない。

第四節　衣　服

湖南人一般を通じて着用せらるゝ所のものは、他省と大差なく下着と下穿きの袴子、靴下を締めて袴子の下部に穿かれる袴子當て、及び下着上着の四つから成つてゐる、尤も長袴子の上に稍や袖の廣い馬褂兒なるものがあるが、是れは日本でいふと紋付羽織に相當するものであつて儀式の場合に着用するもので平常には之を用

ゐない。日本でチャン〳〵と稱する袖無しの衣服は多くは小童に着せ、土人でも之を用ゆるものもないではない、近時馬褂兒は湖南地方で着用する者少なく、青少年は却て洋服類似の服裝が多くなつてゐる。

衣服の材料は多く木綿であつて下着には白布を用ひ、袖は窄く胸部は二重になつてゐるのとそうでないのとがある、長褂子は裁縫の方法は下着と違はないが長裾であつて夏で無ければ白を用ひない。大抵は藍色である。袴子は日本の股引を寛くして腹部に於て細い紐で結び下部は足頸に及んでゐる。套袴は日本の脚絆に似て夏は穿かず冬丈け用ゐる、その色合は多彩のものである。

女子にあつては從來は長袴子を着るものは無かつた、之は纏足の爲めに歩行の困難から來て居つたのであらう、今日は女子は殆んど天足となつたので長褂子を着るものが多くなつた、特に女學生は之を用ひてゐる、そしてハイカラの人々は西洋服裝を取り入れた樣式のものを着用するやうになつて服制は混沌時代だといつても宜しい。材料にも毛織物を使用するやうになつたのは近來の著しい變化といふことが出來る。

以上は普通の服裝に就いて述べたのであるが、前清時代から民國の初めにかけては衣服に絹を用ゆることが盛んであり、絹地が平常服に用ひらるゝに至つて殊に中流以上の女子の服裝は競ふて華美に流れたもので、湖南省の如きも江蘇、浙江等から新奇の綢緞を求むるに至つたが、省內兵亂相繼ぎ生計上困難を來したのと、新生活運動の影響を受けて綿服主義が皷吹され、官吏をはじめ富豪も一般に綿服を常用とし、甚だしいのは絹服の上に上着丈は綿服にする風さへ起つて來てゐる。

服色は綿服は單純な藍染めが十中八九で、麻布は純白に晒したのを夏服用に仕立てゝ居る、尤も近時は麻布にも種々の花模樣を染め出したものも少くない、絹布及び人造絹布はその色彩は千差萬別である許りでなくそ

の織り方にも種々の區別がある。

第五節　寢具

支那住屋の形式は日本とは全く方式が別で寧ろ洋式に近いので寢臺に起臥する譯である。寢臺も住屋と同じく貧富の差によつて同一では無い。最も簡單なものは臺の上に板又は竹を列べて寢臺にするものさへある。普通は木で作り、長さ六尺幅四尺高さ二尺五寸位、その上に板を張るもの又は籐、竹等で編んだものを置くものがある。更に少しく念入りのものは四隅に竹又は木の棒を立て帷を張る用に供する。敷蒲團、掛け蒲團と枕を備へて寢具一切となる譯である、帷は多く麻又は綿布の白を用ひ、稀には絹布を用ふるものもある。蒲團は綿布で中に綿を入れ赤色の絨布等を表面となし又は種々の花模樣ある布を中心として作る日本のものと大同小異である。

寢臺寢具は一面から見ると室內の裝飾ともなるので富豪の家では臺木柱等に朱檀又は黑檀等を用ひ種々の彫刻を施し一臺何千圓といふ豪奢のものを造る者もある。

第六節　帽子と穿物

支那では從前は殆んど皆が帽子を用ひたものであつたが、近來は之を用ひないものも見受けるやうになり、中流家庭の人々は最近は中折帽、麥藁帽、鳥打帽を戴くものが增して來てゐる、尤も地方では依然として舊式の支那帽を使用して居る。軍隊は勿論學生等は悉く軍隊式の帽子を殆んど一律に被るやうになつてゐることは

特に湖南に於て著しい狀況である。

穿物は近來西洋靴と革製の支那靴が上流社會及び學生等の間に廣く用ひらるゝやうになつて來た。しかし一般は矢張り從來の布製の支那靴を使用してゐる。材料は綿布、絨布が多く使はれて居る、從來は帽子には勿論靴にも禮式用のものがあつたが今日ではその制度が混亂して來て居る。

支那の靴は底に皮を用ふるものも稀にはあるが多くは布を厚く張つたものを使ふので雨天の際には使用に堪えないから湖南地方の如く雨の多い所では底を皮張りとして之に長い釘を打ち附けたものが用ひられてゐる。又た勞働者の人達は雨天等の場合には草鞋を穿き洗足のものも少くない、草鞋は竹の繩で編んで種々の色布を織り込み美術的に作られてゐる。女子にあつては從來纏足の結果自分の足に相當する鞋を買求めることが出來なかつたので多く家庭で作つたものであるが、近來は婦女子の纏足は片田舍を除くの外は少くなつたので婦女子の鞋も亦た穿物店で購入するやうになつた。男子の靴は多く黑であるに對し女子のものは種々の縫取り等であつて美しい。

雨天に用ひる笠は勞働階級では陣笠に似た竹皮等で編んだものを被る、都會地では日本の雨傘に似て更に頑丈のものが普通に使はれ，近來は洋傘も非常に流行して來てゐる。

第七節　食物及び嗜好

支那は食物の種類に於て世界第一である許りでなく、其の調理法の多い事は他に類例を見ない。湖南省の如く是迄交通不便であつた土地でも相當に多い、たゞ湖南特色の料理はない、四川料理に似て辛辣の調味料を多く使ふのた

他省の人から異様に見られてゐる。

食事の度數は朝夕晝の三回取るものもあるが、勞働者の外は二回のものが多い、農夫とか荷擔ぎ人夫の如きは三回以上取るものもある。主食物は米であつて精米を用ゐる、精米の方法は近來精米所が各地に出來て機械搗きとするが、まだ一般に舊式の水牛又は黃牛に牽かせて大きな石臼で搗いて白米とする、しかし完全に精白するものは少く多くは半搗米である、たゞ炊き方が一旦沸煮して後に蒸すので粗末な精米法でも糠の臭はない。湖南省は米產を以て有名な省である丈に山間の住民が玉蜀黍、粟、甘藷等を主食とする外大抵のものが米食であることは驚く程である。

米の外に最も多く食用とされるのは麥である、麥は粉として麵麭又は肉饅頭砂糖饅頭等を作つて食用とする夏分と朝食とには白小豆の粥が一般に歡迎されてゐる。

副食物には肉汁、野菜汁、卵燒、漬物等が普通であつて、上流社會では肉類を多く用ゐるが、下層社會では辛辣の漬物と米飯丈で食事するものが多い。一般に嗜好されるのは豚肉であつて牛肉は珍重されない、是れは牛は農業用の役畜として昔から多く屠殺を制限して居つたのと事實上支那の牛肉は餘り美味でない。其の他の肉類には羊肉、兎肉、鷄肉、家鴨肉等が最も賞美される、鵞鳥、鳩、小鳥の肉も皆用ひられる。

魚の肉では鯉魚が珍重され鮒、鰻、鯰、鱖、鼈等も多く食膳に供せられる。此の外に湖南省に產しないで一般から賞揚せられるものに鱶鰭、鮑、烏賊、蛤、蛯等がある。

野菜には大根、人蔘、蕪菁、葱、芹、三葉、白菜、甘藍、胡瓜、南瓜、茄子、蓮根、百合、唐辛子、菁菜等枚擧に遑が無い程に多い。

調理には醬油を用ふること少なく、多くは食鹽と味噌を使ふ、砂糖は加味せられるが是は多くは菓子の製造に使はれる。總ての調味に唐辛子を多く加へることは四川料理と同じく湖南料理の特徴である。惟り辛味は調理に加へられる許りでなく別に辛味を食膳に備へて常食にする。尙ほ殆んど總ての料理に豚の脂を用ひないものは無い位に多く使ふ。

漬物には鹽漬と砂糖漬がある、前者は食事の副食物として用ひられ、後者は菓子代用に供せられる。鹽漬には殆んど唐辛子の加はらないものは少ない、其の材料には大根、人蔘、蕪菁、白菜、菁菜、胡瓜、茄子、韮、刀豆等あらゆる野菜が使はれる。砂糖漬には果實が多く原料となる、果實は一般に愛食され、その主なるものは梨、葡萄、蜜柑、金柑、梅、杏、石榴、枇杷、柿、挑、林檎、櫻桃、苹果等である。其他栗、胡桃、銀杏等の干果も喜んで食膳に上せられる。生果の外に菓子はあるが、料理の發達してゐる割合に種類は多くない、落花生、蓮實等の砂糖打にしたものが多く見受けられる。

食料品の大體は以上擧げたやうなものであつて、普通中流社會の食物は三四種多くて五六種が常の食膳に上せられるのである。饗宴等の場合には山海の珍味十數種を並べ、更に次から次と運ばれる種々の料理は何れも珍貴で美味である。

是等の調理に使はれる器具は頗る簡單で鍋、釜、爼板、庖丁、出刄、金杓子、木杓子等餘り數多い道具立ての入らないのに驚かされる。たゞ料理人の腕前と熟練の結果とは支那料理の美味を出させて居る譯である。食器は宴會の場合も個人の家庭でも卓を圍んで共に食事を爲すので、日本のやうに各々が膳を有つ譯でないから多く一揃になつてゐる。此の食器は贅澤をすれば象箸玉杯ならぬも限りがない、しかし一般は支那の陶

製の食器で上流社會では銀器が愛用されてゐる。箸は象牙製が喜ばれ一般は骨の先きに銀を付けたもの竹製は普通である。

飲みものには酒がある、湖南の酒は名高いが强烈のものが多い、米から醸すもの粟、高梁から造るもの等で餘り種類は無い、近來はビール、葡萄酒、シャンパン等の外國酒を用ゆるものもあるが、全體からすると非常に少ない。湖南許りではない支那人は酒は嗜むが醉ふて醉狂を演ずる等のことは少ない。又た盃の獻酬を爲さないで乾杯を以て日本の盃の遣り取りに代ひるのは良い風である。

食料品は既に述べたやうに肉類、魚介、蔬菜等に仰いで之を調理するが、その外に豆腐、油揚、絲蒟蒻、豆粉、家鴨の卵を鹽漬とし又は石灰を塗つて土中に埋めて製したもの等を愛好する、更に豆腐を腐敗せしめて一種の臭氣ある醬豆腐は一般に賞揚される食物である。西瓜と南瓜の種子を愛食することは他者と異る所がない。

第八節　鴉片及び煙草

湖南省は從來相當に鴉片の生産があつたもので、人民も鴉片を喫ふたものである。しかし民國になつてその禁令を眞面目に實行したのは此省であつて、最近は癮者として致し方の無いものを除くの外は鴉片を喫むものは非常に少くなつた。

煙草に至つては之と反對に漸次愛煙者を增加しつゝある傾向にある。從來は支那式の煙草で滿足したものが近來は卷煙草が非常な勢で流行して來てゐる、精確の數字は不明であるが、年々の輸入卷煙草は百萬元を突破

し省內の各地に小規模の卷煙草製造所が勃興する機運を促進してゐる。

第九節　婚禮の風習

その方式は新舊の二種に分たれる。舊來の婚禮には初め媒酌書によつて男女の生年月日を認めた紅い紙帖を互に交換する、之を合庚どいふ。合庚の後また綠の紙に男女の年齢を男は朱を用ひ女は綠を用ひて認め兩者の間で交換する、之を「換庚」といふ、男子の家からは金銀の首飾り、水菓子、魚肉等を贈り、女子の家からは文房具を以て之に答禮をする、即ち古の「納采」の遺風である、尤も家の貧しい者は此事を行はない。

その後婚禮を行はんとする時になると、男子の家では吉日を定めて媒酌人を通じて女子の家に報せる、之を「報日」といふ、婚禮日の一二日或は三四日前には女子の家では日用品、家具類を入れた箱を男子の家に贈り、男子の家では絹布、髮及び耳の裝飾品、酒、菓物、雞、豚肉等を女の家に贈る。之を「過禮」と云ふ、結婚の日には家を綵飾し、樂を奏して新婦を迎ひる、之を「接親」と云ふ。新婦門に入れば互に禮を交はした後、合巹の禮を行ふ、之を「交杯」と云ふ。禮終れば衣を整へて祀堂で祖先の靈に謁し、次で舅姑及び尊長なる親屬に會ふ、之を「分大小」と云ひ、婚禮の夕刻には親戚友人等は自由に花嫁の房屋に入ることが出來る、或は新婦に茶、酒を供することを强ひ隨意に談笑することが許される、之を「鬧新房」と云ふ、二日を經て女子の實家では親戚友人を招いで宴を張り新郎は新婦と倶に來る、之を迎ふることを「回門」と云ひ、亦新年を期として之を擧行するものもある。數日を經て男子は新婦を伴ひて各親戚知己の家に往つて謝禮をなす、之を「謝酒」と云ふ。

新式の婚禮では其の儀式舊來のものに較べると簡單で初め男女の同意により各々其の父母に告げ、許可を求めて、紹介人の紹介によつて婚約を定め、男女各々指輪其の他の證據となるべきものを交換する。結婚は城市では多くは大旅館或は公共の場所で行はれ、門前に五綵の飾を爲し旗を掲げ庭內に禮堂を設け新郎新婦及び主な證人紹介人男女の來賓何れも一定の席次があり、初め婚約證書、頌詞を讀み、然る後印鑑を用ふるか或は指輪を交換し、新夫婦互に相鞠躬して禮をなし、主な證人紹介人及び男女の來賓に謝して答詞を述べ、禮終りて親族に謁すること儀の如くする。この式は擧行せられてより未だ久しくないので僅かに市區に於て行はれる。

男子の初婚年齡は普通十六七歲で且つ大概女子は男子より若い、諺に云ふ「寧ろ男子の大なること十歲なるを肯んずるも女子の長ずること一春なるを肯んぜず」と富者の家で人手の少なき者の如きは、媳を擇ぶに年の多いのも妨げない、其の子の結婚するも亦多くは未成年の時であり急速に人手を增加せしめ子弟をして早婚の害を悟らしめないのは誠に歎ずべきである。又兒童があると早くから媳を養ふものがある、それは大概極めて貧乏な家で女子があるも養育の力なきもので、一方は男子はあるが將來媳を得るのに容易でないものがあると、一方は數歲の幼弱なる女子を有する苦痛から免れ一方は亦無條件で媳を得之を使ふことが出來る、途に兒童爲めに養媳の凌虐を受くるもの十中八、九である。實に社會人道の不幸である。

結婚に附隨して出產の事を述べると、婦人が懷姙して臨月に至るまでは多少儒教的の養生を爲すものもあるが一般は自然に放任して居る。出產の際に產婆を招ぐのは近來多少行はれるが、多く初產の時には實家に歸つて產をする。實家に歸らないものは姑又は夫が附添つて出產せしめる。生兒は直ちに臍の緒を斷つて微溫湯に浴させる。

出產は何れの國でも婦人の大厄であるが、湖南では難產で命を亡くす婦人が夥しい數に上るといふ。難產の場合には巫を賴んで來て祈禱する、此の難產は中流以上の社會に多いとの事で運動不足が原因だと云はれる、近來は青年子女が教養を受け且つ運動も盛んとなつて來てゐるので此厄難は漸を追ふて減ずる傾向にあるのは喜ぶ可きである。湖南でも支那の一般と同じく男兒の出生を喜び女子の生れるのは歡迎しない風がある。之は家系を嗣ぐのは男子に限られてゐることも一つであらうが、今一つは生計の問題から來てゐると思はれる。從つて下層社會では女子が生れると暗から暗へと葬る風習が今でも少くないと云ふ。

第十節　葬禮の風俗

喪葬は、初め喪を發すると先づ親戚友人に報知する、それは口頭を以てするものもあれば亦通信によるものもある。訃報を發するのを「開堂」と云ひ、讀書人の多くは家禮を用ひ俗に「儒禮」と稱してゐる。親戚友人は訃を聞くや白き絹布或は紙製の輓詞詩章を贈り之を堂壁の間に懸げ以て哀悼の意を表はす。近世諸事華美を增し凡そ父母の喪に遭ひたる者は、酒食輿馬布帛の費用に多きものは數千金、少きも亦數百金を下らない。力の無い者は必ず借財によつても之を行ふと稱せられて居る。城市の習慣は尤も奢侈で柩車の將に御せんとするや必ず轎車を租し儀仗前に導き柩を擔ふもの八人、十六人より多きは六十四人或は百二十八人に達する。長沙市には更に市街地を環る惡習があつて一時觀者途を塞ぎ交通阻害せられることがある。佛事に至つては道場を建て僧道を賴み破獄招魂の祭を爲すこと常に五日から七日に至り甚だしいのは四十九日にも及ぶ、その意は此の如くしなければ父母の靈は永く天堂に昇り得ないといふのである。

にして不吉な處に住み人之に觸るれば災禍忽ち至ると云ふ）を抑へることを「關符立禁」と云ふ。或は神を捕へ猖を打ち拂ひ或は經を誦して罪を解く等種々の舊習は一一數ふる事の出來ない程ある。

迷信による命數に至つては小兒が呱々の聲を擧げて生れ出でたる時に必ず星士を招いで年庚を曆書で算へる之を「推童關」と云ひ、成人となるに及んで又星士を招んで終身の盛衰壽命の長短を推測し、筆を執つて書かせて之を「推流年」と云ふ、平生星士を見れば其の門に入つて老若男女爭ひて生命或は運命の判斷を請ひ之を信ずること神の如くである。その他迷信相術を司る者は或は手相を見、或は骨相を論じ、或は氣色を觀る、皆以て神妙測るなしと爲してゐる、この外風水の迷信があり、父母死亡すれば必ず輿家に請つて墓地及び期日を撰定せしめ、家庭の吉凶子孫の興衰榮辱皆これに係るとなし、棺を懸けて久しくするも埋葬しないものがある、この種の陋習は富貴の家之を信んずること最も篤い。

第十四節　祝祭年中行事

（一）元旦、正月一日（陰曆）の黎明長幼皆衣冠を整へて順次に香を持して門を出で、吉方に向ひて禮を行ふ、之を「出天行」と云ふ。次で香を焚き祖宗家神を拜み終れば復た空に向つて之を拜し、天地神明を敬ふ、卽ち先づ內を祀り、後に外を祀るの遺風で然る後長幼序に順ひて拜賀する、之を「拜年」と云ふ。この日家に盤餐を供へ聚つて飮み且つ相慶び堂壁の間多くは紅箋を用ひて吉慶の語を書し、以て吉兆となす。親戚友人の來り賀する者必ず隨ひて往き之に答ふ、「出天行」の時に當り風の起る方角を占ひて北風は主として豐年、南風は主として凶年、天氣の模樣を觀るに明らかなれば晴天、日多く暗ければ雨天多しと定むるのである。

（二）元宵、この日は亦燈節と名づけ家々多く燈燭を點じて爆竹を放つ、兒童彩燈を持ちて相戲れ之を「鬧元宵」と云ふ、又糯米を搗き糖果に和して丸め、之を「元宵團子」と云ふ。煮熟せしめたものは老幼之を食べる。先祖の墳墓に近き者必ず燈を送る、農民は田園に火を燃やし之を「田禾亮」と云ひ、豚舍雞舍には皆燈火を置き城市ではそれが十五日まで續く、常に數十人聚まりて龍燈及び種々の戲劇を玩び、鑼鼓後に隨ひ、各戸に寄りて貼紙を贈り之を「賀上元」と云ふ、家に至れば必ず爆竹を鳴らして之を迎へて以て其の興を助く、之を求める者必ず糖菓銀錢を備へて贈品となす。

（三）上巳、三月三日を上巳辰となす、紅男綠女野外に遊觀する、之を「踏青」と云ふ。各々の家、地菜子を用ひて雞肉卵等を煮て之を食べる、俗言に「三月三日は地菜子藥丹を做る」と云ふ、何時の頃から如何なる意義に依つて始まつたかは判らない。

（四）清明、清明の日多く酒肴を具へ先祖の墓を祭る、紅綠の紙で造つた錢を墓上に捧げ、並びに傍の雜草を除いて清淨にする之を「掃墓」と云ふ。

（五）端陽、五月五日を「端陽節」又は「蒲節」と云ひ、家々の門前に菖蒲藤葛を挿して懸け蒲の葉に雄黄を用意して酒に和して之を飲む、以て毒を避くべしと云ふ、親戚友人に角黍を贈るに必ず盤餐となして之を用ふ。河流に近き處では多く龍舟を造り競渡をなし龍頭を舟首に置き、標幟を奪ひ合ふて戲れとなす。觀客多く賑ふ蓋し屈原を弔ふの遺風といふてゐる。

（六）六月六日、又「天貺節」と稱す、この日士人多く書畫を曝し、婦女は則ち衣服の虫干しをなす、すると虫を生じないと云ふ、又多く髮を洗ふ、垢附かず汚れずと云ふてゐる。

（七）七月七日、古へ七巧節と稱し、俗に牛女河を渡ると傳ふ、婦女多く瓜や果實を庭に列べ月光に對して七孔針を穿つ、是れは手先の巧ならんことを願ふ爲めといふ。

（八）中元、七月の初十日から十五日迄中元と名づけ居民多く最初に完熟せる瓜、果實及び新たに收穫せる米で炊ける飯を供へて其の祖先の靈を庭に迎へ、朝夕祭祀を行ふ之を「薦新」と云ふ。又紙衣を作り紙錢を造り之を焚く、名づけて「薦包」と云ふ。城市村落繁盛の地では多く資を集めて壇を設け僧侶道士を招ぎ經を誦み以て孤魂を賑はし貧民に施す、之を「盂蘭會」と云ふ。

（九）中秋、八月十五日を中秋節と云ひ、居民相率ゐて菱藕粉で月餅を作り相贈り夜に入れば酒果月餅を供へて月を祀る、之を「當月」と云ふ、祀り終ると家人聚まりて藕粉餅を取り分つて之を食べる。

（一〇）重陽、九月九日を重陽と名づけ又重九とも稱し、この日高處に登つて眺望し或は茱萸を酒に泛べ或は茱萸を頸に挿して桓景が災を避けた故事に傚ふ。

（一一）十月十日、族姓の大きなものは多く酒肴を支祠に供へて其の支祖を祀る之を「朝祭」と云ふ。亦紅綠の紙錢を先人の墓上に捧ぐること清明節の掃墓の如きことを爲す。

（一二）冬至、この日各族姓を合せて始祖を宗祀に祀り、群昭群穆咸あり理極めて隆となす、之を「冬至酒」と云ふ。

（一三）小年、十二月二十四日は之を小年節と云ひ、この日、家人休息して、小宴をなし、之を「過小年」と云ふ、俗にこの日竈神天に上り、善惡を奏すと傳ふ、故に居民酒菓を供へ以て之を祀る。

（一四）除日、此日家人聚まりて開宴し之を「團年酒」と云ふ、夜間香燭を焚き爆竹を鳴らし祖先及び家長を

拜して「辭年禮」を行ふ、次で竈神を祀る、俗にこの日竈神天より降下すと稱す、全家族爐を圍んで聚まり坐して元旦に達す、之を「守歲」と云ふ。

第八章　湖南の苗族とその風俗

第一節　苗族の分布地方

湖南省の苗族は漸次減次の一途を辿つて居るが、省西一帶の山間には尙ほ相當數の苗人が居住して居る。省の苗疆は明代に築かれ今でもその舊址がある。その南端は鳳凰縣の西七十里の亭子關から起り、東北に浪中江を繞つて盛華哨（縣西三十里）過長坪（縣の西北二十三里）に至り、北に轉じ牛岩蘆塘を過ぎ高樓哨（縣北四十七里）得勝營（縣北四十五里）に至り、更に北進して木林灣を經溪灣の繞れる乾城縣の城鎭溪所（乾城縣東北二十里）を過ぎ、又た西北に進んで良章營（城北三十五里）喜鵲營（城北五十五里）に至つて終る。

邊牆の外にある者は生苗で邊牆の內に住むものは漢人と相錯つて居住し、或は小作を爲し年貢を供し稅を納むる等內地の人民と異る所がない、之は熟苗と稱されてゐる。

鳳凰、乾城、永綏の三縣內の苗族はその中に多少區別がある。永綏一縣の如きは統べて六里紅苗であるが、縣の西南黃瓜寨一帶及び縣の南鴉酉、栗林の各寨は土民皆指して黑苗となす。縣の北に至り東坪、茶洞、臘耳堡と保靖秀山と界を接する所は又黑苗で土蠻を兼ぬるもので、紅苗は寨多く人繁くして諸部の長るゝ所である、黑苗は性强悍にして之と頡抗するに足り、紅苗は黑苗よりも衆く、黑苗は紅苗よりも兇暴である。



苗山の森林

鎭竿の五寨の外苗寨は統べて十里に分たる。上六里は即ち今の永綏縣で下四里は即ち今の乾城縣である、この外更に竿子坪があつて長官司の所轄せる苗寨數十ヶ所、鎭溪所、千戸附近の苗寨數十ヶ所である。苗寨は上六里下四里にあつては先づ官の管轄する所となり、後に保靖宣慰司に隷屬した、其の性獷猂土官も亦た之を放任して居るのみ。千戸の長官司の所轄は邊牆内に居る者多く、管理せる土官尙よく之を彈壓し、頗る法を畏れ官を敬ふことを知り、邊境に事あり討伐に及べば先を爭ふて誠を致し、其の風十里に較ぶれば柔馴である。臘耳山は湖南貴州の間に介在し其の山は貴州の正大營から起り北に老鳳、芭茅、猴子の諸山を分ち、東は栗林、天星鴨保嶺頭の諸坡に接す、故に苗族は三廳に介居し、松桃銅仁の間に及ぶもの、往史にはすべて之を臘耳山と云ふた。臘耳山の苗族の村落は、銅仁、松桃に分隷せる者を黔苗と爲し、乾城、鳳凰、永綏、永順、保

靖の五縣に分屬せる者を楚苗と云ふ。其の性情風俗には甚しい區別はない。
◎生苗は各部落を分ち松、永、乾、鳳の界に在る者は地勢毗連、犬牙相錯り、部落あるも酋長なく、其の俗人命を以て重しとなさない、寨中に父子兄弟數人或は數十人あらば、强梁健鬪し或はよく官府に知られ客話を講ずる者は寨中之を畏れ、共に推して寨長となす、寨中更に斯くの如きものが一戸に一人あるが如きは則ち各自黨を作る、故に一寨一長或は一寨數長で皆盛衰强弱に依つて常に變更し易いので、他部落の如く酋長ありて世々の統轄を受くる如きことは出來ないのである。

豹子場正大營附近の苗寨は頗る大路の傍にありて店を開き貿易する者もある、貴州湖南の客民が牛を賣る途次に其の家に投宿するに外地の旅館と異る所なく、客民を敬ふを知り薪水及び宿泊賃を求むること甚だ廉く、客民を盜剝するの習なし、客或は早く發たんとすれば其の行程を見送り矛鎗を持ちて護り數十里に至る、地寨の苗草に伏して窺ふに遇はゞ苗語にて之を呼ぶに伏草の苗敢て犯さない、伏草の苗退かざる如きは輙ち矛を挺して之と鬪ふ。名づけて護客と云ふ。

苗族の姓吳、龍、石、麻、廖の五姓を眞苗となす、其の楊、施、彭、張、洪の諸姓は外地の民の移入せる者其の俗を習ふこと久しくして遂に類族をなせる者である。

第二節　苗族の生活

苗民は山に據り茅屋を結び室は狹く汚ない、間々瓦葺きの家を有するものあるも各戸は三間から五間位で各室五六本の柱があり何れも一定の方向に面し、窓や垣根はなく茅茨を以て繞らし檐や戸は低く且つ小さく、出



苗族の村落

入に首を俯せなければならない、戸口を入ると右に一榻を設け高さ四五尺中に火爐を置き、炊事をなし又其の上に坐臥する、之を火牀と云ふ。翁、姑子婦、兄弟は共に居る、たゞ夫婦は同棲しない、主婦は別に一牀を右に設けてゐる。若し客人其の家に宿ると其の雜居に任せて怪しまない。牛馬雞犬の類も皆其の下に居るも習ひ性となつて其の穢なきことを知らない、夏日は男女共河水に浴し、婦人は客を見ることあらば、たゞ手づから其の兩乳房を護るもその餘は委細構はない、居處常なく室に死者あると卽ち之を遷す。

苗族は文字を知らない、父子相傳へて鼠、牛、虎馬を以て年月を記し、暗に暦書と合つて居る、控告する者は必ず主人に請うて代書して貰ふ、性來記憶力が強いが忘れることを恐れ繩を結んで契券となし、木に刻んで信となす。太古の風が猶存して居る。近時苗學を設け間々兒童を入學せしめてゐる。

學童は日に雜穀數升を負ひて師に就きて句讀を傳授せられ、默記して歸る。其の中には甚だ聰明な者があり、曉りたる所に因つて逐次解說し、久しくして漸く文義に通曉する、賢司が善く訓育し、時に之を敎へて文風著はれ苗族の風習自から改まるものもある。

苗族の農耕は男女並びに之を作し山に耕地が多いので穀類の出來はよくない、荒蕪を拓き山坡を耕して胡麻、粟、陸稻、麥、豆、玉蜀黍、高粱、蕎麥等各種の雜穀を植ゑる。かくて三四年も作ると其の地を棄てゝ別の大地を開墾する、墾熟せるものは磽瘠となるが爲めである、之を放棄すること數年經つと地力再び回復するので又之を開墾する、肩に籠を背負ひ、出入に必ず携へる、其の籠は竹を以て作り傍に二本の繩があつて兩肩を貫ぬいて擔ふ。秋になると雜穀を收穫するに用ひ、平生は以て柴薪を背負ふ。重荷を負ふて遠きに至る時には先づ背を抑へる板を用ひ、木板で之を造る、形は串枷の如く頸の後に置いて肩に着け、繩を通して首に繫ぎ、籠を背にして物を負ふ、肩と首とに其の力を用ふる。婦女は亦蠶を飼ふことを知つてゐるが、たゞ幼蟲を育てることを知らない、春季民間に蠶の出づるを俟つて籠を負ひて來り貨物を以て之と交換して歸り、六月上蔟して繭となると絲を紡ぎ色を染め、裙衣の類を製する。斑模樣、菱形模樣等種々の模樣を織り出すが至つてプレミチーブのものである。綿麻の織布も皆之を織るが其の織機矮小で地に席して織り布地は堅厚で耐久力はある、耕作と織布の外は牧畜に從事し、牛馬犬羊豚猫雞、家鴨の類最も多く、就中牛を重んずる、從つて飼ふものは牛のみである、然も牛は耕作に用ひないで食料に供し又た貿易に資するのである。苗人の使用する農具には犂耙、鋤、鎌、長刀、斧、竹籠、背籠、背枷、水汲みの挺子、筒車等で、織布機具には機織、紡車、蠶筐であつて、食器には、鼎、鍋、釜、湯沸し、茶碗、箸、杓子、盆等、服飾具には頸環、手頸飾り、網巾、梳などがあ

る。武器雜具には火繩銃、桿木、庖丁、弓弩、兜、鎧、樂器には鑼鼓、號頭、笙、角笛、小鼓、大鼓、銅鑼の類がある、何れも自ら之を造り能く其の用を通ずるも、日用品は多く不足するを以て今は市に出て交易に依て得るものが多い。

第三節　苗族の性情

苗族は性剛直で生來戰鬪を好み動もすれば人を捉へて黨を糾合して爭鬪をなす。菁莽の中に潛伏す之を「伏草」と云ひ、計略を設けて要隘の中に潛伏するを「牀塘」と云ふ。牀塘には「頭塘」、「二塘」、「三塘」の別がある、一人をして高處に登らしめ以て敵を望む者を「登高」と云ふ。敵の寨人の間隙を窺ひ群起して之を捕ふ、或は一人若しくは二三人なれば後手に縛り之を驅つて寨に入る、從はざる者は之を脅すに刀を以てし、關係無きものにまで及ぶ、之を名づけて「捉黑抵白」と云ふ。寨に至つては數尺の木を以て其の末を岐ち、孔を穿ちて之を枷す之を碓馬枷と云ふ。財物を整へて之を贖ふ、後約に反するものがあつて和解宜しきを得なければ仇を復しなければ已まない。或は强弱の勢力懸絶すれば、則ち木を植ゑて誌となし、累世必ず之を報ゆ。諺に云ふ「苗に仇を作る勿れ世々安からず」と、勢力既に平均すれば酒を醸し牛を屠りて親戚朋黨を迎ひ集めて干戈を執り狹隘なる所で戰ふ、之を「打寃家」と云ふ。親戚朋友の或は數十人より百人偕に至れば告ぐるに故を以てし飲食終れば共に援助を約する、之を「幇兵」と云ふ。双方相望むと先づ銃を放つ、苗族の婦人はその後に隨ひ銃兵に接して火藥を補給する、小銃射擊の後、各部長は長槍を執て進み、勝たざれば更に短刀を拔いて相接す、又勝たざれば則ち匕首を以て相接す。官憲がかゝる場所に遇ふと婉曲なる言葉にて調停を爲し然る後初

めて散ずる、其の死傷を被りたる者は窃かに埋葬して官に告げざるを以て往きて檢視せんとするも葬所を告げない、兩家戰鬪の後屍を數ひ以て賠償する、一命一抵の外餘分の屍を人命とし、則ち牛、馬、財物を索め以て之を償ふ。之を「倒骨價」と云ふ。其の價は兇手の貧富に依つて差額を定め、富者は三百三十兩から五十五兩に至り、貧者は四十四兩から減じて二十二兩に至る、其の中老牛、瘦馬、破れ衣、古物等は俱に算に抵る。蓋し苗人は財物を重んじ生命を輕んずるに依る。其の主盟の人を「背箭」と云ひ、和解させる人を「牙郞」又は「行人」と云ふ。この土地に官吏を爲すものは苗族の習俗に依らず、必ず賠償を得んと欲す。然るに一人を殺せば一仇を添ふることで、死者の子孫は樹木を墓の傍に植ゑ、以て其の恨を記し必ず仇を打ち、互に相殺して已むことがない。

第四節　永順縣の苗族

永順の各郷は土司の時代には五十八旗を成し「辰利東南西北雄。將能精銳愛先鋒。左韜德茂親勳策。右略靈通鎭蓋心。武敵兩心飛義馬。標衛水戰湧祥龍。英長虎豹嘉威捷。福慶凱旋智勝功。」と云ふ七字を以て句をなし、一字毎に一旗成らせ五十六字即ち五十六旗を爲した。後へ添ふるに請、謀の二字を以てし五十八旗と成り、この外更に戎、臘、鑲、苗、米、房、吹鼓手の六旗、伴儻の七旗、長川旗、散人旗、總管旗があり、旗に各々長があつて管轄し、戶口は各州司に分隷し、總司に統屬した。事あると則ち召集して軍となし、以て戰鬪に備へ、事なき時は散じて民となり以て耕鑿を習ふ。今南北兩旗の地を割いて桑植に歸し、將來辰東雄將銳愛鎭武標戰龍威の旗の半ば及び先鋒韜茂策通蓋飛馬勇祥虎捷慶旋勝等の旗を龍山縣に歸し、其の永順の境に在るもの

は則ち辰東雄將銳愛略鎭武標戰龍威の各旗の半ば及び西能精德勳靈忠繭星義衛水英長豹凱智功の各旗である。又「福」字の一旗は土官宗族の各鄕に散在せるものに係り、今は永龍二縣に分屬してゐる。

瀘溪の犵狫族は上五都の大章、小章、大西、老煙、竹坪、下五都六保の洞庭山等の山寨及び乾城の下溪口、鐵枕岩、把布、把金、上下百戶の各寨合計部落百數十箇所に居住してゐる。其の民は苗族ではないが土民でもない、蓋し一種族をなしてゐる。「張姓」の者極めて多く「符」姓之に次ぎ、其の他覃、楊、謝、劉の各姓の者皆少數ながら雜居して居る。相傳へて宋の時に西に章姓兄弟二人あり屯長となり、此處に居つて業を營み、子孫繁榮し其の兄から出でた者は大章となり、弟から出でた者は小章となつた、後章を改めて張となし、大小の章から分れて永順、保靖、永綏の間に散居せる者は、平扒、了家、茶洞、老旺寨、尖岩等の所に多い、大概彼の地に入つた者は遂に其の地の風俗に同化し、土村に在る者は土民となり、苗寨に在る者は苗人となり、そして張姓の者は總べて皆大小章の苗裔で慶弔は今も猶相通ずと云ふ。

第五節　犵狫族の風俗性情

犵狫族の生計は極めて簡單で鹽魚を最も珍味となし、土地の產物を擔ひて市場に至るものは必ず數斤の鹽魚に易へて歸る。亦酒を釀することを知り、客其の家に至れば雞を取り木の棒を用ひ客に對して其の頭部を打ち以て敬意を示す。魚も亦木を用ひて之を打つ。住居は多く茅屋で富裕なる家は間々瓦甎を用ひて造る、規模狹隘で豚舍、牛舍は同一の處にある、火牀には男女共に坐し且つ眠る等の風俗は苗人に近きものである。犵狫族の各山寨は土地高く氣候寒く、永綏と相似て秋冬の間霧氣瀰漫し咫尺を辨ずることも出來ない、正午に始めて

日光を見る、男女共に寒氣に耐へ、嚴冬只單衣を着け、風雪の間を行走する、女子は上着と袴を穿くのみで下着を着けない、間々刺繡を知る者があり花紋その他苗族の絹布と異る所がない。明の時に邊城に沿うて二十四營哨を設け、各哨毎に哨兵數十人を募り哨兵には遵義諸府の土民と大小の章姓人を當てた、彼等は營苦に耐へ險阻に慣れ跳足で巉岩の中を行し往來すること飛ぶが如く、稍々恩義に感ずる者は死力を出して相助く、故に邊地に事ある時は之を募つて軍の先鋒となしたることがある。明の嘉靖の時永保の土兵と同じく調敎して倭を征し王江涇の役に著しき戰功を立てたことがある。

犵狫族の童子で聰秀なるものは書を讀み、文字を識り、略ぼ文の意義を解し、書狀能く自ら作る、官府を敬ひ吏に抗し捕を拒むの事なく、國家の賦課を早く完納すべきを知る、神を祀る所に楊公廟なる者があり、煙竹坪にあつては水害旱害疫病には必ず祈禱を行ひ、苗族を禦ぐにも亦必ず祭祀を行ふ。其の廟には土民の卜巫師あり、木筊を打ち以て吉凶を決す、彼等はこの神を畏懼すること苗族が白帝天王に對するも啻ならざるものがある。以上は永順、保靖、永綏、乾城、鳳凰、瀘溪の各縣の間で苗と云ひ土蠻と云ひ、犵狫と云ふも、猺族は居らない。芷江西溪の土民は之を稱して猺と云ふが實は峒苗である。思州鎭遠には苗民の外、黑犵、白犵の各種が居る、大凡瀘溪の下五都と風俗を同じくし、其の辰谿の七都、溆浦の麻塘山、黔陽の羅翁山、綏寧の樓木岡、邵陽の東山、城步の石灰寨、武崗の白茅崗、八面山を繞りて居る者は皆猺人である。苗族の悍惡なる如くでないが種類は頗る多い。

第九章　湖南省南の猺族

第一節　猺族の生活

(一)住居の狀況、猺族の家屋は支那の様式でない、それかといふて西洋の様式でもなく、又窮民の茅屋とも違ふ。山に就いて洞穴を穿ちその深さ數尺、寛さ一丈餘で是れを居室の一半となし、其の外部の一半は洞外にあり、樹木を用ひて架と成し、之を覆ふに杉の皮を以てする。大雪に逢ふ毎に往々倒壞せらる、屋内に厨房、寢室の區分もなく又床帳被褥の設けもない、地に稻の莖を鋪くか、或は破れた古綿を覆ふ。眠る際には草の中に臥し、父母子女兒媳一處に雜居して眠る。從つて洗面器とか手拭とかはなく顏を洗はず入浴等の事は全く無い。

(二)飲食の狀況、湖南省南部の人は飲食の不潔なのを罵り「お前は猺人の子だなあ、猺人の家に居る方が釣合ふ」などと云ふのは猺人の飲食が如何に不潔であるかを物語つてゐる。猺人の飲食には飯と菜とを分たない、豚の飼料に類似し、七八種の食物を混合し、罐を用ひて之を雜煑とする。其の中大半は甘藷の類で、その他は米、高粱、玉蜀黍、老雅菜多く(高山の中に生じ色は青く芹に似て、豚の飼料に適する一種の草)等である。其の野獸の肉、豚肉等は上等なる食料である、且つ其の中に混じたる物には猶ほ多種あるが悉く辨別し難い。極めて窮乏せる者や米雜穀を得る能はざる者は只山地の野菜のみを食料とする。顏の色は黑く土色をして居る、其の食器は飯碗箸の外には机も椅子も無い荒涼そのものである。



猺族の部落

（三）服裝の狀況、男子は衣服の破れたるものを纏ひ漢族の窮民と略ぼ相彷彿たるものがある、夜眠るにも衣を脫がず從つて洗濯等はしない。帽子の頂には圓い孔がある、名づけて「縮包巾」と云ふ。道士の帽と頗る似てゐる、其の着けたる布鞋布襪は之を漢人から得たるものである。女子の服裝は下着に花紋ある袴を穿き腰に靑い布を纏ひ、脚には極めて細緻な草鞋を穿ち花布を足の背部に捲き、俗に「靴筒子」と名づく、上着は長く膝を蔽ひ、腰は靑帶を以て縛り、頭上の一面に髮を結びて固め、靑布を以て蔽ひ、頭上の一面に一尺だかりの長さの銀鈎掛を挿す、此れ最近二十年來の進化せる裝飾で、從前の猺人は多く袴を着けず只前垂れ一枚を着くるのみであつた。

第二節　猺族の風俗

言語。猺人の言語は漢人には通じない、たゞ彼等

亦善く漢語を操り、極めて好く聽き取る漢人と猺人との會話に比べても尤も明瞭である。彼等は舊暦の九月十八日を以て一つの重要なる記念日となし、名づけて「個土」(譯音)と云ふ、猺族の「包谷大王」の誕生日で期日に至ると極めて貧窮なる者でも雞を殺し豚を屠らざるものはない位に大いに祝宴を開き、漢人の「除日」に髣髴たるものがある、食後は歡樂の歌を唱ひ詞調聽くべきものがある。其の唱歌の法は必ず男女峰を隔てて相唱ひ、男唱へば女和し、意氣和諧の際に至つて、則ち男女相親しみ密の如く擁抱して歡び合ひ接吻をする。尙若し歌で一方が敗けると深く恥ぢ殆んど漢人の飲酒の際に於ける遊戲の如く、敗者は酒を以て罰せられる。

婚嫁の制度は漢族に比べると尤も簡單で絕對に自由である、其の接觸の初は亦峰を隔てて山歌を對唱するに由り、或は男が女を愛し或は女が男を愛するは全く歌詞によつて表現する。此の如くして先方が同情せし時は亦歌で答禮をなし、兩者が相愛することになると先づ自ら私通し互に合致すると將來正式の結婚期は始めて雙方の父母に由つて決定される。但だ一たび結婚すれば永く離婚しない、結婚の日には女子は頭上の環に一尺許りの長さの銀釣掛を挿し、並びに一面に山地の花を挿し、衣服の上には紅一輪、白一輪、綠一輪を挿す、それは恰も和尙の着用する百衲衣に酷似してゐる。新郎の服飾は平素に比して僅かに稍々整齊せるのみでたゞ稻の藁で編んだ帽を戴き、滿面に披拂せるのは甚だ奇觀である。この日新郎先づ女子の家に至る、俗に「取親」と云ふ。新郎が新婦の家に至りし時、女子は故意に新郎の來れるを見て屋外に走り、新郎は之を追ふて其の手を挽き、家中曳き戾すも女子は猶外へ逃れんとし、新郎は舊の如く之を捕へ是の如くすること三回で後始めて同行して新郎の家に至る。門から遠からざる所に至れば、新郎先づ家に進みて匿れ、女子をして搜索せしめる、覓め得たる時、女子は又故意に實家に逃れ歸らんとする樣を爲し、新郎又之を止めて引き戾し、斯くの如くす



猺族の婦人

ること三度で始めて男子と拜を交はす、其の意蓋し其の婚姻を固く結ばんと欲するの意である。

猺人の情慾は格別發達してゐる。女は十四歳、男は十五歳で完全に成熟し、時に情を合はせる事がある。猺族の風俗は處女の奸を通ずるを常事と認め、女子の父母之を見るも亦たゞ笑ひて言はない。嫁いだ婦人が奸を通ずるが如きことあると夫及び其の父母は之を惡み鞭打する。蓋し猺人の俗此を以て最も不名譽なる事となすが爲めである。

猺人の喪葬は極めて簡單で人が死ぬと直ちに埋葬する富家は棺材を用ひ、貧家は木板及び杉の樹皮を用ふる、そして餘り悲まない、唯小兒が死ぬと痛哭する、婦女の痛哭すること尤も甚だしい、彼等は過度の勞働に因つて生れても發育しない、從つて子を得ること難きが爲めである。

第三節　猺族の性情

猺人の心理は最も愚笨であるが性質は極めて馴良である。其の愚笨なる原因は蓋し山嶽の中に居住し、聞くもの見るもの寂寥として之に加へて技術も甚少なく、生計艱難で力めて衣食を計り勞働過度で思想運用の餘暇なく、又教育を引導して之をして進化せしむるものが無いからである。其の性情馴良たるものに至りては亦環境に相應するもので、彼の久しく通商大埠に居る人々は交通頻繁であつて生存競爭激しく自然に狡猾となるが、猺族の如く荒涼たる山中に住んで木石と共に居り野獸と共に遊ぶ者は性情自然の儘で純良なる所以である。

猺族の教育は前清の科擧時代にありては縣の考試の時湖南の猺族には二名の定員があつた、故に猺人で凡そ能く數個の文字を識る者あらば、即ち秀才となることが出來た、但し民國以來は能く數個の文字を識る者も殆んど得られない、此に由つて猺人教育の大概を知ることが出來やう。

第四節　猺民の職業

其の職業には只だ勞働あるのみ、勤苦の勞働は女子の針仕事紡織の外、其の他の各項は大概男女を分たず同對の操作をなす、其の職業の項目を述べると、

(1)採藥、藥材は大半山中に產し五嶺は尤も豐富である、猺人は久しく山中に居り藥草を認識し、加ふるに鎖路が多いので採藥の職業は猺人唯一の生活の路である、

(2)伐木運搬。猺人に一種の特技がある、即ち是れ漢人に代りて竹木を伐採し運輸することで、山峽に從ひて水中に放出する業は猺族の最も得意とする所である。彼等は平地を走るよりも山地を登るのが速い、猺人には一句の口頭禪がある、「天が暗くなつた所へ又た平坦な道に出遇つた」といふのでその平地行の困ることを云ふ

たものである、以て如何に平地を走ることを恐るるかを思はれる、故に山峽の水中から竹木を伐切放出するは實に彼等の絶技である、而して猺女は尤も鋭敏活撥と稱せられ、其の少女亦容姿美麗で漢族に讓らない體格健全なれば漢族に勝ること萬々である。故に山峽から筏を放下するは其の重要職業の一をなしてゐる。

（3）耕作。山間の比較的平坦なる地で馬鈴薯、甘藷、山芋、玉蜀黍、豆類等を栽培する、猺族の農耕をなすや能く力を併せて合作し、土を返し草を鋤くに數戶を合作し、第一日は某々の耕地を行ひ、第二日は某の土地をと順次に循環し、且つ每回數十人が工作を行ふ、それには必ず定員外に一工頭があつて手に銅鑼を提げ、頻りに敲きて催促し、全員聲を揃へて歌を唱ひ、發奮して勞働を行ひ、暫くの間に土地を掘り返して凸凹を作る、是れは猺族の工作の特異點と云ふ可きである。

（4）狩獵。玉蜀黍の秀を吐き或は成熟せる時に當り、山中には多數の野猪豪猪及び其の他の野獸來りて農作に損害を與へる、野猪は大なるもの重さ二三百斤小なるもの亦重さ數十斤もある、是が每夜一頭でも田畑に及ぼす損害は四五畝に及ぶ、故に猺人野猪を殺すを以て生計を立つるものすらある、但し第二回目に出生せる野猪は繁殖力異常に發達し、母猪が一回出產する每に少くも七八頭を生むを以て、如何に殺害すとも要するに之を全く防止することは出來ない有樣である。此の野猪狩りも一つの重要職業である。

猺人には、所謂高等職業なるものはない。只勤勞が、唯一の職業である。婦女は跣足で山に登りて柴を刈り其の快樂は歌を高唱することで女の力量は男子に比するも劣らない。其の薪を負ふの法は一種の二三尺ばかりなる長籃を用ひ、名づけて籤籃と云ふ、籃は腰の上に長方形なる木板を着け、平らかに中の窪んだ半圓形を穿ちて恰も頸の大小を合はせたるが如く壓して肩上に懸ける、別に一つの棕綱の帶を作り相は籃の上にあつて、

之を調廉と云つて居る。各家では樹竹管で渓水を導いて水汲みの勞苦が免かれる、尤も四五里の遠方から導くものもある。日常は雜穀を食ひ米、酒、肉の類は他から移入する。男子の服裝は平民と同じで女子は帽挿に簪はす頭を青布で包み酷暑に際しても解かない、耳飾りには直徑一寸の銀環を用ひ、足には脚絆樣のものを卷き、草履を穿き恰も武裝した如く、袖は幅狭く肩襟には蘭干を綴り、腰には布袴を纏ひ、實に異服異色の人である。樹木には杉、竹、棕、桐があり、藥物には厚朴、加皮、桔梗、倍子、香蕈の類がある、蔬菜では甘藷が主なるもので、間々陸稻を植ゑてゐる。製材所が數ケ所にあつて多くは樹木を削り運搬に便利ならしめてゐる。城市には三日に一度市が開かれる、猺民男女の壯健なるものは市の期日には必ず山中の產物を負荷し、油、鹽、蔬菜、米等に易へて歸る。酷暑嚴寒に際しても間斷することはない、往復の里程は八十餘里にも上るので普通の者には苦痛を感ずるが、彼等には平常の習慣となつてゐる。每年





猺人の穀物を刈る鎌

猺族の農具

或家で新田の開墾を行ふ場合等は、近隣の各戶の男女が集まつて之を援助し、餐を供することもなく資を給すること

もない、事終れば或は一回の食事を供するだけで足りるのである。平時は物品の貸借を互に吝しむことなく、公事があれば一處に集會を開く皆期日が定まつて居るやうである。又先年藍山縣境に匪賊が甚だ熾烈であつた時、一度猺民の兵を募り、地域内を引導して匪賊の捜索剿滅に當らせた際にも、驍勇で善く戰ひ、婦人は耕作の勞苦に耐へる所などは皆其の美德である。

普通の猺民は皆官話を能くするが、たゞ猺語を話されると皆目解らぬ、先年來數ヶ所に私塾の設立があつたので、間々文字を知るものもある。賓客を招待するにも禮節を謹しみ、婚嫁には入夫結婚と娶妻の二種に分れ、外地の男子が入夫することはあるが、猺族の女子は他地の者には嫁がない。婿を招ぐ場合の禮節は雙方の承諾により、男子が銀九兩六錢、豆一斗二升、雞一羽を贈り、別の紙に生年月日を認めて之に託し、並びに父老の前で誓約を交はし、逃逸を防ぎ更に吉日を撰んで結納し、親戚朋友も赴いて之を賀する。所謂兩姓を分たぬものもあつて盤氏が李甲を招いで婿とするやうな場合、將來生れる子を必ず兩姓の子孫とすることを預め規約し證明するものである。配娶の制は全く普通の漢人の如し先づ媒妁を通じ贈答の金品は家産によつて多少が決定される、たゞ女子は未だ婚嫁せぬ數個月前には、仕事に務めず親戚朋友の家に閑遊する、之を要嫁と云つてゐる。期日になれば兄や長上の者が之を負ふて男家に行くか或は自ら赴くものもあつて、男子の親戚朋友は一齊に之を見送り一夜泊つて歸るのである。男子の家で賓客朋友を招ぐには女子の家及び親戚朋友には各々酒肉一折を贈るか或は一斤又は三斤等で同一でない、酒を勸めるにも必ず醉ふまで之を供し、一場の慶事に費用を要すること多大である。

習俗は迷信甚だ深く、崇拜するものはたゞ盤王である。蓋し自ら盤瓠氏の後裔と稱し、數年毎に一戸或は

數戸で必ず祈願を行ひ、神を祀り巫師を招き數日間道場を作り別に女歌師十二名を招く、祭祀は完畢で連唱數日に及ぶものあり、詞句を繋するに供捧、虔誠して永命を祈禱するに外ならない、一切の作物は神靈の庇佑によつて維持される意を表はし、並びに間々男女が戲謔の言葉を並べて神意を樂しませる。平日豚を屠るには香を焚し紙を焚き神を奉ずることは懇誠で、第一回には家に向つて先づ屠り家神を祀る外、第二回目には門前で屠殺し以て天地を敬ふのである。木や柴を刈るにも醮を設けて炭を燒くにも亦必ず香紙を焚して、山神水神を祀る、其の迷信は隨分强いものである。又粗木の長さ三尺許りのものを用ひて兩端を鼓の如くにし其の中に穴を開け皮を張つたものがある、之を叩けば旗を揚げ樂器を鳴らして市鎭を環遊し、長鼓を擊ち蠻歌を唱ひ、手舞ひ足踏むものがある、之を調猺と云つて頗る俗人の喜ぶものである。

喪葬の儀式は簡單であり葬禮の後或は一木片に名を刻んで家に置いて先づこれを奉祀して孝思の意としてゐる、男女が奸事を犯したことが發覺すると或は之を深谷に投ずることもあるが、之は苛酷に過ぎるものであり近來はこの事は稀に行はれる丈である。

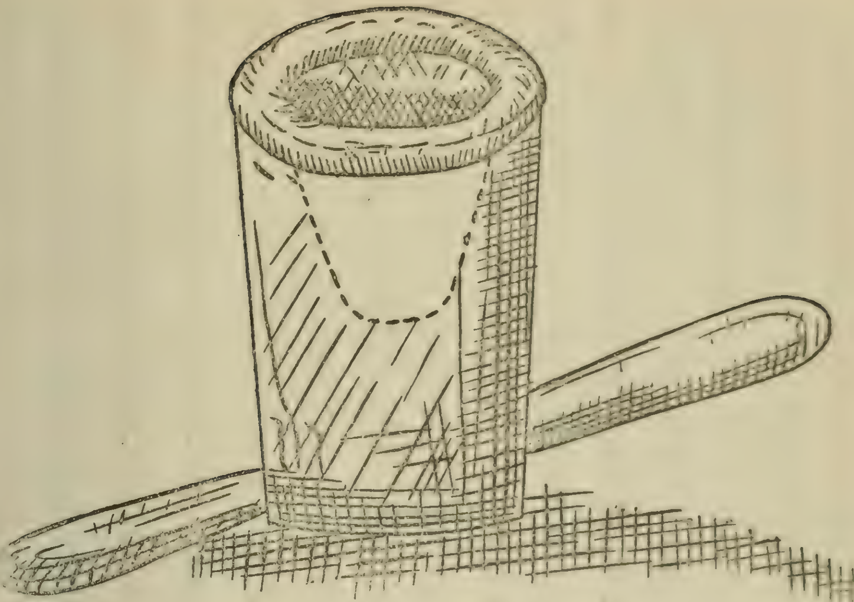
之を要するに猺族の風俗を觀るに苦痛に耐へ勇敢であるが、生計は困難で文化に落伍し、知識も淺薄で救濟を謀らんとすれば須らく學校を設立し、教育を施さねばならぬ。そして生活の困難を救へ、後に禮儀を教ふ可きである。それには道路を開き交通を便にすることが先決であり、次で杉竹等を利用する工業製品の改良等も地方政府は責を負ふて行ふ可きである云々。

第六節　新田縣の猺苗族

猺族は苗族の一種であり、南嶺及び横斷山脈の間にあつて附近の內地に蔓延し、種類は極めて複雑で湖南貴州の間にあるものを猺と云ひ、湖南の衡、永、郴、桂の四縣界及び廣西の全州、廣東の連州等の地にあるものは五嶺山脈の脊に跨がり、言語習俗が各々異り、漢族と雜居するも絕えて交通は少なく、性格は悍鷙で皆山洞に住み、かつて漢民と確執を構へ、官吏の待遇に不平であると直ちに激變を起す、前清道光の時、趙金龍の亂には十數縣が騷擾を起し、清廷は二十年の歲月を費し、三省の兵を傾けて僅かに平定した。是れは退化民族が壓迫に對する反抗と云ふべきもので史跡上にあつて特に異彩を放つてゐる。縣內の猺民は數百戶に過ぎない、境內各地に分布し生、熟二種に分れ、熟猺は亦平地猺とも稱し、聚落をなして居住し、生活習慣は略ぼ漢民と同じで、趙、盤、孫等の姓に分たれ、婚姻は同姓を論ぜず、たゞ大盤、小盤、大趙、小趙の區別があり前清の時には別に猺藉をなし、猺牌を立てゝ區別を示し、並びに考試に應ずるを得せしめ科名を以て引誘した、故に讀書及び略ぼ文字に通ずるものがある、生猺は亦高山峒猺とも稱し、深山窮谷に依つて居住し、雜穀を植ゑ山獸を獵して食料とし、性は質樸で勞苦に耐へ分布區域は頗る廣く、梅源、肥源、分水、杉木、瓜簍、盈坑、維溪、烏江、北里、東源等の十峒に要約されてゐる。其の習俗、服裝、生活狀況等を分述すると、

(一)農村生活。猺人は山峒に屏居し茅を刈り木を伐り土で築き茅を以て屋根を葺き家屋とし僅かに風雨を凌ぐが熟猺は多く平地に居住し、姓によつて別居し、或は三四戶から十數戶に達し、自ら村落を成し、漢人とは雜居せず作業は農耕を主とし、荒山磽壤を耕して產業となし、玉蜀黍高梁を植ゑて食料に供し、農作の時は男子が家を守り、炊事家業等を助け、婦女は外に出で操作を行ふ、黎明には起き出て働くが其の狀は極めて勤勉で更に深更まで塵を擦り潰し薪を割り翌朝の炊事に備へ、杵を打つ音は喘々として里巷に聞え、農事終れば薪

を採つて市に入り米鹽土布の類と交易する。性は朴直で欺くことなく錢を與ふるも受けず、たゞ鈔票は代幣を使用することを知り、漢人との交易も亦漸く多く、よく漢語に通じ亦間々よく文字に通ずるものもあつて、爭訟事件には猺人中の稍々知識理論あるものによつて其の曲直を判斷し、漢人と爭ひを構へた時、亦漢人の土紳に請ふて調停を求め之を解決するが、稀には官署に控告するものもある。清代には土司があつて之を酋長となし、又た理猺通判を設けて專ら猺族の事務を掌握してゐたが、たゞ漢人は多く之を欺し或は官役と徒黨を組んで其の暴虐を擅まにして遇々官吏に訴訟を起すものがあつても亦漢人に左袒するので、猺民は怨を積むこと甚だ深く、屢々亂を起したが民國以來は此の官吏を久しく廢止し、反つて漢人との間は事なきを得た、たゞ近年來は集團的な匪賊が屢々騷擾を起し、多くは猺族の居る山地を出沒の淵藪とするので、猺民の脅迫せられて屈從するものが頗る多く、屢々殺戮に遭ひ其の善良で自愛するものは賊の蹂躙に任せ、糧食の供給を強ひられ、婦女も亦汚辱を受け害を受くることが甚しいので、漢人を視れば害を加へ



木製の杵と臼

んとするものがある。猺人は山谷に據つて耕作し、常業なく終年勤苦して僅かに自給するに足るので、自ら奉ずること極めて薄く、多くは雜穀及び粗粒を食とし、客が到れば始めて米肉を具へ、野菜を雜へて供し歡待すること極めて慇懇である。其の漢人を稱して客人と云ひ、或は民家と稱して渾樸寡言でたゞ微笑するばかりである。是れ言語が通じないことから來るのである。

(二)習俗服裝。猺民は深山に散居し漢人と僅かに接觸するのみで文化に落伍し知識も幼稚で保守的な性質が頗る強く、服裝習俗は何れも古制を守り、服飾は極めて古樸で上衣の襟は平らで長さは膝を蔽ひ、婦女は袖の緣及び衣類の裾に餘裕を置き紅色で上に草花を刺繡して美觀を添へてゐる。衣類の材料には多く青い綿布を用ひ、袴も衣服も同じて青布の頭巾を戴き、寒暑によつて易へることをしない。頭髮は之を束ねて巾で抑へ、油臘を用ひて封じ固めたもので梳り又は洗ふこともしない、或者は其の頭髮を梳るのは季節によつて之を行ふので終年の間にも數回に過ぎない、且つ極めて秘密にして人に見せないので見たものは利益がないと傳へてゐる。頭巾は軟かく袋の如く、處女は峨冠を用ひ、冠の簷は高く聳えて寬さ幅は一尺を逾え、上部には花鳥の刺繡を施し、傍に絲を綴り珠玉の類を束ねて飾りとし中は空虛で竹籤を用ひて張子の神像の飾冠の如くにしてゐる。婦人は耳に銀環を連ね、重さは三四兩あるが處女は銀綫を付けた腕輪を飾りに加へるが、また銀製を用ひ重さは七八兩位同一ではない、歩行の時にはチン〱として響を發する、稍々富裕なるものは更に甚しく銀の裝飾品だけて重さ十餘兩に及び其の富を誇る。衣服は僅かに單衣を用ふるのみで綿を入れず嚴冬には焚火によつて爐煖を取り、男女は何れも裸足で草履を穿き、山谷を上下するに歩行は坦途の如く、婦人は纒足をなさざるを其の特色とし、耕作勞役は悉く之に任せ、男子は多く家を守り米鹽の瑣事を司るのは尚ほ母權社會時代の

第二卷　省都及び開市場

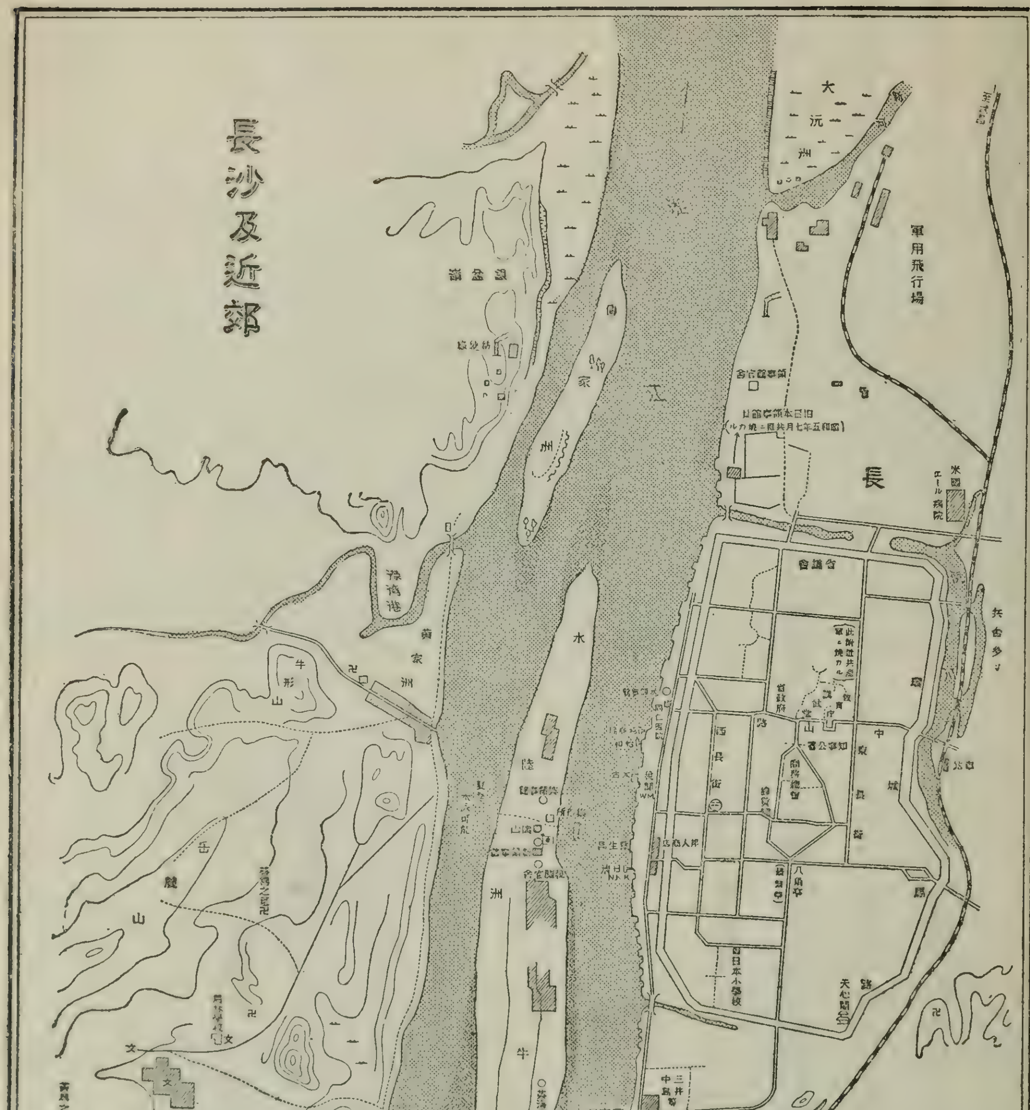
第一章　省　都（長沙市）

第一節　沿　革

長沙に市制を布くの計劃は、もと民國二十二年七月一日に市政廳を設立し、以前の市政處を改組する豫定であつたが、次で經費の困難から延期し、同年十月一日に到り始めて正式に市の組織が成立した。

その市域は民國十六年に前の市政當局に依て決定されたが、種々の關係から公布されなかつた。然るに二十三年五月に省政府は民政、財政、建設、教育の各廳代表を集め會議を開き最後に決定された市界は、要塞線を限界として區劃したもので、

一、河東の東岸は北は落刀嘴から起り、新碼頭鐵橋を經て東へ繞り瀏陽河の河岸に沿ふて瀏蹟渡に至り王家園、徐家灣、楊家山、阿彌嶺、鴨婆嶺、王家沖を經て石馬舗に達し折れて西に向ひ石嘴、丁家嘴、新開舖、百家河を經て猴子石に到つて終る。


長沙及近郊
大
沅
洲
軍用飛行場
長
沙
水
陸
洲
牛
頭
洲
岳
麓
山
天
麻
山
牛
形
山
黄
家
洲
三井

二、河の西岸は廖家院子から西を繞り、廣東山、張家壩を經て黄土嶺に至つて北に向つて迂廻し、曹家沖、曹家塘、尖峯山、小沖院子を經て荷葉塘に至り復た折れて東に向ひ野雞坡を經て直ちに紡績工場の下に出で大同嶺に至つて終る。四圍は何れも要塞を以て界としてゐる。

長沙は古の苗地であつて春秋戰國の時には楚に屬し、秦の始皇の二十六年には長沙郡の地で湘縣を置かれた。漢代には臨湘と云ひ、高帝の五年吳芮を封じて長沙王となし國都を建てた所である。晉の懷帝の永嘉二年始めて湘州を此處に立て、隋の大業の初め湘州を改めて潭州と稱し臨湘を改めて長沙と名づく。長沙の名は此時に始まる。民國革命以來は長沙城附近を區劃して市城とし、此時から市と縣とは管轄を分つことになつたのである。

第二節　市內の概況

(甲)、城壁、長沙の城壁は漢代の長沙王吳芮によつて建築され、元以前は土を以て築き甓を以て覆ふたものであるが、明の洪武年間守御指揮邱廣は壘址を石で築き、東西の長さ五里、南北廣さ十里周圍四十里の矩形の城と爲し、城門十三を設けたものである。現在は舊の城壁は殆んど撤去してその所に環城路を開いた。但し東南隅天心閣のある城壁の一部は保存され、天心公園と兒童保健公園となつてゐる。



長沙市の全景



長沙市内の光景

（乙）、街路、長沙の街路は從前は切石を敷き詰めた支那式の街路であつたが、環城自動車路が出來てから中山馬路は城內に貫通する。何れも新式の街路で幅は五十呎から七十呎に及び、兩側には人道が出來中央部はアスファルトで鋪裝され人道はコンクリートで固められ兩側の排水溝も完備して居る。

（丙）、商務、市中の商業は金屬類（金銀銅鐵錫等）、絹布、洋品雜貨、煙草、酒食糧品、藥材等が最も盛んである。外國商には日、獨、英の商社は約七十餘戶ある。その多くは小西門、靈



長沙市目抜きの街

官渡、大西門一帶に居住して居る。城內で商業繁盛の地區は紅牌樓、司門口、八角亭一帶で、之に次で坡子街、南正街、中山馬路及び北正街等である。近來は農村經濟の不況の爲め金融枯渴し商工業倶に振はない。しかし何といつても湖南省の中央都市である上に開市場であるので年々人

口は增加するし取引も相當に他の都市に比べては旺盛なものがある。

第三節　地勢及び要塞

(甲)、地勢、市は北緯二十八度十二分東經百十二度四十七分、省內の東北に位し、水陸交通の要衝に在り、北に岳陽を控へ、南は衡陽、零陵に通じ、西は寶慶に倚り、東は平江、瀏陽に連り互に唇齒の關係にあり、基本的の形勢のよい上に市は湘江と瀏河を環らし關隘の地に在る。寨頭舖、谷灢舖、清港は北方の掩護を爲し、跳馬澗、昭山は南方の防備であり、西に湘江、水陸洲があつて防禦に資するに足り、城南の金盆嶺は歷代の戰場である、岳麓山は河西の保障で遠屛近衞四方に雄視してゐて、誠に本省の重鎭である。

(乙)、要塞、長沙の要塞は民國十九年に建設された、蓋し近年匪患頻々として長沙の市街は險の守るべきものなきに因り、かつて同年の七月二十七日一度守を失つて陷落し公私の損失極めて巨額に上り、政府及び市民は永久の治安を鞏固ならしめる計劃を立て、乃ち湘江の東西兩岸に防禦工事を施し、東岸は猴子石より起り新開舖、石馬舖、阿彌嶺、楊家山、三里牌、瀏蹟渡等の地を經て落刀嘴に至り、西岸は廖家墻子より小望城坡、石嶺坳、竹山口、黃花塘、雙塘壩等の地を經て銀盆嶺に至る間全長約六十五里に散兵壕、交通壕、地下道、觀測所、監視所、電線等を設け防禦陣は粗々備はつた。更に又碉堡二十六個所を建設した。碉壘は容量に依り連碉、排碉、班碉の三種に分ち、又た碉壘の形狀に依り長方形、楕圓形、五邊形、六邊形、半圓形、梯形、圓形

長沙市街道圖



已に行政權を喪失せると同じである。日支續訂條約で長沙を開放して通商港となす時に當り、支那側では已に行政權を保留することに注意し、「公共事業」及び「警察權」を支那の手で行ふことゝした。この種の情形は各通商地の中にあつて僅かに此地に見られる先例である。

長沙を開港せる時に當り、外人の居留地域に對して元と北門外一帶と定めた、其の長沙租界章程及び附屬章程には曾つて前淸の長沙關主事朱延熙が漢口に駐在の日本總領事吉田氏と會見協定しようとしたことがあつた。但し當時は北門外の租界は尙未だ成立せず遂に先づ西門外の永州碼頭から漁碼頭に至つて終る間を汽船の停泊する處と指定し、並びにその商舖を開き倉庫を設くることを許さなかつた。然るに一般外國商人は北門の地は偏僻なる爲め多くは西門外一帶に土地を借りて店舖を開き、且つ漸くにして城內及び南門外一帶にも蔓延した。淸廷では屢々交涉したが各國の回答は何れもたゞ條約に長沙全市が開港となつてゐると云ふのみであるので之に應じない。民國以來屢々交涉したが各國は何れも原議を固持して居る、從つて港の範圍は未だ確定されて居らない譯である。

但し民國元年に名を商埠警察署と改め、湖南省々都警察署に隷屬させ、猶ほ湖南交涉署の監督を受くることゝした。然も條約上には單に巡捕局なる名義があるだけで、一旦商埠署と改めらると、或は外人の服せざるを恐れ、先づ交涉員汪詒氏が各領事に通知し局を署に改むることを聲明し、名は異なるも實は同じなることを知らしめた、各領事何れも異議なく承認したので商埠警察署の職權は外人に對して行使することゝなつたのであると支那側は主張してゐる。

第七節　長沙の貿易



長沙の港（日清碼頭）

長沙は湖南省貨物集散の中心地であつて内外貿易の重要地點である。但だ對外貿易は多く上海、漢口を經由するので國際貿易額は多くない。民國二十五年度の出入內外貨貿易總額は五千九百八十餘万元で、多少恢復の傾向はあるが、民國十七年當時六千二百五十七万餘兩の貿易總額に較べると非常の減退である。

重なる輸移出品には、鑛石、金屬類、米、豆、茶、豚鬃、鷄卵、牛皮、五倍子、茶油、桐油、胡麻、蓮、木材、漆、爆竹（花火）麻布、陶器等があり、輸移入品には綿布、綿絲、染料、顏料、石油、紙類、卷煙草、雜貨、食

鹽等がある。

第八節　風　俗

長沙の風俗も全省の部に包括して記述したので改めて記する必要は見ないが、省都として風俗轉移の情況を擧げると。

一、華美の風の侵入、長沙は重湖を隔てゝ汽車汽船の未だ通じなかつた以前は、風俗は非常に古樸で省城の婦女は多く刺繡に巧みで炊事に當り、鄕間の婦女は農耕の手助けを爲し紡績を事としたものである。服裝も質樸で華美の風なく富豪の家でも婚嫁喜慶の事でも無ければ絹衣は着ないものであつた。然るに一度交通が開けてからは、商賣が盛んとなり貨物の流通がよくなり、被服飲食は漸く華奢になり、官吏も商人も競ふて派手を尙び、靑樓妓女の妖艷の風は自然に全市の子女に蔓延し、凡そ婦女の衣服裝飾は一に船來品を尊び、上海方面のハイカラの風俗は悉く輸入され、千金を惜まず精美を求め、奢靡の風日一日と甚だしく、學校に於ける女學生が之に迎合し、一般子女も之に倣へ、婚禮葬祭の慶弔にも一般に贅澤となつて來たことは著しいものがあり、父老の人々をして眉を顰めしめてゐる。

二、嗜好、本市普通の人達は平日の食事には副食として野菜類が主である、從つて野菜の調理は極めて重視され種類も亦た甚だ多い、特に冬莧菜はその葉に毛があり質柔かで市人の好んで食する野菜である。又蕨、藜蒿等が非常に喜ばれる。野菜の調理法はその色を損じないことが原則として居る。蓋し色彩の鮮新なのと味の

腹厚なのを欲するからである。

肉類では鹹魚、干海老、鷄卵、家鴨卵の類を用ひる、一般商家の家庭では毎月一日と十五日には必ず豚肉の紅燒き又は鮮魚類を食膳に上せて之を「打牙祭」といふ。副食物には多く好んで唐辛子を加へその味を助け、又薑、胡椒、山椒、辛子等の類も食料中に缺かさない。是れは水性が惡いのと濕氣が多いからだといふてゐる。

第九節 方言俗語

(甲)、方言。長沙の口語は純な舌音に屬する、蓋し山地の民は舌が屈折する度が鈍い故に言語も亦た酷く濁つてゐる。然も長沙市内では人種が複雜であり、住民の言語は亦た多岐に分れ、本市の南區と北區の如きは相距ること近いのに拘らず言語の輕重には區別し得る點もないことはないのである。長沙の語音は極めて節奏聲調を重んずる、太湖流域と相反し、廣州系統とは相類似し、長沙語には單に四聲があるのみでなく六聲があつて、平聲が陰陽に分つ外去聲も亦た二種に分れ、その一種は讀書に用ひられるものであり、他の一種は言語に用ひられる。故に長沙人は馬丁走卒婦人子供の別なく、自然の間に詩の平仄を知得して、江蘇浙江人の平仄に對する理解の容易でないのには似ない。故に長沙の社會に於ける方言を研究せんとすれば、久しく長沙に居た者でなければ明瞭に辨別し得ないのである。

(乙)、俗語。長沙は社會の組織が極めて複雜である。蓋し人種の同一でないので八方混雜し、加ふるに商工の各業は平素種々の術語を用ひて居り、是に於て各種の奇異俚鄙な名詞が流傳し、甚しきに至つては諸種の新聞にまでも慣用語として記載したものも見られる。初めて長沙に來つて最も耳に入り易いのは「末撤子」「化生

子」。「浸老官」等の語で、茶を賣り歩く人が最も口に熟れた語である。「末撇子」とは脚を縮めた語であり、暗に「豚」なる字の意を含め他人を罵る言葉である。「化生子」も亦た人を罵つた言葉で、虚僞狡詐な蕩家子を譏つたものである。「浸老官」は鬼の別名である。この外長沙に於ける稱呼は常に特別な地位を有する者には專一な稱呼を加へる。店主を「老闆」、商店で雇ふ外交員を「上街」專ら口頭で雙方の買賣契約を成立させ中間で若干の口錢を取る者を「經紀」小僧を「伶角」と云ふが如くである。一業に精熟せる人に至つては「裏手」と云ひ、自ら有能なものと思ひ、故意に虛勢を張り復た恬として恥を知らざる者を「朽崽」と云ひ、衣食住に一定のものなく、專ら交際の手段を藉りて生存を圖るものを「把什人」と云ひ、職業なき遊民にして專ら浮浪を事とするものを「地痞」と云ひ、稍々腕力を有して鬪爭を好む者を「叫老賣」と云ひ、外人の侍役を「洋奴」と云ひ、呆痴なるものを「勺魚」と云ひ、無用なものを「桐油罐」と云ふ如く、其他枚擧に暇がない程ある。

更に近時行はれるハイカラ語を擧げると寢椅子を「沙發」(Sofa)、銀元を「打拉斯」(Dollars)蒸汽機關、發動機を「引擎」(Engine)「摩達」(Motor)先生を「密斯忑」(Mister)處女を「密司」(Miss)何れも英語から來てゐる。又た半ば英語の意義を採りたるものに酒場を「酒排間」(Bar)アイスクームを「冰淇淋」(Iceeram)の如きは新俗語として用ひられて來てゐる。

(丙)、隱語。長沙で商工業者が慣用する隱語を「局伏」といふてゐる。內部のもののみが相互間で之を使用して秘密の他に洩れるのを避ける場合に之を用ひる。隱語は六種に區別されてゐるがその普通のものを擧げると。

(一)、人に對するもの

猴子埋……父
吾台會……兄
牙婆細……子
姑娘大……姉
初世爲……人
黎山老……母
哥兄老……弟
老漢它……妻
良心不……妹（諧音昧）
午時三……客（諧音刻）

（二）、物を指すもの

細皮嫩……肉
安安送……米
啞口無……鹽（諧音言）
兌換銀……錢
油鹽雜……貨
富貴有……魚（諧音餘）
冷火秋……煙
刮骨熬……油
八面威……風
沙罐瓦……貨

（三）、姓を指すもの

沙河裹……周姓
急河裹……劉姓
丢河裹……廖姓
横河裹……王姓
鮮河裹……楊姓
滿河裹……彭姓
灣河裹……張姓
響河裹……羅姓
吹河裹……蕭姓
坑河裹……曹姓

(四)、事を指すもの(反切語)

鏡。頭箱子萬。字格…………「今晩」　癡。夫反。關……………「吃飯」

搭。連袋子擺。方…………「打牌」　堪。哉喜。雀子…………「看戲」

(五)、數字に對する代字

業別＼數字	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
兩替業	么	浪	參	沙	母	鬧	父	敲	灣	少
鹽業	乙	兜	先	必	潘	炭	柴	哈	山	乙
八百屋	江	都	神	少	歪	亂	星	哈	曲	許
荒物屋	秋	來	邪	風	土	天	西	道	合	秋
硝子業	才	又	某	長	忌	土	賢	碓	王	才
雜貨業	公	合	上	元	正	力	入	長	生	工

(六)、事に喩へるもの

「外婆送親」、とは「餘りのお節介」の意味。

「一個月落三十天雨」は「眞の闇」の意味。

「三十五里吃筵席」は「行きも戾りも空腹」の意味。

「六月天替猪打扇」は「錢さへ得ればよい」の意味。

「黄柏樹下彈琴」は「苦中樂あり」の意味。

その他類似の隱語は多いが略する、たゞ長沙許りでなく支那には隱語の多いのは事實である。

第十節　通　貨

長沙市内に通用する貨幣は、紙幣、銀貨、及び銅貨（俗に銅毫子といふ）の三種がある。紙幣は湖南省立銀行の發行するもの丶外、中央、中國、交通の三銀行及び長沙に支店を有つ他省の銀行紙幣が通用してゐる。

銀幣と銅貨との間の兌換は是迄は金融の狀況で常に變化するのでその市價は一定しない、毎日錢業同業公會で協定され、毎日價額表を印刷して各商店に分送したものである。

銀貨は光洋、常洋、鈔洋の三種に分れ、その市價も亦た金融狀況の高低によつて定まる、たゞその差額は數十文に過ぎなかつた。中央政府が新貨幣政策を實施した後は、市中の現金業は既にその跡を絶ち法幣の一元は二十文銅貨三百枚に兌換される。（近年長沙市中では十文銅貨は已に多く見られず、通用してゐるのは何れも二十文銅貨である）即ち各錢莊の看板に掲げてある、銅元六千文とあるのが是れである。

この他尙補助券があり、五角、三角、二角五分、二角、一角の五種に分れてゐる。和豐公司（燐寸會社）の發行した小額紙幣は現在政府の命に依つて整理され已に通用しない、電燈公司及び寶華玻璃公司の發行してゐる角票は市場に於て猶ほ平常の如く通用し、湖南省銀行及び他の開港市の四省、裕民、農工、湖北、醴陵、農民等の銀行もあつて計算上は甚だ便利と稱せられてゐる。たゞ僞造紙幣の發見されることも亦た少くないので注意を必要とする。

其の他の商業取引に往來するものに、尙ほ支票、匯票、莊票等がある。



嶽麓山下の湖南大學

第十一節　教育

長沙市の教育は近年著しい進展を爲してゐる。之を質的に觀ても教育局の整備、學風は日に純正に趨き、公私學校の奬勵、職業教育の提唱、軍事教育の勵行、短期義務教育の實施等大に成績を擧げてゐる。更に量的の方面から觀察して、本市の高等教育方面には、省立湖南大學、私立羣治農商學院及び湖南エール醫學院等があり、中等教育には省立のものに第一師範、長沙高級中學、長沙女子中學及び湖南高中等があり、學生一千五百餘名を收容してゐる。小學教育に至つては縣立二、市立十六校、私立一百二十三校あつて、生徒數は一万八千餘人である。

右の外職業教育、民衆教育の學校及び圖書館博物館等設備は一通り整つてゐる。

第十二節　新聞及び通信社

長沙は新聞及び通信事業は相當に發展してゐる。新聞は日刊、三日刊、週刊に分たれ紙數も二頁から十頁迄の大小がある。國民日報は最も完備の日刊紙で最も古いのは大公日報である。現在日刊八社、三日刊二十社、週刊五社である。

通信社に至つては更に多く民國四年に創立した蘭心通信をはじめ、二十四年に開業せる軍聲通信迄を併せると五十餘社に及んでゐる。

此外に學術雜誌も二十餘社あつて週刊、月刊の專門の研究を發表してゐる、かゝる點から觀て湖南省の文化的の發達は大に期待するに足るものがあるとも思はれる。

第十三節　交　通

長沙の交通は水陸の二方面に分れ、交通機關には陸路には汽車、自動車、人力車、自轉車等があり、水路には汽船、モーターボート、帆船、划子(小舟)等がある。又空には軍用飛行機の外に旅客飛行機も通ふに至つて居る。

鐵道は久しく懸案であつた粤漢線が完通してから長沙はその中心の重要驛となり北は漢口を經て北平に赴く可く南は廣東を經て香港に連絡することが出來る。自動車路（公路）は長沙を中央として東西南北に長途の連絡線が開通して、交通上の面目は全然一變したといふことが出來る。

水路は湘江によつて上游は湘潭、衡陽を經て更に奥地に達すべく、下流は洞庭湖を渡り、直ちに武漢に至り、

更に湖と湘江の支流及び沅、澧、資の流域市縣にも汽船その他の帆船、モーターボートを通ずることが出來、昔から長沙は四通八達の要地であつたものである。

市内の交通に至つては、環城馬路が舊城基に設けられた外、中山馬路が東西に貫通して何れも自動車を馳せ得る平闊な文明道が出來た。元の市區街道は極めて狹隘で且つ平坦でないが、最近は徐々ではあるが市區改正を行つて漸次改善を加へたので自動車を通じ得るやうになつた。

市内の自動車は公共團體及び私人の使用の外乘合バスは環城路丈に許されてゐる。市内の往來には人力車と轎子とがあり、渡河には渡し舟がある、市内の交通は之を十年前に比較すると長足の進歩である。

第十四節　郵電交通

郵便交通の長沙に開かれたのは光緒二十年頃であつて、現在は郵政管理局があり、支局六箇所を設け、毎月の取扱件數は普通書信三十五万通、端書二万餘、新聞紙十一万餘、印刷物五万五千餘件、書留が一万八千餘、速達二万七千餘、小包七百件である。

電報は是も清末に創始されたもので、全省の有線電報線は四大幹線に分ける。

(1)　長沙から東、醴陵を經て江西に達するもの、
(2)　同　　南、衡陽を經て廣東廣西に達するもの、
(3)　同　　西、常德、沅陵、芷江を經て貴州に入るもの、
(4)　同　　北、粤漢線に沿ふて湖北に通ずるもの。

第十二節　新聞及び通信社

長沙は新聞及び通信事業は相當に發展してゐる。新聞は日刊、三日刊、週刊に分たれ紙數も二頁から十頁迄の大小がある。國民日報は最も完備の日刊紙で最も古いのは大公日報である。現在日刊八社、三日刊二十社、週刊五社である。

通信社に至つては更に多く民國四年に創立した蘭心通信をはじめ、二十四年に開業せる軍聲通信迄を併せると五十餘社に及んでゐる。

此外に學術雜誌も二十餘社あつて週刊、月刊の專門の研究を發表してゐる、かゝる點から觀て湖南省の文化的の發達は大に期待するに足るものがあるとも思はれる。

第十三節　交　通

長沙の交通は水陸の二方面に分れ、交通機關には陸路には汽車、自動車、人力車、自轉車等があり、水路には汽船、モーターボート、帆船、划子(小舟)等がある。又空には軍用飛行機の外に旅客飛行機も通ふに至つて居る。

鐵道は久しく懸案であつた粤漢線が完通してから長沙はその中心の重要驛となり北は漢口を經て北平に赴く可く南は廣東を經て香港に連絡することが出來る。自動車路（公路）は長沙を中央として東西南北に長途の連絡線が開通して、交通上の面目は全然一變したといふことが出來る。

水路は湘江によつて上游は湘潭、衡陽を經て更に奥地に達すべく、下流は洞庭湖を渡り、直ちに武漢に至り、

更に湖と湘江の支流及び沅、澧、資の流域市縣にも汽船その他の帆船、モーターボートを通ずることが出來、昔から長沙は四通八達の要地であつたものである。

市內の交通に至つては、環城馬路が舊城基に設けられた外、中山馬路が東西に貫通して何れも自動車を馳せ得る平闊な文明道が出來た。元の市區街道は極めて狹隘で且つ平坦でないが、最近は徐々ではあるが市區改正を行つて漸次改善を加へたので自動車を通じ得るやうになつた。

市內の自動車は公共團體及び私人の使用の外乘合バスは環城路丈に許されてゐる。市內の往來には人力車と轎子とがあり、渡河には渡し舟がある、市內の交通は之を十年前に比較すると長足の進步である。

第十四節　郵電交通

郵便交通の長沙に開かれたのは光緖二十年頃であつて、現在は郵政管理局があり、支局六箇所を設け、每月の取扱件數は普通書信三十五万通、端書二万餘、新聞紙十一万餘、印刷物五万五千餘件、書留が一万八千餘、速達二万七千餘、小包七百件である。

電報は是も淸末に創始されたもので、全省の有線電報線は四大幹線に分ける。

(1) 長沙から東、醴陵を經て江西に達するもの、

(2) 同　南、衡陽を經て廣東廣西に達するもの、

(3) 同　西、常德、沅陵、芷江を經て貴州に入るもの、

(4) 同　北、粤漢線に沿ふて湖北に通ずるもの。

電話、長沙の電話事業は、淸末宣統二年に電話總局が設けられた時に創まる。民國元年に多少改善を加へ、その地域も水陸洲、湘潭市一帶に擴大された。民國廿二年四月に改めて湖南省會電話局と稱し、一切の改良を施し、自動電話機を備へ且つ長距離電話も開通するに至つた。

ラヂオは最近に至つて官廳をはじめ大流行で之が備へ付けを爲すもの多く、文化の湖南省に侵入する上に大きな効果を爲してゐる。

第十五節　領事及び在留外國人

長沙市に領事館を有する國は現在は日本と英國のみで、何れも水陸洲に在る。在留外國人は貿易その他商業關係者多く、之に次ぐは醫士及び敎育者である。今各國の商行數と在留人の統計を示すと次の如くである。

(一九三四年長沙市指南に據る)

國別＼員數	商行數	在留人數 男	在留人數 女	合計	備考
日本	一〇戶	五四人	三五人	八九人	(日本人は昭和十一年末現在)
英國	四	五	—	五	
米國	四	三三	一七	五〇	
獨逸	四	二二	一七	三九	
伊太利	—	一九	三	二二	

諸威	|	二	五	七
瑞典	|	二	三	五
佛國	|	|	二	二
印度	|	八	|	二
合計	二三二	一〇三	八二	一八五

（原統計は合計附合せず訂正す）

湖南省は有名な鑛産地とて歐洲大戰の後半には、湖南省に入り込み鑛山の經營及び貿易に從事するもの多く一時は在留外人數は五百以上に及んだものであるといふ。

第十六節　公共事業

一、給水、長沙市は相當の面積と人口とを有して居るので飲料水の供給は一問題である。從前は之に關して何等の設備なく、市南の白沙井は水質はよいが井小にして水量少なく、只だ一隅に給水する丈である、極北の自流井は水質は衛生に適するも、是れは場所が邊隅なので遠きに及び難い。已むなく市の大部分は河水を汲んで沈澱せしめて飲料としてゐる、河に遠き所では井戸を掘つて飲料水を得て居るが衛生上には頗る宜しからず、傳染病流行の場合等は特に苦む、仍て近來市の當局は水道敷設の計畫を立て之を斷行せんとしてゐる、蓋し急務中の急務である。

二、電燈、長沙市には電燈會社は北門外に光華電燈公司があり、更に湖南電燈公司が出來、兩者共に商辦であるが、前者は經營宜しからず營業失敗し、一時商會が經營を引き受けたが之も思はしからず、民國十七年建

設廳の手を經て湖南電燈會社に代辦せしめる事となり、名を更めて南北兩廠と爲し經營してゐる。電燈料金は日本に比べて約五割も高價である。

三、公設市場。支那は古來から市場の制度はあるが近來は、亂雜な舊式を改めて市當局によつて場所を指定して青物市場を開かせ、市内に八箇所の公設市場がある。是等の整備は著しいものがある。

四、公共便所。長沙市全部には五百餘の公設便所が出來舊時の大小便の隨所主義の改められんとして居ることは注目する出來事である。

第十七節　工業

長沙市中の工場は第一紡織廠、黑鉛錬廠、電燈公司、造紙廠、湖南機械廠の外には工場と稱する程の大工場は無く、何れも小規模のものである。各工場は大半は南門外に集まる故に同一帶の地は煤煙に汚されて居る。今市内重なる工業を分類すると次表の如くである。

- 機器工業
- 電氣工業
- 紡織工業
  - 棉防業
  - 綿織業
  - 針織業
  - 漂染業

右の工業に從事する勞働者の狀態を擧げると、

一、手工業勞働者及び商店勞働者、前者はその人數約十万人、後者は六万餘人である。その工賃は業務の繁閑によつて同一では無い、安きものは毎月五六元から十二元、高きものは二十元から三十元も取るものがある。そして勞働時間は八時間から十二時間に及び之も別に規定はないが十時間以上な

- 工業
  - 化學工業
    - 製紙業
    - 製革業
    - 化粧品業
    - 石鹼製造業
    - 玻璃業
    - 燐寸業
    - 電池業
  - 印刷業
  - 食品工業
    - 製粉業―糖菓業
    - 製米業―機麵業
  - 冶鑛工業

のが多い。

是等勞働者の生活狀態は決して樂でない、教育の程度も失學の成年工人が多い。勞働運動は一時旺盛であり團體數が百三十餘に達し會員十万以上、共產黨の煽動を受けて過激の行動に出るものもあつたが今は靜穩に業に從ふやうになつた。

二、人力車夫、埠頭勞働者その他。是等の人數は、人力車夫約七千餘人、(交替者もその內に計算) 埠頭勞働者約一万三千人、(一時的の勞働者及苦力を加算)。是等の人々の賃銀は毎日三角から四角である、そして勞働時間は六時から十二時に至つて同じでない。生活は此頃の勞働者は更に苦しく、教育のあるものは殆んど無いといつて宜しい。

第十八節 商 業

前節に市中の商務に就て記載したので、玆にはその重複を避けて、本市の商人と商取引の現狀に就て述べることゝする。

一、商人團體、長沙市區の商人には已に組織的の團體に市商會があつて之に所屬する同業公會は七十餘であつて、會員の總數は七千餘名になつて居る。右は中央政府の領布した各種の法規に照し且つ省政府の領導の下に組織活動して居るのである。

戸を下らない。貧民中汲水を運搬して生活を營むもの千餘名に達すと云はれる。一擔の價格は十數文から三四十文に達し、井戸を距る道程の遠近によつて計算される。井戸の傍に坐して水を汲む人夫は常に數人から數百人の多きを數へ、井戸に至る前後に並んで順次に汲み込んでゐる、一井は二名づゝ入れるに足り、瓢を割つて造つた杓子で掬ふのであるが晝夜頻々として汲むも竭くることなく、久しく汲まざるも亦た溢れない市民は皆仙井と目してゐる。



天心閣より市街を望む

（四）老龍潭、又た錫山潭と名づけ白沙井の南一里にある。廣さ數畝ばかり、東西の兩岸は崗巒夾峙し、株長鐵路はその中を縦貫し、東西兩岸を隔てゝ水は常に清くして濁らず、溢るる時は南口に溢出し、湘江に通ずる。數十丈の距りで猶湘江と清濁を分別し、水落つる時は潭は平らかに、浪靜かに清澈鏡の如く、その中には小魚多く兩岸の山崖の凹處には黄童白髮の釣を垂るゝ者恒に絶えない。幽雅凄清洵に情を娯しみ興を遣るの佳所である。

（五）天心閣、市内第一の名勝である、閣は市の東南隅に位し、城壁に依つてその上に建築せられ、雲表に直立してゐる。故に天心閣と名づけられ一度登臨すると市中の大景から湘江の帆影煙波盡く眼底に收められる、閣の右方の臺上は午炮を打つ所であつたが、現在毀却せられ改めて國恥紀念亭が建てられた。更に西すると五、三紀念亭及び動物園等がある。此の種の亭閣は現在何れも天心公園の範圍に編入され、北は天心閣から南は妙高峯に至る延長四五里に及ぶ、兩地間には自動車路が開設され、連絡に便ならしめて居る。閣の傍なる城壁は二つの大きな巖窟をなしてゐる。昔時守備兵が兵器を貯藏した處である、この下に蟄居穴があり、城中の皇倉街に通じ、戰時危急の際の險を避ける逃げ道だと聞いてゐる、然し今は湮塞して居る。

（六）妙高峯、嶽麓と江を隔てて相對峙し、本市の最高峯であつてその頂には平地がある。今は亭を南峯に建て遊客の休息に供してゐる。

（七）嶽麓山、麓山又は靈麓山と名づけらる。舊碑に載せられた所を按ずるに前は江に抵り後は山に抵り、上すれば稍州港に抵り、下すれば市港に抵る。正德の初年を以て界を劃し左は道林坪の極北に據つて終り、右は拜嶽臺、山坪嶺に盡く。山は大江に據り峻峯を控へて古蹟多く風景殊に勝れ、亦た湖南省中の名山の一つである。位置は湘江の西洋に位し長沙城を距ること約四五里、平地より山頂を極むるまで七八里周廻凡そ二十里、長沙に入るもの麓山に暢遊せざるもの殆んど稀で、近年市政當局も湘江河岸から麓山大馬路と名づくる登山道路を開設し直ちに山頂に達することが出來る。從つて遊覽には益々便利となつた。山に二峯あつて北峯高く南峯は低い、乃ち精華の萃まる處で、暮春三月には山花地に滿ち、碧林涓々たる樹林蔭翳の中、鳥聲上下するを聽く茲にその勝跡の主なるものを擧ぐれば、

（1）愛晩亭、もと紅葉亭と名づけられ麓山第一の名勝である。袁子才先生が今の名に改められた。亭は湖南大學の後方清風峽にあつて滿谷の楓林綠蔭を重ね、小澗一灣亭の右を繞つて流れ、清風習々流れ滲々として游憩の勝地である。九月、十月頃の如きは霜露既に降り楓葉紅を點し、又別に一種の風致に富んでゐる。



嶽麓山腹の愛晩亭

（2）麓山寺、一に萬壽寺とも名づけ山の半腹に位し、晋の太始元年に建てられたもので殿閣幽清にして蓬蒿徑を沒し、何となく古刹の風光がある。前殿の後方には正方形の池があり深さ約數尺玉泉といふ、石磴に沿うて上れば即ち觀音閣に達する。閣內淸幽で掬すべきものがある。

（3）白鶴泉、嶽麓寺の傍數十歩にある、泉は岩石の間に出で水量は少ないが味は甘洌である。常に白鶴ありてその上を飛ぶので名づけられたと傳へられる、石に白鶴泉の三字を刻む、古は亭榭が建てられてゐたが、今は石欄毀損せられ見る影もない。

（4） 望湘亭、麓峯の頂にある。亭に登つて望めば湘江は帶の如く萬戸の煙火は歴々として目前にある。茶館の設けがあり、山に遊ぶもの多くはここに小憩する、亭下に飛來石、自來鐘がある。



嶽麓書院

（5） 禹王碑、嶽麓峯頂の左側にある。碑には蝌蚪文を刻み、凡そ七十七字である。明の呉道行の禹碑辨には、呉越春秋を見るに禹は衡山に登り蒼水の使者を夢見て金簡玉字の書を授けられ治水の要を得て、山上高き處の石に刻むとあるも、この禹の碑の所在は由來久しく千百年を經て傳はるものなく、道士偶々之を見、韓文公劉禹錫之を索めて得ざることを詩中にて述べてゐる。宋の嘉定の初め河子一南嶽に遊び遇々樵夫に引導せられて碑のある處に至り始めてその文を寫し長沙に來り之を嶽麓山頂に刻むと、その後隱蔽すること久四百年明の潘太守之を捜し得るに至つて、土を除き碑を表はし以つて傳を作る。朝野始めて復た虞夏の書を見ると云ふ。たゞ從來の石柵石盞は現在何れも頽廢してゐる。

（6）嶽麓書院、山の東に位し江を渡つて自卑亭を逾えるとここに抵る、宋代の四大書院の一である。今は湖南大學の構内となり、門前には、赫曦臺がある、朱子が嶽麓山頂に名づけた赫曦臺の遺意を止めてゐるのだ、臺の左は黌門池で池中には吹香亭があり、臺の右は飲馬池である、池中に亭があつて、風雩と名づく、皆舊名に従つて居るのである。校内には尊經閣があり、朱子が手づから書した忠、孝、廉、節の四大字の石刻はここにある。閣の後方は御書樓で内に鍾繇顔眞卿、米元章、司馬光の諸名士の手書の石刻がある、校の後方には麓山寺の碑があつて亦た北海碑とも名づけられ、唐の開元年間李邕の書する所で又三絶碑と稱し、碑は邕が文を撰し、並びに刻んだ爲である。碑石は已に殘剝せるもの少からずとは云へ然も鋒穎尚存在し藝林の至寶である。

（7）蔡公墓、蔡鍔松坡の墓で嶽麓寺の後に建てられ、立派なものである。

（8）黄公墓、黄興克强の墓で蔡公の墓の上に在る。墓表の壯大なること蔡公墓と同じである、湖南人が國家に功勞のあつた先輩に對する尊崇の念は是等の墓の建立されるのでも判る。

（9）焦達峯の墓、蔡公墓の左方の上に在る、焦氏は辛亥革命に湖南に在つて義を首唱せる都督である。事起つて間もなく民變の爲めに殺され、此に葬つたものである。同鄕の劉氏墮涙の碑に一聯を刻む「達向九霄雲路近、峯高五嶽衆山低」と公の素志で嘗て自ら撰したものだといふ。墓下に亭があり達峯と名づく、湘城を俯瞰すると畫圖の如くである。

（10）雲麓宮、雲麓峯上に在り、洞靈の福地で道士金守分が寄附を募つて殿堂を建て、始めて雲麓宮と名づけた、前は關帝殿、中は玄武祖師殿、後は三清殿で歷代何れも修葺を加へ、近頃更に土木を興して宮の前面に

近代歐米式の建物を造つたが、古雅の風が失はれて遺憾である。

（八）開福寺、北門外三里に在り、五代の時楚王馬殷の創建に係る、その子馬希範はその地に會春園を設け避暑の地と爲した。當時は閑雅幽邃の境であつたが、後ち園は廢れ、寺丈けは屢々修理されて今日に及んでゐる、近年寺僧によつて大に改築され殿閣玲瓏、僧房幽靜、長沙の名寺である。

第二章　岳　陽（附城陵磯）

第一節　沿　革

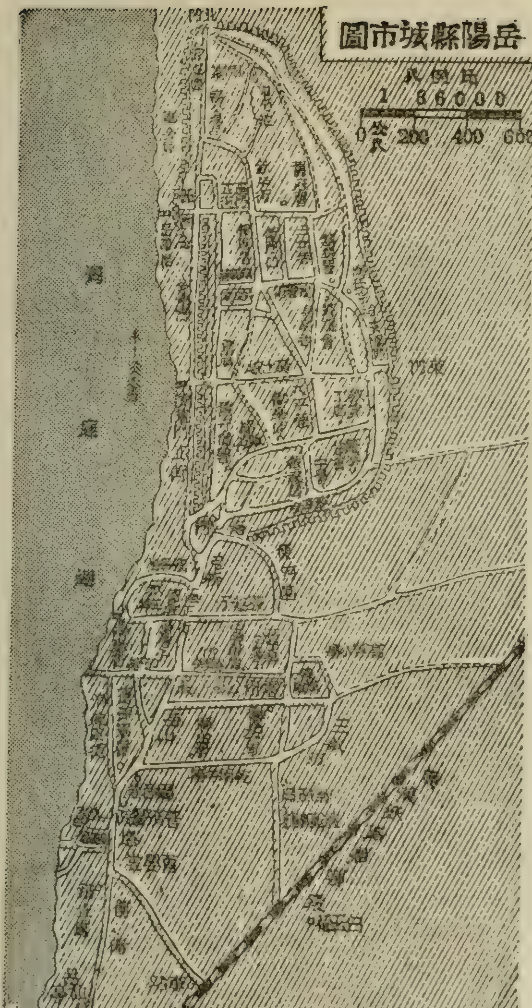
岳陽は民國以前に在つては岳州と稱し、前清光緒二十四年（一八九八年）に於て自主的の開港場として諸外國に開かれたのである。

地は禹貢の荊州の域で三苗國の一部と爲り、春秋時代には楚に屬し、亦た麇、羅二國の地と爲る。戰國には楚に附し秦代には長沙郡の地となり。漢には長沙國に屬し、三國には吳に附隨し、宋の嘉元十六年長沙を分つて巴陵郡を置き、湘州に屬し、また尋で鄂州に入る。梁は巴州を兼置し、隋平陳には郡を廢し巴州を改め岳州といふ。岳州の名は此時から始まる。大業の初め又た羅州と改め、尋で又た巴陵郡といふ。唐の武德四年復た巴州を置き六年また岳州となる。乾元元年

江南西道に屬し・五代には楚に歸し、宋代は岳州巴陵郡岳陽軍と稱し荊湖北路に屬す。紹興二十五年改めて純州華容軍といひ、三十一年又た舊に復す。至元十二年岳州路と爲し、湖廣行省に屬し、明の洪武二年岳州府を置き、清は之に因る。民國二年府を廢し縣を止め岳陽といふ。

第二節　位置及び形勢

岳陽は鐵路武昌驛を距る二百二十五粁、省都長沙を距る東北に百二十八粁の處に在る。地は洞庭湖口に瀕し、揚子江と湖南省との咽喉を扼して居る關係から、古來から戰略上頗る重要の場所として、幾多の大戰に古戰場であつた歷史を遺し、亦た近く辛亥の第一革命以來、第二第三次の革命戰爭には何時も南北兩軍の爭奪地點となつたものである。


岳陽縣城市圖

此地は彼の有名な岳陽樓のある所で、城壁は相當に規模が大きいが人口は五万に過ぎない。地勢は險要である爲めに軍事上及び政治上には

要地であるが、經濟上には奥地の無いのと產物の乏しいのとで商業は繁盛でない。それに大型汽船の停泊に不便なので岳陽城よりは九粁許り北方にある城陵磯が外港として岳州港と稱せられてゐる。揚子江を上下する大汽船は多く此地に寄港して荷物の揚げ下しをする。

尤も縣政府をはじめ諸官衙學校等は城地に在りまた古き歷史を有するの地とて名勝舊蹟の擧ぐ可きもの甚だ多く、その上に洞庭湖を眼下に控へ風光極めて雄大の地である。

第三節　城　陵　磯

一般に岳州港として呼ばれてゐる城陵磯は、漢口から上游百三十五浬の地點、卽ち洞庭湖水の長江に注ぐ所に位し、長江から湖南省に入るの關門であり、また岳州稅關の所在地である。

此地は地勢の上から事實岳陽の副港である。長江及び洞庭湖の水運によつて四通八達の要地にあるが爲めに由來地方的の小邑であつたものが近時は商業繁盛となり、人口二万五千餘、平江縣方面から產出する茶は殆んど此地に集まり、更に水路によつて他地方に輸出せられる。漢口、宜昌間航路の大船は上下航共に寄港し、長沙、常德兩航路は此所で貨物及び船客の積卸を爲す。陸上に粤漢線の通じたので一層交通上には便利の地位となつた、他日岳陽が市を建設するの時は當然市の一部たるの運命にあるの地である。

第四節　岳陽の市城

岳陽城は洞庭湖の東に瀕し、周圍約十里東西に窄く南北に長い隋圓形を爲す、初めは東に朝陽、西に岳陽、

南に鳳儀、北に楚望の四門があつたが、光緒十一年に東に月城門を増設し五門となつた。然るに民國七年以後城壁の殆んど大部分を破壞し、僅かに岳陽樓附近の十數丈だけをその儘に存して居る。樓は西門の城樓で洞庭湖に面し水天一色極目涯り無き大景である。

著名な市街は南門外の南正街で民國七年兵燹に遭ひ漸く最近に恢復した。粤漢線の岳陽驛は城の東南二哩にあつて此の間に自動車路は洞庭馬路として開通し此一帶は將來繁華の地區となるであらう。

第五節　岳州の貿易

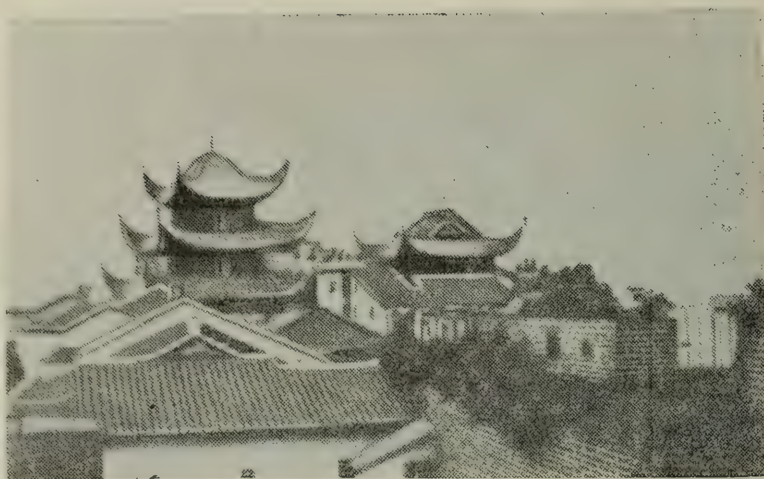
岳州は長沙と共に湖南省に於ける外國貿易に開かれた港であるが、岳州はヒンダーランドを有さないのと、上游に長沙があり下游には漢口の大貿易港を控へて居る關係で單なる通過港としての存在である結果、長沙の一年の輸移出入貿易額に比べて毎年八分の一位に過ぎない。民國廿五年には六百二十餘万元に過ぎなかつたのである。

その主要輸出品に桐油、牛皮、水銀、麻、牛油等があり、輸入の外國品に綿織物、石油を最と爲し、棉紗、砂糖、洋傘、石鹼、縫針、卷煙草等之に次ぐ。詳細は貿易の項に讓る。

第六節　交通

岳陽は粤漢鐵道の重要驛で東北は湖北省武昌に連り、南は省都長沙を經て廣東に通じ、水路は大小汽船及び民船舟筏の往來する衝に當り、漢口、沙市、宜昌等の外省の要港をはじめ省內は長沙、湘潭、衡陽、常德等の

都市と接續してゐる。尙ほ最近に至つて自動車は臨湘、湘陰方面に通ずるやうになつて一層交通上に便利を增した譯である。



岳　陽　樓

電信は北は武昌、漢口に通じ南は長沙をはじめ各地に達し、別に城陵磯には特別の連絡線がある。電話も民國二十一年に全縣各地との連絡成り、最近に至つては遠距離通話も開始せられ、貿易その他に便益少なからざるものがある。

第七節　名勝古蹟

（一）岳陽樓、西門の城樓で洞庭を瞰下し、稍や遠く艑山及び君山の湖中に浮ぶを望み、東に七里山の大古塔を控へ後方には金鶚山の聳ひ立つものがあつて頗る雄大の風景地を占めてゐる。

此樓は三國時代に吳國の大宰相であつた魯肅が建造する所で爾來屢々改築重修を經たものである。現在のものは淸の乾隆五年に改築したものと云はれてゐる。樓上の眺望は洋々たる洞庭の一大鏡面を下瞰し景緻宏闊眞に氣宇を吞むの槪がある。晴によく雨に佳く四時良からざる時はない。眞に文人墨客の一遊を試む可きの地である、されば古來幾多の詩人が曾遊の所となり、其の詩材となつた所である。唐の開元四年中書令張說が此の州に守となりし折、每に諸詩人と共に此樓に登り

詩を賦してから爾來その名著はれ、後張太守は樓北百歩に一樓を建て名づけて燕公樓といふ、たゞ今はその遺跡の見る可きものが無い。

岳陽樓はその當初の建築は制三層四面突軒で其の狀恰も十字の如く各面に溜水二つあり、今の制架樓は二層三簷高さ四丈五尺である、或はいふ魯肅が軍を閲した樓であると、三國の時より始まり南北朝の顔延之巴陵城樓に登るの詩に「淸雰霽岳陽」の句がある、又范仲淹等の有名の詩が多く頗る著名である。

(二)　洞庭洞、洞庭は禹貢の所謂九江で、江湖衆水の滙まる所岳陽はその東に在る。湖は支那第一の大湖であつて長さ六十浬、幅三十浬に及び、湖は青草湖、翁湖、赤沙湖、黃驛湖、安南湖、大通湖等の諸湖を併せて所謂洞庭の大湖を成して居るのである。夏季の候湖水漲溢する時は怒濤澎湃として龍魚躍るの壯觀を見るも、冬季水涸るゝ時は衆湖共に落水して千里一望涯なき洲汀と變じ行客をして洞庭の大を疑はしめるものがある。又た君山の如きも東北方面は殆んど其の島なるを知る能はざるに至れるも、夏季漲水の時は山脚四邊波浪の洗ふ所となる、湖中には風光絶佳の島嶼丘礁多く扁山、君山の如きは最も著名なるものである。

(三)　君山、一に湘山といふ、山上に祠があり娥皇女英の二妃を祭る、史記に「秦の始皇二十八年江に浮び湘山の祠に至り大風に遭ふ、湘山は何の神ぞと左右に問ふ、博士答へて曰く堯の女、舜の妻であると、始皇大に怒り刑徒三千人を發して湘山の樹を伐りその山を禿にす」と謂ふのは是れである。

山狀は十二螺髻の如く風景特に佳良で、方竹及び斑竹を產する、斑竹は湘君の涙點を濺いで以來生じたものとして涙竹の名がある。又た、淸朝時代には此島に產する紅茶を帝室用として年にその額を定めて貢獻せしめたものである。

（四）呂仙亭、城南三里岡阜の上に在る、呂洞賓嘗て岳陽城下を過ぎ城南古樹の陰に憩ふ、人が樹の上から下り、相揖していふ、某は山精木魅ではない幸に先生哀憐せんことをと、因て丹一粒を與へ之に贈るに詩を以



小喬の墓

てす「獨自行來獨自坐、無限世人不識我、惟有城南老樹精、分明知道神仙過」後ち亭を樹前に建て過仙亭といふ。風土記南遷錄には呂仙亭と作り、亦た舊志には過松亭に作る。清の康熙三十五年知縣孫澍、水師守備張其藴と捐修して呂仙の像を廟中に祀る、嘉慶七年又た邑人重修し、咸豐年中兵火に罹り道士李智亮捐を募つて修築した、吳敏樹の新修呂仙亭の記には、呂仙は世の傳ふる所によれば洞賓仙人であつて、一に純陽子と號し、唐末の人で、その蹤跡故事の岳州に在るものが頗る多い、蓋し嘗て三醉の詩があり故に岳陽樓にその仙像を塑し、又た城南遇老樹精の語がある、即ち此亭を作る所以であると。

（五）二喬祠、城內北門裡の廣豐倉に在る、吳の孫策嘗て皖を攻めて橋公の二女大小二喬を收む、姉大嬌は孫策自ら納め、小喬は之を周瑜に與ふ、孫策、周瑜共に軍を督して岳州に駐まる、二喬共にその夫に從つて軍旅に在り、後卒して此に葬る。今二墳あつて相連る、廟も亦二字あり何れも相連る、小喬は絕世の美人でその上に文學の才があり氣節高邁能く周瑜の志を助けたといふ、世人以て佳人才子に配するの好模

範として千古喝仰崇拜の的となつて、弔客參詣の青年男女常に絶ゆることが無い、喬氏の後裔が今尙ほその祠を守つて居る。

（六）魯肅の墓、東城舊同知署の後に在る、されど巴陵縣志はいふ、肅は巴邱に屯し此に卒したが、必ずしも死所に葬るといふのでないから後人の附會であらうといつてゐる。

（七）糜城、縣城の東三十里に在り、相傳ふ古糜子國で東西二城あり、春秋定公五年、秦は楚を救ひ吳師を敗る、吳師糜に居り楚人之を焚くとあるのは此城を指すのである。

第三卷　各縣の情勢

總　說

湖南省は前清時代に在つては府、直隸州及び直隸廳を置いて屬縣州を統轄して居つたものであるが、民國となつて諸制變革の機に舊來の府州廳を廢し總て七十五縣となし、一時湘江、衡陽、武陵、辰沅の四道を設けて之を統轄することゝしたが今は省政府の直轄となつた。湖南省の地理的の分布、風俗慣習等の點からすると、省內の四大河流域及び洞庭湖沿岸を以て自然的の區別を爲すことが便宜であり、また是迄の慣例も交通通商等の點から之に從つて居るので本書も之に準ずることにした。

第一章　湘江流域

第一節　長沙縣

一、沿革。 縣は古の三苗の地であつて春秋戰國の時には楚に屬し、秦の始皇二十六年黔中の東部を分けて長沙郡を置き湘縣を治めた。湘縣は現在の長沙縣である。漢代に臨湘と稱し、高帝の五年吳芮を封じて長沙王と爲し、國都を此地に建てた。晉の懷帝永嘉二年に始めて湘州をここに立て、隋の大業の初め湘州を改めて潭州と云ひ、臨湘縣を改めて長沙と云ふた、長沙縣の名はここに始つたのである。宋の哲宗の時、長沙九郷及び湘潭二郷を分けて善化縣を置いたが、明の洪武五年改めて長沙府と稱し、府城と縣城とを同じくした。民國が成立すると善化を併せて長沙に入れ、府を廢して縣のみを留め、革命以來長沙城附近の地を劃して市區としたがこれより市と縣は治を分つこととなつた。

二、位置及び地勢。 縣は省の中心からは東北に位し、境界は東瀏陽と境し、南は湘潭と接し、西は寧郷に隣し、北は湘陰平江に境す。尙ほ東南の一部分は醴陵に接し、西北は益陽と連なる、縣境は東西の長さ約二百里、南北の廣さ約百八十里である。

地勢。縣境は湘水の兩岸に跨がり、河東河西の二部に分れ、衡山山脈と羅霄山の餘脈の間に介在するので四境には丘陵多く起伏するが、亦た平原廣野に乏しくない。昭山、一名馬山は縣內で最も著名の山で長沙市の南六十里、湘潭縣界に在り、周の昭王がここに至つて膠舟を沈溺せしめたといふのでこの名がある。山は江に瀕して直立し、怪石奇岩多く異木繁茂す、舟其の下を過ぐるの時石竇巖脇を仰ぎ見るも登攀の途はない。洵に異景である。

三、政治區劃及び主要市鎭。 全縣の政治區劃は市區を除き十一鎭七郷に分たる。民國十九年に地方自治を準備するに當り自治分處に於て計劃を設定し、並に縣政擴大會議で通過した如く全縣を十區と爲し、第一區は原有

九峯鎭と明道鎭に屬する一、二、三、四、五、七の各甲及び六甲の大部分とである。第二區は原有の嵩山鎭を管轄す。第三區は原有の五美鄕、龍喜鄕、明道鎭に屬する八、九、十の各甲及び六甲の保淸團護佑上三團の一部の地を管轄す。第四區は原有の萬壽鄕錦繡鎭を管轄す。第五區は原有の淸泰鄕、尊陽鄕を管轄す。第六區は原有の純化鎭、大賢鎭と霞凝の萬安團を合せて管轄す。第七區は原有の臨湘鎭と霞凝鄕に屬する保和、萬福東、萬福西、日新、月盛、永安、天福、淸晏、淸吉上、淸吉中、淸吉西、鎭源街、鎭源鄕の各團を合せ管轄す。第八區は原有の新康鎭、河西鎭に屬する東南北の三區を併せたもの及び西區に屬する合志團、同仁團及び更に同德團の東北部の大部分を含んだ地域を管轄す。第九區は原有麓山鎭に屬する三、四、五、六、七、八の各區と河西鎭西區の所轄である二美團、德義團及び德西、德星、德合の各團の各々の一部の地域を管轄す。第十區は原有伏龍鎭、雲母鄕麓山鎭に屬する一二の兩區を併せた地域を管轄してゐる。其の內で榔梨市、上杉市、高橋、錦繡鎭、金井、春華市、麻林、靖港市、喬口市、白箬鋪、瀠灣市の十一ケ所が最も繁盛で、榔梨市は縣の東方明道鎭にあつて、水路が瀏陽に通じて居り、上杉市、高橋は何れも縣の東北にある。錦繡鎭、金井は縣の東北尊陽鄕にあつて陸路が平江に通じ、春華市は縣の東萬壽鄕にあつて小路が瀏陽に通じてゐる。麻林市は縣の東北にあつて純化鎭、靖港市は縣の北新口鎭にある。喬口市は同じく新口鎭にあり水路が益陽、常德に通ず。白箬鋪は縣の西、麓山鎭にあり自動車路が西、寧鄕、益陽に通ず。瀠灣市は同じく麓山鎭にあつて陸路は亦寧鄕に通じてゐる。

四、縣治及び財政。縣政府は現在は長沙市區の長治路に在るが前に行政會議の議決を經て榔梨市に移轉すべく準備中である。

財政に就ては縣の地方財産が已に縣政財政局に統制せられ全年度の收入は、經常豫算で洋銀三十二万六千四

百八十八元、其の內譯は地租項下、(甲)强制教育經費として一兩毎に三角六分、(乙)教育附加稅、一兩毎に六角六分、(丙)自治附加稅一兩毎に三角、(丁)團隊防禦費附加稅一兩毎に五元、(戊)地方附加稅、一兩毎に二角二分、(巳)農林附加稅、一兩毎に八分を徵し、印紙稅項下、(甲)教育附加稅として一角八分、(乙)地方附加稅五分、(丙 中間稅二分を徵し、屠畜稅項下、附加稅を課して年に一万四千元の收得。公益寄附金項下、各行商の交易に一元毎に三分を徵收して一年に洋銀六千元の收入を得る豫算である。

以上各種の附加稅は何れも確定した用途があつて、紊亂せず總て財政局によつて經理徵收され、分割して支出され一年の收支の調節が出來るのである。

五、教育狀況。(甲)教育經費は縣有、區有の二つに分れ、縣有のものは(一)地租附加稅一兩毎に六角六分を徵收し年收三万元。(二)印紙附加稅の總稅額百分の一で一年間に約二万四千元の收入。(三)中間稅一元毎に三分五厘づゝ徵收、一年に約七千元の收入、(四)家屋稅全額一万元として縣の教育經費は其の四分の一を占め年收二千五百元。(五)學田の歲入一年の收穫を一万一千九百石とし、控除額を減じ八割とし、一石三元としても年收約三万元。(六)學問上の費用を抽出する家屋よりの收入年額を三万元とし修理其の經費を控除すると實收約二万二千元。(七)地租の毎月の利子田地賦課毎月三分を財政局の經費とし各々半額づゝに分配し年に約一千元內外、(八)學費歲入年約五十元內外。外に又原有の統稅附加一年に約一万二千元、煙草及び酒の附加稅年約六千元であつたが現在は既に財政部の命を奉じて撤除し之を補充する途はまだ出來てゐない。

其の他教育費分配の情形は、(A)縣立第一、第二中學及び附設師範講習班、全年度預算一万八千六百元、(B)縣立小學、全年度豫算七万二千九百元、(C)長郡中學補助費六百四十八元、(D)社會教育費六千元、(E)

教育行政費九千元、（F）縣所屬の私立高小及び五美、霞凝二區に對する補助費二万四千元、（G）臨時費一万元である。

以上收支差引の不足額は一万九千元に上る、之が調達補充に就ては目下考究中である。更に區有の財源は三六地租の附加稅百分の二、教育附加金四分の三、中間稅の四割より來る。祠廟に關する集會費等の雜費は、各區同一ではないが、最近の調査では全縣の區有教育經費は、約二十万二千元で、其の支出情形は、行政費十分の一、學校經費十分の七、民衆教育經費十分の一、其の他の補助費及び臨時費が十分の一を占めてゐる。



長沙縣內自動車路

（乙）教育實施狀況。中等教育には縣立第一中學、縣立第二中學の二校がある。師範教育には縣立一中附設師範講習班二班があつて學生數百名がある。縣費で經營する小學校には高級小學十七校、總計四十四班生徒數一千三百八十名、初級小學は全縣中縣立の初級小學七百四十一校中、たゞ五百五十七校のみを經營し、生徒數二萬二千八百五十六名。私人團體の經營する小學は合計三百餘校生徒數一萬餘名である。

六、交通。粤漢鐵道は縣内を縦走し、南は大托鋪、易家灣を經て株州に至り北は霞凝橋頭驛、沙河、白水を經て湘陰に至る。長沙湘潭間の自動車路は九峯鎭を經て易家港灣に至り衡陽、寶慶に通じ、長沙市から江を渡り長沙常德への自動車路は寧鄕、益陽を經て常德桃源に達する。長沙瀏陽間は長沙から永安市を經て瀏陽に達する。水路に至つては湘水の貫流する結果汽船民船等舟楫の便は鐵路、自動車路の開けない前から縣内に多大の交通上の便を與へてゐる。

縣内の各戸集團の軍用電話は東鄕の長平線が長沙から直ちに高橋、金橋、平江等に達し、尚ほ高橋から支線を分岐し黄獅渡に至つてゐる。西鄕の長寧線は長沙から直ちに灤灣市、白箬鋪に達し、白箬鋪から分岐する支線は三汊磯に至つてゐる。電信線は長沙を中心として重要の各鎭に通じ、交通通信の上には最近面目を一新したといつて宜しい。

第二節　湘　潭　縣

一、沿革。漢代に湘南縣を置き、長沙國に屬し、三國時代に呉は太平二年衡陽郡を此地に置き兼ねて湘西建寧の三縣を設けた。宋は衡陽郡を移して湘西を治め、蕭齊は湘南を省き、梁は呉の建寧縣の地を割いて湘潭縣を置いた。湘潭縣の名は此の時に始まる。然し今の縣の地ではない、隋は湘潭、建寧を廢し湘西を改めて衡山と云ひ、唐の天寶八年復た湘西を改めて湘潭と稱へ湘潭縣治を洛口に移し、地名と縣地が始めて今日と符合することゝなつた。その以後は元、明、清を經て今日に至るも猶ほ舊制に依つてゐる。

二、位置及び境界、地勢。縣は長沙縣の南に連なり、東は瀏陽、醴陵及び攸縣と界を接し、南は衡山に連な

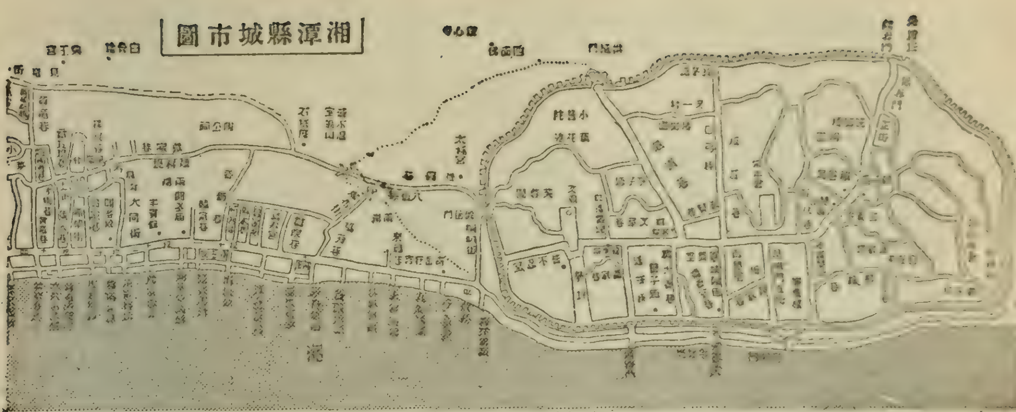
り、西は湘郷に界し北は長沙寧郷の二縣に覆はれてゐる。地勢は南に衡嶽を控へ、西は湘郷の山地に連なり、西南高く東北は低い。湘江は南より東境を經て流れ、涓水は湘水と平行して縣の中央區域を縦貫し、漣水は湘郷から來つて縣の西部を通過してゐる。三水の流域は闢けて無數の平原となり、縣城の東及び北の二方面は、皆平沃の曠野に屬してゐる。



湘潭河岸

縣內の山脈は二つあつて、南脈は衡山の祝融峯から縣境に入り、黄茅、長嶺の二驛を經て涓湘二水の間を縦走し、北端は易俗河の南境に盡きてゐる。西脈は九峯山から來て縣內に入つて隱山となり、復た分れて二脈となり、南支は辰山となり、涓水西岸の錦石に盡き北支は烏石峯となり漣水涓水の間を盤行東進し、湘河口に至つて盡きてゐる。漣水の北には更に仙女山があり、其の山脈は寧郷縣境から來て居り、縣內の諸山は仙女山を以て最大とし烏石峯を以て最高としてゐる。

三、城市概況。(1)縣城は湘江の左岸に位し、冬期に於ける汽船航行の終點に當り、人口約十萬、その繁盛は長沙に次ぎ闢いて市區となさんとの議がある位である。市街は城內城外の二部に分れ城壁は略ぼ正方形を爲し周圍六里城


湘潭縣城市圖

門六を設け東方を熙春、西方を瞻嶽、北方を拱極、南方を觀湘、通濟、西南方を生湘と云ひ、城內は湘江の交通の要路である。縣誌には明の萬曆四年知縣吳仲が土城を築き、典史張大禮が後甎を以て補ひ、崇禎年間に縣令李騰龍が甃石を重ねて增築し、淸の初に增補せるも湘水の暴漲によつて破壞され、康熙年間には復た土城を築き再び水害を受け、乾隆年間に至つて知事秦鐄の奏請によつて二萬四千金を下附され、甎造の城廓を築き、更に城を擁護する石堤を修築した。今の城がそれである。城內には官署住宅が多く商店は少ない。東部には南北の二湖がある、煙柳絲を垂れ風光畫圖のやうである。城外は商業甚だ盛んで街道は江岸に沿うて延び、連綿として十五、六里に及ぶ、略々半月形をなし十二總に分れ、東は城壁に連なり、西は瀼灣に至り北は丘陵を負ひ南は湘水を俯瞰して夜に入れば潭影燈光輝煌上下し、南京の秦淮河の風趣がある。繁盛なる市街は總の中段十三、十四、十五……十八の諸總にあつて通商の碼頭も亦ここにある。輸移入される商品には石油、洋紙、棉花、豆類及び水產物、洋品、砂糖、棉布、絹布を大宗とし、輸移出される商品は米、紙、牛皮、油類醬油、麻布、苧麻等を大宗としてゐる。凡そ甘肅、四川、雲南、貴州、廣西、廣東から移入される藥材は、先づここに集まつたものである。粵漢鐵道の開通した後は陸路による商業は漸く株州に移つた。

（2）易俗河。縣城の南二十五里にあつて湘水と涓水との會合點の東に在る。湘河口及び湘潭、衡陽間の自動車路からも左程遠くないので交通が便利で、商況は頗る佳い、人口は約四五千、交易は米を以て大宗とし、市内には米商が甚だ多い、毎年の移出額は八十萬石から百萬石以上に達してゐる。

（3）株州。縣城の東五十里の湘江東岸に位し、粤漢、株萍兩線の交叉點に當り、將來寧湘鐵道の路線も亦ここで接續することになつて居り、且つ附近は便河の湘水に注ぐ吐口に臨んでゐるので水陸交通の便を得て、商況日に月に盛んとなつて來た。殊は粤漢鐵路が開通したので其の位置の重要なるとその繁榮とは、實に河南の鄭州、河北の石家莊に劣らざるものがある。

四、物産。物産は米を以て大宗とし、全縣には耕地が約三十三萬二千餘畝あつて一年に收穫する米穀は五千九百十餘萬石に達し、産地は湘江に沿ふ一帶の花市、石潭、株州、三門、九都等であつて易俗河は則ち米の大集散市場である。之に次ぐものは綿布類であるが、縣内では「男耕女績」が自ら家風となつてゐるので土布の産額は少くない。家畜は豚が最も多く殆んど農家の主要生産をなして居り、中産の家では少くも十頭を飼育し、毎年漢口に移出されるものは無慮數十萬頭である。

製造品では油紙の傘が長江下游一帶に販出され、食料品では醬油が最も著名である、若し製法と包裝とが改良されれば更に擴張される望がある。

五、交通。（1）驛路。湘潭の驛路は北、西、南、東及び東南の五路があつて、舖數三十である。北路は省城に通じ縣城の南から湘水を渡り四舖を經て四十里で長沙縣境に入り、又た六十里即ち合計百里で省城に至る。尚ほ岳陽まで四百六十里、湖北の武昌に至る一千里が通じてゐる。西路は湘郷に通じ、縣城の西方西一區及び

西二區の地から出で七舖を經て、凡そ七十里で湘鄉縣内に入り、更に三十里、合計百里で湘鄉縣城に達し又た二百九十里、合計三百九十里で寶慶に至り、一千九百三十五里で貴州省城に至る。南路は衡山に通じ、南岸驛から道を分けて南行すれば、十三舖を經て、衡山縣界に入り、又た四十五里、合計百八十里で衡山縣城に至り、二百八十里で衡陽に達し、九百六十四里で、廣西省城に着き、一千七百里で廣東省城に至る。南路中、茶園舖から東南に通ずる一路があり、東三、東四の二區を出で、三舖を過ぎ凡そ十七里を經て合計百二十里で朱亭に至り、更に百二十里、合計二百四十里で攸縣に至る。東路は省城から醴陵に通ずる道路であつて、長沙の瀏頭舖から縣の東區に入り荷塘、株田、白關の三舖を經て醴陵の雙牌舖に出る、凡そ四十里の大路である。南岸驛から東行し東一區の株樹舖を經て六十里で株州に至り、白關舖の驛路三十里を合せて、醴陵縣界に入り、又六十里、合計百五十里で醴陵縣に達し、又た三十里で挿嶺關を出で江西省界に入り、六百六十里合計八百四十里で江西省城に至る。縣城の東から出でて北一區の灣橋樟樹嶺を經て探塘に至り、湘水を渡つて七十里で省城に達する。縣城の北から出でて北一區の響水壩、毛集井、北二區の黃峯寺、板橋を經て八十里で碑頭市に至る。縣城の西から出で北一區の懷義亭、搭嶺、北二區の稠泉、長嶺舖を經て、七十里で寧鄉の道林市に至り、更に七十里合計百四十里で寧鄉縣に至る。縣西の驛路により瓦亭子に至つて、路を分ち西一區の青橋福字山北二區の石家坊、麻塘、西二區の托家山に出で、寧鄉の三仙坳に至る。縣城の南から出でて城區の窰灣を經、河口に於て漣水を渡り南二區の雙板橋、古塘橋、南三區の射埠、錦石、鹽埠、花石、龍口、長沖を經て、百四十里で衡山の白果市に至る。窰灣にあつて路を分てば、湘河に沿うて漣水を渡り、西一區の梅林巷、炭三橋、西三區の石潭楊、泗廟を經て、文家灘に至るには八十里。更に二十里合計百里で湘鄉縣に至る。

（2）航路。湘潭の航路は城南の湘水から北方長江沿岸の各省に通ずるもので、往來する汽船は支那の招商、新鴻運、英商の怡和、日商の日清の各汽船で、船の大なるものは漢口、沙市、沅江、常德等に往來し、毎日一二回である。船の小なるものは專ら長沙湘潭間を走り、毎日早朝から正午にかけて三回に分けて就航し、汽船は五六隻を用ゐて南は衡陽、永州の各縣に通じ、水の深い時には中型汽船が衡州迄溯航することが出來る。但だ平時は株州淥口易俗市等に毎日中型汽船の航行するものがあるのみ。帆船には吊鈎、杉篙通杆、小撥の如き種々の民船が南は廣東、廣西に通じ北は北部湖南及び湖北に航する。又た縣西の漣水下流には、小汽船を石潭に至るまで通ずることが出來、河流を溯航して西航すると湘鄉全縣を貫き、上は安化の橋頭河、邵陽の紅田寺に通ずることも出來る。縣南の涓水は溯航して南航すれば衡山の白果市に通ずる。湘東の淥水は流れを溯つて東航し醴陵に出で江西の萍鄉に達する、湘潭縣の河道は大抵水流が平緩で礁石湍急の險が少ない。



湘潭縣內湘江の自動車渡し

（3）鐵路。粤漢線は北は長沙に走り武昌、漢口に通じ、南は株州、淥口、衡陽を經て廣東に達し更に株州

から株萍鐵路によつて萍鄉に通ずる。

（4）自動車路。湘潭の自動車路は民國十一年に開設せられ省城の南方から出で鐵路に沿ふて南進し縣内昭峽舖に至つて東一區の舊驛路に沿ひ、高峯塔を經て東進し、總市對岸の泥灣に至り、湘水を隔てて直ちに西路に接し、十八總の唐興橋の傍から起つて西行し、舊驛路は時々洪水に侵害せられる處があるので改めて山麓に沿うて開設し、西一區の姜畬市の後方及び西二區の雲湖橋の後方を經て、西湘鄉に出づるもので、此の路綫は縣内を横斷し長さ百十里、是を長寶公路となす、即ち湘黔路の一段である。湘粤綫の衡潭路も亦た既に竣工開通した。

（5）郵便。湘潭の郵政は光緒二十五年に創設せられ二等支局を設けられた。湘潭郵便局は、もと十四總正街に置かれたのだが今は十五總に移つた。城内及び窰灣の各處には一樣に分處を置き、鄉區の易家灣、株州、鑿石、三門塗、田朱亭、易俗河、馬家河、古塘橋、雙板橋、射埠、錦石、鵬埠、花石、姜畬、石潭等には何れも郵便收配所が設けられてゐる。

（6）電報。湘潭の電執取扱は光緒二十六年に創められ、もとは分局が城内の黎家祠に建てられてゐたが、民國初年に至つて十六總後方の韓家倉に移轉された、電報の通ずる處、北は省城に至り、遠くは北京、漢口にも及んでゐる。電柱綫は縣東部の間道により北一區の灣橋、樟樹嶺を經て探塘にあつて湘水を渡る、南は衡陽零陵に通じ、遠くは廣東廣西に及んでゐる。電綫は河口渡から漣水を渡り、易俗河から涓水を渡り、以南は縣南方の驛路に沿ひ、南一區の茶園舖、東三區の黃茅驛を經て、界牌關から縣境を出で湘鄉に通じ、遠く雲南貴州に及ぶ。電信綫は縣西方の驛路に沿ひ、西一區の姜畬、西二區の雲湖橋を經て、馬托舖より縣境を出る。

（7）電話、湘潭の電話は民國三年に設けられ、局を十六總の後方荼竹街に設けらる。省城との通話も誤謬がなく僅かの時間で行はれる、民國十八年地方戸團局では團體の指揮に便ならしめるため廣く經費を集めて、鄉區電話を架設し已に通話せるものに東三、南一、西一、北一等の區があり、其の他の各區も亦正に積極的に架設中である。

六、鑛産。 縣內の鑛產物には石灰岩最も多く、東一區の馬家河、東二區の雷打石、麥子石、南二區の崩坑灣荷塘灣、西三區の石潭、四區の南塘、西一區の柏木冲は何れも石灰を產するので有名である。この外東三區の譚家山には石炭の產出があり、北一區の傳仙峰一帶には滿俺及び鐵の鑛石がある。東一區の湘水東岸には石膏を產す。たゞ資本の缺乏と土法を以て採用して居るので利益は甚だ僅微である。ここに全縣の鑛產統計を見るに、石灰鑛百一ケ所每月の產額十一萬九千百八十二石。石炭坑十二ケ所、每月の產額九萬八千百二十石、滿俺鑛二ケ所每月の產額四萬一千二百石。石膏鑛三ケ所每月の產額二千三百石である。以上の各鑛の鑛夫は總計四千九百餘人である。

七、財政狀況。 全縣の地租は每年の貢銀三萬六千七十八兩餘であつて、三六掛けを以てすれば每年正稅として洋銀十三萬四百二十一元を徵收することが出來る。若し財政上當分の收入支出の兩部分に就いて云ふとすれば歲入の經常部に屬するものには一年に地租の附加稅約三十萬一千九百餘元、印紙稅附加一萬四千七百餘元、屠畜稅九千四百餘元、雜種の稅金寄附金七萬四百餘元、縣地方財產よりの收入九萬八千三百餘元、縣の地方雜稅收入一萬六千三百餘元、補助費一萬七千餘元、收入合計約四十二萬八千三百餘元である。歲出の經常部に屬するものは一年に黨務費三萬七百餘元、行政費二萬五千元、公安費十四萬八百餘元、財務費八千四百餘元、敎育

費十二萬一千八百餘元、農鑛費八千五百餘元、商工費一萬四千七百餘元、救恤費四萬三千七百餘元であつて、支出合計約三十九萬三千九百餘元である。この外臨時支出に屬するもの約十萬元内外を要し、收支を比較すれば實に不足を生ずる狀勢にある。

八、社會事狀。社會經濟は連年廣西派及び赤匪の蹂躙に因り、商業衰れ金融も甚しくは活潑でなく、人民の生活は困難を感ぜしめるに至つた。但し風俗儉樸習慣惡からず民衆の治安はよく維持されてゐる。現在工商同業公會の成立せるもの四十三、職業公會の已に成立せるもの四、社會團體の已に成立せるもの五、皆頒布された各種の法規を遵守し合法的な活動をしてゐる。

九、名勝古蹟。楊梅洲は縣城の南江中にあつて元の樊元圃はここに讀書し「有客歸來新作主、鈎魚灣畔是生涯」の句がある。昭山は周の昭王の南征してここに至つたので著名である。山の南に石穴があつて蛟龍が其の中に匿れてゐると傳へられ。晉の許遜は之を逐ふて此處に至る、因つて廟を立てたと云ふ。昭潭は卽ち山の下にあつて河底がないと稱せられ「昭潭底なく橘洲浮ぶ」の語がある。或は湘州潭とも稱せられ古名の潭州はここから出た。

雙璧坊は湘潭縣城の二湖の傍にある、湖水にはもと習家園があり、明の詹事、習經祖の舊宅であつたが、後に妓廬となり、淸の嘉慶年間に妓賈が二女を得た、何れも艷慧絶類であつた、妓戶の門を入ると女は之を感知し深夜湖水に赴いて溺死し、翌日屍が浮んだが却つて優雅な姿となり、縣宰が檢視して貞烈として旌表した。但だ其の姓名鄕里が知られぬのでここに雙璧塚と題し、坊門に題して雙璧無瑕と署した。當時の詩人は盛んに之を詠じて賞讃した。

岸花亭は縣城の觀湘門外にあつて明の縣令包鴻逵の建てたもので、杜甫の詩の「岸花飛送客」の句意を取つて之に名づけ築山を配して潭邑の形勝をなす、かつて淸の時代に改めて文昌閣となし、民國に至つて舊に復した。

楚山觀は相傳へて晋代に作られたとし、元の末に至つて兵火に燬かれ、明の洪武の初め太寺觀に詔し、其の陶公の舊跡に重ねて修築したと云ふ。其の傍は柳絲巷であつて柳道人の丹を練りし所と傳へ。又た其の傍は學營の舊址であつて宋の李縣丞の墓はここにある。

黃葉亭は湘潭縣城の西壺山一名陶山の上にあつて舊時作る所は僅かに其の一を存するのみ、之を黃葉と名づくるは蓋し韋超の詩の「湘潭一黃葉」の句を取りしものである。山の下には唐興寺があり内に水閣湘亭がある。唐の杜荀鶴、宋の張南軒皆詩を賦してゐる、寺の傍に知儼の石塔があつて唐の劉禹錫の銘がある。

老萊子の墓は縣境東一區の宋家橋にある。老萊子は周楚の賢人であり、兩親に孝行であつて年七十で猶ほ綵衣を着け、童子の戲れをなして其の親を娛しませたと云ふ。蒙山の下に耕やしてゐたが、楚王は其の賢を聞き禮を以て之を招いだが、萊子は其の妻と偕に江南に隱れた。

分袂亭は元と株州の資福寺内にあつたが、今は改めて城隍廟の後方に建てられた。宋の朱子と張南軒とはこゝで袂別し、南軒が歿すると朱子は文を作つて之を祭り中に「解袂株州」の句がある、謝一魯は因つて之を取つて亭を建て元の歐陽玄は額に題して居る。

懷杜岩は縣境東二區の鑿石浦にある、杜子美の詩に「宿鑿石浦」と云ふのがあり、米元章は其の地に題して「懷杜岩」と云ひ景仰の志を表はした。米の書は頗る世間に重んぜられ爭ふて之を寫し求めた。

第三節 湘陰縣

一、沿革。春秋には楚の羅汭の地であつて漢代羅縣を置き長沙國に屬せしめたが、南朝の宋に始めて湘陰縣を分置し湘東郡に屬せしめた。齊は長沙郡に屬せしめ、梁は又岳陽縣及び羅州を分置し、倶に岳陽郡に屬せしめた。陳は羅州を廢し、隋の大業三年湘陰を廢して岳陽に入れ改めて玉州を置き、次で岳陽を湘陰と改名した、

二、區劃。全縣はもと三十六鄕に分れ、最近已に分割して十自治區となした。各區の管轄鄕名を表示すると、第一區は城區、附城、雲靜、第二區は道林、文家、忠義。第三區は高坊、中明、白水、三神。第四區は熱塘源塘、清溪。第五區は武昌、新市、黄谷、歸上、歸中。第六區は顯慶、武穆。第七區は長樂、大荊、滸田。第八區は穆屯、桃林、九苞、歸下、祗上、祗下。第九區は和豐、白馬、仁和、文洲、臨泚、臨泚上。第十區は錫安。

三、位置及び地勢。縣は省內の東北部に在り、長沙縣の北に位す。境界は東中江縣に接し南長沙縣と連り、西部は益陽、沅江の二縣と鄰し、北は洞庭湖及び岳陽縣に接してゐる。

地勢、縣內は湘江下流の地域に當り、四境平曠河川は交錯して流れてゐる、たゞ東南一帶の幕阜山脈の餘勢を受けてゐる箇所は、地勢稍や高く汨水は東方より西流して湘水に入り舟車四達して農産豐饒の區域である。

四、城市概況。縣城は湘江の東岸に位し周圍四五里許り、城門は六ケ所にある。東を挹清、東南を文星、南を通津、西南を來薰、西を望湘、西北を廣儲、北を鎭朔と云ふ。文星門外は南關と云ひ、鎭朔門外を北關と云ふ。商業は已に長沙、岳州に奪はれ、粤漢鐵道は縣內中央東部を貫通するも、縣城を離るゝこと汨羅驛まで六

十里あり、縣城は僅かに湘水を上下する船舶の寄港地に過ぎないため商業は振はない、人口は約一萬餘ある。

新市は縣の東北七十五里の汨水の南岸にあつて、本縣最大の市鎭である、其の人煙の稠密なると商況の盛んなのとは汨羅江流域中に於て屈指である。新市の商品は魚米を大宗とし、人口は約五六千である。

五、教育概況。 全縣を合せると初等小學が八百餘校、中學校には縣立中學及び私立汨羅中學の二校がある、又民衆學校七十四ヶ所、民衆圖書館一ヶ所、縣の教育經費は歲入約六萬三千三百八十七元、區の教育經費は歲入約十六萬五千四百二十二元、合計約二十二萬八千八百九元である。

六、財政狀況。 連年の天災匪禍で活氣は大いに哀へ、縣の財政は已に破產に瀕し、二十年度の歲入は地租稅印紙稅、附加稅、山林地稅、家屋稅等を合計し洋銀十七萬四千二百八十六元、支出は黨政團隊の經費臨時の各經費を合計して洋銀二十萬三百十九元を要し、收支を差引けば實に不足額多大である。

七、物產。 縣は湘水、汨水、洞庭の會合する所に在つて土地肥沃で到る所皆良田美野である。故に稻米の產出は甚だ多い、その他茶葉、茶油、苧麻、桐油、甘蔗、甘藷、南竹、麻布、爆竹等を產出する。

八、古蹟名勝。(一)河泊潭、即ち屈潭であつて、俗に一字哨と名づけ、縣の北六十里にある。山水明淨常處と異なり、岸側の盤跡には屈原乘馬の馬蹄の跡が今尙ほ殘つてゐる。屈原が江に投じた日白馬に乘つて來たと相傳へて居る。潭前は卽ち沉砂港で後に屈子の廟が土丘上に建てられ北に面してゐる。廟宇は三ヶ所あつて中央が正殿で、三閭大夫を祀つてゐる。戲臺に對して華麗の殿堂である。後方に花園があり亦頗る幽雅である、屈原の墓は廟の北二三十里にあつて凡て二十四ヶ所の塚がある。老父のいふ所に據れば屈原の死後若干日を經て始めて人に發見せられ、今日一冠を得れば明日一履を得、後日更に一手一足或は其の身の一部分を得て俱に

一一別個にここに葬つたと云ふ、之が二十四塚の由來である。



湘陰の寶塔

（二）黃陵廟二妃の墓。湘江の東畔にあつて今の縣城の北、營田の地で、湖南通志、典禮志、地理志及び湘陰縣志を考察し、更に水經注、一統志、通典、後漢書、括地志、元和志、唐會要、舊五代史等を繙くに二妃の墓は、唐堯の二女虞舜の二妃であると詳かに記され、舜帝が南巡蒼梧に崩じたので、湘江に身を投じて溺死し、住民が墓を立て祠を黃水の側に建てたと云ふのが黃陵廟の由來である、漢代に荊州の劉表石に刻み碑を廟中に建て、晉の太康七年改めて碑額に題し、唐の元和十五年國子生韓愈は、刺史王湛に託して其の廟を新たにし、長慶元年復た刺史張瑜に託して其の碑を刻み、唐の天佑二年加封して懿節廟と云ひ。晉の天福二年又加封して照烈廟と稱ひ、宋の元佑六年邑令王定民自ら笙竹驛より虞帝の像を遷して合祀した。明の崇禎六年勅を奉じて重ねて修築し、清の康熙以後に及んでは、縣令蒲易藩、羅士修、營田の巡檢陳承賢等が代る代るに修復し、先儒唐の杜甫、韓愈、劉禹錫、李賀、高駢、李羣玉、羅隱、許渾、宋の陸士規、楊萬里、金の元好問、元の胡天游、明の楊一鵬の碑及び清の名士の題詠は甚だ多く、墓は石造で崇嚴である、漢代の磚瓦、歷朝の碑碣蕭々たる斑

竹、今に至るも猶存續してゐる。廟は凡そ上下十六楹、中央に虞帝の神像を祀り、二妃を配偶し、兩側には關帝に關する諸佛を分祀し、崇殿傑閣蔚然たる大觀である。淸の康熙六年勅して祀典を頒つ。湖南通志に載せたる所に據れば歷朝の祭期は六月十四日に擧行され、禮儀備載縣志に著はして令典となす。縣志に云ふ所の古來より流傳せる最古の古蹟としてゐるのは誠に虛言ではない。民國二十年の洪水が災害をなし慘禍は廟宇に及び悉く波浪に付せられ、墓道は竟に亂石となり、垣は毀たれ瓦は破れ、蔓草荒煙依つて其の地を過ぐる者は之が爲に慨歎せざるはなく、近年縣中の人士倶に修復を議し既に縣政府の第三次行政會議によつて資を募り起工することとなつた。

第四節　平　江　縣

一、沿革。 縣は古の羅子の國に屬し、漢代には羅縣の地であつた。後漢には漢昌縣が分置され、三國の吳には改めて吳昌と云ひ、長沙郡に屬し、隋代には省かれて羅縣に入る、唐の初には又省かれて湘陰に編入さる、神龍三年の後湘陰を分つて昌江縣を置き、五代の唐に李國昌の諱を避けて改めて平江と稱した。昌水は楊梅江口四十五里の地に至つて水平らかに灘がないので平江と名づけられ、又た昌水は屈曲して「昌」の字の如くであるから昌江と名づけられたと云ふ。

陳肅君の「平江調査記」には平江の族姓最大なるものたゞ李、凌、張、鍾、陳のみで何れも江西、湖北から遷つて來たものである。相傳ふるに明の末、淸の初期にあつて流寇張献忠この境を過ぐるに平江の民團四十八寨、匪を防ぎ張に攻め破られたるもの四十七寨、本縣の人民殺戮せられて殆んど盡き、たゞ北鄕瀧水の嶠岩寨

は未だ攻め破られず保全せられた人民少なくない、そして寨内に遺留せられたる余、許、柳、卜の四姓は乃ち本縣の籍に係る。密岩寨は高さ五十餘丈、形勢險要にして前後の二岩は、岩内の縱横の寛さ三丈、岩前に罫卦山、香爐山があり、岩山には唐の張睢陽の廟がある。土人の言に據れば張獻忠の寨を攻めた時、睢陽靈を顯はし草鞋を城下に投ずるに魚と化したる異事があり、敵人遂に圍を解いて去り、今に至るも僅かに香火猶ほ盛んなるのみならず、梅仙の各處の如き多く張睢陽の廟を立つるはこれによるのであると記載されてある。

二、位置及び地勢。位置境界、縣は省の東北隅に位し、湖北、江西兩省との接壤地である。東は江西省、銅鼓、修水二縣に隣し、南は瀏陽、長沙の二縣に連なり、西は湘陰縣と界し、北は湖北省通城縣と岳陽縣に接してゐる。

地勢、縣は汨羅の長流に跨り、幕阜の主脈に據り、地勢は東北から西南には山嶺重疊、村道は崎嶇として嶮きに匪徒の潛伏する所となつた。古誌の所謂「左は連雲を拱し、右は幕阜峙ち、汨水其の南を繞り、昌江その北を流れ萬峯千澗、縈懷擁抱の形は舞鶴の如く勢は蜈蚣の如し」といふのが是である。

三、政治區劃。本縣の面積百八十平方里、是まで一等縣であつたが、交通の不便によつて二等縣に列せらるゝに至つた。全縣の行政區分は十七區、學區を八區に分け、區以下を段に分け段に段長を設く、全縣の段數は二百八十二である。

四、城市概況。縣城には原と城廓があり汨水の北曲即ち昌水の東南にあつて周圍千二百十五丈、城門七ヶ所を設けて居つたが今は廢せられ、汨水の上は帆檣林立し、四圍は皆山であつて、北は通城に走り、西北は岳陽に通じ、西南は長沙に達し、軍事商業上頗る要衝を占めてゐる。市街は十字形に作られ、其の東西に走るもの

を長街と云ひ、三段に分れて西段は縣政府のある所で、商況寂寞としてゐるが、中段は商業繁盛で絹布、雜貨等の店は多くここに集まり、東段は手工藝品の店が多く、南街には茶樓酒館が多い、二等郵便局、縣立女子師範學校、福音堂、天主堂及び醫院がある。

縣政府はもと啓明學校の前、卽ち現在の監獄署前にあつて、鼓樓があり、宋の時王旦宰の建てたものであつたが、民國になつて現在の中西街の構內に遷された。規模は壯觀とは云へぬが他の二等縣の公署に比較すれば頗る宏大である。

著名なる市鎭。東鄕には長壽市、嘉義市、獻鐘市、三眼橋があり、南鄕には思村市、安定市、長田市があり、西鄕には張家市、甕江市、浯口市、伍公市があり、北鄕には梅仙市、南江市、虹橋市、童家坪がある。

五、物產。農產には茶、麻、油紙、白靑、大布、煙草、藍等があり、紅茶は長壽市、嘉義市を以て集散地とする、往年茶業の盛んな時には每年の移出額數十萬元に達した。製紙業は東南鄕の徐莘、張家等洞及び思村一帶が最も盛んで附近には紙槽が甚だ多く、嘉義市、獻鐘市から移出され長沙、漢口等で消費される。土布、煙草も亦長壽市等に產し、茶油は北鄕の產出が最も多く、藍は西鄕に產する。たゞ食糧は尙縣內の需要に不足し供給を他縣に仰ぐもの總額の三分の一である。雜穀には甘藷、蕎麥、高粱等があり、主食物の補助品である。鑛產には則ち黃金洞の金鑛が極めて著名で、前淸時代開採經費の充足して居つた時には每月よく金四百餘兩を產し、財人鑛夫二千餘人を養ふことが出來たといふ。

六、交通。陸路(1)長平自動車路、縣城から硃沙坳に出で、高橋を經て長沙に通ずる。(2)平汨路、縣城の西から浯口市、伍公市を經て湘陰縣の粵漢鐵路に沿ふて汨羅驛に至る。(3)平修路、縣城から長壽、龍門を經

て修水に至る。(4)平瀏路、縣城から安定市、長田市を經て瀏陽の社港市に至る。(5)平通路、縣城から南江を經て湖北の通城に至る。

水路(1)汨水、龍門廠に水源を發し長壽市、嘉義、獻鐘縣城浯口を經て湘陰に至り、再び磊石口から出でゝ湘江流域に入るもので、春夏水量增大せる時に當つては、東南鄕の主産物は何れも之によつて運輸移出され、帆船の多くは二百石以上を積載することが出來る。(2)昌水、南江市に水源を發し、楊梅江から湘水に入り、春夏の候水量が增大すれば、亦貨物を搭載した小帆船、木筏を航行させることが出來、北鄕の生産品は多く之によつて移出される。

七、名勝古蹟。縣城の啓明學校はもと縣公署であつて、廣く花木を植ゑ、碑碣の記載甚だ多く、清の乾隆帝の宸筆に成る詩幅を石に彫つたものがあり、亭及び花木は已に匪賊に燬かれたが、現在は僅かに一本の槐抱榆が存在するのみであるが綠陰密に覆ひ偉觀である。この槐樹は宋代の王文貞が知縣であつた時手づから植ゑたものと傳へられ、其の樹身は年を經て空洞をなし、又一樹の榆を傍に生じたが兩木は相接して一本となつた。平江人は石に刻んで之を名づけて「槐抱榆」と云ふ、碑には宋王貞公が此の地に宰たりし時手づから植ゑしものと誌されてゐる。又鼓樓の上に銅壺滴漏の古物があつたが、前淸の時何者かに盜み去られた。

北門坳の背井泉。水甘淸で長沙の白沙井泉に劣らない、碑記に傳へられたものによると、全城の飲料水は多くこゝから取るので、常に汲み取るものが瀕々として絕えない。魯肅山、東門から城を出た對岸に在る、三國の時魯肅がかつてこゝに兵を駐めたと傳へられ、山の形は蓮の葉に似て草木なく、現時の用兵にも亦要衝の地である。長壽市は東鄕にある、前代に老人の年齡百餘歲に達したものがあり、長壽牌坊を建てたので市に名づ

けられたと聞いてゐる。

幕阜山、北鄕に在る、靑竹掃臺は石の臺上に靑竹の下方に垂れたものがあつて風の臺上に吹き來る每に微塵と雖も盡く淸掃されるといふ。遊客のこゝに至るものは休息に供せらるべき所である。別に石田が三畝ばかりあるのも亦頗る奇特なものである。

濯水寨岩寨は險峻奇異登臨の樂に資するに足る、西鄕には則ち湖源山があり、山頂に至れば洞庭湖を望むことが出來る。

昌江八景は人によく知られてゐるが、其の景名を完全に知るものは頗る少ない、これを列記すると、(一)碧潭秋月、是れは坪上に於ける中秋の觀月は月光潭水、水光碧色確かに勝景である。(二)秀野春光、是れは北門の畫橋の外にある。(三)九曲名池は西門外にあつて池水廻環し勢九曲をなしてゐる。(四)三峯疊嶂は東鄕の黃金洞內にある。(五)幕阜丹崖は幕阜山にあつて一ケ所の岩石が紅色をなしてゐるので此の名を得た。(六)連雲翠壁は該山の一面が春夏の交に至れば草木の靑葱が反映して壁內に入るので綠色を帶びゐ。(七)梧桐夜雨は北鄕の團山鋪附近にある。(八)桃洞朝霞は三墩上の桃花洞にある。

八、民性風俗。 古老の言に據ると三十年前迄は平江の風俗は淳樸で現在とは天淵の別があつたと。婚禮嫁娶は他縣と大體は同じだが多少異なつた所もある。嫁入道具は婚禮の日新婦が出發する際に共に携帶することゝなつて居り、先に夫家に送ることはない、また新婦の乘つた轎子は途中何人でも停止を命じ簾を開けて見ることが出來、夫家に至れば先づ式場に至つて杯を交はし、再び服裝を換へて祖廟に禮拜し、舅姑及び親戚友人に面會する。里歸りをするのも亦期日が定まつてはゐない。最近は結婚にも亦た稀れに新式を用ふるものがあ

る。結婚の年齢は普通男女倶に十八歳以上である。兒童を有ちながら媳を養育するものも亦多い。

喪禮は各縣と同じい、たゞ特に多く道士を用ひ、若し喪家に弔慰に來る者があれば、家人は門を出て大門に至り土に跪いて之を迎へる。喪禮の冠には多く尖角の風帽樣のものを用ひるのと、直繫孝布のものとあつて同一ではない。

纏足は三十歳以下の女子には無くなつた。剪髪の風も盛んで三十歳以上の老婦も髪を蓄ふものは多くない。男子で辮髪をするものはない、全縣の宗教信仰は佛教が多く、耶蘇教天主教を信ずるものは千分の一に及ばない。人民には迷信が多く、各鄕で神を迎へて會を開き、香を燒くもの等は至る處で行はれて居る。決鬪することは餘り行はれぬが、たゞ訴訟を起し互に相攻擊することを好むの風がある。

第五節　瀏陽縣

一、沿革。漢代には臨湘縣の地に屬し、三國には吳に隷し、瀏陽侯國を置いた。南宋の始め「瀏」を改めて「瀏」とした。隋代には之を廢して長沙に合せ、唐の中宗の景龍二年改めて瀏陽縣を置き、潭州に屬せしめた。五代の楚王馬殷は武安軍節度使として潭州に據り、楚國と稱し、潭州を改めて長沙府となした。周の廣順元年長沙瀏陽は南唐に入り、次で周行逢の據る所となつたが縣は改まらなかつた。宋は潭州を復し長沙郡を荊湖南路安撫司に屬せしめ、縣は郡に隷屬した。元の至元年間行省を立てゝ郡を改めて長沙路とし、縣は路に隷屬したが、湖南行省、湖南道宣慰司に屬することゝなつた。元の貞元年間には瀏陽の戸口が一萬を超過したので中州に昇せ、天歷二年潭州を改めて天臨路となし、州は猶之に屬したが、明は路を改めて潭州府とした、洪武二

年瀏陽州を改めて縣とし、五年には更に潭州を長沙府となし、湖廣布政使司に屬せしめ、縣は府に隷屬した。清は明の制度に因り、康熙三年湖南布政使司を分置したが、縣は猶長沙府に屬した。民國が創始されると府を廢され縣は湘江道に屬したが、民國十一年本省が自治を宣言し省憲が成立すると道制は消滅し、今は省に直屬してゐる。

二、疆域及び區劃。 縣は省の東北江西省の接續地に在り、東は江西省の義寧、東南は萬載、宜春及び萍鄉に續き、南は醴陵、西南は湘潭の西方に連なり、西北は長沙、湘陰に接し、北は平江に界してゐる、東西の廣さ百〇五里南北の幅百三十六里、全縣の面積は約一萬四千二百八十平方里である。全縣は五區二十一鎭に分れ、東區は上東、達滸、張坊、永和、古港、高平の六鎭を管轄し、南區は文市、金剛、大瑤、風林の四鎭を、西區は振西、普安、沖和の三鎭を、北區は永安、仝吉、綏和、沙市、蓬溪、北盛、蕉溪の七鎭を管轄してゐる、中區は境域が狹小であるので定めて中立鎭とした。民國十九年地方自治を準備するに當り全境を十區となした。卽ち中立鎭を以て第一區、古港高平を第二區、楓林大瑤を第三區、沖和及び普安の一部を第四區、蕉溪、北盛、永安を第五區、仝吉綏和沙市蓬を第六區、達滸永和を第七區、張坊上東を第八區、文市金剛を第九區、振西及び普安の一部を第十區とした。

三、地勢。 縣內は萬山の中に位し、峯巒錯雜して平原を見ること少なく、就中最大の平原も亦三四十里に過ぎない。その主要なる山水を摘記すれば、

巨湖山、一に大湖山と名づけ、縣城の西關外にある。名勝志には大湖山は瀏陽にあり三峯鼎峙し中に巨湖あり、其の深さ測るべからずと載せてある。大圍山は縣城の東北百五十里にあつて袁山々脈から來り岡轡環繞

し、江西の修水、銅鼓、宜春の縣境に盤接してゐる。道吾山は縣城の北十里にあつて、東西に環立して屏風の如く、内に龍湫があり、湫より上には平地が數十畝ある、蕉溪嶺は縣の北二十里にあり峻崖陡峭瀏西交通の要衝である。

瀏水は水源が二ケ所あつて、北を大溪、南を小溪と云ひ、皆大圍山から出てゐる。大溪と小溪とは雙江口に至つて合流する。二水既に合し、濟川を過ぎ縣城の南を繞り韓家港、青草港を過ぎて龍虎潭となり、官渡港を過ぎ鹽米洲を經て榎沖市に至り、白洋港を過ぎて又西北に流れて魁山潭となり、蒜州を經て大水市に至り陽家港を過ぎて又西流して普蹟に至り、瀠波港を過ぎて鎭頭市に達し、百嘉山の西北を經て渡頭市の西に於て始めて瀏陽縣境を出で、西長沙縣境に入り、長沙市北方の新河口に至つて湘水に注ぐ。

南川、水源は萬栽縣境の金鐘湖に出で改江に至つて小潤水を合せ、縣内を經て西流し、鐵嶺關水を受けて槐水瑕に至り更に西流し、江口を過ぎて醴陵縣境に入り再び綠水を合せ綠口に至つて湘水に注ぐ。

北川、水源は縣内北方の石桂峯下桐坑に出で鐘鳴潭となつて西北に流れ、後ち西流して決彌江、伍家渡を過ぎて虎獅口となり、永安市に至つて西北に流れて長沙縣境に入り、撈刀河となる、更に三汉磯の對岸に至つて湘水に注ぐ。

四、城市概況。 縣城は縣内の中央に位し僅かに土城の存するのみで周圍約六百五十二丈、年久しく頽壞してゐる。城門は五ケ所で、四面に山を環らし下は淮水に臨み、城内の街巷交錯し商業頗る繁盛である、昇平街一帶は其の中心地で、南方淮水に瀕する所は河街で橋を渡り淮水を逾えて南方に進めば、南市街となり、北門外に出ると高處に天后宮がある、之に登ると全城を俯瞰することが出來る。

縣城の外には東郷の小和市、南郷の金剛頭、西郷の普蹟市、北郷の永安市等あり、何れも商業が甚だ盛んである。鎭頭市、棖沖が之に次ぎ、社港市、北盛、沙市、達滸、張坊等又之に次ぐ、近年は多く共匪土賊に焼き拂はれ損害が甚だ多大であるが現下恢復途上にある。

五、物產。農產物は米を主とし、其の他麻、高粱、甘藷、果實、茶油も亦た多い、東郷の紙、南郷の爆竹西郷の麻布、北郷の綿布は工藝品の大宗である。麻布、爆竹も内外に販出され豆豉も亦著名な產物である。本縣の商人は長沙、漢口、新堤、上海、廈門、廣州、煙台等の港市に皆分店を設け營業の收益は頗る多い。鑛產には南郷の石炭及び各地に石灰岩があり、東郷の永和市（縣城の東北六十里）に產する菊花石は花紋奇異石質細膩で各種の篆刻に供することが出來、世界的の特產品である。

六、交通。（A）陸上の大路、東は古港、達滸、東門市を經て、直ちに江西の銅鼓縣に達し、東南は大港、永和市、張坊を經て直ちに萬載に達する。南は楓林鋪、大瑤鋪、金剛頭を經て醴陵に通じ、又楓林鋪から文家市を經て宜春に達する。西南は棖市、普蹟を經て株萍鐵路によつて湘潭に達し。西北は蕉溪、永安市を經て長沙に至り、北は蕉溪、洞庭灘、杖港市を經て平江に達する。

（B）水路。瀏水は上流から河口まで何れも舟楫の便があり、長沙等の港埠に達し。淥水も亦た醴陵を經て舟を泛べて省城に達することが出來る。東路の爆竹と麻布は多く之によつて各地に輸送される。

（C）電綫。西は長沙に通じ、北は平江に連なり、南は醴陵に達し、縣城から各主要市鎭に至る間は多くは已に電話が架設され軍用に供せられてゐる。

（D）自動車路。瀏長自動車路（長沙より縣城に至る）は既に起工修築を經て開通した。

七、古蹟。飛鷄亭は縣署二堂の右にあつて、宋の縣令楊時が建造し、自ら額に題したが年を經て廢れ、後明の知縣蘇志皐が其の亭を新築し、後に之も廢されたが、今の署の西方には尚「飛鷄亭」の額が殘つてゐる。歸鴻閣は是も宋の楊時の建てたもので縣署の二門外にあり、楊自ら圖面に之を記載したが今は縣志閣の記に之が殘つてゐる。

狀元洲、是にはもと平政橋が架せられ十三の支柱があり。明の永樂の時一僧が貲を募つて建造したものと傳へられ、後朽廢して僅かに一支柱のみを殘し、人は之を呼んで老橋墩と云つた。清の嘉慶十八年歐陽方が自費を投じて支柱一個を建て、義を好むものと倶にするの意を表はした。今は以前の支柱が既に湮沒し新支柱のみ尚存續してゐる。六字崖は縣の北方石夾尖にあつて高さ百餘丈、古殿があり、崖間に「三千年五百劫」の六字を大書し俗に仙人の爪で描いたものとしてゐる。

柴進士鐘。是れは縣城の迎佛寺にあつて風雨に曝されたが、色は尚未だ變はらない。上面に「宋紹定辛卯進士柴從龍募製」と刻られてゐる、現在寺は改められ女學校の敷地となつた。

第六節　醴陵縣

一、沿革。醴陵は醴泉によつてその名が出てゐる、名勝志に縣の北に陵ありて陵下に井あり湧泉醴の如く、因つて名を得た。今は北門外の姜嶺の下に醴泉井がある。漢の初に侯國を置き、後漢に至つて始めて縣を立て長沙郡に屬せしめた。隋は長沙縣に倂合し唐の武德四年復之を置き、潭州に屬せしめた。宋、元、明、清を經て猶ほ舊に據る、別に淥江と稱するのは、縣內に淥水があるからである。

二、位置及び疆界。 縣は本省の東部に位し、東は江西の萍鄕に連なり南は攸縣に界し、北は瀏陽に連なり、西は湘潭に接してゐる。縣內は東西及び南北各々約二十里あつて全縣の面積は約一千六百九十平方里である。



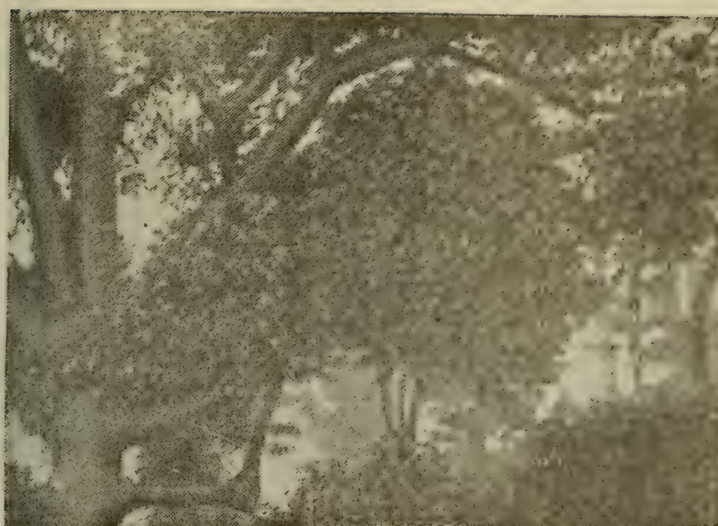
淥江橋

三、區劃。 縣內はもと縣城、東西南北の四鄕に分ち鄕以下は三十三都に分ち又た百八境に分れてゐる。境地の大小は同一でない。境以下は或は段、爪、社、團、甲、月等に分ち、名稱も各々同一ではない。今は都の名稱が久しく廢れ、たゞ地租にのみ尙都の名稱を用ひてゐる。民國となつて全縣を十五自治區に分ち、縣城を一區、東西、兩鄕は各々三區、南、北の兩鄕は各々四區とし、境名も亦時に分合改變があつた。十五年二月縣政府は各區境の名稱を新規定に從つて十五區に分つて四城百三十一境とした。

四、地勢。 縣內の東、北、南の三面は、羅霄山脈の余脈が盤屈する所で、最高の峯は三千餘尺に達してゐる。淥水は中央を橫貫し、東方から西流して湘江に注ぐ、故に地勢は東北南の三面が何れも高峻で、西境は闢けて平野となり産米地域をなしてゐる。

五、城市槪況。 縣には城壁がなく、明の嘉靖年間曾て東北の山邊に土城を築き、西南に木柵を立てたが、萬歷の年間四門樓を創設した。淸の初期吳三桂の亂に燬かれ康熙年間

に增修され、周圍五百七十丈、乾隆年間に復た修理されたが今は既に全く崩壞し僅かに四門が立ち殘り木柵を廻らしてゐる。市街は淥江の兩岸に跨がり、全市は二部に分れてゐる、東、北、西の三城は江の右岸にある、



西山の風景

民國六年の南北戰に全城を一炬に附したが、その後恢復に努力し益々新盛を增した、故に樓房櫛比し街巷縱橫、商業は十字街、北正街が最も繁盛である。南城は江の左岸にあつて房屋舊陋土貨の市場である。兩市の間には淥江橋があつて相連絡してゐたが民國六年の役に亦北軍の燬く所となり、十三年に新橋が竣工した（舊橋の位置より東方二十餘丈を距てゝゐる）架橋費銀幣數十萬元を要した。城西の對岸の西山は幽邃の地で本市の風致區を爲す。尙ほ此處には淥江書院の舊址がある、昔左宗棠がかつてこゝで學を講じ今は改めて鄉村師範學校が設けられた。城東の人形山の上には米國遵道會醫院があり、地域が甚だ廣く樓房整麗全市に冠たるものである。本市の交易は外來の雜貨の外麻布、陶器、米穀を主とし、株萍鐵道の開通後は商業日に盛んであつたが、近年は兵災で大いに影響を受けた、人口約四萬ある。

姜灣。縣城の北方三里淥江の大屈曲をなす北岸に位し、醴陵窯業工廠はこゝにあり、其の產出する陶器は景德鎭に比倫すべく、花色鮮巧で外人は多く之を愛玩する。たゞ惜いことは近年工場器械類が前後して多く兵災

水害の犯す所となり、損失が甚だ多大である。

淥口。本縣の極西に位し淥水が湘江に流入する會口の北岸にあつて粤漢鐵路も已に修築されてここに達す、湘水の増水期には小汽船が此地を經て衡陽に達することが出來る、故に商業が繁盛全縣市鎭に冠たるものがある。貿易は米穀を以て大宗としてゐる。

浦口市。縣城を距る東四十五里、市街は淥水の北岸に建てられ貿易は頗る盛んで移出品は米穀、麻布、茶、酒を大宗としてゐる。

六、住民。縣内の住民は土着したものが甚だ少なく、多くは明の洪武年間から移住したもので、近年は廣東人の移住するものが頗る多く、多くは上東鄉一帶に散在し、習俗言語は尙ほ未だ土民と同化して居らない。この外江西人も亦甚だ多く、大部分は市鎭にあつて商業を營んでゐる、故に「江西人なくば商場をなさず」の諺がある。

七、物産。(1)陶器、本縣移出品の大宗をなし、東鄉の王仙、老鴉山、大林橋、小林橋、潙山及び東堡一帶に産し、姜灣に産するものが尤も精雅である、大工場が二ヶ所あり規模宏大多くは機械製造を採用し、生産されたものを稱して洋瓷と云ふ。潙山、王仙等に産するものを稱して土瓷と云ひ、漢口其の他の各地に販出され、價格が百萬圓に達してゐる。

(2)麻布。全縣皆之を産し、上東鄉一帶に最も多い、販賣及び漂白精製するものは多く瀏陽人であるので、市場では通常瀏陽夏布と稱してゐる。しかし多くは本縣からの産出である。

(3)爆竹。東鄉の潼塘、官寮、荷田、富里、白兎潭、普口市一帶に産し、麻布と同じく本縣の二大家庭工業

品となつてゐる。毎年の產出價格は百餘萬元に達するが大規模な工場はない。

(4)米穀、殆んど縣內至る處に產し就中南鄉米が最も佳い。

八、交　通

(甲)、陸路。幹綫が四線ある、(1)縣城から東行し王仙鎭を經て明蘭驛に至る七十里を瀏陽に通ずる大路とす。(2)縣城から西北に進み板杉鋪、淸安鋪を經て雙牌鋪に至る六十里を長沙湘潭に通ずる大路とす。(3)縣城から東南に進み、八里坳を經て揷嶺關に至る三十里を萍鄉に通ずる大路とす。(4)縣城から南行し泗汾橋灣を經て、界牌嶺に至る六十五里を攸縣に通ずる大路とする。其の支綫は六本ある。(イ)東鄉の王仙鎭から分岐し東進して浦口市、白兎潭を經て麻石に至つて瀏陽に通ずるもの、(ロ)縣城から東行し梘頭洲を經て萍鄉に通ずるもの、(ハ)縣城から南行し沈潭、淸水江を經て攸縣に通ずるもの、(ニ)縣城から西南に進み、豆田、賀家橋を經て攸縣に通ずるもの、(ホ)縣城から西行し鐵河口、神福港、不亭を經て淥口に至り、湘潭に通ずるもの、及び高橋を經て昭陵に至り、湘潭に通ずるもの、(ヘ)縣城から北行し柘塘坪、楓橋樹、黃獺嘴、官莊、潭塘を經て瀏陽に通ずるもの及び黃獺嘴から分岐して西北に行き楓林市、蔣家橋を經て瀏陽に通じ、長沙に出づるもの等がある。

(乙)、水路、淥江は縣城から溯航し東方の雙江口に至るに三十里、双江口から右へ牛了洪界、萍鄉に至る三十里、左へ江口界瀏陽に至るに五十里、縣城から下航し西方の鐵河に泗汾河の會口に至るに三十里、鐵河鐵口より下り淥口に至るに六十里、泗汾河を溯つて船灣界、攸縣に至るに百十里である。

(丙)、鐵路。縣內を通過する鐵路は二線ある、(1)株萍鐵路。安源萍鄉から老關に至つて縣內に入り陽三

石、板杉鋪、姚家壩を經て湘潭の白關鋪に出で、株州に至つて粤漢鐵路と接續する。（2）粤漢鐵路は株州から縣內の淥口、昭陵を經てゐる、此の鐵道が完成したので本縣の交通は非常な便益を得、北は長沙、武昌、漢口に出で、南は衡陽、韶州を經て直ちに廣東に達することが出來る。

（丁）、自動車路、全省の自動車路中、縣內を通過するものを長茶路と云ひ、就中醴陵、攸縣間の一段と醴陵湘潭間の一段は縣內から淥江に沿ふて下り、淥口に達して株州に出で易家灣の長潭路に接續せしめてゐる。

（戊）、新築された縣道、姜王路は姜灣から王仙に至り、已に修築された所は三十里、その他各方面に伸長してゐる。

（己）、電信電話、鐵道及び自動車路に沿ふては何れも電信線、電話線の架設があり、東は萍鄉、北は長沙、南は攸縣及び茶陵、東北の瀏陽等には何れも通じてゐる。

九、教育の現狀、醴陵の教育は清の光緒二十七年に創められ、淥江書院を改めて淥江中學堂とし、縣人吳稱三を學長とし學生は約百餘名であつた。光緒の末年には又改めて淥江中學とし、相繼いで朱子祠小學の創設となり、醴陵學務處が設けられ、全縣の教育を總攬し、のち學務處を改めて勸學所とした、今は縣の自治區に據つて十五學區とし、各區に學董一名を設け、高等初等の兩小學を分別經理し、民國四年に始めて縣立女學校が設けられ、全縣の教育は稍々發展せんとしたが、忽ちにして民國七年の兵災に遭ひ頓に挫折を受け、民國九年には各區の學董を改めて學務委員會とし、全學は三百餘校に達した。民國十五年には更に增して六百餘校の多きに達し、この年の冬勸學所を改めて教育局とし、當事者が異常の熱心さを有してゐたので、全縣の小學は九百校に增し教育の發展は極めて盛と云ふべきである。

十、民情風俗。醴陵の風俗はもと醇厚と稱せられ、縣內では大率家族が集中して居住し、家族制度を重んじ性格は尙ほ禮讓を貴び、冠婚喪祭には相互に饋遺を通じ、鬼を信じ神に事へ、迷信は牢固として拔くべからざるものがある、農民はもと耕作に勤め、平常士人と平等に居つて父老は訓を垂れ、常に耕讀を並び稱し、商工は略々日用品を給するのみで、富商大賈は少ない、然るに民は善を好み慈善事業に對しても極力提唱してゐる、東南鄉の婦女は農繁期に多く耕作の協力に出るので、足には束縛を加へなかつたが、西北鄉は舊時は皆纏足を行つた、しかし今は四鄉倶に已に解放された。爆竹、陶器、紡織、鞋類の製作刺繡等婦女の技能の外多くは女學校に入り、知識も亦既に漸く廣く、たゞ習性は尙浮華、喧囂、虛名を好むこと男子と同じやうである。大體醴陵は地偏僻で山地が多く、昔の民風は保守に篤く、進取を思はざるものであつたが、近時は交通が日に便利になり、外界との接觸が日に多く、住民も亦漸く其の舊來の習慣を棄てて之に同化し、昔儉素であつたものが、今は奢侈になり、昔勤勉であつたものが今は逸樂を思ひ、昔は株守を事としたものが今は江湖を戀ふるに至つたのは皆世態變遷の結果である。

十一、古蹟名勝。紅拂の墓。縣城對岸の西山淥江書院の附近にある。紅拂はもと隋の宰相楊素の侍妓であつたと傳へられ、姓は張名を出塵と云ひ、李靖が布衣を以て素に謁した際、姬妾が羅列してゐたが中に紅拂を執りしものが李靖で特に美しかつた、而して其の娘は紅拂であつた、獨り靖を目し其の夜靖が旅宿に歸ると紅拂は之を追つて來り、妾は楊家の紅妓なり絲羅は喬木に托せんことを願ふと述べて倶に太原に赴き、後李靖に從つて出征し病に罹つて歿したのでここに葬つたと云ふ。明淸の詩人は多く題詠を留めたが舊屋は荒廢したので趙恒惕が湖南の都督であつた時、葉琪の旅團がこの地に駐防した、其の時旅部の參謀何某は風雅の士であつて



紅拂の墓

地方の紳耆と共同して資金を出し合つて之を修復し、並びに一亭を建てて額に惜紅と題し、側に彫つた聯語には「紅拂有知應識我。青山何幸此埋香」と記してゐる。亭内には石造の卓椅子があり、遊客の休憩に供へられてゐる、又廣く墓道が切り拓かれ、兩側に花木を植ゑて頗る登覽に適せしめてゐる。

梯雲閣。東城の青雲山にあつて宋の嘉定年間に建てられ、當時文運が宏く開け全城の游覽地として騷人墨客多く題詠を留め、元、明、清の間は時に興廢があり、近年兵禍頻々として風霜剝蝕し、棟折れ壁崩れ、醴陵の人士は時勢の逼迫によつて未だ之を顧みる遑なく、十九年の春縣長向焯は匪賊の跳梁が漸く治まつたので醴陵の人士を集めて、資を募り重ねて修築し、並びに閣の後方に圖書館を增築し、閣前を擴げて公園を闢き、規模莊麗のものと爲した。公園から折れて石橋を渡り天衢を歩めば山陰の道中に入るが如く步々人を引きて勝に入れ閣を登れば勝を窮め、一覽餘す所なく、心胸を開拓し自適せざるはなく醴陵の人は之を長沙の天心閣に比してゐる。蔡元培及び章炳麟の題額がある。

三獅洞。俗に三仙洞と稱し城東三十里ばかりの王仙附近にある、光黑の二洞があり、黑洞は尤も深邃であつ

て火を持つて入り一門、二門、三門の狭路を經ると忽ち豁然として展開し、河流があるが水道を詳細に知ることは出來ない。鐘乳石の構像多く、奇妙によく似てゐる。洞の上は石崖で紅楠千年の樹を産し尤も仙異と稱せらる。

第七節　攸　縣

一、沿革。秦以前に就いて考證すべきものがない、西漢に始めて攸縣を置き、長沙國に屬せしめた、東漢には改めて長沙郡に屬せしめ、三國の時には吳の湘東郡に屬した。晉に至つて又改めて長沙郡に屬せしめられ、六朝の宋には長沙國に屬し、南齊には湘州長沙郡に屬することゝなり、梁はこれに因り、陳は改めて攸水縣とし、隋に至つて茶陵、陰山、建陵と倶に湘潭に倂合され、郡山郡に屬した。唐代に復た攸縣を置き、衡州に屬せしめられた。五代の梁及び宋には潭州に屬し、元の時代にも潭州に屬したが、改めて攸州と名づけられ、明代には長沙府に屬し、再び攸縣と改められた。清は之に仍り、民國また攸縣となした。

二、彊界及び面積。東は江西の蓮花縣と境し（四百四十里）南は茶陵に連なり、（約三十里）、西南は安仁に境し、西北は衡山に接し（約三四十里）、北は湘潭及び醴陵と境す（約百十里）、東北は江西省萍鄕に接してゐる。縣內は東西相距ること百八十里、南北相距ること百四十里、面積約九千平方里である。

三、區劃。攸縣は鄕に三十都に分ち慶、雲、占、國、泰、民、樂、最、景、星、河、清、兼、海、宴、谷、嘉、共、芝、馨、物、華、天、献、瑞、人、傑、地、呈、靈の三十字を取つて之に名づけた、三十都を合して又六鎭一城に區劃し、黃豐鎭は人傑地呈靈寶の五都を管轄し、皇都鎭は天献華の三都を管轄し、安西鎭は河清

兼海宴の五都を管轄し、宏翹鎭は谷嘉共芝馨民物瑞の八都を管轄し、中和鎭は占聚國泰安の五都を管轄し、春江鎭は景星雲の三都を管轄し、城區は僅かに慶都一都を管轄してゐる。

四、地勢。 縣內は洣攸二水の流域に跨がり、羅霄山脈の西陬を擁してゐるので四面山を環らし抱かるゝが如く、省域東南の奥區をなしてゐる。其の山脈は南北の二支脈に分たる、南支は江西省境安福縣の武功山から攸水の南に走り、北支は萍鄉縣界の歐公嶺から西に攸水の北を走る、之は要するに皆羅霄の兩脈である。全縣に就て觀れば北境には耕地多く山少なく、西南の二境は山地と耕地が平均してゐる。

五、城市概況。 縣城は攸洣二水會合の點の西北にあつて、周圍四里ばかり城門五ケ所あつたが今は已に頽廢した。商況は醴陵の次に位し、近年は茶陵、攸、醴陵の自動車路が開通したので漸く發展せんとしてゐる、住民は約一万餘人ある。

六、交通。 自動車路は縣城の北から馮家坳、新市、網嶺、黃岡嶺を經て醴陵に至るもの已に早く開通し、陸路東方は中家橋慈峯山酒埠江を經て黃峰橋に至り、柏市に達して蓮花安福に通じ、西方は鴨塘舖を經て小集に達して衡山に通じ、南方は陳家舖を經て滌田、安仁に達し、菜家坪、黃沙坪より茶陵に通ずる。水上の交通は頗る不便で攸水は延長約百餘里民船を通ずるが、河面は二十丈にも滿たない堰堤が林立し舟行最も困難である。本河流の船舶は、長さ約二丈餘幅五尺、冬季水量が涸渴して淺い時に貨物二十碩を積載することが出來る。攸水渡から洣水を併せた後は水勢が比較的盛んであるとはいへ、然も直ちに衡山縣境の草市（約四十里）に至るに沙灘が十ケ所もあり、平時一艘につき只僅かに五六碩を積載するのみである。從つて貨物を縣外に搬出するものは毎に母船と小船を備ひ、常に小舟七八艘を附帶させて水の深い處に來るに從つて漸次に貨物を母船に

移し、霄溪市に至つて始めて移し終ると云ふ有様である。

電話。北は醴陵に通ずる（自動車路に沿うて長距離電話の架設がある）南は安仁に達し、東南は茶陵に通ずる。

七、人情風俗。社會經濟。攸縣の社會經濟は往昔は尚ほ裕富であり、一般の人民は衣食何れも自給するに足りた。縣内の産物は石炭、鐵を以て大宗とし、人民の生活は普通は農業が多く貧富の階級の懸隔が甚しくなく、共匪に蹂躪せられてから後は公私の財産が危險に瀕し東郷の一隅は最も困苦に陷つた。

風俗習慣。郷民は何れも武藝拳術を好み東南の二郷は民情淳樸で、西北二郷の嬌健なるには及ばない、拳術の外尚一種の點打と云ふものがある。これは當身の術で急所を突かれた時當られたもの治癒することがないので住民には往々仇を報復する時この種の惡手段を用ひて、陰かに害を加へるものが頗る多い。東南の二郷には古風が多く行はれ東郷の女子は脚が太く棉服を着けて柴を刈りきた物を運ぶなど男子に類似し、南郷の女子は脚が小さいがやはり棉服を着け、偏僻なのと貧乏であるのとで文化の事業は遠く各郷に及ばない。

婚嫁。男女同姓なれば其の家蕃殖せずと云ふが、是によれば同姓の者が結婚することは出來ぬやうである。しかし攸縣の陳、譚、劉の三姓は子孫頗る繁榮で、俗に九劉、十八譚、二十陳の稱がある。三姓が同姓結婚をするのも亦一特色である。

有夫の婦人が再婚するには普通の轎子を用ひるがこれに婚約を書くことと及び轎子に乘る際には必ず路傍或は厠に於て之を行ふ、俗に其の轎子に乘つた處は草木を生じないと傳ひ再婚の婦女を賤しめてゐる。赤貧の者は轎子を用ひず人の背に負はれ嫁ぐ、間々弟が死んで兄に妻なきものがあれば弟の妻を轉じて兄に配する、之を俗に轉房と稱する。只僅かに幼より長に轉ずることが出來るだけである。男子がなくて僅かに女子のみを持つ

ものは、養子を求め後に二子を生めば一子を宗家に還し、一子を生めば各々一半を管理する。又男子の家に子がなく而も婚家に應ずる婦人或は有夫の婦人に子がある時には子は母に隨つて之に赴き、雙方各々一半を管理し、若し後に二子或は一子を生めば其の宗家に返還する方法は同じである。この外兒童を有ちながら媳を養ふものも亦少なくない。只だこの種の便宜的な婚姻は媒灼人が謝禮金を取つて決めるので男女の意見が合はず離婚を生じるものも多い、現在は氣風が漸く開けたとはいへ自由結婚は極めて少數である、從前は父母の決定のみによつたものであるが現在は既に稍々事情が變化し、必ず女子の承諾を得て始めて媒妁を通ずる、結婚の際には多く道士を用ひて禮を濟まし、間々儒禮を行ふものがある。たゞ迷信を奉ずる家では、夫婦が親睦でない場合には道士を以てすれば之を整へ得るが、儒禮を行ふ際には整へることが出來ないと云つて居り、この迷信は更に一般の人士にも浸潤してゐる。禮節に至つても各鄉同じでない、嫁入道具の多少は貧富によつて各々異なつてゐる。

喪葬。攸縣では夙に禮節を重んじ父母の死の如き、子たる者は七日の內は沐浴を許さず、百日の內は薙髮を許さず、服喪の終つた後始めてよく家庭を出て親戚の家に到り跪いて謝禮を行ふ。たゞしこの風習は貧富の別なく行はる、或は風水の選擇により又は經濟問題の關聯するため、常に柩を中堂に停め、或は寺院に遷しここに停め、數年或は數十年にして埋葬せざるものがある。けだし此の惡習を改めることは困難である。

迷信。中元に祖先を祀るに七月一日から七月十五日に至るもの、或は數日に亘るもの等同一ではないが、酒肴を盛んにし上客を待つ如くし、並びに紙製の金銀貨を焚く等往々迷信を極めるものがあり、每日飯を供する時には身 長衣を着け正坐して下に陪座する、又た子に男子を求めんとするものは南瓜を敬ひ、女子を求めん

とするものは冬瓜を敬ふ等は殊に笑ふべきものがある。富豪の家にあつては身に子女のないものは誕生の日に僧侶道士を招ぎ數日法事を營む名づけて存庫と云ひ、紙製の小屋を作り中に金銀の倉庫を設け、其の他の雜貨をも具備し且つ祈禱文の上に一老人の畫像を描き金庫を管理せしめて身後の用を便ぜんとするのである。

每年元宵節の期日に至れば各店では迎花船と云ふ迷信がある、其の船は一個の正方形の木架を用ひ竹を薄く剝いで之を止め、色紙を貼りつけ豚血をかけ兩端に龍首龍尾があつて賽會に舁ぎ出され、會首の家に至ると門外に机を置いて拜跪し米を其の上に投げて去る、每夜歌を唱ふものを雇ひ、神前に陪席せしめ、外來の客があれば其の歌を唱ふ者は梯を持つて店中の欄杆の上に立ち、客は其の下に立つて互に七言の語言を唱へ、或は時事或は古事を歌ひ、或は互に罵詈し敗けたものは必ず不祥に遭ふものとしてゐる、船を送る時には卦を立てて吉凶を驗して定める、其の他尙「祀社社」「打婆官」等の如き習慣がある。

五月の端午には龍角を練り廻す外、廟中に乾龍船を置くが船は木製で長さ五尺周圍には紙の人形を貼り附け、手に櫂を持つ如くにし、人が之を舁いで市中を遍歷する。此等の行事は蓋し又他にも種々あると云ふことである。

言語。攸縣の言語は大體江西省蓮花の言語に類似してゐる、但し縣境にも又東南北中央の區分があり、東は江西に近く北は醴陵に近く、言語は多く舌を捲き、西方衡山に近き所の言語は、鼻にかかつて舌の先の發音が多く、南方茶陵安仁に近い地方の言葉は柔弱なる者が多い、中央區の語音は多く平凡に屬してゐるなど此等は言語上の區分である。

八、古蹟名勝。司空山。縣の東四十四里にあつて三十六峯十三澗、十八溪、石室の十二があり、もとは麒麟

山と名づけ、一に溫泉山ともいふ。漢の時葛蘇の二仙は此處に道を得、南齊の司空張臣(淸河の人)は官を棄てて道を修め、ここに來つて峯岳の奇秀なるを見、遂に廬を結んで之に隱れ、梁の天監二年闔家八十餘口白日飛昇したのに因り今の名に改めた。宅下に泉があり、冬溫かく夏は冷涼である、相傳へて司空の洗藥池となし、並びに司空堂、朝斗石、盧瓊壇の遺蹟がある。

蔡公潭は縣城の東三里にあつて蔡倫はここで紙を造つたと傳へられてゐる。

仙人石。縣の西北九十里にあり、兩石層累して平坦なるもの高さ三丈餘りもあつて、下方の一石は形方台の如く、直徑十餘丈、上部の一石は側立して危險は壓するが如く、掌と棋盤の痕があり、俗にもと石は南を向いてゐたが乾隆丁未の年の或夕風雨が大いに荒れたので轉じて北方を向くやうになつたと傳へてゐる。

天蓬岩。縣の北百餘里にあり、岩石內に古い杏の木が三株あつて一本は四角な實を結び、一本は三角の實を結ぶと傳へられ、約數百年前のものである。

攸江十景。「陽昇仙隱、文峯拔翠、黌宮連理、巒山疊翠、鳳嶺朝霞、紫麟夜月、金水淸波、銀坑夕照、黃甲馴鷗、文浦春雲」がそれである。

第八節　茶　陵　縣

一、沿革。秦代に守令を置き、漢は湘東郡に屬せしめ、晉は之に因る。隋代には廢せられて湘潭縣に入れられ、衡州に屬せしめられたが、次で之をも廢せられた。唐の武德四年復た縣となし、南雲州に屬せしめたが、貞觀元年に省かれ武后の聖歷元年復た縣を置かれ、衡州に屬せしめられた。宋の紹興九年昇せて軍となし、猶

ほ衡州に屬した。次で城壁を築き、明代には縣となり長沙に屬したが、次で州に改めて清代に及ぶ、民國の成立後州は廢されて縣となつた。

二、疆域及び區劃。縣の東方は江西省の永新縣に接し、東南は江西の永新寧岡の二縣と界し、南は酃縣と隣し、西は攸縣と安仁に接し、北及び西北は攸縣に連なり、東北は江西の蓮花縣に接してゐる。全境の面積は州誌に據れば縱の廣さ百四十里横幅百五十里約二千百平方里である。

現行の政治區劃は全縣を九區となし第一區はもとの二都、全十九都、二十四都が之に屬す。第二區は四都、五都、六都が之に屬す。第三區は三都、二十都が之に屬す。第四區は二十二都、二十五都、中元團が之に屬す。第五區は二十一都、上七都、上中の八都、官溪、大峨が之に屬す。第六區は十六都、十七都、十八都が之に屬す。第七區は十二都、十三都、十四都、十五都が之に屬す。第八區は中下の七都、下八都、上一都、上十一都、十都、全九都、左二都が之に屬す。第九區は二十三都、下五都、下十一都、下一都、三屯、七屯、八屯が之に屬してゐる。

三、城市概況。縣城の東南北の三面は何れも水に環らされ、城内の家屋は兵禍により過半は焚燒せられ、現在尚未だ原狀を恢復して居らない。商業はもとより繁盛ならず。東境の茶鄉高隴市は江西の永蓮に入る要路で、全市は約百餘戸を算へ、江西省に接近してゐるので時に匪賊の害患が多い、西境の界首市は戸數約三百餘戸安仁に通ずる要路である。南境の湖口市は酃縣に入る要路で約三百餘戸あつたが多くは匪賊の燬く所となつた。

四、教育概況。(甲)教育行政、茶陵の教育は民國十五六年度の間にあつては共産黨の暴動専横により、四鄉

騷動し維持經費が既に動搖を來たし、學校の多くは遂に停頓した、十七年の秋に至つて始めて舊觀に復し、十八年九月法規に從つて教育局を改組し、全縣を畫して九學區とし、各區に教育委員一名を設けたが、民國十七年の十月共匪が二回も縣城を陷れたので、教育經費の徵收は停滯し、收入は激減して各區の學校には授業を中絕したものが多く、最近漸く區による規定に復歸せんとしてゐる。

(乙)教育經費地租の附加費を米一石に付七角として年收二萬一千元、印紙稅の法規により百分の十五を徵收すれば年收約百元、煙草酒の附加稅を一割として年收約七百元、屠畜稅からの保留金年收約一千圓。雲陽試驗館の田地からの收入金全年に約三百元、學問に要する經費を抽出する財產よりの收入年に約七百元、合計二萬三千八百餘元で、其の支出は縣立の高等小學五ヶ所、鄉村師範一ヶ所を併せて年に約一萬元、各級小學四ヶ所、初級小學二百六十六ヶ所の補助金年に約六千元、第一聯合縣立中學の本鄉在籍學生の學資補助約三百元、教育局の經常費、計畫委員會、各區教育委員及び民衆教育の經費、民衆圖書館の附設費等の每年の支出約五千二百元、舊債の償還費約五千元で、支出の合計は二萬六千五百元となり、收支を相比較すれば尙不足すること二千七百餘元である。近年は天災人禍頻々として收入の減少する場合が少くない。

(丙)學校教育の概況。全縣には現在初級小學が二百六十六ヶ所もあり、校舍の鄉村にあるものは多く廟宇、祠堂を改造して使用するもので、經費の困難により普通一校に僅かに教員を一名或は二名を用ひてゐる。編制は多く單級複式を採用し、教師の出身は師範卒業者十分の五を占め低學年にはたゞ教員養成所のみを卒業したものが約十分の五を占めてゐる。何れも小學教師檢定或は黨義教師檢定に合格した者である。縣立の高等小學は五ヶ所、一校每に二三班或は四五班を設け同一ではないが、縣城に一ヶ所鄉村に四ヶ所ある。全縣には完全

な私立小學校が四ケ所あつて初級小學が二三班或は三四班あるが、高級小學は僅かに一班あるのみである。縣立鄉村師範が一校あつて學生は三班に分れ、期限二年で卒業し校舍は縣城の舊洣江書院にある。

五、司法概況。 本縣の司法は縣長が兼任し、承審員一人書記員書記一人、文書係一人檢視吏員一人、執達吏二人を置く。司法警察は行政警察が兼ねてゐる、承審員は縣長の命を承け以下吏員を監督指揮してゐる。監獄は共匪が五回も縣城を陷れたので、署屋、監房、器具類等は何れも焚燒せられ一時に恢復することは困難であり、暫らく龍氏の私宅を借りて監獄署に充て、療病室、教誨室、工藝場、運動場等があり尙諸種の計劃に從事してゐる。

六、交通。 自動車路には南北に縣內を通過する劉汝線があつて、北は攸縣に達し、南は酃縣に通ずる。縣道には、茶安路があり、西方は界首に達する。茶蓮路は高隴市を經て蓮花に至るもので最近開通した。

水路。洣江を溯上して湖口市を經て酃縣の下流に達し、直ちに攸縣に至る。

電信綫。攸、安、酃の三縣との間に何れも已に架設され。電話綫は僅かに茶攸及び茶高の間に通ずるのみで其の他嚴塘、坑口、界首の三ケ所には最近通ずるに至つた。

七、古蹟名勝　雲陽山は少昊金天氏を葬つた所と傳へられ、又赤松子は曾てここで修練した。山勢高峻風景絕佳である。鄂王城、二十五都にあつて宋の岳忠武の兵を駐めた所とされ遺跡は尙殘つてゐる。

第九節　湘鄉縣

一、沿革。 周以前は荊州の域に屬し、秦は長沙郡に隸屬せしめ。漢には湘鄉侯國となり、湘鄉の名はこれか

ら始まつた。後漢には連道縣を分置し、劉宋は運道縣を省いて湘鄉に入れ。隋は湘鄉を廢して衡山縣に入れた。唐の武德四年衡山を割いて復た湘鄉を置き。宋代には湘州に屬し、元には湘鄉州を置き、明淸には復た縣となり長沙府に屬した。民國は之に仍る。

湖南には三湘七澤の名があつた、七澤の名は已に考證すべきものがない、三湘は則ち灘湘、瀟湘、蒸湘を指すものと云はれ、或は湘鄉、湘潭、湘陰を指すものとも云はれてゐる。

二、境域及び區劃。縣は湘潭、寧鄉、邵陽、衡陽、安化の間に介在し、東西の廣さ約二百里、南北の幅約二百四十里、南は衡獄を帶び、後は龍山を擁して、漣水は中部を橫斷し、廣さ數百里の平原が開け、交通灌漑の利多く、山丘に林木繁茂し蔚然たる蒼翠をなし、湘水下流肥沃の地區と稱するに足る。

龍山は縣城の西百八十里（主峯は邵縣の北境にある）にあつて山頂に池があり、池には鯉が多く煙霞が時に出るので龍の棲む所と傳へられてゐる。漣水は其の下に出で連綿として數百里に亘り、湘鄉、安化、新化、邵陽の四縣に跨がり群峯聳立し之を望めば陣雲浪碧の如くである。上麓山は縣城の南五十里にあつて衡山の支脈である。

行政區劃。全縣を區畫して十區とし、第一區はもとの城區一都、二都、三都、一坊、二坊を管轄し第二區は三坊、五都、六都、八都を管轄す。第三區は上二十七都、二十一都、二十二都、二十三都、二十四都、二十九都を管轄し。第四區は四都、十二都、十三都、十四都、十五都を管轄す。第五區は七都、九都、十一都を管轄し。第六區は下二十七都、二十都、二十五都、二十六都、三十五都を管轄す。第七區は二十八都、三十都、三十一都、三十二都、三十三都、三十四都を管轄し、第八區は十六都、十七都、十八都、十九都を管轄す。第九

區は三十七都、三十八都、三十九都、四十都を管轄す。第十區は三十六都、四十一都、四十二都、四十三都、四十四都を管轄區域としてゐる。



湘鄉の景趣

三、城市概況。縣城は縣內東北隅の漣水北岸に位し、東台山と相對し、城壁なく僅かに門標が設けられ、市の周圍は約十五里で地域平闊、房屋櫛比してゐる。住民は約三萬餘で多くは商賈を業とし、其の繁盛なる市區は、首として長慶門、狀元坊、午門前の一帶を推すのである。惜しいことに街路は狹くて石を鋪いたので形は魚鱗の如く步行に不便である。俗に湘鄉に屢々偉人を出したので龍城の譽がある。先人がこの種の街路を造るに當つて龍の鱗に比したと云ふことだ。古い建築物では昭忠祠が東城にあり、孔子廟は南城に位し、皆紅牆黃瓦壯麗である。城の南方十里に珠津橋があり、一に珠津渡とも名づけられ、河上に跨がる長さは三十丈ばかり皆巨石を以て構成せられ建築の偉觀を極め、長沙寶慶に通ずる要路である。

四、物產。米穀を以て大宗とし甘藷、蔴草が之に次ぎ、家畜には豚、雞、家鴨の類が多く殆んど各戶に皆これを飼育してゐる、湘鄉の豆腐と、永豐の辣醬が名を全省に馳せ、硝石を精製する工業が甚だ盛んで、多くは瀏陽に移出され、爆

竹製造の原料となる。

五、交通。(A)陸路(1)自動車路、縣境に自動車道が出來た始めは華洋義賑會が工費を代辦して修築した、即ち潭寶自動車路であつて、この路線は適々湖南貴州間の幹綫に當り東は潭郷段であり、馬托舖から縣內に入り縣城虞塘を經て永豐に至り、また郷永段は永豐から界嶺に至り、邵陽の漣橋に至るのは永漣段である、又湘川(湖南四川間)幹線の湘新段(湘江から新代に至る)は最近に開通した。(2)驛路。西へ潭市、瀫水、婁底を經て安化に至る。

(B)水路。(1)漣水、邵陽に起り楊家灘に至つて始めて舟揖の便がある。東流して犂頭嘴に至れば、安化、藍田から婁底を經て流れ來る藍田水と合して、水勢益々大に、瀫水市、羊古市、溪口、潭市、石獅江を經て縣城に達することが出來、更に銅錮灣、文家灘を經て湘潭に通ずる。(2)瀏水、水源を邵陽に出し永豐に到れば始めて航行の利があり、梓門橋、測水市、牌頭舖を經て漣水に入る。

(C)電信線、東は湘潭に達し、西南は永豐を經て寶慶に通ずる。

(D)電話線。(1)潭寶長距離電話、自動車路に沿ひ湘潭から縣內を經て寶慶に達する。(2)地方團體用の電話、縣城からの潭市、瀫水、婁底を經て楊家灘に通ずることが出來る。

六、社會狀況。社會經濟、生產の微薄なので頗る困窮してゐる、たゞ人民の生活は安適と稱せられ、民性淳厚で頗る勤樸である。習俗は保守に富んで、人民は農商を業とする外多く外に出でて兵となり、近年匪亂瀕々としてゐるので、其の數は益々多い、それで「江西人が居なければ市場をなさない、湘郷人なくば軍隊を成さない」と云ふ諺がある。

七、名勝古蹟。東台山、一に鳳凰山といふ。峰巒險峻で空を翔り獨り上るの觀があり、縣城と遙かに相對してゐる。

洗硯池、縣城の北にあつて、唐の褚河南、武后の忌諱に觸れて潭州の都督に謫せられ、行都邑に至るや、池上に臨んで酒を置き宴を張つた、宋の邑令趙自信は公の書法を以て絶倫となし、因つて洗硯池と名づけた。

銅坑井、縣城の東五里の山頂にあつて、縣境四景の一つである、四景とは所謂「東山起鳳、漣水捲簾（簾水城の東南を遶り集つて澤となり風なくして波紋を描き、自から逆湍を成して雪を飛ばし、珠簾の倒捲するが如きものがある）筆沼春雲、銅坑夕照」が是である。

第十節　寧鄕縣

一、沿革。西漢には長沙國を封じ、縣十三を置き、本縣は益陽縣に屬した、三國呉の太平二年新陽縣を分置し、晋の太康元年新康と改め、衡陽郡に屬せしめたが、後に改めて潭州に屬せしめた。唐の武德四年復た新康を置き、七年には又省かれた。宋の太平興國六年始めて益陽、長沙二縣の地を割いて、寧鄕（もとの新康の玉潭鎭にある）と名づけ城内に溈山、溈水があるので溈寧の稱がある。

二、境域及び區劃。縣の北は益陽に界し、東は長沙に鄰し、東南は湘潭に界し、西は安化に接し、南は湘鄕に連なつてゐる。全縣の面積は約八千五百五十四平方里である。

現行の政治區劃。縣はもと十都に分れ、後に五鎭、七鄕を設けたが、民國十九年に自治を籌備するに當り行政會議を經て十區に劃せられた。舊制に依れば各鎭の分布は次の如くである。

東部、獅顧鎭（即ち一都）。
西部、望北鎭（即ち六都）大潙鎭（十都）同文鎭（八都九都）湯泉鎭（七都）。
南部、石潭鄕茅儲鄕（二鄕は五都に屬す）高露鄕麟峰鄕（二鄕は四都に屬す）仙風鄕龍從鄕（二鄕は二都に屬す）
北部、洋泉鄕（三都）



寧鄕の登雲塔

三、地勢。縣內の地勢は西高く東は平らかで、山脈は衡山の脈に屬し、龍田坰から縣境に入り、西南北の邊界を環繞し、一の潙水は自然區域をなし、丘岡起伏し田野共間に開け風景秀麗本省に於ける富庶な地域である。

四、氣候。寧鄕の地は湖南中でも氣候最も溫和で夏に酷暑なく、冬に嚴寒少なく、春風煦々として草木繁茂し、秋色淸涼なれば田園に豐富なる收穫を得るのであつて、四時の景勝は洵に人に宜しとするに足る。蓋し縣內には高山の屛隔なく廣漠たる平原に乏しいので、終年の氣候に多大なる懸隔がない、大體溫度は最高華氏九十四五度、最低四十四五度前後である。農民は淸明節の頃に種子を播き、立夏に苗を移植し、收穫は立秋の前後である。たゞ靳江流域は潙江流域に比較すれば遲きこと約十日乃至二十日である。これは氣候の相異ではなく實に地味の肥瘠の差によるのである。



寧郷の風景

五、城市概況。縣城は潙江の北岸に位し、市街は山勢の高低に依つて上下し、周に城廓なく、西に紫溪、東に化龍溪があつて環繞してゐる、廓外の附近は岡巒起伏し、風景秀麗である。縣城には戸數三、六九三戸、人口一七、二〇八人を有してゐる。潙江は四時舟楫を通ずることが出來、又長沙常德間の自動車路があつて交通が便利なので、商業は頗る繁盛と稱せられ、たゞ東西の門内は比較的蕭條としてゐる、縣内の黄村雙江の兩鎭は、潙江の首尾に位し水路は何れも舟を通ずることが出來、縣道も亦甚だ寬廣で交通が便利であるので兩市の商業は各市鎭の首位を占め、中にも雙江鎭は長沙の靖港を距ること甚だ近く、商業は最も繁盛と稱せられてゐる。

六、交通。陸路、道幅廣く交通便利で直ちに隣縣に達するものが三線ある、(一)長常自動車路は長沙から縣城を經て直ちに益陽常德に達す。(二)縣道には縣城から迴龍舖、雙鳧舖、横市、黄村鎭、西門舖の諸鎭を經て安化に通ずるものと、(三)縣城から灣街子、道林の各市鎭を經て湘潭に通ずる大路とがある。水路は潙江が中部を横貫し又烏江、靳江も下流は何れも舟を通じてゐる。

七、社會狀況。 社會經濟は極めて沈滯し地方の産物は米穀を除く外別になく住民の生活は單純で風俗習慣は極めて古樸であり農、商、工業の團體は縣商會が已に法規による組織をなしたる外其他は尚未だ設置されない。

八、古蹟名勝。 十都の潙山古刹と、宋の儒者張南軒の墳墓、六都の廻龍寺、七都の灰湯の溫泉及び縣城の景は何れも頗る著名である。

第十一節　衡山縣

一、沿革。 衡山縣は周代には槃子國に屬し、秦が天下を倂合すると長沙郡に屬せしめた。漢は封じて長沙國湘南縣の地となした。三國の呉は衡陽縣を置き、衡陽郡（其の地は今の兜率寺の側で今の縣城を距ること二十里にある）に隷屬せしめ、晉は改めて衡山となした、隋代に縣治を白馬峯の下(今の衡陽縣境にある)に遷す。唐代には復た舊治に歸つたが神龍三年水害を避けて改めて白茅鎭に遷し、南は湘水に臨むに百二步即ち今の縣城である。

二、境界及び區劃。 縣境の東は醴陵、攸縣に界し、西は衡陽に接し南は茶陵、安仁に隣し北は湘潭と界し、西北は湘鄕と界を接してゐる。全境は東西の幅百六十里、南北の長さ百八十里、面積約一萬四千三百十二方里である。

行政區劃。縣内は鄕に十七字團に分れ、之が四百三十七區を管轄してゐる、十七字團と云ふのは即ち朝、宗、杅、海、九、江、孔、殷、沱、潛、旣、道、雲、土、夢、作、義である。

三、地勢概觀。 湘水は縣内を縱貫し、全縣を分割して二部とし、西部は衡岳の盤結する所で嶽峯七十二の内、

縣内に五十五を有し、縣城から西に行くこと五十五里で祝融峯の頂に達す。この西部は皆山地である、東部は則ち衡嶽の餘脈と江西省邊境から延長した羅霄山の餘脈の相接觸する所で丘陵地が其の十分の八九を占め、縱横數十里の小平原數個を除く外、田園は概ね山麓に寄り、全縣の耕地は合計六十七萬九千二百九十六畝であつて、凡そ全縣面積の百分の七八を占めてゐる。縣の地勢を總覽するに、多くは山嶽地帶に屬し、西南は高く東北は低い、故に湘水は南より北へ流れてゐる。衡山縣は現在湖南省の模範縣となつてゐる。

四、城市概況、縣城は湘江の西岸に瀕し南北に長き橢圓形をなし、城壁は周圍七里、高さ約一丈、城門は東、西、南、北、觀湘、脊驛の六つがある。西は金紫峰に倚り南は岣嶁峰を眺め、東南は江を隔てて雯峯塔は遙かに東岸に聳え、觀湘洲は江心に横たはつて帶の如く洲上の竹木鬱蒼として清雅觀るべきものがある。城に沿ふ一帶の江岸は灣曲が少なく碇泊に不便であるから、城内の商況は餘り發達しない、商業の稍々盛なる市街はたゞ縣政府東側の南正街、及び西門内の望岳門街である。全城の商店は合計三百十一戸で何れも中小商人の經營する所で大資本の商人及び會社の組織はない。各種の商業中たゞ南方の雜貨業、一般の雜貨業、鹽業、藥業、石油業、織物業等が比較的發達しただけである。

南嶽市。縣城の西二十八里にあつて全市の商家は三百九十六戸比較的大きな商店が四十三戸ある、商業は八月が最も佳く期日に至れば嶽に登り香を進んずるものもために路が塞がれ、臨時に增設せられる販賣所が三四百ケ所に達し、專ら香を捧げる客を顧主とし小額の販賣で往々富を致すものがある。諺に「八月南嶽に來れば男女老幼皆食あり」と云ひ又「南嶽に居ること一年で一家三年田を耕さず」と云ふのでも其の商況の殷盛なことが知られる。商品は各種の藥品を大宗とし、黄精の一種丈でも毎年の販賣高が數十石以上もある、其の他

棗、落花生等の如きもの、用具では算盤及び該地住民の造つた手工藝品兒童の玩具等も亦賣行が甚だ多い、現在は長沙、衡陽間の自動車路がここを通過するので交通は更に便利となつた。



南嶽市街

大堡。縣内湘江の上流に位し、衡山、衡陽の間にある、全市の住民は四百十一戸、商店が凡そ九十五戸、食料品店の二十五軒は營業が比較的暢達し、南方雜貨業二十戸、綿花業五戸、製粉業五戸は之に次ぐ。縣内第四區の米は多くここを集散地とし衡陽、祁陽、郴耒の各地から食糧を購入するものは多くここに來る、毎年の移出量は三萬石以上である。

石灣。衡山の下流に位し、縣城を距ること水路僅かに十五里、小港灣があつて頗る停泊に便利である、全鎭の住民は百四十六戸、比較的大なる商店は五十九戸、資本の總額十六萬七千七百四十元で、商業の比較的繁盛なるものは南方雜貨業十戸、鹽業八戸、絹布業五戸、食料品店七戸、綿花業四戸を數へ、就中食料品業、鹽業及棉花業が發達してゐる。蓋し第六區は穀類、豆及び茶油を産することと頗る多く、商人は多く此地から湘潭、長沙の各港に移出し、湖畔一帶の米穀もこの地に移入され、其の他織物類鹹魚、木炭、卵等の交易も亦繁盛である。米穀市場は大堡に次ぐとはいへ縣城に比すれば猶繁盛である。

白菓。涓水の河濱にあり、北は湘潭、西は湘鄉、東は縣城に達し、嶽北商業の中心である。住民は百三十一

戸、商店の比較的大なるもの四十一戸を數へ、營業の旺盛なるものは織物業十戸、南方雜貨業九戸、藥品業五戸、陶器業四戸、硝石、硫黄業四戸、就中陶磁器、爆竹、傘類及び各種の紙製品の營業が最も發達してゐる。蓋し上述の商品は多く岳北の手工業の製品であり、紙は湘江下流の各港に移出され、紙製の爆竹は多くは廣東廣西の商人に購買され、紙傘の製品も亦頗る佳く、近時は多く長沙の菲々傘の樣式に倣つて製造されてゐる。

草市。洣水の上流に位し、永樂江との合流點に當る、東は攸縣、安仁に通じ、南は衡陽に達し、縣城を距ること百里である。附近は土地肥沃、農產豐饒で、柑、橘、栗は該地特產の最たるものである、住民は三百五十九戸、比較的大なる商店は九十五戸、貿易は米穀が第一である、蓋し「蓼」「作」の二字區の米は、多くここから安仁、茶陵等に移出される、其れに次いで茶油、煙草、棉花の交易も亦た旺盛である、惜むらくは交通困難で將來よく洣水が浚渫され、縣城から草市に至る自動車路の支線が開設され、更に延長されて攸縣に達し、茶醴線に接續することとなれば、商業は自ら發展するであらう。

呉集。洣水の中流に位し「沱」「道」二區域の商業中心地である、住民は三百二十六戸、商店の比較的大なるもの四十五戸、商業は茶油を以て大宗とする、蓋し「沱」「道」二區には遍く桐樹が植ゑられ、油を產すること頗る多く、每年の移出額は數千擔以上に上る。

五、物產。主要の農產物は米、棉、甘藷、棗、茶、麻、豆、山椒、木炭、西瓜等である。衡山縣の自治調查會報告に據れば、全縣の穀產總額は約二百三十萬石內外で、本縣の消費を除き尙ほ三十萬石を移出することが出來る。魚子(小魚)は本縣の特產であつて產地は縣城の南三十里の龍隱港にある、南嶽に水源を發する小江があつて此地に至つて湘水に入る、每年春夏の交に水勢甚だ盛んで、魚類が江中で產卵するものがあるが地方人

は之を池中に取り孵化させて小魚となし商品とするのである。縣內には到る處に竹を產し製紙業が極めて盛んである、前山の紙は萱州を移出地とし、後山の紙は湘潭を經て移出される、南岳一帶には盛んに藥材を產し、品種が繁多で良醫と雖も亦其の種類を判別し難いが、最も主要なるものは薏苡、紫菀、烏附、地黃、南星、何首烏、天門冬、香附子、獨活、牛膝、天花粉、地楡、苦參、仙茅、蒼耳、茴香、粉葛、車前、益母、荊芥、黃精、白朮、茯苓、石菖蒲、香芋、金括蔞等であつて烏藥は天台峯に產するものが最も佳く、又山楂の產額は極めて多く、嶽山の沿道には皆是れがある。

六、交通。 湘江は小汽船を通じ、北は石灣、三樟市、蔴油田を經て潭湘に達し、南は雷溪市、萱洲、大堡を經て湘陽に達する。洣水は小舟を通じ、吳集、草市を經て茶陵に達す。涓水も小舟を通じ新橋、白菓を經て湘江に達する。猶電信線は驛路に沿うてゐる。自動車路には潭衡線が北は護湘關から板橋を經て縣城西門外に達し、更に獅古橋、南嶽 九觀橋を經て衡陽に達する。

縣道には東西の二幹綫があり、一は縣城の西方から出で少泉舖、福田舖、嶺陂坳、白菓、新橋を經て湘鄕に至るもの、一は縣城の東から湘水を渡り寶石嶺を越え潭泊、吳集、代龍橋、賀家橋、青山市、柴埠、楊林を經て草市に至つて分岐し安仁、茶陵、攸縣に達するものである。西線は近く修理せられ頗る寬廣平坦であるが、東線は路幅比較的狹く年久しく修理せられず行旅に不便である。

電話線は自動車路に沿うて何れも既に架設せられた。

七、古蹟名勝。 李泌の宅、縣城西北の煙霞峯の下にある、明の一統志に唐の李泌衡山に隱れ、肅宗詔して室廬を此處に治むと云ふ。宋の張栻の鄴侯書院を訪ふの詩に「石壁巉岩路已荒。人言相國舊書堂。臨機自古多遺

侯。妙策當年取范陽。」とあり、又明の尹台が侯の故居を訪るゝ詩には「舊址迷黄葉。荒基隱翠岑。昔賢遺蹟在。流水暮煙深。石折懸蛇徑。雲寒伏虎林。相唐垂大業。終此遂初心。」とある。

流杯池、金紫と岣嶁との二峯の間にあつて、池水流れ螺旋狀をなし、山上に流杯亭がある、詩人はここに集まり杯を其の中に置き流れ至る方の者が之を取つて酒を飲み、詩を賦したと云ふ。今池の遺蹟は猶ほ存在してゐる。

懷素塔。縣城の東五里にある、唐僧懷素が草書を學んだ所と傳へられ傍に墨池筆塚がある。



鄴侯書院

第十二節　衡陽縣

一、沿革。漢代に承陽縣を置き、次で蒸陽を改め、隋代に始めて衡陽縣と名づけ、唐の初めに臨蒸重安、新城の三縣を分置し、後復た倂せて衡陽の一縣と爲し、五代宋を經て同じく元明には衡陽を分つて新城縣を立て、淸代も之に因つたが、乾隆年間分つて淸泉、衡陽の二縣と爲し、民國に至つて再び合して衡陽の一縣と爲した。

二、疆界及び區劃。 縣は東、安仁、耒陽に界し、南、常寧、祁陽に接し、西、邵陽、湘鄕に隣し、北、衡山に續いてゐる。縣內は南北に三百餘里、東西に百八十里である。

全縣はもと城區、東陽、陽和、淸平、康平、新城、冠市、蓮峯、鳳飛、亘麓、仁和、前溪、泉湖、七寶、南泉、珍珠、廣幅、城福、雲集、奇置、城基、普賢、永康、鍾武、仁義、金華、船山、重安、永福、永靖、福政紫霞、乾安、成德、岣嶁、義化等三十六鎭鄕に分ち、共れ以下は區、團、保、甲に分たれてゐた。民國十九年に十三自治區に分畫した。

三、地勢。 衡山の脈は湘江の西方に沿うて南に進み、騎田山の脈は湘水の東を擁して北に走つてゐるので、全境は多く丘陵地に屬してゐる。然も城西は極目山なく一小平原をなし、東鄕も亦開けて比較的大なる一平原をなす。湘、蒸、耒の三水は交流し、相集合して城の東、西、南の三面を環り、平原拓け水田相望み、縣城東南十五里の淸泉山の山麓には淸泉滾々として田千頃に漑ぐ、山川淸淑、民物殷阜である。

山。廻雁峯、縣城の南約一里にある、傳へいふ雁は衡陽に渡らずと、唐の杜荀鶴の詩に「猿到夜深啼岳麓、雁知春信到衡陽。」と蓋し雁が寒さを避けて南に至り已に暖かくなつたことを云ふのであつて、然も實際には衡陽の南にも亦雁が居るから此處を逾えると漸く稀になることを云つたに過ぎない。或は峯勢が雁の翼の廻翔する如き所から名を得たとも云はれる。梁代に乘雲寺を山上に建てたが後雁峯寺と改めた、寺の下方に烟魚池があり、雨の降る際には池中から煙霧が上昇する故に「雁峯煙雨」は衡陽の八景の一となつてゐる。

水。湘江、縣內を縱走し石鼓山の下に至つて西方から蒸水を合せ、更に北流して東方から耒水を納め、更に北流して衡山縣境に入る。

蒸水。縣の西南百十里邵陽、祁陽との三縣に界を接する耶薑山(一名大雲山)に出で其の湘水に注ぐ處を蒸口



衡陽縣城市圖

と云ふ。舊志に衡陽の西蒸水に俯し、水氣蒸すが如し、故に臨蒸と言ふと云つてゐる。

耒水。水源は桂陽縣の耒山に出で、北流して縣内に入り湘水に注ぐ處を耒口と云ふ。

四、城市概況。 縣城は湘、蒸二水の會口の南に據り、湘水は廣西、湖北間上下し、耒水は永興、郴縣に溯航することが出來、現在湖南廣東間の省道幹線は南は廣東邊境に達し、北は長沙に通じ、水陸の交通は頗る便利である、尙ほ粤漢鐵路が完成し、その中央驛は城市の對岸に設けられ規模頗る雄大のものがある、此地の將來は省内の最も重要地點となるであらう。

城壁の周圍は七里、城門七を有し、北を瞻嶽西を望湖、安西と云ひ、南を廻雁、東を瀟湘、賓日、閲江と云ふ。全市の周圍は十五里、市街は下に列ねた三部に分れてゐる、即ち(一)蒸湘會口の間南の本城を合せて一部をなすもの、(二)湘水西岸の大河街、(三)蒸水北岸の青草街である。

城内の街衢は南北の正街及び布政司街を南北の幹綫とし、就中雍和坊、中和坊、集善坊、八元坊、德勝坊は何れも繁盛である。城外では北門外の市街が商況繁盛で、城門に近い處は最も熱鬧である。


衡陽市街

五、産業。農産は稻米、苧麻、小麥を大宗とし、縣城北門外に蓮花池が多く盛んに蓮根を産し、各地には竹木を産すること多く、扇及び各種の手工藝品を製造する原料となる、工藝製品には麻布、土布、紙、錫器、縄網等がある。

六、交通。縣城から北へ陸路水路によつて樟木市に至り、又西北に水路、陸路を進むと渣江、洪羅廟に至る、東は陸路水路によつて泉溪市、茶垉、新城市に至り、正南は陸路によつて泉湖に通じ水路陸路により東江等に至る。縣内の重要各地には電話が架設され。又た縣城から泉湖に至る間は早くから自動車が通行し、南、耒縣、宜章に至る間も亦已に開通し、鐵道は粤漢線が縱貫して北は武漢に南は廣東に達し頗る便利となつた。

七、古蹟名勝。縣内は山秀で水清く前賢哲士多くここに樂居し、諸葛亮の舊宅が縣城北方の石鼓山にあり、趙忭の舊宅が舊府治の南にある、（宋の趙忭は太子太保を以て



石鼓書院

仕へ、其の子屼怍を奉じて名山を徧遊し遂に居を此所にトした）桓伊の舊宅は城の西北三十里の伊山にある。（輿地紀勝に晉の桓伊ここに讀書すとある）。

石鼓山、縣城の北二里にあつて蒸湘二水の會合點に據り、奇特秀麗衡陽八景の一をなす、唐の刺史齊映曾つて合江亭を山の陰に建て、唐の韓愈の合江亭の詩碑がある。（張栻の書が現存してゐる）元和年間士人李寬は廬を其の上に結んで讀書し、太守宇文炫は山の東に題して東岩と云ひ、西に題して西谿と云つた。宋の景祐二年劉抗來つて衡州に守となり、遂に石鼓書院をこゝに建て、嵩陽、岳麓、白鹿と共に四大書院と稱した。恩杜亭は舊府治の西南にある、唐の杜甫は耒陽に葬られたが、宋の郡守劉清之は花光山（城の南十里にある）に登つて之を望み、慨然感慕の念を起してこの亭を建てて甫を祀り、黄庭堅をも配祀した。閒雲樓は舊府治の東にあつて唐の韓愈はここを過ぎたが宋の蘇軾は愈は能く衡山の雲を開くと云ひ、故に樓に名づけらる。彭公の祠は城内正殿の巷口にあり、淸の咸豐同治中、彭剛直公玉麟を祀り、殿宇宏壯各祀に冠たるものである。淸初吳三桂僭して帝を稱せし時の故宮と傳

へ、東華門、西華門の遺蹟及び古井がある。

八、社會狀況。 社會經濟、通用する貨幣には銀元、銅元及び上海の鈔票の三種がある、その外に私人發行の市票はない、衡陽は湖南南部の重鎭であり、水陸の交通は何れも便利で、商業工業は頗る發達し、社會の經濟非常に活氣がある。

住民の生活、城市の住民は多く商工を以て業とし、鄕村の民衆は農業に努める者が多い。故に其の生產物は米、豆、芋薺、蓮藕、竹木、桐、茶を以て大宗とし、西北鄕の陶器、紙類、紙扇及び東鄕の土布は每年の移出量何れも亦甚だ多い、故に住民の生活は尙ほ裕福である。

風俗習慣、城市の民風は近來奢侈柔弱で鄕村の民風は純樸である、たゞ教育が尙未だ普及せぬので民間には惡習慣が頗る多い。

第十三節　耒陽縣

一、沿革及區劃。 秦代には耒縣となし、漢代には耒陽縣(卽ち今西門の城趾)を置き、桂陽郡に屬せしめた。隋代には耒陽と改められ、(縣治は今の縣城の東三十里の大陂市に移された。)唐の武德四年復た耒陽縣と云ひ、猶ほ縣治を漢の舊趾に移し、衡州に屬せしめ。元の至元年間州に昇せ、湖南道に直屬せしめ。明、清時代には復た縣となつた、全縣はもと城廂、淝江、敖山、馬水、雲峯、義興、興業の七鎭に分れ。民國十九年改めて八自治區に分劃せられた。

二、疆界及び面積。 東は安仁縣、南は永興縣、西は常寧縣、北は衡陽縣に界して居り。全縣の面積は約四千

百六十餘方里である。

三、地勢概觀。 耒水は中央を縱貫し、春水の流れは西界に跨がり、五嶺の餘脈は其の南に盤踞してゐる。故に西南境は多く山地に屬し、東及び北の二郷には間々小平原がある、東郷の平原は比較的大きく、富庶なる地區は卽ちここにある。金紫峯、縣の西南五十里にあつて蒼然として獨り秀で、俗に目して本邑の文筆峯としてゐる。虎踞山は縣城の東四里にあつて岡巒秀起し望めば虎の如くである。馬阜山は一に阜山と名づけ、縣城の北三里にあつて盤亘すること二十餘里、縣城の後屛をなしてゐる。鹿岐山は縣城の西四里にあつて二峯は筆の如く、俗に童子山と名づけ、亦羊角峯とも云ひ、山形は掌の如し井泉が多い。萬山は縣城の東北四十里にあり、山色秀竦特に群を抜き桀驁の狀あるを以て名を得た。

四、城市概況。 縣城は耒水の北岸に瀕し、周圍二里、城門五つある、卽ち東、西、南、北四門の外倚金牛の一門が東及び南の二門の間にある。東に環秀樓があり、群山環抱し其の上に登つて俯瞰すると浦を隔てたる諸山妍を爭ひ、秀を競ひ、風帆沙鳥烟雲竹樹瞭然として畫の如く、城內には大街が二條あつて略々七字形を成し繁盛なる市街は南正街及び東西二門外で全城の人口は一萬餘人である。

五、物產。 石炭を大宗とし、產炭地は東、南の二郷にあり、隨處に皆小規模な炭坑がある、耒水に沿ふ一帶には到る處に石炭の積出し場があり、船を備へて運輸してゐる、此等の石炭船は多く武昌、漢口に至つて之を賣却し、米、豆、雜貨を移入して歸るのである。故に石炭業は耒陽縣住民の生命の本源と稱してよい。この外、麻、甘藷、茶、油、竹材等の產出量も亦豐富である。

六、交通。 水路には耒水があつて縣內を縱貫し南は永興の塘門口から縣境に入り、流れに順つて下り、大河

灘、上堡、石嘴、清水舖、泗門洲、百沙、灶市、石浦灣、大坡市、新市、肥田、百里渡、各市鎭を經て、北方の衡陽縣境に入つて湘水に通ずる。

陸路は東は縣城の東水東江から河を渡り竹塔市、龍塘舖、通水舖、株木山、東湖、楓林、觀音閣等の地を經て安仁縣境の東橋舖に至る。西は縣城から灶市、餘慶墟、南京橋等の地を經て常寧縣境の秧田に達す。南北には自動車路があつて春江舖、石羊舖、縣城、灶市、烟竹舖、小水舖、梧橋舖、公平墟を經て永興及び衡陽の間を通ふので商旅に甚だ便利である。たゞ縣道の横線は猶阻塞の嫌ひがあり、近く新たに耒安路を開いて、第一區から第二區を經て直ちに安仁に達せしめ、耒常路を開いて第一區から第五區を經て直ちに常寧に達せしむることになつてゐる。最近粤漢鐵道が管內を縱貫したのは交通の上に一大變革を來したものといつて宜しい。

電信は局を縣城に設け、其の電線は北は自動車路に沿ふて衡陽に通じ、西は縣道に沿ふて常寧に達し、南も縣道に沿ふて永興に達してゐる。たゞ安仁への電報は永興から轉達せねばならない、又た鄕村間の電話線が出來たので消息は頗るよく相通ずるやうになつた。

七、古蹟名勝、鳳雛亭は縣政府內にあつて、昔龐統が耒陽の縣令となつたので、之を建てゝ表頌したものである、古へ檜樹が一株あつて大いさ十抱へもある、龐士元の手植ゑだと傳へられ、蔭を覆ふこと十數畝、民國十六年赤匪が耒陽に據つた際には、城野完膚なき有様であつたが、獨りこの亭と公の祠のみは毀損に遭はず、天曼君は詩を作つて「古檜參天鎖暮雲、甘棠遺愛尙堪聞、能崇禮代正蠻俗、尙有威名復冠軍」と云つてゐる。蔡子池は縣の西南二里にある、即ち漢の蔡倫の舊宅であつて宅の西に石臼が一個ある、即ち蔡倫が紙を造るに擣り潰すに用ひたものと傳へられてゐる。

杜甫の墓は縣の北方にある、杜甫は大暦年間に瞿塘を出で、江陵に下つて沅江、湘江を溯つて沅山に登り、客と岳祠に遊び大水逢かに至つて、十日に渉つて食を得ず、縣令舟を具へて之を迎へ、依つて還るを得た、一夕炙つた牛肉を食ひ酒を飲み大いに醉うて遂に卒したといふ。

張飛の遺蹟は縣城の北馬阜嶺にある、張飛が縣境を巡視した時に馬をここに駐めたと傳へてゐる。縣政府の後園の冷亭の傍には池があり馬槽と名づけてゐる、相傳へて張飛の馬の水を飲みし處としてゐる。

谷朗碑、呉の九眞士の谷朗碑は漢の石碑中最も古いものとして蔡邕の書と傳へられたが、桂陽の九郡を割いて呉に歸したのは建安年間であつて、この時は邕死してより已に久しい、この口傳は誤まりなるべく、碑中の九君は、皆様式が同一ではないので、一に九君碑とも名づけられ明末に碑は山賊の斷つ所となり、後復して存續したが中に斷紋の龍の如きものがあつたので、土人は呼んで斷龍石と稱してゐる、民國十六年に復た共匪に碎かれ四個の斷片となつた、次で之を修復し杜公の祠を左楹の下に立て、外に木柵を廻らして之を保護してゐる。

八、風俗民情。 謝古愚君の耒陽調査記には婦女の纏足は相續いで改まらない、中年以上には足を解放したものなく、二十歳前後では解放せるもの殊に少ない、十歳前後の女子も尚多くは足を包むことを謹厳に行ひ、歩行は緩慢で其の苦痛に堪へざるものあるが如く、水を汲み茶を作り、山に牛を追ふにも、朝夕見る路傍にも目に觸るるものは皆是である、庸夫俗婦は猶其の兩足を裸にしてゐるが、恐らくは名を問ふも答ふるものなきものであらう、既に其の苦を憐れみ又其の愚を恨み、更に識者の指導に力めざることに尤も罪あることを知るのであると云つてゐる。

西及び南の二郷は風俗儉樸民氣強悍で封建思想の積習は頗る深い、新舊の知識分子は意見分岐し、多くは自

我主義を尙び暗黑なる勢力は牢として拔けてゐない。

第十四節　安仁縣

一、沿革。安仁の地域は衡山、衡陽の二縣から分れ、後唐の淸泰年間に復た衡山の宜陽、熊耳の二鄕を割いて之に加へ安仁場と稱し、もとは永樂江の下流兩岸にあつて、宜陽港其の北を繞り熊耳峯其の南に踞まる、故に縣志には宜陽熊耳の間にあるものを安仁場とし、もとの衡山の地と載せてゐる。宋の乾德年間安仁場を陞せて縣となし、咸豐年間に縣令高岳は縣境狹隘なるに因り、上奏して衡陽の浦陽里・衡山の興德鄕を併せて本縣の管轄に屬せしめ、從つて自己の俸給を割いて縣治を永樂江の東岸にある永安舖香草坪に移した。即ち今の縣城がそれである。明の正德年間に知縣韓宗堯は始めて城を築いて防禦に備へようとしたが、上官の意に從はずして官を去り築城は中止された。淸の康熙年間に知事黃永は初めて之を竣工し、近年縣長蕭玉衡は城壁の頽壞に堪へないので團體に督促して撤去せしめ現在四周は平坦である。

二、疆界及び區劃。縣境の東は酃縣茶陵と界し、南は永興に連なり、西は耒陽衡陽に接し、北は衡山攸縣に續いてゐる、幅員は縱約百十里、橫約六十里である。全縣はもと八區であつて縣治が第一區をなし、又城區とも號したが、現在自治區域の編制に因り已に全縣を劃して四大區となし縣城は第一區である。

三、地勢。山脈、安仁の山脈は東西二派に分れ、東派は永興資興の邊界から縣境に入り、縣の邊境に沿うて北走し驢子山、大湖峯、紐拳、雞冠、雲秋、金紫、新開、夾石、白鶴、楓仙、大石、排山、黃牛、寶塔、天元、玉峯、黃龍、朝天、鳳岡、軍山の諸山がある。凡そ是等は永樂江の右岸に屬する山脈である。西脈は五峯仙か

ら起り、大嶺侯壘を經て元山に至ると、金紫洞、白竹、九女、三了、座全、𥔲石寨の諸峯があり、此れ皆永樂江の左岸に屬する山脈である。

河流、永樂江は卽ち洣水の上流であつて、水源は資興の周嶺に發し、西北に流れて永興から尺灘を經て縣境に入り永樂江と名づけらる、次で縣內の諸流を合せて西流し、南中渡を過ぎ縣境を繞り、南門大洲を過ぎ西渡に至れば右は狀元洲、左は相公洲で、西北に流るれば龍舟港水その他の大小河水を併せて衡山縣境に入り草市を經て洣江に會し湘江に入る。各支流の水源は皆近く淺く舟楫を通ぜず、たゞ永樂江は春夏に帆船の通行が出來る、本地の船舶往來は極めて少なく多く衡陽常寧の兩幇のものである。

四、縣城概況。縣城は永樂江の東岸に位し地名は永安鋪及び香草坪である、昔は土城であつたが、屢々兵火に燬かれ、明の正德年間に石を以て築き、嘉靖二年に至つて竣工を告げた、城門は五つ、東を仰高、南を來勳西を觀瀾、北を迎恩と云ひ、次で新たに南門を開いて毓秀と云ひ、西門を改築して飛鳳と云ふ。近年市政の整理によりもとの城壁は既に一掃せられて平坦になつた。

五、名勝古蹟。安仁にはもと八景があり、鳳岡紫氣(鳳凰嶺)熊峽紅霞、(熊耳山)泉亭珠湧、溪洞騰蛟、月潭夜色、雪嶺晴光、(統志には侯堂仙を載せてゐる)玉峯琴韻、奎閣鴻聲、(奎星樓は久しくして水中に倒壞した)と云ふが今は多くは考證することが困難である。

六、交通。陸路、縣城から南に行くこと四十里、柯樹峽、官橋を經て龍海塘市を過ぎ永興に通ずるのが縣南の道路である。東行すること七十里で山口鋪、橋下灘を過ぎ關市に出で、或は途中の山口田から途を分ち右方を繞つて神州河、安平司、江口洲、塔下墟等を經て酃縣に通ずるのが縣東方の道路である。

また東北に行くこと三十里、途に山口鋪を過ぎ界首市に出で界首の外は甕下舖（甕下舖は即ち茶陵との縣界にある）を過ぎ茶陵に通ずるものが縣東北の道路である。

水路、永樂江があるが水淺く石出で舟楫を通ずることが少ない。

新に開鑿された道路は二線ある、（1）安縣から攸縣に至るもの、（2）縣城から龍海塘に至るもの等がこれである。縣道は約一丈二尺許りの寛さがある。

電信、東北は茶陵、攸縣に通じ、西南は衡陽、耒陽に通ずる。

電話、北は攸縣に通じ南は縣內の一鎭である龍海塘に通ずる。

第十五節　酃縣

一、沿革及び區劃。縣はもと茶陵に屬し、宋の嘉定四年黑風洞の寇が平定すると、茶陵縣境の霞陽、常平、康樂の三鄕を割いて酃縣を置き、茶陵郡に屬せしめた。即ち前淸以前の所謂三鄕なるものである。元は衡州路に屬せしめ、明は衡州府に屬せしめた。民國元年以後は全縣を劃して城、東、南、西の四區となした。

二、彊界及び境域。縣境は東は江西省の遂川、寧岡二縣に界し、南は桂東に隣し西南は資興と界し、西は安仁に接し北は茶陵に界す。東西の廣さ百十里、南北の長さ百二十里、全縣の面積は一万一千七百方里で、山地は略々全面積の三分の二を占めてゐる。

三、地勢。縣內は萬洋山脈の西に位し支脈蜿蜒として西に走り、群山環繞して地勢高く、山脈は三派に分れ左側の支脈は南行し羊橋山、大姑山、大楓嶺、黃芳墩、七寶山の諸名山となり、鹿原坡に至り結んで炎陵とな

り。中央の支脈には團倉山、金鐘山、斷了嶺、十里山、分水坳、神仙界、大峯墩、筆架山等があり、右側の支脈は江西省邊界に沿うて北進し桶岡山、八面山、金嶺仙、黄峰寨等の諸峯となる。

四、城市及び市鎭。縣城は縣の西北泥水の右岸にある一小都に過ぎない。重なる市鎭には東區の沔渡墟、十都墟、南區の水口墟、中村墟、西區の王家渡墟、船形墟等である。

五、物産。酃縣の物産は杉の木材を以て大宗とし、往年は多く茶陵に運輸販賣せられたが、近年は木材業の發達に因り、株州湘潭長沙等に輸送販賣するに至つた。茶油は之に次ぎ桐油、菜種油が又た之に次ぐ。その他茶葉、藥材、馬鈴薯、粉香菰、石耳、糖蜜、落花生、蠶豆等の産出量も亦頗る多い、數年前にタングステン鑛が發見せられ富昌公司が鷹嘴岩にあつて開採し、德昌公司が曾子坳にあつて開採したが、たゞ該兩鑛區は何れも南鄕の所轄内で近年該地が匪賊の巢窟に近いので停止するの已むなきに至つてゐる。

六、交通。陸路は東へ膏黍橋から趙公亭、沔渡墟、下館、黄烟堡を經て江西の寧岡に達し、更に沔渡墟から洋田、十都墟、南流を經て井岡山に到る。井岡山は湖南、江西邊界に於ける著名な匪賊の巢窟であつて、近年匪患頻々としてゐるのでこの道路は軍事上實に極めて重要なものである。東南へは瓦舖、坂上、泥湖、石洲裏大院を經て江西の遂川に通じ、南は頭巾石、棖樹坳、筒車灣、攏溪、水口墟、中村墟、龍埯、槽裏を經て、桂東に到り、西は深坑、石湖、潘家墟を經て安仁に到る、又石湖から霍家墟、王家渡墟、船形墟を經て資興に達する、縣城から沔渡墟に至る間には既に電話線の設けがあり更に縣城から水口墟に到る電話も既に完成した。

七、名勝。醽醁泉香、梅山朝旭、桃花春漲、湘刹流夾、秋山遠靄、青嶂霽嵐、天半曉鐘、白雲靈谷を酃縣八景としてゐる。

第十六節　桂東縣

一、沿革及び區劃。縣は漢代には郴縣の地に屬し、唐代には義昌縣の地となり、宋代の初め桂陽縣(汝城)の地となる。宋末宜城鄕、零陵鄕の二鄕を區劃し、改めて桂東縣を置いた。今の廂及び一、二都は卽ち昔日の宜城鄕である、三、四の二都は昔の零陵鄕である。

縣内は前に五里に分たれ、後に五都に改め民國十九年自治區域を分割するに廂都を改めて第一區とし、一都を第二區とし、二都を第三區、三都を第四區、四都を第五區とした。全縣には百三十二の村落がある。

二、地勢。萬洋山脈が分岐して縣境に入り、酃、桂二縣の境界上に連なり、都寶山及び牛寶嶺に於て二支脈を分岐、縣内に蜿蜒とし縣内を區劃して二大流域に分つてゐる。

漚江は北から南へ流れ、屛水石門の諸山以南より八面、石牛、雷公の諸山の水は皆こゝに合流する。八面山は縣境の首山であつて山崖危聳し、數十里の間住民なく、資興に通ずる要路であるが、諺に「八面山は天を離るゝこと三尺三寸、人が之を越えるには頭を低くすることを要し、馬が之を越えるには鞍を取らねばならぬ」と云つてゐるのは其の險阻なることをいつたのである。山頂に水杉樹(俗樣)を産し、樹葉は頗る柏に類し四時凋むことなく毎に一枝を出し遠望すれば疏落して盤の如く羅漢松かとも疑はれる、近く望めば然らずして其の實は紫色を作し性質は堅靱である、たゞ低山に移植すれば其の美觀を失ふが材質は異なることはない、蓋し名材である。

三、交通及び重要市鎭。縣城の南方から新たに開かれた陸路を行くこと二十五里で一都の寨前墟に至り、四

十里で大埂壩に達し、六十五里で二都の沙田壩に至り、更に行くこと八十里で汶城縣域の北方に達する。

舊陸路で行くと十五里で廟都の石門老米坪に至り、更に十五里を行けば達川縣に屬する坑口壩（黃葛埡）に達し、又北すること二十五里で廟都の煙竹堡に至り、更に二十五里を行けば鄰縣の八都壩に達する。東方へは陸路を行くこと二十五里で廟都の塞口に至り、六十里で三都の橋興壩に達し、更に行くこと三十里で達川の洽壩に達する。西方へは陸路を行くこと二十五里で一都の流源に至り、六十里で四都壩に達し、更に四都の西水を經て八面山に出で更行くこと百里で資興縣城に達する。又西北に行くこと五十里で鄰縣に屬する龍潭に至る、ここで道路は二線に分れ一方は更に行くこと百里で中村壩、水口壩を經て鄰縣城に達し、一方は百十里で彭公廟を經て資興縣城に達する。

四、物產。縣內は山多く田少なく農產物は米を除く外住民は多く甘藷、高粱、粟等の雜穀に依つて生活し、四ケ月の食料を補充することが出來る、凶年時には貧民の多くは山中に入つて蕨を採り、俗に土倉を開くと稱してゐる。蓋し山中の蕨は暮春に葉を出し既に採集して蔬菜に供することが出來、又肥料とすることも出來る、根は澱粉に富み根三四斤から蕨粉一斤を得らる、粉を練り團子を作れば一食で一日を過すことが出來る。又た穇子の一種を產する、色は高粱に似て粒は小さく黃荻の如く碾いて粉を作り團子にして亦能く久しく持續することが出來、勞働者も好んで之を食ひ酒を釀すに高粱に比して勝つてゐる。甘藷は常に麵類に製造され資興汶城等に移出さる、八面山には茶を產し味は苦く香氣があつて之を飲めば涼味を覺え、煩悶を消すことが出來るが惜しいことに產出額が甚だ少なく年に二三十斤に過ぎない。

五、名勝古蹟。（一）仙女橋、第六區の下樟村にある、方輿紀要に石橋あり長さ百餘丈人力の造る所にあらず

と云つてゐる、石橋の長さ四丈ばかり幅は三尺に及ばない、二個の山頂に横架し勢を傾斜してゐる。山に石泉があり橋の一端を流下し、徐々に洞底に滴るが、溪の兩岸の高さは五六百尺ばかりで山泉の流れる聲が、上に反響し其の聲は鳴琴を奏でるが如くで清遠聽くべきものがある、縣志には仙橋天樂と名づけてゐる。(二)龍崖洞、第五區の里仁郷にあつて下黄村から溪を渡つて洞口に入れば大甕の斜覆するが如く、入ること數步ならずして石柱の高さ一丈ばかりなるものがあり、大いさは四五抱へもあつて崖頂に接して石田が十餘段もあり、段界は明瞭に分れ上部には一巨石が削立し、水珠滴瀝は日夜絶間なく面を上げて仰視すると多くは寶馬碧雞の形をなす、其の他珊瑚の欄杆の如きものがあり、未だ指して數ふべからず、中に石造の鐘鼓を藏し、石を以て之を撃てば鏗然たる聲を發する、又龍潭があり其の深さ測るべからず、潭水流れ出で田に灌ぐこと數千畝、縣志には之を仙人石田と名づけてゐる。

第十七節　資　興　縣

一、沿革。資興は戰國の時にあつては郴縣となり、漢代では古郴縣の地となつたが、漢の高帝の五年長沙南郡を分つて桂陽郡となし、郴縣は之に屬した。順帝の永和元年に至り郴縣の地を割いて始めて漢寧縣を置き、三國の時陽安縣となつた。晉の武帝の太康元年始めて晉寧縣となし、六朝陳の時には猶ほ郴縣とし、隋の時には晉興縣とした。唐の貞觀八年に之を廢し次で再び晉興縣となしたが、高宗の咸亨三年割つて復た資興縣とした。縣治は一都の鳳凰山前(卽ち今の舊縣市)にあつて宋の理宗の時改めて興寧となし、治を管子壕(卽ち今の縣治)に移し、民國元年に至つて更に資興縣と稱した。

二、疆界及び區劃。東は桂東と界し、東北は酃縣に接し東南は汝城と隣し西は郴縣と界し、西南は宜章に瀕り、西北は永興と界し、南は汝城、宜章二縣と接し、北は永興安仁と界す。幅員は東西の幅百里、南北の廣さ



百八十里である、縣內は明代にあつては四鄉に劃せられ十四里に編制せられた。清代には五路に區劃せられ、十五都及び猺洞十二に編制された。民國初年五路を改めて五鄉三十七團となし、民國十九年自制治制を準備するに改めて九區とした。

三、地勢。縣內は前に五嶺の脈を擁し、東は八面峯に倚り、耒水（滬水）は縣境內を貫通するが、然も灌域は廣くない、全境多くは崇山峻嶺の盤結する所で、平原を見ること少なく、ただ山水は頗る幽秀と稱せられてゐる。

四、城市概況。縣城は雲蓋山の北にあつて周圍一里三分、城門三ケ所、四面皆山でさながら天然の屏幛の如く、南、資興江の耒水に注ぐ吐口を距ること五十里の遠きにあるので交通は不便であり、商況も亦寂寞を極め人口は約五千である。

五、物產。西北鄉には米を產す、東鄉には竹を產し南鄉には茶桐油等を產する。

六、交通及び重要市鎭。（甲）陸路の交通、東區、縣城から十里で大富に至り、二十里で何家山に至り、三十里で將軍下馬に達し四十里で州門司に至り、五十里で長富橋に至り、六十里で彭公庙市に達し七十里で雲頭に至り、百里で瀧榨に至り酃、桂二縣との交界に達し、更に百五十里で桂東縣城に達する。

南區。縣城から十里で北廊に至り、二十里で舊縣市に至り、四十里で渡頭市に達し七十里で滁口市に至り、九十里で黃坪市に着き更に百里で白牛塘に至り汝城縣界に達し百七十里で汝城縣城に着く。

西區。縣城から十里で水井舖に至り、二十里で魚嶺舖に達し三十五里で東江市に至り、四十里で雷溪に着いて郴縣との境界に達し、九十里で郴縣縣城に至る。

北區。縣城から五里で塘婆田（郴半都の地）に至り、二十里で觀音閣に至り三十里で鳳凰山市に達し、四十五里で東塘橋に着き、五十五里で桃花庙に至り六十五里で鋸江に至つて永興縣界に達し、七十里で永興縣城に達する。

（乙）水路交通。西區。東江は耒河の上流で東江市から流れに順ひて下り程江口に至る水路は、百二十里で舟船を通すべく、東江市から流れを溯つて水竹灘に至るにも亦船行することが出來、水竹灘から頭攏に至る十五里は中に三攏十二灘の險があり航行することが出來ないが、頭攏から西瓜舖に至る二十里、西瓜舖から黃草坪に至る百里は何れも舟行することが出來、又頭攏江により資水を溯つて舊縣市、布田及び大村に至ることが出來、何れも三十里で小舟を通ずる。

北區。一支流の程湘水は蓼江市から程江口に至るに水路約五十里、又一支流である賓永水は三都市から程江口に至るに水路約五十里何れも航行が出來る。

東區。大陂水は舟行が出來ない。

(丙)自動車路、(一)新開の路綫、資興から西行するのは資興、郴縣間の要路であつて、民國十八年から起工して資東の縣道を修築し資興城から東江市に至る三十五里は既に完成した。

(二)資興から南行して渡頭市に至る四十里は廣東に通ずる要路であり、往來する行商は日に千餘を數へる。從つて縣道を修築し自動車を通ぜんとしてゐる。

(丁)電信線と電話綫。(一)電信線。資永、資郴、資汝の三路綫には何れも電信綫があるが、たゞ資桂路には尙未だ架設されない。

(二)電話線、東、西、南、北の各路には以前から架設されたが十九年一月に氷雪の凝結により損壞したものが頗る多いので漸く最近に修理開通した。

七、古蹟名勝。(一)雲蓋仙亭、城に面する南方に二山が合抱し、中に一峯直立して形は鐘を覆せたる如く、朝に雲があれば其の上を掩ひ、明代創めて八角層臺を山頂に建て、「雲蓋仙亭」と云つた、後屢々改修されて愈々形勝を增した。(二)湯泉、縣の東仁里鄕公所の側にある、村の市鄕地の近くにあるに因り、村名を湯邊と云つてゐる、湯泉二ケ所にあつて相距つること數十步、里人は石を圍めて二個の湯池となし各々亭を以て覆ふてゐる、附近の男女は朝晚入浴し、浴人絕ゆることがない。(三)温泉。縣の南方十五里にある。岩石が大江に倚つて拔け出で、泉は隙間より温湯湧出し、繞らすに石欄を以てし廣さ一丈四方ばかりで浴客は甚だ多い。(四)廻龍望日、縣城の北二十里、羊角山の後方に倚り騎龍跨鶴の跡があり寺庵を建ててある、峯頂に望日臺があり雞鳴に遠望する時は頗る奇現と稱せられてゐる。(五)兜率靈巖、縣城を距つること南三十里一山蹲伏し前面は

桂水に臨み中は空虛で十數里の間紆廻屈曲し、聯結して洞穴をなし幽深邃密で冬暖かく夏凉しく鐘乳石は凝結し千態萬狀各洞各々特異な現象を呈してゐる。巖に倚つて僧舍數棟を結び、邑の州判、李元祿の書せる「兜率靈巖」の四字の額が其の上に揭げられ蒼古峭拔である。(六)鑪峯、縣の西三十里にあつて峰は全く石を以て成り孤根尖出して菌の如く、上は太く下は細く萬丈に懸立し每に天候の初めて霽れるに當つて萬壑雲に歸し根を蹴つて繚繞して上り之を望めば香雲の如く、渺靄際りなく、鄉邑の各士郭啓愨かつて頂上に至れりと傳へ、砂を列ねた八卦の圖蹟及び禪刹仙亭蓮花座龜文石の諸勝がある。

第十八節 汝城縣

一、沿革。漢以前には桂陽郡となり荊州に隸屬してゐたが、東晉の穆帝の升平二年郴縣の地を割いて汝城縣を置いた、縣治は今の縣城の西南十五里にあつて地を城郭と名づく、これ縣治を置くの始めである。宋、齊、梁は之に因り、陳の文帝の天嘉元年に至つて改めて盧陽縣と稱し、隋から唐に及んだが、唐の貞觀元年に至つて改めて義昌縣と稱し、縣治を近く城頭寨に移し、今の縣を距ること五里で江西省に隸屬した、後梁に至つて又郴州に屬し、後唐莊宗の同光三年に至つて郴義縣と稱し、のち晉漢周を經て宋の太平興國初年に至り太宗の諱を避けて改めて桂陽縣と稱し、同三年に今の縣治に遷し、元、明、淸を經て民國二年に至つて桂陽州と同名なるに因り、改めて汝城縣と稱し亦復古の意があるのである。

二、疆界及び廣袤。東は江西の崇義縣文英を以て界とし、南は廣東省仁化縣大小麻溪に隣し、西は宜章縣里田を以て界とし、北は桂東縣、零陵に接し、東南は廣東省仁化縣長江を以て界とし、西南は廣東省樂昌縣界頭

を以て界とし、東北は江西省崇義縣豐州を以て界とし、西北は資興縣白牛塘を以て界とする。縣境は南北百八十里、東西三百里である。

三、行政區劃。全縣を五區に分割し各區所轄の鄉名は次の如くである。

第一區、城區、廟東、廟南、廟西、廟北等の五鄉を管轄す。

第二區、承靖、雲從、安定、尙德等の四鄉を管轄す。

第三區、大坪東、大坪南、大坪西、大坪北等の四鄉を管轄す。

第四區、橋頭、尙義、崇正等の三鄉を管轄す。

第五區、里仁東、里仁南、里仁北等の三鄉を管轄す。

四、地勢。縣內は四面皆山で地勢高峻澗瀑溪流は左右に襟帶し、たゞ縣城附近は豁然たる平坦の別天地を成す。大宮山は縣の西三十里にあつて遠くより之を望めば儼として宮裳の如く仍て名づけられた。蘇仙嶺は縣の東方四里にあつて西に向へる桂枝嶺と對峙し、聳拔孤立し形屛蔽の如く、昔郴耽は歸鄉して此處に隱る。白雲仙は縣の南六十里、形勢磅礴として山頂に岩があり、內に神像が奉安され傍に九曲池があつて四時雲晴く、若し晴霽に登頂して一望すると東南に韶府、西北に郴、桂二州は皆目前にある。君子嶺は縣の東北二十餘里にあり、高さ三百餘丈山頂に仙人池がある。諺に『縣官淸きか淸からざるかは君子嶺に看る』と云ひ、縣官着任の日にはこの嶺が明麗であれば其の主は淸廉でこの嶺霧に閉され暗ければ其の主は貪婪であると。

河流。耒水、滁水、漣水、淇水、蓬塘水、孤山水が最も著名である。耒、滁、漣、淇の諸水は皆西流して湘水流域に注ぎ、たゞ孤山水のみは東流して江西方面に注ぐ、又溫泉水は縣の東六十里にあつて一は石穴に出で

一は砂中に出る、廣さ七歩深さ二尺、蒸氣は烟霧の如く水は沸湯の如く、跣足で渉ることが出來ない、下流は江西省境內に入る。

五、氣候。 汝城縣は四境に山を廻らしてゐるので、土地によつて氣候は甚だしく異なり、概して寒氣なく暑氣少なく三月には稍々暖かくなり、九月には漸く寒く或は霜雪多く、立夏前に猶綿衣を着け、夜に入れば厚い衾を用ひ、冬は重い衾を用ひてゐる。一年の間に晴雨時の如く、霜雪期の如く寒暑皆其の正を得れば、暑期には酷熱なく冬期にも嚴寒なく氣候平和であるが、若し嚴冬亦暖かく雨久しければ盛夏に寒氣を覺え、甚だしきは一二日の間に陰晴一ならず、炎涼各々異なり、調攝に愼まないと多く凍傷に罹り瘧を生ずる。又秋季嚴霜を得れば冬には積雪を得て來歲の豐作を期すべきも、若し霜雪降らず霪雨期を過ぐれば、亢陽旱害を來し瘴癘之に因つて起ると傳へてゐる。

六、重要市鎭。 縣內は巨江大河の舟楫を通ずべきものに乏しいので、繁盛の重要市鎭なく、各鄕の市場では東に土橋、熱水、集龍があり、南に大坪、井陂、白井があり西に馬橋、文明があり、北に田莊、南洞等があるが、何れも皆期日を定めて交換取引をなし、朝に往き暮に歸るのであつて、間々千百の商賈の群をなすことがあり、商業頗る發達せるものと稱せられる。

七、交通。 陸路の交通では東は破石界を經て熱水と集龍に達し、江西の文英と豐淵の要津に通ずる。東一路は土橋を經て濠頭に達し、江西省の上堡と云ふ要港に通じ、南は大坪を經て高牌に達し、下行すれば廣東省仁化縣に屬する城口埠に入る。南一路は白果を經て龍虎洞に達し、下行して廣東省に屬する樂昌に入る、西すれば礪溪を經て文明に達し宜章に通ずる要路となる。西一路は外沙を經て延壽に達し、樂昌に屬する九峯に通ず

る要路をなす。最近工費を代辦して新たに一路を開き資興に屬する白牛塘に達せしめた、之は衡陽郴縣に通ずる要路である。北は田莊を經て開山に達し、桂東に通ずる要路をなしてゐる。

電信綫、たゞ西鄕に文明を通ずる一綫があつて衡陽、郴縣に達することが出來る。電話綫は東は熱水から崇義の文英に達し、南は三鄕から大坪を經て東嶺に達し、西は礄溪から文明に達して宜章とは路線が相接續し、又西方の一綫は馬橋から黃草坪に達し資興の路綫と相接續し、北は田莊から開山に達し桂東の路綫と相接續し消息は頗るよく疏通されてゐる。

八、名勝古蹟。西禪寺は縣の東一里にあつて內に桂花碑があり高さ六尺餘、幅二尺餘で桂花の紋がある、每年秋季になれば巾を以て摩擦すると異樣な香氣が鼻を撲つものゝあるのは亦奇怪なことである。縣の西一里に吟弄處がある、昔濂溪の周子ここに宰となり、二程從つて學を講じた所といふ。縣人其の德化を思慕し濂溪書院を其の上に建て恩澤を忘れざることを示した。龜鶴石は縣城の南門外にあつて兩石の形龜鶴の如く大學士李東陽の記があり、州守袁均哲の詩があつて通志に入れられてゐる。

第十九節　永興縣

一、沿革。漢に便縣を置き桂陽郡に屬せしめ、唐の開元十三年改めて安陵縣を置き、天寶元年又高亭と改め郴州に屬せしめた、宋の熙寧六年始めて永興と改められた。

二、疆域及び區劃。東は酃縣資興に界し、南は郴縣に隣し西南は常寧、桂陽と界し、北は耒陽、安仁に接する。縣境は東西の廣さは約百三十里南北の長さ約四十五里面積約五千八百六十平方里である。

縣內は四鄕に分ち二十都を管轄してゐる、一を金陵鄕と云ひ一都、左二都、右二都、六都が之に屬し、二を長慶鄕と稱し坊都、七都、八都、十都、十二都が之に屬し、三を永興鄕と云ひ九都、十一都、十三都、十四都、十五都が之に屬し、四を延道鄕と稱し十六、十七、十八、十九、二十都が之に屬してゐる。民國初年保甲制を設け城鎭鄕と改め現在三鎭、十五區に分ち都も亦舊に依る、鎭區には各々董事會が設けられて地方行政の責任を負擔してゐる。

三、地勢。縣內は南に騎田山脈を擁し、地勢は南高く北低く、耒水は南方から西部を縱貫してゐる、大概全境は皆山であつて平原を見ることは少ない、關隘險阻には飛鵝岩、鹽砂嶺、黃竹嶺、仙人庵、上堡、河裏寨、桃李寨等がある。何れも山勢雄峻で石崖峭壁をなし昔人は兵を避けて多くここに居つた。

郴水は縣の南方から流入し、縣城の東南に至つて縣の東方の玉鷺山から來る便水を合せる、漢代に便縣を置いたのは卽ち此の水名に基づく、郴水は更に北流し、本縣の西部を縱貫し大河灘に至つて耒陽縣境に入る。

四、城市概況。明代以前には縣治は高亭司に設けられた、今の縣城は郴水北岸に瀕し、周圍五百七十丈、城門五つを設く、東門を永安門、西を永興門、南を便江門、北を長慶門と云ひ、河の下に水門がある。市街は郴水に沿ふて建てられ、北端に魁星樓、中部に水星樓があり、水星樓の南北は商業區であつて、凡そ土地の產物雜貨等は多く此處に集まり、俗に財神街と稱してゐる。街路の鋪裝は石疊みなれど凹凸多く平坦ではない。全城の人口は約五千ある。

五、物產。全境は山多く爲めに田は少ない、產物は竹木、茶油、鑛產等を大宗とし、米穀は本縣の需要に足りない。

六、交通。（一）陸路。縣城を起點とし東への一線は桃花廟を經て資興に達し、他の一線は龍形市を經て郴縣に達する。南は烏泥鋪を經て郴縣に達し、西は高亭司を經て桂陽に達する、北への一線は瀟門口を經て耒陽に達し、他の一線は龍王舖を經て安仁に達する。

（二）水路。郴縣の棲鳳渡に起り湘陰渡、西河口、大河灘を經て耒陽に出づる河流は比較的大なるもので、春夏の増水期には二三號の小民船を通行させることが出來る。

（三）縣道。永高路を完成させた後は永資、永安の二路を修築しやうと計劃してゐる。

（四）電信綫。一綫は北鄕を經て東陽に達し、一線は南鄕の桃花廟を經て資興に達し、他の一線は東北鄕を經て安仁に達してゐる。

（五）電話綫。縣城から高亭司に至り一は縣城から太和墟に至り、續いて各鄕縣にも接續する。

七、名勝古蹟。縣には十景がある。文筆千尋、洪濤八尺、碧潭起霧、瀑水生花、森口容舟、臥江獅石、飛鵝懸砦、天馬行空、石屏擁翠、龍耳生煙がそれである。前人其の詞を附會し風景を點綴するに藉りたものとはいへ散歩游覽するに亦興趣がある。縣城の後方には潘園仙韮の山麓壽碑があり、俗に東方朔書と傳へ侍郎題を掲げ「昌黎經此」の四字がある、其の名山華蓋、金相、玉印、三臺、大魁、天馬、金魚、雞公、仙持、天玉臺の諸山の如きは何れも縣城の附近にある。觀音岩は縣城の西五里にあつて壁立して江に臨み中に洞宿があつて觀音の像を安置し、梯を懸けて登る、下に岩石の象の如きものがあり、江心には石の獅子の如きものがある、岩上の一石には宛ら童子が東北に向つて觀音に拜するが如きものがある、故に「臥江獅石」と名づけて縣內十景の一としてゐる。

第二十節　郴縣

一、沿革、夏商周には荊に屬し戰國の時には楚に屬した。秦には長沙郡に屬し、漢は長沙の南を分つて桂陽郡を置き、郴縣を治めた。三國には吳に屬し晉の初め桂陽郡を分つて江州に屬せしめ、永、嘉二湘州を置き、改めて湘州に屬せしめた。南朝の宋、齊は之に因り、梁の初に改めて郴州を置き、次で桂陽郡に復した。隋の初に郡を廢し州に復し次で郡に復した。唐の初めには郡を廢し州に復し、次で又郡に復したが、乾元々年に至つて更に州に復した。五代の時馬氏の據る所となり楚に屬した。晉は改めて敦州と云ひ郴縣を改めて敦化とした。後漢に復た郴州に改め宋に郴州軍を置き荊湖南路に屬せしめた。元代には郴州路總管府と改め、郴縣を改めて郴陽と云つた。明の明武の初め改めて郴州府となし九年に改めて直隸州とし。清は之に因り、永興、興寧（現名資興）桂陽（現名汝城）桂東、宜章の五縣を領せしめ。民國に至つてまた改めて郴縣といひ領縣とは治を分つた。

二、疆界及び區劃。縣內は東は資興縣と界し、南は汝城、宜章と隣し、西は桂陽縣と界し、北は永興縣に接する。全縣は十四區に分ち城區、秀良區、秀賢區、瑤林特別區、鳳鳴區、鳳翻區、玄陽區、永寧區、安源特別區、安善區、豐樂區、永一區、永二區、永敷特別區（即ち半都特別區）等であつて各區は四團或は七團を管轄し同一ではない。

三、地勢。縣內の南は騎田山脈に憑り郴水が中央を縱貫して北に向つて流れ、四境は山多く廣大なる平原は絕えてなく、たゞ山間多くは闢けて水田となり、其の中東鄉永豐鄉の大田洞は周圍一里餘農田連なり、縣南部

の秀木鄉も亦土地平坦で肥沃であり皆本縣產米最豐富なる地域である。

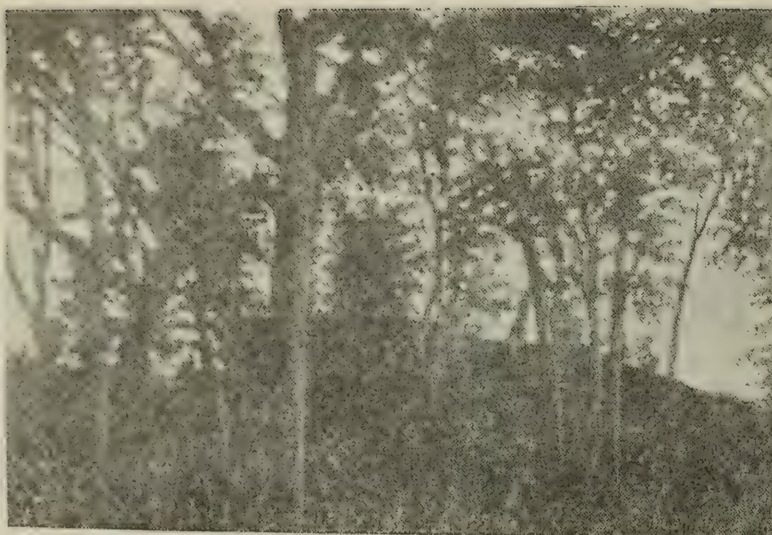
四、城市概況。縣城は郴水の西岸に瀕し縣内の西北部に位してゐる。城の周圍は三里三分で東西南の三門が開け、北門はない、城内には僅かに市街が三條あるばかりで他は荒地である、南門外に出る十字路を北塔街と云ひ、本縣第一の繁華な街路をなし、洋品、雜貨、文房具等の商店が多く、復た東に折れると東塔街となる、商況亦佳く、北塔街に接して南走するものを文星街となす、製絲業、爆竹業が多く、江岸に沿ふものを三河街と云ひ、旅館、米屋、茶館が多く、南端の後街に通ずる處には陶磁器の商店が多い、後街は頗る長く油鹽の店が多い、廣東から輸送せられた鹽はこゝに至つて荷を卸し、鹽を運ぶに多くは騾馬を用ふので、後街一帶には往來する騾馬が絡繹として絕えない、昔は本城が湖南、廣東間の衝途に當つてゐたので市況は甚だ盛んであつたが、海運の交通が開けてからは遽かに衰落した、現在は粤漢鐵路が開通したので舊觀を恢復する傾向にある。城西七里に溫泉浴地がある、譚延闓がこゝに駐まつて建てた所で、頗る華麗と稱せられ設備も亦完全であり、城内から廣大な道路が開かれてゐる。泉の三面には短牆を環らし東西の兩端には各々門を開いて人の通行に利して居り、其の一面は岩に倚り、泉は三池に分れ外二ケ所、內一ケ所で內池の泉水は最も溫かく、且つ潔く溫度は攝氏四十度位である、泉は岩間より湧出し岩邊には邵陽の人鐘鎭楚の撰にかゝる文が刻まれてある。

縣城の外に著名なる市鎭としては東境に橋口市、北境に棲鳳渡、兩境に華塘舖、南境には良田市がある。每月定期に市を開く之を「趕墟」と云つてゐる。

五、物產。農產は煙草、茶を以て大宗とし、茶は多く廣東に移出され、煙草は多く長沙、常德等に輸送される。木材も出產の一つであり多くは筏となつて株州、長沙、漢口等に輸送される。この外に茶油、菜種油、石

炭、錫等を産する。

六、交通。陸路、(一)驛路は縣城の北から豐樂鎭を經て直ちに永興の油搾墟に達するもの、又縣城の北から



義帝陵

安善鎭を過ぎて直ちに永興縣界の烏泥舖に達するもの、東へ縣城から永一永二の兩鎭を過ぎて直に東江に達するもの、南へ縣城から秀賢、秀良の二鎭を經て直ちに宜章境界の摺嶺に達するもの、西へ縣城から吉陽鎭を經て直ちに桂陽縣界の招旅に達するものがある。

(二)自動車道。衡郴路は郴縣の西から西鳳渡に至り永興耒陽に通じ、直ちに衡陽に達するもので已に久しい以前に開通してゐる。郴宜路は郴縣から良田に通じ摺嶺を過ぎて直ちに宜章に達し、廣東に通ずる。

(三)縣道、現在郴縣から資興の東江に至る迄修築され名づけて郴東路と云つてゐる。

(四)鐵道、粤漢線が縱貫するに至つたので交通上に一大革命を來して居る。

水路。縣城の東から許家洞。瓦寨坪を經て永興に達し、又東は東江から橋口を經て山石磯に達し、西は荷葉坪から太和鎭、豐樂鎭を經て永興の香陽鎭に達する。

電信綫。縣城より北は永興、耒陽に通じ西は桂陽に通じ南は宜章に通ずる。

軍用電話綫。縣城の東から永一永二に達し資興と接續し南は秀賢、秀良に達して宜章に接續するものは、既に十八年十二月に通話が出來、西は吉陽、鳳翮、鳳鳴、永亭に達して桂陽に接續し、北は豐樂、安善に達して永樂に接續する線も既に架設開通した。

七、名勝古蹟。東山書院、平章の讀書せし處で、郴江を隔てゝ東城と相望み、東塔は其の左に峙ち、南塔は其の右に聳え、清末第七聯合中學の校舍としたが近く聯合中學は城内の舊學使考棚に移轉し、この院は遂に廢滅した。濂溪書院は西塔街の濂溪巷にあつて現在縣立高等小學校に改められ、門前の兩石池には蓮は枯れてなく略々愛蓮の遺意を存するのみである。義帝の墓、西塔街の極西にあつて高き塚が陵をなし古樹叢生し、譚提公曾つて修理を加へ墓の近くは平原廣漠疏圃縱横し開いて公園となさんとしたが、公の逝去により未だ果されない。叉魚亭は西門外の北約二里にあつて、衡陽、永興から郴縣に入る要路に當り、韓昌黎叉こゝ



叉魚亭

に魚を釣つたといふ、前方は公の祠であり、北樓は其の右に峙ち、當時の宴飲の地である、亭下には水田があり殊に濠梁の趣なし、北湖流れてこゝに至り溪をなし、亭を去ること數十步にして村女相聚まりて衣を擣し公

の釣魚の意或は彼にあつて之にあらざるなりとも云ふ。（亭は已に燬かる）亭より北に至り流るゝこと約一里餘の遠くに自動車路が通過し橋が共の上に架かつてゐる、北湖と云ひ碧砂梳るが如く清流織るが如し、太原の晉祠と水差相似て「北湖水月」は郴縣八景の一である。鹿洞の傍に三絶碑がある、三絶とは秦淮の海詞、蘇文忠の跋、米南宮の書であつて、後人亭を作つて共の上を覆ひ護碑亭と名づけた。

第二十一節　常寧縣

一、沿革。秦代には長沙郡耒陽の地に屬し、西漢には桂陽郡耒陽縣の地に屬した。三國の吳は耒陽の地を分つて新平、新寧の二縣を置き、皆今の本縣に屬し湘東に屬した。晉の太元二十年新平を省いて新寧に入れ、猶ほ湘東郡に屬せしめた。南朝の宋、齊、梁、陳は之に因り、隋代には縣治を今の縣城の西北にある廊州に移し、衡州、衡山郡に屬せしめた。唐の貞觀元年治を宜江の西北三里に移し、天寶元年改めて常寧と稱し、衡州に屬せしめた。五代の楚及び宋は之に因る、元寶元年昇せて常寧州とし、湘南道に屬せしめたが、明の洪武三年復た縣となつた。

二、疆域及び區劃。縣內は東は耒陽に隣し、南は桂陽に接し、西は陽明に連なり、西北は祁陽に接し、北は衡陽と界し、全境は縱約百二十餘里、横百四十餘里で、全縣の面積は約一千四百九十方里である。

縣內は四鄉十四區に分れ、蔭田は特別區とされてゐる。第一區は卽ち東門の內外一團、第二區は棟字の一團、第三區は金埔隘、第四區は白沙隘、第五區は上長江隘、第六區は宮陂隘、第七區は南關隘、第八區は洋泉隘、第九區は烏泥隘、第十區は西河隘、第十一區は藍田隘、第十二區は義字團、第十三區は朱陂隘、第十四區は上

五區臨であつて、蔭田特別區は即ち蔭田正街である。

三、地勢。縣界の西背及び東は湘水、春水によつて圍まれ、中南部高く北部は低い。山脈は廣西省興安縣海陽山から湘水に沿ふて來り、天堂峯に至つて突起し、附育塔を首として東西の兩翼は屏障の如く列なり、數百里に亘つてゐる。湘水は祁陽縣から縣境に入り東北に流れて次第に縣內の白水、宜水鹽湖、春水を納め、沿岸に河洲、大堡糧、船埠、江口塘、柏坊、大漁灣、松柏等の市鎭を通過する。商業は柏坊が最も盛で、北部の衡陽とは即ちこの河水で區劃され、春夏の候に水量が增大すれば小汽船が衡陽から祁陽に通じ、交通は極めて便利だと稱せられてゐる。

春水は縣の東部と耒陽との界をなすの河水で、今は蒸源河と名づけ、桂陽から縣境に入り東北に流れ次で西北に折れて湘水に入る。帆船は四季通行することが出來、沿岸には白沙、陽嘉洲、衡頭、蔭田、潭洲等の主要市鎭がある、白沙は商業頗る盛んで日々



蔭田鎭の九眼橋

に市があり、殆んど城市と異なる所がない。商家の資本最も多きもの十餘萬に達するものがある。

宜水、縣の西方にあつて一に宜溪水と名づけ、水源は塔山で北流し祜石水に合流し、又西北に流れて江口塘に至つて湘水に注ぐ。春夏の交には、大帆船が縣城に達し得るが、秋冬水が涸れると、たゞよく小舟のみを通

するだけである。常寧の商業が旺盛でないのは卽ち之に基くのである。

四、名勝古蹟。 縣城にはもと八景があり、文人の附會して作つたものとは云へ、探究すれば亦た風趣がある。(一)天開石榜。南門外にあつて學岩と名づけ、淵涵瀲灔たる中に石の長く平らかで薄い版の如きものがあり、この地に往來した名流の士の記錄遺跡は擧げて數ふることは出來ない。(二)地湧奎星。南門外にある、卽ち雙蹲石であつて地を拔くこと一丈餘、人の如く卓立し世に云ふ奎星なるものに彷彿としてゐる、石の下にもと雙蹲書院があつたが今は縣立第二高等小學に充てられてゐる。(三)湘寺曉鐘。湘山寺は縣城東門內の蟠龍嶺の下にあつて自鳴鐘があり、霜の降つた明方に之を叩くと錚々として數十里に聞える。(四)菱潭晩漁。石榜の前に深邃なる黑洞があつて是を菱潭と云ひ、漁舟其の下に泊るに每に鳴瀾波を逐ひ、歌聲斷續して響は遙かの天空に答へる。(五)桃洲春浪、城西に洲があり昔時兩岸に桃を植ゑて桃花洲と名づけた、每に春季水量の增大に逢へば花水掩映、紅浪飄泛として桃源の仙境に入るかを疑はしめた、今は桃林稀少となり昔日の景象に似ない。(六)泉峰夕照、縣城の南三里ばかりに泉峯がある。夕日が照返すと城樓亭閣は悉く畫圖に入る。(七)西橋夜月、縣城の西門外にあつて橋は宜水に跨がり長虹飄渺として人の愁思を動かす。(八)南嶺霽雪、降雪後の登眺は最も勝れてゐる。

五、交通及び重要市鎭。 陸路。縣城から廻水灣蔭田を經て耒陽に達し、南は板橋鎭、彌勒舖を經て桂陽に達し、西は湖塘、東山、鵝院を經て陽明に至り北は桐坪、柏坊を經て衡陽に達する。

水路。北は江口を經て衡陽、祁陽に達することが出來、縣道の修築は正に計劃中である。

電信綫。耒陽から衡陽に通じてゐる。

電話綫。東は藤田に、南は板橋に、西は東山に北は柏坊に通じてゐる。

第二十二節　桂陽縣

一、沿革。漢の孝文帝の時長沙の南境を割して桂陽郡を置き、七縣を領し。孝武の時南海郡を割して十三部刺史を立て縣は荊州に屬し十城を領し、王莽の時改めて南平郡となし九城を領した。後漢の光武の時郡は治を耒陽に徙し、次で郴州に還つて十城を領し、晉の武帝の時十九州郡を置き、荊州の刺史太守の治に屬せしめ六城を領し、宋の武帝の時猶ほ晉の制度に依り五等國を建て六城を領した。隋の文帝の時郡を改めて郴州となし、太守を刺史とし潭州總管府に屬せしめ三城を領せしむ。唐の高祖は隋の制に依り、潭州都督府に屬し、四城を領せしめ。宋の太祖の時桂陽監と改め、一城を領す。高宗の時監を昇せて軍となし、三城を領せしめ、元の世の世祖の時軍を改めて路となし、湖廣行中書省に屬せしめ別に桂陽州を立てて五城を領せしむ。明の太祖の元年桂陽府と改め四城を領せしめ、同九年に府を改め平陽を昇せて桂陽州とし、州は三城（卽ち臨武、藍山、嘉禾）を領した。淸は明の制度に因り、民國が創始されると州を改めて縣とした。

二、疆界及び境域。縣境の東郴縣縣界に至るに三十里、南臨武縣界に至るに七十里、西新田縣界に至るに六十里、北常寧縣界に至るに九十里、東南宜章縣界に至るに九十里、北永興縣界に至るに六十里、西南嘉和縣界に至るに六十里、西北新田縣界に至るに八十里、全境は縱百六十里、橫百四十里、面積約二万二千四百平方里である。

三、行政區劃。全縣は下記の十二團に分たる。鎭中團、東鎭團、同德團、五美團。三正團、協中團、大乾團、西河團、貴臨團、大富團、協和團、洋家團。

四、**地勢**。縣の西北は九嶷山の餘脈を擁し、東南は騎田山の巍峯に憑り、騎田山から北方に一支脈を出し東境を縱走する。これは郴水と舂陵水との分水嶺をなし、全境を鳥瞰すれば觸目皆山である。

大湊山、縣城の西半里にあつて縣志には山に銀鑛を出し其の盛んなる時は爐烟蓊起し、上は雲漢に接し烹丁紛錯し商旅輻輳したのでこの名を得たと云つてゐる。又寶山とも名づけてゐる。

五、**交通及び重要市鎭**。陸路。縣城を中心とし東は鎭中團の蕭家圳に至り、同德團の長塘舖、全義墟、招旅渡を經て郴縣の縣界に達し。南は鎭中團の黃臘塘、大乾團の竹筱窠、長芳坪、皂角樹下、新塘舖、南兩路口、杉木橋を經て臨武縣境に至り。西は鎭中團の沙子坪から五美團の長塘墟、三正團の浩塘墟、楓江墟、觀音山、太平墟、石塘觀を經て嘉禾縣界に達する。北は鎭中團の竹子圳から五美團の烏桐舖、仁義墟、長塘墟、邱家墟を經て更に協和團の花園堡、鰲泉墟、荷葉塘を過ぎ大富團の松木墟、流渡橋、潭流口、北兩路口、臘園里に至つて常寧縣界に達し、東北は鎭中團の臘樹下から同德團の七里橋、虎形山、樟樹下、桐木墟、江口舖を經て洋家團の洋布坪、土朝、歐家滿、泉車、江源を過ぎて永興縣界に達す。南は鎭中團の樟溪舖、三公井から協中團の仁和墟、方圓墟、五里坪、長汾舖を經て嘉和縣界に達し、西北は鎭中團の沙子坪から五美團の仁義墟を經て更に西河團の上汾渡、金盆墟、千家坪、古樓墟を經て貴臨團の峽口、古樓塘、新尾場、四里坪、塘家亭を過ぎ新田縣界に達する。

水路。西河團の古樓墟から上汾渡を經て協和團の烏石舖に至り、更に同德團の合人渡を經て、洋字團の黃田墟を過ぎ、復た協和團の大灘、野墟灘を過ぎて常寧河に達する。

電信綫。(1)東は縣城から五里橋、長塘舖、豐泉舖、極樂招旅を經て郴縣に達す。(2)西南へは縣城から子

龍廟、仁和圩、方圓墟、六合圩を經て嘉和縣に達し。(3)西へは縣城から烏桐舖、仁義墟、長塘墟、上汾渡、畬田墟、十字墟、古樓墟、山下邊、芹溪を經て新田に達する。已に架設せられた電話綫は西南方で、縣城から子龍廟、方圓墟、六合墟を經て嘉禾臨武縣界の塘村墟に至つてゐる。

電話綫。(1)縣城から烏桐舖、仁義墟、巨塘墟、邱家墟、花園堡、鰲魚墟、荷葉塘、松木墟を經て常備第四隊の駐屯地である流渡橋に至るもの。(2)縣城から臘樹下、七里橋、虎形山、樟樹下、桐木墟、江口舖を經て常備第一隊の駐屯地である洋布坪に至るもの。(3)縣城から鼓家嶺、三合墟、古樓墟を經て常備第三隊駐屯地である飛仙橋に至るものである。新設の縣道は縣城の東門外から蕭家坳、五家橋、長塘舖、豐泉舖、極樂招旅を經て郴縣の華塘舖に達する。

縣道。(1)縣城の北門外から沙子坪、龍潭書院、烏桐舖、仁義墟、長塘墟を經て上汾渡の河邊に達し新田に通ずるもの。(2)縣城の北門外から向口臘樹下、七里橋、虎形山、樟樹、桐木墟、江口舖、洋布坪、土朝、歐家滿、泉車、江源を經て永興縣界の楊柳塘に達するもの。

六、名勝古蹟。(一)東塔嶺、縣城の東二里にあつて歩を緩めて其の頂に登れば半時間ばかりで達し得る、山頂に塔があり凡そ七層で各層に皆雜草灌木が叢生し、層巒聳翠雲霄を出づるの趣があり、拾級を登れば數十里を望むことが出來る。

(二)天生岩、縣城の南數十里にあつて岩石は甚だ奇、初め入ると山を下る如く僅かに三人を容るるのみで、既に入れば豁然として開け廠屋の如きものがあり、頂の表面には大石があり大石の上は新式家屋の屋上が平臺の如く臺の下には泉が落ち疏雨の如し、泉水中には石灰質を多く含み年を經ること既に久しく凝結して獅子、

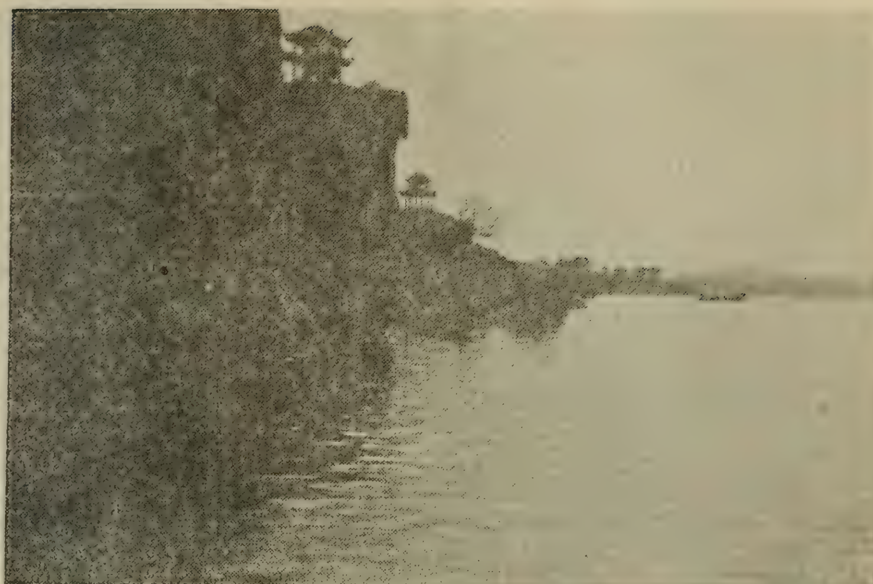
象、虎、豹の如きもの或は雲や流水の如き形をなす、これは四壁の奇觀である。其の岩頂より倒懸するものに至つては則ち瓜の如く韮の如く錐の如く杵の如く皆長くして且つ大きく、郷人之を奇とし其の人形に類似するものを取つて彩色を施し袍を着せ笏を乘らせて之に供奉す。岩中の右に池があり深さ測るべからず、山を隔てて復石池が一つあるが、長廣約一丈四方で水色微かに濁り、亦其の底を窮むることが出來ない。

(三)公園、縣城内の老十字にあつて、現在僅かに洋風の園門が修築され、稍や廣い道が開かれたが、門内の空地は百平方丈にも及ばない、其の間に武廟の境内及び當年の所謂皇亭なるものがあるが、已に過半は崩壞しこの外には一木一草として遊覽に供するに足るものはない。許克祥軍が曾てここに駐まり、近年桂陽臨武嘉禾の三縣では許師團長が共匪剿討に功を盡したので資金を集めて皇亭を改め、許公記念亭とし城壁の磚を撤去し來り、重ねて之を新たにし並びに武廟の境域を恢復し、景象は比較的整頓されて來た。公園内の壽龍古寺には古い柏が一株あつて直徑三尺、樹身完整で破裂の痕なく地を距る六尺の所で枝を出したが、そこから忽ち蜡樹一株を生じ、直徑も亦一尺ばかりあつて總て四本の枝を出し正しく東西南北の四方に各々一枝を横たへ、長さは皆一丈餘、枝葉は平らかに舖かれて繖の如く、柏樹は枝の間を支へて直立向上し各々相妨げず縣人は柏蜡同株と稱してゐる。

第二十三節　祁陽縣

一、沿革。縣はもと漢代の泉陵縣の地で、三國の吳に始めて分割されて祁陽縣が置かれ、零郡に屬してゐたが、宋の泰始の初に湘東郡に屬することゝなつた。五年には舊に復し隋代に本縣は省かれて零陵縣に入れられ、唐

の武德四年に復た置かれ永州に屬することゝなつた。



祁陽郊外の浯臺と浯亭

二、地勢。縣内の北部は衡山の餘脈に跨がり、南境は九疑山の支脈に接す、故に全境は多く丘陵地に屬し、附近一帶は闢けて平原となつてゐる。

祁山は縣城の北十五里にあつて縣は之に因つて名づけられ、高さ六百五十尺、雲山崎立し石骨高く支へ、山勢削立し遠く望めば城壁の如く、棠山は縣城を環繞する。

湘水は零陵から東流し柘州灘より縣境に入り、流るゝこと三十五里、南方から浯溪を併せ縣城の南を遶つて更に東流し、北方からの祁水を納め、南方よりの白水を併せ、更に東北に流れて常寧、衡陽の縣境に入る、夏期は水深二丈河幅百三十丈で冬期は深さ四五尺幅三十丈である。祁水の水源は邵陽縣境の羅漢寺山に出で曲折して南流し、縣城の東二里に到つて湘水に注ぐ。白水の水源は寧遠縣北嶺の牀石洞に出で、北流して縣境に入り白水市の西南に到つて湘水に入る。

三、城市概況。縣城は湘水と祁水の會合點の西北に位し、橢圓形をなして周圍九里三分、高さ二丈、廣さ一丈

二尺、甚だ堅固で湖南南部城壁の冠たるものである。城門は七ケ所、南方湘水沿岸に三門があり、東から西へ之を算へると迎秀、黄道（一に黄龍とも云ふ）長樂（俗に驛馬と云ふ）である、三門の外湘水の沿岸に位し碼頭の北に面した二門がある。迎恩、朝宗（俗に羅江と名づく）である。西に面した一門を甘泉と云ふ。正東の瀟湘門は風水の關係で閉鎖され今に到るも未だ開かれない、城內の街路は狹隘で屋宇は簡陋、民國十二三年以來小汽船が湘水を溯航し、城外に達することが出來るやうになると、商況は驟かに起色を見、西洋風の家屋に改造されるものが日增しに多く見られる、繁盛なる市街は迎秀門外の大興街を最とし、縣前街、新街（黄龍門內）が之に次ぎ、河東の河街には材木商が多い、縣政府の地勢は特に高く城內を俯瞰することが出來る、全城の人口は約一萬餘である。

四、物産。縣內の氣候は溫和であり、農産は米を主とし稍々移出することが出來る。東境には蓆草を産するので住民は多く涼蓆（吳座）を織ることを業とし、昔は手織を用ひ品質が劣つてゐて價額も低廉であつたが近來は機械を用ひ、洋風の蓆を製造するので製品は精良となり、北は上海、漢口に消費され、南は桂林に達して移出の大宗となつた。織布業も亦盛んで縣內には織機四千臺があり、製品の販路は南は桂林、北は長沙に達し木材は上流の江華、道縣から來り木筏に作り漢口に移出する、木材商を營むものは多く本縣人である

五、交通。湘水は城の南方を繞つて北流し夏秋には水量が多く毎日小汽船があつて衡陽に達し、且つ溯航して零陵に到ることも出來、帆船は廣西の全州及び郴縣に通ずる。

陸路。北に走ること六十四里で文明市に到り、邵陽に赴く路となる。東南に行くこと七十五里で樂山市に至るものは常寧に赴く路である。自動車路は長沙から廣西に達するものが通過してゐるので頗る便利の地となつ

た。衡陽に三時間半で達する。

六、名勝古蹟。縣城の西南三里ばかり、浯溪の東岸は懸崖壁立し上に浯台浯亭がある。邑人之を稱して「三



文昌古塔

悟」と云ふ、崖壁には元次山の作る所の大唐中興頌を彫りつけてゐる、之は顏眞卿の書する所であつて古今に卓絶してゐる、この外黃山谷、王漁洋、何紹基、吳大澂の題せる墨蹟があり、側らに壽樟樹がある、これは元公の手づから植ゑたものであつて亦祁陽の勝景である。

祁陽縣志に載せられた浯溪八景がある。(一)浯溪漱玉。(二)鏡石含暉。(三)唐亭六脈。(四)磨崖三絕。(五)浯台晴旭。(六)窊尊夜月。(七)香橋野色。(八)書院秋聲と云ふ。萬卷書巖は縣城の東三里ばかりにあつて岩上に書院があり、岩下は湘水に臨み怪石排列して書の如く、岩上に萬卷書巖の四字を彫る、また顏魯公の手づから書したもので岩上の文昌古塔は高さ十丈、雲霄に直立し巍然として觀るべきものがある。雷壇は縣城の西五里許りにあつて怪石羅列し洞穴井泉があつて洞は凡そ七棟直ちに後山に通じ、洞内の石は禽獸の形態と頗る類似し、井戸の深さは一丈餘。春夏雷鳴に逢ふ每に紅色の鰍魚があつて水面に浮び瞬間にして見えなくなる、祁縣の著名なる八景の一つである。梅花鹿洞は縣城の東二里ばかりにあつて洞口は湖口に臨み、明の進士鄧球の讀書せし處で

兩壁に數個の文字を篆刻し玄奥測るべからざるものがある。

第二十四節　東　安　縣

一、沿革。 禹貢の時荊州の域に屬し、唐虞夏殷周には荒服の地であつた、春秋戰國の時には楚の南境となり、漢の武帝の元鼎六年長沙を割いて零陵となし荊州に屬せしめ、洮陽、零陵等の諸縣を統轄せしめ、洮陽は即ち今の廣西省の全縣であつて東安驛を零陵に置いた。三國魏の武帝の時には盡く荊州の地を倂せたが赤壁に敗るゝに及んで、荊州以南は吳に屬し、漢の昭烈帝は益州を得て荊州を分つに湘水を界とし、長沙、江夏、桂陽以東は吳に屬し、零陵、武陵以西は蜀に屬したが、昭烈帝の崩ずるに及んで零陵も復た吳に屬し、孫皓は零陵を分つて南北の郡とし、晉の穆帝は零陵の南郡を分つて營陽となし、劉宋は陵郡を改めて國となす。南齊は復た改めて郡とし、隋が陳を平らげると永州を置き、猶ほ零陵郡と號した。唐の武德四年復た零陵郡を割いて營州を置き、貞觀八年改めて道州となし復た永州を立て、洮陽を零陵に入れ、湖南道に隸屬せしめた。五代の時には馬殷が盡く湖南の地を倂せ、こゝに東安場を置き、宋は改めて永州軍となし荊州湖南路に屬せしめた。雍熙元年始めて零陵、全州の地の各々半ばを割いて東安とし、永州に屬せしめた。元は之に因つて永州路に屬せしめ、末年の兵亂に都邑は峒寇李鐵の燬く所となつた。明の洪武元年平章楊景は永州を克服し李鐵は降伏し、同二年に再び縣治を起し永州府に屬せしめ、清も亦之に倣つた。

二、疆界及び區劃。 東安の縣境は五縣に接し、周廻五百二十二里、東南、零陵縣界に到るに四十五里、北へ武岡縣界に到るに百六十里、西へ武岡縣界に到るに四十五里、東北へ邵陽縣界に到るに百八十里、南は廣西省

全州の縣界に到るに十五里、西へ全州境界に到るに四十里、西北へ新寧縣界に到るに四十五里。縣境は東西百三十五里、南北百七十八里。

縣は郷に下記の八區に分れてゐた。即ち城區。三河區。仁智區。恭安區。南應區、北應區、三水區、仁壽區であつて合計七十八段を管轄してゐる。

三、地勢。縣內は湘水の上流、越城嶺の北麓に位し、全境は山岳多く平野少く、西南界上には最も峻嶺多く、概ね越城嶺の支脈である。本縣と新寧及び廣西の全境との境界にあるものは大雪山で、太陽江の水源はこゝより出で、萬峯天に挿し紫雲峯が特に高く、山頂に寺院があり香を焚く者は炎熱の六月にあつても厚い衣類を着けねばならぬ。山脈は北走して九龍山となり、湘、資二水の分水嶺を成す、山勢急峻竹木天を遮り盜賊匪賊は多くこゝを巣窟とし出沒の常なく嶮を負ふて自ら固めてゐる、河流は湘江の本流の外應水、太陽江の二支流があつて全縣に分布し農耕地の灌漑は全く之に賴つてゐる。

四、城市概況。縣城は太陽江の北岸に位し左に象山があつて環列し、右に金峯があつて聳峙し、東北に雲霞山の北に向ふものがある、西北には雷霹嶺の險峻があつて扼塞をなし、南は廣東、廣西に通じ、北は雲南貴州に達し形勢頗る重要と稱せられる。城壁は東西に向つて橢圓形をなし規模狹小で、周圍三百五十丈、東西南の三門があり、市街は盡く南門外の河の南岸にあつて、衞公橋の上は商賈雲集し頗る熱鬧と稱せられる。

白牙市。縣城の東北十五里の太陽江の北岸に位して春夏水量が增せば船舶を通ずることが出來、本縣南部の商業の中心地である。

蘆洪司。縣城の東北七十六里應水の北岸に位し、北部は商業地であつて、交易は白牙市に次いでゐる。黎埠、

縣城の東南十六里湘水の北岸にあつて商況亦頗る見るべきものがある。この外井頭墟、盤龍圩、石期市、石板舖、山口舖、端橋舖、伍家橋、花橋市、大盛橋、白沙、大廟口等があつて何れも縣內重な市鎭である。



(東山縣の山中)

五、交通。縣境の交通は僅かに陸路に賴り河流は舟楫の利に乏しい、大路は轎馬を通ずべきも、小路は道路の修理が行はれず、砂礫地に遍く木石途に當り羊腸たる鳥道で行人之に苦しむ。

東關道。縣城の東門を出で、東北に行くこと十里で柳溪舖に到り、又十里で白牙市に到る。仁壽區區公所はこゝに駐まり、左に支線が一路あつて西北に行くこと二十五里で王家舖に到り、新寧縣境に入る。白牙市から東北に行くこと十里で輕土坪に到れば、右方に支綫が一路あり、東へ十里行けば井頭墟に到る、茶安區、區公所はこゝにある。更に四十里で盤龍墟に到り又十里で零陵の冷水灘に入る。輕土坪から東北に行くこと五里で有永橋に到り、十五里で石板舖に達し、又十里で山口舖に到り更に十里で端橋舖に達し、尙ほ十五里で西江橋に抵り、又十五里で蘆洪市に到る。南應區區公所及び蘆洪市商會、蘆洪市警察分所はこゝに駐まる。左方に大支線が一路あり、正西に向つて行くこと十里で伍家橋に到る、北應鄉區區公所はこゝに駐まる。此地から小支綫があつて、一は伍家橋の東北隅より右に行くこと二十五里で花橋市に到り幹線路に接し、一は伍家橋の正西より左に進み武岡縣境に入り、武家

橋の西北隅から大路を行くこと十八里で新圩に到り、又三十里で易家橋に到り、又十里で大盧橋に抵り又十五里で斗山舖の界牌嶺に通じ武岡の斗笠灘に入る。盧洪市から正北に行くこと三十里で花橋市に到る。三水區區公所はこゝにある。左方に一支線があり、行くこと二十里で易家橋と盧洪市に達し、正西の大路に合する。花橋市から北に向つて行くこと十里で鹽井舖に到り又二十五里で邵陽縣境の五峯舖に入る。

南關道。縣城の南門を出でゝ正南に行き應水の纙衞橋を越えると右に大支線が一路あつて西に行くこと三十里で鴨舖塘に到り、更に十里で廣西省全縣の珠成村に入る、纙衞橋から正南に行くこと十五里で黃土井に到り全縣の近界舖に入る。

西關道。縣城の西門を出て正西に行くこと八里で宋龍岩に抵る大支線が一路あつて、西北に行くこと七里で花橋に到り、又十里で花街に入り又三十五里で壩頭に至り、雷霹嶺を越えて新寧縣境に入る。宋龍岩から西行して澄江橋を踰え十二里で白沙に到り、又十五里で大廟口に抵る。三河區區公所はこゝにあつて更に三十里で李竹山に到り新寧縣境に入る。

東南隅道。縣城から東南に進み應水の登瀛橋を踰え、十里で永安舖に到り、又二里で滌埠頭に到つて湘水官の官源を渡り八里で蜈蚣嶺に到り、又十五里で獅子舖に着き又十五里にして石期市に到る、仁智區區公所はこゝにあつて更に十里で零陵縣境の零東橋に到る。

電信。電信局は城內に設けられ零陵新寧と接續してゐる。電話は重な市鎭の間に架設されてゐる。自動車路には則ち黃東線があつて全州の黃沙河と相接するのであるが尚未だ起工されない。郵便事務は尙代理所で行はれてゐる。

六、名勝古蹟。(一)孔明台、西山の上にあつて諸葛武侯が南方の四僻を經略するにここに足を留めたと傳へられ、山城に登覽すれば悉く曲折を見る、山腰に文廟があり元の寶田宮を保存修復したものである。(二)諸葛嶺は河の對岸東南隅の山頂にあつて淺濠の圍繞するものがあり、諸葛亮が軍師將軍を以て零桂軍賦を督し嘗つてここに駐屯したと傳へらる。下に大石が一つあつて「漢營古蹟」の四字が刻まれ風雨に剝蝕せられたとはいへ現在尙明瞭に顯はれてゐる。(三)吳公塔、陰陂廟に七級の浮屠一座があつて額に「吳公塔」と題してある、乾隆年間の知事吳德潤が造つたもので塔上に登つて四方を望むと、衆山皆小なる趣がある。(四)幽巖、縣城の北二里ばかりの五里峰の中にあるので又五峯巖とも稱せられ、內に九洞ありと傳へられ、景緻絕佳で昔人の遊覽せしものが多い、故に題記も少くない。(五)兵書峽、綠埠頭にあつて湘水の東に屈曲する二里の間怪石懸崖上に木櫃があり、俗に諸葛亮の書を藏せし所と云ふ。明代嘗つて使を遣はして檢視せしめた所たゞ巨大なる骸骨があるばかりで甎を八列に累ねて方匣の狀をなし、其の半ばは傾き落人のなしたものの如くであるが登攀に困難なる所なので何人が之をなしたかは知られない。唐宋の書籍にも徵すべきものなし、其の梢は今に到る迄に三度變化した。(六)九龍岩、蘆洪市の東約一里ばかりにあつて風景淸幽歷代の遊詠が甚だ多い。

第二十五節　零　陵　縣

一、沿革。禹貢には荊州の域に屬し、春秋の時には楚の南境となり、秦代には長沙郡の地であつた。漢代には零陵侯國を置き零陵郡に屬せしめ、後漢は郡治を泉陵に移す、卽ち今の縣城である。三國の時には初め蜀漢に屬し後には吳に屬した。晉以後は之に因り隋が陳を平らげると郡を廢し永州を置き、兼ねて總管府をも置い

たが次で廢され、大業の初め復た零陵郡と云つた。唐の武德四年復た永州を置き、天寶の初復た零陵郡とし、乾元の初復た永州と呼び、江南西道に屬した。五代の時には湖南に屬し宋代には永州と云ひ、零陵郡は荊州湖南路に屬した。元は永州路となし、至元十三年安撫司を置き、十四年に改めて總管府を置き、湖南省に屬せしめた、明の洪武年間に永州府と改め、湖廣布政使司に屬せしめ、州一縣七を領し零陵は之に屬した。

二、區劃及び疆域。全縣はもと二百六團に分ち、城區及び七鎭十鄉に分屬した、城區は八團を管轄し、孝悌鎭は三十二團を管轄し、屏湘鎭は十七團を、永政鎭は十二團を、楚江鎭は十八團を、灘市鎭は十二團を、高溪鎭は十八團を。黃陽鎭は十五團を、永昌鄉は七團を、歸德鄉十一團を管轄し、四達鄉は七團を、雙江鄉は六團を、幸樂鄉は五團を、福田鄉は七團を、梅杏鄉は五團を、郵亭鄉は九團を、淡山鄉は三團を、進賢鄉は十四團を管轄してゐる。

疆域、東は寧遠を界とし南は道縣と界を接し、西は廣西の全縣と隣りし、北は祁陽、邵陽の二縣に界す。西南は廣西の灌陽縣と接し、西北は東安縣と界を接してゐる。縣境は東西二百十里南北百五十里である。

三、地勢。湘水は廣西省の全縣から省境に流入し東安縣を過ぎて本縣に入り全境を東北に貫流してゐる。其の山脈の北部に盤繞するものを西方の越城嶺とし、東の衡山と相接し、南方を繞るものは南の都龐嶺と東南の九疑山の餘脈とである。故に全縣境は丘陵起伏し間々平野をも混へて風景は畫の如くである。

四、城市概況。縣城の西は瀟水に瀕し東は丘陵を負ふてゐる。城は南北に長い楕圓形をなし、周圍九里餘、城門七つあつて正面を大西門、其の南を小西門、太平門と云ひ、正南を南門、西北角を瀟湘門、正北角を北門、東南角を東門といつてゐる。城内の東に東山あり、西に輝山があつて舊府署の後方に萬石山がある。城外

の瀟、湘二水の合流する處に當つて河床隆起し萍洲をなし、四面水を環らし竹木繁茂して風景清幽、もと書院



零陵市街

があつたが今は第六聯合縣立中學校の地となつた、商況は大西門が最も繁榮し小西門は之に次いでゐる。

五、農産。 米穀を大宗とし、麥、豆が之に次ぎ、南境には茶油、桐油を産し、年約二萬担を出し、漢口等に移出される、西鄕の沙坪一帶には西瓜を産し、紅黑の二種があつて、土人は多く之に頼つて生活してゐる。又南鄕には杉材及び冬筍、粗紙等を産し、各港市に移出して利を得ること頗る豐かである。

六、交通。 陸路、縣城の東から菱角塘、産子坪、大麻江を經て寧遠縣界に至り、南は富家橋、瀧泊を經て道縣との縣界に至る。自動車路は祁陽から縣內を縱斷して廣西省全縣に到り更に省都桂林に達する。

水路は西方王田舖、東湘橋、棗木舖を經て廣西省全州縣界に到り、北へは畫眉舖、五里牌、孟公山を經て祁陽縣界に到る。又同じく水路で、冷水灘、高溪鎭、黃陽鎭、滴水岩を經て祁陽縣界に到る。又た西南へは粟藁坑を經て廣西省灌陽縣界に至り、又西北へは荊家舖、烏塘舖を經

て東安縣界の石期站に到り、又水路により老埠頭から長塘舖を經て石期站に至る。又北方へは老埠頭、冷水灘、胡塘舖、三久舖、秀井頭、花橋を經て祁陽縣界に到る。

電信線。南は道縣に通じ西は全州に通じ北は祁陽に通じ何れも縣道に沿うて架設されてゐる。

七、名勝古蹟。(一)芝城第一山、縣城内の東北隅にあつて大路があり直ちに山頂に達する、山上に護國祠、崑濤亭があつて民國七年譚組庵が永州に居つた際に建築したものである。祠中には民國六七年の護法の役に陣歿した將士を祀り、亭中には劉崑濤の像を懸げ、其の上に登れば全城を俯瞰することが出來、南は貫峰を望み北は萍洲を眺め、綠天は其の東にあつて愚溪は其の西にある。(二)綠天庵、縣の東城外の城壁の下にあつて内に草聖碑があり、亭中に唐僧懷素の書せる草碑數面を藏して居り、世人之を珍としてゐる。(三)澹岩、縣城の南二十五里にあつて昔澹と云ふ姓の者が此處に居つたので名づけられた 東の瀟水と西の賢水の間に盤伏し、周廻一里で中に窟口があり一萬人を容れることが出來る、岩窟は一は明るく一は暗く各々相通じない、口は皆東に向つてゐる。明岩口は新月に似て高さ數丈もある、澹山寺はここにあつて其の樓殿屋宇隙罅の中に隱れ風雨に冒されることがない、暗岩の洞口は甚だ狹く火を持つて入るに廣袤一萬人を容るゝことが出來、仙人田の勝蹟があり、路は山頂に通じてゐる。民國七年の南北の戰に譚組庵、譚浩明がここに駐屯した時修築したものである、其の上に登り南に九疑を望み北に江流を瞰れば、昔黃山谷の詠んだ「永州澹岩天下稀」の句も過言でないことが解る。(四)石城山、瀟水の西三里ばかりにあつて其の石は林の如く中に數十畝ばかりの廣場がある、外側は方形を爲し城の如くである、城の外には怪石纍々として道の通ずべきものなく、石に從つて内に入るに、草木が生え雲煙を貯へ此の城は空虛ではない、名勝記には山の脈を按ずるに城の如く、又怪石異花多く道の通ずべ

きものなきに似て、石に沿うて上に登り徐々に內に入れば草木が繁茂してゐる。(五)小石城山、西山の北にあつて雲煙之を護り蓬蒿之を沒し其の中に隱るゝことが出來る。名勝紀にはこの山石城と相類し境界の差小なるに因つて其の名があると云つてゐる。(六)袁家渴、縣城の西南にある、蓋し瀟水には屈折多く毎に屈曲するに必ず彎曲せる河岸があつて危石を以て之を束ね、水が石に遇へば卽ち反流するが、楚人は水の逆流するものを渴と云ふ。袁家渴の石は獨り他と異なる、蓋し水勢怒走すれば多くの小石は遁るゝ所なく聚まつて一大石となり、積むこと多くして漸く堅く百千年を經て渴中の山ここに出來、其の狀斑奇にして其の色は蒼古、或は高く或は低く水中に散布してゐる、西岸には復た高峯があり峰色蔭石石色蔭水渴の勝特に備はつてゐる、柳子厚は「舟行窮まるが如くして忽ち際まりないものあり、よく其の曲を盡せるものと云ふべし」と云つてゐる。

第二十六節　道縣

一、沿革。漢代には營浦縣となし零陵郡に屬してゐたが、三國の吳は營陽郡營浦縣となし、晉の初め營陽郡營浦縣を廢し、猶ほ零陵郡に屬せしめ、永和年間に零陵を分つて復た營陽郡を置き、營浦縣を郡治とした。宋は營陽郡營浦縣とし、齊も亦之に則り梁は兼ねて營州を置いたが次で廢止した。陳は永陽郡營浦縣とし、永陽郡を省き營浦を改めて永陽縣となし、冷道、舂陵二縣の地を併せて之に加へ、零陵郡に屬せしめた。唐の武德四年零陵郡の營道永陽等五縣の地に營州を置き、同五年に南營州と云ひ、貞觀八年更に道州江華郡と名づけ、天寶年間に更に永陽を營道縣となし、又改めて宏道と云つた。五代の唐の乾寧中潭州刺史馬殷は其の將秦彥暉瓊等を遣はして連郡郴衛道の永の永州を改めて皆之を下した。梁の太祖は殷を封じて楚王となし周の廣順

中行逢の據る所となり、宋は道州江華郡として荊州湖南路に屬せしめ、更に宏道を改めて營道とした。元は道州路營道縣となし、明の洪武の初め道州府となし、同九年に改めて州となし、永州府に屬せしめ、營道縣を省いて、猶ほ四縣を統べ、清代には道州となつた、民國が創始されると改めて道縣と名づけられた。

二、**疆域**。東は寧遠縣を界とし南は江華縣に接し西は廣西省全、灌陽の二縣に連なり西南は永明縣を界とし北は零陵縣に接す。縣境は縱百六十里橫百二十里である。

三、**地勢**。縣内は零陵、寧遠、江華、永明の四縣の間に位するも蓋し瀟江の流域はたゞこの五縣のみであつて、道州は其の中央に位し、都龐嶺の脈は西を阻み九嶷山の餘脈を東に擁し、瀟水は南から北に流れ其の際崖を縱貫し石に觸れ灘に乘り、聲は雷の吼ゆる如く、其の陸路も亦た峻崖懸坂鳥道羊腸として、山水秀明の勝境なると共に重關險隘の邊阨である。

四、**縣城概況**。縣城は沱水の北に瀕し、周圍五里餘、高さ六尺、城門五を設く、即ち四門（東西南北）の外小西門を加へたものである。明の崇禎十一年流寇が竊かに現はれたので增築補修し、從前よりも高さを加へ且つ廣く厚くした。城内には數個の山があり、元山はもとの儒學の後にあつて、唐の李郤、宋の吳必達、樂雷發は皆狀元中其の名を得た、明の洪武年間かつて狀元樓を山麓に建てたが、現在は改めて中山公園となさんとしてゐる。虞山は其の西にあつて唐の刺史元結はかつて舜廟を此處に立てたが今は廢れ、石刻も亦た磨滅して僅かに「虞山」の二大字を殘してゐる。斌山は舊州署の北にあつて石峯奇怪、山上の石に「斌山」と刻まれ山下に泓龍池があつて西南に石井があり、丹井と云ひ山の頂上を鶴駕鶴峯と云つてゐる。玉城山は舊州署の東にあつて怪石嶙峋古木蓊翳として前人の石刻も亦多いが今は之を讀むことも出來ぬ、又東郭に七泉があつて皆澄澈

清漪繞り沿ふて相混つてゐる、城内の商況は尙盛んで人口は約一萬である。

五、交通。 陸路、東へは縣城から佛祖廟、瓶塘、桃花井、白芒舖、野雞舖、廣文舖、柑子園等を經て寧遠に達し。電信線及び電話線があつて何れも寧遠と相接する。南へは縣城から甘溪舖、嶺江渡、小水橋、新舖、祥霖舖等の市を經て江華に達し、電信線はなく電話線は架設せられてゐる。西方へは縣城から十里舖、露口、壽佛墟、牛路口、楊家橋、山口舖、高明橋、洞尾、蔣家嶺、永安關等を經て廣西の灌陽に達する。電信線はなく電話線は蔣家嶺に至つて終つてゐる。西南へは縣城から華巖舖、新舖、老舖、牛田橋、新車墟、麥山洞等を經て永明に達する。電信線はあるが電話線は正に架設を待つべきである。北方へは縣城から五里牌、斜皮渡、赤元舖、大路坪、板橋舖、蓮塘、瀟濤灘、茆江口、上埠港、麻灘舖等を經て零陵に達する水陸の二路があり、何れも電信線があつて零陵と相接し、電話線は上埠港に至つて終つてゐる。

六、名勝古蹟。（一）含暉巖、縣の南四里にあつて叉斜暉巖とも名づけ、石洞は屋宇の如く東及び南の二門には泉があつて石罅の中から出で極めて清洌である、洞外の最も高い處には「水天一色」の四字を刻み、傍に「蔡邕の書」と署されてゐるが、字は行書楷書であるから後世の人が附會したものと思はれる。（二）中郎岩、縣の西三十里にあつて漢の張騫がこゝを過ぎたので名づけられたと傳へられ、石壁に據つた岩頂は地勢雄勝であり、石段に沿つて上ると樓閣を昇る如く中に石柱が八本あつて之を擎天八柱と云ひ、右方に小さい穴があつて梯子を登つて中に入ると昻然として展開し、岩石には婦人の如きもの童子の如きもの田地の如きもの井戸の如きもの等があつて、形狀は同一ではない、但し暗いので燭を點ずることに依つて其の妙を得ることが出來る。蓋し奇境である。（三）華巖、縣境の西十里にあつて兩岩相對し一は明るく、一は暗く、明るいものを華陽巖、暗い

ものを華陰巖としてゐる。(四)月岩、縣城の西三十里にあつて周子書を讀み道を悟りし處とされ、名勝志には東西の兩門望めば城闕の如く中は空虚なるべく、其の頂は東に至つて之を望めば、月の上弦の如く西より之を望めば月の下弦の如く中央より之を望めば滿月の如くである、故に名づけられたと云つて居り又東西相通ずるので穿岩とも云ふ。

第二十七節 寧遠縣

一、沿革。漢代に冷道、營道二縣を置き、隋代には冷道は省かれて營道に入れられた。唐の武德四年改めて唐興を置き、唐壽二年改めて武盛と云ひ、神龍の初め復た唐興と云ひ、天寶元年改めて延唐と云つた。五代の時には楚に屬し後に延昌と云ひ、後唐の同光の初め舊に復し、晉の天福七年改めて延喜と云ひ、宋の乾德三年始めて寧遠と云ふ。

二、疆界。東は三十里で藍山に界し、東北は四十里で新田に界し、西は四十里で道縣に界し、西北は九十里で零陵に界し、南は四十里で藍山に界し、北は百二十里で陽明に界す。面積約一千六百二十方里である。

三、地勢。縣内は衡嶽の南五嶺の北に當るので九疑山の脈は南境を廻繞し、層巒疊嶂處々皆山であつて、瀟水は縣境を貫流し溪澗交錯し、田園廣く延び風景は甚だ佳く、所謂「湘南山水の勝地」である。

四、城市概況。縣城は馬岨山の南十里に位し、滯水の北岸に瀕し、周圍四里餘である、縣志には宋の乾德二年今の治に遷して寧遠と云ひ、明の洪武二年知縣朱公慶予城を改めて土城となし、高さ八尺厚さ三尺周圍三里とした、之が土城の始めである。嘉靖十八年知縣周諒は重ねて修築し、其の五個の城門を定め東を文昌、西を武

定、南を布薫、北を拱辰、小南を會濂と云つた。以後は屢々崩れ屢々修復されて百姓は城壁の工事に疲れ、縣の累をなしたので萬歷二十年知縣王時春は始めて石工を督勵して巨石を選んで四圍を環繞せしめ、二十二年工事が竣工すると赫然として觀を改め、縣民はこれより累を免かれた。此れが土城を石城に改められた始めである。今の城基は周圍三千百五十歩、橢圓形をなし東北は高く西南は低く、僅かに東、西、南、北の四門あるのみで、城內には荒地が甚だ多く、街路は狹隘である、民國十六、七の二年間に城は四回も陷落し、十六年七月二十四日の役は最も悲慘で、縣長楊定遠、民局總長局副主任姜寧は何れも殺害され、住民の難に死するもの殆んど二千人、縣署は賊の燬く所となり、今の縣政府は議會內に設けられ、城牆垜堞はたゞ殘磚を餘すのみで蕭條として目に入るに堪へず、商況は北門一帶がやゝ盛んで人口は約二萬餘、東鄉の禾亭墟、北鄉の柏市、南鄉の水市は何れも縣內主要市鎭である。

五、名勝古蹟。（一）舂陵城、道州志には舜が南巡し蒼梧の野に崩じたと云つてゐるが、後には九疑大阜の中に自ら撞いた鐘があることを聞き、之を求めて韶樂の遺器を得て自ら陵阜に奏樂したので、舂陵の名がある。漢の武帝の元朔五年長沙王の子買を封じて舂陵侯とした、其の地は今寧遠の西鄉にあつて城址は尙存し後に舂陵を分置し、復た舂陵を改めた際も縣治は皆此處にあつて未建國以前には舂陵鄉として長沙郡に屬してゐた。故の城址は今の縣城を距つること五十五里の柏家坪にあつて、もと北屏鎭と云ひ、今は第八區に屬し、土壁の周圍約半里で正方形をなし高さ一丈を逾えない、上は樹木を生じ、中は開けて田圃となつてゐるが、土人は昔時耕作播種をなすに往々漢代の磚を發掘したと云つてゐる。東西に通ずる一路があつて殆んど古城門に通ずるものであり、城の西數町には舂陵侯の廟があり、城の北一里ばかりには舂陵の墓がある、嘉慶年間知縣曾鈺が碑を

墓の門に立てゝ之を誌してゐる。今に至る迄二千餘年樵牧なすもの敢て其の塊土を動かさず、野火の焚燒も墓の近くで止まると云つてゐる。この地を指して光武帝發祥の基となしてゐるが、たゞ地域が狹小であるから恐らくは城址でなく殆んど藩侯の邸に類するものであつたらう。(二)冷道城、縣志には漢の元鼎六年の初め冷道縣を置く、簫韶峯の下にあつて今の城を距つること三十餘里、遺址猶ほ存すると云つてゐる。故址は即ち舊東寧鎭の延唐觀であつて培植の李氏村の傍にある。今は第二區に屬し瀟、瀼、仙、政、沸の諸水は合流してこゝを經て冷道水と云ふので、かく名づけられた。遺蹟は已に久しく湮沒し春陵城の顯著なのに及ばない。土基は荒煙蔓草の中に隱れた。(三)舜陵、孟子は舜が鳴條に卒したと云ひ、史は舜が蒼梧の野に崩じたと云ひ、叢說紛々としてゐるが、實は舜の南巡は蓋し已に禹に禪ずるの意があるので、國を去ることたゞ遠からざるを恐れたのである、古人の太伯の遯呉の如き介之推綿山に隱居せる如き、皆深山窮谷の間に竄居し以て其の位を避くの堅き決意を示したのであつて、凡そ太史公蔡中郎(玉琯岩に石に刻んだ蔡邕の銘がある)唐の柳州張謂、元結等何れも記述がある、宋の名士の題詠は尤も多い。陵は今の縣城の南五十九里三分の一にあつて、九疑營は舜源峯の麓にある、千岩秀を競ひ萬壑奇を爭ひ、正殿が一字あつて紅牆を繞らし、制は古殿に倣ひ、後閣の中に石碑があつて隸書して「帝舜有虞氏の陵」と云ひ、書者の姓名及び年月日は何もない。正殿の傍にはもと香杉が十五株を殘して枝葉青翠天幕の如く、終冬枯れず樹木の中は空虛で人が臥寢することが出來、堅さは鐵石にも比すべく洵に數千年のものであつた。兩廡碑の亭中には歷代の奉祀使者の碑に錄した記事が無慮數百ある。

第二十八節　陽明特別區

一、沿革。陽明特別區は卽ち民國九年零、祁、寧、常、新、桂の六縣から接近せる地域を分割し新たに置かれた陽明縣の地であつて、漢族と猺族の雜居する處、元以前には猺族が尙漢族より多かつた所である。但だ此地方の沿革に就ては文獻の徵するに足るものがないが、明の初に及んで、陳友諒の兵が敗竄して該區に入り猺民と通じ、險を扼して守り、閣部の親督軍之を征討し一年の久しきを經て始めて平定され、次で地勢の險要と


猺婦

交通の梗塞せるに因り、こゝに峒官四十八名を設け、區を分つて處理せしめ、管轄せる各縣に屬せしめなかつた。前清には峒官の制度を廢止し、專ら永桂理猺宣民府を新、桂二縣の境界である上流峒に設けた。咸豐同治の間に及んで洪楊の兵が革命を起し、該峒の猺民趙金鳳兄弟は隙に乘じて起ち曾國藩の兵と戰つて剿滅された。民國以後府の制度が廢されると、盜賊は機に乘じて集まり起つて數縣に蔓延した。民國八年省政府によつて五縣聯合團を視下に創設し、民國九年改めて新安行政區が洋山に置かれ、民國十年新安行政委員會が旭日洞に設立され、當時は又游擊營を野株源に組織したが遷移定まりなく、餘り效果を收めなかつた。抑々民國以來匪賊の巣穴たること十有餘年、肅淸せられたことはなかつたのである。政府は民衆の匪禍を受くること甚しきを憫み、又區域の廣大なのとで陽明縣を設置するを議決し、旭日洞が頗る閉闢してゐるので縣治の地と定め、民國十七年一月十六日に縣署が成立した。縣を

設くること二年餘り匪賊は猶ほ剿滅されぬので、建設に停頓を來し、縣政府所在地に林立するものは群草造ひに交はるものと、たゞ三十數戸の茅屋のみに過ぎない、民國二十年復た境界の區劃が困難であつたので、行政院の允許を得て縣治を裁撤し、所屬の地域によつて零陵、寧遠、祁陽、桂陽、新田、常寧の管轄に歸せしめ更に陽明特別區と名づけ、警備營を設置し、何宗漢を營長に任じ、常に山川の間に駐屯せしめて匪賊の鎭撫に當らしめてゐる。

二、交通及び重要市鎭。 地勢は群山峙立し重巒疊嶂して平原甚だ少なく、交通も亦極めて不便である。

(1)西北路綫。旭日洞から西北に老蓬嶺、呂公洞、花筵江を經て祁陽の南境に入る、呂公洞には現在の廣公鹽の稅關分所が設けられてゐる。

(2)南部路綫。旭日洞から南行し阻山口、土地堂、石家洞を經て寧遠新田の兩縣界に入るもので沿道は蕭條たるものである。たゞ石家洞は頗る見べきも、遠く昔日の繁盛には及ばない。

(3)東部路綫。旭日洞から阻山口を經て東に折れ壘下、野株源、晒北灘、梘下、龍公嶺、中白水崙洞を經て祁陽縣境に入る、更に晒北灘から分岐し一は北行して小溪、源毛田を經て常寧の洋泉に至り、一は彝草堂地方から折れて南行し蕭家洞、板子橋、絲毛埛、上凉峒を經て新田縣界に入る、沿道は山路崎嶇として殊に步行が容易でない。

(4)西部路綫。旭日洞から西行し接龍橋、柏坪裏、黄柏峒、產子坪を經て零陵縣界に入るもので、產子坪には早くから廣東の稅關が設けられ、商業は比較的盛んである。

(5)北部路綫。旭日洞から阻山口に至り折れて北行し皮羅河に沿うて下り。小金峒江口、大竹源、馬蹄口、

大金峒を經て祁陽縣界に入るもので、曩日該地域は黃金世界と稱せられたが現在は匪賊の燬燒に遭ひ住民は多く遠方に遷つた。

三、名勝古蹟。陽明の山頂には活佛があり、土人は膝祖菩薩と稱し新田の人で、鄭と云ふ姓であるといふ。明代其の師傅某に隨つて道を山麓の祖爺庵に修め、越えて數十年故雲に託して遊び、山頂に隱れ人之を目視したものはなく、其の成佛するに及んで土人は資を集め廟を建てゝ供奉すること、凡そ數百年泰平の時に每年七八月より十一月に至つて遠道から巡禮して香を進んずるもの絡繹として絕えない、殿前に五色の葉で結んだ苦樹が一株あつて、膝祖が道を修めた時日に葉一片を食べたと傳へてゐる、思ふに苦樹は草木であるが膝祖が葉を採つて食べた後漸く長じて樹木を成し、大いさは六抱ばかりもあつて今尙殘つてゐる。廟の左右には二山があつて左が青龍山、右が黃龍山である蜿蜒として連り、之を名づけて「二龍戲珠」と云つてゐる。黃龍山は四季黃葉で甚だ茂り、土人は他の樹木を植ゑることを試みたが育たなかつた。青龍山は綠樹蔭を成し極めて幽雅であつて、匪賊盜賊が潛伏して以來交通の梗阻により香を進んずる者も足を止めた。又た旭日洞の東北十餘里に羊角山があつて老君山とも名づけ、老子が道を得た所であるといふから斯く名づけられたと傳へてゐる。もとは寧遠の猺族の地に屬し、北路には曾つて龍鬚草を產し、山の高さ七八里、屈曲して上る、山の南に老君庵があつたが匪賊の焚く所となる、北には老君巖があつて險峻異常で路の通ずべきものがない。石耳（菌類）は頗る多いが土人は竹竿を用ひその先きに刀を繫ぎ刀の下に布袋を附け、仰いで之を取る、巖口には古木が二株あつて四時青く遙かに望むことは出來るが及ぶべくもない。東南から行けば溪澗があつて下河澗と云ひ、又仙人跳澗とも名づけ、現在脚の痕があり足跡は明瞭に殘つてゐる。更に西南に向へば大廟に至る。土人は蝶絲地と稱

し廟中には盤古氏を奉祀し左は關公、右は包公を祀る、裏口神臺には四季清流があり石灰を以て消すと更に旺溢するを見る。

第二十九節　永明縣

一、沿革。漢の元鼎六年に零陵郡が置かれ、武帝は南越を定めて蒼梧郡を置いた。又蒼梧郡に屬する所に謝沐縣があつて今縣に屬する。第五區、第十七里に謝沐鄉があつて謝沐高等小學校が設立されてゐるが、この漢の謝沐は今の永明縣境内にあることは疑ないのである。晉は臨賀郡に屬せしめ、宋は臨賀國に屬せしめ、齊は猶ほ臨賀郡に屬せしめ、隋代には營陽謝沐の二縣を廢し併せて永陽となした。唐の武德四年永陽縣を徙して營州に屬せしめ、貞觀八年永陽を省いて營道に入れ、天授二年復た道州を置き、天寶元年始めて永明と云つた。縣治は屢々遷移を經て明代始めて允平鄉辛平里に置かれた。

二、疆界及び區劃。縣境の東は江華に界し、北は道縣に接し西は廣西の灌陽茶城二縣に界し、南は富川に境してゐる。全縣は六大鄉區に分たれ、第一區は東關、南關、西關、永康の四團を管轄し、第二區は保障、文德、永順の三團を、第三區は永保、嘉祿、永和、興讓、明倫、盛世、永安の七團を、第四區は允山、新民、公義の三團を、第五區は永正、永壽、永勝の三團、第六區は永發、永强、永平、永綏、長標、永剛、永昇、永靖、清溪、永忠龍虎、永穀、源口等の十三團を管轄してゐる。

三、地勢。都龐嶺の脈は南境に連綿とし、凡そ百九十六里、萬山連簇として或は屹立劍の如く、或は連なつて牆の如く、或は錯はつて棋の如く、或は起伏して波濤の如く、或は展開して旗幟の如く、或は拳して仙掌の如

く、或は蹲まつて獅子、虎の如く、千態萬狀頗る奇觀と稱せられてゐる。山の嶙峋として特に秀でたること及び山間の巖澗に富めることは、廣西の桂林と相似てゐる。

四、氣候。 永明は四境に山多く春夏の交に雲氣瀰漫し、是によつて雨多く、衣服には白黴を生じ易く、晴天に遇へば暖かく三冬と雖も帽を脫ぎ衣を輕くするが六月にも亦裘被を擁することがあり、八九月も雨に遇へば寒く、廣西に近き各區には時に瘴癘の氣があり、住民は多く瘧疾を患らふ、近年以來は氣候にも亦異變があり、民國以前には終年時に雨聲を聞いたが、今は秋冬には常に數ケ月は降雨がない。

五、交通及び主要市鎭。 縣城を中心とし東、上江墟を經て道縣に達するのは陸路の驛道であつて、河流は淺狹で春夏水量の增大せる際に小船の往來があるばかりである。東南は何れも村落であつて江華に達することが出來、西北灌陽に通ずるものは羊腸たる小徑である。西南は桃川墟を經て龍虎關に至り、恭城縣との境界となる。龍虎關は東西の二街に分れ、東を湖南街、西を廣西街と名づける、船商が甚だ多く、河流は廣東、廣西に達し陸路も亦甚だ平坦である。

電信線及び電話線は何れも旣に設置された。

六、名勝古蹟。(一)太平寺、縣の西南一里にあつて四面山を環らし石聳えて老樹數百株を夾み鬱々葱々として廬舍映蔽し、寺の後方には竹千株を植ゑ、山門の前には飮鹿泉があり、甘冽にして風味がある。泉の外には石があつて廣さ約一畝餘綠淨毫髮をも鑑すべく、池畔の斜面に一徑を穿ち山麓を繞つて出で、斜坂を迂曲して下り、溪岸に達する境地幽曲である。山頂には平臺があり數十人を容るゝことが出來る。

(二)桐岩、縣の西北四里にあつて岩腹深くして能く窮むることなく、初めは道狹くして暗く炬火を秉つて行

かねばならぬ、折れて內部に入れば則ち水石の相激するを聞く、水の廣さ約二丈餘、上に木橋を架けてゐる、水中には二尺ばかりの魚が居り極めて美味である。たゞ眼なくして生くるのは天日を見ないからである、こゝを過ぎると別天地がある、忽ち明るく忽ち暗い、咸豐三年の間に亂を避けてこの內に居を構へたものは竟に千餘戶に達したが、久しく水石江陰の間に居ると病に罹るので賊が退くと先を爭うて遷り出た。

(三)女媧岩、縣の東南十八里にあつて、女媧氏が嘗つて此處に至つたと傳へられる、此の說には固より根據がないが、造物の奇はこの岩も亦た略ぼ具へて居る、洞は內外に分れ門を入ること數十步ならずして樓の如きものがあり、上には別に洞口があつて外に向つて更に石柱の排列してゐるものがあり、村民が亂を避けた時砲を其の上に置き、人は其の後に隱れ賊をして敢て窺ひ探ぐることとなからしめたものであつて、樓の下は東西二路に分れて入り、又岩の巷の如く數百の家族を收容することが出來、泉は石を縫ふて出で四時竭きることがない。

(四)牛口岩、縣の西十里の周家邦村にあつて、內部の廣さは桐岩に劣らないが、たゞ桐岩の水は橫に濶く、この水は直ちに出で石に沿ふて迂折して洞の後方に入り、四橋を渡つて始めて其の腹部を履むのであつて、桐岩には明暗があるが、これは全岩日光の穿入する所がないのが異つてゐる。水流は洞を出で一池塘に合し、池の廣さは數畝、池より流出して集まつて溪をなし、村に沿ふて鄉に達する河は旱天にも涸れないが水利は餘り多くない。

第三十節　江　華　縣

一、沿革。漢の武帝元鼎五年南越の相呂嘉が反し、武帝は伏波將軍路得博等を遣はして之を撃たしむ、同六年に之が平定すると其の有であつた蒼梧等の九郡を交州に屬せしめ、縣十を領せしめた。馮乘も其の一つであつて馮乘縣を置かれたのは蓋しこゝに始まる。降つて唐の高祖武德四年に及び梁を平らげて零陵に屬せしめ、賀州を置いたが更に賀州の馮乘を割いて江華を置き、營州に屬せしめた。江華の名はここに始まる。前清の順治に及び定南王孔有德は師を率ゐて南征し、左翼將軍馬騰麟を遣して之を破り、江華縣は始めて版圖に入り、零陵に隷屬することとなつた。之が江華沿革の大略である。

二、區劃。現在の行政區劃は全縣を劃して十區となし、其の中の九江區及び錦田區が最大で區名は次の如くである。(1)城廂區。(2)風雲區。(3)鹿洞區。(4)沱東區。(5)沱西區。(6)秦山區。(7)蒼梧區。(8)嶺東區。(9)九江區。(10)錦田區。

三、疆界及び幅員。東部は廣東の連縣及び連山を以て界とし、南部は廣西の富川及び賀縣に接し、西部は永明、道縣に隣し、北部は寧遠、藍山に界してゐる。縣境は縱二百八十里橫百四十里である。

四、重要市鎭及び交通。東南は廣東の連年連山及び廣西の富川賀縣に通じ、西北は永明、道縣及び寧遠、藍山に通じて四境縱橫何れも陸路に屬し、交通は極めて困難を感じてゐる。たゞ縣東の馬頭鎭は縣に屬する最要の關鍵であり、廣西との境界に接し、水路によつて交通する、其の白石關、分水坳は廣東に通ずる要地を扼し、次いで大墟鎭、及び河路口は廣西に通ずる要路である。市場の交易は亦頗る繁盛である。電信は道縣と連接し兼ねて永明に通じてゐる。電話及び縣道は正に建設計劃中である。

第三十一節　藍山縣

一、沿革。本縣は山容四時蒼碧で藍の如くであるからこの名を得た。漢の高帝の二年桂陽を置き主邑を南平と云つたが、其の舊址は今の南平鄉であつて、縣城の東五十里にある。この郡は臨武、耒陽、郴州等の十一縣を領してゐた、武帝は十三州を置き、桂陽州は荊州刺史部に屬し、光武帝は桂陽郡を置き、猶ほ荊州刺史部に屬せしめた。宋の元嘉年間には桂陽太守を置き南平縣は桂陽に屬した。齊は桂陽郡を置いて湘州鎭に屬せしめ、陳代には桂陽郡の地を割いて盧陽郡としたが南屏は猶桂陽に屬した。隋の大業年間南屏を省いて臨武縣に入れ、唐の高祖武德四年には復た之を置き郴州に屬せしめたが、元宗の天寶元年南平を改めて藍山となし、縣治を古城に遷し、宋の眞宗の景德三年郴州から改めて桂陽に屬せしめた、時に桂陽は監を昇せて軍とされた。宋末に縣治は今の處に遷されたので三度變遷があつた。故に三藍と號してゐる。

二、境域及び氣候。三藍は地遠くして偏僻であり、層岩絕壑は廣東と湖南の間を阻隔し、九嶷舜帝の遺蹟、濂溪周子の餘波は湖南の偏陲に介在し、巒峒を控引し、前は黃蘗に跨がり、後は藍嶺を負ひ左は大湊を帶び右は九嶷に接し、其の封疆の界の大略は斯くの如くであり、鳳冠、朝拱、錦案、摧鬼、三峯の諸山連綿として四水は邑の附近を週廻してゐる。縣の幅員は廣さ七十五里、長さ百四十里、東は四十里で臨武縣界に至り、西は三十五里で寧遠縣界に達し、南は九十里で廣東の連縣界に至り、北は五十里で嘉禾縣界に至る。縣邑の周圍は祟山環抱し秋季に入れば嵐霧四塞するので、昔は瘴鄉と稱せられ、志記には早朝起き出で生薑或は檳榔を服用し或は酒を飲むことによつて其の邪氣を防ぐに足ると云つてゐる。風は多くして強く其の物を撼かす、呼號聲あ

り朔風に類してゐる。五六月に東風が起ると樹木に損傷を及ぼし、七八月に南風が山嶺の右方より來ると住民は防疫に備へる、今其の地に臨めば四時雲煙多く氣候寒暖定まりない、舜鄕は縣邑の南部にあつて三伏の暑熱も甚だしくなく四時綿服を脫がず、秋季に至れば病患者が多い。民國十八年に疫病が發生した際には非常なものであつた。蓋し其の地が南部の山岳の間に位するからである。

三、地勢。 縣は山岳四周して中央の一部に平地を見るのみである。重なる山水には、石疊山は縣城の東十五里にあつて峯巒重疊連綿として甚だ廣く、其の尾端は灘上の三峯となる。虁山は縣城の西二里にあつて下に虁廟があり、舜帝之を過ぎし處と傳へてゐる。舜水は舜岩に出で、縣城の南を遶つて東流し、蒙溪、英溪の諸水を合せて三峯の下に合し、小十八灘となる、下流は鍾水と稱し、瀟、湘に注いでゐる。毛俊水はもと桐柏河と名づけ、水源は四ケ所あつて毛俊に至つて合流する。

四、城市概況。 縣城は萬山の間に位し、四時の蒼翠常に雲霧を生ずるので氣候は比較的寒冷である。縣城の西北は山勢迂曲して來り頗る高峻である、全城の屋宇の櫛比せるを望み、東南は舜水廓下に横たはり、平田數千項、邑中の菁華をなしてゐる。城の西北隅は戶口稀にして甚だ幽靜で、土地は廣く蔬菜、果實を植ゑ、雜木多く偶々到る者は鄕村かとも疑ふ。東南は戶口稠密で土地低濕城廓の高さは二丈に及ばない。四方は二里許り丁卯の冬匪賊の城を攻むること急なるに因つて、遂に西北の城壁に砲樓二ケ所を建て、守禦に備へ額に題して許公樓と云ふ。許軍克く戰ひ陳匪を擊退せしめ藍山の民衆が記念したものである。城廓には四門があり月城もあつて東を迎旭、南を挹薰、西を望嶷、北を拱辰と云ふ。東南には舜水があつて保障をなしてゐるが直ちに廓壁に迫つてゐるので時に崩壞する處がある。西北の城外は地勢高峻で西山に連なり、時局の靖かならざる際に

は寇賊は毎にこゝから進攻する、然も最近百年來未だ邑城の陷落したことがなく、偕に神兵の守護するものがあると傳へてゐる。故に西門の城樓の匾額には「神威不著」と云ひ北門には「懷柔百神」とある。もと小東門があつたが虎の患が多いと云ふので遂に閉鎖された、南門を出でゝ木橋を渡ると富民壩と云ひ、毎旬三回の市があつて住民の互市場で、頗る繁盛である。城の東門には文星樓があり樓は三層で上層には奎神の塑像を奉安し、文武の兩廟は規模頗る宏大で別に尊經閣を建て、閣の背後は考杏場であつたが、現在は中學校に改築された。其の他公有の廟宇は頗る多い。縣邑は五鄕に分れ各々公館を城內に建てゝ各鄕人士の休息する所として居る。縣城の東半里許りには高丘があつて一書院が建てられ、蒸山と云つて往時は邑人士の學を講じた所である。更に東に進めば廻龍山となる、古刹があつて一堂が建てられて居り自祥符を作る所である。綠樹幽靜で舜水波を漾はし、縣邑八景の一であつて、凡そ藍山に遊ぶものは必ず此處を遊覽する、又偶像が森列して婦女は屢々之に參拜する、縣城の市街は狹隘で道路は多く小石を用ひて鋪裝して居るが平らでなく步き惡くい。屋宇は矮狹で窓や戶も小さく多くは土を用ひて築き、鄕村の狀況に類似してゐる。住民の日常生活で誌すべきものは、早朝起き出で好んで生薑入りの茶を飲み、米粟の菓子又は落花生等の豆類を食する。一日に三食の外或は正午前後に生薑茶を喫む、縣邑の古書には之を飲めば疫病の氣を除くことが出來ると記載されてゐる。蓋し相習ふこと已に久しくして一氣風をなしたものである、風俗は質樸を尙び婦女は多く裸足で草鞋を穿ち、夏期には中小の學生及び紳士も亦多くは斯くの如くである。舊曆の六月二十八日は城隍の降誕日であつて、每年必ず城隍廟內で數日間に亘つて演劇を行ひ、敬仰の意を表示する。秋季には鄕村で多くは僧侶道士を招き神を祀つて願を還すだ、民國十八年八月に城內に疫病が發生した際には、住民が藁を編んで長蛇の形を作り、香を

燃して身邊に廻らし十數節に分つて十數人が之を行ひ、晩になると樂を奏して市街を環遊し、各戸何れも花火を燃して之を迎へる、これを舞香龍と云ひ、病疫の發生するのは必ず疫神がこゝにあるに因つて之を驅つて境外に追はんがための意義だと云ふ。

五、名勝古蹟。舜陵は舜郷の西北にあつて曾慶兆氏が山海經を按ずるに、南方蒼梧の丘、蒼梧の川は其の中に九嶷山があり、舜の葬られた所は、長沙零陵の界にあつて、「九章(離騷)湘夫人」中を考證するに、九嶷繽紛並び迎ふと云ひ又史記に「虞帝陟方を南巡して殂し九嶷に葬むる。」と云つてゐるが今は營道に舜塚(營道はもとの縣名で舊蹟は寧遠に屬してゐる)があつて、すべて營道に據るとすれば、零陵道州等の處から九嶷を越へ數百里の遠きになければならぬ、舜郷舜水舜岩及び二妃の祠並びに夔山の龍廟は何れも皆藍山にあると云つてゐる。郡志には九嶷は藍山に界すと記載し、廣韻の諸書にも亦九嶷は檀山の西北にあると云つてゐるが、今の檀山は舜岩の西南にあつて郷人は唐源と呼び、香爐、東樓の峯磈礧は歷々として目前にある、則ち九嶷の藍山に屬するものは、僅かに二十餘里、然も特に茅龍、了髻の諸峯は峻絕して登涉に容易でなく兼ねて史籍の未だ徵すべきものがないので、遂に九嶷は營道に隸屬するものと見られたが、實は藍山の地域に屬してゐると云ひ。又縣知事劉世臣氏は嶷山の舜陵は世人が多く之を疑つてゐるが、今の諸史を考察するに俱に蒼梧、即ち九嶷に葬られたとされ、廣輿には藍山、寧遠俱に九嶷を有するに、舜陵は獨り寧遠に記されてゐるが、藍山は衡州に屬し、縣は異なるとはいへ郡址は實に相連つてゐる、是れ山の二邑に分管される所以であり、陵は卽ち寧遠の專ら管理する所であり、歷代の陵に來つて祀る者皆寧遠に止まるを見ても、陵の寧遠にあるは已に疑ふべくものなく、又郡邑の名を考察するに帝王の陵なるものは乃ち陵を以て稱するが、永州は昔零陵郡と稱し、今更に

永と云ひ、零陵を以て其の首縣に名づけたのは、陵の猶ほ寧遠にあるによる。亦茶陵の如きは、もと茶陵を以て州と名づけ、今其の地を割いて寧縣を置き、陵はこゝにあるものもある、舊道の說も亦之と同じく、藍山の舜水の如く九嶷山から水源を發し凡そ舜水の經過する地を舜鄕と云ひ鄕にある所を舜岩、舜廟と云ふ、予は其の俱に舜を以て名づくるに亦暫らく惑はされたが、一日の努力により其の間を遊歷し、廟に入つて肅拜し廟を展視し、嶷山香爐峯に對しても望むべくして亦た赴くべくたゞその山嶮險攀じ難い、思ふに當日重華は實にこゝに經たのであり。縣邑の大慈鄕から嶷山に登るものは約九十里許り、後人の改設した道路である。之を觀れば惟り陵の九嶷にあることの疑ふべきものなく、又舜の藍山から嶷に登つたことの疑なき所であると云ひ得るといふてゐる。

倒地葫蘆は縣の東五里にあつて大石盤をなし、周圍一里ばかり、石上の一孔は寬さ一尺、長さ二丈餘で儼として葫蘆の如し、淸泉があつて其の下を瀠洄し地中を伏流して別に全榜山の下に出で合して池塘となつてゐる。馬絡帶は羊東山の後にあつて石窟の中にある、石上に呂公平と書してゐるが、仙人がこゝを過ぎて指を用ひて之を書いたと世に傳へてゐる。玉盤は舜岩絕頂の石窟中にあつて懸石の形は磬の如く、之を擊てば聲は數里に聞える。石階は一は羊車嶺にあり一は茅龍山にあつて、二妃の登頂に通過した所と傳へてゐる。錦雞石は舜水の上に臨み、石馬は書院の側にあつて錦雞が鳴けば石馬が之に應ずると傳へられ、休徵の兆をなすと云ふ。梳粧石は石榴花峯にあつて腰の高さ一丈許り、中に鏡の形があり、二妃が舜を訪ふた際に髮を梳り化粧をした所と傳へられ、每朝邑人は祠廟に祈禱を行ふが降雨を祈るに靈驗があると云ふので一に雨婆疊とも名づけてゐる。傳芳塔は廻龍山の頂にあつて塔は七層で各層の高さは約三丈である。藍山八景とは嶷山遠障、東江夕

輝、古城煙樹。富陽平疇。峭塔凌雲。舜水環帶。夔龍古廟。英皇故祠を云ふのである。

六、交通。縣内は山岳重疊し交通不便で、近年屢々匪害を受け、省救濟事業會では曾つて第一期救濟費一萬元を支給して救濟工事を起させ、已に全縣の路線を劃して藍嘉（縣城から嘉禾に到る）藍寧（縣城から寧遠に到る）藍連（縣城から連縣に到る）藍塘（縣城から臨武藍山、嘉禾三縣の交界である塘村墟に到るもの）を四大幹線と定め、藍塘路は既に修築起工された。四路の中藍連路は路線崎嶇としてゐるが然も此の路線は上は廣東に通じ、下は新寧に達して食鹽運輸の要路をなし、且つ邊防の區をなして重視のものである。

舊路多く小麻石（俗に鵝卵石と稱してゐる）を鋪いたもので石板路は甚だ少く磊砢として平らかでない、行者は之を悦ばない。舜水俊水の兩岸には木橋が多いが支柱の基底は強固でなく、山津浪が急激に襲ふと多くは漂沒する所となる。然も住民は多く田地により附加税を負擔して橋會を設け、修理に備へる資としてゐる。

全縣陸路交通路線

- 縣城
  - 東北—城大路
    - 毛十路
      - 毛漿路
      - 毛黃路
        - 廣東連縣
    - 大朱路—臨武界
    - 新大路—新塘界—嘉禾
    - 太大路—嘉禾
  - 西南—城長路
    - 長南路—廣東連縣
    - 長大路
      - 大界路—廣東
      - 大牛路—江華

北—城雨路
土雨路—土浦路
洪竹路—土洪路　嘉禾
西北—城竹路
竹盤路—寧遠
竹大路
大花路
大新路　寧遠、江華
楠竹路—寧遠

第三十二節　新田縣

一、沿革。永州に屬する各縣は漢代に零陵郡となり、唐代に永州と改められ、前淸に至つて舊に復した。漢の武帝元鼎六年縣を置いて冷道と名づけ、三國の時には舂陵縣を置き、唐の天寶元年延唐と改め、其の西北部を割いて大歷縣を置いた。該縣の先輩鄧屏翰先生の大歷縣故城開設原始の一文を見るに、「唐の大歷二年觀察使韋貫之請ふて舂陵故城の北十五里に縣を置き因つて大歷と名づく」と云つてゐる。其の地は舂水に臨み傍は山谷に依つて今縣城の南區南關の地であり、住民稀少で縣城の遺跡も亦考證すべきものがない。按ずるに新田はもと寧遠に屬し、明末崇禎十二年始めて治を設けられた。乃ち寧遠の遼闊なるものを割いてこれを劃したので、其の概要を知るべきである。其の地はもと新田營となつたので、縣名が出たのである。寧遠志には「衡州の司馬張恂、寧遠の地、他に倍して遠きを以て縣の南北二鄕十三里を割き別に新田縣を置かんことを請ふ。」と云つてゐる。たゞ湖南通志には主として建議せるものは永州の知府晏日曙であつて新田舊縣志にも亦かく主張

してある。蓋し寧遠はもと永州に屬せるにより張は、主として議題を提出したのであるが、晏氏が其の地を撰定して其の議に參じたので主議の名は遂に晏に屬し、張に屬せざるのみであると云つてゐる。此れは固より記載の實を失ふとも亦一縣の歷史に關するので正當なる考證を待つて訂正されるべきものである。

二、區劃。新田の行政區域は城區の外はもと親仁、敦義、循禮、谿智、崇信の五鄕に分れ鄕は更に分れて團となり、全縣を合計すれば六十四團であつた。民國九年に區域を改め親仁鄕を東華鎭とし、循禮の大部分を南寧鎭と爲し循禮、敦義の二鄕から各々一部を割き羣谿鎭となし、敦義鄕は猶存在し、其の他の谿智、崇信及び城區は舊の如く全縣を分つて一城三鎭三鄕とした。民國十五年團防分局を設立し、全縣を分つて十區となし城區及び羣谿、敦義、谿智、崇信の五區を除く外、原有の東華鎭に東一、東二、東三の三區を分設し、原有の南寧鎭を分つて南一、南二の二區とした。是が現行の十區制である。其の團の區域は歷年轉々として分裂したので、既に增して九十餘團に達し復た從前の地域ではない。十九年に自治を準備するに當つては縣自治籌備分處によつて原案が提出され、縣行政の會議の議決により、全體を區劃して五區とし、合計百八十九鄕鎭を管轄することとなつた。但し區公所は未だ成立せず從つて今に至るも尙未だ施行されない。

三、疆域及び地勢。新田縣は寧遠から分割せられたもので地方は百里に滿たない、境界は東は桂陽の芹溪より、西は寧遠の廬石に到り、南は嘉禾の托山から北は桂陽の千秋に至り、西北は上流洞、肥源、烏江源等で陽明特別區と界を接し、廣さは八十餘方里に過ぎない、四境は山嶺重疊環すること屛障の如く、溪水は山谷の間に出でて石を嚙んで湍流し、舟楫の便なく、縣城は嶷山の麓に據り案峯掩護して春水の二源を左右に環抱し、一は縣の左に出でて東河となり、其の右は西河となつて縣城の南に到つて合流し、東北に折れて常寧の北沙河

に入る。

四、氣候物産。湖南南部の邊僻に在る各縣は地が廣西廣東に接し、五嶺山脈が其の南を蔽ふて、海洋の調節を受けないので氣候は湖南中部及び湖濱の各縣と稍々異なつてゐる。

新田縣境は山嶺錯叢し水源涸渇して氣候は尤も乾燥し森林も亦繁茂せず、山嶺の大部分は童山濯々として滿目榛莽、林木茂翳の美は絕えて少ない。其の地は終年晴天多く雨量は稀少である。冬に入れば豬山一帶は雨雪が比較的多く溪流暴漲し洪波漾々「嶺を隔てて天同じからず」の概がある。

物産は極めて少なくたゞ穀物雜穀は尙ほ夥しく、豬山には專ら甘藷及び玉蜀黍の類を植ゑ、地瘠せ民貧しく住民は自ら耕作に力めて衣食し他業を營むものは少ないので、糧食には事缺かない。縣境は山多くして耕地が少ないとはいへ、然も二十七洞（新田洞等の二十七洞）中には亦間々平地の良田もあつて、豐年なれば米麥も自給した外尙ほ若干量を移出することが出來る。其の他鹽、織物、石炭、木炭等は何れも他縣に供給を仰ぎ、土着の稍々著しいものは僅かに苧麻及び洗子瓜の二種に過ぎない。苧麻は粗布を織るに用ひ堅厚で長く使用に耐へる、たゞ製麻紡織は全く人工に頼り又漂白法を採用することも少ない。故に品質は生硬粗惡で本地の使用の外、販地は極めて狹く農民の栽培法に對しても亦極めて研究が足らず、砂礫土の中で栽培するに蓬蒿競ひ長じ、蔓草生ひ滋つて麻の生長時季には多く蟲害を受け、或は刈取る時期が適當でなく甚だしく早いものは表皮が未だ成熟せず、遲ければ質が粗くなる等である。若しよく栽培法及び製造法を改良すれば或は發達する見込もあらう。洗子瓜は形が楕圓で小球の如く、色は深綠で蔓は細長く葉は小さくて略ぼ圓い、多くは砂地に植ゑ四五月頃種子を播けば秋に入つて成熟する。其の種子を割つて食べることも出來るが土人は之を烘製して市場

で販賣し、一擔の値は約七八元である、新しい風習では之を客に供すること西瓜の種子の如くし紅黑の二種に分れ紅種は多く廣西に產し形狀は略ぼ同じである。

鑛產は極めて少なく東區の道塘に安質母尼鑛を產し、民國八九年の頃曾て開採せられたが資本の薄弱と運輸に不便であつたのとで開發するも充分な利益を見ることは出來なかつた。縣人の云ふ所に據ると城區の東嶺一帶の鐵鑛床及び東區の鉛鑛床は品質が頗る佳いとのことであるが、未だ採掘し分析されたことがない。

五、縣城概況。 城壁は山勢の高下に依つて之を築き、東西は高く南北は低く城外附近は岡丘起伏し、城内の市街は狹陋で居民は僅か數百戶に過ぎず、景象蕭條之を交通便利な縣に比べると尙ほ一小市鎭に及ばぬのである。たゞ山水は秀明で風景は幽麗と稱するに足るのである。

六、古蹟名勝。 (一)嶷麓山、縣城の後にあつて趙宗の文が石に刻まれてゐる。(二)鳳凰山、亦萬年山とも云ひ今も殿閣の遺跡が殘つてゐる。(三)五龍山、縣城を距る二十里の渣源にあつて內に鏡碑があり人を照すと朗然たるものがある。(四)白雲峰、山上に岩があり傍に巨人の跡がある、岩石が下に垂れ之を叩けば聲を發する。(五)相公嶺、南鄕の石羊洞にあつて相公の祠がある。(六)召雷嶺、廊下にあつて縣城を距ること五里、壇場は猶存してゐる。(七)東山嶺、南六都の宅後にあつて、古い樟樹の大いさ數抱へのものがあり、枝の上に蘭草數盤を生じ、年久しくして秀出してゐる。

七、文化風俗。 縣境は僻遠の地に位し、交通は阻害し、文化事業は頗る落伍して居る、縣城にはもと男女の高等小學二ケ所があり、城區の初等小學が一ケ所、私立初等小學一ケ所あつたが、近年來教育界人士の努力により環境の要求に適應するため始めて通俗教育館一ケ所が成立し、民衆教育の事項を處理し、並びに圖書閱覽

所をも設立し、週報を刊行した。次いで又縣立郷村師範一校をも創立し、慘憺たる經營の後成績は漸く見るべきものがあるやうになつたが郷村の小學校教育は極めて發達せず、全縣各區の小學を合計しても十數校に過ぎない。

土地の風俗は農業を力めて自給し、他地に出で働くことを喜ばない。耕作は男女何れも之に力め、婦女は二十歳以下のものも纏足する者は極めて少ない、たゞ迷信は頗る深く、其の俗は神賽會を喜び、縣城でも亦盛んに行はれて春秋の季節には資金を集めて巫師道士を招いで壇を設けて祈禱し、黄巾の幡幟を街衢に張り廻らし鼓鐘喧吹するも聒然として怪しまない。男女は極めて保守的で男子は辮髪を蓄ふるもの多く、髮を剪ふたもの許りである。其の生活習慣は各地と略ぼ同じい、たゞ言語は嗷呀で頗る廣西の土音を帶びてゐる、縣境はもと南北二郷に分れてゐたので土語は各々異なる。北郷は桂陽に近く言語習慣俗も亦略ぼ同じく、南郷は嘉禾に近く土音も北郷とはやゝ異なるものを見る。服裝は何れも極めて儉樸で竹木の髮飾りや、木棉の衣類等は古代の風がある。遊蕩浮薄な民は多く見られない。土地が瘠せ生産を謀ることは容易でないので住民は環境の支配を受けて皆專ら生産に力め淳良なる風俗を養成したのであつて、此れ又瘠苦艱難の中に見られる一種良好なる現象である。

之を要するに新田の習俗は土地を重んじ郷里を懷ひ、外部に向つて經營することを喜ばず、（亦生産が極めて少いのと交通の不便なのとで商業も發達し得ない）迷信を重んじ鬼神を敬ふ等頗るこの地方の特色をなしてゐる。其の習俗の特殊なものの中特に記すべきこと數端を下の如く分述する。

縣中には商店及び住宅の論なく門前には一律に紅紙の燈籠を掲げ上に某々の神名或は祈禱の言葉「神其降靈」

等の文字を記し毎月舊暦の一日、十五日になれば香燭を燈して虔誠の意を表示する。婚嫁喪葬には一に舊禮を守つて居る、たゞ墳墓のみはやゝ異なる。方式は圓錐形をなし高さは三尺餘で前面に碑を植て祭禮の清掃には石灰を用ひて其の頂に加へ、年を加へて次第に高く清明の前後には荒山曠野に斑白鱗々として煌星の様に列し標識の如く、亦た間々楮帛を以て飾るものは多くは他處より移住して來たもののみである。農民が植物を摧折する風災を豫防するには毎年舊暦の正月二十日に禾草を用ひて十字架に結び付け、土角に壓し付けて香を焚いて默禱する、之を祭風と云つてゐる。毎年舊暦二月一日に農家は多く糕粑を製し竹竿の上に附けて泥田の中に挿す、之を忌鳥と云つて鳥が粟類を喙むことのないやうにする意味である。猺族の住む山地ではこの日を期して女子は針を停め、男子は耕作を罷め、或は一日或は三日或は七日間之を續けるのであるが、之を大忌と云ひ、狩獵をして遊ぶので野猪の子を生み耕地を荒すことを豫防する意義がある。八日の社日には興春社と土地神を祀る。十月の收穫を終ると農民は社稷を祭り田地の功勞に報ゆるのである。

縣內の人口は極めて稀少で前清の戶口調査表に據れば十五萬餘に過ぎず、地租も約一萬兩內外であつて住民は多く貧苦を甜め、巨富と號する者も亦一萬金を有するに過ぎない。其の貧窮なるは土地の耕作すべきものなく多くは山地にあつて生活し、荒山磽瘠の地に甘藷及び玉蜀黍の類を植ゑ、毎年種子を下す前に縱橫に草を薙ぎ刈りて肥料を増すに資するので、之を「火耕」と云ひ、一地には約二三年間耕作し得るが、以後は他地に移らねばならぬ、地味が極めて瘠せてゐるので連作に制限があり已むを得ず採用する消極的な換地耕作法である。近年來匪患頻々とし、民國十六年に縣城が陷落した際には、匪燹極めて熾んで鄕村の莊院住宅中で稍や繁榮してゐたものは悉く一炬に附せられ、牆堵頽敗して舊時の廬舍には漸く草萊が長じ、荒凉たる景象を呈する

に至つた。住民は轉々遷移し今に至るも未だ原狀を回復せず、現在縣團體防禦會では極力整理を督促し、防禦及び剿滅に力を盡してゐる。然も猺族の山地一帶の陽明と境界を接する所は、尙ほ草莽の間に潜伏し、徹底的に清剿せねば尙ほ久遠に憂患を消滅せしむることは困難である。

第三十三節 嘉禾縣

一、沿革。 嘉禾縣を設けられたのは明の崇禎十三年に始まる、卽ち臨武の東北鄕及び桂陽西北の地を割いて合し今の縣としたのである。

二、疆域。 縣內の東北は桂陽に界し、南は臨武に接し、西は藍山寧遠と界し、西北は新田と隣す。面積は僅か一千八百七十方里、藍山に臨む方面には多く所屬不明瞭の地があり、東區の博泉團、南區の安樂團の如きも臨武縣境內に二十餘里も突入し、平田區の三族大漢の二團も亦臨武縣境內に五六里も突入し、又平田區の清水團も藍山臨武兩境內に五里許り入り込み、縣城附近一里許りの安林村も亦藍山との所屬不明地である。其の他縣に屬する永定區と桂陽の協中團との境界にある關口、黃莊、樟溪舖の三ケ所も限界が不明で、民國二十二年の戶口調査は桂陽から執行されたが、たゞ本縣人士が該三處がもと嘉禾の籍に屬すると云ふので、將來の紛爭は免かれ難い。

三、地勢。 本縣は南嶺の北に位し、鍾水が中央を縱貫するも全境は丘陵起伏し、耕地少なく山地の多い地域である。藍嶺は俗に藍嶺山と呼び縣內の西に位し藍山の東、寧遠の東南三縣の境界に跨がり、東西の廣さは約三十里、南北の長さ六七十里、嘉禾縣城から五里許りを出でると山麓に達する。峰を列ね嶂を重ねて勢は極め

て險峻であり、羊腸たる鳥道は登攀に難く、山の起伏する處は林菁深密奸賊を隱すに適し、民國十年から十五年に至る間匪首李贊易、李祖濤、陳光保等は相繼いで據つて巢穴となし、兇徒を嘯聚烏合し四方に出で頻りに騷擾を爲した、討伐すること數年で始めて肅清することを得た。其の防禦工事は設備が頗る多く、今も猶遺跡の考察すべきものがある。

通天庿及び九子嶺は最高峯をなし、山腹に攀ぢ登つて山頂に到れば、全境を俯瞰し得らる、山中の平坦の處に田地約三四千畝もある、水利は佳く村落が百餘もあつたが、悉く賊に燬かれ田地は荒廢に歸した。現在已に山中に入り耕作を恢復した者もあるが、たゞ敢て山中には家屋を置かないのは前轍を踏むことを恐れるのである。

縣城の北三十里に仙人橋があり平坦な地域に屬してゐる。舊縣志には八景の一と載せ、名づけて禹蹟龍門と云ひ、王湘綺が桂陽州志を編纂するにこの地は獨り荊楚の秀に冠たるのみならず、卽ち天下の絕景地であると云つてゐる。俗には仙人橋と名づけ、未だ其の異景は顯はれぬが、洵に虛言ではなく、該處の石壁は空を凌ぎ、高さ數十仞前後は倒鐘の如く水は崖下を貫流して過ぎ、石門の洪橋の如く潭淵の深さ測るべからざるものがある。

四、行政區劃。縣內にはもと自治區域があり、十區に分たれて縣城を城區と稱し附城を體區と云ひ縣の東鄉を東區、縣の南鄉を南區、西南を平田區、西北を廣法區と云ひ、東北の一隅に三區がある、卽ち永定區、永振區、石橋區が是である。城區は次で體區と合併し、城體區と稱し、城團及び永勝、天成、護清等の四團を管轄し、東區は南清、平北、清平、立化、歸化、博泉、新橋、清義等の八團を管轄し、南區は西河、北清、平行村、

新橋、安樂等の五團を管轄し、平田區は上靖、逆下、靖逆、得勝、全勝、淸水、三族、大溪等の八團を管轄し、永定區は永定の一團を、永振區は永振の一團を、石橋區は永保、仗義の二團を、坦平區は英傑、澄淸、博厚、博保の四團を、廣法區は全勝、百勝の二團を管轄す。十區の所轄は合計三十五團で、もと全縣には下十六團の稱があつたが、今は城體區の永勝團が更に分れて上、中、下の三團に分れ、羅淸團は上下二團に分れた。

五、產業。農產物は米、麥、苧麻、山椒を大宗とし、豆類、落花生、甘藷、蘿蔔の類は之に次ぐ、一年の生產を平均すれば米麥は七ケ月分を供給し、豆類、落花生、甘藷、蘿蔔は三ケ月分を供給し得るが、本縣住民の食料は尙二ケ月分を不足するので、藍山、新田の兩縣から供給を仰いで居る。苧麻、山椒は本省の各縣及び湖北、廣東、廣西に移出されるもの年に約二三十萬圓に達してゐる。苧麻の產出は三期に分たれる、即ち四月、六月八月の各々一回を收穫する。故に四月麻六月麻八月麻の別がある、山椒は最も著しいもので名づけて嘉禾山椒と云ひ、其の味は辛くして口に適する。實に其の他の各種の山椒の及ばざる所である。

鍾水の東岸は廣さ四五十里に延び芹溪、泮溪の三水の間に及んで山嶺起伏、炭坑甚だ多く、住民は每に秋冬の農閑期に資金を集めて開採する、從來は恒に衡陽の坑夫を雇ひ嘉禾に來らしめて採掘させ名づけて「做衡州窿」と云つた、要するに出產の數量は、支給される賃銀の多寡によるのであつた、近來はこの種の雇人を集めることが困難となつたので、遂に本縣人によつて自ら行ひ名づけて「做土窿」と云ひ、株主が資金を投じ坑夫は勞力を提供し未だ開採されぬ前には、企業家はたゞ坑夫の食費を支給して、「發下資」と云ひ、出炭があつてからは得たる所の純益を株主坑夫によつて比例して分配し、株主三分の二、坑夫三分の一を占むる事として居る、組合の組織に彷彿としてゐる。每年の全縣の出產を綜合すれば全縣の燃料を供給する外餘剩があつて之を桂陽、新田

及び衡陽の各縣に移出販賣するが、價格は甚だ低廉で、採炭地で購入する大塊炭を生炭と云ひ、燃え易くして久しく繼續し、價は百斤につき九百餘文であり、碎炭は質がこれに比して劣るので、百斤の價僅かに四五百文である、一年の移出價額を合計すれば當に十萬元以上もあらう。

六、交通及び重要市鎭。陸路。東は白木山、金剛橋を經て桂陽に達する。是を嘉桂路と云ふ。東南は行村、新橋、麥市等の處を經て臨武に達す、是を嘉臨路と云ひ。南は車頭、油涵舖、塘村墟を經て臨武藍山に達す、是を嘉陵藍路と云ふ。又城西から甫口下車を經て藍山に達し、一は石馬、盤江、長尾頭から寧遠に達す、是を嘉藍嘉寧西路と云ふ。又城北から坦市、仙人橋、石市等の處を經て桂陽常寧に達するものは、是を嘉常路と云ふ。この外縣城の西北から蓮市、廣市、金雞嶺を經て新田に達することも出來る、是を嘉新路とする。縣城の南方から臨藍に達し、北桂陽常寧に達するものは何れも石板の平坦路で交通は頗る便利である。

水路。鐘水は西南の藍山縣境から本縣內に貫流し民船を通ずることが出來、上流は車頭、油涵舖に達して止み、北方下流は衡陽湘潭に達する、その他の溪水は僅かに水田の灌漑に用ひるだけで交通を語るに足らない。

電信線は已に桂陽と接續し、電話線は已に臨武、藍山、嘉禾が相接續され、電話總局地方分局は臨、藍、嘉三縣の合資であり、塘市に設けられてゐる。

七、財政。嘉禾の地租額は銀六千四百二十兩で一兩を換算して二元四角とすれば合計一万五千四百八元となり、各區の負擔額を分述すれば次の如くである。

(一)城儲區一千三十六兩五錢。(二)東區一千五百五十七兩。(三)南區八百三十八兩五分。(四)平田區五百九十七兩二錢。(五)永定區五百七十八兩四錢。(六)永振區三百三十四兩。(七)石橋區三千二百二十八兩五錢。

（八）坦平區九百三十二兩三錢。（九）廣法區五百三十兩八錢。（内二兩餘は端數となつて減ぜられるのでたゞ六千四百二十兩と計算した）鑑札料の徵收規定率は、納稅額の多寡によつて等差が置かれ、凡そ一錢未滿のものは五分、一錢以上五錢未滿のものは一角、五錢以上一兩未滿のものは二角、一兩以上二兩未滿のものは三角、二兩以上のものは四角である。

地租附加稅の規定率は民國十八年前期には本稅一兩毎に全年に十元五角を附加することとしてゐた。其の內譯は團體防禦費三元七角、教育費二元六角、黨務警察及び各種の公益事業費一元二角、自治調査費八角、（原定の調査費は三角であつたが調査事務所が開設されてから又五角が加へられた）縣志編纂費一元、自動車路經費一元二角等で時に增減があり隨時縣政府から各公法團の會議を召集して議決し、財政廳の諮詢を經て施行される。

屠畜及び硝石の稅は、年收總額洋銀二千三百七十元に達し、其の內省政府に送附するもの一千三百二十六元、教育經費に充當するもの八百十元、徵集費二百三十四元である。

煙草及び酒よりの稅收は、年額九百六十元で、內譯は省政府に送附するもの八百十六元、徵集經費百四十四元である。

印紙稅の年收總額は一千二百元で、其の內省政府に送附するもの九百二十元、徵集經費二百八十元である。

牛、豚の家畜稅規定率は、豚一頭三角、牛一頭六角で年收總額は洋銀一千二百元で團體防備補助費及び教育經費に平均して分割される。

苧麻稅の徵收規定率は百斤毎に小洋三角で年收總額一千元、團體防備費の補助金となる。

田地家屋の競賣及び契約證書の稅は、訴訟關係が起らぬと納稅されぬから、契約書稅は極めて少く、十九年

一月より八月に至る間に僅かに契約證書税は洋七十七元九角三分五厘を擧げたのみである。

八、風俗民情。 婚嫁には先づ贈物を送るので、婿の家で年齢を牋紙に認め銀幣を添へて媒妁人に託し嫁の家に贈る、之を「代羊」楮と云ひ、嫁の家で其の禮を返し衣類履襪等で之に酬ひ、次で婚禮の期日の撰定を請ひ、婿の家では媒妁人に頼んで又銀幣を嫁の家に贈る、之を納笄と云ひ、然る後吉日を撰んで媒妁人を通じて之を傳へる。俗に之を「報日」と名づけ、復た次で親しく之を迎へる禮を行ふが、婿は自ら赴かずたゞ三輿を用意し雁の代りに家雞を添へ媒妁人に頼んで迎へさせ、嫁の家では衣類裝飾具を嫁に與へて之を送るのである。又嘉禾の風俗では契約を交はした後婿が遠方に出掛け歸らないと娘は多く一生父母に頼るので、貧苦な家では之が爲めに累される。故に女子を擧ぐること三度以上に上るを許さない。又或は夫が死んで再婚する場合には、財物を要すること三四十金より七八十金に及ぶものがある、習俗の然らしめたとはいへ、有識者は禮を以て之を正すに先づ此を急務としてゐる。婚禮の前晩には常に童女多數を邀へて家に歌堂を設け、嫁女の歌を唱ふこと宵の内から翌朝までに及び、偶々聞けば小學生の讀書の聲に似てゐるが其の歌は時刻に依つて變換する、例へば雞鳴の時には、雞が既に鳴いた夜ももはや明ける、ある家の門前にはもう伴侶がゐないだらう、ある家の中には商量があつたらうなどと云ふ如くで、歌詞は多く俗語で土地の發音で唱ふから、之を聽いても解し得ない。土人は親を喪ふと間々家の禮によつて之を葬り、佛事を行はぬものもあれば、亦家の禮の簡易なものを行ひ、併せて佛事を用ひるものもあり、僧侶を呼び經を誦み咒文を唱へさせる、之を名づけて「應七」と云ひ、葬式の數日前に祭壇を設けて之を「開弔」と云ひ、親戚朋友で蠟燭幣帛を持ち來るもの、酒肴等の供物を捧げるもの、或は絹布等に祭文を書して來るもの等があると主人は酒肴饌帛で禮を返し、其の家の貧富を視て禮を行ふ。夜

に入れば親族は皆集まつて「守喪」と名づける、埋葬の日には必ず一紳士に請うて死者の名を揮毫させる之を「題主」と云つてゐる。喪葬、掃墓、祝壽の諸禮には好んで土炮（泥で作る花火の筒）を用ひ少いものでも十數個多きは數十個に達し、時々之を放つので連日轟隆たる聲は耳に絶えない、毎回連續して數十發に至るものがあると安寧を妨害する、此より甚しきはない有樣である。

言語は官話に通ずるもの少なく、普通多くは土語を用ひて嘉禾語と云ひ、父を呼んで爺又は覇と云ひ、母を姐々、祖父を爺々、又は公々、祖母を婆々、又は嬭々（泥々と發音する）兒童を囉喇又は獒（音は上で俗字である）崽、自分我を薩又は自、他人を遭又は寄、又は囉得、又は羌的、吃飯することを嘖弗（平、上、去の三音がある）田一分を一擔、一厘を一纂、麥圃を播（音は奢）毎戶の呼稱を一不（音は墩）歸を凸、坳を凹、咼を歪と云ふ。

男子の服裝は或は短衣或は長い外套樣の者で各縣と異なる所はないが、たゞ婦女の裝束は甚だ古く湘水沿岸一帶に較べて甚しく異なり、頭に大きな髻を結び、耳に大環を垂れ、衣類の長さは膝まで下り、廣く大きく外部には比較的短かい背心を着け、衣類の襟や袖には何れも紅絲の模樣を附け、褌も亦絲色で美しく、足は自然のまゝに放任され、袴を穿かず常に布で裹んで紅い帶で縛り、草鞋の縁にも種々の模樣がある。これが婦人の裝束で間々時代風をするものもあるが極く少數である。

九、名勝古蹟。溫泉、南區安樂園の何家堡の上にあつて縣城を距つること約百里、泉は嶺の谷間から流出し二井が並び連なつて廣さ一丈許り深くはないが四時常に溫かく、周圍は石を以て廻らされ遊客は多く其の間で沐浴する、既に洗濯に便利であり、又灌漑に使用されて居る、傍に石盤があり、寬さ約二畝許りは大小の石條

けて一片を成す、名づけて錫坪と云つてゐる。女媧氏がここで石を煉つたと傳へられる。只だ水が常に溫い丈けで無稽の說であることは勿論である。

黃庭觀、南區の新橋團下旗鳥塘の後崗山にあつて、かつて晋の王羲之がここで經文を寫したと傳へられ、碑があつて其の事を記してゐる。字跡模糊として辨じ得ない、寺は已に毀損せられ遺跡は縱橫十餘丈で、現在僅かに一小觀を殘して居り、門口には小さな井戶が一口あつて、大いさは二尺ばかり、其の味は淸甘で、多く年中涸れない。天候の旱にも亦同じである、汲み取つて之を飮めば、其の瘧痢が癒ると云ふので遠近から來つて汲むものは甚だ多い。寺院の前後左右は山水が環繞して風景も亦佳い。

普渡橋、縣城を距ること六里の車頭舖を稍々下つた所にある俗に之を車頭橋と云ひ、淸の光緖初年桂陽の塩商王兆三及び邑人の李訓導、肇榮通判周秉鈞等、資金を募つて建造したもので、鍾水に跨がり石梁五ケ所、橋幅三丈許り、長さは三十丈に近く、高さ約四丈、當時の工費は僅か四五萬元であつたが今は二十萬元なければ出來ないものである。嘉禾縣境內の偉大なる建築物である。民國十四年八月の頃坦平區大屋地李村の農民は古木の根元から古錢を掘り出したが、漢の五銖貨泉、唐の開元、宋の淳代等の錢があり、全體の內で二十餘種は識別し得たが、其の他の千數百個は年號が脫落し字跡が模糊として復た辨別し得ない。

第三十四節　臨　武　縣

一、沿革及び區劃。臨武の地名は最も古く戰國の楚卽ち臨武邑を置き、漢代に始めて臨武縣を置いて、桂陽郡に屬せしめ、唐代には郴州に屬せしめた。如意元年改めて龍武と云ひ、神龍元年復た臨武と云ひ、明代の初

に桂陽府が置かれると臨武はこれに屬した。清代の初め改めて衡州府に屬せしめ、雍正年間桂陽を升せて州となすと共に、臨武、藍山、嘉禾の三縣は亦た之に屬した。革命以後に府州の制度が廢され臨武は獨縣となつた。

全縣は五區に區劃され、第一區は東城、南溪、西城、永濟、榜山、驛溪、鳥溪、五合等の八團を管轄し、第二區は萬盛、中華、二睦、蔔蔔、百善、三合市、中義、五合、興水、東六合、五義、人和等の十二團を管轄す。第三區は大嶺、土橋、馬塘、古車、富溪、貝溪、板粟、戰字等の八團を管轄す。第四區は、塘溪、水頭、朱禾鎭、北五合、蘭上、春石、大城、楚善等の八團を管轄す。第五區は東華、芳粟、鎭南、得勝、麥市、廣平等の六團を管轄してゐる。

二、疆界。東は宜章、白石團の梅田に到るに六十里、南は廣東の星子街に到るに七十里、西は藍山の三義團に到る五十里、西北臨武、藍山、嘉禾三縣の境界、六合塘、園塘、村墟に到るに六十里、北は月華鋪に到る八十里である。縣境東西相距ること百里、南北相距ること百二十五里。

三、地勢。自然の區劃から觀れば臨武宜章の二縣は已に粵江の流域に入るが、便宜上湘水流域中に加へた。縣境は南嶺の東北脊に位し、桂陽の南に當り縣北方の桂嶺は一に香花嶺とも名づけ、左は馬侯嶺に連なり、右は東山大嶺に接し、山勢龐大で數十里に跨がり、縣北方の屏障をなしてゐる。縣の南郊の茅結嶺は湖南、廣東の界山をなし、全境を總觀するに山は多くして耕地は少い。

四、城市概況。(一)縣城は武水北岸韓山の脚下に位し周圍三里ばかり、城門は四ヶ所あつて市況は甚しくは繁榮してゐない。(二)塘村墟は臨武、藍山、嘉禾三縣の邊界に位し、周圍數十里は村落林立し、雞犬相聞えて交通上極めて便利と稱せられ、臨、嘉、藍の三縣では資を集めてここに鄉村師範講習所を設立せんとしてゐる。

(三)牛市は一に牛頭汾と名づけ縣城の東三十里ばかりにあつて水陸交通の便利なことは縣內第一で、水路は廣東に屬する坪石、樂昌、韶州に通ひ、以て直ちに廣州に達し。陸路は嘉禾、寧遠、藍山、道縣等に通じ之に因つて商業の發達は縣城の上に居る、咸豐同治以前は商業は尤も繁盛で、鹽の陸揚用の埠頭があり、別に鹽市場を設け、專ら廣東鹽を販賣し、この外綿花商、麻商、雜貨商も亦甚だしく發達してゐた、咸豐年間長髮賊の亂に兵火に遭ひ、遂に漸く衰へ鹽市、土貨の市が存續してはゐるが、其の繁盛は從前に較べては十分の一にも及ばない。近來牛市は自動車宜臨線の通過地點と決定せられたので該路が開通すれば、商況も或は原狀に恢復し得るであらう。

五、交通概況。陸路縣城の東から金三鄉、郴州を經て宜章縣界に到るのは四十里で鳳節舖を界とす。南へ文化鄉を經て廣東の連州との界に到るのは四十五里で、荒塘坪を界とす。西へ平田鄉を經て藍山縣界に到るのは三十五里で大樹脚を界とす。北へ鑾一鄉を經て桂陽界に到るのは八十里で月華舖を界とし、西北へ鑾一鄉を經て嘉禾縣界に至るは六十里で塘村墟を界とし、何れも陸路である。

水路には小河があるが、何れも舟行の利がない。電話總局は塘村墟に設けられ、藍山、桂陽、嘉禾等の縣に通じ宜章に至る。

電話線は現在正に架設に着手せられようとして居り近く開通する筈である。

六、名勝古蹟。(一)舜峯、縣城を距ること三里許り、本縣八景の一で山麓に古寺がある、題して舜峯寺といふ。禪房が六七間あつて僧侶、尼僧及び道教を信奉するものが各々二三人其の中に雜居してゐる、三面に山を環らし、僅かに一徑によつて縣城の西門に達し得る、古柏蒼松は葱蘢愛すべく、寺の裏の小徑に沿ひ拾級を登

れば約四百餘歩で更に庙がある。虞帝祠と云つて中には神臺一及び神の位牌三面の外別に何物もない。

(二)龍洞、「龍洞煙雲」は又縣の八景の一をなし、洞内の右に龍の如きものがあるので名づけられた、洞は縣の西部鎮北團蔣家村の後にあつて、縣城を距ること二十餘里である。蔣家村の後山より直ちに上れば羊腸たる小徑があり、盤旋曲折すること約半里許りで洞前に達する。洞には二つの入口があり、右は小さく左は大きく人を容るゝことが出來、何れも龍のある所に達し得られ、小口より一洞に入れば幅は約二三丈で高さも相等しく、日光は洞口より透入し、人物は略ぼ辨別し得る。洞内は怪石に滿ち、其の狀は同一でない、机や椅子に類するものもあれば鳥獸の如きものもある。又高さ約一丈餘の一石があり、泉腋溜滴し斑々として紋を成し儼として菩薩の狀の如くである。

(三)鳳岩、縣の南十五里にあつて又秀岩とも名づけ、縣内八景の一をなしてゐる、岩は甚だ峻拔で山の中腹を占め、山下には一大洞穴が開かれ、洞内は千人を容るゝに足り、鳳岩は其の上にあつて岩下に左右の二穴があり、水は左穴に出で岩前を經て二百歩を流れて右穴に入る。岩に門があり高さ約八九仭で廣さも亦之に比例し、其の中は大厦の如く寛闊で數百人を容れることが出來、中には觀音の塑像があり甚だ偉觀である。右壁には宋の米芾の書である秀岩の二字を刻み、傍に聯語がある、年久しくして膽篤が餘り多く行はれたので文字の跡は模糊として辨晰することが出來ない。

第三十五節　宜章縣

一、沿革。漢代郴縣の地であり、隋の大業の末蕭銑は義章縣を分置した、唐の高祖武德七年に之を廢し翌年

復た之を置き、郴州に屬せしめた。武后の長壽元年義章を割いて高平、永福となし、玄宗の時に至つて猶ほ義章と稱し縣治を今の地に徙した。宋の太平興國の始めに改めて宜章と云つた。

二、境域及び區劃。 縣境は郴縣を距ること九十里、東北資興縣城に到るに百七十里、南は廣東省に屬する樂昌乳源、連縣と境を接してゐる。全境は嚮に近城、白河、黄沙、笆籬、栗源、赤石の六團と爲した。團は明代には公鄕をなしたが清の咸豐の時團體防禦の訓練をなし、廣東の匪賊を防ぐため始めて六團としたのである。

三、地勢。 全境の地形は東西廣くして南北は狹く、長い鐮刀の如き形狀をなしてゐる。縣內は南嶺の脊部に位し、北江は縣境內に跨がり全縣の水流は皆之に合する。騎田嶺の脈は臨武、桂陽の交界から縣境に入り分れて三本の小支脈となり、一は黄岑山の脈となつて北境に盤旋し。二は五里山の脈となつて東南に蜿蜒とし、三は石子嶺となつて西境に相連なる。

莽山は縣の南方百二十里にあつて廣東の連山縣の界に接し、明の一統志には其の廣さ六十餘里に延び九十九峯ありと謂ひ、山勢險峻で猺峒の所在地である。黄岑山は卽ち五嶺の第二嶠であり、山の高さ二十九里、周圍三百餘里ある。玉水は其南に出で、高雲水は其の東に出で、章水は其の北に出で、山の四麓は毎に溫泉が溢れ、湖南に入るものは少く廣東に入るものは多い。掛榜山、縣城の南三里にあつて巖壁側立し縣城の前哨をなす山となつてゐる。

武水は臨武縣から縣境に入り縣內を經過すること凡そ七十里、更に東南に流れて廣東の乳源縣境に入る。玉溪水源は黄岑山に出で南流すること五十四里で廣東の乳源縣境に入る。

四、氣候。 縣の北方には摺嶺、黄岑が橫たはつてゐるので、南北梗絕し北部は寒く、南部は暖かい、郴州は

寒冷で、宜章は熱く、毎に晴雨によつて變化し、一度雨が降れば殆んど秋凉を覺え、一度晴天になれば復た酷暑となり、間々或は炎氣蒸鬱し、瘴癘之に因つて起る。宜章の人は疫病の季節が毎に夏に起つて秋の末に盡き、たゞ降霜ある寒期だけ無事なので、俗に七八月頃の疫病を禾黄瘴と云ひ、又木犀の開花する時惡風が香を帶びて流れるので俗に之を香花瘴と云つてゐる。疫病に罹つた者は或は瘧或は痢或は瘮と云ひ極めて危險であると云ふ。

五、城市概況。縣城は山嶽の環抱する盆地の中に位し、玉溪は市區の西南を遶つて流れ、宜章は初めは城郭がなく、淳熙の間に及んで縣令吳鎰は始めて土城を修築し、明の成化八年縣令劉亨が之を增築し、周圍五里三分高さ二丈五尺、下に濠を掘り幅二丈深さ四尺で望樓五十二間であつた。正德三年縣邑の尙書鄧庠は縣令邱雲漢に謀り三星橋白石渡等に於て稅を徵し石材を求めて下を石造、上を磚造にして南北に月形の城を築き、城外には三關を築いた。淸の康熙の時に至り縣令鹿延英は再び修理を加へて漸く完全堅固を加へ今に至るを得た。周圍は四百六十一丈五尺で濠は已に塡められて遺す所なく、高さは且つ一丈に過ぎない、各城には尙礎石を殘すものもあるが他は多く倒壞し殘缺となつて了つた。

市況は北門外の驛子街が最も繁盛で、肆店林立し鹽業が最も盛んで、廣東鹽の湖南に輸送されるものは多くここに集まり、再び郴州、耒州、衡州等の地に轉送される。縣城の東北十餘里に艮岩があり、岩下は水聲潺々として石を穿つて流れ、上に一亭が建てられて山水淸幽風景極めて佳く夏季に至れば此の地に遊ぶもの途に絡繹としてゐる。縣城の南三十里を坪石市と云ひ、兩地は遙々相對して一は湖南南部の重鎭であり、一は廣東北部の市場であつて、湖南廣東貨物出入の要衝に當り、四時騾馬は群を成し道に馱載してゐる。

六、城堡。 縣內の城堡は三ヶ所あつて一を黄沙堡と云ひ、縣城を距ること九十里、明の洪武の時廣東連州の賊馬毬が時に來つて侵犯したことがあり、當時之を築いて防禦に充てた所である、城の高さは二丈餘周圍二百四丈で、城門四、城樓二を有してゐる。二を栗源堡と云ひ、縣城を距ること南四十里亦明の洪武の時築かれ、廣東の西山梅花、逕水、良口の諸賊の進路を防ぐためのものであつて、城の周圍は二百四丈、南北の城門が各々一つあつて民國十九年共匪に燬かれた。三を笆籬堡と云ひ、乃ち明の正統八年に築かれ、莽山、牛頭山及び聖公塘の諸賊を防ぐためのもので城の周圍は亦二百四丈、東西の城門各々一を有してゐる。

七、戸口。 戸口の來歷は古には徵すべきものなく、宋以前には僅かに三黄、六李、二曹の姓の者が標幟を揭げて一定地域を占有してゐたと傳へられ。元、明以後は生殖日に繁くなり、洪武年間には西山諸莽の苗猺族が亂を起したので、特に茶陵衛の百戸を移し、朱寧、蔡榮が大兵を率ゐて痛撃し、一擧にして平らげた。其後各隊伍を退いた官兵は多く三堡地方に留まつた故に軍籍の稱がある。其の他の各團は多く江西、福建、廣東の官商籍に屬する者である。康熙十五年に全縣を合計して二千七十戸、八千七百九十八人となり、乾隆三十六年には九千八百二十九人となり、嘉慶十九年には增して三萬六千百三十八戸、十四萬六千七百五十四人に達したが咸豐年間廣東の匪亂に邊境住民の鋒及に殪れたものは數ふるに遑なく、光緒十四年には疫病が大いに流行し死者一萬人に達し、同二十八年にも疫死したものが亦一萬人を逾え、民國十九年の調査の結果は全縣を合せて二十萬九千六百五十人、四萬七千九百九十四戸であつた。

八、物産。 南嶺には森林が鬱葱と茂り、漿水等には石灰を産するので著名であり、農産には大豆、苧麻等があつて廣東へ移出されるものも少くない。

九、古蹟名勝。（一）蒙巖、縣城の東北一里ばかりにあつて下に蒙泉があり、頂には巖があつて巖腹は高さ一丈餘、闊さ四五間、中腹は玉晶の如くで、養正書院は其の前に峙つ、巖門には大なる「龍」の字が彫られ、高さは約四五尺で宛ら生ける龍の如く、未だ何人の書であるかが審かでない。石上には趙宋の趙尹の猺紀と題したのが刻まれ、近年復た劉墉の「喜門如海」の四字が其の上に彫られた。（二）野石舖、縣城の北十五里にあつて山石瘦奇し、山上には古木多く山下に巖があり、寬さ約數間で人は身を俯せて入ることが出來、「野石舖」の三大字を仰ぎ見ることが出來る。字の大いさは約三尺許り、魄力沈雄人必ず仰臥して後之を見る。石上には又た元の楔世玉の詩句が刻まれてゐる。（三）艮巖、縣の南一里ばかりにあつて巖は二つあり前後に分れてゐる。前巖は腹部が空虛で黝黑なる淵を湛へ龍が隱れたと傳ふるものがあり、中に觀音の佛龕があつて香煙濃密泉水の味は甚だ甘い。後巖は前巖を距ること數步で巖門は乾燥し入ることを得る。泉水は見えないが泉聲を聞くことが出來る、巖前に聽泉亭があり、岩影奔泉の雷の如き響が微かに聞える。其の巖上約數十步には八角亭一座が建てられ、前後の兩巖には何れも詩句が甚だ多く刻まれてゐる。又た達魯花赤の功德碑もあり尙ほ明代李侗文の書である「龍隱」の二大字があり、巖前に古寺が一棟と凉亭が一つある。多くの聯額が揭げてあつたが惜しいことに多くは匪賊に燬かれた、其の艮巖と蒙巖とを名づけたのは皆の吳鑑が宜章に宰たりし時命じたものである。（四）仙庵、縣城の北三十里にあつて庵は山頂に建てられ、巖は空虛で小洞天の如く怪石林立し百形俱に備はり、內に神像があつて「飛來仙」と云ひ、後門があつて數里に通じてゐる。（五）木根祠、黃岑山の中にあつて祠前に古杉が一株あり高さ十餘丈、大いさは五人で圍むことが出來る、上は二枝に分れ、蒼龍の角を出す如くである。傍に小さな杉が多數あつて子孫の如く林立し、祠の壁裏には參將王槐の題した詩句を刻んでゐ

る。(六)詠巖、縣城の西北九十二里にあつて洞內宏壯で宮殿の如く、屛帳巍峨として千餘人を容るべく右に石潭があり深さ測るべからず、潭に沿うて上れば佛像が林立し更に進めば洞門及び石室があり、數十人の語るを聞くが如く時に片石の飛び來ることがあり、遊客も此處に到れば步を止める。其の名はもと「名巖」と云ひ、清の康熙年間に邑令蔣宗芝は艮蒙二岩の意義に副へて今の名に改めた。洞內には「古龍門峽」の四大字が書かれ又「湛雲」の二大字もあつて名士の詩句も亦鐫刻せられたものが甚だ多い。

第二章　資水流域

第一節　益陽縣

一、**沿革**。益陽に縣を置いたのは西漢が始めである。縣城は資水の北岸に瀕し、資水の下流はもと益水の稱があつたので益陽と云ふ。後漢には長沙郡に屬し三國の吳には衡陽郡に屬し晉は之による、宋は益陽及び汨羅江西の地を割いて湘陰縣を置き齊は之による。梁は更に重華縣を置き隋は猶ほ長沙郡に屬せしめたが、唐は潭州に屬せしめ宋は潭州長沙郡に屬せしめ、元代には縣より州に昇せ、明代には再び縣に復した。

二、**疆界及び區劃**。縣境は東は湘陰に界し南は寧鄉に接し西は安化に隣し北は沅江、漢壽兩縣に界す。更に西北の一部分は常德にも界してゐる。全縣は七區に分割され、城堡を第一區、謹城を第二區、鮓埠を第三區、桃江を第四區、大橋を第五區、綠交を第六區、蘭溪を第七區とし、總べて二十三里を管轄してゐる。

三、地勢。 縣內西及び南には間々山地があるが東及び北の方面は一大平原が廣がり米產の區域である。東方縣城から以北は地勢甚だ低く田地が水面より高く出た處は殆んどない、故に沙水の沿岸は俱に堤防を築いて水を防いでゐるが夏秋の候沙水が暴漲すれば每に決潰する患がある。

山、浮邱山、縣城の西南九十里にあつて層巒聳立し遠望すれば屏嶂を列ねたる如く南嶺の支脈衡山山脈の尾端である。大福嶺、山勢險峻で縣內南北交通の障碍をなす、輿に乘り馬に騎るものも下りて步行しなければならない。

水、資水、安化から流入し縣境を東西に貫くこと二百四十餘里、その間南岸より占溪、桃江、誌溪、蘭溪、柳溪の五小河を併せ、北岸から炭溪、善溪等を納む。誌溪は縣內を經過する距離は最も長く水源は寧鄉縣北界の侯家山の東麓に出で大福嶺の山谷を穿つて縣城の西十里の李家洲に至つて谷水に入る。敷溪は縣の西岸にあつて源流は數溪の中で最も長いが、然も大部分は安化縣界にあるので僅かに下流三十里が本縣內にあるだけである。蘭溪、鳳凰湖に出で北流すること數十里三里橋に至つて資水に注ぐ。

四、城市概況。 縣城は資水の北岸に瀕し城壁の周圍は四里餘、東西南北の四門がある。縣政府は南門にあり城內は繁盛でなく、繁華な市街は西門外にあつて、江に沿うて延長すること十五里、頭、二、三、四の各堡及び河、正、後の三街に分れる。頭堡は本縣人の營業區域であり、交易は竹器、被服、果實、魚類、皮蛋（家鴨の卵）の各業が最も盛んである。二堡は全市の中心に當り洋館書閣が連なり市況の繁盛は長沙、漢口に讓らない、交易は江蘇、浙江の商人の絹布類、眞珠、江西商人の藥材、長沙商人の洋品及び本縣商人の油、鹽、南方雜貨等の店が多い、以上は正街となつてゐる。河街は頭堡には粗製雜貨店、燐寸工場、竹木店、製材所、木炭

商が多く、二堡には旅館、食料品店、茶館、酒樓が多く、三堡は江岸に瀕して狹いので市民は多く樓居を吊り水を背にして居住し、商業地後方の市街は下流社會の娯樂場所となつてゐる。

舊城は儒學署の後方にあり、吳の魯肅の築いたもので、遺址猶ほ數千丈を存し、人は魯肅堤と稱してゐる。唐代に今の治に移され、宋の建炎四年滄水舖に移したが同五年には舊に復した。明の洪武の初め胡海洋が縣を治めし時、土を築いて城となし、濠溝を設け望樓を置いたが年久しくして頽壞し、宏治年間に屢々修築を加へ、東は水北橋から西は常泰門に到つた、嘉靖三十年知縣劉激は始めて舊址を拓いて此に城を築き東北は舊のままとし、西は延長して何家橋に到らしめ、舊城を內に包み南は江岸に臨んで內は土を積み外は磚にし、地域は二十丈を占め、幅は此の半分とし高さは一丈二尺城門四を設け、東を銀城、西を金城、南を迎恩、北を拱極と名づく、萬歷年間には洪水に浸害され知縣黃獻宏は常太門の舊址を恢復し之を縮小してやゝ修復したが、次で復崩壞した。清の康熙二十一年に知縣江闓が斷垣を築き開閉器を設けて更に東門を永安、西門を常泰と云ひ、南北は舊に依ることとし、門には各々樓があつて見獄、漢壽、酬湖、倚江と云つた。もと小南門があり樓櫓はなかつたが門扉を設けてゐた。其後城壁及び望樓の倒壞が多いので乾隆三十年知縣陳聖は帑を發して修築せんことを請ひ舊の位置に之を改築した、石や煉瓦の一部は今尚殘つてゐる。小南門は之を塞ぎ南門を名づけて資江と云ひ、西門を興賢と云ふ、東及び北は舊のままである。

五、主要市鎭。 何れも資水沿岸の上下一帶にあつて江を溯れば三十里で新橋河市があり、更に三十里で桃花江市、尙ほ三十里で舒塘市、更に四十里で三堂街、更に六十里で馬跡塘、更に六十里で敷溪市となり、皆資水の沿岸に當り商況頗る盛んである。流に順つて下れば十五里で淸水潭あり、更に十五里で沙頭市となる、此市

は江の北岸にあつて商業繁盛である。三里橋市は縣城の東對岸三里蘭溪が江に入る所にあり製鍋業が頗る盛んで、本縣の需要に供する外多くは岳州南縣及び洞庭を出で荊州、沙市等に販賣される。



益陽城對岸の龜臺山

六、產業。縣内東北の平原は地味肥沃で產米が最も多く並びに盛んに蘿蔔を出す、黃牛湖に產するものは其の味最も佳く前清時にあつては楚南貢品の一つであつた。西南の山地は產米の外茶油、桐油の產額も亦豐富である。商品は竹器、竹紙、皮蛋、蘿蔔を大宗とし、宜昌、沙市、漢口等に移出される。その數量は甚だ巨額である。竹木は多く筏を組み資水に浮べて洞庭を出で湖北の鸚鵡洲に運輸して賣却する。鑛業では安質母尼が著名で歐洲大戰當時にあつては開採が極めて盛んで住民の之に因つて富を得た者も少くない。

七、交通。資水は春夏秋の三季に小汽船を溯航せしめ桃花江に到らしめることが出來る、長沙、常德、三星湖（安鄉縣の南即ち麻濠口の東南にある）等の各港には何れも定期航路があり、自動車路には長常線があつて東は寧鄉を經て長沙に通じ西北は常德を經て桃源に達する。

八、古蹟名勝。（一）龍洲書院、縣城東門外南岸の龜臺山にあつて前は資水に臨み、後は桃花嶺に倚り形勢極めて佳く現在縣立第一高等小學校となつた。山下の江濱に巨石が一つあり江心に伸び出て「石可」と云つてゐる。蓋し「濯ぐ可く沿ふ可し」と云ふ意を取つたもので岩上は能く百餘人を坐せしむ。（二）資陽十景。（1）「西灣春望」と云ひ縣城の南岸にある。（2）「碧津曉渡」と云ひ亦縣城の南岸にある。（3）「渡洲漁唱」と云ひ資水の江中にあつて漁舟の泊る所である。（4）「裴亭雲樹」と云ひ縣城西南の白鹿山にあり一峯秀を挺し唐の裴度の庵を結んで讀書した處である。（5）「白鹿鳴鐘」と云ひ縣城の西にあつて寺内に古い銅鐘があつて聲は極めて洪遠に聞える。（6）「甘壘夜月」と云ひ縣城の南一里にあり一に夜月臺と名づく。（7）「關瀬驚湍」と云ひ縣城の西七里にある。（8）「滮溪帆落」と云ひ縣城の西八里にある。（9）「會龍棲霞」と云ひ縣の西南五里にあつて峯巒高く聳え夕照林に映えて毎に霞の駐まるが如く見える。（10）「十州分漲」と云ひ龜臺山の下にある。（三）天問臺、縣城から八里、鳳凰山にあつて一に鳳凰臺とも名づけ屈原の天問を作つた處と傳へてゐる。（四）營長坪、縣城から十一里にあり地廣く平衍で兵一萬を屯營させることが出來る、關公が兵を駐めた處と傳へられる。（五）諸葛井、縣城内の東興賢街にあつて俗に諸葛武侯の鑿つ所と傳へてゐる。（六）浮邱石屋、縣城から九里の浮邱が山頂にあつて浮邱子の丹を煉りし處と傳へ、丹竈齒石の諸遺蹟がある。（七）營坡嶺、十九里の待郎橋の東にあつて宋の岳飛が楊么を攻めた時に軍をここに駐めたと傳へてゐる。（八）小廬精舍、二十里の小廬山の上にあり宋の張栻の學を講ぜし處と傳へ又南軒講塾とも云ふ。（九）戲綵樓、縣城の西城隍廟の前にあつて宋の孝子許宗英の親を娛しませた所である。（十）九步三井、縣を距る十二里の石壁山にあつて天然の地形が恰も三步に一井ある如くである。

第二節　安化縣

一、沿革。秦から唐に至るまでは益陽縣の地に屬し、唐末には五溪の蠻族扶氏の據る所となり、後梁、後唐、後漢、後周を經る迄は梅山の蠻地に屬した。宋の熙寧年間に至り章惇は兵を發して梅山道を開き、原有の住民は多く殺戮に遭つたが、同六年には縣を建て勅して安化と名づけ、潭州長沙郡に屬せしめた。元代には湖廣行省湖南道に屬し、明代には湖廣布政司長沙府に屬し、清代には湖南布政司長沙府に屬した。

二、疆域及び地勢。本縣は資水の中流に位し東は寧鄉益陽と界し、南は湘鄉邵陽と接し、西は新化、漵浦、沅陵と隣し、北は桃源、常德二縣に界してゐる。

地勢、全境は山脈盤鬱し地勢は頗る高く平原は少い、蓋し衡山の脈は邵陽の龍山より北方に來り、其の支脈は資江南岸に延び、東は寧鄉に入つて長沙の岳麓山に終る。雪峰山の大脈は則ち漵浦より來り、東は犀牛山に盡き、其の支脈は資江北岸に延びてゐる。資水は新化の蘇溪關より五都の境に流入し安化縣の地を經るもの凡そ二百五十八里、東流して益陽に入る、南境及び北境の水は合して多く之に歸す。龍山山脈以南の嬀水、藍田水、湄水、寧溪は湘鄉を經て湘水に入る。

三、政治區劃。全縣はもと十鎭に分れ、城區、常豐、豐樂、常安、歸化を前五鎭とし。一都、二都、三都、四都、五都を後五鎭とした。現在は十區とされ區は更に若干の鄉に分れる。

四、縣城概況。地域が極めて狹小で、もとは城郭なく僅かに木柵を立て門を五ヶ所に置いた。清の康熙二十一年に及んで知縣吳兆慶が一度增修し、同三十二年に知縣趙尺璧も亦一度これを改修し五門樓の內外に各々額

を掲げ、後に傾壞したので嘉慶四年には知縣陳煐重が東、西、南の三門を修築し十五年には周文重が又之を繼ぎ、今日の遺蹟を留めてゐる。伊水は西門より入り南門小南門を經て東に流れて北門に到りそれより百二十里を流れて資水に合する。城外の勝蹟は頗る多く東門を出でて長橋を過ぎ百餘歩で東華山に達する、山上に古刹があり右は中山觀で山頂に直立し風景は頗る佳い。城西には紫雲山があり道を夾む蒼松は紆廻して風致を盡す。縣城北三十里に仙溪あり商場頗る盛んで縣城水路の小舟を通ずる終點である、近來河道を開鑿して直ちに縣城に達せしめんとして居り又た縣道を修築して敷溪（資江に瀕し縣城から百二十里）に通ぜしめんとの計畫もある。



縣城內の中山閣

五、物產。家畜には牛、羊、豚、犬、雞、家鴨、鵝鳥の類があり、野獸には虎、豹、豺狼、猪、毫猪、麞麂、土地魚がある、山禽には鷲、鷹、鷂、畫眉、野雞、黃鶯、鴉雀、喜雀の類がある。植物は松、杉、柏が最も普通で、全境は森林が密生して居るが交通閉塞の爲めに移出するものは少い。茶は移出の大宗で每年の產額は三百萬元に達し、其の他棕梠、桐、竹木、油紙、烏梅、棉花の類の產出量も亦少くない。稻は早、中、晚の三種に分れ早稻は仲春に播種し夏季秋初に熟すので高燥な旱田が之に適し、種類は最も少い、中稻は清明の前後に播種し仲秋に熟するので平地の肥膩なる地に適し、種類は

最も多い。晩稻は重陽糯と名づけ十月に始めて收穫するのでたゞ卑濕地にのみ適し、産額は最も少い。全縣の收穫を總計すれば僅かに能く半年の食料を供給するのみである。鑛物の埋藏は極めて豐富で安質母尼、鐵、石炭が最も多い、たゞ惜しいことに多くは未だ開採されない。

六、商業。縣城は陸路の要衝に當つて居らず尙ほ伊水は舟楫の便に乏しいので商業は甚だ發達しない、其の繁盛なる市鎭は主として三都區の東坪と小淹とを推す。安化の地は茶の移出を大宗とし、茶は多く一、二、三、四、五都の各區に産し每年四、五月の頃には國内國外の茶商は當市に雲集するので商賈輻輳し繁盛は全邑に冠たるものである。各市は近年茶の消費が振はないので商況は大いに減衰した、其れに次いでは常安區の藍田市で、該市の移出貨物は新化の錫鑛より輸送される安質母尼を大宗とする、次は豐樂區の橋頭市で、該市の移出品は石炭を主とし其の他四都區の煙溪市の如きは、每年桐油の移出は一萬を以て數へられる。

七、交通現況。(一)陸路、東は縣城から歸化鎭の大福坪及び司徒舖に達し、南は縣城から豐樂鎭の橋頭河及び常安鎭の藍田に達し、西は縣城から常豐鎭の横柏、界山、溪界及び五都鎭の平口、神灣、四都鎭の馬路口、湖南坡、渣滓溪に達し、北は縣城から三都鎭の東坪、木子坳及び一都鎭の小淹、龍塘、冷家嘴、三都鎭の大若塘、金雞坳、善溪等に達する。豫定路線には南へ縣城から橋頭河に達し百二十里で湘鄉に接する道路と、東北へ縣城から敷溪に達し百二十里で益陽に接する道路とである。

(二)電話線は北へ一都鎭の敷溪から資水に沿うて上り、西へ五都鎭の煙溪に達する百八十里がある。(三)電話線は縣城から南へ豐樂鎭の橋頭河に達する百二十里を安橋線と云ひ、又南へ橋頭河から藍田に達する六十里を橋藍線と云ひ、縣城から北へ一都鎭の小淹市に達するものを安淹線と云ひ、縣城から東へ歸化鎭の大福坪に

達する百二十里を安大線と云ふ。

八、教育及び民情。 最近二十年來頗る發達し、全縣では公立中學校、女子職業學校、男子職業學校の外之を九學區に分ち各區に高等小學校一或は二を有し、初級小學校は各區中最も多きものは百餘に達し、全邑の初級小學校を合すれば七百九十校を數へ、又各區に學務委員會の設けがあつて委員數人主任一人を置いて教育局の學務の處理に協力してゐる。

民情、人は多く純朴で士は官を得んとする情が少く、家は禮儀を尊び教化は容易で、地は魚樵に足り、人は業を樂しんで居り業務は農業を重んじ風俗は質朴を尙び性は剛直で法を犯すことを畏れ、佛老を信じ鬼巫を尙び禮節を重んずる。

第三節　新化縣

一、沿革。 禹貢の頃には新化は荊州の域であつたが、春秋戰國には楚の地となり、秦は長沙郡に屬せしめ、漢は長沙國益陽縣の地に屬せしめた。三國の吳には高平縣を分置したが、晉以後は梅山の蠻地となり未だ縣を置かず、たゞ今の縣南の九龍、頁靈、長鄢、常福、金鳳、大平、栗平、樸塘、石脚の十鄉は吳の寶鼎の五年に風平縣が置かれ、縣の舊址は今の石脚鄉にあつて署址は湮沒した、しかし之を土人に問へば尙故蹟の考證すべきものがある。宋の太平興國六年に至り潭州の兵を發して猺大洞を擊破し其の地に五寨を置き諸蠻族を控制し、宋の神宗の熙寧五年復た梅山を開き其の地を割いて二分し、安化を上梅山とし潭州に屬せしめ、新化を下梅山とし高平縣の地に併せ、之に屬せしめ、更に邵州に屬せしめて白溪の白石坪を縣治とした。紹興五年間に今の

縣治に徙す。元より清までは之に因つて、民國元年には府制（寶慶）を廢し省に直屬せしめた。

二、行政區劃。 宋以前は考證すべきものなく明代には一廂（縣城）三鄉（太陽、石馬、永寧）に分ち、清初には縣境を百二十八村に分つたが、同治元年に至つて長髮賊の亂に際し團體訓練を行ふため百二十八ヶ村を十六團とし、附廓の地を城廂と云つて四ヶ村を領し、東南の安集は六ヶ村、大同は十五ヶ村、遵路は十二ヶ村、南路の親睦は十ヶ村、西南の敦信は八ヶ村、永固は十一ヶ村、西路の中和は五ヶ村、遵義は八ヶ村、永靖は四ヶ村、西北路の永安は五ヶ村、時雍は十ヶ村、東北の永清は四ヶ村、興讓は七ヶ村を領した。民國三年に至り改めて七鎭（大同、興讓、時雍、永靖、西成、永固、親睦）九鄉（城廂、安集、遵路、中和、敦信、遵義、永靖、永和、知方）となし、十年には又西城鎭を割いて二鄉（西成東鄉、西成西鄉）とし總べて六鎭十一鄉とし、十八年は之を其のまゝ十七區と改めた、安集は錫鑛山の在る所で人口が多く事務繁忙のため錫鑛山特別區を增設し、十八區とし四鎭百三十四鄉を之に附屬せしめた。

民國十八年十二月行政會議の議決を經て區を合併し八區となし、原の各區の名稱を廢し第一、第二等の區名を冠した。各區公所の駐在地は第一は金灘、第二は蜈蚣橋、第三は三溪橋、第四は木山、第五は大橋市、第六は半山市、第七は西平、第八は白溪市に置かれた。

三、疆域。 縣は資江の中部に跨がり、西は漵浦に界し、南及び西南、東南は邵陽に接し、東と北は安化と界し、東西相距ること二百十五里、南北相距る二百三十里、面積四萬九千四百五十方里で、全省の面積の百分の十三弱を占めてゐる。

四、地勢。 西南は首望の諸山に倚り、東北は資水の流域に跨つてゐるので西南は高く東北は低い、地質も亦

西南は瘠せ東北は肥えてゐる。丘陵は各地に起伏し四方の山岳は險峻である。山脈の資水西岸にあるものは雪峯山脈で、邵陽縣の西北から蜿蜒として縣境に入り、首望山脈は山勢連綿として邵陽、漵浦、黔陽の數縣に跨がり、曠野高岡は最も匪賊の隱蔽に適してゐる。馬蝗坳は新化邵陽の境界にあつて中に武岡黔陽の要路を通じ地勢平坦である。黃金洞、金鳳山、大行山、文斤山、牛山卡は邵陽に通ずる驛路に當り、盜匪多く出沒常ない所である。奉氏埧、蒼漢山、高鳳山、茶盤埧は何れも險岨で要隘の地である。維山は縣城南門の品閣と遙かに相望み俗に八景の一と稱してゐる。

北方には紫荊山、冷溪山、白旗峯の崇山峻嶺があつて匪盜の多くはこゝから出る。石羊寨、獅象山、祈山、梅洞坳、筍牙山は漵浦に通ずる大路に峙ち山勢險峻形は棧道の如く匪賊盜賊は多くこの中に匿る。

資水東岸にあるものは衡山山脈に屬し、龍山の支脈であつて、邵陽縣の東北より蜿蜒として縣境に入り、梅寨嶺、朗概山、帽子嶺、報馬嶺、觀音山、花橋關、金竹嶺、錫鑛山となる、錫鑛山は安賓母尼を產するが昔は錫と誤まつて名づけたのである、今も之に從つてゐる、現在該山の採鑛權は多く楊、劉の二姓に握られ其の產出は全省の產額に冠たるものである。黃柏界は安化新化の界にあつて其の山の地勢は廣く延びて峻險となり最も匪賊の巢窟に適し、其の南の桃茶村は寧鄉に通じ何れも險の守るべきものがある。新化縣四圍の高山を按ずるに屛嶂の如く列なり、山麓には何れも竹を產し中部は山岡起伏してその區域が最も廣く、其の中のやゝ平坦なものは平原となり耕地が比較的多い。縣の農民は開墾に勤めてゐるので石山の間でも亦た土を求めて耕や甘し藷、蕎麥、玉蜀黍の類を植ゑてゐる。故に荒地は極めて少い、地下は鑛物の埋藏に富み、石炭、鐵は到る處にあり、錫も亦少くない、安賓母尼は殆んど全省の產額に冠たるものがある。若し能く法を講じ各種の鑛產を

地方政府に收歸し改めて洋式を用ひて探鑛採鑛し、新湘自動車路の完成によつて運輸に便ならしむれば新化の富は或は全省に冠たることが出來るであらうと云はれる。

資水、邵陽縣の新寧五都から縣境に入り縣の中央部の稍や東部を貫流し、兩岸より來る諸溪流を併せて北西に流れて安化縣內に入る。縣內の農業地は多く此の資水の沿岸にある。

雲溪、源は邵陽縣隆回の二都に出で東流して縣境に入り東北に流れ錫溪以下幾多の小流を併せ更に洋溪、女溪、富溪等を容れて東北に流れ資水に注ぐ。

油溪、水源は大同區車田鄉の晏家舖に出で北流し多くの小溪を併せ油溪橋の北に至り、南流して油溪市に至つて資水に入る。

渠江、永靖區奉家鄉下塘の冷溪山に源を發し縣境西邊を北流し多くの小溪を併せて西北に流れ安化縣境に入つて資水に注ぐ。

洋溪、水源は永門區羅洪鄉の打鳥坳に出で、東北に流れ洋溪市に至つて右岸に蒼溪を受け入れ左岸に金溪を容れ金灘鄉の三江口に至つて雲溪に入る。

女溪、水源は親睦區龍源鄉分龍柴の北に出で北流して象山水、龍塘水を併せ東北に流れて金灘の三江口に至り資水に入る。

龍溪、水源は親睦區龍原鄉龍原嶺の南に出で、東南に流れて幾多の支流を呑み邵陽縣に入り轉じて東南に流れ龍口溪に至つて資水に入る。

高平水、水源は靈眞鄉の打鳥坳の南麓に出で東南に流れ邵陽縣境に入り轉じて資水に入る。

麻溪、邵陽の分水嶺に源を發し筱縣坪、西半、竹半、麻溪の四鄕を經て麻溪市に至り資水に入る。資水に瀕した河口には小舟の碇泊地があり、河の長さは約六十里、水量はあるが兩岸の耕地が高いので多くは水を引いて灌漑することは出來ない。

球溪、水源は潮源鄕鐵鎖坳の北に出で東北に流れ更に東流し球溪坳に至つて資水に入る。

縣內はもと山地に屬し河流は資水を除く外殆んど稱するに足るものなく、山谷溪流は蛛網の如くあるも諸溪は皆河身が埋沒せられて溪澗は低く峻しく舟楫を通ぜぬのみか、たゞ僅かに引用して灌漑に供し得るものすら少く、且地質は多く砂礫に屬し最も崩潰し易く、每に春季の增水時には溪澗が埋積され、耕地が掩沒に被ふこと屢々である。昔は三十年河東、四十年河西と云つたが、新化の溪澗は確かに今年河東、明年河西と災を受ける觀がある、たゞ雲溪の茈溪渡以下及び洋溪の半山市以下は春夏の二季に木牌を通ずることが出來、小帆船は三江口に至り雲溪洋溪女溪等と會合後は下つて資水に達し、春夏の二季には何れも舟楫を通ずる、洋溪市は交通便利で商業振興し新化縣內に冠たるものである。

五、氣候物產。 縣內の氣候は春夏の交に溫和であり雨量も亦多いが、盛夏は熱く中秋は乾燥し、晚秋には漸く寒く、冬及び初春は寒さ嚴しく夏には南風は多く、秋冬には北風があり霧氣瘴氣は高地に多く平地にも亦間々ある。

鑛產の埋藏は甚だ豐富で安質母尼、石炭、鐵、石灰、錫、砂金等を產し、安質母尼の最も多い所は錫鑛山特別區で之に次ぐは時雍區、大同區、更に知方區である。石炭生產量の最も多いものは大同區で、次ぎは安集區、永安區、中和區、遵義區、親睦區、遵路區、興讓區、永清區の順序である。泥炭は殆んど產出せぬ所はな

く、鐵の埋藏の最も多いのは遼路區で次は大同、安集である。石灰は知方區最も多く、次は時雍區、敦信區となる。錫は現在鑛脈を見るのみで尙未だ採掘されない。砂金は永固區、高平水の河身中及び兩岸の耕地の砂礫の中に產し、昔時は砂金の淘洗で富をなした者も少くないが、現今は河岸の田地を毀損するので採集を禁ぜられてゐる。

農產には則ち米、麥、蜀黍、木粟（卽ち廣野の木稷）薏苡（俗に六股米と名づく）粟（俗に小米と呼ぶ）玉蜀黍（俗に包穀と云ふ）胡麻（俗に油麻と云ふ）豆類があり、山地の產では竹木を大宗とし、木材は松、杉、柏を主としてゐる。園藝蔬菜は普通と異なる所なし。

水產は河魚及び湖水魚が何れも少く、たゞ農民は稻の開花期に高田に水を湛へて魚類を飼ひ、翌年の初春に至つて取り盡すが其の魚は多く鯉の類である。

六、縣城概況。 縣城は資水の西岸にあつて長沙を距ること五十里、城門四を有し、東西南北と云つて東及び北は水に瀕し西及び南は山に倚つてゐる。城樓は高く聳え城壁は稍々壞れたが周圍は總計五百六十六丈で、南門は遠く維山を隔てゝゐるが、維山は直峭して峙ち俗に火旗城と名づく、住宅の失火が多かつたので明代蕭岐が本縣の守となつた時、南門の城樓を增築し水晶閣を建てゝ水神を祀り、水を以て火を制する爲めに樓を建てた。その後は火災が少くなつたと傳へられ邑人は之を迷信して民國十一年資を募つて修復した。該城門は四層で三個の部屋を有し規模宏壯で高く全城に出でこの樓に登れば旭日東に昇り夕陽西に映ゆる風景が目前に見られる。昔謝安は治城に登り悠然想を凝して高世の志があつたと云ふが、この樓は確かに全城の勝地たるを失はない。

城內の大市街は凡そ四ヶ所あつて樓前を通ずるものを南正街と云ひ、家屋は多く改造せられて商業發達し全

城の精華はこゝに集まる、更に進めば縣正街となる、之に住むものは多く貧民で小家屋を有するだけで間々娼妓も居る、更に進めば縣政府の所在地である縣正街の左を東正街と云ひ直ちに東門碼頭の河岸に出る。春夏の二季には船舶が皆集まつて商況は頓に增し、秋冬は稍劣るが四鄕の香客も亦絡繹として絕えず（安化溆浦の各縣から衡山に香を捧げるに通過すべき要路である）頗る熱鬧であるが、小商人が多いので商業は南正街の盛んなるには及ばない。縣正街の右を西正街と云ひ直ちに西門の城外に達するので旅館が街を挾んで櫛比し、其の商業は南正街に劣るのみならず且つ東正街にも及ばざること甚だ遠く、西正街より轉じて北に行けば北正街と云ひ屋宇稀に商店が少い。城樓一帶に接近しては多く菜園となり、四大街の附近は小巷約十數ケ所は盡く住宅で多くは記載すべきものがない。四門の外はたゞ南門外の永興街、靑石街と東門外の向化街等が商業亦頗る繁盛で、東陽の楊家塘、炭碼頭一帶に居るものは多くは勞働者と貧民とで娼妓や兵卒は此處から賣られて行く狀況は殆んど湘潭の臭水塘、長沙埠頭の西牆灣の如くである。城內の街路は廣い處で四五尺に及ばず狹い所は僅かに二三尺である、往來する行人は異常に困難を感じ且つ溝渠は閉塞され雨天になれば濁水が汎濫し、晴天には穢氣薰蒸する、家畜は任意に放牧され人の用便が隨處で行はれ、無智な婦女は多く兒童を街路で大便させるので空氣は惡濁し、路面は汚滑して衞生を講究するものは一日も居住し難いと思はれるが、この種の缺點は城外も全く同じである。

第四節　邵　陽　縣

一、沿革。漢代に昭陵縣を置き晉代には改めて邵陵と云つた。隋代に始めて邵陽と改め、唐の貞觀十年には

こゝに邵州を置き、五代晉の天福年間馬希範はかつて敏政縣と改めたが未だ幾何もなくして舊名に復した。宋の寶慶元年昇せて寶慶府となし、民國三年府を裁し邵陽縣を改めて寶慶と云ひ後復た改めて邵陽と云ふ。

二、地勢。本縣は資水の流域に跨がり衡山、雪峯兩山脈の交點に介在するので隨處皆邱陵で西南境は最も甚しく、崛起の度は東北境の龍山を最高とする、尤も數個の平原もあつて、東、北、南の三境上に錯出し、東境は縣城を距ること四十四里の紅橋及び四十五里の黑田舖、南境は縣城を距ること三十里の谷州の如きは縱横十數里もある大平野を成してゐる。



邵陽の古塔

山、龍山は縣城の東北八十里にあつて兼ねて湘鄉縣界にも跨がり、漣水邵水はこの山の東西より水源を發す、其の高度は實に衡山祝融峯の上に超越するが、たゞ衡嶽の叢秀なるには及ばない、山脈は東西に走つて湘鄉縣境に入り衡山の脈に接してゐる。四望山、一に四明山とも名づけ縣城の西南百二十里にあり、東安、祁陽二縣の界に跨がり亦縣境高峯の一つである。

耶薑山、縣城の南百三十里にあつて衡陽祁陽二縣の界に跨がり一に白雲山又七里山とも名づけ南嶽七十二峯の一である、岩石の大なるものありて數十人を坐せしむるものがあり、蒸水の水源の起る所である。則梘山は縣城の東北七十里にあつて險峻步むことを得ず、石段は僅かに片足を容るゝのみで、登攀すれば頂上は甚だ開

闊である。

水、資水は武岡縣から東流して縣境に入り、縣城の北を遶つて東流し邵水を納めて北流し、四十餘里で銅柱灘に至る。兩岸山に夾まれ門の如く、水流急湍を爲し全流中第一の險處を成し、又西北に流れて三門灘に至つて新化縣境に入る。

邵水は龍山の西麓に出で曲折して西南に流れ百三十里で縣城の東に至つて資水に注ぐ。

三、城市概況。縣城は資、邵二水の合流する處にあつて周圍十餘里略ぼ東西に橢圓をなし、城門四つあり、資水は其西北の二面を環繞し、邵水は其の東面を抱擁す、昔太平天國の翼王石達開は四十萬の衆を以て數千の守兵を破るを得なかつたのを見ても如何に其の形勢の險固なるかを想ふべきである。

市街は府正街及び西門正街が最も繁盛で、城外では北門外の諸市と東門外邵水東岸の玻幼、河街嶺は商品貨物が雲集し、邵水の上には飛橋があつて東門と三玻を連接してゐる、昔未だ燒失しなかつた以前には橋上の兩側に商店が櫛比し、中は街道を成して上は蒼穹を露はし下には帆檣が過ぎ遊客はこゝを過ぎても未だ橋なることを知らなかつた、今日重ねて修復されたが前狀とは大いに異なつてゐる。

四、物産。縣內は地味肥沃であり穀物豐饒である、農産は煙草、山椒、棉花を大宗とし、甘蔗、落花生も亦有名である。鑛産は石炭、鐵が何れも豐富で、石炭は多く漢口に移出される。竹工は甚だ佳く湘繡と同じく盛名を負ひ、多くは鏡屏、鏡框、竹盒等に製造せられて南京、上海に販賣され、又毛筆を産すること甚だ多く、縣城の戴仁昌の製品は最も名聲が著はれてゐる。

五、古蹟名勝。（一）雙清亭、縣の東北三四里許りにある。資、邵二水の交會の衝に當り、北岸に大岩石があつ

高沙鎭の東十五里の雙江口に到り、蓼溪を合せて又東北に流れて龍潭舖に到り北に峽江を併せて四十里許りを東流して桃花坪を過ぎ邵陽縣境に入る。

三、城市概況。 縣城は資水の北岩に位し周圍七里ばかりあつて城門四（北門は已に塞がれた）を有し、城壁は概ね青石を切つて用ひ甚だ堅固で、諺に「寶慶の獅子（石造）と東安の塔、武岡の城壁は天下珍」と云つてゐる。商業は南正街、西正街が最も繁盛で、縣內の各地は家內工業で織物を製造し、是を主要なる商品としてゐる。小河があつて縣城を繞つて流れてゐるので隨所に皆橋梁を架けてゐる。城の北部は地盤が比較的高く大砲臺があり、尙舊式な大砲が殘つてゐる。重さは約二三千斤もある、全城の人口は約二萬と稱せらる。

高沙鎭、縣城の北六十里にあつて蓼溪の北岸に位し、民船は東は寶慶に通じ、湘黔自動車路はここを過ぎて洪江に達する、商舖は七百餘戶、本縣で商況の最も盛んなる市鎭である。龍潭舖は縣城の東北九十里にあり、資水と峽江の合流點の南に位し、本縣水陸交通の要衝に當り、稅局、権運局及び商店が數十戶ある。洞口市は縣城の西北九十里にある。石下江は縣城の北百五里にあつて峽水の南岸に當り附近に產する竹木は皆ここから筏に結ばれて下流に送られる。

四、產業。 農業は、米穀を大宗とし、玉蜀黍、高粱、豆、麥、甘藷が之に次ぎ、每年邵陽、新化及び下流の各縣に移出されるものは甚だ巨額である。亦た邵陽新化の諸縣の供給を仰ぐ所である。西北境は木材竹紙を產し亦移出の大宗をなして每年筏に組まれて、下流の各港に移出されるものは益陽、漢口を最大の集散地とし、又藍靛・蔗糖をも產する。鑛產は石炭が隨所に之を產し、工藝品には毛布、紙傘、木器、皮器等を產し、染織業も亦頗る佳く近年は思工社の染織品が最も著名である。

五、猺洞族。縣の北境漵浦縣に接する一帶の山中には猺洞が十三あつて上山、下山、鵝梨樹、大茶園、半江峯、荊竹山、檳木沖、魚子溪、沈家嶺、上奔龍、下奔龍、千坵田、百家坡と云ひ、附近の住民には尙苗族の風俗が多い。

第六節　新寧縣

一、沿革及び區劃。漢代には扶彝(亦夫夷とも書く)侯國の地となし、東晉には日扶縣となし、梁は改めて扶陽とし、後に猶扶彝と云ひ、隋は邵陽を省き、唐は武岡縣の地としたが宋の紹興二十五年復た新寧縣を分置した。

全縣の行政區劃は次の如くである。

第一區、五鎭三十鄕を管轄し、第二區、三十二鄕を、第三區、一鎭四十二鄕を、第四區、二鎭三十鄕を、第五區、一鎭四十二鄕を、第六區、二鎭四十六鄕を管轄す。

二、地勢。縣内は本省資水の最上流にある一縣で、南は廣西に近く、地勢高峻、山嶽盤紆し、平原は少い。夫彝水の水源は廣西省興安縣北方の金山即ち水經注の所謂少延山、俗に岡頭嶺と稱する所から出で北流して縣中を縱貫するが、水淺く灘多くして舟行の便なく、東境は廣西省越城嶺から北走する



新寧城の碉樓

山脈と衡山の餘脈支脈が相接續し、西境は廣西省の猺嶺の脈に接し内に苗猺の峒箐を控へ、湖南廣東間の障壁である。

扶陽山は縣城の東十五里にあつて梁代に扶陽縣を置いたのでこの名を得たのである。摩訶嶺は縣城の北半里にあつて其の頂に登れば一縣の勝を一望し得る。大雪山は縣城の東南五十里にあつて高さ千七百尺ある。八十里山は縣城の南四十餘里岔溪村の南に當り、夫彝水の東岸に當り石磴危ふく峙ち羊腸曲折して諸蠻地への關鍵であり、亦湖南南部の門戸である。

三、縣城概況。 縣城は夫彝水北岸の屈曲に位し、河水は城の西南東の三面を繞つて北流する、城壁はもと土塀で築かれ明の成化六年始めて煉瓦で之を作り、周圍二里二分、城門四各々砲臺を設けたが、清の道光二十七年峒民雷再浩の變に因り更に六百十九丈の城壁を築き高さ約一丈八尺、幅八尺とし、城北の摩訶嶺の上に復た一小城を築き砲壘を設けて防禦の用に供した。縣城は交通の不便により商況振はない、縣民の十分の九は農業の外多くは織布、精米、藥材、雜貨等の賣買に從事し、全城の人口は約八千である。

四、交通及び産業。 夫彝水は春夏水量の多い時には縣城から東二十五里の白沙市以下は小民船を通ずることが出來る。陸路は東北邵陽に通じ、西北武岡に通ずるものは尙平坦であるが、西へ城步に通ずるものは山路崎嶇としてゐる。

五、物産。 農産は米穀を大宗とするが、尙ほ他に新寧縣著名の物産を擧げると、

産名	産地	産出量	移出量
竹	八峒	二十萬株	約七八萬株

杉材	八峒	十萬株	約六七萬株
玉蜀黍	東南西北の四郷	二千擔	一千擔
蘿蔔	東郷の石橋村 西郷の江口村	約一萬擔	二千餘擔

其他麥、高粱、菜種等を産する。工藝品には紙を産し亦頗る著名である。

六、古蹟名勝、蓮潭は縣城の北にあつて小石山で圓い窣洞の井戸の如きものがあり、夫彝水は盤旋して流入し清澄鏡の如く、山の傍に一小齋があり、宋の周蓮溪の常に學を講じた處と傳へ、崖上に「萬古隄防」の四字がある。崀山は縣城の南八里にあつて山上に石壁があり高さ數十丈で之を遠望すれば玉笏の直立するが如く縣境の勝地をなす、故に崀笏朝天蓮潭映月とは何れも縣內八景の一である。

第三章　沅水流域

第一節　沅江縣

一、沿革。兩漢には益陽縣及び索縣の地となし梁、陳の二代は藥山郡が置かれ、隋代には郡を廢し改めて安樂縣と稱し、十八年に又改めて沅江と云ひ、巴陵郡に屬せしめた、唐は岳州に屬せしめ更に喬江縣と名づく、五代には改めて朗州に屬せしめ、沅江縣と稱した。宋代には常德府に屬せしめ、元代には改めて龍陽州に屬せ

しむ、明の明武十三年縣を置いて常德府に屬せしめたが、民國元年以來猶舊名を存し其の縣が沅水の歸趨する處なるによつて沅江と名づけた。

二、疆域及び區劃。縣境の東は湘陰縣に界し西は漢壽縣に接し、南は益陽縣に隣し北は南縣に界す。全境は東西の最長處百里、南北の最長處百四十里、面積約一萬四千方里ある。

現行の政治區劃、原は市、河、馬、白、赤、皮、龍、蔣、郎、廖の十保に分れてゐたが、清末以來は廖保が沖積地多く地域が廣大を加へたので、廖一、廖二、廖三の三區に分ち、今度地方自治を準備するに當り九保三區を劃して四自治區となし、市、河、白、馬、赤を第一區とし、皮、龍、蔣、郎を第二區、廖一を第三區、廖二廖三を第四區とした。

三、地勢。縣域は資水の湖水に入る吐口に位し、沙田壘々地勢低窪である。由來洞庭を號して八百里と稱したが、數十年來泥砂沖積し水流の排泄せらるる所なく、支流の縱横を致し名狀すべからざる狀態となつた。湖の著しきものは縣北の大通、莞湖、七里、龍瑕、鹿溪、楊柳、篙竹、東南、開彭等の如きもので、水の涸れた際でも波光天に接し一望際涯なく、縣東の石磯、桂花、蔣湖、萬子等、縣西の上下瓊、後江等の各湖、及び南部の白泥、注爛、胭脂、長泊、黃荊等も亦皆な浩渺として相連なり所謂陸地なるものは十分の三に過ぎない。

山脈、縣内の山脈は漢壽、益陽から蜿蜒として縣内に入り、北に歇馬、摩雲があり、南に飛鳳、紫雲、高龍福壽、觀音があり、東に道場、鳳凰の諸山がある。たゞ東山は層嶂として沅江、漢壽の間に界し頗る領袖群峯の勢があり、湖鄉中崛然として起つ山地である。

四、城市概況。縣城は市保に設けられ其の著名なる市鎭には廖一の草尾市、廖二の陽羅市、郎保の大潭市、

泚湖口、龍保の鄒家窖、皮保の大林港、南湖洲等である。

五、交通、縣城から水路によつて東南に向へば大潭口、泚湖口、大林港、南湖洲を經て湘陰の白馬市に到る。陸路は南に向ひ、馬公鋪、戴公塘、三眼塘、龍泙港を經て益陽の香鋪崙に達す。縣城から水路によつて西に向へば白沙口を經て漢壽の楊閣老に達し、陸路は河路橋から火燒舖、白路橋を經て漢壽の軍山鋪に到り、又北方へ洞庭を渡れば草尾に達し、西行すれば南縣の同春院に到り、東行すれば陽羅市を經て湘陰の西福に達する。



沅江の郊外

現在開設豫定される道路は、沅江益陽間の陸路交通の三龍線である、たゞ電話は湖を隔てること遠いので尚計劃中請中である。

六、名勝古蹟、沅江は地域は狭いが古より騷人墨客が山水の間に徜徉し、英雄志士は馬を湖邊に進め兵を要塞に屯し、千百年の下、遺風を憑弔するに足るものが多い。范蠡の舟を五湖に泛べ赤山の頂に寄寓したる、嚴子陵の裘を披いて釣を垂れ竿を寒潭の畔に立てたる、武侯の烏龍寺に下榻し、關羽の兵を故關洲に駐めたる如きは其の例である。

瓊湖は縣城の附近にあつて風景絶佳の處で、春季には柳色青を舒ばし百千萬の樹は絲を垂れ二三の漁艇が烟

波の間に出沒し、欸乃一聲山水皆綠となり遊人を恰ましむるものがある。湖の對岸に景星寺があり、唐代の古刹で寺前の老樹は天に參じてゐる。

第二節　漢壽縣

一、沿革。西漢には索縣の地となし、後漢に漢壽縣と稱した。三國の吳には龍陽を分置し、武陵郡に屬せしむ。隋は臨沅、沅陵、漢壽を倂せて武陵縣、今の常德縣を置き、漢壽の半ばを割いて龍陽に入れ、唐は朗州に屬せしめた。宋の初めには鼎州に屬せしめ、大觀中改めて辰州と云ひ、明、淸には何れも龍陽と稱したが民國二年縣紳胡樹榮、帥盛震等は龍陽の二字が優雅でないので行政部に要請し復た漢壽と名づけた。

二、疆域及び區劃。東は沅江に界し南は益陽に接し西は常德に連り北は安鄕南縣と界す。縣境は南北約二百里、東西約百八十里である。

區劃、全縣は鄕に城區大護、潔廉、七荊、美利、瑞福、合衆、大連、射淘、羅蠡、南蠡上、南蠡下、北蠡、望城、小東、沙洋、毓德、文武、龍潭、軍山、南疆、安樂、龍池、沅滄、孫珠、品類、穀安、中和、陳陂、馬頭、獅中、金和、梅溪、大爲、大正、六合、文蔚、大酉、善同、亞興、新北上、新北下等の四十二鄕としたが、民國十九年地方自治を準備するため全境を劃して六大區と爲した。

三、地勢。縣內は洞庭の西部に當り沅江の尾端に位し、僅かに西南隅が雪峯山脈の北端を占め丘陵起伏するのみ、陸地は略ぼ面積の十分の二を占めてゐる丈である。故に全境の地勢を總觀するに西南は高くして東北は低く多くは湖洲分岐し卑濕なる平野の地に屬してゐる。

山、金牛山は縣城の南六十里にあつて峯巒疊翠し烟雨靑を護り山上に仙翁洞、風洞があり下には龍池がある。

龍陽山は縣城の南九十里にあり横山と名づけ、天寶年間今の名に改めたが是によつて縣名も出たのである。蓋し龍陽縣は始め孫吳に置かれ、水勢が龍に似てゐるのでこの名を得た。

龍王山は縣城の南五十五里にあつて高さ五百八十尺である。赤山は縣城の東六十六里にあつて高さ三百六十八尺、俱に湖中に點綴し秀拔してゐる。軍山は縣の東南に位し益陽縣界に接近し、山は高からずとも往昔は頗る險惡と稱せられ吳の潘濬が五溪蠻を討つに當つて兵をここに駐めた、今は長常自動車路の停留所が軍山舖に設けられてゐる。

水、沅水は常德から縣境に入り縣城の北を遶つて東流し曲折すること百七十里、直路は百里に過ぎない、西港に到つて分流雜出し、本支流を併せて更に東北に流れて澧水に通じて、天心後江の諸湖に合す、南は南湖、安樂の諸湖に通じ東は沅江縣境に入る、夏期は漲水し浩瀚汪洋たるも、冬期の水深は四尺に過ぎない。洞庭湖は縣城の東北六十里にある。太白湖は縣城の東八里にあつて東北は洞庭に入り西南は天心湖に合し、更に安樂湖に達し沅江に合する。或は李太白が曾つてここに遊んだといふのでこの名を得たとも傳へられる。蠡湖は縣城の東三十里にあつて沅江縣界に跨がり一に赤砂湖と名づけ、寰宇記には范蠡がここに遊んだと傳へ、故に湖中には范蠡の廟がある。南湖は縣城の南五里にあつて直徑三十里ばかり、附近の水田は其の灌漑を仰いでゐる。圍隄湖は縣城の北にあつて昔は米棉の產地であつたが二十餘年前に陷落して湖水となつた。面積は南湖に較べると小さい。

四、城市概況、縣城は沅水の南に瀕し周圍四里三百三十四歩、城門五、卽ち四門（東、西、南、北）の外東南門がある。地勢低窪なるにより屢々水害に毀たる、毎年春夏の候には必ず洪水が二三回起り全城が浸潰し、水が退けば炎天となり疫病が次で起るので住民は之に苦しみ環城大隄を築造せんとの議が起り、遂に民國十二年の秋に竣工し、湖南各縣に未だあらざりし新例を開いた。城內の街路は狹隘で交通は頗る不便を感じてゐるが、たゞ東門街及び北門街は廣さ一丈許りで比較的淸潔である。其の他も近年改善に從事してゐるが尙未だ十分ではない。

市況は十字兩大街を繁盛とし、大取引は多く西幇（卽ち江西人）に握られ、寶慶、常德の者が之に次いでゐる。縣城外の市鎭では僅かに北鄉の西港、西鄉の滄港、東鄉の遊巡塘等が比較的繁盛である。

五、物產、農產は米、棉、茶、麻、果實等が何れも豐富で就中米を大宗とし、棉花は之に次ぎ、城北の綿花塘の綿、城南の茶家園の紅茶は產出量頗る多く、民船によつて長沙、漢口、上海の各港に移出される。

六、交通、（一）自動車路、長常公路は縣境を斜に貫き、西南鄉の嚴家河、黃嶺崗、梅溪橋、陳家沖、偏坡嶺、太子廟、馮家沖、般羊沖、崔家橋、油草沖、東花沖、白石碑、澄淸舖、軍山舖、牛皮嶺等を通過してゐるが、たゞ各地何れも縣城を距ること甚だ遠く、縣人は屢々支線を開設して縣城に接續せしめることを請願してゐる。

（二）陸路、漢壽、山湖の各鄉は多くは道路を講求しない、各鄉間の通路は多く堤防の上にあつて平地は田圃となり、住民は多く堤防上に家屋を建て相習つて風を成し、遂に交通を阻害し堤防の作業を妨害するに到つた。田園內の通路は到る所で破壞され多くは未だ整頓されない、甚だしきは僅かに一尺餘のものもある。山鄉にはたゞ舊來の驛路あるのみである。

（三）水路、交通上の船路は合計四線ある、西北から東南に到る常長線、（常德より長沙に到る）、西北から東北に到る常漢線（常德より漢口に到る）。同じく西北から東北に到る常南線、（常德より南縣に到る）。西から北に到る常澧線（常德より安鄕の津市に到る）がある。常長、常漢の二線は何れも新興嘴から起つて楊閣老に到つて居る。常南は新興嘴から縣城の南嘴を經て狗洲に到つて居る。常澧は新興から牛鼻灘に入り、北小河、西港を經て南の五聖宮に到つて止む。此れは汽船の船路であつて東北の卑濕地域は河水が數多に分岐し商船の通行には何れも阻害がない。辰水、沅水の竹木の筏類は僅かによく常長、常漢の二水路によつて航走し、常南、常澧の二線は小竹筏が之を航するのみである。縣城上流の楊旗嘴、張家塝河は河道が堰塞し湖水となつてゐる。冬日晴天で水量の涸渇する時は常長、常漢、常南の航路は完全に杜絕する。

（四）郵便、縣城に二等郵便局一ヶ所を設け、北鄕の西港及び東鄕の遊巡塘、西鄕の滄港等の市には郵便物の取扱所が設けられ、郵便物は汽船で責任を負ふて輸送するが、水路の通行が不能の時は旱期郵便夫によつて送達される。鄕村及び地方の重要市鎭には郵便夫が每週一回往復する。

（五）電報、民國七年に縣城に電報支局一ヶ所が創設され、電綫は直ちに益陽に達し百四十里の延長がある。各省綫との發信、受信は何れも益陽から轉送されるので益陽に事故があると交通は沮滯する。

七、名勝古蹟、（一）西竺山淨照寺は縣城西關外一里ばかりにあつて東晉には香積寺と號し、南宋の時に「淨照」と題した額を下賜された、大殿には「大雄寶殿」の四字があり、唐の張旭の書と傳へてゐる。傍に古廟が一棟あつて、廟の聯に「古今明月滄浪水、新舊桃花西竺山」と題してある。（二）洗墨池は淨照寺內にあつて墨池の緣起は何れも張旭と云ふが、或は晉代の伍朝廟とも云ひ、縣志の記載によれば伍朝が正しいものゝやうである

舊日の池亭は已に頽廢し民國十四年邑紳李幹粗等が費用を募つて修理したので現在は舊觀に復した。（三）來鶴亭は洗墨池を距ること數步の處にある、頽廢壞すること數年同時に改修せられた。（四）龍陽故城は今は縣西の上流にあつて黃城岩と名づけ、宋代にかつて縣治をこゝに移した、現在韓陂堤、竹子陂堤、雞公堤、苦草陂堤、鐵門關堤があり、卽ち故城の城脚の舊址で堤勢圍連し當時の城壁の形勢を想見すべきものがある。（五）明月池は縣城南關内の偏佐にあつて縣志には暗夜に星月を見ると傳へられて居る。（六）也園は縣城の北關内にあつて今尙ほ往昔刻まれた「也園」の門額があり、書法古逸で南向きの山亭や花木があり縣城の名園である。（七）金牛山は縣城の南六十里にあつて、縣志八景中の「金牛夕照」は之を指す、其の山上には古蹟があり、龍井風洞、白雲龍洞等があつて、皆幽邃であり、迷信の行はれた時には旱天に際して常にこゝで降雨を祈禱した。（八）潘將軍の烽墩は今は縣南方の軍山にあつて、三國の時潘濬が五溪蠻を討つに軍をこゝに駐め住民を愛護したので鄉人が廟を建てゝ祀つた。今も山上には尙烽火墩の遺址がある。（九）樊洲は一に橘州とも名づけ、三國の時李衡がこゝに橘を植ゑた、橘林は今は曠土となり、たゞ李氏の後裔が台公廟を建て像を塑し祭祀は絕たない。（十）太平口はもと虎口と名づけ、縣城の東方遊巡塘の下七里許りにあつて、宋の岳飛が楊么を追つて此處に至つた時、楊は羊の虎口に入るを以て忌諱となし、太平口と改めたと傳へてゐる。（十一）蠡山庙は一に大安寺と名づけ縣城の東九十里の赤山にあつて、春秋の時范蠡西施を載せてここに遊ぶ、現在寺中には尙ほ范蠡西施の塑像があり、男女各々三體で形像皆同じであつて考古學者も今に至つて猶ほその意を知る所がない。（十二）座子岩は蠡山の下一里ばかりにあつて、古石が一個あり、縱橫何れも一丈五尺で色は黃色で土人は座子岩と呼び、數千年來湖邊に屹立し、雨に洗はれ浪に打たれて毫も未だに磨滅しない。（十三）龍津書院の故址は縣城の西、梅溪の華嶽寺附

近にあつて宋代に邑人周範が建てた、舊址は荒廢したが、たゞ石碑の半段は文字剝落し間々辨ずべきものもある、文は縣志に載せられ此の殘碑は倚華嶽寺中に殘つてゐる。(十四)龍鎭閣は一に白華寺とも名づけ傍に寳塔の舊址があつて縣城の東關外三里許りにある。この地は形勢重要でたゞ閣廟と塔の遺跡は猶殘つてゐる。

第三節　常德縣

一、沿革及び區劃、禹貢には荊州の域に屬し、春秋戰國には楚に屬す。秦には黔中郡の地となり、漢代には臨沅縣を置いて武陵郡の治に屬せしめ、王莽は嘗つて監沅と改めた。後漢には舊に復し、晋は荊州に屬せしめ、宋齊は郢州に屬せしめ、梁は武州を置いたが後に之を廢す。陳代には之を復し、大建七年沅州と改めた。隋と唐には朗州の治となり、宋は鼎州の治としたが、南宋以後は常德府の治となり、民國二年府を廢し改めて常德縣と云ふ。

縣内は斗姥、文甲、黃洲、興隆、護城、鼎安、漸安、四賢、周士、崇孝、城德、同德等の十三區に分れ、前の四區は沅水の南に位して前鄕と稱し、後の九區は倶に沅水の北に在つて後鄕と稱してゐる。

二、地勢、武陵山脈は湖北、四川、湖南、貴州の界に瀰漫し、縣境は適々其の東端の盡くる處に倚り、洞庭盆地の西部に跨がり沅水の末端を扼して湖港紛錯の地位を占め、湖南省中最も卑濕の地帶である。全境を鳥瞰すれば南北の二面に山多く、北境の陽山、南境の德山、斗姥區の枉山、黃城の滄山、金霞山が最も著名である。縣城の西十五里の河洑山は卽ち武陵山で、これより東は概して平坦低原をなし、湖鄕澤國である、僅かに德山、があつて沅水河岸に峙つのみ。新舖嶺は縣城の東北八十餘里にあつて高さ九百九十八尺、白芷湖の北側に聳ゆ。

子家山は縣城の北五十餘里にあつて高さ八百八十尺、巨江の間の絶岩である。



常德沅江の對岸

山、武陵山は即ち河洑山で亦武山とも名づけ、縣城の西十五里にあつて其の下は武陵源で常桃自動車路は其の下を繞つてゐる。陽山は縣城の北三十里にあつて唐の天寶六年改めて梁山と名づけた、漢の梁松がここに廟食したので斯く名づけらる、山内に飛泉瀑布がある。德山は縣城の東南十二里にあつて、沅水の南岸に當り高さ八百二十尺、一に善德山とも名づけ隋の刺史樊子蓋の說に、堯は天下を善卷に讓らんとし、卷は之をこゝに避けたと云ふので名づけた。道書には五十三福地と稱してゐる。龍山は縣城の北五十四里にあつて北は臨澧縣界に接し陸路で湖北に通ずるには必ず通らねばならぬ所で兵事上の要地である。

水、沅水は縣城の西二十里の處から縣境に入り東流すること五里で北岸の漸水の支流を併せ、又た十三里で枉水が之に來り注ぎ、東流すること二十八里で縣城の南を遶り、更に東流すること十一里で左岸より馬家青河を分ち、東へ漸水に通ぜしめ、又二十八里で芷灣に到り南岸は漢壽縣境に屬し、又東流して牛鼻灘を過ぎ凡そ十五里で全く漢壽境に

入る。枉水二源はは何れも縣城の南六十七里の九龍山に出で、北流して德山の西北に至つて沅江に注ぎ、又一支流は縣城の西南二十餘里に至つて斗老湖より沅江に注ぐ。漸水には澹水、興水、鼎水等の名がある、水源は臨澧縣の太浮山に出で、桃源境に入つて流るること三十五里で始めて東流して縣境に入り、二岐に分れ東北境の唐家湖に至つて合し、又東流し城縣の東方より流れ來る沅水の分流馬家吉河と相通じ、更に東流して韓公渡に至つて二岐に分れ、南流は漢壽縣境に入り、北流は東へ洞庭及び諸湖水に通じ更に漢壽縣境に入る。

障垸、縣內の漸水流域は、地勢低く東北部は最も甚しく水流は水田よりも高く、常に堤防によつて耕地を衞つてゐる。各堤の修築は年代が同一でなく名目繁多である、大部分は元、明の頃に創設され、淸以來にも亦修築せられたものがある。堤防の大なるものには、先づ八官障を推す、之に次いでは官堤、烏汊、遠德、木瓜、黃家、姚家、黃溪、南北等の障がある。近年は洞庭の堙塞により流出が不充分で常に停滯して水災を釀してゐる。

三、縣城概況、縣城は沅水の北岸に瀕し略ぼ三角形をなし、城壁の周圍は一千七百三十三丈、城門六、東を東安、下南を臨沅、上南を神鼎、西を淸平と曰ひ、この四門は東より西に向ひ皆沅水沿岸に瀕して碼頭に通ずる。小西を常武、北を拱宸と云ふ。胡閣老を紀念すると傳へられる東門と、楊閣老を記念すると傳へられる西門の二門は、外に背圍城を築き奇異なる狀景を現はしてゐる。たゞ東北二門の月城を考證すれば、明の洪武六年常德の衞であつた孫德の指揮によつて築かれ、崇禎十年郡人楊大傳が次で城壁を增築した。西南の城壁上には筆架堆が三ヶ所あつて俗に筆架城と稱してゐる。

按ずるに此の城の築かれたのは周の赧王の三十七年より始まり、この年秦の昭王が白起を遣はして楚を伐ち

黔中の地を取つたが、楚人張若が城を築いて秦を拒いだと傳へ、舊志には縣の東百歩にあつて今の城廓が其の舊址であるとしてゐる。城の內外は四坊に分たれ東を宣化坊と云ひ、東門は之に屬し、西を慶豐坊と云ひ上南門及び小西門が之に屬し、南を珠履坊と云ひ三南門から河街に到る間が之に屬し、北を繡衣坊と云ひ北門がこれに屬してゐる。本市は沅江の末端に位し洞庭沅水の便を得てゐるので、湖南西部の貨物は多くここで集散され、湖北との交通の要衝をなし、湖北の綿布雜貨洋品はここから輸入され、上流の桐油、木材等はここから移出される。淸の光緒三十一年奏請し開港せられて以來商況は繁榮となり、人口約十一萬と稱せらる。只だ地勢低窪にして常に水害を被るので、增水期には下南門は常に閉鎖すること半月の久しきに及び、住民は爲めに苦痛を感ずるので近年商業地を德山に移さんとの議がある。



常德縣城市圖

四、產業、農產は米を大宗とし、棉花、豌豆の產も亦豐富で、次で藍靛、煙草、茶、蕎麥等を產す。蘇家渡（縣城の東二十里）の白茶、辣椒と德山一帶に產する橘は何れも頗る著名である、又水澤が多いので漁網の利が豊か

であり、河水に近い住民は冬期漁業を營み、其の餘は農業に從事する、工藝品では皮箱最も著名で本省及び漢口等に販賣される。



乘合自動車發着所

五、交通、沅水は增水期には小汽船が上は桃源下は長沙（水路四百里陸路四百八十里）漢口に通じ、水の淺い時は帆船を以て之に代へ、上流は黔東鎭遠に至ることが出來るが、たゞ水急に灘多く航行は甚だ困難である。陸路は北は澧縣石門（一百二十里）に通じ更に津市を經て荊州、沙市に至り、西南は桃園を經て三百八十里で沅陵に到る。自動車路は東は益陽寧鄕を經て長沙に達し、西は河洑を經て桃源に達する。

六、名勝古蹟、（一）春申君黃歇の墓、縣城內の府坪街にあつて今の開元寺は卽ち春申君府第の遺趾である。只ゞ春申君の死所は楚ではないと考證されてゐるから、或は楚人が思慕して衣冠をこゝに葬つたものであらうと云はれる。（二）火星池、縣城の西門にあつて往時流星があつてこの池に落ちたと傳へられ、この地から西水關は流出する卽ち玉帶河である。（三）屈原廟、屈原巷、倶に縣城の東門外にあつて祠前に招屈亭があり、縣人は每年五月五日に競渡を行ひ以て之を弔ふ。（四）司馬錯城、縣城の西にあつて、白眉初氏は秦

使錯が楚を伐ちここに城を築いて五溪の咽喉を扼したが、賀奇が云ふには府（常德府を指す）の西にはこの城址なく獨り府の西方五十里、江の南岸に古城山あり、又古堤があつて石を削つて脚をなし又金雞堤にも城脚があるので或は此の城ではないかと云ひ、宋の陶弼の詩句に「當年洞裏栽桃者。便是斯時版築人。」と云つてゐる。嘲議の詞とは云へ古城の所在は桃花洞を去ること二十里許りに過ぎず、或は亦この跡を按じ考察してこの語をなしたのかも未だ知るを得ないと云つてゐる。

第四節　桃源縣

一、沿革、桃源と縣に名づくるに到つたのは、陶靖節先生の桃花源から出てゐる。漢は臨沅縣の地に屬せしめ、後漢は沅南縣を分置し、隋代には之を省いて武陵に入れたが宋の乾德元年武陵縣境を割いて桃源縣を置き鼎州に屬せしめ、南宋には德軍に屬せしめ、元貞元年昇せて州としたが明の洪武三年復た降して縣とした。

二、疆域及び區劃、東は常德に界し南は安化に接し西は沅陵大庸に隣し北は慈利、石門、臨澧に界してゐる。縣城から東へ常德を距ること八十里、南へ沅陵を距ること三百里、西北へ慈利を距ること二百里である。

桃源は昔五十八團に分れ、民國十九年全境を區劃して九區とし、第一區は城廂、第二區は陬市、第三區は盤龍橋、第四區は鄭家驛、第五區は新店驛、第六區は向家橋、第七區は龍家水、第八區は漆家河、第九區は九溪である。

三、地勢、縣內は沅水の下流を距て、山脈は全境に連綿とし、北境の山は武陵山脈に屬し、南境の山は雪峯山脈に屬してゐる、間々亦小平原もあつて其の間に錯雜し、山東の幽秀は古より著名である。

山脈、縣內の山脈は南北の二幹に分たれ、一南幹は雪峯山脈に屬し沅陵から縣境に入り、沅陵に界するものは



桃源の川上亭

重山、古溶山となり、其の支脈の縣境に入るものに夷望、九龍の諸山がある、安化に界するものは烏雲、界簑、五龍山となり、其の支脈の縣境に入るものには重幽、朝陽の諸山があり沅水に臨むものには豐隆山、桃源洞、茶蘿巖等がある。(二)北幹は武陵山脈に屬し、沅陵に界するものは萬陽山となり、慈利に界するものは香爐坡、老祖岩となり、東に出るものは轟旗山となり、石門臨澧の間に界するものは大浮山となる。其の支脈の縣境に横亘するものは一は大龍山、双合堰山、鳳凰山、金牛山、燕子岩、石臺山、石龍山、白馬山となつて剪溪、涎溪の間に蟠亘し、一は三臺山、五冠山、朝陽山、金鳳山、青寒山、萎陽山、海螺山、堆金山となつて白洋涎溪の間に蟠亘し、一は獅子山、棊龍山、雲霧洞、鎭龍山となつて白洋阪溪の間に蟠亘し、一は觀穀山、白鶴山、柴子平山、河洑山となつて阪溪、漸水の間に蟠亘してゐる。この外小支脈が岐出し大小二洑溪の間には、了柱山、金龍山があり、小洑、仙人の二溪の間には金雞岩、闕下山があり、仙人、新湘の二溪の間には花岩山、銅柱山、仙掌岩あり、新湘馬

石の二綫の間には穿石山、掛榜山、欽山がある。



桃源の沅江河岸

河流、沅江は沅陵縣から縣境に流入し、山谷の間を穿ち前後して大湖溪、夷望溪、沈溪を納め、桃川宮の西に至つて水流を併せ桃源山に觸れて曲折し、北流して縣城の東北に到り左岸に延溪及び白羊河を納め、河洑市の北に至つて河洑山に觸れ、折れて東流して常德縣境に入る。縣内を流るること約百七十餘里である。

四、城市概況、縣城は沅水の西岸に瀕し土城は既に頽廢し僅かに遺跡を存するのみで、四門を通じて四街をなし、東及び南の二街は商況繁榮し、南街の北端から西折すれば後西街となる、育嬰西街は北門を出た所で、育嬰街は東北は東門に通じ、育嬰街の中部より南行して龍化門を出ると縣政府に達する。蓋し縣府署は育嬰街前後街の間に介在するのである、城内の街路は整頓され清潔であるが商況は繁盛でない、人口は約三萬ある。

阪溪市、縣城の東北十餘里にあつて阪溪水の沅江に注入する吐口に當り、商店は多くないが、米、棉花及び竹木の集散は甚だ盛んである。

五、產業、農產物では米穀が品質の良好を以て著はれ、又盛んに棉花を產出する、全縣の棉耕地は約一萬七千五百餘畝で每年長江及び洪江に轉出される棉は、一萬擔內外に達する。この外茶、高粱、茶油を產し、竹木は甚だ豐富であり、桃源石は、桃源洞の山中より出で色彩美麗　雅致愛すべく骨董商は多く之を琢磨して裝飾品として各地に移出してゐる。

六、名勝古蹟、(一)桃源洞、縣城の南三十里ばかりにあつて諸峯矗々、流泉汩汩として千株の桃樹は道を夾んで錦の如く、中に問津亭、延至館、窮林橋、水源亭、桃花潭、漁人從入處、豁然亭、高舉閣、尋契亭、漁人辭出處、既去亭、向路橋の諸勝があり、何れも青松綠篠の間に雜り、儼然として別天地をなす。この中で人の語る所では古來の碑碣が最も多く中腹に觀音堂があり、中に陶靖節の像がある。四面皆修竹で掩はれ頗る幽雅で遊客は多く其の上に題詠を留めてゐる。この外尙ほ纜船洲、桃花潭、秦人洞、遇仙橋、煉丹臺、淪茗池、摩頂松、空心杉等があり、之を內八景と稱し、近來縣城の者は又桃川仙隱、白馬雪濤、綠蘿晴劃、梅溪煙雨、楚山春晴、漳江夜月、潯陽古寺、灌訪晚渡の諸勝を以て外八景と稱してゐる。

桃源洞の仙景記には、桃源洞は世に秦を避くるの地と傳へ、秦代には武陵郡となり、南方に僻在し古木荊榛凡そ僻壤の未だ開化せざるもので往々人跡罕に到る。桃源洞の地は五溪の蠻境に接し、山嶺蜿蜒邱壑重疊して古代の樹木葱鬱たるものがあり、沅水とは隔別し、古人の世を避けてここに居るは洵に福地であり、陶靖節先生が記を作り其の事を記してからこの地は遂に古今に傳播した。桃源洞に入れば景物鮮媚で田園の桑麻は葱蘢として人を襲ひ、路傍には「桃源佳致」の石碑が立てられ、高さ一丈餘、文字は唐の朗州の司馬劉禹錫の題する所である。碑の右から折れて山に入れば兩溪の岸を夾む桃樹が數百株あつて、前の桃源の知事餘良棟はかつて

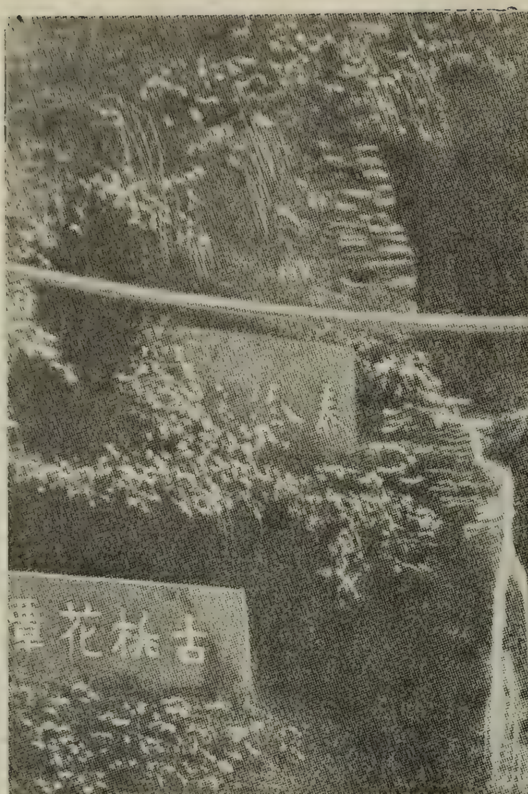
三層の家屋を建て門額に「古桃花洞」と題してある。内は延致館で館の左は八方亭が翼然として立ち、亭前亭内には古碣林立し高低大小何れも文字があるが蒼色蒼翠讀むを得ない、亭から溪に沿ひ拾級を登ると遇仙橋があり。王子が仙人に遇ふた處と傳へてゐる。橋の左を更に上れば亭があつて溪に峙ち水源亭はここにある。亭中には古い石造の棋盤があり長さ約三四尺四方で、石磴は瀑布を環り、入つて坐すれば涼風習々泉聲潺として百鳥古木の叢中に翔鳴し、日光は亭の後に掩ひ翳してゐる。秦人の古洞はここにあつて洞口は石碑で之を封じ、碑の長さは一丈餘で左の角は一尺許り缺け碑石蒼古で洞口の下には清冽な泉水があり、昔人は之に「古桃花潭」と題し、潭の砂石は明瑩で洞上の田圃は長方形をなし鱗の如く連なり、淵明は雞犬桑麻の處と稱した。然も洞の深邃なることとは未だ窺ひ測るを得ず、昔呂喦は曾つて



遇仙橋

詩を題して「洞門深鎖白雲封。九節丹崖第幾重。欲向山中尋甲子。秦人盡日不相逢」と云つた、則ち桃源の仙境たること概想すべきである。洞の右を拾級登ると古の玄都觀で民國初年縣令楊瑞鱣によつて重ねて修理され其の堂に古隱君子の堂と題され、門には秦時明月。洞口桃花」の聯が掲げられ、堂中には陶靖節先生の畫像が懸げられ。數幅の聯があつて一は「偶聞黄髮石間語。時有白雲衣上生と書かれ、一は「秦漢興亡付流水。神仙

消息問桃花」と題し、又一は「流水當年懷往時。桃花依舊笑春風」と題して居り。堂外の軒下の古聯一幅には「境闢太元年、看流水桃花、洞口不生寄奴草、地猶武陵郡、喜垂髻黃髮、村中時見避秦人」云々と題してゐる。之を右に觀て行くこと數十步で仙徑亭がある、昔王守仁先生の桃花源に題した五言一絕に「桃源在何許、西峯最深處、不用問漁人、沿溪踏花去」と云ひ。頗る道者の言あるを見るが、呂嵒の仙徑亭に題した七絕の一首に「紫氣南來第一關、道人家在白雲間、山門深鎖無人到、流水落花春晝閒」と云ふも亦道者の口吻である、山水の樂深く、洞外の山に對しては水府關、遊仙觀があり、山の高處には淵明祠がある。祠上には高賁閣があり胡麻飯を煑た所と傳へられ、祠宇は頹壞したが竹木森樹や徑を夾む芳草があり、遊客もこゝに到れば何れも世外桃源の想がある。



古桃花潭

（二）靈岩洞、洞は前後に分れ中に一溪流があつて伏流して前洞に通じ、多くは鐘乳石で其の點滴の凝結する所は窮工極變、色は陳雪の如く中には大士に似たるものあり、羅漢に似たるもの、鐘鼎に似たるもの、象兒花鳥に似たるものがある。後洞の四壁も亦鐘乳石でたゞ暗くして光を通ぜず、遊者は須らく炬火を携へねばならず、泉流の汩々たる聲があり。體を沒する所膝を沒する所等がある、稍々深入りすれば蝙蝠が多く怪聲を發し火を撲つ、石は搖々として墜ちんとする如

く、人は何れも敢て窮むるものがない。洞前には溪水環流し石竇の中に一小碑があつて詩句を其の上に彫つてある。中に「分明便是桃源洞、不見溪中流落花」の句があり、唐人賈浪仙の題する所と傳へてゐる。傍に黄岩寺があり古木天に冲して別天地の如くである。

(三)伏波洞、漁仙洞、何れも欽山にあつて馬文淵の暑を避けた所で纔に武陵の漁人の道を得し處と傳へてゐる。附近には古洞削壁が多く五色の石があり、蒨赤霞綺の如きものを赤霞嶂。飛霞洞と云ひ、黛黒鐵の如きものを鐵壁岩と云ひ、詰典盤紆して團雲の如きものを甕城と云ふ。上には風籟空に傳はり下には泉響斷たざるものがあり、空舲峽と云ふは岡巒林立して絫疊翠屏の如くである。

第五節　沅陵縣

一、沿革、古の荊楚の地で春秋に至り諸夷皆楚に屬し、巫中の地となつたが、秦の始皇は楚を滅し黔中郡を置き、漢の高帝は黔中郡を改めて武陵郡となし、義陵(今の溆浦縣)を治とし、縣十三を領し始めて沅陵を置いた。新莽の時武陵を改めて建平郡となし、後漢光武帝の建武六年武陵郡の治が臨沅(今の常德縣)に移つた時、縣治は現在の所に徙され、三國の時には漢の昭烈帝の章武元年以前は蜀に屬し、元年以後は呉に屬した。晉の武帝は十九州を增置し郡國百七十三を鎭したが、縣は尙ほ武陵とし、荊州に屬してゐる。宋の孝武年間郢州刺史を置き六郡を治めさせたが、縣も又武陵郡に隨ひ郢州に分屬することとなつた。陳の文帝は荊州郢州の各郡縣を分つて武州を置き縣は武陵郡に屬してゐたので武州に屬した。宣帝の大建七年武州を改めて沅州となし、沅陵郡を置いて沅陵縣を治めた。隋の文帝は陳を平らげると沅州沅陵郡を廢して辰州を置き、煬帝の大業二年

辰州を改めて沅陵郡となす。唐の太宗の貞觀元年天下を分つて十三道となしたが縣は辰州に屬し、江南道に隸屬した。玄宗の開元二十一年に天下を分けて十五道となし、縣は辰州黔中道に屬したが天寶元年辰州を改めて瀘溪郡となし、乾元元年復た辰州となし縣は之に屬した。唐末の亂に辰州は蠻酋の據る所となり、諸縣皆廢さる、馬殷は湖南に據つたので縣の地は馬楚に屬した。宋の太祖は辰、錦、叙等の州が歸順したので辰州瀘溪郡軍事を置き、四縣を領して辰州に屬せしめた。元の世祖至元十二年辰州を改めて辰州路となし沅陵縣を治めたが、明の太祖は辰州路を改めて辰州府となし沅陵縣を治め、前清は之に因つたが民國以來は府を廢して縣とした。(縣治は宋以前には今の縣城の南凉水井に設けられてゐたが今は遺趾すら知るを得ない)

二、地勢、縣内は沅水の中流に據り武陵、雪峯の二大山脈の間にあつて萬峯挺起し高さを爭ひ秀を競ひ、古の所謂舟行は則ち湍急で嶮峻、水は即ち亂石多く、陸は即ち重岡碁布し、車を通ずること難く、西南の要害四塞するの地である。

山、三唔山は縣城の東二里にあつて一に懷德山と名づけ、三峯鼎峙して萬木秀を隱す。壺頭山は縣の東北百三十里にあり桃源縣界に接し、山勢宏濶徑曲り險多く、漢の馬援が五溪蠻を征した時、曾つてここで大いに戰つた古戰場である。明月山は縣城の西二里許りにあつて一壁側立し形は萬月の如く、半ば水際に浮き、山上に明月寺がある。鳳凰山は縣城の東南二里にあつて二水の曲流を呑み、諸峯を指顧の間に環らし、鳳凰古寺があつて縣城第一の勝境をなしてゐる。龍泉山は縣城の西北五里にあつて山徑曲折し林木葱蘢として水田に俯し、西水を環らし上に古寺があつて縣城西北の勝境である。萬陽山は縣城の東百五十里の麻洢洑にあつて山勢峭聳もと鐵瓦寺があつた。金華山は縣城の南六十里にあり高さ十里、山頂に一石があつて夜間見れば碎金の如く、

山中には雷洞があり洞前に泉があつて汲むものは梯を下りる、茶に用ふるに極めて佳い。寄山は又洪山とも名づけ縣城の南三十里にあつて百餘里を上れば連峯聳峙し萬笏朝天の像があつて縣城の賓山である。明月峯は縣城の東百八十里の大江の涯にあつて、孤峯突起し頂上に至ると直ちに劈けて二つとなり、釣橋を渡り險阻且つ曲折した道を登ると明月庵がある。諸峯を俯瞰すれば伏したる虎の蹲まる如し、水流は西方より來つて白龍の如く耀いてゐる。聖人峯は縣城の東南百二十里安化との縣界にあつて大禹の治水の際にはこの山上に宿つたと傳へられ、今に至るも聖人茶を産し、味は甚だ甘美である。

水、沅水は瀘溪の浦市から縣境に入り、流るること二十四里で更に瀘溪縣境に入り、又流るること四十里で瀘縣城の南を遶り、東北に流れて再び本縣境に入り縣城の西南に到つて左に酉水を併せ、城南を遶り東北に流れ十里で百曳灘に至り、二十里で九磯灘に至れば九石磯の盤曲嶙峋たるものがある、更に四十里で横石灘に至れば石梁の水底に横直するものがあり、八十里で北斗灘に至れば灘下の七石は相列なつて斗杓の如く、百二十里にして清浪灘に至れば灘口に閃電洲があり險灘となる、更に東流すること十五里で雷廻灘に至れば江流は石に觸れ其の聲は雷の如くである、尙ほ東流すれば遂に桃源縣境に入る、酉水、古丈縣から縣境に入り流るること四十八里で縣城西北の烏速市に至り小酉溪を併せて小酉山の下を過ぎ、又南流すること二十里で沅水に入る。

三、縣城概況、全市は沅水の北岸に瀕し西は酉水の沅水に入る吐口からは約二里を距つ、城は東西の橢圓形に作られ、南北は甚だ狹く、東西に長い、周圍は五里ばかりあつて城門は七ヶ所に設けられ、東北隅にあるものを東門と云ひ、南へ沅水に臨むものは四門あつて、東より之を擧げると文昌、下南、中南、上南となり、西南角端の北にあるものを西門、北面するものを北門と云ふ。城基は北は桐木、鶴鳴、天寧の諸山に跨がり、西は

飛霞山に達し東は紫宸山に及び、南は江に臨んで殆んど天塹である。城内の市街家屋は多く山勢の高低に依つて建てられ、たゞ東南隅及び西南隅は土地が稍平坦で、東西の二門に通ずる大路は商業の中心點をなしてゐる。城外は街路狹隘で凹凸がある。本城は沅水の中流に當り上は洪江を承け、下は常德に通じ、昔は市況繁昌したが、現今は匪賊橫行の爲め沅水の交通が梗塞し、商賈旅客は跡を絕ち日日に蕭條となつた。人口は約一万五千ある。

沅陵の城壁が築かれたのは宋の嘉祐二年に始まり、辰州の知事竇舜卿が城壁築造を請ひ障害なく竣工したが、隆興年間に洪水に破壞され、明の洪武の初參軍詹彥中が辰州の守となつた際、始めて石材を採集して更に之を築いたが、成化五年に復た壞れ、衞の指揮高翔が之を增修し、城壁の高さ一丈九尺、周圍九百六十六丈で、東西は更に開け廣さ三百四十七丈、城門六ケ所を設け望樓を其の上に建てたが、又西北隅に外城を設け、兵營官舍とし兵卒官吏は悉く之に居住し、規模制度は昔としては大なるものであつた、宏治十一年樓屋が火災に遭つたので知府汪止は更に大樓及び四角樓を建てて東北を雙蓮、西北を飛霞、西南を靖遠、東南を觀瀾と云ひ、一時の壯觀であつた。宏治の末に治府張濂は觀瀾樓を改めて文昌閣とし、幽下に文昌門を開いて七門とした。清代に至つて衞城は廢れ、四角樓も毀れ城壁堵牆も日に崩壞に赴いたが、順治十八年知府鄒翼明は始めて修理を加へ、後に吳三桂が城に居つた時、文昌門を閉鎖したが、雍正十二年に至り知府李珣及び知縣趙念曾は復た文昌門を開いて七門とした。

四、物產、山間の平地には米を產するが、たゞ本縣の需要に不足するので猶辰谿よりの輸入に賴つて不足を補つてゐる。この外果實の產は相當豐富で橘、紅柚子は何れも頗る有名であり、並びに茶、木材、薪炭、桐油

牛皮等を産し常德及び他の各港に移出する。

五、交通及び重要市鎭、陸路、縣城を起點とし、東は蘇黄溪に至り、大平鋪を經て桃源に達し。西は彌陀山から瀘溪に達し、又た西へは磠堂溪に至り洞坪を經て古丈にも達する。南へは崖穿の劉家瑞に至り土橋を經て溆浦に達し、北へは酸子界に至り、大坪塘を經て大庸に通じ、西北へは茅坪を經て永順に達する。東南は青云觀に至つて安化に達し、西南は果牌均に至り十里鋪を經て辰谿に通じ、東北へは馬鬃嶺を經て慈利に達する。

水路、東は果首塘に至り高頭驛を經て桃源に達し、西南は大龍溪を經て瀘溪に通じ、西北へは茨相溪を經て永達に至る、各重要市鎭では陸路には建立鎭の受溪口、廣濟鎭の馬底驛、果亭驛、永平鄉の龍溪鋪が重要であり。水路には白溶、柳林汊、烏宿が重要である。新開の道路に至つては辰桃自動車路が開通し。電信は辰常線が長沙、漢口との間を接續し、辰洪線が雲南貴州に通じてゐる。電話線は現在湖南省第一警備司令部の命を奉じて架設された。

六、古蹟名勝、(一)河上洲、縣城の東三里にあつて又龍吟洲とも名づけ、岸上に廣福寺がある、寺の後方に塔があり龍吟塔と云ひ、明代の造營で久しく頽壞してゐたが、淸の道光年間に至つて知府鍾音鴻が資を募つて再建し始めて七層とした。俗に江水の澎漲する時は水の增大に伴つて洲も亦擴大されると傳へてゐる。(二)虎谿山、縣城内にあつて王陽明先生が曾つて學をここに講じたので王陽明祠があり、其の麓に龍興寺があつて規模雄壯である。(三)馬伏波の廟、縣城の東北百二十里の淸浪灘北岸にあり怪石巉岩が江面に連綿と續き、水石相激して走ること風雷の如く「壺頭」は南岸に懸り廟閣は北岸に峙ち、灘を重ね嶺を疊ねて奇を爭ひ怪を鬪はすこと百數十里、水路第一の險塞を扼する地である。(四)小酉山、縣城の西三十里の烏宿にあつて、今人は多く二酉

山と稱し、山上には藏書洞があり、荊州記に小酉山の石穴に書物千卷があつて秦人はここに學んだと傳へられ之に因つて梁の湘東王賦が西陽に遺典を訪ふたと云ふのは是である。方輿勝覧には堯の時善卷が曾つてここに隱れ書を藏した篋があり、中は空虛で數人を坐せしむることが出來、左側に記壘があり、山上に煉丹池があつて、池水壘より雪を噴いて下る。之を記壘と云つてゐる。(五)辰龍關、縣城の東百三十里にあつて關址は尙ほ存し、辰水の下流に據つて關外は萬峯天を挿し、峭壁數里谷徑盤落して僅かに一騎を容るるのみで、昔吳三桂は辰州に據りこの險を恃んで淸軍に抗したが土人が間道に導き、一は高崖に據つて入り、一は郭家溪を繞つて關の後方に出で始めて之を取る、此の關の險は誠に泥を丸めても封ずべきである。(六)銅柱、縣城の西百六十里の會溪坪にあつて古の溪州の地で、五代史に西は牂牁の兩林に接し、南は桂林の象郡に通じ、石晉の天福五年楚王馬希範は五溪蠻を征し五姓歸順す、希範銅柱を界上に立て學士李宏臯が之が記を作り詞を柱に彫つたと傳へ、柱の重さは五千斤で高さ一丈二尺、土に入ること六尺、上は八方形で下は圓形をなし、中は空虛で錢を以て中を塡め千百年を經て現在已に土中に塞がれたが、其の古



沅陵古蹟銅柱

錢は甚だ大きく、民間には尙之を藏するものがあり、柱を覆ふた事があつたが後に野火に燬かれた。

第六節　古丈縣

一、沿革、 古丈は郷に土司の管轄であつた、淸の雍正八年から土司を改めて直轄に歸し、永順府を設立し同九年には古丈坪督捕同知廳を分設し、乾隆年間改めて撫民同治と爲し、民國元年始めて縣治を設けた。

二、疆界及び區劃、 東北は沅陵縣と界し、東南は瀘溪縣に接し、南は乾城縣と界し、西は保靖縣と隣し、北は永順縣と界す。縣境は南北百里、東西百二十里、全縣の面積は約一千二百方里である。

民國十九年地方自治を準備するに當り原有八郷の區域に從つて新たに四大區に編劃し、總べて七十四郷六鎭を管轄することとなした。本城及び羅依の二郷を第一區として十八郷二鎭を管轄せしめ、上功下功の二郷を第二區として十八郷を、外功外沖の二郷を第三區として十七郷三鎭を、西英新民の二郷を第四區として二十一郷一鎭を管轄せしめてゐる。

三、城市槪況、 縣城は羅依溪の右岸に濱し城郭はあるが、高さは低く、近來は街路の改修に石材が缺乏してゐるので之を毀してゐる。全市の住民は僅かに約三百戸で、多くは小賣商に屬し、其の辰州と常德を交易をなすものは三十戸に過ぎない、之を交通便利なる地に較べると一小市鎭にも及ばない、他の龍鼻嘴溪口、了角山、河逢等の鎭の如きは何れも五日に一回の定期市があるに過ぎない。

四、交通、 古丈は山城と稱せられ、四方に通ずる道路は多くは危坡峻坂に屬してゐるので交通は困難である。幸に近年各縣長は各郷鎭に督促し修理に從事せしめたので往來の行客は比較的便利を感じてゐる。

(一)陸路、縣城の東から土溪に達するに四十里、土溪から草塘に至る三十里、合計陸路七十里は沅陵、松溪軥、清水坪に通じて烏宿に至り、北河口に出る。縣城の東南よりは了角鎭に達するに三十里、了角山鎭から河蓬鎭に達するに二十里、又十五里で蘇家寨に至り、陸路六十五里は、瀘溪の芭蕉坪に通じ、縣城の西南から排達宜に達するに三十里、排達から宜龍鼻嘴鎭に達するに二十里、總てで陸路五十里は乾城の喜省營に達する。縣城の西よりは二十五里で喜奇に達し保清の分水に通ずる。北方へは縣城から黑潭坪に達するに十五里、更に十五里で羅依溪鎭に達し、陸路三十里で北河に出で、上は永順の王村に通じ下は沅陵の會溪坪に通ずる。

(二)電話線、(1)縣城から東四十里で土溪に達し土溪から東南三十里で河蓬に達するものが一綫をなし、(2)縣城から北十五里で黑潭坪に達し、更に黑潭坪より十五里で羅依市に達するものが一綫をなし、(3)縣城から西南三十里で排達宜に達し、更に排達宜から二十里で龍鼻嘴に達するものが一線をなす。

第七節　永順縣

一、沿革、縣はもと彭土司の所轄であつて、淸以前は縣の南にあるものを南渭州、之に對峙するものを北渭州。南渭の右を施濟溪州、(唐の天授二年に溪州を置く)とし、南渭の左を保靖土司の管轄地とし、南渭の背を古丈とし、南北の二渭州を併せて土司の所轄とし、之を大鄕と云ひ、河東河西の別がある。更に進めば桑植となり其の右は龍山で何れも土司があつて永順に屬してゐた。今の縣地一帶は古は靈溪土司と稱せられ、更に溪州と稱し、又猛洞と云つた。前淸の雍正七年土司を改めて直轄とし、始め永順、保靖、龍山、桑植の四縣の區別を設けた。府縣と治を同じくして、並びに附屬の古丈坪廳があつた。革命以後は府を廢し縣のみを留めた。

二、區劃、土司の時代には五十八旗に分れ、七字を一句と爲し一字を一旗とし、八句を合せて辰、利、東、西、南、北、雄。將、能、精、銳、愛、先。鋒、左、翔、德、茂、親、勛、策、有、略、靈、通、鎭、蓋、忠。武、敵、雨、星、飛、旗、馬、標、衛、水、湧、祥、龍、英、長、虎、豹、嘉、威、捷。輔、慶、凱、施、智、勝、功と云ひ、共に五十六旗となし、後に「請謀」の二字を添え合せて五十八旗とした。この外更に我旗、獵旗、鑲旗、苗旗、米房旗、吹鼓旗、の六旗及び、作僱七旗、長川旗、散人旗、總管旗があり、旗には各々長があつて各戸口を管轄し、各州司に分屬し總司に總屬する。有事の際には調集して軍となし戰鬪に備へるが、無事の間は散じて住民となり、耕鑿を習ひとする。直轄に歸してからは、南北の二旗が除かれて、桑植に歸することとなり、辰、東、雄、將、銳、愛、鎭、武、標、戰、龍、威の各旗の半ば及び先、鋒、翔、茂、策、通、蓋、飛、馬、湧、祥、虎、捷、慶、勝等の旗は龍山に屬し、其の本縣に屬するものは半部を龍山に分つた、辰、東等の各鎭の半ばと西、能、精、德、勳、靈、忠、敵、星、義、衞、水、英。長、豹、凱、智、功の各旗を併せたもので、又福字の一旗は上官族であり、各鄉に散在して今は永順、龍山の二縣に屬してゐる。永順は直轄に歸した後、白崖峒を龍山に歸せしめたが、尙所轄內にあるものに猛峒、內顆砂、外顆砂、內白砂、外白砂、內臥塔、外臥塔、內龍、外龍、上榔、下榔、田家、王家、施溶、功全、西英、沖正羅衣等の十八保があつた。民國元年又功全、西英、沖正羅衣の四保を劃して古丈縣とし、ここに於て猛峒保を分つて本城、勺哈、車窩、守東、洗東、の五保が出來、原有の內外顆、內外白、內外塔、內外龍、上下榔、田家、王家、施溶の各保と合せて猶十八保とした。民國十二年に鄉自治を開始するに當つて保を改めて鄉となし、十九年に自治を準備するに當つては全境を七區に劃せんと定め、第一區は首車、洗車、守車、勺哈、車窩等の五鄉を管轄し、第二區は內

顆砂、外顆砂の二郷を管轄し、第三區は內白砂、外白砂の二郷を管轄し、第四區は內臥塔、外臥塔の二郷を管轄し、第五區は內龍、外龍の二郷を管轄し、第六區は上椰、下椰、田家、王家等の四郷を管轄し、第七區は施溶の一郷を管轄することとしたが尙未だ施行されない。

三、境域及び地勢、縣境の東は龍山關に起り、西は欄溪に至り、南は鳳灘汎に起り北は萬民岡に至る。東西は約二百里、南北は約二百七十里である。全境は酉、澧二水の間に在るが北は僅かに澧水の一南源を包括するのみで、南も亦未だ酉水の本流には跨がらない、實に之を按ずれば酉水の支流である猛峒河の流域であり、武陵山脈の中に圍まれ千山萬壑で古の苗疆の一部である。

山、萬笏山は縣城の北四十五里にあつて高さ三千百五十尺、層峯峭立して本縣の巨峯を成し「萬笏天を挿す」の狀を現はし、澧水の南源である上洞河の水源はここから出る。偏岩山は縣城の西門外にある、一路があつて龍山に通じ、沙石陡坡し山下は深澗に臨んで行者は常に足を失つて水中に墜つるといふ險所である。清の乾隆二十五年山の對岸に別の新道を開き河岸に渡航を設けた。龍瓜關は縣城の東北二十里にあり、尖山庙は關外十里にあつて兩山峭立し關外の屏藩をなしてゐる。賀虎山は關內十里にあつて壁立數個に及び一線の鳥道は東へ大庸に通ずる要路である。

水、酉水は保靖から西流して縣境に入り列夕市の西南に至つて猛洞河を納め、南流して王村に至れば航運の起點となり、羅衣溪に至つて古丈縣境に入り、折れて東流し施溶溪市を經て鳳灘に至つて沅陵縣境に入る。鳳灘は縣城を距ること百八十里、兩岸夾峙し中流湍急で東南は沅陵に通ずる第一の水險である。猛洞河は二源あつて東源は桑植縣境に出で上溪河卽ち乾溪と云ひ、西源は龍山縣境に出でて汝池河と云ひ、縣城西北の兩岔河に

至つて相會し、南流して勾哈舖を經て縣城西門外を遶り、更に南流して東岸に牛路河を合して後酉水に注ぐ。牛路河は縣城を距ること五十五里、石崖を俯瞰し夾峙すること十里で石に激し沙を奔らせ水勢奇險である。

四、城市概況、縣城は猛洞河の東岸に瀕し南北に長い楕圓形をなし、周圍五里、城門四、城內は半ば田圃に屬し稍々繁盛なる市街はたゞ東西の二門を通ずる正街のみで、人口は約二千餘ある。王村は縣城の南九十里にあつて酉水の北岸に瀕し、山に倚り溪に臨んで、磴道崎嶇とし永順南部の門戶をなし、乾城、古丈、沅陵より陸路によつて縣に入る者は必ず道をここに取り、亦た沅陵、保靖の二縣から水路で本縣に入る途であり、水陸の要衝と稱するに足る。列夕市は縣城を距ること九十里で王村市と遙かに相對してゐる。夾樹塘は縣城の西五十里にあつて保靖を扼するの要路である。龍伏關、杉木坪、十萬坪、萬民岡は何れも北は桑植へ通ずる要地である。

五、物產、農產には五穀、棉花、峒布、土錦、峒茶、土紙、桐油、峒酒、峒菌、艷容草、楠木等があり、鑛產には銅、鐵、辰砂、鉛等が何れも豐富である。

六、交通、(一)水路航行し得るものは僅かに猛洞河と北河がある。猛洞河は勾哈以下が可航し得る部分で、合計二百三十餘里であるが灘險しく水急で、首鄉以下は兩岸の高山夾峙し懸崖萬丈蒼々たる古木があり、鳥噪き猿啼き夜半亭午と雖も月を見ず、三峽の險にも殆んど過ぐるものがある。北河は卽ち酉水で、保靖縣から流入し田家、下椰、施溶を經て縣境を出で河腹は比較的深く面積も亦寬く猛峒河の險峻には似ないが、下流の萊灘、鳳灘、繞雞籠灘は亦至險を極めてゐる。

(二)、陸路、全橋の道路は、砂石砂土の二種に分れ、縣道は多く砂石で鄉道は殆んど砂土である。寬い處で

三尺、狭い處は一尺にも及ばない、且つ皆山路に屬し上坡涉水を除けば所謂地に三尺の平地なき所で、商人は騾馬を用ひて貨物を運び、架を擔いで竹輿となし、之によつて山地を越ゆるに便ならしめる、自治調査員某君の作つた詩に「羊腸は尙腸あり鳥道は尙道あり如何せん五溪の中、水懸崖にして谷倒る」と云ふのがある、其の行路の困難を想見すべきである。

主要路綫は縣城の東南より王村鎭を經て沅陵に達するもの、東北へ石堤を經て大庸に達するもの、西北へは二路あつて、一は劉家寨を經、一は官壩を經て何れも桑植に達し、西南へは夾樹塘を經て保靖に達し、西北へは皮家坳を經て龍山に達する。

(三)、郵便電信、縣城には電信局なくすべて沅陵を經て發信受信を行はねばならぬので非常に遲滯する。郵便局は昔は二等に列せられたが、現在は降つて三等となり、王村、石堤に各々代理所一を設けてゐる。傳遞は尙ほ速い時で平時は省城から來る郵便物は九日で達し、冬期は雨雪で阻害され半ヶ月にして漸く着く。

七、古蹟名勝、(一)紅字碑、明溪口の石壁上にあつて、宋の神宗が章惇をして湖北を訪察せしめ蠻事を處理せしめ、並びに提刑趙鼎及び辰州の布衣張翹名卽ち殿中丞雷簡をして彭仕義を剿撫せしめる等の詔が彫られてゐるが、文字は已に糢糊として判讀し難い。(二)仙人洞は縣城を距ること八十里、下は猛洞河に臨み洞は深く幽闊である。對岸の獅子洞、俗に人の宴會をなす時、柬を洞口に置き、酒器を借りて之を得たが、後に不潔のまゝにしたものや返さぬものがあつたので遂に借さなかつたと傳へてゐる。仙人洞の對岸に不二門がある、兩石夾立して中に一路を開き名士の題詠が極めて多く洵に佳境に屬してゐる。觀音岩は不二門を距ること約一里で怪石天に參じ寺宇幽邃古木森々としてゐる。(三)溫泉、土人は熱水坊と稱し、觀音岩を距ること二里許りで猛

洞河の洲上に位し、泉水は平時河水より高きこと二三尺で、熱水氣を湧かして雲を成しゐる。（四）顆砂は縣城の東北四十里に位して石を產す、圓形で色は赤く顆は丹砂の如くである。（五）自生橋、內顆砂鄉にあつて石は跨がつて橋を成し、背駝の下洞は數百人を容るるものでもと亭があり、北は山洞に通じてゐる。（六）箭潭は王村の北流下にあつて仙人の石を射て壁を透した所と傳へられ箭は今尙殘つてゐる。（七）石屋は外龍區青天坪の上にあつて天然の奇構であり屋內は百人を容れる。（八）女娘洞は、施容鄉にあつて昔は巫師が雨を禱るに績婦を洞口に立たせ傍に瓶を置き、巫師は衆人を率ゐて金鼓を鳴らすと、婦女が怒り瓶を投げると雨が降つたと傳へられてゐる。（九）白岩寺、外白砂にあつて白石晶瑩し、地は數里に亘り、寺外には捨身石があつて懸岩數十丈、天然の石神が其の上に直立し、石の傍に自生橋があつて高さ百丈、寬さ二十餘丈に達し、壁間に「石橋仙渡」の四字が刻まれ、人が橋下を步み仰いで寺側の洗心池を望むと飛水瀑水があり、寺の後方に涼熱の二洞あつて、洞內に奇石があり千坵田と石菩薩とが最も著名である。（十）老同城、內龍鄉にあつて土司の舊治であり、土王の宮殿は頹廢して殆んど無い、僅かに正殿三間を遺し、所謂涼洞溫洞及び城中の街路は僅かに痕跡がある、たゞ陵廟のみ尙存してゐる。（十一）天臺山、勺哈鄉にあつて石壁直聳し、竹木天に參し、山上に八景がある、即ち捨身石、龍頭嘴、仙人洞、會仙橋、懸松岩、訪花溪、三生石、白雲峯で昔この地の才子が題した八景の詩句は何れも側壁の上に刻まれてある。（十二）心印山、上柳の松柏場を距ること五里、一岩山が平地より屹立し、山內は空虛で山上に庵があり、空洞より螺旋を描いて登るので、劉鳳苞がかつて詩を作り其の勝を誌したものがあり、洞口には「洞達禪關」の四字が刻まれてゐる。

第八節　龍　山　縣

一、沿革、唐虞三代は皆荊州の域とし、秦は黔中郡に屬せしめ、晉は黔陽縣を置いて武陵郡に屬せしむ、宋齊以後は省かれて大鄕縣に入れられ、五代には馬氏の據る所となり、後に廢されて蠻地（宋代には上溪蠻の地となり、元には白岩峒の地となつた）となり、淸の雍正六年に至つて永順の司彭肇槐は土地を獻じたので同七年に龍山縣を置き永順に屬せしめた。

二、疆域及び區劃、東は永順に界し、南は保靖と接し、西は湖北の來鳳に界し、北は宣恩に隣し、西南は四川の西陽に連り東北は桑植に接す。縣境は縱約二百四十里、横百六十里である。

行政區劃は、昔十六里に分たれたが、民國元年改めて首鄕、洗洛、上白崖、下白崖、上馬羅、下馬羅、上辰旗、下辰旗、中辰旗、上董補、下董補、五寨、上洛塔、下落塔、三甲、上四甲、下四甲、撈車、坡鄕、外明溪、內明溪、上二梭、下二梭、上大嗽、下大嗽、他砂等の二十六鄕となし、鄕の下を更に保及び甲に分けた。

三、地勢、全縣の地勢は山多くして田少なく、山脈は遙かに四川の西陽に連接し、縣內に蜿蜒とし、波狀に起伏して岩疆を構成してゐる。たゞ縣城四方三里及び他砂、中辰、撈車等の鄕は稍々開潤で他は悉く山地に屬し、旅客の辰州或は大庸桑植よりここを過ぐるには、蜀道の歎きを免れない。縣城の東方太平山は縣城を距ること十五里、山上に庵寺があつて四面は岩壁直立し、中道の石城は人工で開鑿して出來たもので、東西の岩壁上に「太平山」の三字を彫つたものがあり、庵は宋代より建てられ規模宏壯で結構精巧を極む、山上の飲料水は岩石を鑿つて雨水を貯溜したもので、花園及び涼熱洞があり、大殿より登れば上は觀音閣に通じ、高直して

雲に入り群山拱拜して誠に名勝の地である。寺中の僧侶は極めて多く資産にも頗る富んでゐる。縣城の北一里許りに松峒亭があり、淸の光緒年間に邑宰王が茅亭を其の地に建てたが早くも已に傾頽し、近く數年來屢々本縣の紳耆が資金を募つて補修したので頗る見るべきものがある。縣の西南の八面山は、縣城を距ること二百四十里、峙立すること屛の如く、縱橫百餘里、三甲四甲の二鄕の面積の十分の四を占め、山勢巍峨として四川湖南の屛界をなし、山頂附近は積雪一尺餘で暮春に至つて始めて融ける。常に四川省匪賊の盤踞する所となる、落塔山は縣城の東南約數十里にあつて高闊なること八面山と相拍仲し、山上に吳作亭があつて古時の土司吳作の居る處であつた。地勢險惡岩壁天成で土人は近來匪賊を避ける所としてゐる。西水は縣城の西及び南の二面を環繞し隆頭に至つて洗車河と合し、水勢頗る盛んで、下は沅陵、常德に通じ四川貴州に入る要路である。

四、氣候、縣內は山脈縱橫に通じてゐるので全縣の氣候は同一でなく、城區附近の洗、白、馬の三鄕及び里耶、洗車、隆頭の河岸に沿ふ處は比較的溫和で、洛塔、三辰、董補等の各鄕は稍々寒冷であり、四周の山間は極めて寒く收穫の時期は八月から十月に至つて漸く完了する。極めて寒い土地は收穫愈々遲く城區で完了した後に辰、洛の各鄕は正に開始するが如き、辰洛の各鄕が終ると四周の山間は漸く開始する。

五、城市概況、縣城は縣境の西北隅に位し、酉水及び其の支流の果利河の間に當り、湖北省の來鳳縣城を距ること僅かに十五里にある。縣城の地勢は高く城壁も亦極めて堅鞏であり永順、保靖、桑植の及ぶべき所でない、數回の匪賊の攻擊も何れも陷れることを得なかつた。たゞ市街は狹小で商業頹廢し僅かに三八の市場期日のみが頗る熱鬧である、主要市鎭では里耶は曾て分治を設けんとした所であり、洗車、賈家寨、隆頭は商業發達し紅岩溪、鉛廠坡も亦將來商業有望の所であり、他の招頭寨、石糕山、茨岩塘、桂塘壩、馬蹄寨、興隆街、

石牌洞等は何れも郷村の小市に過ぎない。

六、物産、龍山の出産は桐油を以て大宗とし、硬棓が之に次いでゐる、玉蜀黍の産出量は極めて多く郷民は之を以て常食とし、稍や富裕なる家が始めて稻米を食とする、辰、洛、董等の各郷の玉蜀黍は長さ一尺ばかりのものがある。外五區に産する楠木は木質堅緻で中に花紋を含み、且つ香氣があつて箱篋書桌の製造に用ふるのには最も佳い。

七、交通、縣城の東から興隆街を經て茨岩塘に達すれば道路は二つに分れ、一は水田壩中灣より桑植に出で、一は鉛廠坡、踏泥湖より永順に出づ、何れも常澧に通じ、南は芭蕉宅を經て招頭寨に達し二路に分る、一は賈家壩より哪寨に至り分岐して賈家寨を經て隆頭に至るものと、內文欄を經て里耶に至るものとあつて、何れも保靖に通ずる、一は太興場から桂塘壩を經て四川の酉陽に出る。西は大堰坪、灣塘を經て百福司に出で、北は官港口から來鳳に出づるもの及び石糕山、猊兒塞より宣恩に出づるものがあり、東南へは茅坪を經て二路に分れ、一は紅岩溪、馬蹄寨より永順に出で、一は洛塔車から洗車に至り水陸の交通が並び行はれ、貓兒灘を經て隆頭に達し、以て辰州、常德に出で、東北は猛洞河、下母池、石牌洞を經て宣恩縣境に達する。縣道預定綫には東へ鉛廠坡より永順に達するものと、東南へ紅岩溪を經て洗車に達するものの二線がある。電信綫は北は官渡口より來鳳に達し、東は馬蹄寨より永順に至り辰州に達する二線がある。電話綫には東南は洗車、降頭を經て保靖に達し、北は官渡口より來鳳に達する二線がある。

八、民情風俗、住民の風俗は古樸で生活は至つて儉約であり衣服飲食は何れも華美を尙ばず、男女は頭を布巾で包み、布は青或は白を用ひ、盛夏にも脫がない、職業は農工が多く男女は勞務の餘暇に何れも市場に赴い

て相互に交易を行ふ、たゞ民性は慓悍で闘殺の風が甚だ盛んで阿片を喫ふ者も亦多く、迷信強く神道を重んじ神賽會を迎へる氣風は猶昔の如く、四川の邊境一帶には嚮に神匪の亂があつた。

第九節　保靖縣

一、沿革、漢代には遷陵縣とし武陵郡に屬せしめ、南齊には廢され、梁以後は大鄕縣の地となり、唐の貞觀八年三亭縣を分置し溪州に屬せしめたが、五代の時には保靖州が置かれ、元には新設の葛蠻安撫司に屬し、明は保靖安撫宣慰使司を設けて湖廣都司に屬せしむ、清の雍正七年土司が歸順したので保靖縣が置かれた。

二、疆域及び區劃、縣境は東北は永順に界し、東南は乾城に接し南は永綏に連り、北は龍山に隣し、西北は四川の秀山に界す。全境は東西約百四十里、南北百六十里、面積約二萬三千方里である。

全縣の政治區劃、民國十九年舊有の區劃である城區、仁區、義區、禮區、智區、信區に據つて六大區、十七鄕を區劃し、二百二十六鄕鎭を管轄することゝなした。第一區は卽ち城區で首鄕の東西南北の各廂及び一、二、三、四の各保が之に屬し、第二區は卽ち仁區で一鄕二鄕十五の西半鄕十六鄕が之に屬し、第三區は卽ち義區で十一鄕十二鄕十三鄕が之に屬し、第四區は卽ち禮區で九鄕十鄕十四鄕十五鄕の東半が之に屬し、第五區は卽ち智區で六鄕七鄕八鄕が之に屬し、第六區は卽ち信區で三鄕四鄕五鄕が之に屬してゐる。

三、地勢、縣境は酉水の中流に跨がり武陵の山脈に據り崇山峻嶺は四境に分布し、內は苗疆を控へ、外は西蜀に通じ、往昔は天險要害の區であつた、一統志の所謂「四山環抱し澗水中を流る」と云ふのが是である。

山、三月坡は縣城の東南一里許りにあつて層疊聳翠し、其の二月の頃に當つて皓月坡頂より湧出するによつて

この名を得た。叢樹坡は縣城の南一里許りにあつて山勢連綿とし徑路は行き詰まつてゐる。龍頭山は叢樹坡の北にあつて一峯突出し其の頂に登れば數十里を望むことが出來る。霞山坡は縣城の西にあつて朝煙夕霞には明晦相通じ、昔土官は署を其の上に建て遊息の所とした。雅麗山は一に霞林山と名づけ縣城の東北二里にある。呂洞山は縣城の南八十里にあつて乾城縣境に跨がること甚だ遠く山中には苗寨が甚だ多い。

水、酉水は湖北省の宣恩縣より水源を發し、四川の酉陽縣石隄司を經て縣境に入り、里耶、比耳、隆頭の諸市を經て洗東溪水に合し、折れて東南に流れ、小江口に至つて貴州省の松桃より來る北河と合し、紆餘曲折して縣城の北を遶り、東流して永順縣境に入る。河中には灘多く水勢急で舟行は甚だ危險である。

四、縣城概況、保靖はもと土司の城である、往時縣城西方の龍溪坪に設けられてゐたが直轄となつてから縣城は始めて縣境中心の酉水南岸に移設された、土名を茅坪と云ひ、周圍三里許りあつて城門四を設く、城内の東西南北の二街は尙ほ殷庶と稱せられ、市況は西門附近が最も繁盛で人口は約三千餘である。

五、交通、通行すべき道路は多く深山窮谷の中にあつて荊棘道を夾み惡木陰を成し、且つ人煙稀少で旅行者は之を危險視してゐる。縣城の東より陸行し永順、保靖縣界の白溪關の地を經て辰州に達し、水路では縣城の北より辰州に下ることが出來、南へ陸路を進めば十五鄕、東牛鄕、復興場を經て永綏に達し、水路も小江口を經て亦永綏に達する。但し陸路は南より稍々折れて東に向ひ、本縣に屬する分沙坪鎭を經て直ちに乾城に達し、西行すれば水陸何れも十三鄕の抜茅寨と十二鄕の龍頭、比耳、里野の諸市鎭を經て直ちに龍山縣境に達し、四川省の秀山縣境に接續す、北へは陸路で對山寨を經て永順に達する。之が交通の大體の情形で新設路線及び豫定線に至つては現在尙測量中である。電話線は四路に分れ、(一)保乾綫(保靖より乾城に至り直ちに鳳凰に達する)

は百六十里、(二)保綏線(保靖より永綏に達する)は五十里、(三)保龍線(縣城より龍山に至る)は二百六十里(四)保永綫(縣城より永順に至る)は百里である。電信綫は尙未だ架設せられぬので本縣には電信局がない。

第十節　永綏縣

一、沿革、古の三苗地で、秦の黔中郡であり、東漢には五溪の蠻地に屬し、宋代には錦獎の二州の地となり元代には六里の生苗の地となつた、明の洪武元年には夜郎坪と改め崇山衛を設け、前清の康熙四十八年苗民が屢々土司を改め直轄に歸せんことを乞ふたので、六里の苗民を撥めて乾州の所轄に歸せしめ、雍正八年始めて六里同知を設け、吉多坪(坪は今の縣城の南七十里にあつて古の衛城であり本縣の南境に位して武酉の分水界に跨がる)を治とし、同十年永綏同知と改め、嘉慶十二年昇せて永綏直隷廳とし、七年にして治を花園の地に(又綏靖鎭と名づく)移した、縣境の最北端に位し卽ち今の縣治で民國二年改めて縣と稱した。

二、地勢、縣內は武、酉二水の流域の間に跨がる、蓋し酉水の三水源は其の中の南源の北河が縣の北界に盤旋し、武水の三水源は其の中の南源である高岩河が南境に橫流し、兩水域の間には大臘耳山が西南より東北に向つて走り、分水嶺となり、全境は山高く路險しく苗寨縈環し、湖南省西北の邊陲である。全境山岳の巍然として聳翠するものは土人と雖ども亦周知するものがない位で、縣境の蔽塞せるを知るべきである。

山、大蠟耳山は縣城の西南百四十二里にあつて、乾城の西境及び鳳凰縣の西北境に跨がり、この山の支脈は百餘里に連綿とし、其の上には苗寨が甚だ多い、故に往史に湘黔の生苗と稱するものは必ず蠟耳山であり、其の間極めて險なるものは關の上下十數里にある。

水、酉水は三源の內北源は湖北省宣恩縣東南境の忠峒里に出で、中源は四川省酉陽縣の龍潭に出で、南源は貴州省松桃縣の石硯衞に出でゝ北河と云ひ、東流して北に折れ縣の西界（卽ち省界）に出で復た折れて縣の北界に東流し縣城の北を遶つて南岸に白水を納め、又東流して保靖縣界に流入する。按ずるに酉水は湖北、四川湖南、貴州の四省の界上に盤旋し、次で三源が悉く湖南省境に合するに至つて凡そ龍山、永順、保靖、古丈、沅陵は皆酉水流域に屬し、永綏は北河の右岸を劃して界となし、其の支流の白水流域に跨がる、白水は亦蠟耳堡河とも名づけ、水源を南境の舊廳城の西北雷公洞に出で東北に流れて全境を貫き、縣城の東、綏安橋の下を穿ち東北に流れて北河に注ぐ。武水は三源あつて南流け、烏巢河（卽ち沱江）で鳳凰縣境にあり、中源は武水で乾城縣境に起り、北源は高岩河で水源は蠟耳山の犀牛潭に出で、縣の南境を横流し乾城縣の東に至つて武水に合する。

三、行政區劃、全縣は嚮に首鄉、吉峒、茶峒、上五、下五、上六、下六、上七、下七、上八、下八、上九、下九、上十、下十等の十五鄉に分れ、民國十九年に自治を準備するに際し一度大自治區に區劃したが、次で命を奉じて停止し、未だ實行を見ない。又十五鄉の中で上九鄉は地境遼闊で且つ四川貴州に接近してゐるので管理に不便であつたので、二十年一月の鄉保會議で二鄉に分つことを決議し、上九上洞鄉及び上九下段鄉と稱したが之を合せて十六鄉となつた。

四、縣城槪況、縣城は北河南岸に瀕し、土名を花園汎と稱し故の綏靖鎭である、略ぼ橢圓形をなし周圍五百七十三丈餘、城門五、卽ち東門、南門、南關門（卽ち西門）大北門（西方にある）小北門（東方にあつて江に臨む）が是である。縣政府は小北門內にあつて東門より直ちに南關門に通ずるものを東門正街と云ひ、南門正

衙北二街は商業繁盛の地で、東門より城壁の內側に沿うて南門に通ずるものを南門邊街と稱ひ、縣署の西より大北門に通ずるものを衙門街と云ふ。人口は約三千餘である。

五、物產及び交通、 農產は玉蜀黍を大宗とし並びに米、麥類を產する、河流は概ね山間を進み、水急で灘多く、舟楫の利に乏しい、陸路は縣城より東北四十里で保靖に達す、道は頗る平坦である、南行すると七十里で吉多坪に達するが羊腸たる鳥道は崎嶇として步行に困難である。電信綫は縣境には尙未だ架設せられず、電話綫には左の四綫がある。（一）縣城より東北へ復興場に至る二十五里、（二）縣城より西へ吉洞坪を經て茶洞に達する五十里、（三）縣城より東南へ排樓に至り降潭、鴨堡、衙城に轉じて鴨酉（卽ち牙酉）に達する九十里、（四）縣城より西南へ排樓に至り尖岩、排補、美排、碧口、轉じて乾城縣の電線に接續する七十五里で、全縣の電話綫總延長は二百四十里である。

第十一節　瀘溪縣

一、沿革及び區劃、 漢代の沅陵縣の地で梁の天監十年に盧州を置いたが次で廢され、隋の大業の末に蕭銑は盧溪縣を分置し、唐は辰州に屬せしめたが、宋、元、明も之に倣ひ清代には盧を改めて瀘とした。

全縣はもと城東、南一、南二、南三、南四、西一、西二、北區等の八區に分れ、近年地方自治を準備するに當つて改めて五區に區劃したが、第一區は縣城及び北區が之に屬し、第二區は浦市が之に屬し、第三區は洗溪、潭溪、狗爬岩等が之に屬し、第四區は白羊溪、興隆場等が之に屬し、第五區は達嵐、合水、踏虎等が之に屬することとなつた。次で時局の關係に因つて改革を停止し現在猶舊來の八區の各稱を用ひてゐる。

二、地勢、縣內は全く沅水の西にあつて其の東は僅かに斷續しつつ沅水に阻まれて界してゐる、故に全境は武陵山脈に跨がり山中には岩洞が多く、最も著名のものは鹿耳洞、楠木洞、溫水洞、水溪灣洞、倦仙洞、鯉魚洞、湖猻洞、岩石坡洞、仙女洞等で深林絕壑は蜿蜒として環繞し、湖南西部の幽阻の區をなし、昔は蠻夷の淵藪であつた。元和志の所謂「溪山阻絕し人迹の到らざるの地」であつて、五溪は西境の武山にあつて雄、樠、酉、撫、辰の各溪が是である。

山、（一）八面山は縣境の西南に位し、鳳凰邊界に當つて高さ約二十里、山の東は南區の四都塘であり、南は南三區の踏虎となり、北は西區の都蠻となり、西は鳳凰の武士となる。山上に寺があり土人は屢々登つて參拜し懺會を行ふが、其の上に宿るには盛夏にも必ず綿衣を着くるを要し、氣候は平地に較べて寒冷である。現在は匪賊によつて寺は燬かれた。（二）天橋山は縣城の西北二里にあつて峯巒高く聳え羊腸險狹で高所に登つて俯瞰すると百餘里の間は瞭然として眼底に映り誠に大觀である。山腰は雙峯並び峙ち石を架けて橋となし、長さ一丈餘で行人之を渡るに幅は數尺あるが膽力の小さいものは皆匍匐して過ぐる。山上には寺院が三層あつて石磴は梯の如く、幅數尺高さ數十級で左右は側壁であり雲霞を俯視するに間々底を見ず、上は鐵鎖に賴つて登り、眞に危路であり、寺前の一峯は尤も高峻で兩者の間には白果樹が一株あり、數十里を隔てて之を視れば筆の如く合して三峯となり、遊客は多く石壁の上に題詠を彫つてゐる。（三）三臺峯（即ち石鎗架山）大朝山、雲頭山、馬鞍山、辛女巖、鹿耳山、權山、高峯山、香爐峯も亦瀘溪縣內の名山である。

水、（一）沅水は辰谿縣より流れて縣境に入り北流して浦市の南を經て東北に流れ、沅陵縣境に入つて約數十里で又瀘溪縣境に入り、西岸に武水を納めて縣城の南を遶り、更に東北に流れて沅陵縣境に入る。（二）武水は

亦瀘水とも名づけ、乾城縣より縣境に入り河溪汛に至つて鳳凰縣よりの沱水を合せ曲折して東流し、熊灘の險を越えて縣城の南を遶つて沅水に注ぐ。

三、城市概況、縣城は沅江と武水との合流點の東北に瀕し、略ぼ圓形を作し、周圍三里許り、城門四、江岸に瀕する處には上下の二碼頭がある。主要なる市街は卽ち東西に通ずる大街で、土人は之を正街と云ひ、之を分けて云ふと東西の二關となり、又東關は南王家街、郵政衙門街等に分れ西關は勞働者の居る處で極めて不潔であり、人口は三千である。

浦市は縣の南境六十里にあつて沅水の右岸で江中に一洲があつて康家洲と云ひ、南は辰谿縣城を距ること二十里、市街は南北三里、東西一里、建築は壯大淸潔で、警察郵便局があり、瀘溪、辰谿の二縣城の及ばざる所である。四川の東南部及び貴州の諸地方の貨物は多く此處から移入され、更に常德に輸送されるので商況は相當に盛んで人口五千を有してゐる。

第十二節　漵浦縣

一、沿革、漢代には義陵縣と云ひ（義陵の故城は今の縣城を去る南數里の龍堆隴の下にある）武陵郡に屬す、漢の世祖の建武六年之を省いて辰陽に入れ、唐の高祖の武德五年辰溪を割いて漵浦縣を置き辰州に屬せしめた。五代及び宋には倶に辰州に屬し、元代には辰州路に屬せしめ、明代には辰州府に屬せしめ、淸代も之に因り民國初年には辰沅道に屬せしめた。

二、區劃、縣內は原と七都に分れ今は改めて七區とす、區の下は或は若干の段團に分れ、一區は卽ち城區、

二區は段園十六を管轄し、三區は段二十、四區は園五十、五區は園四、六區は園五、七區は園十六を管轄してゐる。

三、地勢、萬山重疊して縣境を環繞し、河流は多く四圍より水源を發し、中部を貫いて集合し西北に向つて傾瀉す、溆水の沿岩には狭小なる平野が多く灌漑の利が豐かである、南部の龍潭一帶は平原が比較的廣く縣境内の肥沃な地域である。



山、鄜梁山は一に古佛山とも名づけ、黔陽の龍坳より北へ縣境に入り、二大幹に分れて全縣を環繞し、東北の支脈は大竹山、青界白竹坳となり、東北に折れて一二の二區の境界の分水嶺となり、二脈に分れて一は南へ走り一區の境に入つて尖坡山となり、又折れて東に向ひ琵琶坳となる。一は東北に延びて二區の境に入り金字山雷坡となつて順溪口に至つて終る。分水嶺の正幹は北進して更に西に向ひ羅子山となつて黔陽、辰谿、溆浦の三縣の界をなす、又東北に進んで橋旗寨となり一支脈を分つが、之は北進して金坡界となり張家坪に終る。羅子山の正幹は北進して六區の境に入り猴子山、龍頭山となり、北は馬頸坳に盡きる。鄜梁山の正幹は東進して觀音山となり、又東南に進んで龍溪隘山となり、東に折れて西烏峯となつて黔陽、武岡、溆浦の三縣の界を爲し、東烏峯布當山となつて東北に折れて老庵塘山、王泥山となり、又東北に進み、武岡邵陽の界に至つて麻塘山となり、西北に折れて老山とな

り、二區の境に入つて東北に進めば三青界となり、邵陽漵浦の界に到つて老營坡となる。支脈は西に延びて寶功山、觜坡、雁鵝界、皇臨山となり、老營坡の正幹は東北に進んで金竹山、上冷溪山となり、邵陽、新化、漵浦の三縣の界を爲す。上冷溪山の正幹は北に延びて風車衝山、下冷溪山となり西に折れて分水嶺となる。杉老山の正幹は北に延びて金竹坪山草子界となり、五區の境に入つて畲刀界、紫荊山、將軍山となり四區の境に入る。將軍山の正幹は東北に延びて東瓜坡、拖峰坡となり、新化、安化、漵浦の三縣の界を爲す。楊柳峯の正幹は東北に折れて平頭界、分水界、花山、烏鴉山となり、更に東北に延びて椿木界、貓兒山となる。榜山の正幹は西南に進んで觀音山、穿雲峯、白霧山となり、沅陵、辰溪、漵浦の三縣の界を爲す。白霧山の正幹は西南に進んで絲芳山、藏英山、釜頭となり二脈に分る。東南の支脈は廬峯山となり、縣の名山となる。其の東北の嶺は仙桃山、竹坡𡉏となり、東南に進んで桃花山となり縣治の鎭山となる。西南の支脈は六區の境に入り、雞冠嶺、白岩頭山、頓旗山となり、正支脈は西は辰谿縣境に入り、南に一支脈を分ち大溪山となり西方に連綿とし、大江口に至れば馬頭𡉏と江を隔てゝ對峙し漵邑天然の門戶をなしてゐる。

水、(一)沅水、辰谿縣黃溪市の西北より六區との境界の寫字岩に至つて縣境に入り、李仙灣辰州灘を經て西北に折れて流れ、右岸は尙ほ辰谿に屬するが、更に北流して掃壩灘を過ぎると、右岸は復た縣境に入り、更に西北に流れ茶灣に至り、左岸も亦縣境に入り、之より曲折して西北に流れ大江口に至つて右岸に漵水を受け、更に西北に流れ岩尾溪鄉に至り、左岸に浩溪江を受け、又西北に流れて狀水灣を經て折れて北流し、沿弔岩、土溪鄉を經て沙堆に至つて西流し辰谿縣境に入る。沅水の縣境を通過する距離は左岸三十里、右岸約四十里である。(二)漵水、水源は二ヶ所あつて、南源を龍潭河と云ひ、東源を龍灣河と云ふ。南源は鄜梁山の東峯香爐

山に出で龍潭市を過ぎるので龍潭河の稱があり、岩灣鄉に至つて右岸に烏峯江を受け、更に雙江口に至つて右岸に黃沙水を合せ、東北に流れて下雙江口に至り進馬江を容れ、岩橋灣、北斗溪市を經て九溪市に至り、右岸に九溪水を納め、北流して右岸に猫兒江を受け、沛溪鄉に至り順溪を容れ、西北に流れて倒水鄉洞腦上を經て曲折北流し、桶溪市、梁山塘、馬家溪、白竹坡、千工壩を經て高明溪市に至つて東源の龍灣江と合する。龍灣江は水源を縣境東邊界の冷溪山北方の金竹峒に發し、西北に流れて兩了坪を過ぎ頓脚水から以下は舟楫を通ずることが出來る、更に龍王江を經て冷水鄉に至り綿溪水を受け、高明溪に至つて龍潭河に會する。二源既に合して東北に流れ、桐木溪場及び水車市を經て溪口市に至り溪口江を納め、蝦蟆潭となり、泥湖鄉を經て十三里で車頭鄉市の南に至り宜陽江を納め、高明溪以下は雙龍江の名があり、こゝに至つて始めて漵水と稱する。漵水は尙ほ西北に流れ、廣福橋に至れば三都河來り合し、更に西南に折れて縣城の南を遶り、破甕口、仲夏市を經て南は大漵山を繞り、思蒙市に至つて右岸に蝦溪を受け、小江口に至り曹家溪を容れ、大江口に至つて沅水に注ぐ。縣城から江口に至る長さは約七十五里。(三)宜陽江、漵水の最大支流で、右源を環溪と名づけ、水源は四區と沅陵との交界の聖人山に出で、醲口に至つて左源と合する。水源からこゝに至るに約六十里、左源は黃溪と名づけ、水源は四區と安化との交界の和尙岩の北に出で、醲口に至つて右源と合する。水源からこゝに至るに約五十里、二源は會合すると水量は漸く多く、鷹嘴山を經て明川に至つて牛溪を受け、西南に流れて渭溪に於て大渭溪を受け、續いて思溪を容れ、低莊市、岩脚、溪口鄉、長潭等の地を經て高項鄉に至り、右岸に蛇溪を受け、又た湖口江に至り沈家溪を受け、渡頭鄉を經て楓樹潭に至つて址坊水を受け橋江市に至り未溪江を受け、雙了渡、黃田壩、車頭鄉を經て雙江と會合する。宜陽江は水源から曲折してこゝに至る長さは約百

五十餘里。

四、鑛産。縣内には鉛、安質母尼及びその他の鑛物の埋藏が豐富で、安質母尼鑛は多く東部に産し、安化に近接する第四區が最も豐かであるが、惜しいことには交通が阻塞してゐるのと、資本が缺乏してゐるため未だ開採せられない。既に調査せられたものに就て、縣内の鑛山を列擧すれば

種類	鑛山地名	縣境に於ける位置	附記
鉛	北斗溪	三都	清の光緒二十三年政府は孫宗堯に委任して調査せしめた
	黃花坪	前に同じ	
	楓香嶺	前に同じ	
	小雲霧山	前に同じ	
	杉木坪	前に同じ	
アンチモニー	管葉塘	第四區	民國四年に鑛山局を設けて採掘したが十二年に民營となり、現在停止した
	姜溪隴	四都	清の光緒二十四年政府委員により調査せられた
	清洞溪	四都。縣城を距ること九十里	清の光緒二十六年一月政府委員により調査せられた

牛欄坪	四都。縣城を距ること七十里	前に同じ
神塘冲	四都	清の光緒二十六年四月政府委員により調査せられた
劉家坪	五都	前に同じ
朱貝溪		清の光緒二十二年政府は孫宗堯に委任して調査せしめた
三渡河		前に同じ
護水溪		前に同じ
顔門橋		前に同じ
黑坑冲		清の光緒二十二年政府委員に調査せられ民國四年舒某により權利を登錄せられた
觀音塘		清の光緒二十六年政府委員に調査せられ、後に和盛公司の鄒滌清により權利を登錄せられたが現在は停止してゐる

管葉塘アンチモニー鑛。鑛區は溆浦縣の東北に位し縣城を距ること約八十里、底莊市を距ること三十里、底莊から大江口に至るには水路約九十里、春夏の增水期には竹筏を用ひて鑛石を運搬し得るので、昔は曾つて轉運局が底莊に設けられた。陸路は底莊から六十里で安化縣境の煙溪に達し、資水に沿うて益陽に達する交通も亦頗る便利である。民國四年に前鑛務總局委員李鳴岐は本鑛を取得し、同五年八月に委員余樹棟を局長とし官

鑛局を設けて開採したが、六年十一月にアンチモニーの價格が低落したので改めて工程處となし、七年十月に事業を停止し、十二年に一度民間の商人に經營せられたが未だ久しからずして亦停止した。已に採鑛せられた區域は楓香灣、大富田、鉛塘灣、王家灣の四區に分たれ、開坑は二十餘ケ所を下らない。六年一月より十月までに毎月平均鑛石二百擔を採掘した。

五、名勝古蹟。（一）洛陽城、縣城の西門外にあつて明の萬歴年間に知縣楊萃が之を築いた、萃は洛陽の人であつたのでかく名づけられ、明末の兵災に毀たれ現在城西には猶洛橋洛陽街等の名稱がある。（二）諸葛城、縣城の南百二十里にあつて、即ち今の一區龍潭市廣福寺の地域であり、俗にこの城は諸葛孔明の築いた所と傳へてゐるが、水經注には亮が諸蠻を率ゐて築いた所としてゐる。孔明が未だ漵浦に至つたことのないことを見れば、先主秭歸に至り馬良を遣はして蠻夷を撫慰し、良が蠻族を率ゐて之を築いたが良と亮は音が相似てゐるので遂に誤まつて諸葛城となしたとも云はれ、何れにせよもと城のあつたことは疑ひないことである。（三）鎭寧司、縣境の東北四區の險要の地で、縣城を距ること六十里、宋代の懸鼓岩と傳へられ、元代には堡壘を置き、明は改めて巡檢司を置いたが、清代の初めに廢され、今は城隍廟があるが或は之が以前の巡檢司署であるとも云ふ。（四）聖人山、縣城の東北百三十里にあつて、界は沅陵に接し三峯鼎峙して中の天平峯が最も高く佛寺が建てられて居り、四都河の右源はここから出る、俗に禹王が治水を行ふにこの山に登つて洞庭を望んだと傳へられ、曾つて石に記事を勒したが、現在は碑文が磨滅して復た辨じ識ることは出來ない。（五）車靈城、縣城の南方一里にあつて漢代の末叛將車靈の築く所であつたから斯く名づけられた、今は已に朽廢した。（六）義陵故城の考證、漢代の義陵故城を按ずるに、舊志には今の縣城を去る南數里の龍堆隴の下にあると云ひ、或は今の芳

坪（縣城を去ること五六里）であるとも云ふ、其の地に招屈亭があり、縣人は義帝が喪を發した所と云ひ、或は梁家坡となすものもあるが、其の地には尙城壁の遺跡があるからである。然し地勢を見て之を審らかにすれば、梁家坡の城は蓋し唐代の溆浦の故城で唐は今を距ること漢に比すれば近く、故に遺跡が尙殘つてゐるが、舊志は旣に漢城の龍堆隴の下にあると云ひ、今は梁家坡の城池の遺跡の內で平岡が最高處であり、隴下ではないから義陵城は茅坪にあるのが至當ではないかとも思はれる。

六、社會概況。（１）社會經濟、縣內は交通が阻塞し商業が蕭條として振はない、工業も尙萠芽時代にも達しないが、たゞ農業經濟は比較的發達し、男子は耕作に務めて食糧を生產し、女子は紡織に勤めて、布疋を累積し、生產品は農產物が最も多く果木も亦少くない。（２）住民の生活、住民の生活は至つて簡陋であり服飾は尤も儉樸で、鄕間の住民が尤も甚しいが、富戶は頗る多く、居住する家屋には鄕間の大厦が湖南西部の他の各縣に較べては多いが、遊民窮民も亦少くない。（３）風俗習慣、住民は宗敎を信ずるもの多く近年は同善社に歸依するものが尤も多く、神賽會を迎へる事も時に聞く所があり、每に旱害水害に遇へば衆人が聚まつて祈禱し一に神に賴るが、其の他紙紮鋪（紙製の貨幣祭神に焚くものを賣る所）堪輿、道士、卜筮、星相、巫覡、乩壇等の類が至る所にあつて、鄕村の農民が大部分は全く木偶、泥像、瞎子、和尙、師公等に支配されてゐる。民性は強悍で往昔は最も鬪爭を好み訴訟が多かつた。民國元年以後はこの風が稍々改まつたとは云へ訴訟の案件は猶舊の如くである。又演戲を好み一切の歌謠は大概男女が淫に奔り相互に吸引せんとする如き類で苗族猺族の氣風を脫しない。女子は尙未だ完全に足を解放するに至らず、男子も深山窮谷の中には間々未だ辮髮を剪らぬものがある。男女は阿片を嗜好し半ばは中毒の症狀である。好んで罌粟を植ゑ餘暇があれば賭博に耽り最も葉子

戯を好んでゐる。縣境はもと苗族の舊域で今に到るも猶ほ少數の苗民が雜居してゐる。然し婚嫁葬喪の儀式が大體に於て中部湖南の各縣と異なる所がないのは、蓋し同化すること既に久しく習性尙合一して異とするに足るものがないからである。

第十三節　乾城縣

一、沿革及び區劃。地はもと苗域に屬し、往昔は聲敎通ぜず、淸の康熙四十二年席爾達を將軍として之を剿平し始めて乾州を治めたが、民國二年改めて乾城縣と名づけ、全縣を區劃して四區十二鄕とした、其の系統は次の如くである。

第一區は首鄕、大化、河溪の三鄕。第二區は鎭溪、中阿、司馬の三鄕。第三區は艮章、仙角、標錦の三鄕。第四區は黃樂、坪瓏、新民の三鄕。

席爾達は淸の滿洲鑲紅旗人で、先世は董鄂地方に居り、地名を姓としたが、康熙年間に太常寺贊禮部郎に補せられ、續いて四川、陝西の總督に拔擢せられ、善政甚だ多く軍政に典を定め、舉劾必ず公にし、餽送を禁じ、饑荒を賑はし、其の功最も大きく、吏部尙書に遷され湖廣の苗亂には席爾達に詔が下り、之を平らげたが事が竣ると北京に囘り吏部にあつて益々聲望を高めた人である。

二、地勢。山水、縣內は武水の上流に位し、武陵山脈に跨がり水勢急で灘多く山高くして平地が少ない、たゞ北境の鎭溪營附近と南鄕には倶に平原があり、昔は諸苗の咽喉南楚の藩障をなしてゐた。

武山、縣城の西三十二里にあつて、武水は卽ち武山南方の課馬洞に出で東流して縣城の南を遶り、凡そ五十

里で北方より來る高岩河を合せ。又東南に流るること五里で河溪營の北を遶り東流して瀘溪縣境に入る。

高岩河、水源を永綏西南境の蠟耳山に發し、北境を繞り鎭溪營の北を過ぎて、東南に流れて武水に注ぐ。

天門峯、縣城の西四十里にあつて石壁峋嶙し一徑を攀ぢ上れば危磴層累し、名づけて上天梯と云ひ、山上には生苗の寨落が甚だ多く、相據つへて固まり永綏縣城の界に接する處に跨がり之を第一の險區と稱してゐる。

三、縣市概況。縣城は萬歷四十二年に建設され、清の順治四十三年に改めて廳治となし名づけて乾州廳と云ひ、同知一員を設けた。乾隆六十年に苗族が亂を起し、嘉慶元年に苗族が平定せられ、後同知趙貴覽が帑銀を發せんことを請ひ、乾州の城壁を改築したのが今の縣城で最も堅固である。城は武水の北岸に瀕し、周圍六百四十丈で城門四を設く、市況は大して繁盛でない。鎭溪營は縣城の北二十里にあつて、石城があり周圍三百餘尺で東西南の三門を置く。河溪營は縣城の東四十五里にあり、石城の周圍八十四尺東西の二門がある。

四、教育現況。縣は、湖南西部に僻在し、地方は瘠貧で交通は梗塞し文化は頗る發達せず、全縣には現在模範小學が二校、完全小學が二校、完全女子小學が一校、縣立前期小學が九校、區立前期小學が九校、郷立前期小學が七校ある丈で、全縣を合計して男女の學生が二千七百餘人に過ぎない。

五、苗族の風俗。縣内には紅苗の一種があり、苗寨は險に依て家屋を建て、家族が多く富强な者を推して長となし其の指揮に從つてゐる。其の家屋は卑隘で簷は低く門は小さく首を俯向けて出入する、内に一個の臺を設けて炊事及び坐臥に用ひ、男女共に棲み客人が宿を借るにも亦同一の處に集まる、其の栽植するものは内地と同じく、開墾の時には雜草を刈つて燒き拂ひ、肥沃な地と化して所謂耕作を行ふ、蠶は飼ふが絹を作ることは知らない。男女は跣足で履を穿つことを喜ばず、三度の食事には粟、米、雜穀を用ひ、渇けば溪水を飲み、

客が到れば生薑湯を煮て進め五味を識らず、鹽は最も貴重であり。寨長は薙髮し他は背頭を裹み髮を押へるに簪を用ひ、左耳には大銀環を吊し．婦女は銀簪、項圈、手鐲（腕輪）を用ひ兩耳には背圈を吊し、衣服は男子に較べて稍々長く、紅絨繡花を飾り袴を着けない、胴飾を褶とし、腰に二三の匝を纏ひ、其の習俗は鬼を尙び、巫を信じ報賽には錢を醵し、牛を割き鼓を打ち金を鳴らし角を吹き夜を徹して歌舞す、酒に醉ひ食に飽き戲謔し穢褻を嫌はず、其の竹王を尊崇するは尤も敬虔を極め、廟に入れば膝行股栗し敢て仰視せず、遇々忿寃あれば廟に告げ神に誓ひ貓を刺して血を飲み之を吃血と云ひ、呪詛休まず怒を發すると、動すれば直ちに戈を執るので人民は强悍無比である。

六、交通。縣內の交通は四大幹綫に分れ。（一）乾瀘路は縣城の東から張排寨河溪を經て瀘溪縣の黃連溪に達するものは水陸路共にあり、陸路は武溪に沿うて下り、兩面の高山路は徑遶し、山麓の溪岸は平坦で輿馬を通ずる。水路は縣城の東門外から直ちに河溪に達する、舟楫を通じ運載も亦便利で、縣城附近の商人の交易を行ふ貨物は、多くこの路によつて運輸され、河溪地方には市場が一ケ所、商店が十數戶あつて學捐局はここに設けられ、本縣より移出する貨物に稅を徵收して敎育經費となし、電話機は河溪鄉公所に設けられて匪賊擊退の用に備へてゐる。（二）乾綏路は縣城の西方より大新寨を經て永綏縣の高岩河に達し、又陽孟寨を經て永綏縣の尖岩に通ずるが、概ね山路に屬し行旅頗る困難を極む。大新寨には市場が一ケ所あつて商民蝟集し稍々繁盛である。該處には河流が一路あつて下は鎭溪に達し、商品貨物の運送も亦便利である。黃欒鄉々公所は該地に設けられ、電話機一臺が備へられ、電綫は直ちに縣城に達し、匪賊の防禦及び情報の交換に用ひられてゐる。（三）乾鳳路は縣城の西南から頭炮臺を經て鳳凰城に達し、路は僅かに七里、陸路平坦で交通は便利である。（四）乾

古保路は縣城から東北へ鎭溪、馬頭㘭を經て古丈、保靖二縣との交界に達するもので、舟楫を通せず山勢は陡險で行旅は不便である。鎭溪の商業は全縣に冠たるものであり、該處には河流もあつて下は河溪に通じ、武溪水と張排寨に會し、水源は縣城の東門外の溪水に較べて稍々大きく、貨物の運輸は更に便利である。鎭溪には電話綫の設けがあつて縣城に達し、電信線は上は鳳凰城に達し下は保靖縣に達する。

第十四節　鳳　凰　縣

一、沿革。古の三苗の地で、漢代には武陵郡に屬し、隋代には沅陵郡に屬す。唐の初に錦州の地となり、武德三年坡陽縣を置き、縣は之に屬したが、垂拱三年麻陽及び山洞の地を開き五縣を置き、其の三を渭陽と云つたのが卽ち今の本縣の地である。五代には蠻地に屬し、宋の太平興國七年招諭縣を置き、熙寧八年に之を廢して麻陽に併合したが、元代には五寨長官司を置き、思州安撫司に屬せしめた。明の永樂三十九年に之を剿平し筸鎭を設けた、同四十三年には鳳凰營を置き、土司を裁撤し改めて通判を設け、辰州府に屬せしめた。乾隆五十六年營を改めて廳となし、嘉慶二年に直隸廳に昇せたが民國二年改めて縣と爲した。

二、彊界及び位置。縣は東は瀘溪と界し南は麻陽と接し、西は貴州の松桃、銅仁と界し、北は永綏、乾城と連り、南麻陽を距ること七十里、東辰谿縣を距ること百五十里、北は乾城に到るに百二十里、東西の幅約百二十里、南北の長さは約百三十里である。

三、地勢及び山水。縣は沱江（烏巢河）の流域に跨がり、武陵山脈中の一部に據つてゐるので全境に山多くして、罕に平原を見るのみである。縣城は苗巢の腹中に橫たはり、邊牆林立碉堡縱橫して湖南及び貴州の藩籬

をなし、辰水、沅水の屏障をなしてゐる。

山、(一)觀景山は縣城の東南にあつて横に列なること屏の如く、其の山頂から城中を俯瞰することが出來る。昔は樵採を禁ぜられたので又官禁山とも名づけてゐる。(二)擂草坡は縣城の北一里許りにあつて、下は沱江に臨み峯巒甚しく高からずと雖も縣城の倚る所となり、且つ乾城に赴くには必ず經過せねばならぬ要路である。(三)鳳凰山は縣城の西北八十餘里にあり、縣は之に因つて名を得た、山の東南は即ち鳳凰營であり山路縈紆して地勢高峻である。(四)亭子關は縣城の西七十里にあつて山勢峻峭貴州の銅仁に接し、明代の邊牆はここより築かれ、苗域の要地である。(五)竿子哨は縣城の北七十五里にあつて峯巒環繞し溪流帶を映じ、地勢頗る平衍で明代には土司を置いて其の地の守とした、竿鎭はこれに依つて名を得た。(六)長坪は一に箭塘とも名づけ、縣城の西北二十三里にあつて、四面の高山中に乾燥地があつて千工坪と名づけ、縱横十里に近く、乾燥して農作に適せず苗巢寬敞の地をなしてゐる。(七)大蠟耳山は、縣城の西六十里にあつて高さ約十里、萬峯錯雜して極めて險阻である、清の乾隆乙丑の年苗族の變に際してはこの險に據つた。小蠟耳山、大蠟耳山を距ること遠からず險阻も亦相似てゐる。

水、烏巢江、水源は小天星山に出で南流して鳳凰山の東を經て、更に南流し轉じて東し、縣城の北即ち擂草坡の南を遶り、沱江と稱して更に東北に流れて瀘溪縣界に入り、河溪に至つて武水に合する。

四、城市概況。 縣城は沱江の南岸に瀕し、西に丘陵を負ふて略ぼ東西に楕圓形を作してゐる。縣城は古の鎭竿城であり、康熙五十四年に修築せられ、周圍四里ばかり、高さ一丈五尺、城門四を設けたが、乾隆五十一年に西門から北門に至る間に筆架城を増築し、周圍の長さ二百四十五丈、西門一ケ所を増設して阜成と云ひ、嘉慶二年

に又北門から西門に至る二百七十六丈六尺を增築し、東南北の三門を開き、又西南端に月城を建て長さ百二十丈四尺、西門に更に一門を開いて勝吉と云ひ、合計の周圍は約八里、東門附近は市況殷盛で人口は八千人ある。縣城から南は麻城に達し、北乾城に到る迄の永綏、保靖、永順は皆苗族の地域で每に一二里を隔てて烽火臺を置き、鎭市には皆城壁があり、苗民を防禦する施設としてゐる。

廖家橋市は縣城の西にあつて城を距ること二十里、上は松桃、銅仁の邊境に通ずる。鴉拉營市は縣城の西にあつて城を距ること五十里。得勝營市は縣城の東北城を距ること四十里にあり、筸子坪、灣溪を經て乾城縣境に達する。鴨保寨市は縣城の北にあつて城を距ること九十里、下は乾城縣境に通ずる。

碉卡、昔苗族を防ぐ方法として全縣に營汛四十九、屯卡九十九碉、五百二十六、哨臺九十八、砲臺六、石關廟圍牆九、關門二十二を設けたが、近來は營汛は已に廢れ碉卡哨臺も亦多くは頹廢した。

五、交通。舊有の道路が凡そ四線あつて縣城から南行して麻陽、石羊哨に至るに二十里、西行すれば廖家橋市、上寨、樂豪を經て鴉拉營市を過ぎ松桃、銅仁の邊境に達するに七十里、東北は淸溪哨を過ぎて油茶塘、得勝營市、下筸子坪を經て乾城縣境に達するに九十里、北行して上總兵營、鳥巢河、上新寨、栗林を過ぎ永綏縣境に至るに七十五里、以上は皆陸路である。電信線は宣統三年に架設され、電政專局を縣城に置き、當初に設けられた路綫は直ちに沅州に達してゐたが、其の後時局の變遷により損壞せられて殆んど殘つて居らぬ。電話綫は計畫中である。

六、古蹟（一）苗疆邊牆の舊址、縣城の西南七十里の亭子關より起り、東北へ浪中江を繞つて盛華哨（鳳凰縣城の西三十里にある）に至り、北に轉じて牛巖蘆塘を過ぎ、高樓、得勝營に至り、更に北進して木林灣溪に達

し乾州城、鎭溪所を繞り、更に西北に延びて良章營、喜鵲營（乾城縣の北五十五里）に至るもので、邊牆より外は生苗であり、邊牆內に間々民村と相交つて居住するものは或は民有地を小作し、亦職業を有するものであつて內地の住民と異なる所はない。（一二）渭陽の廢城、鳳凰營の東南にあつて、唐の武后の垂拱二年に置かれ、遺跡は猶殘つてゐる。その他筸子坪長官司の故城が縣の東北七十里にあるのと、池河營が縣北四十里にある何れも苗蠻に對して設けられたもので今は廢址のみ存する。

第十五節　辰谿縣

一、沿革。漢代には辰陽となし、武陵郡に屬せしめたが、梁は南陽郡を置き隋の開皇の初に之を廢し改めて辰州を置いた。陳を平定した後に縣と改め、辰溪と云ふ。清の初め溪を谿に易へた、全縣はもと十二鄉に分れ次で城區、時和、保和、上咸和、下咸和、溫和、中和、協和、清和、太和、雍和、仁和の十二區とし、總てゞ百八の支團を管轄した。民國十九年に自治區域を劃分するに際し倂せて十區とし、一、二、三等の數字を冠して區名とした、民國二十年命を奉じて新區劃による縣行政會議の決議を經て改めて四區となし、原有の城、仁、清の三區を第一區、咸、時、雍、協、保の五區を第二區、溫、中の二區を第三區、太和區を第四區とした。

二、疆域。縣境は東は漵浦と界し、南は黔陽と接し、東南は漵、黔の二縣と隣し、西は麻陽に續き、西南は芷江と界し、北は沅陵と接し、西北は瀘溪に、東北は沅、漵の二縣に界してゐる。全境は縱約二百五十里、橫約二百九十里である。

三、地勢及び山水。縣境は沅水の本流に跨がり、辰水の末端を扼し、齊天山の餘脈は麻陽の東より來り、雲

峯の餘脈は綏寧より北に走つて皆縣內に盤紆してゐる。
山、大西山は縣城の對岸にあつて、九峯層疊し、宋の道君はこゝに禪を封じ「西山幷翠」は縣境八景の一をなしてゐる。羅子山は縣境の東南隅に位し、高さ三十里で雲表に直立し辰谿、漵浦、黔陽の三縣を皆俯瞰し得る。


辰谿の丹山寺

水、沅江は黔陽より北流し、銅頂塘に至つて縣境に入り、龍頭菴を過ぎ、茶灣渡を逾え漵浦縣境に入り、更に北流して沙堆塘に至り、復た辰谿縣境に入り、三簷灘を過ぎ木洲（亦目洲とも名づけ江心にあつて洲上に眼藥店があつて著名である、又田園屋宇があり毎年の穀類收穫は千餘石に達する）に至つて更に北流すること二十里で縣城の西に至る、對岸は辰谿口で更に浦市に至つて瀘溪縣境に入る。

四、縣城概況。縣城は沅水の東北岸に瀕し、北は山丘に倚つて周圍四百二十二丈、城門五、卽ち南門の東に上南門があり、城壁は頽廢し、市街は山勢に倚つて建てられ、商況振はず、人口僅かに二千餘である。舊縣署はもと東門にあつたが、民國十四年石炭の採掘によつて陥沒したので現在は南門の學營內に遷つた。

五、交通。水路、沅水は黔陽より辰谿縣に入り、北は龍頭菴、黃溪口を經て漵浦の大江口を過ぎ、復た辰谿に入つて縣城を遶り瀘溪の浦市に達し舟楫の利がある。陸路、縣

道は西南より辰谿に入り縣城を經て縣の北に出でゝ沅陵に達する。電信綫は縣城より直ちに沅陵に通じ、縣境にあるものは縣城より十里舖を經て界碑坳に至る二十四里がある。電話線は合計七綫、（延長三百三十里）に及んでゐる。

（一）縣城の東南より修溪口に至る、長さ二十里、（二）縣城より火麻沖を經て龍頭菴に至る百二十里、（三）火麻沖の西より花橋に至る長さ四十里、（四）龍頭菴の西北より花橋に至る五十里、（五）花橋の西北より細編壠に至る四十里、（六）縣城の西南より王家坪に至る三十里、（七）王家坪より火麻沖に至る三十里である。

六、鑛産。辰谿縣境は極めて鑛物の埋藏に富み、アンチモニー、鉛、銅、石炭、金等の鑛物は皆之あらざるなく、たゞ多くは未だ開採されない、こゝに最も著名なる鑛山及び所在地を列擧すれば次の如くである。

種類	鑛山地名	位置	附記
鉛	王家塍		清の光緒二十二年政府はかつて潘學海に委任して調査せしめた
	大銀沖		清の光緒二十三年政府はかつて孫宗堯に委任して經營の可能なるを確めた
	康家沖		右に同じ
	王家屋場		右に同じ
	和睦嶺		右に同じ

	高落坡		清の光緒二十二年沅永靖分局が許可を得て試掘した
	袁其界		右に同じ
	柘木屯		右に同じ
	青龍溪		右に同じ
アンチモニー	女兒巖		右に同じ
	狗子灣		右に同じ
金	倒洑		右に同じ
銅	樓坪		清の光緒二十二年政府は知縣黄國瓊に委任して調査せしめた
	天台崙		清の光緒二十二年辰永分局が許可を得て開採したが次で停止した
	銅門沖	清和鄉の西縣城を距ること五十里	清末に遊盛世が來つて試掘し民國五年に公營に收歸したが現在停止した
石炭	亭子灣		清の光緒二十二年辰永分局が許可を得て開採したが次で停止した
	十里舖		右に同じ
	福金山		右に同じ

石炭	馬鞍山	右に同じ
	山塘驛	右に同じ
	那盆	右に同じ

第十六節　黔陽縣

一、沿革。 漢代には鐔城縣を置き武陵郡に屬せしめたが、晉代には鐔成縣と云ひ、義熙年間には之を省いて舞陽縣（舞陽は卽ち今の芷江）をこゝに移し、猶ほ武陵郡に屬せしめた。梁代には改めて龍標縣を置き、唐代に改めて辰州に屬せしめ、天寶の初に潭陽郡と云ひ黔中道に屬せしめ、大歷五年更に敘州と名づけ、五代の時には蠻地に沒したが、宋の熙寧七年に黔江城を置き、元豐三年には改めて黔陽縣を設け沅州に屬せしめ、元は沅州路總管府に屬せしめ。明淸には辰州府に屬し、民國元年府州を廢して縣を留む。

二、疆域及び區劃。 縣境の東は漵浦縣と界し、南は綏寧會同の二縣に接し、西は貴州省天柱縣に隣し、北は芷江縣と續き、東南は武岡縣と界し、東北は辰谿縣と接し、西北は芷江縣に界してゐる。全境は東西相距ること百九十里、南北相距ること百里である。

全縣はもと城、仁、義、禮、智、信、常等の七區に分れ、十七里、百三十村を管轄してゐたが、近年自治區を編成するに當つて猶七區となし、第一區は卽ち原有城區で、六鎭を管轄し、第二區は卽ち原有の仁區で二十四鄕鎭を、第三區は卽ち原有の義區で十七鄕鎭を、第四區は卽ち原有の禮區で三十鄕鎭を、第五區は卽ち原有

の智區で二十七郷鎮を、第六區は卽ち原有の信區で三十九郷鎮を、第七區は卽ち原有の常區で二十二郷鎮を管轄してゐる。

三、地勢及び山水。縣境は武陵、雪峯の二脈の交點に跨がり、沅撫、二水の合流點に瀕し、丘陵盤紆し平原錯出してゐる。縣城内の縣政府の東には龍標山があり、龍標縣の名はこゝから出た、赤寶山は縣城の南、對岸一里ばかりにあつて、沅、撫二水は其の下で合流し、亦た七寶山とも名づけ、盤地天を挿し列嶂屏を開いて一邑の勝をなしてゐる。縣境の河流は灘多く水勢急で、中でも潕水の高溜洞、沅水の獅子灘、瀼水灘、鸕鶿灘、黄猻洞等の如き皆亂石交錯して航行極めて危險である。

沅江は貴州より縣城に入り托口の南に至れば渠水は南方より來つて之に注入し、縣城の西南に至れば撫水が北方より來つて之に注ぎ、東流して洪江の東北に於て巫水を容れ流るゝこと三十里で鸕鶿灘となり更に大小の狀瀉灘となり、九十里で黄絲滾洞灘となり、北流して辰谿縣境に入る。

四、縣城概況。縣城は沅撫二水の會口の東に瀕し、背後は龍標山に倚り四面倶に丘陵環繞し儼として半島の形勢を成し、周圍五里、城門五を設く、其の南は城壁が沅江に瀕し、東にあるものを上南門、西にあるものを下南門と云ひ、其の他の三門を合せて五門となつてゐる。南門を出て江に沿ひ東すれば仁壽街となり、北門内は狀元路となり、路の南端より西折すれば西門街となる。商況は蕭條としてゐるのは蓋し洪江に奪はれたのであらう。人口五千を有する。

五、物産。縣内には陰沉木を産し、色は黒紫で大いなるものは四個の棺桶を作ることが出來る。小なるものは器具を製造するが紫檀と異なる所なく土人は其の木を名づけて縱陽と云つてゐる、蓋し岩洞洲渚の中に埋沒

したものは已に千萬年を經て大水に遇ひ露出されるので、常に見られるものではない、木材は水中の泥中にある間に脂膏已に盡き其の質は甚だ粗鬆で風に對しては堅硬鐵の如く刀斧も入れ難く、割いて板とすれば貴重なること石の如く、器具に作れば千年も壞れぬが、然し之は水分のない陰地でなくては斷じて用ふるを得ず、地下に水分があつて其の中を往來する如き場合は反つて縣産の紅心油杉に如かない、水害を防ぎ得るので土人は棺材に陰沉木を重んぜずして杉材を重んずる。

黔陽縣の著名物産調査表

名稱	産地	産額	移出量	附記
桐油	仝縣	二〇、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔	
茶油	仝縣	三〇、〇〇〇擔	二〇、〇〇〇擔	
高粱	仝縣	三〇、〇〇〇石	一〇、〇〇〇石	
甘藷	仝縣	一〇〇、〇〇〇擔	二〇、〇〇〇擔	
玉蜀黍	仝縣	一〇、〇〇〇石	四、〇〇〇石	
粟	仝縣	六、〇〇〇石	二、〇〇〇石	
木材	仝縣	一〇〇、〇〇〇擔	一〇〇、〇〇〇擔	
粗紙	仝縣	二〇、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔	

柚子	安江	一〇、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	安江の柚子は廣東沙田の所産とは上下相似ず毎年の出産は甚だ多い
綿花	安江	八、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	

鑛産縣境で已に發見された鑛物には鉛、アンチモニー、金、石炭、鐵の各種がある、前湖南鑛務局の調査に據れば鉛鑛五ケ所、アンチモニー一ケ所、金鑛六ケ所（桐木坪の金鑛は昔土著の者が河岸に沿うて坑を掘り砂金を採集したが、現在已に停頓し文昌閣及び深溪一帶には近日土民が砂金を淘汰してゐるが極めて僅微のものである）。石炭鑛二ケ所、鐵鑛一ケ所で、こゝに各鑛の名稱を列擧すれば次の如くである。

種類	鑛山名稱	位置	附近市鎭	附記
鉛	鼓巖	未詳		淸の光緒二十四年當局によつて同一に管理された
	轎子岩	未詳		右に同じ
	原神里	未詳		右に同じ
	愛山冲	縣境の西方と貴州の天柱との境にある		右に同じ
	龍岩江	茫冬溪の對岸	托口	淸の光緒二十三年孫宗堯に委託經營された
金	桐木坪	縣城の東南	桐木坪	右に同じ

金	深溪	未詳	大平場と相距ること八里	右に同じ
	夜坡溪	未詳		
	諸葛城	縣城の東南		
	文昌閣	縣城の東南		
	裕筆山	未洋		
石炭	徐家山	未洋		清の光緒二十五年芷黔分局により許可を得て開採された

六、交通。（1） 水は貴州省の遵義を出で靖縣、會同の東北より流入し、托口鎮に至り更に東流して縣城の西に達し潕水と合する、潕水は貴州省の黃平區に出で芷江縣界に流入し、東南に流れて縣城の西に至つて沅水に入る。縣城で合流してから洪江、沙灣鎮、安江鎮、新路河鎮、銅灣鎮を經て辰谿縣境に入る此間は何れも民船を通じてゐる。（2）陸路、河岸に沿うて開通してゐる。（3）電信綫、洪江から縣城（六〇里）を經て芷江（四十五里）に達してゐる。縣內は僅かに電線が通過するだけで未だ電信局は設置されてゐない。（4）電話綫、二十一年七月の調査に據れば江安から新路河（智區）に至り、江安から大坪（常區）に至るもの合計九十里は既に通話され、其の他縣城から西へ托口に至り、北へ桐木に通じ南へ洪江に至り更に洪江から江安に至るの各線は正に計劃中である。

七、名勝古蹟。諸葛營、黔陽縣にあるものは四ケ所で、渡口、原神鄉、安口、托口等にある、俱に孔明が溪洞の諸蠻を綏撫するに兵を駐めた所である。芙蓉樓は縣城の西門外にあり、大清一統志には王昌齡の芙蓉樓に幸

漸を送るの詩があり、樓は黔陽にあつて舊址は荒廢し、淸の乾隆年間に東郭外に再建せられ、嘉慶年間に及んで西門外に改築す、壁に刻んで詩文は極めて多く、其の最も著名な「麻姑仙壇記碑」の如きは唐の顏魯公の書で、淸の敎諭黃驥が摹刻し、西山書院の碑は宋の米襄陽の手書で嘉慶年間に郭開望が石に刻んだと載せてある。縣內の禮區、安江縣には明の光祿鄕宋以方衣冠の墓があり、相傳へて明代に宋以方が賊を罵つて宸濠の爲めに祭江で殺され、賊が平定されるに及んで子崇寧が遺骸を求めたが得られず衣冠をここに葬つたものであると。

第十七節　芷江縣

一、沿革。秦代に荊州の地で戰國には楚に屬し、西漢には無陽縣を置いて武陵郡に屬せしめた。後漢には廢され、三國には初め蜀に屬したが後には吳に屬し、晉の太康年間には舞陽縣を置き、義熙年間には治を故の鐔成縣に徙し、梁は龍標縣を置き、南陽郡に屬せしめ、陳は沅州を置いて沅陵郡に屬せしめ、唐の貞觀年間には龍標夜郎縣の地となり、次で沅州、巫州、舞州、鶴州、業州、獎州等の名を經て天授年間に渭溪縣を分置し、先天年間には更に潭陽縣を分置したが五代の時には沒して蠻地となり、楚は潭陽縣を置き懿州の治となし、後に洽州と改む。宋は盧陽縣と改め潭陽郡に屬せしめ、元代には沅州路に屬し、明代には沅州府としたが洪武九年に復た州となし、沅州府に屬せしめた。淸の乾隆元年に州を昇せて府となし、州治を芷江縣の附廓に置き、嘉慶二年には芷江晃州驛を分つて直隸廳を設け、民國二年府を廢して縣のみを存續せしめた。

二、境界。縣內は東へ陸路で辰谿縣界の花巖腦に至るに百三十五里、水路東南へは黔陽縣界の鴨嘴崖に至るに百二十里、西へ陸路で晃縣の門樓坳に達するに七十五里、水路で西へ晃縣の燕子洞に至るに八十里、南へ陸

路で黔陽縣界の土地灣に通るに四十五里、北へ陸路で麻陽縣の齊天界に至るに七十里、東南へ陸路で黔陽縣界及び辰谿縣界の黃岩山に達するに百四十里、西南へ陸路で靖縣會同縣界及び貴州の天柱縣界の大龍分水坳に至るに百十里、東北へ陸路で麻陽縣界及び辰谿縣界の梨園坳に至るに百三十里、西北へ陸路で麻陽及び貴州の黃道、施溪二司界に達するに百八十里で、全境は東西の廣さ二百十里、南北の幅百十五里である。

三、區劃。 全境はもと十九區に分れ、民國十九年自治を準備するに當つて改めて九區に畫し、二十年八月復た縣政會議の議決を經て七區と爲す。各區の所轄團名は次の如くである。

第一區、(區公所は縣城に設く)即ち原有の城區、河東の二區の地で四團を管轄してゐる。

第二區、(區公所は羅舊市に設く)原有の士子區で五團を管轄してゐる。

第三區、(區公所は楡市に設く)原有の清平、太平、新田の三區の地で十二團を管轄してゐる。

第四區、(區公所は懷化市に設く)原有の懷化、蔣沖の二區で十三團を管轄してゐる。

第五區、(區公所は新店に設く)原有の三忠、文明、共和、冷溪の四區の地で二十團を管轄してゐる。

第六區、(區公所は土橋に設く)原有の忠武、六合、便水、協和、碧湧の五區の地で二十九團を管轄してゐる。

第七區、(區公所は漁溪團の木葉溪に設く)原有の四維、添五の二區の地で八團を管轄してゐる。

四、地勢。 縣內は雲、貴の通衢、辰常の藩蔽であり、撫水の流れに跨り、且つに武陵の山脈據り深谷峻嶺の中に包圍せらるゝが、また平原沃野にも乏しくない。縣境には四大坪があつて最も著名である。縣城より東行すること四十里許りで巴州塘となり、附近の平原は遼闊で當に四大坪の一であり、その西に三柳坪があり、南にば惠家坪がある。又縣城の東九十里の楡樹灣附近も平原であり、縣の西南境にも亦た大平原が二ケ所ある。

山、明山は一に北山とも名づけ、縣城の西北二十里にあつて高さ七百八十八尺、周圍二百餘里あり、岡巒重複して縣城を環抱し、飛雲濃嵐に之を望めば畫屏の如く蓋し鎮山である花山は一に赤崖山とも名づけ、縣城の東四十里にあつて山形硬痩し、石色は靑赤相映じて刺繡の如くである。

水、撫水は晃縣より東流して縣境に入り、流るゝこと五十五里で芷溪水を合せ、又縣城の南を遶り東すること七十餘里で楓木塘に至り黔陽縣境に入つて沅江に注ぐ。



芷江の雁塔寺

五、城市概況。 縣城は撫水の北岸に瀕し明山は北に疊翠し、龍津は河上に横はり、景刹は廻瀾に峙ち、春は北堤の楊柳數里を、色に彩り、對岸の桃李は澗を夾んで紛飛し、秋夏は黃雲綠疇四野に遍く、冬に至れば卽ち峯巒積雪を點じて寔に佳景を作す。城は圓形で周圍五里ばかり、城門四、水門一を設け、城の中心に中正樓ありて巍然として聳え、登臨して四望すれば遠山は黛の如く、樓より四走する四大街を見る。南街は商店密布の地で、北街には旅館多く四街の西端は撫水に近く、水上に大石橋ありて、十三の支柱を有して江西橋又は龍津橋と云ひ、橋を逾ゆるも猶ほ市街が續き王家街と云ふ、宏大なる住宅多く、豪商官吏の家はすべてここに集まり、省立第二甲種農業學校も亦ここに設けられ、人口は一萬ばかりある。

楡樹灣は縣城の東九十里、𣵀水左岸の平野の上にあり、東は辰谿を距ること陸路百五十里南は洪江を距ること水路三日で達し、東西に通ずる大街が一條あつて周圍に城壁がある、附近の農産には米、茶油、桐油があり毎月の市は凡そ五六回で土布雜貨の交易は甚だ盛んで人口は二千ある。

六、物産。農産には米穀、果實には棗、栗、橙、柚、胡桃、橙、(俗に橘紅と呼ぶ)を産し、蒟蒻は甘く、特に香水桃を産し色は綠、で香味があつて脆く、東西二郷には一種の蠟樹を産し郷民は毎年雲南貴州より採集した蠟種を樹上に散布し、七月に到つて摘み取り鍋を用ひて煮て白蠟を作る、年に約二萬餘斤を産する。

芷江縣の著名物産調査表

種類	産地	産出額	移出額	附記
白蠟	東北の二郷	二〇、〇〇〇斤	一八、〇〇〇斤	民國三十一年の調査に據る
片糖	西郷の便水區、	三〇〇、〇〇〇斤	二〇〇、〇〇〇斤	
藍靛	西郷の便水區。全景	二〇、〇〇〇斤	八、〇〇〇斤	
茶油	全縣	一〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	
桐油	便水協和文明懷化楡市の各區	五〇、〇〇〇斤		
茶種油	全縣	五〇、〇〇〇斤		

七、交通。(一)縣城より水陸の西路により東下すること九十里で處市に至り、處市より陸路で東下すること

四十里で懷化を經て東下し直ちに辰谿縣に達する。(二)縣城より陸路で南下すること九十里で直ちに黔陽縣に達し、電線路も亦同じである。(三)縣城より陸路で西上すること六十里で便水に至り、便水より西上すること六十里を經て晃縣の龍市に達す。電信線も同じである。(四)縣城より水路によつて北上すること六十里で便水に至り、便水を經て西に向ひ直ちに晃縣の龍市に達するもので、何れも舊道である。

電話綫、全縣には架設計劃豫定綫が合計五百十六里あつて民國二十一年三月の調査に據れば已に完成して通話せるものは縣城より協和區に至る七十七里である。

第十八節　麻陽縣

一、沿革。秦の黔中郡の地であり、漢代には沅陵、辰陽の二縣に屬し、武陵郡に隷屬してゐた。南朝の陳は麻口に麻陽戍を置き、唐の武德五年に始めて麻陽縣を置き、辰州に屬せしめた垂拱二年には富州を置き次で錦州を置き、大歷四年に又盧陽縣と改め同五年に更に龍門縣を分置したが次で之を廢し、五代の時には蠻族の據る所となり、宋の熙寧の初め五溪蠻が內附したので招諭縣を分置し、同六年に錦州を縣城と改めて沅州に屬せしめた。元には沅州路に屬し、明清には辰州府に屬せしむ民國二年に府を廢し麻陽を留めた。

二、行政區劃。明以前には三十九里に分たれ、次で屢々苗族の害患に遇ひ住民が減少したので、明の永樂年間に合して七里となし、清の康熙年間に二里を增し、雍正の時又貴州の玉屏、清溪、鎭遠、施秉の四縣の屯戶田糧人丁を併せて麻陽縣に入れ、是れによつて九里より更に四屯を增した。乾隆、嘉慶の間には苗患酷烈であつたので堡を設け哨兵を以て之を守備させ、各戶の田地を割いて屯となし、田地に軍民の別を定めたが、都甲

字糧も又偏少偏多の弊があつたので是に於て何れも徵發する方法を採り、近縣の市都、四旗都、石甕都、石渠都を上四里、一二三等の都の縣城を去ること遠きものを下三里とした。民國以來は六區に分割し上四里を第一、第二第三の三區とし、下三里を第四第五第六の三區とし、全縣は八十四保を管轄することとなつた。

三、地勢及び山水。縣境の幅員は東西が長く南北は短かく錦水（卽ち辰水）の流域に跨がり、南は晃山の脈に憑り全境皆山で、古籍の所謂萬山障を排し北は鎭鳳（卽ち鳳凰縣）に通り西は黔苗に續くの地である。

山脈、麻陽縣境の山脈は南北の二幹に分れ、南幹は晃縣の米公山より縣境に入り邊界に蜿蜒し、其の最大なる西晃山は縣城の東南三十里、芷江縣の北六十里にあつて重巖の奇峯突起し高さ約三千六百餘丈で縣境第一の大山である。更に東に進めば三區の齊天山が縣城の東南五十里にあつて西晃山とは麓を連ねた別峯であり、芷江より鳳凰に赴く途中の第一の要隘である。龍門山、石梯山は東南に横亘し百餘里に綿延とし、芷江、麻陽間の天然の屛蔽をなしてゐる。其の支脈は北走して縣城の東南十餘里の青紅山、南村山及び縣城東岸の湘山となる。浮石山はその北幹は貴州の梵淨山より縣境に入り、支幹分岐して勢を挾んで東に走り縣內に分布す。雄山は瀘溪より巴刀山の分脈が來つて蜿蜒し、岡阜參差とし一峯突起して雄據したもので高さ約二千丈である。

河流、（一）辰水一に錦水と名づけ俗に麻陽河とも呼ぶ、水源は貴州省梵淨山に出で省溪、銅仁を經て旆溪司に至つて縣界に入り辰水となり縣境の文昌閣より東流すること二十里で小坡に至り折れて南流し、縣城の東南を繞り北に折れて白巖沟に至り輕土坪、舒家村を經て窰里に至れば西溪河が來り合し、高村を經て爛泥を過ぎ逆河に至つて辰谿縣境に入り、又東南に流るること三十里で沅水に注ぐ。其の間には多くの灘瀨險阻があるとは云へ、四季帆船を通ずることが出來、貴州より湖南に入る水路の要衝である。（二）石橋溪は水源を晃山に出し

均甕、東源、犬馬、姚藍の各郷を經て南木村に至つて辰水に注ぐ。溪は長さ約四十餘里で山泉湧出し水源竭まず、溪に沿うては堰壩甚だ多く田畝の灌漑に便益する故にこの沿岸は米穀豐饒で全境に供するに足り、麻陽の溪谷ではたゞ此處のみを沃土としてゐる。(三)石龍西陂の二溪も亦た晃山に出で、一は曹石郷を經て渡明郷の湖口に至つて辰水に入り、一は齊江郷の石眼潭を經て辰水に入る。長さ約三十餘里で、水量は石橋に較べて稍々小さいが水源は亦竭くることなく溪に沿ふ田畝の其の潤を分つものが頗る多い。(四)龍溪、水源は晃山の東嶺に出で東北に流れて齊江上下の二郷を經て江口に到つて辰水に入る、この溪流は短いが源泉は滾々として灌漑に供すべきものがある。(五)西溪河、一に樂濠溪とも名づけ水源は鳳凰縣の杉木寨に出で石羊哨より縣境に入り巖門を經て窖里に到つて辰水と合する。其の水量は頗る多く船筏を通じ鎭筸に往來する貨物は何れも此の水運の便に頼るので舳艫相銜み上下して常に絶えない、たゞ石羊哨から上流は水淺く灘多く船筏を通じ難いので下流より鎭筸に輸送する貨物はここで陸運に改め、鎭筸より移出する品はここで水路に改める、故にこの溪は麻陽、鳳凰の通衢であり亦た麻陽、鳳凰の要隘である。(六)麻伊溪、水源は芷江の後山に出で北流して濫泥に至つて辰水に入る。兩岸の地勢は平衍で堰壩は比較的少ない。(七)太平溪、水源は瀘溪縣界に出で東南に流れて縣境に入り桐茶新營の二郷を經て呂家坪に至つて辰水に入る、兩岸の地勢は平坦で源泉は短かく水量乏しく灌漑の利を得ることは困難である。(八)官洞郷の米砂溪、小坡郷の密勒溪、巖口官村二郷の銅信溪、長梁郷の長潭溪は何れも長さ僅か十餘里であるが、然も洞泉を水源とし水量は少いが竭くることが無いので溪に沿ふ田畝の其の灌漑に頼るものも亦少くない。

四、城市概况。縣城の東南は江に瀕し西北は山に倚つて圓形であり、周圍三里、城門五ヶ所あり、東門は江

に瀕し、北門も亦西門を距ること特に遠く、東門に接近してゐる、北東の二門の間には又朝陽門を開いて江岸に通じてゐる、之を總べて西門を除く外他の四門は皆江に臨み東西二門の間を通ずるものは東を東門街、西を西門正街として南門より北に向つて縣政府に至るものと東西の門に通ずるものとの街道は相交つて居り、南を南門街、北を衙門街と云ひ、縣政府より東行し北門に通ずるものと、北門を出て南走し朝陽門東門に至る外江に沿ふて河街があり、商況は盛んでないが、たゞ衙門街のみは稍々繁榮し郵政支局があつて人口は三千人ある。

高村、縣城の東五十里にあつて辰水の北岸に瀕し民船溯航の終點をなし、水量多き時にあらざれば溯上することは出來ぬ、故に辰水を上下する貨物の中繼地となり、商況の繁盛は縣城に優り、附近は地勢平衍水田膏沃人煙稠密で西北の後山一帶は直ちに乾城、鳳凰の苗巢に通じ、淸の嘉慶元年九月紳士滕家瑞が資を捐して石堡を造營し周圍四百五十丈を有してゐる。

五、交通。 民船は東辰谿に達するに下航一日、溯航三日である、西貴州の銅仁に達するには溯航二日下航一日である。若し民船で高村市の西から樂濠溪を溯航すれば岩門に達することが出來る。陸路は北鳳凰に通じ約六七十里であるが山路は崎嶇としてゐる。電信線、民國三年に縣城に電信局を設けたが次で發信するもの少く營業不振で出入相償はぬので遂に民國十二年に撤廢された。電話線は尙計劃中である。

六、物產。 麻陽縣の著名物產調査表（民國二十年の調査による）

種類	産地	産出量	移出量	附記
桐油	全縣	五〇、〇〇〇簍	四、五〇〇簍	一簍は百斤
片糖	第一第二第三の各區	一、五〇〇擔	一、〇〇〇擔	
牛皮	全縣	二、五〇〇枚	二、〇〇〇枚	
鹹鹽	全縣	五〇〇擔	四八〇擔	
木材	全縣	二五、〇〇〇根	二〇、〇〇〇根	

第十九節　晃縣

一、沿革。晃縣は古の三苗の地である、禹貢には荊州の域となり、殷周には蠻地となり、秦代には黔中郡に屬し、西漢には武陵郡と改め無陽に屬せしめ、晉代には武陽縣を置き、陳代には龍標縣に屬せしめ、唐代には夜郎縣を置き、明代に晃州驛を設け沅衞に屬せしめた。清の乾隆元年には沅州を昇せて府となし、通判一員を設けて凉傘に駐め、嘉慶二十一年に芷江の六里を割いて晃州直隷廳を置き、凉傘通判を改めて晃州通判とす。民國二年に晃縣と改めて十八年四月に縣政府を陽坪に移した。

二、疆界及び行政區劃。縣界は東は芷江に界し南は貴州の天柱、三穗二縣と接し西は貴州の靑溪、玉屏と界し、北は貴州の省溪と隣す。全境は南北百三十里、東西四十里ある。境內の曹家溪、龍溪口、流傘の三處は各々貴州との所屬不明地で約一方里あり行政は殊に不便を感じてゐる。

行政區劃、最新の區劃に據れば全境は六區に區劃され總べて三鎭二十六鄕を管轄し各區の所轄は次の如くである。

第一區は龍市鎭及び西南、西北、東北の三鄕を管轄し、第二區は波州鎭及び柳林、人和、重新の三鄕を、第三區は魚市鎭及び和平、鴨塘、地蒲、蝗溪、天堂の五鄕を、第四區は中和、民和、琴堂の五鄕を第五區は涼傘盤龍、天洞、花園、桂林の五鄕を、第六區は東、南、西、北、中の五鄕を管轄してゐる。



三、地勢及び山水。 縣境は㵲水の流域に跨がり武陵山脈の一部に據り、溪山阻隔して本省極西の縣をなし、全境は地勢高峻である、たゞ二區芷江の界に連なる波州のみは比較的小さな平野が開けてゐる。

山、文筆峯は縣城の西七里にあり、滾馬坡は縣城の南十五里にあつて高さ一千餘尺ある、涼傘坪は縣城の南八十里にあつて涼傘岩があり甚だ高峻で縣南部の要衝をなしてゐる、七盤嶺は縣城の東四十八里にあつて陡峭奇峻中に一徑がある晃芷二縣間の關隘をなしてゐる。

水、㵲水は貴州より縣境に入り龍溪鎭を經て流ること五里で縣城の南を遶り、又東流して八山灘、刺灘、黃猿灘を經て芷江縣界に入る。

四、城市概況。 舊城はもと㵲水の北岸に設けられたが現在は龍市對岸の太陽坪に移され、其の他の重要市鎭

には龍市、波州、魚市、涼傘、貢溪がある。

五、交通。 水路は二線あつて東は芷江縣より波州を經て縣城に至り、西は貴州の玉屛縣より魚市を經て縣城に達するものである。陸路は五線あつて、(1)東へ波州を經て芷江に達するもの、(2)南へ扶羅貢溪を經て天柱に達するもの、(3)西へ魚市を經て玉屛に達するもの、(4)北へ田輭坪を經て銅仁に達するもの(5)西南へ天堂を經て涼傘に至り三穗縣に達するものとである。

開設豫定道路には玉屛より魚市、酒店塘、渡江、經石塲、龍溪市、波州を經て直ちに芷江縣に達するものがある、此れは卽ち公路局の計劃した黔湘線省道である。

電信綫は芷江より波州、龍市、魚市を經て玉屛に達し、貴陽に到り一線は田輭坪を經て銅仁に達するもので、一線は已に斷たれ尙未だ修復されない。

六、物產。 晃縣の著名物產調査表（民國二十年の調査）

種類	產地	產出量	移出量	附記
桐油	全縣	一、五四二、九二八片	一、二二五、六二四斤	
角桔	全縣	一八、八六三斤	一七、五四三斤	
杜仲	一、三、五の各區	二、〇八二斤	二、六九三斤	
五加皮	一區及び三區	一、〇五五斤	一、〇二八斤	
硃砂	一區の酒店塘	二、四〇〇斤	二、三八〇斤	

薏米	五區	二、〇〇〇斤	未詳	

第二十節　會同縣

一、沿革。夏代には荊州の域となり、周末の時には楚に屬し秦代には黔中郡に歸す、漢代には武陵縣鐔成縣の地となし、次で牂牁と改め、三國の時には蜀に屬し、晉代には武陵郡に復し、隋代には龍標縣となり、沅陵郡に屬せしめ、唐代には朗溪縣となし、五代には蠻地に入り、宋の崇寧二年に三江縣を置き、次で會同縣と改め靖州に屬せしめたが今は會同縣として省の主屬となる。

二、疆界及び區劃。縣は西は貴州省の天柱縣に界し，西南は靖縣に接し西北は芷江に隣し東北は黔陽に界し南は綏寧に面してゐる。東西の長さ二百十里、南北の幅は百里で全境は下記の九區に分れてゐる。第一區（城區）は三十九鄉鎭を管轄し、第二區（廣平）は三十鄉鎭を、第三區（卽ち朗）は二十六鄉鎭を、第四區（伏龍）は二十鄉鎭を、第五區（安懷）は二十七鄉鎭、第六區（雄溪）は十二鄉鎭を、第七區若水は三十二鄉鎭を、第八區（豐山）は四十九鄉鎭、第九區（洪江市）は二十鄉鎭を管轄してゐる。

三、地勢及び山水。縣境は苗嶺の東端に位し雪峯の西側に倚り、渠水の尾部に跨がり地は沅江に續いて漸く平野が啓けてゐる。

天馬山は一に馬峯とも名づけ縣城の東二里にある。雪峯山は縣城の東北四十里にある。卽ち雪峯山脈の主峯で冬期には積雪が斷えない魏了翁の詩に雪峯高大沖霄漢と云ふのが是である。雲盤山は縣城の東北七十里にあ

つて、峯巒旋轉して雲は盤繞する如くである。崖屋山は縣城の西北三里にあり、山崖懸覆して家屋の如く、縣内の勝景をなしてゐる。

四、氣候。 會同は西陲に僻處し、層巒疊障して地勢既に高く溫度は各縣に較べて稍々低く、盛夏と雖も每日早晚には猶ほ夾衣を着し、嚴冬の酷冷には溫度激降して攝氏零下三四度に至る、每年苗を蒔くのは多く淸明以後で、城區と廣平とは地勢稍々平坦で播種と收穫の時期が略々相同じである。たゞ若水、豐山の二區は地に山嶺多く附郭の地に較べて每に遲く九、十月の頃に至る、是れは溫度が甚だ低いためである。

廣平區は貴州の邊境に接し、瘴癘の氣甚だ劇しく殊に地靈一帶が最も著しい、該址の住民は多く感冒疫風に罹つて疾病を起すが、十九年の秋季瘟疫が流行した際には住民の死亡、實に一萬の多きに達した。

五、城市概況。 (一)縣城は渠水の東側に瀕し、西門江があつて北方より流れ來り、東門及び北門の外を繞つて渠江に注ぐ、附近には丘陵地多く、城は方形で周圍三里許りある、城堡池堞は狹小で完整であつたが、十九年の春に降雨の增水が暴漲し西南の一角が崩壞した、東、西、南の三門があり、東門外には東門橋、西北の城角外には西門橋があつて倶に西門河の上に架けられてゐる。蓋し東門を出ると洪江に赴く道となり、西門を出ると靖縣に赴く道となる。故に城内の市街は二門の間が稍々繁盛であり、他は何れも公所、住宅の所在地で城市の氣分なく、地狹く人稀で合計するも千戶に滿たない。

(二)洪江、湖南西部の重鎭で、雲南、貴州に通ずる要路であり、市街の面積は地勢に限られて狹長帶の如く長さ十里で、老鴉坡の麓に位し、三面は江に臨み、東北の大河を沅水と云ひ、西南の小河を朗江と云ふ、全市の飮料はすべて兩河の水に恃んでゐる。舟航の聚まる所で萬貨塡充し、百工蝟集して商賈輻輳す、凡そ湘西金

融の流通、鑛産及び特産物の集散は本市を樞紐とせざるはなく、實に湘西第一の商埠である。故に層樓廈屋は鱗次櫛比し、江を隔てて遥かに望めば恍として畫圖の如くである。たゞ街路は狹隘で、普通の車輛は行駛する能はず、現在洪江對岸の馬羊山一帶に洪江の新市街を建設せんとの議が確定した。洪武路が完成すれば該地は當に湘黔綫の終點にもなり、商業は益々繁盛を加ふべきものであらう。

教育、洪江は湖南西部の邊陲に位するとは云へ、學校は尙發達せるものと稱せられ、全市には小學校十一ヶ所、平民學校一ヶ所がある。

又た洪江日報社が一ヶ所あつて、每日一枚の小さい新聞を出して居り、紅十字會一ヶ所は本市の唯一の慈善機關である。この外貧民工藝廠が一ヶ所ある。



松林崖

六、古蹟名勝。縣城の東南三十里の白社山は、唐の李太白が夜郎に謫せられた時、庵を結んだ所と傳へられ、流餘の風韻は人をして懷古の情を倍加せしむるものがある。又洪江市の後山に松林崖がある、一に萬雲石窟とも名づけ、無意祖師が道を修めた處と傳へ、磨岩石があつて晝夜石を負ふて磨煉したとされ、手の跡は猶殘つてゐる。

七、交通。東は堡子脚、金坪等を經て洪江市に至り、長さ百十里（縣城よりここまでは電話を通じてゐる）で、東南へ沙溪、古雅等を經て竹舟江に至り、綏寧縣の長舖子に通ずるものは百五十里。巫水は城步綏寧より竹舟江に至つて縣境に流入し、洪江に至つて沅水に入るもので、貨物船を通じてゐる。南は連山を經て靖縣の土溪舖に至るには三十里、渠水は靖縣より來りここに至つて縣境に流入し舟楫を通じ得る。西南へ廣平鎭を經て貴州省天柱縣の老黃田に至るには六十里、電話綫の電柱は已に廣平に至るまで立てられ、其の電線電話機は日下設置中である、又平廣河があり、春夏の水量豐富の際には小舟を通じ得る。西北へ朗江、漠濱等を經て黔陽縣の托口に至るに九十里、電話綫の支柱は已に朗江に至るまで立てられ、其の電線電話機も架設を見てゐる。

八、物產。會同縣の著名物產調查表（民國二十一年三月の調査）

品名	產地	產出量	移出量	附記
桐油	城區、廣平、朗江、伏龍、豐山	二、四二〇、〇〇〇斤	二、三七一、六〇〇斤	縣の需要額百分の二十を除く外百斤に付約二十五元で賣却され利を獲ること年に約六十六萬元
杉材	城區、廣平、朗江、豐山、若水、伏龍	四、〇〇〇個	四、〇〇〇個	一個の價は七十元で年に約二十八萬元の利益がある
南竹	豐山、若水、安懷、	二、〇〇〇個	二、〇〇〇個	一個牌の價は十元で年に約二萬餘元の利益がある
金鑛	朗江、區漠濱、安懷、區洵、金冲、十八洞等の處			現在採掘を停止してゐる下項に見るべきである

鑛産、縣境は鑛物の埋藏も亦豐富で金鑛が最も多く、ここに各金鑛の名稱及び位置を列擧すれば、

鑛産地名	位置	附近で比較的大きい村鎭	附記
漢坪	縣境の西北城を距つること九十里	托口	民國十七年建設廳が局を設けて開採したが現在は停止中
白馬溪	縣城西方の朗江鄕にあつて城を距つること五十里	青朗坪	清の光緒二十六年黔會分局が幷營した
酒溪	酒溪縣城東方の伏龍鄕にあつて城を距つること三十里	酒溪	清の光緒二十五年唐文瀾を派して開採せしめた
翁老沖	酒溪の北にある		清の光緒二十年一月會同縣により權利を登錄された
淘金沖	縣城東北の安懷鄕にあつて城を距つること五十里	金坪と相距つること十五里	清の光緒二十三年會同縣により權利を登錄された
金龍山	縣城東北の安懷鄕にある	流織園	前に同じ
十八洞	縣城の西北伏龍鄕にあつて城を距つること三十五里	十八洞	前に同じ
大金山	未詳		前に同じ
太乙塘	未詳		前に同じ

第二十一節 靖縣

一、沿革。秦代には黔中郡の地に屬し、漢代には武陵郡鐔成縣の地となり、南北朝の宋代には舞陽縣、隋代には龍標縣、唐代には叙州朗溪縣の南太猿となり、五代の時には蠻地となり、誠、徽の二州を稱した。宋の始めには羈縻州で、楊氏は之に據つて其の族姓を十峒の首領と號し、州峒を司掌した。地平與國四年に首領楊蘊

は來つて內附し、同八年には楊通寶が始めて入貢し、命ぜられて誠州刺史とされた。熙寧（神宗）八年に楊光富なるもの其の族姓二十三川峒を率ゐて歸附し、繼で楊昌御は進奉を罷めんことを願ひ、租賦を出して漢民となる。元豐四年（神宗）には復た誠州を置き、同六年には渠陽縣を置いて州治となす、崇寧（徽宗）二年には靖州と改め、紹興八年渠陽縣を改めて永平となし、明の洪武九年には永平縣を廢して只靖州のみを留む、民國二年に改めて縣と稱した。

二、境域及び區劃。縣境は東は綏寧と界し南は通道に接し西は貴州の錦屏と界し北は會同に隣してゐる。東西の廣さは百二十里、南北の幅は百十五里ある、全縣は四區に分割され、各區の管轄區域は次の如くである。

第一區（東區）は在城、在一、在二、古二、在四、沺村等の六里。第二區（南區）は中洞、六團、三鍬、古一、寨市等の五里、第三區（西區）は在三、在五、由一、由二、貫一等の五里、第四區（北區）は貫二、貫三、貫四、貫五、貫六等の五里を管轄してゐる。

三、地勢及び山水。縣境は沅江流域の東南部なる渠江の流域に跨がり、貴州湖南間の苗嶺の東端に位し、山嶽四塞し森林蒼鬱として交通險阻なる地域である。

山、飛山は縣城の西五里にあつて雙峯突出し四面陡絕し、鳥道を上つて中腹に至れば復た大いに開拓されて田廬あり、中に一峯を起し、峯頂には直立せる石峯が三峯あつて三角形の如く、峯には各々一殿を建て天然石の道があつて之に通じ兩側の懸岩は千仭に及ぶ、山下に大殿があり約二十餘の家屋を有し、毎年陰歷の三月、六月、九月には全縣の男女の廟に來つて祈禱するもの數千人に達す。內に高さ約八尺の石碑があつて七言の詩四韻を刻んでゐるが、鄧將軍が苗族を征してここに至つて書したものである。山の左に白雲洞がある、春夏に水

量が多くなると瀑布飛流をなし、叉た石の右には蓮花洞があるが亂石突兀として頗る奇觀と稱せられてゐる。

水、渠江は源を通道縣南方の佛子嶺に出だし綏寧を經て北流して縣境に入り、十五里で五龍潭に至れば五山水中に挿入して淵深く碧に凝り、叉北流すること二十里で縣城の東を繞つて北流し、五十八里で會同縣境に入つて沅江に注ぐ。

四、城市概況。縣城は北は丘陵に倚り南は渠水に瀕し西岸には叉溡水があつて西南の古城岩に出で東流して渠江に注ぎ、城南を包繞する。縣城は東北に長方形に作られ、南は低く北は高く周圍九百十六丈（城壁の高さは二丈五尺より一丈で同一でなく、厚さは一丈一尺ある）城門五つで、北門を除く外他の四門は俱に南面して河水に臨み、東より西に向つて之を計へると、東門は渠水に臨み水上に浮橋があつて渠水以東を平蕪とする。南門は門外に螞蟻橋があり、橋の南方には商會がある。小南門外には新橋があつて以上の二橋は共に溡水の上にあり、西門は西南の城角にある。西門内で東門に通ずるものを長街とし、繁盛なる市街は南門外にあつて人口は約八千餘である。東北へ長沙を距ること一千二百里、東南へ綏寧を距ること百二十里、北は會同へ南は通道へ何れも九十里である。

五、交通。縣城から東へ綏寧界に六十五里、同縣城に百二十里、南へ通道縣岩門鋪に五十里、同縣城に九十里、西貴州交界に六十里、北會同縣蓮山に六十里である、何れも不完全の道路である。

水路、渠江が通道縣より來り縣城の東を經て直ちに會同に達し洪江に趨り沅水に出るので舟楫の利がある。

電信線、尙未だ架設せられず洪江郵便局より轉送されてゐる、電話線、架設され通話してゐるものは全長一百六十里である。

六、物產。靖縣著名物產調查表（民國二十一年調查）

品名	產地	產量	移出額	附記
秈稻	全縣	七〇〇、〇〇〇擔	三〇〇、〇〇〇擔	豐年による計算
梨		六、〇〇〇擔	四、〇〇〇擔	
茶油		三〇〇、〇〇〇擔		
杉材		四〇〇、〇〇〇擔	四〇〇、〇〇〇擔	
桐油		二〇〇、〇〇〇擔	一〇〇、〇〇〇擔	
楊梅		二、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	

七、古蹟名勝。（一）鶴山、縣城内の東北隅にあつてもと純福坡と名づけ、宋の魏了翁が史彌遠の忌諱に觸れここに謫居してより、宋の理宗より賜はつた御書「鶴山書院」の四字の額を其の上に掲げ、遂に今の名に改めた。翁は即ち書院を築き杜門に客を謝し足の戸外に出でざること六載にして五經要略を著はした。（二）侍郎山、縣城の南五里にあつて、宋の侍郎程敦厚が言事を以て秦檜に忤ひ靖州に謫居した後、曾つてこの山に遊んだので名づけられた。（三）白岩坡の文塔。縣城の北五里にありて清の乾隆年間に建てられ、白石を以て築かれ巍然として直立し、其の頂に登れば飛山を俯瞰し得る。（四）花女の墓、縣城の東より約四里を出ると小山があり高さ丈餘で渠水に臨み、荊棘の雜踏してゐる中に殘碑が一個あつて字跡は模糊としてゐるが、花女の墓と云つてゐる。明代の貴州の女で姿色を具へ詩を善くし婚嫁せざることを誓ひ、其の父が靖州の知縣であつたので之に隨

つてここに死んだ傳へらる。

第二十二節　通　道　縣

一、沿革。 禹貢には荊州の域に屬し、周代には楚の西境であつたが、秦代には黔中の地に屬し、漢代には牂牁郡、宋齊には舞陽縣、唐初には朗溪縣南獠の地となる。貞觀九年に恭水縣を置いて郎州に屬せしめ、十一年郎州が廢され縣も亦省かれた、十三年に復た置かれたが十四年に恭水縣を改めて灑濃縣となす、十六年灑濃を改めて遊義總とし播州に屬せしむ、五代以後は誠州に屬し縣名は考證すべきものがない、宋の崇寧二年改めて通道縣と稱し、民國亦た之に因る。

二、境域及び區域。 縣境は東は綏寧縣に界し、南は廣西省の三江縣と接し、西は貴州省の黎平縣と隣し北は靖縣を界としてゐる。全境は縱百十里、橫五十五里で、現在四區に劃分され一鎭二十二鄕を管轄してゐる。

第一區は首善の一鎭及び淸和、永和、雍和、五合、文星、祥和の六鄕。第二區は人和、播陽、乾元、三廟、龍脊、泰昌の六鄕、第三區は三臺、三合、熙和、天和の四鄕、第四區は協和、古偷、四寨、通坪、元同、文和の六鄕を管轄してゐる。

三、地勢及び氣候。 縣境は南嶺の脊に位し萬山崇錯し地勢高く、渠水は中部を縱貫し溪澗交合してゐるので、水蒸氣は縣境內に鬱々として每に旭日の初めて昇るに當つて煙霧の山際に繚繞するを見る、是れ乃ち瘴氣で秋季には住民の疫病に罹ることが多く、朝晩は盛夏と雖も甚しくは熱くなく、外來の者がここに來つて疫病にかゝらぬものは少い。

四、山水。大高山は縣城の西南六十里にあつて廣西に接し、林木森蔽し山簭瀰漫としてゐる。佛子嶺は縣を距ること東南約百里で廣西に接し、渠江の水源を發する處である。

水、芙蓉江は縣城の南七十里にあつて、平瀾淺瀬で淵に臨めば遡然として江湖の想ひがある。蟿子江は俗に宋の元豐年間土人が溪の傍で石碑を得たが、唐の將王思齊が兵を率ゐて蠻族を征し此處を過ぎたことが勒せられてあつたと傳ふ。

五、縣城。縣の中央より北に偏した處に位し、南は羅蒙山に憑り、恭水（卽ち渠水）は東北西の三面を環繞し省境西南の邊陲に當るので交通梗塞し市況不振である。

六、交通。縣城から東北へ文星橋地宅を經て陸路によつて綏寧に達し、南は牙屯堡を經て陸路により廣西の三江縣境に達す、西は播陽所を經て水路により貴州の黎平縣境に達し、北は文星橋を經て水路により靖縣に達する。電信線は尙ほ未だ架設せられず、電話綫は（一）縣城より北へ靖縣との境界の大笋坪に至る三十五里、（二）縣城より西南へ播陽所に至る四十里、（三）縣城より南へ牙屯堡に至る七十里とがある。

第二十三節　綏　寧　縣

一、沿革。漢代には都梁（零陵郡に屬す）と鐔成（武陵郡に屬す）の二縣の地であつたが、劉宋には都梁、舞陽の二縣の地となり、唐代には武岡縣の西境であり、五代の時には蠻族が徽州を置き、宋の元豐四年には改めて蒔竹縣を置き邵州に屬せしめ、未だ幾何もなくして之を廢して綏寧縣を置いた。

二、區劃。縣境はもと二十五里に分れ、民國元年以後は十二區に分れたが、民國十九年自治區六に劃分した。

第一區は在市、楓樂、青坡の三里、第二區は上一、上二、下一、下二の四里、第三區は羅岩、芙蓉、日明、半里の四里、第四區は茳田、武一、武二の三里、第五區は扶興、太平、都一、都二、武陽の五里、第六區は扶一、扶二、岳一、岳二の四里を管轄する。

三、地勢及び山水。縣境は西に苗嶺を擁し南は廣西に界し北は雪峯に阻まる、資源を控えて巫水は其の間を斜に貫き、北は洪江に下つて沅水に注ぐ、亂山高下し平田少く、郊野に里餘の平壤なく、城郭も亦箕形傾斜し、古は飛鳳、誠を表せりと稱し、家に蓄積なき所以で、城は彈丸の如く小なるも亦た滇溪への要路、廣西への門戶を占め、南は苗穴を控え、北に猺巢を鎭めて湘邊の上游に位するものであつて、之を觀れば綏寧の地勢の如何を知ることが出來る。

山、雪峯山は縣城の東北百八十里にあつて、高さ千三百八十尺、卽ち雪峯山脈の起點であり、會同縣東北境上の雪峯山も此の續きである。峯は二縣の境に跨つてゐる。唐糾山は縣城の東百里にあつて武岡縣界に跨がり、卽ち城步縣の楓門嶺である。鸚歌山は縣城の南二百八十里にあつて廣西省界に跨がつてゐる。雲霧山は縣城の東南十五里にあつて高さ千五百七十尺、所謂廣西の鸚歌山より走ること二百八十里、縣城の東南に至つて頂を起すものが雲霧山である。

水、巫水、城步城より縣境に入り西北に流るること六十一里で界溪口に至つて南に蒔竹水を納め、又流ること三里で會同縣境に入る。蒔竹水、水源を老龍潭山に出し北流すること六十餘里で縣城の西を繞り北流して巫水に注ぐ。

四、城市概況。縣城は石造で蒔竹水の東岸に瀕し、南北に長方形をなし周圍一里餘で、東、西、南の三門が

あり、世に諸葛武侯の築いた所と傳へ、明代の始めに之を拓き石壁を築いた。縣政府は縣城の中心に位し、前方を衙門街とし、南門内を南門街とする。商業の比較的繁盛の地は西門外の西門正街であり、市街の南端より西行して西河橋を渡れば靖縣に往く路となる。人口二千の一寒城である。

五、交通。蒔竹水は水淺く民船の通過が出來ず、陸路は北へ靖縣に赴く道は歩行が甚だ容易であり、南廣西の義寧に赴く百七十里は半ばは山路である、縣内には僅かに郵便事務の代理所が二ヶ所、郵便箱が三ヶ所あるだけで、二日で洪江に達すべき郵便物は必ず靖縣を經由せねばならぬので、五日にして始めて到達し、五日にして長沙に達すべき郵便物も必ず武岡を經由するため九日で始めて到達する、甚しきは遲れて半ヶ月に達する等の事がある。發送地で之を讀んで早いと思はれた新聞もここに至ると既に歷史となるのである。電話綫は全縣の總延長は約三百六十五里で、其の路綫は、(一)縣城より東南へ黃桑坪に至る三十里、(二)縣城より西へ六十里で溪口に至り、更に十八里で臨口に通じ、又た三十里で雙江口に至るもの、(三)縣城より東北へ長舖市に至る四十里、長舖市より武陽に至る六十里、武陽より唐家坊に至る三十里、唐家坊より李熙橋に至るに二十里、唐家坊より官路上に至る十五里、(四)縣城より溪口に至るの四線で、その中第四の線は樂安舖に於て一支綫を分岐し、靖縣とも通話し得られる、長さ七十里。

六、物產。縣内は盛んに杉材を產し、油杉、芒杉の二種がある、油杉は質堅くして重く耐久力があり、もと辰杉の名があつた、東南鄉には玉蘭片を產し、冬片春片の二種に分れ、冬片は美味で最も珍重せられる。縣城附近の小平野は米を產し、西南境上の地名に臨口と云ふのがあつて、四腮の鱸魚を產す。形は鮎に似て小さく白色で黑い斑があり長さ數寸で、吳中の松江に產するものと同じである。

綏寧の著名物産調査表

品名	產地	產額	移出額	附記
杉材	全縣	二六、〇〇〇本	一四、〇〇〇本	
玉蘭片	東南境	一、四〇〇擔	一、三〇〇擔	
紫銅鑛	縣境西南の辰口堡銅廠界	未詳	未詳	銅鑛は極めて佳く前年數回採掘せられたが現在は停止してゐる

第二十四節　城步縣

一、沿革。三國の時諸葛亮が九溪蠻を征し、曾てここに至つたといふ。宋代には城步所を置き僅かに現在の巫清、赤水の二上半鄉及び欄牛、莫宜、扶城、横嶺、蓬峒等の峒地を管轄した。明の宏治年間には李再萬が長安（今の横嶺鄉）の險に據つて謀叛し、七省の兵を合せて剿討したが、四川の巡撫閻仲宇が檄を奉じてここに來つて戰つた際に、長安の險峻を見て容易に破れぬことを知つた、次で樵婦を捕へて間道から導かせ始めて平らげることが出來、李寇は擒にせられた、閻中丞はかつて「光天化日」の四字を横嶺の應聲岩の上に彫り付け、今は鑿字岩と名づけ、文字の高さ一尺許りで文字の跡は明瞭である。此は宏治十四年のことであつたが、越えて其の翌年には武岡綏寧の二縣の地域を分割して縣治を巫水の上流（卽ち今の縣城）に設置し、其の管轄區域は八里五峒で、清代に至るも猶其の舊制に從つてゐる。民國に入つてから改めて全縣を十三鄉に分ち、最近自治區域を分割するに當り全縣行政會議の決議を經て五區に分つに至つた。

二、疆界及び區劃。縣境は北は武岡に界し西は綏寧に聯なり、東は新寧に接し、其の西南隅は則ち廣西の龍勝と相接續し、正南も亦廣西の興安に接し、東南角も亦廣西の全縣に相連なつてゐる所があり、北は武岡縣との境界の牛市橋より縣城に至る九十里、縣城より南へ廣西との縣界の高橋に至るに百二十里、東へ新寧との境界の花枝山より縣城に至るに五十里、縣城より西へ綏寧との境界の竹岔山に至るに四十餘里で、其の間路程の曲折を除去すれば縣境は縱が約二百里、横八十里で、面積は約一万六千方里である。

三、地勢概觀。城步は山國の地である、蓋し五嶺の山脈は縣境に沿ふて經過するので今の横嶺、咸宜、蓬瀛扶城、蘭蓉を合せたものが上五鄉と稱するもので、其の地勢は尤も高峻である。上五鄉中にあつても横嶺鄉の長安營及び横嶺と咸宜の兩鄉間の南山の如きは更に高くして且つ廣く、鄉人は皆八十里の南山と稱してゐる。扶城、蘭蓉、蓬瀛の各鄉も亦叢嶺羅列し、田地を有する區域は十分の一にも及ばない。故に上五鄉三萬の住民中雜穀に頼つて生活するものが三分の二以上を占めてゐるのは亦地勢の然らしめた所である。中一鄉即ち附城の巫清、赤水の二鄉で、山嶺の高きものは黔峯を最とし、尖峯高く聳えて雲に入り、遠望すれば筆峯の如くで、古へ名勝と稱せられたが、誠に一秀峯たるに愧ぢない。赤水より清溪を上つて縣城の獅山に至るには二十里ある、東には懸崖絶壁があつて相連なる石峯が數十個も起伏し、高度は何れも千尺以下で儼として筆桿の排列する如く、形狀は他の諸峯とは大いに異なつてゐる。又天巫清下鄉の斜頭山には瀑布が二ケ所あつて高く懸つて簾の如く、如何なる旱天にも常に流れて止むことがない、遠望すれば白錬の如く該山の獨り有する所で實に二奇景と稱すべきものである、他の巫山諸峯の羅列、雲霧諸嶺の横亘、竹岔諸山の並峙の如きは廣袤何れも四十里以上であつて、若し開墾を施し地利を盡せば又富區たるを失はない。下六鄉は即ち延壽、霧潤、安仁、鳳翔、

碧雲、威溪の各鄕で、山勢高大を極め、中でも延青鄕の大古山を最とし、開拓すべきも惜しいことに未だ其の利を盡さない、威溪は群山の中にあるとは云へ亦尙高峻なるものなく碧雲、安仁、露潭、鳳翔等の各鄕は更に平原地となり、城步の產米區域で、城步の精華の地である、之れ下六鄕と上五、中二の各鄕の特異なる點とする。城步の土地はもと肥沃を極めしも、本地人は性怠惰で開拓を喜ばず遂に坐して肥沃の利を失ひ、最近百年來は他縣人の上五鄕に來つて開墾に力めてゐるものが七八千に達し、且つ多くは厚利を獲て富裕を致してゐる。

他縣人中上五鄕に移住拓殖したものは新化の者が最も多く、祁陽、邵陽が何れも之に次ぎ、蓬瀛鄕、全鄕の人口の如きは五千に滿たないが、新化人が全人口の十分の八以上を占めてゐる。

河水の大なるものは巫水で、縣の東隅に水源を發し縣城を通過して綏寧に入つて洪江に達す、民船は城江渡に達し得るが、縣城へ溯航するには僅かに十五里である。疏濬に力めれば亦通航し得るのであるが、たゞ商業の衰頽により民船の往來するものがない。蘭蓉鄕內の小言水に至つては寬さ七八丈に達するが、流るること二十餘里で石坑の中に入り、鄕人は鐵坑河と稱してゐる、廣さは僅かに一丈にも滿たないが、水深は測ることが出來ない、長さは五六里に達し、更に石坑を出て巫水に入るもので、この河の流域は森林が繁茂してゐるが惜しいことに鐵坑河阻塞により交通不便で、商民は筏類を放流されぬため深く之に苦しんでゐる。

四、氣候概況　城步は地勢既に高く濕度も各縣に較べては稍々低いがその差は數度に過ぎない。たゞ橫嶺鄕の長安營は特殊の氣候を有し盛夏と雖も夾服を着け、嚴冬に到れば亦平地と異なる所なく每年淸明の頃に始めて種子を播き各地に較べると已に二十數日も早いが、猶收穫までに九ケ月を要するのは實に濕度が甚しく低いためである。巫淸鄕より南へ廣西省界に至る間は瘴癘の氣亦甚だ劇しく、中にも蘭蓉鄕が最も著しく、該鄕の

住民は男女の別なく咽喉の下部の左右前後に鼓脹が多く、大いなるものは懸包の如くであり、人は皆嵐瘴の氣を受けた感冒の累積したものと稱し、又巫凊下鄉岩頭等で外人が久しく住居することは困難である、若し强て止まざれば必ず疫病に罹ると云ふのも亦瘴氣の蔓筵によるのである。

縣城の東門外には石山が多く、山內には伏流が多く螺線月形濕龍の各井は皆伏流の表面に現はれたものであり、井穴既に深く流聲復た早く水源が極めて近いことが知られ亦流を貪らんとして井穴に入る者の如きは、多く瘴氣を感じて疫病に罹るので亦衞生を講求する者の知らざるべからざることとである。

五、城市概況。 縣城は巫水の北岸に瀕し、周圍六百餘丈、城門三、東を迎曦、西を天一、南を臨江亦は登瀛と名づけてゐる。この城は明の嘉靖年間に築かれ、僅かに南門のみ溪に通じ井戶はなく住民は水を汲むに苦しみ、時に苗民が城郭を逾えて掠奪を行ふので內外の警戒は嚴重であり、一杯の水も醴酒の如く人情洶洶たる有樣であつたが、後に南城を拓いて江に臨み溪水を引いて城內の池に注ぎ、周圍を石で固めて東から西に導き、水道が流通したので住民は皆汲み取りに便利となつた。城內の商業は蕭條とし繁盛なる市街は西門外にあつて、毎朝農民が集合し頗る熱鬧と稱せられる。

長安嶺、縣城の西南百四十里の橫嶺峒にあつて、其の位置は已に苗嶺の南に當り柳江の流域に入つて高く山峽に峙ち橫嶺に出入する咽喉をなし、築城の周圍は二里ばかりあつて東西南の三門を開いてゐる。

六、交通。 縣境は萬山の叢中に僻在し、東南西は皆崎嶇たる鳥道に屬し、たゞ北に武岡へ通ずる路は稍々平衍である。故に商業に就いて云ふも亦僅かに武岡城を距ること四十里の西巖市に稍々門戶を具へた店舖が數十軒あるだけで、其の河流に至つては概ね山峽巖壑の地を流れ舟楫を通ぜず、且つ縣境が瘠貧であるから、電信

綫も尙未だ架設されず、電話綫は城武線が縣城より武岡に至るものがあり長さ九十里、城蓬線九十里、城蘭線心在に通ずるもの四十里、城威線江頭に通ずる九十里、城横線長安營に通ずる百二十里、西江線西嶺市より江口に至る四十里がある。

七、產業。縣內の農業は甚しく發達せず、所產の米穀は全縣を通計して、豐年に於て雜穀を加へて僅かに住民の需用を供するに足る、穀類中特殊のものに扶城鄕の黑穀があり、この穀類の形狀は最も特異なもので、藍姓の者より出たと傳へ、該鄕の藍姓の者の祖先に藍玉と云ふものがあつたが、明代の名將で曾つて族誅に被ひ其の頭を米倉の中に置いた所、倉の米を染めて紅黑い色にしたと云ふが、此の話は殆んど荒謬に近く信ずるに足らない。又長安營の營鴿子も亦この種の穀類で其の粒の穗鬚は甚だ長く味は上海米に似て他處になくこの地のみに產するものである。米穀の他には杉材の產出が頗る多い、杉を產する地方は蘭蓉と巫清の下鄕が最も多く、扶城、蓬瀛、咸宜が之に次ぎ、延青、赤水、威溪は更に之に次いでゐる。蘭蓉鄕には最も古杉が多く周圍は大なるもの六七尺、長さは七八丈に達する、是れは地方の風水の迷信が伐採を喜ばぬのと、交通が梗塞し運搬に困難な爲め材木は其の用を作さないのに因る。竹は威溪と巫清の下鄕が最も多く、碧雲、延清、赤水が之に次ぎ、威溪、碧雲で紙槽を設け紙を造るものを除いて外は、僅かに玉蘭片を製造するに供するだけである、各鄕には何れも豆を產し、僅かに日常の生活に用ふるだけで移出するものはない。上五鄕の玉黍蜀、甘藷は產出が甚だ多いが何れも貧民の生活品で亦移出はない。この外巫清と上五鄕の苡米（俗に六谷米と稱す）橫嶺南山一帶の鹿欒上五鄕の天產たる厚朴等の土藥と、巫清上鄕の各種の果實は亦頗る有名である。

城步縣の著名物產調查表

品名	產地	產出量	移出量	附記
漆	全縣	二、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	
松杉	巫淸、蘭蓉、蓬瀛、扶城赤水、咸宜等の各鄉	三〇、〇〇〇根	二〇、〇〇〇根	
蕨粉	咸宜、巫淸、赤水蓬瀛、橫嶺等の各鄉	五〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	
鶉雞	全縣	六、〇〇〇隻		
鹿茸	橫嶺、咸宜等の鄉	未詳		
檗茸	蓬瀛、扶城、巫淸、咸宜等の各鄉	未詳		產出量移出量何統計がない

第四章 澧水流域

第一節 澧縣

一、沿革及び地勢。 前漢及び後漢には孱陵、零陽の二縣の地であつて武陵郡に屬し、吳は天門郡に分屬せしめ、東晉は義陽縣を分置し、隋の開皇の初めに澧陽縣を置き澧陽郡の治とした。次で澧州と改め、元代には澧州路の治となす。明、淸には縣を省いて澧州に入れ、民國二年に縣と稱した。全縣はもと二十區に分たれ、中區は一區を管轄し、區事務所を澧城に設け、東路は五區を管轄し、東一鄉區を東州境に設け、東一街を津市、東二區を紅廟、東三區を官垸、東四區を三汊腦に設けてゐる。南路は四區を管轄し、南一區を劉家河に設け、

南二區を東驛崗に、南三區を新洲に、南四區を渡口に設けてゐる。西路は七區を管轄し、西一區を三元店に、西二區を大堰壋に、西三區を四方橋に、西四區を王家廠に、西五區を三元寺に、西六區を方石坪に、西七區を馬踏溪に設けてゐる。北路は四區を管轄し、北一區を薛家舖、北二區を夢溪寺、北三區を邱家廠、北四區を張家廠に設けてゐる。

二、地勢及び山水。縣境は武陵山脈の盡くる所に倚り、洞庭盆地の緣邊に跨がるので、縣境の東、北、西の三面は大平原となる、たゞ南部のみ小山の起伏があつて形は丘陵と同じく、縣城西南の彭山及び東南の關山、嘉山は風景倶に佳く、之を總覽するに全境の地勢は西南が高く東北は漸く低下し、土地既に平坦で性も復た浮柔であり支流交錯して一汨洳の地をなしてゐる。

山、關山は縣城の東十五里にあつて、名勝志には山形盤環すること十餘里、江水は東に奔り是の山は水口に崛立して關鎖の如きが故に名づくとしてゐる。嘉山は縣城の東三十里にあつて山上には望夫臺刺史鏡の二石がある。彭山は縣城の西十里にあつて岡阜迤邐し舞ふが如く馳せるが如くである。

水、澧水は水源は龍山の北境に出で、東流して桑植、大庸、慈利、石門、臨澧を經て縣境に入り、縣城の南を經て東流すること七里で澹水の分流が北方より來り合し、更に十里で南岸へ道水が注入し、又二十四里で津市に至り、更に東流して北岸に涔水澹水の合流したものを併せ、尙ほ東流して北は皇田湖に通じ、南は牛頭湖に通じて安鄉縣境に入る。春夏の交に水量が增大すれば水深三丈、濶さ四百餘丈となる。

涔水、二源あつて北源は縣城の西北百二十里の龍洞に出で、南流し兩河口に至つて西流と合す。西源は縣城の西九十里の襲封隘に出で東流して北源に合し、更に東流して屢々澹水に交つて六家口に至つて澧水に注ぐ。

三、**城市概況**。縣城は澧水の北岸に瀕し、城は方形で周圍七里餘、下部は石造で上部は甎を以て築き甚だ堅固である、城門は六ヶ所あり、東西南北四門の外西北及び東南の二門がある。市街は東門の內外を貫き就中正街が比較的繁盛で澧水に沿うて亦た市街がある、水上には十三の空石橋があり、多安橋と云つてゐる。商業は津市に集まり政治は縣城に在る。人口は八千人。

津市、縣城の東二十五里にあつて澧水の北岸に瀕し、交通便利商業繁盛で、九澧の土産はここより移出され、外來の移入品はここから分布さる。市街は東西に長く約五六里あり、南北の寬さは約三四里である。正街、河街が最も繁華で、後街は之に次ぎ、正街は大厦櫛比し、油店、綿布店が最も大で、商賈は山西人が多く、次では長沙人があり、澧水流域唯一の市場と云ふことが出來る、湖南西部では常德を除く外之に比すべきものはなく澧縣公安局、消費稅徵收局、電燈公司、九澧貧民工廠、市立中學校、女子學校等がある。人口は三萬餘。

大堰壋市、縣城の西三十里ばかりにあつて、澹水の中流に據り商店が七百餘戶もある、縣內では津市に次ぐ市場である。近年は八萬圓の巨費を投じて澹水の上に鐵橋を架設した。王家廠市、大堰壋市の西三十里にあつて石炭を產する。張家廠市、縣城の北五十餘里にあつて鹽を產する。

四、**交通**。縣境の交通は津市を中心とし、北は沙市、漢口に通じ、南は常德、長沙に達し、西は縣城に至る間には、何れも小汽船の往來があり、帆船は澧水上流の各地に至るまで溯航することが出來、澹水の小汽船は下流より溯航して夢溪寺、大堰壋市王家廠まで溯る。

電信綫、縣城より東へ津市（三十里）に通じ西南は臨澧に通じ、西は石門に通じ、津市により北へは湖北の公安縣城に通じ、東南は安鄉に通ずる。

五、物產。農產は米を大宗とし、棉之に次ぎ、縣境東北の水分多き地は棉を植ゑること甚だ盛んである、其の他桐油、木油、蓮子、紙等も亦生產品の大宗である。商業は麻布が最も盛んで大庸、慈利で產出する麻も悉くここに集まる、茶油、桐油、米穀、棉花の交易も旺盛で更に棉花壓搾機が一萬餘架もある。

澧縣の著名物產調查表（民國二十年の調查）

品名	產地	產出額	移出額	附記
穀物	全縣	五七八、四九八石	……	二十年は洪水が災害をなし收穫は僅かに四分の一であつた
棉花	全縣	二五、六二八擔	……	二十年は洪水が災害をなし收穫は僅かに二分の一であつた
蠶絲	全縣	一二五、三二四斤	一〇、九七二斤	
石炭	第七區の羊耳山	二五、三六七噸	……	

六、名勝古蹟。明の華陽王府の故蹟は縣城の西部にあつて、三鳳山及び三牌樓等がある。又洗墨池があつて宋の范文正公の遺蹟と傳へてゐる。東城の外には屈原（楚の大夫）范仲淹（宋の丞相）車武子（晉の尙書）の碑があり、號して三賢碑と稱してゐる。又囊螢台は東門外にあり車武子が曾つてここで讀書をしたと傳へてゐる。馬家堰は縣城の西にあつて約二三百畝の地域を占め、吳三桂がここで馬を飼養したと傳へてゐる。南門外には仙眠洲があり、唐の詩人李羣玉の故蹟である。北門外の珍珠街には元の進士で左而の榜枚に第一位で及第したと云ふ霍希賢の遺宅がある。縣境の南一區に彭山があり、唐の高祖の十二子李元則（字を彝章）と云ふものが武德四年に彭王に封ぜられて澧州の刺吏となり、死後の謚を思と云つたので後人は思王と稱し、因て彭王

と名づけたと傳へてゐる。嵯峨山は一に孟姜山と名づけ、縣城の東南四十里を距ててゐる、考證によれば孟姜は秦代の人であり、幼時異行があり長じて范蓋臣の許に適き、翠鹿（即ち今の孟姜山）に家を構へて二年を經ると、范が長城に往つた儘久しく歸らぬので姜は山に登つて夫を望み、偶々針で竹の葉を割いて絲の如くすると、後には遂に種類をなし今の繡竹となつたと云ふ。姜は更に父母に請ひ之を捜し求めに赴いたが、現地に至ると范は已に死んで遺骸を求むるも得ないので晝夜號哭すると、城が崩れ血が瀝つて夫の骨が得られたので之を負ふて歸り、銅官山まで着くと力竭きて歿した。土人は其の志を哀れみ其の二個の遺骸を葬り祠を建てて之を祀つた。今も山頂には尙ほ孟姜の祠があり、祠中には橢圓形の石があり大いさは斗の如く、偏體に鱗甲の痕があり稱して恨石と云ふが、石は齊色潤滑で光澤があり頗る堅緻である。

第二節　臨　澧　縣

一、**沿革**。漢代には充縣を置き武陵郡に屬せしむ、三國の吳は天門郡に分屬せしめ、晉の太康四年縣を改めて臨澧と云ひ、宋齊以後は省かれ、周は衡州を置き、隋の開皇年間には崇義縣を置く。十八年に州を改めて崇州と云ひ、大業の初めに州を廢して縣を設け澧陽郡に屬せしむ、隋末には縣を省いたが、唐の武德年間に復た置かれ澧州に屬せしむ、麟德元年には省かれて慈利縣に入れられ、明の洪武の初めには羊山衛を置き、三年に改めて大庸衛と云ひ、二十二年には北境に又九溪衛を置く、建文の初めに大庸衛を改めて永定衛とし倶に湖廣都司に屬せしむ、清の雍正七年に改めて安福縣を置き澧州に屬せしめたが、民國二年に安福を改めて臨澧とした。

二、境域及び區劃。東及び東北は澧縣に界し、東南は常德に接し、西南は桃源に續き、北は石門に界す。面積約三千七百三十方里で、縣境はもと十七里に分れ、永左、永右、永中、永大、永後、九右、九左、九中、九前、九後、九安、樂一、東二、進一、進二、十都、十一都と云ふのが是である。民國五年に至り改めて五路十三區とした。

中路は卽ち中區であり、東路は楊板區（五保）觀音區（十三保）蠶山區（十保）を包括し、南路は陳二區（中保）王化區（八保）保寧區（九保）を包括し、西路は佘市區（十五保）趙家區（十五保）吳家區（八保）を包括し、北路は合口區（十八保）新安區（十一保）團山區（十六保）を包括してゐる。

三、地勢及び山水。縣境の東南は平坦で、溪港の流れを夾み、西北は高峻で山脈起伏してゐる。全境に就いて觀れば、平原は略々十分の五六を占め、山地は略々十分の二三を占め、水溪の卑濕地は略々十分の一を占めてゐる。一年耕せば三年の食ある膏腴の地であり、其の平原の大なるものが三ケ所にあつて、北大平原は北路の合口、新安の二區にあつて、縱四十五里、橫二三十里で臨澧第一の大平原をなし、水田は僅かに百分の二十を占め、畑は百分の八十を占めてゐる。然も極めて肥沃で一年に三四回の收穫があり、水田に較べて得る所が多く、水田には稻を植ゑ畑には蕎麥、棉花、甘蔗、落花生等を植ゑ、殊に小麥の產出は最も多く、棉花、落花生、甘蔗も產出が少くない。中大平原は卽ち中區で縱橫各々二十數里あり、田地は極めて肥沃で何れも水田をなし、堰塘を除く外又河流があつて灌漑に供することが出來る。臨澧は穀類の產出が最も多い所で、主に石門、澧縣、津市、桃源、常德の北鄉等で消費される、昔は蔣光業がここに居つて巨富を積んだが民國になつてからは軍事の影響を受けて已に衰へ、其の田地も多くは他鄉及び他縣人に買ひ取られ殷富は往昔に遜ること遠く今

昔の感に堪へないものがある。東大平原は東路の觀音區にあつて、廣袤は中大平原と相拍仲し何れも水田であるが、たゞ地質は中大平原に較べると磽确で、西側は道水に沿ひ灌漑に供し得るが他は何れも堰塘に頼り、旱害の甚しい年になると收穫は激減する。若し特別に水利に注意し堰や池塘を增設すれば磽确の地も變じて膏腴となる可能性がある。

山脈、臨澧の山脈には南北の二大幹があり何れも脈を五雷山に發してゐる。北幹は慈利縣の五雷山より起り石門縣の驟子洞、棗兒埡を經て夾山に至つて縣境に入り、起伏隱現して迤邐し、牛頭山、古老山、大小銅山に至つて合口區の對岸に橫に連なり、其の他の一支脈は雞子山、白虎山、刻木山となり、盤繞すること約六七十里で澧縣の彭山の地に入つて止む。南幹は五雷山より起つて石門觀國山、浮邱山を經て直ちに縣境南郊の太浮山に至つて臨澧第一の大山をなす、太浮山より東南に延びるものは揷翎山、七姑山、鰲山、虎山と云ひ常德縣境の梁山に入つて終る。橫に連なる牧牛山、金鳳山、石黑山、阮山、擔糧山は傍を繞り澧縣津市の對岸の關山に至つて終る。

河流、澧水は水源を桑植、永順の二縣境に發し大庸、慈利、石門を經て易渡に至つて縣境に入り、澧水と稱して東流すること五里で新安區の新安市に至つて南北の二道に分れ、中に一洲が堆積し名づけ洞子坪と云ひ、長さ十餘里幅三四里ある、生產が極めて多く煙草を大宗とす、北側の水路は淺く上流に往來し、上下する船舶は皆南岸の水路による、新安市は北側の左岸にあるので商業は凋落したが、現在南路を塞いで北路を開鑿せんとの主張がある。此の種の計劃が實現されれば商業は昔日の繁盛を恢復すべきもので、澧水は更に東流することと十里で合口に至る。更に東流すること十里で停弦渡に至り、尙ほ東流すること四五里で覆船洲を經て大合門

に至つて澧縣に入る。道水は水源を慈利縣五雷山の東西の二泉に起し、西泉は山の後方に出で、東泉は五雷山の東方梭金山の下に出る。石門の傘到嘴に至つて合流した後白洋湖を經て易家河に至れば鍋溪は北方より流入し、同溪は南方より流入す、二水の合するのは石門縣との境界で、東流すること十餘里で道源橋に至り更に東流して七里灘、殷家溪、洋家灘、裴家河を經て約三十六里で縣城の南に至り、東北に向つて流るること約二十二里、宋玉の墓を繞つて浴溪河の口に至る。河水は更に東流すること三十里で大石鼈に至り上楊板橋の溪水が之に注入する。尙ほ東南に流るること十里で星斗の後に至り、又東流すること十五里で澧縣關山の下に至つて澧水に入る。河幅は十餘丈で大して深くない、僅かに小民船を航行せしめるだけで臨澧の米穀は多くこの河によつて移出され、津市にて販賣される。澹水は水門の尖峯山に出で霞溪洞、揷旗埡を經て縣境に入り、東流すること十餘里、林家橋を經て更に東流して羅湖壋に至つて團譚水と合し、又た東流十餘里で御史橋を經て澧縣の縣境に入り、澧陽橋を過ぎて津港澹灣を經て澧縣に入り、澧陽橋を過ぎて津港澹灣よりの澇水を合せて澧水に入る。幅二三丈深さ數尺で小貨物船も亦航行し得ないが、たゞ樵夫の柴船のみは通航が出來る。

四、氣候。春夏の際は濕度適宜で百物發生し最も長生し易く、秋に入れば空氣は稍々乾燥するが、然も道水澧水（澧水）澹水が錯綜洞瀠し適當に緩和するので殊に酷烈なる患はない、冬季は比較的寒冷であるが、高山峻嶺の屛嶂により空氣の壓力は尙ほ特殊の情形がない。

五、名勝古蹟。（一）觀音巖、縣城の西三十里趙家區小銅山の石祠內にあつて、洞は數個の家屋の如く上部に石段があつて登ることも出來、四面には石筍が環列して中に一大石が屹立し神像の如く、日夜水を滴らし旱天になつてから雲があつて、早朝に洞門から出ると必ず大雨があり、土人が占ひを驗すに必ず誤まりがないと云ふ。

(二)伏波樹、趙家區の停弦渡、停弦市の後にある、乃ち一株の古樟で大いさは九人で之を圍むほどある、世に漢の馬援が蠻族を征した時植ゑたので名づけられたと傳へてゐる。今は老幹腐朽し、曾つて道光三年に自ら焚き久しくして復た繁茂したが、傍に別に二株を發生し略ぼ三人で圍むほどの大きさである。僧侶の傍に廬を結ぶものがあり大善寺と名づけてゐる。

(三)大樟樹、縣城の北七十里の團山區皐經臺の傍にあつて、世に明の庠生邱兆亨が其の上で經を調し其の妻佘氏が臺の傍に樹木を植ゑたと傳へてゐる、樟樹の大いさは十抱ひばかりもあつて、四時繁茂する異點がある。

(四)周楚の大夫申鳴の墓、縣城の北五十里の合口市、壽光寺にあつて、劉向の「說苑」を考證するに、楚の士に申鳴と云ふものがあり王が之を相とせんとしたが辭して受けない。其の父が汝は何故に受けないかと問ふ、彼は答へて、父の孝子たるを捨てて王の忠臣となることが出來ませうかと、其の父が私は御前が行くことを望んでゐると云ふと、鳴は遂に朝廷に入つて楚王が之を用ひ相と爲す、居ること三年に及んだ、時に白公が亂を起し、鳴は兵を出して之を圍むと白公は出でて其の父を捕へ之に持するに兵を云てし、且つ申鳴に告げて曰ふ、君が私に與しなければ君の父は殺されるぞと、鳴は涕を流して之に答へて曰ふ、自分は始め私は父の孝子であつたが今の自分は君の忠臣であると、桴を援けて之を鼓して白公を殺し其の父も亦死んだので申鳴は遂に自殺したが、今は縣の鄉賢に祀られてゐる。

(五)楚の大夫宋玉の墓、縣城の東二十里の浴溪河の南岸にあつて嚮に墓碑があつたが、今に至つて殘るものなく人は誤まつて宋玉の墓と稱した。

右の外城外八景等の勝地がある。

六、交通及び重要市鎭。縣北方の合口市、新安市は其の水路、上は石門、慈利に通じ、下は澧縣、津市、安鄕等に達する新設の道路には常德より臨澧に至る路線がある、豫定路線には熙澧より津市澧縣に至るものがあり、更にこれより延長して沙市等にも通ずる豫定である。

電信綫には縣城より南へ牯牛橋、珠兒橋を經て常德に通ずるものと、東北へ陂溪橋を經て澧縣に通ずるものがある。電話線は縣城より北へ停絃渡に至るに三十五里、更に遊家洲に至るに十里、更に西へ吳家廠に至るに十五里と、縣城より西へ佘市橋に至るに三十里、西南へ文家店に至るに二十里のものと、縣城より東南へ柏枝臺に至る三十里のものとがある。

七、物產。臨澧縣の著名物產調査表（民國廿一年調）

品名	產地	產出額	移出額	附記
穀類	全境	三〇、〇〇〇石	十分の三四	二十一年四月の調査に據る
棉花	合口、新安、吳家等の區	一〇、〇〇〇擔	十分の八	
落花生	觀音、合口、佘市陳二、吳家等の區	一、〇〇〇擔	十分の九	
豌豆	合口吳家新安等の區	一〇〇擔	十分の六	
大豆	全境	一〇〇擔	十分の四	
蠶豆	合口、新安等の區	一〇〇、〇〇〇石	十分の七	

草紙	余市區	一五〇、〇〇〇擔	十分の八

第三節 石門縣

一、沿革、漢代の武陵郡零陵縣の地で、三國の吳は天門郡を分置し、晉の太康四年に澧陽縣を置いて郡治とし、陳代に郡縣を改めて皆石門と云つた。隋代には郡を廢して石門縣のみを殘した。民國も之に因る。

二、疆界及び區劃。縣境は東は澧縣臨澧に界し、南は桃源に接し、西は慈利に隣し、北は湖北の五峯に界し東北は湖北の松滋に接し、西北は湖北の鶴峯に界す。縣城は東へ澧縣を距ること九十里。全縣はもと城區、二都、新關、易市、瓜花、南圻、福田、白洋、蒙泉、花藪、磐石、燕山、灤陽、沿市、子良、太平、蘇市、磨市、泥市、所市等の二十區に分れた、民國二十年六月に全市を改めて四區とした。各區の管轄區域は次の如くである。

第一區は縣城、白沙渡、易家渡、新街口、皂角市、劉家舖、黃泥崗、梔岡廠、塘市、曹家棚、白雲橋、陳氏祠、吳家廠、梘橋、任家坊、新關市。

第二區は夏家巷、官渡橋、宋氏祠、冷水街、夾山廠、白洋湖、上五通、寺壋、中五通、望仙橋、任家橋、三板橋、潘家舖、保寧橋。

第三區は杜家崗、桐子溪、青魚腦、沿公渡、兩河口、隙子埫、樟樹閣、茅坪、汲水街、新開寺、九間舖、雄黃廠、冷風埡、子良坪、大平街、接兒坪、大泉寺。

第四區は磨市、王家渡、雁支坪、蘇家舖、竹溪河、商溪河、思古溪、清福街、泥市、新官渡、水南渡、石水田、所街市、である。

三、地勢及び山水。石門は山地の縣邑で武陵山の脈が南走して縣境に入るので全境は山多く萬峯叢直し、西北境上の山では高さ三四千尺に達するものがあり、中でも將軍山、雞公坡、牛尖山、三峯山、雲台山、十九峯等が最も著名である。澧水、渫水は縱橫に流貫し數多の小平原があつて河谷の傍に錯出してゐる。

山、將軍山は渫水の上流にあつて湖北省の五峯縣境に跨がつてゐる、雞公坡は縣の西北界上にあつて湖北省の鶴峯縣界に臨んでゐる。雲臺山は縣城の東北八十餘里にあつて山河の南岸河を穿つてゐる。牛尖山は縣境の西界上にあつて慈利縣に境を接してゐる。三峯山は西境の慈利縣界に接する澧水の北にある。

水、澧水は慈利縣より東流して縣境に入り、橫流すること二十二里で三江口に至つて北方より來る渫水を併せ、更に東流すること十五里で縣城の南を遶り、また東流すること四十里で臨澧縣境に入る。渫水は湖北省の峯縣より將軍山の西麓を繞つて縣境に流入し、西北の龍門洞より流れ來る一水を合せ南流して三江口に至つて澧水に注ぐ。道水の水源は慈利縣境の五雷山に出で東流して南境を橫貫して臨澧縣に入る。

平原、全境には大平原はないが、澧、渫の二水に沿ふ兩岸には山地に隔斷された平原が甚だ多く、渫水上流の西岸には竹溪平原、商溪平原があり、更に東南には仙陽平原がある。澧水の縣境に入る北岸には蘭溪平原があり、更に流れて縣城南方の南岸に至れば二都坪となり、又東流すれば北岸に易家渡等の平原があり、南境の道水流域には尖刀嘴平原がある。

四、城市概況。縣城には城壁なく明の成化年間曾つて城を築いた、その周圍二里餘、城門四を設けたが今の

市の北にはたゞ城郭基底のみ存する。市街は東西に長く澧水の北岸に瀕し、商業はたゞ中街のみ比較的佳く、街の長さは一里餘、甚だ狹隘で商舖も多くはない、蓋し東の東安舖及び西北の皂市に奪はれたゝめで人口約一萬五千ある。

熱水溪は縣城の北約百餘里にあつて、峻石嵯峨として高さ數十丈あり、平地を離る一尺の所に穴があつて斗の如く大きく、こゝから流出する水は最も熱く、手を近づけることも出來ない。水流を距つる八尺許りの所に石で築いた小堤があり、堤上には『沐浴池』の三字を題して居り、溪の兩側には旅館が七八軒あつて、氣候の寒暑を論ぜず住民旅客が絶えない。該地は、上は湖北の施南、鶴峯に通ずる大路に當り、貨物を擔つて石門縣境に來るものは、日暮れに磨市に宿り、朝飯は必ずこゝで濟まし、縣城より北鄕に往く者も暮に樟樹閣に宿り亦必ずこゝで朝飯を濟ますので、往來する旅客商人は甚だ多く、旅館業は甚だ旺盛である。

五、物產。 物產は農業を主とし、丘陵の間には水田が多く、稻米が主產で豆、麥、菜種油、棉が之に次ぎ、落花生、胡麻、藍及び果實（柑柚、桃、李、枇杷の類の如きもの）も亦少くない。

山地の物產では甘藷、玉蜀黍、豆、麥、稷、竹木が何れも甚だ多い。工藝品では桐油、茶油、木油を生產品の大宗とし、石炭鑛は各地何れも之を有し、硫黃も亦豐富で已に私人で開採したものもある。又慈利縣との界の横廠に產する雄黃及び五峯の將軍山及び泥市一帶に產する茶は特產である。

横廠は縣城の西北九十里にあつて鑛量豐で質の純粹なること匹敵するもの少なしといふ。鑛山地の權利は吳雄の私人の所有であつたが、民國二三年の頃開採權は殆んど獨逸人に賣却されやうとしたが、後に當澧鎭守使王正雅の干涉によつてこの議は始めて沙汰止みとなつた。惜しいことに採掘方法は尙舊式の土法を採用し鑛石

の運輸には何れも人力を用ひ、加ふるに時局の不穩により、商人も手を出さないので時に開かれ時に休むと云ふことである。

將軍山及び泥沙市一帶の茶產地は、縣城の西北二百餘里にあつて、產額甚だ多く、茶の味も亦佳く、卽ち著名なる鶴峯茶が是れである、大なる商舖の經營者は多く廣東人で、茶店の商號の「太和合」と云ふものは資金百萬を擁してゐる。

石門縣の著名物產調査表

品名	產地	產額	移出額	附記
桐油	西北境	一〇、〇〇〇擔	九、〇〇〇擔	二十一年一月の調査に據る
木油	西北境	五、〇〇〇擔	四、五〇〇擔	
茶油	全境	四、〇〇〇擔	二、〇〇〇擔	
茶葉	北境	一〇〇擔	八〇擔	
棓子	北境	二〇〇擔	二〇〇擔	
草紙	中南鄉	一〇、〇〇〇擔	九、〇〇〇擔	
棉花	中鄉	八〇〇擔	五〇〇擔	
胡麻	中鄉	五〇〇石	二〇〇石	
豆麥	中鄉	五、〇〇〇石	一、〇〇〇石	

鹼水	西北鄉	二〇〇擔	二〇〇擔
雄黃	西境の界牌峪	二〇、〇〇〇擔	二〇、〇〇〇擔
硫黃	北鄉	一〇〇擔	八〇擔
杉松材	西北鄉	二〇、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔

六、交通。縣內の交通は不便でたゞ澧、渫二水は全年何れも帆船を通行せしめ得るが、毎年春季には茶船が縣城の北百三十里の渫水西岸の泥沙市より澧水に入り、津市、漢口に往くものが絡繹として絕えない。雄黃の開採されてゐる時は、雄黃を積んだ船が亦概ね沿公渡から下航し津市漢口に運輸される。陸路は縣城から東へ雙溪坪を經て澧縣に達し、亦た水路も易家渡を經て澧縣に達し、並びに電信をも通じ、東南へは陸路により夾山寺を經て臨澧に達し、南へは陸路により冷水街、尖刀嘴、金家巷を經て常德に達す。又陸路により官渡橋、夏市。羊毛潭を經て桃源に達する。西南へは陸路により花山坪を經て慈利に達し、電信をも通じてゐるが、又任家坊を經ても慈利に達し得る、西へは陸路により新關市、所市、白雲橋を經て慈利縣界の雄黃廠に達し、西北へは陸路により邑市、所市、泥市を經て湖北の鶴峯に至り、北へは陸路により邑市、渫陽坪、太平街を經て湖北の五峯に達する、東北へは陸路により瓜子峪、子良坪を經て湖北の松滋に至る。

電信綫は縣城から東へ澧縣城に通ずる九十里と南へ慈利縣城に達する九十里がある。電話綫の已に架設せられたものには縣城より北へ邑市に至る四十里と更に所市に至る百四十里とがある。

七、古蹟名勝。(一)石門山、縣城の北に遠からざる所にあつて、兩崖側立し中に門を開くが如く、元人の詩

に「日月長流影、乾坤大啓闢」と云ひ。縣名は之に因つて得らる。山下には濃水が遶り中に小阜の屹起せるものがあつて、形は峯の如く、二流之を環る、之を「天門峯」と云ひ、下に橋があつて天門橋と云ふ、天門峯を距ること東北一里許りに山があつて層山と云ひ。山上には隋代に植ゑられた古い柏が二株あつて、其の側には石の屹立して人形の如きものがあり或は層山の神とも云はれてゐる。

（二）龍門、縣城の西北二百八十里にあつて、濼水の水源はここに起り、右を白石泉、左を鯉魚泉と云ひ、中は鳳岡嶺で巉巖萬仭灘石錯落し舟の能く進むるものなく、水を渉つて十數里を行かねばならぬが、正に其の門に至ると門内は石徑宛然として敢て入るものなく、中には隱伏せる魚が數百尾あつて、毎に大雷雨があると潰湧して出る、また中に虫があつて蟹の如くであつて響を聞くも杳として見えない。

（三）白雲山。二ケ所あつて、一は縣城の北十里ばかりで、層山を距ること東北八里ばかりにあり、一は皂市の西北十五里にある、縣城の東北にあるものは山上の寺院が宏壯で、寺の傍には風雲の二洞があり、風洞は風を生じ雲洞は雲を出す、天氣の清朗なる時山頂より遠望すれば濃縣城より上流の諸市鎭は歴々として目前にあるが如くである、皂市の西北にあるものは元代の土司鄧均忠の兵を駐めた所で、山樓の軍籬は今に至るも尚存し、山上には廟宇があつて甚だ華麗である。樓に登つて俯瞰すれば民家千戸は鱗次櫛比して風景は甚だ佳い。

（四）夾山寺、縣城の東南二十餘里にあつて、昔年にあつては廟宇壯濶で「騎馬山門に閉はる」との諺があつたが、廟の資產も亦甚だ豐富で、闖王李自成が戰ひに敗れてここに逃れ匿れて僧となつたと傳へ、現在寺の傍に奉天和尙の塔がある、云ふ所に據れば自成の墓であるとされ、この事は縣志に載せられてゐる。寺の西方に一井があり玉璽井と名づけてゐるが、自成が曾つて玉璽をその中に投入したので名づけられたと傳へてゐる。

（五）伏波寺、縣城の西北二十里の新關市にあつて石塔が二基ある、石は塔形で中は空虚であり上は石に覆はれて帽子の如く、中に孔があつて、其の下を俯視すれば深さは一丈ばかりあり、石は斑駁で一二千年前の古物であるものの如く、或は古代の烽火臺ではないかとも云はれてゐる、その他新關寺、觀國山、楚江樓、劉公祠等の名勝がある。

第四節　慈　利　縣

一、沿革。秦代には慈姑縣とし、漢代には慈姑を割いて零陽、充縣を置き、東漢の時には零陵縣拆充縣とし三國時代には零陽縣とし、充縣を割いて漊中縣を置いたが、東晉、西晉の時には零陽縣と爲した。初め充縣を漊中縣としたが、更に漊中を割いて臨澧縣を置き、南宋の時には同じく零陽縣とし、復た充縣、漊中縣、臨澧縣をも置いた。齊代には零陽縣、充縣、漊中縣、臨澧縣とし。梁代も又之に因り、陳代には零陽縣及び充縣とし、又充縣を改めて崇義縣とす。隋代には零陽を改めて慈利縣とし、崇州に屬せしむ。唐代は初め充縣を置き、後には崇義縣と慈利縣としたが、後梁より元に至るまでは慈利縣とす。明朝の初め州を降し大庸縣としたが、後には改めて衞とし、猶ほ慈利縣を設け、淸以後も慈利縣と稱し民國は之に因る。

二、疆域。南へ常德に到るに百八十里（水路四百三十三里）東南へ省城に至るに六百二十八里（水路七百七十五里）東は六十四里で萬福橋に至つて石門に界し、西は百八十二里で兩溪口に至つて桑植に隣し、南は七十二里で兩河口に至つて桃源に接し、北は五十六里で三鶴山に至つて石門に界し、東南へ三十九里で兩水井に至つて桃源に隣し、西南へ百三十四里で張三溪に至つて沅陵と界し、東北は六十二里で界首舗に至つて石門に接

し、西北三百十里で孫家埡に至つて鶴峰に界する。

三、**廣袤及び區劃**。東西の幅百九十七里、南北の廣さ百八十二里三分、全縣は現在七區に分ち、第一區は卽ち城區で一鎭十九鄕を管轄し、第二區は二十四鄕を管轄し區公所は茶林河に設けらる。第三區は二十四鄕を管轄し區公所は龍潭河に設く、第四區は一鎭十九鄕を管轄し區公所を谿口に置く。第五區は一鎭三十一鄕を管轄し區公所は江埡に設く。第六區は一鎭二十九鄕を管轄し區公所は宮地坪に設く。第七區は一鎭二十鄕を管轄し區公所は東嶽觀に設く。

四、**地勢及び山水**。縣境は武陵山脈の中に跨がり、北部湖北の鶴峯と界する處は、卽ち淸初の容美土司の地で、澧、漊二水の沿岸を除く外、全縣境到る處に山岡蟠亘し、皆武陵山の支脈に屬し平原は殊に少い。

山、五雷山は縣城の東三十里にあつて高さ二千百二十六尺、一に雷嶽山と名づけ、山勢最も高く屛障は縣の東南に環繞し、龍頭岩、虎踞石、會仙橋の諸勝があり本縣第一の名山で道水水源の出る所である。陽透山は一に羊角山と名づけ縣城の西南十一里にあつて、高さ千四百餘尺、山下に祠があり陽透神を祀る。雲がこの山谷に起れば直ちに雨となる。零陽山は縣城の西南二十八里にあつて高さ千二百八十尺、漢代に零陽と名づけたのは之に基づく。瓊雲山は縣城の東北四十里にあつて高さは雲漢に接し形は屛幃の如く數十里の間に盤旋してゐる。

水、澧水は大庸縣より縣境に入り、東北に流れて縣城の北に至つて漊水を納め、更に東流して石門縣境に入る。漊水は水源を湖北省鶴峯縣城の七眼泉に出し東南に流れて縣境に入り、九溪營の南に至つて西岸に漆水を納め更に東南に流れ飯甑山の北麓を經て南流し澧水に注ぐ。

五、城市概況。縣城は澧、漊二水の合流點の南に位し、周圍三里ばかり城門六、卽ち西及び北に各々二門を有し、東及び南に各々一門を有してゐたが、今は已に傾頽した。商業は正街、十字街及び西門外の西正街が最も繁盛で、煙草店が十數軒あつて、其の內數戶は何れも福建人、山西人の經營するものである。城北の澧水中には西に鴛鴦洲、東に段家洲があり、二洲の間は正に北門の外に當り、碼頭はここにあつて、上下する民船は何れもここに泊る。人口は六千餘。

溪口市は縣城の西南七十五里の澧水の南岸にあつて、乾隆、嘉慶以來號して大鎭と稱し、商賈を營むものは多く江西人で、商品は桐油、茶油を移出の大宗としてゐるが、近來は衰落し始めた。岩泊市は縣城の西三十四里にあつて澧水に跨がつて市をなし、商業は頗る盛んである。九溪營は縣城西北百里にあつて漊、澧二水の合流點の北に位し、明代はここに衞城を設けた、三面水に臨み、北郭は山に枕し、內に土臺があつて突起して拱極門に直通し、水を隔てた南岸は江埡城で卽ち古の索口市である。漊水に濱せる大市場で商業を營むものは多く江西人である。道光、咸豐の頃は最も繁榮したが近來は衰頽した。

六、物產。鑛產の雄黃は北境の黃廠に出で、鑛質極めて佳く現在會社があつて採掘す。鉛鑛は西境の廖家山に埋藏され、硫黃も西境の水田坪に埋藏されて居り、硝石は溪口市に產する。

農產物には桐油、茶種油の移出が甚だ多く、また麻及び李を產し、重要なる移出品をなしてゐる。移入品は常德より來るものが多く、津市のものが之に次ぐ。湖北省の來鳳、漿菜の棉花及び桑植、龍山、大庸の鴉片は多く本縣より九澧一帶に移入された。

慈利縣の著名物產表

品名	產地	產額	移出額	附記
雄黃、鑛石	縣境第七區の鑛石山	九八、四五一、二三〇擔	九八、四五一、二三〇擔	民國二十年十二月の調査に據る
石炭	西北の各區	七四、八〇〇〃	六二、八〇〇〃	
石灰	漊水澧水の流域	三七六、六二九〃	一五三、三二〇〃	
甘藷	全境	一五九、〇七七擔	三九四擔	
豆	全境	四八、六一九石	四、〇三〇石	
麥	全境	二二〇、八三九石	二、七三七石	
棉花	全境	三、二二九擔	七七九擔	
麻	谿口の一帶	八、一二四擔	八〇八擔	
桐油	錦龍橋一帶	五五、八八一擔	四五、〇七二擔	
茶油	第三區	三五、四九四擔	二二、二九一擔	
木油	縣北境の九谿江峪等の處	一九、〇七一擔	一九、〇〇〇擔	

七、交通。 縣城の南門を出で邊岩、落馬坡、南岳寺、雨水井を經て陸路は直ちに常德に達し、縣城の水西門を出で澗坡、汪家橋、蛇兒埡、二黃坪を經て桃源縣に達し、縣城の東門を出で迎曦埡より猫兒峪を經て石門縣に

達する。水路も亦た通じ電信綫もある。縣城の西門を出で永安渡、柳林舖、賓子舖、魚沖橋、溪口を經て大庸縣に達する。水路電線をも通じて、縣城の北門を出で鴛鴦洲河を過ぎ埡門關、通津舖、杉木橋、象耳橋、江埡、三家店、竹葉坪を經て桑植縣に達し、亦能く湖北の鶴峯にも通ずる。縣城より江埡に至る間は水路を通じてゐるが電信綫はない、江埡より左に向つて路を分つと三官寺、百丈峽を經て大庸縣に達し、江埡より東すれば象耳



燕洞流雲

橋、杉木橋、通津舖、東嶽觀を經て東洋渡を過ぎて石門縣に達する。電話線は縣城より東へ津市、澧縣に通じ、縣城より江埡及び溪口に至る二線の電話は正に計劃中である。

八、古蹟名勝。三國の吳が漊中縣を置いたのは卽ち漊水の中流で、今は其の地は三官寺となり、隋代に置かれた慈利の故城は今の縣の西にあつて、元代に慈利州に昇せ、治城を澧、漊二水の會合點の東に遷したが、今の縣治と水を隔てて相望む所で、明代に更に縣とし今の治に徙した。原は城郭なく正德嘉靖の間に至つて初めて順次に城を築き、明末の兵變に城が毀れたので、清初には復た澧漊二水の合流點の西に移轉したが、今の治とは同じく水を隔てて相對し、乾隆年間更に又現在の所に移つて城を修築した。

燕子洞は東方の城外の燕岩山にあつて「燕洞流雲」は本縣第一の勝境をなす、この洞によつて桃源に通じ得ると傳へらる。興國寺は九溪營の東北にあつて殿宇宏壯遊覽に資するに足り、寺は唐代に創建され寺內の大鐘の上には「嘉泰元年鑄」と彫られてゐるが、嘉泰は宋の寧宗の年號である。仙佛洞は縣城の北九十里にあつて洞口の廣さ約十餘丈、其の下に泉があつて白馬泉と名づけ、洞後と相通じて迤邐して入り、廻環曲折して忽ち廣がり忽ち狹まり、其の狹い處は僅かに能く一人を容るるに足る丈けで甚しきは蛇行して入らねばならぬが、內に千坵田、銅錢眼等と稱する所があり、約五里許りある、洞の盡くる處に白石があつて形は馬に類似し泉水は即ち馬の口から出てゐる。

第五節　桑植縣

一、沿革。桑植は漢代に充漢の地に屬し、晉代には臨澧縣に屬し、唐代には慈利縣の地とし、五代以後は蠻族の據る所となり、元代には桑植安撫司を置き、次で之を廢し、明の永樂四年に復た置かれて九溪衞に屬し、前淸の雍正七年土司を改めて直轄に歸せしめ、永順慈利の二縣を割いて縣を設け、次で新に開いた永順府に屬した。

二、境域及び區劃。縣境は東は慈利を界とし、南は大庸に接し、西は永順、龍山に續き、北は湖北西部の鶴峯宣恩と隣する。幅員は東西百七十里、南北百八十里で、全境は舊に龍蘠、玉泉、四望、達泉、長瑞、沐育、遊東愛物の八鄕に分れ、民國十九年自治區域を劃分するに當つて、改めて全縣を四區に區劃し、第一區は龍蘠、玉泉の二鄕。第二區は達泉、四望の二鄕、第三區は長瑞、遊東の二鄕、第四區は沐育、愛物の二鄕を管轄する

ことになつたが未だ施行されず、區以下の鄕、保、牌の名義も亦暫らくは舊に從ふこととなつてゐる。

三、地勢及び山水。 全境に就いて觀れば東南は平坦で、西北は高峻であり、「外半縣」「內半縣」の區分がある。龍禧、遠泉、四望、玉泉の四鄕は「外半縣」に屬し、地勢は比較的平坦で耕地も亦比較的肥沃で、生產は豐富であり、交通も亦た便利で縣內の精華の存在する所である。沐浴、長瑞、遊東、愛物の四鄕は內半縣に屬し、山高く谷深く地磽确で米穀の產が多くないので住民は雜穀に賴つて生活してゐる。澧水の南北の二源は兩河口で會合し、縣境を斜に貫いて水量は甚しく多くはないが、尙民船を通過させることが出來る。山脈は皆武陵山脈に屬し、著名なる山では西に「歷山」(二、九四三尺)筆架山(二、一五〇)大陽山(二、九〇〇)九龍山(二、七八七)西大山(三、〇四四)北に三台山(三、一〇〇)永鎭山(二、九四八)中に鳳紀山(二、一九六)臥雪山(二、三二三)東に楊岐山(二、八四九)等がある。

四、交通及び重要市鎭。 陸路は、縣城から東南へは五里橋、簷溪坡を經て大庸に達し、東へは空賣樹西溪口を經て慈利に達し、西北へは五道水、樟兒坪を經て湖北西部の宣恩に通じ、北へは堰埡を經て湖北西部の鶴峯に通じ、西へは陳家河、上河溪を經て龍山に至り、西南へは泥湖塔を經て永順に達する。たゞ西へ陳家河、夾石河上河溪を經て龍山に達する路綫は、夾石河より直ちに桑植城に達す、卽ち龍山に屬する烏鴉河より水源を發する澧水の流域に沿うて下は津市澧縣に達する。電話綫は已に架設され通話せるものは僅かに縣城より永順に至る一線だけで、縣城より倉官峪に達する線は尙計劃中である。

五、物產。 桑植縣の著名物產調査表。

品名	産地	産出額	移出額	附記
桐油	全境	二〇、〇〇〇斤	四、〇〇〇斤	民國二十一年四月の調査に據る
茶油	全境	二〇、〇〇〇斤	四、〇〇〇斤	
漆	各區	六〇〇斤	二〇〇斤	
棓子	第三第四の二區	一〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	
硫黃	第四區	八、〇〇〇斤	七、〇〇〇斤	
石炭	全境	四〇、〇〇〇斤	……	近年河流が不穩なので移出がない
杉材	第三第四の二區	二〇、〇〇〇株	……	
楠	第一區	未詳	……	

六、民情風俗。桑植は地邊僻で交通の便に乏しく、昔年は風俗淳樸で民性正直であつたが、近年は軍事の影響を受けて匪盜の風は漸く熾んとなり、毎に販夫走卒を以て竿を掲げて亂を作し、數年ならずして軍官に榮進し、身は顯要に就き附從するもの日に多く、甚しきは富豪の家に至つても多く田地を賣つて銃を買ひ、槍を賣つて刀を買ひ一に軍職に任じて郷里に驕横し直ちに富貴となるので、遂に武器が全縣に滿ち官は一時に盛んとなつた、然も利害の衝突は免かれ難い所で、自ら大を誇り敢て他人に讓ることを肯んじないため、相互の怨を必ず報ゆるにより鬪爭の問題は常に絶えない、數十年來の淳樸な風は一變して澆悖兇頑の俗となり、正直なる性は一變して狡險殘忍なる習慣となつた。

第六節　大庸縣

一、沿革及び區劃。漢代の充縣で隋代には崇義縣の地となり、唐代に慈利縣の地である。明代には永定衞をここに置き、前淸の雍正十三年には、安福及び慈利縣の地を割いて永定縣を置き、民國二年に福建の同名のものと重複するので改めて大庸と稱するに至つた。

全縣はもと十四鄕に分れ、近年地方自治を準備するに當り改めて六區に劃分し、第一區は城區首鄕及び西庸鄕の下部が之に屬し、第二區は東平の全鄕、第三區は北社、北固、北麓の三鄕、第四區は天南、天崇、武衞の三鄕、第五區は官尹、玉泉、義安の三鄕及び西庸鄕の上部、第六區は西敎、康屯の二鄕が之に屬してゐる。

二、地勢及び山水。縣境は武陵山脈の中に位し、澧水は其の間を斜に貫き、全境を分つて二幹となし、北幹は桑植より來り、雲朝山、寶峯山の名峯があり、南幹は常德より來り天門山の亙嶂がある。故に縣內は山多くたゞ東坪、西敎の兩地は平原となり地味肥沃で住民は富庶である。

山、雲朝山は縣城の西北五十里にあつて高さ六百餘尺ある。寶峯山は縣城の北五十里にあつて高さ七百餘丈である。天門山は卽ち古の松梁山で縣城の南三十八里にあつて高さ九百尺、山頂に天澧堰があり、夏期は瀑布が懸り白練の如くで、山麓の農園は之に賴つて灌漑を行ふ。十六峯あつて、吳の永安六年に山腹の一部が崩壞し、大いさ數畝ばかり、開朗なること門の如く、景帝は之を以て嘉祥となし名づけて天門と云ひ、並びに天門郡（今の石門縣の地）を此處に分置した。崇山は縣城の西南三十五里にあつて高さ八百八十尺、東は天門山と相連なり、杜佑通典に、澧陽縣に崇山あり、驩兜を放てるの所と云ふ。

水、澧水は桑植から縣境に入り、流れて縣城の西五十里に至つて北岸に大庸溪を併せ、更に曲折して東北に流れて慈利縣境に入る。九澧を按ずるに、茹水があつて攏茹山に出で、水色清澈である。莊辛が楚の襄王を說き所謂「茹溪の流れを飮む」と稱したものである。今は縣境にこの水なく、然も縣境では澧水を通常に茹水と稱してゐる。大庸溪水の水源は縣城の北五十五里の分水嶺に出で南流すること七里で縣城の西十五里の大庸坪に至つて澧水に注ぐ。

三、城市概況。縣城は澧水の北岸に瀕し、東、北の二方には廻龍觀、子午臺があつて兩山環抱し、城の周圍は六里、高さ二丈四尺、方石を用ひて築き、城門五つを有し、市場は觀橋南正街が最も繁盛で、人口は約一萬ある。地は澧水の上流に據り、民船の津市、桑植、永順、沅陵の各縣と交易するものが皆集まるので、商業は慈利、石門に較べて盛んで小南京の稱がある。

四、交通。縣は湖南西部に僻在し、もと巖邑と稱せられ、省道、縣道は何れも未だ計劃修築せられず、交通は極めて不便である。縣城にはもと電信局の設けがあつたが、近年は收入が償はぬので已に撤廢され、縣城より潭口に至る電綫は暫らく軍事防禦の爲め軍用電話の用に供せられてゐる。縣城より西へ龍爪關に至る六十里には電話が架設され互に消息を通じてゐる。

五、物產。大庸縣の著名物產調査。

品名	產地	產額	移出量	附記
苧蔴	北社北固北麓等の各鄉	二三〇、〇〇〇斤	二一〇、〇〇〇斤	民國二十一年二月の調査による

桐油	各郷は何れも産出する	六三〇、〇〇〇斤	六〇〇、〇〇〇斤	
茶油	……	六〇、〇〇〇斤	三〇、〇〇〇斤	
菜種油	……	四〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	
鹼水	……	一五〇、〇〇〇斤	一二〇、〇〇〇斤	
穀類	……	二四〇、〇〇〇石	……	
五棓子	西教康屯義安等の各郷	一五、〇〇〇斤	一四、〇〇〇斤	
石耳	西教の百丈峽	三〇〇斤	……	石耳は山崖陰濕の處に産し採取極めて困難である
葛粉	武衛義安西教等の各郷	三〇、〇〇〇斤	三〇、〇〇〇斤	
雜穀	全境	一二〇、〇〇〇石	……	

第五章　洞庭湖の東北沿岸

第一節　岳陽縣

一、沿革及び區劃。古へは麋子の國に屬し、漢代には下雋縣の地となり、晉の太康元年に巴陵縣を置いたが劉宋及び齊の時には倶に巴陵郡の治となる。唐代には岳州の治となり明淸には岳州府の治となり、民國二年に

府を廢して岳陽縣と名づけた。

區劃、全縣は九區に分れ、百四十三鄉五十鎭を管轄してゐる。

二、地勢及び山水。幕阜山の餘脈は東南より來り（縣に岳陽と名づけたのは蓋し幕阜山脈の南に當るを以て名を得たものであらう）大江を其の西南に帶び洞庭湖は其の西南を繞り、近傍には丘陵多く形勢雄壯である。昔は湖南、湖北の水陸交通の要衝であつた。

山、巴邱山は縣城內の西南隅にあつて古へ巴陵と名づけ又天岳とも稱した、元和志に昔羿が巴蛇を洞庭に屠つたが其の骨が陵の如くであつたので巴陵と名づけ、後漢の建安十五年に吳の周瑜が巴邱に卒し既に孫權は魯肅をして萬人を以て巴邱に屯せしめたと云ふのは卽ち之である。金鶚山は縣城の東南二里にあつて幕阜山脈の北端をなし、昔、異鳥があつて山に飛び集まり、其の色は金の如くであつたと傳へてゐる。其の頂に登つて遠望すれば城景、湖光は歷々として目前に展開され、山麓の四週に濠溝があり、吳三桂が開掘して淸兵を拒守したものである。觝筆山は縣城の西南七里にあつて洞庭湖に



魯肅の墓

濱し形が類似してゐるのでこの名を得た。艑山は縣城の南十五里の洞庭湖の中にあつて觝筆山の西に位し、君山と對峙して孤影浮ぶが如く、湖南人が吳舟を艑と云ひ山形がこれに似てゐるので名づけられた。

水、大江は湖北省の監利縣より縣界の北に東流し、冬春に水の涸れた時は洞庭湖には入らず、東北に趨つて臨湘縣境に進むが、夏秋の増水期には城陵磯を遶り西に洞庭湖に合する。古人は岷江（即ち大江）を呼んで西江とし、澧水を中江とし、湘水を南江と稱へ、並びに城陵磯に合するので三江口の稱がある。洞庭湖、元和志には湖は城西百五十歩にあつて、湘水は北流して岳陽に至り資、沅、澧の水を交へて北に大江に會す。たゞ夏秋には江勢怒漲すれば湘江の流水は遂に貯溜して洞庭湖となり、周廻五百里、君山は宛ら水中にある如く、秋水壑に歸すればこの山は復た陸に居り、たゞ一川の湘水のみと云つてゐる。

三、物産。岳陽縣は湖南中産米の最も多い縣で、湖水に瀕した田地は最も肥沃である、たゞ氾濫することを畏れてゐる。又た豌豆、菜種を産し、北港の茶は年産約一萬五千斤で、其の味は頗る佳く、君山の茶は更に盛名を負ひ清代には貢品とされた、年産僅かに毛尖二十斤、兜茶約五十斤で、近年培植に從事してゐるので漸次に産額比較的増すことゝなつた。君山には湘妃竹即ち斑竹を産したと傳へられるが今はない。移出品は米を大宗とし茶葉、棉布、甘藷、豆、木油が之に次ぎ、多くは漢口で消費される、移入品では石油、鹽が最も多く洋品雜貨が之に次いでゐる。

四、交通。粤漢鐵路は縣城の東を遶つて南へ長沙に走り、水運では大小の汽船が漢口、湘潭、衡陽、常德の間を上下してゐるので交通は極めて便利である。電信綫は北は武昌、漢口に通じ、南は長沙に達し、別に一綫があつて城陵磯に連絡してゐる。電話綫は民國二十一年一月の調査に據れば、全縣の總延長五百十里に達してゐる。即ち、（一）縣城より新牆に至る七十里、（二）新牆より關王橋に至る三十里、（三）新牆より鹿角に至る三十里、（四）新牆より黄沙街に至る三十里、（五）新牆より筻口に至る三十里、（六）筻口より西塘に至る三十里、

(七)關王橋より楊林街に至る三十里、(八)縣城より西塘に至る六十里、(九)西塘より甘田壩に至る四十里、(十)甘田より毛田に至る四十里、(十一)毛田より黄岸に至る三十里、(十二)筻口より楊林街に至る三十里、(十三)楊林街より公田に至る二十里、(十四)公田より黄岸に至る四十里である。

第二節 臨湘縣

一、沿革及び區劃。 縣は漢代の下雋縣の地であり、晋以後は巴陵縣に屬し、五代の唐の清泰中湖南はこゝに王朝を置き、楊宋の淳化五年に昇せて王朝縣とし岳州に屬せしむ。宋の至道二年に始めて今の縣名に改めた。行政區劃、清初には十里に分ち道光年間に十里を改めて八區とし、民國十九年に聶區を割いて羊聶の二區とし合せて九區、百十九團とした。民國二十年自治を準備するに當つて全境を劃して八區とした。

第一區は四十七鄉四鎭を管轄して區公所を聶市に設け、第二區は三十四鄉三鎭を管轄して區公所を陸城に設け、第三區は二十五鄉一鎭を管轄して區公所を雲溪に設け、第四區は二十二鄉二鎭を管轄して區公所を桃樹に設け、第五區は二十五鄉二鎭を管轄して區公所を柳廠に設け、第六區は二十二鄉二鎭を管轄して區公所を忠防に設け、第七區は三十六鄉二鎭を管轄して區公所を灘市に設け、第八區は十九鄉三鎭を管轄してゐる。各區の面積中第六區は最大である。

二、境域。 縣境は東は湖北の蒲圻に界し、東南は湖北の通城に接し、西は湖北の監利に隣し、西北は湖北の沔陽に界し、南は岳陽に續き、北は湖北の嘉魚に界してゐる。東西の廣さは約百三十里、南北の幅は百八十里である。

三、地勢及び山水。 縣境は全省の極東北隅に當り、北部は湖汊縱橫し、東南は山嶺錯雜、皆幕阜山の脈である。山は大藥姑山を最大とし、地に跨がること數百里、臨湘、通城、崇陽、蒲圻の四縣に界し、人は南嶽山と相匹敵すると云ふが、高さは少しく劣り、林菁深密道路崎嶇とし匪賊の類を隱すに適し、民國八九年の頃には巨匪余華褒がここに隱れたが、現在も匪賊は猶常時出沒し、誅剿は極めて容易でない、桃、柳の二區は平原沃野で物産は頗る豐富であり、土地も亦荒蕪地が少い。聶區の地は多く高丘で概ね砂土であり茶を多く産する。城、雲、沅、灘の四區は外は長江に近く、內は大湖（黃蓋湖）に沿ひ地勢低窪で毎年江水が膨漲すると常に大害を受け、土地も亦荒蕪地が多い。雲區に屬する象骨港は外は長江に沿うてゐるが、前清の光緒年間に大水で堤防が決潰し、長さ二十餘里に亘つて、良田が十餘萬畝もあつたのが倶に荒廢に歸し、現在は蘆葦叢生し政府は毎年たゞ蘆よりの收入に税を課するだけである。大部分の農民は小作で、多くは租税を納むるものなく、田地を有するものは田の荒蕪を恐れ賦税は猶規定によつて納めてゐる。縣內には長大なる河流なく、桃林港水は水源を大藥姑山に發し、南部の諸小水を合せて巴湘橋市より岳陽縣境を經て洞庭湖に入り、支流は凡そ數百あつて臨湘河流中の最大のものである。北境には湖沼極めて多く形は珠を連ねた如くである。雲區にあるものに石潭湖松陽湖があり、水量の多い時には廣さ十餘里に亘る、城區にあるものに白泥湖、楓湖、魯湖、渡頭湖、蒓湖がある。更に北すれば蕭蓮湖、洋溪湖となり、更に東すれば冶湖、涓田湖、黃蓋湖等となり、長さ約六十里で何れも汽船を通じ、水産は頗る多く、沿湖の住民は之を賴つて生活をしてゐる。

山、大藥姑山、縣の東南境に位し最も高峻で雲際に入り山中には百藥を産する。小藥姑山、大藥姑山を距ること十餘里煙霧を結び晴日も消えず、白果樹が二株あつて華蓋の如くである。大雲山、七十餘峯あつて周圍は

嶮峻である、たゞ一面からのみ登頂し得るが、其の高峯に陟つて下に萬山を見れば馬の走るが如く、羊を驅けるが如く、滾々たる波濤の如く、巴陵、臨湘、通城、平江の山は皆膝下にある。馬鞍山、縣城を距ること二里で森聳秀抜し、其の頂に昇れば羣峯拱揖し江湖環繞して千里の勝は歴々として目前にあり。「馬鞍夕照」は臨湘八景の一と傳へられてゐる。

四、縣城。 舊縣城は大江を距ること約二里、全縣の西北隅にあるので、現在は已に五里牌停車場附近の長安驛に遷移し、正に積極的に模範市街を建設中であり、中山公園、公共體育場を設立し、井泉を開鑿し長沙五里牌間の自動車路を完成させて交通に利せんとしてゐる。

五、交通及び重要市鎭。 粤漢鐵路は縣境を横貫し羊樓司、五里牌、路口舖、雲溪、城陵磯等の停車場が設けられ貨客の交通に便利と稱せられる。陸路は東南は忠防より桃林を經て柳廠に至り、西北は雲溪より縣城を經て沅潭に至つて聶市に達し、東北は羊樓司を經て灘頭に至る。豫定路綫には桃林より沅潭に至るもの、舊縣城より雲溪に達するもの、忠防より新縣城に至るものの三大幹綫と、灘頭より羊樓司に至るもの、羊樓司より沅潭に達するもの、舊縣治より新縣治に至るもの、新縣治より雲溪に通ずるもの、雲溪より柳廠に至るものの五大支綫がある。

電信線は武昌より粤漢鐵路に沿うて縣境に入り羊樓司、五里牌、路口舖、雲溪の四驛を通過して直ちに岳陽に達す。

電話綫は全縣の總延長約五百六十里で、既成の線には、(一)新縣城より羊樓司に至る三十里。(二)忠防に至る三十五里。(三)雲溪に至る六十里、舊縣城に至る五十里、(四)聶市を經て沅潭に至る四十五里。(五)桃林を

經て西塘に至る六十五里。(六)舊縣城より道人磯を經て象骨港に至る三十里。(七)舊縣城より漁磯を經て沅潭に至る五十里等がある。

縣は大江に濱してゐるとは云へ、水上交通の事業は餘り發達しない、近來は小汽船の新堤より岳州に至るものがあり、螺山に停泊して旅客、荷物の揚げ卸しを行ふが、軍事の徵發があると、僅かに民船の運輸に俟つだけである。舊縣城を距ること二里に新港があつて、民船の風波を避ける停泊所となつてゐるが、光緒末年に城陵磯の新稅關をかつてここに設けようとしたが、當時は文化の氣が閉塞し、土民は集會を開いて反抗し、並びに縣邑の名士吳獬に請ひ武昌に赴いて張總督に謁し、之を他處に遷さんことを請はしめた。吳はもと張總督に重んぜられたので其の請を許し遂に改めて城陵磯に築いたが、現在縣民は頗る後悔し稅關をここに建てゝ居れば武昌、長沙、沙市に至るにも何れも大汽船の停泊があつて其の便利が如何ばかりかと思はれる。政府も亦た新港に開設すれば往復の汽船の檢査が既に容易であり、商船には尤も便利を得ることが甚しいが、現在宜昌、沙市より四川に入つて上下する汽船は何れも湖口に入つて城陵磯に停泊するので極めて不便を感じ、甚しきに至つては、四川より下航する汽船は西岸に廻つて東下し、常に稅關を經ない事件を發生することがある、將來內地關稅の改廢が出來るとすれば城陵磯の稅關を移轉するのは實に必要なことである。

六、財政。臨湘の財政中國稅に關するものはたゞ煙草酒稅、印紙及び鹽の運輸稅の三種だけで、收入には制限がある。印紙稅は岳陽局により徵收される。省稅は統捐、屠畜稅、契約稅等があるが、每月の收入は亦甚だ僅かである。地租の年收は五萬二千餘元、實收は約三萬餘元で、地方稅は地租に附加される。前清時代地租は起運、存留、漕糧、南糧等の種類に分れ、滿清の中頃には糧は總て銀に換算され合計銀一萬二千九百餘兩を徵

收した。臨湘はもと岳州府に屬し、宋、明以來兵を分つて駐守せしめ、田地を劃して耕作せしめたので屯田が最も多い。所謂岳州衞、黃州衞、武州衞があり、其の他は之を民田と云つた、國民革命の行はれた後は、遂に岳、黃、武、民の四種の米に分たれ、民米一石は銀に換算すれば各縣何れも正銀一兩と同價格となる、岳、武、黃の三種の納める米は民米に較べて約三分の一强とした。前淸にあつては錢糧が科房の專管に歸し、世襲の制で相繼いだので、弊竇叢生し所謂「鬼名冊」なるものがあつて、其の人が已に死亡し、糧が或は已に移轉し、或は子孫に分屬し、冊の米が已に若干戶に分たれても、冊名を同一にして置き、其の名義の區分はたゞ科房のみが知り得るので、又之を「神冊」とも云つてゐる。國民革命以後は、政府によつて直接に徵收し、科房の有する鬼名の神冊は猶把持して未だ手交せぬので、現在は區を分けて事務所を設け、徵收員は各區の公選より錢糧を徵收督促するがたゞ多くは先日の科役に請ひ、或は雇はるること久しく錢糧を之に供託するものもある、この種の鬼名冊は何れも秘籍と見做されて居る。民間では猶ほ之に因つて徵收されてゐるが、公共には毫も得る所なく、地租の紊亂は恐らく臨湘に過ぐるものはなからう。

七、物產。縣境の各地には茶を產すること多く、陸城、雲溪、羊樓司、聶市の產が最も豐富で、忠防、沅潭が之に次ぎ、年に約七百萬斤を產する。又第六區の響山に亞鉛鑛を產し年に鑛石約四十餘噸を出す。

八、名勝擧要。城陵磯は蜀江西より來り、洞庭の南に注いで臨湘に入る門戶をなし、下は擂鼓臺で上には洞庭廟が建つてゐる。更に下れば烏石磯となり、唐の張說の江上の早春を說くの詩に「水苔共繞留烏石」と云ふのは正に之を指すのである。暉落山は高さ約二十丈で、石の高さは十餘丈あつて道人の如く北に面して立つ、故に道人磯とも呼んでゐる、又石の高さ一丈餘のものがあり、其の光は鑒とすべく、名づけて鏡中石と云つてゐ

る。臨湘磯は俗に大磯頭と呼び、縣西三里にあつて、湖北の楊林磯と對峙してゐる。光緒年間に余永清が資金を募集し、工夫を集め磯頭に石を鑿つて磡岸とし、民船牽引の人夫の通路に便ならしめた、路は三層に列なり長さ百丈ばかりあつて、吳獬は臨湘磯頭の記を撰んで石に彫つた。天螺山は一峯孤竦し、形狀は螺を植ゑたる如く、縣北二里にある。漁磯は縣の東北七里にあつて湖に背いて江に面し、勢甚だ嵒崒で縣邑の好事者が塔を其の上に建つ、高く聳えて雲に入り邑の科擧を得たるものの兆徵としてゐる。鳴欄磯は縣の東にあつて、風土記に吳の建昌侯孫慮が鴨を鬪はせた處とし、明の御史朱篪は「江天清嘯亭」を其の上に建て、後に毀損せられたが、道光の初め住民は其の基底に因つて洞庭君庿を建てた。清末には西人が敎會堂を其の上に建てた。各磯には何れも石があつて江中に直立し、道人磯を最たるものとしてゐるが、往來する船舶は戒心を要し、これを疎忽すると全舟之に因つて湮沒する虞れがある。西湖は縣城の西にあつて廣さ約五六畝、五六月の交に當り蓮花が盛開し淺水の中に平鋪し誠に勝境である。唐の張九齡の如きは將に岳陽に至らんとして「湘岸多深林、青冥晝結陰」の句があり、明の何大復の雲溪古松の歌に「岳州地多古松樹、千株萬株植官路」と云ひ、王鼎の雲溪古松には「古松三千里怪狀忽驚神」等の句があるが、今は則ち童山濯々として唐明の勝は復た窺ふを得ない。

第三節　華容縣

一、沿革。華容は古の三苗の地で、唐虞には雲夢蒼梧の野に屬した、夏殷にあつては荊州の域に屬し、周には楚の地となり、春秋の定公の四年容城に遷すことを許し、又楚子は章華の臺（今の華容にある）を成り、秦代には黔中の地となり、西漢には孱陵縣を建てて武陵郡に屬せしめ、王莽は改めて孱陵縣となし建平郡に屬せ

しめたが、東漢には復た孱陵となし荊州郡に屬せしめた。南郡の十七城に華容があつて、郡國志に侯國と云ひ雲夢澤が其の南にあると、三國の時には呉の黄龍元年に漢の孱陵を分つて南安縣を置き、南平郡に屬せしめ、晉の武帝の初めに華容を分つて江安縣とし、太康元年に又南安縣とし、猶ほ南平郡に屬せしめたが、宋代も舊に因り、隋の開皇十六年に改めて華容とし、羅州に屬せしむ。大業三年に改めて巴陵郡に屬せしめ、唐の垂拱二年には武后の諱を避けて容城と改む、神龍二年に復た華容とし、岳州巴陵郡に屬せしむ。宋も唐の縣と同じくし荊州北路の岳州に屬せしむ、至和元年に隋の舊城に遷したのが今の縣治である。元は湖廣行中書省、岳州路華容縣とし、明は猶ほ湖廣布政使司岳州府華容縣とし、前淸の中葉に湖廣を分つて湖北とし、改めて湖南布政使司に屬せしめ、岳州府華容とした。

二、區劃。全縣は現在十二區に分れ、第一區は二十一鄕を管轄し、第二區は二十五鄕、第三區は十七鄕、第四區は十六鄕、第五區は十八鄕、第六區は十七鄕、第七區は三十二鄕、第八區は三十六鄕、第九區は十二鄕、第十區は十二鄕を管轄してゐる。

三、地勢及び山水。華容は往昔汉江が北に注ぎ、夢澤は南を環り、澧水は西より來り、沱流中を貫き、北は長江に枕し、南は洞庭を襟とし、巴邱は屏をなし、夏水は帶をなし、四野の波蕩三山の雲蟲は實に湖、湘の名區川原の要會である。

水、澧水の縣境に入るものは二流あつて、一は澹水であり、安鄕の東北に於て合し轉じて中浙渡を經て縣界に入る。水經注には之を澹口と云ひ、明志には景港より東流して縣境に入り、狼跋湖を出で太陽山宋田を過ぎ赤沙湖を出で一は涔水となり、安鄕の西南より门沙窖、淸毛港を經て龍陽（今の漢壽）縣界に入り、縣城の南

を經て赤沙湖に入るとしてある。

沅水は縣の西南より轉じて南に迂廻し、資、澂、西、漸等の五溪の諸水を併せて、統合して猶ほ沅水と云ひ、九澧と合して赤沙湖に混入し、更に南より東に轉じて洞庭に注ぐ。

懸河は縣城の北の調弦口より古楊口に入り、四十里で東より南を經て內に瀕河、諸垸水を洩し、東は紫港口に出で、又東すれば蘿葡港に出で、九都（今の南縣城）の八口河、臨旆窖、長澧湖を繞り、夏季水量が增せば通じ、冬涸すれば塞がるが、此れは沅、澧と懸河の大略である。

縣境は地勢低窪で、地質も固からず河港の變遷も甚だ速く、咸豐三年より藕池口が決潰し洶湧澎湃として一瀉千里、堤なくして衝に當らず、衝なくして河をなさず、河なくして分岐せず、昔は安、華の二縣の水路は皆西より東に向つてゐる、今は則ち勢建瓶の如く皆北より南に向ふやうに改まり、老山觜より陳碧橋を經て下れば上の三汊と下の三汊の如く、河は則ち支を分ち、支は又派を分つて或は外に諸垸を繞り、或は內に諸垸を衝き、之を約言すれば、其の來るは則ち藕池口よりし、其の去るは則ち九都河に合し、北にある巨流は則ち邑の周北山に倚つて下り、西にある巨流は石の鹿湖山に倚つて下る、是本縣西北の水路の變遷である。東北の水は川江を以て襟帶とし、塔市驛及び白沙、六洲等の山內を繞る。大荊湖は大湖を成し皆水流の集まる所である。もとは巴陵の洪水港より、洞庭に入り、大荊洲、坍水より陳家溝、徑入江を經る、此れ縣境東北水路の變遷である。縣の東北は江に枕し、西南は湖口に瀕し、湖水は淸くして沖積なく、江水は濁つて沖積多く、沖積地によつて堙塞せられ堙塞によつて沈降し、附郭の諸堤は動々もすれば決潰せられ、外は高岸をなして湖水は皆田地となり、內は釜底の如く田は皆湖水となり、所謂滄海桑田の地勢の高低に至つては又一大變遷である。又滿

清の末葉に安郷武州（今の常德）龍陽（今の漢壽）華容の四縣の境域を割いて南縣を置き、華容の西南の半壁にあつては新に沖積した土地をも改めて南縣に屬せしめたが、この管轄區域の變更も亦た一大變遷である。

山、縣城の東に東山、南に南山がある。連延すること數十里の間の諸山を統一した名稱で、之を分けて云ふと最も著名のものに、東に龍秀山があり、山下に龍峯書屋がある、劉忠宣、黎文僖の二公が書を讀んだ處である、山腹の巨岩の中から雲が出ると直ちに雨が降ると傳へてゐる。又靖廬山には、靖廬瀑布があり、石門山は兩巖壁立して門の如くである。挑巻山は亂峯直起し延連すること數十里、竹を産し住民は之から竹紙を造つた。墨山は雲母石を産し山下に雲母泉がある。樊陀山には山背に石穴があり、范蠡の牧羊を營んだ處と傳へられ、陶秉洞と名づけてゐる。倒馬岩は俗に曹操が赤壁の戰に敗れ華容より荊州に走るにここを過ぎ馬から墜ちたので名づけられたといふ。以上の諸山は皆峯巒秀潤で、古松道を夾み、驛騎常に中を經るので「東山霽雪」と「驛路松風」は縣内十景の二つである。

南方には禹山があり、禹の治水に際して之に登つたと云ふので山上に禹王廟がある。石門山は兩崖峭絕し中は百餘丈を隔てて湖流を吐納し、神禹の鑿つ所で洞庭の門戸である。鼓樓山は山上に石寶があり、分金洞と名づけ、車武子はここで讀書をなし、一日藥草を尋ねて金を得其の主を覓めたが獲られないので貧民を集めて石寶で之を分つたので名づけられたと傳へてゐる。團山は洞庭湖中に峙つ、頂上に南山の勝を統べ洞庭を俯瞰して蒼翠は屛の如くである。北方には鼎山があり、山上に逐備嶺があつて、漢の照烈が秭歸に敗れてこゝを過ぎたのによる。又梁竦の墓があつて、廟は竦を祀つたが後に改めて照烈を祀り、又盤龍、馬鞍、白鼎の諸山も亦た岡巒起伏の秀を極め、又西には太陽、宋田の二山があつて澧水は昔其の下を過ぐ。西北の山は東南の綿延たる

には及ばない。

湖澤。洞庭湖、縣境東南の半壁を環り、南は靑草湖に連なり、西は赤沙湖を吞んでゐる。雲夢澤は縣の東南にあつて、一說には雲は江北に跨がり、夢は江南に跨がるとされてゐる。蓮仙湖は蓮仙があつてこゝに槎を泛べたと傳へ之によつて名づけられた。狼跋湖は從前已に冲積湮滅され區畫されて南縣に歸し、一鄕市を成し內は宋田、太陽の二山を包括してゐる。田家湖は縣西附郭の地に每日夏日に當つて蓮花盛んに開き風香り水淸く俗に小西湖と稱してゐる。趙家湖は縣城の東一里許りにあり、湖畔にはもと章華臺があつたが今は殘つて居らぬ。安津湖、一に塌西湖と名づけ、環繞すること數十里、明の初年水面に錢が浮んだ。雲母泉は縣の東にあつて、墨山より石門に至る二十餘里は多く雲母石を產し、牆階道路に熒煌して屛の如しと云ふ。沱水は又た夏水とも名づけ、蔡氏書傳に、華容に夏水あつて首は江に出で尾は沔に入つてまた之を沱と云ふと。涌水は水經注に夏水より江に達するは之を涌口と云ふとしてゐる。

四、城市概要。縣城は歷代護城官垸の內に設けられ、重要市鎭では東鄕に、塔市驛、傅橋、墨山舖、三岢寺があり、南鄕に注滋口、羅家嘴、揷旗、魚口がある、西鄕に梅田洲、北景港（西南方）鯰魚鬚、宋家嘴があり北鄕には萬庾市がある。

五、交通。東より南に至る陸路は墨山界牌より起り、松木橋、茅草嶺、三岢寺、猪頭山、縣城、漁口、劉濟垸、注滋口を經て直ちに團山に達す。水路は山岢寺より縣城を經て萬庾に達する。西より北に至る陸路は、梅田湖より起り。鯰魚鬚、縣城を經て萬庾に達し、水路は梅田湖より鯰魚鬚を經て道北鄕の萬庾を繞り縣城に達する。以上の各路は何れも舊路であり並びに新設のものはない。

電信は一綫で縣城より鄧口、新溝子沙口を經て橋を超えて南縣に達する、その長さ六十里ある。電話綫の幹綫は五綫で、（一）縣城の西南より南縣に至る六十里。（二）南方より北景港に至る六十里、（三）東南境より注滋口に至る六十里、（四）東境より墨山舖に至る三十里。（五）北境より萬庾に至る十五里。更に調弦に至る三十五里がある。

六、物產。華容縣の著名物產調査表（二十一年九月調査）

品名	產地	產出量	移出量	附記
穀類	全境	三、〇〇〇、〇〇〇石	二、〇〇〇、〇〇〇石	上は平年の產出で二十年の收穫は僅かにこの二分の一である
棉花	九區、二區十區等	二一、〇〇〇擔	二〇、〇〇〇擔	上は平年の產出で二十年の收穫は僅かにこの十分の八であつた
大豆	四區の白沙洲	八、〇〇〇石	七、〇〇〇石	
菜種	九區二區等	四、〇〇〇石	二、〇〇〇石	
胡麻	北景港	六〇〇石	三〇〇石	

第四節　南縣

一、沿革。縣はもと湖澤に屬し、清末に始めて湖底の堆積が陸地となり、光緒二十一年に沅江、華容、龍陽（今の漢壽）武陵（今の常德）の四縣より公に湖南巡撫に要請奏上し、批准されて四縣の邊境の地と、新たに沖積した土地を合せて南洲直隸廳を置き、公署を烏嘴に設け、次で九都、卽ち今の縣城に遷したもので、成

立より現在に至る其の歴史は三十餘年に過ぎない。

二、疆界及び面積。 縣界は東は岳陽に界し、東南は江を隔て湖を通じて沅江と對し、南は沅江に接し、西南は漢壽に界し、西は常德に對し、西北は安鄉に接し、北は安鄉華容に隣し、東北は岳陽と界を連ねてゐる。全境は縱約九十餘里、橫約七十餘里で、面積約一千八百餘方里ある。

三、行政現況及び政治區劃。 縣の組織はもと縣、區、團の三級に分れ、團には團總、團佐、及び保、甲、連、排長等があり、區には區長、及び學務主任、挨戶團分局等があり、表面より之を觀れば依然として秩序がある如くなるも實は事權一ならず、且つ聯絡に乏しく、今は已に內政部の併區辦法に遵ひ、原有の十七區百五十團を改めて六區に分割し、原有の團も亦次第に區劃を改めて名を鄉とする筈である。各區の所轄は、第一區は一、二、三の三鄉（區公所縣城）第二區は十三鄉及び烏嘴、明山、中湖、華閣、裕閣の五鎭（區公所明山頭）第三區は十三鄉及び沙港、里仁の二鎭（區公所沙港）第四區は十七鄉及び三仙鎭（區公所三仙市）第五區は十三鄉及び新港、白蚌、武聖の三鎭（區公所蔴河口）第六區は十五鄉及び新民の一鎭（區公所終南寺）。

四、財政概況。 南縣の財政は頗る困難である。地方の租稅は益々多く最近の調査に據れば其の省及び縣有の財政概況は次の如くである。

（甲）省有のもの、全縣の耕地數目は、儲捐畝冊に載せられたものを見ると、合計約四十萬畝で、毎年の地租收入は二萬餘元に過ぎない、其の他の屠畜稅、鑑札料、鹽稅及び統稅等の收入も何れも十分でない。鹽運及び統稅で月々若干の餘剩があつて、省庫に送られるものを除けば、他は僅かに縣內の經費を賄ふに足るのみである。

(乙)縣有のもの、縣有の經費は教育及び團體防禦訓練の費用が主なるもので、其の他の行政費は名目繁多で合計しても亦少額である。この種の財源も亦之を農商民から取る、鄉に農八、商二の比例があつたが、農民に對しては土地の面積を按じて徵收し、商賈に對しては家産を按じて徵收し、昔は軍閥が割據した所であり、聞く所によると某軍の地方税は名目が三十餘種に達したとされ苛索の情況はここに於ても見られる。

五、教育概況。縣有の教育局はもとの勸學所の脫胎したものであり、全縣は十三學區に分割され、各學區に學務委員を設けて主任一人を置き、該區の學務を綜覽させてゐるが、全縣には高等小學三、鄉村師範及び女子簡易職業學校が各々一、初等小學が三百餘あつて、學費はもと各學區の分擔で各地より夫々徵收したが、今は已に教育による統一が議決され、民國十九年の始めに旱害があり、次で水災があつたので教育費は異常に困難を感じ、聞く所によると經費なくして開業して間もなく停頓した所が已に多いとのことである。學校教育は略ぼ模型を具へたとは云へ社會教育民衆教育は實現せられたもの絕えて少い。

六、團體防禦訓練の概況。縣境の十七區は初め各區に何れも挨戸團局の設けがあり、主任一人を置き、武裝團兵は二三十名等で同一ではないが、食糧武器は何れも區より自辦し、常に該區に駐まつてゐる。この外縣挨戸團總局より常備兵三隊が編制され、武器糧食は委員會を組織して別に準備し、各隊は臨時交代調教するを得たが、其の後全縣行政會議の決議により、復た清鄉司令部團務督練員の指導を經て、原有の十七區分局を廢止し、縣有の三隊をも併せて之を合して五大隊に編制し、各隊を三排に分け、各排はまた三班に分け、兵員及び武器も何れも比較的充足し、實力も亦比較的集中されて、現在は縣境各地の要隘に分駐してゐる。

七、商業概況。縣境は洞庭の湖濱に位し、湖南湖北の間に介在し、揚子江があつて上は四川湖北に通じ、下は

沅水湘水に達し、汽船其の他の船舶の通行に阻害なく交通は至極便利である、且つ土地肥沃で生産は豐富である。商業は爲めに繁盛で、移出する貨物には米穀、棉花、蓮等が大宗であり、移入品では洋品、織物類及び南方の諸雜貨等で、一年には相當の巨額に達する。これは蓋し住民の風習が漸く奢侈となりつゝあるからである。

八、縣城及び市鎭。 縣內の東北隅に位し、大江に濱し江を隔てた所は卽ち華容縣境で、華容縣城に至るには僅かに六十里、江に沿うて北上し梅田湖を過ぎて、鄢藕池に出れば沙市に達することが出來、湖南、湖北交通の要路であり、每に春、夏、秋の三季に當つて船舶雲集し、商旅輻輳するが、たゞ嚴冬は灘乾き水淺く、交通遲滯し商人は之に苦しむ。城中は街路縱橫、肆廛林立して茶樓、酒館は至る所にあり、織物業及び洋品業は最も發達し、十八年九月には不慮の火災に罹り全城焚毀せられて殆んど盡き、昔日の繁華は頓に一片の焦土となり、損失は數百萬を以て數へたが、今や僅かに一年にして巍峨たる高閣、宏荘壯麗なる建設は興隆し、在來ありしあらゆる商業は何れも已に一旦にして恢復し、往昔に較べて之に過ぐるものがある。市中の各業は資本比較的充足し、店舖廣大で、中でも活氣あるものは、絹布業では頤豐、大和、康盛、大綸、福康祥、長發祥等の各店を最とし、南方雜貨業では吉福大、徠這生、震華、楊裕昇、集成等の各店を推す、筵席業、料理店では淸波園、萃珍園、天然臺等の各店を最とし、淸波園で調理された蔬菜は最も佳く、其の他の洋品店、百貨店、吳服店、書店、雜貨店等の如きは更に枚擧に遑なく、且つ大劇場が二ケ所あつて、一を大舞臺、一を新舞臺と名づけ、北京漢口の新舊の諸劇、映畫等は日夜開演され觀客は千百を下ることとなく、人形芝居は殆んど各地皆ある。地は洞庭に瀕して水產物に富み、魚類の捕獲は多いに拘らず其の價は頗る昂いのは誠に奇怪なことである。

三仙市、洞庭の舊址で幾多の世變を經て滄海の桑田遂に冲積して陸地となり、僅かに三仙湖の一部を殘して

南縣と大河の相通ずる所に三仙市がある。交通上全縣の咽喉を占め九都の門戸で商業繁盛であり、九都を除く外はこゝを最とし、屋宇は何れも堤防の上に建てられ、街路は河に沿うて長さ數里、各種の貨物は盡く茲に集まり棉花及び食料品の店が最も多く、南方雜貨商、絹布商も亦數十軒あつて、興隆九都に劣らない。故に亦た警察分所、統税分關、煙酒税分處、商會分會等が設立されてゐる。

烏嘴、南縣大河の東岸に位し、三仙市と九都市との中間にあり、昔は縣治がこゝに設けられ、清末に始めて九都に遷され、現在九都は貨物運輸上必ず通過せねばならぬ要港であり、抑も亦た東鄕の衝途でもあるが、本地の商業は九都、三仙湖に較べて稍々劣るが、たゞ貨物の種類は甚だ齊ひ、南縣鹽運局、水上警察は何れもこゝに設けられ商人、旅客は何れも便利を得てゐる。

其の他東鄕の明山市、中鄕の小白洲、中魚口、西鄕の麻濠口、武聖宮、荷花嘴等も商業頗る發達し何れも本縣の商業上に相當の地位を占めてゐる。

九、農民の風俗。縣は農產物に富み農業が發達し、他縣他省より何れも移民が來て開墾拓殖し、農民は各地に雜居して、習俗は各々異つてゐる、其の比較的普通なるものは農民の住宅で多くは藁を編んで作り構造は異常に簡單であつて、僅かに數十元の代價があれば一軒の家を建てることが出來る。蓋し地は磚瓦に乏しく且つ地盤が低いので水路決潰して洪水に浸されることを恐れるからである。婦女の農業に從事するものは絕無に近いが家事に勤め或は蓮根を採り、棉を摘み、或は家畜を飼養し絲を紡いで勞苦を辭せず、男子は日出でゝ耕し日入つて息むといふ風である。四時の天氣は同一でないが耕作は容易であり、米穀、棉花、蓮實等は何れも生產品の大宗をなし、豐年には一畝で穀類三四石を收穫することが出來、其の價格は現在已に一石四元餘に達す

るので生活は容易であり、其の三四百畝を管理經營するものは裕に十人の家族を養ふに餘りがある。

農家の子弟で學に就くものは寡く、新學に入るものは最も寡ない、概ね皆舊法を墨守す、調査に據つて得た所では、全縣の男子で辮髮を蓄へてゐるものが尙ほ十餘人の多きに至り、女子の纏足は尤も通常の習慣であり又土着民と外來民の區分があつて、意見が合はず、爭端時に起る有様であつたが、近年は風化大いに開け土着民と外來民の區別は遂に除かれた。たゞ鬪爭格鬪或は强ひて爭を起し、訴訟を好む風は依然免かれない。縣政府の訴訟件案を觀れば堆積して山の如く傷害の提訴は日々常に聞く所である。

一〇、物産。縣内は農耕地が最も多く農産物は甚だ豐富であり、米穀の移出は年々その大宗をなし、棉花、蓮實も亦頗る豐富で其の他の雜穀中豆、麥、藕等も自給するに足る。水産物も時に移出されるが、洞庭湖の魚の漁獲は一年には數ふべからざる莫大なる額に上る。故に湖岸に濱した所では魚業を家業とするものは比々皆是れである。

南縣の著名物産調査表

品名	産地	産額	移出額
穀類	全縣内の堤田	二、三三〇、〇〇〇石	五三二、〇〇〇石
棉花	各堤中の沙地	八〇、〇〇〇擔	五〇、〇〇〇擔
蓮實	各堤間の内湖	一、〇〇〇擔	一、〇〇〇擔

一一、交通。縣城を中心として、東は烏嘴に達し、烏嘴より南すれば、沙港市八百弓一帶に達し、何れも大

道であり、烏嘴より東へ明山市游溝口に達するのは堤防上の道路で、幅は約一丈より一丈七八尺に至り、縣城より南に向へば三仙市に達し、西に向へば麻口河（新港鎭）に至る、更に西すれば白蚌口に至り、縣城より北に向へば浪拔湖に達し、道路は何れも平坦である。

電信綫には華南（華容より南縣に至る）安南（安鄕縣より南縣に至る）の二線がある。電話綫も之に沿うて架設され東北は華容に通じ、西へ安鄕に達するに何れも延長は百二十里である。

一二、古蹟名勝。縣境はもと水底に屬し、開拓せられてから未だ久しくないので前人の遺蹟は多く得られない。其の著しいものは、（一）赤松亭、是は南縣數千年の古蹟であり、漢の張良が人世の事を棄てて、赤松子に從つてここに遊んだ所で、亭院は寛壯で遊覽に供するに足る。（二）洗馬池、南縣の古蹟であり、縣城の南二里にあつて僅かに百畝ばかりの面積を占め、池の周圍は皆低い岡で、南宋の岳飛が湖中の匪賊を淸剿した時曾つてここで馬を洗つたが、今は小說に說く其の事が載せられ『武穆精忠事蹟搜』池名洗馬亦風流。綠楊芳草思遺跡。猶是千年水一漚』と云ふ詩がある。其の他縣城附近の九都山、大郞城、二郞城、蓮花寺、洪山廟、大通湖畔の蕭公廟、共和上區の蓮花堤、尙義區の疏溪十景。烏嘴の南洲廳、興仁區の水仙廟、三仙湖の洞庭宮等の如きも著名である。

第五節　安　鄕　縣

一、沿革。縣境は漢代には武陵郡孱陵縣の地に屬し、後漢の建武十六年に作唐縣を分置し、三國の吳は南郡の治としたが、晉の太康元年に南平郡を置いて作唐を治め。東晉は義陽郡を分ち、陳は亦た南平郡とし、隋は

南平郡を廢し、作唐を改めて孱陵縣と云ひ、又義陽郡を廢し安鄉縣を置き、倶に澧陽郡に屬せしめた。唐の初めに二縣は澧州に屬し、貞觀元年孱陵を省いて安鄉に入れ、宋は澧州に屬せしめ、元は澧州路に屬せしむ。明は岳州府に屬せしめ、清の雍正七年に改めて澧州に屬せしめ、民國には縣として省に直屬せしめた。

二、區劃及び人口。清代には全縣を劃して十一村とし、後に九鄉に改めたが、更に東、西、南、北、中の五區に分ち、五十團を統轄せしむ。

(一)東區は、三岔市、長慶、長春、長樂、上長樂、下長治、長慶北、官噹市、官護上、官護、官箴、官鎮の十二團を管轄し、(二)南區は、永睦東、永鎮、永睦西、永篤、永篤北、永福、永康、永育、永和等の九團を、(三)西區は、文豐北、文豐南、夾輔東、夾輔西、夾峯南、夾峯、里仁等の七團を、(四)北區は、梅景東。梅景西、安石理市、保商、焦南、焦西、焦東、焦市等の八團を、(五)中區は、城市、城東、城南、城南上、城南中、城南下、城北上、城北中、城北下、槐安、羌瀾、羌豐、羌合、羌合西、羌合南等の十四團を管轄してゐる。

人口、安鄉は前清の順治元年には凡そ二、〇二〇戶、一〇、一五〇人あつたが、康熙元年には約二、〇六〇戶、一〇、二八〇人となり、雍正十一年には二、四四〇戶、一三、〇六六人に增し、嘉慶二十一年には三四、六六〇戶、一五八、八三〇人となり、其の急增の原因は、水災が減少して移住したものが甚だ多かつたためで、嘉慶二十五年には、三四、七九〇戶、一五九、三八〇人ありとされ。光緒初年には、忽ちにして又頓に減じ、僅かに一萬五千餘戶、八萬五千餘人となつた、其の原因は、再び水災が頻々として住民が多く流轉し、移動したためである、近年以來は收穫も六割以上で、山地に較べて富裕であり、移民は日に增し、生殖又繁くして、每回の選擧には何れも四萬戶、二十萬人を以て計算してゐるが、省政府の民國十九年の統計に據れば、二二〇、

四一〇人としてゐる。

三、地勢及び山水。縣境は地低く湖に瀕し、住民は堤防を築いて垸（全縣を總計すれば大小の垸は約五百餘ある）となし、之に頼つて生息の地として居り、崇山峻嶺はなくたゞ石首澧縣との界の黄山は、山脈と稱すべく、其の他の所謂石龜山、馬鞍山は平地に較べてやゝ高いと云ふに過ぎない。黄山は縣境北區の安德、南鄉にあつて土の色が黄色であるからこの名が附せられ、山は孤立せるもので、脈と云ふべきものはなく、澧陲に僻在するので、匪賊の潜伏する藪となつてゐる。河流は荊澧の二系に分れ、荊水の支流は凡そ三流あつて、其の一の荊水は、石首、藕池より、茅草街を經て直ちに縣境の官壋を越えて東西の二流に分れ、一は三岔河、一は南堤拐を經て白蚌口に至つて洞庭に入る。他の一は護興、北垸より白粉嘴に至つて支流を分ち、一は縣境に入つて、縣內の諸河と合して洞庭に入り、一は篙家渡、陸家渡より洞庭に入る。

其の二の荊水は、黄金窖口より南下し、黄山頭の分竄を經て、梅景鄉の中河を過ぎ、茶窖河に至つて分れて縣城に趨り洞庭に入る。其の三の荊水は新口より公安、港關、南下に出でて一は三岔腦より澧境の大橋に入つて津市に出で、一は縣の焦圻下より大湖口の分竄流點を經て、沙湖口に會して縣城に趨つて洞庭に入る。

澧水は津市より東流して來り、澧縣の新州、鳳凰卡を經て、一支は匯口より保和堤に出で、常德との境界の蔴河を經て、洞庭に入り、一支は匯口より張九臺を經て、縣城に至つて洞庭に注ぐ。各水の河岸は大部分沖積、湮塞されて深からず、加ふるに地勢が低平であるから、停滯して洩出すること難く常に氾濫する虞れがある。

四、垸障名稱。安鄉の垸田（湖田）はもと垸の名稱が百餘もあつたが、民國十八年に縣長何元微は、小垸の名稱を廢除し、改めて安瀏、安濱、安豐、安裕、安瑞、安資、安屛、安障、安元、安公、安利、安丈、安化、

上安化、北安化、南安鼎、安昌、上安昌、北安昌、南安宏、安仁、安惠、安肇、安造、大安造、上安金、安湯、安生、大安生、上安樂、安猷、大安猷、中安武、安康、安永、南安永、北安徵、安瑞等の三十八大垸とした。

五、土地。安鄉全縣には土地に就いて若干の研究がある。元代以前には考證すべきものがないが、明の洪武年間には約十六萬餘畝の土地があり、以後は時に增減があつて數字も亦た詳らかではないが、時に沖積し時に流亡する等で一定ではなかつた。明代に就いて論ずれば宣德七年の十萬餘畝が最少で、萬歷十二年に三十餘萬畝あつたのが最多である。康熙二十一年に至り又縮小して十六萬餘畝となり、後には又漸を逐ふて增加し、二十四萬餘畝から增して三十三萬餘畝に至り、光緒十五年の淸査に據れば凡そ土地四十餘萬畝を數へた。最近四十年來は沖積日に甚しく、土地は當然大いに增し、財政機關が地租を徵收するには通常五十餘萬畝として計算してゐる。但し湖田整理處で測量の結果に據れば、八十餘萬畝あつて、相距ること頗る遠い。又安鄉の土地臺帳は下記の三種に分つてゐる。

(一)佃冊。佃冊は卽ち小作人が地主に小作料を納めるための臺帳で、この帳簿は雙方の利害に關係があり比較的正確であるが、たゞ輕々しく他人には提示しない。民國八年に某軍人がここに駐まり義倉及び軍需等の名目で經費を徵收することに名を藉りて、曾つて武力を以て佃冊を押收し未だに返還しない。

(二)垸冊。垸冊は卽ち垸田の所有者が租稅を納めるための臺帳で、忠實なるものは固より敢て少額には報告して居らないが、狡猾なものは少く報告して租稅の輕減を計らうとするものもある。

(三)縣冊。縣冊は卽ち前の財產保管處、現在の財政局が垸戶團及び敎育局の經費を徵收する臺帳で、概ね各垸田の所有者が地租を納入する額に據つて定めてゐるが、瞞報の弊端は掩飾すべからざる事實である。故に縣

冊も亦た參考にはならない。地方の事情を熟知せる長者の言に據れば、縣內には水田約七十餘萬畝、雜穀を耕作する土地が約十四萬畝あるとされ、則ち湖田清理處の測量と大差がない。

六、交通。(一)電信綫、民國十二年地方によつて架設され、西は澧縣に通じ、東は南縣に通じたが、已に交通部に接收された。

(二)汽船、長沙から澧縣の津市に至る航路では安鄉は必ず通過せざればならぬ地であり、常德、津市間の航路も亦た安鄉を經ねばならぬので、毎年五月より十月に至る間は何れも容易に航行され阻害がないが、冬季は水が淺いので休航するのが例である。

(三)民船、縣城から南へ洞庭、沅江を經て、長沙岳陽に通じ、西南は沅水を溯つて常德に通じ、北は荊水を溯つて藕池に出で沙市漢口に通じ、西は澧水を溯つて津市に通ずる。

(四)陸路、東は南縣、華容、岳陽に通じ、西は津市に達し、北は湖北の藕池に通ずる。

(五)電話、民國十七年に聯絡防禦の爲めに設けられ、全縣の各鎭に通じたるも、後に工事が完備を缺き、主持に其の人を得なかつたので遂に廢れ、現在正に資金を集めて修復せんとしてゐる。

七、物產。安鄉は土地肥沃で最も五穀を植ゆるに適し、水田は七十萬畝を以て計へ、一畝は平均して米穀四石を收穫し得るので、年に穀類二百餘萬擔を得る筈であるが、例によつて水害があるので、平均七割五分と計へれば、實收は百五十餘萬石である。

全縣には棉花が栽培され、年に一千三百餘擔を收穫す。蓮も亦生產の大宗であり、年約五十餘石で、旺んな年には一萬石以上に上る。雜穀は蠶豆を大宗とし、栽培地域は約二萬餘畝で、一年に五萬餘石を收穫する。其

の他の大麥、小麥、油菜、甘蔗、蘿蔔等の如きは生産額比較的少く、本縣の消費に供するに足るだけである。

八、古蹟。(一)繫馬臺、縣城の東三十里にあつて漢の馬援が五溪蠻を徵して馬をここに繫いだと傳へられるが、今は已に考證すべきものがない。(二)趙侯の廟、縣城の東五里にあつて、三國の時趙子龍が兵を駐めた所と傳へられ、廟後に古梅が一株あつて亦子龍の手植であると附會したものもある。(三)范文正公の讀書臺、縣城對岸の書院洲にあつて卽ちもとの書院の地であり、宋の范仲淹の繼父、朱軌が安鄕の知縣となつた時文正公は任に隨ひ、ここで讀書をしたと傳へられるが、後の知事劉愚は改めて深柳書院を建て並びに祠を立てて之を祀つた。今や臺は已に廢れ、祠は僅かに殘存してゐる。讀書臺の前には硃池墨沼がある。文正公が硯を洗つたと傳へられる。

九、民情風俗。湖南自治籌備處の各縣の風俗調査筆記に據れば、安鄕の住民は進取の心少なく、たゞ法を畏れ柔懦なる者多く、狡猾なものは少い、間々悍黠の徒あるも一に官廳の裁判を經て怗然たらざるはない、然し又奢侈で衣服は華美を尙び、窮鄕僻壤と雖ども亦た常にかくの如くである。富者は姸を爭ひ、美を鬪はすため彩色して身を彰はし、小康なる家も亦た凡ゆる服飾を竭さゞる所はなく、甚だしきは冬季に至つて輕裘に易ふるに薄絹を盾に充て、夏季には皮綿を細葛に易へる。男女を論ぜず起床の際には衣襟は多く止めることをせず披いて肩や背に現はす。夏日には多く上着を着けず、平服は極めて華美である。又鴉片を嗜み、富豪巨商は多く之を以て消暇の無上の妙品としてゐる。是れが安鄕の風俗の特異の點である。

第四卷　農業及び農產

第一章　農　業

第一節　概　說

湖南省は土地肥沃、氣候溫暖雨量潤澤であつて極めて農業に適して居る。最近の調査に據れば全省の農民は人口總數の百分の六十以上を占め、總戶數三百四十三万八千五百七十六戶、耕作從業者は八百五十六万八千五百四十七人で、之を自作小作農に區別すると次表の如くである。

自作農	三、一七四、九九四人	自作兼小作	一、五六八、四五八人
小作農	三、五五〇、二五六人	農業勞働者	二七四、八三九人
合計	八、五六八、五四七人		

耕地面積は二千六百三十三万九千八百畝と算へられ、生產物は米、麥、豆、茶、麻、棉花、落花生、煙草、芋、果實等を主とし、每年米穀の產額丈を以てしても一億萬石以上に達し、每年他省に移出する米は二百萬石乃至五百萬石の多額に上り、北部洞庭湖附近及び湘江下流一帶は土壤

最も肥沃で產米の主要地域を爲してゐる。俗に「兩湖稔れば天下足る」と云はれるのも是れが爲めである。今民國二十二年度に於て湖南省に於ける主なる農產物の作付畝數及び收穫量を擧げると次表の如くである。

（實業部中央農事實驗所の報告に據る）

農作物＼項目	作付面積（單位千畝）	產額（單位一萬擔）	每畝產額（單位斤）
稻 粳、秈	二五、八〇四	一一、〇五三	四二八
稻 糯	二、〇二四	七二二	三五七
小麥	三、一四一	四八三	一五四
大麥	一、三九六	二〇九	一四八
高粱	一、九四九	四五三	二三二
玉蜀黍	一、〇四二	一五〇	一四四
小米（粟）	一、一二九	二〇七	一八三
甘薯	一、四五五	一、二一五	八三五
大豆	三、二九九	四九五	一五〇
油菜	一五〇	四二五	七八

湖南省は農業地として多くの天惠を享けて居るに拘らず民國以後に至つては、天災人禍頻りに起つて農村は極度に疲弊し、殊に紙幣濫發の結果貨幣價値の暴落は益々農民を窮乏に導いてゐる。

第二節　農業の組織

湖南省は農業に適した土地であることは前節に述べた通りであるが、支那の各地に見ると同樣に古くから農業は形式的に尊ばれながら、實際には無智者が從事するものと相場付けられ、農民に對する風氣開發の途は全く杜絶されて來て居るので、湖南省に在つても農業は特にその進歩遲く、何百年來の舊法に拘泥して聊かも改良の跡が無い。前淸末期以來湖南の當局は種々なる手段を設けて農事の開發に努力したものであるが、民國以來全省を擧げて兵馬倥偬の巷と化せしめ、百事荒廢、農民は疲弊し農村は全く破壞の實況に陷つた。最近數年多少秩序も恢復し、農事試驗場の增設、棉業試驗場の擴張、蠶業試驗場の創設、氣象觀測所の增置、水利局を設けて治水を行ふの調査等着々準備を進めつゝあるも、その實績を見るは相當の年月を要するものと見られてゐる。

湖南省も他省と同じく交通不便の結果は、古來から自給自民の經濟組織が餘儀なくせられて居つたので、食料品の生產が農業唯一の眼目と爲された爲め、米作は農業の中心を爲して發達したので、省內平地は悉く水田として耕され居るは勿論、山岳地帶にまで水田が開かれて居るのである。

以上の如き狀態の下に在る湖南省の農業は、その組織に於ても自然に小農的になつてゐるのは當然である。

そして地主階級は多く自ら農業に從事せず、勞働者を使役して耕作に當らしめるか、又は土地を賃貸して小作せしめるのである。近來は土地に對する課稅が繁重となつて地主の利益は減少し甚だしきは土地を所有することが寧ろ損失となる奇異の現像が現はれて來たが、從前に於ては土地が最も安全確實の投資の對照物とされて居つたので、富豪巨商は爭つて土地を購入して地主となつたもので、湖南省に於ける地主は全く農業と無關係の存在であつたのである。

かくて實際農業に從事するものは六割以上が小作農と半小作農とである。甚だしいのは常德縣で自作農四%半自作農六%で、小作農は實に九十%である。之を他の各省に比較すると四川、廣東の兩省が小作農が多い外は、何れも自作農が五割以上になつてゐる。之を以て觀ても如何に湖南省が農業組織の上に變態であり、農事改良の困難であるかを證することが出來る。

更に湖南省に於ける農家一戸の耕作反別を觀るに最も多きは湘陰縣の二百畝、寧鄉縣の百六十畝であつて縣によつては十畝以下を以て最多の耕作面積とし、最も少なきは、桂陽、醴陵、藍山の三縣で各一畝である。之を平均して七、八畝を耕作するのが普通で如何に小組織の農家が多いかを知ることが出來よう。

今省內農家の情態に就て概略を述べると、

(一)、自作農、農業經營上に最も重要なる自作農の少ない湖南省は、農業の發達しない所以でもあり、且つ支那人一般の氣風として勞働を賤むのと、農業は利益の少ないのとは、動もすると自作農家の子弟が農業を棄てゝ商業その他に轉業する傾向が多いので將來益々自作農の減少を來す惧がある。

(二)、半自作農、湖南省も他省と同じく、遺產相續の習慣は均分主義になつて居るので、農業組織は次第に

縮小される。自作農が半自作農とならざるを得ない理由もこの點にあり、而して遂には小作人の階級に入らざるを得なくなるのである。

（三）、小作農、湖南省は農地の割合に人口の稠密なのと、農地は北部及び東部に偏して人口も亦た此地帯に偏在して居るのと、從前土地が確實投資の對象物であつた關係から土地兼併が盛んに行はれたのと、遺産均分主義に累された等々の原因の爲めに地主の增加、自作農の減少を來たし、小作農のみが大多數を占めるに至り、小作農は今日こそ利益の無い農地に戀々しないが、從前は小作地を離れては生活の出來なかつた關係と世間知らずの無智學淳朴なもののみが多かつたので、地主の專横の下に唯々諾々として農業に從事して居つたのである。然し社會の趨勢の變化は湖南の農業も今日の儘で續けられるか何うかは疑問になつて來てゐる。

土地の貸借は至つて簡單で契約書を入れるものもあるが、多くは祖先傳來の習慣によつて土地を小作し收穫物を折半して地主に納め、今日では金納のものも少くないが、最近は貨幣價値の變動が多いので現物を收納するものが多い、二毛作の收穫は多く小作人の收入となつてゐたが、近來は是も折半するやうになつた。

そして小作丈では生活の出來ないものが多いので何れも養鷄、養豚を副業としまた農閑には他の勞務に服し生活は極端に縮み僅かに生計を營む悲慘の狀況にあるのである。

第三節　農業の收穫

支那に於ける農業上の統計は最近に至つて南京政府をはじめ各大學等に於ける調査を發表したるものが少くないが、一地方一區域に限られたるもの多く、またその調査基礎の不確實なものが少くないので探つて確實の

資料として取扱ふ事は出來ない。特に湖南省に關する農村調査は頗る材料に乏しい感がある。殊に湖南一省にしても氣候の關係土地肥瘠等によつて產物の種類も同じでないので之を一率に統べる譯に行かない。今その主要なる農產品の收穫量を推定すると次の如くである。

一、米

湖南地方の田は從前は畝に依らずして斗を以て呼び、一斗の面積は畝の三分の二見當である。玆には畝を以て單位とする。湖南の一石は我が五斗强に當る。

等級	一畝の籾收量	一畝の米收量
上田	六・〇〇石	三・〇〇石
中田	五・二五	二・五〇
下田	四・〇〇	二・二〇

更に湖南は一年二次の收穫を爲すものありその場合の收穫量は

		一畝の籾收量		一畝の米收量
上田	上季	三・七五石	六・七五石	三・三五石
	下季	三・〇〇		

以上の如く湖南省は支那に於ける有名の米產地なるに拘らず上田一反步の收穫が我が二石五斗を最多とし、下田に至つては漸く我が八斗に充たないのである。著者が湖南の各地を旅行して實地目擊によるも耕作法の不備施肥の不十分なる點から全體を通じて一反步一石見當の外收穫を得られざるが如く思はる。

二、大麥、小麥、大豆、及び胡麻(芝麻) 一畝の收量は左表の如くである

等級	大麥、小麥	大豆	胡麻
上畑	三・五〇石	二・〇〇石	一・五〇石
中畑	二・四〇	一・二〇	一・一〇
下畑	一・五〇	・七〇	・九五
平均	二・五〇	一・二〇	一・一八

三、麻及び棉花 一畝の收量は

等級	麻	棉花 實棉	棉花 繰綿
上畑	二七〇斤	一八〇斤	五四斤
中畑	二四〇	一二〇	三六
下畑	二一〇	八〇	二四
平均	二四〇	一二六	三七

以上擧げたる農産品の價額如何を見ると是も一定の標準を定め難く年の豐凶、運輸の便否等に依て同一でない、今長沙の商況を基礎として之を表示すると次表の如くである。(一九三八年六月調)

品名	價額	品名	價額	品名	價額
上米(一石)	七元、八角	糯米(一石)	七元、〇角	機米(一石)	八元、二角

大麥上(一石)　三、〇　大　豆(一石)　七、六　豌　豆(一石)　四、〇
胡麻白(一石)　一二、〇　胡麻黑(一石)　一一、　原　麻(一百斤)　三二、〇
桃源棉(一百斤)　四〇、〇　九溪棉(一百斤)　四二、三

右は長沙に於ける市價を擧げたもので農家に於て商人に賣り渡さるゝ場合には一割乃至二割の低價と見ざるを得ない。

今參考の爲めに湖南省に於ける一年中の重要作物の下種及び收穫時期を掲ぐれば次の如くである。

一、米は三月苗代に下種し四月揷秧を行ひ七八月收穫を爲す。
二、棉花は四月下旬から五月初旬迄に下種し、その收穫は八月から九月に終了するを常とする。
三、青荳、黃荳、黑荳は四月下旬に下種し八月下旬に收穫す。
四、大小麥は十月十一月に下種し翌年四五月の候に收穫するを普通とす。
五、蠶豆、豌豆、菜種の三種は何れも秋に蒔付け、翌年四、五月の間に收穫する。
六、高粱は四月に下種し八月に收穫する。
七、粟は四月から五月の間に下種し七月八月の間に收穫す、
八、藍靛は二月に苗床を作つて下種し四月に至つて苗を移植し六月中に收穫する。
九、胡麻は四月苗床に下種し一ヶ月を經て移植し七八月に收穫す。
十、麻は春季根分法により之を植付け翌春發芽しその秋に至つて收穫す、植付けたる麻圃は毎秋第三回收穫の後其株を存して二十年を經過するも尚ほ樹勢衰へず、從つて麻を植付けたる畑は永く他の作物を作ることは

出來ない。

第四節　農產物生產費

支那に在つては農產の生產費を算出することは殆んど不可能の事である。今湖南省の主要農產物に就て各種の調査研究を綜合して大概の計算を爲すと次の如くである。

第一、 租稅である、支那に於ける地租は夏の時代に始まつたと云はれ一般租稅の源である。その後幾多の變遷を經て淸朝に至つて各省の地丁の實數に從つて徵收することゝし、大淸戶律によれば、

官　田　每　畝　五升三合五勺

民　田　同　　　二升三合五勺

を課すとあり、而し各省田地に肥瘦の別があるので之を上中下に分ち、更に土地を上中下、中地、下地も同樣三種に別つて九段の課稅標準とした。湖南省は金納にして銀二錢二厘三毛八絲から一兩八錢八分四毛迄、穀納として米二升九合四勺から一斗四升六合九勺迄を一畝から納稅せしめられるのであつた。

第二、 正稅の附加稅がある。前項の地租の外に農家の負擔に歸する一種の稅目がある、之を從來は羨耗と稱した卽ち現在の附加稅である。湖南省は銀一兩の正稅に對して十分の一の一錢に過ぎなかつた。今日では種々の名目で地租に附加せられるものが非常に多くなつた、省內を三つに分ち

(一)糟糧ある各縣　　正稅一兩　實收一兩六錢、地方附加稅八錢　計二兩四錢

(二)秋米ある各縣　　正稅一兩　實收一兩五錢、地方附加稅七錢　計二兩二錢

(三)糟糧秋米無き各縣　　正稅一兩　實收一兩一錢、地方附加稅五錢　計一兩六錢

地租及附加稅は殆んど倍以上になつてゐる。右の外教育費、防共費、民團費等の名目の下に田地に賦課せられる租稅は少くない。

第三、耕耘肥培の費である。支那の雇農夫は一人で田四五畝を耕作する、男二人牛一頭で約三十畝を耕耘し得ると云はれ、農夫一人の賃銀は湖南省に在つて食事を主人持として一年二十五元から三十五元である。肥料は未だ金肥を使用するものなく、家畜の糞尿と踏み藁の堆肥を主として居るので一畝當り五角平均と見れば大差なく、一畝平均の費用は

納稅	八角	肥料	五角
耕耘費	七角	雜費	二角

之を合計して二元二角内外の生産費を以て足る勘定である。

第五節　農業の收益

農業生產費の概算及び地租負擔額の大略を前項に述べたが、農業の純收益を見んとすれば更に土地の價額を知り、農具家畜の價を定めて之が利子步合と償却步合とを算出したる上に前述の生產諸費を加へたものでなければならぬ。

米作耕地の賣買價格は田畝の等級によつて差異あるは勿論、交通の便否、水災旱害等の事情の爲めに其差著しいものがある、今湖南省各縣の田地に就て每一畝の價額表を見ると次の如くである。

（民國二十四年實業部統計に據る）

縣名	最高價格	最低價額	平均	報告區數及鄉數
寧鄉	一二〇元	二〇元	六三・六三	一二區、三六鄉
桂陽	一七〇	七	四四・五〇	九區、二七鄉
辰谿	三六	一八	三二・〇〇	
資興	七八	五七	六七・五〇	
永順	一二〇	八〇	一〇〇・〇〇	
臨湘	四〇	一〇	二五・〇〇	
新化	一〇〇	四〇	七〇・〇〇	
澧縣	四〇	一〇	二五・〇〇	
安化	一二〇	四〇	八三・〇〇	
郴縣	一四〇	二五	七一・九六	五區十五鄉
乾城	一二〇	六四	九二・〇〇	
永興	一七五	六〇	一一七・五〇	
古丈	七四	二八	五一・〇〇	
醴陵	一四〇	五〇	九五・〇〇	

安仁	一〇〇	五〇	七五・〇〇	
保靖	二〇	一二	一六・〇〇	
鳳凰	一四〇	八〇	一一〇・〇〇	
瀏陽	八六	二五	五五・五〇	
大庸	七〇	一五	四二・五〇	
酃縣	二〇	一二	一六・〇〇	
藍山	三〇	一〇	二〇・〇〇	
湘鄉	一〇〇	二〇	六〇・〇〇	
湘陰	五〇	一五	三二・五〇	
沅江	四〇	一八	二九・〇〇	
衡陽	一二〇	五〇	七五・〇〇	
新田	三〇	一〇	二〇・〇〇	六區十八鄉

右の表を一瞥してその調査が普遍的で無い許りか、計數と實際とが符合して居らぬと思ふ點が少くない。要するに是等を平均して上田は百二十元から百五十元、中田は八十元から百二十元、下田は八十元以下といふのが實際に近い數と思はれる。

此數字を基礎として湖南省米田の收支計算を爲すと上田の收穫を三石とし一石六元五角の價として十九元五

角が毎畝の收入となり、之より生産費二元二角を差引く時は十七元三角の剩餘となり、上田の時價百三十五元とすれば、一割二分八厘の利廻りとなる、但し右は自作の場合であつて、小作料の收入とすると種子料耘肥料代は省けるとするも收入は半減以下八元七角となるを以て地價に對する利廻りは六分四厘强に過ぎたくなる。最近地價の高き割に生産品の價額の低廉なのは農業收益を著しく減じ、從來土地を確實なる投資の對象物として來た感念は漸く薄らぐ傾向とはなつて來たが、湖南の農民が未だ開けたいのと米穀萬能で養はれて來た結果は水田が利廻以上に高價であり、また小作人も他に職業の無い結果地主に平身低頭して小作地を離れざることを努めて居る情態である。

米作の外二毛作の場合。また特用作物耕作等の場合は自ら農家の收益計算に相異を生じて來るが、玆には細說を省くことにする。要するに大地主階級は別として自作農及び小作農は支那の經濟組織の變動期に際して何れも窮地に立ちつゝあることは湖南省にあつても免れざる事實である。

第六節　小作制度

湖南省は全支那に於て四川廣東の兩省に次で最も小作農の多い省であつて、その比率は既に述べた所であるが、今その小作制度に就て二三の縣を例として擧ぐると次の如くである。

第一、長沙縣

長沙縣中平江、瀏陽、湘潭の三縣に接續するの區域は東西南北の四鄕に分たれ、面積縱横二百餘里、交通は水陸共に便利であつて居民の多くは耕種に從事してゐる。東鄕は平瀏兩縣に靠つて茶を産することが多く、往年は

國際貿易品の大宗であつたが、現在は衰亡してしまつた。
此地方の地價は民國二十年前は社會安定して、人民に相當の蓄積があり、多く土地を購つたもので買手多く賣手無き爲めに地價は騰貴して居つた。然るに民國十五年に共産黨が武漢の地に盤據し、湖南省には「土豪多し」といふ口號が出る位で産業は頓に衰微の兆を示し、田地は毎畝が百餘元に下落しても買手の無いやうになつた。平瀏兩縣には共匪が跋扈して土地は頗る荒蕪に歸するに至つた。
一體湖南省に於ける地主は如何なるものかといふにその種類は次の六つに區別せられる。(1)私人、(2)廟宇、(3)祠堂、(4)會産、(5)義租、(6)學校とである。
之を小作するに當つてその制度は、田地は多く稻作を爲すので納租は主として穀租であり、納租の方法は稻作文を一回行ふ地方では、その收穫は地主と小作人と各平分する。二毛作を爲す者は前次の收穫を地主に納め第二回の收穫が小作人の取得とする。
地主と小作人との關係は、民國十五年以前に在つては地主は小作人を待つに奴隷の如くであつたが、十五年以後は農民協會が成立したので、農民の地位が高められ、地主と小作人とは平等の立場に立つことになつた。尤も舊慣もあり全然對等といふ譯でなく少くも優待するやうになつて來た。
小作人の土地貸借の方法は、小作人が地主の田地を耕さんと希望する時は、その郷黨で地主と接近してゐる人を仲介者として申込む、此地方では此仲介者を「代批」といふて居る。地主が之を承諾すると敷金を納めて證書に調印し、その田を耕種することになる。
此地方の大地主は長沙に聶雲臺がある所有田地數万畝と稱せらる、百畝千畝の地主は頗る多い。小作契約の

時期は秋の收穫後八月の頃が多い。荒年の際に於ける免租の事は、旱災水患等に遇つた場合に地主に實地見聞を請ふて酌量減免をして貰ふ。若し小作人が饑饉の年に滿足に上納の出來ない際は敷金中から差引く等の事があるが、之は契約中に豫め處分方法を約束して置く、又た小作期限終了するとか、又は地主がその土地を他に賣却した場合等には地主は敷金を小作人に返却する。

第二、新　化　縣

新化縣は湖南の南部に在り、土地は既に相當に集中されて居る、第一區の陳姓、北渡江の楊姓、六區洋溪の鄒姓等は何れも千畝以上の大地主で五百畝以上のもの二十戶、その以下の二百畝程度の地主は頗る多い、十畝以上三十畝以下の富農は農戶全體の十分の一である。十畝以下の中農百分の十五、貧農實に百分の七十五である。

小作制度は每畝籾五石以上の收穫ある上田は納租三石、籾四石以上のもの二石半、三石以上のもの納租二石である。籾六石以上の收穫ある肥田は洋溪に在る、是等は納租三石半である。また分租制のものあり、孟公市の沙缸の如き上田は地主六分、小作人四分、中田は平分、若し凶年に遇ひば地主が酌量して減額する。

第三、零　陵　縣

本縣は大地主比較的少なく、自作農が多い、田地を小作する際は紹介者が双方の間に立つて證書を作る、田地何畝、每年納租若干擔、納租期は普通秋收後である、豐年には七割又は八割を納租し、凶年には均分、更に酷凶年の場合には免租とする、又た赤貧の小作人には地主から種子、農具、耕牛及び春の食糧を供給する。

第七節　農　具

犂



湖南省に於ける農具は支那の一般と同じく土地の狀態に應じて長年月の間に自然的に漸次發達したものであつて、またその進歩も頗る遲々たるものである。今湖南の各地で用ひられてゐる主なるものを擧げると、

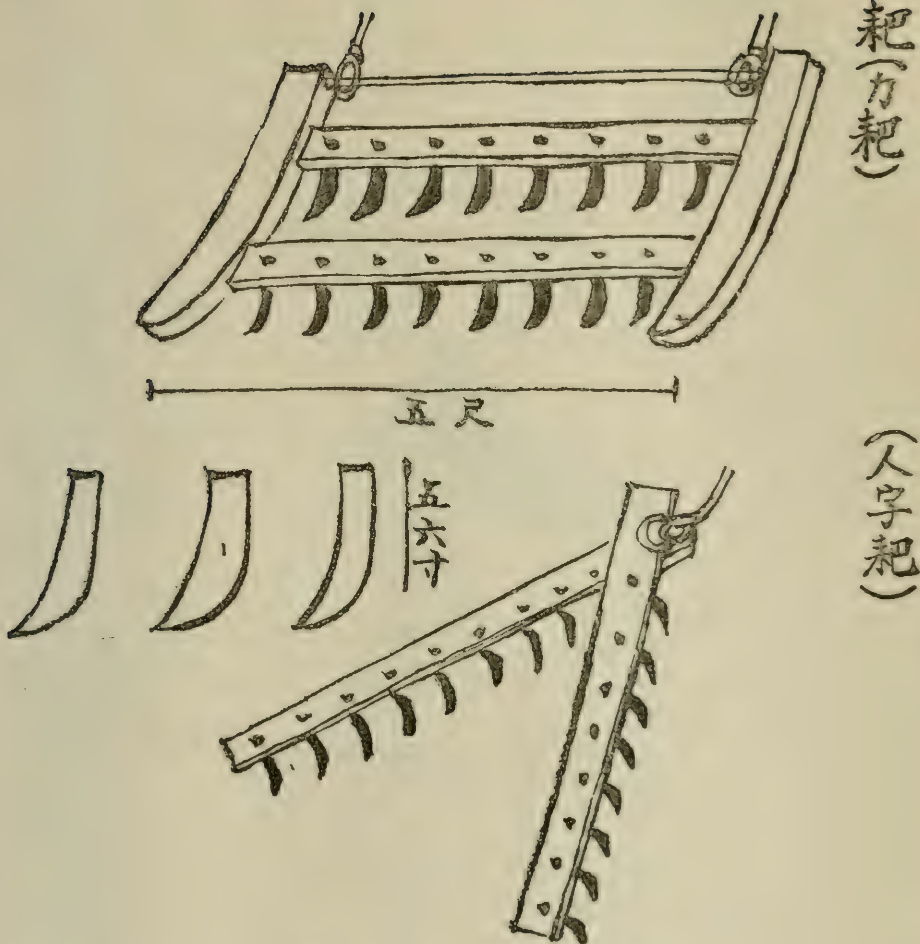
一、耕　耘　用　具

支那の耕耘用具は上古時代から耒耜として存在し、今日迄に幾多の沿革を經て、現在用ゐらるゝ犂、耙となつたもので湖南省に於て普通のものを揭げると、

(1)犂、圖の如くで黃牛又は水牛に牽かせて土を揆くに用ゆ、その形は大小あるが、概して日本で用ゆるものより小型であり、犂尖は高さ四五寸から七八寸に至る。

(2)耙、鋤き起された土を更に碎くもので是には方耙と人字耙の二種がある、共に畜力を用ゆるも時に人力によることもある。

(3)耖、日本の「まんぐわ」と同様で田土を平坦にするに使はれる。



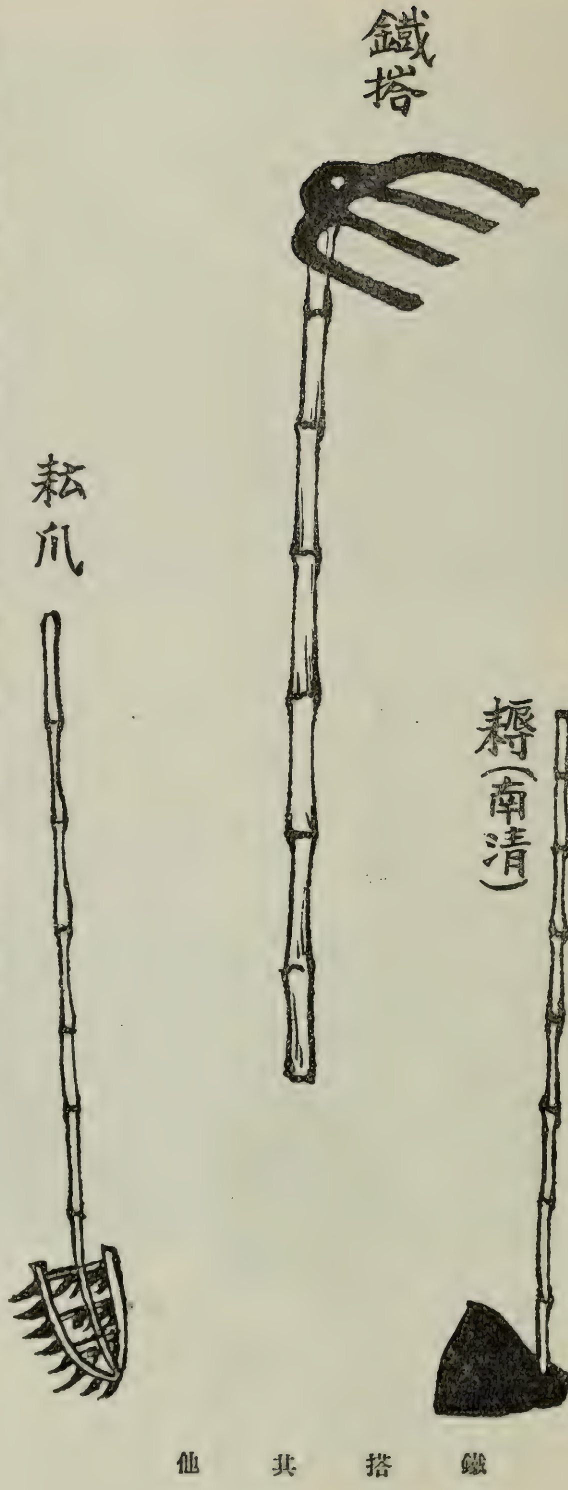
耙及び人字耙

以上は何れも刄は鑄鐵で造られ、役畜に之を牽かしむるにはたゞ首に牛軛を掛け兩端の繩を以て耕犂に結ぶに過ぎない、日本の如く鞍を置かない、それは役畜の柔順なのと農夫の熟練とによるのであらう。

（4）钁、土地を掘るに用ゆる鍬の一種で、柄の長さ五尺許りである。

（5）銜、土を掘るに用ゆ、柄の長さ三尺餘。

（6）鐵塔、四齒或は六齒、犂によらず鋤き起しに用ゆ柄は竹棍又は木を用ゆ、長さ四五尺位。



鐵搭其他

(7)耨、除草に用ゆ、齒の幅五寸許りで柄は竹棍を用ゆ、全長五尺位。

(8)耘爪、水田の除草器で日本の雁爪と同じくたゞ立つて仕事する點は田打車に似てゐる。

以上の齒は何れも鍛鐵で作り尖端には鋼鐵を附したものである。

二、灌漑用具

湖南省は水路四通八達の觀あるも、田地は水面が高い場所が多いので自然流水の灌漑の外に水揚げ器を必要とする、それも歐米流の水揚げ喞筒の使用少なく多くは舊式のものによる。

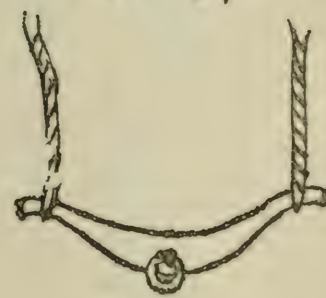
(1)龍骨車、漢時代の發明にかゝると稱せられ、湖南の各地は多く之を用ゆ、器の組織は一つの槽、その長

さ一丈から二丈、高さ四寸から七寸幅も稍や同樣のものに龍骨板の連環數十個から成り、每筒の間に屈曲を爲すやうに爲し、別に回轉軸とて中央に副射形のものがあつて龍板をその上に掛け、之を回轉するに人力又は畜力を用ひ、畜力によるものを平轉骨車といふ。

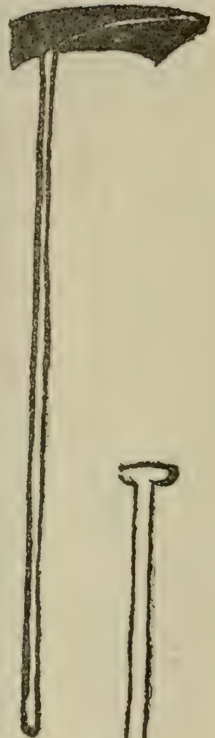
牛軛



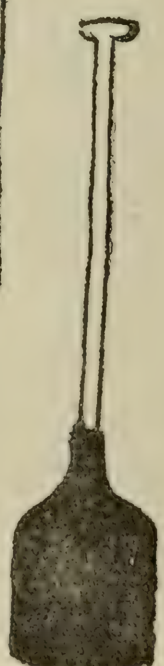
耕槃



钁



臿



钁其の他

（2）筒車、我國の昇水車に似たものであつて、山間の水流の急で且つ谷の深い所に多く仕掛けてあつて、湖南省の南部山間には各所に此の筒車を見る。大きな筒車は車の直徑三四間に及ぶものがある。水力を利用して車を廻轉せしめ、車の周邊に汲水用の竹筒を附し、順次に汲み上げて上部に至つて落水せしめる仕組に出來て

ゐる。



龍　骨　車



筒　車

三、收穫

用具　收穫に用ゆるものは鎌と脱穀器等である、鎌には普通の鎌で歯の彎曲したものと鋸鎌との二種ある。何れも日本のものより柄の部が短かい。脱穀器は方四尺、高さ二尺五寸位の木箱の中に梯形の打付け臺を置

き、箱の三方は苫で圍み籾の飛散するを防ぐ仕組になつてゐる、持ち運びに頗る便利である。

四、調　整　用　具



貧農の家

穀菽類の調製には我國と同じく連枷、槌、箕、笊、唐箕、臼、石臼等を用ひる、何れも簡單で且つ日本と大差が無いので說明を省く。たゞ石のローラを使用しまた廻轉式の石臼を役畜に牽かしめ脫穀するものがある。

第八節　農民の生活狀態

一口に農民といふも大中小の階級によつて同じでない、湖南に於ても大地主卽ち豪農は勿論立派な家屋に住し衣食も相應であるが、是れは農民といふよりは一種の土豪であつて自ら農業に從事するのでなく土地貸し營業人である。中以下の農民に至つては衣食住共に頗る簡粗で小農及び雇人に於ては更に憫む可き狀態にある。而も湖南の農民は之を陝西、山西方面の農民に比しては生活狀態がよいのであるから如何に支那の農民が困窮のドン底にあるか察することが出來る。

第一、家屋。同じく省內の農家にしても都會附近の農家は弊屋といふても家屋の體を成して居るが、一度市街地を遠く離れた村落に至ると、此處に三軒、彼處に五軒と散在して方二三間の粗雜な小屋、その四面は土又は

竹葦で圍まれ田園の間に寂しく建てられてゐる。往々大きな家屋を認むるも近付いて見ると軒は傾き壁は落ち荒廢する儘になつてゐる。是れが湖南に於ける農家の僞らない有様である。

外觀は別として一度農家の內部に立入つて見ると、日本の農家の物置き小舍と家畜小舍を折衷したもの其の儘に雜然と炊事道具と農具とが置かれ、一方には牛豚が飼はれて居る。その中に老幼男女の農人達が起居して居るのが普通なのである。

第二、食物。 湖南省は米の產地で一般の常食は米として知られてゐる、然し都會附近交通の便がある地の中以上の農民は米が主食であるが、山間の農民に至つては麥豆その他の雜糧が常食で、朝は野菜を混ぜた水の如き粥に漬物類を添へて之を食し、晝は麥粉で製した麵包か雜糧を焚いたものを食し、夜も同樣の食事を爲す、肉類などは平生は殆んど食する餘裕はない。

支那の農民は日本人の如く酒に對して嗜味が少ないらしく、一杯の濁酒に一日の勞苦を慰する等の趣味の持合せは無いやうである。たゞ正月、五月端午、八月中秋の節期には分に應じて豚、鷄等の肉類を調へ酒杯を擧げて祝ひ此時に米飯を食することが何よりの馳走と云はれてゐる。

第三、衣服。 衣服は棉布でそれも從來は地織であつたが、近來は輸入品が却て安價なので之を用ゆるものもあるが、晴着の場合に多い。品柄は白、淺黃、紺、黑の金巾類を用ひ、仕立は大抵自家の婦女子の手で成る、靴も稀に買ふて用ふるも多くは自製であり、山間の農民は洸足のものも少くない。

吉凶慶弔の場合には多少小綺麗の服を着るが、是とて都人士の普段着よりも惡いものである、小農の多くは日本の乞食に髣髴たる身裝でゐるものが少くない、湖南も大多數の農民は悲慘の狀況に放任されて居るのであ

る。

第九節　勞働狀態

第一、勞働時間及び休日。 支那農民の勞働時間は、日出でゝ耕し日入つて歸る太古その儘といふて宜しい、湖南省もその例外では無い、從つて日の長短によつて勞働時間に伸縮がある譯である。農繁期になると星を戴いて野に出で月を踏んで歸ることが多いのみでなく夏秋の候などには夜月明の下に夜業すら爲すのである。

彼等の勞働振りを見ると悠揚迫らずといふ風に緩慢の仕事振りである、這れは支那人の通有性に基くものでもあらうが、時間的には能率が擧がらないが一日を通じては寧ろ能率的だと云はれてゐる。小農及び被傭人等は一年間に休業日は舊正月に三日間と節句日同地方の祭日に休業する位で延べつ幕無しに勞働に從事して居ると云ふてよい。

第二、農民の娛樂嗜好。 支那の農民は何を樂みに生きて居るかを疑ふ位に單調である。湖南省は昔から兵馬倥偬の巷となることの多い所であり、苗族、猺族等の慓悍の民族が今でも山間地帶に蟠踞して居るのであるが、從來はその脅威を受け四隣の省特に湖北、江西、廣東等から移民して來たものも常に外敵の防禦に忙がしく娛樂等を考へる暇も無かつたものであらう。全く無趣味の生活を爲してゐるのは湖南の農民であらう。寧ろ苗猺人の間には日本の盆踊りの如き娛樂集會があり、苗笙を競吹する音樂會もあるが、漢人の農民は節句とか婚禮、葬儀等の場合に集合會宴するとか、部落の祭禮に晴着を着けて娛む位が關の山である。世が泰平の折には田舍芝居の催等があつて何よりの娛樂であつたが近來はそれも生活苦から出來なくなつた。

嗜好は酒は左程でないが、最近禁止を受ける迄は鴉片を小農までが愛喫したものである。しかし鴉片原料の罌粟の栽培が嚴禁されてからは鴉片は非常な高價となつて小農の手には容易に得られない。鴉片に代つて煙草は盛んに喫はれ、茶も愛好品の一つである。氣候の關係からでもあらう辛辣の味料は一般に愛好されて居る。

第十節　家族及び家畜

大地主及び中以上の農家にあつては被傭人の數も多く十數人より數十人の大家族を爲すものがあるが、普通は五六人から七八人が一家族を爲してゐる。支那の相續制度が均分主義になつて居るので、漸次分家して行くので多人數の家族が出來ない理由でもある。

湖南省の農家は殆んど家畜を飼養せざるものが無いといふて宜しい、普通は牛一頭、水牛一頭、又は水牛二頭牛一頭、或は各二三頭づゝを飼ふて居る。其他豚、鷄、家鴨、羊などを養はないものは無い、是れが湖南から牛皮、豚鬃等の產出のある所以である。

第十一節　教育及び衛生

湖南省は近時一般に教育が普及されたと云はれるが、農民社會には未だその恩惠に預るもの少なく、市街地の學童の就學率に比して農家の子弟は十分の一にも及ばない。今日新設の小學中學等に子弟を送るものは何れも中農以上であり、小農に至つては固より子女教育の餘裕もなく放任的に養育し、勞働に堪ゆる頃からは農事に使役し家事を手傳はしめて居る。

湖南省は從來瘴癘の氣多き地方として知られ、衞生の上からは決して良好地では無い、しかし農民は衞生上の知識も無く、移民の當初に於ては相當に多くの犧牲者を出したと傳へられてゐる。湖南の農民は迷信深く病に犯さるゝと醫藥を服用することなく呪咀祈禱によるか、草根木皮の煎じ藥を服する丈で、重態となれば唯だ死を俟つのみである。流行病蔓延の際等には全く天佑によつて傳染から免れる悲慘の狀況にある。身體の清潔は衣服の洗濯で之を補つてゐるが、入浴は一部の人の外は之を取ることが無い、湖南は溫泉が多いのでその附近の者は喜んで入浴してゐる。兎に角敎育とか衞生とかを語る地位に農民の地位は進んでゐないのである。

第十二節　農業の改良

湖南省の主要生產は農業であり、全省農產物の價額は總生產物の價額の八十%以上を占めてゐる。農產品種の改良は農業技術の進步に俟たなければならない。農業の改良は湖南省建設の第一步であるとして、從來設立せる農事試驗場、棉業試驗場を整備完成するの外、各縣に實行農事試驗場を設け、更に副業として養蠶の奬勵を爲し、また久しく懸案の洞庭湖畔の治水にも大に力を注ぐことになつてゐる。

由來農民は保守性が强く、科學的の方法に就ては信仰心乏しく豫め先づ實際の成績を示さなければ、外來品種の接受、改進技術の採用を欲しない。たゞ他所に於て成績優良の品種でも是れが湖南の土地氣候に適するか否かは一度實驗を經た上でないと一般に推廣する譯に行かない。一度偶々失敗すると農民の信用を失ひ以後一切の進行に困難を感ずるので、第一に實驗農場を各縣に設けて具さに實驗を爲すの必要を感じその施設を指令してゐる。

次に農業技術員の養成であつて、農事改良の効を收めんとするには、技術方法の良否に繫るのである。而も農業技術を推し擴めることは頗る至難の事で、第一によい指導者を得なければならぬ、それも高級の農學校の卒業生をしてこの工作を擔任せしめることは甚だ宜しくない、是等の人々は既に知識階級の列に在つて欲望已に奢り田園の間に在つて農民と共に仕事に從事しやうとは思はない。また地方財政では是等の高級者を雇ふ譯にも行かない、その上に學理に偏して實際に疎い恨がある、是れには各農村中で略ぼ文字を識る者の中から選拔して農民訓練班を作つて半耕半讀の制を採用して半日は農事學術を敎へ半日は耕作に從事せしめて模範農夫を養成することで、現に衡山縣に於て之が實行に取掛つてゐる。但し湖南省全部に改良の手の伸びるのは農民の性情と支那の現況とで容易でないことが思はれる。

第二章　農　　產

第一節　米

第一、米產區域

湖南省は支那に於て江蘇省に次ぐ米の大產地であつて、米は全省產物の大宗であり殆んど全省その產を見ざる所が無い。稻田の最も多いのは洞庭湖沿岸及び湘江、沅江、澧水の流域で、就中湘江流域は產額最も多い、洞庭湖の沿岸は稻田の面積は頗る大きいが、夏期に於て湖水の氾濫殆んど之無きは無く常に防水堤を破壞しそ

の被害の爲めに産額は著しく減少されるのである。

此の外西南部の丘陵地帶にも稻田を見ざる處なく、是等の地方にては用水池を堀り附近の山岳から流れ來る雨水を溜め灌漑に供してゐる、平地に於て灌漑不便の場所は河水又は井水を龍骨車を用ゐて汲み上げ灌漑に當てゝ居る。湖南人が如何に米の栽培に執着して居るかゞ判る。

第二、種類及び品質

種類は細かく別けると非常に多いが、普通にはその成熟の時季によつて早稻、中稻、晩稻の三種とし、又た性質の上から粳、糯、秈の三つに別けてゐる。粳は多く粒の形橢圓であつて日常の食用に供される。また釀酒に當てらる。糯は純白色で多く餅、菓子、造酒に使用せらる。秈は粳と同質であるが低濕の地に適するので湖南の濕潤地では多く之を栽培する、粒は兩端尖り稍や細長い、その味は粳に比べて良好でない、又た品種名には早禾、六十粘、粘穀瓜、麻瓜子、雲南白、江西早、紅脚子、冬粘糯等があるが湖南米として移出される場合にはその移出地の名を取つて、易俗河米、靖港米等と呼ばれてゐる。

湖南米は近年は國內の需用を滿すに過ぎないが、二十年前には我國にも輸入され、また輸入を必要としたので、當時我が農商務省に於て湖南米の品質を調べる上に之を分析したことがある、その成績は次の如くであつた。

種類＼成分	水分	灰分	エーテル浸出物	粗蛋白質	粗纖維	可溶性窒素物
上米	一六・三二九	一・三六三	〇・五九五	八・四五五	〇・五五〇	七二・七二八

中米	一六・一二四	二・八二八	〇・五九四	七・三一二	〇・六九六	七二・四六二
下米	一五・七八九	三・〇四五	〇・七六四	七・三三九	〇・七五五	七二・三一九

米の品質は蛋白質の多い程上等であつて脂肪エーテル浸出物及び灰分の量の増すに從つて順次劣等となる。

當時日本米と外國米が支那米に比べて如何なる成分を含有して居つたかを見ると次の如くであつた。

品名＼成分	蛋白質	脂肪	炭水化物	灰分
日本米平均	七・九六四	〇・二八五	九一・三四七	〇・四〇三
外國米平均	七・一六三	〇・四七三	九一・七三七	〇・五三七

此の兩者を比較すると外國米の含む蛋白質の量は日本米に劣り、支那米中でも湖南米は江蘇米に及ばない。是れは湖南地方では水害の恐れがあるのと、年二回以上作付を爲す關係とで、稻米の充分黄熟するのを待たずに刈り入れ、之を日光に晒して乾燥せしむるので品質風味乾燥の度が支那米中に於ても良好でない。

湖南米の中で江河の流域に産するものは品質優つてゐる。奥地の山間から出るものは品種は惡くないが質は粗惡である。産米に最も適した土地は長沙の靖港、白沙洲、湘潭の易俗河、東泥港、醴陵の淥口及び寧鄕所屬の地方である。

第三、耕地面積

統計の完備して居らない支那に於て確實の數字を知ることは困難といふよりは寧ろ不可能である。湖南省の米田に就ても同樣であつて、前清時代に租稅徵收の爲めに調査した統計に據ると、光緒十九年（一八九三年）に

於て三千四百八十七萬四千二百五十五畝となつてゐる。

民國廿四年の經濟年鑑に揭げられた民國廿二年（一九三三年）の調査に據ると二千七百八十二萬八千餘畝になつて居り、その種類別作付數は次の如くである。

種類	畝數
粳及秈稻	二五、八〇四、〇〇〇畝
糯稻	二、〇二四、〇〇〇
合計	二七、八二八、〇〇〇

第四、栽培法

米作法は日本と大差が無いが、水田の區劃は山間を除いては廣大であるし、整田には水牛を用ひ、また黃牛を使用する所もあるが、人力で田地を鋤き起す所は極めて稀である。耕鋤の方法は頗る粗雜で日本の稻作の集約的なのに比べると粗放農業に近い感がする。

灌漑は多くは江湖の水を導き入れるのであるが、江河の水を利用し得ない所では溜池を作りまたは冬季より雨水を水田に湛え置くか又は井水を汲み上げて灌漑する所もある、低地から高地に水を揚げるには龍骨車を用ゐる、是れは農夫が脚で踏むものと水力を利用する水車とがある、何れも原始的の感がする。

農具は頗る簡單なものが多く、何千年來の仕來りの儘で餘り改良は加へられて居らないが、犂は原始的の割に効果的であることは、土質その他に適合して經濟の上から造り上げられた爲めであらう。



田植の光景

苗代は日本の舊の方法である、苗代の整地は相當に念を入れては居るが、尙ほ粗雜は免れない、種子の選擇も近來は多少注意を拂ひ、換種法を行つて雲南又は江西等から良好の種類を輸入して成績を擧げて居るものもあるが、多くは普通に取り入れた種子を苗代に下す、下種の季節は大抵陰暦の三月で、四月に入つて苗が四寸位に伸びた時に、本田に移植する。

本田の整地法は冬季水を湛へた土地、二毛作の跡地等によつて異なるが、犂で鋤き起して水を灌いで地整しを爲して植付けに移る、移植の方法は日本と同じである、たゞ株間の距離は狹く一株の移植苗數は多い。

除草は日本の雁爪に似たものを用ゐて行ふものと、單に足を以て株間の雜草を踏み込むものとある、その回數は一回が普通で二回を爲すものは少ない位である。

肥料は舊來の自家製の堆肥が主であつて、豆糟、油糟等は一度家畜の飼料に供してその糞尿と踏藁等から堆

肥が出來る、稀には油糟をその儘に肥料に使用する所もある、石灰は各地で多く施されるが、化學的の所謂金肥の肥料は未だ用ひられない、支那の農業は米作許りでなく何れも收支の計算を先きとするので、現在の社會狀態では農業の改良も容易でないと思はれる。

收穫は稻の登熟するを待つて刈取り、田の中又はその附近に於て、方四尺位の三方をアンペラ樣の竹で編んだ蓆で圍み中に箱を置き箱內に梯形の木を据ゑ之に穗を打ち付けて籾を落す、支那の稻穗は脫落し易きを以て、日本の如く乾燥して稻扱き器に掛ける必要がない。打ち落した籾は農家の三和土で固めた乾燥場に擴げて日光に晒して乾かすのである。

長沙湘潭附近の農家は、早稻を刈り取つた跡または登熟の間際に晩稻をその間に植付け一年に兩度の收穫を擧げてゐるものがある。湖南米の粗惡の原因も一つはかゝる土地酷使の結果にも由來するのである。

病蟲害に就ては農家の知識進まない爲め之を天災と心得て居るもの多く、蟲害の驅除を行ふもの稀である、從つて立枯病、螟蟲の害等は到る所に蔓延して居る有樣である。又た害鳥を防ぐ設備にも至つて暢氣である、是等に就ては最近頻りに省政府、縣政府が指導に當つて居るが、國民性の上から俄かに改善が出來るかどうか疑問である。米作の收支計算は前章に詳述してある。

第五、生　産　額

湖南米の一年の生產額は是も事數字に亘ると頗る明瞭を缺くので、或ものは籾六千萬石と稱し、精確の數を擧げることは出來ない。最近湖南全省政府の調查に據ると民國二十年度產額籾九千四百五十八萬一千一百三十一石となつてゐる。その內から外省に移出せられたものが籾四百萬石に及んだと發表してゐる。又た民國二十

四年度の經濟年鑑に掲げある民國二十二年度の收穫總高及び一畝の收穫高は次の表の如くである。

類種＼數量	總收穫高	一畝平均產量
粳及秈	七八、九五〇、〇〇〇石	三・一八石
糯	五、一五七、一四三	二・四三
合計	八四、一〇七、一四三	二・八六

即ち總收穫高は實に八千四百十萬七千一百四十三石となつてゐる。
又た湖南省重要產米地の一畝平均收穫量を示すと次の如くである。

產地名	上田 籾	上田 米	中田 籾	中田 米	下田 籾	下田 米
長沙	五・〇石	二・〇石	四・〇石	一・五石	三・〇石	一・二石
易俗河	四・五	—	四・〇	—	三・五	—
常德	—	一・八	—	一・六	—	一・五
岳州	四・〇	二・〇	三・〇	一・五	二・〇	一・五
湘潭	五・〇	二・三	四・〇	一・八	三・〇	一・一

註　支那に於ては穀類の計量には石を用ゆるも湖南に於ては石(タン)と呼び斤量を示すもので、日本の石とはその意を異にす、而も省内に在つて地方により又た米行(米商)によつて石の斤量に多少差がある、今主

なる米取引地の斤數を擧ぐると、

長　沙　　百四十八斤、　靖　港　　百四十七斤

易俗河　　百五十五斤、　常　德　　百四十四斤

第六、集　散　市　場

從來湖南米の集散市場は易俗河、靖港、長沙、常德、岳陽、衡陽、零陵、瀏陽、株州等で多くは漢口に於て取引きせられたものであるが、粤漢線の開通以來湘江沿岸の產米は、陸路廣東方面に取引地を變更するに至つたので、集散地には大なる變化は無いとしても移出方面には變化があると見なければならない。

湖南米の大市場は何といつても長沙縣の西北方湘江左岸に在る靖口と湘潭縣城の南、湘江の左岸に在る易俗河とであつて、前者には寧鄉、瀏陽、岳陽、湘陰、雲田、下泥港、白沙洲、林子口等の米產地の米が散合し、後者には易家灣、石塘、五衡山、花石、株州、陸口、湘鄉、九都等の產米が集まるのである。是までは靖口が年々百萬石、易俗河が二百萬石を集散して居つたのだと云はれてゐる。

第七、市場出廻り

湖南に於ては第一期米は陰曆六月初めに收穫し、第二期米は同七月に取入れ其の量は此期が最も多い、晩稻は八九月に至つて刈取り最も晩いのは十月に至つて收穫する、市場の出廻り時期はその收穫時期と大差が無い。

第二節　小　麥

小麥は支那人の米穀に代用する食料の主なるものであつて、特に米の產出少なき北支一帶に於ける主食物と

稱するも不可でない主要作物である。湖南省に於ても水利其他の關係に於て米作を爲し得ざる地方に在つては小麥を作るものが少なくない。



畠耕の光景

第一、播種。 湖南省に於ては土地の南北によつて多少播種の季節を異にするも大抵は白露節即ち九月上旬から秋分九月下旬迄に種子を下す、日本と大體同じである。又た春蒔に在つては二月中頃から三月中頃迄に於てする。

播種法は多くは撒蒔きとし又は畦を作つて點播とするものもある。その撒蒔きの法は初め畑地を耕鋤するに當り約十五尺を限つて一廻りの大畦と爲し稍や凸形に土を盛り上げ畦の四方に小溝を作り、之を耙で均らしその耙齒の跡に麥種子を蒔くのである。點播のものは一廻り畦の間に十二條乃至十四條の畦を作るを以てその畦間は一尺乃至一尺二寸で株間は約七八寸とする、耙は長さ八尺で二條の木幹を幅一尺二寸位を隔てゝ横木を以て相連接し之に長さ二三寸の齒を植えたものである。

以上は稍や精密な耕作法であるが、江岸水邊等ではたゞ土地を粗雜に鋤き、之に肥料も施さずに撒播とするものもある。之は收穫期前に江水の氾濫に遇ふと收穫を得られない爲めでもある。

種子の撰擇及び種子の貯藏等に就ては古來から之を教へた書籍等もあるが、農民は祖先傳來の方法で餘り細密の注意は拂つて居らず、たゞ播種は晴天をよしとし雨中は避けて居る、是れは湖南の土質は固まり易いので發芽を妨げるからである。播種の分量は早蒔は每畝七升、晩蒔は九升から一斗を常とする。蒔付の後は麥苗が四五寸に伸びた時に人糞尿等を施し中耕等は行はないのが普通である。

第二、收穫。 秋蒔と春蒔とで收穫時季にも差異がある、湖南では秋蒔の麥は十一月頃既に二寸以上に成長し、早いのは四月に成熟するので收穫後に他の穀類又は蔬菜を栽培することが出來る。普通五月には收穫が出來る。

麥の收穫は莖葉の黃變して實の熟したる折に刈り取り直ちに實を落す、一畝の收穫は一定では無いが三石內外を收むることが出來るといふ。たゞ支那は調整方法が粗雜なので出來上り品に土砂塵埃の混入が多いと云はれる、甚だしいのは百磅の小麥中に一割の夾雜物があると云ふ。

麥は雨を最も恐れるといふのは成熟後雨に會ふと腐敗しまたは發芽するの虞があるからである、されば收穫時期に至ると人夫を多く雇ふて急速に收穫するの必要がある。湖南は此の季節に雨の少ないことが他省產に比べて品質の優良な所以なのである。

第三、小麥作の收支計算。 湖南省の小麥耕作が如何なる收支計算の上に立つて居るかは、土地の肥瘠その他の條件によつて同一でない許りか、由來計算に疎い支那の農家に於ては統計の見る可きものが無いが、大體一畝當りの計數を擧げると次の如くである。

支出の部　　——　　收入の部

種子（一斗代）	〇・三（元・角）	收穫小麥二石五斗（一石三元）	七・五（元・角）
肥料代	〇・五	同麥稈	一・〇
耕耘費	〇・五		
收穫費	〇・三		
草取手入	〇・四		
税金	〇・二		
一畝平均價格五十元とし年利六分とし	三・〇	合計	八・五
合計	五・二	差引利益	三・三

右は自作農の場合であり、地價に對する利廻りを支出中に加へなければ一畝當り八元二角の收入となる譯である。小作の場合とすると一石三斗を地主に納むるので收益は三元九角を減ずることになり結局四元三角丈が手許に殘ることゝなる。

第三節　大豆

大豆は省內到る所に栽培せらるゝが特に西部一帶から多く產出され、省內の需用を充した外は他に移出される。

第一、種類。湖南省の大豆の種類を大別すると。

（一）早黃豆、此種は每年七月頃に成實し、大さは日本產大角豆に比して稍や大きく楕圓形で少しく扁平で

ある、皮も肉も共に淡黃色を帶び着莢部は褐色である、胚は潤澤で油量に富み最も豆油原料に適する。

(2)白黃豆、此種は前者と大さ形狀同一で皮殼の色は前者よりも白く光澤が無い。

(3)早青豆、此種は產額多く、その形は早黃豆に比して稍や大きく楕圓で平たい、着莢部は暗黑色を帶び、皮殼は淡綠色で胚は淡黃色を帶ぶ、豆腐の原料に適する。

(4)溝豆、一名圓豆といふ。湖南產のものは概して小粒で滿洲大豆の如く大粒のものは少ない、皮殼肉共に淡黃色である。

(5)青豆、一に蛋青豆と稱す、此種は早黃豆よりも稍や大きく卵形を成し皮殼胚共に濃綠色を帶ぶ、たゞ產額多くない。

(6)黑大豆、卵形で扁平である、粒は小さく日本の雁食豆の分三の一位である、是も產額は多くない。

第二、用途。湖南大豆の用途は主として食用に供し、豆腐、條粉(俗に豆素麵)を作るの原料となり、また豆油を搾取し、その搾り粕は荳餠として肥料及び家畜の飼料に用ゐらる。荳油は主として提灯、雨傘その他の雨具に塗料として使はれ、食料にも供され、品質の下等のものは機械油、燃料等に用ひらる。日本に輸入せらるゝものは豆腐の原料、醬油の原料となる。

第三、播種及び耕作。湖南に於ては大豆は陰曆二月から五月の間に播種する、早蒔は一畝に種子八升内外中蒔は一斗、その後は一斗より少し餘分を要する。大豆は土地の肥沃なのは却て莖葉のみの繁茂を見て收穫が減ずる、湖南省の北部一帶が大豆に適しないのはその爲めで近來產額が著しく減じて來た。

耕作法は我國の大豆の栽培と大差無くたゞ支那式に粗放である。收益は小麥よりも步がよいと云はれてゐ

る。



棉作區域圖

第四節　棉　花

第一、湖南と棉作の條件。湖南省は南は北緯二十四度から北は同三十度迄の間に在つて全省が棉作の適地といつて宜しい。棉花の生長期間の六七月の溫度は、何れも棉作に要する溫度を保ち雨量亦た適順で氣候の上よりも棉作の良地である。土壤に就ても砂質壤土で平原なるを最良とするに對し、湖南省は湘資沅澧四水があつて永年の冲積は多く砂質壤土であり、地亦た平原多く灌漑の便があつて天然の棉作地といふて差支ない。

第二、棉作區域及び種類。湖南の各縣は皆棉作を爲すも、南部及び東部は山岳重疊し土地も粘重で品質佳良のものは出來ない上に產量も多くない、從つて自給自足すら出來ない。全省の主要棉產區域は西部及び北部の十餘縣である。

湖南棉種は之を大別して洋花(外來種)土花(在來種)の二種である。洋花は米國種の退化したもので土花は支那の在來種である。土花はまた鐵籽、白籽、黃籽、繭籽、秏籽等に區別さる。就中桃源九溪所產の鐵籽を以て最良と爲す。今主要

棉作地及び種類を表示すると次の如くである。

縣名	主要產地	棉種
澧縣	東南兩鄉の垸地及び北鄉	白籽、鐵籽、退化米棉
石門	縣城より午溪溝に至る一帶	白籽、鐵籽
臨澧	合江、新安	同右
桃源	水塘阪市、漆家河、九溪	同右
常德	丹洲、南湖坪、牛鼻灘	白籽、鐵籽、繭籽
漢壽	瑞富、合正、大有、新北、文蔚、大正、南羅の諸鄉	烏花、黃白色鐵籽、退化米棉
沅江	廖堡、赤堡	退化米棉
安鄉		白籽、鐵籽、退化米棉
華容		退化米棉
南縣		同右
岳陽	南區最も多く西中二區之に次ぐ	白籽、鐵籽
臨湘	城區及び沅區	白籽、鐵紓
湘陰	河夾塘、靈官洲、螺絲湖、蕭婆鎮、南大市	鐵籽、退化米棉

第三、栽培　湖南の主要棉作區域は湖に濱した垸田である。その低地に稻を作り、高地に棉を作る、夏季の作物は棉と稻とが主で冬季は豆と麥が主である。從つて湖南の棉田は多く豆と麥と輪作になつてゐる。



棉作の情形

一、播種、湖南の棉田は通常冬季豆麥を種え、夏に棉を作るので豆麥收穫の後に始めて棉を蒔く、一般の播種期は舊曆三月下旬から四月の初めである、播種前に地を犂鋤、耙碎し、後に種籽を撒播し土を覆ふのである。

播種方法は撒播が普通で點播のものは少ない。種子の量は一律ではないが每畝五斤が普通で、少いものは三斤、多いものは十斤も蒔く、是れは農夫の習慣で同じでないのと、田地の肥瘠と高低とで疎密の差が出來る。

二、間引きその他の手入、一般の棉農は發芽の後に生育のよきものを殘して間引きを行ふ、大抵三回に分けて、第一回は六月中旬、第二回は七月上旬、第三回は七月中旬である。株間の距りは撒播のものは約七八寸、點播のものは一尺一二寸、是も土地の肥瘠によつて異り肥土は株間を遠くする

肥料は大抵二度之を施す、第一回は幼苗が土を出て後三週間内にし、第二回は蕾の出た際である。瘠薄の土地は更に一回糞尿を施すものもある、尤も一般は土地が肥沃であるのと、經濟の關係で多くは施肥しない、肥

料には人糞尿、草木灰、棉籽搾粕（棉餅）を用ひる。

中耕除草は棉の成長期間中五六回之を行ふ、第一回は棉苗發芽の後二週間の時に爲し、その後は二週間を隔てゝ一回行ふ、棉枝が長大となると中耕を爲すことは出來なくなる。

三、收穫、湖南の棉花は例年は白露降霜の頃に收花を始める、一般は一二日間第一次の採收を行ふ、時間は早朝から午後に及ぶ、九月內に全部の收穫を終る。脫籽の作業はそれより二ケ月を經て十一月中旬に始まる、尤も野花を採收するの習慣によつて脫籽もそれより早くするものも無いでは無い。收穫は悉く手で摘み取るので婦女子の之に從事するものが多い。

第四、棉田の面積及び產量。湖南省棉耕作地の面積及びその產量は、地方官廳の報告又は私人の統計等には信じ難いものがある、玆に湖南省棉事試驗場の調査による最近六年間の統計は稍や信を置くに足るを以て之を左に揭げ湖南の棉作の大勢を知るの便に供する。

類別／年別	棉田面積（畝）	皮棉產量（擔）
民國十八年	一、三八九、七〇〇	三九三、八〇〇
十九年	一、二一五、三〇〇	二五一、三四〇
二十年	二六六、四五〇	四五、二九二
廿一年	九八二、六八五	一九九、七六四
廿二年	八八一、二六二	一七八、〇九二

廿三年	八八五、九八九	一〇〇、三九五

（註）民國十九年以後水旱頻發加ふるに共匪その他の變亂に遭ひ二十年には非常な衰落を見るに至つたのである。

第五、各縣の比較。 前項は湖南全省の棉作地及び產量を掲げたのであるが之を省內重要棉作區域の各縣に就て比較計數を擧げると次表の如くである。表は民國二十一年より二十三年に至る三年間で、湖南省棉事試驗場の調査に係るものである。

縣名	棉田面積（畝）				皮棉產量（擔）			
	廿一年	廿二年	廿三年	自十八年至廿三年平均	廿一年	廿二年	廿三年	自十八年至廿三年平均
常德	四六、〇〇〇	一一、八〇〇	二一、五〇〇	一三二、九六七	一〇、六〇〇	一、八三四	三、九一三	三三、八二六
華容	一三三、六四〇	一八〇、五〇〇	一六五、〇〇〇	一八八、四四〇	二四、三五三	三三、五三四	八、七四五	二九、八三五
澧縣	二三六、一〇〇	一九四、三〇〇	二三八、七〇〇	二二四、〇六七	五一、七一八	四九、三三九	二九、九六七	四三、七二六
桃源	二七、〇〇〇	三三、一八〇	三八、八五〇	四四、八七〇	七、一〇〇	五、一八四	八、五五五	九、七七五
安鄉	八五、四〇〇	一〇、三〇〇	六三、〇〇〇	八〇、五八三	二一、二三八	二四、六六四	一一、〇七〇	一九、七一〇
南縣	六六、一一〇	四三、六二〇	六三、三〇〇	五〇、七八八	一三、〇五八	五、四〇八	三、三六四	八、五七一
漢壽	三三、一〇〇	四五、三三八	四七、三六五	二六、〇〇二	五、七九四	一〇、八五三	四、一九五	九、七〇七

沅江	三四、〇六三	二七、一二四	二八、五三二	一七、九〇七	八、八六八	六、〇八〇	二、三三三	五、六七五
湘陰	五六、〇〇〇	五七、一〇〇	四五、四〇〇	三五、九九二	一三、二〇〇	一〇、五五五	七、〇四四	八、一六三
岳陽	八七、〇〇〇	七六、五〇〇	八三、一七〇	五八、三一三	一三、四三〇	一七、七四八	一〇、三六六	一〇、〇〇四
臨湘	七〇、二六〇	五九、七〇〇	五七、〇〇〇	四六、九七二	一三、七一〇	一四、〇八八	五、五九七	八、四九〇
臨澧	一六、〇一〇	一二、四〇〇	一三、〇三〇	一四、一〇八	三、一六八	一、七八四	一、八三三	二、一九七
石門	一二、〇〇〇	一七、七〇〇	九、三四〇	一〇、五〇八	五、〇五八	四、一二〇	一、三四九	三、四一九
慈利	三四、〇〇〇	二一、〇〇〇	一三、八〇〇	一五、五〇〇	六、四八〇	四、〇三三	一、九二六	三、一七二
合計	九八二、六八五	八八一、二六三	八八五、九八九	九三六、八七四	一九九、七六四	一七八、〇九九	一〇〇、三九五	一九四、一六八

第六、湖南省棉花の品質。湖南產の棉花の品質に就ては未だ正式の檢査機關の試驗を經て居らないので據る可き確證は無いが、纎維粗く且つ短かいので十六支の粗布すら紡績し得ない狀況にあつて、湖南第一紡織廠の報告によれば、同廠に於て十支布を紡ぐに當つて本省產棉花七割と外省棉花三割の比例に使用し、十六支布を紡ぐには本省棉花は六割で他の四割は外省產を用ひざるを得ないのである。是れ湖南產棉花の品質不良を示して居るもので、湖南棉花は一部は省內に於て使用せらるゝ外を漢口に移出するのであるが、漢口市場に於て紡績用として合格不合格を檢査するに當つて、不合格のもの二十一年度には五分の一を占め、翌二十二年度には更に三分の一の不合格棉花を出してゐる。就中同年津市から漢口に輸出したるものは不合格百分の四十四で殆んど輸出の半ばに及んだのである。之れは要するに、棉花乾燥足らず濕氣を多く含み且つ調製粗雜の結果夾雜

物の多いのにもよるのである。

以上は湖南全省產の一般に就ての品質であるが、湖南棉事試驗場の棉花の品質は、稍や普通のものに比して優良であつて、上海商品檢査局の檢査成績は次の如くである。

(一)、品質、長度は十六分の十五吋卽ち二十三ミリ八である。整齊度は百分の八八・三〇四。强度は四分である。

(二)、品級、二級の中、上級靈寶棉の次に相當する。

(三)、衣分、平均三二・四、最高三三・五、最低二九である。

第七、棉作の收支計。湖南省が棉作の適良地であるに拘らず、その產額の增加せざるは改良を加へない爲めに品質粗惡價額低廉で農家の利益多からざるに基因してゐる、今一畝當りの收支を示すと大體次の如くである。

支出の部

		元角
種子	七斤代	〇・二
肥料代		〇・七
耕耘費		〇・七
收穫費		〇・六
草取手入		〇・四
稅金		〇・三

收入の部

		元角
棉花	二十二斤代	八・八
棉籽	三十三斤代	〇・九

土地價額に對する利廻り	三・〇	合計	九・七
合計	五・九	差引利益	三・八

右は自作農の場合の計算で、地價に對する利廻りを加へなければ一畝當り六元八角の收入となり、小作の場合は約四元八角を地主に納むるので純益は僅かに二元なのである。

第五節　麻

第一、産地及び種類。湖南省は從來麻の産出多く所謂湖南夏布として有名の移出品である、その産地は資水の流域にあつては沅江、益陽、新化、寶慶等の諸縣であり、湘水一帶の産地としては平江、瀏陽、醴陵、湘郷衡山、常寧等の縣が重なるものである。年産額三十萬擔以上に上り、近年は日本に盛んに輸出せらる。

種類には片麻、散絲麻、蘆麻の三種がある。散絲麻はまた綿麻と稱し、平江産のものは纖維長く五尺乃至八尺に至るものがある、而も光澤があつて品質頗る佳良である。蘆麻は纖維短かく色淺黑く品質劣等で麻縄に使用せらるゝものが多い。

第二、市場出廻り期と價額。每年一番麻は陰曆六月に、二番は八月、三番は九月頃に市場に出る、品質は一番を最良とし二番、三番と劣等となる。從つて相場は一定しない、殊に最近は外國に輸出せらるゝので頓に相場は昂騰して來てゐる。麻の産地が多く山岳地帶にあつて、共産匪横行の際はその影響を受けて、一時産額減少を來したが、近來は漸く恢復に向つて來てゐる。

最近市場の相場は一擔に付大要次の如くである。

片　麻　二〇元　　散絲麻　一六元　　蘆麻　一四元

平江の麻は一擔に付二元内外高價である。

第三、栽植及び製麻。 麻の栽植方法は根分け法と分株法とを以て普通とする。根分け法は麻の休眠期内に根を掘り取つて切斷し分植を行ふもので、繁殖數は多いが收穫の時期は稍や遲れる。分株法は根株の全部を取つて二つ又はそれ以上に切り分けて栽植するもので、蕃殖の數量は少ないが收穫時期は早い。

收穫期は第一次は陰曆の五月、第二次は大暑前七月、第三次は秋分前後八月から九月になる。刈り取つた麻は枝葉を去つて麻皮を剝ぎ取り、水に浸して後麻刀を用ひ、その靑皮と含漿質の所を去り之を日光に晒して乾かし白麻とする。

第六節　茶

第一、總　説

湖南の氣候地質は茶に適してゐるので古來から茶を產するので著名であり、唐代には貢品となり淸代に至るまで君山の綠茶は帝室の御用に貢進せられたものである。漢口に於ける茶の輸出は湖南茶が殆んどその三分の一を占め名聲を歐米市場に馳せること已に久しいものである。

第二、重 要 產 茶 地

湖南全省七十五縣中茶を產するもの六十四縣の多きに居り、就中安化を以て第一とし、縣内には東坪、黃沙坪、西洲、橋口、江南、小淹の六大產茶地を有し、東坪のみで十八軒の大工場を有し、每年四月より七月に至

る製茶期節には各工場何れも工人五六百名から一千名の多きを使用す。東坪の一市丈でも一年に茶の移出二十一萬箱に及ぶ。

臨湘縣は安化に次ぎ每年の產額一千五萬斤內外であつたが近年稍や減退の傾向にある。此地は紅茶を以て主と爲し、綠茶も產出するがその額は少ない。邵陽縣は產額は三百萬斤に達し、漢口廣東方面に輸出せられるが品質劣り毛茶に屬するものが多い。新化縣は安化と接壤し風土民情も亦た大差なく、年產百二十萬斤內外を出す。平江縣は北臨湘縣と境し、茶莊五十餘戶、紅茶、磚茶、綠茶等を每年二百萬斤を出せるも是も近年は衰退の情勢にある。郴縣は廣東省に近接し茶莊二十三戶、茶山の戶數三千七百餘戶大部分は廣東に移出さ　、同地に於て再製の後南洋及び英國に輸出される。民國五年の移出額は綠茶三十七萬五千斤、粗茶百四萬斤、片茶七十一萬斤であつた。瀏陽縣は產額五十萬斤でその種類は紅茶、黑茶、花香茶等である。湘鄉縣はその產額六十萬斤、種類は瀏陽と同じである。寧鄉縣は五十萬斤內外で紅茶、黑茶、綠茶を產し、安化に移送されるものが多い。湘陰縣は同種の茶六十萬斤を出す。岳陽縣は移出額約二十萬斤で特に君山產の綠茶はその額一萬斤餘で名聲最も高いが近年產額は減ずる一方である。沅江縣は六十萬斤を產し主として毛茶、綠茶の二種である。武岡縣は紅茶綠茶合せて三十五萬斤を出す。最近三ケ年の茶輸出統計は次の如くである。

年別／茶別	民國十七年	十八年	十九年
紅茶	四、〇九六擔	八、五五四擔	一二、四九五擔
毛茶	三五	五	六六〇
茶梗	三五	—	二六七

其他	一五	二二三	二一
合計	四、一八一	八、七八二	一三、四四三

第三、茶の栽培

(一)氣候土質、湖南省は氣候溫和で且つ山川の向背よく寒暑風雨の被害を避けるの適地多く最も茶樹の栽培に宜しい。特に氣候に激變なく且つ濕潤の氣を帶びて居るので理想的で、就中安化は最適の土地柄である。

土質は砂質の表土で其の中に砂礫を混じ排水に便利の地を佳とする。湖南にはかゝる適地が多い、安化の如きはその理想の土壤である。

(二)地勢、湖南省の茶栽培地は傾斜地多く、山間は四十度から七十度の斜度があり、高さ數百尺から數千尺の地にも及んで居る。

(三)種類、悉く支那在來種であり、平地にあつては日本と同樣の刈込みを爲してゐる。由來茶樹は支那の原產なので品種は少くない。

(四)採種貯藏及び播種、茶の採種は陽曆十月上旬寒露前に於てする、種子は手で摘み採り空氣の流通のよくて且つ濕りのある所に堆積し草類を以て之を覆ふて置き、播種は陽曆二月末降雨期に行ふ。苗圃は鍬を以て土塊を碎き畦を設け、種子を下し之に土を覆ふのである。

(五)幼苗の管理、種子が發芽したる後は天氣が乾燥した際には薄い人糞肥料を施し、苗圃は常に除草を爲し苗の發育を扶け、二年後には移植し得るのである。安化に於ける茶山の茶樹は苗を植ゑる者が多く、種子で蒔

くものは少ない。幼苗の價格は普通に販賣するものは約二十株の價が銅元數百文卽ち二、三十錢である。

（六）茶園の整理、茶園は深さ七八寸位に鋤き、通常は畦を設くることなく、移植の時機は降雨の季節に於てする。移植法は地面に先づ穴を掘り、苗の良いものを選んで穴の中に挿入し土を覆ひ、肥料を施さずに株と株との間隔を約三尺平方とし、其の中に枯死するものが出來れば補植をする。

（七）施肥及び中耕、肥料には桐油餅と人糞尿の二種が多く使はれ、桐油餅は耕耘の時に地中に埋め、人糞尿は茶樹の根際に適宜に施す、特に摘葉の前後に之を施すことが必要である。

中耕は摘葉後茶園を耕すことで同時に雜草を埋め入れて肥料とするのである、尤も以上は一般の培養法であつて實際に之を行ふものは頗る少ない。普通には數年間に肥料を一回施すか、或は移植後に施肥と中耕を爲しその後は之を行はない。それで茶樹が雜草に埋まりまた茶樹の間に他の作物を栽培するものもある。

（八）剪枝及び保護、茶樹は剪枝を行はないと、枝が繁茂し摘葉に不便である許りでなく產量を減ずるので枝の長さが一尺か二尺に達した時、各種の形狀に之を剪定する。茶樹の年齡は大約二十年から三十年である。その枯死せんとする際には株の根本から刈つて新芽を發生せしめる。

現在湖南では茶園の保護が極めて放任的で、寒暑雨水の害、病蟲害の驅除防止等も無頓着で茶樹を多く枯死せしめて居る。亦た枯死の後に補植もしない有樣なのである。是れも茶の價値の低廉となつて利益の少くなつた結果である。

（九）摘葉時期、春茶は陽曆の四月下旬から五月下旬卽ち穀雨の後小滿の前に摘み取り、仔茶は陽曆六月の上旬芒種節の後から七月上旬小暑節の前に摘み取る。禾花茶は八月立秋の時節に摘み、白露茶は九月白露の時節

に摘む。その度數は一年四回である。

摘葉は移植した茶苗が三年を經て相當に生長した時から始めらる、播種から五年目である。その最終は茶樹の枯死する迄行はれる。

（十）一畝の收量、茶樹の培養と管理の厚薄によつてその收量は一定しない。最もよく培養された茶園は一畝から春茶百二三十斤、仔茶百三四十斤を得られる。茶樹の繁茂せざる間は茶園に玉蜀黍、甘藷等を間作として植ゑることが出來る。

第四、茶の製法

一、黑茶（香茶）の製法、生葉を炒鍋に入れて蒸し三本の齒ある木で攪拌し葉の萎れる時を見て取り出し、床上に積み手を以て數分間押した後、鎔爐上の竹篳內に舖き時々手で裏返し半ば乾燥した時取り出し床上に於て之を揉み押し一定の葉形に作れば、それで乾燥して販賣用の品は出來るのである。鎔爐の燃料には柴薪を用ゐる。

二、紅茶の製法。生葉を竹篳の上に薄く舖いて日光に曝し、その葉が萎んで黃色となるを俟つて之を足で踐み蹂り再び十分に葉の汁を揉み出し、次で塊となつた葉を解き空中に曝し乾燥し再度之を揉む、時間が經つにつれて益々力を加へ更に葉の塊を解き空中で乾燥させ、然る後木桶の中に貯藏し上に綿布を覆ひ之を醱酵させる、その時間は一定しない、大體手を葉中に入れた際溫氣を感ずるを以て限度とする。醱酵後は又た日光に曝すが、揉み方が充分で無かつた時は更に之を揉んで醱酵させるのである、その乾燥するを俟つて販賣する。たゞ是れは舊式の製法であり、之に依つて製造されたものは多く漢口の外商に賣られ多く露國商人或は日本商人

の手を經て再製せられ始めて外國に輸出されるのである。

三、紅茶精製法、粗製の紅茶を焙室に入れ葉の量が十分の八に減じた時に取り出し積み上げ暫らく焙籠に入れて之を焙り、手で葉を攪んで微音を發するやうになれば粗目の篩を用ひて之を篩ひ次で手で之を揉み中目の篩で之を篩ひ、更に細目の篩、芽雨篩、鐵篩、生末篩を用ひて順次に篩ふのである。篩の目は大小數種あつて篩ふ度數は茶の精粗に依つて異る。粗なるものでも亦た十三回以上を要する。粗目の篩に殘つた茶は焙籠に入れ火を加へて更に幾多の篩に掛け、粗目の篩に殘つた茶を一茶と稱し、細目の篩に殘つたのを二茶、生末篩の茶を三茶、鐵篩のものを四茶といふ。此の四種の茶を一箇所に集めて一茶を最も下に置き、二、三、四と順次に積み累ね、之を一堆何百斤としてゐる。之を他へ運び出す場合には、黄葉、雜葉等を風車を用ひて吹き飛ばし更に之を手で揉み梗を去り焙爐に入れて焙るのである。生末篩の下に零れたものを花香と稱してゐる。

四、花香の製法、花香はその中に混入してゐる塵埃を風車を用ひて除き去り布袋に入れて之を販賣する、また粗製紅茶の劣惡のものをも亦た花香に製するのであつて、焙籠を用ひて乾燥させ地上に積み上げ碎いた後其の混雜物を除き去つて之を包裝し多くは之を製造して茶磚とする。

五、茶梗の製法、精製紅茶及び花香の中から除き去つた梗は小刀を用ひて一二分の長さに剪り、籠に入れて包裝して販賣する。

六、雨天の製法、雨天の際に於ける紅茶の製法は二つある、一は陰乾して茶葉を空氣の流通する處に撒布しその凋萎するを待つて足で之を踐むのである。他の一は火で焙る方法で、木炭を用ひて燃料とする、その色澤風味は日光で乾燥せしめたものに及ばない。

七、生葉と製茶、生葉十斤からは黑葉二斤半或は二斤十二兩、粗製紅茶二斤半を得られる。又た粗製紅葉十斤からは精製紅茶七斤或は八斤を得られるのである。

八、茶莊の習慣、茶莊の中には往々製法の精良を求めないでたゞ製出額の多量なことを誇り、且つ粗製が比較的容易であるので、茶葉を踩むにも跣足で多くは不潔であり、製造場も塵埃不潔物等は平氣で居る。此の如き習慣は支那の製茶業少くも外國輸出を減じた大原因になつてゐる。

製茶場の常用語とも稱す可き、醱酵を發汗、揉茶を釆茶、第一回の焙炒を打毛火、第二回を打足火、包裝する時の焙炒を復火、篩に掛けた一、二、三、四の各種の茶は初、中、小雨、芽と稱し、檢出した梗子を發楝と呼び、茶の堆積を打堆と稱へて居る。

第五、機械製茶

湖南省安化の茶商慶生祥は先年外國人を招聘し機械製茶を行つたことがある。然るに成績は不良であつて、第一風味色澤共に舊來の製法にて製造せるものに及ばざること遠く、第二に製造額も減少を來したので開業以來損失を續け遂に中止の已むなきに至つて、機械製茶は全く失敗に歸したのである。

湖南の茶が外國に販路を失ふに至つたのは、一は內部的の原因によるが、他の一方印度セーロン、南洋ジャヴア、日本臺灣等の大規模な機械製茶に壓倒された結果でもある。

第七節 桐樹

桐樹は桐油を此樹の仔實から製出するので近時一般農家も此の栽植に注意するに至つて來た。桐油は工業上

の必需品として支那の對外貿易上の大宗の一つである。而も湖南省は全國桐油輸出額の三割乃至三割八分を占めてゐる。消費地は米國を第一とし日本英國之に次ぐ、此の重要輸出品は桐樹の實より搾取したる油に係る、茲に湖南省の桐樹の種類、種植收穫等農業に關する部分に就て說述することにする。



桐樹の開花

第一、湖南桐樹の種類

桐樹は大戟科油桐屬で落葉喬木である、湖南に二種類あり、(1)桐油樹、多く支那の南部に產す、數量最も多く品質も亦た優良である。(2)木油樹、是も支那南部に產し、油分は少きも品質佳し。湖南省のものは前者を以て大多數とする。

桐油樹は俗に三年桐と稱し、普通に五年桐、對歲桐といふものも亦た之に屬する、湖南省西部一帶に繁殖し、播種して三四年の後に實を結ぶ。それで土地の人は一年條根、二年把叉、三年結實といふてゐる。又た一年は土中に居り、二年目は一本の棍で、三年目には椏が出來、四年目に花を開き、五年目からは實が採れる、それで五年桐といふ。

栽植の後五六年から十一二年の間が結實最も旺盛の時期で、此期を過ぐると漸次に老衰する、性質寒氣に耐へまた旱魃にも强い、幹の高さ八尺から一丈一、二尺に至る。尤も土地の良否によつて成長の度が異る、普通

一丈位で、頂部は平かに枝を多く出す、樹皮は淡灰色を呈し葉は綠色で光澤があり、柄の上に腺嚢を有し、腺體自身は柄が無い。全緣互生のものは卵形或は心臟形を呈し長さ二寸二分から三寸八分に至る。徒長枝上にある葉は三つに裂け長さ六寸餘に至るものがある。春初に芽を發し、夏には開いた傘の如く、晩秋から初冬にかけて落葉する。花は葉の先に開く、その時期は何れも淸明節の前後である、多くは前年生長した芽の上に生ずる、花は大きく美麗である、色は白く香無く基部に黃紅の斑點を有す。花には雌雄の別があり雌蕊は中に雄蕊は四邊に繞列して開く。雌蕊は僅かに一、時に二つある、花瓣は皆卵圓形であつて長さ九分餘纖毛はない。雄蕊は八から十に至り花一つに桐球一つを結ぶ、開花期に暴風雨等に遇ふと花が摧折せられ收獲を減ずる。實の子房は多いのは四室である。果球は油綠色で十月に成熟し黑褐色を呈する。形は蘋果の如くして頂端稍や尖り、直徑は一寸六分から二寸二分に至る。外果皮は纖維質から成り厚さ三分許り、種室は三から五で、五室のものが多い。每室に種籽一つあり形は蒜に似てゐる。外殼は黑褐色を呈し之を剝ぐと光白の子仁が現はれる。

木油樹は一に千年桐或は百年桐と稱され、湖南一帶に比較的多く產する。性狀は略ぼ桐油樹と相似てゐる。但だ寒さに耐へることが及ばない。種子を播くと七八年の後に始めて實を結ぶ、その後老衰に至る時期が甚だ長く三四十年も收實が出來る、それで千百の字を以て之を形容してゐる。普通樹幹の高さ約二丈、直徑二尺餘葉は三尖或は五尖形のものが多い、網脈は特別に顯著である、頂端に腺嚢を有し、花と葉とは同時に茂る、日本の八重櫻と同じく新芽の上に開く。果球は卵條を呈し、頂端は突出し基部は平たい、縱稜三條及び多數の橫稜の環繞するものがある。每球に種籽三粒を包む、種籽は三角扁圓形で、表面に瘤狀突起があり籽皮は堅硬で黑褐色を爲す、種仁は黃白色で表面に白色の薄膜を被ふ。樹は皆雌雄株を異にし、雄樹は結實無きより、播種

の後一二年を經て桐林を巡視し、若し樹葉萎婆として横枝が多くあり、葉の黑綠色を呈して居るものが雌樹であり、樹幹高聳して横枝少なく葉の靑黃色のものは雄樹なので、雌樹は保存し雄樹は雌樹十株に就いて一株を存する丈にし、他は之を拔いて雌樹を補植する必要がある。

湖南桐油樹はその優良なること各省に冠たるものがある、その成長は四川種より易く、樹幹の高さ二丈以上に至るものがある。毎球は種籽五粒を包み含油極めて多く、籽十斤から油三斤半より四斤を得られ、各省のものに較べて最も含油量多しと稱せらる。

第二、桐樹の種植

一、植桐の土宜、桐樹の栽植は自然の環境と密接の關係がある。結實の多寡、持久力の長短、品質の優劣、油分の多少、皆その環境の支配を受ける。湖南省は植桐に對しては長い經歷を有して居り、産量は既に多く蕃殖亦た易く其の栽培に適することは疑の無い所である。たゞ之が研究者少なき爲め品種の方面に於て進步が無い、玆に專門家の研究の結果を綜合し且つ老農の經驗を參酌してその指針を揭ぐると次の如くである。

(1)地位、風害を避け得るの地は花粉の吹散を免れ桐樹の結實程度を高むることが出來る。南向の山地は陽光を十分に受け生長著しく速く且つ結實の品質も良好である。

(2)土性、土壤は酸性砂質壤土で有機物を多く含む土地を最良とする。苟も其の下層に石灰を多く含み鹹性を帶ぶるもの或は土中に百分の一・五程度の燐酸を含むもの等は何れも生長の妨げとなる。純粹の砂土も亦た適良地といひ難い、それは桐樹に枯萎病を發生せしむることが多いからである。また土壤が堅實に過ぐると發育は頗る遲い。

（3）地勢、高原、山陂及び岡陵地等は排水の便があつて桐樹の生長に適す、たゞ海拔二千二百五十尺より高い所は宜しくない。

（4）氣溫、桐油樹は木油樹に比べて能く寒氣に耐へるが華氏十八度から二十度以下に於ては生長しない。老樹は低溫に於てもよく抵抗し華氏四度に下るも差支ないが、幼樹は溫度の變化に弱く華氏十八九度となると凍傷を受けて枯死する。但し發芽力が强いので翌年は再び芽を出す。種籽の發芽には華氏八十度の氣溫を必要とするので播種の際は注意を要する。桐樹は落葉喬木で冬季は休眠する。また氣候が暖か過ぎると枝葉は繁茂するが結實は多くない。

（5）濕度、桐樹の性は濕潤の空氣及び土地を喜ぶ、たゞ土地が餘り濕り過ぎると宜しくない、故に桐林には溝を造つて排水を爲し樹下に水の滯ふらない樣にする。毎年需要の雨量は少くも三十英吋前後である、如何に多くも五十英吋を超過しては宜しくない。夏秋の交發育旺盛の頃から雨水の多きを需める、六月旱に遇ふと實か小さくなる、七月旱に遇ふと油分が少ない、故に「六月乾球、七月乾油」の諺がある（以上皆陰曆）春季は稍や乾くも宜したゞ幼苗は時々灌漑をしなければならぬ。

此の外土地の肥瘠によつても雨水の需要程度を異にする、所謂荒山に雨が多ければ油分よく、肥山に雨少なければ油分多しといふのもその例である。

二、植桐の方法、支那在來の栽樹栽植の方法は別に之といふ考證が無いが、農政全書に稍や詳細の記載がある、次に之を摘錄する。

「江東江南の地は桐樹と黃栗の利がある、乃ち山場近傍を盡く鋤き起し芝蔴を種ゑ收獲を畢つた後、火を以て

之を焚き地を熟して肥沃と爲し三年桐を種ゑる。その桐の種植法は、二人の共同作業で、一人は桐油一籠と種子一籠を持ち、他の人は小さい鋤鍬を持つて後者が地を掘り起すと前者は油の小許を穴に滴し種子を蒔く。かくて翌年幼苗が出ると一回耕耘を爲す、此の桐は初めの一年は生長が盛んでないが、二年になると頗る繁茂し、三年から種實を結び、五六年になると老衰する……三年桐を種ゆるは利を得ることは速いが、長い利を圖るには仍ほ千年桐を種ゆる方が宜しい。種植の方法は三年桐と同樣である……」

現時は桐樹の種植に對し、直播、移植、挿枝の三法がある。直播の法は最も優良である、湖南省で最も普通に行はれる。移植、挿枝は成長が容易でない、老農は之を忌み嫌つて居る。たゞ直播の方法は尙ほ幼稚で、種子の選擇、施肥の方法等にも注意せず放任してゐる。茲に直播の模範的の方法を次ぎに分述して參考に資する。

（一）整地、沃土は僅かに耕耙を爲せばよい、若し荒地であると、冬季に荊棘雜草を燒き拂ひ、其の灰燼を利用して肥料と爲し、然る後に穴を掘り肥料を施してその中に種子を播く。

（二）選種、種子を採る母樹は壯年の桐樹を選ぶ、三年桐なれば五六年生の樹、千年桐なれば二三十年の樹を最良とする。種子の發芽力は二年は保たれるが、古き籽よりは新籽の方を佳と爲す、卽ち上季に收穫したものは之を水に浸してその籽肥大で沈下するものを擇び之を用ひるか、又は隨意に若干粒を取つて割きてその仁を檢し若し白色を呈して飽滿且つ汁液に富んで居るものは籽子の新鮮な證據であるから之を用ひる。此の外に品種の純正に注意し、母樹の產額が豐富であるか否か、病害等の有無を調べる必要がある。籽子の重量は每升十五兩、粒數百八十から二百に至るものが最も佳い。貯藏所は陰凉で風通しのよい處を求め、その霉爛を防がなければならぬ。支那の桐農は多く有り合せの桐籽を臨時に購買して之を用ひ選種に意を用ひて居らない。

(三)播種、春秋何れにても播種が出來る、湖南では春播を通例とする。それは秋播きに優る點が三つある。秋播は霜が降ると種子の發芽を害ふ、春播にはその患がないことが一つ、秋冬の積水は種子を腐敗せしむる、春播は之を避け得られることが二つ、秋冬の際常に鼠患がある春播は此害を受けないことがその三である。

春播の時期は一月十五日から二月十五日に至る間を最も佳とする、桐農は此時に鋤鍬を以て徑約一尺深さ四寸位の穴を掘り、桐の種類によつて穴と穴との間の距離の遠近を定め、三年桐は約七八尺、千年桐は約一丈餘とし、毎穴に二三箇の種子を下し、灰糞少許を混和したるものを施し、土二三寸を覆ひ之を緊壓し、栽植後二週間に一度肥料を加へ以てその出土を促す、三年桐は其年の夏に最も强健の苗一本を殘して間引きを行ふ。千年桐は一二年の後にその强壯のものを殘して間引く。若し毎穴に桐籽五箇を播き、長じて二三尺に及んだ時、草繩を以て之を一所に束ねる時は單株のものに比して數倍の收穫があるといふ。又た苗の成長の時に木片を以て支を爲す時は風水の害を免れしめることが出來る。

種桐の後一二年間は地力を利用する爲め間作として落花生、芝蔴、甘薯、煙草等の作物を種植する、三年後は之を停め養分を損失せしめぬやうにし、桐樹の生長を助ける。若し三年桐を種植するとすれば第四年の春には空隙に桐籽を補種するか油茶を間種して其の新陳代謝に便にする。農政全書に載せて居る所によると、桐籽を植ゆるに必ず山茶を種ゑ桐樹を去ると茶子盛んとなり循環して收穫を得らる、粟を種ゆるに比べて利益多く且つ持久すべしとは此意である。

(四)桐林の管理、湖南の農家は種子を播いた後はその自生自長に任せ、毎年一回草を除くものすら多くない、是れ桐油の品質を增す所以でない、善良の管理法は次の如くにすることである。

(1)施肥、播種の二週間後に必ず一回肥料を施し、籽胎の出土を促し、肥料は智利硝石或は桐餅を良しとす、每穴に硝石一磅を用ひ桐餅なれば黃土四に對して一の割に混ぜたものを用ゆ、その後每年二回施肥し結實の能力を增さしめまた樹齡の延長を計る可きである。

(2)修鋤、桐樹は常に剪除を加へ樹冠を低くし側枝を多くし、老弱枯衰或は密と過ぎ徒長の枝を剪り、能く日光及び雨露を遍く受けさしめ、空氣の流通、濕氣及び溫度を調和せしむ。その時期は春初秋末の樹液流動停止の時期を宜しとす、大枝は鋸を用ひ、小枝は剪刀を以てす、切口は平に削り皮を損傷するは宜しくない、その上に石灰又は粘土を以て塗れば腐爛を防ぐ効がある。

此の外に雜草の爲めに桐樹の繁榮を妨げらるゝにより最初は每年必ず二三回草を除き、四年後は每年一度は之を行ふ、時期は七八月を以て佳しとす、除去の草は樹傍に堆積して腐爛の後ち肥料として利用する。

(3)患害、湖南の農家は患害防除に對し聊かも注意を拂はない、是れ生產にも品質にも影響することが多い今その害の重なるものを擧げると、

(イ)風害、桐樹は葉大きく且つ多いので風害を受け易く、暴風には枝幹を吹き折られる、若し開花の時であると花粉の散落を來し結實を減少する、二者は收穫に大影響を來す、之を防ぐには防風林を設けて風力を遮る工夫を爲す可きである。

(ロ)水害、防水の法も林を設けて山水の暴出を防ぐやうにし、桐林の泥土を流出せしめざるやうに爲すの要がある。

(ハ)火患、桐林の火災を防ぐには溝渠を開き雜草を清除し、林の周圍に一丈五尺許りの寬さに防火路を設け

以て野火の延焼を免れしめることが必要である。

（ニ）病蟲害、 桐樹根部の根結病は線蟲の寄生であつて、之を豫防するには移植の時に受害の苗を除棄すべく、又た植桐は荒蕪或は新開の地を擇ぶので、若し枯萎病あれば土中に石灰を過多に含む爲めなので廐肥及び硫酸アンモニヤ等を施して之を緩和輕減せしめる要がある。此の外に葉跳蟲は嫩葉を嗜食する、之は砒酸鉛粉を撒布して殺滅する



生の桐實

次に移植法を用ふるものは春初に種子を播き四五月頃に苗が出る、一年の後その健全幼樹を擇んで移植し其の整地、修鋤等の手續きは何れも前述せる所の如くす、移植の時には須らく特別の注意を爲して苗の鬚根を損傷せぬやうにすること、主根及び樹枝の端に修剪を加へ、樹苗は直立に植ゑ傾斜を忌む。

（五）桐實の收穫、油桐結實の年齢は品種に依て差異がある、同一品種でも土壤氣候等の關係に因て同じでない、又たその成熟の時期も早晩の差が出來る。湖南省の貧農は普通寒露節に桐球を採取する、その方法は竹桿を以て地上に打ち落し、之を拾ひ集めて收穫する、但し常に未成熟のものも交り、之は發育不全で油分も少く、その成熟を俟つて自然に地に落ちたるものを拾ひ集むるに如かない。油商の言に據ると廣西省全州桐油の折光指數は毎に湖南産より高いのは打落し

たので無い爲めであると、又た打落すものは枝葉に損傷を與へ翌年の產量を減少させる。若し手を以て樹枝を撼がし桐球の地に落つるを拾ふ法もあるが是も生氣を傷ふことになる。たゞ桐球の自然に落つるを待つ時は桐林が山坡傾斜の地なる時は他人の桐油と混雜する處があり、成熟の前に桐林の周圍に溝を掘つて之を防がなければならない。兎に角多少の手間はあつても自然墜落を俟つのが收穫上の良法である。

第八節　其他の農產

第一、穀　類

一、蕎麥、秋の收穫を終つた後に栽培するのであるから、湖南では之を種える農家が頗る多い、每年の產額も亦た數百萬擔を下らない、農家の多くは之を以て主食物の補充としてゐる。栽培法は日本と大差が無いので略する。

二、高粱、一般には之を種えるものは少ないが、濱湖濱江の一帶では專ら之を植ゑて生計を營むものがある。

三、玉蜀黍、安化新化の各縣をはじめ山間地帶に於ては多く之を植ゑて主食物の不足を補つてゐる。又た酒を釀すのに玉蜀黍を使用するものが少くない。

四、粟、南部の山地に於ては多く之を栽培して常食に供してゐる。

第二、豆　類

一、黑豆、種類甚だ多く、普通は大黑豆、小黑豆、六月報、十月報の數種に分けて居り、小豆、綠豆、豌豆は至る所に栽培せられてゐるが重要なる產物ではない、尤も每年多少は他に移出せられてゐる。

二、落花生、茶陵に産するものが最も著名である。小粒で香味があり「茶陵子」と稱せられてゐる、近年大粒のものが移植され至る所に産出し産額も在來種より多い、但し移出されるものは無い。

第三、園藝作物

一、蔬菜、葉菜には白菜、芥子菜、大兜菜、紅菜、莧菜、排菜、水芹菜、筒蒿、香葱、黄芽、青菜、菠菜（ホーレン草）等がある。栽培法は日本と大差なく、特に都會附近の農家は殆んど野菜の栽培を專業としてその熟練は相當に良菜を出して居る。特に冬季の栽培は溫室によらずに生産して居る、是れは氣候の溫暖な關係にも因るのである。

二、根菜、根菜には百合、山藥、水芋、旱芋、紅芋、青芋、自然芋、菇、甘藷、萬筍、大蒜、白蘿蔔、萵兜紅蘿蔔、春筍、冬筍、薑等がある。何れもその栽植は在來の方法に何等の科學的の施設は加へられて居らないが永年の經驗は頗る優良のものを産出する、特に都會地附近の農家はその優なるものである。

三、瓜類、瓜類も至る所に種植せられ、南瓜、東瓜、西瓜、北瓜、胡瓜、苦瓜、絲瓜、富瓜、豆殼、茄子、辣椒等がある、特に辣椒は湖南人の食事に無くてならぬ辛味料なのでその種類も多く産出も相當に多い。

四、果實類、果樹の栽植は至る處に見受けられ、特に郴州、宜章の梨、茶陵の佛手柑、長沙の橘柑、香柑、瀏陽の金柑等は頗る有名である。その他桃、李、枇杷、苹果、揚梅、石榴、杏、葡萄、棗、栗、胡桃等何れも栽植せられてゐるが專業は少い、また産額も豐富でない。

五、花卉類、澧芷、沅蘭は一般にその美を稱せられ、その他産額最も多き花木には椿、茉莉、珠蘭、薔薇、桂花、芍藥、海棠、紅蓮花、牡丹、臘梅、梔子、菊等がある。

第四、特用作物

一、煙草、煙草は郴縣に產するものが最も優れ、郴縣はもと郴州と稱したので湖南では「郴州葉」と呼んで珍重してゐる。又た散絲煙、白見煙、雜拌煙、金堂煙等の各種がある。從前はその需用多からざる爲め栽培者も少なかつたが近時その需用加はるに至つて栽培も增加の傾向にある。

第五、工藝作物

一、茶油、茶油は桐油と共に湖南省の特產の一つであつて、衡陽、零陵、平江、瀏陽、醴陵等の地方を旅行するものは滿地山茶樹林ならざる無きに驚かされる。その產額も亦た少くない。栽培その他桐樹と相似たものがある。日本の山茶花樹と同種であつて白花を着けるものが多い、近年栽植の利益が多いので爭つて之を植ゑてゐる。民國十八年には茶油の輸出は二萬擔に上つてゐる。

二、藍、多年生の植物で製靛の原料となる、平江縣に產するもの最も多く、醴陵東北鄉の李家山、漏斗坪、官莊等の深谷中にも之を產す。近年外來の藍靛の爲めに市況大に沈滯し、之を栽培するもの日に減少して來てゐる。

三、竹、竹の用途は最も廣く、產地も亦た全省に亘つてゐる。就中益陽、長沙、湘鄉、零陵、邵陽、新化が最も盛んである。その種類も亦た數種に分れ、南竹、斑竹、水竹、小竹、觀音竹、湘妃竹（俗に淚竹といふ）等がある。零陵の湘妃竹は、その表面に何れも螺旋の斑紋を生じ世人から最も珍重されてゐる。又た湖南の竹は筏に組んで揚子江下流の各地に移出される。

四、蠟樹、蠟樹は冬青と稱し溆浦縣に最も多く、農民は專ら此の蠟の採取によつて生計を營んでゐる。長沙

等の諸縣にも此樹を散見されるが蠟蟲を養つて居る者は無い。

五、芝麻（胡麻）芝麻には黑白黃の三種がある、各地の農家は間々栽培して居るが產額は多くない。

六、蓆草、蓆草卽ち藺草は西部一帶に產する、省內の需用は相當にあるが、未だ多量の移出は無い。

七、龍鬚草、桂陽、郴縣等に野生する特產である、其用途は甚だ廣いが惜いことには漂白がその法を得ないので外來品と競爭が出來ない。

八、通草、郴縣に產し其質は甚だ輕く、湖南では造花の原料として居り、その他藥材として用ひられてゐる。

九、芸苔、湖南省では油菜と稱し、多く之を植ゑて綠肥を造りまた搾油の原料としてゐる。

一〇、甘蔗、瀏陽一帶に產するが糖分少なく、廣東又は四川所產のものに遠く及ばない。

第六、林　產　物

林產物は杉、松、楓、柏の四種を以て大宗とし、此外に棕櫚、赤樟、白樟、猴樟、桐、蒼桐、椿、白楊、黃楊、槐、棟冬青、紫檀、櫟、柞、大桑等の樹木は至る所に生育する、但し森林を成してゐる所は少ない。杉の種類の佳良なるものは苗木以外は茶陵沅陵を最とし、西部南部到る處に產出する、長沙淸泰鄉の杉林及び長沙瀏陽の縣界に至る大山沖の模範林には倘ほ見る可き良材がある。湖南省は廣東省の如く植林に意を用ゐて居らぬので將來は木材涸渇の時が來るであらう。

第七、牧　畜

一、牛、牛には水牛と黃牛の二種がある、水牛は一名耕牛と稱し農家で專ら耕作に使役する、他は菜牛といひ專ら食用に充て、兼ねて搾乳役用にも供する。牛の產地として有名なのは常德である。

二、羊、湖南には緬羊は少なく飼養してゐるのは何れも山羊で角短かく毛淺く肉の味は可良である、専ら食用に供する、瀏陽、慈利の一帶から多く產出さる。

三、豚、湖南產の豚は體格肥大で肉味また佳良を以て有名である、而も飼育容易で生長早く湖南農家の普通の副業となつてゐる。特に豚鬃は輸出品の大宗である。

四、家禽、鷄、家鴨、鵝鳥、鳩等がある、俚諺に南鷄、北鴨といふが、湖南省の鷄は肉軟かく味も佳く之を北方に較べると遙かに上位に在る、但し生長は北方の速かなのと產卵の多いのには及ばない。毎年平均一羽の產卵數は百二十個に過ぎない。家鴨に至つては更に遠く北方產に及ばない。たゞ產卵數は比較的に多い。その他鵝鳥、鳩及び蜜蜂等がある、何れも農家一般に飼育してゐるものである。

五、野禽、洞庭湖に濱した一帶の農民は毎年秋の收穫後に當つて多く銃を持つて遊獵に出掛け專ら鴨、雁等を捕へて冬季の生活を營んでゐる。尤も是れは始めは農家の副業ではなかつたのである。

六、野獸、衡陽、零陵、賓慶等には何れも大幹山脈が貫通して居るので毎年秋冬二季には山間の農民は多く狩獵に從事し之に依つて生活するものも少くない。

第八、蠶　桑　業

一、養蠶、湖南省の氣候は養蠶に適しない所は無く、舊法で飼育してゐる者が少くない。たゞ蠶種の不良なる爲め絲質劣惡、色澤暗黑、製絲粗笨とは久しく一般省民の公認する所であり、その生產せる絲は僅かに省內で絹織物用に供せらるゝのみである。蠶業講習所の設はあるが飼育の新法は一時に普及せしむる事が出來ない爲め依然として振はない。

二、桑、前清甲午（一八九四年）巡撫吳大澂が湖州桑の苗を取り寄せ郷民に配給し栽培せしめて以來、始めて湖州桑の種類が出來た、惜むらくは住民之が愛護を怠り、現在殘存するもの少なく、且つ老本で使用に適しない。火桑は到る處に在るが之によつて育てた蠶兒は絲を吐くこと柔滑な點に於て湖州桑で飼育したものに及ばない。要するに養蠶の盛行せぬ限り湖南の栽桑は改良せられぬ譯である。

第九、水産植物類

一、蓮、湖南省の特産であり各地に産するが、衡陽に産するものが最も優れてゐるので衡蓮の名がある。其の種類は紅白二種に分れ、白色の方が上等である。湖南省から輸出せられる蓮實は相當の量に上つて居る。

二、藕、常德衡陽から最も多く産出する。藕粉を製造するに用ひ、湘潭、長沙等に産するものは蔬菜として食用に供せらる。其の中に尙ほ湖藕、糖藕の區別があり、糖藕の味及び質は遙かに湖藕に優つてゐる。

三、菱、菱には紅菱鐵菱の別があり、紅菱は果實肥大味も甘い。鐵菱は米の如く小さく殼も堅硬である、たゞ到る處に産出する。

四、芡實、産地は甚だ廣い、之を取つて藥品としまた粥に混じて食用とする。

五、菱白、水中に生長し每年一回收穫し蔬菜の用に供する。

六、萍藻、湖塘池沼の不潔の水中に多く生じ、農民は之を採つて家畜の飼料或は綠肥にする。

第十、副業類

一、麻布、瀏陽に産するものが最も優れ、醴陵之に次ぎ、長沙の各鄕は更に之に次ぐ、沅江の麻は專ら移出に充て織布するものは少ない。瀏陽醴陵から産出する麻布は、その織り目細かく質堅く色澤良く久しく使用す

るも布面に毛を生じない、何れも他の産の及ばぬ所で、「瀏陽夏布」の名のある所以である。近年北支及び海外に販出されるものが日に増加して行く趨勢に在る。

二、葛布、野生する一種の葛藤の皮を絲として織つたもので色澤光滑蔴布に次いで重んぜられる。亦た瀏陽から産出するものを佳とする。

三、綿布、綿布は産出する所によつてその名を異にし、都布は湘陰鹿門から出で、平江大布は平江から出る。その他は何れも之を大布と稱し、或は之を七布ともいふ。何れも農家の婦女が自ら紡ぎ、自ら織つたもので大工場があるのではない。

四、絹布、各縣各鄕に何れも土蠶があり是から製出されたもので、僅かに織布に供せられるものであるから絹の價額は最も廉い。

其の他蔴線、蔴繩、綿帶等は到る處に産するので他省から購入するの必要は無い。

五、紙、製紙原料である竹、楮、三椏、樟、藁、蘆、葦草等は甚だ豐富である。紙を最も多く産出する縣は溆陽、瀏陽、邵陽で、紙の種類は竹紙、丁貢、貢川、毛邊、官堆、寶柸、花柸、花穀、草紙等である。何れも舊式製法を墨守し改良が加へられない。近時始めて製紙會社の設立があり、現に成立せるものに萃豐、章楚の二會社がある。

六、竹器、湖南省は竹を産するを以て有名である、從つて竹器の産出も亦た少くない。溆陽の篾簟、竹椅、竹椅子、竹床、竹蓆等の如きは何れも精細であり、寶慶、零陵の竹器彫刻も極めて精美である、誠に農産製造の特色とするに足る。

七、編み織物、各種の草帽、草蓆がある、就中龍鬚草を以て編めるものは佳品である、毎年の賣上げ價額約二十万元、草蓆は毎年の移出額六千万元に達する。

八、皮革用器、常德零陵の各地で製造する革箱、革籠、革包、革帶等は堅實精緻で價額極めて低廉であるから需用は頗る多い。

第五巻　鑛　業

第一章　總　論

第一節　湖南鑛産

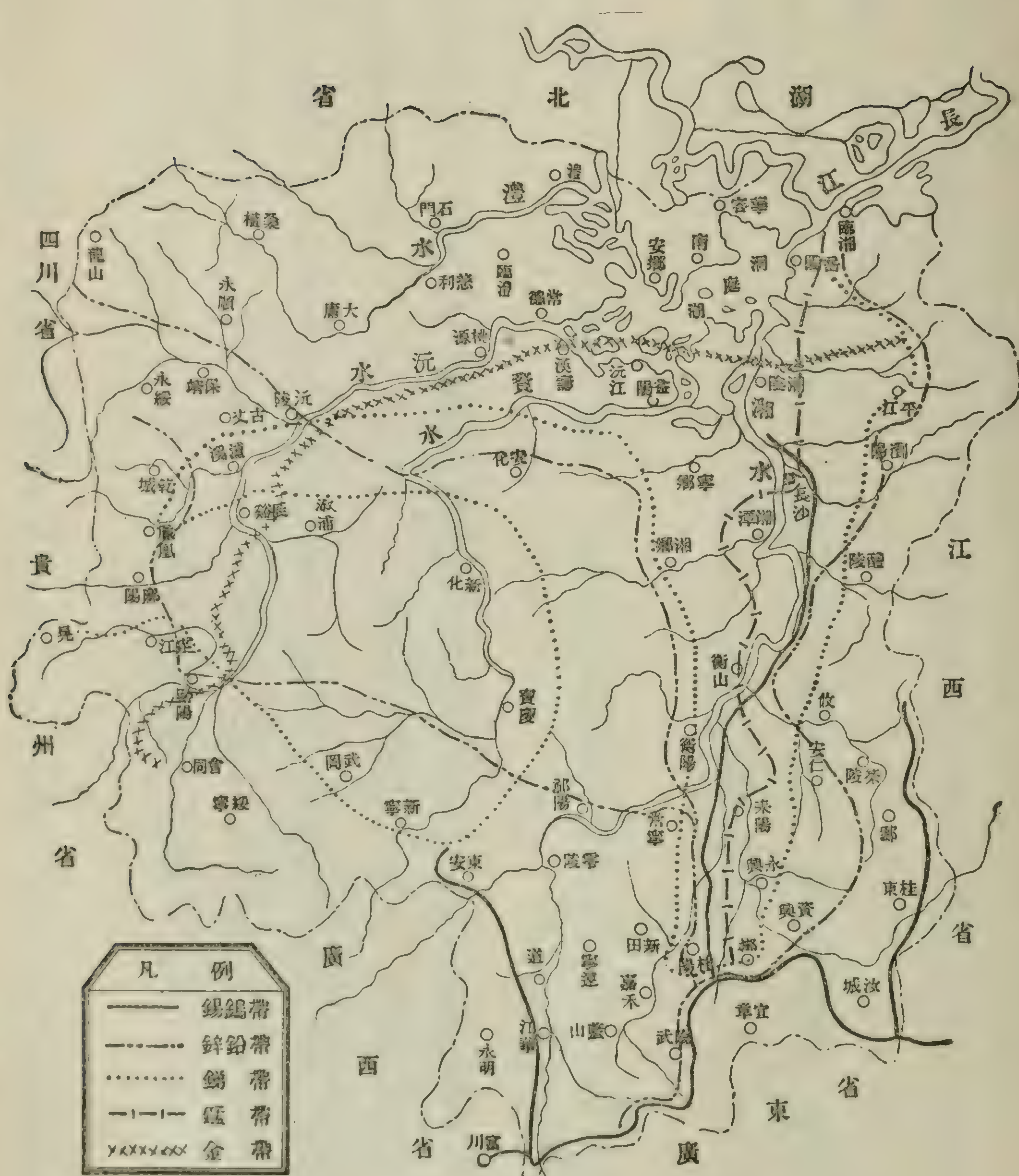
第一、湖南鑛産の分布

湖南省鑛産の分布は已に採堀せる各鑛に就て之を看れば表面上聯絡がないやうであるが、然も之を研究すれば殆んど一定の規則があるやうである。鄧負盦氏が佛人デロナネー（Delonany）及び翁文灝二氏の鑛産分帶法に據て湖南の鑛産を分つて、錫、鎢、（ウルフラム「Wurflam」卽ちタングステン）鋅（亞鉛）、鉛、銻（アンチモニー）、錳、（マンガン）、金、銅の六帶として居る。

（一）錫　鎢　帶

錫と鎢とは含連して一帶を爲して居る、東端に鎢を產し西端に錫を產す、錫帶は廣西省東北境の賀、鍾、富の三縣より湖南省の江華縣に入り、進んで臨武に至り桂陽を經て郴縣に達して居る。江華縣は錫の最富の地點である、鑛質最純にして所產の鑛石には氯化錫を除くの外雜質極め

湖南鑛産分帶圖


湖北省
四川省
貴州省
廣西省
廣東省
江西省
長江
洞庭湖
澧水
沅水
資水
湘水
長沙
湘潭
湘鄉
衡山
衡陽
寶慶
新化
安化
漵浦
辰谿
沅陵
常德
桃源
益陽
岳陽
平江
瀏陽
醴陵
郴縣
桂東
汝城
宜章
永明
富川
凡例
錫鎢帶
鋅鉛帶
銻帶
錳帶
金帶

て少く並に單純なる鎢鑛はなく江華を過ぎて後、臨武縣の香花嶺に至るに及び、鎢鑛漸く豐富となる。

硫銀鑛は江華縣の姑婆山に出現し、鋅、鉛鑛が江華芙蓉寨に露出する如きに至つては、此れ本鑛帶錫藏漸變の現象である。延いて郴縣の西南境に至りて尚ほ錫鑛の出現せるものあり、東南境に至りて鎢鑛の聚集が漸く濃厚となつて居る。郴、宜、資三縣毗連の西南境に僅に錫の痕跡があるのみ、而も鎢鑛は已に豐富である、再び東行して汝城縣境に至れば殆んど鎢鑛の窖藏(アナグラ)である。最後に延綿して江西省の南境に至れば錫鎢帶は湖南の幹帶に在ては殆んで五嶺山脈に沿ふて南境に亘り其北に向て分支せるもの三つある。

一は鎢鑛が羅霄山脈に沿ふて桂東、酃縣、茶陵を經て攸縣に止り、攸縣以北は尚ほ未だ鎢鑛を發現せず。

一は錫鑛の臨武より桂陽を經て常甯境の白沙地方に達し、白沙以北は今に至る迄尚ほ未だ錫鑛を發見せず、或は錫鎢帶と隨ひ花崗岩の關係ありて北に向て延び、白沙より衡陽、衡山、湘潭に突出して長沙の丁字灣に止る。

此外に東安縣伊山の鎢鑛は遠く本帶を離れて獨立の狀態を呈するに似たるも、當錫鑛は江華縣南境上伍堡から北に延びて江華縣城附近に至り北に向て西北分支の態をなすに似て居る。或は之

れは本錫鎢帶の第三分支で道縣、零陵を經て東安縣の伊山に止まつて居るのかも知れない。

翁文灝氏の說に謝家榮君の調査に據れば、湖南錫鑛の產額は郴縣の安源を以て首とし、但し湖南錫の產出量は最近二十年以來は江華縣を以て第一とし、其次を臨武縣の白沙、桂陽縣の大有隆等の處とする、惟だ皆砒多くして錫少く、郴縣の安源に至りては、昔日錫砒を產したが近年は殆んど停頓狀態であると。

(二) 鋅、鉛帶

本省境內の各鋅鉛鑛山は皆な鋅鉛共生せるもので、前述の錫鎢帶の如く、鎢と錫とが同じく一帶に在るものゝやうではない、而して前後互に消長があるのである。但し本省已發見の諸鋅鉛鑛山は鋅量が常に鉛よりは多い、此れ古代變質地層中には鉛多くして鎢少しとの說とは適ま其れの反對である。本鋅鉛帶は常に鎢錫帶の前に位し江華縣の芙蓉寨より起り、その邊緣は錫鎢帶に靠りて東北に向て延び、臨武、桂陽を經て郴縣に達す、時としては錫鎢帶に相重復して居る、卽ち臨武縣茶山の鋅鉛鑛は香花嶺の錫鑛に近接し且つ鑛床の底盤には花崗岩がある。郴縣の金船塘の鉛鑛床は花崗石を距ること遠からず、惟だ錫鎢帶に近き一端には鋅量最も豐で、鐵に接近せる一端には鋅量は減少するが、但し仍ほ鋅が鉛よりも多い、且つ漸く銻質を含有する益陽、安化、漵浦一帶の如きは每に地層中に含銻の鉛鑛石を發現して居る。又衡山縣の東崗の所產の鑛石の如き

は輝銻鑛、方鉛鑛、閃鉛鑛、黃鐵鑛と相伴ふて發生して居る。

本帶の分支は又錫鎢帶の如く一は郴縣より資興(長岡仙の鋅鉛鑛は殆んど銻鑛と重複して居る)桂東、茶陵、安仁、攸縣、衡山、(東岡山)醴縣(西鄕の周家坊)瀏陽(北鄕の額頭尖、八寶山、芭蕉城)平江の諸縣境を經て臨湘縣の官山瑕山に至りて止まつて居る。一は臨武縣の錫帶の邊に沿て北に延び桂陽(義墟、大湊山、黃沙坪に發見す)に至り更に北行して常寧縣の水口山に達す、產する所の鑛石鋅は已に鉛の二倍に超過して居る。再び衡陽、湘鄕(涵瑕と下子托)寧鄕(驛馬冲)安化、沅陵(白溶長灘と內用溪)古丈、永順(金銀坑、曹家窪と明溪)の諸縣を經て龍山縣(梯子岸と野鷄洞)に達して居る。一は常寧縣の水口山より西迤して祁陽(柏子坳)寶慶(隆回銀坑)黔陽(龍岸江)芷江(鴨綠岡)麻陽(漂池坳)瀘溪(溫水洞)甘冲、禾衛壚、馬字冲)乾城の諸縣を經て永綏縣の鉛陽に達して居る。

(三) 銻帶

銻帶の延展は鋅鉛帶の前に位して居るが、而も又鋅鉛帶と平行して居る。查するに鋅鉛帶或は錫鎢帶は何れも一は西より東に往くの總帶と北に向て三支に分れて延展して居る、而して銻帶は則ち自ら一の字形を成し、汞に遇ふて起り汞帶に近き一端に產する所の銻鑛石は極めて純粹である。鑛床中に附着物極めて少く且つ儲銻量も尤も豐富である。錫鎢に遇ふて錫鎢帶に近き一端の銻鑛

石には砒質を含み儲量も亦遠く前者に及ばない。

本省の銻帶は晃縣から起り東南行して芷江、黔陽、武岡（北鄕の西猴村に發見す）の諸縣を經て東安縣の西北境に達し、三河鄕の壩頭段、大夫段の錫鎢鑛と緊接し、東安から南した錫鎢帶は次第に發達し、今に至る迄銻鑛の發見するを聞かない。東安の壩頭段よる折れて北向したる銻鑛は、延伸して絕へず新寧縣界に沿ふて伸延して寶慶縣の龍山鎭、易易鄕一帶に向へば藏量次第に豐富となり、再び西北に綿延して新化縣の安集鄕沫鑛村にまで達して居る。

錫鑛山一帶の鑛區は稠密で銻藏の豐富なる恐らくは世界に冠たるものがある。更に折れて西に向て延び溆浦縣の東北境に至り、底莊附近の銻鑛も亦旺んである。その地質結構の岩石は著しく新化縣の錫鑛山に似て居る、再び辰谿の北境を過ぎて鳳凰縣の猴子坪の汞鑛に達する、西は貴州の大哃喇に接し南は晃縣と僅に一麻陽縣境を隔てゝ居る。

鳳凰縣内猴子坪の東南桐木董、斗篷岩、曾家寨等の處に銻鑛がある。此より復た折れて東延し乾城、古城を經るに及び銻藏量次第に衰へ更に東延して沅陵縣の界亭鎭一帶から、安化、益陽の西境に至れば銻鑛亦旺となり。安化縣内には處として殆んど銻鑛なきの地なく、益陽縣の板溪の銻鑛脈はその形狀新化縣のものに比し整齊であつて延長五六尺、その幅は五六分乃至一尺半位もあり、再轉して東南に向て延伸し、湘鄕、衡山、東岡を經れば銻鑛は鋅鉛鑛と共生し、再び衡陽、常

寧（上東鎭の黑水江）桂陽諸縣を過ぎて郴縣の永豐鄕の椿木山及び秀才鄕の上柴山に達してゐる。上柴山の錫鑛は鉛、砒、鉍と共生し郴縣境內に在りては本錫帶は錫鎢帶に遇ふて復折して轉じて北延し錫藏量は次第に衰渇して居る。資興、永興、安仁（南杉長村）攸縣、醴陵、瀏陽を經て平江縣に至る迄の間の錫鑛は稍々佳良である。

（四）錳　帶

湖南の錳鑛は自ら一帶をなして居る。瀟水の西岸耒水の東岸及び湘水の兩岸に沿ふて延展し、湘水の河口に至り長江に沿ふて東延し錫、鎢、鋅鉛、錫等の各帶とは何等の關係も之れなきに似て居る。各處の錳鑛はその成因概ね相同じく、凡そ此種の鑛山を構成する處の岩石は大部分が砂化したる頁岩、岩質の頁岩、砂質頁岩等であつて、錳鑛砂岩內に夾まれ、各鑛山の鑛床は常に一帶の形をなして居る、狹くして且つ長く鑛山の兩側には礫石砂岩が多く儼として河床の變遷に由て成れるものに似たり。その或者は湘水の變遷と關係あるものに非ざるかと思ふ。

本錳帶は郴縣の棲鳳鄕、秀下里より起り耒陽、常寧に延伸し折れて安仁に向ひ轉じて衡山を經て居るが、その走向は亦た湘水が祁陽から東に向つて流れて居る如くである。而して北折して衡山に至り適々相符合して再び北延して湘潭に至り長沙を經て湘陰、岳陽を過ぎ以て臨湘に至つて湖北省に出て居る。

瀟水の沿岸寧遠、道縣等にも往々錳鑛を發現するが（戴啓璵君の調査）常寧、耒陽二縣に於ける錳鑛の分布は耒陽西南の兩鄉と常寧の錳鑛は卽ち北鄉の東部にある、以前は皆漢冶萍公司の經營であつた、民國元年以來錳鑛石の產額は十餘萬噸を下らない。湘潭上五都の錳鑛は西は仙女山に起り東は三角塘に至り長さ凡そ三十餘里、北は蕭家灣より南は百泉に至る、幅十餘里、蕭家灣より東北行し炭塘子なる湘江の河岸に至る約二十里間沿途の地層は皆砂土にして處々圓礫夾砂土の層を成した處もある、又處々礫石堆峙せる處もある、河床移動の狀態が歷々として考ふべきである。歷年採錳の區域は運送の關係に由り僅に西は石冲、東は三角塘に至り長さ約二十餘里で鑛床內の錳鑛は兩大層に分れ卽ち枯穀砂層と鐵板砂層とである。石冲方面では枯穀砂層が上に居り鐵板砂層がその次に居る。

東行して毛柴坳に至り延びて仙峯嶺に及ぶ一皺折を爲し、鐵板砂層が上となり枯穀砂層が下となつて居る、現在已に發現せるもの鐵板砂三層と枯穀砂が二層ある。更に淸水塘、大冲灣、伍家坳を過ぎて齊婆山、雷公嶺、謝家坳、伏亂冲、仰天湖、老鼠坳に至り又皺折を生ずること一たびして今度は枯穀砂が上となり鐵板砂が下となつて居る。更に盧家大山、竹山圍、鶴嶺を經て東北行して牛鼻山、洪山大嶺に至り、一皺折して鐵砂の層が又前と相反して居る、斯くして蕭家灣に至りて止まる。民國元年から今に至り產出した鑛砂は三十萬石を下らない、儲藏量は殆んど二百

萬噸と打算されて居る、若し夫れ西、仙女山に連り東南、百泉一帶を込めて計算したらその量は此れに止まらぬであらう。

（五）金　帶

湖南省の河流は分ちて湘江、資江、沅江、澧江の四水とする、皆洞庭湖に注いで居る。鑛產は常に河流に依て畛域を分つて居り、前述したる錳鑛は湘水の左右に分布し、資江に沿ふて銻鑛を富藏し、澧江の流域には雄黃を多產し、慈利縣界の牌谷の雄黃鑛の如きは、世界之に匹敵するものなく、而して金は則ち沅江に沿ふて帶を成して居る。貴州省の天柱縣境內より湖南に入り會同縣（十八洞、金坪、漠坪）に至る、漠坪の金鑛は會同縣の極西北境に位し、天柱縣に接壤し、鑛山附近には石灰岩層異常に發達し而して自然金の石英脈を含み、則ち頁岩中を貫き地層の變動に因り、鑛脈が折れて二つとなり相倚りて人家の形をなして居る。

其一つの走向は北より西に偏し、其二つの走向は北より東に偏して居る。その厚さ五六寸から一丈位もありて最高の含金量は約萬分の一で、平均して二十萬分の一を下らずとのことである。會同縣より沅江に濱して東北に延展し、黔陽（桐木坪、文昌閣に金坑あり）芷江（沙羅田金坑あり）辰谿（倒湫に金坑あり）沅陵の各縣を經て挑源に達する、再延して常德、漢壽、沅江、湘陰（童家山に金坑あり）を經て平江縣に達する。

沅陵縣の金牛山は東南隅は頁岩であるが、西北隅は砂岩である自然金は石英脈内に含藏する、而して砂岩中を貫き頁岩の斷層裂縫間にも亦金粒を含有する（禹景堯君の調査に據る）桃源縣の蓼葉溪は桃源縣治の西百二十里に位し、崇山峻嶺南は曾家河より連亘して野猪山に至り沅陵縣の諸金鑛山脈と相接連して居る、約長さ七十里に達し、東は龍潭よりして西行すること亦四十餘里、周圍二百里に下らない、露頭せるもの所在に是れあり附近は皆石灰頁岩と砂岩とで構成せられて居る。石英脈は頁岩或は砂岩中に貫き脈の厚薄は一様でない、薄きものは金を含むこと稍々豐富であつて毎噸に五六錢から二三兩を含んで居る。

黄金洞は平江縣の東鄉に在り縣城を距ること百二十里、本鑛山は砂岩、頁岩、粘板岩で構成せられて居るが、石英の鑛脈其中を貫き、是は厚生の鑛床であつて、桃樹洞金塘等の處も皆同樣である、而して出口窿等の處では則ち自然金を含む所の石英塊が多く、粘板岩或は頁岩の裂縫中に充塡して居るが是れは更生の鑛床であるのである。曩時採掘した時の鑛石には毎噸含金量二錢五分より一兩一錢五分位あつたとの事である。清朝光緒三十二年から民國十七年に至る間に本鑛に於ての產金量は確實に四萬餘兩を下らずとのことである、若し盜堀者の數量を加算すれば此額に止まらぬであらう。本鑛の地質は概ね沅陵、桃源、各鑛山と類似し且つ同じく北緯の二十八度四十五分位の處にあるのであるから、各鑛は當さに連帶の關係にあるのである。沅江を遠離せるに

因て平江縣の金鑛を疎外することは出來ぬ、何となれば緯度が同様であるからである。沅陵、武溪方面では銻と金とが共生して居る。毎噸に金二錢乃至三錢位あり、銻鑛の礦石を洗選して常に淘金の用に供して居るのである。

（六）銅　　帶

湖南省の銅鑛は前淸の中頃よりして皆停堀して居る。儲藏量豐富の處は皆何れも北緯二十六度十分より三十分位の處である、最も著名なるものは、（イ）綏寧縣の銅場界。（ロ）桂陽縣の綠紫坳及萬發窿とであり、其餘の各處は言ふに足るものがない。銅場界の銅山は石灰岩と砂岩と及泥板岩とで構成せられ、火成岩と隨處に峙立し鑛床は變質に接觸して成つて居るやうである。桂陽縣綠紫坳と萬發窿とは相距ること二十二里、一部は灰黑色の石灰岩で構成せられ、而して花崗石と相接觸する地方とは則ち何れも變じて大理石となつて居る、含銅鑛脈は此兩岩接觸の間に充塡して居ることは恰も錫帶と相類似して居る。綠紫坳の鑛床の走向は約南北にして、萬發窿のそれは約東西である。傾斜が甚だ急で幾んど垂直であり當時地熱の作用が極めて强かつたことを知るべきである。且つ兩鑛產間の花崗岩は隱見常なく、儼然一大花崗岩塊が其間を橫貫して居るに似て居る、而して綠紫坳の鑛床は其西旁に伴ひ萬發窿はその旁に伴ふて居る所を見れば蓋し兩處の鑛床は同時に生成したものであらう。鑛質は黃銅鑛及班銅鑛とである。

以上で各種鑛物が皆一定の法則に依て分布せられて居ることが分る。且つ毎に一帶の中部の儲藏量は比較的豐富で鑛質較々淨化され次第に兩端に及びて鑛脈も衰へ雜物も多く含んで居る。鑛脈の延伸に至つては、只地質及地質時代の制限を受けたので地殼變遷の形勢とは關係がない、同一帶中の鑛物が必ずしも同一ならざるは各々一端を占めたる帶の中部に兩種の鑛物が共生したので相互に相消長したからである、凡そ是れは鑛產分布の規律であるのである。

第二、各縣鑛產の種類及び產地

前項に於て湖南鑛物の分布の狀態に從て之を觀れば各縣鑛產の種類は已に概見すべきである。惟だ實際上では同一縣中に數種の鑛產が產出して居る、又其鑛帶の經過せる所の縣の部分でも而も該鑛物を未だ發見せざる所もある、玆に各縣の鑛產及び產地を表示すれば、

湖南省鑛山一覽表

（本表は湖南建設月刊第十三期所載の湖鑛一覽及同第三十一期所載の湖南公鑛一覽を合併して作製したるものである）

縣名	鑛名	出產地名
衡陽	煤	三官町、西山嶺、羊角沖、三步園羅王山、李子灣、大挖沖、荷葉塘黃泥嘴、芋荷塅、土地祠、傘筒、牛子塅、萬路嶺、棕樹園、金家凹
衡陽	煤	洪熙塅、丁步塘、丁嶺、大塘角、栗以下至三婆園、清水塘、桐水垢五里亭、獅子山、袁家凹、耗子形紫樹園、十茂壠、書頭山、牛家灣清蓮禪林菴後、陶犨壠、書道山、

衡陽	煤	高家壠、三婆園、復江河口焚星崖、栗江河。
	鉛	石門井、山門寺、茶園灣、王家沖、神皁涠、蔡家沖、細沖垇、竹基沖、紫沖、小寺門杜家灣、天基坪、北鄉鹽零橋、山寺亭、東陽渡、復壘社、復星社、蔡持下石頭灘、宗山三官町。
	銅	井里崗、霞山、東陽渡、東江、黃茅沖、拜頭嶺、牛瓦山、獅子林、金竹嶺、沙葉垇、磺石嶺、太平里石頭灘、沙嶺上。
	鐵	八方、太平、焚星崖。
衡山	煤	黃花坪、東湖樟柏沖、銀坑沖、芬林沖、張天岩、上厘沖、下厘沖、西鄉東湖、北路霞流沖。
	銻	早禾沖、猻猴石、錫崖沖。
	磺	頭金。
	鉛	兎子崖下至鐵蘆沖、淘金湖、鐵蘆坪二處、新頭嶺、張大壟、錫貴沖。
	銀	東鄉銀坑沖、進坡嶺、西路東湖、早禾沖。
	鐵	福田寺。
	銅	西路大水沖。
常寧	鉛	水口山官辦、碓臼沖、凉水沖、歐家沖三人形山、磨石嶺大牌窿、炭山嶺北窿、炭山窩硫子窿、龍王山官辦、巷子口、七里坪、梅埠隘、高嶺、岩山窩腰、桂陽北鄉綠紫坳側、人形山下至大梓樹、漢泉洞、火保隘、人形山、山安嶺、泉豐、西鄉關廟下至桂陽北鄉、江木嶺、白馬嶺、呼頭、老虎崖、上安嶺。
	煤	曾家窿、栗港、馬蝗塘金龍山、西塘、馬梁李家垇登雲寺、雨路口、楓樹凹、棉花垇、早禾沖、作塘放水眼、鸞坪、手尾沖、木環嶺、鄧家沖、李子沖、獅子嶺、鵝公嶺、盧

礦產	產地
	泉塘、斗嶺、胡家垱、白面石。
銅	梅埠隘、碓臼沖、楊家沖、中窿、猪婆窿、銅益嶺風水江、絲毛嶺、東鄉上安嶺、東鄉銅坑裏、桂陽毗連江邊上、大樟木、桂陽交界白沙市後六字坳、溪嶺西、大義山、銅鼓塘、相塘、猪婆沖、油子塘、燕子塘、紅銅山、觀音嶺銅錢眼、銅坑裏、楊隔州隘銅沖、裏旁拐窿、觀音岩大窿口、大坪裏、大坪坳元奥窿大寶窿、棋盤窿、得意窿、楊隔州隘銅坪裏、獅子腰。
鐵	羅家坪、雙橋陸陵堂、黃龍山、對門嶺。
硫銅	絲毛沖、鼎元窿、普發窿、戈訓窿寶泰窿、萬順窿、棕樹下、聚寶窿誇口窿、雙發窿、告化窿、摩天嶺北下山、婆婆窿、坦利窿、楊隔州隘銅坪裏一簍沖窿、楊隔州隘銅鑛裏桃樹下窿、招元隘麻石嶺人和沖招元隘麻石嶺竹師窿、三星窿、泥巴窿、土發窿、打牛窿、船沙窿、回發窿、寶順窿。
銅錫	楊隔州隘銅坪裏椿樹下窿、招元隘麻石嶺、錫福窿、億福窿、
錫	牛瓦嶺、老虎崖、絲毛嶺、岩山窩腰。
硫	黨下狐、到狐裏、黨下狐鄧奥窿、土地坪、炭山窩、北窿。
水晶	馬家嶺麻黃樓
煤鉛	斗嶺
銅鉛	羊角州
銅錫鉛	炭山河南窿
炭鐵	柏坊

耒陽

礦產	產地
煤	田鋤邊、栗山塘、羊角嶺、白毛塘發雲垱、敝土塘、樟樹下、客下坪十二沖、桃李樹下、鵝眉沖蒼山嶺倉裏崗、湘潭裏、碑邊、荷葉塘、楊梅樹下、七石田、巷子山、波羅嶺、水硯沖、荒沖、元鉢沖、鐵子

縣	礦	產地
耒陽	煤	坳、竹則沖、廣濟壠、洪龍壠、馬迹沖、油榨隆、譚家沖、柳塘裏、桐子山、廖家沖、湖裏黃廣沖、金家灣、板橋、弔環上、弔環下、通樹鋪灣、廟壠、椿山、新隆下、苗湖裏。
	鉛	小田沖岩坡下。
	鐵	大蛇形山拱子垇、五圭嶺、虎子坪
	銀	存仁嶺、戈坳裏。
安仁	銻	銀砂坳、杉長村。
	煤	永興市。
	鉛	團山。
	鐵	撲塘沖金鈎灣。
	銅	黃田。
零陵	煤	老埠頭、南塘炭。
	鉛	富家橋、楊婆嶺。
江華	磁鐵	鐵江華春頭源。
	錫	上伍堡。
	鉛	芙蓉山。
祁陽	煤	雷垇、黃牛塘、楊飯垇、觀音灘、娘娘廟、觀音沖、黃泥塘、富家沖、白米山、壕坑山、玉泉山、煤隆垇、香花壩、大營嶺、唐華坳、上禾沖、河福坳、烏砂沖、陳家山、百步陡、灆泥沖、炭灣裏、滴水岩、落山燕窩形、老寨嶺下至陳家山、向大垢綠豆灣。
	鐵	豐眼坪、鐵山嘴、寨子嶺、龍泉巷
	銀	百結坳山下至源頭沖、洛山。
	鉛	八弓垢樟樹灣、太白峯山、博樂軒山、陶沙井山、源頭沖山、羅家沖下至提朗坡、提朗坡。
	錫	白砂個馬腦山。
	銅	何家坳、紅銅灣、增嘴坳。
	鉛鋅	白吉坳。

縣別	鑛產	產地
東安	銅	盧洪司、富子嶺二座。
	銀	高棋嶺。
	鎢	依山。
道縣	銀	賴子山。
寧遠	錫	癩子山。
	鉛	南鄉母江源、投石井、投品石。
	銀	南鄉楓木山。
	鐵	鐵山嶺。
	銻	西江源銻下至母江源、螞蝗沖。
	水晶	衡口樓。
	金剛石	源正沖。
郴縣	鉛	柿竹園、青草豨、金船塘、金鷄窩蛇形山、楓湘嶐、百寶嶐、觀音山廖家洞、紫騰嶐、欖兒沖(在秀才鄉)、牛角塘、南嶺腦、百砂嶐、三陽沖水湖裏、三十六灣、東沖芭蕉嶐、羅桂山、五盧頭(在永豐鄉)、大壠、下里、大水江、老歸上、細竹壠、桃花嶐、圳壩、孔家嶺、打砂嶐、羅銅山、九江湖、鐵坳嶐天字號、獅子腦、板壁嶺、劉家潭(在鳳德鄉)、青翠樓秀才鄉、打碓嶺、花園石質腦、烏石江、折車嶺、長嶺腦、七甑飯芭蕉、雷姓、寶鷄山猴枯潭、大南嶺(在永寶鄉)、窖嶺腦、黃灰坑、嶺頭上秀才鄉、板壁嶺、鳳德鄉、透銀窩、長巷、太山東洋貨艇、南嶺腦秀才鄉、雙園沖風木嶺、秀才鄉、秀才鄉秀才里下至下才鄉、秀才鄉龍頭嶺、上中才山、大賢嶐秀才鄉、碓石嶺大水坑茅荔凹、官寶山、野鷄窩、秀才鄉金盆形、下才山一帶、月心坳、柿竹園。
	錫	鳳德鄉、三姑山、青山頭、招坪、石落坪、陽貨坪、檀與壠、葛藤坪金子坪、絲毛坪、千金凹、黃花坪。
	磺	東坡、金獅嶺、永豐鄉鷄冠石、紫

縣別	礦別	產地
郴縣	磺	鑛裏（在秀才鄉）、東坡嶺、石竹園、東邊嶺、水湖裏、大盛嶺、獅子園、推子嶺、推銀山、東山嶺、獅子腦、龔塘、瓜柵下、麻田浪、大紫山、許家洞、長嶺。
	硫	王爪偏。
	銅	桃花壠。
	銻	大岡洞、沙帽石、金船塘下至雙園沖。
	金	桐木洞、楓湘窿、屋場坪、復興窿、風仙壠、後溪塘、長盛隆。
	煤	打鼓嶺、馬嶺揚家窿、書仿腳、楊海沖、茅荔窩、大禾洞、水家洞、三姑山、銅坑湖老園地。
	銀	永豐鄉、秀下里東嶺。
新寧	銅	大坊洞、唐傘崙、大山。
	銻	大岡洞、大豐嶺、楂嶺頭。
	鉛	三口窿、瑤岡仙、長沖、采沖、大

縣別	礦別	產地
		腳嶺深江。
宜章	煤	太陽門、沿江、擔馬嶺、官坑沖、田里、三官沖、走馬嶺、金子嶺、上鄉趕坪。
	錫	曲子嶺。
	鉛	塘田、由亭。
桂陽	鉛	黃砂坪、長富坪、虎形山、濠頭、雁鵞窿、長富坪、千金窩新貓兒、鴻窿廠、釣鈴、台子沖、離祟山頭四里許、釣鱗廠、廿竹坪、買馬湖鴻窿窩、黃發窿、大湊山、獅子腰黃婆坳、貓兒形、鹿子坳。
	銻	大富坪、江邊嶺。
	銅	泥湖裏、絲毛沖、棕樹窿、太乙窿棕樹下一篗油、白沙祟山頭下至黃婆坳、離祟山頭七里許、鷄公井深紫坳。
	錫	白沙、獅子山、雙風窿、萬金窩、草吉窿、源發窿、梅花井、野鹿灘、

		大有窿。
	礬	洋婆窩、廣泰窿、黃婆窿、光裕窿北發窿、東邊窿、鷄公窿、一箕油雙鳳窿、橋下窿。
	磺	石山。
	煤	千金崙、桐木嶺、葵木嶺。
	銀鉛	虎形山。
	鋅鉛	園門沖。
臨武	鉛	曹家灣七金鷄嶺、太乙山、香花嶺太乙山、千寶嶺茶山。
	磺	新坪、手脚坑。
	銻	中坪。
	銀	汊江坪、手頭沖、反背沖。
	錫	大福崙、手脚坑、香花嶺、鐵砂坪側排沖。
	銅	下排洞。
	鎢	蘿坪。

	礬	塘頭坳、洋婆岩、牛頭。
汝城	鎢	山塘。
攸縣	赤鐵	黃家坪。
沅陵	鉛	長寶岩、北溶、界亭、烏溪、七仙洞、金家山、扒齒山、手欄溪、黑毛溪、黑毛溪、瞿家營、九龍山、長灘、欄頭、看馬山、錫及溪、內用溪、銀元山、長安山北鄉濫頭、黑馬溪、滾宅坡、茶爐坪、竹莫頭雲霧池、九個腦、大灣渠芭蕉溪、芭蕉溪滾它坡、大坪、銀杏園、毛口眼、孫家坪、廣灣、老鴉溪、下紙馬沖、九個腦銀紅園、硃紅溪古老、白岩灘、硃紅溪梓木沖、用坪長坡、源長坪、山岩門、下岩門灰窯沖、硃紅溪白岩山、覃溪沖。
	銻	楊明溪、紅岩溪、銀鑛坨、水田溪牛婆溪、羊毛坳、狗子灣、中和鋪鼎罐蓋、三義塘、梨子坳、蔣家坡銀場溝、牛扶欄、田相灣、孟公坳

縣	鑛別	產地
沅陵	銻	牛金山、出水沖、山義塘、花岩山土地凹、李家山、花岩山、陸家屋場、瞿家溶、銀鑛坨。
	金	柳林汊、麻塘、大怡溪、大營溪、關家山下至興家山、淘家奎、興家山、老金場下至烏溪、大西溪、縱樹面、辛家山、大埡坡、古牛背、樵子沖、大淸浪、甘溪溝、王桐溪未魚空、板山灣、李磯灣、金場寺空峯洞、四合縫、唐家灣、烏龍洞胡盧坡、石灰田、烏溪、簡家溪、湯么坪、金錢灣、堅人山、雙山坳大由溪、淸浪灘、李子溪、洞庭溪蒿子溪、墳山坳、新霧山、牛金背下至淸浪灘凹、李九灣、長平寺、金廠溪、留金溝、淸浪菴凹、岩山下至出水沖、南鄉鷄公界、梅子溪下至天堂山、北鄉合團坪、七寶洞金龜山、猴金洞、天堂山、頁綱埠下苦姚頭、陳家灘、姚頭、深溪點兒塘、深溪烏馬塘、深溪草會堂、嶺塌、胡家山、産子灣、老楊溪岩子坡、桐油坪、鄉林汊、大有溪、茱溪口、芭蕉溪、砂金灘。
	銅	龍溪頭、船溪驛、九都・朱洪溪、烟角洞、硃紅溪下至耗子溪、沅陵銅沖門。
	硝	常府洞。
	銀	孫家坪、又巖山、大坪尖角地。
	硃砂	洞界上。
辰谿	鉛	玉谿口、堰灣山、排山、望鄉山、光里灣、王家勝九股山、大銀沖、康家沖、王家屋場、鹽井射泥灣、黃家坪二處下至黃家坪、九角腦、小銀坑里黑鉛山、通官坪張家修下至鯨魚口、雙井、鴉頭界、貢溪、千金灣、黑毛溪、芭蕉溪、滴口洞千金灣、竹灣、塩井。牛形地、射泥灣三處、小銀沖、同灣沖、米家壠黃鷄坪、魚水灣、銀沖灣、毛金灣小銀沖、鑛岩灣大銀

	沖、米家壠土祖灣、水井邊、小銀沖、大灣、遇路灣、岔山沖、和睦嶺、手形灣、手形地、連樹灣、袁其界、柘木村、青龍溪、浦市後山
銻	女兒岩、狗子灣、中和舖、敖家灣偏山坑、壠門溪下至貴午壩、黃家坪、賀家坪、牛波溪、陳皮坪、牛婆溪、三義塘、立子凹、中火舖牛安村四處、中火舖黃山坨。
金	到洑、下江邊、修溪、黃家坪、到府、市溪口長嶺、灘煤坪、長嶺、白面岩處形、象形坡、長沖灣、牛婆沖、東瓜嶺、黃毛嶺、長嶺｜牛潭子、大龍板上、長嶺大頭灣大龍嘴。大嶺上、茨樹邊、牛潭子。
銅	樓坪、天台崙、羅公塘、龔家灣、四都坪、和尚洞、銅鑛腦、銅廠門獅子嶺、銅洞嶺、沙灣、觀音山平古傍、銅沖門、桐木灣、岩橋邊溪坎上、洋溪和尚洞、洋溪同鑛腦。

瀘溪	煤	亭子灣、十里舖、福金山、馬鞍山山唐驛、那盆洋溪貴午壩、洋溪坪棉花沖、小洞溪土磯坡、鵝頸塘、大王坡坪木傍、長坎田、牛欄山、秧田沖、牛溪、杉樹坳。
	硃砂	黃家坪。
	銀	軍田坪下至陳皮坪、滴水岩。
	紅銅	龔家灣、九個腦、和尚洞。
	銻銀	中火舖。
	金銅	鯨魚口。
	鉛	宓叢、狗印玻、愛牛山、長壽山、邊山、生田山、枯峯山、白溪頭、進灰沖、壽牛凹、徃祥、青山灣溫永洞、枇杷灣、長沖、禾沖壠、熊岩嶺、鞣山溪岩坎壠、長沖山鉛鑛灣、獅子口、苗山沖、大坳、老虎沖、上沖、下沖、杉樹灣、樟子洞劉山沖、大谷沖喬底、異[illegible]沖、老方坑、狗毛灣、草家灣、桃子嶺、胭脂灣、鐵子洞、官子沖、罩子坪

瀘溪

鉛

都岐山、略寨下至彭總管、木沖壠打葛沖、老方口、祿山口、磨營崖乾塘㘭、長沖山、戒板沖、興隆場馬家沖、老頭沖、彭總管、廟灣、官塘、紅岩灣、沙坪灣、磨石坪、黑沙灣、龍船坡、牛顯河、清岩榜王家岩、岩泥山、高山坪、板溪灣長山沖、沙柿溪、岩孔洞、打葛沖岩沖衢三處、鄧家溪七處、黃家寨琵琶山、高山坪、三層坡、汪沖口馬鞍山、青皮沖、豹子嶺、藍皮沖岩孔灣、禾坑洞、銀坑坑九處、秀皮溪、七里沖、左沖溪、哆囉坪十八處、庵堂沖、沙坪溪岩灣、瀘溪鉛鑛坡下至乾田沖、大地灣、界石沖、沙坪溪岩孔灣、偏㘭、沙坪溪旺沖、沙坪溪田灣、老頭沖坪岩榜磨家溪丹沖、老頭沖水井、老頭沖流水灣、唐家寨打子灣、唐家寨磨子沖、唐家寨上水灣、唐家寨岩乾沖、唐家寨白土灣、哆囉坪鑛孔灣、廣皮沖、老砂沖掛洞口、哆囉坪小苗灣、岩牛山乾洞灣、上源鳥鴉㘭鹿頭㘭、岩牛山巻沖灣、大角沖、浦市後山龍洞灣、岩牛山鳥鴉沖、浦市後山長沖、沙坪溪金沖口、長沖櫟子上、潮水禾沖壠、沙坪溪廟樹壠、岩沖王路灣、岩沖黃岩吼、哆囉坪沙子灣、滾泥塘、浦市後山青泥沖、浦市後山上黑灣、浦市後山桃樹灣、惡利沖、丹沖溪左鉛黃、熊孔嶺、下黑灣、火岩凹、梅子沖枇杷上灣、青山灣、桃樹灣、郝利沖、清水灣、浦市後山上沖壠、青架坪、大葛沖連界板沖衖叢列林子木耳拕、橋地岩、橋地長沖山前、桑樹坡接連五處、橋地岩子坡、橋地水打壠大王嶺、雙沖、扒齒山、大樹坪廟灣、油防灣。

八斗山黑砂灣、鬼沖、牛洞屋後、哆囉坪三座、滴水坑、學堂灣。

金

岩尾下至蘿蔔溪、白岩山、界牌沖馬鞍山、牛塘沙坪溪、闢塘㘭、溜

瀘溪	金	山沖、梧沖壠、長山沖、小山沖、唐家寨、狗老坡、岩牛山、王爐坪馬口坪、蘿蔔溪。
	硃砂	轎項上。
	鐵石	四都坪。
	銅	興隆場十三處、浦市後山宂場均鑛富沖、哆囉坪廠灣。
	銻	濕水洞、龍頭沖、楠木橋、七紅灣興隆場、瀘溪。
	煤	大沖口。
	紅銅	哆囉坪庵堂、磨家溪王家寨。
芷江	鉛	銀廠灣、丁家坪、鴨綠岡、安江司黃岩廠陽屋場。
	銻	洪水塘、王家沖、茫冬溪、黃岩、老人岩、沙羅田、沙羅田大坡山下至龍潭坪、東瓜塘、紅水塘、艾頭沖牛欄坪、龍塘坪。
	錫	三姑仙、茅栗窩。
	銅	橋子岩。
	金	沙羅田。
芷黔交界	煤	黃版坡、孔石溪、徐家山、鐵墩、芷江黔陽。
	鉛	彭岩、轎子岩、原神里、愛山沖、龍岩江、桐木坪深溪。
	金	夜坡溪、諸葛城、文昌閣、裕筆山
黔陽	鉛	銀廠灣、古岩、轎子岩、轎子岩下至上坑銀廠灣、白面岩材架坡、上坑銀廠灣。
	鐵	羅翁山、拋樹灣。
漵浦	鉛	乾田沖、三都北斗溪、黃花坪、楓香嶺、小雲霧山、杉木坪、楓樹山道官亭下至汪村口、小銀沖、長沖山、滴水沖、打角沖、岩沖洞、豹子嶺、斧頭界、柳樹邊。
	銻	姜溪壠、清銅溪、黑坑沖、牛欄坪觀音塘、神塘沖、劉家坪、蛇兒灣王家灣、三角嶺、朱貝溪下至顏門

漵浦	銻	橋、三渡河、護水溪、顏門橋、蘆底坡、蘆坡、漵浦風香灣下至和尚灣、井灣山、惰葉老屋涮、雲霧山坪上下、岩嶺灣、會兒岩、九龍池洞灣、管葉塘。
麻陽	金	銅口山、管葉坪。
	鉛	譚石坳、潭池坳、苦子寨、喇利溪兎壘山、水溪岩腦坡、韓地坳、塳祖坑下至竇田水中、廖坪、桑樹坪廣子嶺、竇田水中。
	銅	白岩約、信溪、巴台山。
	鋅鉛	麻陽。
永順	鉛	金銀坪、古丈坪、洞坪、麻風洞、曹家寨、響水則香爐岩、獨子岩、明溪。
	銻	西挪、曹家寨、湯鳳山。
	硃砂	西臘。
龍山	鉛	石羊硝、梯子岩、火燒岩、麻廠坪二板里、杉坪野鷄洞、麥頭灣、甫

		樓壟又名方家大屋、陳家灣、郭家坡、鄢八車、甚氏祠、若蘭坪、柴家坪、礦洞灣、燕塌溝、手扒崖、獨寶山、廿松橋、壁陡河、礦廠坪偏崖、白竹園、鵝叫洞陶家灣、塔溝洞西苦坪、夕殺客口下、鴨籠溪、俗名惹客枯、老木林、俗名燕窩礦、渡口、婆婆樹茶湖、紅岩溪圖澤湖、夾八車、鉛廠坡、毛洞坳麻石坪。
	銻	私塔湖。
保靖	鉛	川河界、水銀廠下至孔坪、羊角山被窩坡下至杭溪。
	銻	桃下糯、呂洞山、梯子山。
	硃砂	孔坪、呂洞坡、羊角山、水銀廠、杭溪後頭坡。
桑植	銅	青竿坪、田兒塅、馬河口、鷄嘴山洪家關、木達舖、黃礌峪、乾陽池金屋場、葫蘆殼、大米界、梅實橋木堂灣、仙桃坪、張家灣、白生橋

桑植		乾溪酸子界、臥雲界、上下峒、腰氣峒。
	煤	南西界、小溪溝。
	硝	朝南溪、凉傘洞、撒步接、彭家灣泥溪坪古寺、沙地坪坨吳峒覓水頂峒、弱擔山、拖紅溪、長坪猪耳峒金藏坪大硝峒、桑鶴交地大硝峒、黃家寨、保寶洞、喇叭峒、箱峒、峯崖峒、澤崖峒、泉峪峒。
	鐵	小溪里、凉峯界、紅沙溪、黃連溪大泉溪、寶溪黃沙塔、岡居峪、牛落岩、鐵廠埡。
	鉛	歷山、鐵廠坡、鶯嘴山。
	磺	窩窩峒、崖屋口。
	礬	風洞坡。
靖縣	金	大油鄉、楓鄉。
綏寧	銅	大灣、銅廠嶺、銅廠界、綏寧。
會同	金	白馬溪、翁角沖、大金山、陶金沖

		牛角界、馬路頭、黃猴洞、酒溪、香柳溪、老虎塔、千家界、頭岸坡金龍山下至大葉塘、大葉塘、漢濱
永綏	煤	紅江松雪山。
	硃砂	水田溪、章民馬、下水田。
	鉛	錫廠、卡馬下至排吾、峯唐寨、洞里、理民界、葛農、李梅界廠上下至弄礦子坳、角弄礦子坳、李梅界天堂坪。
	銻	太平寨、貓兒山。
	鐵	山排吾。
乾城	硃砂	馬按山、老司坡。
	煤	三岔坪。
	鉛	竹寨下至老司坡。
鳳凰	銻	桐木董、斗篷岩、曾家寨。
	銅	碾子壩、巳西溪、楠木沖、瓦沙喇正灣、馬架嶺成鐵寨下至大溪山、古手坪打岩廠、樟坡寨後、樟坡寨

鳳凰		撐架岩、勾腦洞後挖、薛家灣。
	煤	滕子坪、天星塘。
	硃砂水銀	峽寶灣。
	硝	廖家沖。
	鉛	冶牙藥、桐木凸、官寨、桐木逃、溝場、鎮竿七處狗翁岩五處下至楠木沖。
	硃砂	都司約正灣、尖岩山、清水塘下至沙場寨、消水洞砂場寨、斗笠岩錦下至大馬官娘洞、牛斗洞、龍潭河錫皮寨、猴子坪、砂場寨、大馬官娘洞、鉛沖坑、雷公溪、觀音堂、牛岩壠、馬卡瓜、漢壩灣牛欄坪、尖岩山、漆樹喇尖岩山、正灣、駱馬凸牛欄塘、下菴堂、大灣山、桐木凸神仙喇。
	金	旱田衝。
	水銀	猴子坪。
晃縣	硃砂	酒店堂、紀岩堡、架橋沖、紀岩腦

		紀崖坡。
臨湘	鉛	丁家畈、盧家畈、官山堡。
	金	桃林、金銀坑、響山、斷山、崗嶺
	煤	六房沖、徐家沖。
平江	鉛	銀子潭、蘆頭山、正和團蔣家灣。
	金	黃金洞、羅家洞、青灣、白團岸、觀音嶺、萬安團架上金盆、馬蘭洞下至黃金堂、石茶坑、金沖團頭屋對門、屋右側、長壽團河南橋背、程家畬、喝藥州、黃金洞燈塢、黃金洞紅珠莊太平軒、東原洞九嶺團羊原洞處下至楊思坡、下淵洞、灘上、徐家洞三處濁樹灣、油菜山、又屋對面土地嘴、楊思坡、金塘、八社團金塘上至義寧團、大沽洞、團頭架、鼓皮寺、對舊窩、植竹坑橋洞、拋石團鵝黃殿、義寧團濫泥塘、盧頭、九嶺團磨刀洞下至蘆頭金花山、彭上、永福團沙港里、長壽團、韓塘灣、陡壁田、龔家洞乾

平江	金	旱里、芳園里金塘下至叉土山、橋頭、磨子洞、竹山嘴、鴿子洞、燕窩里、泥灣、土山、出水窩下至上馬嘶、上馬嘶、義寧團撮箕窩下至平口、黃沙港大窩里、高操窩、假青梅樹窩、大地里鍋棚墈上、摔牛石、張三等、橋檔屋後、塘窩里、沙壠里、下婆瑕、架金坑、金柵硬小活洞濫泥塘樟樹窩、蔣家洞、上甘底窩、中甘底窩 操脚窩、金盆窩中嘴上、明齊洞、後齊洞、漿坑砂窩里、後家洞、大窩、沙窩口、金盆窩、金盆窩尾、菜兜窩、甘底窩口、杵樹窩、白石窩、長灘里、蕉窩里、砂窩里、杷下灘、李樹窩麻栗窩、高尖背箕窩、杷木灘、橫山頭、胡子坦、甘家窩、牛角窩青山墩、福家嶺、方家尾、小活洞小活操下、夾江口、長頭梗、芙蓉窩、杞樹窩、鵝頭里、坑門口、新屋側、鳳形嘴、田灣里、堰嘴上、圳頭上、操脚里、屋對門、金星嘴
平江	金	石窩里、鍾家屋側、堰墩里、橋檔里、寶竹坑、鳳形窩、白石坑、方家洞、芭蕉窩、竹窩里、屋側、蔣家田、冬毛坑、上田坑、龍頭嘴、老屋墩、中腰、表子窩、沙墩里、黃荊場黃泥坑、雲霄廟、蘢塘坑、騎梗洞、柵背場下婆洞、丁家舍、滸港里、雅滸嘴、石操里、菖蒲坑棗樹墩、橫江口、上永安團關上冷水坑、揚家窩、福主廟對門、黎頭嘴、刨子石、牛角窩、下永安團鷂子石、蕭家洞、古橋洞、久遠嶺、久遠溝、棉花舍、久遠井溝獅形坑狗公操、秀英河、大祟屋場、棉花舍下、田壠里、上壠里、大壠里、九園洞、象形山、李獅操、觀音坐蓮、橋步里、活獅形、斗興操、柵上、油菜溝、高大里、山杭大洞、瓜杓里、毛窩里、沙灣里、藍窩里楓樹灣、香菰柵、視坑里、沙江口正和團黃向、羅墩、金牛背、長窩里、洞頭溝、塔灣里、田墈上、官

平江 | 金

舍大洞里、呂樹嘴，廟對門、大洞里、半家嶺、楓樹灣，義寧團東西狹、大地坑、永福團沙灣里、黃沙港大窩里、大腹窩里、羅窩里劉邑東鄉一處、大坤砂童里下至義寧團大灣犁頭嘴、由舖圳壩上、河背堰脚下、尖托尾田壩上、沙坦里半山菜園壩上、老莊里、土地窩左岸、屋後陽溝里、義寧團到水、萬全團萬安團一處至長壽團、長壽團太平軒、馬蘭洞、麗江團下至銅羅埔、義口團九嶺蘆洞、莊山對舊窠、官溪團、貞慶團、永福團、陳公塘、濯江紅硃嘴、銅羅埔.石㘭背、鳳蓮塘、義寧團高操窩、學堂墩，中埂上、操坑、冷水坑、洗手灣、江窩里、榉樹洞、對舊窩、毛窩里、義寧團相見灣長窩里、橫溝里、上堝里、楊樹壠、萬背嘴、黃泥坑口車灣里、黃沙港、長堝里、加義里川塘，貞慶團江背、黃泥埌.盧頭團盧頭山、義江團揚家窩、下漿、

平江 | 金

八團竹擠里、黃泥塍下至安山、安山小福溪二處下至八社團、大福溪三處、盧頭、土尤團來方、麗江王家窩寄馬㘭.官溪謝源洞、銅羅後、羊坪石公嶺、八社團磨刁坑，白石潭、大碑洞下至茶塅山、中洞門處金坪、茶塅山二處、三都下至麗江白石潭、半嶺上、大福溪下至龍形嘴，橋子江、赤竹坑、龍形嘴、土地冲下至銀子潭踹水操、楊家坑、又楊家坡，喬墩石，銀子潭.蘆口金塘、沙壩里盧塘，伍岡市、黃泥石、矮子舍、郭家灣陳家尖山下至長壽山，木瓜千弓欖義岡、崗山、短山、長壽山、橫塍擠家㘭下至黃金洞、樟窩里、石埂上、婆坡、田灣里、石梘洞、石操窩、雞子團山大灣里、將市街、黃金洞長壽街、黃金洞、踏㘭、黃金洞上洞橋頭下至黃金洞拋石蓖、黃金洞上洞橋頭黃金洞下架洞石㘭、黃金洞拋石蓖行窩、林德福斗角尖石、郭笑山斗

		角尖石下至盤龍上、郭砥臣黃泥坑石、郭愛鄉黃泥坑石、郭壽橋雅青石、郭漢秋砂、楓樹埂山、易保會山、下架洞山、張幼山、千金塘、小尖山砂、吳田山、洞口山、獎市山、盤龍山。
	銅	木瓜山。
桃源	鉛	到坵市。
	銅	飛溪河。
	金	鑾子沖、鐵山溪三子沖下至十保灘大安村、十寶灘、蓼葉溪。
漢壽	金	金牛山、黃牛坡。
石門	銅	山東紅大山、扁担埡、月亮崖、獅子溪、楊家臺、揚樹幼、一畝地、小竹園、假耳山、望水坪、小溪河雷打崖。
	礦	磨鍋岩、蘭溪坪、倉頡河、木瓜幼夜響廟、崗口大椏山、千操磴、岸州坪、三神廟、麥溪、洪山口、揚家灣、鄒家灣、蔣家灣下至邑角市、白岩壁、邑角市。
	雄礦	雷打崖。
	鉛鐵	獅子山。
慈利	銻	岩白渡。
	礦	界牌峪、卓家山、前河、五里溪、何家峪、白石、洪安山、橫岩山、兄當口。
	煤	茅花界、長潭河。
	銅	後山。
	鉛	西路、東鄉小溪。
	雄礦	慈利、雄礦靈。
臨澧	銅	長山嶺。
大庸	鉛	汪家寨、尖山界。
	煤	天門山。
	礦	中烽山。

大庸	銅	大米界、新街河。
	銀	尖山界。
	金	永慈沅三縣連界包子界。
長沙	煤	粑塘溝、謝家橋、龍骨溝、雲蓋山石灼嶺、淡塘子河、內錢江鐵爐。
	煙煤	陵塘松毛沖下至觀音港、觀音港。
瀏陽	煤	道境寺、山口洞、大光塅。
	鉛	大湊山、八寶峯、蘆溪洞下至蕉溪洞、馮家沖、封銀灼山、曾家灣。
	銻	茶背沖下至曾家洞、盤斗山、曾家洞、寶峯山、七級凹、沙市街、七寶尖、鐵屎山、獅子山。
	金	東鄉賴子山、寶蓋洞、七寶山、南鄉鄧家灣、西鄉廿橋砂、北鄉風銀河、鳳凰上、轅頭尖、風林洞、響水垲、上北鄉魯七寶山、九龍山。
	銀	楓樹洞、湖塘界、北鄉洪寶、原祖洞。

醴陵	銅	楊家沖下至原祖洞、社港市、曾家洞洪寶山、周洛洞、原祖洞銅錢坑。
	銻	洋水沖、東園沖、洋圳沖。
	鉛	天花臺、栗樹坡、南鄉豆田、潘家嶺。
	煤	仙石、豆田、楓樹山。
	金	豆田。
	煙煤	南鄉豆田。
湘鄉	鉛	涵溪塅、鴉頭山、洒溪门茅坨石灣上、洒溪塅石灣上。
	銻	Y頭山、松木橋。
	煤	烏雲山、墓山沖、金華祖山、香林山、三口沖下至龍虎沖、豹子坑、黎子園、草子灼、珠家沖、湖洞烏龜塘、壩塘坳上、青山沖三處、桐子山三處、茶腦、龍虎、廻龍山、海水蕩、二畝大垢、黍子畲、桃子園、楊柳沖、大牌山、開家沖、藩

湘鄉	煤	麥沖、烏雲山翻山里、烏雲山、大托里、五里牌馬婆蕩、白泥頭白石岩、牛欄㘭、白泥頭竹枝山、踐獅山、石山沖、清寶沖、文泰壩。
	銅	洪家大山。
	磺	黃茅洞、㘭頭山、杉木橋、加平江猶子牌、大湄。
	鐵	曹家沖、小揚名沖。
湘潭	煤	黃柴沖、長嶺舖、新塘灣、小花石鐵山沖、羅星橋、羅家灣、白石港人形灣、子母沖、唐家山、九都茶園舖下至袁家河、四都、下四都、袁家河、南六都過山亭、魯家托、郭家山、石家方、擔福石、挖篠㘭灣漕、煙山沖、易家山、毛塘、月地塘、羅家山、蓮花山、二都王峯市、羅金塘、水花石、十一都揚公橋牛落坪丁家嘴晏家坪茶子山、九都坪塘會家山。
	銅苗	四都。
湘潭	金苗	九都。
	銅	顏家村、仙女山後、銅坑、仔子嶺騄河小塘灣、峽山口下至羅家山、下灣長慶團八寶。
	水銀	六岳坑。
	鉛	密蜂山、尺水峽。
	五寶	十都金銀山。
	金	石門竹山塘、十七總後街梁家亭子梁家家山。
	鐵錫	雲湖橋七都南竹山唐姓煤山內。
	錳	上五都鶴嶺。
寧鄉	煤	黃毛洞、東車、煙田沖、株樹山、天杏嶺、葛家沖、黑抗子、齊飯山仙山壩、對江坪、陳家沖、五畝沖團山塘、伍家沖、樟木坑、癩子山大觀山、長林沖、長齡塘、大栗灣四乳崙、青溪、若竹寺、隴塘、黃牙大嶺、谷塘坡、板塘。

縣	礦	產地
攸縣	鐵	竹鷄坡。
	煤	東岳山。
	銅	文獻山。
	鉛	龍潭里下至瑪瑙嶺、磨冲坪、李樹竘、乾冲、長沙嶺、帽子嶺、瑪瑙嶺
	銻	白竹冲。
	赤鐵	黃家坊。
安化	銻	雲霧山、大季坪、仙溪、鑛子山又名滑板橋、車皮冲、龍洞、豐樂鄉斗笠灣、柑子園、車水灣、白竹洞黃棋灣、林家冲、老山坑、板橋冲鳥雲溪、莫家嵛、鐘鼓坪、楊和冲柳樹塘、採灣、天子山三處、白岩塘、夏家臺、長嵛界、鐵爐冲、枇杷篇、銀孔洞、里溪坑、灰兒灣、蓬子嶺、芳嶺上、岩裏灣、滑板溪杉木坑、板栗坑大地名滑板溪、朝北土大地名滑板溪、李家冲、宋媒瑕、田家壩、栗溪、馬嶺竘共五處窩邱、乾冲。
安化	鉛	羅婆岩、石門關、黑石洞、小屋坪南竹坪、梅子坪、小屋排山、梘木坑二處、五寶山、大裳塘、青草三處、江華塘三處、大乾冲四處、溜塘檟山灣二處、樂石山西冲、龍頸五處、柏樹灣、觀音溪、牽牛坡、東坪、平溪口、黑冲坑、左冲溪、七里冲、平溪口、興隆場、狗舌岩老冲坑、四都溪、巳酉冲、五都、大橋木山・奎溪坪。
	煤	貓兒山二處、獅形山三處、南田、禾種腦、土地牌、土硃橋、樹楓坪黑水里陽背大碑、炭末子大邱、梅子竘、何家嵛。馬踏蹬三處。
	銅	廣皮冲下至南木坑、陶家冲、殷家坪下至寶占溪、寶占溪。
	硃砂	橋頭山。
	銅砂	永興場。
	錫	南木坑。
	銀	老虎冲。

	鐵	仙洞柏楓牌、爛草坪、苦株山。
	磺	浙溪北底冲上、渚溪沖舖大塘。
益陽	煤	姚家山又名老泥潭、向家崙。
	鉛	高冲。
	銻	王家冲、老屋煤、板溪、西村。
寧益交界	煤	牌樓冲。
邵陽	鉛	長安營、金柴山、貓公洞、銀鑛山唐公洞、地門冲、童家冲、海鴨裏歐家冲、黎樹塅、茆岡洞下至城步龍四秋田舖、仁風黑、穿岩山下至貓公洞陰竹山、龍山下後銅冲。
	銻	龍山、寶塔坪、竹山蚴、鳳凰寺、荊棘坪、張家橋、譚家嶺、龍家嶺硫磺山楓樹塘、小山江、黃泥洞、陶金橋、石屋冲、長沖、楓樹坡、黃貫冲、三閣廟、梁家臺、杉樹嶺白石岩、金竹冲、龍山、積中發下至龍山天保定、高家冲、自衣長冲天生玉、王思南冲、羊虎洞、蘇莊

邵陽		土地牌、雷公嶺、龍山天保定、金龍塅。
	磺	洪田市。
	銅	龍山銻鉛鉛種。
	水晶	城步。
	金	貓公洞、陰竹山。
	煤	美利生、洛山。
	鐵	分水塅、斗家岩、火廠檀木舖、山塘冲。
新化	銻	陶塘漣溪沫鑛門村、蒺藜山、譚家冲、長龍界、大洋山、卷山、江冲上連冲、杉木冲、巡龍潭、上廟村裁縫水、煙罩冲、下馬嶺、劉家冲王栗仁、李家冲、苗田銀界上、歐家冲、鴻雲岩、梓木冲、鳳岩山、水口山、梅寒冲、張家坪、牛地灣龔家橋、閣龍塘、錫鑛山、青皮冲揚如冲、錫石冲、錫公山、柑子園觀音港、林家冲、廻龍山、煙袋冲

新化	鉛	錫鑛山、斫山坑、漩塘灣、石山沖石可黑、在命斫山坑下至園龍塘、爐迪灘、際黃田、石河水大坑邊、冷草沖長遭黑、石屋塘、老山里、下沖山、德壽灘田茶灘、易家嶺、斧頭界、金沖、界皮沖、銀坑沖。
	煤	金竹山、赤石嶺、羊角嶺、郭家橋馬按山、晏家舖、寶竹沖、砂子沖
	磺	岩抵下至易家嶺、鳥笋山。
	銅	龔家培、和尙洞、東北鄉小獅山。
	紅銅	青皮沖。
	金剛石	蘇溪口。
	褐鐵	分水坳、紅水坪。
	煤鐵	獨樹嶺。
湘陰	金	童家山。
會同黔陽之間	金	會同黔陽。
資興	銀鉛	大脚嶺。
新化安化之間	銻	新安銻鑛。
澧縣	硝磺	溪口。
附註		上表の産地中僅かに發見せられて未だ採堀せざるものあり、又曾て採堀して目下停堀せるものもある。

第二節　湖南鑛業の略史

湖南鑛産の發見とその開採の起源は甚だ古く禹貢に「荊州の貢物は惟だ金三品（金、銀、銅）なり」と、山海經に曰く「洞庭の山其上には黃金多く其下には銀鐵多し」と。周禮の職方氏（職業の歷史）に「荊州は其利は丹銀なり」と史記の貨殖傳には「江南には金、錫、連丹とを出す」（連鉛の未錬なるものを連丹と云ふ）唐書の

地理志は「江南道は金銀を貢す」とあり。宋史地理志には「荊湖の南北には金鐵の利あり」と。元史の世祖紀には「元の至元十九年湖廣行省の金銀鐵冶の提擧司を罷めた」とある。

以上歴史に散見する所點々考證すべきものあり、明末清初に掛けて湖南の鑛業は頗る隆盛であつて、湖南通志の載する所に據れば、康熙十九年に覆して衡永等の府屬で銅、鐵、錫、鉛等を産する處では民を招いて開鑛の輸税を徵することを許したとあり、乾隆八年には郴州の挑花壠、甑下壠銅坑衝の處及び桂陽州の鳥家嶺、雷坡石、石壁等の處で産出する銅、鉛等の鑛物には何れも抽税を實行することを許したとあり、又覆して湖南各廠の銅、鉛、錫砂等の生産は甚だ繁雜で價値を預定し難く、嗣後委員を責令し、商人を嚴督し鑛砂を賣る時に於て高下を分別し、百斤毎に賣價若干として實に據て報告せしめ、例規に照して抽税すべきを許したとあり。並に各要隘に於て局を設けて密輸出を取締らしめ、あらゆる各所の局丁は委員に依て選叙を愼みて補充し商人は干預することを得ざらしめた。

乾隆二十二年覆して常寧縣の銅坪嶺及桂陽州の停砂壠の銅鑛を開掘することを許し並に知州に責成して近所の桂陽州の黑白鉛廠をも管理せしめた、惟だ綠紫坳の銅廠丈は別に委員を派して、廠地（銅山の現地）に常駐せしめ新開の停砂壠の銅鑛をも管理せしめた。

郴州の鉛鑛は楓山嶺を以て最盛とし亦た知州の現地管理とした、各鑛廠は總て衡永郴桂道をして稽査せしめ司に移牒して報銷せしめた（註の一）清初採鑛の盛なることは概見すべきである。

湖南省で重要なる鑛山は虎形山及黄沙坪の鋅鉛鑛、綠紫坳及び萬發篠の銅鑛、大有篠の錫鉛鑛等は皆明末清初の開發に係り、且つ此時期の産出量は最も旺盛にして今に至りて各鑛とも猶遺跡を存するもの少くない。以

て考證すべきである。

當時鑛物の種類は鉛、銅、錫、鐵、金等であつたのであるが、而も銀と銅とを重なる採掘目的とし、産地は即ち桂陽を以て重心とした。常寧と郴縣とが之に次ぎ、採鑛業に從事するのも亦た桂陽、常寧人を以て多しとす、咸豐、同治年間に及び郴縣桂陽の鉛、銅の各鑛が外層の鑛床は已に掘り盡して又土法に限られて居るから未だ深入りを繼續する能はず、故に是等の各鑛廠の隆深く鑛砂に遠くなつたから停止するもの甚だ多く、尙ほ洪秀全や揚某等の亂に依り湖南の鑛山を破壞したる後、幾んど全く停頓した。惟だ石炭坑丈けは採掘を繼續した、淸末に至り鑛業の重心は東移して郴、資二縣に至るの趨勢となつた。(柴山裏の琉磺鑛及猺岡仙の琉砒鑛の如き是也)硫鑛が遂に石炭坑の位置を取つて代つた。光緒年間に至り銻鑛が益陽、板溪に發見され新化縣の錫鑛山でも亦銻鑛を採掘することになつたから是に於てか銻鑛が又硫磺の地位を取つて之に代つた、錫鑛山は現に嚴然として全省鑛業の重心である。

光緒二十二年陳寶箴が湖南巡撫となるや、積極的に産業の提倡に從事し資金の調査を實行し、三湘の鑛産を開發せんと欲し、並に湖南鑛務總局を設立し以て其責に專らならしめ、商辦の鑛山に對して之れ又積極的に保護を與へ、官と商と兩々相待つて各鑛は大に長足の發展をした。現に湖南で最大規模の水口山の鉾鑛平江縣黃金洞、新化縣の錫鑛山の銻鑛局の如きは何れも此時に開辦したものである。光緒二十七八年に於て外人庚子の條約に籍りて、中國の鑛業の華洋合辦を要求し、英、佛、日本諸國の鑛商等上海に蝟集し匪人惡漢と勾串し、將に各縣屬の鑛山を以て私かに典賣せんとした。當時上海、漢口に兩處の洋行を委任し、湘鑛(湖南省の鑛山)を買收するの契約をなしたるもの已に七八千件に達した。外國の鑛山技師が洞庭、衡岳の間に往來し全省の紳

商咸な湖南省鑛山前途の危機を感じ、遂に株式募集を議し、巡撫兪廉三に呈請して湘阜沅豊公司を設立し、湘沅の鑛務を承辦せしめ、南路を湘阜公司と爲し、蔣少穆に委して總辦となし、西路を沅豐公司とし黄澤生に委して總辦となした。都て雄厚資力の計を爲したのち又合辦して湘南鑛務總公司と稱し、凡そ湖南省未開の各鑛は應さに案に照し概ね該公司の經理の承辦に歸した。其れから中外の商人の株式に附して合辦を願ふものありて、何れも該總公司の紳董等に接洽した、然も其中湖南土着の劣紳奸商は依然事に藉て端を生じ、至る處詐欺を行ひ、或は逾限廢紙となりたる局帖（當局の許可證）を以てし、或は山主より賣渡の贋證文を僞造し、上海漢口等に於て招謠して金を誤摩化し、英商ブロツクなるものあり、巨金を携へて長沙に至り店看板を立てゝ當局に强いて所屬の各鑛を開採し、聲勢一時赫々たるものがあつた。而も何等の結果なしに去つたが、之よりして識者は皆以て先づ購地を行ひ、鑛權を確定するに非ざれば、湖南の鑛業を發展する能はずとした。趙次珊が湖南の巡撫たるに及び受任の初めに鑛政を審察し、毅然民間集中主義に出で、是に於て官民相議して三路公司を設け購地開採に從事することゝなり、毎路各々總理一人、中路總理に黄修原、西路總理に黄澤生、南路總理に蔣少穆を充任し、毎路官の持株五萬兩とし並に各國領事に照會し通商各埠に布告し、凡そ華洋人士の湖南に來りて開鑛せんとするものは、何れも總公司の規則に違背せしめざることゝし、此に因て上海、漢口の外國商人等が契約せし處の各種湖南の開鑛契約は一齊に消滅した。屢々各國駐京公使等が清廷に向つて嚴辭を以て詰問したが、然も遂に事實となつたものであるから終に改易することは出來なかつた。適々各省で鑛權を外國人の爲に喪ひたるものも亦爭ふて湖南鑛山の例に彷ひ自ら整理を行ふたもの先後して九省の多きに及んだ。故にこの三路公司の設立たるや、外國商人の侵略の抵制に對し、湖南鑛山主權の保存に對し關係至大である。此れ

湖南鑛業史上最も意義ありし事であつた。

久しからずして三路公司は先後して鑛務總局に合併し官商の各鑛は何れも該局の管理に屬することゝなつた

旋つて清國政府商部では官鑛と私鑛とを分開することゝし、別に官鑛總處を設立し、辛亥革命の後ち再び鑛務總局の名義を恢復した。湯薌銘が湖南督軍となつた時、又改稱して官鑛經理處とし後ち省議會の議決を經て、名づけて省有の鑛務總局とした。唐生智が湖南督辦となつた時、湖南の各鑛は獨立して鑛務局の節制を受けなかつたが、唐氏が湖南に主たるに至りて、省有の鑛務總局を建設廳に合併した。

鑛務局は前清の末葉から民國初年に至り、全省官鑛の採掘に對し何れも規畫を統制し、別に公金を費さずして尙ほ能く新鑛の開發に從事し、其湖南鑛業の初期内に於て偉大なる功績があつたのであつた。惜しむらくは一朝武人政客の侵入を受けて、腐敗すること日に深く効用が全く失はれた。

民國十九年建設廳は湖南省の各公鑛所產の鑛砂と煉品とを以て各局廠の單獨賣出に委したから、營業遂に統制し難く、檢査も亦困難を感ずるに至つた。各省鑛の營業を統一し外商に操縱せらるゝことを免るゝ起見からして乃ち鑛產營業所を組織し、各省鑛局原設の營業處は之を取消した、あらゆる業務は何れも鑛產營業處の辦理に歸した。商鑛方面では僅に銻業だけが民國二十二年に始めて湖南省銻業聯合貿易所を組織した、以て生產の制限を謀り銻產の運銷の統一を謀ることゝした。是れが湖南鑛務變遷の大略である。

湖南鑛業の歷史を平たく考ふるに、淸末民初以前に在て、已に開採して居つたが、畢竟未だ發達せざりしその原因を討ぬるに約ね三つの原因がある。

一、民氣閉塞し迷信甚だ深く、卽ち已に發見せる鑛區にして地下に豐富の寶藏あることを明にしても、而も

敢て開採せざるは、歴來の鑛業史上迷信の風水說に因て訴訟を發生し、或は之に依て阻まれたる其例は甚だ多い、現に桂陽の虎形山鉛鑛の如きは、原と周王二姓の祖墓の所在地なりとして前後開採せるもの、何れも封閉禁止を破り、爾後私人皆紛議を畏れ敢て近寄り進まぬやうになり、官家では財政に制限があるから、亦能く顧みるものなきに至つた。今に至り此鉛鑛は地に委してあるのは甚だ惜しむべきことである。

二、資本の缺乏である、尙ほ未だ開採せざるもの資本なければ開採するに由なく、卽ち已に開採しつゝあるものも資本の不足なるに由て、規模が大きくなく設備不良で効を收むること亦少である。

三、鑛業人材の缺乏である。開鑛には獨り科學の知識を充分に具備せねばならぬのみならず、且つ專門技術の人材を需用する、開採者の如きは指導にその人を得ない、採掘の時には又科學の方法を應用する能はざれば開鑛の成功を求めんとするも容易のことではない。此三者は實に昔日湖南の鑛業の發展を阻碍したる主なる原因である。

鴉片戰爭の後、中外の貿易次第に頻繁となり、加ふるに各國軍事工業の發展は、銻、鎢、錳等の鑛物の需用漸く多くなり、湖南省の鑛業は乃ち工業に隨て日々重要に至りつゝある。是れ故に數十年來湖南省の鑛業の發展を研究すると、要は歐洲大戰を以てその關鍵と爲すべきであると思ふ。卽ち大戰以前は之を發育時代と稱すべく、大戰期中を極盛時代と爲すべく、大戰以後は之を衰落時代と稱すべきである。

第一期は光緒二十二年から民國二年に至り正に淸末維新に當り政府が積極的産業の提唱に從事し、民國革命後科學の知識大に開け、鑛業の人材輩出し湖南の鑛業漸く興隆の象を呈して來た時代である。

第二期は民國三年から同七年に至り正に歐洲大戰の期間に當り、軍事工業の發達で鑛産の需用突發に因り、

鑛物の價格も亦た飛騰暴漲した、採鑛業の興起雨後の筍の如く、產額非常に增加し、官商各鑛の盛なること一時の盛を極めた。尤も銻を以て繁榮の魁としたこと空前絶後であつて、當時銻の產量已に世界第一位を謳はれたものであつた。鉛、鋅、錳、砒、硫礦等の產量も支那全國第一位を占め、此外に金、錫、石炭、鎢等何れも支那全國で重要地位を占めて居る、故に此時期こそ湖南鑛業の黃金時代と稱すべきであつた。

第三期は民國八年から現在に至る間を指すのであつて先づ歐洲大戰終りを告げ、鑛物の需用大に減じたので銷路に大打擊を被り、生產過剩の爲め鑛產の市價一落千丈したから、官營の各鑛此れより一蹶して振はず商鑛の狀況更に悲慘を極めた。破產の聲耳に絕たず先後倒閉したるもの、凡そ幾許なるを知らず、纔で內亂の頻發に依り、交通は杜塞し、加ふるに世界的經濟恐慌の故を以て、銷路澁滯となり、尙存して居つたものも停業の止むなきに至つた。破產者は更に復業の希望なく十四、五兩年に於ては、各國の鑛產存量次第に盡くるに因り、湖南の鑛產は一時の興榮を見たのであつたが然も極めて暫時のことであつた。故に本期の一般趨勢から之を觀察すれば、湖南の鑛山殆んど全處が不景氣中に置かれてある。

湖南省の鑛藏及產量の豐富なる本と世界の供給を壟斷し、海外の市場を獨占し得べきであるのに、惜むらくは經營が不善で組織が散漫で、反て洋商の爲に操縱せられて世界市場の制馭を受けつゝあるのである。

第三節　湖南の採鑛業及び鑛區面積

湖南採鑛の歷史は前節で略ぼその梗概を述べたが、鑛區の面積は採鑛業の盛衰に隨て轉移を爲すものであつて、過去湖南鑛區の面積に關しては、統計がないことはないが、然も何れも實際の測量を經たる根據あるもの

ではない、僅に官廳に憑り、各鑛商より任意に呈報したるものに由て統計したものであるから、その數字未だ確實とは云へない、或は材料が已に時間性を失つたものもあるから目下の湖南鑛區の面積を表示すに足らない、今叙述上の便利からして、並に誤謬を免るゝ見地からして特に商營と省營との採鑛業及びその鑛區面積とを以て分別して之を擧げることゝする。

第一、商營の採鑛業及び鑛區面積

商營の採鑛業は前淸の末年から民國二年に至りて止る、採鑛業の種類に就て之を言へば、鎢鑛は尙ほ採鑛公司の設立なく、錳鑛開採者は僅に常寧、耒陽の二處に有るのみ。湘潭の錳鑛は尙ほ未だ發見せず、其餘の各種採鑛業は則ち已に相當の發展あり、尤も採銻業を以て最盛とする、地域に就て之を言へば南路の採鑛業が最も發達し、中路之に次ぎ。西路亦た之に次ぎ、何れも民國元年九月に至りて止む。中西南三路の鑛商の已に開鑛の許可證を領するものに就て統計すれば、全省商營採鑛業の情形は下表の如くである。

省南三路商營鑛業概況表

中路　每鑛界九百方丈以上のもの

縣名	鑛名	地名	鑛界	面積(方丈)
湘鄉	黑白鉛	涵溪塅。	四鑛界	三、六〇〇
	煤(石炭)	閑家沖、豹子坑、流水蕩。	七鑛界	六、三〇〇
	磺	㘭頭山。	一鑛界	九〇〇

益陽	銻	板溪、將軍山。	四十三鑛界	三八、七〇〇
	煤	大金牌。	八鑛界	七、二〇〇
	磺	南土坡。	五鑛界	四、五〇〇
慈利	雄黃	界牌峪。	二鑛界	一、八〇〇
	磺	白石泥巴灣。	六鑛界	五、四〇〇
	黑鉛	卦華嶺。	四鑛界	三、六〇〇
安化	煤	江華塘、莫家坪。	五鑛界	四、五〇〇
	石煤	馬家山、杉山裏、猴子岩、猪婆崙。	六鑛界	五、四〇〇
	銻	金雲山灣、金溪坪、板橋沖、柑子園、梅家溪、白茅溪、花岩山。	十六鑛界	一四、四〇〇
	鉛	金家灣。	二鑛界	一、八〇〇
茶陵	銻	金銀塔。	二鑛界	一、八〇〇
石門	磺	蔣家灣、飛燕灣。	七鑛界	六、三〇〇
桃源	銻	白石沖、赤溪。	二鑛界	一、八〇〇
	鉛銻	牯牛溪。	四鑛界半	四、〇五〇
臨湘	鉛	株樹坡。	四鑛界	三、六〇〇

瀏陽	鉛	楓林洞。	四鑛界	三、六〇〇
常寧	銅	碓臼冲。		
武岡	銻	大山嶺。	一鑛界	九〇〇
澧縣	礦	太淸山。	二鑛界	一、八〇〇
攸縣	筆鉛	煤炭嘴。	四鑛界	三、六〇〇
南路				
邵陽	銻	寶塔坪、硫礦山、中開嶺、龍山、觀音山、鐘家嶺、茆岡洞、原洞冲、沙子蕩、後洞冲、馬鞍嶺、嶽坪頂。	三十二鑛界	二八、八〇〇
新化	銻	錫鑛山、陶塘、二家冲、七里江、松樹逖、歐家冲、長龍界、羊牯嶺、黃栗岡、維星坵、兎子逖、橫冲裏、㘭水口、林家冲、觀音岩、譚家冲。	百一鑛界	九〇、九〇〇
	煤	晏家舖。	十一鑛界	九、九〇〇
新寧	銻	高掛山、龍口裏、斜石板。	七鑛界半	六、七五〇
祁陽	煤	白露塘、曾家嶺。		
	銻	毛鐮垉。	一鑛界	九〇〇
	銅	臥鸞、想飛山。	一鑛界	九〇〇
東安	銻	張家嶺、塹冲嶺、白石洞、老龍江、城墻石老龍江。	十二鑛界	一〇、八〇〇

臨武	鉛錫	塘頭凸。	三鑛界	二、七〇〇
	錫	香花嶺。	三十六鑛界	三二、四〇〇
常寧	鉛	龐石嶺。	二鑛界	一、八〇〇
	錳	長墖里。	二鑛界	一、八〇〇
	硫	石板塘、活灣裏。	一鑛界	九〇〇
	錫硫	干家沖。		
耒陽	錳	沈沖市。	二鑛界	一、八〇〇
桂陽	鉛銻	毛頭嶺、神仙山。	四鑛界	三、六〇〇
	磺夾鉛	大有窿。	一鑛界	九〇〇
	銻	石腦山。	一鑛界	九〇〇
安仁	銻	乾塘坪。	五鑛界	四、五〇〇
郴縣	磺夾鉛	摩天嶺。	一鑛界	九〇〇
	磺鉛硫	野鶴尾。	四鑛界	三、六〇〇
	磺	東沖、金獅嶺。	二鑛界半	二、二五〇
	鉛磺	堆子嶺、金盤塘。	五鑛界	四、五〇〇
	磺硫	中柴山。	三鑛界半	三、一五〇

興寧	鉛礦	大脚嶺、	六鑛界	五、四〇〇
	礦	楓樹下。	二鑛界	一、八〇〇
武岡	砒	銀子坑。	二鑛界	一、八〇〇
	西	路		
沅陵	銻	魚兒山、花岩山、石林溪。	十三鑛界	一一、七〇〇
漵浦	銻	蕎菜沖、大蛇沖、管茶青龍山、管茶塘、園塘灣、老狗灣、曹望沖。	十八鑛界	一六、二〇〇
	礦	蘆坡山、觀音閣。	四鑛界	三、六〇〇
芷江	銻	沙羅田、洪水塘。	三鑛界	二、七〇〇
綏寧	銅	銅廠界。	五十鑛界	四五、〇〇〇
鳳凰	鉛	駱馬銅。	六十四鑛界	五七、六〇〇

（附註）民國二年以後歐戰發生により湖南の採鑛業は曾て最高潮の發達を見た時期があつたが、惜むらくは此期内の採鑛區數及鑛區の面積は確實の材料で統計に資するものはない。

最近各縣の鑛區數目及びその面積は建設廳の統計に據れば左の如きものがある。

湖南商營の鑛業統計表

鑛別	縣別	鑛區數	鑛區面積(公畝)	主要鑛山名稱
金鑛	桃源	四	一一、〇九一	冷家溪、水溪。
	芷江	一	二、九七六	金廠溪。
鉛鋅鑛	常寧	一	二、〇九一	下橋頭。
	臨湘	一	三、四四六	下殷。
	郴縣	二	四、八六六	柴山裏。
銻鑛	新化	八七	二六、八七八	錫鑛山。
	安化	一〇	一四、三四六	田莊灣、柑子園、滑板溪、渣滓溪、芙蓉扶王山等。
	邵陽	七	一一、三二一	龍山、易易鄉。
	益陽	五	一二、三九七	鮓埠鎮、板溪。
	東安	四	一、七三二	牛頭寨。
	新寧	二	四、八四〇	西喉村、油頭村。
	漵浦	二	一、三二七	鉛塘灣。
	沅陵	二	三、八八二	界亭鎮。
	武岡	一	五九六	福祿沖。

	宜章	一	七八〇	上塘背。
錫鑛	常寧	一	二、二二六	麻石嶺。
	桂陽	二	一、五二二	泰順窿、光裕窿。
	郴縣	一	八、四三四	安源。
	臨武	九	五、四八四	香花嶺。
鎢鑛	酃縣	一	四、一九〇	石岩窩。
	茶陵	一	五、三八二	半節山。
	桂東	二	二〇、一五八	羊石青洞。
	汝城	一	一、九六六	白雲山。
	資興	一	二、六九七	瑤崗仙。
	臨武	二	一、七七八	香花嶺。
砒鑛	攸縣	三	五、二五八	嘉都。
	瀏陽	一	六九九	蕉溪嶺。
	常寧	二	五六二	上安、獅形山。
	桂陽	二	九二五	黃婆窿、寶泰窿。

砒鑛	嘉禾	一	一、三二四	斗水坪。
	臨武	一	三一六	香花嶺。
錳鑛	湘潭	一	三、二〇〇	觀音山。
	益陽	一	二、七一〇	王家冲。
硫磺	湘鄉	四	六、七一六	磺山腦、煤炭塘。
	郴縣	五	一、八七六	柿竹園、柴山裏。
	石門	一	三七九	蔣家灣。
	慈利	一	三三二	排兵山。
	漵浦	一	三六八	觀音閣。
膏鹽	湘潭	一	一七、〇一四	石塘。
石墨	郴縣	二	一三、一八六	魯塘。
	安仁	二	五、九九四	石環村、宜陽里。
火黏土	攸縣	一	二九二	紫荊山。
	湘陰	一	五、七〇九	白沱湖。
煤鑛	湘鄉	二三	六二、八五六	集祥、神童、嘉謨、永豐等煤田。

煤鑛

攸縣	四	一九、七三八	青都、煤田。
湘潭	一	三、五八八	炭坡。
醴陵	四	七、四九三	豆田、大障等煤田。
常寧	三	三、八三二	煙竹舖、洋泉煤田。
祁陽	四	五、一七二	上雷垉、均和煤田。
邵陽	一二	三四、九九七	邵水煤田。
寧鄉	五	一五、〇九四	雙獅嶺、苦水坳等煤田。
益陽	一	二、〇〇〇	文家灣。
安化	三	六、五六三	豐樂煤田。
澧縣	二	六、二四六	呂家峪煤田。
辰谿	二	六、〇〇一	五里墩、洞灣等煤田。
漵浦	三	六、七一三	底莊煤田。
宜章	一	三、五四〇	漿水。
郴縣	一	一、七二六	崩勘嶺。
永興	七	三七、三五〇	長慶、金陵、金盤形等煤田。

煤鑛	耒陽	四	一五、二八五	敖山洄口等煤田。
	衡山	五	九、四八七	霞流沖、雷鳴湖等煤田。
	新化	一	四、二五七	大同煤田。
	臨武	一	六八二	歐家塘。
總計		二六八	四七五、八八六	

（附註）（1）本表の數字は實業部の許可證を受けたるものを限度とす
（2）本表は民國二十二年末までを以て期限とした。

本表に據れば縣を以て單位として之を統計した、鑛區の數は新化縣の八十八區を以て最多と爲し、湘鄉之に次ぎ二十六區、邵陽の十九區が又之に次ぎ鑛區の面積は湘鄉尤も廣く六萬九千五百七十二畝、邵陽四萬六千三百十八畝、新化は三萬一千一百三十五畝である。鑛物の種類は郴縣を最多とし、鉛、鋅、錫、硫磺、石墨、石炭の六種を産し常寧之に次ぎ鉛、鋅、錫、砒、石炭の五種あり、臨武、湘潭、又之に次ぐ、臨武には錫、鎢砒石炭の四種、湘潭には錳、石膏、食鹽、石炭の四種を産出する。

湖南各縣鑛區面積及鑛産種類表

縣別	鑛區數	鑛區面積（公畝）	鑛産種類
桃源	四	一一、〇九一	金。
芷江	一	二、九七六	金、

常寧	七	八、七一一	鉛、鋅、錫、砒、煤。
臨湘	一	三、四四六	鉛、鋅。
郴縣	一一	三〇、〇八八	鉛、鋅、錫、硫磺、石墨、煤。
新化	八八	三一、一三五	銻、煤。
安化	一三	二〇、九〇九	銻、煤。
邵陽	一九	四六、三一八	銻、煤。
益陽	七	一七、一〇七	銻、錳、煤。
東安	四	一、七三二	銻。
新寧	二	四、八四〇	銻。
漵浦	六	八、四〇八	銻、硫磺、煤。
沅陵	二	三、八八二	銻。
武岡	一	五九六	銻。
宜章	二	四、三二〇	銻、煤。
桂陽	四	二、四四七	錫、砒。
臨武	一三	八、二六〇	錫、鎢、砒、煤。

酃縣	一	四、一九〇	鎢。
茶陵	一	五、三八二	鎢。
桂東	二	二〇、一五八	鎢。
汝城	一	一、九六六	鎢。
資興	一	二、六九七	鎢。
攸縣	八	二五、二八八	砒、火黏土、煤。
瀏陽	一	六九九	砒。
嘉禾	一	一、三二四	砒。
湘潭	三	二三、八〇二	錳、膏、鹽、煤。
湘鄉	二六	六九、五七二	硫磺、煤。
石門	一	三七九	硫磺。
慈利	一	三三二	硫磺。
安仁	二	五、九九四	石墨。
湘陰	一	五、七〇九	火黏土。
醴陵	四	七、四九三	煤。

祁陽	四	五、一七二	煤。
寧鄉	五	一五、〇九四	煤。
澧縣	二	六、二四六	煤。
辰谿	二	六、〇〇一	煤。
永興	七	三七、三五〇	煤。
耒陽	四	一五、二八五	煤。
衡山	五	九、四八七	煤。
總計	二六八	四七五、八八六	

毎種の鑛產を以て之を統計すれば、鑛區數目は銻鑛を以て最多と爲し、合計一百二十一區、石炭鑛之に次ぎ合計八十六區あり、鑛區の面積は石炭を以て最廣とし、合計二十五萬二千六百二十六畝にして、銻鑛之に次ぎ合計七萬八千〇九十九畝である。

湖南各種鑛產鑛區面積及產地表

鑛別	鑛區數	鑛區面積（公畝）	產地
金鑛	五	一四、〇六七	桃源。
鉛鋅鑛	四	一〇、四〇三	常寧、臨湘、郴縣。

銻鑛	一二一	七八、〇九九	新化、安化、邵陽、益陽、東安、新寧、溆浦、沅陵、武岡、宜章。
錫鑛	一三	一七、六六六	常寧、桂陽、郴縣、臨武。
鎢鑛	八	三六、一七一	酃縣、茶陵、桂東、汝城、資興、臨武。
砒鑛	一〇	九、〇八四	攸縣、瀏陽、常寧、桂陽、嘉禾、臨武。
錳鑛	二	五、九一〇	湘潭、益陽。
硫礦鑛	一二	九、六七一	湘潭、郴縣、石門、慈利、溆浦。
膏鹽	一	一七、〇一四	湘潭。
石墨	四	一九、一八〇	郴縣、安仁。
火黏土	二	六、〇〇一	攸縣、湘陰。
煤鑛	八六	二五二、六二〇	湘鄉、攸縣、湘潭、醴陵、常寧、祁陽、邵陽、寧鄉、益陽、安化、澧縣、辰谿、溆浦、宜章、郴縣、永興、耒陽、衡山、新化、臨武。
總計	二六八	四七五、八八六	

第二、湖南省營の採鑛業及び鑛區の面積

湖南の官鑛は光緒二十二年から湖南巡撫陳寶箴の倡導を經てより以後、成績顯著、民國元年に全省の官鑛の開採せるものを擧げると。

平江の金鑛、水口山の鉛鉾鑛、會同の金鑛、新化の銻鑛、龍王山の鉛鉾鑛、臨武香花嶺の錫鑛等で松、柏の錬廠で試辦中のものは、

臨武の蘿坪の錫鑛、江華上伍堡の錫鑛、鳳凰猴子坪の採砂鑛等である、民國の四五年頃は湖南鑛務局の全盛時期で開採中の官鑛三百處を下らず、以後辦理その人を得ず、經營にその法に叶はず、相次で停辦するもの甚だ多く、玆に民國十八年湖南鑛業公會の調査の結果によれば全省主要各官鑛の概況は左表の如くであつた。

湖南省鑛一覽表

鑛別	鑛區所在地	鑛區面積	沿革
金	平江黃金洞	圈境一百里	光緒二十二年創辦民國十七年停辦
金	會同漢濱庵堂山神洞灣 水沙垘井頭灣橫沖	二百十七畝	宣統三年創辦民國十一年停辦
金	桃源蓼葉溪梭砂坡月亮溝	二百三十八畝半	民國三年創辦民國七年停辦
金	沅陵柳林汊桐樹面	一百五十畝	民國二年創辦民國七年停辦
砂金	湘陰白水鄉楊柳舖童家山	一百六十畝	民國五年創辦民國六年停辦
銅	沅陵六家塘八都四甲衛 武岡和尚洞	六十九畝	民國五年創辦民國七年停辦
銅	綏寧銅場界杷沖	七十八畝	

銅	桂陽棕樹窿綠紫坳		光緒二十三年創辦光緒二十四年停辦
銅	澧縣石門閘揚家臺		光緒二十三年創辦半年即停辦
銅	永定大米界		光緒二十二年創辦(停辦未詳)
錫	臨武香花嶺鐵砂沖	二方里百五十二畝	民國二年創辦
錫	桂陽野鹿灘		民國元年創辦民國三年停辦
鉛砒	桂陽大有窿	二百六十六畝	民國五年創辦民國七年停辦
錫	江華上伍堡	縱橫百里	
鉛鋅	常寧松柏水口山	圈定百里	光緒二十二年創辦
鉛鋅	常寧呼頭		民國元年創辦民國二年停辦
鉛鋅	祁陽百吉坳		光緒二十四年創辦光緒二十八年停辦
鉛	資興大脚嶺		光緒三十一年創辦半年即停辦
鉛鋅	桂陽虎形山		光緒三十年創辦光緒三十一年停辦
鉛鋅	桂陽園門沖		光緒三十年創辦光緒三十一年停辦
鉛鋅	桂陽協中團黃砂坪	二方里五百三十七畝	民國五年創辦民國七年停辦
鉛鋅	臨湘官山塅山	三千三百十九畝	民國五年創辦民國六年停辦

鉛鋅	沅陵灰窰冲	一百四十九畝	民國五年創辦民國七年停辦
鉛鋅	麻陽潭石約岩坡腦韓地坳		
銻	新化錫鑛山七里江	計十餘所不上百畝	
銻	漵浦管葉塘九龍池楓香灣大福田源頭灣王家灣	三百四十畝	民國四年創辦民國七年停辦
銻	沅陵銀鑛坨	三百二十畝	民國四年創辦民國七年停辦
銻	安化雲務山	八十五畝三十七方丈	光緒二十三年創辦民國七年停辦
銻	桂陽江邊嶺	六十畝	民國四年創辦民國六年停辦
銻	醴陵泮川沖		光緒二十四年創辦光緒二十七年停辦
銻	芷江沙羅田		
録	鳳凰猴子坪	二百八十畝	民國元年創辦
鎢	東安三河鄉大夫園依山鐵炭山麻楊山	五百六十二畝	民國五年創辦民國七年停辦
鎢	臨武羅坪	一千〇八十九畝五十九方丈	民國元年創辦
雄黃	慈利界牌峪		民國元年創辦
燦	醴陵豆田		光緒二十二年創辦光緒二十三年停辦

煤	醴陵楓樹山		光緒二十四年創辦光緒二十七年停辦
煤	常寧斗嶺	一百〇八方里	民國元年創辦民國十年停辦
煤	湘潭小花石		光緒二十三年創辦光緒二十五年停辦
鐵煤	芷江黔陽黄陽坡	三里	光緒二十四年創辦
煤	寧鄉靑溪若竹寺和尙橋		光緒二十三年創辦光緒二十六年停
錳	湘潭上五都鶴嶺		

本表中各官鑛の鑛區面積は或は習慣上の所傳に依り或は大略の打算を爲し、加ふるに省鑛の範圍は隨時に圖線を以て定めるのであるから、その詳確なる面積數字は查考し難く、最近省鑛の情形は建設廳二十二年末の調查に據れば、現在の開採せる處は六處に過ぎない、此地に試探中のもの一ケ處あるのみで、その他は停辦して居る、或は未採掘のもの或は出租せるもの等、玆に官鑛の近況を以て表記すれば、

最近湖南官鑛概況表

鑛別	縣別	鑛山名稱	現況
金鑛	桃源	冷家溪	現開
	沅陵	金牛山、柳林汊	現開
金鑛	會同	漠濱	停
	平江	黄金洞	停
銅鑛	綏寧	銅場界	未採

第四節　湖南の鍊廠

	桂陽	綠紫坳	未採
	平江	木瓜	未採
鐵鑛	芷江	鐵墩坡	停
錫鑛	臨武	香花嶺	現開
	江華	上伍堡	現開
	桂陽	大有窿	停
鉛鋅鑛	常寧	水口山	現開
	臨武	茶山	停
	衡山	銀坑村	試探
	瀏陽	韓池坳	停
	祁陽	柏子坳	未採
	臨湘	官堠山	停
雄黃	慈利	界牌谷	出租

鎢鑛	東安	依山	出租
	汝城	山塘	出租
銻鑛	新化	錫鑛山	停
	安化	芙蓉	停
	漵浦	底莊	停
	東安	依山	出租
煤鑛	醴陵	石門口	現開
	寧鄉	雙獅嶺	停
	湘鄉	洪山殿	停
錳鑛	湘潭	上伍都	停
録鑛	晃縣	酒店堂	停
	鳳凰	猴子坪	停

製錬廠は常に採鑛業の發達に伴ふて轉移する、錬廠は鑛砂の多寡に因て制限せらるゝからである。湖南の錫錳二鑛には尙ほ錬廠の設立がない、故に湖南から輸出するものは、純然たる錫鑛砂と錳鑛砂とである。玆にはその地の各種鑛產の錬廠を以てその槪況を分述することゝす、その沿革現狀及製錬方面に就ては各節中に於て詳述する。

第一、錬　銻　廠

湖南の鑛物は銻を以て大宗とする、從て湖南の錬廠は、亦錬銻を以て最多とする、惟だ最初に華昌公司の設立に因り、製錬純銻の專利權を獲得した、故に前淸末年から民國二年に至る間に華昌公司が獨り純銻を製錬する外は、其他の各錬廠は皆淨砂を錬取する丈けで之を銻鑛に製成し、或は生銻に煉成した後ち之を長沙、漢口に運んで賣つた。民國二、三年頃に至り初めて益陽に新華昌公司の設立があつて、華昌公司の純銻煉成の原則に倣ひ、別に土爐を造り純銻を製煉した、その製品の品質は華昌公司には及ばなかつたが然も生產費が低廉であるから、各銻商は相競ふて彷造したので、華昌公司の專利權は是に由て無形に喪失した。以後土法の錬廠日に增加し、純銻の輸出は生銻の輸出を超過するに至つた、歐戰の際に當り銻業一時の盛を極め、煉銻廠が數百軒に達したが、歐戰終りを告げて銻價が慘落したので、各新式錬廠は生產費が過高なるに依り、相繼で倒閉した、土法の錬廠は經費が低廉なので尙ほ能く維持して居る。是に由てか土法錬廠の製品が或時は輸出額の百分の九十九に達した事があつた、目下湖南全省の錬銻廠は已に建設廳の登記を受けたもの丈けで四十八軒もある、之を最盛時に比較すれば已に一半を減少して居るのであるが、然も現在の錬銻廠の數は尙ほ全省錬廠總數の約十分の八以上に及んで居る。

新化縣は錬銻廠最も多く合計三十一ヶ廠で安化縣の六廠之に次ぎ此他益陽に三廠、新寧に三廠東安に一廠、湘鄉に一廠、宜章に一廠がある。

第二、錬鉛廠と錬鋅廠

湖南省鉛鋅の產額は、殆んど全部が水口山の鉛鋅鑛から出るのである。前清の末年所產の鉛鋅鑛砂は僅に杉柏錬廠で土法を用ひて錬鋅するものがあつたのみである。但しその錬法は簡陋で錬製する處は產額の一部分に過ぎないで其餘の大部分の鑛砂は、洗選を經たる後黃鐵鑛を除く外は、何れも鑛砂のまゝで外人に賣らぬわけには行かなかつた。當時識者は利權の外溢を以て深く惜しむべしとしたもので、そこで黑鉛の錬廠を造ることを提倡するに至り、完全に西洋の法式を採用し、宣統元年に開工し、全部水口山所產の鉛砂を引受けることゝなり最近每年鉛砂約六七千噸を煉成して居り年々純鉛四千餘石を煉出すべく提銀十萬兩に及ぶ。

湖南の錬鋅廠に至つては、その設備の經過已に深長の歷史がありて民國二年前後に當り、水口山の鋅砂の產出が甚だ旺んなので、松柏錬廠の土法は煉鋅能力が微張で且つ煉法が簡陋なるを以て西法に據る錬鋅廠の建設を提倡するに至り、並に水口山杉柏站の旁に在て土地千餘方丈を買入れ錬廠の敷地となし、民國五年に鑛務局では波蘭人ウイチヤツク氏を聘して技師となし長沙の靈官渡に於て小窰試驗用罐を設け、民國八年には鑛務局は米商大平洋實業公司と白鉛錬廠を合辦するの契約を訂結し、鑛務局は八萬噸の白鉛砂を出して株に入れ、鉛砂每噸を米金十弗に打算し成立したが後湖南人民の反對に因て成立しなかつた。

民國十年には鑛務局は外資を入れて、白鉛錬廠を設立せんと欲し、技師ウイチヤツク氏を上海に派遣し外商と接洽せしめたところ、佛商で錬廠を合辦せんと願ふものありしが、惟だ附帶條件が非常に多種であつて主要

條件鑛務局は白鉛砂十万噸を以て四割の資本として提供し、其餘の六割の資本は佛商に依て籌款し錬廠を設くることゝするにありしが、その白鉛砂每噸の價を銀八元に打算したので、鑛務局は此條件が鑛業條例と符合せざるのみならず、鉛砂の價が餘りにも低廉なるので損失多大なりとて遂に之を拒絶した。

隨て後ち局内の梁某に委任して西法の白鉛錬廠を籌辦して見たが、結果面白からず費用數万元を使つたが毫も成效する所がなかつた。

民國二十一年建設廳は軍政部と相談して合資して錬鋅廠を籌辦せんとし、廠經費二十一萬元を豫定し軍政部より十萬元を支出し、現在工事設備大體竣成し已に民國二十四年七月一日正式に開業した。

此外に商辨の鉛鋅錬廠の建設廳に登記せるもの僅に康裕純鉛錬廠あるのみ。長沙の以前の華昌公司の地面を敷地とし臨湘縣の康裕公司の鉛砂を引受けてやつて居る。

第三、其他の錬廠

湖南の錫鑛は江華縣の上伍堡及臨武縣の香花嶺の錫產を以て主とす、此兩鑛局では何れも錬廠を附設し、其他商辦の錬廠は亦多くは錫鑛公司内に附設して居る、是に依て全省の錬廠が幾許あるやは査考するに由なし。

湖南の錬砒は（砒は毒瓦斯原料）現に建設廳に登記せるもの三あり、一は長沙の梨市に設け一は長沙の伏龍鎭に設け何れも瀏陽の蕉溪嶺所產の砒灰を煉成して居る。一は攸縣に設け、該縣昝家山の所產の砒灰を煉成する。

湖南の硫磺錬廠は合計六ヶ處あり、皆水口山所產の硫磺、磺砂及磺渣を引受けて居る。又衡陽、常寧の二ヶ所に分廠を設けて居る。別に青禁廠を衡陽に設け、永豐錬公司所產の磺渣を提煉して居る。

第四、湖南全省錬廠の概況

目下湖南全省各種省營の錬廠の名稱、錬廠の所在地鑛砂の來源、成立の時期及び其業務と資本額等の建設廠最近に登記したるものを一表に列記したるもの左の如くである。

尙ほ官營の錬廠、錬鉛廠、錬鋅廠、杉柏、土法の錬廠に至つては則ち各項中にて之を詳說する。

湖南省營錬廠概況表

牌名	地址	鑛砂來源	業務	成立時期	股金總額(元)
大新銻鑛公司	宜章上鄉上塘背	專錬大新銻鑛公司鑛區內所產銻砂	提錬純銻	民國十五年二月	二、八〇〇
合記阜康錬銻公司	益陽二里馬跡塘	承錬鼎泰孝湘兩公司銻砂	提錬純銻生銻	民國十五年十月	三、〇〇〇
協亨祥錬銻公司	新寧北鄉秀才鄉	代錬天寶公司之花砂	提錬純銻	民國十五年七月	一二、〇〇〇
泰和錬銻公司	安化常豐鎭廖家沖	承錬阜華公司銻砂	提錬生純銻	民國十五年八月	三、〇〇〇
協通錬銻公司	邵陽易易園齊塘沖山憤	提錬天祿公司所產銻鑛	〃	民國十五年七月	三、〇〇〇
隆泰錬銻公司	新化錫鑛山老錫鑛山	承錬寶順公司之砂	提錬純銻	民國十六年二月	五、〇〇〇
惠和錬銻公司	安化五都神灣	提錬阜新公司所產銻鑛	〃	民國十五年九月	三、〇〇〇

順和提鍊公司	益陽酢埠鎭馬跡塘	提鍊業陶公司所產銻鑛	〃	民國十六年三月	二、五〇〇
維益純生銻公司	益陽板溪地方	承鍊久通公司之砂	提鍊生純銻	民國十二年	一、五〇〇
錫華鍊銻有限公司	新化錫鑛山長龍界石橋內	專鍊德華盛公司之砂	提鍊純銻	民國十六年一月	四、五〇〇
公益鍊銻公司	新化錫鑛山長龍界	承鍊永福公司之砂	〃	民國十五年十月	二二、〇〇〇
修和純銻鍊廠	新化錫鑛山譚家沖	承鍊大有慶寶順懷瑜順豫永四公司之砂	〃	民國十五年十月	八、〇八〇
廖昇鍊銻公司	新化七里江	承鍊同福公司之砂	提鍊純銻	民國十五年九月	九、〇〇〇
富利鍊銻公司	新化錫鑛山蕭家灣	承鍊美利言公司之砂	〃	民國十六年一月	七、四〇〇
精益鍊銻公司	新化錫鑛山陶塘	承鍊吉祥益富公司之砂	〃	民國十五年十月	九、〇〇〇
楚寶鍊銻公司	新化錫鑛山譚家沖	承鍊石生端公司之砂	〃	民國十五年十月	六、〇〇〇
鴻泰鍊銻公司	新化錫鑛山長龍界	承鍊資深源公司之砂	〃	民國十五年十月	六、〇〇〇
德陞鍊銻公司	新化錫鑛山壩塘	承鍊大德生恒益兩公司之砂	〃	民國十五年八月	一二、〇〇〇
多益鍊銻公司	新化錫鑛山陶塘	承鍊益富公司之砂	〃	民國十五年九月	一〇、〇〇〇
福泰鍊銻公司	新化錫鑛山長龍界內	承鍊福和長公司之砂	〃	民國十六年二月	八、〇〇〇
日昇鍊銻公司	新化錫鑛山老錫鑛山內	承鍊義理福公司之砂	〃	民國十五年八月	八、〇〇〇
生和鍊銻公司	新化錫鑛山陶塘	承鍊萬順公司之砂	〃	民國十六年十月	六、二〇〇

克益鍊銻公司	新化錫鑛山老錫鑛山	承鍊金生泰公司之砂	提鍊純銻	民國十六年十二月	二、二〇〇
容大鍊銻公司	新化錫鑛山陶塘	承鍊於斯盛公司之砂	〃	民國十七年二月	五、〇〇〇
振和鍊銻廠	新化錫鑛山譚家沖	承鍊福和公司之砂	〃	民國十六年十月	四、五〇〇
益慶祥鍊銻公司	新化錫鑛山歐家沖	承鍊永福富記公司之砂	〃	民國十六年十二月	五、〇〇〇
道善鍊銻公司	安化常豐鎭芙容掛傍山	專鍊道善銻公司鑛區內之砂	〃	民國十六年一月	二、七〇〇
楚善鍊銻廠	新化錫鑛山壩塘山	承鍊寶與公司之砂	〃	民國十六年八月	八、五〇〇
寶利興銻廠	新化錫鑛山歐家沖	承鍊美利與公司之砂	〃	民國十七年九月	三、二〇〇
純青銻鍊廠	新化錫鑛山陶塘	承鍊三益公司之砂	〃	民國十七年一月	五、〇〇〇
謙益純銻鍊廠	新化錫鑛山七里江水口山	承鍊九通公司之砂	〃	民國十七年五月	五、七六〇
天然鍊銻公司	安化常豐鎭馬頸坳	提鍊阜華玉泰公司所產銻鑛	〃	民國十五年八月	三、〇〇〇
協華鍊銻公司	新化七里江王家坳	承鍊安記福公司之砂	〃	民國十七年二月	四、〇〇〇
鴻輝鍊銻公司	新化七里江栗山坳	承鍊錫瑞公司之砂	〃	民國十七年一月	五、二〇〇
同益硫磺鍊廠	常寧蔞河河口	承鍊水口山官辦局副產之礦砂	提鍊純礦	民國十七年十一月	三、〇〇〇
永豐鍊礦公司	衡陽河口	購鍊水口山鑛務局所產硫塘	提鍊純銻	民國十七年十二月	三、〇〇〇
岐記同富鍊銻廠	新化錫鑛山陶塘	承鍊同富公司之砂	〃	民國十六年十一月	四、五〇〇

華實錬銻公司	衡陽菱河口	購錬水口山鑛務局所產硫礦	提錬純銻	民國十五年六月	〇、五〇〇
廣裕錬銻公司	新化錫鑛山蕭家灣	提錬廣大生公司所產銻砂	〃	民國十七年五月	三、〇〇〇
日豐硫礦錬廠	常寧北鄉黃土嶺田鶴墐	承錬水口山鑛務局副產之礦砂	專錬礦砂	民國十七年十一月	四、〇〇〇
湘源硫礦錬廠	常寧北鄉松柏市對河衡陽縣屬之雷神嶺	購錬水口山鑛務局所產之硫礦	提錬硫礦	民國十四年八月	四、五〇〇
楚豐錬銻公司	新家錫鑛山歐家沖	承錬寶厚公司之砂	提錬純銻	民國十六年十二月	四、〇〇〇
衡南青礬公司	衡陽南鄉二十九都大州	提錬永豐錬礦公司所產礦渣	專錬硫礦	民國十八年四月	一、二〇〇
保和福錬銻廠	新化錫鑛山陶塘	承錬福記寶大興公司之砂	提錬純銻	民國十四年十月	四、〇〇〇
同義錬礦附錬青礬公司	衡陽雷神垱	提錬水口山鑛務局所產礦渣	提錬礦砂	民國十八年五月	三、六〇〇
同豐純銻錬廠	新寧西喉村向家坪	提錬建興公司所產之銻鑛	提錬生純銻	民國十七年十月	七、五〇〇
康裕純鉛錬廠	長沙古鐵舖巷前華昌公司舊址	承錬臨湘康裕公司黑鉛砂	提錬純鉛	民國十八年十二月	二、〇〇〇
楚華錬銻公司	新寧北鄉油頭村藍廟揚橋沖龍口裡	提錬楚華公司鑛區內所產之花砂	提錬純銻	民國二十年一月	四五、〇〇〇
益記純銻錬廠	安化四都渣滓鎮	承錬阜新公司渣滓溪鑛區內所產銻砂	專錬純銻	民國十四年十一月	八、〇〇〇
利民純銻錬廠	新化資水漩塘灣	承錬楚康公司鑛區所產銻砂	提錬純銻	民國二十年六月	六、〇〇〇
籌裕錬銻公司	新化譚家沖	承錬順祿公司所產銻砂	提錬純銻	民國十六年一月	一〇、〇〇〇
源和錬銻公司	新化屬七里江圳上	承買開源公司鑛地所出銻砂	〃	民國二十年八月	八、〇〇〇

釣盛純錬銻廠	東安北應鄉牛頭寨	承錬天寶公司鑛區內所產銻砂	〃	民國十八年一月	一〇、〇〇〇
豐記錬銻股份有限公司	湘鄉楊家灘亭子裏	承錬邵陽鼎豐各公司鑛區內所產銻砂	提錬生純銻	民國十五年三月	二、〇〇〇
惠安錬銻公司	安化五都宋家坪	承錬湖北官鑛署所產銻砂	提錬生純銻	民國十五年六月	六、〇〇〇
裕厚錬銻有限公司	邵陽後洞沖	承錬承潤銻鑛公司鑛區內所產銻砂	〃	民國十四年七月	五、〇〇〇
成記矾廠	長沙梨市下游金鏗	錬本公司採劉陽蕉溪嶺七寶尖鑛區內所產之矾鑛	專錬矾塊	民國二十一年七月	一〇、〇〇〇
攸常福矾廠	攸縣新市大漢觀地方	錬本公司所採會家山等處鑛區所產之矾灰	專錬矾塊	民國廿一年十月	一一、〇〇〇
成記矾廠	長沙伏龍鎭桐溪園坪塘地方	錬本公司所採劉陽蕉溪嶺七寶尖等處鑛區內所產之矾灰	專錬矾塊	民國廿二年九月	一〇、〇〇〇

第五節　湖南各鑛の產額

各鑛產額の增減は、各鑛採鑛業及び製錬業の興衰と因果關係があり、湖南採鑛業及錬廠の沿革に就ては前二節に之を述べたので、本節では各鑛の產量を再述することは比較的容易のことであるはづであるが、鑛業が已に湖南省主要產業の一たることを考ふる時に然も歷年產量の統計に於ては絕無と謂ふべく、僅に有るのみで偶然一二零碎の材料を發見したが完整を缺き又正確を缺いて居る。今一度歷年來の湖南省各鑛產量の精確なる統計を編造せんことは殆んど不可能の事である。玆に完全と云ふには足らぬが其他已有の資料に比し簡兩の點一

二を減少せるものなりと信ずるものを擧げんに、民國元年から民國十一年に至る鑛産の量の統計に供すべきものは僅に鉛砂、鋅砂、礦砂、金、純鉛、純銀、銻砂及錳砂の數種であつて茲に表記すれば

各鑛産量統計表

年別	鉛砂(噸)	鋅砂(噸)	礦砂(噸)	金(兩)	純銀(兩)	純鉛(噸)	銻砂(噸)	錳砂(噸)
民國元年	二、九八七	九、四四四	三三九	一、九三四・一三九	—	—	五九七・三〇	—
二年	三、一六四	一〇、三一九	一八二	一、五二七・二七九	—	—	六三三・五六	—
三年	五、七七九	一七、四五四	五〇	一、一一五・五一〇	—	—	八一四・二七	—
四年	九、五八一	二四、〇一九	八	一、二六二・三七六	—	—	四一五・九六	三、四[illegible]
五年	九、六八四	二八、一〇四	七七	九八三・八〇六	—	—	二八九・七七	三〇、二六〇
六年	八、一二〇	二七、二四二	七三七	七七二・四四四	—	—	—	四三、〇〇三
七年	五、五七〇	一五、七二八	二四	五〇二・八七八	—	—	—	三三、一九五
八年	四、六四〇	一三、七七三	一五	三五三・一八〇	二五、七四	八五	—	一八、〇〇七
九年	三、〇七八	七、二六	二	三〇二・三〇〇	八六、一三八	二、一九二	—	一九、四八二
十年	一〇、一八三	二一、六三七	二八	一七二・九三四	七四、九八二	一、六六六	—	二三、二七五
十一年	七、八八四	一八、二〇二	一一九	二三一・五一〇	六九、八一三	一、六一〇	—	一四、二七七

（註）民國八年以前は粗金の產量八年以後は精金の產量を示したるものである。
上表中の錳砂は裕甡公司と漢冶萍公司所產の外は何れも官鑛局所產の數量で鉛砂、鋅砂、礦砂の如きは水口山鑛務分局の產額を示したものである。

金は平江縣黃金洞の所產で純銀、純鉛は黑鉛錬廠の產出せるもの、銻砂は新化縣錫鑛山鑛務分局の產出せるものである。

唯だ新化縣の鑛務分局は民國五年よりして時々停辦し又時として請負としたからその年以後は又從て統計するに由なく、又黑鉛錬廠は前淸の光緒三十四年に創辦したが然も中ころ幾度か停辦したのと、幾度か請負開採としたので、以前の製產量は考量することは出來ない。

民國八年からして初めて產額の統計あり、上表に依て之を觀れば、鉛砂、鋅砂の產額は民國四、五年に於て何れも增加して居る。想ふに之れは歐戰の爲めであつて錳鑛は歐戰より興起したものであるから、民國四年に於て初めて產量の數字を考查することを得、歐戰期內は銻、鎢、兩鑛の最盛時代であつて、此期內の銻、鎢產量の數字は全く缺けて居る。銻鑛方面では新化縣鑛務局の產量數字があるが然も全省產額の一小部分であつて又全體を代表することは出來ぬ、同時に大部分の商營に係る銻鑛產量は全く統計なきことは最大缺憾とする所である。

民國十二年から以後商鑛の產額は、漸く打算すべき數字があるから查考に供すべきである。故にその年より二十年に至る每年商營の各鑛打算の產量と各公鑛の產額とは之を合計すれば卽ち歷年湖南全省鑛產の產額となるのである。此法に據て得たる處の結果は固と敢て完全精確とは謂はれぬが、然も此九年間に於ける全省鑛

產、產額の增減情形だけは、表中歷年の數字に依てその大概を知ることが出來る。

民國十四年十五年に當て純銻、生銻、銻鑛、鉛砂、鋅砂、錳砂、鎢砂等は皆一度に增加した。此顯れは十四年鑛產の市價が高漲を引起したる現象である。十五年以後上述各鑛の產額が每年次第に減少した。此種產量上の變遷は、次の節で述ぶる所の湖南省鑛產が歷年輸出情形と照して恰も相符合する。下表中鉛砂鋅砂の產額は仍ほ水口山所產を以て主となして居るやうである。純鉛と純銀とは全く黑鉛鍊廠の產出する處であつて、純金は平江縣黃金洞金鑛の產出する所である。膏鹽の產額は則ち湘潭の惟一公司の產額を以て代表的とする、十六年の產額は地質調查所の打算に依つたもので、十七年より二十年に至る產額は、乃ち鑛業公會調查の結果である。數字は當に比較的據るべきものであらう。

民國十二年から二十年に至る湖南の鑛物產量統計表、

鑛別	單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
純銻	噸	五、二六〇	八、四三八	一三、七三二	二三、八八	一八、〇〇〇	一六、四一九	一四、四四六	一四、二四七	一三、九三三
生銻	噸	一、一二八	一、〇四五	二、二七六	五、一五五	二、八〇〇	二、九八三	三、四八四	二、二六八	一、五四一
銻鑛	噸	五〇五	二四一	一、六六三	一、八五三	三、〇〇〇	二、〇五二	二、三〇三	一、五五八	九八〇
鉛	擔	二九、九八八	一六、六九九	一一、四二四	一一、八二七	一七、六〇六	九、一八六	三六、八〇〇	四六、八五四	五〇、五〇九
鉛砂	噸	七、八三〇	三、三七九	九、八七五	一〇、九五五	六、〇〇〇	六、八一九	九、三〇八	七、六一七	五、九五九
鋅砂	噸	二四、五八九	八、四三六	三〇、二八三	二三、四〇六	一七、〇〇〇	一五、二六四	一九、六五九	一四、九三三	一四、三一七

硫礦	擔	未詳	未詳	三、一〇〇	二四、九九〇	二六、八八〇	一三、〇〇〇	一四、一〇〇	二五、四八八	一〇、七二〇
礦砂	噸	五二	二	二、三四	三、六四八	未詳	一、五〇八	一〇、一九〇	六、一〇二	七、九七一
錫	擔	未詳	未詳	未詳	未詳	四、二〇〇	四、八四〇	五、〇四七	三、八七七	三、四一五
鎢砂	噸	八八	一三	一七九	七五三	三〇〇	七〇〇	四八三	四九八	四九九
錳砂	噸	三二、〇一三	三二、五〇〇	三三、二七四	三三、一〇四	三〇、〇〇〇	未詳	一七、二九六	四六、八一三	一五、〇〇〇
純金	兩	三一〇	四二	一、二〇〇	七二〇	未詳	二〇〇	八〇〇	二、二〇〇	一、九〇〇
純銀	兩	七七、四〇六	五七、四五〇	二九、一二五	三一、二七四	四二、〇〇〇	一七、二九九	九六、〇〇〇	一二九、五九五	一三四、〇七一
生鐵	噸	未詳	未詳	未詳	未詳	三〇、〇〇〇	一八、七〇〇	七、九六一	二、四六四	四、四六四
煤	噸	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	七五〇、〇〇〇	八九二、〇〇〇	七一六、〇〇〇	七一〇、〇〇〇
礬石	擔	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	四、〇〇〇	二、二〇〇	六、八〇〇	一四、四〇〇
石膏	擔	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	一五、〇〇〇	二一、八〇〇	一八、五〇〇	一五八、三四六
食鹽	擔	未詳	未詳	未詳	未詳	一、〇〇〇	七、二〇〇	九、二九五	六、四〇〇	一、一二五

（註） 十六年十七年生鐵の產額は鐵鍋內に包まれて居る。

二十一年以後商鑛の產量は尙ほ未だ調査せず、從て打算するに由なし、玆には僅かに二十一、二十二の兩年各公鑛の產額を表記すれば左の如くである。

民國二十一年及二十二年湖南公鑛產額統計表

鑛別	單位	二十一年	二十二年	出產地
鉛砂	噸	五、三六〇・一八三	五、〇一九・四一四	常寧水口山
鋅砂	噸	九、八四六・三七七	一〇、〇五一・〇一二	常寧水口山
礦砂	噸	七、八二九・一九一	五、三七二・九八三	常寧水口山
硫礦	擔	五、二八六・二二〇	五、八七一・九一〇	常寧水口山
鋅塊	擔	四六五・八九〇	二、四四八・二六五	常寧水口山
鉛條	擔	四二、一四八・三四〇	四四、五九七・五〇〇	黑鉛鍊廠
純銀	兩	一五〇、九四五・五五〇	一三七、九三三・二四〇	黑鉛鍊廠
純錫	斤	一〇二、六六一・一五〇	九三、一一八・二五〇	臨武香花嶺江華上伍堡
砒灰	斤	一八八、三二一・〇〇〇	一一一、七〇三・〇〇〇	臨武香花嶺
煤	噸	三五、九三六・一六四	四五、六二三・四八一	醴陵石門口

第六節　湖南鑛產の輸出

湖南省鑛物の輸出に就ては、その中の一二種石炭焦炭の一部分が鐵道、民船に由て外省に運輸せらるゝの外

は、其餘各種の鑛物は全部海關に由て輸出する。茲に前清光緒二十八年來各種鑛物の輸出情形を分別畧述することゝする。

一、銻（アンチモニー）。湖南輸出鑛物は銻を以て第一位とする。而して主要の輸出銻產を分て純銻、生銻、銻砂の三種とする、歷年銻產の輸出數字に依て之を觀れば、注意すべきものが三つある。（一）光緒二十八年湖南鑛產の海關報告に載て居るものは僅に銻產の一項のみである。その年より起り銻の輸出は年と共に增加し、民國三年銻鑛砂の輸出額は最高額に達し、數量十五萬六千九百七十九擔、價格二十五萬五千三十兩になつたが、民國五年に至つては純銻の輸出額は四百六十三萬四千七百二十五兩で生銻が四百六十七萬〇九百十八兩であつた。民國六年には生銻が輸出の最高量を示し三十二萬〇七百六十六擔、民國七年には純銻が輸出の最高量を示し、二十六萬二千六百〇六擔であつたが、以上各年の後に於ては銻鑛砂、生銻、純銻の輸出は相繼で非常に下落し、十四年よりして又回復を開始し十五年に至り生銻と純銻の輸出金額が騰貴し、十八年に生銻純銻の輸出數量は先後して何れも以前に未曾有の高度を示した。但し暫時のことであつて、此れを過ぐれば以後依然下向となつた。（二）銻鑛砂の輸出は、民國三年より以後は無論數量も價格も何れもその年の高度に恢復する能はず、且つ十三年以後に至れば輸出の分類中已に銻砂の一項がなくなつた。（三）民國七年以前生銻の輸出は純銻よりは多かつた。その年から以後情形相反し、純銻は一向に生銻よりは多くなつた。

以上三點からして四種の重要の現象を判斷すべきである。（一）歷年銻の輸出狀態は、歐戰以前は遞增して居るが歐戰以後は中途で一寸持直した時もあつたが、趨勢からすれば次第に減少して居る。（二）歷年銻產輸出の內容は、純銻が次第にその重要性を增し生銻は漸くその重要性を失ひ、銻砂に至りては之を生銻に較べて更に

變じて重要ならざるものとなつた。(三)銻產輸出の增減は銻砂、生銻、純銻先後一ならず、銻產の輸出增加の時に當れば、銻砂先づ增し、生銻之に次ぎ、純銻を最後とした、銻產の輸出減少の時もその情形又然りである。(四)銻產輸出の增減と數量と價格とは必ずしも時を同ふしない、價格が先となつたり數量が後となつたりする、以上四種の現象は、後の二種の說明が本書の範圍外である外、前の二種だけは則ち各論中に詳細に之を解釋するであらう。

二、鉛と鉛鑛砂。 鉛も亦湖南鑛產輸出品中主要の一である。その歷年輸出の情形は、比較的無規則のやうである、其原因を考ふるに概ね三端ある。(一)湖南省の純鉛は殆んど全部が、黑鉛鍊廠から出るのであるが、其原料の來源は水口山の鉛砂である、公鑛の產額は政治上の影響を受くること多く、價格の影響を受くることは少い、且つ該鍊廠は幾たびか停頓したから、內部の組織も亦累次變更してゐる、故にその產額と輸出には稍々規則がないやうである。(二)海關報告上の分類法も亦幾次か變更したから二十一年よりして已に鉛の一項なきに至る、然も鉛の輸出大概は仍ほ察見すべきものがある。民國八年以前輸出は殆んど全く增勢を示し、是年以後歷年遞減するに至つた。近く數年來に至りて鉛の輸出は又恢復の趨勢に在り、鉛鑛砂の輸出に至りては、其狀態稍々明瞭で光緒三十四年から起り、歷年皆輸出あり、民國六年に至り輸出數量は高く二十三萬三千〇六十六擔となり、之を價格にすれば關平銀七十八萬三千八百二十五兩となる。是年以後次第に低落の狀態を呈した。(三)更に二十一二兩年に至り鉛砂已に輸出がなくなつた、卽ち鉛砂は湖南鑛物輸出に在て已に其重要の位置を失ふて居る。

三、錊と錊鑛砂(亞鉛と亞鉛鑛砂)。錊の輸出は時に之れあり時に之れなしと云ふ甚だしく不規則である。民

國十三年から起り海關報告の上已に鉡の一項がない。鉡鑛砂の輸出は增減亦定まりなく、民國三年に曾て一度增加したが、四年からして年々に非常に下落した、民國七年に至り全年額の輸出數量は僅に三十六擔であつた、輸出の價額も亦三十六兩に過ぎない、民國八年に至り、輸出日に漸く增加し、民國十一年には輸出數量忽ち增して百十萬七千一百〇三擔に達し、その價格は七十四萬四千六百五十八兩に上つた、此年からして以後は鉡鑛砂の輸出又下向となつて減少した。

四、鎢礦砂と錳礦砂（タングステン、マンガン）。民國十三年以前には海關報告上、鎢鑛砂、錳鑛砂の二項は或は他種の鑛砂の項中に包括せられて居つたので鎢鑛砂、錳鑛砂の輸出は歐戰期中は最も發達して居つたが、然も此期間中の輸出數量は却て統計の仕樣もない、十三年から以後十九年に至り二者の輸出は何れも增加をなし、是年以後は又何れも一變して減少となつた。

五、錫。光緒三十三年第一次の輸出數量は僅に十擔であつた、價格も亦僅に四百六十六兩に過ぎない、宣統二年に至り第二次の輸出に於ても數量は仍ほ十七擔で、價格も亦一百九十三兩に過ぎなかつた、民國十一年以後の輸出數額は常に一千擔以上になつた。

六、銅と鐵。銅鐵二項は湖南省輸出品中に在て仍ほ十分重要の地位を占めて居らない。且つ銅鐵の銷費地は多く國內に在るので、其輸出は國內の需要及本省の生產情形に因て同じでなく、增減定りなき狀況である。

七、石炭と焦炭、焦煤。江西省の產物たる石炭、焦炭、焦煤は株萍鐵路に因て皆な湖南から輸出する故に長沙、岳州兩海關の石炭の輸出は以て湖南省石炭の輸出數量を代表するに足らない。

玆に參考に供するの見地よりして最近六箇年卽ち民國十七年より二十二年（一九三三年）に至る歷年鑛產の

輸出數量を海關報告に根據して左に掲ぐることゝする。

長岳兩關歷年鑛物輸出表

鑛名	單位	民國十七年（一九二八年）		民國十八年（一九二九年）	
		數量	價額（關平兩）	數量	價額（關平兩）
純銻	擔	二八三、九二八	三、四一八、五四二	三〇八、六一六	三、四〇三、七七三
生銻	擔	四八、八二一	四五五、七〇九	五九、七〇七	四三五、九四六
銻鑛砂		—	—	—	—
鉛	擔	一三、〇八九	一八七、〇四二	三三、七一七	五二五、三一三
鉛鑛砂	擔	八〇、〇三五	二六九、一六六	六五、九九〇	二二〇、九一五
鋅		—	—	—	—
鋅鑛砂	擔	一〇四、九九九	七〇、六二五	三六二、七四九	二四三、八一〇
錫	擔	三、三五六	一六七、二九七	四、五七三	二二九、六一〇
鎢鑛砂	擔	二、六六七	三八、〇八〇	五、九二〇	一六七、八八二
錳鑛砂		—	—	六三、三三六	二九、八二六
黄銅器	擔	八	六六二	三八	三、三八七

品名	單位	民國十九年（一九三〇年）		民國二十年（一九三一年）	
紫銅錠塊	擔	—	—	八六	二、六八〇
生鐵	擔	一七	五六	一四三	三三七
水銀		—	—	—	—
砒石		—	—	—	—
他類鑛砂	擔	—	—	四四	八四
他類五金及鑛物	擔	—	五九一、五五一	—	五〇八、三五一
煤、船用煤在內	噸	七七、九八六	六八一、五八八	一〇三、四八四	七二四、三八八
焦炭焦煤	噸	五、八五一	一一九、五九四	五、八九〇	七〇、六八〇
純銻	擔	二六四、四六六	三、二五八、八九三	二〇一、〇九三	二、九三一、〇五六
生銻	擔	三四、八五五	二四五、三五九	二九、八七五	二五二、八六五
銻鑛砂		—	—	—	—
鉛	擔	五〇、三八一	五二一、九四七	四五、三五四	七六〇、三五九
鉛鑛砂	擔	三八、一九三	一五四、四二八	一七、四七二	七〇、五一二
鋅		—	—	—	—

品名	單位	民國二十一年（一九三二年）		民國二十二年（一九三三年）	
鋅鑛砂	擔	一二二五、四九六	九〇、八五二	三一九、五四一	一三六、〇〇九
錫	擔	四、一一六	二八三、七一六	四、三六三	三六五、九二五
鎢鑛砂	擔	九、三二二	三三八、六六〇	七、六六一	一九九、七五六
錳鑛砂	擔	七〇六、八九四	三九〇、七七七	一七〇、五三七	八九、八九八
黃銅器	擔	一〇	八六三	二〇	一、六七二
紫銅錠塊	擔	二五	一、〇六〇	七四	二、八七一
生鐵		—	—	—	—
水銀	擔	—	—	一、六五〇	五三三、七七三
矾石	擔	—	—	七四	一、二九二
他類鑛砂	擔	一〇	一三一	八	九八四
他類五金及鑛物	擔	—	六八七、一四〇	—	九九、六七九
煤、船用煤在內	噸	七、九四八	七九、八五八	二〇、八九八	二一一、七八一
焦炭焦煤	噸	四一〇	七、三八〇	六六七	七、四七九
純銻	擔	一二二五、三八五	二、〇八九、二一一	一八〇、六四四	一、六四二、六一四

生銻	擔	四〇、九四四	二三四、〇三〇	二七、〇五七	一八一、三五二
銻鑛砂		—	—	—	—
鉛		—	—	—	—
鉛鑛砂		—	—	—	—
鋅		—	—	—	—
鋅鑛砂	擔	一六五、五一三	三七、四二八	六九、五五三	二三、一二二
錫	擔	三、三三二	二七九、五五九	二七、七〇七	一八六、七〇二
鎢鑛砂	擔	五、一二四	八三、〇六五	三、六九六	四五、四六四
錳鑛砂	擔	八二、七四〇	三四、六六五	二、一五〇	一、三一五
黃銅器	擔	三三	一、四三〇	二〇	九五六
紫銅錠塊	擔	—	—	七二	二、一一九
生鐵		—	一六、九五〇	—	—
水銀	擔	五七	—	四三四	七七、一八二
礬石		—	—	—	—
他類鑛砂	擔	七八七	二一、三七〇	二、九五七	四八、三五九

未列名金屬及金屬製品	擔	—	五九一、五六七	—	五九二、八一六
煤、船用煤在內	噸	二三、一七八	一八、八一三	二、八七三	一八、七六六
焦炭焦煤	噸	一、五二八	一九、二二九	五、二四〇	七五、〇八二

（附註）殘銻と酸化銻とは民國二十年から海關報告の上に始めて數字が現はれて居るが以上の表に列記してない、その輸出量及價額は左の如くである。

年次	輸出量	價額
二十年	一六、七一六擔	二二五、四二三兩
二十一年	二五、九七三擔	二二八、六〇〇兩
二十二年	一八、三三〇擔	一六一、一四八兩

湖南歷年の輸出情形は略ぼ上表に於て概見すべきである。惟だ尙ほ注意すべきものがある、それは海關報告上に貨物の分類が前後一つでない、鉛、鋅、水銀、硫石等の諸種が時としては獨立の一項となり、時としては他鑛に合併してあるから、以上各項の鑛產の歷年の輸出高を比較せんとしても容易でない。

最後に鑛產輸出高を湖南省に於ける稅關報告に依る輸出貿易中の地位に就て觀察すれば、即ち光緒二十七年の鑛產輸出量尙ほ六百六十九兩に過ぎなかつたから僅に輸出總額の百分の三に過ぎない。以後遂年增加して民國五年に至れば、正に歐戰爆發に當るや鑛產の輸出總額は一千〇五十四萬三千四百四十五兩に達し、已に全

省輸出總額の百分の五十八を占むるに至つた。之れが湖南鑛產の輸出最盛の一年であつた。當時鑛產が湖南輸出品中の地位の重要性は想見すべきである。此れより以後湖南の鑛產の輸出は、漸次減少したが、然も近年來仍ほ全省輸出總額の約百分の二十前後を占めて居る、茲に民國元年以來湖南鑛產の輸出總額及びその全省輸出の百分數を示せば左の如くである。

本表中鑛產の輸出總價額は鑛砂、五金及びその製品の輸出總額を合計したるもので、若し石炭、焦煤、焦炭、硫石、雄黃等も此內に包括して計算したならば、その占むる所の全省輸出總額の百分數は當さに此れに止まらざるべしと思はれる。

湖南歷年鑛產輸出總額及びその全省輸出總額に對する總價額の百分比率表（價值單位：關平兩）

年別	全省出口總價值	鑛山出口總價值	百分比
民國元年	一二、八六一、三五五	四二八、九二二	三・三%
二年	一二、三五四、五七五	一、四八七、二四一	一二・〇%
三年	一一、八八七、〇四六	二、一〇六、八一八	一八・二%
四年	一四、八一三、九二七	六、四九五、九八一	四三・九%
五年	一八、一四七、二九六	一〇、五四三、四四五	五八・一%
六年	一七、四六一、八二六	七、〇二三、〇五五	四〇・二%
七年	一六、三五〇、八六一	四、五八三、四六五	二八・〇%

八年	一三、九四二、〇六七	一、四七五、三一四	一〇・六%
九年	二一、九二四、九七四	一、三六三、〇八一	六・二%
十年	一七、四六九、八七二	二、二四二、二〇一	一二・八%
十一年	二三、〇五三、一四三	二、七八〇、二六六	一二・一%
十二年	三一、二二八、六六三	三、〇〇四、三一五	九・六%
十三年	二九、五一六、三四二	三、〇九二、一二八	一〇・五%
十四年	三一、五六六、一六〇	五、九七一、二九四	一八・九%
十五年	二七、九一三、六二四	七、六二二、九五四	二三・七%
十六年	二三、八五八、三〇〇	五、五六八、四四五	二三・三%
十七年	三〇、二七七、九八一	五、二〇四、〇一八	一七・二%
十八年	二八、八五八、二五〇	四、八八〇、二七四	一六・九%
十九年	二七、三二六、〇七八	五、九七九、三〇八	二一・九%
廿年	一八、四〇九、一〇八	五、一四五、四七五	二八・〇%
廿一年	一五、四六一、六一二	二、八六六、三九七	一八・五%
廿二年	一三、二八〇、九五四	三、〇〇七、〇七一	二二・六%

第七節　湖南鑛產の市價

湖南省鑛產の市價は民國十七年以前は已成の數字は缺けて居る、又た每日の市中の相場も統計に資すべきものがない、故に十七年以前の市價は僅に一二主要鑛物に就てのみである。溯て銻鑛は歐洲大戰發生よりして市價は全く奔騰し、最高の長沙價格は純銻一噸が一千元以上を突破した。此れは銻業の黃金時代であり、歐戰終りを告げ銻價は慘落し、殊に一落千丈此れよりして銻商の破產者は累々たるもので、殘存者でも亦相繼で跡を歛めた形であつた。

民國八年に至り各國の銻產存量が漸く盡きたので、遂に外國商人が湖南に來り銻砂を買收するものが出來、その年の十二月には純銻一噸は三百餘元に賣れるやうになり、十四年四月には銻價が漸騰して三百九十餘元となつた。十一月には更に騰貴して每噸七百八十餘元となつたので、銻商たるもの風を望んで蹶起したから產額も激增した、然るに十五年春に至り外商が買收を停止したので銷路頓に減じ生產過剩となり、銻業又重ねて不景氣に立返り、その他の鑛產も亦同樣の情況であつた。

鎢の市價の如きも歐戰當時は、平均含錳百分の四十五の硬錳砂が每噸三十二元で賣れたものであつたが、歐戰後は下落して每噸二十元にまでなつた。又鎢砂の如きも民國五年頃歐戰中は、含鎢酸百分の六十五の鏞砂が紐育の市價が最高の時で每噸米金で四千九百弗したもので當時金貨極低の時であつたが夫れでも支那貨で三千餘元になり、當時長沙の市價は銀一千八百元兩で銀元で二千五百餘元であつた。此れより以後鎢價漸く減落して、民國八年には每噸曾て一百八十元の最低價を示し、尙ほ昔の十分の一にも及ばす、十四年に至り每噸始め

て五百四十元にまで回復した。

鉛，銻の如きは民國以來十七年に至る長沙での最高價格は、含鉛百分の六十の鉛砂は毎噸百五十元、含銻百分の四十の銻鑛砂は毎噸三十五元、黑鉛條毎擔が二十八元、最低價格は鉛鑛砂が五十二元、銻鑛砂十五元、黑鉛條が十二元であつた。

第八節　湖南鑛業の經營

第一、湖南鑛業失敗の原因

湖南鑛產の埋藏は豐富ならずと謂ふべからず、湖南の銻は從來全世界の雄と稱せられ、錳鑛は以て東亞を壟斷すべしと云はれ、鎢砂は幾んど全部が外國に運銷せられる。其他鉛とか鋅とか錫とか石炭とか鐵も亦湖南輸出品の大宗である。湖南鑛業上の地位を以てすれば、應さに市價を操縱し、市場を壟斷し居ながらにして奇利を獲るべきであるのに、事實は適々之れに反するものがある、民國の初年に一たび繁榮を見た外は近年湖南の鑛山經營は、反て一蹶不振の情態に陷沒した、その原因を考ふるに約四端がある。

（一）科學知識及鑛業專門の人材缺乏、鑛業を經營せるものゝ目的は唯だ利を謀るに在るが一鑛を開掘して僅に露出せる鑛苗或は表面浮砂の發見に憑て佳鑛を得たりとなし、既に鑛業專門の人材を迎聘せず、鑛脈分布の狀態及鑛床の所在に昧く復た科學の方法を應用すること能はず、而も大規模の開採に從事するの結果、漫りに資本を投じ、又は土人の盲目的の採掘は時を歷ること太だ久しく、鑛床に未だ到達せざるに早く已に資本は盡きて仕舞ひ、或は亂採せんとして亂掘するから坑道崩壞し、天然の福利をして毫も價値なからしむる、若し夫

れ工程の計畫及設備運輸の便利市場の情況等に至りては、私人では何れも資力と知識に限りがあるから、更に之に顧及するの暇なく、公鑛方面は財力稍々雄厚であり設備も稍完善であるが、然も人事方面では動もすれば商鑛に一籌を輸する、官鑛中辦理の成績甚だ佳なるもの皆よく利益の圖るべきものがあるが、無智の徒は機に乘じ僥倖で進み、且つ各鑛の主持者は只目前生產の增加のみを圖り、工程の危險及び礦山の壽命を問はない、況んや政局は時に變動があるに於てをや、たゞ主持者皆成功を急ぎ舞弊營私の能事を盡し鑛務の整理や生產の促進の如き初めより計る所でないのである。

(二)資本の缺乏、開鑛は本短時日の克く成功するの事業ではないのである。設備費の支出には皆豐富の資本を擁せねばならぬ、支那は貧國であり內地は資本が枯渇して居る、偶々少數の富豪があつても、獨資に開採して、鑛床が稍々深く稍々時日がかゝるとすれば、卽ち資力が繼續せず中途で停頓するの危險がある、之に加ふるに當今科學未だ普及せず、鑛學の專門人材尙ほ缺けて居る、各商鑛の主持者も尙ほ人を得ず、公司の組織も完善にし難く、商鑛の發展せざる此れが主要原因の一つである、省營の鑛業も亦資本が財政の困難から政費久尙ほ見込なく現狀を維持することさへ容易でない、發展を圖ることは更に不可能である。

鑛務局時代に當り所管官鑛の情況は全部を統計すれば利損相殺して尙ほ餘力があつて更に新鑛の探採にも從事して居つた。目下商鑛の情況は尙ほ昔しの如くでない、所轄の鑛局は各自で政を爲し原有の設備も破舊に堪へない、新式の設備は又た購入設置するの法なく、工程未だ改良せられず、產額從て增進するに由なく、營業上に運轉する資金の缺乏に至りてはその影響更に顯著である。無論公私の各鑛とも一旦所產の鑛砂と精煉品とも市場に出して急々に賣捌き以て各鑛の各種の支拂に應ぜねばならぬから、洋商は此弱點を利用し故意に看望

して買ひ進ます機に乘じて操縱する、昔日湖南省の鑛商が完全に外人の制肘を受け自主し能はざるは卽ち此故である。

（三）鑛商の團結乏しきこと。湖南鑛山の失敗は人力財力に因るもの固と多し、而も營業上の原因に依るもの更に大である、過去の湖南鑛山營業上の方面の缺點は三つある。（1）湖南主要の各鑛産は全部外國に消費する、且つ洋商に依て現地に就て買占めて輸出するもの總額の五分の四である、支那商人で自ら直接輸出するものは五分の一である。彼れ外人湖南に來りて營業せるもの何れも團結し、並に金融界とも相連結して居る、彼等は明に鑛主が賣急ぎを爲し速に現金に變へるの需要を知り居るから卽ち抑制壓迫の能事を盡し藉て大利を謀る手段の激しいのには甚だしきものがある。然も支那商人は此壓迫の下に在て、仍ほ團體の利益を顧みず唯個人の私利を圖り、同業の團結を謀らずして爭ふて競賣に拋擲するので更に惡劣の形成を促成する、全體の鑛商は交々その苦を受け此種情形の下に在て二種の聯帶の惡化が發生する、一は品質を低減することで鑛商は出品中の純鑛質の成分を低減して以て利を贏けんとする、例へば銻の輸出の如き前に華商公司の出品は常にその成分を九九・七として居つたのは正牌と稱し、其他の出品は九九・四内外であつたものが雜牌と稱して居つたが、華商公司が停業してからは以後に於ける銻の成分は減じて來て、更に九九・〇の成分に及ばざるものさへある。此に於てか買主は受貨を拒絶する、其影響で湖南銻の銷路に影響すること鮮少でなかつた。一は目方を減ずることゝ。鑛商は淨貨の重量を低減するので陰に利を謀らんとする、支那の銻の荷造りの如きは本來一樣でない、或は銻商の堅牢ならざる爲め每に破漏の事發生し、且つ原來の箱に裝入する時、故意に少裝し每箱の重さは普通二百二十四磅とあるべきに、而も實裝は二百二十一磅に過ぎず、或は箱皮の實重量は十六磅から二十

磅であるに、而も實際は十三磅から十六磅位とする。之れが近來湖南の銻が外國市場に於て信用を失ひたる最大の原因である。

近來米國では支那銻が輸入に對しては政府から人を派して一々目方を計かる、實際の目方とマークと符せざるものあれば一々記入し置き規定に準じ低減したる成分や、磅の足らぬ貨物には罰金を課することゝし税關に依て之を執行する。湖南の銻商が成分を減じ磅を輕めた爲め外國市場の信用を失ひ、自ら銷路を減じたことは嘆惜すべきことである。

(2)湖南鑛産の營業は既に全く外國市場に因て轉移せらるゝのであるから、生産を增加するに非ざれば利を獲ることは出來ぬ。市場の需要供給の關係如何であるが、目前市場の需要多少なるか、湖南生産能力多大なるか、應さに産出を多少にすべきかに至りて供求を方さに適合せしめて各種の情況を一々明瞭に調査し、然る後實行統制して始めて目下の湖南鑛業の危機を救ふべきである。此事は個人の知識と能力は有限であるから、聯合の組織は事實上短時間には實行出來ぬことゝしたならば、此種の責任は必ずや政府に非ざれば之を負ふに足らぬであらう。

同時に又政府が整然たる湖南經濟の發展を圖らんとするならば、湖南鑛業の前途に對し、亦應さに座視して救はざるわけには行かぬであらう、然も目前當局が省營鑛業に對して尙ほ統制を實行する能はず、商鑛に至りては更に無論の事である。

(四)其他營業上の原因。(1)税捐の負擔過重。湖南鑛産の輸出は須らく建設廳と海關とで兩次評價する、又須らく兩次に納税せねばならぬ、建設廳で徵收するものは、井税と公費、附加税及教育捐で以前は尙ほ之に所

謂軍事特捐があつたが今は廢した。

海關で納稅するものは、關稅、內地稅、堤工稅、碼頭稅等である、茲に民國十八年一月の湖南鑛產の輸出に負擔する各種稅捐を表記すれば左の如くである。

湖南各種輸出徵收の產稅、關稅及各種附加稅捐表

鑛別	評價單位	建設廳評價	非稅	公費	軍事特捐	長沙關評價	關稅	內地稅	堤工捐	碼頭捐	其他附加
純銻	每噸	元 二八〇	元 四・二〇〇	元 〇・八四	元 二・八〇〇	兩 一六八	兩 八・四〇〇	兩 四・二〇〇	兩 一・六八〇	兩 〇・一六八	化驗所勸工場附加二成五元六角楚怡學捐實業雜誌附加一成二元八角此係純銻出口之附加稅由建設廳代收
生銻	〃	二二〇	三・三〇〇	〇・六六〇	二・二〇〇	一二三	六・一五〇	三・〇七五	一・二三〇	〇・一二三	
銻砂	〃	一一〇	一・六五〇	〇・三三〇	一・一〇〇	—	—	—	—	—	
銻礦	〃	三〇	〇・四五〇	〇・〇九〇	〇・三〇〇	—	—	—	—	—	
銻鑛粉	〃	一一〇	一・六五〇	〇・三三〇	一・一〇〇	一四〇	七・〇〇〇	三・五〇〇	一・四〇〇	〇・一四〇	
鎢砂	〃	四〇〇	六・〇〇〇	一・二〇〇	四・〇〇〇	二三六	一一・八〇〇	五・九〇〇	二・三六〇	〇・二三六	
純錫	每擔	一三〇	一・九五〇	〇・三九〇	一・三〇〇	—	一・二五〇	六・二五〇	〇・二五〇	〇・〇二五	
純鉛	〃	一二	〇・一八〇	三六	〇・一二〇	—	〇・二五〇	〇・一二五	〇・〇五〇	〇・〇五〇	
鉛砂	每噸	七〇	一・〇五〇	〇・二一〇	〇・七〇〇	五〇	二・五〇〇	一・二五〇	〇・五〇〇	〇・〇五〇	
純鋅	每擔	—	—	—	—	一二	〇・六〇〇	〇・三〇〇	〇・一二〇	〇・一二〇	

鋅鏨砂	毎噸	二〇	〇・三〇〇	〇・〇六〇	〇・二〇〇	—	—	—	—	—	
鋅碎砂	〃	一〇	〇・一五〇	〇・〇三〇	〇・一〇〇	一〇	〇・五〇〇	〇・二五〇	〇・一〇〇	〇・〇一〇	
錳砂	〃	一四	〇・二一〇	〇・〇四二	〇・一四〇	六	〇・三〇〇	〇・一五〇	〇・〇六〇	〇・〇〇六	
硫磺	毎擔	八	〇・一三〇	〇・〇二四	〇・〇八〇	—	〇・二〇〇	〇・一〇〇	〇・〇四〇	〇・〇〇四	
筆鉛砂	毎噸	四〇	〇・六〇〇	一・二〇〇	〇・四〇〇	一五	〇・七五〇	〇・三七五	〇・一五〇	〇・〇一五	
錳砂粉	〃	一三〇	一・八〇〇	〇・三六〇	一・二〇〇	九	〇・四五〇	〇・二二五	〇・〇九〇	〇・〇〇九	
鋅鑛	〃	六〇	〇・九〇〇	〇・一八〇	〇・六〇〇	六五	三、二五〇	一、六二五	〇・六五〇	〇・〇六五	
生鐵	毎擔	七〇	〇・一五〇	〇・二一〇	〇・七〇〇	—	七五	〇・〇三七	〇・〇一五	〇・〇〇五	
土鋼	毎擔	—	—	—	—	—	〇・二五〇	〇・一二五	〇・〇五〇	〇・〇〇五	
筆鉛粉	毎噸	—	—	—	—	二〇	一・〇〇〇	〇・五〇〇	〇・二〇〇	〇・〇二〇	
銻鑛	〃	二八〇	四・二〇〇	〇・八四〇	二・八〇〇	一五八	七・九〇〇	三・九五〇	一・五八〇	六・一五八	
砒石	毎擔	四	〇・〇六〇	〇・〇一二	〇・〇四〇	—	〇・四五〇	〇・二二五	九	〇・〇〇九	
雄黃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	

稅捐の負擔如此繁重で運輸の費用は此內に算しない、生產費過高で海外市場に於て洋貨と克く競爭する能はず、かくして湖南鑛產の海外市場が日に狹窄されて行くのである。

(2)は政治の不安定。政治が已に不安定であるから一切の事は深謀遠慮の計畫を立てることが出來ぬ。主事者は皆日一日過される丈け過ぎ得ればよいとの考でやる、加ふるに湖南は南北の要衝に當つてるので軍事必爭の地で戰爭一たび興れば、匪風隨て熾となり、各地の鑛山は時々破壞せらるゝの憂ひがある。

第二、湖南鑛山經營の現狀

政府と鑛商と共に過去の湖南鑛山の失敗と今後の鑛山の危機とを感じて居るから何れも救濟の途を求めてゐる。惟だ現に實行せるものは省鑛方面では鑛山營業所を設け、商鑛方面では僅に鑛業者が聯合貿易處を組織して居る、此二者の概況を左に述ぶることゝする。

一、鑛山營業所。建設廳が各省鑛の營業を統一する爲に十九年に設立したもので、其組織は内に主任を設けて全處の事務を統管し下に營業人數人を設け建設廳より委任して、或は建設廳に由て各公鑛局廠原有の營業員中から之を選拔し、鑛産の賣捌き及び市場調査の責を負はす。鑛産を賣出すに競賣の方式を採用し、特殊の事情がありて競賣の方法に因る能はざる場合は、又建設廳で賣立の方法を變更することを許す。但し鑛砂を賣出す時は先づ草約（ケイヤクショソーコウ）を建設廳に呈出し、許可せられたる後に交易は成立する。交易成立した後は、該處から貨物引渡地點を指定し、各局廠に通知して運送せしむ、若し省外に運出する樣であれば、該處より規定の方法に由り、あらゆる運費及び税捐は仍ほ局廠に由て負擔する。鑛産賣出の後は、所得の價金は仍ほ分別して原有の局廠に交付する。銷路が停滯するとか、資金のヤリクリが缺乏した場合は、該處から建設廳に呈請して資金を接濟する。その時は相當價格の抵當品を要する、鑛産營業處の經費は、各鑛の局廠原有の營業部分の經費の中から充當するの外、不足の場合は賣出したる鑛砂の利金から各々捌けた貨物の價格に由て分攤する。現に該

處にて管理せられて居る鑛產を擧げると。

水口山の鋅砂、鉛砂、硫磺、磺砂、黑鉛錬廠の純鉛、純銀、江華縣の上伍堡及臨武縣香花嶺の錫、醴陵石門口の石炭、湘潭の錳鑛局の錳砂、慈利鑛務局の雄黃等で該處は十八年に成立した、以後歷年の營業情形は該處の統計に據るに二十年、二十一兩年度の銷賣數額及二十二年度の銷售概況を左表に分別記述する、各鑛產の運銷情形に至つては、則ち各說中にて之を詳述する。

湖南公鑛の鑛產營業所二十年二十一年度鑛產品銷賣統計表

鑛別	數量單位	民國二十年度		民國二十一年度	
		數量	價額（元）	數量	價額（元）
鉛砂	噸	五、〇八一・〇九八	四六五、六六九・九二四	五、一六〇・三四五	四八三、四一三・七七一
鋅砂	〃	一二、五九五・八〇〇	一四〇、九一八・七六〇	八、〇一四・七〇七	四〇、二七〇・三〇〇
鋅	擔	一、七一五・二五四	三六、九四四・七八〇	一、七四六・四五一	三六、八二六・一五〇
毛鉛	〃	一五三・八〇三	三、七四〇・四七〇	—	
硫磺	〃	二、八八四・四五〇	二八、〇七六・四六〇	五、六八〇・六四八	六三、九四七・六五四
磺砂	噸	—	—	八三・〇〇〇	六一〇・六八〇
雄黃	擔	四、四九九・〇七五	六四、八〇八・八五〇	一、一七〇・七五〇	一六、三九五・〇〇〇
銀賣	兩	二二七、五九四・〇七〇	一八九、九八一・〇七九	一三八、三八三・八五〇	二〇七、五一三・四九四

鉛	擔	三五、八九五・三七九	六九一、一九三・六九九	四四、七七〇・三八三	七八一、三八六・四六〇
紫銅	擔	四・八七四	一九三・九五〇	四三・二五四	一、五六〇・〇六〇
錫	擔	三二三・一七九	四四、七一九・四三〇	七三〇・三八五	一〇七、七九六・〇五八
錳砂	噸	五、一六二・四〇〇	六〇、六四九・四四〇	—	—
粉碎泥脚	〃	三〇〇・〇〇〇	一、七〇〇・〇〇〇	—	—
底錳灰		—	—	—	—
煙煤	噸	六、二一八・七六三	四四、九〇五・五六四	—	—

二、銻鑛聯合貿易所。歐戰期內は、湖南の銻は極盛の時代であり、銻商は皆利の圖るべきものあるを知りて極力生産を增加した、新鑛を探採するもの叉踵を接して起り、每年の輸出數量は已に全世界産銻量の百分の八十以上を占めた。歐戰以後銻價疲落して、銻商の破産相繼ぎ、之に繼で販運商が空賣りと云ふ賭博形式の下に在て營業せねばならぬことゝなつたから、銻業の情形は日に惡化し、是に於て殘存の銻商は始めて過去失敗の經驗を痛感し、猛省する所あり遂に聯合して政府に呈請し、鑛商と金融界を合同し、銻商聯合貿易處を設立した。同時に當局も亦銻商が湖南省鑛業命脈の繫る所たるに感じ、應さに急に救濟の必要ありとなし、乃ち請ふ所を許可し、二十二年五月一日正式に之を成立した。此種の組織は全くシンジケートの形式を採り、全體の銻商即ち採鑛者、煉廠、販賣者、運送者等を主となし官督商辨の精神を乘り、政府の監督下に營業上の聯合及産額輸出の制限を謀つた、此に此種組織の內容及其作用を明瞭にするの見地からして、特に該處組織の大綱を摘錄すれ

ば左の如くである。
第一條　本處は全省の銻鑛商の對外營業統一を謀るを以て旨とす。
省區の銻鑛の採掘者、煉廠者及び關係の銻鑛買賣商と湖南鑛業公會銀行、錢業各界の共同を以て之を組織し湖南省政府及建設廳の監督を受け、凡て湖南省內所產の銻鑛は本處の營業を經るに非ざれば輸出するを得ざるものとす。
第二條　本處は委員制を採用し、新化縣錫鑛山、銻鑛採取商委員四人、煉廠商委員二人、買賣商委員一人、其他各處銻鑛採取煉廠商委員四人、賣買商委員一人、湖南鑛業公會委員一人、銀行錢業界委員一人に由り委員會を組織し、湖南省政府に呈請して監督一人、建設廳監察三人を派遣し並に錫鑛山と其他の各處銻鑛採煉商中より調査員一名を擧げしむ。
第三條　本處は常設委員七人を設く、その割振左の如し、錫鑛山の採煉廠委員中より三人、其他各處の採煉商委員中より二人、買賣委員中より一人、銀行錢業委員中より一人を推定し、常務委員中より一人を推定して主席となすものとす。
第四條　本處は長沙に設け左記の各課を置く、
每課主任一人　幹事若干人、必要に應じ漢口及上海に分所を設くることを得、
(一)總務課　各課相互の關聯及び行政上一切の事項を取扱ふ。
(二)會計課　銀錢の出納、統計及び報告事項を取扱ふ。
(三)營業課　輸出貿易及び輸送事項を取扱ふ。

(四)信託課　銻鑛の存棧及び抵押借款等の事項を取扱ふ。
(五)檢査課　品質重量荷造り及び採煉場所の生産額、調査、統計支配等の事項を取扱ふ。
第五條　凡そ純銻、銻鑛等の輸出貿易は本處に向て登記し、本處の統制支配に由らねばならぬ、但し本省内に在て自ら轉賣を行ひ、抵押を行ふものは此限りに非らず。
第六條　本處の成立日より起り、隨時對外標準價格を規示す、銻鑛輸出の時に、賣價の百分の十に按照し、手數料を抽收する、一萬噸を以て限とする、以後賣價に照し抽取したる基金の成數は臨時に政府に請ふて確定し、該項の基金が日を逐ふて集存して公同指定の銀行或は錢莊に預金とし、銻價最低時の維持資金とするのであるから、別用に融通するを得ず。
若し國外に滯貨の爲め銻價下落して對外最低の標準となりたる時は、本處に由て、銻鑛の種類成分に按照して、酌量して借款に應ずる、或は代て抵押を爲し、藉て採煉工程の現狀を維持するに力める。
第七條　前條の維持基金は、抽收して銻鑛五萬噸を超過したる時は本處に由て湖南鑛業銀行を籌設することを得、銀行成立の後は卽ち停收を行ふ。
第八條　本處を經て取引したる銻鑛の賣上金から一切の費用を引去りたる後、數を盡して之を荷主に交付する。
第九條　輸出の運單（送り狀）は本處に由て輸出銻鑛の種類及び數量を審定し、基金を收取したる後許可證に塡具し、監督と監察の捺印を經て建設廳に送り之を發給する。
第十條　政府は國際貿易の情況を査察し、必要に應じ時に銻鑛の輸出數額を或は減少し或は增加すべく本處に

由て執行せしむ。

以上各條に依て之を觀れば、此種の組織は不完全と謂ふ可からず、其目前の需用に適すること殆んど疑義を狹むの餘地はない。唯だ望むらくは全體の銻商が皆能く相聯合して、此種組織の下に於て精誠團結し、共に同業者の利益を謀らんことを再び聯合貿易處に望むものがあるのは、應さに忠實の態度を以て、精一杯該處の機能を發揮し、生産及び輸出の限度を實行し、一旦市場を調濟せんか、則ち市價は安定すべく、一歩を進めて再び世界の銻産の獨占を謀り、海外の市場を壟斷すること決して不能の事でないであらう。

第二章 各論

鑛産は固と金屬鑛産、非金屬鑛産の二大類に分別することが出來る。湖南省の金屬鑛産は、銻鉛、鋅、銀、錳、錫、砒、鎢、金、銅、鐵、錸、鐳、鈊、鉬等であつて、最後に掲げたる三種丈は産量多からず、又重要でもないので之を除き、其餘の各種は卽ち第一節より九節に至る節を分ちて之を詳述する、又た湖南の非金屬鑛産には、石炭、硫磺、石膏、食鹽、石墨等がある、之を第十節より第十三節に至り詳述することゝする。

第一節 銻（アンチモニー）

第一、銻の分布及び面積

支那に於ける銻鑛は湖南、湖北、廣東、廣西、雲南、貴州、四川、江西の諸省に分布して居るが、就中湖南の産額が全國に冠たるのである。湖南の銻鑛床は全く石英岩に屬する、其鑛床の狀態は同じでない、分ちて二類とする、一は大小一ならざる塊狀鑛床で、新化縣の錫鑛山の銻鑛の如きであつて、一は原生の鑛床で益陽縣板溪の銻鑛の如きものが夫れである。湖南銻鑛の分佈は甚だ廣く長沙、湘潭、及び其他の數縣を除く外の各縣には皆な銻鑛の痕跡を發見するが、就中資水流域の新化縣を以て最富とする。玆に地理上から、湖南の産銻縣の部分を大別して、湘中、湘西、湘南の三區とする。

一、湘中區、此區の縣の部分に屬するものは、平江、醴陵、益陽、新化、安化、寶慶、茶陵、新寧の諸縣で、此中でも新化、安化、寶慶等の諸鑛區を以て最重要とする、産量又最も多く、實に世界最大の産銻區域である。平江醴陵、瀏陽諸縣の銻鑛は、今日に至る迄、未だ最大の鑛床を發見せざるも、歐戰の時平江、瀏陽の鑛區は一度開採したのであつたが、然も未だ久しからずして停止した。採鑛の方法は益陽縣の久通公司が西法を用ゆるの外皆土法を用ひて居る。

二、湘西區、此區には沅陵、辰谿、漵浦、芷江縣を包含し、本區銻の埋藏量は豐かではあるが、地區が偏僻で交通が不便なる爲め、運輸困難にして産量多くない。

三、湘南區、本區の銻量は遠く湘中區には及ばざるも然も湘西區よりは重要である。安仁、常寧、東安、郴州、宜章の諸縣何れも産出あり衡山、祁陽、永明、新田、資興、桂陽等の諸縣は埋藏量に富むも、僅に歐戰期中一時開採したのみで、後ち歐戰の終るに及び停採した、玆に三區所屬の産銻縣内の産銻地名を左表に列記す

る。

湖南各縣産銻地名表

區別	縣別	産地
湘中區	益陽	鮓埠鎮、板溪、將軍山、桃江鎮小港、楓家村樟溪滴水洞、王家沖、西沖。
	安化	渭板溪、五都木李沖、四都牽溪坪、白揚塘、陰山牌、馬坊裏、符竹溪、內水山、常豐鎮、芙蓉沖、梨樹幼、石凳舖、床家塘、黑洞沖、四都渣滓溪、蔣家沖、林家沖、五都斗笠灣、柑子園等處。
	新化	錫鑛山、七里江、江沖、上連村、沫鑛村、陶塘、兎子迯一帶。
	寶慶	工都槳溪、硫磺山、中閉嶺、龍山鎮、後洞沖、嶽坪沖、寶塔坪、鍾家嶺碓家沖、節岡洞、岩山裏、富教團、蜈松山、易易鄉梨子坑、楓樹塘、樟樹迯、竹安嶺三溪、六都楊家灣。
	新寧	北鄉一都水西喉村楊棠沖、向家坪、江家山、大毛江、油頭村、南廟龍口。
湘西區	桃源	南鄉赤溪。
	沅陵	石床溪紅岩、新田灣、界亭鎮、石床溪、土地幼、五都九甲水田溪、烏溪、花岩山。
	漵浦	曾家灣、白竹坪、二都坭潭沖、槳溪壠、喬菜沖、龍潭木、楊案腦、五都五家沖、舒家腦、岩樹牌、菅葉塘。

湘南區	安仁	杉長村、黃了沖。
	常寧	上東鎭、黑水江、李家沖。
	東安	三河鄉、白石洞、北應鄉牛頭寨、毛邊沖、苗竹灣、大瓜沖、竹絲嶺。
	郴縣	椿木山、流水氹。
	宜章	長城嶺上鄉上塘背、牛欄洞。

湖南省銻鑛の分布已に如此廣くその面積も亦遼濶である。今は銻業の衰落の時期であるが、然も二十二年建設廳の統計に據れば全省銻鑛の面積は尙ほ七萬八千〇九十九畝に上る、玆に各主要產銻縣の鑛區面積を表記すれば、

湖南全省鑛區面積表（面積の單位は畝を以て計算す）

縣別	鑛區數	鑛區面積	主要鑛山名稱
新化	八七	二六、八七八	錫鑛山。
安化	一〇	一四、三四六	田莊灣、柑子園、滑板溪、渣滓溪、芙蓉山、扶王山等處
邵陽	七	一一、三二一	龍山、易易鄉。
益陽	五	一二、三九七	鲊埠鎭、板溪。
東安	四	一、七三二	牛頭寨。

新寧	二	四、八四〇	西喉村、油頭村。
漵浦	二	一、三二七	鉛塘灣。
沅陵	二	三、八八二	界亭鎮。
武岡	一	五九六	福祿沖。
宜章	一	七八〇	上塘背。
總計	一二二	七八、〇九九	

第二、代表銻鑛の概況

新化縣錫鑛山の銻鑛。

（1）位置及交通、錫鑛山は新化縣の安集郷に在り、縣城の東北六十里を隔て資水、漣水二河の間に居る、故に省城に赴くの運道二あり、一を西路とし陸路三十里にして冷水江に至り、冷水江より民船に積載して資江に入り、五百二十里にして益陽に至る、益陽より河汽船二百四十里にして長沙に至る。一は東路と稱し、陸路六十里にして安化縣下の藍田市に至り、水道により漣水に入り二百里にして湘郷に至る、又九十里にして湘江に入り、湘潭に到る、湘潭より長沙に至る九十里四季河汽船を通ず、冬季冷水江と藍田間の水減ずる時は船を通ぜず、故に鑛產物は屯積し春の增水期運出するのであるが、此運送船を銻船と名づくる。陸路の運搬夫は一擔八十斤とし鑛山より冷水に至るに一日一往復する。鑛山より藍田河に至るには往復に二日を要する、鑛山から省城の運賃は噸當り三十元を要する、

（2）沿革、錫鑛山は原名を陶塘と云ふ、銻鑛は明時代に已に發見せられ、當時土人は誤て錫と思ふた。それ



錫　鑛　山

で錫鑛山の名があるのである。今も因襲の關係から仍ほ此名を沿用して居る、後ち錫は採れなかつたから打棄てゝあり、光緒二十三年陳寶箴が湖南巡撫の時始めて鑛務局を設け、再び開採することゝし、特に人民の自由採掘を許し、並に專門員を派して鑛苗を收めて提煉せしめた、器具不良なりし爲めと資本缺乏の爲め損失甚大であつたから、遂に官收官煉の制を取消して、人民をして完全經營の權を有せしめたが、惟だ公司が密集し、鑛區隣接し訴訟時に生じたので、卽ち訴訟最多の處は、收めて公有に歸したのであるから、公有の鑛區は甚だ零細なものである。商營の採銻公司中最も早きものは巽祿公司とす、繼で起つたものを履和、裕疇、富公、孚子等の公司である。その後公司日に增し產量日に多き爲め、鑛石の價額常に操縱を被り鑛砂を省城に運ぶにも亦た困難を感じた。

　此れに因て官鑛局が光緒三十一年冷水江に於て煉廠を修造し、三十二年に至り鑛商陳某、全山の鑛商を集めて集益煉廠を開設し、爾後保善、公益等の煉廠が相繼で成

立し、此より以後は採掘と精煉の兩業が日に日に發達して、前後採銻公司の成立したるもの百三十軒に達した煉廠も亦三十餘軒に及ぶ、歐戰期内には全山の純銻の產額日產百二十噸あり、每噸一千餘元（之れは山價にあらず）に値したのであるから、每日の價銀四五萬元に達した。

歐戰以後採銻公司、錬銻廠相繼で倒閉するもの多く、二十一年に至り採銻公司は僅に六十餘軒で正式に採掘せるものは二十餘軒に過ぎない、其餘は三五の工夫共が廠を守るに過ぎず、每日廢礦中から廢棄せる砂礦化石を拾取つて僅にその殘喘を繼ぐのみ、錬銻公司の停業せるもの又十六家あり、未停業者は、鼎華、多益、源和等の數軒あるのみ、其餘も減工せざるはなく、民國二十一年五月各煉廠で火をつけて居つた純銻爐は僅かに三十一坐のみで、減工の原因は一は生產の減少したのと、原料の供給が缺乏したのと物價は暴騰して生產費增大の爲め連年損失を招き、毫も利益なきに至つたからである、最近錫鑛山の情形は開源公司が月々四百噸位を出すの外、其餘のものは隨採隨賣でその數量も僅少である、現在の煉廠は二十餘軒ある。

鼎華公司は卽ち原との修和煉廠で僅に西法の錬廠である、新式の煉銻鑊爐四坐を備へ外に土法煉爐二坐あり、以前錫鑛山の純銻の成分は已に百分の九九・九に達して然も之がコクソン（Cokson）出品は百分の九九・九に超過して居るのに較べて其市價の差は幾んど二倍にも達したものであつたが、鼎華公司成立して後はその製品は已にコクソン商會の製品と市場に競爭するに至つた。唯だ該公司の需用原料は土法爐に比し增多なること約一倍にして採鑛業光大公司の銻砂を專煉する外仍ほ本山多量の砂鑛を需めて摻煉して居る，此れに因てその他の錬廠の原料は缺乏勝である、近年錫鑛山には尙ほ選鑛工一萬六千人、錬鑛工約一千人ありて總計するに直接間接に本鑛に依て生活せる人數は約十萬人である。

(3)鑛區、陶塘の長龍界から七里江に至る連亘十里の間皆な鑛區に屬する、二家沖、歐家沖、長龍界、兎子迯、兎子界、横沖裡、兎子塘、林家沖、譚家沖等皆同一山に係り唯だ七里山のみが別に一山をなして居る、然も同一山脈である。

(4)地質と鑛床、錫鑛山の地層は盡く水成岩に屬する、其時代は殆んど石炭紀と同時代である。最上層は含炭層の砂岩と頁岩である厚さ二十餘尺で、次が塊狀の石灰岩で厚さ二百餘尺、中間に薄層の赤鐵鑛を挾み、又次ぎが頁岩及頁狀の石灰岩である、厚さ約百四十尺で再び次ぎが石英岩で厚さ五十尺、銻鑛は則ち此石英砂岩の中に藏有して居る。

鑛床の分布は錫鑛山本部、七里江、江沖の三區に別つべきである。其鑛床は袋脈狀を除くの外大部が針狀の集合體である、零細に石英砂岩中に夾有し、層次の狀を顯はして居る、脈の最大なるものは〇・七五尺長さ五尺幅三・五尺、鑛袋の最大なるものは長さ約百八十尺幅四十尺、高さ五尺もある。

脈袋中石英の結晶を除くの外幾んど全部が純輝銻鑛である。原生の鑛物で又稜柱狀及針鋭狀の結晶をなして居る、往々にして純粹の結晶體をなし、間々養化銻があり、之れは次生鑛物である。色は黄或は白にして大塊にして多孔的緻體をして居る。之れは長龍界に於て常見する所である、たゞ其量は多くない、錫鑛山の銻鑛質は極めて純淨にして鐵分約百分の五を除くの外、他の砒、鉛、銅の分量の如きは何れも百分の〇・一五以下である、本山銻藏量は蔣國鈞氏の調査によれば錫鑛山及び附近埋藏銻量は二千四百餘萬噸を下らず、鑛石に含める淨銻は百分の六と計算し、含銻總量約一百五十萬噸である。又たテークラン氏の調査は錫鑛山の含銻量約二百萬噸、深入せる地下の含銻量を加算すれば埋藏量殆んど此れに數倍すべしと、更に湖南地質調査所調査に據

れば、本鑛含銻石英砂岩の銻成分約百分の六あり、その面積四十萬平方尺、岩層の厚さ二十尺比重は三を以て計算し、則ち鑛石總量二千四百萬噸で、之を地層の傾斜に按するに、鑛層は東に向て數百尺の延長ありその深度二百尺に過ぎず、東向せる延長を五百尺と假定寬さを二百尺厚さを十尺とすれば、卽ち鑛石三百萬噸を得べきである。此兩數を合計すれば二千七百萬噸となる。之を含銻百分の六とし計算すれば應さに純銻百六十萬噸を得べきである。而して含銻量百分の四四・五の鑛砂三百五十餘萬噸に相當する。若し既往に開採したる鑛砂を九十餘萬噸とするも、錫鑛山には尙ほ總儲量の四分の三を餘して居るわけである。

(5)採鑛の方法、採鑛は土法を採用し、採掘者は鑛床の所在を知らず任意に採掘し、先づ鑛脈に循ひ、石を鑿ちて爆藥を裝して轟炸する故に、窿道は鑛脈の方向及厚薄に隨て定まるのである、毫も一定の規則がない。岩石は堅固であるから、大裂縫を生ずるに非ざれば支柱は用ひず、窿內は乾燥して浸水極めて少ない、窿が黃泥層の下にあるやうなれば浸水稍々多いが竹筒の抽吸具を用ひ或は吊桶を用ひて溜水を汲み上げて居る。通氣に篾簀を用ひ風筒を窿道の上側に繫けて居る。上には泥土を塗り此を以て窿外の空氣に通ぜしめて居る、採鑛の殆んど全部は請負の制度を用ひ鑛砂を見つけて鑛砂を採取し唯々生產を增加するを願ひ、窿道の整理を顧みず以て窿道の內外をして何れも廢石の堆積を見、整然たるべき鑛山は遂に蜂窩形をなすに至つて居る。

(6)選鑛方法、土人は岩石中の硫化銻を稱して「砂」と云ふて居り、酸化銻を「磺」と云ふ。砂の成形が脈絡なきものを「筒子砂」と云つて採掘する時爆破の石塊中に含まれ、拾ひ上げるに及ばざるものを「堂子砂」と曰ふ。採掘の時破鑿して粉末と成り坑內に遺棄せるものを「硐灰」と曰ひ。未だ鑛石の雜物を混有せざるものを「青砂」と云ふ。又「淨砂」とも云ふ。鑛石中に石粒あるものも人工では拾ひ上げることは出來ぬが、而

も精煉するには妨げなきの石英碎粒は「麻子砂」と云ふ、廢石中に鑛粒あるものを「花石」と云ふ。選鑛の際碎いて粉末となるものを「矴砂」と云ふ。錘碎場堆鑛の後遺漏せる鑛屑を地上に委積し而して尚ほ淘洗するものを「地灰」と云ふ、選砂の方法は先づ採取せる鑛石を以て坑内に在て初度の選擇を成したる後、地面に運び來り再び鑛砂を錘(カナヅチ)を以て碎き、肉眼で青砂麻子砂及礦とを選出し生鉝提煉の原料とする。その餘放棄の花石及び堂子砂、硐灰、矴灰、地灰等は山上に別に一種の小商人ありて之を買收し人工を用ひて搥碎選鑛する。

花石、堂子砂の選鑛方法に至りては先づ鑛石を以て大石の上に置き鐵鎚を以て碎粒に打成し、鑛石をして石の塊(カケラ)と分別せしめ手を以て選揀(ヨリワ)ける。

花石・堂子石 ―― 搥碎選揀
- 青砂　精錬廠で之を精煉する
- 地灰 ―― 淘洗する
- 花石 ―― 搥碎(ウチクダ)いて粉末とする ―― 淘洗する
- 廢石

各種の砂灰は、則ち篾製の灑篩(トウシ)に盛り手で篩を持ち水桶中に入れ採盪して之を淘洗する、鑛粒中稍々重きものは篩底に沈み上面の石を取り去り下面の鑛粒を提取する。

硐灰・矴灰・地灰・花石 ―― 淘洗
- 泥砂 ―― 滴洗 ―― 沈澱の鑛粒 ―― 精煉
- 廢石
- 粒砂 ―― 揀選
  - 花石 ―― 搥碎する
  - 青石 ―― 精錬廠にて精錬する

(7)煉鑛、人工を經て選洗したる浮砂は、錬廠に於て純銻或は銻養に提煉する、民國六年以前煉銻の法は先づ青砂を選出し研して之を碎き、反扇爐に入れ火焰を以て上下に夾煉し、一晝夜を經れば始めて純銻となる。新法の發明に依り花石と砂鑛とは選研を須ひず、直に一爐に同化するを以て燃やすに焦炭を以てし、鑛質が揮化して白色の濃煙となるに迨び硬石は已に灰燼となる。則ち煙を奎字形の風巷に納れ風輪を端に置き扇風して入れゝば煙冷却して卽ち凝成して白色の粉末となる、是を銻養と云ふ。西法で蒸汽發動機を用ひ運轉して風を作し、固と風力を平均にすれば、養の純白なるものを產出する、此養を卽ち歐米に運銷するのであるが、かくせざる場合は純銻に再煉するのである、每錬廠では花石の問屋客數十人を招致し、每人預め錬廠銀五六元を納め、月々山中に赴き花石を拾收し之を廠に送り廠に由て代價を支拂ひ、店屋に分けて堆積せしめ、五六噸卽ち一日の煉に供するに足るの時、卽ち順番に提煉する、此日煉する所の酸化銻は卽ち該問屋客商の所得となる、問屋の客は、一日の煉費六十元を錬廠に支拂ふものとす。若し該問屋客が一噸七分の酸化銻を錬廠に交付することが出來るならば、錬廠では卽ち純銻一噸の票を交付しその賣出し方に歸せしむ。

(8)產量及山價、錫鑛山銻鑛の開掘は、時を經る久しからずと云ふべからず、その地位も亦重要でないとは云はれない、其產額は全國の百分の六十六を占め、全省の百分の八十を占めて居る。生產費の低廉なることと又世界に冠たるものがある。

第三、銻の冶錬業及び冶錬の方法

湖南の鑛產は已に銻を以て主要とする、湖南の冶錬業は亦錬銻廠が一番發達して居る。錬銻廠の沿革に就ては總論で概說したので今茲には三點に就てその發展及び沒落情況を述べよう。

（一）湖南の錬銻廠の發展と否とは常に採銻業の興衰と變化から來るもので、蓋し錬銻廠の原料は全く採銻業の制限を受けるからである、歐戰期內湖南採鑛業の發達は已に一時の盛に達した。錬銻公司之が爲に忽ち增加し、その數殆んど百軒に及ぶ、今や新化縣錫鑛山の錬銻公司は、原料の缺乏に依り殘存者二十軒に過ぎたくなつた。

（二）前淸の末年民國初年に方り、當時華昌公司は純銻を製煉するの專利權を有し、其他各煉廠の業務は僅に淨砂を煉取するに限られ公司にて銻養及生銻を製煉した。

民國二三年頃に至り新式の土法による煉爐が發明せられ以て純銻を製し、その製品の品質が佳良にして生產費が稍々低く、是に於てか銻商皆之れに傚ひ、土法の煉廠此に因て發達した。土爐で冶錬したる純銻亦日に增加したが纔で歐戰終つたから、新式の煉廠は生產費高く、何れも停業し、土法の錬廠は尙ほ維持して居る、此より以後西法は遂に土法と競爭することが出來なくなつた。

（三）湖南省銻業の重心は新化縣に在り、此に於てか大多數の錬銻公司は又新化の錫鑛山に集つて居る、二十二年全省錬廠數は四十有八で、その中新化に在るもの三十一を占む、此れが湖南銻業大體の情形である。

玆に華昌公司の沿革及銻の冶錬の方法を分別して之を左に詳述する。

一、華昌公司の沿革、公司は湖南に在て最も早く且つ最大の西法による錬銻廠である。光緒二十二年益陽に輝銻鑛が發見せられた時は尙ほその何物たるを知らず、その化學檢査に依り之れがアンチモニーであることが分つたが、然も之を精煉して純銻に仕上る方法に苦しんで居つた處、偶々佛人ヘレン・チミツト氏（Herren chmidt）が蒸溜煉銻法を發明し、湖南の華昌公司は亦た光緒三十四年に正式に成立して遂に公司より佛國に人

を派し、十萬元の高價を以てへ氏の錬銻法の全權を買收し、並に前淸政府商部に奏准を得て立案し、湖南が專利權を享有すること十年とし、最初商業株は十一萬兩と各省の補助金が二十萬兩であつたが、民國四年に至り專利權を十五年に延長し、資金を擴充して九十六萬兩にした、五年の冬に又增額して資本金を三百萬兩とした。長沙の錬廠を除くの外益陽、新化、安化等の諸縣に採鑛場及生銻製錬廠を分設した處、歐戰發生の爲め銻價忽ち騰り、獲利甚だ豐に民國四年には潤利三百餘萬兩に上つた。是に於て工程設備更に擴張して並に上海と紐育に分店を置き各國の大市場に代賣處を設け、直接外國に運銷す、之れが該公司の最盛期であつた。戰後銻價大下落した爲め、殘貨の銷路なく缺損忽ち數百万元に達し遂に民國七年に倒産した。然も華昌公司の倒閉は銻の賣り方惡劣で銷路滯塞した外尙ほ三大原因がある。

第一には組織が尨大となり次第に散漫を形はし支出非常に多く維持困難となつたこと。

第二には新式土法の錬爐發明せられ、生産費輕く銻商皆之に模倣し、純銻を製錬するの專利權は無形に喪失した。

第三には丙辰の政變で公司經理の理事多く牽連したこと。

華昌錬廠の長沙にあるもの丶內には錬養爐（人字爐と名づく、即ち佛人ヘレン・チミツト(Herren Schmidt)氏の發明せるもの）二十四坐、反射烘砂十五坐、反射提純爐十九坐ありて該廠每二十四時間に煉製すべき純銻は三十噸乃至四十噸で每年一萬噸を產出することが出來る。

玆に民國以來の歷年の產量を表示すれば左の如し。

華昌錬廠歷年生產數量表

年別	單位	生銻	純銻
元年	噸	五、九四七	二、三〇七
二年	噸	一、三八七	二、六五九
三年	噸	三五七	一、八八八
四年	噸	七、八九五	七、二〇〇
五年	噸	未詳	八、六〇〇
六年	噸	未詳	八、二〇〇
七年	噸	未詳	四、二〇〇

二、冶錬の方法、銻の冶錬方法は分て西法と土法の二種とする。

(一)西法の冶錬、西法を用ひた最も早きものは華昌錬廠である、玆に華昌冶錬の方法を以てその大概を述べん、華昌の提煉純銻の原則に三つある。

甲、成分過低の銻砂で銻養三を煉成し再び銻養三に由て純銻を提錬する。

乙、生銻で銻養四を烘成し再び銻養四に由て純銻を錬成する。

丙、生銻を直接に純銻に煉成する。

該廠の提煉順序に又三種ある。

（イ）、先づ成分過底の鑛砂を以て百分の二十の燃料を加へ煉養爐に入れて之を烘り砂中含む所の銻を揮發せしめ銻養三となす、而して之を人字形下の箱倉に收集し、其未だ收集を經ざるものを他湍の水池に侵入、水養と爲すもの。

（ロ）、研成したる粉末の生銻を、反射烘砂爐各級の上に置き、爐は長方形を爲し數級に分ち、旁に火爐を置き漸次その硫礦を驅逐し銻養四を成さしむ。

（ハ）、最後に純銻を提錬するものは、反射提煉爐である、爐は長方形に作り、中に一鍋爐を築き、外圍は鐵板を以てし純銻を提煉するの原料は銻養三、銻養四、水養と爲し之に配するに曹達白炭末を以てし十二時間を經て出爐一回とする、その原料は配合成分左表の如し。

華昌錬廠原料成分配合表

質別	成分	質別	成分	質別	成分
銻養三	一〇〇	銻養四	一〇〇	水養	一〇〇
曹達	六	曹達	六	曹達	六
炭末	二四	炭末	二六	炭末	二五

（二）土法の冶錬法、其法は煮砂罐と受銻罐とを以て組合せ、長方形の爐内に置き、毎爐に四套を置く、爐の前後に各々四門あり、前の門は鑛石を添入するの用に供し、後門は銻質を流出するの道とする、前門の下に各々一つの風穴がある、以て空氣を供給する、碎砂を煮砂罐中に盛り、毎罐に鑛砂を容れること六十斤、罐の口

を封鎖し、熔煉すること二小時半、液質が銻を生じて受鑵に流入する、聚滿したる後、傾けて模型に入れ銻塊に錬成する、毎塊約十六磅、木箱內に裝置す、毎箱二百二十四磅、毎噸十箱其成分は百分の七十より百分の七十五である。銻砂の品質に依て異る、此れが生銻の冶錬法である。土法で純銻を冶錬するには其原則は西法と同じである、蓋し其法は西法の原則（華昌公司の採用したる）に倣つたものである、其法を二步に分つ。

第一步として銻砂を煉つて銻養とする、首の碎砂を以て適當分量の白炭焦煤を混和し、人字型の錬爐に裝入したのが生銻養三である、爐の末端に風扇を設け徐々に轉動し空氣を鼓して爐中に入れ、爐內の銻養三は揮發して白色の濃烟となる、同爐內に生じた所の養化硫及養化炭等の氣體までも冷凝系統に吸入せらる、其他の氣體は風扇の壓力を經て煙路より逸出する、而して銻養三は一つの蜿蜒たる起伏の路線に循ふて、人字式下の凝積室を經過し冷氣を受け凝固す、之を聚集する、各室前には何れも小門を設け、時を按して開閉する、銻養三を取出し、其潔白純粹の輕鬆なる粉末を包裝して市場に上す、之を白養と云ふ、成分は百分の九十八以上である、其色汚れて質に雜りあり、塊粒を含むものは之を煉養と云ふ。

第二步として純銻を提錬の用に作すには將に養を錬らんとするには之に混合するに適當分量の白炭と曹達を以てし、反射爐に裝入し燃やすに煙煤及松柴を以てし、錬養は熱を受けて熔解し、卽ち還元して熔解質の純銻となり、爐底に沉積する作用の完成を俟つて後將さに爐門を開き、先づ上面の溶渣を除去し、再び溶渣を以て取り出して傾けて模型に入れ、之をして凝固せしむ。但し溶銻を未だ移さざる前に須らく適當分量の曹達及白養を上に加へ結晶を遲緩ならしむ、而して鳳尾の花紋を生ずれば以て純淨を顯はす、その成分は常に百分の九十九に達す。

此種の煉法を發明したる後は、純銻を冶錬するに生産費が西法に比して稍々低くなつたので、銻商は多く銻砂を以て純銻及銻養に提煉することゝなつたから、自然の結果として生銻の産量は此れより日に減少を見るに至つた。

第四、銻の産量

歷年銻の產量は系統的材料を缺乏せるを以て、精確の統計は得難きも、而も湖南銻の銷路は幾んど全部が輸出であるから、本地に銷費するものは極めて小額である、下節に示せる長沙岳州兩稅關に於ける銻產の輸出數字を見れば、卽ち產額の大概が分る、茲に僅に民國十二年から二十年に至る每年の各產縣の純銻生銻及銻養の產量を表示すれば左の如くである。

全省純銻產量表

縣別	單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
新化	噸	四、八〇五	八、〇一五	一一、一九〇	不詳	不詳	一三、一四〇	一〇、六六七	一〇、五九三	九、五六〇
安化	噸	三五	一五〇	一〇七	〃	〃	九七九	一、四〇〇	一、三八四	一、二五〇
益陽	噸	—	一二八	七三五	〃	〃	一、六五〇	一、一二七	九九七	七七三
邵陽	噸	三一〇	—	六〇	〃	〃	三〇〇	四二〇	二四五	二六〇
沅陵	噸	一〇〇	八〇	三二〇	〃	〃	—	三六〇	一〇〇	—
新寧	噸	—	三〇	二五九	〃	〃	二〇〇	二八一	六六五	七五〇

縣別	單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
東安	噸	—	四八	六〇	不詳	不詳	一五〇	六一	七五	三二〇
溆浦	噸	二〇	—	—	〃	〃	—	一二〇	三一〇	八〇
宜章	噸	—	—	—	〃	〃	—	—	—	四〇
總計	噸	五、二六〇	八、四六八	一三、七三一	一二、八八四	一八、〇〇〇	一六、四一九	一四、四四八	一四、二四七	一三、九二三

全省生銻產量表

縣別	單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
新化	噸	三八八	四四	九七九	不詳	不詳	二六〇	—	—	—
安化	噸	三一〇	三〇四	三四七	〃	〃	一、〇六三	一、三九七	七二八	五〇七
益陽	噸	—	—	九九	〃	〃	五四〇	一、〇五四	八五五	四八四
邵陽	噸	—	八五	四六五	〃	〃	五〇〇	七〇〇	三三五	三三〇
沅陵	噸	一〇五	七四	三五	〃	〃	一四〇	四七	—	—
新寧	噸	三五	一〇	三五一	〃	〃	二〇〇	二一〇	六〇	一八〇
東安	噸	一〇〇	八八	一〇〇	〃	〃	二五〇	五六	一四〇	二一〇
溆浦	噸	二七〇	—	—	〃	〃	三〇	一二〇	八〇	三〇
常寧	噸	二一〇	三〇	—	—	—	—	—	—	—

總計	噸	一、一二八	一、〇四五	二、二七六	五、一五七	二、八〇〇	二、九八三	三、四八四	二、一五八	一、五四二

全省銻養產量表

縣別	單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
新化	噸	五〇五	二二一	九六二	不詳	不詳	一、二〇〇	一、四二〇	一、〇二〇	二八〇
安化	噸	—	—	一四七	〃	〃	五三	—	—	—
益陽	噸	—	—	二八五	〃	〃	八〇〇	八八三	五二八	七〇〇
邵陽	噸	—	—	一五五	〃	〃	—	—	—	—
沅陵	噸	—	—	六五	〃	〃	—	—	—	—
新寧	噸	—	—	五〇	〃	〃	—	—	—	—
東安	噸	—	二〇	—	〃	〃	—	—	—	—
溆浦	噸	—	—	—	〃	〃	—	—	—	—
總計	噸	五〇五	二四一	一、六六三	一、八五三	三、〇〇〇	二、〇五三	二、三〇三	一、五五八	九八〇

一般の計算に依れば湖南省銻產は全國總產量の百分の九十以上である。而して支那の銻產は又世界中の第一位を占め、其產量は大約全世界總量の約百分の八十を占めて居る。

第五、湖南銻の輸出市場及其運銷情形

一、湖南鑛産の輸出、前の總論に於て已に歷年の海關報告に銻産の輸出に二種の顯著なる現象あることを發見した、一は歐戰期中銻産の輸出最高數額に達したが、其後何れも減薄の趨勢を呈し、民國十三年に至り始めて又逐年增加し、十八年の輸出は再び第二次の高度に達した、是年より以後又逐年非常に減少し吾人は已に第一次アンチモニーの輸出增加が歐戰爆發の結果軍事工業の原料の需要增加の爲であることを知つて居る、從てアンチモニー價格が之に從て俄かに暴騰し、アンチモニー當業者は此刺激を受けたので積極的に開採せざるはなく、アンチモニーの産出量は忽ち增加した、是に於て輸出量が最高數額に達したのであつた。

第二次輸出增加に就ては、民國十三年よりして各國に於けるアンチモニーの存貨が殆んど消費し盡し、需用が增加したからその價が高くなり從てアンチモニーの市場は再び活動の象を呈し、當業者又復業し産業と輸出は輸出量と共に之に隨て增加したが、久しからずしてアンチモニーの市價は又跌落し、同時に世界の消費は大に減少しその市場大に冷落を呈した、故に十八年以後は湖南産のアンチモニーの輸出は激減の現象となつたのである。

二には湖南産アンチモニーの輸出は純成品が漸くその數量を增し、粗成品（生銻）は漸く重要でなくなり、その鑛砂に至つては十二年以後の稅關報告には數字の參考すべきものがなくなつた程である。

如斯アンチモニー輸出內容の變化は畢竟湖南に於ける本業發達の結果である、新式の土法の煉爐發明せられた以後、華昌公司の專利權は殆んど無形に消滅し、本業は大に却て發達を形はし、土法で煉成したアンチモニーが次第に增加し、是に於てか精成品の方が粗成品よりは多くなり、原料としての鑛砂の輸出量微少となつたのである、玆に最近十年間海關に於けるアンチモニーの輸出數量を表示すれば左の如し。

長沙岳州兩關精粗兩品及原料鑛砂歴年輸出統計表

年別	數量單位	純銻 數量	純銻 値關平兩	生銻 數量	生銻 値關平兩
民國十三年	擔	一八七、一七七	一、九六三、三五一	三〇、二一一	一七二、九八五
十四年	擔	二五九、八〇七	四、〇四〇、四六〇	四八、一三二	四九七、三一七
十五年	擔	二七九、八四七	五、五五三、七九六	五六、二四八	六二三、〇〇二
十六年	擔	二九四、〇七五	四、五〇三、八〇八	四四、四七三	四三一、四二二
十七年	擔	二八三、九二八	三、四一八、五四二	四八、八二一	四五五、七〇九
十八年	擔	三〇八、六一六	三、四〇三、七七三	五九、七〇七	四三五、九四六
十九年	擔	二六四、四六六	三、二五八、八九三	三四、八五五	一四五、三五九
二十年	擔	二〇一、〇九三	二、九三一、〇五六	二九、八七五	二五二、八六五
二十一年	擔	二二五、三八五	二、〇八九、二一一	四〇、九四四	二三四、〇三〇
二十二年	擔	一八〇、六四四	一、六四二、六一四	二七、〇五七	一八一、三五二

二、湖南産アンチモニーの運銷情況

過去の湖南産は已に米國を主要市場とす、卽ち純銻一噸を長沙から紐育まで運ぶに成本を總計して若干を要するか、引渡價格は如何なる計算となるか、試みに民國十八年三月の一例を擧げ二表に製して之を說明する。

第一表、純銻毎噸長沙に於ける雜費表（民國十八年三月）

項目	銀數
關稅八・六%估價一七二兩匯率一・五五	二二・九二七元
政府捐稅四・五%估價二八〇元	一二・六〇〇元
教育捐	一・四〇〇元
印花稅	〇・〇三〇元
公費	〇・四五〇元
鑛業會捐	〇・五〇〇元
駁船費	〇・三〇〇元
裝箱工資	〇・五五〇元
鐵箍洋釘等	〇・六〇〇元
加磅	一・二〇〇元
上下力	〇・六〇〇元
化驗費	〇・四〇〇元
保險費	〇・八〇〇元
總計	四二・三五七元

第二表、純銻毎噸長沙の市價と紐育で引渡當時の市價との計算表（民國十八年三月）

算式	説明
300	長沙毎噸市價
+ 42	長沙雑費
342	
× 0.72	銀兩匯率（爲替）
684	
2394	
246.24 兩	
+ 865 兩	長滬間水脚（船賃）
254.89 兩	
× 0.38	美金匯率（米金貨爲替）
203.912	
76467	
96.8582 金	美金貨
+ 8.0000 金	上海紐育水脚（ニューヨーク船賃）
104.8582 金	
+ 0.5000 金	上海駁船費（ハシケ賃）

	105.3582 金	
+	0.5267 金	保險費
2240)	105.8849 金	紐育交貨每噸價(輸入稅在外)
	4.7200 分	紐育交貨每磅價

第二節 鉛、鋅、銀

鉛の鑛石は方鉛鑛で、鋅の重なる鑛石は閃鋅鑛で、二者共に同一處に産する、而も銀鑛は殆んどその全くが方鉛鑛から出る。畢竟鉛の副産物であるのであるから、故に三者を以て合併して一節に於て之を説述することにした。

湖南省には鉛・鋅鑛の分布が非常に廣く、第一章第一節の湖南鑛産の分布の題下に已にその大概を述べて居るが、湖南で有名の鉛、鋅鑛として擧ぐべきは、常寧縣の水口山、衡陽縣の銀坑村、慈利縣の廖家山、郴縣の金船塘、湘鄉縣の鵝頭山、桂陽縣の虎形山及黃沙坪、臨湘縣の桃林、臨武縣の茶山、寶慶縣の銀坑山等である。その中でも常寧縣の水口山が規模も最大であるし、成績も亦佳良である。其餘の諸鑛は規模極めて小さく産量も至微である。現下省營の鉛鋅鑛の中で正式に開坑せるものは僅かに水口山のみで、試辦中のものが銀坑村で、開坑せんとしつゝあるものが廖家山あるだけで、此外茶山、韓地坳・官塅山、柏子坳等の諸鉛鋅鑛は何れも已に停辦して居る、商營の鉛鋅鑛としては二十二年の湖南建設廳の統計に依れば左の如きものがある。

常寧縣　鑛區　一、　面積二千〇九十一畝

臨湘縣鑛區　一、　同　三千四百四十六畝
郴　縣　鑛　區　二、　同　四千八百六十六畝
全省四鑛區で合計面積一萬〇四百〇三畝である。

第一、代表鉛鋅鑛の概況

常寗縣水口山の鉛鋅鑛

(一)位置及交通、水口山は常寗縣の東北七十里に位し、衡陽縣城を距ること九十里、省城を距る六百二十里、該鑛の交通と運輸は頗る便利である。該鑛山から松柏市に至る五里の間には輕便鐵道があり、毎日車輛の往復十四回毎回礦砂十噸を運ぶ、毎噸運賃一元、松柏市よりは湘江の水運があり五六日にして長沙に達する、毎噸の運賃が二元六七角、秋冬二季は水涸れ運輸は稍々困難であるが、而も毎噸の運賃は一元四角乃至四元位である。

(二)沿革、本鑛は附近の龍王山と共に產鉛を以て著名である。傳ふる處によれば、明の萬歷年間に於て已に土人の開坑せるものあり、其目的は提銀(銀を採ること)煉磺(琉磺を採ること)とであつて前淸の中葉には開坑せるもの甚だ衆く、但だ彼等は學識と經驗に乏しく、且つ資本が單薄であるから採掘に深入する能はず、大半は中途で缺損して停めた。前淸の光緒二十二年に及び巡撫陳寶箴が官鑛局を設立し、廖樹蘅を總辦とし、水口山西の貞士場に於て土法を用て開掘し、明窿(キリヒライタアナ)を改設し、直に鑛囊に達し大に利益を見た、嗣で坑道が深遠なるに隨ひ、運搬に艱むことゝなつたので、遂に光緒三十二年西法を用ひて、ポンプとエレベーターの機械を購入し、宣統元年には洗沙臺を建築し民國元年には本鑛と松柏市間に輕便鐵路を完成し、同六年には更に新洗

沙臺を築成し、十五年には工會を成立し、工夫三千乃至六千に至つた。十七年には本鑛は共匪の蹂躙を被り、屋宇器械の損失甚大なりしが、近年以來含藏量が最早盡きたとの聲が時に起つて居るが兎に角水口山は湖南の有する最有利の鑛山である。此種の消息の飛傳するか苟も鑛山に關心するもの深刻なる注意を惹起した次第である。

(三)鑛區、本鑛の區界は前清政府の規定では、東は鴉江、蘼紗、福子冲、灣陽等の處に至り、南は桑路橋、播鼓嶺に至り西は猪婆堰、黄家沖に至り、北は毛家塘、江田沖、滿金橋に至り、面積一千餘方里、鉛鋅鑛床が分布して居るが、只だ水口山と龍王山一帶丈なれば面積十餘方里に過ぎない、但し現在の採掘區域は僅に水口山一處であるから面積は數方里に過ぎないのである。

(四)地質、本鑛地質の構造は、頗る一向の斜層に似て居る、二疊紀地層が其軸部を構成し志留紀の石英岩層は則ちその兩翼を構成し、大塊石英二長岩體が卽ちその兩翼に沿ふて、志留紀と二疊紀の地層の中に浸入して居る、地層の層次は最も古く志留紀石英岩層で其厚さは未だ臆斷するを許さぬ、石英岩層の上は二疊紀の石灰岩層である。

水口山に在ては此岩が全く石英二長岩と相接觸して居る故に、悉く變じて大理石となつて居る、鉛鋅鑛床は卽ち其中に產出して居る。その接觸帶五十尺以外を出て居ない、不規則の囊形及脈形を成し、石灰岩層の上は二疊紀の煤系地層で上部は赭色岩層を爲し黄鐵鑛を富產し本岩は再び白堊紀の赭色岩層を爲し、亦卽ち境內の最新地層と云ふべきである。

(五)鑛床、鑛床の分布は僅に火成岩と接觸の石灰岩中に限られ、但し直接に火成岩と石灰岩の間に介在せず

大抵石灰岩中に凝聚して居る、鑛物としては方鉛鑛と閃鋅鑛を除くの外、黃鐵鑛と少量の黃銅鑛があるのみで、かく成つたのは變質接觸及熱液で鑛床を交換した爲に因るものであらう。

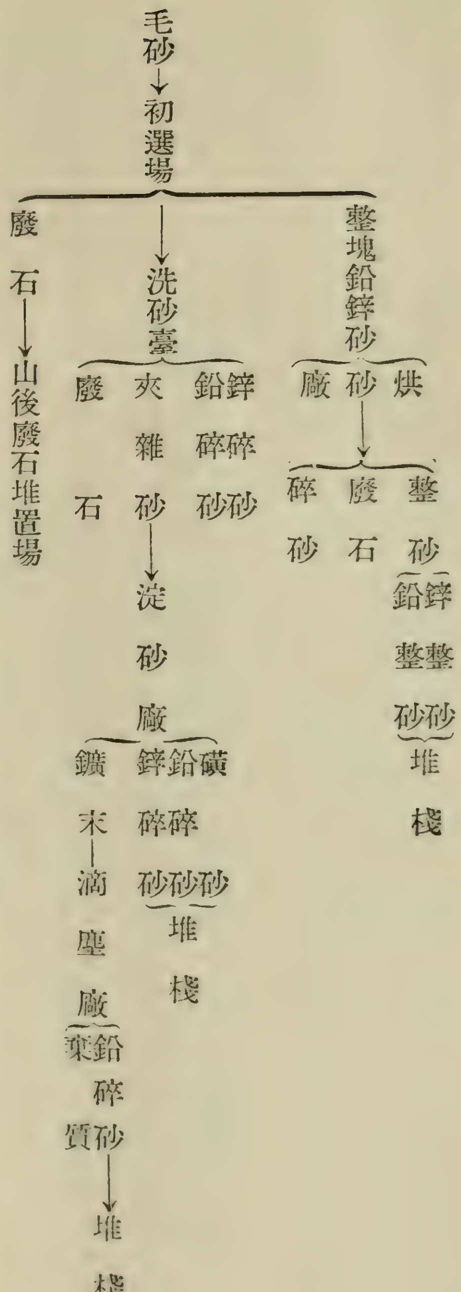
（六）儲藏量、本鑛の儲藏量は民國十六年春湖南地質調査所の計量に依れば百十萬噸乃至百二十萬噸で民國十五年迄に約百萬噸を開採したとして殘す所十萬噸に過ぎないとのことである。

民國二十年水口山鑛務局の計算に據れば、該鑛の總儲量は百五十萬噸で既採の十九年迄の量を約百三十萬噸として尙ほ二十萬噸を餘すと云ふ。此二者の估計には多少の差があるが、而して後の計算を以て稍々靠るべきとする、と云ふのは十六年以來毛砂產丈けでも十餘萬噸に達して居る、此に由ても本鑛の藏量が尙ほ未だ盡きて居らぬことを證明すべきである。

然も該鑛は開鑛已に三十餘年であるから、近年產量が次第に減少したことは、此鑛の壽命が最早久延するものでないことも分るわけで、終に停頓に終るのであらう。

（七）採鑛、鑛隧道は第一坑を以て工作の重心として居る、內部を甲、乙、丙、丁、戊の五層に分ち、地面より第三層までは斜坑で三層以下は直井である。第二坑は通風の坑道で採鑛には固定の方式なく、多く仰切式を採用してゐる、各處の探採には何れも小組の包工（ウケオヒ）制を實行し稍々輭き鑛砂を採取した時は人力を以て鐵鎚、鐵鉾を以て之を搥（ツク）き、堅硬なる鑛砂は先づ鐵鑽を以て炮孔を鑿ち爆藥を用ひて之を炸裂する、隧の內には僅かに支柱を用ひ、採取後の空洞は亦少しく塡充せるのみなるを以て危險頗る大である。幸に本鑛の岩石に堅硬なる爲め意外の事を發生すること少ない、通風は天然通風法に依り間々風鼓を用ひて以て天然の不足を補足する、排水にはポンプを用ひ、坑內主要の處には電燈を點し、分道地點及工作では桐油及茶油を用ゆる。

（八）選鑛、所産の毛砂原產砂は、方鉛鑛と閃鋅鑛と共生して居るから選砂の方法は人力と機械力を併用し、（1）分敲砂（タタキて分けること）（2）淀砂（淀ますこと）（3）滴塵（ゴミを拂ふこと）（4）洗砂（砂を洗ふこと）の四種の手續を用ゆる、1、2、3迄は人力を用ひ、4は西法を用ゆる、茲に選鑛の順序を表記すれば左の如し、



洗得したる淨砂は、洗砂臺の設備が未だ完善ならず且つ各種の設備も多く舊套を脫しない、故にその成分高くない、茲に本鑛山の原產砂及既選したる鉛鋅砂の成分を表示すれば左の如くである。

（甲）毛砂成分　鉛一〇――七〇%　鋅一〇――五〇%

（乙）鉛鋅淨砂成分

水口山鉛鋅淨砂成分表

成分		鉛 Pb	鋅 Zn	鐵 Fe	砂 Si	鈣 Ca	錳 Mn	鋁 Al	硫 S	銀 Ag
鉛砂	整砂	六二・八四%	八・五五	二・九〇	五・一二	一・五〇	〇・〇三	〇・〇二	一七・三〇	oz/ton 二九・四〇
	整砂	六三・二〇%	四・六二	七・三九	一・五八	〇・八六	〇・一二	〇・七九	一九・九二	oz/ton 三二・〇〇
碎砂	整砂	一一・六九%	三八・六二	六・〇二	一〇・〇八	二・七六	〇・〇六	〇・〇三	二七・七〇	oz/ton 七・一九
	碎砂	九・〇二%	三一・七五	一一・二〇	九・四七	三・五五	〇・五八	一・八四	二八・九五	oz/ton 七・三〇

(九)近年の生産數量、本鑛は光緒二十二年に開辦してより以來已に三十八年を經過し、今年三月迄の鉛砂の產出量合計十八萬八千二百七十二噸、鋅砂の產額四十七萬七千七百四十四噸に達した、玆に本鑛最近十年の毛砂鋅砂鉛砂の生產額を表記すれば

十年間水口山鉛鋅鑛砂生產數量表

年別	單位	毛砂	鉛砂	鋅砂
民國十四年	噸	四五、二六〇	九、二六五	三〇、二六三
十五年	噸	五五、五三二	一〇、〇九五	二三、二〇一
十六年	噸	四〇、〇二九	五、五二五	一六、一九四
十七年	噸	四二、四八二	六、八一九	一五、二六四
十八年	噸	未詳	九、三〇八	一九、六五九
十九年	噸	未詳	七、六一六	一四、九二二
二十年	噸	未詳	五、九六〇	一四、三一九
二十一年	噸	二一、〇四六	五、三六〇	九、八四六
二十二年	噸	四〇、二九五	五、〇一九	一〇、〇五一
二十三年	噸	二三、二九五	二、八〇七	五、九二三

第二、鉛と鋅の製鍊廠

一、松柏市の土法鍊鋅廠

水口山產出の鋅砂は、大部を洋商に販賣する外、一部分を留めて本山で土法を以て冶鍊して居る。此種の製

錬廠は多く松柏市に設けてある。水口山を距ること十餘里、その中最大のものは官營の土法製錬廠である、常寧縣の北境に位し、湘江の東岸に臨み、北は松柏鎭を距ること水陸路とも四里の處にあり、東、水口山の鉛鋅鑛局を去ること十二里、長沙を去ること水路六百二十五里。前清の光緒三十一年に廖樹蘅が鑛務局に總辨たるの時桂陽州の工人を招いで創辨したもので、初め錬爐二十四坐を設け以後漸次增加して八十坐とした、民國十二年に鋅價が低落したから缺損を生じ停業した。十七年に長沙の黑鉛製錬廠からの需用があつたので商を招いで承辨し、出す所の鋅塊は僅に銀を採出するの用に供するもので、期滿ちて又停めた、後ち水口山の鑛山には積砂甚だ多く月々鋅砂を產し、加へて已むなきものあり、同時に國內の需用を外國に仰ぐに至つたので、十九年に令を奉じて又復活し、湖北省の兵工署と契約三千石を送ることゝし、每月鋅砂五百石を交付し、每一石の價十九元九角、已に二十一年には製錬爐を開くこと六十坐、每日鋅塊三十石を錬出した。

土法で錬鋅することは極めて簡單で烘法、錬法の二步に分つことが出來る。烘法は先づ鑛石を以て烘焙し烘焙爐は土瓦で高さ五尺徑三尺の圓爐に砌成し每廠に連貫して十二坐乃至十六坐を排列し、裝砂卸砂共に前方の爐門より出し入れし、先づ柴塊を爐底に敷き次ぎに石炭を加へ、次ぎにその上に鋅塊を載せ、是の如く裝入して爐に滿充すること約八層とする、隨て爐頂は灰末を以て鋪蓋し爐門は土瓦を以て封砌し、僅に空氣孔を留め火を付けてから七日を過ぎ取出して槌碎し、前法の如く再び烘り此の如くすること兩三次にして約二十日を費し、砂をして完全に養化せしめ、烘後の砂粒は細小となり、已に粉末となつたものあり、大概砂粒が愈々小なれば養化愈々完全である。

煉法は烘から上げた砂を槌碎して篩に掛け、石炭粉末とまぜ合して並に之を滋潤し、錬爐罐中に入れる、錬

鑵は陶土で焼いたもので高さ十三吋、徑四吋半、鑵口を漏斗に接し、上部に鐵蓋を加へる、此作業を裝鑵と呼ぶ、鑵を以て錬爐の格上に排列し、灼炭を格間に加へ、再び炭團を加へ、更に鑵渣を格上の鑵側に詰め込み、此の如く滿裝して温度を高増すれば鋅質は還元して上昇し、鐵蓋に遇ふて凝集し漏斗の凹處に沈澱するから之を取出して模型に入れ範して鋅塊とする、鑵内の餘渣は含鉛、含銀物であるから別に採揀すべきである、其法も亦似たり寄たりの仕方である。

錬爐は土瓦で造りたる長方形のもので、風穴四十一個を開き中を四十格に分ち、毎格に錬鑵三個を置く、毎爐百二十組を置き、兩爐は相連り同一廠とする。

毎爐鋅砂二百四十斤、石炭二十斤と燃上つた石炭七乃至八石を裝入すべく、裝鑵、裝爐とも約八時間弱を要し、提煉すること又八九時すれば毎爐平均日産淨鋅五十斤を産出する、煉する所の鋅塊を化學檢査に付すれば、含鋅量百分の九八・八八ある。餘は鉛、鐵、硫砂、砒、銀等である。土法で錬鋅するの設備は簡單で産品は應用に堪へるが、唯だ烘法不良なる時又は時を要すること過久なる時は養化作用猶ほ完全でなく損失甚だ大きい、且つ僅に成分稍高き鑿砂のみの烘煉を能くするのであることが缺點である。

二、湖南の錬鉛廠

(一)沿革、前清光緒三十四年岑春蓂巡撫の時試辨したもので、初め長沙銅元局の敷地の一角に廠を作り、宣統二年開爐試煉し、後に至り鑛砂が續て供給することが出來ないのと又技術員が經驗に乏しく、工人が又素人許りであつたのとで成績不良、開辨未だ數ケ月ならずして岑撫去任と同時に停辨した、民國五年鉛價高くなつたのと水口山の鑛産が又増額したので乃ち復興を提倡し遂に七年に再び開錬するに至り成績甚だ佳く頗る利益

があり、八年歐戰熄み鉛價低落し毎に缺損あり、十二年歷任の承辨者は以れも損許りで利益なく遂に商辨とし引受せしめ、十五年又商辨を取消し官辨とし、北伐の軍起るや復停めた。十六年冬又商辨に改め、十七年復た政府の辨理とし湖南建設廳の直轄としたが、最近では水口山の產額が日に減じた爲め、鉛砂の供給不足し未だ全部開工する能はず、加ふるに鉛價廉く反て生產費は高く、洋鉛と競爭すること不能となり、經濟情形は僅に原狀を維持するに止まる。

(二)組織及設備、該廠の組織は內に廠長一人、總工程師一人、下に會計處、工務科、事務科を置き、會計處の下に又計算、出納、統計、稽核(調査監理)の四課を置き、工務科を冶鍊、機械、化驗、攷工の四課に分ち、事務科を文牘庶務、採辨、材料の四課に分ち、該廠工人共に四百三十餘人あり、之を工程工人、勤務工人の二種に分ち其分配情形左表の如くす。

原力部	二五人	助鍊部	一〇
修理部	一七	鼓風部	六五
翻砂部	一一	試金部	三
壓砂部	三〇	泥木部	二七
烘砂部	六六	小工部	一一六
淨鉛部	四七	合計	四三六
提銀部	一九		

工場方面は、壓砂、烘砂、鼓風、提銀、淨鉛、翻砂、提金、機械の各部に分ち、その動力の設備は、蒸汽引擎

を用ひ共に直立鍋爐四坐、臥式一次膨脹引擎三部、臥式二次膨脹引擎一部、竪立一次膨脹引擎一部、約共計一百馬力、該廠の不動資本約二十萬元、流動資本十萬元である。

(三)原料、(甲)黒鉛砂、採鑛地は水口山の鉛鉾である、毎年約六七千噸を用ゆ。(乙)製錬料、鐵砂を採購する場所は、江西省の萍郷及湖南省の攸縣である、その種類は石英石、黄岡石、方解石、河砂の四種とす、採購地は長沙附近の湘江流域である。(丙)燃料のコークスと重油とは湘郷の洞口、安化の藍田、寧郷の清溪、祁陽の滴水岩、醴陵の石門口、江西の萍郷に於て採購す、(丁)機料の筆鉛罐は、英、米、獨の各國より購入する機油及零細の物件は各地の金物屋から購入を契約してゐる。

(四)生産の狀況、(甲)施行の順序、工程はもと烘砂、鎔冶、淨鉛、提銀の四部の連鎖工作で後又助錬の一部を加へる。

(1)水口山の鉛砂は分て整砂、碎砂の二つに分つ、先づ整砂を以て壓碎し、碎砂篩を用ひて粗粒を去り、化學分に按照し、鐵砂、灰石、河砂の三種と鎔劑を配合し、鑛產混合法を以て之を混和し、加へて烘砂鍋内に入れ硫質を烘失し結成して整塊となしたものを『熟砂』と曰ふ。

(2)鼓風爐、配合の原理、熟砂百分の六八・二六、再び鎔劑を參合し、鐵砂百分の一一・三、石炭石百分の四・六、石英石百分の二・九で、及び還元劑焦炭百分の十二を加へて鼓風爐内に入れ鉛質を提取す、あらゆる銀質は亦た鉛に隨ふて混入して出る、此時產する所の鉛條を毛鉛と曰ふ、其成分左表の如し、

Pb	九六・六五%	Cu	一・三五	Fe	〇・一九	Zn	〇・六九	As	〇・一四
S	〇・七五	SiO_2	〇・〇九	Al_2O_3	〇・〇二	Ag	每噸兩數　五六・五九二		

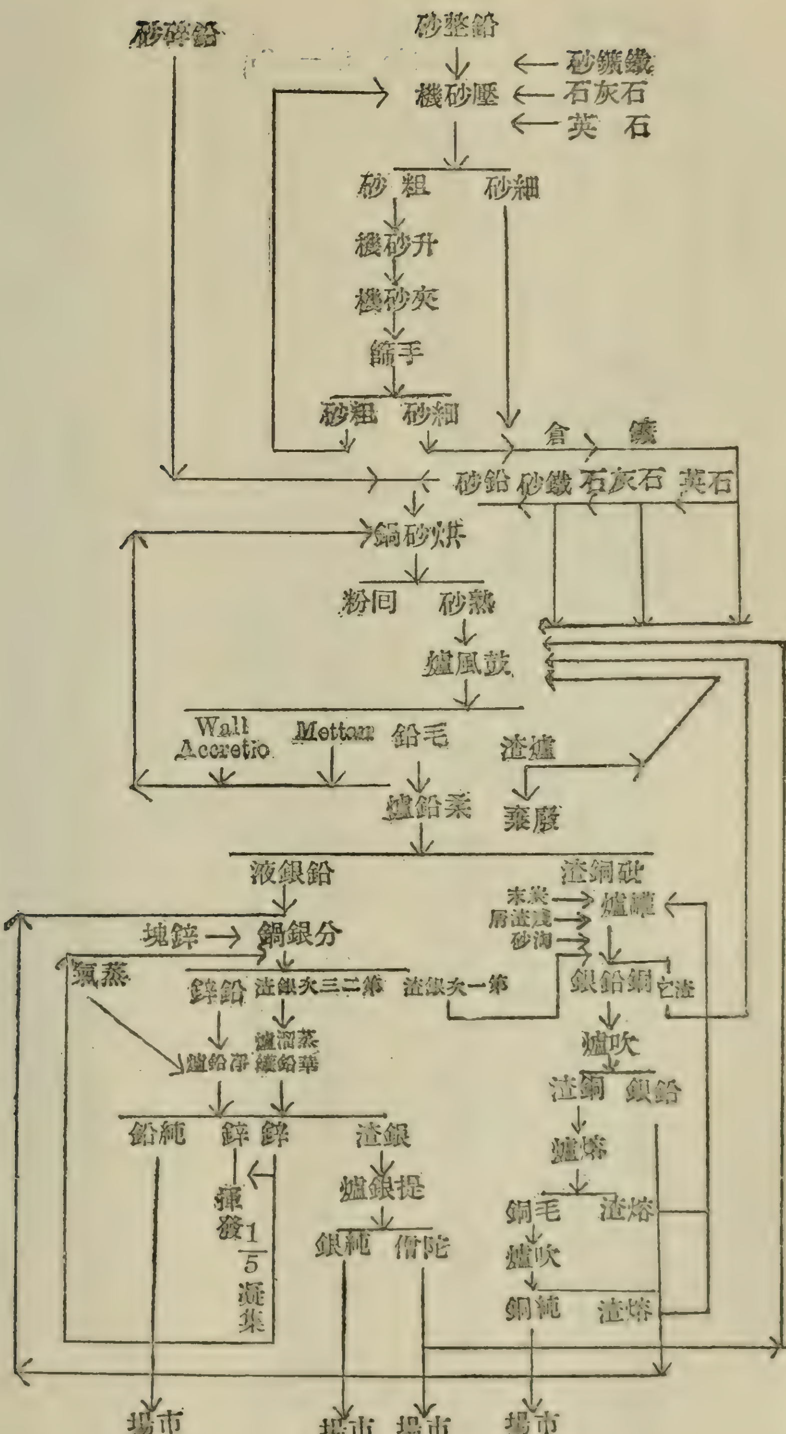
爐内に出來る所の廢渣は、一部分が爐に回りて鎔錬する外は何れも廠外に持出して廢棄する。

(3)毛鉛、(粗製品を以て柔鉛爐に装入し、砒、銅の各雜質を析出したる後、鎔鉛を分銀鍋内に注入し、鉛内に含む所の銀質の多寡に由て、鋅塊を加入し、鋅と銀とが結合して上浮するを待ち之を析出したるものを銀渣と云ふ、四五回鋅塊を加入すれば銀質が始めて提盡せらる、その時再び鍋内の鎔鉛を以て精錬爐内に注入する十六時間の久しきを經れば鋅質は養化し完全に揮發して純鉛が出來る、之を鉛條に鑄製し市場に運銷する、純鉛の成分を表示すれば左の如し。

Pb	九九・九三〇〇%	Zn	〇・三八九〇%	Fe	〇・〇二二八%
Cu	痕跡	Bi	〇・〇〇〇四%	Sb	〇・〇〇〇六%
Sn	〇・〇〇〇四%	As	〇・〇〇〇八%	Ag	〇・〇〇五五%

(4)分銀鍋から取出したる銀渣は、銀と鋅との合金であるから、之を提銀部の蒸溜、筆鉛罐内に入れ、木炭の粉末を加へて燃火鎔解する時は、鋅は銀と鉛を離れて揮發し、曲管に凝集するを待つて之を集め取る、之を繰返して提銀すべく、罐内に餘す處の銀渣は提銀爐に装入して、鉛質養化し變じて陀僧(カスの俗語)となつて上面に浮揚するとき、銀分は底部に沈澱する、傾けて模型に注入する、是が純銀である、寶錠(馬蹄銀と兩銀)に鑄成し市場に運銷する。

(5)助錬の一部は銀渣内の銅質を提取するを以て目的とする、淨鉛部に産する所の一次の銀渣には銅を含むこと頗る多く則ち土法を以て煉銅する、其法簡單である、元來銀渣の結塊せるものは、仍ほ含鉛甚だ多く先づ成塊せる銀渣を土法の堆爐に加入し、松柴の火焰で熾熱を經て鋅丈が養化揮發して、鉛も亦鎔解して下流し銅



砂碎鉛
砂整鉛
砂鑛鐵
石灰石
英 石
機砂壓
砂 粗 砂細
機砂升
機砂夾
篩手
砂粗 砂細
倉 鑛
砂鉛 砂鐵 石灰石 英石
鍋砂烘
粉同 砂熱
爐風鼓
Wall Accretio
Mettar
鉛毛
渣爐
爐鉛柔
棄廢
液銀鉛
渣銅砒
末炭
屑渣淺
砂淘
爐礶
塊鋅
鍋銀分
氣蒸
鋅鉛
渣銀次三二第
渣銀次一第
銀鉛銅
它渣
爐鉛淨
爐溜蒸
爐鉛華
爐吹
渣銅 銀鉛
鉛純 鋅 鋅
渣銀
爐煉
揮發 1/5 凝集
爐銀提
銅毛 渣熔
銀純 僧陀
爐吹
銅純 渣煉
場市
場市 場市
場市

の熔點は稍々高き故剩餘は溶化せずして殘る、是を銅渣と云ふ、銀渣を碎いて須らく木炭の粉末及淘洗砂（卽ち溶劑）と混じて鍊罐に裝入して之を鍊る、熱の焙燒するを經れば鉛、銀、銅等の質は卽ち熔けて罐の下部に集まる、雜質は稍々輕き故上面に浮ぶ、焦爐冷却して後ち罐を破て罐跡の罐渣を取出し、次で罐跡を以て堆爐に加入する、以上の方法で裝煉すれば亦た毛鉛及銅渣を得る。

最後に始めて銅渣を取て、土法の標爐に加入して、溶解を俟つて後ち相當の時に至り浮渣を取り去り、次で沈底せる溶液を模型に入れて銅條とし是を毛銅とする、純銅にする煉法は、亦た堆爐を用ひ毛銅條中に含む所の鉛質は先づ溶けて流下する、之を取出し纔で烈火を加ふれば雜質をして熔解養化せしむ、然る後浮渣を除去して少量の水を傾入する、凝結の銅塊は鋼の鑿を用て之を分裂し後再び熾んに烈火を用て之を熔かす、此の如くすること數回最後一二回の時、硼砂、蘇達、土硝等（藥品の名）を加入して殘餘の雜質を除去す、銅質此に於てか純分となる、注いで模型に入れ、是が紫銅である。玆に更に該廠の冶煉の順序を以て一表に詳列すれば前揭の如くである。

（乙）歷年の產額、該鍊廠の產額は常に原料の來源及出品の銷路兩方面の影響を受けて增減する、民國五年偶々歐洲大戰の發生により、鉛條の銷路活發であつたから、乃ち該廠の生氣を恢復した、此年よりして初めて產額の數字を取調べることが出來る、民國八年には鉛價大に下落し營業利を失ひ改めて商辦とした、月產大に減じ十七年に至つて又回收して官辦とし、上海の銷路が大に開け該廠の工程に改進を加へ、生產隨て增加し、十九年には月額二百五十噸となり、二十年から水口山の藏量が盡きたので生產を減じ、又原料がなくなつたため生產を制限せられた、玆に民國五年以來の產額を一表にすれば左の如くである。

湖南鍊廠歷年產額表

年別	鍊砂數量（噸）	產鉛數量（噸）	產銀數量（兩）
民國五年六月至七年十一月	四、七〇七	一、三〇五	二〇、七九九
同 七年十二月至九年六月	三、八〇〇	二、三三一	一一九、三九九
同 九年七月至十年十月	四、〇三一	八一八	九二、七六五
同 十年十一月至十一年七月	二、八五三	一、三八四	五四、三五四
同 十一年八月至十二年五月	三、一三三	一、一九二	六八、六五九
同 十二年六月至十三年四月	一、五五〇	七三八	未詳
同 十三年五月至十三年九月	七五〇	三五七	未詳
同 十三年十月至十四年四月	六〇〇	一七九	未詳
同 十四年五月至十五年九月	一、〇〇〇	二九八	未詳
同 十七年八月至十八年六月	三、三九五	一、五一六	六一、七八四
同 十八年七月至十九年六月	五、六〇九	二、六七五	九八、八四四
同 十九年七月至二十年六月	六、〇九五	三、〇七四	一五〇、八九八
同 二十年七月至廿一年六月	五、四六九	二、六九六	一三三、四九五
同 廿一年七月至廿二年六月	五、二一七	二、四七五	一四二、八八四

同　廿二年七月至廿三年六月	五、三四三	二、六九八	一二二、八三五
總　　計	五三、五五二	二三、七三六	未　詳

第三、鉛錊の輸出

(一)鉛の輸出。その輸出は純鉛と鉛鑛砂の二種で、純鉛は錬廠の製品である。輸出狀況は沿革の處で說明した通り宣統二年には純鉛二千擔を輸出し、四年には輸出がなくなり五年に又復活したが、十二年に錬廠が損をしたので錬廠が商辦となり生産を減じたから、十二年以後は輸出を減じ、十七年から又官辦に復し、十九年には旺盛に至り以後二十年に至る間毎年輸出を增加した。鉛鑛砂の方は全く外國に輸出するが、それはその外國市場の需要如何に因るもので、民國三年から五六年は非常に增加し、七年以後は大に衰へ、十五、六年に一度輸出增加したが、此の增減は銻と同樣である、十七年以後は鉛砂が水口山の山元で出なくなつたから輸出は出來なくなつた、玆に海關報告の鉛と鉛鑛砂の輸出最近十年間の情況を左に示す。

長岳兩關歷年鉛及び鉛鑛砂輸出統計表

年別		鉛 數量(擔)	鉛 值關平兩	鉛鑛砂 數量(擔)	鉛鑛砂 值關平兩
民國十一年	一九二二	三〇、二四七	一六九、三〇三	九〇、九五〇	三〇五、八七二
十二年	一九二三	九、九七八	六六、四五三	八四、五〇九	二八四、二一一

十三年	一九二四	九、一七八	八一、五九二	一二五、八三七	四二三、二〇三
十四年	一九二五	七、二一二	五一、〇六一	一四二、四六〇	四七七、六九四
十五年	一九二六	八、六五〇	八六、二四一	一四三、四七二	五九五、九二六
十六年	一九二七	二、七六〇	二五、五八五	七八、八一二	二六五、〇五三
十七年	一九二八	一三、〇八九	一八七、〇四二	八〇、〇三五	二六九、一六六
十八年	一九二九	三三、七一七	五二五、三一一	六五、九九〇	二二〇、九一五
十九年	一九三〇	五〇、三八一	五二一、九四七	三八、一九三	一五四、四二八
二十年	一九三一	四五、三五四	七六〇、三五九	一七、四七二	七〇、五一二

二十年以後、海關報告の分類が變り、鉛と鉛砂の分別がなくなり數字を示さず、建設廳での產稅上納報告を統計すれば二十一年二十二年及最近四ヶ月の鉛條、鉛砂の數量左表の如し。

年別	鉛條	鉛鑛砂
二十一年	四〇、三〇〇擔	一二噸
二十二年	四一、一九〇擔	―
二十三年 一月至四月九	九、五〇三擔	―

(二)鉼の輸出、この輸出も亦鉼塊と鉼鑛砂の二つに分つ、煉鉼の法未發達の時代は重に鑛砂のまゝ輸出した

が、光緒三十一年松柏市に錬廠が出來てから、三十三年始めて鉾塊の輸出があり、民國十二年鉾價下落の爲め錬鉾廠が損をしてやめたから、十二年以後は海關報告に輸出の數字を見ざるに至つた、故に近年輸出の減じたのは鉾價非常に安くなり、生産費にも足らぬので大部分の鉾砂は山中に堆積して居る。

第四、鉛、鉾、銀の銷費情形

一、鉛の銷費情形

湖南鉛は重に上海に運んで消費する、漢口之に次ぎ長沙又之に次ぐ、輸出の費用は關税と運賃とである、關税は機製品に依て征税せられ、關税は毎石に付き正、附と之れに堤工、碼頭捐等で毎石一元〇七分である。上海の市價は洋鉛に比し低く、關税其他は同じく掛るから競爭することは難い、財政部は二割五分の保護税を減じたから毎石正税五角五分を拂ふこととなつた、南京に運ぶものは軍用であるから税金は全免する。近頃又鐵道で漢口に運ぶものは關税は免れる。

長沙から上海に運ぶ船賃は鉛毎石銀一元一角七分、保險と雜費が一角一分、關税五角五分を入れて輸出費用が一元八角三分かゝるわけである、冬季は涸水の爲め舟賃が高くなるから二元二角六分に增加する、漢口に鐵道で運ぶ費用は毎石八角四分とす。

長沙で賣捌くものは比較的價は高く運賃がかゝらぬから最も經濟的である、之等の營業は凡て鑛産營業處でやるのであるが、鉛、鉾、錫、銅、硫礦等の取引は多く荷爲替付とし、多くは錢莊に委して手形割引とし受領する、二十二年に湖南の鉛は四萬五千八百六十二石で、毎石の市價は十五元三角二分であつた、二十二年は茶業が非常に盛んで、鉛は茶箱の原料となるのであるから、春夏兩季銷路非常に善く、省内で三千石も賣れた、

惟だ米國が貶金政策（金價引下げ）を採つた爲め鉛價低落し、之を繼續すればその影響は甚大である。

二、鋅の運銷狀況

鋅は水口山の鑛局が土法で錬成したるもので、又鑛業營業處で取扱はれる、大部分は國內兵工廠に捌ける、長沙の市中では大部分は銅舖で賣る、以前上海では湖南鋅は賣れなかつたが近來では、大中の支那人のゴムとニカワ廠では每月百餘石を銷費するとのことである。今は鑛業營業處で每石十七元五角で每月賣れ高三百石の鋅塊あり、之れが新販路の開拓である。

最近は騰貴して漢口の受渡價格は每石十九元五角、長沙では二十元八角である、鑛砂は鑿砂と碎砂の二種であるが、鑿砂の方は白耳義と獨逸に捌ける、日本もお得意先であつたが、九・一八の湖南事件から輸出せなくなつた、これ等は輸出商人に依て受負ひとし、松柏市から値段は噸七元位であるが輸出するもの少い、鑛砂の鋅成分は百分の三十二位で此安値では外國に輸出しては引合はぬから輸出は皆無である。

三、銀の運銷情況

長沙の元寶は錬鉛廠の製品である、又鑛產營業處で取扱ふ、長沙の銀屋に賣る、又商人が財政廳の護照で漢口に賣行くものもある、漢口公估局の手で漢口中央銀行に賣込み現金に引換へる、以前銀內に含む金分は未だ提取せず、又漢口の爲替率が高ければ、元寶銀の價は每兩湘秤一兩は國幣一元四角に相當する、錬鉛廠で銀中から金分を提るにとが出來るやうになつてから漢口爲替率が低落したのと、兩方で銀一兩は國幣一元三角三分に下つた、近日漢口公估局が停めたので漢口中央銀行でも買入れを中止し、此に於てか賣銀の銷路はなくなつたので、漢口に停滯せるもの多く、財政部でも此銀高金安の時に銀の海外流出を防止する爲め上海に運ぶには

財政部の許可を要することゝし長砂の商人は事煩はしいので引き承けることを好まない、銀價は漸落の有樣であるから、鑛產營業所では上司に申請して救濟の方法を講じて居る。



湘潭上五部錳鑛位置圖

第三節　錳（マンガン）

湖南省の錳鑛は瀟水の兩岸耒水の東岸、湘水の兩岸にあり、湘南と湘中の兩區に分布して居る。卽ち湘南區では、郴縣、桂陽、汝城、永興、耒陽、常寧安仁、衡陽、湘中區では寶慶、攸縣、醴陵、湘潭、安化、益陽、岳陽諸縣が產地である、殊に湘潭を首要とし、その成因は概ね相同じく、本鑛構成の岩石の大部分は砂砂岩、炭質頁岩、砂質頁岩で何れも泥盆地層である。

錳は砂岩內に夾まれ、大別して層狀鑛床、袋狀鑛床として前者は原生で後者は前者の次生作用で出來たものであつて優等である、湘潭の上五部のそれは後者で鑛床中代表的のものである。

湘潭縣上五部の錳鑛

(一)位置及交通、本鑛は縣治の西北三十里北長沙を距る六十里湘江右岸にあり、長沙縣の炭塘子に至る二十里、之れより長沙に至る四十五里は水運あり、平常交通は之による、鑛山近くの平塘より牛婆塘に至る五里の間に輕便鐵道を架し、之より炭塘子迄は十二里で、鑛車は手押し車であつて炭塘子からは普通の小車で運ぶ、毎日一往復する一噸の運賃四元、炭塘子から漢口までは帆船を用ひ、此運賃は一噸五六元である。

(二)沿革、民國二年の發見で、同三年には盧某裕甡公司をこしらへ、次で全福堂、峯清、實興、鈞濟等の公司が出來、歐戰期には高價を唱へたから裕甡公司は巨利を占め、年産三萬噸を出したこともある。三年から十六年迄に計二十三萬噸の鑛砂を出し、十六年に罷工の爲め停業し、裕甡公司は盜採したる爲め政府から封禁を命ぜられ、已開のもの及び未だ商辦に歸せざる鑛區共一律政府に歸した。十八年八月に設立した錳鑛局に依て開採し毎月三千噸位を出し、始めは小車で運んだが、不便であるから山から炭塘子まで輕便鐵道を架せんとして漸く牛婆塘までの五里丈が出來た、産砂五萬三千噸位、毎噸の成本費十元三角、此外に鈞濟、裕商の兩公司あり前者は年産二千噸、後者は七八千噸を出す、之等の錳は初め日本の八幡製鐵所が得意先であつたが十九年の秋から故あつて停めてから鑛商は大影響を受けた。加ふるに九・一八事件(滿州事變)以後全く停頓し、玆に數年、最近建設廳で復興を計畫し委員を派して裕甡、峯清二公司と合辦を契約し目下實行して居る。

(三)鑛區と鑛床、東は三角塘、西は石沖に至る長二十餘里、北は蕭家灣から南は毛塘に至る幅五里、面積一百方里の鑛區を有し、その地層は中泥盆紀で多くは砂岩、砂質頁岩及び頁岩等である。鑛質は之等の岩中に聚集し、成因は水成鑛床と次生富集作用とで成つて居る、原生の水成鑛床は成分低劣、次生の方は多く鑛囊、成網絡狀、結核狀、窗格狀、腎狀等をなして成分稍佳良である。裕甡公司は後者を開採す、錳には硬軟兩種あり、

此含錳地の方向は、北東々から西西南でその分布は規則正しく、地面から甚だ浅く開採容易である。地質調査局の打算では、鑛量百二十萬噸位、裕甡が已採二十三萬噸と稱し尙ほ百萬噸位を餘す、成分は百分の五十位で低劣のものでも百分の三十以上はある。湖南鑛產化驗所の分析せる湘潭硬錳砂の成分表を左に示す。

湘潭錳砂成分表

砂別	錳（%）	二氧化硅（%）
第一號砂	四五・三一	八・二〇
第二號砂	四三・七一	一一・二四
第三號砂	四六・六八	九・二五
第四號砂	四三・二四	一一・八八
第五號砂	四五・六五	九・三四
第六號砂	四五・五八	一〇・八四

（四）採鑛方法と產額、含鑛岩層は硬度大にして抗力强く鑛層は山脊に沿ふて方向は一致し山頂に露出して居る。採鑛は露天堀で工人は包工制を用ひ、選砂の後錳粉となし木箱に入れ漢口上海に銷費する。二三小公司の外は何れも裕甡公司の所產である、該公司歷年の產量表左の如し。

湘潭裕甡公司歷年產量表

年別	數量（噸）	年別	數量（噸）
民國四年	一〇、〇〇〇	民國十一年	七、六七七
五年	二一、〇〇〇	十二年	二八、〇一三
六年	三〇、〇〇〇	十三年	二五、〇〇〇
七年	一九、五九五	十四年	三〇、〇〇〇
八年	三、四八七	十五年	三〇、〇〇〇
九年	七、五二三	十六年	五、〇〇〇
十年	一一、一三五	總計	二二八、四三〇

第四節 錫、砒

支那の錫は世界の第四位である。首として雲南、廣西、湖南の順序に產出する、銻、鉛、鋅、錳を除くの外錫と砒とは重要鑛物である。砒の主要鑛物に毒砂、雞冠石、雄黃の三つがある。湖南に產するものは毒砂が主なるもので、之れは鐵と硫磺の化合物で含砒六十%は常に錫と共生する、即ち錫の副產物である、故に錫と砒とを一節として說くことにする。

湖南の錫帯は廣西の東北境、富川縣、賀縣等から省の南部に延入し、その産地は慈利縣の雄黄を除くの外は何れも湘江の南に在り、就中江華、臨武、郴縣、桂陽が著名である。其の他常寧、嘉禾、汝城、零陵、酃縣、攸縣、安仁、茶陵にも錫の産地がある。主要鑛區は江華の上伍堡、臨武の香花嶺、桂陽の大順簝、常寧の炭山窩、郴縣の安源及金船塘、慈利の界牌峪である、左に各別に叙述する。



常寧炭山窩
桂陽大順簝 錫砒鑛位置及交通圖

第一、代表錫鑛概況

江華縣の上伍堡錫鑛

（一）位置と交通、上伍堡は縣治の極南、蒼梧區の所轄で、東は嶺東、西は尖山街、南は蒼梧嶺を以て廣西の富川縣と界し、市街は河路口と云ひ、産錫地の中心である。縣城を距る百二十里長沙を距る千〇六十里、交通は山路で異常に不便である、運道二あり、一は本省運道で、河路口から陸路百二十里で縣城に達する、その間は人力を用ゆ之れから沱水を下りて零陵に至る、春夏は載量百擔の民船四日ばかりで着くが秋冬は二三十擔積の舟が六七日もかゝる、零陵から湘江通ひの大船に積みかへ衡陽を經て長沙に至る。一は香港街道で河路口から陸路二十五里で廣西の白沙に至り、それから自働車で八歩埠に至り賀江の舟運により四日で梧州に至る。大水のとき二百擔平時四五十擔を積む、梧州からは

の九十五位ある。

（六）煆錬の方法、又土法で篩洗後の酸化錫は雜質少く、提煉し易く錬爐は青泥で作り之れに配するに鐵鍋を底とし、一方に孔を明け泥製の管で風箱に接着し、相對せる一孔を錫水の出口とし下に錫水のたまる淺き穴をこしらへ煉錫の時には先づ爐中に木炭を燃やし、纔で錫砂と木炭を交々加へる、その分量は砂　七八斤に木炭十五六斤乃至二十斤、フイゴ（風箱）を以て風を起して火力を鼓動する、一時間位で鎔けて錫水となり淺き穴にたまる上面の浮渣を取り除く爲に鐵柄杓で汲み取り、鐵の模型に入れて錫塊を作る、成分は九十九パーセントとす、毎塊四十二斤毎爐の工作十一時間位で煉砂八百斤位を仕上る。

煉砂一百斤に付木炭一百斤を要し、純錫七十斤を仕上る。此法は損失大である、何となれば一は小砂粒が風の爲に吹飛ばされるのと、一は鎔化した錫が又白煙に化して飛去るからである、故に反射爐を用ひ煙粉を收集し、一方面では錫の溶液を速に導出して以て養化を防ぐべきである。

（七）官鑛局經營情形、商民は官鑛局の鑛區で發見した鑛地は局に報告して領收する、局は派員して調査し許可證を與へ、以て自由に開採せしむ、此許可證を有するものを篠戸（アトモリ）と稱する。又勝手にやつて居るものもある、之を倣散砂（バラスナフアツカウモノ）と呼ぶ、二者何れも所得の鑛砂を局に賣るのである、他人に漏賣するを許さない、砂價の高落は其時々に局で規定する。

收砂の方法は、一を打水過秤（ハカリ）と云ひ一を篩後の過秤と云ふ、篠戸と倣散砂とが鑛石を局に運べば篩手に由て水分を排盡し、成分を打算して定めの價格を給す、雜質多ければ篩で仕上げて秤にかけた後で核兌處で計算し價を渡す。鑛局以前は自ら提煉したのであつたが、それでは品質を確かめることが困難なので流弊多く後包

煉に改めた。篩手と爐戸とで承辦し、該局には精煉爐二坐なるも平時は一坐丈け開火して居る、毎月支出五千四百元毎月收砂額八千斤、純錫五千六百斤、歷年の產額は左表の如くである。

自民國十八年至二十三年江華上伍堡鑛局

每月純錫產量表

月別	單位	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
一月	斤	四、八九五・八七五	三、〇二五・五〇〇	二、五四二・〇〇〇	四、三五一・七五	三、九七五・六八八	一〇、六二〇・三一三
二月	斤	三、四七〇・三七五	三、八五〇・二五〇	二、六六四・八七五	三、五〇七・七五〇	二、七〇〇・二五〇	六、八四八・三七五
三月	斤	三、七八〇・三一三	四、四三三・五〇〇	三、四八四・六八八	三、六三九・四三八	四、四七二・六八八	七、一二三・八七五
四月	斤	五、七一〇・二五〇	四、六一二・七五〇	四、九二五・一二五	三、七九七・六八八	四、五〇三・二五〇	七、一七八・七五〇
五月	斤	八、三七三・〇〇〇	四、二七〇・六八八	六、五〇二・七五〇	五、五七三・一八八	五、三五七・三一三	九、八七八・五〇〇
六月	斤	八、九一二・八七五	—	六、五二九・八七五	六、六五八・二五〇	五、九〇四・四三八	—
七月	斤	九、〇二七・八七五	二八七・五〇〇	六、三二九・七五〇	六、七四五・四三八	六、〇二四・〇六三	—
八月	斤	六、三六五・二五〇	四、六六八・五〇〇	五、六四七・五六三	五、二〇四・六八八	五、五七〇・〇六三	—
九月	斤	四、八二一・五六三	四、七七二・三七五	三、三三三・八七五	五、八七五・五六三	四、一三九・二五〇	—
十月	斤	四、四一二・二〇〇	四、三五二・五六三	四、八〇五・一二五	四、九二六・三一三	五、七二〇・九六	—
十一月	斤	四、〇七四・一二五	三、六五二・六二五	三、七〇六・四三八	四、三三五・五〇〇	四、九〇九・一二五	—

十二月	斤	三、三四七・一八八	三、二〇八・六八八	四、六九四・八三五	三、九八二・六八八	八、八四七・一八八	ー
總計	斤	六七、一九〇・六一四	四一、一二三・九三九	五五、一五一・九三九	五八、四九八・二五四	六二、一三四・三五四	ー

該局の營業情况は十九年には缺損五千五百七十餘元、二十年には利益六千二百八十餘元あつた。該局最近では廣西省の各公司が積極的に砂價を擡上げ湖南の鑛石を吸收するに鑒み、一面加價して盜賣を防ぎ、一面資本家を勸誘して開採を廣くして產額を增加せしめて生產費を減ぜんとし、建設廳に請ふて探鑛隊を派遣し以て自ら大規模開採の根據を作らんとして居る。

第二、錫砒の輸出とその運銷狀況

一、錫の輸出及運銷情形、錫は亦湖南鑛物の大宗である。海關報告最近十年間の錫の輸出は左表の如くである。

長岳兩關歷年純錫輸出統計表

年別		數量（擔）	値關平兩
民國十三年	一九二四	二、三三〇	七八、〇六八
十四年	一九二五	三、三一五	一五〇、九三二
十五年	一九二六	四、三一七	二〇九、三七五
十六年	一九二七	三、七九六	一七八、二九八
十七年	一九二八	三、三五六	一六七、二九七

十八年	一九二九	四、五七三	二三九、六一〇
十九年	一九三〇	四、一一六	二八三、七一六
二十年	一九三一	四、三六三	三六五、九二五
二十一年	一九三二	三、三三二	二七九、五五九
二十二年	一九三三	二、七〇七	一八六、七〇二



香花嶺醉翁倒地鑛場

湖南の錫は江華縣の上伍堡と臨武縣の香花嶺とが省營とせるを主とし、その産量の盛衰は原料たる錫砂の多寡に係る。收砂の多寡は錫砂の産額に依てかわる、畢竟するに錫砂の生産は全く錫價の高下に因るもので價高ければ産額多くなり下れば之に反す、去年四月以來江華縣の錫價は一擔百四十九元から百九十九元迄になつた、毎月の産量三、四十擔から増して一百餘擔となつた。

臨武縣香花嶺の錫鑛は自採自煉のやり方で産額一定しない、運輸に至りては江華に較々遠く平均二十餘日を要し運賃四元位かゝるのに、臨武は稍々近いが亦十餘日かゝり毎石の運賃三元位で長沙に運びて上海に輸出するものであるが、鑛産營業所の標準價格は鉛と錫とは常に之を上海に送りて荷渡し當時の價格の標準に本づき計算するのであるから、價格

は現物を以て上海に運び、荷渡の後でなければ領收することが出來ぬ故周轉に非常に不便である。

二、砒の輸出。砒產は硫石と雄黃の二種に分つ、近年長沙關の輸出數量を表示すれば左の如し。

長沙關硫石雄黃輸出數量表（廿二年一月至六月）

年別	單位	硫石	雄黃
民國十七年	擔	三、二二九	二五二
十八年	擔	一、四一一	—
十九年	擔	五六〇	一六四
二十年	擔	七四	一、五〇七
二十一年	擔	一六九	—
二十二年	擔	—	一、四五〇

湖南省硫石の輸出は支那全國の百分の九十九を占め、そのはけ口は多く北支那である、その全部は本省慈利縣產である。之れは時として採取し時として停業するから每年の輸出額は時によつて增減する。

第五節　鎢（マグネサイト）

全世界で鎢の產額は支那が百分の五十二以上を占めて居る。支那では湖南がその第二位に居る、それで資

興、汝城、臨武、桂東、郴縣、常寧、宜章、茶陵等の諸縣に分布して居る。民國三、四年鎢鑛を資興縣下の瑤岡仙に發見し、時たま〳〵歐戰中であつたから非常に巨利を占め、その後汝城、臨武、桂東、郴縣、宜章、茶陵に相次で發見したのである。その公司もつぎ〳〵に成立し、七年には公司の數が百軒に達し、產額五千噸に及び歐戰以後は採鎢公司の一半停頓し、湖南の鎢業は是より振はない、湖南省の有名の產地は資興縣、宜章郴縣との交界の瑤岡仙、臨武の香花嶺、蘿坪、雞瓜山、汝城の馬跡塘、將軍寨、白雲仙、龍虎洞、郴縣の金船塘、桂東の青洞、酃縣の鷹嘴岩、茶陵の淸涼山、常寧の鎢金坪等の地である。

第一、代表的鎢鑛の概況

資興縣瑤岡仙の鎢鑛

一、位置と交通

資興縣城の西南に在り、その地、郴、宜、汝、資四縣の交界點である、資興縣城を去る百十里、郴縣々城より九十里、宜章縣城を距る百十里、地勢高峻で交通不便である。資、郴縣の往來路は三つある。（一）郴縣より東行し六十里で東江に至り、再び耒水に沿ふて東南行九十里で滁口に至る、又徐水に循つて南行三十里で鑛山に至る。（二）郴縣より南行し良田に出で赤石、里田を經て鑛山に至る路程百四十里、平坦で行旅多く此路に依る。（三）郴縣より東南行し、烏石江、金船塘を經て鑛山に至るに百十里、路程は短きも山路崎嶇行人稀である。

二、沿革

民國三年鎢の市價甚だ佳かつたので鑛商四方に之を探るとき、瑤岡仙に黑色の鑛石を發見し、之れは昔土人

鉛砂を採る時坑側に放棄せしものであつたが、初め裕原公司は黑鉛と誤認し採取を呈請立案した處化驗の結果鎢であることが判り、安價で放棄の鎢砂を買收したから輸出して非常なる巨利を獲た。之から採鎢公司相繼で成立し、民國七年には數十軒となり每月の產額百噸に至る、歐戰終りて停頓せるもの多く十九年湖南地質調査所の調査では僅に四軒あるのみ、每月の產額十餘噸、その四公司の概況左表の如し。

公司名稱	鑛區所在地	鑛區面積	工人數目	每日產量	成立期日
同豐	鹽基嶺大厦門涼亭爐楊坪等處	四千餘畝	約三百名	十噸	
湘南	楊梅壠大花轎頂一帶	一千三百畝	四、五十名	十二噸	十八年九月
澤民	司毛坪羅漢晒肚等處	四百畝	十名	半噸	十八年冬
宜興	雷李村附近	九百餘畝	二十名	尙未出砂	十九年三月

三、地質及鑛床

本鑛を構成する岩石は、上泥盆紀の石英砂岩及下石炭紀の石灰岩で、石英岩と石灰岩と接觸せる處の花崗岩の露出せる所に含鎢の石英鑛脈がある。或は花崗岩本體の中にもあり、或は之と接觸せる石英砂岩の中にもある、但し之と接觸せる石灰岩中にはない、鑛脈の數は甚だ多く厚さは〇・二尺から二尺であり方向は北十度から八十度西に至り、傾角垂直に近く最大鑛脈は歷門一脈を推すべく主要鑛物は黑色の鎢錳鐵鑛、之と共生して少許の錫砂、黃鐵鑛、黃銅鑛、白雲母等で極少の錫と黃鉍である、地質調査所の調査に依れば民國三年から十八年末迄に採鑛六千噸に及んだが全山の含量尙ほ約三千餘噸ありといふ。

四、採鑛方法と工制と運輸

本鑛各公司は多くは鑛石買收の受負制度を採用せり、同豐公司の鑛區が鑛量稍々富み、鑛石の價は百斤に付小銀貨で二十五元、稍々次位の鑛脈では百斤を採ることは容易でない、每一擔の受負價多きは五十元のこともある。

採掘方法は極めて簡單で皆露天掘で、初め掘出したる鑛石は多くは荒石及泥土に夾有せられて居るから鐵鎚を以て碎き、長方形の水槽に入れ山水を以て洗滌する、比重が不同なるを以て、鎢砂は槽底に止まり荒石泥土は流去するか、或は槽の一方に停積する、之れが鎢砂と分離する工作で初洗と名づく。その後砂中に少許の石英があれば又擊碎して小粉粒となし、徑一尺高さ三四寸の帘竹の篩に入れて人工で洗淘すれば、雜質は比重が輕いから皆篩の上部に浮く次で手を以て之を撈り去つたものが、即ち純砂となる。乾燥して木箱に入れる、一箱五十斤として外運して賣出す。

所產の鎢は鑛山から北運すること三十里、滁口に至り包頭(ウケオヒ)が荷人足をさがして肩運する、每擔人足賃八角五分、滁口から小船で三十里西瓜舖に至り每船六擔を積み、大銀貨一元、西瓜舖から頭傷に至る每船六擔で小銀貨で一元、頭傷から水竹灘に至る又陸運せねばならぬ、每擔人足賃三角、水竹灘から東江に至り水運により每船三十擔乃至六十擔、運賃一擔に付四百四十文、鑛山から東江までの運賃の合計大銀貨で二十元の噸當てとなる、東江からは大帆船で耒水により瓦窩坪を經て長沙に至る、大水の時は每噸十元であるが、水少ければ短艇で運ぶから運賃は之に倍する。

第二、鎢の輸出と銷賣情況

湖南の鎢は全部輸出する、內地の銷費は絶無である。本省の鑛産地は主として廣東境である、廣東に行く方が便利であるし運賃も安いから、幾ら政府で禁止しても廣東に輸出するもの多く、長、岳二關の報告では湖南の産額を代表することは出來ぬ、鎢は原とは他の鑛物中に含めて報告に載せてあつたが今十三年から二十二年に至る長、岳二關の輸出高を表示すれば左の如くである。

長岳兩關歷年鎢鑛砂輸出統計表

年別		數量（擔）	價値（關平兩）
民國十三年	一九二四	三、七六〇	三二、五六一
十四年	一九二五	三、二四九	三八、七五二
十五年	一九二六	七、二八〇	一〇三、七九〇
十六年	一九二七	三、二七六	四三、一七三
十七年	一九二八	二、六六七	三八、〇八〇
十八年	一九二九	五、九二〇	一六七、八八二
十九年	一九三〇	九、三二二	三三八、六六〇
二十年	一九三一	七、六六一	一九九、七五六
二十一年	一九三二	五、一二四	八三、〇六五
二十二年	一九三三	三、六九六	四五・四六四

去年實業部では英商安利洋行と、江西南部の鎢鑛を專賣するの契約を締結し、外商に操縱の機會を與へたから江西湖南兩省の鑛商は激烈に反對し、實業部に電請して此契約破棄を迫り竟に成功したから更に一種公賣の辦法であらゆる全國の鎢鑛を政府で買收せんとしたが、未だ實行には至らない。

原と鎢は軍用品製造の重要原料で十中の九は鎢鋼を製煉し、之を高速鋼又は工具鋼と名づける。軍艦の甲鈑、銃砲のA管、機器上に用ゆる工具はその性堅靭にして高熱に耐ゆるを要するを以て多く之を用ゆる、又電灯内の鎢絲や電報の接電機、X光線の眞空管の陰極は皆鎢の合金で之を作るのである。

その化合物としては、染料及び化學藥品を製する等用途は廣汎であるが、而も軍事用具に用ゆるもの尤も多い。

第六節　金

第一、金の種類及び分布

湖南の金鑛は脈金と砂金の二つである、脈金は平江縣の黃金洞、會同縣の漠濱を以て重要產地とし、沅陵の柳林、泌洞、沖溝等にも亦之を產す、脈金は自然金で石英脈内に產し、石英脈は灰色板岩及び千枚岩中に產する。

砂金は沅陵縣の林、柳、泌地方、沅陵の兩岸に產しその來源は沿河各縣の石英脈内の金分が露天或は水蝕作用により粉粒に變じ、流水に因て洗滌せられ河岸の砂礫中に沖積したるものである。此他沅陵縣の武溪、桃源縣の𦳝葉溪、湘陰縣の董家山等も亦產金を以て聞ゆ、湖南省の金鑛は平江縣の黃金洞の外は皆な沅水流域に分布して居る、黃金洞の官辦を停止して後、建設廳では沅陵の金牛山・桃源縣の冷家溪の二ケ處に試探工程處を

設け試探しつゝあり、冷家渓では二十二年五月以來今日迄に已に純金二百三十三兩を出したとのことである。

第二、主要各鑛の概況

一、平江縣黃金洞金鑛

(一)位置と交通、平江縣東鄕に在り、縣治を距る百二十里、長壽街を距る二十五里、汨水の鑛區を貫通するあり、西北から東南に亘り白魚磯に至り湘江に會して洞庭に入る。春季水漲る時は長壽以南は舟揖を通じ、長壽以上僅に山路あるのみ轉運容易でない。

(二)沿革、本鑛の發見は前淸乾隆時代に在り、後ち縣の命令で封禁し、光緒丙申の年土人又採掘して驗査に呈したので、官から山を購入し局を設けて土法を用ゐて開採し初度靑灣に試掘し大約左の各鑛を年次別に發見した。

辛　丑(一九〇一)前　金　山
癸　卯(一九〇三)金　塘　老窿(フルアナ)　礦苗甚だ旺なり、平鑛の命脈である。
甲　辰(一九〇四)馮　家　莊　庚　戌　白　石　阿
乙　巳(一九〇五)窖　阿　壬　子　芙　蓉　阿
丙　午(一九〇六)下　嘴　坑　甲　寅　得佔興窿と出口窿
巳　酉(一九三三)桃　樹　洞

此れ本鑛發見の情形である、民國初年極盛の時は年額二千兩を出し、民國五年以後漸衰し十五年には商辨とし、十六年には停頓し、二十年建設廳から局を設けて派員試辨しつゝあるが、匪亂があるので進行困難となり成

効せぬから仍ち停辨した。

(三)鑛床、自然金は石英岩脈中に含み、石英脈灰色の板岩内に含む、石英脈の傾斜は五十度から七十度位、厚さは四五寸から五六尺、含金成分は平均毎噸數錢から一兩位副生産物としては黄鐵鑛及少量の方鉛鑛と黄銅鑛とでその脈は金塘、桃樹洞、芙蓉窩、小溝局、門口等に分布す、面積は鑛局を中心とし三十里以内概ね之に屬する。

(四)採鑛、選鑛及煉金方法　坑道は斜式である、石英脈に隨て曲折し、鑛夫は孔を穿て炸裂し竹箕を以て坑内から鑛石を背運し、坑外の人夫は洗選場に運び、坑内の水は竹筒の抽水器で吸出す、水多ければ坑側に別に穴を明けて流出する。

鑛石は三次手選し後鐵鎚で碎く、二十五ミリの針金篩にかけて上面に浮在せるものを砂頭と曰ふ、又搗碎して篩を透した鑛石を水で洗ふ、その法木製の淘洗床上に置き之を傾斜し、金砂を床の上端より撒下し水を用ひて下冲すれば金分及金屬は槽底に沉積し、石英細粒は水の爲に流去する、槽中に殘りたるものを次金爐に入れて之を熔化する、之れが純金である、其成分は約九十パーセント以上である。

二、會同縣の漠濱の金鑛

(一)位置と交通、本鑛は會同縣の北偏西一百里に在り、省城を距る陸路一千〇四十里、鑛局より山麓に至る四里、水路二十里で托口に至る、五十里で黔陽に至り、再び六十里で洪江に至る、陸路のみに依れば托口までが二十里、更に黔陽に至るに六十里、洪江まで百二十里、鑛局の日用品は多く托口と洪江の兩處に仰ぐ。

(二)沿革、本鑛は明の洪武年間に開きしもので、湖南最古の金鑛である、前淸の末年に某縣令と芷江某富豪

とで集資開採して巨利を獲た。毎月産額六百餘兩、以後訴訟が生じ、宣統年間に官辨にし、投資少く利益も上らず、民國四年整頓したので月産百兩乃至三四百兩となり、雲南事變で貴州軍に占領せられ、民國五年回收はしたが經營は困難である、採鑛丈で探鑛は出來ず一蹶振はない、民國十一年一旦停頓し、軍閥と土地の無頼漢で私採し、又土民の盜採に委したので坑道は荒れ浸水して居つたが、十七年建設廳で派員整理して一度は試採したが成功がないので數月ならずして又停めたのである。

(三)鑛床、極堅き花崗岩中の石英脈内に在る、外に板岩があり方向は北東に傾斜は十度から三十度、硫鐵を副産する脈は瓜藤式山頂より蔓延し、愈々下れば愈々寛く、脈路多くして十餘丈乃至數十丈を隔つる毎に必ず倉槽がある、之れは脈路不斷で成分高きもので單に一層の鑛脈でないことを指すのである、倉槽は大なるものは數千兩、小なるものでも數百兩の自然金である、多くは顆粒狀をなし、一顆で二十餘兩、最盛時には一粒が七十餘兩のものもあつたといふ、鑛藏豐澤ならずと云ふべからずである、惜むらくは土人亂掘し盡し、最旺の地點は大水迯、中澤塅子、中出山、下出山、上四塘等で、本鑛に鑛坑三つある、大洞、神洞、水洞がそれである、神洞は久しく封閉し、大洞は通風用であるから出入りは水洞よりして居る。

第七節　銅

湖南の鑛業中開採早く最も發達せるものは銅業である、桂陽の綠紫坳、萬發篠、綏寧の銅廠界は清代に有名であつた、歐戰當時は公司二十餘軒に及び、その後相次で停業し、近年は日に衰落すること亦往昔に異らない。

第一、主要銅鑛の概況

一、桂陽の銅鑛

(一)位置と交通、桂陽に二銅坑あり、一を綠紫坳とし他を萬發窿とす、前者は桂陽縣城の西北九十里春水の西面にあり、後者は縣城の東北春水の東面に在る、兩者相距ること二十二里のみ。

陸路で綠紫坳から春水の西岸に至るに二つの地點あり、一は二十里で野鹿灘一は二十里で白沙がある。萬發窿から春水の東岸に至るに三つの地點がある。(1)十里で下水口に(2)十四里で野鹿灘に(3)二十四里で野鹿灘に至るものとである。

水路は下水口から八里で野鹿灘に、十里で白沙に百十五里で春水が湘江に朝するの處茭源口に達する。之より九十里で衡陽、四百八十里で長沙に至る、統計するに綠紫坳から野鹿灘を經て長沙に至るには、水陸共に七百十五里、萬發窿から野鹿灘を經て長沙に至るには水陸共七百〇九里である。

(二)沿革、綠紫坳は明の天啓四年に初めて開き清の乾隆九年に大に開掘した、之れが最發達の時代である。傳ふる所に依れば嘉慶年間苦力頭が舞幣して水を以て坑内を掩蔽し進む能はずして停業したとのことがある、今その舊坑がある。昔日大開坑の跡歷々として存するものがある。

民國の初めに鑛業前後して宏大、德安、成駿等の各公司があつたので、此鑛區を爪分購買したから四年、官鑛處經理處でも、本鑛東南面の官荒坪を以て財政廳に申請したことあり、此年中央財政部から派員して湘南の金、銀、銅鑛を調査したとき綠紫坳と萬發窿と棕樹窿とは有望であるとして財政部で開採せんとし、三處の銅鑛附近白沙鎭三十里内の鑛産に就ては暫く許可證を出さぬことにした、時局の變更した爲め實行せずに終る。

萬發窿の方は前淸嘉慶時代に砷鑛を開採した、實は銅、錫、砷の三種を採取したのである、道光の末年丘燹

の爲鑛價低く停業し、同治七年廖姓興辦した處烏金、銅砂を多產したるも時々譏るものたかりしより鑛石を安價で賣出したから資本を失ひ盡したので同治三年に停工し、當時の採工者大に憤り、梯槖等を破壞したことあり、是より人の顧みるものなきに至つた。

(三)地質と鑛床、絲紫坳、萬發篠とも、その基盤の上部は灰白色の石灰岩で、下部は雪白色の大理石である、大理石は卽ち石灰岩の變形である、故に兩處の銅鑛は何れも石灰岩中に在りと謂ふも不可たし、此鑛床の母岩は石灰岩と花崗岩の接觸に因て出來て居る、花崗岩は昔の火成岩である、石灰岩は水成岩である、種類が異り產期も同じでないので、兩岩質のつぎ目は空縫が甚だ大きい地熱作用に依て岩層は罅裂を生じ鑛質が地心より迸出し卽ちつぎ目の處に塡充したものである。

絲紫坳と萬發篠との間には實に一大花崗岩脈が橫亘して居るやうである、絲紫坳は西に、萬發篠はその東方に伴ふて居る、果して然し兩地の鑛脈は同時に出來しものなるや否やは明らかでない。

前者は硫鐵銅鑛及斑銅鑛の混成物で砷、錫もある、後者は土人の言に依れば砷を作る爲に掘つたものである、と、深さ五十餘丈で黃銅鑛を產し九十餘丈で烏金銅がある、何れも砷錫を夾有する。

査するに黃銅鑛は卽ち硫鐵銅鑛で、烏金銅鑛とは卽ち硫銅鑛或は赤銅鑛である、皆な佳質で製煉し易き銅鑛である。

二、綏寧縣の銅廠界の銅鑛

(一)位置と交通、本縣は湖南省の西南に位し、銅廠界は縣城の西南百四十里、省城よりは一千里で水陸兩道あり、陸路は長沙から自動車で桃花坪に至り步行して武岡縣の花園に至つて本縣界に入る、武陽を經て本縣に

至るには、西南行して臨口を過ぎ辰口に至る、銅廠界の山脚を距てること約三里之れが本鑛最近の小口岸である。

水道は辰口に小河がある、十餘擔の積荷に堪ゆる小船が通つて居り、半日ならずして雙江口に至る、此處で二十擔位の船に積み換へ道縣を過ぎて靖州には二日で往ける、此地からは四十擔積みの船に換へる、而して會同黔陽を經て洪江に下る、或は洪江から大船に換へて常德に至るのである。

(二)沿革、本鑛は前淸の雍正五年より民國四年に至る二百年を歷てゐる、試辦十回に及ぶも成功を見ることなく屢々停めた、或は不明の地質で堅白石英に遇ふては必ず銅砂なしと臆斷し、或は鑛床の眞相を明にせずして掘ること數丈で、鑛砂なきにより停工したり、或は又鑛質を明にせざるに因り、紅黑夾雜の鑛砂であるので劣砂と誤り廢置して採取しないので中途で封禁したり、或は又た苗族强梁で動もすれば手違多く和協を遂げざるものあれば變亂の患ある爲であると云ひ、或は又山麓苗民の禾田萬頃鐵石採堀の爲め淘洗提揀作用で大に農田を障碍する爲めに大量の寶藏をして虛しく地に委したものであるとも謂ふ。

民國五年福利公司が停工した後は是年になつて賣放し、湖南鑛務總局で派員して接收し並に開辦の準備したが資金がないので中止した、荒廢今に至りて未だ開採せられない。

(三)地質と鑛床、鑛區の地質は石灰岩と砂岩と泥板岩とで構成せられて居る、鑛苗の露出せるもの甚だ少く方向は概ね北から東に偏し十度乃至二十度、岩層の方向と同じである、鑛質は未だ化驗せざるも目力で零星に檢視すれば氯化銅を以て主とする、炭酸銅と矽酸銅とが副產し往々硫化銅の雜つたものもある。

本地の父老の言に依れば一斤の鑛石で淨銅十二兩、或は十兩を得られる並に銀爐の試煉に用ひられるとのこと

とであるから品質の高きことは知るべきである。

第二、銅の輸入輸出

湖南の銅產は黃銅器及紫銅錠塊の數種で產量甚だ微なく、尙ほ本省の需要に足らず、輸出する處ではない。輸入の方が民國十一年以前は反て非常に多かつた、之等は全く造幣の用に供するもので、十一年に以前の北京政府が銅元の鑄造を制限し、海關に令して紫銅塊の輸入を禁止した後、十二年からは銅の輸入が激減した、十四年には湖南造幣廠は停工したから十五年から銅の輸入はなくなつた、十九、二十の兩年に又銅の輸入の數字が現はれた、只だ僅かの數であるから注意に値しない。

第八節　鐵

湖南省鐵鑛の分布は非常に廣く、湘水と資水の流域が重なるものである。產鐵縣を擧ぐれば寶慶、安化、攸縣、茶陵を初めとし新化、湘鄉、寧鄉、益陽之に次ぎ、沅陵、辰谿、永興、耒陽、永州、郴縣、桂陽、臨武等又之に次ぐ、只だ各鑛共豐富でない、十八年當局の調査では鐵鑛層は石炭紀の石英砂岩內の無煙炭層の下部に位するものであるから厚度一樣でない、約一尺から二三尺赤鐵鑛炭質の頁岩內に夾まれて結核し、或は集まつて層をなし或は零細に散布し定則がない、形狀は大別して二となす。小なるものは腎の如く球の如く、直徑は一寸から三四寸のものが多い。大なるものは圓體塊狀を爲し直徑八寸以上で大なるものは小なるものよりも品質佳く、大なる者は內部の色灰褐で常に塘狀の結晶を爲し、鐵成分五十パーセント以上あり、小なる者は內部の色灰黑で結晶顯はれず鐵成分三十パーセント位を含む。

第一、主要各鑛概況

一、寶慶の鐵鑛

此鑛は藏量豐かである。鐵業發達の地方は華家山、清水塘、青山沖、劉家沖、金仙舖、東茅沖、石浮灣、大灣、寧溪等の處で、皆土法を以て採掘して居る。煉鐵も亦土法である、生鐵、熟鐵の兩種あり、生鐵を煉る方法は鐵鑛用の火爐で炭を以て之を煆き其質を鎔融し方板圓板に鑄造する。之を鍋生鐵板と名づける。其品質は新化の煠生鐵板を佳とする、用具及農具を鑄るに用ひ寶慶は鑄物業が盛で鼎鍋、黃鍋、耳鍋等は有名である。熟鐵を煉るのは生鐵板を更に鍛ふて宅鐵としたもので或は條鐵とする、寶慶舊式の錬鐵廠の土條鋼は銷路廣く刀、鎌等に製造する。

二、安化縣の鐵鑛

豐樂鄉を重要產地とする、常安鄉、後鄉が之に次ぐ、豐樂鄉には青山沖、石屋塘、羅腹塘、爛草坪、菁株山揷花舖、董家沖、茶田㘭等の產地がある。常安鄉には落花洞、石等子、石基、大托等があり、後鄉には木子、廟灣裏等がある。

青山沖の鑛層は二尺から三四尺あり、爛草坪のものは鑛層が二尺から五尺ある。本縣產鐵の區は頗る多く煉廠又林立し、各廠は或は鑛區附近に、或は鄉鎭濱河に設け、或は森林茂密の處に設け、生鐵或は熟鐵及鼎鍋を產出する。

三、攸縣の鐵鑛

本鑛は縣の東北攸水の上流にあり、鑛質は石炭層の下で、その露頭は南北二帶に分れて居り赤鐵鑛で厚さは

二尺から六尺位、土法で開採し鐵砂は長沙の黒鉛煉廠で鎔劑を作る所の原料とする。その成分左の如し、

鐵	五〇%
砂養	一二%
鋁二養三、	五%
養化鐵及養化鈣	五%
硫黃	痕跡

四、永興縣、耒陽縣の鐵鑛

兩縣界内の黃色砂岩中には鐵分を含む、富鑛は卵狀又は塊狀を成し、その上下何れも石炭系岩石である。永興の油麻圩及び耒陽の癩子山に產するものは錳を含める赤鐵鑛である、耒陽の上堡附近の小田沖、黃泥江清水舖、石柱下一帶の山嶺には赤鐵の外耒水河中には鐵砂を多產する。年產約四十萬斤位、耒陽の石柱下、彭家洞及永興の油麻圩には何れも鐵廠を設け、鐵廠で煉製する生鐵板は是等兩地の鍋廠に賣つて鍋、鑊、農具に製出する、馬田圩が尤も發達して居り、鑄造の屋四五十家あり、永、耒二縣年產二萬石あり煉成の生鐵五千石に達す。

此外新化の鐵鑛は石炭と共に測水の石英岩内に同產するから、第十一節に述べる。茶陵の鐵鑛は縣城の西方七八里の二都白石仙の北に在り、有源、遠長の鐵鑛公司あり、土法で採掘して居る、毛砂平均含鐵七十パーセント毎月百噸を產する。

寧鄉の鐵鑛は湖南地質調查所の調査では該鑛は砂岩中に產し、埋藏量約一千餘萬噸、成分五十パーセントか

ら五十三パーセントで砂を含むこと十二乃至十九パーセントありと云ふ。

第二、土法による採掘及鍜煉

一、土法の採掘、或は露頭に依り或は直井を掘る、或は岩隙に平巷を開き或は地表で任意に採取する、或は河流の鐵砂を採取するのは溪間に堰を設けて煉選する、抽水用の唧筒、通氣用の風車、採掘用の鑽鋤を使用し採掘者農民が農餘を利用してやるのである。

二、土法の煆煉、鑛石を槌で碎き寸徑位にする、後雜石を選り分け木炭で之を煆煉すれば所含の水分炭酸氣體は揮發し、深赤色の煆鑛となる、後ち適當の鎔劑を加へて木炭と相隔てゝ層をなし、人力で鼓風して之を煉る、十時間位で鐵分が還元すると下部に沈集する、乃ち鐵の棒で、爐底の小穴を擊通すれば鐵液流出して之を砂製の模型に入れ生鐵に凝成する。其質は雜で脆く再び人工で捶碎し木炭と混入して炒鐵爐に入れ、發火鼓風すれば卽ち膠質の鐵となる、爐より出したる後更に人工を用ひて槌擊して圓柱或は方柱形としたものが之れが熟鐵である。

生鐵を煉成するには高爐、甑爐の二種を用ゆる、高爐とは磚石で造りたる四角柱形で內部は白砂と沙を和して造りたる耐火土を敷き、爐の前後に各々底近くに半圓形の孔を明け、前者は鐵を出し、後者は鼓風に用ゆ。普通每爐鑛石六千斤、木炭七千斤位を入れ一晝夜で生鐵二千三四百斤を仕上げる。

甑爐は圓柱形で上部は大きく下部は小さい、三脚で之を支へ爐の下截には泥製の鍋があり、鐵液を貯藏するの用に供する、燃料は土地製のコークスを用ひ、仕上る生鐵は稍々堅い。每爐每次二千六百斤位の鑛石とコークス二千八百斤位を入れ、一晝夜で生鐵七八百斤を仕上る。熟鐵を煉るに用ゆる沙鐵爐は立方體で容量少く每

爐毎次生鐵、木炭各百斤位を容れ五六時間で煉鐵が出來る。

第三、湖南に於ける鐵の輸出入

本省の鐵は內地に消費する外省外に輸出する、以前は臺灣と日本に運ぶもの巨額であつた。今は斷絕し、長江沿岸各都市と內地の消費は尙盛でその銷費情形は寶慶、新化、安化の鐵は資水に依て下り益陽に赴き岳陽から輸出する。

茶陵、攸縣の鐵は湘水に依て下し湘潭に集中し販賣する、近年以上の兩縣は匪禍に陷り之に加ふるに稅捐繁重なる爲め內地の鐵商連中の缺損巨大で同時に洋鐵の低價なるので銷路を奪はれることゝなつた、此數因により攸縣の高爐四十餘坐は全部停業するに至つた。安化縣の瓶爐も亦四分の三位に減じた、是れに依て土鐵の來源幾んど絕跡し、鐵の輸出は逐年減少し洋鐵の輸入は却て增加した。

第九節　汞（水　銀）

汞の主要原鑛は辰砂である、支那で重なる產地は貴州であるが湖南の汞鑛は、湘西（湘江の西部）の鳳凰縣、晃縣等に分布して居る。

第一、主要各鑛の概況

一、鳳凰縣の猴子坪の汞鑛

（一）位置と運輸、猴子坪は縣治の北方五十里に位す、鑛產を先づ局廠より縣城に運び、陸路二十里で石羊哨に至り水路七百里で常德に至り又水路六百餘里で長沙に至る、春季は運輸尙便なるも秋冬兩季は困難である。

(二)沿革、明末に四川人が此地に來りて資を集めて採掘したが、苗族が騷擾したので縣紳包某に賴み、衆を糾めて驅逐した。即ち該四川人は已開の鑛峒を以て包某に贈りものとして以て之に酬謝した。前清光緒二十九年に至り西路公司の楊某亦た地を買ふて新峒を開いたが、此峒は舊峒を距ること僅に二十餘丈で後ち包某は鑛砂線を掘り深めて竟に新峒まで打通したによつて訴訟を起し、官家の封閉を受けた。民國元年に正式に官辦に歸し、月產水銀五百斤、年產四噸、硃砂四分の三噸あり。民國七年戰爭ありし爲め停辦しこの前後水銀二十四噸硃砂四噸半を出し、十七年建設廳は一たび資金を出して恢復せしが現在の情形は不明である。

(三)鑛床、鑛砂は石灰岩中に產する、其時代は奧陶紀であるやうである。含鑛の層は厚さ約六尺、方向は南北、傾斜は二十度以下である。鑛は細脈形を成し辰砂は石英、方解石とがその中に塡充し、充塡未滿の處は辰砂の結晶甚だ美にして、鑛石平均錄を含むこと百分の一より四に至つて居る。

(四)開採及淘選、開採は土法を純用し、先づ鑛砂の露頭せる周圍の岩石を炸去し、そのあとで鑛砂を炸下する之を粗砂と謂ふ、粗砂を峒より出したる後、人工を用て選煉敲鑿し、淘盤中に入れ、水を盛りたる大鍋内に於て雙手で淘盤を旋動すれば、砂は石よりも重きを以て底に沈む、淘出してから焙乾する、鑿下したる滓屑はその雜物を除去したるものが即ち純粹の硃砂である。峒內の炸裂及初次の敲鑿作業の時と淘洗後の敲鑿作業の時とに於て得たる所の硃砂の粉末を石碾の上に置き細かく搗き水銀爐に入れて煉錄する、その法徑二尺三寸の鍋を用ひ、竈口の上に仰嵌し、中に砂粉七升を入れ、上に底の抜けた稍々小なる鍋を覆ひ、此鍋も亦一つの底の抜けた鍋を仰嵌み其上を又一穿底の細鍋を覆ひ、穿底の上に一瓦鉢を覆ひ此の如く以上の四鍋を重ねて仰覆し竈内に點火すれば水銀は則ち瓦鉢の內に收集する。三時間の後には水銀が凝集する、かくして每回水銀を

一斤乃至十餘兩が得られる。前に淘出し焙乾したる辰砂の色合は明暗があり粒に大小ある故乃ち篩を以てふるい分けて分類する、篩は篾製にして鬆密四層あり、最も鬆いものを上層に置き、その餘鬆密の程度を重ねて組みあわせ、淘出の砂を最上層に置き篩動の時は則ち其の粒の大小に依てその各層中に留り、最上層の砂は之れを片砂と云ひ即ち佳品である。小木箱内に入れ、毎箱半斤の重さとし二、三、四層の砂は皮紙を用て之を包みその上に等級屋號等を記載する。

二、晃縣酒店堂の銾鑛

(一)位置と交通、晃縣は本省の最西境にあり、貴州省境に突出し北西南の三面は何れも貴州省の銅仁、省溪王屛、天柱等の縣と界を接し、洪江の上游、黔陽、芷江の兩縣から再び便水市を過ぎて龍溪口に達する、此地は晃縣治の對岸の市場で湖南と貴州の大道である。

酒店堂は龍溪口を距ること僅に十五里、此地㵲水に跨り陸路貴州に通ずる大市街である、水路も亦四通して居る。

(二)沿革、本鑛は光緒二十五年に芷黔分局が湖南鑛務總局の許可を得て開辦し、老虎坡、小水洞、大水洞等の三處の坑を開き、後ち政治の變局とやり方の不良とで遂に停業した。省城を距る僻遠で老虎坡は屢々土着人に盜採せられて坑道が崩れ、民國十七年冬土着の張某當地の駐軍に結托して小水洞を偷採したが、後建設廳の派員密査を經て調査したる處によれば、本鑛は十九年一月より二十年十一月迄に於て總收入水銀の價額は二十六萬七千五百元で支出十萬元を除き尙ほ盈餘十六萬元以上あり、斯を以て見るも本鑛の蘊藏の富の大なることを見るべきである。

(三)鑛床、本鑛の脈は深くない、土を掘ること數丈既に岩石を現はす、全山に見る處深紅色の黄土を除く外餘は石灰岩と岩片で石質甚だ鬆である、硃砂は卽ち石灰岩中に含まれ、臨河の山に鑛苗尤も富み居るも、惟だ本鑛產は開片することが出來ぬので純淨の硃砂を產出しない。

第十節　石　炭（煤）

第一、石炭の分布

湖南省石炭鑛の分布は甚だ廣く、その地質は之を三つの時代に分つことが出來る。

(一)石炭紀、此紀のものは多く無煙炭である。测水の石炭系中に產し、岩石は石英岩を以て主となし中に砂質及岩質の頁岩を夾み、內に炭層三あり、炭層の下部は常に赤鐵鑛及黄鐵鑛を發見する。重要產地は湘鄉、寶慶、新化及安化等の諸縣である。

(二)二疊紀、此紀のものは多く有煙炭である。斗嶺の石炭系中に產し砂質の頁岩と砂岩頁岩と砂質頁岩とで構成せらる、而して二疊紀蜓科に整合せる石炭岩の上には炭質を含むもの極めて多く、主產地は湘鄉の洪山殿、湘潭の譚家山、寧鄉の淸鄉沖、寶慶の牛馬司等の處である。惟だ耒、永、郴一帶の二疊紀の炭田は多く無煙炭に屬する、その岩層の底は錳及鐵を含める石英砂岩である。

(三)侏羅紀、此紀に屬するものは、亦た有煙炭に屬す、炭層は石門系地層中に含まれ、下部は石灰岩、礫岩でその礫岩を覆へるものが、下石炭系である。岩石は砂質の砂質頁岩、炭質の頁岩や砂岩である、已に知られたる主要炭層は二つある、下炭系の上が礫狀を爲す砂岩と、上は上炭系を爲すものとである。而して上炭系中

のものには尙ほ重要炭層の發見せられたるものなく、その重要產地は醴陵の石門口である。聞く湘西の石門、慈利、大庸等の炭田も亦侏羅紀なりと、卽ち地理的區域に由て之を分てば、湖南の炭鑛は大別して耒水炭田と湘江炭田とに分つことが出來る。

甲、耒水炭田、本炭田は廣東の東北江より延伸して湖南に入り宜章、臨武、桂陽、郴縣、資興、桂東等の諸縣を經て永興と耒陽に止まる。炭層は粘板岩と砂岩、頁岩の間に產し多く無煙炭である、宜章、臨武、桂陽、郴縣、資興、桂東、永興七縣の炭田は廣きも水路の不便と、炭質が不良であるので土民が採掘して日常の用に供する丈けで輸出するもの少し。

此等の炭層は薄く一公尺斗りであるが間々三四公尺の所もある。全部は無煙炭で石墨の光彩あるもの丶やうである、炭質は脆くして碎け易く、空氣中に置けば日久しければ自然に粉化する、支那の特產とも云へる炭質優良のものであるが、地殼の折曲に因て壓碎作用を起すので鑛脈の零亂して藏炭量は之が爲に多くない。惟だ本炭田の主產地は永興から耒陽に至る耒河兩岸の炭層で交通關係に因り採掘發達の區域は僅に耒河々岸及びその附近の一帶のみに限られ居る。永耒の間十里、著名の無煙炭の產地は、耒陽の東及び東北數里の地に產するものが非常に上等品である、稱して耒陽炭と云ひ黑色で質脆く、大塊甚だ多く、その最北部に產するものは、全くの塊炭で品質極めて優良藏量も亦豐富で炭層の厚さは常に三公尺乃至六公尺ある、地質柔軟、採掘も亦容易である、加ふるに工賃も安きを以て實に大規模に採掘するの價値があるのである。

乙、湘江の炭田、本區の炭田も亦耒河の湘江に注ぐの下流數里の處より起り湘江に沿ふて北し、兩岸の各縣及資江流域の安化、寶慶等の縣皆之に屬する。分布已に廣く且つ整齊して居る、炭層は靑板岩、石灰岩、頁岩

砂岩の間に產し、其質も佳良である、有煙炭多く、本區の產地は、茶陵、醴陵、湘鄉、寶慶、祁陽等の諸縣を以て有名と爲す、惟だ醴陵と茶陵に產するものは劣等の粉炭に過ぎない、祁陽產は優質なるも塊炭殊に少ない、寶慶炭はその質不純にして多く硫礦と泥土を含んで居る、且つ資江の水運は不便であるから發達の希望が少ない、此れに因て耒水と湘江兩炭田の不同の點が分る、時代で云へば前者は後者より古く、品質から云へば前者は無煙炭で後者は有煙炭である。

第二、石炭の埋藏量

民國二年前の北京大學敎授、トメーク氏及日本地質調査所長井上禧之助氏の推計したる支那の炭量中、湖南の埋藏量は左の如くである。

トメーク氏	九〇、〇〇〇億噸
井上禧之助氏	一七、〇〇〇億噸

民國十年北平地質調査所で第一次支那の炭鑛埋藏量を發表した時には、湖南の炭量を一千公尺の深度で採收するとし計算して無煙炭が一、〇〇〇億噸で有煙炭が六〇〇億噸であつた。民國十五年第二次の全國炭量の發表では湖南有煙炭は六、〇〇〇億噸で之を第一次の發表に比すれば增加すること十倍、但だ未だ無煙炭の數量發表なきことは第二次發表の大缺點である。

若し第一次に推計したる湖南無煙炭の量を十倍として計算すれば一〇、〇〇〇億噸となるから有煙炭も亦た十倍として勘定すればその量は六、〇〇〇億噸となるから此二者を合計する時は、湖南全省の石炭量は實に一六、〇〇〇億噸となる譯である。

最近湖南地質調査所で已調査の勘定に依る儲炭量は一、一〇九億噸で內石炭紀に屬するもの三五九億噸二疊紀のもの七二一億噸、侏羅紀のもの二九億噸、其有煙炭二六一億噸約全數の百分の十五を占む、無煙炭のもの五四八億噸約全數の百分の八十五を占む、左に該所の推計を揭ぐれば左の如し。

湖南省煤鑛儲量估計表

地點	煤質	時代	儲量（億噸）
湘鄉梓門橋	無煙炭	石炭紀	六八
湘鄉垇頭山	無煙炭	石炭紀	七七
湘鄉石磴子	無煙炭	石炭紀	一〇
湘鄉楊家灘	無煙炭	石炭紀	三四
湘鄉富田橋	無煙炭	石炭紀	五〇
湘鄉相思橋	無煙炭	石炭紀	四八
邵陽金仙舖	無煙炭	石炭紀	六
邵陽火廠坪	無煙炭	石炭紀	三四
邵陽爛板橋	無煙炭	石炭紀	七
新化東南部	無煙炭	石炭紀	一七
新化東北部	無煙炭	石炭紀	八

永興龍王嶺	無煙炭	二疊紀	二六
永興大河灘	無煙炭	二疊紀	四一
耒陽	無煙炭	二疊紀	二三三
郴縣	無煙炭	二疊紀	七九
衡山霞流沖	無煙炭	二疊紀	一〇
湘鄉洪山殿	無煙炭	二疊紀	二〇〇
湘鄉橋溪港	煙煤	二疊紀	七〇
湘鄉湖坪	煙煤	二疊紀	八
湘鄉鳳冠山	煙煤	二疊紀	五
湘潭譚家山	煙煤	二疊紀	二四
寶慶牛馬司	煙煤	二疊紀	八
安化橋頭河	煙煤	二疊紀	八
寧鄉清溪沖	煙煤	二疊紀	八
常寧斗嶺	煙煤	二疊紀	一
醴陵石門山	煙煤	侏羅紀	三

宜章狗牙洞	煙煤	侏羅紀	二六
合計			一、一〇九

第三、炭質

湖南の炭質は産地の不同により成分又異同あり、此に第二次湖南鑛業記要所載の各地炭質分析表を表記したるもの左の如くである。

湖南煤質分析表

縣別	公司	煤田地點	種類	水分	揮發分	定炭	灰分	硫礦
湘郷	燕堂	永豐鎭大婆腦等處	無煙煤	二・三二	一〇・四六	五四・二八	三二・九四	一・四三
	騰水	永豐鎭李家沖等處	無煙煤	二・五四	一〇・〇八	五三・六二	三三・七六	一・四七
	天寶裕	神童鎭廻龍山等處	半煙煤	一・四八	一五・九八	六九・九四	一三・〇〇	〇・七〇
	寶善	永豐鎭茶山等處	無煙煤	〇・八八	七・九六	五七・九二	三三・二四	一・〇〇
	鳳翔	永豐鎭管子托	無煙煤	一・三八	七・四二	六七・〇六	二四・一四	二・六五
	鴻錫	神童鎭烏雲山等處	無煙煤	一・一〇	八・四九	六三・一一	二七・三〇	〇・五九
	大隆	集祥鎭大雷峯等處	半煙煤	〇・六二	一五・二四	七八・九二	五・二二	〇・四七
	致祥	集祥鎭燒香腦	半煙煤	〇・四二	一四・五五	七〇・九九	一四・一四	〇・三九

	晉昌	永豐鎮茶花嶺	無煙煤	三·一八	七·五四	五〇·三四	三八·九四	一·五七
	楚豐	三十三都石洞四海崙上	無煙煤	一·五六	六·八八	六三·七四	二七·八二	一·七五
	厚生	永豐鎮二十一都白屋場	無煙煤	三·〇〇	六·四六	六〇·九四	二九·六〇	〇·五一
	致詳	集祥鎮燒香腦	半煙煤	〇·七〇	八·七〇	八〇·七三	九·八七	〇·四八
	民利	永豐鎮第三區石竹邑	無煙煤	一·六九	五·八二	八四·五五	七·九四	〇·五六
	福記	神童鎮三十九都包圍山	無煙煤	二·一〇	八·一二	五九·四〇	三〇·三八	一·八五
	阜昌	嘉謨鎮虎形山	無煙煤	三·二四	六·一四	五八·三四	三二·二八	〇·五三
	集成	集祥鎮胡田腦	無煙煤	一·六〇	八·〇〇	七八·三八	一二·〇二	〇·五七
醴陵	石成金	南一區金星頂	煙煤	四·五〇	三二·二五	五四·七五	八·五〇	〇·五七
	民利	南鄉北沖	無煙煤	三·一〇	二·六二	八七·六〇	六·六八	〇·四九
	息野	東二區朱家山石塘坡	煙煤	〇·五〇	一八·七八	七〇·七四	一〇·〇一	〇·三二
邵陽	廣福	震中圍牛馬市	煙煤	二·四八	二八·九五	五三·九四	一四·六三	二·一五
	寶興	萬安鄉斷馬沖	煙煤	〇·八四	一八·四〇	五〇·九〇	二九·八六	一·二三
	德寶	東鄉石子寨侯家沖	無煙煤	二·三〇	七·三〇	七〇·三一	二〇·〇九	一·三二
寧鄉	濟生	高霧鄉缺家沖	煙煤	三·〇八	三六·三六	四二·四〇	一八·五二	一·二四

	兼善	洋泉鎮團山塘	煙煤	三·一八	二五·九〇	七〇·二〇	〇·八二	二·二六
	守一	三都煤炭壩龍窠山	煙煤	〇·六六	二四·七八	六六·三〇	八·二六	一·五〇
祁陽	永利	均和鄉金支嶺	煙煤	〇·五六	三五·三八	五三·三六	一〇·七〇	二·八〇
	人和	中南區山角園	半煙煤	〇·五六	一五·一四	六一·八四	二二·四六	二·一八
	寶瑞	南鄉上雷垉芋子垉	煙煤	〇·五六	一七·七八	六五·〇四	一六·六二	二·五三
安化	應譜	耒樂鎮莫家沖	無煙煤	一·八六	六·四六	八〇·六二	一一·〇六	一·三九
	民利	耒樂鄉硫礦山	半煙煤	〇·六〇	二一·四二	七二·五八	五·四〇	二·〇六
	民權	耒樂鄉上區高沖	煙煤	〇·八八	一八·七八	七〇·二九	一〇·〇五	〇·八四
	新大同	常安鎮蘭仙灣	煙煤	〇·八二	一九·七一	六八·九一	一〇·五五	〇·九六
	乾昌	常安鎮爐洞沖	半煙煤	二·四七	一六·九二	五一·〇一	二九·六〇	一·七七
耒陽	三才	江鎮枯桐堌	無煙煤	一·〇四	六·五一	七六·二六	一六·一九	〇·四八
	人和祥	江鎮風車口	無煙煤	四·〇八	五·〇二	五四·九六	三五·九四	〇·六五
永興	鼎新	長慶鄉白頭獅	無煙煤	一·六八	六·〇七	八七·二一	五·〇四	〇·五五
	福元	長慶鄉桅桿坳	無煙煤	一·五二	六·七二	七七·六〇	一四·一六	〇·六六
攸縣	泰華	安西鎮	無煙煤	〇·九六	八·六二	六六·二〇	二四·二二	〇·九九

	厚生	安西鎮把竹塘	無煙煤	〇・六六	八・四四	六七・七八	二三・一二	〇・五九
郴縣	積華	秀才郷崩㙯嶺	無煙煤	二・九八	七・二八	五八・九六	三〇・七八	〇・六一
湘潭	昭潭	天衢鎮顏惠塘沖	煙煤	三・四六	二八・四二	四二・九四	二五・一八	〇・四八
益陽	永祥	十一里文家灣	煙煤	〇・八八	二三・九四	五一・二〇	二三・九八	〇・五六
溆浦	民生	底莊羊毛公沖	無煙煤	一・〇八	六・〇八	八一・九八	一〇・八六	一・八九
辰谿	合組	五里墩曾家園	煙煤	〇・五二	二二・八六	六四・一四	一二・四八	〇・六九

第四、主要各鑛の概況

一、醴陵縣の石門口の炭鑛

(一)位置及交通、本鑛は醴陵の南郊に在り、北縣城を距ること八里、粤漢鐵路の醴陵停車場を距る十里、之れと連絡する輕鐵あり、縣城の西を流るゝ淥水は淥口に至りて湘江に注ぐ、縣城と淥口間は百里春夏水漲る時、載量三十噸の帆船を通ずる秋冬減水期には僅に六七噸の駁船(ハシケ)を通ずる、水陸の交通は何れも便利である。

(二)沿革、本鑛は明代に已に郷民が採掘した、民國十年土民黎某石門口附近で土窿を採掘し、資本續かず民國十二年此山を寶元公司に出租し、藏量豐かなるも坑內水多く機械ポンプでなければ排水は出來ぬ、十三年同公司代表周枯は株式とし匯鑫公司に改め立案採掘したが交通の不便と銷路捗かしからざるにより缺損して停業し十六年新株を募り性記匯鑫公司と改名し、鑛區を增加し採掘せしも、十七年一月匪亂の爲め停頓し、土民機を窺ひ土坑を開採し八月に至り、阜南公司集資して買收し開採を立案した、匯鑫公司も亦新機器を增購して之

と競爭し　十八年に民生公司なるもの起り兩鑛の間に一坑を開き鑛區重複し之に因て三方訴訟となり、阜南公司同年十月申請して省有に歸し、匯鑫に倣ふ、十九年双方議成る、卽ち建設廳は價を備へて阜南と匯鑫の二公司を接收し、同時に民生公司を封禁し、石門鑛炭鑛局を設立採掘を始めた、之れ本鑛の官辦に移りたる經過である。

(三)炭脈の分布と炭層、鑛脈は西の方猿木嶺から起り東猿木沖、黎家沖、煤炭沖、仙姑廟等を經て牛尾塘に達す、東西長さ八里、南北の幅一里、面積八方里、炭系は侏羅紀に屬し、上下に分る、下炭系は侏羅紀で下部は砂岩及硅質頁岩を主とし、上部は炭質頁岩を主とする。

既に發見したる炭層二つあり、上層を中槽と云ひ厚さ二呎から四呎、通常黑色の頁岩石硤を一乃至二層を夾み厚さは一吋から三吋、下層は大槽と云ふ、厚さ五呎乃至八呎、中に頁岩と石硤とを夾み通常一乃至四層とす厚さ一乃至六吋である。

(四)炭量及炭質、本鑛の藏量は地質調査所の推計では中槽が九十餘萬噸、大槽が二百十萬噸、總計三百萬噸となる、上炭系の中侏羅紀に屬するものはその中に重要なる炭層ありや否や分らぬが、廢坑に就て之を觀れば採掘するに足るものあるに似たり、質は有煙炭にして塊炭と粉炭とは一と二の比例である、炭質佳良であるが硫鐵分多過ぎ「コークス」にするには適しない。實業部の地質調査所の分析表によればその成分左表の如し。

醴陵石門口煤質分析表

號別	大槽一號	大槽二號	中槽一號	中槽二號
水分	二・六八	三・七五	三・一二	二・六四

揮發物	二九・七九	一三・〇五	四一・二六	三六・四六
固定炭	五一・九一	五四・三〇	五〇・五七	五二・六九
灰分	一五・六二	一〇・九〇	四・九五	八・二一
發熱量	六、九七五・〇〇	七、二六三・〇〇	七、〇三九・〇〇	七、二〇五・〇〇

(五)經營の概況、前の匯鑫、阜南の採炭法は皆土法であつて各自斜坑二つを開き深さ約八十丈にして中槽と大槽との二層を掘り當てた、民生公司も亦斜坑一を開き深さ三十丈にして中槽に掘り當て、その槽を追ふて掘下げ人力を以て荷ひ出す、通風は全く自然に任せ排水は抽水機を用ゆる、十九年から省營に歸し鑛務局で接辦してからも仍ほ舊法で採掘を繼續し、當時坑道既に深く浸水非常に多く、土法ではやり切れぬ爲め維持に困難となり、又運炭して醴陵停車場に至るに僅に人の行ける山道一つあるのみで、運輸不便であるのみで是年鑛場から縣城迄の石道を完成した、並に鑛場から陽三石までの輕鐵を敷設し、同時に坑道を整理し西洋風に斜井を設け西法を開ひて出炭し、輕鐵は二十年二月に完成したが斜井の工程誤て火を失し、そこで直井を改造し數月ならずして水に侵され二十年更に整理工作を實行し、各坑の水を抽盡したと同時に直井を停めて復斜井とし、次で鑛區を推廣し東は醴、攸國道邊の石灰等よりして、西は豆田河東岸の蛟湖龍に至り、南は石門口に沿ひ豆田大道の南に至る、北は大廈嶺の南に沿へ東西六里、南北一、二里乃至三、四里に至る、面積合計八八五・四二頃再び地方に防水工事を施し、附近の觀音座蓮山及株木塘兩處を試探せんとして居る。

(六)運輸と銷費の情形、本鑛炭は統煤と洗煤の二種とする、前者は未だ洗揀せざるもの、砕石多く工場用に

ならない、故に銷費は山で小賣するのみ、卸賣に積出するものは多くは洗煤である、鑛產營業所の銷路は山元で小賣することと約數百噸の外は、固定的最大の銷國は湘鄂路局である、每月の約束高一千八百噸、陽三石に荷渡しする時渡し値段噸當り七元二角、水口山去年の銷費は一千五百噸、本年續約高は五千噸とす、株州に在て荷渡しの價七元二角である、第一紡績會社の年銷萬餘噸を豫約す、錬鋭廠に千餘噸電灯公司千餘噸、機械廠に數噸、値段は八元乃至九元五角までになつた。

惟近年は炭價最低の時代で、各地の產額殺到し來り競爭烈しく彼れ此れ價を貶して買ふ事を求めるからである。醴陵は山元での價格は統煤の方が五元五角、洗煤が六元八角である、運輸銷費する時は常に運費七元稅捐二元を加へて卽ち長沙では須らく成本を九元とすれば始めて足りる。今春の七元の市價を以ては缺損せねばならぬことになるのであるが、幸に銷場が多く、建設廳に隷屬して居る地方であるので、市價を以てせずして轉移するから維持して敷衍して居る、惟だ商炭の競爭は殊に慮るべきことである。

二、寶慶縣牛馬司の炭坑

(一)位置と交通、坑は邵陽城の東五十里に在り陸路は自動車道が炭田を横斷し交通便利である。水路は炭田の一角土橋の南二里の小港に桐江といふ河あり、東流して邵水に入る、邵陽城東を經て資江に入る、石炭とコークス共に此に由て輸出して居る。

(二)沿革、本炭田の發見は非常に古く清時代から開坑した人がある、湖廣總督張之洞は告示を出して保護し、炭は武漢に輸出しその地でも亦た牛馬司の名が博まつて居る、採炭公司の先後成立せるものに廣利、大吉祥、吉勝の三家あり、廣利の鑛區は最大で凡そ一千四百餘畝、その餘の二家は僅に三百畝である。廣利は民國七年に

開辦し十四年には日產百噸に至る、十七年に停業し現に吉祥が每日四五百擔を出炭し吉勝の日產は六七百擔である。

(三)炭田の面積と炭量、炭田は五湘塘北は鴨婆坵から起り、兩支に分れ一つは南に向て延走し、湖田壩と大嶺山の處を經て北して黃土塘に至り、長さ十里、炭層の傾斜は平緩にして土人は平槽と云ふ、一支は西に向て延走し、野栗塘を經て四斗坵に至る、長さ五里傾斜極めて急で土人之を陡槽と曰ふ、炭系の地層は二疊紀の斗嶺系に屬し厚さ二尺前者の藏量五百三十萬噸、後者は約二百七十萬噸と勘定し總計約八百萬噸である。

(四)採鑛と焦煉の方法、採鑛は土法を用ひ、陡槽は竪坑を開き深さ五六十丈に至り炭を取上げ平槽は斜坑を開き炭に堀りあてれば平巷(ヒラタイ)採堀をして居る。直坑(タテコウ)には絞車(我國のサンキリ)を用ひ、炭と廢石と共に引上げる。之れは斜坑の人力で荷ひ出すものよりは費用が省けるとのことである。

抽水には孔明車を用ひ、燈火は石油、香火或は懷中電燈を用ゆる、工制は受負制度で、苦力頭は上前を刎ねる丈けで毫も工程の計畫がないから危險殊に大である。コークス製造には萍式土法を用ひ、煉焦爐七噸のものと五噸のものとの二座ありて每噸あたり煉費一元である。

(五)銷費の情形、大吉祥公司の出炭は武漢に銷費する、之れは當地人の組織せる鴻運公司で取扱ふ、公司は野栗塘から桐江までの輕鐵を架有して居る延長五里、運炭一噸一元を賃す、河邊から小舟を用ひて邵陽に至る噸當り一元、又人力を用ひて運び邵陽後に至り毛板船に改載するものあり、每艘六七百噸を積み船賃百數十元を要する、資水により洞庭に出で武漢に直達する、唯だ水運は危險で熟練の舵工の邵陽より益陽に至る一名の舵工(カシトリ)が常に百元を請求するとのことである、洞庭湖中風浪擊破の患あり、當業者の說によれば十分の三四丈が安全

に漢口に達すると、若しも缺損なしに漢口に全數を運び得ば巨利が得べしと、譚寶國道が開通して自動車が通ふから之れで永豐に運び、民船に積みかへて漣水から湘江に入り汽船に積んだ方が運送は便利である。

三、新化縣の炭鐵礦

(一)分布と儲量、炭鐵礦は測水の石英砂岩内に在り、その縣の東南部に分布せるものは分れて三帶を成して居る。

1、沙塘灣より北延し木山㘭、金竹山石子嶺を經て蔣郎山に至る本帶
炭量　七、二〇〇、〇〇〇噸
鐵石量　九、〇〇〇、〇〇〇噸

2、潘溪村より北延して稅塘蘆埠毛易舖にて第一帶に啣接せる本帶
炭量　四、八〇〇、〇〇〇噸
鐵石量　六、〇〇〇、〇〇〇噸

3、竹山灣から北延して化溪、旋塘長舖子等を經て洪家㘭に至る本帶
炭量　五、四〇〇、〇〇〇噸
鐵石量　六、七五〇、〇〇〇噸

又本縣の東北部にも二帶あり何れも東南部第三帶より北延して錫鑛山の東西兩側に分布せるものである。

一は錫鑛山の東に在るものは洪山㘭より東北折して渣塅を經て北延して馬頸㘭に至る本帶。
炭量四、二〇〇、〇〇〇噸、鐵石量五、二五〇、〇〇〇噸。

二は錫鑛山の西に在るもので洪家㘭より北延し候家沖より梓樹嶺に至る本帶。
炭量三、二四〇、〇〇〇噸、鐵石量四、〇五〇、〇〇〇噸

以上を總計すればこの五帶の儲量は、

採掘すべき炭量　二四、八四〇、〇〇〇噸

〃　鐵石量　三一、〇五〇、〇〇〇噸

含鐵分四〇%として純鐵　一二、四二〇、〇〇〇噸

と云ふことになり、重要の産區は多く東南方面に在り、その地域は資水に近く運輸も便利である、東北部の炭鐵は豐かであるが、運輸が便ならざるにより、且つ錫鑛山に近きを以て措て顧みない、一二の炭坑が錫鑛山用に供せらるゝ外何れも停頓して居る。

(二)經營の概況、東南部各重要炭鐵鑛區の經營に就て略述し以て一般を示すことゝする。

(1)花橋及土居の炭鐵鑛。花橋は新化と安化兩縣界に在り、炭層の厚五六公尺無煙炭にしてその下に赤鐵鑛がある、約一公尺乃至三公尺、鑛石は結核せるものと或は層をなすものと零星に散布するものとあり、成分平均四十パーセント、採鑛は露頭に沿ふて斜井を穿ち、石炭に遇へば炭を取り炭下に鐵あれば同時に採取し、人力で荷ひ出す、通風排水共に舊法を用ひ、毎日炭鐵百擔を出す、鐵石は本山にて煉成する。

土居炭鐵鑛は花橋を距ること十里、その採炭、採鐵状況全く花橋に同じ。

(2)金竹山の炭鐵鑛。土居を距ること十里産状は各地同様であるが本鑛炭層の厚さは一公尺から六七公尺、傾度三十五度、鐵層一公尺から三四公尺、本鑛は資水の近くにあり、採煉の各業他に比して發達して居る、毎月の産出炭一萬擔、板鐵一千擔、資水より遠く距れたる處に比すれば炭價廉にして苦力賃が反て高くなるので、當業者相次で停業して居る。

(3)斗山岩の炭鐵鑛。湘水の左岸に瀕し、炭層の厚さ二公尺から四五公尺、土窖を開き日産百擔斗り、その

下に鐵鑛あり、曾て採取して居つたが近時利益なきにより停工した。

此外にも溪分、水圴、渣股等にも炭鐵を發見するがその鑛床、鑛質共に各處相同じ、採否は銷費如何に依て定まる、岩層は何れも褶曲斷裂し以て同一の鑛層をなして居る、多くはきれ〴〵に露出して大鑛山たり難し、歷年の當業者は小資本でやつた斗りである。

第五、湖南石炭產出及銷費情形

最近に於ける湖南建設廳の統計に依れば全省石炭年產一百餘萬噸、その中無煙炭九十萬噸前後、有煙炭五十三萬五千噸、長沙每年銷費約六十萬噸と湘潭、衡陽に供給し消費する外、民船に由て漢口に運銷する。左に該廳估計の各縣石炭產量を表示することゝする。

無煙炭

永興	一四〇、〇〇〇噸	耒陽	九〇、〇〇〇噸	衡山	三五、〇〇〇噸
桂陽	一〇、〇〇〇〃	郴縣	一〇、〇〇〇〃	常寧	四〇、〇〇〇〃
資興	五〇、〇〇〇〃	宜章	五〇、〇〇〇〃	祁陽	四〇、〇〇〇〃
邵陽	八五、〇〇〇〃	湘鄉	一二〇、〇〇〇〃	寧鄉	三〇、〇〇〇〃
醴陵	九〇、〇〇〇〃	攸縣	五、〇〇〇〃	茶陵	四、〇〇〇〃
芷江黔陽敘浦縣等	五〇、〇〇〇〃				

有煙炭

祁陽	七、〇〇〇噸	資興	三〇、〇〇〇噸	邵陽	五〇、〇〇〇噸

湘郷	六〇、〇〇〇〃	寧郷	三五、〇〇〇〃	醴陵	一二〇、〇〇〇〃
宜章	五〇、〇〇〇〃	辰谿	一〇〇、〇〇〇〃	常寧	二〇、〇〇〇〃

第十一節 硫 礦

黄鐵鑛は硫礦を製造する主要材料である。湖南の生産情形は分て二種とする。

(一)成片狀或は結核狀で石炭紀或は侏羅紀の炭系中に夾まれ黄鐵礦と石炭とが疊みあふて層をなして居り、湘郷、石門、慈利、桑植、大庸等の處で之を産する。

(二)熱液が沈澱して鑛脈を形成し或は不規則の狀態で酸性の侵入岩と成分上の關係を爲すものもある、多くは砒石、鉛或はアンチモニーと連帶産生し、郴縣、金船塘、常寧、水口山等に之を産する。分布は十餘縣で湘潭、益陽、湘郷、新化、澧縣、石門、慈利、溆浦、桑植、大庸、郴縣、常寧、衡山、桂陽等に何れも之を産する、就中郴縣、常寧の儲量尤も富み産額も多い、全國産硫の第一位を占めて居る。

第一、主要各鑛概況

一、郴縣の硫礦鑛

郴縣の産硫事業は甚だ盛んである、是より先き桂陽の人李姓世に硫礦を辨ずるに名あり、郴縣の硫、鉛、砒鑛經營に鋭意し數十ケ處に及ぶ、光緒二十八年阜康公司の名義で許可證を受け、永豊郷の金獅嶺、野鷄尾等の硫礦の鉛鑛を開掘したのが實に郴礦の始である。民國四五年に至り、採鑛公司次で起り、開源、湘源、大成等數十軒に及ぶ、鑛區は多く柿竹園、柴山裏、金獅嶺一帶で縣城の東南四十里に在り、面積三千畝年産八百噸

地質は石炭紀で燧石と石炭岩を含む斜層を構造し、方向は東西に近く其下に石英岩と千枚岩と頁岩とがある、泥盆紀のやうで、石灰岩中に花崗岩が浸入して居る、鑛床は二者接觸帶に產し、但し多くの鑛脈は石灰岩中に限られて居る、脈形は不規則で一種の交換鑛床に屬する、接觸帶範圍內で石灰岩は皆大理石に變化して居る、產鑛區域は東は柿子園から西は金船塘に達し、長さ凡そ二十里、一つの連續不斷の鑛帶をなして居る黃鐵鑛と方鉛鑛とで脈の方向と厚薄とは各地同じでない。金獅嶺、脈の寬さ二公尺半、傾斜八十度で北向して居る。下樵山裏脈、寬さ七公尺以上、附生鑛物甚だ少ない、採鑛法は舊式土法を純用し、所產の硫礦は陸路四十里で郴縣に運び、改めて小船に積み耒水に漕ぎ出して湘江に入る、衡、潭、長、岳の一帶に銷費する、その後湘礦の運銷暢びざるを以て、採鑛公司は相繼で收束閉業し、二十年には郴縣の採鑛公司は減じて五軒となつた、阜康公司の月產百四五十擔、積榮が月產百擔、大成開源を合併して月產三、四十擔、總計年產三千擔に過ぎず、百六十噸に相當する、之を前年の八百噸に比すれば五分の一に過ぎない。

二、常寧縣水口山の硫礦

常寧の硫礦は水口山、鉛鋅鑛の副產物である。黃鐵鑛と鉛鋅鑛と共生し、所產の毛砂（荒礦石）は黃鐵鑛二十パーセントを占め、洗機廠、淀砂廠を經て淨礦砂を得る、之れには黃鐵鑛六十パーセントを含む、平均月產五百噸、大部分を賣出し、小部分を土法鍊鑛廠で自煉する。民國十七年から最近に至る硫礦產量を分別すれば左表の如し。

水口山鑛務局歷年硫礦產量表

年別	單位	產量	年別	單位	產量

民國十七年	擔	二、三八三・六四〇	民國二十一年	擔	五、二八六・二二〇
十八年	擔	四、一六四・七二〇	二十二年	擔	五、八七一・九一〇
十九年	擔	二、六八八・六三〇	二十三年一月至六月	擔	三、八四六・三七〇
二十年	擔	二、二六六・〇〇〇			

第二、土法の煉磺

今水山口の煉磺法の大略を述ぶれば土法の煉法は分つて三步とする。

(一)裝磺、先づ磺砂三十斤を徑四寸高さ十四寸の磺罐中に入れ藁一束を置て爆裂を防ぎ、石灰を以て罐口を塞ぎ、裝砂を了りたる罐を徑四寸高さ三寸の磺鉢內に倒置し泥を以て封合する。

(二)起爐、地面を掘て寛さ約六尺、長さ七尺深さ二寸位の坑を掘り、四圍を磚瓦にて疊み、罐をその中に列し縱に一つ横に八つづゝを並べ裝置を了れば點火する、四圍の泥塊が此の如くして合して一爐とする。

(三)出磺、發火後罐內の磺鐵鑛は高熱を受けて分解して硫化鐵及硫鑛となる。硫液が罐口から磺鉢に流入して硫塊を結成する、砂中に雜れる方鉛磺質は、則ち罐口に鎔出して鉛球を爲す、煉餘の硫化鐵を次灰と曰ふ、之れで青礬を製する。裝爐から卸爐まで二十四時間を要する、全爐で一順の磺砂を煉成す、磺二百十斤を出す木炭九石乃至十石を要す、此法甚だ簡單であるが而も此法では燃料甚だ多く、提煉作用は更に不完全で硫質が常に鉢外に溢れて養化物をして揮散を成さしめる。

第三、湖南硫磺の消費情況

湖南の硫礦事業は淸末已に發達して居り光緒年間產礦豐富で本省で消費の外、安徽、湖北、江西諸省に賣出したもの年々二千噸、各地市場に運銷局を設け、盛況想見すべきものがあつた。その後安徽、湖北の當局が先後して硝礦局を改組し、消費額を制限したので、湖南硫礦は大打擊を受け直接の輸出は出來なくなり、以前は省外に出ずものは課稅は輕く販路も廣かつたのであるが、以後課稅を一回增せば販路は一部分を減少することゝなる。十九年に礦稅は硝礦局より徵收し、その上統稅、印花稅まで掛けられ、發賣に對し制限を加へられたから、產礦量は大に減少した。

最近湖南硝礦總局が硫礦の專賣を實行してから以後は製煉廠商は許可證費を上納せねばならず、代辦分銷業者も亦許可證費及保證金を上納せねばならず、代辦分銷硫礦の許可證を受けた後營業を許され省內に運銷する硫礦には、一律送り狀を附け之れには舊に依り納稅せねばならぬから、湖南硫礦の負擔は非常に重く、生產費が增加したから、錬商が大打擊を受けた斗りでなく各種硫礦を用ゆる工業、農業も間接に大影響を受けた、近く聞く處では中央實業部では湖南に硫酸廠を設くるの說あり、之れでも出來れば湖南の礦業は前途の發展を期待すべきであらう。

第十二節　石膏と食鹽

湖南の食鹽と石膏とは同系の岩層中に產する故に二者を以て合說する、食鹽の種類は甚だ多く、その種類は四種ある。

一、井鹽、鹽水が潛水に溶解して鹽泉をなし井を穿ちて之を汲む、四川省富順縣の自流井の如きもの。

二、池鹽、鹽湖の水を取り之を晒煮し或は古代鹽湖の涸土を採り之を沸煎する、山西運城の解池・甘肅、青海、蒙古の鹽池の如きもの。

三、海鹽、海水を取り之を熬煎して作る。

四、石鹽、鹽質が岩質中に散浸し井を掘りて石を採り之を煎るか、或は水をかけて鹽質を溶解せしめ再び水を汲みて鹽を煎る、湖北の應城、湖南の湘潭の如きもの。

湖南の食鹽は石膏と共に同系の岩層に産する、其主要産地は湘潭、茶陵、攸縣、澧縣等で毎年石膏の産額は七八百噸、食鹽は湘潭丈で八千擔で卽ち五百噸の額に達する。

湖南全省食鹽の需要は全く外省に仰ぐ、その大部分の來源は江蘇の淮鹽は湖中、湘西各縣に消費し一部分は廣東の奥鹽を湖南の各縣に賣る、此外の小部分は川鹽及精製鹽を用ひて居るのである。湖南省已に自らこの豐富の膏鹽の藏量ある以上、而も聞く處ではその食鹽の成分は准鹽よりも上等なりとの事なれば之に改良を加ふれば必ずや精製鹽と異るものがないであらう。果して能く膏鹽鑛を大規模に採取せば卽ち湖南全省の鹽は自給自足することが出來るであらう。

石膏は肥料としての重要資料である。其他用途消費亦少くない、本省石膏の産地は鹽に比して更に多い、自供を求めんとすれば決して難事でない、玆に膏鹽鑛を分述すれば左の如し。

一、湘潭の膏鹽鑛

(一)鑛區及交通、本鑛の礦區は上は朱亭より下は昭山に至り、西は湘河を經て湘鄕に至る、南北延長二百四十餘里、東西の廣さ三十餘里、面積四千二百方里あり、現に惟一公司の鑛區が湘江の東岸に位し縣城と河に對

し相距る五里、長沙を距る八十里、東軍路に接し、西湘江に界し長さ二里、廣さ約一里面積二方里のものがあるのみ、本鑛は長株鐵道が其東を通過し、潭、寶國道がその西を通り湘江が又その中を貫通せるを以て水陸とも交通便利である。

(二)沿革、湘潭縣治東北十里の湘水東岸の滴水埠の鷹嘴腦には四季岩泉の滴下せるものあり之を嘗むれば鹹味あり、相傳ふ潭總興仁巷碼頭の水は毎石河中の水に比すれば一二斤重く凡そ醬油を製するもの必ず此水を用ゆと、之を志書に載せ、稱して以て奇と爲す、清末に至り河岸屢々洪水の剝蝕を經て岩層、鹽層漸く一種の淡紅石を露はす、見るもの更に注意せず、光緒の末年士民及往來の船頭此に於て石膏を發見したので相爭ふて採取し以て豆腐を製した、其時開採せんとしたものもあつたが風水說の迷信ありて遂に止んで居つた。

民國成立後、陳樵佛、龔德初の二君此鑛を勘査し膏苗を發見し、遂に龔家祖山、龔家下浸の一部分を租借し、民國二年に惟一公司を組織し石炭採掘法を用ひて石膏を採取したが後ち所傭の工夫等經驗に乏しく、資本も續かず缺損したので一度停工したが、翌三年九月復た原との舊坑を辿りて工を興し、應城の濾鹽の方法に仿ふて、食鹽を試熬した結果尙ほ佳良であり、四年株式を集めて新しく改組し完全に應城の辦法を採用し豫て應城の工人を雇入れ停止して居つた舊坑を改めて直井に開掘し、五年に第一峒を開掘し、六年に第二洞を開掘し七年に完成した。嗣で北軍騷擾したる爲め停頓數ケ月、九年には復た饑饉で米が高くなり、紙幣價下落し且つ北軍劫掠し、前後の損失甚だ巨大であつた。

民國十年第三峒を開き、十一年第四峒を開き、十七年湖南地質調査所の報告に由れば、當時已に四峒あり第三峒を除く外は何れも膏を採取し鹽を熬て居る、十七年纔で精益公司出來、湘潭人民公司が之と前後して成立

し、十八年又均益公司なるものも成立した。

精益公司の鑛區は縣治の東北十里を距る揚雀港に在り、面積四百〇七畝、湘潭の人民公司は先づ三都十甲の滴水埠、壚大山、裏床、西塘、叫化坡、王潭洲、龔家上浸、小淩裏、百家淩、大塘沖、螃蟹山等の處に產す、此面積合計四方里三百九十三畝で後ち又南區霞城書院、栗家嘴、書院壚、白沖隴、四方沖等を租借し、その面積は一千五百十一畝、均益公司の鑛區は縣治の東南十二里の牛欄岩に在る。

(三)地質及鑛床、全鑛區は一つの廣大なる盆地をなして居る、膏鹽層は赭色岩系に屬し、その惟一公司の附近に在るものは東南に傾向し、傾角は十度乃至三十五度、岩石は紅砂岩を主となし、内に藍色なる薄層の頁岩を挾む、此れが熬鹽の母岩である、膏層と相互に間隔し膏層は二寸から四寸許のもの十餘層あり、各層の距離一丈乃至二丈、共他の厚さは約一二分、尤も之れは問題にならぬ、已に開採せるもの兩層あり、地下の深度は何れも三百尺以上で、石膏は纖維及結晶狀をなして居る、前者は色合純白で厚さ數分より四五寸、現に採掘せるものは多く此種類である、後者は色合灰褐微透明で、藍板中に夾雜し多く層を成さない、而して鑛商はその品質と厚薄に依て二等に分つ、質純白にし整塊を成すものを甲等となし、色灰褐を帶び質純淨ならず整塊をなさゞるものを乙等とする、前者は一擔一元後者一擔八角が山元での相場である、その成分は建設廳化驗所及湖南大學に由て試驗したる結果左記の如し。

建設廳化驗所證明書

硫酸鈣	一・五三%	硫酸鎂	〇・七一%
硫酸鈉	〇・一六%	氯化鈉	九三・四〇%

不溶解物　〇・一〇%

湖南大學定性及定量分析結果報告

水分	三・三七%	不溶解の砂及有機物	〇・一一%
石膏	一・二七%	硫酸鎂	一・二三%
鹽質	九三・五五%	氣化鎂	〇・四七%

(四)開採の工程、膏鹽を採取する工作は開峒、採膏、浸水、煮鹽の四段階とする。

(1)開峒、峒は同時に兩口を開き、兩峒は約一丈一、二尺の距離にて相對峙せしめ、峒口の直徑は一尺八寸から二尺二寸位とし、峒口を距る三丈の深處を離れて横峒一つを開き以て二峒に通串する、此後六七丈を隔つる毎に必ず一横峒を開き、二峒間の空氣を流通せしめ、兩峒の間に別に一井を開き專ら陽水を溜める用とする、その深さは陽水が盡きてをる所までを程度とする、峒の深さは五六十丈とする、膏鹽の厚層の採れる所までに達して止める、峒口には各々絞車（起重器）を備へ工夫どもの昇降、石渣、膏塊、鹽水を提き上げる用に供する。

(2)採膏、開峒して已に採膏の層に至れば乃ち膏の斜面に依て各々横巷を開く、その形ちは摺扇の如くし支柱留めの用とする、旁より膏を取り而してその掘り渣を以て其隙を塡めその峒口から提き出し以て煮鹽の用に充てる、膏層は概ね甚だ薄く、採膏者は單だ峒中の地面に仰臥して採膏するのであるから、その苦勞は名狀すべからず、太約每人二晝夜で膏の厚さ三四寸のものなれば七擔位を、二寸厚のものなれば五擔位を採取し採取したる膏塊は竹筐內に入れ兒童工夫に依て巷邊に拉き出す、撻工が運んで峒口に提き出す、平均每一晝

夜の出膏量は百擔位である、毎年三四月から八九月迄は峒内の空氣閉塞するから工作することが出來ない、泡鹽となすものは、水を引て浸泡する（之れは峒内の鹽水を汲み出すの意）否らざるものは廢峒とする。

（3）浸水、採膏すること已に多ければ、横巷も亦深くなり、夏秋氣閉づる時は水を洞水に灌ぎ浸泡すること半年乃至一年にして然る後熬鹽を汲み取る、峒内鹽水の多寡は卽ち採膏の採取の程度を標準とする、概ね採膏の工程は約一年、熬鹽四ケ月位の材料に足る、若し峒内の水を一二回提り盡して重複採膏する、再び灌水して再び熬る、是の如くすること十回から數十回までは出來るが鹽分は次第に減少する。

（4）熬鹽、鹽を熬る所を熬鹽柵と曰ふ、毎柵には一竈から二竈を設けてある、毎竈十鍋を列し鹽水は水桶に入れ人力を用て絞車にて峒外に汲出す、木製の水槽に導て熬鹽處の大木桶內に至り、竈に入れて鹽に熬る、平均毎竈一晝夜に鹽水を熬ること七百擔で鹽一千四五百斤を得る。

二、其他の膏鹽鑛

湘潭以外に已に膏鹽を發見せるものは醴陵、茶陵、攸縣、澧縣の四縣で、醴、攸、茶三縣の膏鹽は該縣の盆地に產し、該盆地は醴陵、陽三石の南に起り皇圖嶺攸縣を經て茶陵の邊境に至る、長さ二百里を逾へ鑛區以內には尙ほ公司の成立せるものなし。

僅に土民が石膏の露頭に沿ふて旁らに平巷を堀り採膏して居るのみで之を衡山縣等に運銷して居る、彼等は並に頁中岩に含める鹽質を採て熬鹽することを知らず、澧縣にも亦膏鹽の盆地がある、聞く該縣の鹽井鄉の猴子坡にも人あり、開採せるものあり、毎年產膏二千餘擔に及ぶ之を附近の各縣に販賣する。

第十三節 石墨

石墨には晶體及非晶體の別がある、結晶したる石墨は多く冶金器を製するに用ひ、近來電氣冶金の發達により此種の用途已に次第に減少した、非結晶石墨は鉛筆製造の主要原料である、又機械の模型、機械の滑劑、電池の極桿及顏料等の用途がある、鑛床の種類に因て之を言へば分つて左の二種とする。

(一)結晶岩中の石墨

(二)變質岩中の石墨

湖南産の石墨は此内の第二類に屬する、その主要產地は耒陽縣の馬水、安仁縣の筆架山、郴縣の魯塘等であるが此には耒陽縣の馬水のみに就て記述する。

耒陽縣の石墨鑛、馬水は縣城の東北一百里の處に在り、該鑛の成因は花崗岩が二疊紀の石灰岩及炭系中に侵入するに因て、石灰岩は多く變じて大理石となり炭系の岩層は變じて千枚岩及板岩と爲り岩層は變じて石墨となり、鑛脈の露頭せるもの分つて二帶となす、相互に平行し彼此相距ること七百尺、毎帶長さ一千尺、含鑛の二層中、上層の厚さは五寸位、下層の厚さは五寸乃至一尺、その埋藏量は湖南地質調査所の打算に依れば約二萬噸ありとのことで現に鼎豐公司なるものあり之を採取して居る。

第六卷　工　業

第一章　總　論

湖南省の位置は支那の腹部を占め山に依り湖を帶び、土地肥沃であつて物産富饒である。洞庭以西と衡嶽以南は山嶺縱橫して鑛物の埋藏は前卷に詳述せる如く眞に豐富である。且つ湘水縱貫し大江は北より來つて流れに從つて下り江を溯つて上り汽船の往來風帆舟揖の交通は至つて便利と稱せらる。禹貢の荊州考には羽毛齒革を貢ぐとあり、惟り金三品のみでなく竹器織物等を出し、産物に富めるは古來から有名であり、降つて五代に至り、馬援湖南に割據するや工商立國を指針として大に境内に工業の奬勵を爲したと傳へらる。明清の際には湖南省手工業の産業は殆んど支那全國に販賣せられ、永州の錫器、益陽の竹器、醴陵の瓷器、長沙の刺繡、瀏陽夏布何れも聲明を馳せたもので、是れ湖南手工業の旺盛の時期であつたのである。

淸末に及ぶや海禁大に開け庶政は一新し、湖南巡撫陳寶箴産業革新を提唱する爲め鑛務局を創辦し、新たに河川を浚渫し大洋火局を設立し、光緒二十四年岳州長沙相繼いで商埠を開き、同三

十一年には湘鄂鐵路の築造成り、是より湖南の地位は益々重要となり、其後粤漢全線の開通を見て愈々湖南の發展の時期到來し新式工業の發達を促すに至つて來た。

民國創始以來百政更新し、一時實業學校は相繼いで設立され、人民所需の服食、資する所の器用、例へば冶錬、電氣、紡織、麵粉、玻璃、皮革、造紙、石鹼各種の製造工業は略ぼ具はらざる無きに至つた。但だ湖南の地が南北の要衝にあるの結果は政治の影響を受け易く、民國以來內訌已まず、その結果は商業停頓し百業衰頽を來し、紡織も始業の法なく燐寸、製粉兩會社相繼いで停業、電燈公司の營業の損失を招ぎ悉く衰落するに至り、歐洲大戰の期間は正に支那產業勃興の時であつたに拘らず湖南省は軍事工業の需要によつて鑛業の振興を見た外は何れも支離滅裂の局面の下に在つて僅かに餘喘を保つ有樣であつた。

民國十年に旱魃の災を受け、兵燹の後の災害で益々困難を極め、社會の秩序は亂れ省民經濟は枯渇し、何れも死生の間に彷徨し何の遑があつて產業の發展に力を致すことが出來やうか、民國十六年には共產化の專政が行はれその兇燄は地方騷然とし總ての工業は停工を爲し、全省の工業は破產を宣告した、此時から湖南の新式工業は衰亡の境地に立つことになつた。

民國十八年から今日迄に匪患漸く肅清を告げ、政治は日に安定に趨き生產建設の呼聲漸く高く全省の工業整理期に入つた感があり、各種の新工業が勃興の兆を表はして來てゐる、湖南工業の



第一紡織廠の全景

前途に向つて祝福すべきである。

第二章　重要工業

第一節　紡織業

湖南の紡織は昔から著名であり、平江の大布、瀏陽の夏布は毎年移出貿易の大宗である。只だ舊法を改めない爲めに舶來品に壓倒され、淸末から最近に至り湖南に輸入の綿布は毎年五六百万元の巨額に達する。民國になつて支那は利權挽囘運動を起して、一時國內に紡績工場を設立して外國輸入を防がんと試み、湖南でも此の風潮に從つて第一紡織廠を創設し、今日迄に二十餘年になる、此工廠は全省唯一の工場といふて宜しい。今その沿革內容等を詳述して湖南工業の概要を知るの資とする。

第二節 第一紡織廠



第一紡織廠水池及び水塔

第一、沿 革

湖南第一紡織廠は民國元年創始せられたる時吳作霖公帑六十萬元を借りて經華紗廠を組織した、實際紗廠に投資したものは僅かに十五萬元、規模小さく粗雜のものであつた。民國二年湯薌銘湖南に入り省有に收め數年を經ても成就せず、民國五年譚組庵再び湖南の督軍となるや袁家普に命じて共事を綜理せしむ、復た政局混亂金融紊亂し繼續に法無く民國六年商辦に移し、華實公司之が經營に當る、租金六十萬元を議定し六ケ月に分けて納めしめ、訂約は十五年、五年を一期とし三期に分つ、議成るや張敬堯湖南に入り、誅求急であつてその需むる所を給し難く、議して紗廠を賣つて軍費に充つ、左宗澍、袁家普、聶其杰出でゝ力阻し此議已む、たゞ損失は利益を齎らさず、張去つて譚三度湖南を治むる事となり、第一紗廠籌備處を設け、復た袁家普に命じ經理せしむ。當時官辦私營であつて爭議甚だ烈しく、更に勞働騷議起り、遷延年を經て卒に華實公司

資本を集め繼續承租することゝなる。民國九年全廠の工事落成し名を華實公司と定む、建設購料費合計二百萬



織布工場

元を費す、當時紗錠四萬、實際運轉のもの數千錠、日に紗數百包を出す、民國十二年軍事の影響を受け停止すること數箇月、嗣で外貨の競爭と工人爭議とで民國十三年に至り停工を宣告した。

民國十四年和豐銀公司から三十萬元の借金を爲し經營を始めたるに適ま戰事に逢ひ、商場滯塞し損失數十萬元に達し、民國十五年に革命軍興り公營に收歸し改めて第一紗廠と名づけ、左宗澍に命じて經理せしむ未だ幾何も無く共產黨政を專らにし工人の氣焰當る可からず勞働廢弛し竟に產出品の激減を見るに至つた。翌年の夏また停工し、民國十七年西征軍が湖南に入り二十萬元を撥して彭斟彝をして辦理を繼續すること一箇年を經て成績甚だよく、十九年に利益百餘萬元に至り、營業を擴張し織布廠を籌設し、紗錠一萬錠を增添し每日の產紗十八件に及ぶ。

民國二十年に至り廣西軍湖南に入り捐稅繁多過重となり、資金また缺乏し廠長何文元は辭職し廠務は殆んど

中止するに至つた、後政府より省有の鑛産機關と聯合して二十萬元を集め該廠の運轉資金と爲し、再び彭斟雉を擧げて廠長と爲す、茲に於て織布廠は全部竣工し名づけて第一紡織廠といふ。二十一年に至り利益二十萬元を獲た、たゞ近年外は洋貨の壓迫により、內は農村の疲弊と紗價の低落とにより、市場滯資金缺乏運轉は借金に依る有樣で利息の負擔も重く、目前の營業は衰退の現象を呈して居る。其後廠長の更迭も頻々たるものがある。

第二、廠址及び工場の布置

該廠は長沙市對岸の銀盆嶺に在り山を負ひ水に臨み風景極めて佳く、紗廠は長方形を成し內に清花、梳併、粗紗、細紗、搖紗、成包の六部がある。布廠は紗廠の東端一層の鋸齒式工場である、分つて經絡房、經緯房、漿紗房、馬達房、織布房、整理房と爲す、建築は宏壯で光線を充分に取入れ、電機部は工場の東北角に在り、其下は鍋鑪室、石炭室となり、門の右側の三棟は棉花倉庫、廢花倉庫等で、左側の洋館は五階建で稅務、工務食堂、休息所である、工場の背後山に沿ふた所に工人の宿舍を設け屋宇櫛比して數百戶に及ぶ、廠の東に廣場があり、體育場、劇場が設けられてある。

第三、組　　織

該廠の會計は獨立制を採用し、廠長一人を設け全廠一切の事務を綜理し、會計主任一人を置き全廠會計事務を掌る、別に七課十二股を設く、之を分別表示すると次の如くである。

```
──┬─文　書　股
  └─庶　務　股
```

第四、原料仕入先及びその價額

紡織廠組織系統表

- 廠長
  - 總務課課長
    - 倉庫股
    - 警衛股
    - 教育股
    - 衛生股
    - 稽查股
  - 工務課
    - 原動技師
    - 紡織技師
    - 課長
      - 工賬股
      - 考工股
      - 技術股
    - 織布技師
  - 營業課課長
    - 駐漢經理
    - 花紗布股
    - 物料股
- 會計主任
  - 出納課
  - 計算課
  - 統計課
  - 稽核課
- 監察員

該廠の主要原料は棉花である、その仕入先は省內及び省外の兩方面に分ち、省內は湘西一帶津市、常德、澧縣、安縣、華容等で每年約二十萬石以上であり、省外は多く襄陽河口等の地から移入される。間々米綿印綿を採用す、蓋しその纖維長く靱力が强いので細紗を紡ぐに用ゆ。茲に該廠三年來消費した棉花數量及び價額を示すと次の如くである。

名稱	主要産地	民國二十年 數量(擔)	價額(元)	二十一年 數量(擔)	價額(元)	二十二年 數量(擔)	價額(元)
本省粗絨	常德、津市	三、七九八	一四四、三三四	一九、五一四	七九四、三一九	一九、六六四	六八八、二四〇
本省細絨	安鄕、九都	二、一四一	八五六、三一〇	四一、二四九	一、四七三、五八九	一九、七七五	六九三、一二五
外省粗絨	上集、新洲	二、一三九	四九〇、一一六	一三、七六五	六〇五、六六〇	二四、七三〇	八四〇、八三〇
外省細絨	棗陽、河口	六、四九三	三一四、六〇〇	一〇、〇六四	四四三、八一六	四三、一六〇	一、五五四、〇一三
米國棉	米國	四六、七三七	三、三四二、八九六	一四、一四三	八三四、三七八	三六三	一五、五六七
印度棉	印度	五、三三八	三五六、六六三	―	―	―	―

第五、販賣區域及び價額

該廠所産の棉絲は「君山」「岳麓」兩種の商標に分ち、君山牌は專ら常德に販銷し、岳麓牌は全省に賣り捌かる、該廠の綿布を承銷するには長沙市に專商があり、綿布市場は長沙市各大綢店及び比較的小なる布店の外該廠並に長沙の國貨陳列館及び衡陽に店を設けて販賣してゐる。今該廠最近三年來販賣數量及び價額を示すと次表の如くである。

名稱	品別	民國二十年 銷量(件)	價額(元)	二十一年 銷量(件)	價額(元)	二十二年 銷量(件)	價額(元)

棉絲	十支	—	—	五三七	一〇三、三六〇	二、九〇一	四六八、〇四四
	十六支	三、九八二	六、一六一、三七八	二、一一七	四、五四四、二九三	二〇、二六五	三、九七〇、六八五
	二十支	四三八	一三〇、三八二	八〇五	一八四、一六三	八一二	一六六、八七三
棉布	十一P.	—	—	一、六六三疋	一〇、七七三	二、八三三疋	七〇、五九八
	十二P.	—	—	一、四八六	一二、二七七	二、九四七	二一、九九六
	十三二分一P.	—	—	一九、五四六	一六三、四九九	二四、八四二	一一五、八四六
	十六P,	—	—	三、二六五	三一、四四六	三、三三一	二八、七一〇

第六、工人生活

本廠は工人合計三千餘人を使役し、之を男工、女工及び學徒の三種に分別し、紡紗部は清紗、梳併、粗紗、成包等の部に分れ專ら男工を用ひ、細紗、搖紗の兩部は男女工を併用し、織布部は漿紗、打包、摺布、刮布、驗布、印布等で粗重の工作は多く男工を用ひ、絡紗、整理、穿筘、經緯織布等の工作は多く女工の仕事である。毎日の勞働時間は十時間で、晝班夜班に分ち週を按して交代する。

工賃の計算方法は時間と業務とに分ち、時間の最高は毎日一元八角、最低は四角餘である、業務の最高は一元二角、最低五角になつてゐる。定例の休日には工賃は給與する。本廠は支那に於ける完全の工場法を實行して居る工場であつて、學徒の待遇及び工人の公務による負傷殘廢死亡、女工の分娩等に關しては概して工場法の規定に依り處理して居る、又た工人の補習學校及び裕民小學各一箇所を設け年長失學の工人及び工人の子弟

を教育してゐる。工人の衛生に關しては廠内に療養室があり中西醫各一名を傭ひ之に診療せしめ、工人には醫藥費を免じ並に員工貯蓄會を組織し貯蓄を奬勵し、員工の合作社を設け工人日常生活必需品を供給し、その他娯樂機關圖書館等何れも具備して居る。

第三節　湖南の染業

染業は織布業の最大の副業である、支那に於ける漂染の術は古くより發達しその發明も亦た早かつたのである。湖南省の土布工業は以前は發達して居つたもので、鄕村市鎭には染坊が林立し長沙一市丈でも數十軒の染坊があり、專ら靑藍布疋を染め毎年の營業一二百万元に達したものである。たゞ是等は染め方が簡陋であつて容易に色が脫褪し、舶來品の如く鮮艷目を奪ひ久しく歷ても色の變らないやうな譯に行かない。民國二十年長沙に機械染物工場が設立された福星機器染廠がそれである。規模は大きくないが湖南省に在つては尙ほ創めての試みである。今その沿革現狀を述べると。

第四節　福星機器染廠

第一、沿　革

該廠は民國十九年に創設され汪動臣、范仲廉等により資金を集め組織されたもので二十年十月に業務を開始した。初めは規模小さく僅かに資本金三萬元であつたが今は倍額に增資され、工場は長沙南門外六舗街に在つて敷地四百餘方を有し、湘水に臨み頗る便宜の地である。別に營業部は城内新坡子街及び分店を衡州に置いて居る。

第二、組織及び設備

本廠の組織は株主大會によつて董事七名、監事二名を選出し、董監事會を組織し該廠一切の事務を總攬し、別に經理一人を推選し全廠の業務を執行す、經理の下に會計、廠務、營業の三課を設け各課長一人、技師職員數人を置いて居る。

設備は成立日尚ほ淺く十分の設備は出來て居らない、機械は多く支那製のものを使用して居るが、重要部は米國及び獨逸の製品を使つてゐる。

第三、原料の仕入先及び價値

該廠の原料は顏料、布疋の兩種であつて、顏料はインタスリンが主で獨逸から輸入して居る、布疋は十二ポンド布が主で國產品で漢口上海から移入する。每疋の價は七元前後、顏料は每擔一千九百元である。民國二十年の使用高は一萬九千三百餘元、二十一年は七萬七千五百餘元、二十二年は七萬七千六百餘元を使用した。

第四、生產品の種類及び價額

該廠の生產品中十分の八は漂染布疋で十分の一が綾綢、十分の一が衣片である。生產數量價値の多少は染鍋の多寡を視て定まる。該廠創辦の當時は僅かに染鍋二箇のみ、現在は增して十六基となる。每鍋が日にインタ

スリン布四十疋と、普通雜色布八十疋を出すと計算して、二十年の生產品の價額は三萬一千七百餘元、二十一年生產品の價額は十二萬七千六百餘元、二十二年生產品の價額は十二萬七千一百餘元であつた。

第五、販　賣

該廠成立未だ日淺く湖南省に在つて尙ほ創擧に屬し、舊式染坊は一般人の信用を得るに至らず、併し三年來の販路は漸く廣がり省內衡州、寶慶、湘潭、洪江一帶は何れも本廠生產品を使用するに至つた。特に衡州には分工場を設けて本廠の業務を擴張するの段取りとなつて來た。

第六、工人の生活

該廠は現に職員十餘名、工人四十餘名で、每日勞働時間八時間、每月の工賃最高三十餘元、最低十餘元、宿舍及び食料は廠から給與す。員工が公務の爲め負傷又は傳染病に罹りたる場合には槪して廠に於て醫藥を給する、又た定例休暇及び舊曆節季に二週間休業し、端節は一週間休む、その際の工賃は給與することになつてゐる。

第五節　機械工業

湖南の機械工業は淸末創始以來今日に至る迄三十餘年である。民國の始めに當り曾て風雲に際會して興隆を見たが、次で災禍の頻發により漸次衰落に赴き、特に官營工業は首腦者が屢々變更され、近時漸く政局安定し、建設事業は省當局の重視する所となり、各官營事業も亦た多くは整理を加へられ、最近三箇年の稅關報告を見るに湖南省に機械類の輸入は民國十七年には尙ほ九万

餘兩に過ぎなかつたものが、民國十八年には增して二十一万餘兩に達し、同十九年には更に增して五十五万兩に及び、二十年には三十五万餘兩に達した、是れ湖南の機械工業の發達を示すもので、調査の結果長沙の一市のみで機械工場、精製工場はその數三四十箇所を算するに至る、尤も多くは修理業務を營むもので規模比較的に大なるものは次節以下に掲ぐる各廠である。

第六節　湖南機械第一第二廠

第一、沿　革

該廠の淵源は甚だ久しく民國元年時の湖南政廳が清末の火藥局の舊址に金工廠を設けたのが始まりで、民國四年改めて高等工業實習工廠となし、同五年冬曾繼梧が陸軍工廠を經營するに當り實習工場を機械工場とし、同七年張敬堯が湖南に入ると名を兵工廠と改め、同九年張が出奔すると政府はまた曾繼梧を督辦に任じ並に米國より機械類を多數に購入した、初め工場を株州に設けんとし後改めて三汊磯に工場を建設せんとしたが經費の困難から中止した、機械もその爲めに多少散佚したが、興漢門の工場は未だ移動しなかつたので、猶ほ機械廠と稱し、同十年改めて民營とし更に雄湘鐵工廠と名づけ、十二年また回收して官營とし名を湖南鐵工廠と定め、別に製彈、熔銅等の部を設け三汊磯の機械多數を移して使用した。

民國十五年革命軍が興ると、唐生智が湖南の政治を主とし改めて軍器處と爲し、又た衡陽に軍器局を設け興漢門、三汊磯及び造幣廠の三箇所にあつた機械は大部分衡陽に轉送され、同十七年に西征軍が湖南に入ると、長沙衡陽の兩軍器局の機械を利用し民生工廠を創設し十八年二月に開業したが、造幣廠は放棄されてその儘で

あつたのを第四路軍が借り入れ廢殘軍人の工廠となした、後に同工廠が廢止されると勸業工場に借用され、十九年に共產匪が省城に侵入すると遂に停頓に遇つた。民國二十年に至り復業の準備を爲し勸業工場は貧民工廠を合併し造幣廠も修理を加へられ、衡陽及び興漢門より一部の機械を持ち返し、同年十月開業し、二十一年度よりは建設廳が改めて機械廠と改稱することを命じ、二十三年二月に公路局の經營に歸し更に湖南機械第一廠と名づけ四月に接收し七月一日正式に操業することになつた。

第二廠は公路局の修理總廠で民國二十一年に成立し、二十三年湖南機械廠に併合され、更に湖南機械第二廠とした、兩廠の資本は合計三十萬元である。

第二、位置及び廠屋の配置

該廠は第一工場が南門外の下舖街の舊造幣廠跡に位し、地域約一千四百平方尺、前は湘水に瀕し交通頗る便利、廠屋も宏寬である。正門の兩側は衞兵室、門を入ると巨大な講堂があり、更に進むと左側に業務、會計兩部の事務所があり、西側は車輛工場、電氣室、鍍金室、製圖室、器具貯藏室、工作室、熔接室、熔爐室、鍛鐵室等が連綿として續き、最後に職工宿舍、食堂、理髮室、閱覽室等がある。

第二工場は如意街鹽道署の舊趾に在り、廠舍は第一工場に較べると狹小で內に第一機械室、第二機械室、補助車輪室、熔接室、電機室、工作室、鍛活室、發電室、木材工作場、裝飾修理室、水槽等に分れ更に進むと右側は機械業務、事務設計、製圖等の室があり、地域は總計五百六十餘平方丈の面積である。

第三、組織及び設備

該廠の第一工場は、公路局の修理工場と合併された後經費の困難に因り經營が縮小され組織は甚だ簡單で、

兩工場の廠長は公路局長が兼任し、廠長の下に工務、總務の二部を設け總務主任一名事務員數名、總工務師一名を置き公路局工務師が兼任し、工務に工務師一名技術員數名を置くのみ。

第二工場、湖南機械廠に合併された後は亦た組織變更され、廠長の下に總務工務を置き、總務の下に會計、營業、事務の三部を設け、工務の下に機械、鑄金の二部を設けて居る。

該廠の設備は第二工場が原の公路局修理工場に於て所有した機械が概ね新規の購入な外、第一工場の機械は前機械廠より移轉したもので舊式不完全なものである。第一廠の鍋爐發動機及びその他が英國製であり、第二廠のものは獨逸製多く、英米製のものを交へて居る。

第四、原料の種類價値及び來源

該廠の主要な材料は眞鍮、青銅、銑鐵、亞鉛、鉛及びその他の金屬であつて鉛の湖南省產なるを除く外、何れも外國より輸入せらる、該廠第一工場は民國二十三年七月一日から開業し、一ケ月の間に使用する材料の數量に就て統計無く、第二工場は四月に合併せられたる後四月から六月迄に眞鍮一噸、青銅一噸、銑鐵十噸、鉛百五十磅を使用してゐる。

第五、生產品の種類數量價額及び營業狀況

該廠第一工場の主要製品は自動車の部分品、石油ランプ、一般器具、金屬板の四種で設立日淺く尙ほ數字の統計が無い。但し過去の機械廠の在貨が民國二十二年四月から六月迄每月一千元づゝ販賣されてゐる。

第二工場は專ら自動車用部分品を製造し、該工場がもと公路局總修理工場であつた關係から大概は公路局よりの修理補充工作を請負ひ、物品の註文が來ると各工場に各々その製作する部分品の製造を命じてゐる。每日

自動車用部分品を十數個製作し、毎月の營業約八千餘元每年の營業十餘萬元、二十三年四月から六月迄に毎月一萬一千元の生産を爲し、兩廠の收支は毎年經常事務費三千三百五十三元、事業費一萬五千三百六十八元である。

第六、職工の生活

該廠兩工場の職工は合計一百三十餘名で、毎日の勞働は八時間、勞作能率を增進せんが爲め、基本工賃、工作工賃の二種に分ち、その多寡は製品の成績を見て決定し、毎月最高は四五十元、最低は十餘元で一週間毎に一日の休暇を與へる、廠内には醫士一名を招聘し職工の疾病醫療には費用を取らず、また職工が公務に因り負傷、癈殘、死亡等の場合は概ね工場法に從つて救濟され、職工の食事寄宿は何れも廠に於て支給する。

第七節　桂記機械廠

第一、沿　革

該廠は長沙城南の下碧湘街に設けらる、もと華昌公司機械工場であつたが同公司が營業を停止した後民國十二年に至つて、張桂亭が全部の機械を租借し名を桂記機械廠と改めたもので今に至るまで十餘年を經てゐる。

第二、組織及び設備

該廠は個人の資本に依る經營で、張氏は自ら經理に任じ、別に技師、會計、營業人各々一名を招聘し、職工數名を雇ふのみで組織は甚だ簡單である。

設備も該廠は原動力として石油發動機十八馬力のもの一臺、直流發電機三馬力のもの一臺、機械設備として

車輪六座、鑽床二座、切斷抗二座、洗滌機一座、紋絲機一座、剪鏡機一座を有するもである、その機械も多くは民國十九年以前の購入に係るものである。

第三、製品及び販賣

該廠の主要製品は船舶用機械、ポンプ發動機並に自動車・飛行機等の修理に用ひる各種の部分品等で、製造された機械は多く本省內河江汽船會社に需用があり、每年製品の價額は二萬元位である。

第四、職工の生活

該工場には職工十四名、一日の勞働時間は十時間、給料は最高日給二元、最低四角、見習生の食費は廠より發給し三箇年の期限を經て卒業する。每月二日と十六日を公休日とし給料は此日にも支拂ふ。事業多忙を極めると或は臨時に職工を雇ひ或は夜間就業を行ふ、之は需要の情況を視て定める。

第五、營業情況

本廠は開業以來順調と稱せられたが、近年は金融の枯渴と市場の濫塞とにより加ふるに資金の缺乏が原因し利子の負擔が甚だ重く、一年僅かに一、二千元の利益に止まる。該公司の報告によると每年の支出は人件費八千餘元、物件費九千餘元、燃料費一千餘元で合計一萬八千餘元である。

第八節　電　氣　業

支那の電氣事業に就て考察すると江蘇、浙江及び各重要なる港市には早くより發達せるも、他は何れも規模狹小で發電力の小なるものである。長沙は湖南省の首都である許りでなく一大商港

であるが、電氣業の開けたのは光緒二十二年に黄自元等が電燈事業を經營したに始まる。而も間もなく之を罷め、光緒三十四年に湖南電燈會社が設立され、次で民國六年に光華電灯公司が成立し、其後電氣會社の設立があるが、現在光華湖南兩公司は已に併合し、尚ほ湖南電灯公司と名づけ電燈の經營を爲し居る外、各縣城重要都街には電燈會社の設立を見るに至つて居る、併し山間僻地は依然として電氣利用は無い、その他電氣利用の事業は省内には全く存在して居らない、今長沙の電燈公司に就て次節に概況を述べる事にする。

第九節　湖南電灯公司

第一、沿　革

該公司は光緒三十四年に設立され、陳文瑋等が資本を集めて二百キロワツトの發電機三臺を購入し、工廠を南門外下六舖に設け、當初は資本を二十萬元とし、後に增加して三十萬元に達せしめた。宣統三年に發電を開始し當時營業は頗る發達して居つたが、民國六年に至つて光華電灯公司が設立され、是より兩社の營業競爭が甚だ激烈を極め加ふるに省內發行の紙幣價値が下落し、政局は屢々變じ頗る損失を招いだ、民國十年政府は兩公司の營業區域を劃定し、當時石炭の價額が昂騰したのと兩公司も原價の騰貴から料金を增すことを要求し幾多の曲折を經て民國十四年に初めて解決が出來、光華公司は卒に經營宜しからず破產を宣告され、民國十六年に商會により管理することゝなつた、適々共產匪の亂に遇ひ經營二年に及ぶも損失は舊の如く民國十八年に建

設廳より湖南電灯公司に代營を命じ、民國二十年兩公司正式に合併し更に光華公司を北廠、該公司を南廠と名づけ資本を擴充して七十萬元とし、規模益々宏大なるに至つた。たゞ二回の匪禍に遭ひ損失甚だ多く、加ふるに內部の組織も未だ充分健全でなく、是に因て營業は年々損失を受け民國二十年に改組せられて後は力めて整理を加へ、近年政局安定により營業に漸く起色があるやうになり近く更に機械を購入し爐を增設することになつてゐる。

第二、位置及び組識

該公司は南廠が南門外の下六舖に在り、地域一千三百七十二平方呎、湘江の河岸に瀕し運輸及び水揚げには共に便利と稱せらる。但し地域狹隘で昔時には足りたが、現在營業の進展に伴つて機械の增加と共に不便を來してゐる。

北廠は北門外に建設せられ地域五百十平方呎で規模は南廠に較べて更に小さい、兩廠の廠屋建築は同じく二層に分れ、下に石炭窯があり上は發電機室になつて居る。煤煙試驗室と倉庫は倶に完全である。

該廠の組織は、最高機關に株主總會があり株主總會より理事十一名、監査役四名を選擧し理事會監事會を設け、別に經理一名副經理二名を推し、その下に營業、會計、總務、電務、機務の五課を置き、五課の下に業務電務、計算、出納、材料、文書、稽査、庶務、工務、用戶、機務、廠務の十二股を設けて內外各種の事務に當つてゐる。

第三、原料及び發電量

該公司の重要なる原料は石炭で大部分は省內の產である、塊炭と粉炭の二種に分れ、粉炭は主に安源、箱鄉

湘潭、湘郷より來り、塊炭は醴陵、辰谿等より移送さる。

發電量は該公司の二十二年度營業報告に依ると、南廠は全年總額九百三十一萬八千七百三十九ワツトを發電し、北廠は一百七十萬ワツトで兩者合計一千一百零一萬八千八百三十四ワツトである。

第四、職工の生活

該公司には職工百六十餘名あつて毎日八時間の勞働で晝夜交替し、一人一箇月の給料は最高八十元最低七元であつて休日は別に與へられず、職工が公務によつて負傷すると醫藥の費用を交付され、疾病に因つて死亡すると三ケ月分の救恤費が支給せられる、毎年度の決算に剩餘金があると若干の歩合が配當される、その配當は甲乙丙丁の四級に分たれる。全職員は廠內に宿泊し、廠內職工の宿舍、浴室、圖書閲覽室等は相當に完備してゐる。

第十節　陶器及び硝子製造業

陶器は從來支那の獨占事業であり、硝子も亦たその發明甚だ早く、歐米人が支那を China Ware（瓷器）で呼んだのも故のないことでない。湖南省の窰業は以前から有名で醴陵の陶器は景德鎭に次ぎ、各種の硝子原料は產出豐富である。民國元年には麓山玻璃廠が創設され、民國七八年頃には該公司の毎年の生產は十餘万元に達した。其の後寶華、寶湘、永盛隆相繼いで設立せられ、他の都市、湘潭、寶慶、衡州、常德にも亦た何れも陶器及び硝子工場が興起するに至つた。製瓷

事業は前淸末年に熊希齡が湖南瓷器公司を創設したが經營宜しからず停頓するに至り、今は頗る振はない。現在硝子陶器製造を爲すもので規模の比較的に大きなものは寳華公司丈である。

全省毎年の硝子製產高は五六十万元に達し、全省で毎年需用される硝子は約七八十万元であるから自給するに足らぬ。省內產出の陶器及び硝子は何れも日用品で品質の優良なるもの及び板硝子の製造が無い。是れ全省で毎年硝子の輸入が二十餘万關平兩に達する所以である。

第十一節　寳華玻璃瓷器公司

第一、沿　革

該廠は民國十年に設立され、蕭麗生が資本を集めて創立したもので、初めは兩合公司と稱し、資本僅かに五千元で南門外に家屋を借りて開業したが、當時は市場安寧で製品の消化が良く、民國十三年に至つて南門外の猴子石附近に千餘坪の土地を購入し廠舍爐基を建築し、生產益々增加し同十八年には復た機械及び動力を增設し並びに衡陽に於て分廠を設立した。是より製品精良となり、營業日に盛んで同二十一年に至つて資本十一萬元に增加し改めて株式組織と爲し、又陶器の製作にも事業を擴張し名を寳華玻璃瓷器有限公司と改め今や資本額は已に十八萬餘元に達してゐる。

第二、位置及び建物

該廠は南門外の猴子石に設けられ、地域一千五百坪前は湘水に瀕して見家橋と對峙し、後は株州萍鄉に通ず

る鐵路に接し、交通は甚だ便利である。廠屋の建築は動力、製造、煉室、陶器工場等の各部に分れ、貨物貯藏倉庫、職員宿舍、食堂は倶に完全に備はり、陳列所を城內の小西門に設け別に分廠を衡州に建て、並びに利益公司なるものを設けて陶土を採取し、各種の陶製器具を製造してゐる。聞く所では支那に在つては僅かに開平公司及び該廠のみ能くこの種の器具を製造し得ると云ふ。

第三、組織及び設備

該廠の組織は株主總會から理事五名を選擧し、理事會を組織し理事會は理事長一名を互選し、全廠の事務を主持並びに監督し、別に經理一名を推して工務師を兼任させ、全廠一切の事務を執行する、經理の下に總務、會計、營業、工務の四部を設け、工務の下に玻璃、陶器、原料、機械等の課が分れてゐる。

該廠の機械設備は三十餘種に達する。何れも支那製である。

第四、原料種類及び價値

該廠の原料は、硝子の原料と陶器の原料とに區別される。民國二十一年度に消費した原料は五萬餘元、同二十三年度上半期は三萬餘元に達し、玆に其の品名產地を左に揭げると、硝子の原料には、硅石、螢石、鉀、鈉鉛、鈣、顏料及び有煙炭、無煙炭で、鉀が英國から輸入せられる外は全部省內の生產に係るのである。

陶器原料は磁土、長石、長嶺土、耐火泥等で、磁土は長沙醴陵に產し、その他も湘潭、攸縣等の產である。

第五、製　造　順　序

製造の過程を硝子製造と陶器製造とに分けて述べると、硝子製造には先づ硅石を機械を用ひて磨り潰し、粉末とし、更に亞鉛粉末或は硫安又は鉛を混合して熔融爐へ入れ、十四時間を經過すると硝子の溶液となる、次

で吹管を用ひて溶液を取り出し吹いて小泡を作り模型に納め入れ、又は機械を用ひて吹くものもある。後冷却室の中に放置し約三、四日を經ると熱が逃げるので更に取り出して花模様等を刻み付けて器具は完成する、着色を要するものは螢石を加へ、爐の中に入れると二三日後に完成する。

陶器の製造には先づ粗質陶土或は純粹な陶土（磁器用）を石膏の模型に流し込み、乾燥するを俟ち取出して自然釉を加へ、更に型に入れて窯の中に入れ二十四時間或は三十六時間を經て取り出し、更に手を加へ或は着色し、模様を描き再度燒き直して一兩日を經て完成する。

第六、製品の種類及び價格

該廠の製品は硝子陶器の二種に分れ、硝子は電氣器具、日用品、石油ランプ及びその他の美術品で、該公司の硝子製品は十分の六まで石油ランプである。陶器は電氣器具と日用品に分れる、但し十分の九は電氣用品を製造してゐる、現在毎月の製品は約價格として一萬餘元年約十萬餘元であり、硝子は十分の七を占め、陶器は十分の三である。全能力を使用すれば年に六十萬元を生産し得るといふ。

第七、販　　路

該廠の製品は大部分本省内で販賣され、一部分は長江沿岸の各地に移出される。近年來漢口の市場は比較的佳く、間々直接に南洋諸島にまで輸出されるものもある。税關の報告に依ると民國八九年の頃には湖南省から輸出された硝子が年に六七萬兩（關平兩）に達したが後漸く衰微し最近數年間は已に跡を絶つに至つたが一昨年來始めて六十一關平兩の輸出があり、去年は二百八十兩にまで增加した。

第八、職工の生活

該廠には合計二百六十餘名の職工が居り、毎日十時間の勞働を爲し、給料は時間によるものと生産によるものとあつて、時間による給料では最高二元餘、最低三角で、全年の勞働期日は三百日である。製造件數による給料としては一件最高一元餘、最低一角である。食料等は工場の方より供給され、職工が公務に因つて負傷し廢殘者となり又は死亡する者があれば事情に應じて救恤金を與へる、廠内に宿舍の設備があり職工は何れも宿舍内に住んでゐる。

第九、營業狀況

該廠は創立當時に於ては營業成績よく、民國十三四年頃は毎年の營業二十餘萬元に達し民國十五年分廠を漢口に設けたが、適々共匪の侵入に遭ひ之に因つて大いに影響を受け、約一萬元の損失を受け、近年來も金融の枯竭に因り利子の負擔が過重であり、加ふるに市場が凋落し營業は頗る振はない、一年に僅かに二三千圓の利益を得るのみである。

第十二節　醴陵の製陶業

醴陵の製陶業は唐代に始まり相距つること甚だ久しいが、生産品は粗惡で販路も亦狹く、江西の陶器に及ばざること甚しかつたが、清代の末葉に至り醴陵に始めて改良された陶器が製作され、宣統元年の武漢の勸業會にあつては竟に錦標を奪ひ、江西產の陶器を遙かに凌駕した。翌年南陽勸業會に際しても亦た優等賞牌を獲得し、景德鎭と前後相映じて盛大を稱せられたが、民國七年の役に張敬堯が軍を率ゐて湖南に入り兵を醴陵に駐めたので、工廠機器盡く損失に遭ひ、近年湖南省政府は屢々恢復を謀つたが終に災患が頻々としてゐるので現

在に至るまで僅かに命脈を保つてゐるに過ぎない。その主要工場は次の如くである。

第一、湖南瓷業公司

光緒三十一年開業せられ、初は全く民營であつたが後に官資が加はり數年にして資本總額は殆んど五十餘萬元に達し、開業當初特に日本の技師を雇ひ機械製造を採用し、新に釉藥を下に塗る陶器を製作し、且つ洋式模様のものを創製し、爾後四年も經ない中に非常の盛況に達した、然し當事者が過度の經費を掛け管理當を失し外觀と內容が均衡を得ないで負債が多額となり、更に民國七年の戰亂に醴陵は適々戰時の要衝となり、且つ屢々長期に亘つて工場は兵營と變り、機械は盡く廢物となり汽罐は休止し銹鐵と化し、他の碾石の乾盤、乳釉の球磨の如きも或は輾轤を缺き或は機軸を折り諸陶器の棚類は僅かに殘存するばかりで、現在百餘人の陶工は猶舊法による製造を行ひ僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎない。

第二、模範窯業工場

熊希齡は初め窯業學校を創立し專門の人材を養成し以て窯業の改良を謀らうと企て、瓷業公司と相互提携したが民國五年學校を改めて試驗所と爲し、更に一歩を進めて湖南模範窯業工場とした。場內の生業品は樣式が嶄新であるがたゞ原價が高價に失し採算が合はぬので、毎月の經費は悉く政府より支給され陶器は或は車輪を用ひて廻轉させて造り、或は石造の模型を用ひて泥漿を注入し模型は水で濕し、泥漿の厚みの型を造り、餘分の陶土を倒して押し出し暫らくしてから土器を型から取り出し、日陰で乾燥させた後、略々鏇削を加へて缺けた所を補ひ、土器が既に型を具へたら素燒窯に入れて、攝氏六百度內外に加熱し、陶器を堅固にするので彩色も既に容易で釉藥も亦塗布し易く誠に良い法である。釉藥の下畫は彩色艶麗で該廠の自製であり文飾を施した

後再び窯に入れて之を燒く、窯は日本式で在來の土窯と大同小異であり、この外尚小型の窯が數個設けられ其の樣式は同一でなく琺瑯洋灰及び陶磁器の試驗に使用されるもので前試驗所の遺所である。近年製作する陶製の圖案模樣硯台塑像には精雅眼を悦ばすものがあり頗る販路廣大の如くである。

第三、土瓷改良公司

潙山は醴陵の東北三十里に位し、もと陶器を產出し醴陵土瓷改良有限公司の模範工場があつたが、民國八年に舊來の土窯を基礎として擴充し開設されたもので、資本金四千元年產額約一萬元、陶工七十餘人傭たる一模範工場である。經營は前湖南瓷業學校の卒業生に依つて行はれてゐるので陶器の製造にはよく理論と實驗を參考として新舊の法を並び進め成績顯著なるものがある。其の最も注意すべきものは窯で、燒く際に用ひる熱度の檢定表であつて、其の形は角の如く陶土で製造され外部に釉藥をかけたもので幅一寸餘高さ三寸を超えない、中に小さい孔が一個あつて陶土の塊を入れ底は平面で窯中に安置せられるやうになつて居り、火力の檢表は其の上に直立し窯で燒く時は鐵鉤を用ひて小孔の中に穿入し次いで窯より出し其の成熟せるか否かを見て火力の高低を定めるのである。之は歐米より傳來せる所謂拖試法である。

第十三節　燐寸業

支那に燐寸の輸入せられたのは前淸の咸豐同治年間に始まり、自國で燐寸を製造したのは光緒初年の事である。湖南に於ては光緒の中葉頃巡撫陳寶琛が洋火局なるものを創立したのを嚆矢とし今日迄三十餘年を經てゐる。たゞ國產燐寸は外國品の競爭と投資の影響を受け何れも利益薄に

なつてゐる。

湖南省は內地に僻在してゐるが、外國製燐寸は市場に旺溢してゐる。是れは一面外國品の廉賣によるが一面自給するに不足してゐる結果である。統計によると湖南省で一箇年に消費される燐寸は四万箱であるが、和豐公司は每年最も多く產出する年でも一万箱に過ぎない。その他の工場は僅かに二千箱內外の產出で約三万箱の不足は外國品で補はなければならぬのである。加ふるに燐寸會社の負擔する租稅が過重で一箱の燐寸に十三元餘の稅を課せられて居るから、原價高く製品は改良するの方法もなく、市場は容易に外國品に奪はれることになる。

湖南省の燐寸輸入額は最近數年來十万元に近く外國製燐寸は漸次增加する勢にある。省政府は之に鑑みて稅率輕減して燐寸事業の發達に裨益せんとしてゐる。

第十四節　和豐火柴（燐寸）公司

第一、沿　革

光緖廿二年に湖南省に旱害があつた時の巡撫陳寶箴は洋火局を設けて勞働を與へ救濟せんと議し、張祖同、劉國泰、揚鞏の三紳士にその事を委囑し公費一萬元を投じ湘善記公股と名づけ、民間の資金八千兩を集め張、劉、揚の三紳士の持株一萬二千兩を合せ資本金三萬兩とし、湘善記和豐公司と名づけ、工場を建て機械を購入し光緖二十三年より開業し、票券をも發行し現金を吸收し以て活動に資する事としたが光緖三十二年に長沙の

大洪水で廠屋は覆沒を被り、損失甚だ巨額であつた。宣統元年に株主の議決を經て舊觀を恢復せんとし更に新株を募集して營業を擴充しようとした所、湘江の商人戚詠生が應募に加入し三萬兩を出資し舊株と合せて六萬兩となつたので、名を合記和豐公司と改め、戚氏が全權を把持した。其の後復た二萬兩を增加し此に至つて資本は八萬兩となつたが次で原料の缺乏に加へて經營その人を得ず民國八年に至つて遂に停頓を告げ、民國九年には數ケ月間營業したのみである、民國十年以後は又新舊株主と意見の衝突を來たし、相互に訴訟となり、民國十一年に至つて再び停頓を告げ、民國十六年に至つて改めて民營の興記公司となり、逮々共產黨が湖南に入つた爲め廠屋の修理が完了したが營業は停頓し、民國十七年に至つてまた改めて民營の祥記公司となり、又た瑞典燐寸の投賣りに因り營業不振に陷る。是が民營時代の狀況である。民國十九年政府は該公司を以て湖南唯一の燐寸製造業者に指定し、改めて官民合資となすことを議決し、資本を十萬元と定め、官株六萬元は省庫より支出され民有株は四萬元である、名を湖南和豐有限公司と定めて同年の五月より開業し直ちに現在に至つて居る。

第二、位置及び組織

該廠は北門外の洋火局に設けられ、工廠の地域は一千二百五十坪である。右は粤漢鐵路の新河驛に隣し左は湘江に瀕して交通甚だ便利である、門を入れば營業收支所があり、更に前進すれば事務所及び職員の寢室となり、右に折れると軸木製造、藥品附着、乾燥、藥品製造等の各工場があり、乾燥室の東に別に爐室が四ケ所あり、製箱、充塡、印刷、包裝の各室はその傍に環列し、廠屋は全く舊式な家屋ではあるが然も配置は尙修理あつて紊れざるものがある。

該公司は官民合資で官民双方より理事會、監査會を組織し、官廳側の理事は三名監査役二名、民間側の理事は二名監査役一名、理事會監査會は公司の一切の事務を計劃並びに監督し、別に經理一名を置き公司の内部外部に對する一切の事宜を總攬し、經理の下に總務、工務、營業、事務の四課を設け、各課に主任一名、職員數名を設け、この外長沙株陽の兩軸木工場及び益陽、安化の兩製箱工場には各々事務員數名を置く、此れ該公司の組織情況の大略である。

該廠で燐寸を製造するには多く人力を用ひ、機械の設備は比較的簡單で其の用ふる重要な機械は多く日本製のものを用ゐて居る。

第三、原料の種類及びその價格

該公司の重要な原料は軸木、木箱、藥品の三種で軸木、木箱は湖南省に産する松の木材を採り、自廠で製造するが、楊木の色白く燃え易いのに及ばない、藥品に至つては國内に産するもの甚だ少く、多くは獨逸より購入する。

第四、製造製品及び價額販路

燐寸を製造する順序は甚だ簡單で、先づ松材を切斷して瓶の中に置き一晝夜を經て機械を用ひて薄片に削り更に切斷機を用ひて軸木に切り、乾燥室に入れ三四日を經て取り出し、軸木を整理し盤上に並べパラフイン油を塗り藥品を附着せしめて乾燥させ、箱を切斷し軸木を充塡し、印刷紙を貼り包裝をすれば完成する。

該工場の製品は全く安全燐寸のみで三友牌、飛鵝牌、金錢牌、火車牌の數種がある、營業の發展してゐた當時は、一ヶ月に千餘箱の燐寸を出したが、近來は外國品の競爭と資金の缺乏の爲め毎月僅かに七八百箱を出す

某氏の推算に據ると、湖南省は毎年百餘万元の皮革を需用するといふが、長沙の嚴嵩、嶽華の兩公司が一、二十万元内外を供給する外他の小工場合せて十餘万元の供給に過ぎず、常徳が十餘万元を出し合計五六十万元の皮革供給に過ぎない。その他は之を他省に仰がねばならぬのである。省外國の皮革及び上海漢口等の精革は價格何れも高く省内の民衆の生活程度では購買し難い。省は内地に僻在して居る地方のみが生皮の產地なのである、若し製革事業に一大改良を加ふるに於ては精良品を製出して他省及び外國品と競爭することが出來、又自給するに餘りあると思はれる。

第十六節　嶽嵩皮革公司

第一、沿　革

該公司は民國十四年の創立で發起者は賓步程、周伯南等である。初めは資本を十萬元と定めたが、後に募集し得た資本は僅かに六萬元であつた。成立から今に至る迄已に十年に及び、中に政局屢々變化を經たるも未だ中絶せず續き、民國二十二年に營業を擴充せんが爲め太記洋行の株が加入したので更に太記嶽嵩皮革有限公司と名づけ、今日に至つて居る。

第二、組織及び設備

該廠の組織は理事會の下に經理を置き全廠の事務を總攬し、經理の下に營業、工務、財務の三部を設け、工務の下には又石灰、藥品、精製の三科を置き、別に靑石街に營業部が設けられ、營業員數名を雇つてゐる。

該公司は設立より既に十餘年になるが、工務設備には年々增加せられて來てゐる。機械は米國品である。

第三、原料の種類及び産地

該廠の主要なる原料は牛皮で、生黃皮乾黃衣の二種に分れ、二者何れも本省の常德一帶に產し、二十年度にはこの二種の原料一千二百石を使用し、價格七萬一千四百元であつた。二十一年度には九百五十石を使用し、價格十萬三千四百元、二十二年度は八百八十石を使用し、價格八萬五千七百元であつた。

第四、製造順序

製造順序は三回に分れ、一は石灰水による洗滌、二は藥品による精製、三は鞣皮である。生皮は先づ淸水の中に入れて洗ひ滌ぎ、毛を削り肉を去り、石灰水の中へ放置し、約一ケ月を經て取り出し、細毛を除去し更に折り疊んで藥液の中に浸し約五十日を經て取り出し、更に鞣皮料の中に入れる、鞣製法には二種ありて、一は植物性の脂肪を用ひるもので、時間長く手數が面倒で且つ費用が多い、靴の底皮に用ひる革を製するに行はれ、一は鑛物油を用ひるもので時間短かく手數が簡單で費用が少い、主に鞋の底を造るに用ひられる。鞣皮は乾燥室に置かれ蒸氣筒を用ひて乾燥させた後壓搾室に送られて數回壓搾すると平らかなものとなる。

第五、製品の種類數量及び原價

該廠の製品は白底皮及びなめし革の二種で每日白底皮二十枚なめし革十枚を出し、每石の原價は原皮約三十餘元、藥品約二十餘元、人件費約二十餘元、租稅五元合計約九十元で、多くは長沙市內に販賣され、一石の價格は約百圓である。該廠の製品は單位原價が九十元で、平均販賣價格は百元であるから略々利益があるとは云へ滯貨が多く利子の負擔が重いから餘す所亦た極めて制限がある。

第六、職工の生活

該廠には職員八名職工二十餘名が居り、一日九時間の勞働をなし、一ヶ月の最高賃銀四十元、最低六元である。毎年餘剩金があると十三分の三を職工に配當し、日曜を除く外他は何れも勞働に服し、疾病による休業には給料を通常の如く與へ、職工が公務に因つて負傷すると工場より醫療を加へ死亡者には工廠で救恤金を與へる。

第七、營　業　狀　況

該廠は民國十四五年の頃にあつては營業極めて好況であり底皮の製造を除く外並びに機械に用ひる調革をも製作し、一ヶ月に二百餘石の皮革を出し年產價格二十餘萬元、もとは七十餘名の職工が居つたのである、現在は僅かに二十餘名の職工が居るのみで營業も亦た僅かに以前の三分の一に及ばない。蓋し近年來小工場の皮革の價格が低廉なのと市場の不振、加ふるに利子の負擔が巨額なのとで稍々缺損があると云ふ。

第十七節　嶽華皮革公司

第一、沿　　革

該公司は民國十年に創設され、竇步程等が資本を集めて經營し、初めは合夥公司として資本金僅かに一萬八千元であつたが、後次第に增加し今に至つては已に五萬元に近き資本を有し、設立より今に至るまで十有餘年になる、民國十六、十七兩年に共產黨の影響を受けて數ヶ月休止した外は何れも營業順調であつたが、民國二十年全省の水害と農村經濟の破產、市場の凋落に因つて各業何れも損失を受けたので、該公司も亦た缺損を生じ、內部を改組し營業範圍を縮小した。

第二、組織及び設備

該公司の組織は理事會の下に理事、經理の二部に分ち、理事部に理事長一人、理事八名を置き、經理部は經理部長一名、經理士二名が置かれ、別に會計主任一名を置き、事務員數名を雇ふ、組織は甚だ簡單である。

該公司の工場は南門外の靈官渡正街に設けられ、一層の舊式家屋で、地域は二百三十坪、前方は營業部後方は製造部である、井戸が三ケ所試驗室一ヶ所、倉庫貨物貯藏場二ケ所があり、その他の職員の宿舍、食堂倶に完備してゐる。

該公司の機械設備は獨逸製動力機の外は悉く長沙機械製作所の製造に係る。

第三、材料の種類及び價格

該公司の主要な材料は牛皮で、膠取り、軻子、石灰、明礬等は之に次ぐ、牛皮は省内から產出するものを用ひ、膠去り及び軻子は海外及び他省より來る、現在每月牛皮三百枚、鞣皮料五十包、石灰三十擔を消費し、每年原料として四萬餘元を費す。

第四、製品の種類及び價格

該公司は當初成立せる時からの製品には底皮、機械帶革、軍用品の數種があるが、現在は專ら底皮を製造し白底、赤底、黑底の三種に分ける、每月白底革二百五十枚、赤底革四十枚、黑底革十枚を出し、每年の生產品價格を合計すると約五六萬圓である。

該公司の製品は全く省内で使用され、現在皮革一石の價格最高百五元、最低九十五元、二十年度は合計九百磅を出し、價格八万餘元、二十一年度は八万磅を販賣し、價格六万餘元、二十二年度は七万磅を販出し價格五

万餘元であつた。

該公司には現在職員四名、職工三十名、一日八時間の勞働をなし、職工の賃銀は生產能率に應じて計算し、每月最高十八元最低八元、食費宿泊は他處で濟まし疾病に因る休暇には賃銀を拂ふことは規定通りである。每年末には利益金十二分の三を配當し奬勵金としてゐる。職工が公務に因つて疾病に罹ると公司より醫師を招聘して診察し公務に因つて死亡すると臨時の救恤金を協議の上で支給する。

第五、職工の生活

第六、營業狀況

該公司が設立された當時は營業盛んに發達し、每年の營業十餘萬元に達したものであるが、近年來は社會經濟の衰頽と民衆購買力の薄弱なると、資金の回轉が圓滑に行かぬとに加へて小工場の競爭は甚だ烈しく、外國商は皮革の亂賣を行つた爲め每年の營業は僅かに五六万元で營業狀況は單に現狀を維持するに足るのみである。

第十八節　製粉業

米と麥とは支那人一般の主要な食料品であり、北方諸省では特に多く麥を食するので製粉事業は早くより發達し、所謂磨坊の製粉は支那の重要なる手工業の一つであつた。機械製粉法が輸入せられた後は支那舊來の土法による製粉業は漸く淘汰され、支那人も相率ひて機械製粉工場を設立することゝなつた。

湖南省は南部に位して居るが、然も毎年麥粉の消費は夥しい數量に上る。そこで湖南省でも民國四年に湖南麵粉公司の設立があつた。但し荒災頻發したのと政治の混亂とに因つて該公司は設立以來今日迄餘り發展はしなかつた。

由來支那の製粉工業は原料の缺乏と、外國粉の競爭とに因つて何れも不振の現象を呈してゐるが、湖南は內地に僻在し外國粉の輸入は尙ほ少なく、土粉の移入は每年數十万兩に上り、その輸入は年と共に增加し近年は六七十万兩に達し、數量の巨額なる驚く可きものがある。

湖南省は麥圃が二百四十四万餘畝であつて、一ヶ年の產麥量は五億一千三百万斤と云はれる。湖南省の製粉事業を發達せしめて生產する麥を悉く製粉する時は優に自給自足の可能性はあるのである。今製粉工業の現況を揭げると次節の如くである。

第十九節　湖南麵粉公司

第一、沿　革

湖南麵粉公司は民國四年に設立され、左彤軒、陳友梧、黃藻奇等が資本を集めて創始したものである。初めは資本金五万元で、民國五年增して十万元に至らしめた。民國七年兵亂に因つて紙幣價格が低下し、該公司は頗る損失を受けた。加ふるに原料の缺乏から生產が減少し、民國八年に至つて遂に停頓を告げ、以後も該公司

内部の意見が紛糾し暫く恢復するを得なかつたが、民國十年該公司は機械を擔保として八万元を借り、民國十一年營業を繼續した。當時は營業甚だ旺盛であつたが民國十五年にはまた革命軍が與り、十八年に至つて始めて克服した始末であつたが、十九年又も赤匪の侵入に遇ひ損失は甚だ巨額に上り、漸く民國二十年に復業し經營未だ久しからずして復た原料の缺乏に因つて營業が損失を受け、二十一年に至つて休業し、二十三年は内部を整理し固定資本六万元流動資本十万元を借り入れて七月正式に開業した。たゞ該公司は開業未だ久しからず產出量製品共に統計がない、茲に各方面より調査したものに據りその過去の營業情況を左に記述する。

第二、位置組織及び設備

該公司は長沙北門外の新河に在り、地域約八万餘坪、前は新河に臨み右は粤漢線の新河驛、左は湘江で交通は頗る便利である。地位は適當で工場の建築は正方形をなし、寬廣高大で内は製粉室、電機室、發電室、機械修理室の諸部に分れ、その他職工の宿舍、穀倉、乾燥場何れも完全である。

該公司の組織は株主總會の下に理事會、監査會を設け、公司一切の事務を總攬し、別に經理一名を置き經理の下に廠務、會計、仕入、販賣、事務、監査の各課が設けられ各々主任一名職員數名を置く。

該公司の機械には發動機一臺、爐一座、（二百四十馬力）、修理機一臺、發電機一臺、製粉機八臺、手篩角篩各々一臺である、何れも民國四年に購入され約十一万餘元の價格であつた。

第三、原料及び製品

該公司の主要なる原料は小麥で、多くは本省内の常德、津市、合口、衡州、湘潭及び湖北の巴河の各地より採る。常德、津市は十分の七、合口は十分の二、衡州は十分の一を占め、毎年合計一万四五千石を消費するが

當時毎月使用した石炭も亦た四五百噸に達して居る。

該公司の製出した麥粉は、嘉禾牌と名づけ、綠、藍、紅の三種に分ち、全部の機械が運轉されると一晝夜に一千五六百包の麥粉を製造することが出來る、卽ち藍種一千二百餘包、綠種二百餘包、紅種百餘包である。何れも本省內で消費される、玆に該公司二十一年度の麥粉の價格を擧げると、藍粉一包が最高三元四角、最低三元二角、平均三元三角で、綠粉は最高三元二角、最低が二元九角、紅粉は最高二元五角五分で最低二元四角であつた。

第四、職工の生活

該公司は民國二十一年に於て職工二百餘名を有し一日十時間の勞働をなし、晝班夜班に分ち、週に應じて順環交替してゐる。賃銀は時間に依るものと、能率に依るものの二種に分ち、時間に依るものは最高二元餘、最低三四角である、工率によるものは、最高一元最低六角、日曜は休日で給料は常の如く支給され、一年の決算期には剩餘金の十分の一を職工に配當し、職工が勞務に因つて疾病或は死亡に遭ふと、公司は事情に應じて醫療費、或は救恤金を與へる。

第五、營業情況

該公司は創設當時には毎年の營業百餘万元、民國五年の決算には純益六万餘元を獲、民國六年には三万餘元、七年には一万餘元と減じ、民國八年以後は休業し、民國十一年に再開され、民國十二年に至つて四万餘元の利益を擧げ、民國十九年には八万餘元、民國二十一年にも亦た一万餘元の利益を獲た。總計するに該公司は設立より二十年近くの間、中間に幾多の變遷を經て屢々起り屢々仆れたが、然も開業以來猶ほ百數十万元の剩餘金

を獲得して居る。

要するに湖南全省一年間の麥粉消費量は四十万石で、該公司は一年に一万餘包の麥粉即ち約十六萬餘石を生產するが、猶全省麥粉消費總額の二分の一にも及ばない、今後能く努力邁進し製出を增加すれば、外國粉の輸入を杜絕させ、全省の市場を獨占するのは困難ではない筈である。

第二十節　製紙業

支那の大發明の一つとして製紙と印刷がある、蔡倫が製紙法を發明してから今日までに二千餘年を經てゐる。蔡氏は湖南人であり湖南は元來紙類の極めて豐富の地である。昔は瀏陽の一縣のみで一ケ年に土紙百万餘兩を產出し、民國初年湖南には華豐、楚湘兩製紙工場が相前後して設立されたが、經營の宜しからざりし爲めに遂に閉鎖の已む無きに至つた。

然るに近年洋紙の輸入は一ケ年に三四十万元の巨額に達し今を以て昔を思へば慨然たらざるを得ないとは湖南人の憤慨である。省政府建設廳は已に華豐紙廠を恢復し湖南造紙廠と名付けたが開業以來日未だ淺く產出量等に關する統計等を缺いてゐる。

尤も湖南省に於て製造される舊來の支那紙は以前の如く大なる需用は無くなりつゝあるが、依然として相當の額を產出して居ることは各縣の產業の部に詳述した通りである。但だ大組織の製

紙業即ち洋紙の製造に至つては僅かに前記の一工場あるのみなのである。

第二十一節　湖南造紙廠

第一、沿　　革

民國元年に華豐紙廠が創設され、官民合資で資本金は二萬餘兩で、工場は南門外豹子嶺に設けられ、初めは馬叔度が經理に當つたが開業一年も經たない時に適々湯薌銘が湖南に入りし爲めに該廠の事業は全く停頓してしまつた。民國六年に至り商人張牧荞が資本金四千元を以て營業を繼續したがまたも資本の缺乏に因つて休止し以後何人も手を着けず、而して工場も機械も多く破損した、二十三年漸く建設廳によつて復活し七月再開となつた、資本總額五萬二千元、官株三萬二千元民有株二萬元の官民合資で創められたものである。

第二、設　　備

該廠の機械設備として一部分は華豐紙廠の原有のものを其儘使用して居るが、その他は何れも新らしく購入されたもので、動力機、造紙機等一通りは完備して居る。但し年々増加する新聞其他の印刷用紙は民國十八年には三十四萬餘兩、同十九年は二十七萬兩、同二十年には三十二萬兩を突破して居るので、之を驅逐して湖南省の印刷紙の自給自足を完成する上には更に十倍の設備を爲すの必要がある。而も湖南省は製紙の原料には事缺かぬのであるから將來は大に囑望されてゐる。

第二十二節　瀏陽の製紙業

瀏陽は土地肥沃物產豐饒で住民は勤苦勞に耐へ、工業を好み、他に移出する物資は爆竹、麻布、紅茶、茶油等のある外に紙の移出百萬元に達する。尤も近來は紙價低廉となり且つ外國輸入紙の競爭の爲めに昔時の盛況には遠く及ばない。それに瀏陽人が製紙の上に改良を加へないので精良なる外國品に壓倒される傾向にある。

第一、産地及び種類

瀏陽で紙を產出する所は東鄉が最も多く、年に約七十餘萬元、西、南、北の三鄉で產出するもの合計約三十萬元、蓋し東鄉は紙の原料たる竹が多いのに由る、故に蒸竹猗々たる境に製紙工場が林立し、儼然家庭工業の如く西、南、北の三鄉は竹を產するとはいへ紙の製造業者は少ない。瀏陽人の製紙業を經營するものを見ると何れも大工場の組織がなく、毎年二三月で終り或は半年間にして中止し、終年製造するものは極めて少ない、蓋し瀏陽の住民は農業を主とし其の餘暇に製紙業を營むので、何れも之を副業と見て居り、初めから之を專業とするものはないのである。瀏陽の製紙は種類が多く、折表紙が約全額の五分の三を占め、寫紙（丁貢理由の竹紙）約五分の一で、其の他は火紙、皮紙、草紙の生產額である。大體後の三種は北鄉より產出し、西南の二鄉は僅かに折表紙を產し、東鄉は則ち各紙を包括して產出し、折表紙、寫紙が最も多い、之に用ひられる原料は火紙、折表紙、寫紙が竹より製造される外草紙は稻の藁より製造され、皮紙は雪花樹、冬皮樹等の樹皮から之を製造する。

第二、製　紙　法

其の製法に至つては全く手工による、然も亦紙の種類も不同で方法もやゝ異なり、折表紙と寫紙の如きは同じく竹から製造されるが用途は互に異なり、品質も甚しく異なるのは原料に精粗の差と、漂白されたもの漂白

されぬもの等の別あるに因る。試みに二者の製法に就いて其の概略を述べると、折表紙の製法は春夏の交に當り若竹の枝が全く放れた頃其の竹を伐り取り、其の枝を去つて之を細かく碎き、石灰に和して水中に浸して置く、凡そ竹五百斤毎に石灰四十斤等區々であつて製造しようとする紙の品位によつて定まる、紙の質の良いものは石灰を要すること多く、其の品位の低いものは石灰の量も亦比較的少ない、水中に浸す時日は大體四十日で之を過ぎると使用し得るが、或は都合によつて之を採取せずに放置すること一二年の久しきに亘るやうなことがあつても亦他の障碍を生ずることなく、引き上げた後は放置して石灰水を除くため清水を注入し攪拌して之を洗滌し、洗ひ終ると復た水中に浸し、稻のわらで覆ひ其の醱酵に任せ、四十日の後に其の外皮を去り、質により分別して之を突き碎いて製紙原料に供するのである。この製出された原料を生料と云ひ、折表紙は即ち生料より製造されたものである。其の製出された紙の質の優劣は原料の優劣に依つて異なり、原料が精良であれば紙質は優等で、原料が粗惡であれば紙質は劣等である。折表紙は頭印、二印、三印に分れる所以はこの爲めである。寫紙の製造は先づ若竹の枝が將に放れるか未だ放れない頃に之を伐り取るのであつて、其の竹は比較的軟かく、之を用ふると石灰の量が比較的少なく、浸潤を事とせず直ちに釜で煮熟し煮え熟した後に其の皮（他種の用紙の原料となる）を除き去つて之を洗滌し、更に之を突き碎き次で水を注いで之を漂白する。原料が既に清潔であるから、紙は優雅である。其の丁貴、理山の二種の竹紙に分れてゐるのはその厚薄の差や幅の廣狹による相異であつて他の區別があるのではない。他種の紙の製造に至つても皆大同小異である。之が瀏陽人の製紙業經營の大略の情勢である。瀏陽紙の販路は漢口、上海、河南、香港及び南洋諸島が最も著名である。

第二十三節　印刷業

湖南省に於ける印刷事業は端を前清の末期に發し、最初に宏文公司の設立があり、民國元年に至つて徐延祉、吳壽民等が湘鄂印刷公司を創立した。當時の機械工業は極めて幼稚で印刷技師も亦た甚だしく缺乏して居つたものである。

民國三四年頃は首都の長沙に僅々三四箇所の印刷工場があつたのみ、爾來書籍新聞の印刷が日に發達し、民國十五年に至つて三四十戶となり、全省では相當の數に上り、現在では長沙丈に百軒近くの印刷工場があり、資本金は五十万元に達し、職工、技術者は約二千人に及ぶ盛況で、各縣城には殆んど印刷所の無い所はない有樣となつた。

但し印刷の技術は依然として進步なく、多く舊式の手刷機及び鉛印機のみで印刷能力は全く昂らないのみならず製品は粗惡で而も社會の需用に應ずるに足らぬ現況である。

第二十四節　湘鄂印刷公司

第一、沿　革

該公司は民國元年に資本金五萬元を以て工場を長沙市織巷に設け今日迄二十餘年を經てゐる。創立當時は長

沙に技術者が缺乏してゐたので、該公司は社員を日本に派遣し學習させ歸國後服務の一面に一般の技術工をも訓練したのである。現在長沙の印刷技術工が上海、漢口の各大印刷所に散布してゐるのは、實に該公司の力である。民國十六年共產黨が湖南を侵し職工も怠業したので、該公司の營業は多少ならず損失を受けた、民國十七年には內部を改組し、營業範圍を縮小し、現在の資本は約三萬元である。

第二、組織及び設備

該公司の組織は、株主總會が理事五名を選擧して理事會を組織し、理事會は理事主任一名を互選し、全公司の一切業務を計劃並びに監督し、別に經理一名、工廠主任一名を推し、經理の下に營業、庶務、會計の各課を置き、各課に數名の職員を雇ひ、工廠主任の下には活字、石版、鑄造、彫刻、裝訂、製版、寫眞、電鍍、排版四版の十組を置き、各組に技手數名を雇ひ入れてゐる。

該廠が設立されてから已に年限を經て居り、機械設備は亦た漸次增加せられて居る。最初は日本の機械を用ひたが今は米國の機械を新たに購入使用してゐる。

第三、原料及び作業

該公司の原料は、印刷インキ及び用紙を主とし、一部分の紙類は之を上海の江南製造廠より採り、他は何れも海外より來る。每年の消費額は營業費總額の十分の七を占め、二十年度は四萬餘元を消費し、二十一年度は六萬餘元、二十二年度は七萬餘元消費してゐる。

該公司の主要な作業は、書籍、雜誌、新聞、紙幣、商標等の印刷で八時間每に能く三百捲內外を印刷する、大部分が長沙市の用に當てられるが、常德、衡陽、寶慶、湘潭の各大都市からも依賴される仕事もある。

第四、職工の生活

該公司には合計六十餘名の職工が居り、晝班、夜班に分けて勞働に服務し、晝班の勞務は一日八時間、夜班の勞務は一日七時間、毎月の賃銀は最高三十元、最低十六元、見習工は三ケ年で卒業する規定で毎月公司から一二元の小遣錢が與へられ、食事宿舍は概ね公司より供給される。毎年末には剩餘金の十分の二を職工に配當し、毎年三百日間勞務に服し、日曜は休暇を與へられない、職工は公務に因つて負傷及び廢殘の者となると公司より醫療費を下附する。

第五、營業狀況

該公司は設立より二十餘年、當初經營された時は營業頗る順調であつた爲め、一年に數萬元の利益を獲たが爾後は政局屢々變じ、怠業も時に起り營業はその影響を受けたのと、近年は印刷事業が發達し同業の競爭が甚だ烈しく、加ふるに金の價格が高騰し、原價が騰貴したので營業も亦た不振である。全年の收入は約十萬餘元一ケ年に利益金五六千元を擧げるだけである。

第二十五節　湘益印刷公司

第一、沿　革

該公司は民國八年に設立され、袁尉林、喩培支等の合資で創辦され新記印刷公司と名づけ、初め資本僅かに八千元であつたが、十九年に至り合記印刷公司として改組され、資本は二萬元に增加し、工場を長沙城內織機巷に設け、地域約六十坪である。

第二、組織及び設備

該公司は株主總會より經理人一名、協理人一名を推擧し、經理、協理の下に工務、營業の兩課を設け、各々主任一名を置き、別に營業、技術事務員數名を雇ひ組織は甚だ簡單である。

該公司は規模比較的小さく機械の設備も多くない、全部が獨逸の製品である。

第三、原料及び業務

該公司の原料は印刷インキと用紙の二種に分れ多くは外國品で每年約三萬餘元を消費する。インキは米國製で紙は瑞典から輸入せられるものが多い。印刷物は各種の證書、雜誌、新聞、表冊等である。

第四、職工の生活

該公司には合計五六十名の職工が居り、一日十時間の勞働を行ひ、晝間八時間夜間二時間、每月の賃銀は最高二十四元、最低十二元である。每年の決算には十分の四を職工に配當し、一箇年の服務期日は三百三十日、疾病に依る休業、及び指定休暇には給料を與へ、日曜日には休まない。職工が公務に因つて負傷又は廢殘者となると、公司より醫療費が與へられ、死亡者には救恤金が與へられる。

第五、營業情況

該公司が設立された際には、營業尙ほ順調であつたが近年來は原料が騰貴し、加ふるに資金が缺乏したので利子の負擔が過大となり、營業には利益もあり損失もあるが、何れも大した巨額ではない。

第二十六節　麻布工業

湖南の麻布は多額の生産があり且つ紡織工業は長足の進歩を爲して來てゐるが、從來麻布は家內工業的の製造が多い。

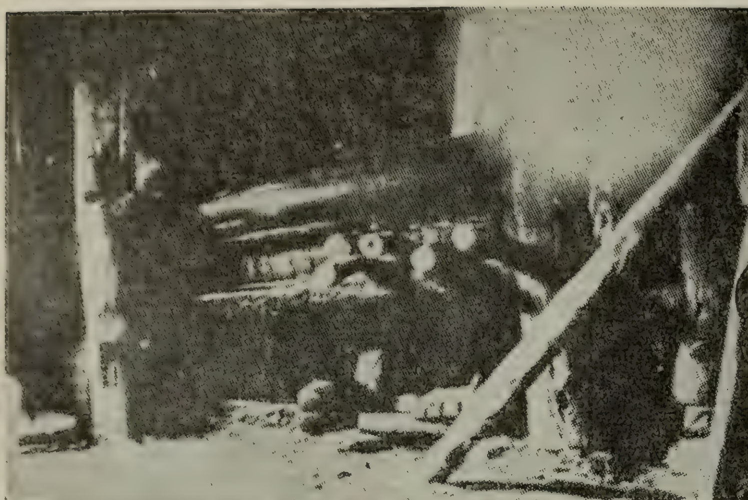
麻の重要地は沅江湘江資江沿岸の各地であり每年の產額五十万擔でその中百分の四は他省に移出せられその餘は省內で消費される。重要市場は長沙、瀏陽、醴陵、衡山、常德等の地である。織布の地質は大體何れも佳く、其の纖維は四川、福建兩省に產出するものに比較すれば堅く細く淸潔である。其の麻布の製織の最盛の所としては瀏陽、醴陵を推すべく、製品は極めて細緻である。

第二十七節　湖南刺繡

湖南省の刺繡は元來極めて精巧で、その製品は天下に甲たりとの盛譽があつた。現在この業を營むものは僅かに長沙市に二十數戶あるばかりで、湘繡、顧繡の區別がある、湘繡は十數戶あつて多くは南正街、紅牌樓、八角亭、藥王街、走馬樓一帶に開設され、規模大なるものは內に工場を設けてゐるが、他は何れも發花と云ひ女子の刺繡をするものに請ふて家に住み込んで貰ふのである。顧繡は十戶に過ぎないが、何れも走馬樓に開設され、この派は刺繡する法が露香園の顧氏の秘傳に出でたのでこの名がある。露香園はもと上海の北城にあつて是は明代に顧氏の家であつて世家花園と名づけ、顧氏の一門は何れも刺繡に精しく、よく特に一派を開いたので、遂に今の名を得たのである。現在長沙の各顧繡館は專ら神袍戲裝を刺繡するので、又粗繡とも云はれてゐる、該種の刺繡製品は亦多くは他人を雇ふて製作させるのであるが、金線銀綫の織り込みは本館の人でな

いと出來ない。

第二十八節　桐油業



舊式の搾油機

第一、湖南桐油の種類

湖南桐油の種類は頗る複雜であり普通に分類して、製造方法と品質の不同に依て區別するもの、生産地域の不同に依て區別するものとの二とする。

(一) 製造方法と品質とに就て區別するものは種類を分つて四つと爲す。桐油、光油、洪油、秀油是れである。桐油と光油は最も普通で、洪油は湖南省會同縣の洪江鎭に產し、秀油は四川省秀山縣に產す。地域同じからず製法も亦た異る。但だ今日では洪油秀油は其の區別は產地でなく本質上の差である。

(二) 產地に就ていふと、本省の黔東に產するものは全國各種の桐油中にあつては皆南桐と總稱し、南桐は簍を以て之を包裝し本支又は支簍と名づく、桶を以て包裝するものは桶桐といふ。支簍桶桐に論なく市場で普通に呼ぶ種類は北河貨、南河貨、中路貨、雜路貨、雜貨の五種で何れも產地によつて區別せられて居るのである。

第二、桐油の搾製



桐　餅

湖南省の桐油の搾製は尙ほ舊法を用ひて居る。極めて簡單な機械と人力とで搾るので油分も淸淨でないし油質も亦た劣つて居つて原價は高く貨色は優美を缺くために輸出に影響すること重大である。

搾製法、農家は桐球を採取した後室內に堆積し乾草を掩ふて霉爛を待ち外皮を剝ぐか、又は煮湯を灌ぐか或は鐵鍋で蒸して外皮を柔かにして外皮を剝ぎ桐籽を儲藏する。

油房は農家から買收するか又は代搾する爲め桐籽を油房に運び、その夾雜物塵埃を去り精選する、精選を經て桐籽を鐵鍋に入れ木棍を以て攪拌しつゝ乾燥せしめて水分を去る、夏季は强烈の日光で曝乾すれば人工乾燥に比して色澤を失はない。

桐籽乾燥の後石碾中に置き轉碾して粉粒と爲し、竹篩を用ひて之を篩ひ殼を去る。其の後底部が鐵製の蒸桶內に入れ之を蒸す、蒸し方は蒸汽の頂上に上るを度とする。

蒸し終りたる桐粉は環形の環箍中に藁を敷きその中に入れ藁を覆ひ、壓搾機で壓搾して油を滲出せしめる。搾出の液汁は布を以て濾しその渣滓を去る。かくて得た油を一次油とする。木搾の壓力は大きくないので普通は

二回搾る。第一回の搾り粕桐餅を更に碾粉蒸製して二度目の壓搾を行ふ、二回目の油を二次油と稱する。反覆第三回搾油するものは三次油と稱す。之を各種の方法によつて精煉して光油、秀油、洪油等が得られるのである。

第三、桐油の産量

湖南省は各縣何れも桐油を産する、たゞ縣によつて自給自足する丈で他に移出し得ないものもあり、自給すら得ない縣もある、その全省産量の統計を得るに頗る困難である、今輸出統計及び各縣の報告等を綜合して推計すると次表の如くである。

		備考
總計	六〇六、六八〇擔	
桐油	四八五、〇〇〇擔	沅江の流域に約二十八萬擔、澧水流域に約十萬擔、湘水流域に約八萬擔、資水流域に約二萬五千擔
洪油	八六、四〇〇擔	洪江へ集中するものは約十四萬桶、常德の産量は約四千桶左右、毎桶は六十斤を以て計算す
秀油	三五、三八〇擔	常産量、及び集中量、尖秀は約六千桶、中秀は約三千桶、水秀は約四萬桶、毎桶は七十二斤を以て計算す

流域を以て言ふと沅水は最も多い、約桐油二十八萬擔を産し、湘水之に次ぎ約八萬擔、資水は最も少く僅かに二萬五千擔左右である。

第七卷　商業及び貿易

第一章　商　　業

第一節　總　　說

支那內地の商業の盛衰は直ちに對外貿易の消長に影響する、支那は世人周知の如く農業國であつて、其の農村の興廢が商業の盛衰に直接の關係を有してゐる。最近支那農村の疲弊は言語に絕するものがある。而して湖南省農村の有樣は、農業の條下に詳述した如く極端の悲境に陷つて居る。隨つて基本物產の產出も亦た精製品の販賣市場も共に封鎖されたと同樣の情況にあるので商業の振はない事は夥しいものがある。特に湖南省の如きは從來物資の豐富を以て聞え、住民は殷富であつて購買力の多い地方と稱せられたものであるが、一朝にして全く荒廢とは至らない迄も、生產力は衰へ購買力の激減を見たので商業の衰頽を來すは當然の事である。最近に至つて政治は漸く安定を得たので漸次產業上の發展を見るであらうが、現在は頗る悲境に立ちつゝある。

由來支那の社會組織は名目の上からは、士、農、工、商と稱して商家は最下に置かれてゐるが、

實際の上からは、官吏讀書人である士の階級を除いては商業者に知識階級のもの多く、且つ經濟的に惠まれて居る關係から、無智無學者の多い農業者は勿論工業者よりも社會的の地位が高く、且つ農工者間には從來組合組織が殆んど發達して居らなかつたに拘らず、商業者間には疾くから一種の組合が完備して居るので、支那人の商業上の手腕は大に認められて居つたものである。尤も純粹の湖南人は商業的の手腕乏しく、現在湖南に於て商業の經營に當つて居る者の多くは江西、廣東、湖北等より入り込んだ所謂客人の手にあると云はれてゐる。

商業取引の實際に就ては各地の習慣と貨物の種類に依て同樣でない、此には湖南省主要輸出品である桐油及び重要輸入品棉紗の運銷の狀況を擧げて他を類推するの資に供する。

第二節　桐油の運輸取引の狀況

第一、桐油運銷

本省桐油運銷の方法は儲藏、包裝、運搬、精煉及び檢査の五點に分たれる。

一、桐油の儲藏、湖南省の油坊は普通に大木桶又は木倉に油を儲へる、その容量は一千斤から一万斤に至り不同である。但だ冬季に華氏四十度以下に降る時は凝結の虞があり、この時は此種の凝結油を汲み出し、別に沸騰油百斤を灌ぎ蓋を用ひて能く覆ひ、紙を以て固くその口を封じ、北風の吹き入るを防ぎ以て春に至つて凍

解の際に痂の生ずるを免れしめる。此の如くすればたとへ痂油が出來ても少量である。若し自然に任せ嚴寒に遇ふと翌春に三割から七割も痂が出來る。尤も此種の儲油方法は歐米人の如く鐵池に儲藏し嚴寒には蒸氣を通ずるやうにすれば痂の生ずることはない。

二、桐油の包裝、本省桐油の包裝方法は四種に分る、一は簍裝、二は桶裝、三は聽裝、四は散裝である。簍裝は即ち篾簍を以て包裝する、簍の形は圓くして口は稍や小さい、內に油紙三四層を貼り油の滲漏を防ぐ、容積は大小一樣でなく、大なるものは約百斤を入れ、中形は約七十五斤、小なるものは約五十斤を入る。是等は各省のものより小さいので特に支簍と稱して居る、毎簍の値は洋銀二角前後である。

桶裝は木桶、鐵桶二種に分ける、木桶の形は圓く二面は皆平らかで、口は底より大きく、毎箇の値は洋銀四角前後である、簍裝よりも遺漏の患を減少すべく、容油量は六十斤より百〇五斤に至り等しくない、桶桐の重さは百〇五斤、洪油毛（毛は包裝）の重さ六十斤、淨（正味）の重さは五十八斤である。（蘇秤）秀油毛の重さは七十二斤で淨の重さは六十六斤（普通の秤を指して言ふ、毛重は漢秤八十五斤、淨重は七十八斤に相當する）鐵桶は圓形に爲し一に青果桶と云ふ、普通に油三百三十斤左右を裝填出來る。外商は桐油の歐洲輸出に多く之を用ひる。

聽裝は使用後の洋油聽（石油罐）を改めて桐油を詰め、毎聽に油三十斤を入る、多くは北方に運銷するの用に供する。散裝は船艙に入れる場合であつて、アメリカへ運ぶの油の多くは之を用ふ其の法は首めは油池を用ひて儲存し管を以て船艙に導入するのであるから滲漏及び一切の無駄を免れる。四法の中散裝が最も良い方法である。しかし簍裝、木桶裝は最も普遍に使用されてゐる。

三、桐油の運輸、省中產油最多の區は西部各縣であり次ぎは南部である。然し皆偏隅に僻處し高山峻嶺で交通は甚だ不便である。其の油を運ぶの方法は、先づ脚夫を用ひて擔つて水運のある市場に至り改めて民船に移す。衡州は汽船を用ひ常德長沙等の市場に運び、後漢口に轉送する、此時輪運或は帆運とするかは當時の情況に依つて異る。運賃の多寡は河水の深淺、漢口市の需要如何等が皆決定の素因である。大低昔は多く帆運に依つたもので現在は輪運によるものが多い。尤も減水には帆運を用ゐるより法が無い、大水の際は多く汽船の運輸による。輪運は何れも報關及び過磅(檢査)の手續を經る、報關の地點は長沙は長沙本埠であるが、常德、津市、益陽は何れも岳州に屬する。桐油は油棧又は油行から船に積むものは何れも目方を量る、散裝は則ち船艙の中の尺を量つて後に艙を封ずる。

各縣から桐油集中地へ輸送の費用は路の遠近交通の難易とに依て同一でない。大抵省西の各縣から常德に運ぶの運賃は五角から一元位、津市へ運ぶのは四五角である。南部から長沙へ運ぶのは約三四角、中部から長沙へは約二角である。たゞ各地の稅捐が產銷稅五角四分、剿匪附加稅二割が一律である外は差異甚だ多く、例へば省西の乾城縣瑣里から油一擔を常德に運ぶに、本地で商團自助費一角二分、團捐一角五分、學捐二角五分、自治經費一分五厘を納め、辰州に於て保商稅七角四分護送費三角二分四厘を取られ、常德に至つてまた辰沅學館捐二分を納めなければならぬ。其他各地では更に之より超過するものもある。此の捐稅は二元二角以上で運賃を合算すると三元に近い。(省政府は現在之が禁止を命じてゐる)、たゞ常德近隣の各縣と津市に集中するものは費用は割合に少ない。省の中部南部には保商護送の各稅は無いが、地方團捐學捐の徵收が普遍的にある。されば概括して云ふと、省西の各縣から一擔を常德に運ぶに平均三元、津市に至るに一元八角、省南から長沙

に運ぶに平均一元四角、省の中部から長沙に運ぶに平均一元二角である。
常德、津市、長沙より漢口に運ぶ費用は大抵相等しい、民船によれば毎擔三角前後、產銷税及び附加税已に原產地完納のものは、原票を運商に交與するのみでよい。但し近來は汽船で輸送するもの多く、汽船運輸は關税を完納するを要する、税率は三地共に相同じである。茲に長沙を以て標準とし費用を計算すると次の如くである。

類別	毎擔の費用（單位元）	類別	毎擔の費用（單位元）
合計	四・六四〇四	運費	〇・六五〇〇
出口税	〇・四七〇〇	報驗費	〇・〇八三〇
二五税	〇・二三五〇	保險費	〇・二〇〇〇
提工税	〇・一四〇〇	打汽費	〇・二〇〇〇
碼頭捐	〇・〇〇九四	湖北堤工捐	〇・一〇〇〇
撥船勞銀	〇・〇二〇〇	漢什繳拆耗費	〇・三〇〇〇
挑下勞銀	〇・〇六〇〇	新税	二・一二三〇
零繳	〇・〇五〇〇		

「註」本表は施美洋行の記載を根據として編成したものである。

四、桐油の精煉、精煉は桐油對外輸出の爲めには必ず經過すべき階級なので關係は最も重要である。湖南に

は此の設備極めて少ないが、叙述して置く必要がある。漢口油行は毛貨（粗製油）を買收した後自設の油廠に運び之を精煉して精油と爲す、精油は檢査を經た後に輸出せられる。

精煉の方法は至つて簡便であり、桐油を特製の鐵池中に傾入し、池底はセメントで尖圓錐狀に築かれ、周圍に蒸汽管があり池中の桐油は蒸汽の熱力を受けて、その雜質を漸次池底に沈澱せしめ、上は清く澄み下は混濁狀となる、その上層の淨油は池傍に豫め設けたる吸管によつて他に導出せしめ、池底の濁油は池底の吸管から洩出さす、かくて手續き完了を告げる。湖南では英商安利洋行を除く外は何れも漢口迄運んで精煉を行つて居る。

五、桐油の檢査、桐油の需要は日に加はり價格も亦た高いので、奸商は低價の他の植物油又は鑛物油を加へ欺瞞するものがあるので桐油固有の優點を喪失しその用途を破壞する許りでなく對外貿易の致命傷となる。桐油檢査は遂に實施された。湖南省では昔時は多く烈火を以て油を熬、熬た後蜂房式に凝成したものは純油と認め然らざるものは夾雜物があると爲した。たゞ其方法簡單であり久しく之に依つたがその後は之を實行しない。現在では各集中地の油行及び輸出商は何れも改めて析光計を備へて居る、俗に之を檢油機と稱してゐる。桐油購入の時に檢査を爲し一・五二〇八度を以て合格標準と爲し、否らざれば拒絶收買しない。此法を用ひて桐油を檢査すると頗る便利である。普通商人多くは之を採用する、但だ鑛油の析光指數も亦た一・五〇六九度の高さに至るを以て桐油に混入し、百分の二十以後に在るが尙ほ合格する、且つ松香を桐油に加へ更に析光指數を高め得るので此方法も完全と認め難いから、現に實業部は商品檢驗局を各重要商埠に特設し、米國材料試驗所及び紐育物產交易所の規定した桐油檢査方法を根據とし、八項から成る檢査を施行し、頗る完全と稱され

てゐる。次に之を抄錄する。

支那桐油檢驗定數表

檢驗の類別	外國へ輸出 最高	外國へ輸出 最低	國內に運銷 最高	國內に運銷 最低
色狀 Color and Appearance	淺淡澄清		紅棕色より澄清の淡黃色なり。	
比重 Specifi· Gravity (15.5° C時)	○・九四三	○・九四○	○・九四四	○・九三八
酸價 Alcohol-benzol	八・○○○		一五・○○○	
鹼化價 Saponification Number	一九五・○○○	一九○・○○○	二○○・○○○	一九○・○○○
析光指數 Refratives index (52° C時)	一・五二○	歐米國に輸出す 一・五一六五 歐濠に輸出す 一・五一五○	一・五二○	一・五○二
(韋氏法) 碘價 Iodine Number (Wij's)		一六三・○○○		一五八・○○○
(白郎氏の法) 熱試驗 Heating Test (Brawn)	十二分の時間			
(徑六吋金屬皿を用ひ) 華司脫試驗 (Wo stall)	七・五分の時間			

(註) 本表は漢口商品檢驗局發表の記載を根據として作成したものである。

油商が檢査を要求する時は費用一角を添へて檢驗局に檢査を請求する、局は員を派して見本を取り檢査に合格する時は合格票を下附す、右票は有効期限六ケ月であつて、甲局の合格は乙局にも通用する。

本省の桐油は南向きの坡地に生長したものゝ桐油は析光度高く、また桐球の自落したものより得た桐油は早摘みのものより高い、搾油の清潔なる桐油は不潔のものより高い。一九三五年米國シカゴ萬國博覧會に出品せる、湖南省桐油の化驗の成績は次の如くであつた。參考の爲めに表示すると次の如くである。

湖南桐油化驗の成分表

種類	桐油	桐油	秀油
析光指數	一・五一七三	C一・五五度 一・五一九五	—
比重	〇・九四二〇	〇・九四〇〇	〇・九九一〇
碘價	一六七・三〇〇〇	一六六・〇〇〇〇	一〇六・〇〇〇〇
鹼化價	一九二・一〇〇〇	一九六・〇〇〇〇	二〇五・〇〇〇〇
酸價	四・五〇〇〇	〇・九四四〇	二・八八〇〇
雜質	〇・一二〇〇	—	—
水分	〇・〇八〇〇	—	—
不鹼化物	〇・六一〇〇	—	—
華氏試	線狀 六・四〇 周狀 七・〇五〇〇	—	—

鮑氏驗	一〇mi	—	—
検定機關	實業部漢口商品檢驗局の化驗處	湖南鑛產化驗所	湖南鑛產化驗所
検定時期	一九三五年三月七月	一九三六年十二月	一九三六年十二月

註、本表は（１）漢口商品檢驗局の檢驗年刊の第一期（２）湖南鑛產化驗所の證票を根據としたるものである。

第二、湖南桐油の省內運輸

本省は支那の南部に位し、山嶺重疊交通は頗る不便である。幸に湘、資、沅、澧の四水は全境を縱貫し、其の支流も亦た錯縱雜出して往來の運輸は、大部分舟楫の利に依ることが出來、本省桐油の集中地は何れも水道に近臨せるを以てその吞吐を資け、帆船の通じない處は脚夫を雇ふて挑運し沿江の各地に至り、然る後船に轉じて主要の城市に運び集中分別して省の內外各埠に販賣せらる。

桐油は原產地から運出の後其主要の集中場所は五つある。

（一）長沙市場、湘江流域の各縣に產する所の桐油の集中地である。

（二）益陽市場、資江流域の大部分の桐油通過の場である。

（三）洪江市場、沅江流域の各縣の洪油の集中地點である。

（四）常德市場、沅江流域の桐秀油の集中地點である。

（五）津市々場、澧水流域の產出桐油の集中場所である。

桐油は上述の各地に集中の後、一小部分は本省人民の消費に供せられ、その餘は何れも岳陽に集まり漢口に

湖南桐油集散圖



販賣せらるゝか、或は他の港に運ばれる。

原産地の油坊は桐油を搾製した後は附近の市鎭にある油商に賣り出す、油商は買集めた桐油を一小部分を自用に供するか或はその土地で販賣し、大部分は省內の集中市場に送り出し各油行に販賣する、若し價格が折合はないで交渉が纏まらないと直接に漢口に搬出するものもある。

各集中地の油商は買收した桐油を當地出張の油行、鹽號又は各地の買手に賣り渡すか、又は自ら漢口に運搬して善價を求める。しかし近來は漢口に運輸するものは稀である、それは運賃負けがして割に合はないからである。

第三、湖南桐油の輸出額

湖南の桐油は大部分は省外に輸出せらる、輸出地點は二方面であり、一は歐米各國、一は國內各省の商埠である、前者は油漆製造に用ひ、米國が消費量最も多い、後者は大抵普通の使用に供せらる。

海關の報告に據ると湖南省が毎年汽船によつて輸出する數量は三十萬擔以上で、民國十八年に最高レコードを示し五十一萬餘擔に達し價額一千二百餘萬兩に及んだ、茲に歷年の輸出量及び價額を擧げると次表の如くである。

年別	擔數	關兩總値	銀元改算
民國十一年	四二六、九四五	六、二三二、七四一	九、七一〇、六一〇・四七八
〃　十二年	四七八、〇三七	一一、八九七、八六〇	一八、五三六、八六五・八八〇

〃 十三年	四一〇、一六五	九、七六〇、九九一	一五、二〇七、六二三・九七八
〃 十四年	四九二、二一一	一一、七七二、三六二	一八、三四一、三三九・九九六
〃 十五年	三七四、八四四	九、三六七、四一〇	一四、五九四、四二四・七八〇
〃 十六年	二八四、八七九	七、三二七、九八五	一一、四一七、〇〇〇・六三〇
〃 十七年	四二二、五二六	一一、二七七、六〇八	一七、五七〇、五一三・二六四
〃 十八年	五一〇、一九三	一二、九六七、三六六	二〇、二〇三、一五六・二二八
〃 十九年	四七九、九二一	一一、九〇二、六一四	一八、五四四、二七二・六一二
〃 二十年	三二三、六四二	五、七二四、七三七	八、九一九、一四〇・二四六
〃 二十一年	三一八、三〇〇	六、一四九、八八九	九、五八一、五二七・〇六二
〃 二十二年	三六〇、六二一	五、一〇七、二四八	七、九五七、〇九二・三八四

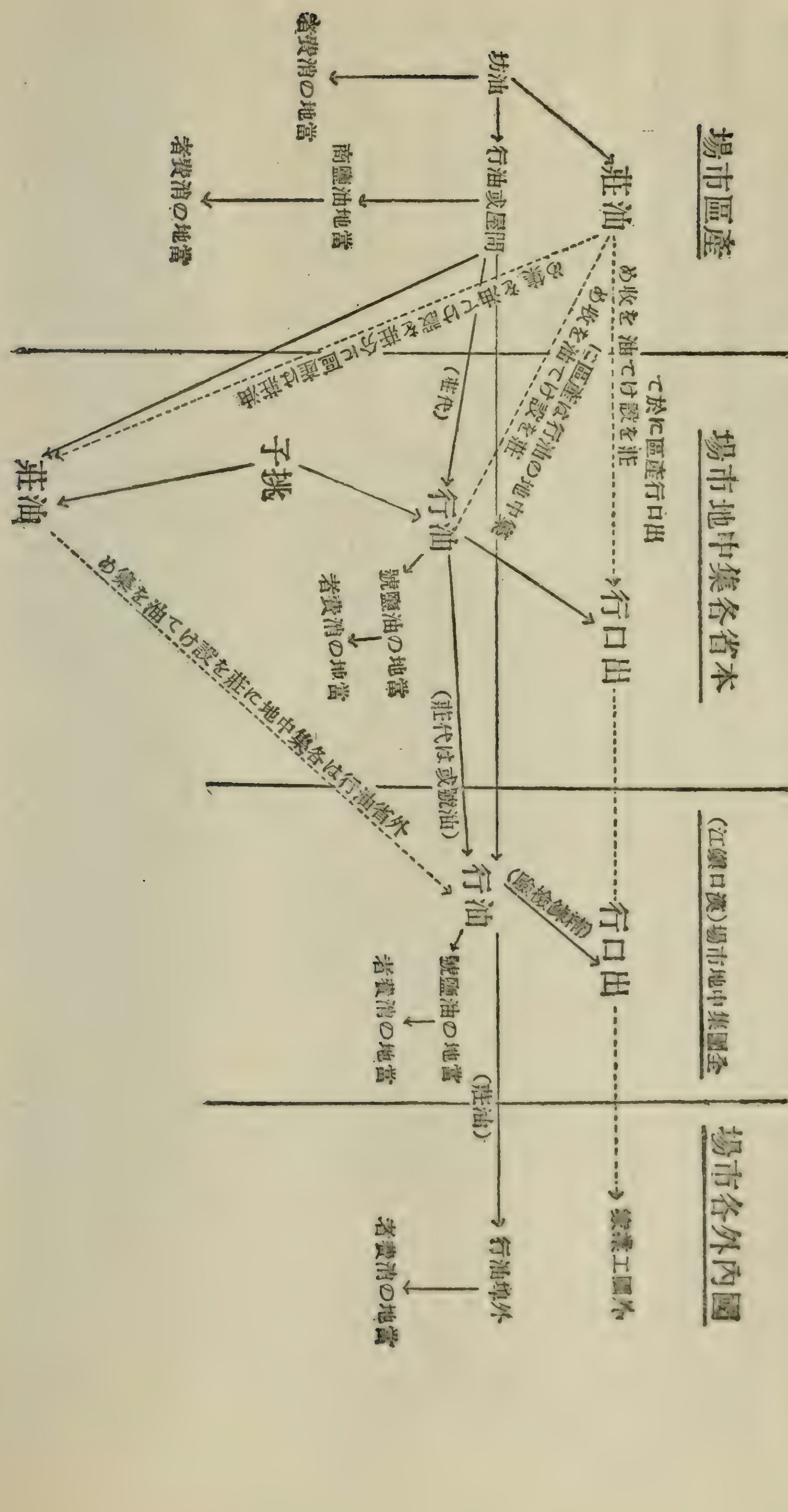
註、本表は海關貿易表に據る。

第四、湖南桐油業の分類及び相互關係

桐油は湖南重要の産物なるにより之を取扱ふ業務は頗る發達し、牙行（問屋）の設立は全省に遍く毎縣に多きは數十少きも二三家はある。たゞ概ね資本乏しきと內地の交通困難とに制限を受け、産地から集中地に至る間を轉輾受け渡しするに過ぎない、人手を多く經る結果は原價を加重するのみでなく、且つその範圍が小に過ぐるにより、外國商人は大きな資本を利用して桐油市場を勝手に左右するので、支那油商は僅かにその鼻息を

窺つて商買する傾向がある。

桐油は農家が生産してから內外消費者の手に渡る迄其の間交易經過する順序は頗る複雜多岐である。玆に圖を以てその關係を示すと次の如くである。



湖南省の桐油商、若し專ら本省の桐油商に就いて言ふと、代莊、油行、油莊、油號、出口行、油鹽號等の分ちがある。

(一)、代莊は產區の販戶又は油行の委託を受け、各集中地油行の機關に桐油を代つて售るもので常德を以て最も盛んとする、其の他の各地は數量何れも少い。

(二)、油行は買入れ賣出しの中間商人で、一方は販戶、挑子及び代莊に向つて購入と同時に復た當地の出口行、油鹽號及び本省の各埠に向つて販出する(時としては亦た僅かに居間紹介だけで九八掛けを口錢とし)或は直接漢口に運銷する、其の資本の大なるものは集中地市場に莊を設けて油を集め、販戶の壟斷を免れる、此等油行は大小種々あつて、最大なる者は資本數萬元小なるものも亦た數千元に達する、其の責任は無限である、各行皆經理一人、司賬一二人、司秤二三人を置き、その外町を廻る者二三人を設けて居る、其の集める所の桐油は何れも毛油である。常德、津市は十九兩二錢を以て一斤と爲し長沙は十六兩を以て一斤と爲す、是れ行秤であつて出口行に售るものは風袋を除いた淨貨である。各埠は何れも十六兩八錢を以て一斤と爲し稱して磅秤といふ、故に後者は秤小さく價格は高い、以て各項の費用に當てる。桐油の買賣に銀、油對處の外、先銀後油、先油後銀の三種がある。後者は普通所謂期貨である。

(三)、油莊は外省の油行が本省集中地に設けて居るの字號である。專ら桐油收買を事とす、現時の洪江油莊及び普漢口油行では常德、津市等の處に設けた莊號は何れも此種に屬する。

(四)、油號も亦た漢莊と稱する、本省各集中地から漢口に派遣した經理であつて、純粹な客號の性質である。其の總處は仍ほ各地の油行である。漢口で市況を探究するは總處の通知で買油商情の參考を得並びに總處運漢

の桐油の代賣を爲す、本省の漢口駐在の正式油號は合計して常德、津市、洪江の三幇がある。其の中に常幇は各省駐漢油號中に在つて最も勢力を占めてゐる。

(五)、出口行は亦た洋莊とも呼ぶ、桐油出口の經營を以て業務とする。專營兼營の兩種に分け、本省の出口行は皆本省總行から派駐各地の買客である。所謂出口とは運漢轉口を指すので直接外國に輸出するのではない。

(六)、油鹽號は、桐油を當地消費の商店に小賣する爲めに設けられ各級の市場何れも之れあり、その散布は甚だ廣い、數量も亦た極めて多い。

各級同業間の買賣は恒例としては點頭を以て交易が成立する、唯だ油を出口行に售るには始めは交單を用ひ交單の表面には桐油の數量、價格、油を屆ける期間、代金の支拂期限四項を註明し、裏面には七條件を附し油の衡り方、油質、油の見本、光度數、肉皮、駁力、下力、責任等を規定して居る。以て互に約束を守るの資とする、其の様式次ぎの如くである。

正　面

議定賣就　明淨　桐油

每百斤價洋　　并用照算洋 油期 銀期

施美洋行台升　　年 國歷　月　日　定單

字……第……號……合……縫

議定買就　明淨　桐油

每百斤價洋　幷用照洋算　油期　銀期

實行台升

年　國歷　月　日　定單

裏面

雙方議定各條列后

一（秤觔）較準常平十六兩八錢爲壹斤如有爭執根據洋商桐油公置磡子解決之

一（油質）明淨無行渾

一（樣油）每担以壹兩爲限不得過多

一（度數）合扯壹萬伍千貳百零捌度爲最低

一（開皮）散艙全退凝結時每一字號雙方各揀乾簍約十分之一以十六兩八錢秤照圓

一（駁力下力）每百件買方認洋捌元（但買方須收回小費貳元）

一（責任）油行驗送買方之油於洋船或民船由買方當日於油行脚簿上收數蓋印

……………………

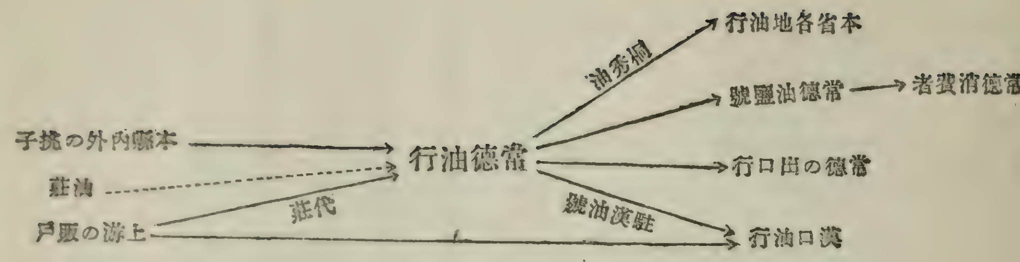
雙方議定各條列后

一（秤觔）較準常平十六兩八錢爲壹斤如有爭執根據洋商桐油公晳稱子解決之
一（油質）明淨無行渾
一（樣油）毎担以壹兩爲限不得過多
一（度數）合扯壹萬伍千貳百零捌度爲最低
一（圍皮）散簍全退凝結時毎一字號雙方各揀乾簍約十分之一以十六兩八錢秤照圍
一（駁力下力）毎百件買方認洋捌元（但買方須收回小費貳元）
一（責任）油行驗送買方之油於洋船或民船由買方當日於油行脚簿上收數蓋印

第五、常德の桐油業

常德は桐油集散の數量は特に多い、故に業務の發達も亦た全省に冠たるものがある、性質に就いて言ふと代莊、油行、油鹽號、出口行、駐漢油號の五種がある。

其の經營の形態は次ぎの如くである。



挑子は油行に油を售る、上游の販戸は油坊から桐油を收集した後、直接或は間接に油を常德油行に售る外、常に行市の關係に因り自ら漢口に運んで銷售する、本地油行は收集或は製造する油を當地の出口行、油鹽號及び本省各地桐秀油收買の客家に分售する、往々亦た直接漢口に運銷するものもある。油鹽號は數があまり多いので暫く論外として尙ほ三種に就て玆に其の營業概況と性質を分別して述べると、

（經營の形態）

（一）常德の代莊、代莊の性質、上游販戸運來の桐油を常德油行に代つて仲買するものに係り、同時に棉紗、布疋、南貨等の商品を代辨し、運油船に交して各地に運ぶ仕事をする。故に常德の代莊は布號を兼營してゐるもの最も多く專營のものは少い。其の資格取得も亦た甚だ易い。たゞ某店或は某人が產地油商の信任を得て委託されゝば事足るのである、蓋し其の代辨する所の貨物の貨値は往々にして油値超過するの事實が發生するので、老成の人は持重し或は未だ深く知らざる者は駄目であり、また資本の少ないものも爲すことが出來ない。されば代莊の資格は大に低下し、現今の常德の代莊は百餘家の多きに達してゐる。

代莊交易の手續は最も簡單である、每日油行の御用聞きは莊に來つて油を問い、價を論じて旣に折合ふと立ち所に交涉成立する、販戸の報酬を受くるには

頗る一致しない、賣客に由つて事情を酌量して酬勞金を出すものもあり、交情ある間柄たので代莊は報酬を取らないものもあり、賣客は代莊から貨を購ふので酬金を免除するものもある。普通は何れも油價百分の一を提供して筆資とする。

代莊の資力は大きなものは、時に自ら油を取引することもあり、其の資本は四五萬元左右で、最も少ないものは數百元である、普通は何れも數千元である。但し兼營するものが多く專營するものは少ない、資本は隨時に調達すべく、初めは豫算の數量を以て限りとしない、亦た現金を以て準備金と爲さず、各家營業の件數も亦た出入があつて同じでない、最多なる者は三萬件左右に達し、少き者は僅かに百件左右である、普通に正式の代莊は何れも千件以上である。玆に千件以上の取引を爲す代莊を擧げると、

常德代莊一覽表

莊名	經理	營業の性質	資本（元）	毎年售付の油量（件）
咸昌	鄒惠卿、彭香齡	布號を兼營	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
永康	殷伯平	〃	一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
謙記	劉厚安	綢緞號兼營	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
義泰順	莊小晉	棉花行兼營	一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
仁記	羅裕培、鄒欽善	布號兼營	二四、〇〇〇	二〇、〇〇〇
恒新協	何辛臣	山貨行兼營	五、〇〇〇	一五、〇〇〇

成昌和	黄子玉	〃	三、〇〇〇	一二、〇〇〇
德昌舒	劉錦泉	專營	未洋	一〇、〇〇〇
裕記	李明海	山貨行兼營	〃	六、〇〇〇
立興和	黄詠軒	紙號兼營	〃	八、〇〇〇
戴禮記	戴少臣	專營	〃	五、〇〇〇
祥豐和	單春霖	專營	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
鼎順長	―	布號兼營	五、〇〇〇	三、〇〇〇
福森祥	宋春甫	紗號兼營	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇

「註」本表は本所及び常德聚興誠銀行の調査を綜合して編成したるものである。

(二)常德の油行、常德の油行は合計十家ある、帮の所屬から言ふと本地のもの三家湖北のもの一家、江西のもの六家である、組織から云ふと、獨資の者は二家合資のものは八家である。行址は何れも大河街一帶に在る、蓋し水路に近く貨物の收售に便利だからである。資本金最も多きものは二萬元、最少のものは五千元である。各行の概況は左表の如くである。

行名	經理の姓名	組織	帮屬	資本金(元)	設立の年月	行址
集泰恒	壽玉臣	合資	江西	二〇、〇〇〇	民國十七年	大河街驛碼頭

德興公	曹亨順	〃	本地	二〇、〇〇〇	民國二十三年二月	〃　仁智橋
晉昌生	何志成	〃	江西	五、〇〇〇	民國元年二月	〃
恒盛隆	毛潤培	〃	本地	二〇、〇〇〇	民國八年三月	〃
同仁裕	皮釆之	〃	江西	六、〇〇〇	民國前六十年	〃
大成	彭雲鄉	獨資	江西	五、〇〇〇	民國二十二年三月	大河街驛碼頭
怡和	廖怡甫	〃	江西	一〇、〇〇〇	民國二十一年九月	〃
德豐	黃閣臣	合資	江西	二〇、〇〇〇	前清末年	大河街木碼頭
鼎豐	羅鼎臣	〃	本地	二〇、〇〇〇	民國二十年十月	〃
信義	張文齋	〃	湖北	五、〇〇〇	民國二十年三月	〃　小碼頭

「註」　本表は常德聚興誠銀行油行公會の調査に係る。

(三)常德の出口行、民國十一年は桐油の最も繁榮した時代であつた、常に駐在せる買客は十家の多きに達し、其の中に日本人三、內地人二、英、米、獨、佛各々一、中英合資者一である。二十一年迄は尙ほ八家あり、舊存者三、新增者五で外國に屬するものは英、米各々一內地のものは川幇二、漢莊三、本地の樺坊一、目下は僅かに六家だけで新增の者は無く、常德聚興誠銀行經理黃青谷氏の談に據ると、桐油業務の衰落はもとより各行廢業の原因の一つである、而して洋莊は費用が過大で維持することが困難なのが其の主因であると、玆に各行

變遷の概況を表示すると、

民國十一年より同二十二年に至る常德出口行變遷の概況表

時期	行名及國別		
民國十一年	共來洋行(米國)	三井洋行(日本)	立興洋行(佛國)
	三菱洋行(日本)	日華洋行(日本)	福中公司(中英合辦)
	美最時洋行(ドイツ)	安利英洋行(イギリス)	聚興誠貿易部(本國)
	朱猷記(本國)		
民國二十一年	施美洋行(アメリカ)	安利英洋行(イギリス)	中原公司(日本)
	聚興誠貿易部(本國)	共昌油行(中國漢莊)	春源油行(中國漢莊)
	晉昌油行(本國漢莊)	震泰源(本地榨坊)	
民國二十二年	施美(アメリカ)	安利英(イギリス)	中原(中國)
	聚興誠(中國)	春源(中國漢莊)	震泰源(本地榨坊)

「註」本表は聚興誠銀行の調査を根據とす。

現有の各行中安利英洋行は歷史最も古く規模も亦た最大である、其の成立は民國の初年で、經理の獨逸人ロース氏は、常德に僑居する二十餘年であり經驗は極めて豐富である。その餘の經理は何れも支那人で施美洋行は是も外籍ではあるが、其の委託するものは支那人である。

茲に各々洋行の現況を左に表示する。

行名	本籍	經理	性質	地址	備考
施美洋行	アメリカ	劉桂生	專營	大河街	―
安利英洋行	イギリス	ロース	兼營	三聞街	自備油欄
聚興誠銀行貿易部	四川	黃芳谷	〃	大西街	兼營堆棧
震泰源榨坊	本地	關翠喬	〃	―	―

「註」本表は常德聚興誠銀行の調査を根據として編製したるものである。

最近三年間の各項の營業數額は、施美を以て最多と爲し、安利英は之に次ぎ、晋昌、震泰源は最少である、本籍を以て云へば、外籍の出口行は頗る優勢を占め、其の數額は年により增加有り、華籍各行は日に衰退に就き中原一家略ぼ出色であつたが總行との關係で已に停業を宣告した、其の概況は左の如くである。（單位擔）

行名	民國二十年	民國二十一年	民國二十二年	備考
合計	一八六、九五〇	一八六、三六〇	二〇二、七五〇	
施美	七五、〇〇〇	七〇、八〇〇	八〇、〇〇〇	―
安利英	四二、〇〇〇	三八、一一〇	六三、〇〇〇	―
聚興誠	三八、二〇〇	三四、五〇〇	二〇、一〇〇	―
中原	―	一五、一〇〇	二八、〇〇〇	二十年に未だ開業せず

其昌	一〇、二〇〇	九、三〇〇	—	二十二年に停業した
春源	九、〇五〇	八、五五〇	三、二五〇	—
其他	一二、五〇〇	一〇、〇〇〇	八、四〇〇	晉昌震泰源等である

「註」本表は常徳聚興誠銀行の調査に根據して編製したものである。

各行中僅かに聚興誠一家が倉庫業を兼營して居り庫は五ケ所有り、合計して五千餘桶の油を藏す。毎棧に管棧員一、工人一を置いて居る。棧租は金を借用するか否かを以て分けて二種と爲す。所謂借用は乃ち油を以て該行に擔保として金を借用することを指して云ふ、其の金額は約油價百分の七十で、息金は金融緊漫の不同である。緊時は市場に依り息に比べて一二元不等を加へ漫時は加へない、是の如く毎桶油は僅かに月に棧租三分を出す、金を借用しない時には一桶毎月六分を以て數へ、兩方何れも保險費を包括しない、但だ該行は代つて保管する。毎千元に付毎月二元七角を取る。

(四)常徳の駐漢油號、常幇は各駐漢油號の中に在つて勢力最も大きい、其の性質は實に本省各集中地の代莊と異なることがない、違ふのは代莊は多く外埠油行で常徳に在つて開設して居らず賣方の爲めに貨物を代購すし、油號は之れと相反するのみである。常徳の駐漢油號は合計して八家ある、其の概況は左表の如くである。

號名	號客の姓名	住址	號名	號客の姓名	住址
集豐恒	陳衡齋	方正里十九號	豐記	張卓武	永興里
達發祥	郭勉增	茂成里	光裕厚	車穆聲	殷家巷

王源記	王筱源	昇平街	祥興裕	黃道安	大夾街兩儀里
諶裕泰	諶華堂	大王廟正街	誠記	毛秀山	

「註」本表は常德油行公會の報告に據て編製したるものである。

右の外津市、長沙の桐油業等があるが大同小異なので省略することゝした。

第三節　棉紗取引の狀況

第一、湖南省棉紗（棉絲）の消費額

湖南全省一年の消費額に就ては完全な統計が無い、本省產の棉紗に輸入額を加へたものが結局消費全額となるのであるが、輸入の棉紗も汽船汽車民船と三種に分れ、汽船による輸入は海關の統計があるが、汽車と民船とは精確の數字が擧げ難い。一般に豫算されて居るのは全省一年の消費額は十萬件前後と云はれてゐる。玆に民國二十二年の長沙及び岳州の稅局の輸入棉紗統計及び同二十三年省內產の數とを合計すると次の數字を示してゐる。

本省產出額	長沙輸入額	岳州輸入額	合計
二三、五三一件	六二、七五二件	二〇、五九三件	一〇六、八七六件

右は二十二年僅かに一年の數字であるが、一般の計算と符合してゐる。之が湖南省に於ける棉紗供給の概念

であり、自省産は三萬件としても尚ほ十分の七は他から移入に待たなければならぬ狀況にある。

第二、湖南棉紗の輸入

民國元年湖南省に初めて機械紡績工場が設けられたが、その産額には限りがあり、棉紗の輸入は湖南省輸入品の大宗である。之を數で字いふと全輸入品中棉紗は二十四%を示してゐる。最近五年間の輸入土貨棉紗の數量價額を表示すると次の如くである。

年別	數量（擔）	價額（關平兩）
民國十九年（一九三〇）	六二、七九六	三、三六三、六九五
二十年（一九三一）	一五〇、二六七	七、七二一、二八一
二十一年（一九三二）	六〇、二四六	二、九七八、六七七
二十二年（一九三三）	七八、九四一	三、五五三、四〇六
二十三年（一九三四）	一〇一、三六五	三、九二八、六一九

而も前清末から民國六七年に至るまでは、土貨の棉紗で湖南に入るの數量は外國棉紗に比してその半數にも至らなかつたものであるが、漸次外國品を驅逐して最近は悉くが他省特に上海、漢口等の國內製品であることは注目する現象である。

第三、棉紗の種類

棉紗の種類は支に依て區別される、普通には粗細の兩種に分ける、所謂粗細とは支數を以て計算する、英國

制では一磅の重さで長さ一絞のものを（八百四十碼を一絞する）一支と爲す、從つて一磅の重さで十絞あるものは十支と爲し、市場では二十支以上を細紗と稱してその以下を粗紗といふてゐる。

湖南省に主として消費されるのは十六支から二十支のもので、その二者が百分の七十を占めて居る。湖南省の棉紗を商業上の商標で區別すると、省內産の岳麓、君山兩牌と、輸入のものには上海永安、申新及び湖北の第一紗廠のものが最も多い。今その生産工場と牌名を擧げると次の如くである。

工場名	牌名
湖南第一紡織廠	岳麓、君山
上海永安紗廠	藍金城、紅金城、綠金城、黃金城、大中華、大鵬、雙鹿、孔雀、寶鼎、嘉禾、金錢
上海申新紗廠	人鍾、招財、四平蓮、龍船
上海恆豐紗廠	富貴
上海溥益紗廠	地球
上海厚生紗廠	歡喜
上海利太紗廠	醒獅
湖北第一紗廠	黑獅球、藍獅球、綠獅球、金獅球、彩獅球、金飛球
上海統益紗廠	金雞

第四、棉紗の集散

湖南の棉紗は本省のものと外省のものとの兩種であつて、集散の經路は本省のものは長沙に集中し、常德衡陽の兩地に分運され、各水陸路の交通によつて運販される、省西の二十餘縣は常德から仕向けられ、省南の各縣は衡陽よりの供給を仰ぐ、そして長沙はその本締めである、從つて長沙、常德、衡陽が主要の集散市場であ

る。

外省の棉紗は概ね長沙常德の兩港から輸入され、他から直接地方に入るものは少ない、是れは一に交通關係の便利と商場の都合とからである。長沙常德は全省の兩大商埠であつて、全省の貨物の集散は此兩地を通じて行はれる。また長沙は本省唯一の棉紗の出産地であり、常德は省西貿易の中心である、兩埠の水陸交通は直ちに上海漢口に達し全省の呑吐集散の主要市場である。

此兩地の外湘潭、益陽、寶慶、新化、安化は中部に於ける重要集散地であり、省內に在つては衡陽、祁陽、零陵、道縣等があり、更に郴州、永興、常寧も相當の集散地である、省西は沅陵津市がその中心を爲す。今主要集散地長沙、常德、衡陽の取扱數量を表示すると次の如くである。

種類＼集中地	湖南紗		外省衡		總計	
	件數	百分比	件數	百分比	件數	百分比
長沙	一七、四二六	六三・〇〇	三七、五〇三	六三・一六	五四、九二九	六三・一〇
常德	九、四〇四	三四・〇〇	一〇、九〇六	一八・三七	二〇、三一〇	二三・三四
衡陽	八三〇	三・〇〇	八、七三四	一四・七一	九、五六四	一〇・九九
其他	—	—	二、二三五	三・七六	二、二三五	二・五七
合計	二七、六六〇	一〇〇・〇〇	五九、三七八	一〇〇・〇〇	八七、〇三八	一〇〇・〇〇

第五、棉紗の銷場

湖南棉紗の最大の銷路は織布業及び針織業である。織布でいふと全省長沙、湘陰、瀏陽、平江及び茶陵、攸、常、澧何れも土布業の最も發達したる區域であり、近年省南祁縣一帶の土布工業亦た漸く興起し、此外各縣亦た何れも貧民織布工場、染織工場があつて盛んに棉絲を需要する。針織業の方面でいふと靴下、メリヤス、手袋、手巾、帽子等の工場が城市から鄉村に至るまで普遍して棉絲の需用は非常のものである。此の二者の外に零細の需要もあり、また西は四川、貴州から南は廣西方面に出るものも相當に多い。

今湖南省各地民國二十三年の棉紗銷費の狀況を湖南省棉紗管理所の統計に依て示すと次の如くである。

縣名	件數
湘水流域合計	四四、八五〇・〇
長沙	二三、八六一・〇
湘潭	三、六五一・〇
寧鄉	六二一・〇
湘陰	一、四四一・五
平江	七・〇
瀏陽	一四五・〇
醴陵	八四・五
攸縣	四五・五
茶陵	三四・〇
湘鄉	五三・五
衡山	二八・五
衡陽	四、八九三・〇
耒陽	二三二・五
安仁	六・五
資興	七・〇
永興	四一・〇
郴縣	九五六・五

縣名	件數
常寧	一〇九・〇
桂陽	五五・五
祁陽	三〇八・〇
道縣	八、七九八・五
寧遠	六・〇
江華	二三・〇
洞庭湖沿岸合計	三六・〇
岳陽	三・〇
南縣	二八・五
安鄉	四・五
資水流域合計	六、五〇六・五
益陽	四七六・〇
安化	四四〇・五
新化	一九六・五

縣名	件數
邵陽	一、四〇三・五
漵浦	二三・〇
武岡	三、九六三・〇
新寧	四・〇
沅水流域合計	一三、〇五一・五
沅江	一・〇
漢壽	二三二・五
常德	二、九九一・〇
桃源	一、九八五・〇
北河	三、一〇一・〇
沅陵	一、七五八・〇
永順	二・〇
龍山	四・〇
保靖	二一六・五

縣名	件數
永綏	三二・〇
瀘溪	一六・五
乾城	九〇五・〇
鳳凰	八一・〇
辰谿	六四・〇
麻陽	四〇・〇
會同	六二二・〇

縣名	件數
澧水流域合計	一、〇七四・〇
澧縣	一、〇五一・〇
慈利	二三・〇
(貴州)銅仁	一、二〇三・五
(廣西)全州	一〇八・〇
(四川)秀山	二二・〇
(江西)萍鄕	一・〇

第六、棉紗の運輸

全省棉紗運銷の狀況は外省のものと本省のものとで同一でない。外省輸入のものは水路上海漢口より長沙常德に汽船を以て運ばれる、たゞ冬季水涸れの場合には帆船又は汽車の便による。本省內のものは省南衡陽、郴、永、祁の各縣、省中央部益陽、湘潭、省西常德、桃源等には何れも汽船の便がある、たゞ內港は河道狹淺で春冬の兩季は停航するので帆船による、寶慶、湘鄕及び衡永以上は全然帆船を用ゆる外に途が無い、時には人肩によつて擔つて運ぶ、常德津澧以上の沅江、澧江は河流湍急で險灘が多いので運輸極めて困難であり、運賃も亦た極めて高貴となる。運賃は帆船が一番廉いが時間を多く要する、汽船は早い代りに運賃は高い、汽車は最も早いが運賃も最も高い。人肩は交通不便の區域のみに用ひられる、汽車は最近に至つて利用されるやうにな

つた。以上は湖南棉紗運輸の一般狀況であるが、更に細說すると。

(一)長沙の運輸狀況、長沙の棉紗は當地自產の外、上海漢口より輸入せらる、長沙より上海、漢口は水陸の交通何れも便利で多く汽船によつて輸入され、輸出には汽船、帆船、車運を兼用する。玆に長沙の輸入地からの運輸及び運賃を示すと次の如くである。

輸入地點	運輸船車	每件運賃(元)	輸入地點	運輸船車	每件運賃(元)
上海から長沙	汽船	三・六	漢口から長沙	汽船	一・二
上海から漢口	〃	二・四		汽車	二・八

更に長沙から各地への運賃は次表の如くである。

運出地點	運輸工具	每件運費(元)	運出地點	運輸工具	每件運費(元)
常德	汽船 帆船	〇・九 一・〇	津市	汽船	一・六
益陽	汽船 帆船	一・〇 〇・八	湘陰	汽船	〇・八
衡陽	汽船 帆船	〇・八 一・〇	南縣	汽船	一・三
湘潭	汽船 帆船	〇・四 〇・三	祁陽	帆船	二・〇
醴陵	汽車 帆船	一・一 〇・八	零陵	帆船	二・六
永豐	自動車 帆船	三・六 一・四	道縣	帆船	三・二

寶慶—自動車—九〇

（二）常德の運輸狀況、常德の棉紗は長沙から輸入のものが多く直接上海漢口から取るものは少ない、その長沙からの移入は多く汽船による、民衆輪船公司が專ら之に當つて居る、長沙より常德まで四百餘里、運賃九角保險二角、計一元一角であり、漢口からすると一千餘里、一件の運賃二元八角、保險一元九角六分、計四元七角六分となる。本地及び桃源附近を除いては或は人肩により或は小汽船で運搬する、溯航は大抵帆船で南北兩河に分ける、南河は常德から洪江に至る九百六十里、毎件の運賃二十元、銅仁に至る約一千里、毎件の運賃十四元である。北河は約長さ八百餘里、毎件の運賃二十六元を要する。

上述の運賃は普通何れも割引がある、俗に回扣と名づけてゐる、紹介人又は運商の所得に歸する、漢口長沙間の水運は九五掛け、上海漢口間は九掛けである。內地の汽船も亦た衡陽が八掛け津市六掛け、帆運は船戶の所得は十分の九、紹介人或は商店が十分の一を得る、冬季河乾水淺の時は運輸不便で毎保險に對して運賃二割を增す、また臨時に議定するものは此外に運賃を包括する、尙ほ店費倉敷等の項は長沙で河岸の倉庫費六角で荷上げ荷卸しが六角、倉敷料は一件毎月が二角である、常德は之に比べて廉い、此外に出店費は紗業公會の規定があつて毎件の棉紗は紗號同行の買賣の外、長沙は出店費六角を收む、常德は四角、是れは一種手續費の性質である、是等の費用を合計して毎件長沙から各埠に運銷するに一切の費用が二元を要する、常德は一元である。

此外棉紗運輸の手續きは汽船運帆運の兩種に分かれる、汽船の手續は首として運貨人が汽船會社の倉庫に貨物を運送し、會社は貨物を檢査し誤無しとすれば運貨人の原簿に記入し以て貨物の受領とし、同時に提單一紙

を運貨人に交付する（雛形參照）運貨人は更に提單を携帶して產銷稅局に出頭し轉運票（雛形參照）を受けて收貨人に郵送する、收貨人は提單によつて貨物を受取る。

帆船運輸の手續きは汽船の場合と大同小異である、運貨人は船屋に行つて船屋は運貨人の原簿に對照して運貨提單一紙を發給する、其効用は提單と相等しい、運貨人は保單を收貨人に寄送し、收貨人は保單を持つて貨物を受け取る。又た汽船會社も船屋も經ないで直接に運貨人が船主に貨物を托するのは提單も保單も無い、全く運貨人と船主との信用により、僅かに運貨人の手紙文による、俗に之を水信といふ（雛形參照）之を船主に交付して收貨人に渡し、收貨人は手紙で貨物を受取るのである。此種の方法は汽船會社船屋の中間入費の節約になる。

產銷稅局轉運票雛形（一）

轉運報驗單

商人姓名	
運往地點	
貨物數量	
經過卡章	
原票字號	
原票年月日	
附記	（一）貨物數目須填寫清楚不得潦草塗改 （二）四聯須填寫一致不得彼此不同

照票

產銷稅局轉運票雛形（二）

轉運經驗單

- 商人姓名
- 運往地點
- 貨物數量
- 經過卡章
- 原票字號
- 原票年月日
- 附記
  - （一）貨物數目須填寫清楚不得潦草塗改
  - （二）四聯須填寫一致不得彼此不同

留票

轉運繳驗單

- 商人姓名
- 運往地點
- 貨物數量
- 經過卡章
- 原票字號
- 原票年月日
- 附記
  - （一）貨物數目須填寫清楚不得潦草塗改
  - （二）四聯須填寫一致不得彼此不同

此聯粘貼繳驗

轉運存根

商人姓名	
運往地點	
貨物數量	
完稅局卡	
原票字號	
原票年月日	
附記	(一)貨物須填寫清楚 (二)四聯須填寫一致 (三)此聯須保存備查

此聯留存商店備查

水信雛形

信面

信外某牌若干支棉紗若干包運到某地某街

某某號　提收

由某地某號付

信內

兹交某輪運上某牌若干支棉紗若干包水力照規
內附匯票一紙祈査照驗收爲荷
此致
某某本行照提

月　日　某號付

提單樣式

牌名　　貨別　　數量

裝某輪

民國　年　月　日　某某輪船公司提單

第七、棉紗取引の順序

取引の主體は分つて供給方と需要方となる、供給者は紗廠或は紗廠分銷處であつて、需要方は莊客及び代莊である。たゞ紗廠及び紗廠販賣處は莊客代莊と直接の取引はしない、その間に棉紗の取引者である紗號が介在する、紗號は棉紗の買賣を業務とし、各重要市場には何れも紗號がある、紗號には専業者と兼業者とがある、紗號が棉紗を購ふには本省と外省紗との二つに分つ、本省紗購入は直接廠に於て之を爲す、たゞ資金の大きいもので無いと出來ない、且つ長沙、常德、衡陽三埠のものに限りその他の資金少なき紗號はその大なるものから分買し、各地の莊客及び城鄉の小賣店に轉賣するのである。

外省紗の購入は之れ亦た二つの途がある、一つは上海漢口の代莊からするもので上海漢口にある代莊は之を客帮と名づける、即ち內地の紗號を代表して同地に駐まるのである、それは棉紗を代購する許りでなく長沙常德に入る貨物をも代購する一種の委任信託取引である。長沙常德の紗號から紗を買入るゝ時は代莊に通知して之を爲し、湖南に轉運する。一は上海漢口の紗廠から長沙常德衡陽に駐在員を送り分銷處を置き、本廠から運來した棉紗を紗號に販賣する、紗號は購入した紗を更に各地の莊客或は代莊に轉賣するのである。此種の莊客又は代莊は三埠以外の各埠の商號であつて何れも代表、常德、衡陽に駐めて置く、その職務は各號を代表して各種の貨物を買收する、棉紗も亦た需用貨の一つである。

第八、紗業の金融

湖南紗業の金融は次の兩者に分つ。

甲、紗業自體の資金、是も紗號と莊客の二つに分つて述べると次の如くである。

(一)紗號、湖南紗號の資金は普通數萬元から十餘萬元に至り少きものも亦た一萬元である、毎年の營業金額は多きは百數十萬元に達し、少きものも亦た數萬元に達する。その資金は株式的に集めるものと合資で爲すものとがある、最も多いのは錢莊から借り入れる。利益は買賣價額上の差額で紗價低落の時に當つて購入し紗價騰貴の際に賣れば利益が多い。次に店を出す費用は、長沙は毎件紗に就て六角、常德四角である、是れは一般紗號に就ての話で、若し直接廠から購入する者は長沙、常德、衡陽の紗號では毎件紗で九九掛の利益がある。

(二)莊客、莊客は分つて常駐の莊客、臨時の莊客及び代莊の三つがある、前二者の資金は何れも總號の資金から來る、代莊は代莊商號の多少により其の資金の大小があるので一定して居らない。沅江流域上游諸縣の代莊は僅かに數千元から一萬元位の活動資金があるのみである。

乙、紗業金融の運轉、是も次の數種に分れる。

(一)信用、長沙紗號は常に錢莊及び銀行と往來して信用を作り、最も錢莊の信用貸が多い、動もすれば一千元にも達する、且つ出す所の莊票は卽ち信用の一つに係る、銀行に向つて爲替を組んで外埠の貨物代金を支拂ふことにするのは到る處に通行して頗る便利であるが、銀行の信用を利用することは尙ほ少ない。

(二)本票、紗號は本省の紗を購入する時に紗號は錢莊の莊票と同樣のものを出す、但し信用のあるものに限る、俗に之を本票と稱してゐる。莊票と同樣の効用があり金融運轉の一つの方法である。

(三)抵當借金、紗號は棉紗を購ふに當り、未だ販賣前の倉庫寄託の貨物を抵當として借金を爲す、普通は貨價の十分の七を借り得られ、之を運轉資金とする。

(四)抵當爲替、紗號は上海漢口で棉紗を購入すれば、普通五日又は七日に代價を支拂はなければならぬので

多く銀行に抵當として爲替を組む、提單保險單爲替票を銀行に交付し抵當爲替を組み、取引が濟んで現金の支拂ひを爲す、從來は長沙紗號では此方法を取るものが少かつたが現在は次第に增して來た。

(五)原簿取引、原簿取引は紗號が取引先の貨物受取の證據を以てする、例へば買方が原簿を賣方に送り、買方が何時支拂ひを爲す等が明確であると之を以て資金の融通が出來る。

第九、棉紗の捐稅

湖南棉紗の捐稅は中央稅捐、省地方稅捐及び縣地方稅捐の三つがある。中央稅捐は統稅で支別を按して徵稅する、凡そ二十三支以下の棉紗は每件收稅八元五角八分、それ以上のものは每件收稅十一元六角三分。省地方稅捐は產銷稅であつて、築路借欵共に四元餘、特種棉紗は許可證費三元、縣地方稅捐は普通公益捐であつて數には限りがある、普通一角から二角である、但し沅江、澧江流域以上は尙ほ護送費、籌餉局費、保安捐、保商捐等名目繁多で收稅苛重、少きも十三元多きものは三十元に至る、統計每件十六支紗が境內に運銷するに納稅十三四元である、若し沅江、澧江流域以上は三十元乃至五十元で商民の負擔の重きを知る可きである。近時省政府は省紗捐稅過重で原價が高騰するので省地方產銷稅、築路捐を記帳し沅陵の省委出の巡辦公處をして沅澧兩江上游の地方棉紗捐稅を取消さしめてゐる。玆に各種稅捐の名稱數額を表示すると次表の如くである。

紗別／捐稅種目	本省紗(元)		外省紗(元)	
	岳麓十六支	君山十六支	棉紗	二十三支以下
合計	一四・二九	一四・四七	一八・六一	一七・〇〇

捐稅種目				
統税	八・八七	九・〇五	一一・六三	八・五八
產銷税	二・四〇	二・四〇	三・六〇	二・四〇
附加三成	〇・七二	〇・七二	一・〇八	〇・七二
築路借欵	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
管理所登記費	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
公益捐	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
許可證費	—	—	—	三・〇〇

澧江流域以上の各縣石門より慈利を經て大庸に至る每件棉紗捐稅表

紗別 / 捐稅種目	本省紗（元）		外省紗（元）	
	岳麓十六支	君山十六支	棉紗	二十三支以下
合計	三〇・六九	三〇・八七	三四・九九	三三・四〇
統税	八・八七	九・〇五	一一・六三	八・五八
產銷税	二・四〇	二・四〇	三・六〇	二・四〇
附加三成	〇・七二	・七二	一・〇六	・七二
築路借欵	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇

管理所登記費	·二〇	·二〇	·二〇	·二〇
公益捐	·一〇	·一〇	·一〇	·一〇
許可證費	—	—	—	三·〇〇
石門保商費	三·〇〇	三·〇〇	三·〇〇	三·〇〇
慈利保安捐	五·〇〇	五·〇〇	五·〇〇	五·〇〇
大庸護商捐	八·四〇	八·四〇	八·四〇	八·四〇

沅江流域以上各縣捐稅統計表（單位元）

地名	北河（由沅陵至青魚關）				南河（由沅陵經麻陽至銅仁）			
紗別	本省紗		外省紗		本省紗		外省紗	
捐稅科目	岳麓十六支	君山十六支	棉紗	二十三支以下	岳麓十六支	君山十六支	棉紗	二十三支以下
總計	三五·二九	三五·四七	三九·五九	三八·〇〇	五〇·六九	五〇·八七	五四·九九	五三·四[illegible]
統稅	八·八七	九·〇五	二·六三	八·五八	八·八七	九·〇五	二·六三	八·五八
產銷稅	二·四〇	二·四〇	三·六〇	二·四〇	二·四〇	二·四〇	三·六〇	二·四[illegible]
附加三成	〇·七二	〇·七二	一·〇八	〇·七二	〇·七二	〇·七二	一·〇八	〇·七二

築路借款	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
管理所限記費	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
公益捐	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
許可證費	…	…	…	三・〇〇	…	…	…	三・〇〇
辰州護送費	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	…	…	…	…
烏宿護送費	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	…	…	…	…
青魚關護送費	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	…	…	…	…
銅仁臨時籌餉局費	…	…	…	…	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
銅仁縣商會經費捐	…	…	…	…	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇
麻陽以上護送費	…	…	…	…	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
辰州護送費	…	…	…	…	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇

第二章　貿易

第一節　湖南貿易の沿革

湖南は歴史に詳述せる如く明清時代に至る迄、地は蠻荒に屬し難治の區と稱されたものである。明代より清朝に至つて溪蠻峒猺漸く化に浴し農桑の事興り貨殖の利漸く擧がり、清初に湖南よりの貢物は黃蠟白蠟黑鉛の諸種があり、大清會典に載する所に據れば、湖南からの徵銀は茶稅二百四十兩、魚稅五千五十七兩、牙稅一千二百八十五兩餘、落地稅一万五千五百二兩であつた。又た當時湖南の漕船は百十四艘、農產收穫を轉漕するもの九万石、その他鐵、錫、漆、竹木の類で轉輸の爲めに江湖の間舟舶相接し、省內は自給自足他に求むる所無く全く理想鄉であつたのである。

鴉片戰爭後門戶を開放し、藩籬を撤去し南京條約に依て輸出入貨物に一律五分の課稅を爲すことゝなり、次で海關の管理權亦た外人の手に歸し、是より外貨の輸入は土貨の輸出よりも優勢となる。商埠を以て之を云はゞ初め五港を開き繼で開放せるもの九十餘、此等商埠の開放は、條約上の束縛に因て適ま外貨の侵入を容易ならしむるに至つた。且つ馬關條約の規定により外人は支那に於て工業製造權を占め、英支及び日支通商條約によつて外人は支那人との合辦事業を經營してその株主たるの權利を得、更に內河航行章程の發布によつて外國の商船は支那の內地に自由航行を得ることになり、而して支那と外國との貿易は非常な大變革を見るに至つた。

湖南省は前清の末年に岳州と長沙とを商埠として開き、次で湘潭及び常德を寄港地として開放

し、是より外國の綿絲綿布は各國の船舶の來航と共に深く湖南の内部にまで侵入するに至り、省內農民の副業は之が爲めに奪はれ、農村の生產力は逐次減少し、今日に於ては輸入の棉貨一千餘万兩に達し、その內外貨は半ば以上に居る。その他省民日常需用品である石油、砂糖、洋紙、鋼鐵及び機械等外國より輸入するもの八九百万兩を下らない。飜つて輸出貨物の紅茶、鑛產、桐油棉花等は製法不良の爲めに年々凋落し、穀物等は天災頻發の爲め禁輸となり、更に幣制紊亂の結果は貿易は益々逆調となつて來てゐる。

航運に至つては海關の報告に據れば民國二十年に長沙に出入の船隻中支那船二十九万餘噸、外國船二十一万餘噸、岳州は支那船三万三千餘噸、外國船六万三千餘噸であつて、外國船は支那船と相匹敵する。長沙のみで船賃の外國に支拂ふもの三百万兩である。之に加ふるに年々輸入超過を續け現金の流出は夥しい數字を示し、農村の疲弊產業の不振も一に此の貿易に起因するものとして湖南人の慨歎して居るのは此點である。今詳細に亘つて湖南省の貿易現狀を査察することにする。

第二節　湖南海關貿易の支那に於ける地位

湖南省の對外貿易は惟り海關に由るのみでなく、民船で洞庭を下りまた粤漢線その他の交通機關によつて他

の港に出で外國に輸出せらるゝものは決して少くないが、茲には單に海關に就てのみ述ぶることにする。尤も汽船の輸送開始以來は之に依る貿易が大部を占め、新式の工業品は海關を經過するものが最も多いので、海關の數字は大概を窺ふに足るものがある。但し地理上の關係、貨物の性質、內地貿易等の理由からして、長岳二海關を經由しても必ずしも全部が湖南産の輸出品ならざるものがあり、また兩海關を經て輸出されるものが全部湖南省に銷費されるとは限らないのである。

湖南省は群山を以て圍繞され且つ海を距ること甚だ遠く、內河は水淺く秋冬以後は大船巨舶の航行を妨げるので直接の對外貿易上の地位は極めて低いのである。茲に民國二十年及び二十一年の支那各開港場に於ける貿易總額及びその比率を擧げると次表の如くである。

支那直接對外貿易總額及び比率表

關別	二十年		二十一年	
	關平兩	百分率	關平兩	百分率
愛琿	四八、三五五	—	三七、三六九	—
濱江	六二、四六七、四八七	二・六五	二五、六三五、七三九	一・六五
延吉	五、一六〇、五〇八	〇・二二	三、〇三二、六五八	〇・二〇
琿春	二、五五二、六六五	〇・一一	九七一、三九三	〇・〇六
安東	四三、一七九、七三七	一・八三	二〇、五七一、六二三	一・三三

大連	三二一、九二五、四五〇	一三・六五	一四一、三九四、二三八	九・〇九
山海	三九、四一八、一一一	一・六九	八、九九一、四〇一	〇・五八
秦皇島	一四、四七二、七七六	〇・六一	六、四〇八、〇〇二	〇・四一
津海	一九八、〇五三、三二三	八・四〇	一六七、四二五、五〇三	一〇・七六
龍口	二、二一一、二四三	〇・〇九	二、八五〇、九八七	〇・一八
東海	一六、〇五四、二一七	〇・六八	一二、〇九六、一六五	〇・七八
威海衛	四、二四八、六〇一	〇・一八	三、七一六、三二〇	〇・二四
膠海	九四、二三三、八七三	四・〇〇	八二、一二四、一〇六	五・二八
重慶	二、五一八、五七〇	〇・一一	三、一八八、七九七	〇・二一
萬縣	一、一七九、四三七	〇・〇五	一七二、九〇〇	〇・〇一
宜昌	四五三、五六七	〇・〇二	三五三、二八四	〇・〇二
沙市	二三五、六四五	〇・〇一	一一五、六〇三	〇・〇一
長沙	一、九四八、二四三	〇・〇八	四、二四九、七七五	〇・二七
岳州	六四〇、三六五	〇・〇三	一三四、八九七	〇・〇一
江漢	五七、八三四、七二八	二・四五	四五、〇五四、四〇三	二・九〇

九江	五、一〇三、三六二	〇・二二	四、六一二、一一八	〇・三〇
蕪湖	三、五二三、八八六	〇・一五	二、四六七、〇六九	〇・一六
金陵	一〇、七八八、七六五	〇・四六	一五、〇九九、二五八	〇・九七
鎭江	七、五八七、六七二	〇・三二	五、五二三、七四九	〇・三六
江海	一、一二一、〇四四、〇三八	四七・一二	六六八、六九七、三九九	四二・九九
蘇州	二二四、四三六	〇・〇一	八六、〇四八	〇・〇一
杭州	二一六、七〇二	〇・〇一	六一七、八五四	〇・〇四
浙海	三、九八二、二四二	〇・一七	七、五一五、九三六	〇・四八
甌海	八五四、一一一	〇・〇四	三八一、四四六	〇・〇二
福海	一六二、四〇二	〇・〇一	二一三、七九九	〇・〇一
閩海	一三、〇一四、一二七	〇・五五	九、九〇八、〇二五	〇・六四
厦門	二八、〇二八、二五一	一・一九	二六、四八六、二一四	一・七〇
潮海	四六、六一八、〇〇〇	一・九八	五二、三三五、八一二	三・三六
粤海	一一八、〇二三、三〇九	五・〇一	八八、二六八、八八七	五・六七
九龍	六四、三三四、三六二	二・七三	六九、九〇三、三一六	四・四九

拱北	一五、一八三、〇七七	〇・六四	一六、一七一、二五三	一・〇四
江門	一二、八四五、一二四	〇・五四	一七、五六五、四一三	一・一三
三水	四、四八五、六四二	〇・一九	四、一一〇、九二三	〇・二六
梧洲	一二、二三八、五七二	〇・五二	一〇、二六一、三一二	〇・六六
南寧	一、三三〇、五六〇	〇・〇六	四九七、八六七	〇・〇三
瓊海	九、五四四、一六六	〇・四〇	九、八四九、一八八	〇・六三
北海	三、八五六、〇二二	〇・四〇	二、八九七、四二八	〇・一九
龍州	一五〇、七八五	〇・〇一	八八、九〇一	〇・〇一
蒙自	一二、四八七、六五七	〇・五三	八、六九〇、九〇五	〇・五六
思茅	二三二、八七九	〇・〇一	二六五、〇八四	〇・〇二
騰越	二、九六二、六二九	〇・一三	四、五六五、九五二	〇・二九

右の表に由つて民國二十年は長岳兩關の直接貿易は合計僅かに二百五十餘萬兩で全國對外貿易額の千分の一・三に過ぎない。同二十一年は最盛の年であるが亦た千分の一・八で、漢口の百分の一、上海の千分の七に達しない。その全國的に見て湖南の地位の如何に低位であるかを知ることが出來る。

第三節　航業から觀た湖南の貿易

支那の揚子江航業を考ふると十九世紀の前半期に在つては、幾んど英人の手によつて操られ、咸豐四年（一八五五年）に大英公司がロンドンより航行して香港に來てから英國汽船の支那に來航するもの多く、同治五年（一八六七年）中國航業公司（China Navigation Co）が成立し今日の太古公司（Butterfield & Swire Co.）がそれである、同治十五年（一八七七年）には中印航業公司（Indo China Navigation Co.）今の怡和公司（Jardine & Matheson Co.）が成立した。此の二大汽船會社成立すると英國の在華航業は根蒂深く拔く可からざるものとなつた。

同治十一年（一八七二年）日本の汽船が初めて支那の海關簿に見はるゝに至つた。しかし尙ほ微々たるものである。支那航業に至つては同治十二年（一八七三年）に招商局が旗昌洋行の亞丁號を買收して始めて航業を開始した。光緒二十四年（一八九八年）支那は自主的に內港行輪章程を頒布し、列國の商船は更に自由に內港に駛入することが出來るやうになつた。

光緒二十五年に岳州が商埠として開かれ、是時に英日の船舶は已に漢口湖南の間に往來して居り、就中日本の大阪商船會社は勢力があり、英人も亦た湖南航業の擴張に努力したものである。光緒二十九年英國汽船「昌和」と「沙市」とは何れも航行に加入し、日英互に運賃を低減して激烈の競爭をしたのである。

光緒三十年に長沙が開かれ、日本は又た湖南汽船會社を設立し、漢口から湖南に至るの航路に從事し勢力益々大となる。當時漢口湖南間航行の主要船は九隻で英國四、合計四千三百二十一噸。日本三、合計二千二百噸支那二、合計一千二百一噸であつた。

翌年湘潭、常德が寄港地として開放され、日英兩國は更に內港の航行に發達し、支那の會社は招商局をはじ

め開濟、元壽等があつて大に發展に努力するも資本微弱の爲め競爭に堪えず、其後日本は大阪商船會社と湖南汽船會社と合併し、日清汽船會社となり勢力更に偉大となり、漸く英國と拮抗するに至つた。

宣統元年獨逸は萍鄕のコークス輸送の特權を得て、獨逸汽船が始めて湖南海關に見らはれるに至る。民國元年米國スタンダード石油會社がタンク汽船二艘を備へて專ら石油の輸送を開始し米國船は噸數を增加することになつた。民國二年迄は湖南省紳商の組織せる中華汽船公司が獨逸商船「美有」を租借して「華盛」と改名して長沙上海間の航行を開始したが、適ま歐洲大戰に遇つて英米は支那に在つて航業するの暇もなくなつた、茲に湖南の小汽船會社が出來、是年から長岳兩埠に出入する船隻は合計五千四百九十一艘といふ開埠以來の最高レコードを示した。

民國九年に支那商三北公司は湖南航行を開始し。同十五年以後は對英日經濟絶交の爲めに一時噸數增加せるも英日の勢力には匹敵し難い、目下長沙漢口間を航行して居るものは、英國の「太古」及「怡和」兩公司、日本の「日清公司」、支那「招商局」「三北公司」及び「普濟公司」の外米國スタンダード及び英國亞細亞石油會社の專用運油船とである。獨逸は民國六年對獨絶交でその船舶は抑留し、民國十年一度航行を恢復したが十八年又中止し露國の光華公司民國二十二年に他公司の船を雇ひ專ら運油に從事し漢口湖南間を往來してゐる。

第四節　湖南省輸出入の品目

湖南省の輸出入貿易を大觀する上に、輸入品の重要なるものを外國品及び他省より移入のものに分ち、更に湖南產の輸出品の重要なるものに就て、最近年度に於ける輸出入品數量及び價額を示すと次表の如くである。

甲、長　沙。

第一、民國二十年度外貨輸入主要品目數量及び價額表

品目	單位	數量	價額（關平兩）
本色棉布			
本色市布、粗布、細布			
米國	疋	:	
英國	疋	一、一〇〇	一〇、〇〇四
日本	疋	八〇	
本色粗細斜紋布（僅三綾或四綾組）			
英國	疋	:	二、六三五
日本	疋	六四〇	
漂白或染色、棉布			
漂市布（通稱漂布）粗布細布、漂白或染色、洋素或織花、細洋紗、軟紗、稀洋紗、細稀紗、洋輕軟、稀紗、維多利亞格子紗、瑞士格子紗、白紗布、洋板綾、拉	疋	六四、四四七	四八八、五七五
染色洋素綢寬不過三十英寸長不過三十二碼	疋	二、〇四〇	二、五七九

品目	單位	數量	價額（關平兩）
洋紅布、染色洋標布、拷花甯綢、素甯綢	疋	五〇	七三六
白或染色、素、羽綾、	疋	一、八二〇	七、四九八
玄素羽綾	疋	:	:
織花羽綾	疋	:	.
羽緞、羽綢、沖西綢			
白或染色、素	疋	:	:
玄素	疋	三、九五〇	二四、七四六
織花	疋	:	
泰西綾綢	疋	五九〇	四、四〇七
斜羽綢	疋	八〇	四三六
横工布、細嗶嘰	疋	一八、三二七	一三一、二〇六
十字紋綢	疋	:	:
羽繭（五線組）	疋	一六、〇三〇	一〇九、〇四五
羅緞、波紋緞	疋	一、四四〇	一八、六四四
白或染色素泰西緞	疋	:	:

品目	單位	數量	價額（關平兩）
玄素泰西緞	疋	一、一一〇	一四、六五六
織花泰西緞	疋	…	…
漂白、染色、印花（雙面印花不在內）絨布棉法絨	疋	三、一六八	三、九三七
染色素、尺六絨、尺九絨、寬不過二十六英寸）	碼	一三、四七九	九、七八八
船用等帆布（細帆布在內	碼	五、一五七	二、〇八七
印花棉布			
印花細洋紗、軟洋紗、稀洋紗、市布、粗布、細布洋標布	疋	一九、〇六四	六三、九六一
印花粗細斜紋布、羽布	疋	二六、一四三	一四三、八〇八
印花羽綢	疋	一、七三一	一三、九七九
棉花棉線棉紗及棉製品			
毯及毯布	擔	一三四	一三、三二四
手帕	打	…	…
日本棉紗	擔	…	…
亞蔴、火蔴、縈蔴貨			
新縈蔴袋	擔	三五九	二、一三七
舊縈蔴袋	擔		
五金及鑛物			
紫銅條、竿	擔	一〇九四	一、九七七
紫銅片、板	擔		
紫銅管子擔	擔		
紫銅絲	擔		
末鍍鋅鋼鐵（竹節鋼、彈簧鋼、器具用鋼、不在內）			
條	擔	五、三三四	三三、五五九
鐵絲圓釘鐵方釘	擔	一、六五〇	二一、五一四
片、板	擔	一、八四一	八、九八六
素馬口鐵	擔	一三、六四九	一九〇、七七四
器具用鋼、彈簧鋼			
竹節鋼	擔	二九八	三、〇六五
器具用鋼、彈簧鋼	擔	六三四	八、〇二〇
鍍鋅鋼鐵			
瓦紋片	擔	二四七	一七、八三〇
平片	擔	一、四八四	
鉛塊、條	擔	一〇八	一、三六七
鉛片	擔	三	三〇

鎳	擔	一	一六九
錫錠、塊	擔	二五	六、四三三
魚介、海産			
海菜、石花菜	擔	三	(併入海帶)
黑海參	擔	五四七	六六、三七三
白海參	擔	六七二	
魷魚、墨魚	擔	七六二	三〇、三六八
海帶	擔	三九、〇三六	一九六、八三四
糧食、菓品、藥材			
籽、香料、菜蔬			
乾檳榔	擔	五五九	五、九八三
黑胡椒	擔	一、七一八	
白胡椒	擔	五六一	一三四、〇二〇
糖			
赤糖(青糖在內)	擔	三三、九四五	二〇六、三九七
白糖	擔	九五、〇五四	七一〇、一九七
車白糖	擔	五三、五一五	四〇二、二六四
冰糖	擔	五、七八八	六三、三四九
煙草			
紙烟	千枚	四、七〇〇	三〇、六五六
化學產品			
硼砂	擔	七八	九四
純鹼	擔	九、五〇〇	五二、一五七
燒鹼	擔	二、四三三	一八、五三三
鹼及鹼製品(純鹼、燒鹼、不在內)	擔	三、一六一	一三四、二六四
染料顏色			
未列名各色染料	關平兩	二四三、三九九	二四三、三九九
人造靛油、靛漿			
內含靛精二成	擔	二、一四一	五二三、三一九
內含靛精五成	擔	一、五八〇	
人造靛粒	擔	八八一	九一、六四九
硫化元	擔	二〇、五二三	四八七、三五〇
燭、膠、油皂、蠟等			
美國煤油	米國、ガロン	五、五五二、六六四	三、二七五、八五七
波斯煤油	同	‥	
蘇門答臘煤油	同	一、九一四、〇〇六	
滑物油	同	一〇四、四六八	五八、九〇三
家用及洗衣肥皂(藍點肥皂在內)	擔	二六	四五三
香肥皂	關平兩	一四、五四二	一四、五四二
書籍、地圖、紙及木質紙漿			
普通印書紙	擔	七、四八四	七七、五四六

品目	單位	數量	價額(關平兩)
油光紙	擔	九、一三一	一三三、一二一
印書紙、模造紙	擔	二、一七八	三三、二〇八
生皮、熟皮、皮貨			
鞋底皮	擔	四	二三
木、竹、籐			
檀香	擔	五、〇三八	一三二、〇三三
煤、燃料、瀝青、柏油			
煤	噸	五五四	六、七三二
磁器、搪磁器、玻璃等			
面盆、碗盃、有耳盃、	百打	七五五	二、三七六
玻璃片	百英方尺	二、七七二	一六、一二六
石棉(不灰木)			
石棉(不灰木)	擔	五七	一、七〇四
鈕扣			
花鈕扣	羅	四、五六九	
金類鈕扣	羅	四六、八六〇	
磁鈕扣	羅	八八、二八一	二八、七五八
螺鈿鈕扣	羅	六六九	
扇、傘、槊日傘			
傘、槊日傘柄	柄	六、六〇〇	四、八〇〇
鍬針			
手工縫針	千枝	一八、二一〇	三三、四九六
雜貨			
電氣材料及配件	關平兩	一三三、一一五	一三三、一一五
燈及燈器	關平兩	三七、三三一	三七、三三一
其他機器及機器零件	關平兩	八四、三二六	八四、三二八
鏡子	面	一七、〇六九	一七、四五七

第二、民國廿一年及び廿二年度外省移入主要品目數量及び價額表

貨別	單位	二十一年(一九三二)		二十二年(一九三三)	
		數量	價値關平兩	數量	價値關平兩

動物及產品					
魷魚、墨魚	擔	八、一六三	二三九、四九五	七、八二七	一一三、三七五
熟牛皮	擔	八一	三、五八四	六	四六七
植物產品（木除外）					
筍	擔	…	…	…	…
檳榔	擔	七、五四六	七五、〇三一	九、五七三	七一、四二〇
麵粉	擔	一六九、四七五	七〇六、六六九	一六四、一七五	六六〇、九八七
乾菓					
黑棗	擔	一、三〇六	一三、四九六	二、五九九	一八、四四七
紅棗	擔	四五四	三、七七九	五七九	三、五五二
荔枝	擔	一一、一九一	四五九、三一二	五、三二五	六四、二二四
桂圓	擔	…	…	…	…
瓜子	擔	八、六一三	一三二、五四九	九、四四二	九〇、九一五
各種糖類	擔	一三、六〇五	一二六、九八〇	一八、六三八	一四六、六七二
蔴葉	擔	一四、五二六	二二七、七六四	八、三七二	一三二、四〇一
蔴絲	擔	二、〇四四	九六、〇三一	一、三四七	四八、九二〇
粉絲，通心粉	擔	一〇一	一、三四九	四四	四三九
土酒	擔	一、八〇三	二四、二二四	一、四五〇	一八、三八二
織造品暨產物（絲除外）及衣着					
棉布					

貨別	單位	二十一年（一九三二）數量	二十一年（一九三二）値關平兩	二十二年（一九三三）數量	二十二年（一九三三）値關平兩
土染洋布	擔	…	…	…	…
花土布	疋	…	…	…	…
粗細斜紋布	疋	六、六七七	八九、一六三	二、一五九	一三〇、八〇七
絨布棉法絨	疋	…	…	…	…
市布、粗布	疋	二二、〇二一	二三一、二七八	二、七九五	一五七、八四五
本色棉紗	擔	三六、八八七	一、八四二、六二九	二八、五二六	一、三五三、七六三
木、燃料、紙					
煤	噸	二五	三〇〇	二五五	一、六四一
紙箔（錫箔）	擔	四四九	六、三七一	四一九	六、〇八二
鑛砂、金屬、鑛物及製品					
生銻	擔	…	…	…	…
生鐵	擔	一、五一八	二、五五七	三三六	五〇〇
鉛塊、條	擔	…	…	…	…
錫錠、塊	擔	…	…	…	…
雜貨					
印本書籍	擔	四七一	三〇、六四四	二四三	一三、五二一
水泥	擔	三〇二	五三四	六、八三七	六、〇七八
未列名化學產品	値	…	八、八九〇	…	九、三一八

貨別	單位	二十一年 數量	二十一年 値關平兩	二十二年 數量	二十二年 値關平兩
紙菸	擔	二、七八六	三〇五、八八〇	七五七	八四、五四三
藥材	擔	二一七	一六八、〇五九	一五二	七九、〇一九
精鹽	擔	一二七、七八八	四九八、〇四七	一三二、三四三	五二〇、七三六
家用及洗衣肥皂	擔	七八七	九、〇一一	七二七	七、八六九
香肥皂	關平兩	…	…	…	…

第三、民國二十一二兩年度主要輸出品目數量及び價額表

貨別	單位	二十一年（一九三二）		二十二年（一九三三）	
		數量	値關平兩	數量	値關平兩
銻（生銻、純銻）	擔	二六六、三二八	二、三二三、二四一	二〇七、七〇一	一、八二三、九六六
爆竹	擔	七七、四九七	一、六五三、九一三	五三、七四五	八六九、九五七
米（米穀、船用米）	擔	一七六、二一七	七五四、九四四	六一三、八九五	一、九一五、五四七
鉛（鉛塊條、鉛鑛砂）	擔	…	…	…	…
蠶豆	擔	一五、八四五	四〇、一二一	九、六四八	一九、九四四
桐油	擔	一〇、五〇七	一六三、一八九	一二、八六〇	一六四、四〇九
煤（煤、船用煤）	噸	二二、八六二	一七二、二四七	一、九〇〇	一三、七一〇
棉花	擔	九、一〇九	二二八、三九〇	六〇三	一四、六九八
蓮子	擔	八、一七八	三七一、二六七	三、八四八	一七一、五四六
錫錠塊	擔	三、三三二	二七九、五五九	二、七〇七	一八六、七〇五

貨別	單位	二十一年（一九三二）數量	二十一年（一九三二）值關平兩	二十二年（一九三三）數量	二十二年（一九三三）值關平兩
猪鬃	擔	一、四〇〇	一六三、六四七	一、五六五	三七一、〇九六
紙(上、次、下等紙)	擔	一一、一〇九	一一七、七〇七	二、四四九	二五、〇一九
小麥	擔	…	…	四、二五八	九、二四四
鎢鑛砂	擔	五、一二四	八三、〇六五	三、六九六	四、五四六
火麻	擔	七、五七一	一一九、一三二	一、六五六	三〇、六二四
錳鑛砂	擔	八二、七四〇	三四、六六五	二、一五〇	一、三一五
茶油	擔	二、二三二	三六、三六九	七、二五〇	一〇七、七六〇
紅茶	擔	四	一一〇	一二〇	五、六二〇
頭髮	擔	一、九八四	二三〇、一二一	一、一四八	四五、六三六
銻鑛砂	擔	一六五、五一三	三七、四二八	六九、五五三	二三、一二三
粗細夏布	擔	一一	二、九〇六	…	…
藥材	擔	二	四一、六三八	一六	三三、八四一
筍	擔	…	…	…	…
焦炭焦煤	擔	一、五二八	一九、二二九	五、二四〇	七五、〇八二
生黃牛皮	擔	四一一	六、一一三	二七	五九八
鴨毛	擔	一、七四六	四八、六五七	五三一	一三、二一一
芝蔴	擔	…	…	…	…
菸葉	擔	二五一	四、八三二	…	…
紙傘	柄	二六、二九〇	一二、七四五	三、七五三	一、二四一

土布	擔	四	四一二	…	…
棕	擔	四九二	四、〇四八	四三二	三、三九七

乙、岳州

湖南の貿易に對する岳州の地位は之を長沙に比すると、長沙が對外貿易に於て百分の七十以上なるに對し岳州は百分の三十に達せず、民國二十年長沙關課税收入一百零六万兩に對し岳州は僅かに三十万兩に過ぎない、又當年長沙の貿易總額が三千六百餘万兩に達した際に、岳州は僅かに一千三百万兩に過ぎなかつた。尙ほ輸出入貨物の品目に就ては大同小異といふよりは全く同一といふて宜しい。從つて玆に岳州關の重要輸入移入及び輸出品目數量並に價額を表記することを省略する。

第五節　湖南海關貿易の性質

湖南の海關貿易は沿海各埠の如く直接貿易を大宗とするものではなく、通商各港の土貨の輸移出入がその大部を占めてゐる。從つて實際上海關貿易と稱するよりは國內の轉移貿易なのである。其の性質からして三つに分けることが出來る、一は直接對外貿易、即ち外貨の直接輸入土貨の直接輸出である、二は國外性質の貿易即ち外貨を他の港埠を經て輸入し又は土貨を他の港埠を經て輸出するものである、三は純粹の國內の移出入貿易である。勿論此の三者も嚴格には區別し難いのであるが、その大要を次に述べる。

第一、直接對外貿易

湖南の長岳兩埠は內地の港である上に汽船の通航する期間は五六箇月に過ぎない。對外貿易は多く上海漢口を經由して直接貿易の數量は極めて少量である。最多の年でも四百餘万兩に過ぎない、されど三十年前に三千餘兩であつたものが增して四百餘万兩になつたので貿易總額の上からは常に百分の三四の比例になつてゐる。直接輸出入貨物の大宗は石油、砂糖、鑛產物數種で其の增加は制限がある、且つ湖南の對外貿易は殆んど全部外人洋行の手に操られて居り、是等洋行は多く上海漢口の分行で貨物買收後は何れも上海から輸出するので直接の輸出は無い譯である。尙ほ湖南の對外直接貿易は殆んど輸入のみで輸出は云ふに足らない、民國二十年以前輸入は百餘万兩で輸出は三十餘万兩に過ぎなかつた、輸入は時に增減があるが、輸出は增減が無い、每年の入超は少くも七八十万兩で多い時には二百五六十万兩に達する、是れは湖南の直接對外貿易の特色といふて宜しい。

第二、國外性質の貿易

直接對外貿易は湖南省貿易總額に對して甚だ僅かの比例を保つに過ぎない、若し外貨貿易を合せて之を計算すると大きな比例となる。外貨の移入と直接貿易とを合計した總額は開港當初は常に百分の五十以上を占めたものである、近年輸出の增加と國內移入の增した結果として比率は漸く下り、民國元年には三十七%となり、同十一年には三十三%强に下り、同二十年には二十六%弱となつた。而も此の貿易も亦た外人洋行の操縱の下に行はれ近年に至り僅かに漢口商人及び湖南商人が國外性質の貿易を營むやうになつたのである。

今湖南に洋行を有しまた公司の支店を設け居る重なるものを擧げると次の如くである。

洋行公司名	國籍	業務	洋行公司名	國籍	業務
德孚洋行	獨逸	顏料輸入	美孚石油公司	米國	石油輸入
恒信洋行	米國	顏料輸入	亞細亞石油公司	英國	石油輸入
安利因洋行	英國	機械自動車汽船等輸入	英米煙公司	英國	紙煙輸入
瑞成洋行	獨逸	ガスリン輸入	太古公司	英國	砂糖輸入
中島洋行	日本	疋頭輸入	南星洋行	獨逸	アニリン輸入
山本洋行	日本	疋頭海產物輸入	卜內門公司	英國	アニリン輸入

第三、國內性質の貿易

國內貿易は卽ち土貨の移出入貿易であつて土貨が支那の通商各港から移入し又た土貨を各商港に移出するのを指していふのである。此種の貿易は前淸の末期に僅かに百万兩內外であつて湖南貿易總額の百分の四十前後に過ぎなかつたが、民國元年には一千七百万兩を突破し、貿易總額の六十%以上に上り、その後昂上の一途を辿り民國二十年には三千六百九十七万兩に達し、比率も八十三%以上を算するに至つて、國內貿易の顯著なる發達を示してゐる。

土貨移入の主要なるものは棉紗、綿布、煙草、食鹽等であり、移出の大宗は鑛產、桐油、米穀、爆竹等である。移入土貨は多く省內に於て消費せられ、移出の大半は更に外國に輸出せらるゝのである。

第六節　外貨輸入貿易

長岳兩關稅務司の報告に據ると、各種外貨の輸入數量は何れも之を從前に比して增加を示してゐる。歐洲大戰が起つて英獨等の貨物が支那市場から消失したが、此の機會に日本の貨物は非常の勢を以て流入して來た、たゞ二十一箇條の提出によつて支那全國民は相率ひて對日經濟絶交を爲し、一面支那の商工業者は外國式の貨物の製造に從事し、國貨を以て外貨に代へ外貨の輸入は自然に減少するに至つた。歐洲戰終息の後は各國は競ふて對支商業の恢復を策し、外貨の湖南に輸入せらるゝもの著しく增大し、民國十年には一千八百万兩を突破するに至り、其後は逐次減退し民國二十年には一千二百八十四万兩となる、是れ一は國貨の代用品が輸入せられたると、湖南省が戰亂の巷と化し省民の購買力の減退したのに因るものである。

輸入總額に就ては前述の如く減少を示しつゝあるも直接輸入の方面に於ては寧ろ增加の數字を示してゐる、民國十年に一百三十万兩であつたものが民國二十年には二百万兩を越してゐる。是れは石油、砂糖及び機械類等の支那に於て代用品を製作し得ないものが多いからである。

第七節　重要輸入外貨概況

第一、棉　貨

湖南省輸入の外國棉貨は統計があつて以來、時に七百万兩に達し、民國六年以前は常に輸入貨物總額の半ば以上を占めたものである。其後國產棉貨が出來外國棉貨の輸入は逐次減少するに至り、輸入總額に對する比率

も低下して來たが、依然として優位を保つて居る。輸入棉貨中之を棉布棉紗及び其他の棉製品の三つに分ち之を略述する。

(一)棉布、棉布は輸入外貨の大宗で、時には六百餘万兩も輸入された。民國十九年には尚ほ四百二十餘万兩の輸入があつた、近年は土布の移入が激增したのと、滿洲事件(九・一八)以來日本棉布輸入が杜絶したので大減少を來してゐる。正確の統計は無いが恐らく百八九十万兩に過ぎないであらうと云はれてゐる。

棉織工業は分つて織布、染色、印花の三つとする。支那の土布工業は染色印花に於て未だ十分發達して居らないので輸入の棉布は多く色布であつて、漂白染色及び印花布が多いのである。又た漂白及び染色棉布中で漂白市粗布が最も多い。漂白市粗布は普通に竹布と稱され、輸入の百分の七十以上が日本及び臺灣から輸入され英國及び印度のものは極めて少ない。染色及び印花の二種は殆んど全部が日本品である。その他印花細軟の洋紗及び花標布も英貨は高價で日貨は廉いので湖南に輸入せられるものは日貨が多い。

(二)棉紗、棉紗は從來輸入外貨の大宗で、民國以來湖南に輸入せられたもの常に二百餘萬兩であつたが、歐洲大戰中に支那自設の紗廠が著しい進歩を爲したので、近年は外貨は次第に減少して國貨を以て之に代へ、民國九年以後は輸入外貨は僅かに五十萬兩前後となり、二十年には全く輸入の迹を絶つに至つた。之れ一は國內紗廠の發達にもあるが、一方に九・一八事變以來日貨を排斥したことも預つて大なるものがある。

(三)其他棉製品、其他の棉製品の湖南に輸入せらるゝものは手帕、毛巾、長短靴下、メリヤス、襯衣等で、民國三四年頃は十餘萬兩に達したが、近來は國貨棉製品が多く輸入せられ外貨の輸入は大に減少した。近年は僅かに一千兩內外で殆んど根絶したといふてよい。

第二、石　油

石油は湖南に輸入せらるゝ外貨中從來は棉貨に次ぎ第二位に居つたのであるが、近來は常に三百萬兩を上下し輸入外貨の第一位を占むるに至つた。

湖南に初めて石油の輸入せられたのは宣統二年（一九一〇年）に亞細亞石油公司が試驗的に輸入したのに始まる。その後消費擴まり、民國三年には同公司は長沙下流十五里の三汊磯に石油タンクを建造した。其後米國の美孚公司（スタンダード石油會社）が、石油の輸入を開始し、一年八九百萬ガロンの石油を輸入した。民國十二年には增して一千二百萬ガロンとなり、同十五年には一千八百萬ガロンに達した。その後湖南の治安紊れ、農村經濟の破產と共に石油の輸入は減じ民國二十二年には僅かに六百萬ガロンとなつた。勿論その減少は經濟疲弊の關係もあるが、一面に都市には電燈が點ぜられた爲め石油の需用を減じたのである。

第三、砂　糖

砂糖は湖南省輸入外貨中石油と拮抗する地位にあり、每年の輸入額二三百萬兩である。光緒二十八年には長岳兩關の輸入外糖は一萬二千餘擔で、價額は六萬餘兩に過ぎなかつた、然るにその後增加の一方を辿り、宣統年間に太古精糖公司は長沙と岳州に分公司を設立し直接の輸入を圖り、歐戰以後は輸入數量更に加はり、民國十五年には四十二萬擔となる。其後省內混亂の爲め輸入漸次減少し、民國二十二年には十萬擔に及ばず、その價額も六十八萬兩弱であつた。之は一面に經濟關係によると共に國產糖の代用せらるゝに因るのである。

外國の種類は赤糖、白糖、車白糖、冰糖の四種が主である。赤糖はポーランド第十號以下の砂糖で多く南洋より年平均四五萬擔を輸入せられ、白糖は同第十二號以上のもので爪哇及び日本より輸入し、近年輸入額十餘

萬擔である。車白糖は同第二十五號以上の砂糖で俗に精糖と稱し、香港怡和及び太古公司に於て精煉したものに係る、年の輸入十餘萬擔、冰糖は結晶糖で輸入甚だ少なく一二萬擔に過ぎない。

第四、染料顏料油漆

染料顏料油漆は亦た湖南輸入の大宗である。近年の輸入は最多二百餘萬兩に達し、全部外貨といふて宜しい國産品は僅かに二萬兩に過ぎない。支那の染業は其の原料を多く植物の葉莖花實に取る、靛青が重要原料で、蘇木、花紅、五倍子が之に次ぐ。獨逸人が靛青を輸入したのが光緒三十年で、その後湖南に入る獨逸靛青は一萬三千兩から增して七十餘萬兩に達した。歐戰中にその輸入は斷絕し國産靛青が之に代つたが再び復活して民國十年には染料の輸入一百餘萬兩に達し、民國二十年には二百四十萬兩を突破するに至つた。由來湖南省は染料を多く消費するの省であつて每年の輸入四萬擔を下らない。たゞ五倍子は年々湖南より四十餘萬兩の輸出がある。

顏料染料は皆物品を色彩するに用ひられ、完全の限界はない、顏料は染料を作るべく、染料亦た顏料を作る顏料は支那では昔繪畫及び婦女の修飾に用ひたもので大部分は油漆油墨に滲入せしめ屋宇舟車を塗り、各種の書籍新聞等を印刷するので用途は甚だ廣い。現時輸入のもの拷皮、炭精、紅丹鉛粉及び銅金粉を多しとする。拷皮は香港シンガポールから輸入するもの多く、紅丹、鉛粉、黄丹等は日本のものが多く、英獨之に次ぐ、銅金粉及び銀硃等は獨逸より輸入す。尤も湖南省輸入中で何れも重要でなく數萬兩に過ぎない。

染料の大部分は纖維染織の用に供せられ紡織業者は之を用ひて布疋を染める、製紙業者は之を以て紙を染め製革業者は之を以て皮革を鞣めすに用ひ、その需用は甚だ多い。

第五、五　　金

五金の湖南に輸入せられたのは十餘年前からである、是も三百餘萬兩に達したが、近年は大に減少して最多の年でも五十萬兩に過ぎない、民國九年後は更に少なくなつた、是れは天災と匪禍に因つて建設事業が停止となつた爲めである。

五金の輸入は殆んど全部が外貨である。その中鋼鐵と紫銅とが最も多く百分の九十以上を占めてゐる。

(一)鋼鐵、鋼鐵の輸入は粤漢、株萍鐵道の敷設の爲めに輸入激增し民國二年には九萬餘擔となり、歐戰中は各國が輸出を禁止した爲めと、湖南に戰爭があつて諸事停頓して輸入は激減したが、民國三四年には粤漢線長武間の修築があつたので三四萬擔を輸入された。民國十五年には增して六萬五千餘擔となり、二十年には三萬餘擔の輸入があつた。

(二)紫銅、紫銅は現在輸入中では低位にある、民國四年に銅貨を鑄造した折と、その後民國六七年に銅貨の銅幣の輸出を爲した際に年額二三百萬兩を輸入した。是れは主として日本からであつた。その後は全く輸入無しといふて宜しい。

(三)共他の五金、共の他の五金中には黄銅最も多く毎年の輸入約八千擔、鉛は民國十七年に一萬餘擔を輸入したがその後減少して同二十年には一千餘擔となつた、その他はいふに足らない。

第六、海　産　物

輸入海產物中價値の最大なものは海帶類である、輸入外貨總額の百分の七十以上を占め、之に次ぐものに海參があり百分の二十を占む、その他干貝、魷魚、賊魚等は百分の十に及ばない。海帶類は海帶、海菜、石花菜

を包括し、その大部分九十%は日本及び臺灣より輸入さる、何れも上海から長江各埠に轉運されるものである。

湖南省は過去の消費甚だ多く民國元年の輸入は十二萬餘兩で日貨排斥の爲めに一時激減したが、民國十年後また増加し、同十五年には三十四萬兩に上り二十年には二十餘萬兩である。

海參には黑白の二種がある、黑種は朝鮮及び日本內地より、白種は南洋から輸入され、近年黑海參の七十%は日本品である、二十年の輸入は三十萬兩に達し最多の時は七十餘萬兩に及ぶ、現在は南洋よりの輸入が增加して來てゐる。

第七、紙

湖南省は光緒二十七年に初めて洋紙を輸入す、その額一百餘兩であつたが、民國元年には十二萬餘兩に增加し、十五年には十八万餘兩、二十年は三十二万餘兩となり國產紙の輸入は漸く減少するに至つた。

洋紙中最も多く輸入せらるゝものは印刷用紙であつて平均二万餘擔、洋紙輸入總額の九十%で、その內印書紙、油光紙(光澤紙)何れも一万擔を占む。印書紙は多く日本及び朝鮮より來り、一部は瑞典より輸入せらる。

第八、機械工具車輛

輸入機械は輕工業家に在つて重要なるものである、支那には未だ重工業發達して居らないので一切の機械は外國品に俟つのである。從來は工業が興らないので機械の輸入は微々たるもので數万兩に過ぎない、機械工具車輛を合せても尙ほ數十万兩に過ぎなかつた。而も多くは粤漢線の需用丈の觀があつた。

然るに民國元年以來各業興起して英獨等より機械を購入し、次で各種工場は設立され、民國二年の輸入は四十五万兩に達し、その後時に盛衰はあつたが民國十九年には機械工具車輛を合せて六十餘万兩の輸入があつた。

輸入の機械は一部は鐵道材料であるがその餘は刺繡、ミシン機、農具、紡績機等で、車輛は全部粤漢鐵道用のものであつた。

第九、化學産品

化學產品の湖南省に輸入せられたのは光緒三十年に僅かに四千餘兩であつたものが、民國二十年には四十二万餘兩になつてゐる。その重なるものは漂白粉、及び肥料用硝石である、此二つが輸入總額の八十％以上になつてゐる。工業上重要の硝酸硫酸等は輸入極めて少ない、是れは湖南省が未だ工業の幼稚なのを物語つて居るものである。

第十、其他雜品

(一)香料、香料の輸入は近年二十餘万兩に達し、國產品は一万兩に過ぎない。香料中で最も多いのは胡椒で毎年二十万兩前後を輸入してゐる。

(二)藥材、藥材の輸入は以前は數万兩に過ぎなかつたが民國十七年に十餘万兩に至り十八年には十六万兩を突破し、その後は激減してゐる。種類は檳榔が最も多く年約六七万兩その餘は朝鮮人參等である。

(三)煙草、煙草は人民の生活に重要で無いに拘らず、湖南省は毎年二百万兩も輸入してゐる、たゞ大部分は國產であつて外貨は數万兩に過ぎない、最も多い時で四十万兩、現に年々外貨は減少して來てゐる。但し外國人が支那に製造工場を設けて製造販賣する結果實際は外貨である、現に英米煙草會社の如きは年々純益一千餘万兩であると云はれる。

(四)毛織物、毛織物は純毛織と毛棉交ぜ織の二種に分れる、後者は氈毯、呢絨等で此類の貨品は殆んで純外

貨である、年々平均五十萬兩の輸入品がある。純毛製品は絨線(毛絲)の輸入最も多く年に三十餘万兩で大半は英日兩國から來る。一般婦女の編物の原料なので需用は增加する許りである。次は氈毯類で西洋式の敷物である。

(五)蔴貨、蔴貨の輸入は以前は數万兩に過ぎなかつたが、民國十七年に突如として增加し十餘万兩に至つたが、その後また減じて來てゐる。

(六)絹織物、絹織物の輸入は極めて少なく年に一万兩內外で多く日本から輸入される。

第八節　支那國產貨物輸入貿易

第一、國產貨物輸入の趨勢

前節に外貨輸入の內容を述べたが本節には國產貨物(土貨)に於てその輸入の趨勢を述べると、

(一)土貨輸入の趨勢は增加から減少また增加に轉じてゐる。土貨の輸入は光緒二十六年には僅かに五万七千餘兩であつたものが、光緒三十二年には一百三十餘万兩に增し、その後は減少の一途を辿り、民國元年に至つて更に增して四百餘万兩となり、その後省內の戰亂頻發して一時減少したが、民國十二年に一躍一千三百餘万兩となりそれより遂年增加し、二十年には一千八百餘万兩となり、翌二十一年減少したるも二十二年には二千二百餘万兩となつてゐる。

(二)輸入は製造品を多しと爲す。輸入の土貨は製造品が常に六七百万兩に達し、總額の五十五%以上を占めてゐる、食料品煙草が三百餘万兩卽ち三十二%で原料及び半製品は二三十万兩で十%前後に過ぎない。煙草の一種は年に二百万兩に達し、その大部分は紙卷煙草である。

第九節　重要輸入國產貨物

第一、棉　貨

(一)國產棉貨の輸入は近く十年來顯著の增加を示してゐる、民國十年には三百十五万餘兩に過ぎなかつたものが同二十年には一千三十三萬兩となり、土貨の全輸入額の五十一%を占めたのである。棉貨は棉布、棉絲及び其の他の棉製品の三者に分ける。

(イ)棉布、棉布の輸入は民國元年に二十三万餘兩に過ぎなかつたものが、同十一年には九十餘万兩に增し、二十年には二百三十餘万兩となり年々增加の趨勢を見ることが出來る。輸入土布の中、市粗布及び斜紋布が最も多く市粗布は俗に洋布と稱するものである、民國二十年に一百四十餘万兩、粗細斜紋布は四五十万兩に過ぎない、多く上海から輸入される。

(ロ)棉紗(棉絲)、棉紗は二十年前湖南に輸入するものは悉く外貨であつて土貨の輸入は民國元年に僅かに三十餘万兩であつた、然るに同十一年には三百七十餘万兩となり同二十年には七百十餘万兩に達し輸入貨物中の首位となり、外貨を悉く排斥するに至つた。

(ハ)其他の棉製品、其他の棉製品も近年增加し民國元年に僅かに數千兩に過ぎなかつたものが、漸次增加し二十年には二十二万餘兩となつた、是れは支那國內の棉貨工業の發達を如實に物語つて居るものである。

第二、煙　草

煙草の輸入は近來一二百万兩に上り、土貨輸入の大宗となる、尤も卷煙草及び葉卷を多しとする、共に一百

餘万兩で、葉煙草刻み煙草は二三十万兩に過ぎない、輸入は殆んど全部が土貨で外貨は數千兩に外ならない、茲に葉煙草、刻み煙草及び卷煙草の輸入狀況を述べると、

(一)葉煙草刻煙草、煙草は明の萬曆年間に始めてフイリツピンより福建漳州に輸入され、湖南省にては郴州湘潭等の縣に於て栽培せられ、農家は煙草收穫の後土法を以て刻煙草を製したものである。湖南產の煙草は民國二十年財政部の調査に據ると、一千五百万磅十餘万擔を下らずとある。而も尙ほ外省より葉煙草刻煙草約一萬擔を輸入したものでその大半は福建省からである。民國元年には是等の輸入六千餘万擔でその價二十餘万兩である、然るに民國九年には增して一万二千餘擔となり價額九十万兩を突破し、その後逐年增加してゐる。

(二)卷煙草及葉卷、卷煙草及び葉卷は吸煙者日に增加すること驚く可きものがある。民國元年にはその輸入六千餘兩に過ぎなかつたものが民國五年には三万餘兩となり、民國十九年には激增して二百餘万兩となつた。二十年以後は汽車により輸入が盛んとなつて海關を經ないのでその數字は減じてゐるが實額は更に增して居ると思はれる。

第三、食　鹽

湖南には食鹽を產しない、湘潭の膏鹽は五六千擔に過ぎないので僅かに湘潭一縣に供給するのみである。食鹽は日用必需品なので輸入は當然の勢である。湖南で用ひられるのは淮鹽、粤鹽、精鹽、川鹽の四種に分ける。粤鹽淮鹽の消費が最も多い、精鹽川鹽は市場稍や狹く販路が少ない。民國元年の輸入は一百二十萬擔で價額約三百萬兩であつたものが、その後海關を經た輸入數は激減して居る、しかし食鹽は必需品で消費に著しい增減のある筈がないので海關を經ない輸入の多いことを思はせる。湖南省人口三千萬人が每人食鹽八斤半を消費す

るものとして少くも二百六十萬擔を必要とする計算である。

第四、糧　食　類

湖南は由來魚稻の郷と稱せられ、毎年多額の輸出を爲し居るに拘らず尙ほ糧食類の輸入時に一萬兩以上に上ることがある、尤もその大部分は麥粉である。

(一)糧食、糧食の輸入せらるゝものは雜糧である。平時は甚だ少ないが、天災等の場合に數十萬擔を輸入する、その種類は小麥、高粱、粟等が最も多く米は極めて少ない。

(二)糧食粉、糧食粉の輸入は殆んど全部が麪粉である。麪粉の輸入は民國元年に二萬餘擔、七萬六千兩に過ぎなかつたものが年々增加し民國二十年には二十萬擔以上で八十三萬餘兩の增額に上つて居る、湖南は產米地でありながら近年麪粉の消費增大し、更に省內の小麥の產量も增して來て居るので大規模の製粉場設立の議が起つてゐる。

第五、海　產　物

海產物で湖南省に輸入せられる國產貨は合計五六十萬兩に達する、民國十七年以降四年間の湖南輸入海產物を外貨と土貨とに區別して表示すると次の如くである。(單位關平兩)

貨別	十七年(一九二八)	十八年(一九二九)	十九年(一九三〇)	二十年(一九三一)
外貨	二二九、七二六	四〇六、四三〇	四三三、二四六	四一四、一四三
土貨	二六二、八二五	二四九、四三三	一八三、〇一七	二六九、〇五八

合計	四九二、五五一	六五五、八六三	六〇六、二六三	六八三、二〇一

海産物中價値の最も大なるものは鱶(フカ)、賊魚(イカ)である、多く上海及寧波から來る、次は乾魚鹹魚で大連營口方面より輸入せられたものであるが、滿洲國獨立以來は輸入は停止せらるゝに至つた。

第六、乾　果

支那果實の産地は多く沿海の省にあるので湖南省は果實の輸入は極めて多い、たゞ從來交通不便の爲めに生果の輸入は少く、輸入せらるゝものは殆んど乾果である。近年は毎年六七十萬兩の多きに及ぶ。輸入乾果中荔枝最も多く民國十八年には四十六萬餘兩であつた、次に桂圓で十六萬兩、棗はその數量は多いが價は半額位である。

第七、子　仁

子仁は杏仁、芝麻、棉子、蓮子、瓜子を總括していふのでその輸入は瓜子最も多く年一萬擔前後で價は二三十萬兩に及ぶ、輸入子仁の百分の七十以上である。民國元年に瓜子の輸入は十餘萬擔であつたものが近年は二十餘萬擔にも達して來た。

第八、砂　糖

國產砂糖の輸入は民國元年に三千餘擔、その後外國糖の輸入が增加しその銷路を奪はれ、民國八九年には僅かに六七百擔となり、其後一萬擔に上つたが年によつて消脹に激變があり五萬擔を突破するかと思ふと一千擔の小額となる。國產糖は亦た赤、白、車白、冰の四種で主なる輸入地は四川、廣東、福建で、赤、白の兩種が最も多い。

第九、藥　材

藥材の輸入は亦た年二三十萬兩に達する、湖南は由來藥材の産地で毎年の輸出時に二十餘萬兩に及ぶが輸入も多い、福建の樟腦、閩粤の柚皮、四川の大黄は皆湖南に於ける重要藥材である。藥材は大抵民船で輸入されその數目は統計し難いが年によつて增減が著しい。

第十、他類雜品

(一)書籍印刷物、是等は文化の原料で一省文化の標準を爲すものである、湖南省は民國元年已に一千餘擔に達し同二年に三千餘擔價額二十五萬兩となり其後は增加しないのみか減少してゐる。尤も民國六年後は鐵道が開け之によつて輸入されるので海關の數字には見はれない爲めでもある。

(二)硝子、硝子の重要原料は石英で湖南にはその產出が多いのであるが未だ製法發達せず毎年國產硝子の輸入七八萬兩に達する、民國元年には四千餘兩であつたものが民國二十年には十餘萬兩に增し、その消費は益々增加の傾向を辿つてゐる。

(三)香水脂粉、この輸入は民國元年に五千餘萬兩であつたが同十年に五萬五千兩となり二十年には十萬兩を突破し其後年々二三萬兩の增加を見てゐる。

(四)石鹼、石鹼は民國元年には輸入僅かに一千四百餘兩であつたものが同十年には二萬二千餘兩となり二十年には四萬八千餘兩に增加してゐる。

(五)絲貨、絲貨は家蠶繭、爛蠶繭、綢緞、黃絲等を包含したもので民國初年には七萬兩に達してゐたが、逐年減少して民國二十年には一萬餘兩となつた。右は湖南人が外貨を多く用ゆるに至つた爲めである。

(六)紙及び生熟皮、土紙の輸入は近年增加して來てゐる、民國二十年には十五萬餘兩、同元年に一萬四千兩に較べて十倍の高になつて居る。生熟皮は民國十年に二十餘萬兩に達したが、その後は逐次減少し二十二年には僅かに四百餘兩に過ぎない。

第十節　省産貨物の輸出貿易

第一、輸出貿易の趨勢

湖南省産貨物の輸出狀況は之を分析して觀察すると大要次の如くである。

(一)輸出貿易は衰退、前清時代に於ける湖南の輸出貿易は云ふに足らざる數字であつたが、民國元年頃には俄然一千二百萬兩を突破し、特に歐洲戰爭惹起せられてから戰爭用鑛産アンチモニーの輸出激增により、民國五年には一千八百萬兩となる、その後增加の一途を辿り民國十二年には三千一百萬に達し、戰爭終息の後より漸次衰退を來し二十年には一千八百萬兩となり二十一年は一千五百餘萬兩、二十二年には一千三百萬代となり衰退を續けて來てゐる、尤も右は係つて鑛産物及び植物油の需給關係に基因して居るといふてよい。

(二)直接貿易は小額、長岳兩關の輸出貨物は大部分は外省の商港に運搬せられるもので直接に外國に輸出せらるゝものは極めて少ない、輸出總額からすると百分の一に過ぎない、近年多少增加の傾向にあるも尚ほ七%以上に出たことは歐戰の間であつた民國六年丈である。

(三)輸出貨物は粗製品が多い、輸出土貨を分類すると。(イ)飲食物及煙草、(ロ)原料又は半製品、(ハ)製造品、(ニ)雜貨の四種とする、そして現在輸出最多のものは原料品及び半製品で約一千餘萬兩總輸出額の八十%

以上を占め、その次は飲食物及び煙草で約二百萬兩で總額の十%である。原料品中の最多數は植物油で一千萬兩前後七十%を占める、五金及び鑛砂は四五百萬兩で二十%、紡織原料一二百萬兩十%に當る。之に依て觀ると湖南省の輸出品は農產鑛產に富んで原料品粗製品の輸出であるといふことになる。

第二、重要輸出貨物

湖南省の海關輸出貨物は植物油第一で總額の三十九%、五金之に次ぎ二十二%、食糧また之に續き十四%で棉花及び纖維はその次位で六%である。

(一)植物油、植物油は種類多く桐油、茶油、菜油、棉油、落花生油、豆油、胡蔴油、草蔴子油等を包括する。就中桐油茶油最も多く、民國元年には一百四十餘萬兩で歐戰期間輸出少しく減じ、民國七年に一百七十餘萬兩となり同十八年には一千三百餘萬兩に增した。茶油は國際市場と關係稍や少なく從つて增加率は少ない。

(二)五金及鑛砂、五金及び鑛砂は湖南輸出品の大宗で特に歐戰中民國五年には一千餘萬兩に上り、輸出總額の五割八分を占めたことがある、戰後は減少して民國十五年には七百餘兩となつた。湖南省の鑛產に就ては第五卷に詳細に述べてあるので略する。

(三)糧食、湖南輸出の糧食は米穀、小麥、高粱等を包括していふ、就中米穀は最も重要の地位を占めてゐる。

(1)米穀、湖南は北は洞庭に濱し、湘、資、沅、澧の諸水貫流し、古より「兩湖熟すれば天下足る」の諺のある位である、惟だ每年の生產米穀が幾何あるかは精確の統計無く、南京政府の二十一年度の調查によれば、九十三億五千二百五十九萬二千斤卽ち約九千餘萬擔の產量で稻作付面積は二千六百四十九萬畝と稱され平年の收穀は百七億七千七百七十一萬五千斤卽ち約一億餘擔と云はれる。又た金陵大學農業經濟統計に據ると一億五

千七百萬擔と計算されてゐる。最近五六年の平均產量は每年一億零八百餘萬擔で金陵大學の調査と稍や符合してゐる。

更に湖南省地方自治籌備處調査の結果は產穀九千四百五十八萬一千一百三十一擔であつて、人口一人に三擔三斗七升を分つべく、又た省政府が民國二十一年全省產穀を總計したる數字は一億四千六百三十三萬一千三百十七石、省人口一人宛となる。右數字から推すと每年湖南省からの輸出米は三百萬擔から五百萬擔の多きに達する事となる。

以上の數字は何れも差異があるので民國二十二年に湖南經濟調査所の成立すると同時に、各縣政府、學校、郵政局並に各區經濟狀況通信員を以て調査せるに全省の產穀量は一億四千萬擔であることが判明した。此の多量の產米は自給した以外は外省に移出されるのであつて、郴縣からは廣東廣西に、醴陵からは江西に、濱湖所產のものは宜昌沙市及び長江下游に運ばれ、中部湖南の產米は長沙、蘆林潭から漢口に搬出され、百分の九十五以上は揚子江下流に輸出される。

輸出米の數量は年によつてその額に差異がある、全部に就ては明瞭を缺くが、海關を通過したものゝみに就て云ふも民國九年と十三年には何れも二百三十萬擔以上を輸出し、同十五年と二十年とは何れも十萬擔以上である如きその例證である、平均して年々海關貿易丈で百萬擔內外である、民國二十六年からは粤漢線の全通したので廣東方面への輸送は汽車によるので海關による數量は減少するであらう。

湖南米は上述の如く輸出の量多きも、凶荒その他の場合を考へ輸出禁止を行ふ、民國以來も殆んど隔年また省內一地方又は時期を限りては每年に禁輸令が施行せられないことが無い有樣である。

湖南米の輸出價額は一定して居らず常に變動が多い、民國十七年には每石三兩餘で、十九年には六兩に達し約倍額である、外米はその變動極めて少ない。湖南米は米價低廉の時に輸出量は增大する、そして上海に運ぶにその運賃と捐稅の多き爲めに外米と競爭困難を來すことが多いのである。

(2)其他糧食、小麥、粟、高粱等がある。全省を通じて是等の雜糧は二千一百八十九萬八千零六十四石を產する、殆んど自用のみで外省に輸出するものは多くない。小麥は每年輸出せられ多い時には二十餘萬兩に達するが平均は十萬兩位である、粟と高粱に至つてはいふに足らない。

(四)爆竹、爆竹卽ち鞭爆は湖南省主要產品の一つである、その製法は純手工に屬する、產地の最も著名なのは瀏陽と醴陵とである、一時は海外にも多く輸出せられその盛時には年額二百萬兩以上に達し、長沙關輸出の第二位、長岳兩關を合せても第三位を占めたこともある。最近その輸出漸く減じ民國二十二年には八十六萬兩となつた。しかし多少改良と販賣方法とを硏究するに於ては湖南輸出品の重要地位を保つことが出來やう。

(五)石炭、湖南省內石炭の埋藏量は四千億噸と稱され全支那に於ける埋藏量の一・六%を占めてゐる、每年武昌漢口方面に輸出するもの百萬噸と稱せらる、詳細は鑛業の條下に詳しいので略する。

(六)茶、茶は古來より湖南省名產の一つである、每年の產額八十萬擔以上で省內の消費三十餘萬擔を除き他の四五十萬兩は輸出せられる。輸出茶は紅茶最も多く黑茶之に次ぐ、茶の輸出先は露國が首で英獨等にも向けらる、黑茶は主として西北各省及び內外蒙古方面に輸出せらる。民國十三四年頃には每年百二三十萬兩の輸出があつたが、民國十五年に六萬六千餘噸價額一百七十餘萬兩の多量輸出を見た後は輸出激減最近は六七千噸、金額で十萬兩內外の輸出丈になつて從來の盛況は認め得られなくなつた。

(七)棉花、湖南省は棉花の適地なるに拘らず從來は栽培面積も少なく產量も多くなかつた。民國十四年に至つて貿易額一百三十餘萬兩に上り、十九年には輸出額一百三十六萬兩に達した、その後產地の水害等の爲めに減じて二十一年には四十二萬兩、一萬七千餘擔の輸出があつたのみであるが、將來有望の產物である。

(八)染料、湖南省輸出の染料は五倍子を最多とし、薑黃之に次ぐ、薑黃は黃色の染料で俗に蓮叉は寶鼎香と稱する、香色は薑の如くで、省西一帶に產する。五倍子は一種の寄生蟲によつて作られる。墨水染料を製するに用ひられる。

湖南五倍子の輸出は多き時は五十餘萬兩に達し、平均年々三十五六萬兩の輸出がある、その他の染料は之に比べると言ふに足らぬ小數である。

(九)生熟皮、湖南省產の牛皮は多く漢口に運送し同地から外國に輸出せらるゝのであり、民國十四五年の頃一時盛況を呈したが、最近は衰退に傾いてゐる。最も多く輸出せられたのは歐戰當時で六十萬兩から七十萬兩にも及んだものであるが近年は十萬兩以下の輸出しか無い。熟皮に至つては數量更に少ない。

(一〇)紙、湖南の紙は舊來の製法で從來有名の紙產地であつたが、民國十八年に一百七十餘萬兩の破格の輸出を見た外は年平均四五十萬兩に過ぎない、特に最近は輸出は二十萬兩內外である。

(一一)他類雜貨

(1)豆類、每年の輸出最多は民國十八年の百餘萬兩、最少の年は僅かに千餘兩で甚だしい懸隔がある。

(2)藥材、湖南は藥村の產地で輸出は民國十五年に二十萬餘兩を出したが、平年は十萬兩以下の時が多い。

(3)土布、民國四年に七十五萬兩を輸出したのと十七年に六十一萬餘兩を出したのが最高レコードで平均每

年十二三萬兩の輸出がある丈である、生産の大部分は自省內で消費されてゐる。

（4）夏布、夏布は湖南省特産の一つであつて、特に瀏陽産は有名で「瀏夏」の名は全國に轟いて居つたものであるが、民國七年に百萬兩近くの輸出のあつた以外は、四五十萬兩が多い方で平均すると二十萬兩內外で近時は特に衰退の兆が現はれて來てゐる。

（5）纖維類、苧麻、火麻、棕櫚を包括して年々隣省に移出せられるもの六七萬兩である。就中苧麻は八十%以上を占めてゐる。民國十一年に十萬兩を突破したのが最高レコードである。

（6）子仁、子仁は蓮子、瓜子、芝麻、菜子、杏仁等を包括していふので就中「湘蓮」は上海漢口一帶に盛名を馳せてゐる、その輸出額は年々增加し平年五六十萬兩で民國二十一年には一百萬兩を突破した。前途のある輸出品である。

（7）豚毛、支那で猪鬃と稱するものは産額甚だ多く、每年の輸出額は民國十四年以來俄かに增加し、三十二萬餘兩に及びその後も二三十萬兩の間を上下し、民國二十二年には三十七萬餘兩に達した。輸出先の重なるものは日本である。

（8）頭髮、頭髮も亦た湖南輸出品の一つで民國の初年辮髮を斬髮と變ずる頃から年額十萬、二十萬兩といふ輸出があり、その後四五萬兩に減じたが、民國十五年に十萬を突破し、その後も八九萬兩の輸出がある。重に日本に販け毛織物の原料となる。

（9）傘、傘は湖南省各縣に於て生産せられ、外省に輸出するもの年々二三萬兩から最多の時は五萬兩近くの輸出を見たものである。近時はその製造も衰退し輸出もまた減少の一途を辿つて居る。

第八巻　交通

湖南省は北に洞庭の大湖を包み長江に濱し、湘、資、沅、澧の四大河とその支流とは境内を縱横し、水路四通八達所謂「南船北馬」の諺に對して南方を代表するの觀があるが、一方から觀ると東北省境の一角を除いては、東西南北何れも高山峻嶺の大山脈を以て環繞され、中央部には衡山々脉をはじめ幾多の大山脉が連亙して交通を杜絶し、天賦の資源もその開發は遲れ、人文の發達亦た閉塞を免れ得なかつたものがある。

其後時代は變り水路には汽船の航行することゝなり、陸には鐵道の開設となり、自動車路は縱横に建設せられ、空には飛行機の交通を助けるあり、電信、電話及びラヂオの發達も相當のもので數年前の湖南省と今日の湖南省とを比較する時は眞に天壤の差である、之れ全く交通機關の整備に負ふ所が多いと云ふて宜しい。しかし境域が廣く人口の多い點からして之を日本の狀況に比較すると水、陸、空の交通も全くその緒に就いたに過ぎない。以下章を逐ふて其の概要を記述する。

第一章　水　路

第一節　總　說

湖南省の河流は第一卷に詳述した如く、大河小水幾百千を以て數へるが、その殆んど全部が湘、資、沅、澧の四大江に合流して悉く洞庭湖に匯注することである。從つて湖南省の交通は從前は勿論のこと、現在に在つても四大水を主要交通上の大動脈と爲し、その他の支流と相俟つて湖南省交通の樞軸を爲してゐる。

たゞ四大水も揚子江の如き水量と水深を有するものなく、何れも大汽船を航行せしめるに適しない、殊に冬季の減水期に當つては、小汽船すら航行を停止せざるを得ないので、汽船の航行を見るに至つても依然として帆船は湖南水路交通の重要部を占めてゐる。此點に於て四川省が汽船の溯航以來殆んど長江流域から民航を驅逐したのとは全く趣を異にするものがある。

第二節　舟航ある江河

湖南省の江河は多く舟揖の便がある、就中湘江はその全長二千餘里中下游五百里は一千噸級汽船の航通が出來、更に上游五百里は小汽船を通じ、その以上一千里間は帆船並に小舟を通ずることが出來る。特に水源地附近に於て灕江と接續して廣西省桂林、梧州等を經て廣東への連絡が出來るのである。その支流中瀉水、瀏水、

漣水、淥水等は下游は增水期に於て小汽船を通じ上游は何れも帆船を相當の奥地にまで通ずることが出來る。その詳細に就ては各縣の情勢中に述べたもので重複を避ける。



湘江の上游

資江はその本流の長さ一千七百餘里、下游は小汽船を通ずるも上游は帆船小舟を排するのみである、此江は山間を曲流して水中灘多く交通上よりは湘江の水利の半ばにも及ばない。

沅江は全長二千三百餘里、湖南境域のみに於て約一千八百里に及ぶ、省西一帶の諸流を併せ水量は湘江に次ぐものあるも一千噸級の汽船を溯航せしむるは、河口から三百里に過ぎない、その以上は大水期に小汽船を通ずる丈である。本江の支流酉水は湖南と四川とを結ぶ水路の一つになつてゐる。

澧江は省北一帶の諸水を合せて洞庭湖に入るのであるが、四大水中最も流長も水量も少なく、下游に汽船を通じ得るのみで本支流共に帆船の交通は他に讓らない旺盛を極めてゐる。

第三節　湖南汽船業の沿革

汽船が湖南省に通ふことになつたのは、光緒二十四年（一八九八年）駐清英國公使が內河の開放を北京總理衙門に迫り、清國政府は遂に元に關する章程を同年九月一般に發布して以來の事である。最初に此の章程に應じて漢口長沙間の航路を開いたのが兩湖輪船公司である。此の公司は湖南湖北兩省の紳商によつて創立され、株式組織として十萬兩の資本で開業したのである。

光緒二十七年には開濟、長清、兩湖の三公司となつて、何れも漢口長沙湘潭間の航業に從事した。その創立年月資本金及び所屬船舶數は次の如くであつた。

會社名／項目	創立年月	資本金額	株主	所屬船數	航行
開濟公司	光緒廿五年四月	約五萬兩	兩湖人	一隻	不定期
長清公司	同　十月	未詳	同	三隻	二週一回
兩湖公司	同　廿六年六月	十萬兩	同	二隻	不定期

當時各社の使用せし汽船名及び狀態は次表の如くである。

船名＼項目	所屬會社	製造年月	總噸數	吃水	船價	速力	船長及び幅
永吉	開濟	光緒廿五年五月	七〇	―	二萬兩	七哩	長十一丈半 巾一丈八尺
楚寶	長清	同廿七年	七九	―	未詳	六哩	長十一丈半 巾一丈八尺
問津	同	未詳	八〇	七呎半	同	八哩	長十丈九尺 巾一丈六尺
楚功	同	光緒廿七年	八五	六呎半	同	七哩	長十一丈九尺 巾一丈八尺
湘泰	兩湖	未詳	九五	七呎	同	八哩	未詳
湘陰	同	同	九五	七呎	同	七哩半	同

是等各公司の營業は其船舶固より貨物を積載するの量なく單に乘客の運搬を目的としたもので、水路に適合した船舶ではなかつた上に、經驗に乏しい支那人の管理であつた爲めに弊端續出營に各公司は利潤を獲られなかつたのみでなく、風浪季減水季に際しては寧ろ帆船の安全且つ快速なのに及ばないところがあり、何れも發展せず、數年の後日本及び英商の航路を開くに及んで兩湖公司の外は漸次營業振はず廢業するに至つた。

光緒二十八年(一九〇二年)の六月に英商怡和洋行は初めて昌和號を廻航して湖南航路を試航し、その翌年には英商太古洋行も亦た沙市號を以て本航路に從事せしむることゝなり、光緒三十年三月に我が湖南汽船會社の沅江丸、湘江丸の二船は相次で本航路に定期往復を開始し、同年七月長沙は外國貿易に開放せられ、湖南省の水路交通は面目を一新するに至つたのである。

當時の各汽船會社及び船舶は次の如くである。

會社名	船名	國籍	噸數	船長
湖南汽船會社	湘江丸	日本	九三〇	島欽之助
同	沅江丸	同	九三〇	米山庸義
怡和洋行	昌和號	英國	一、〇五六	
太古洋行	沙市號	同	一、〇三〇	ダブルー・スミス
兩湖公司	湘泰號	清國	九五	清國人

兩湖公司の湘泰號は專ら乘客の運搬に當り、本表の外に永吉、永平の小汽船あるも錄する程の價値は無い。
また長沙湘潭間を增水期中定期に駛行する小汽船四隻あるが何れも二三十噸のものである。
其後太古洋行は新船湘潭號を建造し、兩湖公司も新造船を浮べ、湖南汽船會社も之に對抗の爲めに一隻を加へ更に招商局の汽船も新たに此航路に來る等湖南汽船の競爭時代が生れて來た。

第四節　汽船業の現況

甲、外港航路

湖南汽船業は其後幾變遷を爲し、就中我が湖南汽船會社は、明治二十九年五月に上海蘇州間に航路を開いた大東汽船會社、同三十一年に上海漢口間續いて漢口宜昌線を開いた大阪商船會社、及び明治三十六年五月に上

海漢口線に乘り出した三會社と合同して揚子江航運業の進展に當ることゝなり、明治四十年三月二十五日に四社を統一し日清汽船株式會社が生れ、湖南の航路も當然日清公司の新勢力の下に活躍することゝなつたのであるが、支那國内の紛爭及び日支間の事變の爲めに最近は湖南航路は頗る振はない、特に日支事變と共に昭和十二年八月には居留民全部湖南省より引き揚げを餘儀なくせられ、勿論日清汽船の航行は中絶となつた譯である。

日清公司の外に支那商經營の招商局、鴻安、三北等外商經營のものに怡和、太古、戴生昌等がある。

(一)招商局、長沙漢口線に從事し航行定規無く大抵湘水の漲落を標準とし、漲水期には「江大」「江靖」の兩汽船が上海から長沙に直航する、毎艘載積一千六百八十噸、速力十浬、此の外鐵製曳船八隻載積合計二千噸である、是等は一切乘客を扱はない。招商局は英國より團匪交欵を借りて新造船四隻を建造し此中の一艘は湖南航路に使用される筈である。

(二)鴻安三北商輪公司、原の名は中華汽船公司で、湖南龍璋の創辦である、民國三年營業衰落續辦の力無く已むなく上海の巨商虞洽卿に依賴して名を鴻安公司と改め、次でまた現在の名と爲した。此會社の汽船は日清汽船と同じく各方面の航路に從事して汽船大小二十餘艘を動かして居り、民國十七年からは「鴻元」「鴻亨」「鴻利」「鴻貞」の四艘は膨水期には上海長沙間を毎週二回通つてゐる。載積量合計二千一百噸往復一次僅かに十日で足る。その他鐵製曳船十餘艘を有し、積載量合計六千噸、水深の淺い時の航行に便利である、故に經營今に至る迄日々發展し、外商の汽船會社と轡を並べて競爭するに足るものがある。

(三)太古洋行、英商の經營で、太平門金線街口の太古長沙報關行内に附設されてゐる。該公司の長沙漢口間に往來するものに「湘潭」「沙市」「吉安」の三大船及び「綏定」「秀山」の二小船がある。運賃は並等約三元四

角、特等約六元八角、冬季水が涸れて淺くなると航行するを得ない。故に期日の規定なく、春夏の交湘江の水量が增すと、上述の各船が順次に運輸に從事し、期日は臨時に規定され各船の運賃にも多少の差異がある。

(四)怡和洋行、亦た英商の經營する所で營業所は沿河路の怡和碼頭にある。水量增大せる時には「同和」なる一隻の汽船が長沙漢口或は長沙上海間を往來し、期日は每週木曜或は十二日目每に一回、長沙より漢口に到る運賃は並等三元二角特等六元四角、長沙より上海に到る運賃は並等約九元ばかりで、特等は之に二倍し、商品が多量に滯貨してゐると臨時に漢口に電報を發して長沙に回漕させ、運航期日は臨時に決定される。水量が減少すると營業を停止する。

この外中國商船の外港航路(長沙漢口間)に就航せるものは僅かに湘南公司に屬する「鴻盛」、「鴻瑞」、「新安平」の三隻があるのみで該三隻は本來長沙、衡州線に就航するものであるが、冬期水量が減じて航行し得なくなると改めて長沙漢口間を航行するものである。

乙、內港航路

內港航路の中中國商の經營するものに、民衆、長湘、長九、長錫、長津、同益、大德(湘潭)長益、(五隻あり)長常(五隻あり)湖南、明德等の十一會社が有る、外商には僅かに戴生昌があるだけである。內港航路では外商の日本船を除く外は中國商船會社百八隻を有し、上述の十一社に屬する汽船は合計五十五隻である。その他は或は多年間修理を失つて航行することが出來ないとか或は他の會社に租借する所となつたとか、或は經營に失敗し繼續する能力なく、債權者の團體に讓渡して任意に往來航行してゐるもので、同じく貨客を搭載するとは云へその運賃期限何れも規定なく、且つ正式に停泊すべき碼頭もないので貨物の上下には何れも

不便を感じてゐる。

この種の會社組織のない汽船は俗に野雞班と稱し、近來はこの種の野雞班が航路に充滿したので各會社の商船の活況は振はなくなつた。是に因つて各洋棚（即ち汽船航路を經營せず切符販賣のみを扱ふもの）では旅客の需要が思はしくないので競爭して運賃の引下げを暫々行ひ、九割より減じて七、八割甚しきは或は五割にも下げたので、各會社の商船をして大に影響を受けしめた。此れ近年來內港航路の破產に瀕しつつあるは全くこの故である。現在船業公會は已に破產せるもの前者の覆轍に鑑みて收拾すべからざるに因り、遂に力めて救濟法を講じ各航路の航行時間に新規定を重んじて劃一の運賃とする外、並に法を設けて政府に相當の保障を請求し、以前の一切の惡習を革除するは單に僅かに旅客をして再び無用な損失を受けしめぬのみでなく、各汽船會社も亦た重ねて破產の危境に陷ることなく、同時に亦た日本汽船が機に乘じて內港航路の實權を操縱することをも免かれることが出來ようと論じてゐる。

第二章　陸　路

第一節　總　說

江河縱橫の湖南省はその交通を主として水路に求めた結果、水運方面には帆船拼筏等比較的よく發達を遂げて居つたもので、都市鎭鄕の發展も亦た水路を基準として設けられた關係にあつて、その反面に陸路は殆んど

顧みられなかつた傾向がある。從つて最近自動車道路の修築を見る迄の所謂湖南省の舊道なるものは名は大路ではあるが、事實は二間幅も無い位の道路の中央部に三尺幅位の切り石を敷き詰めたもので、轎子や駄馬の行き違ふにも困難を感ずる樣の所が多く、特に西部一帶の山岳地帶は名も付け得ない山道が縣と縣とを連絡するの大道であつたのである。

第二節　舊道路

湖南省が如何に水路に惠まれて居るといふても陸路が皆無であつた譯ではない。たゞ要部は水運の便があり山間は左程に交通の必要を認めなかつた結果として、大都市附近には多少道路として目し得るものが、長沙を中心に北は岳陽に、南は湘潭衡陽を經て永州に出で廣西省桂林に通ずるものがあつたのと、東方は醴陵より江西省に至るもの、西は益陽より常德方面に通ずるものが省內の大道であつたのである、今日は是等の陸路には或は鐵道或は自動車路が建設されて全く舊道はその影を失つたといふて宜しい。



舊道路の橋梁

第三節　公　路（自動車路）


自動車路と橋梁

湖南省で自動車路（公路）を開設したのは民國二年に修築された長沙湘潭間の軍用公路が最初のものである。次で民國十年に華洋義賑會の工費によつて湘潭寶慶間の公路が修築された。民國十三年になつて湘西湖南の兩善後督辦は尤も公路修築の必要を提唱した、從來陸路を度外視して居つた湖南人も治安の維持の上からも、產業の開發の點からも公路を重視するやうになり、民國十五年には湘中、湘西、湘南の三公路局が相繼いで設立せられ、官廳の監督の下に民營で行ふの趣旨を揭げた、其の效果は大に見る可きものがあつたが、同十八年冬に至つて、湖南の庶政は日に刷新され省政府は三局の分立が道路行政上不便であるとして之が合併を決議し、湖南全省の公路は正式に成立し七大幹線を選定して四期に分つて完成することゝし、十九年二月湘桂線（湖南廣西線）衡陽洪橋段の一部七十里を完成し、同年四月には湘粤線（湖南廣東線）の湘潭衡陽間三百里を完成開

通を遂げ、更に民國二十一年八月迄に開通せるもの合計一千七百餘里であつたが、同二十六年一月迄の報告によれば公路幹線湘川線の一部を除く外全部の完成通車を見てゐる。

第四節　幹線公路

湖南省は廣東、廣西、江西、湖北、四川、貴州の六省に隣接して居るが陸路の交道は全く梗塞して居つたのである。今日公路開設に當つて先づ邊境に向つて各一線を修築し、隣省の各幹線公路或は國道と相接續せしめ更に將來は支線によつて串通綱狀を形成する時は湖南省の交通は初めて完璧となる譯で、幹線修築を第一歩の工作とし支線は第二次に進むることゝなした。

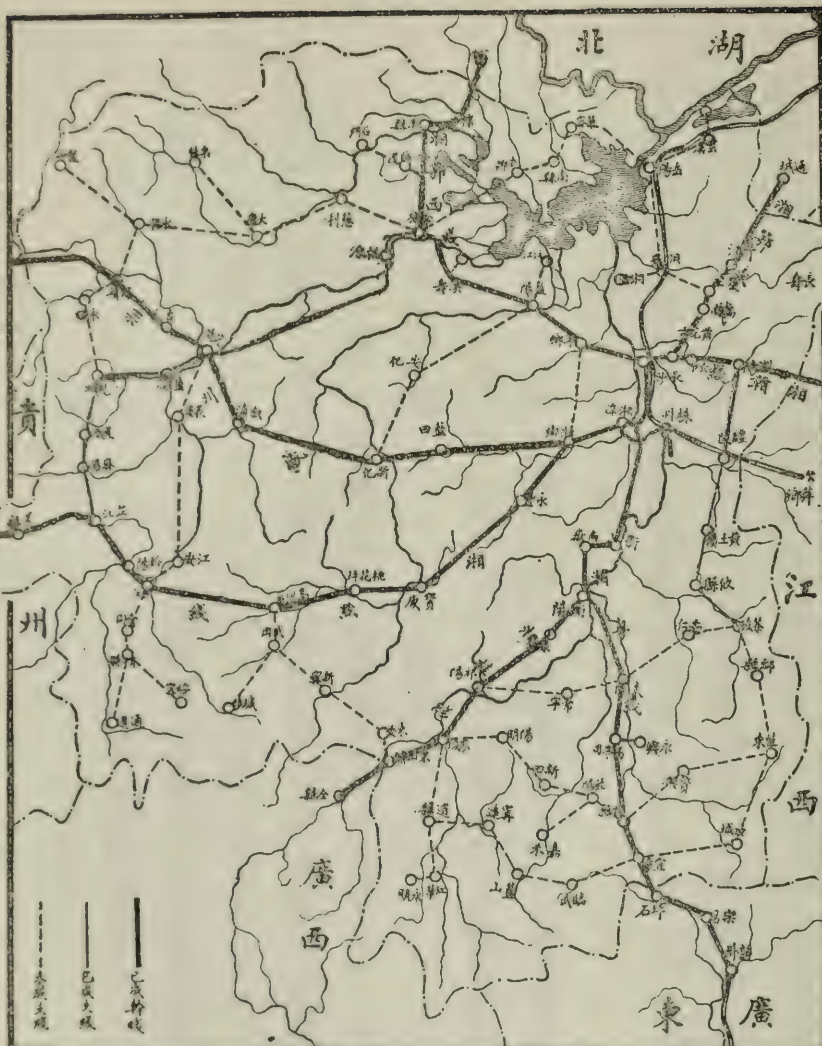
一、湘粤線、長沙を起點とし湘潭、衡陽、耒陽、宜章を經て廣東省に出で同省の公路に連續する、長さ八百四十五里は既に完成して通車を爲して居る、但し粤漢鐵道開通の後は同線に沿ふたる部分は利用は減じて來た模樣である。

二、湘桂線、湘粤線の衡陽より起り、祁陽、零陵を經て廣西省黃沙舖にて同省の公路と連接するもので既に民國二十二年に完成した、長さ三百九十里。

三、湘黔線、湘潭を起點とし湘鄉、寶慶、洪江、黔陽、芷江、晃縣を經て貴州省に至る里程一千百六十五里も既に全通した、途中山岳地帶なので相當の難工事であつたと聞いてゐる。

四、湘川線、湘鄉から起り新化、漵浦、沅陵、辰谿、古丈、保靖を經て四川省酉陽に達するもので全長一千一百十里。未だ全通に至つて居らない。

五、湘贛線、長沙より起り瀏陽を經て江西省にて省路通過地と定めた萬載に達する三百里で、長沙より永安



湖南省公路線圖

市に至る六十里は早く開通し、現在は瀏陽に達してゐる。

六、湘鄂線、東西二線に分れて居る。

(甲)、東線、湘贛線の黃花市より起り平江を經て湖北の通城に達する里程三百里で全線既に開通してゐる。

(乙)、西線、長沙より寧鄉、益陽、常德、澧縣、津市を經て湖北の公安沙市に達するもので、襄陽沙市を聯絡する既成の省路があるから直ちに陝西省に達し得る、里程は六百九十五里で、長沙より常德に至る間は已に早

く開通し、今は全線の通車が出來る。

第五節　支　線

本省の七大幹線は既に上述の如く選定され、隣省に對する交通も自らよく一氣に聯絡貫通することとなつたが、全省の幅員が廣大であり、西南の兩路には險峻な山嶺が多く、交通は梗塞して居り速かに幹線の傍に腹部の要路を開設し、各縣及び重要河港との交通をして相關聯せる効を收むるやうにすべきであるので支線の選定は、其の目的が出發地點より短距離な經路を利用することによつて省會に到達し、紆回及び險路の勞苦を受けないで濟むこと及び能く各區域を聯絡して互に有無相通ずるやうにするのであり、又支線の分布は人口の疎密を以て比例とし以上の計劃に依り次の如き十三支線を撰定した。

一、沅衡線、經過地域は沅江より益陽、安化、新化、寶慶を過ぎて衡陽に至る、里程一千三十三里である。

二、常洪線、經過地域は常德より桃源、沅陵、辰谿を過ぎて洪江に至る、里程七百九十四里である。既に半ば以上は完成通車してゐる。

(附)沅乾線、沅陵より瀘溪を經て乾城に至る里程百四十里である。

三、常芷線、經過區域は常德より慈利、大庸、永順、保靖、永綏、乾城、鳳凰、麻陽を過ぎて芷江に至る里程一千百七十里。

(附)（1）大桑線、大庸より桑植に至る里程百二十里。

（2）永龍線、永順より龍山に至る里程二百十里。

四、洪武線、經過地域は洪江より會同、靖城、城步を過ぎて武岡に至る里程五百六十里である。

（附）（1）通靖線、通道より靖縣に至る七十里。

（2）武高線、武岡より高沙に至る六十里。

五、武零線、經過區域は武岡より新寧東安を經て零陵縣に屬する栗山舖に至る里程六十里である。

六、零汝線、經過區域は零陵より道縣、寧遠、藍山、臨武、宜章を經て汝城に至る里程七百五十里である。

（附）道永線、道縣より江華を經て永明に至る里程百五十里。

七、茶祁線、經過區域は茶陵より安仁、耒陽、常寧を經て祁陽に至る里程四百七十里である。

八、桂陵線、經過區域は桂東より資興、郴縣、桂陽、新田、陽明を經て零陵に至る里程七百八十里である。

（附）（1）桂嘉線、桂陽より嘉禾に至る里程百四十里。

（2）高永線、永興より高亭司に至る里程四十里。

九、劉汝線、經過區域は劉陽より醴陵、攸縣、茶陵、酃縣、桂東を經て汝城に至る里程八百七十三里である。

十、陰壽線、經過區域は湘陰より平江を經て長壽に至る里程二百六十里である。

十一、常臨線、經過區域は常德より安鄉、南縣、華容、岳陽を經て臨湘に至る里程四百六十里である。

（附）汨岳線、汨羅より岳陽に至る里程百三十五里。

十二、寧湘線、經過區域は寧鄉より湘鄉に至る百二十里である。

十三、澧石線、經過區域は臨澧より石門に至り湘鄂西線を接續する里程九十里である。

以上十三支線並びに各附隨路線の延長は合計八千六百九里である。

第六節　公路建設概況

第一　湘粵線の概況

長潭段は長沙省城より湘潭城の對岸に至る湘粵線の第一段であり、驛程百里、民國二年湖南都督譚延闓が省費を以て湖南軍路局を設け之を修築したが、中途に變亂を經て、工事は時に行はれ時に中止し、十年の冬に至つて始めて竣工し、經費は洋銀九十萬元であつた。路線は長沙の東北隅である四十九標營房より起り、小呉門に至つて粵漢鐵道東停車の後方に自動車停留所を設け、瀏陽門に沿うて南行し、黄土嶺、豹子嶺、新開舖、大托舖を經て暮雲舖に至つて粵漢鐵道を横斷し、九曲、黄河の山麓に沿ひ頗る曲折し、易家灣停車場の側に至つて、中間停車場を設け、更に西南に進み昭陽橋、蒼古橋、團山舖を經て黄樺塘に至り、山峽を過ぎると五里堆となる、恰も湘潭とは河を隔つた東岸にあるが、路線はここに至ると灣曲特に甚だしく勾配も大なるものは百分の六に達し、全線の最險惡に當る。此處を過ぎるとまた山麓に沿うて進み約四里にして湘潭縣城對岸の塩碼頭に至り、本段の終點となる。當時選定された路線は多く驛路に沿ひ未だ深く考慮されずに原有の鐵輪土車は路に廢棄され、且つ灣曲起伏が特に甚しく弊害頗る多く、工事の完成後、曾つて民營の龍驤自動車會社から政府に要請し路線の營業を試みたが、組織が未だ善からず設備も不完全で頗る損失が多かつた。民國十六年湘中自動車路局は政府に呈請して價格を定めて之を回收し、車輛を增加し電話を設置して營業を整頓した。路線工程はもと軍用道路であつたから、計劃は多く未だ合理的でなく全線の路面は凸凹泥濘が甚しく、行車の顚覆

する惧れがあり、特に路面補强工事も增加し、砂石を採取して一度徹底的に補修された。全段の大小橋梁は合計三十一ケ所、延長五百呎で內磚造の箇所は尙完全であるが、他の二十三ケ所は何れも磚石を切り積み累ねて木材をかけ渡し、上に泥を二三呎の厚さに塗つたもので、雨水が浸蝕し日久しくして朽爛し殊に危險となつた。湘中路局が接收後之を發見し改造を計畫し、或は鐵筋コンクリートを用ひ或は練瓦を用ひ或はコンクリートを木板の型で固めて造る等樣式は同一でないが、營業を妨害せぬため一面を修理する間、一面は通車をさせて置き、更に交代して修理を完成させるものであるが、何れも經費の不足によつて十分で無い。全段の路線は湘水を溯上し附近には省城があり、民物繁盛で秋冬季河水が涸渇して淺くなると旅客商人が雲集し、收入は倍額に增加する。沿線には昭山が秀峯を表はし、易家灣は綠柳蔭を夾む勝境である。

潭衡段、湘潭城の對岸長潭線との接續點に起り、湘潭衡山兩縣の境界の護湘關に至つて終る。驛程百三十里。路線の選定の際には湘潭、衡山二縣の人士の確執が頗る多かつた、蓋し湘潭より衡山に至るにはもと西及び南の二線があつて、西線は湘潭の雲湖に起り漣水を渡つて石塘花石及び衡山縣に屬する白果を經て南嶽の山脊を繞り、衡陽に達するもので、南嶽の後山白果一帶の住民は之を爭ふために頗る力めた。南線によれば又二線に分れ、甲線は湘黔線潭寶段の湘西停留場に起り、電信線に沿ふて漣水涓水を渡り易俗河に至つて驛路に沿うて南行し、直ちに衡山に達するもので、湘潭城市の住民は最も強く之を支持した。乙線は長潭線の湘潭東停留場に起り、南行して湘江を渡り、下攝司に至つて再び驛路に沿うて前進し衡山に達するもので、測量の結果は西線は之に較べて五里長く、漣水を渡るに七百呎の大橋を架設せねばならず、石塘、花石、白果の一帶の山地は多くは岩石で工費は頗る多大となり、南甲線は乙線より六里長く、漣水涓水を渡るに八百呎五百呎の大架橋工事

があり、且つ湘潭、易俗河一帶は概して洪水の區域であるから路堤の高さは二十五呎以上を要し、工事費用は至つて巨額となる、たゞ南乙線は湘江を渡らねばならぬが、若し渡船を以て之に代へるとすれば、其の他の工事は何れも上述の二線の多大なのに較べて省略節約されるので、遂にこの線は比較的優越した情勢にあるを以て、政府に報告し其の許可を得て決定した。民國十七年十二月湖南第一自動車路局（原名湘中自動車局）により、企劃を定めて工事を興し測量を開始したが、十八年三月に開工され八月終了し、橋梁、砂礫鋪裝工事も同時に進捗し、十一月湖南全省公路局が成立すると之に接收され、繼續進行せられて十九年四月完成して開通した（湘江を渡るに汽艇を用ひ、尙未だ橋梁を架設せず）。全段の工事費その他の支出經費は總計約四十萬元、全段の路線は平坦で勾配百分の六のもの僅かに一ヶ所で、茶園鋪一帶に石炭を產出すること頗る多く並びに鐵鑛もあるが、惜しいことに未だ採掘されない。

關衡段、護湘關より起り衡州城に至つて停止するもので、民國十七年十月湖南第三自動車路局（原名自動車路局）により計劃起工されたが、衡陽を出發點として湘潭路と名づけ、公路局接收後始めて改めて湘粤線關衡段と名づけた。十八年二月測量完了し全段の里程は百七十里。當時工事技師の路線選定意見によれば、衡陽城西方の易賴街に起り湘桂線の衡洪段と接續する等であつたが、舊驛路の地勢低窪により、轄神渡の舊橋を利用して樅木塘、灣塘を經て樟木市後方の培元寺の前に達し、約三十五里で驛路と會合することとした。但し蒸水を橫斷する灣塘、柏樹坪等は洪水浸入區域であるから築堤甚だ高く工費が最も多額であつた。培元寺より九渡鋪に至る約十五里は地勢平坦で且つ水害なく、九渡鋪より衡山縣城に至るには左右の二線があり、右線は萱洲河、龍煙橋、烏石鋪を經て衡山に達する舊驛路で、長さ五十里、其の間に洪水地帶が凡そ三ヶ所あり、長さ

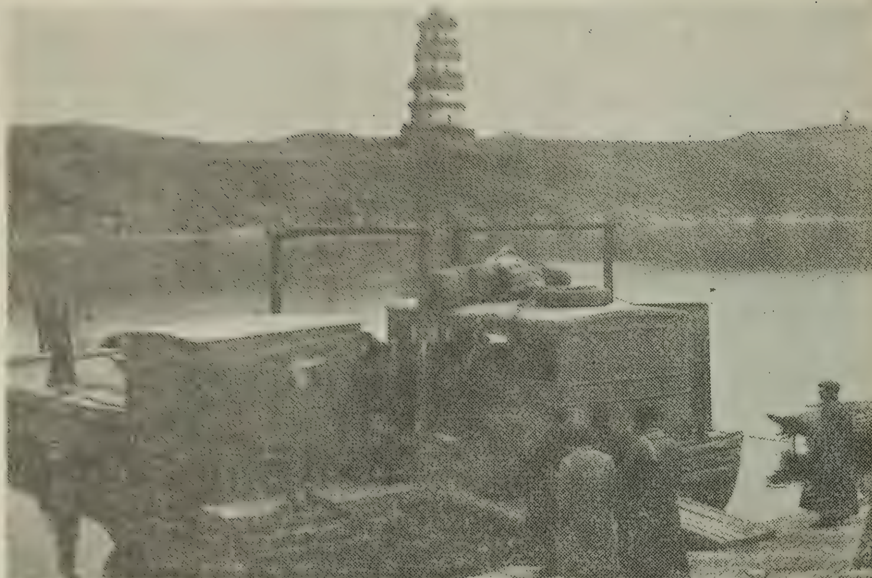
約八里、工費の巨額を要したことは、之を衡陽から樟木市に到る一段に較べても殆んどこれに優るものがあり左線は九龍橋、店門前を經て南嶽市に至り衡山に達するもので、長さ七十里、南嶽の勝地の發展を計るための交通の便を與へ、其の地を通過することによつて將來支線修築の必要を生ぜず且つ地勢高燥で全く水害がなく南嶽一帶には花崗岩が多く採掘運輸に甚だ便利で路線が延長するが費用は減じられるので左線を採用した。衡山より護湘關に至るにも舊驛路の洪水地域を避ける爲めに衡山城西方の西路口を經て北に轉じ尺塘、羅坡橋を經て護湘關に達し塘關段と接續することとし、公路局接收後より繼續修築し、十九年四月全段が完成し開通した。本段の路線は湘江南嶽の傍に依り地勢起伏して困難比較的多く、故に經費は特に多額を要した。南嶽は中國の名勝であり山勢磅礴林壑幽美豐碑結構古昔の建築物多く、支那人西歐人の此處に來つて游覽するもの歳に幾萬を計へ、本路の完成は交通上益々便利を加へたものである。

衡郴段、衡陽から起り郴州に至つて終るもので廣東に通ずる要路である。民國十二年六月湖南善後督辦署により衡郴軍用路修築を計畫されたが、十四年九月東陽渡より駟馬橋に至る一段五十里の土工が完成し、橋梁も亦次第に起工され、この年の十月湖南公路局が成立し接收經理され、衡郴間の路線が長過ぎるので工事計畫を促進するため衡耒、耒郴の二區に分割し各々主管工事技師一人を設けて分離進捗せしめた。衡耒區は衡陽江の東岸より起り東陽渡、河田市、廖田壙、春江舖等の重要村鎭を經て耒陽に達する驛程約百五十里である。耒郴區は小水舖、梧橋舖、馬田壙、高亭司、棲鳳渡等を經て郴州に達する驛程約百八十里である。衡耒區は十五年二月に測量完了し全部起工され、耒郴區は十四年十一月に測量を開始し十五年一月起工されたが、たゞ軍事の影響を受け經費困難なのと局長は屢々更迭されて主任の人に乏しく積極的に進捗させることが出來ず、遲れて

十六年十月に到り漸く衡陽より高亭司に到る一段が完成し開通したが、十七年一月郴耒區間で復た赤匪の蹂躪に遭ひ工務員も星散して工事は停頓したが、この年の七月匪賊の憂患も略ぼ鎭定されたので繼續して起工し、十二月に至つて全段の工事完成を告げ衡郴間の全線が開通した。全段の地勢は丘陵起伏し蜿蜒曲折して路線は多く山に沿うて進み、土地の開鑿が甚だ多く頗る不經濟で路面の幅は二十一呎最急の勾配百分の六、最小半徑は百呎、河流溪澗は隨所にあつて大小の橋梁は合計百三十ヶ所、全段の工事は湘江の東岸より東陽渡に至る間が浸水區域で築堤の甚だ高く、春江舖、花始の二ヶ所で岩石を開鑿する工事が頗る多大であつた外何れも平易で、沿線の產物は衡陽の米、蓮、耒陽の石炭、郴州のアンチモニー、錫が最も有名である。

郴宜段。郴州の西門外から起り衡郴段と接續し、萬歲橋、良田、廖家灣、壹餃坪、沙坪嶺、宜章縣城を經て宜章を距ること十五里の湖南廣東の境界である小塘に達する。驛程百五里で十八年二月湖南第三路局により測量を開始せられ、各段に分つて起工され、この年の十一月湖南全省公路局が接收し、工事を繼續進捗させて郴州から良田に到る間は已に二十年四月に開通し、良田から宜章に至る土工も大半完成したが、郴州宜章間には大架橋が五ヶ所あつて、この延長三百呎、小橋が十三、この延長百九十五呎、隧道が百一ヶ所あつてこの延長四百二十七呎に達し、軍事の影響を受けて工事は停頓した。本段の工事は最も困難と稱せられたが、中にも廖家灣、石壁下一帶は石山壁立し下に急流があつて、もとは廣さ僅かに一尺許りの小道があつた丈で山腰を通過し、羊腸たる鳥道の慨があつた。山の下は耕地であつたが河流が其の中を貫通し、洪水には全土悉く淹はれる、路線はここを通過するにも時々崩壞する恐れがある。之に次では宜章小塘間の黃土山一帶で、地勢が甚だ嶮しく車輛の通行に不便である。民國二十一年六月に全線が開通した。沿線の產物には茶油煙草等が有名である

第二、湘桂線各段の工事概況



湘桂公路の自動車渡江

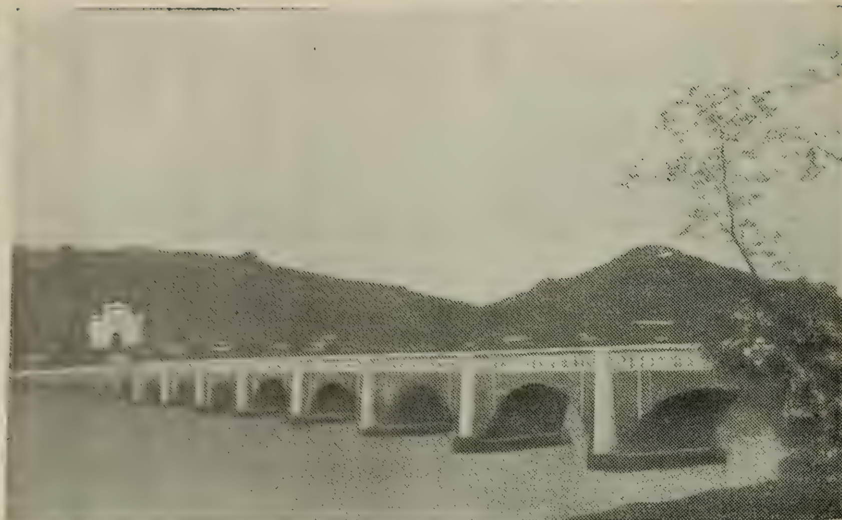
衡洪段、湘桂線の初段は衡陽の西方で、湘粤線と接續する路線は衡陽城外の易賴街より起り、三塘、泉湖、喜降街線塘舖を經て祁陽縣に屬する白鶴舖、東富舖に達し、洪橋に至つて停止する。驛程百二十里、多くは舊驛道に沿うて山麓を繞つて進み沿道には丘陵棋布し地質は甚だ劣つてゐる。衡陽にあつてはもと貧瘠なる南鄉と稱せられた所が本線の通過する所であり、湘江蒸水と距たること極めて遠く、舖道の砂石も河砂の採取すべきものがないので、已むを得ず沿道の岩石の中で比較的堅い處を撰んで之を碎て使用し、土管石灰等の材料も亦遠方から輸送したもので、運搬は極めて困難を感じた。本段は復た衡泉、泉洪の二段に分つて修築されることとなり、衡泉は驛程七十里で、各程の工事は完全に竣成を告げ開通營業を開始したが、泉洪分段は十八年六月に繼續して測量され、驛程は約五十里で各種の工事は大半完成したが軍事の影響によつて開通遲延した。全段の沿線の風景は頗る佳く地方の民風は古樸であるが商業は衰頽し、住民は三日毎に市を開いて交易する等簡

上古の遺風がある。沿道の產物では米、蓮が最も多く京針荸薺が之に次いでゐる。本段の路線は湖南、廣西の交通の要路で、沿途の商賈旅客は至つて頻繁であり、加へて地勢が湘水の上流であり小汽船の航行も出來ぬので衡陽泉湖間が開通した折も僅か七十里に過ぎぬにも關はらず、營業には尙觀るべきものがあつた。今日全通したのでその往來の頻繁なる驚く可きものがある。

第三、湘黔線各段工程概況

潭郷段、湘黔線は湘粤線の長潭段を共同の一段とし、湘潭城は其の分岐點である。潭郷段は湘潭の十九總河街より起り、湘郷城に到つて停止する。驛程八十里で湖南華洋義賑會が工費を代辦して築成した道路で、民國十一年四月起工し、十三年六月竣工したが、經費は洋銀約四十萬元、北米救災協會が義捐金を投じ饑餓に瀕した民衆に職を與へるため道路を修築したものであり、三十人を一組とし一組には頭目があつて、各縣の牧師の代りに罹災區域に向つて人夫を召集し、家族の養育費、旅費雨天の際の用意雜費等を支給し待遇を力めて良くし、英人ウキルソン氏を招聘して工事の主任とし、牧師である獨人のシリツク、パオツエチヨンの二氏は經費、食糧の募集支給を管理し、路線上にも並びに若干の休憩所を設け正副の所長を置いて、給金、糧食の配布管理をさせたので組織は頗る繁雜で經費を要することも實に多大であつた。路線は湘潭市の十九總河岸唐新橋より起り、沙子嶺羊牯塘、宋家嘴、永邊託を經て姜畬市の後方を繞り、山岣を過ぎて排仙橋、石牛塘に出で雲湖橋に達し、小河を横斷するが其の水源は寧郷から出で小舟を通ずることが出來、延長三十呎の煉瓦橋一個を架設してゐる。ここからは分水岣を過ぎて湘郷縣境に入り田心垻、七星港、官埠橋、銅鈿灣を經て湘郷城の雲門寺に至つて停止する。全線の地勢は平坦で洪水の被害を絶つ爲めと橋梁を減少せしめるために路線は多く山邊の

高地に沿ひ、舊驛道の洪水區域と隔離すること各々數里で同一ではない、姜畲、分水坳等を過ぎる所は小山嶺の傾斜度が比較的大きく百分の四五に達するものがあり、全段の大小橋梁は合計四十ヶ所、延長七百八呎、石造



湖南貴州公路の萬福橋

が最も多く磚造が之に次いでゐる。橋梁建築の石材は青色石で石灰石は湘郷城上流百四十里の薛家渡地方より採掘運搬せられ、橋梁工事は雲湖橋、官埠橋の二ヶ所が最大である。道路維持の工務員には土工四十人監督二人が居り、毎月の工費は華洋義賑會の保路十年條約規定によつて支給され並びに管理員一名を設けて常に路線上に駐在せしめ、保路委辦會を設けて中國及び西歐の人士十名を以て之を組織し、一切を主管してゐるのはこの道路保持狀態が他の路線と異なつてゐる所である。

郷永段、湘郷縣城から起り同縣に屬する永豐に到つて停止する、驛程百里、路堤土工は湖南華洋義賑會が代理して修築したもので、民國十二年六月竣工した。路線は湘郷雲門寺から起り潭郷段に接續し朱津渡を經て漣水を渡ると原有の萬福舊橋を利用し、山棗を經て城江橋に至れば小河流を渡り、臧塘に至れば復た小河流に遭遇するが、何れも架橋によつて横斷し此處から湧口に入り山脚に沿うて前進すること蜿蜒十餘里、街埠頭の河邊に至れば東岸に沿うて通過し、河流湍急堤岸

險峻で青石舖に至ると路線は復た河邊に沿うて山を開き石を鑿つて工費は頗る多大であつた。ここから蚊子山を過ぎ約數里で永豐市に達する。沿道には河水を橫斷する所が極めて多く、大小の橋梁を合計すれば九十四、延長八百七十呎に達する。路線の通過する地方はもと富庶と稱せられ朱津渡、萬福舊橋の工事は雄壯で風景は清麗であり、橋上にはもと「楚南大觀」の石坊があり、今は改めて橋端の山上に建てられた、永豐は淸の曾國藩の鄉里で民俗の樸厚なる先生の流風未だ亡びざるものがあると云はれて居る。

永連段、永豐は湘鄉縣の重要市鎭に屬し、小河の源流があつて邵陽から出で漣水に流入し永豐以下は舟楫を通ずることが出來る。永連段の路線は河水の東岸から起り鄉永段と接續し觀音閣の前面を經てゐる、河中の灘石が露出して所々に大橋一個を架設し停留場を市街の後方白燕塘地方に設く。ここから五里牌、即塘渡、吳灣鋪、川眼橋、單家井巡司青樹、坪市、華國堂、界嶺（湘鄉と邵陽との境界）銀線鋪、臘樹鋪、長塘鋪、褚塘鋪等を經て連橋に到つて停止する。全段の驛程は九十里、十五年十一月、湘中路局より測量起工し十七年四月完成開通した。路線の通過地域は界嶺以下の湘鄉縣內にては田園が多く、界嶺以上邵陽縣內では山地が多く石炭、鐵の埋藏が豐富で開發を待つてゐる。

連寶段、連橋から起り寶慶城外の資江東岸に至つて停止するもので、驛程九十里である。民國十五年十一月湘中公路局によつて修築を開始され、十七年六月に至つて完成した。路線は連橋に於て永連段と接續し白馬鋪乾杉樹、麥子ロ、水井頭、老龍潭、范家祖山、高櫈山、短波橋、龍王橋を經て寶慶城に達するもので、沿道は田園森林の風景幽美であり、中間停留場を暫らく老龍潭に設けられたが、今は麥子口に移轉した。是れ同地がが衡陽に通ずる大路に當り商賈旅客に比較的便利な爲めである。石灰岩の山脈は鑛脈を藏すること尤も豐富で、

麥子口の石炭は開採年を經て別に輕便鉄道を敷設して輸送に利用して居り、寶慶は湖南省中部の重鎭であり貴州廣西交通の要路に當り、通過する貨物には皮革、石炭、鐵、綿布、外來の雜貨等最も多く、往昔の舊驛路の運輸は全く人力により四時絡繹として絶えなかつたものである。



寶桃段の白竹橋

寶桃段、寶慶城の資江西岸蠶桑碼頭から起り桃花坪に至つて停止する、驛程百十里、民國十七年五月湖南第一自動車路局によつて測量着手され、十八年九月完成して開通した。工事費事務費の合計は三十一萬六千元で、路線は蠶桑碼頭を起點とし狀元洲、天子山、楓林舖、火燒亭、麻雀舖、長楊舖、荒塘、陸家、蕩爆壩（寶慶灘の畔にある著名なる製紙業地及び其の移出地）雙甲亭、岩口舖、周旺舖、高田舖、雨山舖、白竹橋、星照亭、雙井舖を經て桃花坪に達するもので、全線の地勢は起伏し曲折特に甚しく通過地域は邵陽の西鄕で、地瘠せ民貧しく桃花坪は邵西の門戶であり、資江の沿岸に瀕して商店が數百戶もあり、昔は匪賊が甚だ熾烈であつたが、道路開通後は軍隊の派遣が容易になり漸く安定した形である。

桃高段、邵陽縣桃花坪に起り武岡縣の高沙に至つて停止する、路線の測定に二つの經路があり、一は桃花坪か

ら舊驛路に沿ひ紫陽河に至つて資江を過ぎり、觀音山、黃橋舖、施公渡を經て再び資江を渡り高沙に達するもので、驛程約九十五里、一は桃花坪から資江の東岸に沿うて進み銅盆江の小河を渡つて芙蓉山、五瓜蚼、芭蕉塘、沙子坪、南岳廟、石下江等を經て高沙に達するもので、驛程約百五十里である。前線は里程が比較的短いが資江の大河を二回も橫斷し、河幅は各々千數百呎あつて工事多大であり架橋も容易でなく、觀音山、黃橋舖一帶は崎嶇險阻で著名な匪賊の巢窟であり、工事を行ふことは困難であるが、後線は里程が比較的長いが、路線の起伏は比較的平坦、資江の渡河を避けるので架橋工事が減少さる、尤も石下江を通過するが武岡縣に屬する中部の重要市鎭であつて、前線の陰阻荒凉の比ではないので最後の決定によつて後線を採用するに決定し、民國十八年十一月公路局に由つて計劃着手されたが、次で邵陽武岡の二縣が凶年であり匪賊の活動が猖獗を極め時局多事の爲め路工費の支出が困難となり、因つて一時進捗を停止したが、その後完成を見るに至つた。銅盆江の大橋計畫は延長三十呎で、九孔石の土臺に木桁を掛けた平橋で、所要の石材は約四百餘個已に完全に採出され猫兒岩の山中と橋の傍に堆積されてゐる。

洪武段、民國十八年一月湖南第二自動車路局（原名湘西自動車路局）により計劃着手せられ、十二月湖南全省公路局に接收されたが、計劃の變更によつて暫らく工事の停止を命ぜられた。選定された路線は會同縣の洪江市から起り、武岡縣の江口に至つて終るもので、途中岩頭灣、長寨、蘿葡灣、雷打岩、家畲、官溪冲、寒頭王家冲、濫皮橋、白岩亭、子泥冲、藍冲、王溪口、雷公塘、稔和灣、同頭冲、岩屋溪、八門蚼、大崇溪、渣港白羊溪、九冲、楠木山、蘆茅溪、羅家冲、藍溪冲、大平、先鋒溪、界脚、枳木界、響溪、塘灣、奬溪等を通過するもので、全路線は峯を廻り曲折して崎嶇險阻であり、實際の延長は百四十里に過ぎないが、土工及び架橋

工事は既に一部を完成し、公路局接收後工事を一時停止したが其後路線工事を急ぎ漸く完成した。洪江は湖南貴州の交通の要路に當り、湘西商業上の重鎭であつて、毎年の桐油、茶油及び竹木の移出は數百萬を算へ、沅水があつて常德に通じてゐるが、洋品、綿布類、皮革及び其の他の雜貨の運輸は多く長沙寶慶よりの陸路の運輸によるのであつて極めて困難を感じて居つたのであるが、本段路線の完成は住民の切望を完ふすることが出來たのである。

第四、湘川線各段工事の概況

湘婁段、湘川線の規定路線は湘鄉を起點とし藍田、新化、沅陵、保靖等の縣城を經て四川省の省道通過地西陽に達するもので、湘鄉から婁底市に到る間は其の第一段、驛程百二十里である。民國十九年三月湘黔線桃高段が匪賊の活動の旺盛により路線經費の支出が困難となり、充分に進捗させることが出來なくなつた際に測量隊の全人員は本路線の測量に從事し、五月に至つて湘鄉から潭市に至る一段四十里の實測が完了し土工を開始しようとしたが、量らずも軍事の影響を受けて路工費の枯渇にあひ、六月には共匪が長沙を陷れ道路工事の經費は益々支出の方法がなく本線は命を奉じて工事を中止した。選定された路線は湘鄉城の北門壕塘口を起點とし泉塘、山狗坨を經て高地を避けるために右手の小丘の鞍部に進み、瑕江の小河を過ぎて景坪寺に至つて復た一小河を渡り沖内に入つて復た小山の鞍部に沿うて進み、數里で潭市の街に至るもので、後の路線は大牛小山嶺を通過し路面の基底が高く、起伏は尚平らかで土工橋梁倶に極めて費用が省かれ、之を舊驛路の途中に石獅江を經て潭市に至り河岸に接近してゐるものに較べれば實に曲折險阻を免かれるものである。潭市より十里石普安堂、眞子橋等を經て漣水に達する路線も亦た選定され、漣水より先婁底藍田を經て新化に達するか或は將

來凝水より別に路線を選定して安化を繞り橋頭河藍田を經て新化に達するか、其の利弊得失は尙實地の測量を待つて決定されるのである。



湖南湘北公路の望麓橋

第五、湘鄂西線の各段工事概況

長寧段、長寧段は民國十五年二月湘中路局によつて着工され、十月を闘して停頓したが、十七年七月に至つて繼續して修築され、翌年八月路線が完成し、長沙城の對岸瀯灣市より起り望城坡、橋東鋪、山棘鋪、白箬鋪、黃泥鋪、油草鋪、下落鋪、歷經鋪を經て寧鄕城に達する、驛程百里で湖南全省公路局の接收後始めて名を湘鄂西線長寧段と改め、長沙より白箬鋪に至る五十里は洪水の害を避ける爲めに山谷を出入し曲折迂廻して工事頗る多大であり、白箬鋪から寧鄕に至る五十里は田圃の中を通過し路線を直進し平坦で比較的經濟的である。沿道には小丘が所々にあつて地層は黃土と葉岩で、鑛床は甚だ少なく米穀の產出を大宗としてゐる。起點は長沙の省城で實に全省政治經濟の中心であり、終點の寧鄕城には潙水があつて靖港を過ぎて湘江と合し舟楫を通ずることが出來、交通便利風氣が開化されてゐる。望麓橋は全部鐵筋コンクリートを用ひて建造し、樸實堅潔で湖南中の新式建築物の一である、且つ後方に嶽麓山を控へて前に湘江を

腑瞰し碧水雲山益々佳勝を增してゐる、沿道の兩側には油桐楊柳を栽植し藉りて綠陰を護つてゐる、全段の經費は洋銀三十一萬元、一里平均約三千百元である。

寧益段、寧益段は湘鄂兩線の第二段で民國十七年湖南第一自動車路局によつて工事を開始され翌年十月測量が完了し、土工が七十里完成したが、湖南省全省公路局に接收されて工事繼續され、十九年十月に至つて完成した。路線は寧鄉城から菁華鋪、衡龍橋、滄永鋪、山青鋪、寧家鋪、石頭鋪、益陽城、白鷺鋪、吟風橋を經て漢縣との境界の牛鼻鋪に達する、驛程百四十里である。寧鄉城より寧家鋪に至る七十里は黃土の山地で起伏が緩漫であり、寧家鋪から牛鼻鋪に至る七十里は土地が湖濱に近く、平田廣闊として土工による工事は何れも極めて容易であつた。全線に長距離の直線が多く、曲線は僅か六十ケ所、最急勾配は百分の四のもの僅か十餘ケ所で、全段の大小橋梁は四十ケ所、合計の延長は一千百六十呎、益陽城に於ける資江の幅員は一千百呎に達し、冬季水量の少ない時でも猶深さ數丈に達し、橋梁の架設は工費の莫大に上るので經費を節約する爲め暫らくは渡船によつて旅客貨物を運輸してゐる。益陽市は資湘二江の會合點に位し、汽船往來して商業繁盛湖南省の重要なる都會をなし、對岸の裴公亭、白鹿寺は唐代の古蹟風光佳麗で、停留所より僅かに數百步を距てた所なので旅客の遊覽に赴くものが多い。

益常段、益常段は益陽漢壽二縣の境界牛鼻鋪から起り暫らくは常德對岸の德山舊碼頭を終點としてゐる、十七年六月湖南第二自動車路局（原名湘西自動車路局）によつて着手され、もと常益路と名づけられたが、十八年十一月公路局に接收されて、湘鄂西線益常段と改められた。德山は常德の下流約十五里にあつて、現在常洪支線との接續點として豫定されてゐる。舊碼頭の下流三里ばかりの古東門城地方に別に一線を修築し、港口青卷

村を經て常德城下南門の對岸に達せしめようとしてゐるが尙未だ完成せず、是が本線將來の終點である。牛鼻舖から舊碼頭に至る間は驛程百四十五里、路線は牛鼻舖から漢壽縣の軍山舖、太子廟、黃嶺岡、嚴家河及び常德縣に屬する牛路灘、謝家舖、石門橋を經て德山の舊碼頭に達するもので、全線平坦最大勾配も百分の五に過ぎない。地質は水成岩及び砂礫岩が多く、崔家橋より軍山舖に到る間には花崗岩及び其の他の火成岩が發見せられてゐる。沿道には河流を橫斷する所が極めて多く、最も大なるものは嚴家河、牛路灘の二ケ所で全段に大橋七箇所が架設され、嚴家河に架設せられたものは橋幅二十四呎、支柱十一、工事頗る多大であつた、本段は十七年に測量起工され十九年十一月に至つて完成開通した、常德は湖南省西部の重鎭で水陸の交通があり、商業繁盛で沿道の產物は米穀を以て大宗として居り、太子廟、大橋冲等には砂金を產し往年は採取が甚だ盛んであつた。



常德南站の雪景

第六、湘鄂東線各段の工事概況

長高段、長高段はもと長平瀏路の一段をなし民國十五年湘中自動車路局が成立すると始めて第一期の修築路

線として議定され、かつて測量隊を組織し路線の測定を行つたが、財力及ばず五ケ月を閲して停止した、十七年十月政府瀏陽平江の人士の要請に從ひ湖南第一自動車路局に命じて連續着手させ、該局は先づ長瀏線中長沙から永安市に至る一段及び長平線の黄花市から高橋に至る一段とを修築するに決定し、十一月長安路工程處を組織して測量を開始し十二月施行を實行し、十八年九月に土工が完成し橋梁も亦次第に着手され、十一月全省の公路局が成立すると名を改めて湘鄂東線長高路とし、將、撈二水の橋梁を繼續完成させた外並びに長永線の舖砂工事を積極的に進捗させ、期限に先んじて開通させようとしたが、量らずも十九年五月に軍事の影響を受け公路の財源は枯渇し、工事は完全に停頓した。線路は長沙の菲菜園から東屯渡、長橋、丁家舖を經て黄花市に至る驛程四十里は湘贛線と湘鄂東線の共同路線であり、黄花市から左に向ひ春華市、瞿家撈、路口畬、石門嶺を經て高橋に達する驛程七十里が、湘鄂東線であり、ここから平江縣城に達するには尚驛程百二十里ある黄花市から右に向ひ石塘舖を經て永安市に至る驛程二十里は湘贛線で、ここから瀏陽縣城に達するには尚は驛程八十里がある、長沙から永安市に至る一段六十里は二十年の七月末に開通營業を始めた、前後を合すれば、工費事務費の支出額は約四十五萬五千餘元となる、平江瀏陽の二縣はもと富庶と稱せられ、赤匪に蹂躪せられた後は、田野荒廢し市鎭は廢墟となつて慰撫救濟の法なし、共匪の清剿と軍事の便益を謀るには實に路線を完成せしむるに至る。

平甕段。平江縣城の對河寺の前から起り甕江に至つて停止するもので、途中洪家撈、白石鋪、黄泥洞、虎沙蚼、三角塘、裏婆蚼、分水嶺、雙龍橋、鳳形山等を經由する驛程約五十里で、十六年三月平江縣民により湘中自動車路局に對して獨立を宣告して修築され、該縣の地租鹽稅、釐金、雜稅の各種に附加を稅課して現地に保

第一節　總說

湖南省は鐵道敷設に就ては他省に比して非常に遲れて居つた。最近粤漢線が全通するに至つて、中央政府も湖南省政府も俄かに鐵道の必要を痛感した如く、湖南省を起點とし四川省へ連絡する川湘鐵道、株州から貴州省に出る湘黔鐵道、更に衡陽を起點として廣西省桂林を結ぶ湘桂鐵道は何れも既に測量を了り、資金の調達出來次第に敷設に取掛るの段取りとなつてゐる。



湖南中心の鐵道略圖

湖南省は鐵道の沿革に於ては寧ろ新參であるが、その將來性に於ては重要な役割を演ずる重要省と云ふて宜しい、今現有の鐵道の狀況及び豫定線に就て概要を述べることにする。

第二節　粤漢鐵道

第一、概說

粤漢鐵道は光緒三十一年（一九〇五年）九月にその敷設權を米國の合興公司（American China Development

Co.）の手から回收し、時の北京政府は之を廣東、湖南、湖北の三部に分ち、廣東段は商辦とし、湖南段は官督商辦、湖北段は官辦とした。そして湖南は北岳州から南は宜章の南境に至る間であつて、長沙に湖南粤漢鐵路公司を設け、その敷設計畫を立案したものである。

宣統元年に起工し同三年に長沙、株州間三十五哩（百〇五里）を開通し、後に株州淥口間十哩を竣工開通した。されど淥口以南廣東省界に至る二百三十四哩及び長沙岳州間七十五哩は公司成立以來七年を經ても資金乏しく到底竣工の望なく、北京政府部內に於てすら鐵道國有說が議せられる許りでなく公司の內部にも官營と爲すを得策とする說が起り、譚人鳳の國有說に對しても何等反對なく、公司總理陳文璋は民國二年（一九一三年）四月に同公司の董事と共に上京し交通部と湖南段引渡しに關し交涉したが、條件に就て折合はず解決を見なかつたが、六月に至つて合約が成立して、本鐵道は國有となり、宣統元年に長株間を起工してから民國七年に至る十箇年の日月を費して漸く長沙岳州間を含む百二十哩（三百六十里）の開通を得たのみである。

第二、武昌岳州間

湖北段の武昌から南下して咸寧、浦圻、羊樓洞を經て岳州に至る間は湖北省にて敷設すべき部分で、武昌浦圻間は早く開通したが、浦圻岳州間は民國六年八月一日開通の筈であつたが、車輛の配備が出來ずに延期となり、時に西南諸省の獨立があり兵の配置その他から工事を急ぎ同年十一月一日に漸く開通したのである。

第三、岳州長沙間

此の間の測量は宣統三年秋に粤漢鐵道技師長コリンソンによつて開始されたのであるが、革命勃發の爲め一時中止せられ、其後再び實測を開始したもので岳州より新牆、大荊を過ぎ長沙に至る線ではあるが、大荊長沙

間は路線に就て問題が起り、湘陰地方の紳商の運動によつて、大荊から西行し湘陰に出で東南行して長沙に達する線となつたのである。此線は民國三年春に土工を始め同七年九月に竣工し、岳長間百二十哩の開通を見、武昌長沙間二百三十七哩は此時から完通したのである。更に長沙株州間の三十二哩餘は宣統三年に起工して長岳線の開通以前に於て已に列車の運行を見て居つたのである。

第四、株州渌口間

湘江の上游の株州から、渌水が湘江に注ぐ地點に在る渌口に至る十哩は宣統二年十二月上旬に測量を終り、翌年春土地を購入し直ちに工事を進めたので長株段に次で早く通車を見るに至つたのである。

渌口から湘江の東岸に沿ひ衡陽城の對岸に達する豫定線は主任技師英人ヴアルピイ氏を擧げ測量を完成し民國二年九月末に完了し、尚ほ衡陽から廣東省境を距る十里の宜章城に至る迄の一段の測量は第一革命勃發の後英人ディス技師が測量隊を率ひ之に從事し大體の豫定を完了したのであるが、その後支那國内の動亂相繼ぎ特に湖南省は常にその衝に當り鐵道敷設の事はその儘沙汰止みとなること十三年に及んだのである。

第五、株韶段の建設

此段は粤漢線中最も最後に着手せられた部分であり、また山岳重疊の裡を通過するので最も難工事の所であつたのである。株州から廣東省韶州に至る四百五十粁で全線の百分の四十一に當る。その内湖南省分は四分の三で廣東省分は四分の一である。

民國二十二年南京政府鐵道部は此の間の完成を決し、凌鴻勛を株韶段局長兼技師長に任命し、本局を衡陽の對岸に設け、四年の期限を以て完成する豫定であつた。然るに實際上分段施工と科學の進歩とは僅かに二年八

箇月を以て完成を告げ、民國二十五年九月一日を以て開通式典を擧ぐることが出來、北は武昌徐家棚驛から廣州の黄沙驛に至るまで全通したのである。

顧へば光緒二十四年(一八九八年)一月に粤漢鐵道敷設の許可を得て以來三十七年の歳月を費し、種々の曲折紛糾を經て漸く開通を得て湖南人の喜び許りでなく支那は平和に於ては通商上の大利益を享け、一朝事あるの際は治安維持の上からも亦た國防上からも多大の利益に浴することゝなつた次第である。

此の株韶間の建設工事には支那國内欵三千八百三十三萬餘元、外國欵として英國より百六十四萬五千磅の借欵を爲したので合計六千萬元を費して居る、一粁に付約十五萬元を要し、軌道その他の材料は英國より、枕木は衡陽以北は米松に施藥したものを用ゐ衡陽以南は暹羅の硬木を使用した、路盤は山を開いた紅土で築き石は耒河の玉石と鑾山の鑾岩を細碎して使用してゐる。

此段は隧道橋梁極めて多く工事は頗る困難であつた。隧道は合計二十一處、その長きものは省界隧道の一百八十米、及び礶嶺冲隧道の三百米とである。橋梁は合計一千三百二十二座、衡陽以南に五大鐵筋コンクリート橋、以北に三大鐵橋がある、その一は淥河橋三百四十三米、二は洣河橋三百九十七米、三は耒河橋四百三十九米である。是等橋梁涵渠の建築費合計は一千二百餘萬元に達して居る。以上は粤漢路全通式に際し凌局長の報告の要點である。

第三節 株萍鐵道

株萍鐵道は株州の湘江沿岸を起點とし、東に向ひ、白關舖、姚家壩、板杉舖、醴陵(過ニ行)を經て江西省境

に入り、更に老關、峽山口を經て萍鄕を過ぎ安源炭坑に至る全長六十里で近く寧湘鐵道は本路線に連絡して粵漢線に接續する豫定である。

第一、沿革

光緒二十四年（一八九八年）萍鄕縣安源の炭坑開堀せられると、當時石炭の運送は湘東河により二百十餘里の



株州市街圖

淥口に達し、更に九十餘里の湘潭に至り此地から帆船で漢口に出されたもので、十餘萬噸は常に港頭に停滯して居つた。後盛宣懷は資本金六百萬兩の株式會社鑛務總局を起し、新式機械により盛んに採堀するに至つたので、從來の運送方法では運び切れなくなつて、新に鐵道敷設の許可を得、その株金の內から一百萬兩を支出し、一八九八年に先づ安源醴陵間の測量を終へ、翌年起工し光緒廿八年（一九〇二年）一月に竣工し、次で難工事であつた淥口の架橋を竣工し光緒三十二年に株州まで全通するに至つたのである。

此線路の測量は初め粵漢線の技師長米人バーリンスにより行はれ、次で米人技師キヤプテン、リッチ鐵道建設監督の任に當り、米人技師マック、カラーが本鐵道を完成したのである。

第二、沿線と工事の狀態

安源醴陵九十一里の間は湖南江西兩省の境界を貫くので山嶺崎嶇溪流亦た錯綜し、橋梁水溝等頗る多く全線の六分は山中を通過するが、隧道は一つも無く峽間は總て切り割り工事により、醴陵株州間は前段に比し山地でないので工事は容易であつた。

全路を通じて橋梁は鐵製、木造を合して四十七、鐵製のもの三十六、就中完全なものは醴陵の東方淥水に架せるもので全長四百九十六呎、全路中の最難工事で架橋の爲めに設けた圍堰は數回流失し工事一時は絶望と稱せられた位で、盛宣懷配下の技師羅國端は四箇月に亘り晝夜兼行努力した結果、その竣工を見たと云はれてゐる、木橋はその數十一、萍鄉の淵東橋を最長とし全長四百十三呎である、此外に暗渠七十三を設けた。枕木は日本産のものも多少あるが大部分は湖南産である、軌道は漢陽製鐵廠製三十六封度のものを用ゐ、百八十里、廻避複線二十四里である。

安源から老關に至る六十九里は全く天然基礎の上に敷設したので屈曲多く速力を出し難い、他は全く築堤で平均四尺乃至六尺の高さを有し路傍には植樹を爲し概して他の鐵道と同樣である。

第三、主要輸送貨物

本鐵道は萍鄉炭の運輸を主要目的として作られたるもので、同石炭が本鐵道運輸貨物中の大宗であることは勿論で、旅客の輸送の如きは單に必要に迫られ多少の設備を施せるに過ぎない。石炭の運賃は前清時代には安源株州間一噸に付銀一兩であつたが、民國になつてからは七錢二分に値下げされた、その他の貨物の輸送に至つては少數の陶磁器の輸送があるのみ、陶磁器も醴陵産のものは荷造りの粗末なのと鐵道當事者の取扱丁寧な

らざる爲め、水路滌水によるを安全且つ便利とし本線によらない、陶磁器の總てが萍鄉及びその附近の產に限られてゐる。

此の外萍鄉炭から製造する骸炭がある、近年骸炭の需用盛なると共に萍鄉に於ける製造も非常の多額に上り、從つて骸炭及び炭坑用木材は石炭と共に本鐵道輸送品の大宗となるに至つた、その他茶油、爆竹、猪油、マンガン、茶、酒、米、雜貨も相當に多く運送されてゐる。

第四節 省內豫定鐵道

第一、寧湘鐵道

南京を起點とし本省の長沙に至る線である、途中南昌に於て二線に分れ一は安徽の懷寧を經て蕪湖及び廣德に達し、一は萍鄉に至つて株萍鐵道と相連なり、江蘇、安徽、江西、湖南を結ぶ東西の幹線となる、本線の資金は民國三年英國の中英公司より借入れ已に八百萬磅を交付されてある筈である。

第二、川湘鐵道

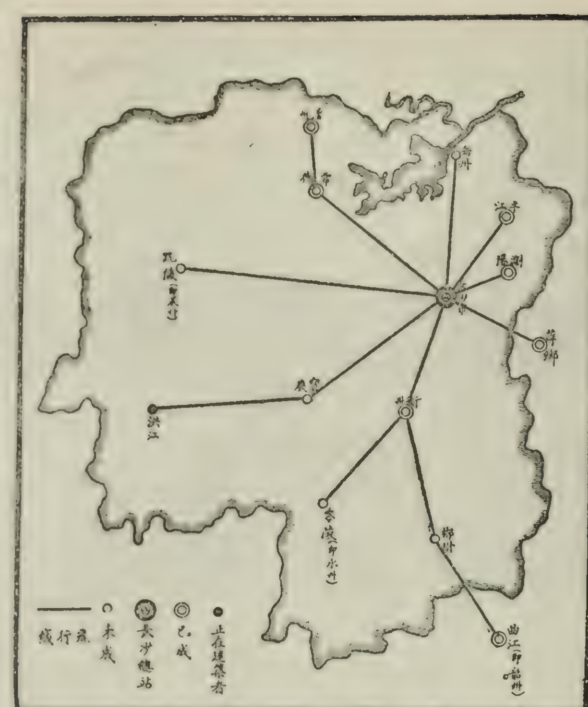
湖南省の長沙を起點とし常德、保靖を經て四川省酉陽に出で重慶に達し成渝鐵道と連絡するもので、既に相當の調査は進められて居る。

第三、沙興鐵道

此線は湖北省の沙市を起點とし湖南に入り常德、沅陵、芷江を經て貴州省興義に至るもので、常德長沙間はその支線となるか又は川湘鐵道として架設せらるゝかは未定である。

第四、湘黔鐵道

粤漢線の全通以後湖南省の鐵道敷設熱は頓に高調して來て、此線の修築も第一にその議に上り株萍線の起點株州から湘鄉、新化、黔陽を經て貴州省に入り省都貴陽に達するもので、現在は自動車路は全通してゐる。



湖南全省航空路圖

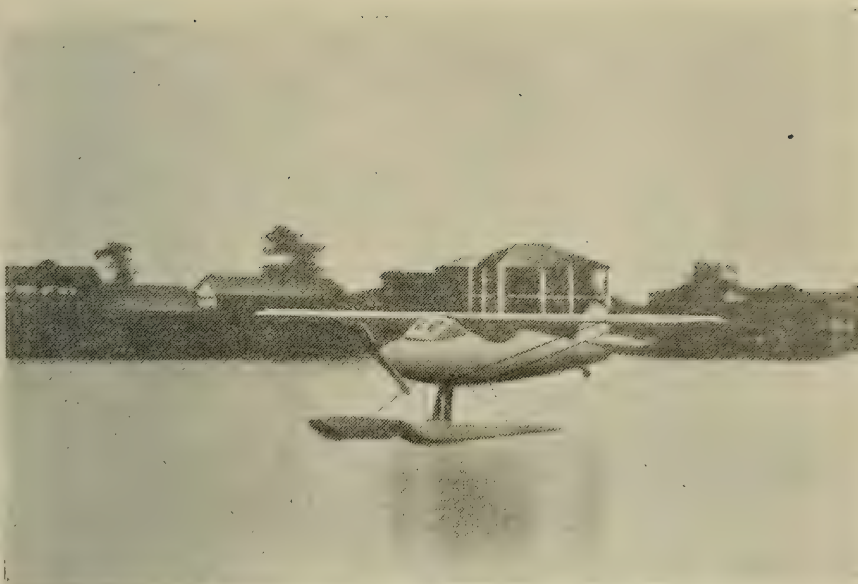
第五、衡桂鐵道

此線は支那鐵道の幹線といふよりは寧ろ粤漢鐵道の支線として敷設を急がれて居る、湖南省衡陽を起點として廣西省桂林に至るもので現に此間は自動車路は開通して居り、鐵道を敷設するとしても難工事の箇所は多くはない、その上に沿道には物産豐富の區である。

第四章　航空事業

湖南省の航空事業は民國十九年に創設され、八月に委黃飛、胡昱等七人を航空準備員に擧げ、十月に湖南航空籌備處が成立した。從來あつた大沅洲飛行場を開發し、更に擴張して面積は六百米四方と爲し、一面には「安利英」及び「美信」兩洋行から可塞型戰鬪用飛行機二基と林可克型驅逐用飛行機二基及び摩斯型飛行機二基、飛兒超型飛行機四基を購入し、使用に備へた。更に一面に航空の人材を招聘して飛行及び機械の修理に當てしめた、同二十年四月に至つて規模略ぼ具はり、

同年五月に湖南航空處が成立し委黃飛を處長に任命した。



湖南の水上機

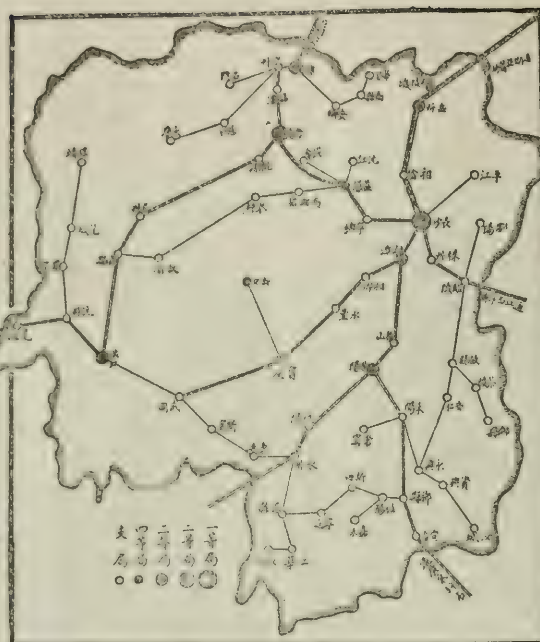
當時湖南の邊境には共產匪猖獗を極め、その肅清容易ならず空軍を擴張して剿匪に實力を增さしむ可しとの意見が出で、更に摩斯型六機、斯摩斯型二機、ライン型二機を購入し、飛行士及び修理員を補充し、航空第一、第二の兩隊を編成した。

此の空軍の編成が出來ると同時に湖南省の重要各縣に飛行場を設け昇降に便ならしめる爲めに急遽之が建築に取掛つて、西南の要路を扼する寶慶、南方の要地零陵、郴縣に何れも飛行場を新設すべく測量に取掛り、岳陽、洪江もその設備を爲し、常德、瀏陽、平江、衡陽、澧州の各地には既設の飛行場を有して居るが之を更に改造擴大することにした。

以上は湖南省に於ける軍事上の見地からして設立せられた航空事業の一般であつて、交通上の航空路としては上海四川を連絡する中國航空公司の飛行機が定期に飛來する外は軍用機の往來するのみである。たゞ將來は大に之が利用を見ることは豫測し得られる。

第五章 電信電話

第一節 電信



電信線圖

全省の電信線は四大幹線に分ち、電務管理局を設けて之を管理してゐる。

一、長沙より北へ粤漢線に沿ふて湖北に通ずるもの

二、長沙より西へ常德沅陵芷江を經て貴州に入るもの。

三、長沙より南へ衡陽を經て廣東省及廣西省に至るもの。

四、長沙より東へ醴陵を經て江西省に達するもの。

（線路圖參照）

湖南省電信線料計

項目／線別	線路延長（粁）	線の延長（粁）	電柱數	處數
架空線	四、九〇五・〇〇	七、八六九・〇〇	五八、四〇四	
地下線	—	—	—	—
河底線	五・一二	五・一二	—	二

第二節　電　話

湖南省の電話事業は前清の末期に創設され、宣統二年頃政府が湖南電話總局を省城內に設置した時に始まる。當時支那の電氣事業は尙ほ萌芽時代で僅かに三百個の磁石式電話機の一部を設置し、各戶で使用するに皆乾電池を備へて手で動かしたのである、組織もまた簡單で營業も不振であつた、民國元年に至り始めて西方電氣公司から共電式一千個の電話機一部を購入し、改めてポーロ被覆線を用ひ城內に分布させ並びに水底線を用ひて河の西方水陸洲營灣市一帶に直通させ、遠くは湘潭にも直通出來るやうになつた。近年該局は電話の發達を謀り自動電話機に改裝した。

各縣の電話、長距離電話は交通の利器であり地方肅淸匪賊剿討の時期にあつては之に賴つて軍隊の情況を傳達する爲め其の關係は非常に重要である。現在本省の各縣では已に電話を裝備して各縣相互間に通ずるもの三分の二以上を占め、正に設置中のものも亦相當にあつて本省の淸鄕司令部では正に期限を劃して未だ裝備せぬ各縣に向つて其の財力を斟酌して以て全省の電話完成を期することを計畫してゐる。

第三節　無　線　電　信

國民政府交通部が長沙市に無電臺を設けて電信を發受する外各軍事機關にも亦多くは自ら無電台を設置して軍用に供し、國民日報社及び中出日報社等も自ら受信機或は發信機を備へ、各地の情報を集め、省政府も省城に波長の大なる無電臺を建設することを計畫し全省七十六縣各々受信機を設備して交通に利せんとしてゐる。

第六章　郵　便

湖南省の郵便制度は前清の光緒中葉に創始せられ、今日に至るまで四十餘年、現在管理局を長沙市西長街に設け民國二十一年十月の調査に據れば一等局一(常德)、二等局二十四(漵浦、沅州、永州、祁陽、洪江、郴州、湘潭、湘陰、寧鄉、醴陵、益陽、湘鄉、永豐、南州、岳州、平江、澧州、津市、安鄉、慈利、寶慶、衡州、漢壽辰州)、三等局五十九(保靖、清港、株州、婁底、潭市、瀏陽、永定、楊家潭、青柳樹坪、新化、武岡、安化、藍田、澱水、華容、石門、安福、衡山、耒陽、常德、桂陽、桃花坪、鐵鑛山、新陵、攸縣、茶陵、城陵磯、桃源、浦市、辰谿、安仁、永興、宜章、永順、藍山、綏寧、新市、酃縣、龍潭、瀘溪、臨武、高沙、汝城、會同嘉禾、晒市、沅江、鳳凰、晃州、黔陽、麻陽、道州、永明、江華、新田、興寧、三星湖、寧遠、靖州)、支局五、郵便事務取扱所三百三十四、村鎮郵便函三百六、城市郵便函五十七を統轄してゐる。

湖南省にては郵便貯金制度を創めてその成績優良なので最近に於ては、長沙市以下二等局に於ては多く之を取扱つて居る。又た全省郵便物の取扱件數年々増加の傾向を示してゐる。今民國十九、二十兩年の統計を擧げると次の如くである。

年次＼項目	普通書信及葉書	書留書信	保險書信	速達郵便	航空郵便
十九年	一八、〇〇八、〇〇〇	七六二、八六〇	一、七〇〇	九三、一〇〇	四一、六六〇
二〇年	一三、三一九、三〇〇	七四八、五〇〇	二、三〇〇	一〇〇、一〇〇	六七、八六〇

第九卷　財政及び教育

第一章　財　政

湖南省の財政は前淸の咸豐、同治以前の事は考證すべきものなく、夫れ以後も亦た精確な統計はないが、全省から徵收せられた地丁銀(田賦)は約百餘萬兩、漕銀二三十萬兩、その他當牙雜稅を合せても亦た二三百萬兩に過ぎなかつたであらう。當時は政務が簡單であつたので尙ほ十分であつたが、長髮賊の亂が起つて湖南の軍は東南各省に轉戰し、糧食に缺乏を來したので曾國藩の提唱により東征籌餉局を設け、安徽省南部及び北部の諸軍を援助し、同治初年の東征に際しては、籌餉局を撤廢し厘金稅の徵收を保留し並に淮鹽督銷局を設け、更に四川廣東の鹽稅の徵抽を加へ政費の收支を除く外、雲南廣西新疆の軍費をも協濟したのである、當時は一省の財力を以て數省の軍需費に供し、人民の負擔已に漸く重きに加へ、更に日淸戰役後に至つては每年賠償金數十萬元を負担し財政益々困窮を感じて來た、陳、俞の兩巡撫は財源の開發を協議し一方に鑛產の開掘を提唱すると共に一方には印紙稅、米穀稅、土藥稅、鹽稅の增額、廣東鹽に對する販賣許可稅等

を徴收し收入の增加を計り、並びに政費を節約せしめ、光緒二十八年に至つて省庫の剩餘金は三百餘萬兩に達したが、癸卯甲辰の頃廣西省境は不穩となり增加せる新式軍隊を調練し、更に新政を準備する爲めに資力缺乏し、丙午以後は水災頻々として多大の救恤金を支出し、又銅錢の鑄造を停止し餘剩を得るなく、同時に粤漢鐵路回收の議起り、每年米穀消費稅四、五萬兩を支出して鐵路回收の資金としたが、之れより以後は每年百數十萬兩の不足を生じ、宣統元年に至り結局官錢局よりの借欵百七十餘萬公債五十萬合計二百餘萬兩を借入した、しかし猶舊來の官營事業の利益及び鑛山の利益に依つて相補ひ僅かに約數十萬兩の不足のみであつた、宣統二年に至り政局の不穩と新式軍隊の募集又は學校の開設等により、年に四五十萬兩を要し、警察事務を開始して二十餘萬兩を要した。何れも充當すべき財源なく、大清銀行及び資本團より起債すること五百萬兩の巨額に及んだ。要するに當時財政の紊乱は實に善後局に始まつたのである。蓋し善後局は軍需局の後を承けて光緒九年より三十年に至つて廢止せられたが、省費の收支既に出納表なく、復た帳簿なく人物交代し書類は散佚し、數の稽ふべきものが無かつたからである。

第一節　前清末の財政

宣統元年に至り度支部（財政部）の命を奉じて湖南財政清理局成立し、湖南財政の收支狀態を調査せしめ、專管局を設立し、專門委員を分派して各州縣に赴かしめて考查させ、三年の久しきを經て始めて湖南財政項目說

明書數卷の編輯が出來た。但し項目顚倒し平色參差として科學の原理に合はず、未だ統計に便ならざるものであつた。現任の財政廳科員陳子釗氏は財政を經理すること多年數個月の努力を費やして、上項の數目に細かく整理を加へ其の單位を統一した、歲入の方面を算へると地丁銀百四十四萬兩、漕糧三十九萬餘兩、租課八萬二千餘兩、塩稅厘金二百十餘萬兩、茶稅厘金三十八萬餘兩、正雜諸稅七十七萬餘兩、厘金百十三萬兩、雜收入二十五萬餘兩、合計省平銀八百十六萬七千五百四十七兩ばかりであり、上海に於ける通貨では一千百二十四萬三千八百餘元となる。歲入の方面では上納金二十八萬兩、行政費百二十九萬兩、民政費二十四萬餘兩、典禮費二萬三千餘兩、財政費三十九萬兩、教育費五十八萬餘兩、司法費六萬七千餘兩、軍政費百八十餘萬兩、實業費六十餘萬兩、交通費六十三萬餘兩を算へ合計省平銀八百十六萬九千六百八十八兩ばかりであり、銀元一千百三十四萬六千七百元に相當するのである。

第二節　民國以後の財政

民國元年以後の財政は三期に分つて之を說明することが出來る。即ち元年度より三年度に至る間を內革時期四年度より十六年度前期に至る間を混亂時期、十六年度後期より二十年度に至る間を整理時期とするのである。

第一期には革命以後百般改革せられたりとはいへ、湖南省の財政は實際には全く淸朝の制度に依り、收支には旣に預算なく復た科目なく、僅かに舊式な收支項目書數冊があるばかりで、亦出納人の筆記に過ぎなかつたのみである、民國二年度に始めて收支會計科目を設定し、改めて銀元を貨幣の單位として用ひ、並びに豫算を編成し更に國稅地方稅の分劃をなし、別に國稅廳籌備處を組織して湖南銀行を設立し、銀兩銀元銅元の三種の

鈔票(紙幣)を發行し、次で湖南儲蓄銀行及び湖南實業銀行を組織し、此處に至つて改革は稍々雛形を具へた。

第二期は民國三年譚延闓が都督の職を辭し、湯薌銘が之を繼ぎ陶思澄を財政廳長に任じたが凡庸無能であり、翌年袁世凱が帝と稱すや湯は表を上つて勸進し、湖南人は之に反對して獨立し、四年六月袁氏が逝去すると湯は壓迫を受けて湖南を去り、黎總統は陳宧を後任としたが湖南人の反對によつて未だ赴任することが出來なかつた。民國五年譚氏は再度湖南都督となり、袁家普を財政廳長に任じ、根本的に財政を整理せんと謀り、同六年に稽徵警習所を開設し、之を以て厘局員司に代へ、次で張勳が復辟するや湖南省は率先して討伐を聲明し譚氏は省長及び兼職を辭した、ここに至つて湖南銀行の紙幣發行額已に七千萬元を超過し、紙幣價格は暴落し金融大いに亂れ、湖南銀行、湖南實業銀行、湖南貯蓄銀行等何れも兌換を停止し。商民預金者等の受けた損失は一億元以上であつた。次で傅良佐湖南都督となり、湖南の獨立を宣布し、十一月に北軍潰退し譚浩明は湖南廣東廣西の聯合軍を率ゐて湖南に入り、林祖涵を財政廳長に任じ、三千萬元を以て水口山鑛山を賣却し、湖南銀行の紙幣の整理をなさうとしたが、次で民衆の反對に因つて中止した。翌年曹琨は命を奉じて兩湖宣撫使となり、張敬堯を派し大軍を率ゐて湖南に入り、張は命を奉じて湖南督軍兼省長となり、楊從權を財政廳長に任じて北方政府より二百萬元の交付を受け、裕湘銀行を設立し、又洞庭湖畔の土地を賣却して二十萬元を得て、惠民彩票を發行し以て湖南銀行紙幣の回收に用ひた。次で湖南南部を衞戍せる吳佩孚及び湖南西部の馮玉祥と內爭を息めて外侮を禦がんと通電し、防備を撤去して北方に返り、湖南軍は後方に續いて前進し、張も亦た孤軍を以て敗退し譚延闓は三度湖南都督となつた。しかし九年十一月辭職し趙恆惕が督軍に、林支宇が省長に任ぜられ、黃翼鯤、姜濟寰が相繼いで財政廳長となる。姜が任命されると厘金稅の徵收となり紊亂の極に達す、

次で、岳楊内が廳長となると厘金の制度は益々亂れ、十一年一月一日省憲が公布せられ、趙恒惕が省長を兼任し財政廳長鍾才宏は頗る努力し、財政尙よく統一されたが更に統税を實施せんとしたが副職して果さず、以後財政の紊亂、厘制の腐敗は益々甚だしく十四年の冬に到る迄に代理廳長張開璉は南華厘局の狂子團首領馬菊生を銃殺し、貪汚の風は稍々改つた、民國十五年に革命軍湖南に入り唐生智が省政府主席に任ぜられた時省庫空乏し、借欵累積せるに因つて未だ通知せざるもの或は未だ納入せられぬ地租が二三千萬元の多きに上り整理するの法なく、是年七月省務會議の議決を經て、政府の有する支拂延滯金は一律に別法を以て處理することとし凡そ租稅の徵收收入は概ね現金によることとしたが、たゞ江蘇の商人より借入れた二百餘萬元については尙支拂ひを停止しなかつた、之は亦た湖南財政の好轉の關鍵であつたからである。十六年五月には「馬日の變」に遭ひ、十七年二月西征軍が湖南に侵入した、之を總括して見ると湖南省は民國四年湯薌銘が入湘してから十七年二月に至る迄十三年の久しきに亘つて或は北洋軍閥の蹂躙を受け、或は本省軍人の混戰に因り、或は勢力派の割據する所となり、或は革命の犧牲となり、擾攘紛々として歲に寧日なく、地に就きて捐を徵し政令旣に統一せず、收支の數目復た憑るべきものなく、更に紙幣を濫發し金融は紊亂し、課稅し得べきものは悉く之を賦課徵收し、財源枯渇し豫算等は名目のみで章程法令俱に云ふに足らず、故に此の時期內の收支實況は考證すべきものがない。

第三期は十七年二月西征軍が湖南に入り程潛が湖南、湖北政務委員會主席に任ぜられ、劉岐が委員を以て兼ねて湖南財政收支の事務を管理し頗るよく整理に從事した。次いで李隆建が繼任し簿記改良並びに財政整理方案の確定を提議したが、任にあること久しからずして辭し、程氏が去ると魯滌平が繼いで湖南の政治を主宰し、

劉嶽峙は猶ほ財政廳長として湖南財政整理委員會を組織し、一方にて歷年軍閥が江蘇の商人より借入れた負債二百餘萬元の不足を議決し、毎月鹽税十餘萬元を停扣し、又一鹽票毎に三百斤の附加を許し、毎月の正附が税洋銀八、九萬元に達したが、もと准商及び徵税局員との分割處理に歸したものもここに至つて併せて公有となし、以上の二項で政府は毎月三十萬元の收入を増加するを得、又十七年七月一日より國税地方税の分劃をなし、所要の軍費は財政部特派員公署の税目下の收支に歸し、十八年三月魯氏が任を辭すに至り、省庫は充實して金庫内の剩餘金銀行基金、紡績廠の資本、官鑛局所有の鑛砂を併せて合計三百餘元に相當した、魯氏が辭去し何鍵が繼任すると張開璉が財政廳長となり、一方には釐金税を整理し、並びに十八年十二月十五日改めて統税となし、毎年の收入五六百萬元に達して歷年の記錄を打破し、二十年一月一日命を奉じて統税を撤回し、改めて營業税を課し更に同年六月特種物品生産税を課し、十一月三日銷場税を増徵し、前者と合せて之を總稱して産銷税と云ひ、又十八年度十九年度に於て前後二回會計人員を考査選定し、一律に改めて新式簿記を用ひ、財政の前途觀るべきものがあつたが、十九年七月二十七日の事變後に至り國税、省税倶に激減し、二十年一月一日復た命を奉じて統税を廢止した後は、省税の月收僅かに五六萬元であつて、中央政府より毎月二十萬元の補助があるとはいへ、政費猶ほ不足すること甚だ大なるものがある、以上は湖南省近年の財政の大體の情形である。玆に民國二十三年度に於ける歳入歳出總豫算を揭げて湖南財政の現況を知るの參考に供する。

民國二十三年度普通歳入豫算表

科目	金額(元)	科目	金額(元)
田賦	二、八五五、五三九	契税	三五六、〇〇〇

營業稅	八七〇、一三四
牙稅	一四九、八九四
當稅	二四〇
屠宰稅	三〇〇、〇〇〇
菸酒牌照費	一二〇、〇〇〇
房捐	二一四、七四一
船捐	五〇、〇〇〇
地方財產收入	一五四、七七四
1 民政廳所管烈士祠田租	一三四
2 財政廳所管新河公產田租	五五二
3 財政廳所管湘陰益陽公產田租	二二五
4 財政廳所管常德漢壽田租	一五、三二一
5 教育廳代管公產田租	九〇〇
6 湖南大學所管公產田租	六〇〇
7 高級工業職業學校所管公產田租	二九六
8 高級農業職業學校所管公產田租	二七八
9 財政廳所管新河公產地租	一、一〇〇
10 財政廳所管在鄂公產地租	二二〇

11 建設廳所管漢口王家墩忠子湖公產地租	二〇〇
12 湖南大學所管公產地租	八八
13 高級農業學校所管公產地租	七六八
14 財政廳所管長發躉船租金	三、〇〇〇
15 民政廳所管烈士祠房租	九一四
16 財政廳所管漢壽公產房租	一九〇
17 財政廳所管省倉房租	三六〇
18 財政廳所管在鄂公產房租	一、五二八
19 建設廳所管惜字公莊房租	一二〇
20 湖南省立國貨陳立館房租	一〇、七〇四
21 教育廳代管公產房租	四〇〇
22 財政廳所管官產租金	三、一〇〇
23 財政廳所管營產租金	一、六一〇
24 公路局所管路產收入	二、一六六
25 財政廳所存金融公債息金	一〇、〇〇〇
26 湖南省會公安局局址地皮變價	九〇、〇〇〇
地方事業收入	九八、七二二
1 湖南農事試驗場	三、〇六〇

2	湖南棉業試驗場	一、八六六
3	湖南棉業試驗場常德分場	一、九五四
4	湖南棉業試驗場衡陽育種場	一、二二六
5	湖南棉業試驗場澧縣育種場	一、四四五
6	湖南棉業試驗場華容育種場	一、二二六
7	湖南茶專試驗場	一三六
8	湖南第一林務局	三四五
9	湖南第二林務局	一八〇
10	湖南第三林務局	四五四
11	湖南鑛產化驗所	六二六
12	衡山銀抗村鉛鑛試探工程處	六、九四四
13	湖南大學學生學費	九、六〇〇
14	湖南大學附設高中學費	一、九二〇
15	湖南省立第一中學學生學費	八、六四〇
16	湖南省立第二中學學生學費	七、二〇〇
17	湖南省立第三中學學生學費	五、〇四〇
18	湖南省立第四中學學生學費	二、八八〇
19	湖南省立第五中學學生學費	五、〇四〇
20	湖南省立第六中學學生學費	三、一二〇
21	湖南省立高級職業學校實習材料費	二、八八〇
22	湖南省立高級農業職業學校實習材料費	二、一六〇
23	湖南省立高級職業學校出品售價	六、七二〇
24	湖南省立高級農業學校出品售價	一、五〇〇
25	湖南省立第一女子職業學校出品售價	三、〇四〇
26	湖南省立第一職業學校出品售價	七、六八〇
27	湖南省立第二職業學校出品售價	三、五二〇
28	湖南省立第三職業學校出品售價	三、五二〇
29	湖南省立第四職業學校出品售價	一、六〇〇
30	湖南省立第五職業學校出品售價	一、六〇〇
31	湖南省立第六職業學校出品售價	一、六〇〇
	地方行政收入	八四五、一六九
1	湖南高等法院所屬各法院登記費	二四、三六八
2	祁陽縣兼理司法收入	二、八〇八
3	湘鄉等七縣甲種兼理司法收入	一七、九七六
4	醴陵等六縣乙種兼理司法收入	九、九三六
5	湘陰等三十縣丙種兼理司法收入	三七、四四〇

科目	金額(元)
6 瀘溪等二十二縣丁種兼理司法收入	一五、三一二
7 各項行政罰金	一、三四五
8 違警罰金	六、〇〇〇
9 各項賦稅罰金	二九、九八四
10 財政廳護照費收入	七〇〇、〇〇〇
地方營業純益	九二八、一七五
1 湖南公路局	四〇八、八三四
2 湖南省會電話局及湘潭分局	一五、九八四
3 常寧水口山鉛鋅鑛局	七九、七二六
4 醴陵石門煤鑛局	一一、三三五
5 臨武香花嶺錫鑛局	一二、五六〇
6 江華上五堡錫鑛局	二八、九五八
7 桃源冷家溪金鑛試探工程處	一二、三一二
8 沅陵金牛山金鑛試探工程處	五、五六四
9 湖南第一紡織廠	一五八、三四四
10 湖南煉鉛廠	三九、八一八
11 湖南煉鋅廠	五四、七四〇
12 湖南機械廠	
13 湖南省銀行	一〇〇、〇〇〇
補助款收入	三、三六八、四〇〇
1 捲煙稅款	二四〇、〇〇〇
2 淮鹽附加教育費	一、一三七、九二〇
3 精鹽附加教育費	九七、五三六
4 淮鹽附加慈善費	五六、八九六
5 精鹽附加慈善費	四、八七七
6 淮鹽附加公路捐	一四二、二四〇
7 淮鹽附加平瀏公路捐	四二六、七二〇
8 精鹽附加公路捐	一二、二九一
9 精鹽附加平瀏公路捐	三六、五七六
10 川鹽附加公路捐	一、五六〇
11 粵鹽附加公路捐	四〇、六〇〇
12 淮塩加斤稅款	六六二、四八三
13 淮塩貼邊費	三八八、八〇〇
14 鑛稅附加稅款	一一〇、〇〇〇

15	鑛稅附加辨公費	一〇、一〇〇
其他收入		四、三四五、八八九
1	長沙營業稅兼特種物品產銷稅	一、三五〇、〇〇〇
2	衡陽營業稅兼特種物品產銷稅	五五二、〇〇〇
3	益陽營業稅兼特種物品產銷稅	三九〇、〇〇〇
4	岳陽營業稅兼特種物品產銷稅	三七二、〇〇〇
5	沅陵營業稅兼特種物品產銷稅	二二二、〇〇〇
6	常德營業稅兼特種物品產銷稅	一八六、〇〇〇
7	澧縣營業稅兼特種物品產銷稅	一八六、〇〇〇
8	湘潭營業稅兼特種物品產銷稅	一八六、〇〇〇
9	南縣營業稅兼特種物品產銷稅	一一四、〇〇〇
10	邵陽營業稅兼特種物品產銷稅	九〇、〇〇〇
11	零陵營業稅兼特種物品產銷稅	七六、二〇〇
12	會同營業稅兼特種物品產銷稅	六二、四〇〇
13	郴縣營業稅兼特種物品產銷稅	六二、四〇〇
14	河洑竹木產銷稅局	二二五、六〇〇
15	沙頭竹木查驗處	五、四〇〇
16	長沙關提工捐附加	一五〇、〇〇〇
17	湖田莊照費	四〇、〇〇〇
18	湖南省政府秘書處報售價	五、八三〇
19	湖南省財政廳書報售價	三、六〇〇
20	湖南省教育廳書報售報	七、二〇〇
21	湖南省會公安局警捐徵收處經征警款	五九、二五九
總計歲入		一三、九九七、五四三

民國二十三年度普通歲出豫算表

	科目	金額(元)
黨務費		五〇四、三八四
1	中國國民黨湖南省黨部經費	二一九、〇八四
2	中國國民黨湖南省長沙市黨部經費	二七、〇〇〇
3	中國國民黨湖南各縣黨部補助費	二三八、二〇〇
4	湖南省黨部直屬水口山區黨部經費	四、八〇〇
5	湖南公路特別黨部籌備委員會經費	一〇、八〇〇

科目	金額(元)
6 湖南第五次全省代表會經費	一四、五〇〇
行政費	一、九〇五、四二一
1 湖南省政府委員會曁秘書處經費	四九七、四六〇
2 湖南民政廳經費	一六四、五一三
3 湖南審計委員會經費	六八、四四八
4 長沙縣縣政府經費	二〇、五〇八
5 瀏陽縣縣政府經費	一八、〇一二
6 安化縣縣政府經費	一七、二二〇
7 攸縣縣政府經費	一六、一四〇
8 常寧縣縣政府經費	一五、六六〇
9 安仁縣縣政府經費	一四、五八〇
10 南縣縣政府經費	一四、三四〇
11 邵陽等十三縣縣政府經費	二三一、六六〇
12 零陵等四縣縣政府經費	七〇、八〇〇
13 新化等三縣縣政府經費	五二、〇二〇
14 漢壽等四縣縣政府經費	六四、〇八〇
15 華容等二縣縣政府經費	三一、八〇〇

科目	金額(元)
16 寧遠等二縣縣政府經費	三一、〇八〇
17 石門等十一縣縣政府經費	一七〇、二八〇
18 會同等二縣縣政府經費	二八、二〇〇
19 資興等十八縣縣政府經費	二五二、七二〇
20 古丈等九縣縣政府經費	一一八、八〇〇
21 湖南各縣縣長出巡費	一七、一〇〇
司法費	一、一六二、一〇四
1 湖南高等法院	一二一、二七二
2 湖南高等法院第一分院及附設沅陵地方分庭	四三、六四四
3 湖南高等法院第二分院及附設桂陽地方分庭	四三、六四四
4 長沙地方法院	七六、八〇〇
5 常德地方法院	四六、三二〇
6 邵陽地方法院	四八、四三二
7 衡陽地方法院	四三、一二八
8 湘潭縣法院	一七、九四〇
9 岳陽縣法院	一六、四七六
10 澧縣縣法院	一六、四七六

11	祁陽縣兼理司法	五、六一六
12	湘鄉等七縣甲種兼理司法	三〇、〇七二
13	醴陵等六縣乙種兼理司法	一七、四九六
14	湘陰等三十縣丙種兼理司法	七六、三二〇
15	瀘溪等二十二縣丁種兼理司法	三一、一五二
16	長沙地方法院看守所	一八、四三八
17	常德地方法院看守所	七、六八四
18	邵陽地方法院看守所	七、六八四
19	衡陽地方法院看守所	七、六八四
20	湖南第一監獄	一三八、六四二
21	常德特種監獄	一二、六二四
22	衡陽等七縣甲種舊監獄	五〇、八二〇
23	湘潭等二十縣乙種舊監獄	一一二、五六〇
24	衡山等三十三縣丙種舊監獄	一三三、四五二
25	石門等十三縣丁種舊監獄	三六、一九二
26	綏寧古丈等十七縣戊種己種舊監獄	
27	湖南省地方公務人員懲戒委員會	一、五三六

公安費 一、九七三、八一八

1	湖南全省保安司令部經費	一七七、四〇六
2	湖南全省保安司令部通訊排經費	四、八〇一
3	湖南省政府衛士第一隊經費	三一、一〇一
4	湖南省政府衛士第二隊經費	三一、一〇一
5	湖南省政府衛士第三隊經費	三一、一〇一
6	湖南省會公安局本局經費	六四、五八四
7	公安局所屬東南西北及外東署經費	三四九、五〇八
8	公安局所管保安一二兩隊經費	二一、八一六
9	公安局所管消防隊經費	一八、九三三
10	公安局所管偵緝隊經費	二四、〇三二
11	公安局所管濟良所經費	八、四七六
12	公安局調査戶口異動經費	二七、一七六
13	公安局査緝處經費	七、二〇〇
14	公安局手槍隊經費	二四、四五九
15	公安局警士教練所經費	三四、七二〇
16	各縣公安經費	六二、〇四〇
17	湖南全省水上警察局經費	八〇、九六八

18	湖南全省水上警察局一二三四五六七八分局經費	一三二、五七六
19	水上警察局保安隊經費	八、六二八
20	水上警察局調査船籍經費	五、四九二
21	長沙縣拘留所經費	七、三九五
22	長沙要塞工程管理處經費	一八、二八八
23	湖南保安第一區司令部經費	二二、七四四
24	湖南保安第三區司令部經費	二二、七四四
25	湖南保安第四區司令部經費	二二、七四四
26	湖南保安第五區司令部經費	二五、一四四
27	湖南保安第六區司令部經費	二一、七四四
28	常澧警備司令部經費	四八、〇〇〇
29	常澧警備團暨特務連經費	一三三、四三五
30	湖南省會警備司令部經費	九七、五八八
31	汝桂寧遂邊區剿匪指揮部補助費	八〇、四〇〇
32	各縣局隊偵緝匪共費	三三、二〇〇
33	各縣剿匪電報費	七二、〇〇〇
34	剿共獎金	一一、五六〇
35	緝捕盜賊獎金	一五、〇〇〇
36	湘東南綏靖宣傳處經費	三〇、〇〇〇
37	湘東南剿匪築路處經費	一一、八八〇
38	湖南省會公安局修建局屋經費	九〇、〇〇〇
39	湖南省會公安局續修第二第三兩期署所房屋費	四四、三八五
40	湖南省政府衞士第一二隊護卡臨時費	四、〇〇〇
41	保安第四區善後處經費	一四、四四八
	財務費	一、六六四、一三三
1	湖南省財政廳經費	一九二、九六八
2	湖南省財政廳票照契紙工本費	二三、四〇〇
3	湖南省財政廳簿記統計圖表印刷費	二〇、〇四〇
4	湖南省財政廳穀米稽査總處經費	一三、一〇四
5	長沙穀米稽査處經費	四四、〇七六
6	城陵磯穀米稽査處經費	五一、五八八
7	蘆林潭穀米稽査處經費	四四、二五六
8	南華澧安穀米稽査處經費	六二、七九六
9	醴陵穀米稽査處經費	七、八〇〇
10	湖南省會公安局警捐徵收處經費	一五、四六九
11	湖南省倉管理處經費	二、七六〇

12	湖南省財政廳所管官營業經費	六一〇
13	常漢產業事務所經費	五、一五九
14	在鄂財產管理處經費	三、六四〇
15	湖南省金庫經費	二五、五六四
16	常德分金庫經費	一四、九四三
17	衡陽分金庫經費	一四、八七一
18	洪江分金庫經費	一三、八六三
19	沅陵分金庫經費	八、六五五
20	湖南各穀徵處時費	一二、一二九
21	長沙營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	一四五、九一四
22	岳陽營業稅特種物品產銷稅徵收局經費	六六、四一〇
23	岳陽營業稅兼特種物品產銷稅局徵收茶稅經費	四、一三二
24	湘潭營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	六三、二三六
25	衡陽營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	五九、三〇一
26	常德營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	五四、三一一
27	益陽營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	五一、九三三
28	南縣營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	四三、三五六
29	澧縣營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	四二、二二五
30	郴縣營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	三四、一〇六
31	邵陽營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	三二、八八三
32	沅陵營業稅兼特種物品產銷稅徵收局經費	二二、三六七
33	會同營業稅兼特種物品產銷稅征收局經費	二一、四一〇
34	零陵營業稅兼特種物品產銷稅征局經費	二一、一八九
35	河洑竹木產銷稅徵收局經費	一四、五一三
36	涉頭竹木查驗處經費	八、五七七
37	湘陰縣政府帶徵營業稅經費	二、一〇九
38	祁陽縣政府帶徵營業稅經費	一、九七六
39	桃源縣政府帶徵營業稅經費	一、九七六
40	安化縣政府帶徵營業稅經費	一、八三二

	科目	金額（元）
41	醴陵縣政府帶徵營業稅經費	一、八二〇
42	平江縣政府帶徵營業稅經費	四、一二二
43	華容縣政府帶徵營業稅經費	一、三〇二
44	武岡縣政府帶徵營業稅經費	一、二三〇
45	寧鄉縣政府帶徵營業稅經費	一、一八二
46	湘鄉縣政府帶徵營業稅經費	一、一八二
47	瀏陽縣政府帶徵營業稅經費	一、一二二
48	新化縣政府帶徵營業稅經費	九八九
49	沅江縣政府帶徵營業稅經費	九四一
50	耒陽縣政府帶徵營業稅經費	八六九
51	臨澧縣政府帶徵營業稅經費	八二一
52	攸縣政府帶徵營業稅經費	七四七
53	安鄉縣政府帶征營業稅經費	七七一
54	麻陽等二縣政府帶徵營業稅經費	一、八八二
55	安仁等十縣政府帶徵營業稅經費	七、六八九
56	寧遠等二縣政府帶徵營業稅經費	一、二五四
57	漵浦等八縣縣政府帶徵營業稅經費	五、〇一六

	科目	金額（元）
58	永明等三縣縣政府帶徵營業稅經費	一、八四五
59	長沙縣政府徵收田賦經費	一二、四〇三
60	湘潭縣政府徵收田賦經費	五、四〇九
61	邵陽縣政府徵收田賦經費	七、七九一
62	攸縣縣政府徵收田賦經費	七、七六九
63	瀏陽縣政府徵收田賦經費	六、五三二
64	平江縣政府徵收田賦經費	六、一四四
65	岳陽縣政府徵收田賦經費	六、〇〇〇
66	益陽縣政府徵收田賦經費	六、八〇七
67	澧縣縣政府徵收田賦經費	五、一六九
68	寧鄉縣政府徵收田賦經費	五、三七七
69	醴陵縣政府徵收田賦經費	五、六四〇
70	常德縣政府徵收田賦經費	六、五一三
71	衡陽縣政府徵收田賦經費	一三、三四七
72	沅陵縣政府徵收田賦經費	五、七五〇
73	安仁縣政府徵收田賦經費	四、七四五
74	桂陽縣政府徵收田賦經費	四、〇六一

75	臨湘縣政府徵收田賦經費	四、七六一
76	零陵縣政府徵收田賦經費	五、三九一
77	祁陽縣政府徵收田賦經費	四、五七一
78	安化縣政府徵收田賦經費	三、一八四
79	南縣縣政府徵收田賦經費	二、〇七六
80	臨澧縣政府徵收田賦經費	三、八二九
81	華容縣政府徵收田賦經費	三、三二二
82	安鄉縣政府徵收田賦經費	三、四七一
83	常德縣政府徵收田賦經費	四、二〇四
84	湘縣縣政府徵收田賦經費	四、三一七
85	會同縣政府徵收田賦經費	二、八四五
86	桃源縣政府徵收田賦經費	五、二九五
87	漵浦縣政府徵收田賦經費	四、〇二一
88	新化縣政府徵收田賦經費	三、三〇六
89	湘陰縣政府徵收田賦經費	五、六七二
90	湘鄉縣政府徵收田賦經費	九、八二〇
91	耒陽縣政府徵收田賦經費	五、一六九
92	漢壽縣政府徵收田賦經費	四、一二〇
93	武岡縣政府徵收田賦經費	六、四五一
94	衡山縣政府徵收田賦經費	六、三六一
95	寧遠縣政府徵收田賦經費	四、一九九
96	永興等七縣政府徵收田賦經費	三、〇二四
97	湖南省地方預算編製經費	一五、二三二
98	湖南省財政廳整理賦稅臨時費	四六、五〇八
99	湖南各縣局徵收營業稅及產銷稅臨時費	三六、七〇四
100	湖南省財政廳清查田賦臨時費	五〇、〇〇〇
教育費		二、八五三、五七一
1	湖南省教育廳經費	八七、四五二
2	湖南省督學經費	二六、四五二
3	湖南省立湖南大學經費	五二八、一九六
4	湖南大學附設高級中學校經費	二二、四九四
5	湖南省立第一師範學校經費	一〇〇、〇五一
6	湖南省立第一中學校經費	九〇、一八一
7	湖南省立第二中學校經費	八五、九三四
8	湖南省立第三中學校經費	七三、一一七

	科目	金額（元）
9	湖南省立第四中學校經費	六七、二九五
10	湖南省立第五中學校經費	七五、二〇二
11	湖南省立第六中學校經費	六九、〇三一
12	湖南省立第一師範學校附屬小學校經費	一七、五三七
13	湖南省立第一中學校附屬小學校經費	一七、五三七
14	湖南省立第二中學附屬小學校經費	一七、五三七
15	湖南省立第二中學校附屬幼稚園經費	四、二三五
16	湖南省立第三中學校附屬小學校經費	一七、五三七
17	湖南省立第四中學校附屬小學校及幼稚園經費	一七、一四九
18	湖南省立第五中學校附屬小學校經費	一七、五三七
19	湖南省立第六中學校附屬小學校及幼稚園經費	一七、一四九
20	湖南省立高級工業職業學校經費	九三、二二七
21	湖南省立高級農業職業學校經費	六三、四三四
22	湖南省立第一女子職業學校經費	三五、〇五七
23	湖南省立第一職業學校經費	五七、〇八〇
24	湖南省立第二職業學校經費	三七、四四〇
25	湖南省立第三職業學校經費	四五、二〇六
26	湖南省立第四職業學校經費	三二、七〇〇
27	湖南省立第五職業學校經費	三二、七〇〇
28	湖南省立第六職業學校經費	三二、七〇〇
29	湖南省中山圖書館經費	一六、〇一五
30	湖南省立通俗教育館經費	四〇、四二四
31	湖南省立通俗教育館附設圖書閱覽分處及流通書庫經費	七、〇九〇
32	湖南省教育經費保管委員會經費	二、四〇〇
33	湖南留日學生公費經理處經費	三、六〇〇
34	湖南歐美留學生費	二〇、八〇〇
35	湖南留日學生費	八〇、七〇〇
36	湖南省立各教育機關建築計劃委員會經費	三、六〇〇
37	湖南省立公共體育場經費	一、七一〇

38	湖南教育特別補助費	七七、五〇〇
39	旅鄂湖南職業學校補助費	一二、〇〇〇
40	湖南私立教育機關補助費及設備費	五三三、三二三
41	各縣聯立中學校補助費	三七、五〇〇
42	楚怡學校代用高級職業部經費	一八、〇〇〇
43	各聯立中學校師範學校裁厘抵補費	四九、〇〇〇
44	健康教育委員會經費	一二、九八〇
45	省立農民教育館經費	二四、一五〇
46	教育行政會議經費	一、二〇〇
47	各種考試經費	一、二〇〇
48	學生畢業會考委員會臨時經費	一二、〇〇〇
49	教育成績展覽會經費	四、〇〇〇
50	各種運動會經費	九、六〇〇
51	湖南省立各教育機關建築費	一〇〇、〇〇〇
52	省立農民教育館臨時費	四、〇〇〇
	實業費	六四五、四六〇
1	湖南農事試驗場事務費	三五、四九六
2	湖南農事試驗場事業費	一二、五二八
3	湖南農事試驗場臨時費	二七、二六〇
4	湖南棉業試驗場事務費	六四、三六二
5	湖南棉業試驗場事業費	一八、六六七
6	湖南棉業試驗場臨時費	九、一五八
7	湖南棉業試驗場常德分場事業費	四、七九八
8	湖南棉業試驗場常德分場事務費	六、四五〇
9	湖南棉業試驗場常德分場臨時費	八、一七〇
10	湖南棉業試驗場衡陽育種場事務經費	五、五六八
11	湖南棉業試驗場衡陽育種場事業經費	二、〇九〇
12	湖南棉業試驗場衡陽育種場臨時費	一、三〇六
13	湖南棉業試驗場澧縣育種場事務費	五、六八八
14	湖南棉業試驗場澧縣育種場事業費	二、〇七〇
15	湖南棉業試驗場澧縣育種場臨時費	一、〇四〇
16	湖南省棉業試驗場華容育種場事務費	四、五五八

	科目	金額（元）
17	湖南棉業試驗場華容育種場事業費	一、九七〇
18	湖南棉業試驗場華容育種場臨時費	五、四九六
19	湖南茶事試驗場事務費	五、三〇四
20	湖南茶事試驗場事業費	五、二四〇
21	湖南茶事試驗場高橋分場事務費	四、一九八
22	湖南茶事試驗場事業費	三、七三八
23	湖南第一林務局事務費	五、二六二
24	湖南第一林務局事業費	一、五〇〇
25	湖南第一林務局麓山造林臨時費	八、四二〇
26	湖南第二林務局事務費	四、〇七六
27	湖南第二林務局事業費	一、七四三
28	湖南第三林務局事業務費	五、〇六一
29	湖南第三林務局事業費	一、三二七
30	湖南第三林務局臨時費	一、〇〇〇
31	湖南地質調査所經費	三二、二八八
32	湖南鑛產化驗所經費	一八、一二九
33	湖南國貨陳列館經費	三五、七〇八

	科目	金額（元）
34	湖南工業試驗所經費	三九、四〇八
35	湖南工業試驗所與湖南大學實華公司研究陶瓷玻璃經費	四、二〇〇
36	長沙關代徵堤工捐稽核處經費	四、九九二
37	岳州關代徵提工捐稽核處經費	四、三〇八
38	衡山銀坑村鉛鑛試探工程處經費	四〇、三六八
39	常漢澧湘沅淸理湖田草山事務處經費	一、二〇〇
40	南華安岳臨淸理湖田草山事務處經費	一、二〇〇
41	湖南酒精廠官股	二〇〇、〇〇〇

交通費　一、〇九八、〇四二

	科目	金額（元）
1	湖南公路監察委員會經費	七、二〇〇
2	沅江漢壽燈塔浮標經費	一、二〇〇
3	常德益陽燈塔浮標經費	一、一〇〇
4	湖南省廣播無線電臺經費	一六、八五四
5	湖南公路局工程補助費	一、〇七〇、八八八
6	湖南省財政廳所管長發躉船管理處臨時費	八〇〇

衛生費　三〇〇、〇〇〇

1	湖南省衛生實驗處經費	一四一、八八八
2	湘雅醫院暨附設產科學校津貼	八五、〇〇〇
3	湖南肺病療養院津貼	九、六〇〇
4	湖南公醫院津貼	一二、〇〇〇
5	長沙市防疫醫院津貼	一五、九一二
6	湖南仁術醫院津貼	一二、〇〇〇
7	中國紅十會湖南分會津貼	三、六〇〇
8	湖南省會公安局春秋兩季種痘經費	一、二〇〇
9	湖南省會公安局衛生經費	九、〇〇〇
10	長達產科醫院津貼	四、八〇〇
11	湖南省臨時衛生費	五、〇〇〇
建	**設費**	二二六、一九四
1	湖南省建設廳經費	一四六、一一四
2	湖南省建設廳度量衡課經費	四、二三〇
3	湖南省建設廳辦理合作事宜經費	五、三四〇
4	各市縣合作指導員俸薪	七、五六〇
5	湖南省建設廳水道測量隊經費	四九、三五〇
6	長沙市政府要塞馬路養路費	三、六〇〇

協	**助費**	二六一、二四八
1	湖南孤兒院補助費	一八、〇〇〇
2	湖南第一貧女院補勤費	二、四〇〇
3	湖南佛教慈兒院補助費	一、八〇〇
4	湖南省區救濟院補助費	四八、〇〇〇
5	長沙市貧民各廠院所補助費	五四、〇〇〇
6	駐沅洞庭救生義渡局津貼	三、二〇〇
7	岳州救生局補助費	八、〇〇〇
8	湖南節婦救養所補助費	三、六〇〇
9	湖南九澧貧民工廠補助費	七、二〇〇
10	湖南台田磁業講習所補助費	三、六〇〇
11	湖南修業棉稻試驗場補助費	四、〇〇〇
12	湖南國民日報館補助費	五〇、四〇〇
13	湘鄂江水支站補助費	八、一〇〇
14	湖南電政管理局補助費	四八、〇〇〇
債	**務費**	一九五、〇〇〇
1	湖南省公債應付本息	一九五、〇〇〇
其	**他支出**	七三五、一五三

1	湖南省政府軍樂隊經費	一三、五六三
2	湖南烈士祠經費	四、一二九
3	湖南省財政廳淸丈田畝測量隊第一隊經費	九〇、六八五
4	湖南省財政廳淸丈田畝測量隊第二隊經費	一三二、六六九
5	湖南省財政廳淸丈田畝測量隊第三隊經費	四一、七六一
6	湖南省賑務會經費	二一、三六〇
7	南嶽管理局經費	一四、六四〇
8	典禮費	四、八〇〇
9	各縣解犯費	一〇、〇〇〇
10	湖南各機關員役卹金	四八、三七二
11	各縣保安團隊卹金	六〇、〇〇〇
12	各縣剷共義勇隊卹金	五〇、〇〇〇
13	六一慘案難民吳漢卿撫卹費	二一六
14	湘義倉備荒費	一〇、〇〇〇
15	湖南國民軍事訓練委員會經費	七九、六五六
16	各項紀念費	三〇、〇〇〇
17	禁烟費	一〇、〇〇〇
18	資遣各省難民回籍川資	四、〇〇〇
19	湖南各廳處電報不敷經費	四八、〇〇〇
20	湖南水災善後委員會補助費	一三、三〇二
21	湖南水災善後委員會臨時費	七、二〇〇
22	湖南國術訓練所經費	三六、〇〇〇
23	湖南省公債監管委員會經費	四、八〇〇
	預備費	五六三、〇一五
	總計歳出	一四、〇八七、五四三

第二章　教育

第一節　沿革

湖南省で「學堂」なる名稱を附したのは前淸の光緖二十四年の時務學堂に始まる、但し其の期間は甚だ短く開設より一ヶ月に及ばずして戊戌の政變により完全に停止せられた、其の間學堂の設置を停止すること三年の久しきに及び、光緖二十八年に至つて始めて湖南大學堂の設立があつた。此の大學は嶽麓書院を改稱したもので長寶監法道の繼蓮溪先生を總長とし、開設後二年にして始めて湖南高等學堂と改稱した、之が湖南に於ける高等敎育草創の沿革である。稍々後れて湖南大學堂は湖南師範館となり、光緖二十九年の春に成立し、王先謙（葵園）先生を總敎習とした、之は湖南師範敎育の基礎となり、其の後には官立の中路師範學堂、南路師範學堂、西路師範學堂、師範傳習所及び縣立の私立の師範學堂亦紛々として設立され、雨後の筍の如き有樣であつた。

中學校の開設は首めに出來たのは長沙縣學堂で、長沙縣より徐巽（子昭）先生を招聘し監督とした。善化、湘潭の各縣學堂も亦此の時に成立し、光緖三十年に至り長沙府中學堂が始めて組織され規範も亦漸次完備したが之は湖南省で中等敎育を開始した沿革である。

小學堂の創立も亦光緖二十八年で、首めに成立したのは長沙縣小學堂であり、長沙縣より嚴家鬯（穉蘇）先生を招聘して總敎習とし、二年を經て長沙、善化の二縣に各々二ヶ所の小學堂が設立され兩縣會より兪誥慶（物華）先生を招聘して總監督とし、之に先立つものに尙各縣に設けられた養蒙學堂があるとはいへ、然も經理粗案で僅かに雛形を具へたばかりで、特に正式の學堂と見做すことは出來なかつた。其の正式の蒙養院は光緖三十一年に始めて組織され、湖南官立模範各級小學堂に附設せられた、之は湖南省にて初等小學敎育を開創せし沿革である。

職業教育は則ち湖南官立工業學堂が創始せられ、成立の時期は光緒三十年七月であつた。湖南實業學堂、農業中學堂も亦之に續いて開設せられた。商業學堂は宣統三年下學期に至つて始めて講習科が開設せられ、民國に入つて後始めて正式に成立した。之は湖南省に於ける職業教育開始の沿革である。光緒二十五六年頃長沙善化の二縣に簡易學堂の設立があり、幾何もなくして又半日學堂の設立があつた、設備は至つて簡陋で、頗る從前の義塾に類し、收容すべき學生は資格の制限も年齡の制限もなく、學課に用ふる教科書は官書局の編輯に係り至つて粗陋淺薄のもので、其の性質は今の成人補習教育と相類似してゐた。蓋し之は湖南省社會教育の創始である。光緒二十九年定王臺圖書館が創設せられ、民國に入つて後演說總科が組織され、並びに演說報が附屬刊行せられたのは、卽ち今の省立通俗教育館と通俗教育報であつて、之は湖南省社會教育開始の沿革である。私立學堂に至つては則ち明德に創められ、女學は影珠(卽ち今の隱儲)及び周氏家塾(卽ち今の周南に始まる。女子職業は振德(卽ち今の衡粹)に創始せられ、初級職業は伍字非の崇實に創立せられ、其の後漸を逐ふて擴大し大いに觀るべきものがある。民國になつてから政府當局者は更に教育を救國の急務となし、力めて發展を謀り、一時全省に學校林立し本省の學生國內國外の大學に留學する者數千餘人に達し、たゞ十六年より十九年に至る間共産黨の騷擾に遇ひ、省城及び平江、瀏陽、茶陵、攸縣、酃縣、資興、永興、華容、南縣、澧縣、龍縣桑植等の縣の如き屢々其の蹂躙に遇ひ、人民は居に安んじて業を樂しむ能はず、教育は停頓を免かれなかつた、現在政府の救濟と整理を經て大部舊觀を恢復したとはいへ社會經濟の整はない爲め省及び市縣の教育經費が何れも困難を感じてゐるので未だ積極的に進捗することが出來ぬ。故に湖南教育の繁榮は之を將來に待つべきである。

第二節　教育現況

（一）高等教育、省立に屬するものに湖南大學があり、文、理、工の三學院を設け、文學院には中國文學、政治學、經濟學、教育學を、理學院には數理化學、地質を、工學院には電氣、蒸汽工學、機械工學、土木工學等學系に分ち、並びに圖書館一ケ所、無線電信機一臺の設備があり、以て各科の實習研究の用に供しゐる。私立に屬するものには湘雅醫學校及び羣治法政專門學校（現在法學院と改稱されんとしてゐる）がある、國外に留學する學生は頗る多く、日本には留學經理處を設けて專ら留日學生の補助費支給及び學生成績の考察を經理してゐる。

（二）中等教育、（1）師範教育、省立に屬するものは省立第一師範學校及び第一、二、三、四、五、六の各中學に何れも高級師範科があり、總てゞ二十六班學生數約一千二百餘人である。縣立に屬するものには醴陵等の縣に鄉村師範三十五校があり、合計七十七班、學生數約三千二百五十餘人、私立に屬するものには、新化青峯・鄉村師範及び湘陰私立甲種女子師範講習所がある。（2）高級中學教育。省立第一、第二、第三、第四、第五、第六の各中學に高級中學普通科が合計十五班、湖南大學に豫科四班があり、私立に屬するものには明德、嶽雲楚怡、大麓、周南、廣益の六校に何れも高級中學班の設けがある。（3）普通中學教育。省立第一、二、三、四、五、六の中學に合計三十班あり、聯合縣立に屬するものに第一第三第六第七第八第十三等の八校三十五班、縣立に屬するものには湘鄉等の縣に二十五校、私立に屬するものに明德等の四十一校があり、其の中省費の補助を受けるものに明德等の二十一校がある。（4）職業教育。省立に屬するものに高級工、農の二校、第一女子

職業及び第一、第二、第三、第四、第六、第八等の諸校があり、縣立に屬するものに實慶農校及び衡郡女子職業等十四校があり、私立に屬するものに楚怡、修業、開物の三校及び模範女子職業等の十五校がある。近年來增設せられた學校には省立に屬するものに第一師範及び第四、第六、第八の三職業學校、第一女子職業等の諸校があり、縣立に屬するものには安鄕等の縣に二十八校があり、私立に屬するものには穆芝等の七校がある。

(三)小學教育。省立に屬するものには第一師範及び第一、第二、第三、第四、第五、第六の中學に何れも附設小學があり合計七十六班、生徒數三千餘人に達し、第二第三第四第六の各中學には並びに幼稚園各一班が附設され、園兒數各四十餘人である。市縣區及び私立に屬するものは最近の調査に據ると、沅江等の四十四縣に於ける學校數は一萬七千七百三十一生徒數は四十六萬百十七人である。

(四)社會教育。省立に屬するものに通俗教育館があつて通俗日報を刊行し、各縣及び教育機關に頒布して以て宣傳を廣め、附設講演所があつて每日館員を派して各公共の場所に向はしめ巡廻して三民主義及び社會風俗に關係ある各事項に就いて講演宣傳し、並びに附設さるべき圖書閱覽所は倘建築設備中である、省立中山圖書館は長沙市の教育會内に設けられ、新舊の圖書及び近年新たに添加せられた各種の科學書籍合計五千餘册を所藏し、圖書目錄二大册を編輯し、並びに新式書庫閱覽室があつて擴充に資せられたが、十九年の役に悉く楚燒に被ひ現在正に力めて恢復を謀つてゐる。博物館は各種の儀器動植物、鑛物、古生物の標本模型を所藏して、人の閱覽に供し、生物採集隊を組織して各名山に赴いて採集を行ひ採集生物標本圖解の出版があつたが之も火災に遭つて遺す所なく燒失した。公共體育場は長沙市の經武門外協操坪に設けられ、專門委員を派して場内を

管理し各學校及び民衆の各種運動を指導してゐる。民衆學校及び民衆閲報處、問字處等は各機關團體學校により一律に附設せられてゐるものを除く外各縣の學區に屬してゐるものが多く、地域別に設立されてゐる民衆圖書館は全省七十五縣何れも已に設立され、省費により萬有文庫一部を購入して各縣に交付して基本圖書とし並びに船山遺書をも購入して各々一册を頒ち以て唱導に資せんとしてゐる。

(五)黨義教育及び軍事教育。黨義教育は教育廳の規定による各級學校の總理紀念週を擧行すること並びに懲戒規則及び教育部令による黨義教育の外既に黨義教師の檢定を行ふこと三回を經たので、各級學校に發令し其の程度に應じて適宜聘用せしめてゐる。軍事教育は民國十八年の秋季より起り中央政府の法令に依り中學以上の學校に一律に實施すべきことを命じ、軍事教官は地方最高軍事長官より委任せられ、訓練總監より成績の良否を報告せしめてゐる、軍事教育の進度及び成績は頗る見るべきものがある。

第三節 教育經費

省の教育方面に關する湖南省教育經費は、民國二十年度には二百三十萬八千〇十五元であつたが同二十三年度には增して二百八十五萬三千餘元になつてゐる。もとは鹽稅附加稅が一包八十錢であつたから之に依る一年の收入合計は百十餘萬圓に過ぎなかつた、地方經費は從前は實際の收支共に二百六十三萬元で其の不足額は省庫より補充せられたが、湖南省が自ら統稅を廢止せし後は省費の收支尚財政部の毎月の補助二十萬元に仰ぎ暫らくは全く省教育經費を補助するの能力なく、鹽稅附加稅は又中央政府による統轄收入となつたので、民國二十年本省教育廳長及び教育界代表は屢々中央政府に赴いて請願し行政院の許可を得て一圓五十錢の附加稅徵收

の實施を期し、以て教育經費の獨立を完成せしめんとした。地方教育方面に屬するものは民國十七年度の調査に據れば、各縣市區の教育經費は合計五百十萬四千四百五十元であつて、其の財源は租稅附加稅、地租稅毎月の利子印紙稅煙草、酒の附加稅、所有地割合による强制寄附、財產價額に對する强制賦課、契約確認稅、學校開設に對する臨時稅、寺廟財產稅等で間々竹木及び生產物に對して附加稅を徵收せるものもある、無論已に蕩盡せられて殆んどなく、現在は煙草酒稅は已に盡く國稅となり、附加稅亦之に次で停止せられ、竹木及び各種生產品の附加稅も亦釐金稅の廢止に因つて徵收停止せられ何れも未だ補充方法なく、この外各種の租稅賦課も亦時局の不穩に因り人民の居に安んじて業を樂しむを得ないので徵收困難であり、甚しいのは地租稅の免除を請求するものもあり、附加稅も之に伴つて徵收不能となつたが教育は積極的事業であり訓政時期には教育を普及することが尤も急務であるとして省內有識者は積極的に經費捻出の方策を講じて居る。

第十巻　南嶽衡山

第一章　支那の五嶽

支那人は太古時代から山嶽に對する崇敬の念の强い民族である。五嶽の起源もその例證であるといふて宜しい。支那の五嶽は政治上の歴史を有する五大山である。五嶽の撰定せられた當時は太古時代で今日の如く科學上の測定がある譯でなく、必ずしも地方の最高峯を擧げたのでなく、五嶽十二牧とは虞帝舜の創設した地方官制であつたのである。

帝舜は中央政府の官制を定めて九官を置き巡狩述職の制度を設け、地方には四方に四嶽十二牧の官制を設けて四方を分治せしめたのである。歴史を繙くと昔三代の君主は何れも河南、山西の間に都を奠めて居つたので河南の嵩山を以て中嶽と爲すと云へるが如く、五嶽の中嶽は中央政府親しく祭祀を行ひ、東西南北の四嶽には諸侯を封じてその祭祀を掌らしめ、天神地祇を祀つて國利民福を祈らしめ、古代祭政一致の實を擧げしめたのである。十二牧とは全國を十二州に分ち其の民を撫育する牧民の官を置いたのである。

巡狩とは天子親しく四方を巡幸して其の地方の民政を振興し、風教を視察指導せしことを謂ふのであつて、帝舜は帝堯の讓禪を受くると大に中央集權の政を施し以て政府の權威を擴大し國基を鞏固にせんことを努め、先づ民情を視察せんが爲めに四方を巡狩したものである。

斯の如く四嶽に諸侯を封じて祭祀を掌らしめ、亦た帝親ら巡幸して民情を察し併せて祀を致すので、中嶽嵩山には中嶽廟を祀り、其の他東西南北の四嶽には、東西南北の四廟を各々一嶽に一廟を分祀して祀を致したものである。乃ち全國の四方に岳を、十二州に牧を置き、其の岳と牧とは他の諸侯の長として毎年部下の諸侯を率ひて帝都に朝覲せしめた、之を述職といふ。又天子は五年に一度地方を巡狩し諸侯を岳に集めて制度及び律令を頒布するの制を定めた、是れが支那の五嶽の起源である。

然るにその後星移り物變り、政治上の意味は全く失はれ、道教と佛教との寺觀が岳中に建設されて一般の民衆はこの寺廟に香花を捧げて祖先の冥福自己の榮達を祈願するの靈場と化し、また、脫俗高士の隱棲の地と化して來てゐる。

支那の五嶽とは、東嶽泰山が山東省の泰安縣に、西嶽華山が陝西省華陰縣に、中嶽嵩山が河南省登封縣に、南嶽衡山が湖南省衡山縣に、北嶽恒山が山西省渾源縣にある。泰山峨々、華山突兀、嵩山雄大、衡山重疊、恒山幽邃何れもその特徵あるも、廟觀寺宇多く遠近より香火を捧げて參詣するの多きと、近時は夏の避暑地として開け行くは時代の變遷を物語つて居るものである。

第二章　南嶽概說

第一節　沿革

南嶽は一に衡嶽と名づけ、また南嶽衡山と稱する、支那の五嶽の一つで湖南省衡山縣に在る。蓋し縣は山に

因んで名づけられた。昔虞舜の南巡に際して諸侯は此に朝して望祭の禮を擧げ、禹は水土を治むるに山より木を伐り、高山大川を奠め、荊を衡陽に及ぼす、是れが荊州である。岷山の陽は衡山に至り、金簡玉牒治水の法



南嶽の全景

を得て、清洽宮(今の祝聖寺基)に築いて舜を祀つた。周の穆王は天下を周行してまた此に西臺の蹟がある。漢の武帝は衡山は道遠きを以て、衡山の副（霍山）を祭り。魏晉六朝には禋祀を古に復し、唐及び五代宋、元、明、清には國家の慶事ある毎に必ず禁使を派して報告し、典禮極めて厚く、特に南宋を以て最とした。蓋し當時四嶽は皆金の手に歸し、南嶽のみが僅かに殘つた爲めでもあつた。

山を環る數百里の間は寺觀林立し代々異人高僧を出し、隱逸の士及び仕宦の遷謫せられたもの登臨慨歎し發して詠歌となり亦た此に於て盛を極めた。宋明の大儒は相繼いで學を其中に講じ、人文薈萃、風氣一時に振ふたものである。清代以後は頓に衰頽し書院は旣に廢れ、社寺梵宇も亦た同じく凋落した。民國二十一年の秋湖南省當局は經費を投じ改築に着手し、管理局、圖書館、工務局を設けて積極的な建設を加へ鼓に於て山嶽の面目は煥然一新を爲した。

第二節 形勢

支那南部の大山は衡嶽を宗と爲す、南部の幹山脉は崑崙山に發し、青海雲南貴州を經て湖南の通道縣に入り城步長平に至つて遂に分岐して嶽龍となる、他の一支脉は兩廣、湖南、江西に入つて五嶺を爲す、嶽龍は城步より北行し延々七百里に亘り、特起して衡嶽となる、その山の東南は衡山縣内に盡き、西は瀏陽縣に入り、西北は湘潭縣の境に接し、東南の二面は湘水を界とし、西は蒸水、北は興樂江を以て界となしてゐる。蟠亘凡そ八百里、峯七十二を爲す、其の最大なものは芙蓉、紫蓋、赤帝、石廩、天柱、祝融の諸峯である。就中祝融尤も高く奮く傳ふ所は九千七百三十丈、近年氣壓計を用ゐて測量した所によると、山麓南嶽市より高きこと一千一百八十米、たゞ南嶽市が海拔何程なるか精確の測量が無い。長沙より湘江を溯つて諸峯を仰ぎ見る時はその狀陣雲の如く九向九背所謂帆は湘水に隨つて轉ずる時、衡山を九面より望むと全く天然の絶好なる畫圖である山中には靈禽瑤草多く、八橋、九潭、二十五池、三十八泉、二十五溪、十洞、十五崖の諸勝があつて實に名山の名に恥ぢないものがある。

第三章 名勝古蹟

第一節 南嶽市

市は南嶽廟前にある、衡山縣城より三十里、衡陽を距る百里、省都長沙より二百七十里の距離にあり、唐宋

以來衡山に遊ぶ者及び燒香に參ずる者多く足を此に駐め、漸く市を成し、近時は長衡自動車は此地に直通するに至り人煙益々稠密を致す。壽澗、絡絲潭、西嶺の諸水によつて環繞され、市は御街、東街、西街、北街に分れ、東西兩街には各々水火池があり、東街には明の桂王の書せる「司馬橋」の三字の石刻があり、御街の右壁には明の景王の書碑が嵌入されて居る。壽澗橋側には鎭岳石があり、たゞ東便門の金魚池、南街の養魚池は今は廢址のみである。全市の街道は極めて狹く、御、南兩街は寬さ二丈四尺で、東西北の三街と櫺星門の左右は二丈の寬さがある、一般の支那街に比べては整頓してゐる。

第二節　南嶽廟及びその附近

一、南嶽廟、南嶽市に在つて後は朱明峯に枕し、北に座して南に向ひ、前に壽澗水、左右に絡絲潭水が環繞してゐる。其の外側は湘水が五曲して流れ、俗に五龍捧聖と呼ばれる。規模の宏壯なる奥行百二十五丈、左右の廣幅は兩棟に分れ前屋四十六丈三尺、後宇は五十七丈八尺、御街の天下南岳坊より北行して壽澗橋を過ぎ門内に入れば約二十畝の空地を經て櫺星門となる。新たに花園が開かれ左右に東便門西便門がある。その兩側左右に碑亭、鐘鼓亭がある。碑亭には明の成化碑、萬曆碑が建ち、鐘鼓亭には元朝の大鐘重さ九千斤のものがあり上には李琳の鐘銘三十三字が刻まれてゐる。櫺星門の後は正南門で左右には東川門西川門がある、正南門の後に碑亭ありその後は嘉應門で左右に東西の角門がある。それから御書樓となり更に北に進むと殿前の廣場となる、左右には寶庫各々一つがある、毎年秋季には香煙高く雲霄に接し晝夜絕ゆることが無い。右寶庫の傍に松樹があり枝幹蒼老として能く火氣を吸收し俗に火松と稱して居る。寶庫の傍に鐵鑄の鼎爐があり、一は明の桂

を紫雲峯下に築き、碧泉書堂と爲し、春秋傳を著はす、十五年出でず、曾て坐を一石の間に藉り宛轉嘯吟して悠然自得した。其子致堂五峯並に當代の大儒となつて衡嶽に隱棲した、五峯は更に碧泉堂の畔に樓を築いて書を著はした。二十餘年にして張栻（南軒）之に師事し、久しくして家屋は毀損し、明の弘治年間その舊址に文定及び致堂五峯の祀を建て以後屢々修理せられ遂に士子修業の所となつた。院の傍に春秋樓があつたが今は毀たれた。

八、紫雲書院、則ち甘泉精舍であつて、紫雲峯下長壽庵の側にある。昔湛甘泉若水が年七十八で羅浮から其の門下の士を率ひて衡岳に遊び、遂に居を紫雲の麓に建て衡山の士と學を其の中に講じ數ケ月で去つた。後十三年を經て年九十一で復た衡山に來遊し數日留まつた、皓首童顏見るもの驚いて神仙中の人と爲す、院の右に人の坐せる如き大石がある、甘泉坐石と題する傍に石があつて端默石といふ、洞に甘泉洞がある、その後奥は甘泉上洞といふ皆岩石を刻んだものである。

九、白沙書院、紫雲書院の上にある、明の嘉靖中湛甘泉の建てたもので、院内を祠と爲し師の陳白沙先生を祀る。白沙名は憲章といひ新會の人、明代の大儒である。夢に衡山に遊び南極の數老人と對酌し、詩を賦し甚だ歡ぶ、曾て衡山を憶ふの詩を作り「身輕何處謝炊煙、石洞松脂不計年、尺牘已通南岳主、一凡還有白龍仙」と云ふた。又た湛甘泉に遺言し「近く人を遣はして衡山に往かせ、彼の田里の風俗を問ひ、胡致堂の住處を尋ねよ、古人の居を託する必ず見る所あらん、倘し今日の意圖が遂げられゝば老脚一に祝融峯に登り復た下らない、是れ吾が畢生の委託で遊觀を事とするのでは無い」と告げた、湛はその卒後にその志を成したのであるといふ。

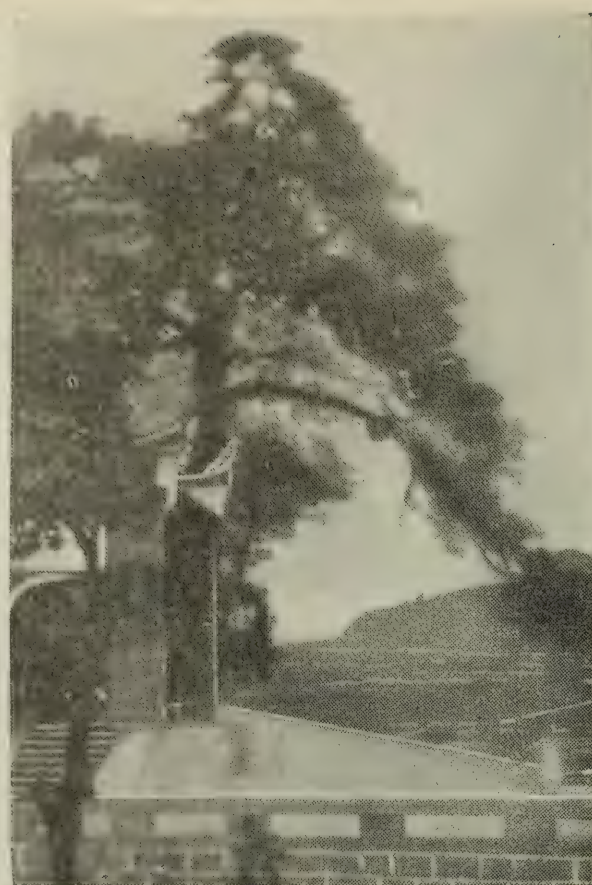
十、霽雪樓、白沙書院の前に在り、宋の朱晦庵、張南軒が林用中と偕に岳に遊び夜草衣岩に宿つた、風雪大に起つたが、翌日騎を聯ねて江を渡るに忽ち霽れた、後人此に霽雪樓を建てゝ之を祀つたが今は毀れた。

十一、南岳圖書館、原の集賢書院で南岳市の北街口集賢峯下にある、李泌張九齡の舊遊の地である、南岳國學院は此地に設けられる筈である。

十二、大錯の墓、圖書館の前にある明の御史錢邦芑が鼎革後に衡山に入つて僧となる、法號大錯、歿して此に葬つたのである。

第三節　接龍橋より祝融峯に至る

一、接龍橋、南岳廟の後に在り、明時代の建築である、民國二十一年に高さ數尺を加へ山上の公路に接續させた。橋畔に遊參亭がある、亭内にはもと明の商輅の造つた南岳廟の碑があつた、亭の左を東北へ進み公路に沿ふて行くと祝融峯に達するのである。



接龍橋

二、梵仙亭、南岳市の北三里、絡絲潭の側にある、もと「梵仙亭」の三字が彫られてあつたが、今は新亭が此に建てられた、暮春水が增すと流れ急となり聲は雷鳴の如く平時も水聲響澈して聽く可きものがある。更に

上ると趙澗で石上に「趙澗」の二字が刻まれてゐる。

三、玉版橋、南岳廟を距る五里、岳市より高きこと二百二十メートル、送子殿の下にあり高さ三丈餘、民國二十一年新たに修築された、下には舊玉版橋報信亭がある、亭內「大地一亭」の四字がある、僧破門の書する所、亭前に三水合流し巨石嵯峨、石に「積善之家必有餘慶」と八字が刻まれてある、字の大さ尺餘である。

四、半山亭、南岳市を距る十里、舊名は省心亭で鄴侯書院の下にあり、岳市より高きこと四百六十メートル、岳市から祝融峰に至る一半の地である。此處に玄都觀があつて附近には古松蒼翠として、樛技盤舒、林壑は幽秀で觀宇また清淨である。



半山亭

五、鄴侯書院、南岳廟を距る十二里、半山亭の二里でまた明道山房と稱し、李泌の舊宅で岳市より六百メートルの高地にあり、「端居室」の三字が石に刻まれてある、民國二十一年石室を修復した。夏季暑を避くるに適し院の後方は東北に進む岐路があつて、觀河林、盤若寺に通ずる、唐の李泌は字を長源と云ひ、肅宗の位に即くに當つては官を授けられ、之を固辭したが宮中に留め置かれて、嘗て

は白衣を着て同じ輿で出入し事の大小となく悉く謀られたものである、李輔國之を嫉むに及んで衡山に退隱し道士の服を賜はる、郡縣に勅して廬室を造らしむ、後德宗により鄴侯に封ぜられた。世人はその嶽内にあつて嬾に遇ひ火を焚き芋を分つた故事を傳へてゐる。居室には藏書甚だ多く、韓昌黎の詩に『鄴侯多藏書、架揷三萬軸』といふ、當時の讀書の樂を想見す可きものがある。



鐵佛寺

六、鐵佛寺、南岳廟を距る十三里許り、湘南寺の下にある。寺内に巨大の鐵佛が奉安され寺名は之から出てゐる、寺側に古き玉蘭樹が數株あつて春季開花の時は芳香數里に達する。

七、湘南寺、鐵佛寺の上にあつて、唐の智通禪師、天然禪師が嘗て此に住した。岳市から八百十メートルの高地に在る。

八、南天門、南嶽廟を距る十八里、芙蓉峯の右にある、岳市より八百六十メートルの高地に在る、寺は鐵瓦石磚を以て造られ、風雨を避ける用意が出來てゐる、地勢高く聳え、之によつて前後の山の界を分つ、その南を前山北を後山といふ。南岳廟から旋

回して上り仰ぎ見て最も高い所は南天門で、祝融の山は見えない。南天門に登つて後祝融突如として眼前に現はれる、東に紫蓋の諸峯を望み、西に天柱の諸峯聳え、環拱輻輳する如くである。下方の諸山は丘の如く垤の如く俯して湘江を視れば微かに白き帶の如く、寺側に「卓爾岩」の三字あり、又た南天門下にもとは巨石飛來船があつた、順治辛卯春一夕大雷雨忽ち所在を失ひ今はその遺蹟がある。



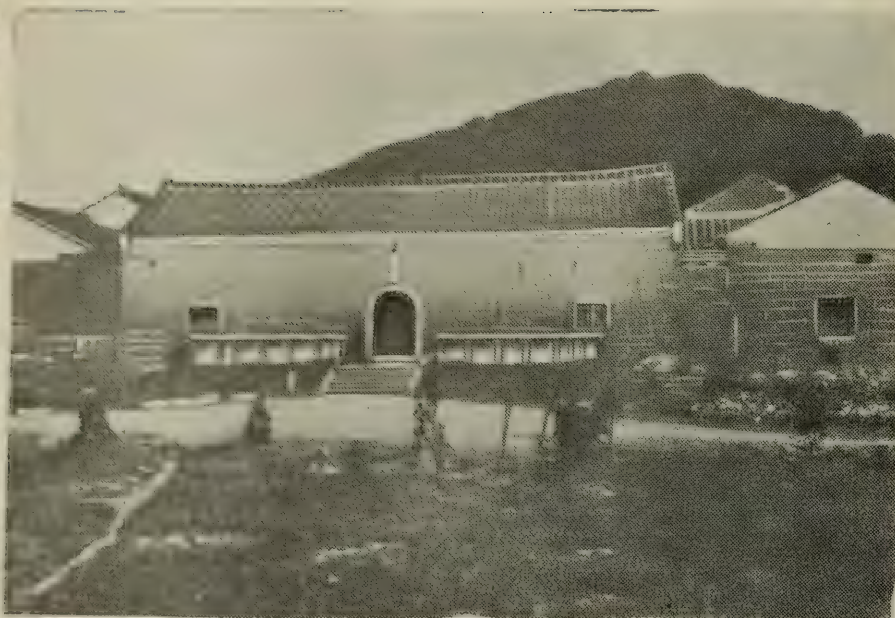
南　天　門

九、黄帝岩、南天門の左側半里許りに在る、岩頂の巨石に刻まれた宋の徽宗書の壽岳の二字は大さ五丈餘、明の顧璘は「山中天上」の四字を題した、岩下に二小岩がある、巨石嵯峨として下に觀河林を眺め甚だ險峻である。

十、爛殘岩、煙霞峯の下に在る、南天門を距る三里、火廠より二里、南天門より石徑に沿ふて西北に進み羊腸たる小道によつて達するを得、岩の側に凌霄壇がある、宋人の石刻である、乾天坤地、名山大川、上下四維、有感明神の十六字がある。

十一、浄明岩、爛殘岩の下半里に在る、岩前に巨石聳立し下は深澗に臨み、岩中から清泉が流出してゐる。

十二、獅子岩、南天門を距ること一里許り、南岳市より高きこと九百二十メートル、巨石屹立し獅子の形に酷似してゐる。岩壁に「天然大獅」の四大字を鐫り、岩下に洞があり修業の地としてゐる。洞外は諸峯環繞し洞側に泉があり古獅子泉と名づけて居る。蔣介石は石造の亭を此處に建てた。岩の左の小路を東北に行くこと十里で廣濟寺に至る。



上封寺

十三、上封寺、南岳廟を距る二十里、岳市より高きこと一千二十メートル、祝融峯下に在る。寺の後方に在る古木は彎曲して下に垂れ奇趣豐かである。寺前に鐵佛四體がある、明の嘉靖年間の鑄造に係る、題詠甚だ多く寺の後方に老女梘といふのがある。祝融峯の東側から虎跑泉の水を引き寺の廚房に至る長さ數百丈皆石を鑿つて之を造る、唐代に貞女あり岳廟に詣で山に登り上封寺に至つて厨室に水の乏しきを見て資を捐して之を造つたと傳へられる。

寺側に「敲氷破凍千古奇蹟」の八字を彫る石刻の筆法遒勁であるが筆者の姓名は無い。寺を距る半里許りの地は巨石壁立し岩面平かに削れるが如く「白雲關」の三

字があり、また「衡岳雲開」の四字が刻まれ字の大さ徑一尺もある。



祝融峯頂の祝融殿

寺中に宋の穹林閣がある、宋の胡寅の題に係る、寺は曾國荃等の募金修築したるもので規模は頗る大きい、多年朽廢に任せ屋内暗黑であつたが、最近は住持の僧が寄附を募つて修理を加へ悉く新式の設備が出來た。

十四、高臺寺、上封寺の下に在り、傍に觀音岩があつて明の礎石和尚は曾て此に住へした、寺後に老松數株あり氣蒼貌古である、明の羅念菴先生手植と傳へられ、後人念菴松と稱して碑を建てた、今碑側の一株は枯れて無い。

十五、廣濟寺、上封寺を距る十里、毘盧洞にある、祝融紫蓋兩峯の間に位し、羅青錯黛し寬深二十餘里、奇花異草甚だ多く、流水は清冽で夏に日を見ない、暑を避くるに最も佳い。もと禹王城と名づけられ「禹王城」の三字の石碑がある。禹王治水の際に曾て此に臨まれたと傳へらる。

十六、祝融峯頂、土地の人は老聖殿と呼んで居る、南岳市から四十里、同市よりの高度は一千八十メートル岳山の最も高きもので、群峯羅列し拱揖するが如き狀がある。九嶷洞庭瞭然として一望の下にある。昔鐵脚道人藥を衡山に採り茲に登つて天を仰いで「雲海蘯吾心胸矣」

と大叫したといふ。唐宋以來詩文遊記を作る者名作林の如く、大抵觀雲望日の勝を極言してゐるが、米張の二子雪を冒して此處に登つてからは盛んに雪景を稱し、清潘來りて作れる遊記及び詩は尤も讃歎せられて奇絶と爲す。

十七、祝融殿、上封寺を距る里許、祝融峯の巨石の上に在る、石墻鐵瓦高く雲中に聳ゆ、此地には原とは僅かに一小石龕のみであつたが明の萬歴年間に始めて祠を建て、清の乾隆十六年旨を奉じて神殿を建て、光緒七年重ねて修復し現在また殿堂は全部改造せられて上下の二層に分れ、四壁に石を繋ちて牖と爲し原硝子を嵌め周圍に欄杆を繞らし四方上下を一覧するに便利にした。



祝融殿の鐵瓦

十八、望日臺、望日臺は上封寺の後方祝融峯の中にある、鷄鳴の夜明に起きて臺に登つて東を望み遙かに海門を見るに雲水皆赤く忽にして形を異にし日輪徘徊盪漾し、久しくして奮湧昇騰する。精光火の如く紅艶眼を奪へ、平地始めて曉となる、臺の傍に石屋あり石刻の詠詞多きも模糊として辨ずるを得ない。

十九、望月臺、祝融峯の西に在り、各地の夜月已に沈むも此地獨り清輝自若たる有樣である。

二十、會仙橋、又た試心橋とも試心石とも呼ぶ、羅漢洞下にある、飛巖絶壁で下は萬仭に臨み仄徑は空を凌

いで墮ちんとするものがある。怯憶の者多く敢て歩まない、此處を過ぐれば卽ち青玉壇となる、昔神仙が會合せりと傳へらるゝので名を得たのである。

第四節　上封寺から磨鏡台に至る

上封寺より普光殿を經て磨鏡臺に至るには必ず南天門に引き返し、舊道に沿ふて煙花峯火廠を經て西南に進み、新設の道によつて普光殿に至り、更に西に向つて龍池に出で猶ほ普光殿に引き返し、老塔丸、天柱峯、擲鉢峯、羅漢洞を經て東北に進んで磨鏡臺に至る沿道の風景甚だ佳く、從前は通行の路が無かつたが現在は新設の大路が通じ往來は便利となつた。

一、普光殿、卽ち藏經殿で南岳市よりの高度は八百六十メートル、六朝の慧思祖師の道場であり、智者大師亦た曾て此に住つた、地勢雄偉諸峯環繞し、康熙乾隆の頃には香火尙ほ盛んであつた、光緒の初めに至り漸く荒廢し、邇來は路徑荒れ人跡稀に至る有樣となつた、民國二十二年六月に南嶽管理局が出來管理地域を精査し此地を巡視し、深林密箐景趣淸幽なるを知り泉を導き路を開き遊客に便にした。

次で廢殿の基石の右側から康熙年間普邑和尙の撰する碑文を發掘し始めてその地がもとの小般若禪林で慧思祖師の創建のものたることが判明した。後は赤帝峯に枕し、祥光峯はその北にあつて之と緊連し、陳の後主妃亂を避けて此に隱れ思祖に歸依し法號は慈惠と云ひ、朝に還つて後田地百石を寄進せられた、その後明の大祖は大藏經一部を頒つに及んで寺中に藏したので藏經殿と名付けられてゐる。萬曆年間の火災に燬かれ李侍郞奏請して修復し中間名を祥光寺と改めた。近來佛敎徒は此地が思祖の道場であつたことを想ひ發心に因て再建し

名を普光殿と改めた。石柱直立し碧瓦丹楚規模閎大で四圍は佳木葱蘢として綠葉の蔭濃かに晝は日を見ず夜に蚊蚋なく其の樹木は多く百年前のものである。奇花異草は四時皆是あり植物學者も亦た悉く其名を知り得ない、中に大樹百餘株あつて枝幹蟠曲し顏色蒼老として皮無きが如きものを見る。舊曆四月に花を開き狀喇叭の如く叢り列なつて球を成し、香氣濃馥にして土地の人は洛陽球と呼んでゐる。殿後の大玉蘭花の一株は高さ二丈餘直徑一尺許り上は大きく下は小さく枝葉扶疎し已に四百餘年のものなりといふ、春初に白花を開き香は一里に亘る。夏秋の交は古藤の滿開奇を競ひ艶を鬪はし、下垂して纓絡の如く實は纍々として串球の如く圓きもの橢圓形のもの長きもの角形のもの其形一ならず、之を食すれば異味がある。動物も多く特種であつて他所に無きものが居る、到る處に蟬鳴き蝶飛び自然の歌舞の妙がある。南嶽は天然博物館を爲すのみならず、動植物は之を他の地に移せば多く生育しない。今附近の勝景を分述すると、

（1）靈田、殿前にある、岳志に祥光殿下に靈田あり夜間光を飛ばし燭の如くであると載せてあるのは之を指すのである。

（2）無礙林、殿の右坂下にある、古樹が三株あり根を同ふして生長し枝葉各々異る、溪流は其の傍を經て瀟洒幽靜である。

（3）梳粧臺、靈田の前に在り、六朝の陳の後主妃の遺跡で其の中に古樹古藤奇花異草が多い。

（4）釣魚臺、殿の西一里許りに在り、陳の後主妃が亂を避けて此處に隱れ亂平らいで朝廷使を遣はして妃を迎へしも、妃歸るを願はず使者來つて督促するに至つて已むを得ずして髮即時に長じ、山間を出でゝ活魚を釣るを得ば宮に還らんと誓ひ、後髮果して長じ一旬を經ずして髮を挽き且つ釣を垂れて魚を得たので使者と偕

に朝に入つたと傳へて居る。

（5） 文殊嶺、殿の西二里許りに在り、豆兒佛坐禪の處である、坐石は猶ほ保存されてゐる。豆兒佛は名は法祥字を瑞光と云ひ、嵊縣周氏の子、明の弘治年間の人、常に人に向つて豆四十八擔を募り文殊嶺に於て專ら念佛を精勵し豆を以て珠と爲し其の數を盡した、人因て豆兒佛と稱した。

（6） 祥光亭、普光殿後に在り、南に衡陽の諸峯を俯瞰し、西に湘鄉邵陽の諸峯を望み目前にあるが如く、東に湘江の曲折環繞するを眺め、晨に起き日を望み雲を觀るに充彩目を炫ますものがある。

二、龍池、側刀峯の右に在り、南天門を距る西方六里、火廠より四里許り、池の廣さ二丈餘長さ三丈深さ測るべからずといふ。毎年驚蟄節の前後數日は蝦蟇來り集まり大なるものは二三斤、周圍附近は皆その子を產む所となる。人來つて見るも畏れず、聚る數日にして皆去る、池の後ろには水月寺があり屋宇七八間、夏季は暑を避くるに適する。

昔天然禪師此處に住み、派を開くこと四十八房、寺の側に天然禪師の塔がある。寺前に古檜樹一株、白菓樹一株があつて一丈餘を離れて同じ根から生じて居る。

三、老塔北、祥光峯の背後にあり、地勢平坦流水甚だ多く空氣新鮮で避暑に最も宜しい。中國旅行社は此の土地を買入れ精美の旅館を建築してゐる、また湖南肺病醫院も大規模の療養所を建築してゐる。

四、天柱峯、老塔北の下にある。南岳市から之を望むと兩角並列の形を成し高く雲霄に聳え、道士は天下の名山三百六十八柱の中是れを第六柱と爲す、民國二十二年癸酉の秋何鍵此處を過ぎて「南天柱石」の四字を題した。

五、擲缽峯、天柱峯の下に在り、福嚴寺の後側一里許り、全峯皆石で地上に突出し形は桂林の獨秀峯の如く峯上にはもと古松があつた。（彭玉麟の擲缽峯頂臥松を看るの詩がある）附近に虎跑、卓錫の二泉がある、慧思和尙が此處で鉢を擲げて陳主の召に赴いたので名づけられたと傳へられてゐる。峰前に講經台がある、台石は四角平坦で上に「天子萬年天上山中」の字が鐫られその筆法は奇古である。

六、羅漢洞、擲缽峯の上に在り、もとは洞が甚だ大きく五百羅漢が此處で修行したと傳へられ常に福嚴寺に往き慧思和尙の處で法を聽かれたといふ。後人路徑の險峻なので洞口を塡塞し今はその下を過ぎて聳立する巨石を望見する、是れが洞口なのである。

第五節　半山亭より黃庭觀に至る

半山亭より磨鏡臺に至る間は、民國二十一年に新たに土路を修築し、路幅二丈石橋三ヶ所にあり、龍樹橋、麻姑橋、觀音橋といふ。觀音橋の側に觀音庵がある、庵内には張正甫の撰に成る唐の觀音大師の碑があり、是は僧懷讓の作であるといふ、更に西に進むと磨鏡臺に至る。

一、磨鏡臺、南嶽廟を距ること十四里、半山亭より四里、即ち馬祖庵で古は傳法院と稱した。南嶽僧衆の公共の祖廟で岳市よりの高さは五百二十メートルである。昔懷讓七祖の弟子道一が此處で坐禪を爲した、その際に、讓は問ふ、何の爲めに坐禪するかと、道答へて、成佛を想ふと、讓一磚を取つて石上で之を磨く、道は瓦を磨いてどうするのですかと、讓は鏡を作らうとしてゐるといふ、道は瓦を磨いてどうして鏡が出來ませうかといふ、讓は瓦を磨いて既に鏡は出來ない坐禪によつてどうして成佛が出來るかと、道はそれより道を悟つた

といふ。後人は因つて此處を磨鏡臺と名づけた、臺の左側石壁の上に「道源」の二字が彫まれてある、大さ一丈許り明以前に彫刻されたものである。

二、七祖塔、俗に什風岬書と稱してゐる。懷讓祖師の墓である、磨鏡臺の後方に在る、唐碑最勝輪塔の四篆字がある、字の高さ八寸許り、唐勅賜大慧禪師の署があり唐の裴休の書と傳へられて居る。

三、福嚴寺、擲鉢峯の下、半山亭を距る五里に在る、岳市よりの高度は四百八十メートル、懷讓七祖の道場である。現在は法門叢林で樹木甚だ多く、寺前には頂の平かな古松があり右側に銀杏の大樹がある、大さ數抱もあり二千年以上の古木である。六朝の時戒を慧思祖師に受け戒牒を樹上に懸けたものだと傳へてゐる。尚ほ寺には玉佛一尊八十八祖の畫像一部を寶物として藏されてゐる。岳神の銅像も福嚴寺にある、六朝以前に鑄造する所のもので甚だ莊嚴である。



福嚴寺及びその附近

四、拜經臺、一に極高明臺と名づけ、福嚴寺の左側右壁の上にある、極高明の三字が彫られてある。

五、金雞林、福嚴寺下の樹木葱蔚風景淸幽の處で避暑の適地である。

六、三生塔、南臺寺の後に在り、慧思和尚の墓地である、雲山環繞し氣象奇偉、遠く湘江の曲折し來るを望み眼界開豁で心胸爽朗を覺ゆるの地である。

七、南臺寺、南岳廟の西北へ八里、岳市よりの高度は四百七十メートル、石頭遷祖師の道場である。陳海印禪師、唐の無際大師も皆曾て此處に居られた、王壬秋の書、日本より送られた藏經、緣起碑及び其の葉佛像三十二枚がある。寺内は淸潔風景秀麗である。

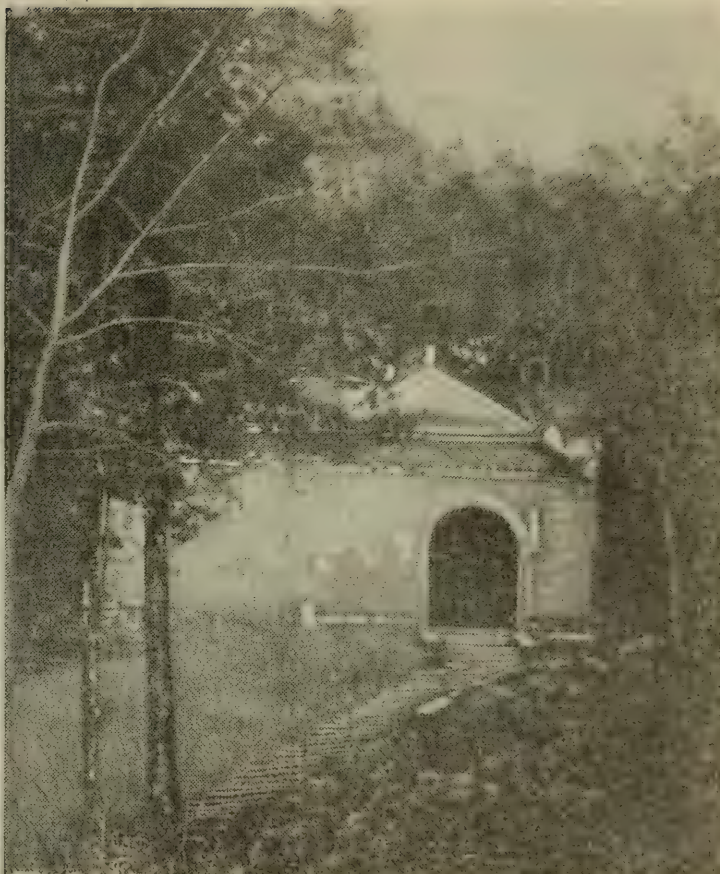
八、天生磴、一に自生磴又は進道坡（もと退道坡と稱し、明の張元抃が改めた）ともいふ、傾斜は極めて急で合計二百六段ある、傍に金牛の跡があり、東南に行くこと三里で右は聖經學校を經て南岳市に至る。

第六節　黃庭觀及び其の附近

一、黃庭觀、集賢峯下に在り、南岳市を距る二里、魏夫人の修道處である、峯頂の巨岩の中に足跡がある。魏夫人の遺跡と傳ふ、寺は小峯の頂に在つて下は絕壑に臨み泉聲濤々として松竹の間より出で境絕幽勝で寺前の巨石は上圓く潤く下は尖削である夫人の禮斗壇である。一に飛仙石とも名づけ石上に「飛仙」の二大字を刻む。

寺の後方は樹木繁り風景甚だ佳絕である、魏夫人はまた紫虛元君と稱し名は華存字は賢安任城の人である。晉の司徒魏舒女で幼にして道術を好み長じて南陽の劉幼彥に從ふ、後に幼彥は修武令となる、之と縣舍に隨ひ、

淸修百日忽ち群仙が來り太上寶文及び黄庭內景敎を授けらる、未だ幾何も無く幼彥沒し、世は亂脈となり二子樸還を携へて江を渡る、軈て子は任官するに及んで、遂に衡岳に至り身を紫虛閣に置き齋修誦經し十六年を經て顏は小女の如く、年八十三で劍化の形に託し白日飛昇し、位は南岳夫人となる。



黄庭觀

其後屢々靈跡を顯はし唐の顏眞卿の撰に成る仙壇碑の銘にその事は詳しく記されてゐる。黄庭觀に傳はる道經中文字は特に優雅で道士は群鷲を以て王羲之に乞ひたる手書一通がある。後人は之を至寶と爲してゐる。

二、白龍潭、黄庭觀の後方半里許りに淸溪が大石の上より流出し、石上に「白龍潭」の三字を刻む。雷溪孫珙の書と署してゐる、筆法遒勁である、潭側の山勢は聳拔であつて樹木は陰翳を爲して居る。

三、聖經學校、黄庭觀の後に在る、岳市を距る三里許り、建築壯麗、南岳開闢の當初は他所には未だ無かつたもので中外の遊客多く足を該校に駐める。

第七節　觀河林一帶

地は鄴侯書院の後方を東北に向つて進んだ所である、その主なるものを擧げると、

一、般若寺、南岳廟を距る十四里、鄴侯書院の後方にある。唐の懷讓大師の道を成した處である。松杉綠を遍くし、苔蘚紅を繞らし翠竹清流幽趣豐のものがある、其の寺は長壽庵の所有に歸して居る。

二、常在庵、般若寺の左に在り、屋宇五六間、四周に古木があり、現在尼僧數名が居住してゐる。

三、觀河林、常在庵の左に在る、破門和尙の道を修めた處で現在尼僧數人が居住し、寺の後方には古木甚だ多い、以上の三箇所は流水環繞し四季共に斷えない、樹竹甚だ多く避暑に適してゐる。

第八節　水簾洞附近

一、水簾洞、紫蓋峯下に在り、南岳廟を距ること東北に八里、溪あり曲折して亂石の間を流れ、その上流は水簾即ち瀑布がある、高處から流下して一石池に匯入する、池滿ちて溢れ奔放傾瀉し輕明簾の如く其の聲雷の如くである。石に沖退醉石の四字が鐫られてある、宋の處士張晉の題するもの晉は博く易理に通じ邵康節と交友善く神宗より侍位を賜はりたるも受けず、沖退居士の號を賜はる、後人二絕を題して云ふ。

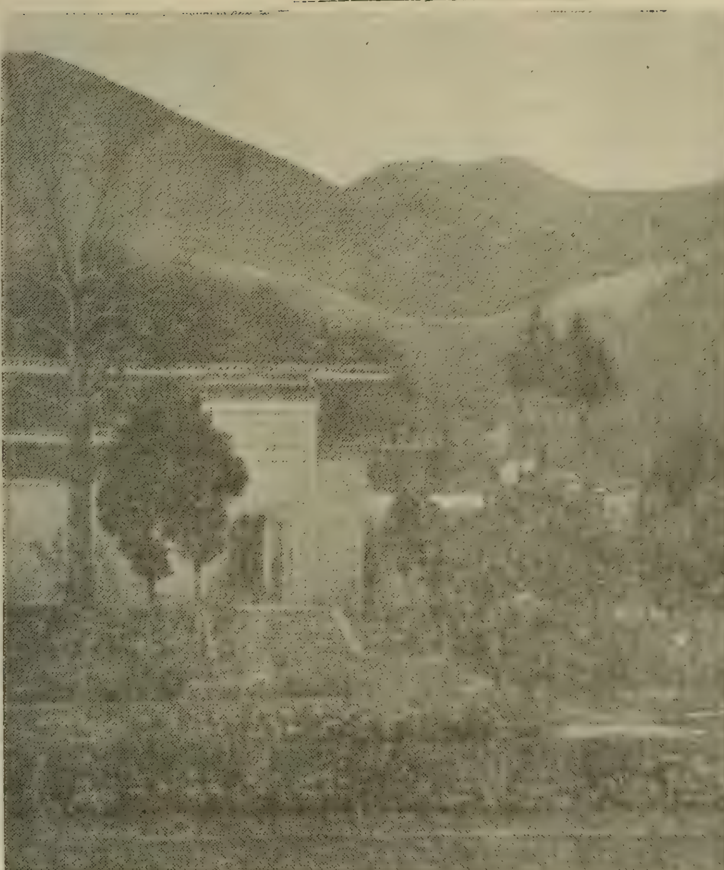
水簾洞前一片石、留與仙人醉後眠、珍重何人書四字、風雲重護鬼神憐。斯人胸次濶如海、石上留書便出塵、只恐清風明月夜、此間猶有醉仙人。

其の他「眞岳飛天法輪」とは宋の張孝祥題し、「南岳朱陵洞天」宋の沈紳題、「天下第一泉」明の計宗道題等そ

の他石刻が非常に多い。

二、雪浪亭、水簾洞の側に在り、是より先は洞路崎嶇として遊人至ること容易でない、至るも亦た足を駐むる所なく晴雨何れも不便である、光緒七年石と磚で百四十五丈の路を固め並に亭をその上に建て、額に「雪浪」と題し、遊客之を便とした、李元度の雪浪亭の記がある。

三、彌陀寺、紫蓋峯の下、水簾洞の側に在り、昔は南岳四大叢林の一つであつたが、今は僅かに數棟の屋宇を存するのみである。もと陳續陰の題した碑石及び唐の柳宗元の撰書せる彌陀和尙の石碑があつたが今は何れも見られない。



九仙觀

四、九仙觀、即ち九仙飛昇壇である。紫蓋峯の東に在り、南岳廟を距ること十三里、梁の天監中の建造である張三豐の修煉せる處は觀後の後方にあつて、「九仙飛昇之壇」の六字の石刻がある、宋代の遺跡でまた古い羅漢松が一株ある。觀門前路傍の石上に篆書の「待吾來」の三字が彫刻されてゐる。大さ一尺許り、「到此皆仙」の四

字は高さ二尺、外に「仙關」及び「雲關」の四大字がある。

第九節　方廣寺附近

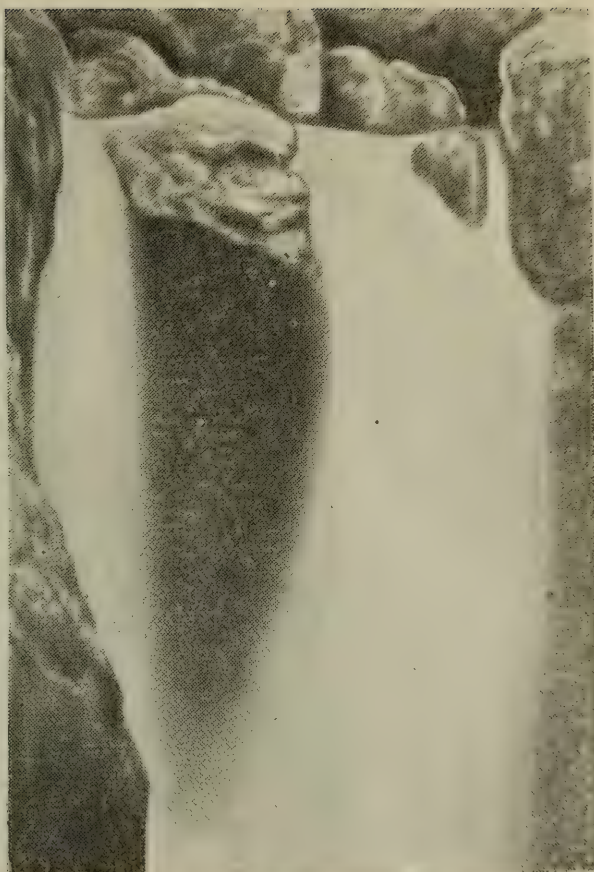
一、方廣寺、蓮花峯の下に在り、梁の天監中の建造で宋の徽宗は「天下名山」の四字を書した。地は極めて幽雅で八峯環列しその狀蓮花の如くである、王船山先生著の蓮峯志がある、昔人は衡岳に遊んでも祝融に至らなければその高きを知るに足らず、方廣に至らざれば以てその深きを知るに足らずと云ふたものである、誠にその通りである、然るに寺を距る一里許りの小澗中に石があつて「洗衲」の二字が鐫られてゐる、梁の惠海大師の衲を洗つた處といふ、その右に小山がある、東海大師の補衲臺である、又嘯臺があり、石刻は巡撫岳和聲の書である。其後潭之春が臺上に「戀響」の二字を鐫り付けた。歷代の名士の題詠甚だ多く寺前に飛來鐘がある。

寺外の古木數株はその名を知る者無く、その內の一株は腐に贅疣を生じ形は伏せる獅子の如くである、又た白菓樹の高さ五六丈のものがある。寺の後方に婆羅樹があり岩上に懸る大さは一抱も無いが數百年前のものだと傳へられてゐる。

明末張獻忠の衡陽を陷るゝや王船山は兄の介之と共に逃れ蓮花峯下に匿れた、獻忠は更に用ひんとして大に索めたが得られず、その父武夷を執へて之を脅かした。船山は乃ち面に傷け腕を刺し偽つて重傷者となり昇ぎ往かせ父を救ひ既にして脫れ得た、幾何もなく明の鼎革となり一度廣東に逃れて桂王と恢復を謀り行人職を授けられたが久しくして事の不可なるを知つて衡陽に返り、居を石船山に建て學を講じ書を著はし世を終へ

た。その寇を避けて此地に居つた際に嘗て管嗣裘夏汝弼と巡撫堵允錫を助け再度方廣寺を修理し、次で蓮花峯志五卷を撰び又た岳餘集をも著はした。

二、二賢祠、方廣寺の右に在り、朱晦菴張南軒を祀り林擇之をも配祀した。祠は明の御史尹臺洞山の建つる所である。後人之に因て尹及び王船山をも配祀した、祠内に嘉惠堂、雪霽堂萬玉堂がある、宋の乾道年間に朱子潭州は南岳廟の監となり、張南軒の衡山に胡氏の學を得たりと聞き往いて之を訪ひ、中庸の義を論じて三晝夜を經たといふ、次で南軒及び林擇之と共に同じく南岳に遊び方廣寺に憩ひ、日夕唱和し詩百四十餘篇を得た。明の羅洪先は方廣唱和集の序を作り並にその詩を二賢祠の壁に書いた。



黒龍潭

三、石澗潭、方廣寺を距る二里、獅子山の側に在る、瀑布があり沿道は樹木陰翳して風景極めて佳く、昔人は方廣は聲、光、影の三絶ありと稱したのは之を指すのである。紫蓋寺は其の上に在つて極めて清幽である。現在は已に修理を經たので夏季の避暑に最もよい處となつた。

四、天臺寺、方廣寺の西、天臺峯下に在る。

五、黒龍潭、即ち黒沙潭である、蓮花峯の右に在り、方廣寺を距る西方十里、方廣、大勺、石澗潭諸水の合流して瀑布となつたもので高さ二丈餘輻一丈餘、秋冬にも水は減ずることなく盛夏之に臨めば寒さを覺ゆ、石壁には宋の徽宗の書かれた「海内龍湫」の四大字が刻まれ、雨を禱れば靈應がある、潭の側に龍王廟聽花庵がある。

第十節　岣嶁峯附近

一、禹王廟、岣嶁峯の頂にあり、古木天に冲し風景絶佳、廟の側に禹の碑がある、禹王は此處で治水の金簡玉書を得たと傳へられる、廟は舊時の建築で久しく修理されない、夏季は避暑に適し、白鷺勺の驛で下車すると廟に至る迄約十六里である。

岣嶁碑は一に禹碑と稱し宋の嘉定の時に至つて始めて發見せられた、蜀人何致が漫遊して此處に至り樵夫の言を聞いて、峯の上の石壁に文字ありといふので導かれて苔蘚を剔り除いて之を讀み古篆七十七字を得た、高さ輻約五尺許りで寫し歸つて木に載せた。因て世間は始めて此碑のあることを知つた。一は夔門峽中に刻まれ一は岳麓書院後に刻まれてゐる。明の楊愼はその文を解釋して曰ふ、「上帝曰はく卿を輔佐し洲渚と鳥獸の門に登らしめ、身を洪流に曝して、爾興を明發し、久しく旅して家を忘れ、岳麓の庭に宿り、智を帥り形を崪き心悶く反無く、往て華岳泰衡を平定し、疏を宗とし眞に事へ、勞餘に禋を伸べ、鬱塞昏徒し、南を平衍ならしめ、衣制食備、萬國を安んじ竄舞永く讃えん。」

二、雨花林、即ち雷池塘である、禹王廟の下にある。往昔は寺宇清幽で林木秀茂し岣嶁に到る者として訪はざる者は無かつた　次で寺產蕩盡し寺宇は人民の借屋となり狼藉に堪へない狀況となつて居る。



禹碑

三、法輪寺、岣嶁峯の下禹王廟の側に在る。規模宏大でもと韓愈の岣嶁山詩の碑があつた。

第四章　南嶽の峯巒と物産

第一節　峯巒紀略

南嶽に七十二峯あり、回雁を首となし岳麓はその足であり、祝融が主となり、高く雲中に峙ち紫蓋、芙蓉、天柱、石廩、煙霞の諸峯は之に次ぐ高峯である、今その主なるものを擧ぐれば、

一、祝融峯、七十二峯中の首山であつて山麓から頂上まで、舊志には九千七百三十丈と載せられ、近時氣壓計による測定では南岳市を基點として一千八十メートル、また海拔とすれば一千二百八十七メートル半で、我が尺度に改算すると四千二百八十九尺に當る。東は洞陽に至り西は白鶴に抵る、雲陽は其の南に面し、大廟その北に居り、石鼓は朱陵の西門で青草は衡山の左腋である、位は離宮に値し、以て火德に應じ、祝融帝遊息の地である、故に其の頂に巨石があり、石上に殿があつて祀典を嚴に行ひ、石刻甚だ多い、其下に捨身岩、羅漢洞、青玉壇、會仙橋があり右に試心石左に望日臺がある。

二、紫蓋峯、南嶽廟の東に在り、山頂に仙人池あり山下に洞靈崖がある、晉末鄧道士が道を得た處である、峯の右は朱陵洞であり、廣東の羅浮と相通ずと傳へられ、道家の第三洞天である。洞門は今は閉ちて下に飛泉があつて壁に掛る、形は簾を垂るゝが如く故にまた水簾洞といふ。石刻甚だ多く山上に回雁峯の三字がある、石刻は土中より發掘され、また明の羅儀の書である紫蓋峯の三字、老天石壽詩等の石刻がある、康崖の書で「依地用天」の四字は大さ一尺もある。高度海拔一千三十四メートルである。

三、芙蓉峯、南岳廟の後に在り峯は最も險峻で遠く之を望むと蒼々天に隱るゝ陣雲の如く、又た芙蓉の如くである。山上に飛泉を垂るゝ所があり一幅の絹の如く青林に掩映し直ちに山下に落つ。峯は高さ海拔一千〇五十五メートル半である、峯上に講經石があり大さ一丈四方もあり「天下太平」の四字が鐫つてある。

四、石廩峯、南嶽廟の西南に在り、形倉廩の如くで二戸ある、一は開け一は閉ぢ、開けば凶年となり閉づれば豐年となる、山上に風穴、雷池誦經壇がある、陳眞人の煉丹臺の遺蹟で山下に仙人の石室がある、過ぐる者常に諷誦の聲を聞くといふ。

五、雲密峯、岳廟の西に在り、舊志には高さ五千三百餘丈とあり、山上に桃花源がある。北に會仙壇、仙人石寳がある。

六、集賢峯、南嶽廟の後に在る、原は南嶽書院があり、李泌、張九齡等舊遊の地である、後に集賢書院と改めた。今は圖書館を設けて居る。

七、煙霞峯、南天門の右後にあり、山下に嫩殘崖及び李泌の舊居がある、淨瓶岩、凌霄壇もある、壇上に巨石があり、その上に石柱が立つ、宋の刻銘である「乾天坤地名山大川上下四維有感明神」の十六字がある。山頂の高度は海拔一千一百七十六メートルである。

八、潛聖峯、南岳廟の西に在り、昔高僧希遷南岳に遊んで方廣寺を尋ね僧惠海を訪ふて遇はず、一日精舍を見て方廣と號し尊者に遇ふて止宿し、既に出でゝ顧みれば人宅倶に渺として見えない、故に潛聖と名づけたのであるといふ。

九、妙高峯、潛聖峯の右にあり、中に平坦な土地がある、梁の惠海尊者の經を誦した處と傳ふ。尊者の經を

誦む毎に五枚の白い長き衣を着けた長者があつて之を聽いてゐた。尊者が之に問ふと長者は自らは人でなくて龍王であると稱し、寺を建てる土地を献じたいと述べる、一夕忽ち蓮花峯下に土砂を固められた廣場が出來遂に方廣寺を建てたのだといふ。

十、天臺峯、方廣寺の西三里許りに在る。智者顗禪師の拜經臺、無縫塔、蓮花池、酥酪泉、會仙橋の遺跡がある、山下にはもと天臺寺があり規模頗る大きかつたが寺僧は之を居民に賣却して廢寺となつた。

十一、蓮花峯、南岳廟の西四十里に在る、狀は蓮花の如く其の下に方廣寺がある、寺は蓮花の蕊に在つて前に洗衲石があり高僧孫惠海の遺跡である。

十二、文殊峯、南嶽廟の北に在る、唐の宣宗の太子道を慕ひ霍衡から崚坡に至つて西を望むと金色の瑞相を見たといふ、彌陀僧は之れ文殊の身を現はしたものであるとしてかく名づけたのである。

十三、金簡峯、南岳廟の北に在る、大禹岩があり禹水を治むるの時金簡玉書を此に得たと云はれる、石壁に「願天常生好人、願人常行好事」十二字が刻され字は八寸の大さがある、又た仰天岩がある魏夫人の遺跡である、頂上の高度は海拔一千九十三メートルである。

十四、紫巾峯、衡山縣城の背後に在る、峯に杜鵑花多く、その狀紫巾の如く山上に紫巾臺がある、臺の直徑三尺、禹は南巡して此處に登り、九疑を望んで舜を祭つた、山下に白龍潭、流杯池がありまた縣城の東北開雲嶺に南嶽行祠及び開雲樓がある。

十五、降眞峯、岳廟の後に在る、其の下に雲母石を産す、昔武陽洞の人異人に遇ふ、身の長け寸餘に過ぎない驚いて逃れようとすると、異人は予は土地の仙人で蒼耳を服用して二百餘年生きた、汝に敎へるから之を服

用せよと、その草を指示し忽ち所在を失つたといふ。



回雁峯上の雁峯寺

十六、回雁峯、衡陽縣城の南門外に在る、山上に雁峯寺があり、一に承雲寺ともいふ、千手觀音像が安置され高さ三丈餘、後殿には壽佛が供へられ、每年舊曆二月の八日を中心とする前後數日は香を捧ぐる女子最も多く、寺門から全城の風景は俯瞰出來る、前は岣嶁峯に對し衡陽第一の名勝である。

十七、岣嶁峯、衡陽の北鄉に在り、南岳廟を距る五十里、高さ一千五百丈形勢雄偉樹木多く、中に禹王廟があり廟の側に禹王碑がある。後人は岣嶁を以て南嶽の主峯と爲す。

第二節　南嶽七十二峰名

南嶽七十二峯中一峯は長沙の對岸に在つて岳麓といひ長沙縣に屬する。一峯は湘潭湘鄉の間に位し靈應と稱し、四峯は衡陽縣內に在つて岣嶁、會善、白石、回雁であり、三峯は湘潭縣內にあつて碧岫、雲嶂、日華と云ひ、此外六十三峯は悉く衡山縣內に集る、その名稱は

祝融、軫宿、碧羅、芙蓉、煙霞、獅子、擲缽、集賢、天柱、紫蓋、安上、雲居、紫雲、赤帝、朱明、喜陽、鶴鶴、金簡、雲密、棲眞、仙崖、石囷、崩岃、祥光、雷祖、碧雲、永參、紫蓋、香爐、期月、惠日、瑰奇、潛聖、會仙、降眞、文殊、吐霧、紫巾、白馬、彩霞、曉霞、鳳凰、白雲、九女、靈隱、耆闍、靈禽、石廩、天堂、應瑞、觀音、永和、紅花、仙頂、雲龍、明月、雙石、妙高、天臺、蓮花、駕鶴、青岑である。

第三節　南嶽の物產

南嶽の山中には物產甚だ多い、茲に其の主要なるものを擧げると、

一、穀類、南嶽山中は氣候溫和地質は砂を含んだ壤土であるので、產出する穀類は住民の食料を供給する外尙ほよく他に販出される。

二、茶、蓮花峯毘盧洞等の茶は品質最も優良であつて各方面で珍重される、每年初夏雨の前に摘んで焙製する、山地の水で煮ると特に芳香が强い、牛乳に混じても香味を減じない。

三、紙、山岳の前後は皆南竹を產し、後山に最も多く、用ひて製紙を爲す、年產二十萬石以上で、その價數十萬金に及び湖北江西安徽山東等の省に販賣さる。

四、筍、山中筍を產す、筍の小なるものは竹を燒き拂ふと春になつて芽を出す、林間で之を煮て日に曝して客に供する俗に小筍といふ、春筍は筍の大なるもので煮て之を薫べ、素火腿と名づける、又冬筍がある軟かな筍が冬季竹根の下に生ずるもので味は甘美でその價は春筍より高い、又觀音筍といふのがある、二月十九日觀音の誕生日の前後に於て小竹の根元に生ずるもので極めて淸美である。

五、編爆、岳山の東湖、白菓等の地では爆竹を製造し廣東上海等に販賣する年額數十萬元に上る。

六、陶器、岳山の後方で界牌、馬蹟橋等の處では陶器を燒く、品質は醴陵、景德鎭に及ばないが省の内外に販出せられ亦た產物の大宗である。

七、藥材、岳山產物の最も著名のもので就中黃精、首烏、白朮、天生苓、西芎があり、又黃藥、白藥、臺烏遙道竹、淡竹葉、活血藤、萬年松、天明冬、木通、山枸杞、石菖蒲、管仲、凉姜、雲母石、白芷參、黃梔子、黃金子、女貞子、條風、荊芥、山棗、山淮藥、五味子、山茶天、南星、半夏、大黃、白芨、仙茅、苦蓡、桂辛山慈茹、茱萸、山豆根、秦艽、續斷、馬兜鈴、細辛、沙參、五倍子、靈芝等大抵は各商埠に移出し外國に轉賣される。

第四節　南嶽廟の祭典

以前は祭典には牛一頭、羊一頭、豚一頭を犧牲として行つたものであるが、民國二十二年春から社は省政府當局の訓令を奉じ祭品に香花、酒菓を用ひて家畜は屠殺せぬことゝなり、省政府より委員を派遣して祭典を開き三獻の禮を行ふことになつた。

毎年春秋の二祭には祭費各々百二十元と定めて省庫より支出し民政廳より南嶽管理局に支給し使用するのである。

第五節　香市

岳神の塑像は高大莊嚴で、禮拜者は如何なる日にも無い時は無い、たゞその多少は時季に依る、初春新年には近傍の住民が群をなし、三月から五月には市民が戯劇を神に献じ遊觀するもの多く、夏至以後は天候は暑いが南岳市は高燥で四周は空濶なので暑氣甚だしくないので、中外の人士が此處に來つて暑を避け、七月から九月の間は遠方から隊を結んで此處に參じて香を捧げ荷物を載せた車輛は晝夜絶えない、その徒歩で往復するものは十分の七で香を捧げるもの毎年二三萬人に達する。特に邵陽、新化等の縣からは六七十歳の老婦人が餓香を焚く爲めに背に小杓子を挿み往復七八日の間火食せずに參詣するには驚かされる。

第五章　故事逸話

第一節　大禹治水成功の由來

禹は父を傷めて功成らず乃ち心を勞し思を焦がし、行する七年、樂を聞くも聽かず、門を過ぎて入らず、功未だ成るに及ばず、黄帝の中經を案じ、聖人の記する所を歴見せるに、曰く九嶷山の東南に天柱がある、號して宛委といふ、赤帝の左闕その岩の巓に文玉を承け磐石を以て覆ふ、その書金簡にして青玉は文字を爲し、白銀を以て編み皆その文を琢すと。禹は東巡して衡嶽に登り白馬を屠つて以て祭りしも不幸にして求め得ず、禹は山に登り天を仰いで嘯き忽然として臥す、夢に赤の繡衣を着た男子を見る、自ら稱して玄夷蒼水の使者といふ、帝のこゝに文を索むるを聞き來つて之を候す、歳月を經るにあらざれば告ぐるに期なし、戯言にあらざる故歌覆釜の山に倚れと、東を顧みて禹に謂つて曰く、我が神書を得んと欲する者は黄帝巖嶽の下に齋戒し、三

月の庚子に山に登つて石を發けば金簡の書が得られると、禹退きまた三ケ月齋戒し宛委山（即ち衡山）に登り金簡の書を發掘した。金簡玉字を按し通水の理を得て更に嶽に歸つて返したと。（吳越春秋に見ゆ）紫蓋峯は衡山の北に在り、昔禹は水を治め登りて之を祭り治水の要を得た、又た雲密峯に大禹巖がある、峯の半ばに神禹の碑がある、皆科斗文字で人は容易に見るを得ない、碑の下に石壇があり流水之を縈ると、（潛確類書に見ゆ）

以上の記事から推し又た十州記を見、更に巣子湘中記及び水經註湘水記の諸書に随ふも神話に近いが、必ずしも架空の説とのみいふことは出來ないとして支那人は信じて居る。

第二節 六朝の隱逸

六朝の人は自由を喜び山水に親しみ節操を重んじ、理亂を聞かず名山に高臥し相矜尙するの風があつた。その衡山に隱棲せる者に劉凝之、宗炳、宗測、瘐承先、鄧郁の諸人がある。

劉凝之、字は隱安、枝江の人、父期公は衡郡の守、凝之は老萊の嚴子陵の人となりを慕ひ家財を兄弟に讓り召さるゝも官に就かず、妻は京州の刺史郭銓の娘でまた能く榮華を棄て、共に儉苦に安んじた、或年荊州に饑饉があり、衡陽王は凝之に錢十萬を與へたが凝之は悉く饑饉に苦んで居る者に分ち與へた、性山水を好み一旦妻子を携へて江湖に浮び衡山の南に隱れ、高峯に登り人迹を絕ち小舍に住み藥を採つて服用し妻子も皆その志に從つた。

宗炳は字を少文といふ、涅陽の人琴書を善くし、尤も元理に精しく宋の高祖は之を召し太尉參軍と爲さんとしたが就かず遠遊を愛し、南、衡嶽に登り、廬を山中に結び尙平の志を懷き、後病を得て江陵に歸り歎じて曰

ふ老疾倶に至る、名山恐らくは通觀すること難くたゞ懷を澄ませて心の內で眺め臥して之に遊ばんのみ、總て歷遊地の圖を揭げ人に語つていふ、「絃を撫でゝ操を動かし衆山をして皆響かしめんとしてゐる」と。

宗測は字を茂深といふ、南陽の人齊の永明三年太子舍人に詔徵せられたが辭して名山を縱遊し、老莊の二書を齎らして悠々自適す、子孫は辭を拜し悲泣長嘯するも顧みず廬山に往き次で衡山に遊び、衡山廬山記、續皇甫謐高士傳を著はす。

庾承先は字を子通といふ、鄢陵の人で九流七略に精練し、郡は功曹に任じたが就かず、王僧鎭と共に南嶽に遊び情を邱壑に寄せたものである。

鄧郁は荊州建平の人少くして仕へず南嶽の極めて峻しい嶺に隱棲し小舍二間を建て、曾て山を下らず穀類三十餘載を貯へ、たゞ澗水を飲み、雲母の屑を食ひ大洞經を誦む、梁の武帝の敬信殊に篤く、かつて帝の合丹を爲る、帝敢て服まず五嶽樓を建てゝ之に貯ふ。後病無くして世を終る、世人は南嶽先生と稱する。又た陶淵明の桃花源記の中に南陽の劉子驥は曾て藥を採り衡山に至つて深く入り返るを忘れ一澗水を見る、その南に二個の石囷があり一は開け一は閉され、水深く渡る能はず返らんとするも故の道を失ひ、樵夫に遇ふて路を問ひ返るを得た、子驥は後に人の言を聞いて囷の中は皆仙靈の方藥であると、往き求めんとするも復た知る所無く子驥の名は之に基くと。

第三節　南嶽開山の祖師

南嶽の慧思祖師（即ち三祖）は十五歲で出家し、牛行象步耳に重輪があり、平生寒さを禦ぐにたゞ一枚の衲

を着け專ら法華を踊し、日々たゞ一食、郢州に在つて刺史經を講ず人あり毒を食中に置き命を斷たんとした。師は一心に般若波羅密を念じ毒を消散させた。齊祚の將に傾かんとするを知り南岳に移り住んだ、師は一日祝融峯に登り嶽神と棋を會はす、神は師に問ひ、師は何故に此處に來ると、師は檀越の一坐をその地に求めん爲めなりと、神は曰く諾しと、師は錫を飛ばして其處を定む、今の福嚴寺がそれである。神の曰く師已に福地を占む弟子は何れに居を求むるか、師即ち一石鼓を轉ばし平地に至つて止まる、（今岳神の塑像は石鼓の上に坐す）、岳神戒を乞ふ、師は法要を說く、一日師は岳神にいふ、他日吾れ難あれば檀越も亦た難あらんと、師は岩下を指し吾が一生は曾て此處に在つて坐禪し賊の爲めに首を斷たる堀りて枯骨一聚を獲べし、西南に至つて大石を指し吾が二生は曾て此處にあつて骷髏を捨て塔を起て以て宿修の恩を報ず、又蒙密なる處を指示し此れ古寺である、吾が三生は曾て此處に居る人をして之を堀らしむるに果して僧の用ゆる器皿及び家屋の石基があつた。因て衆に般若經を說く堂を建設した、衆は水無きを患へたるも師は杖を以て崖を敲き土地を崩したので泉が湧出した。

大建元年九仙觀の道士歐陽正は宣帝に詭奏し、師を誣ゆるに齋募を受け、巫蠱の事を爲し不軌を圖ると、帝使を遣はし考査せんとし、初め石橋を渡らんとするに兩虎ありて號吼し使者驚いて退く、師は錫を飛ばして金陵に往く、四門皆師の入るを見る、帝は便殿に坐し師の空に乘りて下り梵相常と異なるを見て、驚きてその神を悟り道士誣告上を罔するを知り案に上せて之を治せんとす、法は死罪に當る、師はその死を免ぜんことを請ひ、乞ふて山より放還せしめ、給侍、衆僧に小懲を示さんと帝之を可とし師に餞すること殊に厚く、師は既に錫を南嶽に返し、法を說くこと舊の如く、平常は諸天童を侍衞とし供物嚴に備はり、瓶水日に滿ちかつて棐に

示して曰く「道源遠からず、性海遙かに非らず、たゞ己に向つて求めよ、他より覓むる無し、覓めて得ずば得るとも亦た眞に非らず」と。

誌公嘗て人を遣はし師に謂つて曰く、「何ぞ山を下つて衆生を教化せざる」と、師は之に應へていふ「三世の諸佛我を被ひて一口に呑盡す、何を以て衆生を化す可きものあらんや」と。（南嶽志に見ゆ）

第四節　首創天台宗の智者大師

智者大師は名を智顗と云ひ、目に重瞳があり、俊朗通悟、初め思大師に大蘇山に謁し、思は一見之に語つて曰く、「昔靈鷲と同じく法華經を聽けり、今再び來る」と、即ち普賢道場を示し四安樂行を說き、爾に非らざれば證する莫し、予に非らざれば識る莫し、此れ即ち法華三昧の前方は便ち初めて陀羅尼を旋すなりと、師既に之を可とし南嶽に隨侍すること二年、陳の大建元年金陵の瓦官寺に往き、禪法を創宏す、次で異夢を感じ天台峯に住み、天台智者と號し、法を說くこと三十餘年常に一枚の破れた衲を着けてゐる。煬帝は之を尊信し弟子の禮を執ること甚だ恭しく、法華經義止觀等の書を撰し、凡そ百餘卷、門人灌頂は日記萬言を編輯す、總て目して天台教別と爲す。隋の開皇十七年十一月二十二日衆に語つて曰く、「吾れ將に去らんとす」、言ひ終つて端坐して逝く、年六十七。師は南嶽に在つて既に法華六根清淨の義を解き沈吟久うした。西域の僧はいふ、たゞ楞を首とし經を嚴にし六根功德を著明にせば足ると、師是に於て渴慕し夕に西を望んで遙拜す、かくの如きもの十六年を經た、今も南岳の天台寺の畔に拜經台があるのはその遺跡である、師の入滅後楞嚴始めて中原に至る、猶ほ師の精誠に感する所あるが如しといふ。（南嶽志）

第五節 徐敬業衡山の僧となる

唐の天寶の初め老僧の年九十餘なるものがあつた、名を住括といふ、衡岳に至り居ること一ケ月餘忽ち僧徒を集め殺人の罪咎を懺悔した、僧徒之を怪しむ、遂に衆に告げていふ、汝等は彼の徐敬業の名を聞きたるならん、吾は實はその敬業である。兵敗れ廝養に擒にせられ己に似たる者は斬られた、予は大孤山に逃れ入り、精勤道を修めて今命を終へようとしてゐる。故に此處に來た、世人をして予が已に四果を證せるを知らしめたいと、自ら死期を告げ、衡山に葬られた。

紀聞を見ると宋之問と曾て雪隱寺に遊び月夜に吟詠を行ひ詩を得た「鷲嶺欝岧嶢龍宮鎖寂寥」とやつたが後は苦吟未だ續け得ず、老禪僧が長明燈を點じたものがあつたので、大禪床に坐し宋に語り何故に「樓觀滄海日門對浙江潮」と云はぬかと、宋は之を異とした。翌朝更に訪れたが復た見るを得ず、寺僧中知る者があつて、此れは駱賓王であると。徐敬業の兵が敗れた時賓王と共に逃れ之を捕へんとして獲なかつたが將帥は罪を得ることを懼れて容貌の似た者二人を捕へて是を斬り函に收めて獻じた、故に敬業は衡山の僧となるを得て年九十餘で卒し、賓王も亦た髮を落し、名山を遍歷し雪隱に至り六十歲で沒したといふ。

第六節 仙人王十八

王十八は衡山の人である、唐の劉晏は道術を好み、曾て長安の藥肆に遊び道者四五人に會つて酒を飲み諧を語り歡を盡した、既にして言ふ、世間には更に俺に似た者があるだらうかと、一人の者が王十八がよからうと

云ふと、晏は心に之を識り、嶺南の刺史となるに及んで道に衡山縣を過ぎて此處に宿つた、時に春日麗かで土地の郵吏が食を具へ冷茶を陳べたが、甚だ芳潔であつた、因つて來る所を訪ふと官園内の王十八の作つたものだといふので、晏は道者の言を憶ひ且つ驚き遂に往いて之と會つた。弊衣を著け汚れた褌を穿き容貌は山野の農夫の如く、その家族に就て問ふと、自分は他から風來したもので家族は無いと答へた、晏は縣に話して自分の任所に往かんとし既に舟に乘り倶に坐食した、俄かに十八は痢を患ひ舟狹きこと甚だしく左右鼻を掩ふも、晏は終に厭怠の色も無かつた、未だ幾何もなくして死して路傍に葬られたが、後に晏は朝に歸るので復た衡山を過ぎた、縣令は之に問ひ、君は前に園丁を連れて去つたが、何と早く歸つたのだらうといふので、晏は驚いて何時歸つたかと問ふと、出發後一ヶ月で歸つたといふので、晏は驚くこと甚だしく直に歩いて園中に入ると隣人は王十八は昨夜出掛けたといふので、歸來した日を問ふと、恰度途中疾病に罹つて死んだ日であつた。人を遣はして埋葬した處に往かせて棺を發掘する僅かに被服のみ殘つてゐた。

晏は京師に至つて重い病を得て將に死せんとした時に門を叩く聲が甚だ急なのを聞き王十八と稱して一見を求めた、寢室に導かせると藥三粒を出したので晏は之を服用し快癒し蹶然と起き、之に金帛を與ふるも受けず又三十年にして晏は卒したといふことが南岳志に見えてゐる。

晏の歸朝の際に王十八が藥三粒を出し之に與へ、且つ一粒は十年間の生命を延ばすものであるから、留めて服まぬのは不可だと告げた、晏が朝に入り塩鐵を領する事に坐して忠州に貶せられ已に三十年となつた或る日、十八が復た來て鹽を水に混ぜて晏に服ませた所前の三粒の藥を吐き出した、晏の兄の子が側にあつて攫んで之を呑んだ、十八は之を熟視して「汝は道者の氣風がある、固よりお前が掠め取つた理由が解る」と云ふて

去つて復た姿を現はさなかつたといふことが、湖廣通志にある。

第七節　向士璧元兵を嶽市に挫く

宋の理宗の開慶元年元の將兀良哈は交趾雲南より進んで邕寧桂林に據り、湘江に從つて下り直に潭州に趨く、時に忽必烈は鄂州を攻圍する甚だ急で若し潭州守らざれば鄂州は腹背に敵を受け必ず支へ得ない、長江の下流數千里は險の守る可きものなく、何れも宋に非なるものがあつた。當時湖南に配置された副使は向士璧であつたが親ら軍民を率ひて嬰城を扼守し飛虎軍を置き、復た斗弩社を募つた。

元兵はその百勝の餘威に乘じ城を圍むこと甚だ努めたが陷るゝことを得ない、顧ふに强弱勢を異にし、元兵は陸續として廣西より湖南に入り、州城は旦夕の危に迫る、士璧は其の後隊の更に至るを聞き、王輔佑を遣はし、五百人を率ひ往いて之を覘はしむ、南嶽市に於て遭遇し戰つて之を敗る、潭州の圍は遂に解け、鄂州も亦た金を得て和議定まる。士璧は旣に功を得るや賈似道深く之を嫉み軍糧の事に名を藉り無實の事を以て之を殺し、諸將の叛を激し、相次で之に降り二十年にして宋は亡びた。

按ずるに嶽市は祝融の麓に當り紫蓋の諸峯左右に環抱し、その前は田野開けて廣く丘陵起伏し險に據りて守る可く、伏兵を設けて攻むるに利がある、故に向の軍五百を以て大に敵衆を破つた、而もその當日は異族の侵略に痛憤せる爲め身を顧みずして戰ふの英慨は今に至つて之を思ふも猶ほ凜として生氣あるを覺ふ。(宋史及び諸大文の遊嶽市記)

呉三桂帝を衡州に稱するや衡山の嶽廟に白龜あり、大さ錢の如く靈驗多く三桂は日を卜して廟に詣で天下輿圖を神座の前に供へて龜の向ふ所を默視すると蹣跚遁走して、長沙、衡陽、永州の間を出でない、已にして夜た貴州より雲南に至つて止む。三桂禱を捧げたるも白龜も亦た三度かくの如くした。三桂主從は相顧みて色を失つたが、後果して卜せし所の如くであつたといふ。（明季稗史）

第九節　明の遺民跡を空門に晦ます

明の御史錢邦芑は字を少開といふ、丹徒の人少にして文名あり、明朝が既に革まると髮を剃つて僧となり大錯と號して跡を武陵に寄せ、後南岳に住み、沒後集賢書院の側に葬られた。著はす所の書總て百七十卷何れも世に行はれてゐる。大錯が衡山に來つて破門和尚に謁した時相對すること三晝夜一言も發しない、已にして相持して大に笑つたと傳へられてゐる。

破門もまた明の進士で詩及び草書を巧にし、國命革まつた後隱遁して僧となつたのである。釋續燈の大錯の墓を弔ふの詩に、

紫雲峯下讀殘碑、日落空山叫子規、井底蕉書成故事、菴前梅樹見風儀、銅駝有恨泉台遠、鐵甕無家嶽杖遲、
墓草一時芟不盡、歸來還讀大招詩。

と云ふのがある。滿洲兵の入關後明代の遺民は多く浮屠に隱れ耿々として故國を忘れなかつた。その南嶽に

在つた者に、大錯破門の外、南雲行脚（納拾錢と號す）、大成（笠庵と號す）、洪儲（退翁と號す）、正志（墨庵と號す）一念の諸僧がある。



集賢峯麓の集賢書院

第十節 嶽神の靈異

南嶽の香火の盛なることは全國に冠たるものがある。毎年秋季には遠近の人山に詣でゝ香を上る者日に千を以て算へ、その靈感せる事蹟は甚だ多く人皆好んで之を語る。

張獻忠が嘗て岳廟に香を捧げて雙峯寺に宿り、當地の耆老を接見した折、自ら初めて寶慶に至つた時、夢に岳神が殺生する勿れと戒め諭べたと傳へてゐる。

洪秀全が兵を率ひて衡山を過ぎた折二將軍が河畔に立ち高大比類無きを見て遂に敢て河を渡り嶽に入らなかつたといふ。

歷代の地方官吏が災變に遇ふと嶽神に禱るに往々その靈應が響の如きものがあつたといふ。（宋の祁眞德秀何れも自ら祭文を撰んだことが文集中に見えてゐる）而してその山中の民家が數千年來未だかつて兵燹に罹つたことの無いのも偶然では無い。玆に舊書中に現はれたもの二三を摘記すると、

嶽廟の四門には何れも侍郎神があるが北門の主兵が最も靈驗がある、朝廷では軍旅の事がある毎に期に先立つて祭を致し盤を用ゐて食を上り北門を開く。然も全部を開かないで尺寸を以て兵數を計へる。或人は云ふその主司が張子亮であると、張は湖南南部の通判で官吏中に死んだが、丁卯戊辰の間に南北の兵未だ釋けず朝廷香を降し援兵を借るに神は門を三寸開くことを許したのに臬使は遂に全門を大きく開いたので兵を出すこと多く全勝を告げたが、廟の附近數里の住民は何れも風災に罹り民家の破壞せられたもの千戸に近く、最後に聲があつて雷の震ふが如くであつた、民は喜び「神が歸つた」と云ふたが果して災禍は終りを告げたといふ。（癸辛雜識）

楚王馬聲が位を嗣ぐと連年旱害が續き祈禱をしても應果が無く、遂に南嶽の司天王廟及び境内の神祠を封閉したが更に雨は降らない、その兄希振入つて之を諫め酒を飲み深夜に入つて辭去しやうとしたが、堂前で喧噪なる聲を聞いて再び入つて見ると、希聲は階下に倒立となり衣裳も裂けその首は已に碎かれて居たので、親ら舁け起して帛を以て首を裹み翌日喪を發した。是より先大將周達は南岳より歸り江上の雲霧の中に希聲を捕へて去つた者があるのを見たが秘して敢て云はず、この夕黑幕の如きものが室内に突入すると即時に卒倒して死んだといふ。（北夢瑣言）

南嶽の廟殿は高さ七丈二尺凡そ七十二の柱があるのは七十二峯に象つてゐる。明の正統壬戌の年藩臬の兩司使は長沙衡州の二郡守に檄して修築を成さしめその高さを舊のものより五尺程低くし已に柱を樹てた所、忽ら風雷交々起り白晝晦冥となり霽るゝに及んでその柱が基底より已に半里許り動いたのを知つた。官民は畏れて過失を謝し復たその初めの制に復したといふ。（商輅の重修岳廟記）

黃璽は字を廷璽と云ひ、餘姚の人で兄伯震は十年間行商に赴いて歸らないので出でゝ之を求め萬里の道を步んだが搜し得ないので、最後に衡州に至つて南嶽廟に祈り、夢に神から「纏綿盜賊際、狼狽江漢行」の二句を授けられた、一書生は之に告ぐるに此れは杜甫の舂陵行の詩である、舂陵は今の道州である、此處に往つて尋ねられたと告げたので璽はその言に從ひ赴いたが求め得なかつた、たゞ一日廁に入り傘が道傍にあるのを見、伯震が適々そこを過ぎて吾鄉里の傘だと云ふてその柄を手に取つて見ると「餘姚黃廷璽記」の六字があつたので疑ひ且つ駭いたが、訊ねて見るとその兄であつたので遂に伴ひ歸つたといふ。（明史孝傳）

第六章　名人題詠

衡山　　庾闡

北眺衡山道、南瞻五嶺末、寂坐抱虛恬、運目情四豁、翔蚪凌九霄、陸鱗困濡沫、未體江湖遊、安識南溟闊。

望嶽　　杜甫

南嶽配朱鳥、秩禮自百王、欻吸領地靈、鴻洞半炎方、邦家殷祀典、在德非馨香、巡狩何寂寥、有虞今則亡、
洎吾隘世網、行邁越瀟湘、渴日絕壁出、漾舟淸光旁、祝融五峯尊、峯峯次低昂、紫蓋獨不朝、爭長嶪相望、
恭聞魏夫人、羣仙夾翱翔、有時五峯氣、散落如飛雪、牽迫限修途、未暇杖崇岡、歸來覬命駕、沐浴休玉堂、
三歎問府主、曷以贊我皇、牲璧忍衰俗、神其思降祥。

朱鳳行　　同

君不見瀟湘之山衡山高、山巔朱鳳聲嗷嗷、側身長顧求其曹、翅垂口噤心甚勞、下愍百鳥在羅網、黃雀最小猶難逃、願分竹實及螻蟻、盡使鴟梟相怒號。

方廣寺　李白

聖寺聞棲睡眠醒、此時何處最幽清、滿窻明月天風靜、玉磬時聞一兩聲。

岣嶁山　韓愈

岣嶁山尖神禹碑、字青石赤形模奇、科斗拳身薤葉披、鸞飄鳳泊拏虎螭、事嚴跡秘鬼莫窺、道人獨上偶見之、我來咨嗟涕漣洏、千搜萬索何處有、森森綠樹猿猱悲。

別盈上人　同

山僧愛山出無期、俗士牽俗來何時、祝融峯下一回首、即是此生長別離。

望衡山　劉禹錫

東南地益卑、惟嶽資柱石、前當祝融居、上拂朱鳥翮、青冥結精氣、磅礴宣地脉、還聞膚寸陰、能致彌天澤。

過衡山見新花開　柳宗元

故國名園久別離、今朝楚樹發南枝、晴天歸去好相逐、正是峯前回雁時。

遊南嶽　張喬

入嶽仙境清、行盡復重行、若得閒無事、長來寄此生、澗松閒易老、籠燭晚生明、一宿泉聲裏、思鄉夢不成。

上封寺　釋齊己

猿鳥共不到、我來身欲浮、四方皆碧落、絕頂上清秋、宇宙知何極、華夷見細流、壇西獨立久、白日轉神州。

留題壽寧觀　陳瓘

閣前千頃碧瑯玕、喬嶽青松苦歲寒、此見萬年峯上竹、何須更待雪中看。

離福嚴寺　黃庭堅

山下三日晴、山上三日雨、不見祝融峯、還泝瀟湘去。

晩歸福嚴寺　釋惠洪

淺抹濃堆峯却烟、老松無數更蒼然、石梯又入千峯去、時見樓台夕照邊。

遊上峯　胡寅

祝融峯似在城天、萬古江山在目前、須信此心原不死、夜來明月又重圓。

步入衡山　同

應有人家住隔溪、綠陰庭午但聞雞、松根當路龍筋瘦、竹筍漫山鳳尾齊、墨染濃雲猶似瘴、絲來小雨不成泥、更無騎吹喧相逐、散誕閒身信馬蹄。

訪鄴侯書堂　張栻

石壁巉岩徑已荒、人言相國舊書堂、臨機自古遺恨、妙策當年取范陽。

登祝融峯　朱熹

今年緣底事、浪走太無端、直以心期遠、非徒眼界寬、雲山于此盡、風袂不勝寒、孤島知人意、茫茫去不還。

衡岳道中　陳與義

野客原耕嵩岳田、得遊衡岳是前緣、避兵徑度吾豈忍、欲雨還休神所憐、世亂不妨松偃蹇、村空更覺水潺湲、

非無柱杖終傷老、負此名山四十年。

又　同

城中望衡山、浮雲作飛蓋、揭來巖谷遊、却在浮雲外。

勝業寺　劉克莊

寺創于何代、問僧皆不知、槎牙夏后柏、殘缺柳后碑、雪過禪堂冷、冰餘嶽路危、上封猶未到、太息負心期。

發嶽寺　同

嶽下無耆老、何從訪舊聞、不知紫巖墓、更隔幾重雲。明仲賓巒烟、歛夫棄妙年、欽令後死者、有淚滴遺編。

昔遊詩　姜夔

昔遊衡山下、看水入朱陵、半空掃積雪、萬萬玉花凝、或如生綃桂、或作薄霧橫、紛紛虎豹吼、往往蛟龍驚、
人語不相聞、濺雹漂風纓、有魚緣峭壁、上上終不停、此中有神物、雷雨周八紘。
昔遊衡山上、未晩入幽谷、欲識所坐輿、橫板桂兩竹、狀如鞦韆VA、高下不傾覆、登山九千丈、中道多佛屋、
一峯高一峯、峯峯秀林木、仰看同來客、木末見冠服、高堂石當路、尋常雲所宿、下方雷雨時、此上自晴旭、
紫蓋何突兀、萬里在一目、餘峯六七十、僅如峯浪蹙、北有嫩殘岩、大石庇樵牧、下覓半崖花、栢蓋擁紅玉、
飛雲身畔過、攬之不盈掬、祝融最高絕、紫蓋不足錄、俯視同仰觀、蒼蒼萬形伏、惟餘蚴蟉峯、南睇半空綠、
彷彿認瀟湘、向嶽流屈曲、高處驚我魂、翻思宅平陸、其東有雷穴、靈異謹勿觸、雲來蘇世界、雲去一峯獨、
僧窗或留鑄、雲入不可逐、絕頂橫石渠、仙人有遺躅、山多金光草、夜半如列燭、靈藥不可尋、吁嗟歸太速。

登南嶽山　眞德秀

烟霧本成癖、況復遊名山、舉手招白雲、欲納懷袖間、咄哉亦癡絕、有着即名貪、振衣遇長風、浩浩天地寬。

回雁峯　傅若金

江山青峯宿雨開、江頭歸使日南來、登高欲訪平安字、二月衡陽雁已回。

祝融峯　顧璘

雲爲衣履石爲梯、白日清虛步可躋、天近祇疑三界合、烟開渾見四方低、寒松擁雪懸前嶂、瀑水轟雷下別溪、早晚台端捐珮去、誅茅來與道人棲。

方廣寺　鄒守益

洞口歸雲隱薜蘿、坐臨飛瀑起高歌、蓮花峯下春如許、合與蓮坪寄一窩。

水簾洞　張居正

誤疑瀛海翻瓊浪、莫疑銀河倒碧流、自是湘妃深隱處、水晶簾挂五雲頭。

飛來船　同

石艦飛來幾閱年、半落不落雲中懸、何當掉向銀河去、直取支機下九天。

省心亭（即半山亭）　同

碧落半分境、危亭駕沆瀣、未窮天路盡、已覺世塵遙、雲海翻銀浪、風篁聽玉簫、九關知不遠、霞起祝融標。

登岳喜晴　蔡汝南

連日陰飇阻客船、登臨晴宇忽熙然、行來歲月無機事、到處山靈有夙緣、萬壑西風疏草木、五峯秋色濟湖天、明農自分歸來晚、恥向山中問薄田。

別方廣寺　　趙貞吉

偶來何見去何聞、耳畔淸泉眼畔雲、山色有情能戀客、竹旁將別却憐君、瘦筇又逐孤鴻遠、浪跡還如落葉紛、嗶上無心留姓字、碧紗休護壁間文。

祝融觀日　　伍讓

策杖臨丹巘、捫參出半空、露凝仙掌白、霞泛海門紅、秋色三山外、陽暉萬島中、應須攀紫蓋、飛向若華東。

登南台　　羅洪先

高尋上界步虛壇、路入南台鐘磬寒、莫便與輿僧談去住、萬松深處且憑欄。

嶽路　　譚元春

寞然遠近不知分、消盡閒遊舊見聞、鶯外松聲有時點、鹿邊花氣自相薰、田高野路過蒼水、岳露旁峯出白雲、漸覺驅車人物外、世間亭午即斜曛。

洗衲池　　王介之

樹靜影初合、泉高水自縈、寒花凝白乳、落葉隱流聲、苔影百年寺、霜寒一碉情、遙知洗衲意、一磬出林淸。

遊方廣　　郭都賢

見所見而去、問余何太忙、度雲聞石語、吸露帶嚴香、衲洗靈泉水、灰飛古道場、蓮花從火現、佛法會中光。

丹霞寺　　黃周星

只從天半領精神、自古名山亦待人、五岳今纔遊一角、百年吾已歷三旬、收回南北東西眼、閱遍秋冬與夏春、他日山僧應問訊、鍃光雲響記閒身。

南岳雜詠　　釋　破　門

踏盡雲根問路忙、春風陣陣野花香、無心石上觀流水、不覺穿雲到草堂。
此地多奇不問年、石生雲霧樹生烟、周圍樓閣松兼竹、一帶青山畫裏天。

上封寺對雪　　潘　耒

名藍高踞祝融巓、檻外峯巒擁百千、一雪幻成銀世界、孤筇直到玉樓天、下方隔絶忘何代、佛日清幽似少年、
此境祇應仙獨領、客來分取是奇緣。

下　山　　鄧　顯　鶴

上嶺嫌庵僻、下山覺路非、僧從烟際出、人自嶽陰歸、風急樹多瘦、雲深石欲飛、回頭增眷眷、何許借禪扉。

遊南岳　　彭　玉　麟

踏殘七十二峯嶺、信與山靈大有緣、海日台高鎔赤冶、禹碑篆古起蒼烟、居昕寒暖剛三月、上下陰晴有二天、
瑤草琪花春爛漫、山居即是神仙。

山行雜詠　　郭　嵩　燾

勝地黃庭觀、昇仙萬古壇、松杉晴似雨、巖壑晝常寒、宿藥留風竈、飛泉柱石欄、高台紛落葉、斜日白漫漫。
三百棲禪寺、雲山勝業開、樓台天影過、橘柚雨聲來、汲水泉鳴澗、烹茶雪滿罍、叢林無半畝、欹側坐莓苔。
聞道秦時樹、多生巖石間、我來尋檜柏、遺恨滿雲山、寂歷疏林晚、坡陀積石頑、終存太古意、白日照蒼顏。
到處題名石、唅呀似斷碑、發臨前代跡、寥落幾人知、霧雨蒼巖冷、林泉皓首期、遺文傳岣嶁、指點至今疑。

遊衡岳　　魏　源

遠水微茫轉、前山次第卑、祝融雲合處、湘日月生時、我訪竹林寺、竟無樵客知、四山濤響合、不獨瀑紳垂。

不知峯寺近、但覺遠村低、日暮月初出、烟寒雁未歸、天聲臨岳遠、塵夢入山稀、欲辨漁樵事、雲深無是非。

遊方廣　羅澤南

蓮花簇簇擁龍湫、澗水琤琮漱石頭、登岳從知天下小、臨風曾記古人遊、名山論道朱徽國、駿馬籌邊李鄴侯、
惟祝長江烽火靖、殘書一卷著丹邱。

九仙觀　李元度

紫蓋峯頭盡、靈壇鎖薜蘿、林飛念佛鳥、池浴換經鵝、仙去不復返、余懷渺若何、人間可哀曲、遙和武夷歌。

方廣寺至黑沙潭作　王闓運

屈曲五峯間、盤桓一徑通、出入迷往來、峯壁雜蒙茸、條鮮萬古綠、安知夏與冬、峽谿惟一源、灘瀑有不窮、
珙花潤鮮芳、仙藥秀青紅、樵童不解采、覆陰三潭龍、蕭深十里寒、荒翳千年蹤、寄言青雲客、翔棲誰與同。

天柱道中　同

林田萬綠侵、暑日自然陰、古道沿溪曲、幽庄見屋深、南台迷石記、西澗踏雷音、薄暮空潭黑、借來冒雨尋。

登祝融峯　譚嗣同

身高殊不覺、四顧乃無峯、但有浮雲度、時時一盪胸、地沈星盡沒、天躍日初鎔、半勺洞庭水、秋寒欲起龍。
白帝高尋後、三年得此遊、芒鞋能幾兩、踏破萬山秋、獨立乾坤迴、笑觀江海流、朱陵有遺洞、懷古一搜求。

湖南省綜覽 終

湖南省綜覽附錄

第一　湖南省地名稱呼

同文の悲哀は、支那の土地名を直ちに日本音を以て讀み得る爲め、實際の場合に不便を感ずることが少くない、さりとて振假名を附するは煩に堪えないので、書中の重なる土地名、及び名勝古蹟等の支那音を玆に附錄することにした。但だ、湖南省は支那の標準語である官話との間に多少の訛りがあるが、玆には大體標準語の發音に據ることにし、排列は日本の音讀の「イロハ」順とした。

イ部

蔭田　Yin-tien
伊水　I-shui

ロ部

榔梨　Lang-li
婁底　Low-ti
蘆洪　Lu-hung
瀘溪縣　Lu-chi-hsien
鹿角　Lu-chio
蘆林潭　Lu-lin-tan
碌田市　Lu-tien-shih
六都寨　Lu-tu-chai
撈水　Lao-shui

ハ部

潘家埠　Pan-chia-fou
板橋　Pan-chiao
波州　Po-chow
柏坊　Po-fang
柏家坪　Po-chia-ping
柏樹下　Po-shu-hsia
柏葉舖　Po-yeh-pu
萬洋　Wang-yang
幕阜　Mo-fu
萬洋山脈　Wan-yang-shan-mo

白　果　Pai-kuo
白馬田　Pai-ma-tien
白　沙　Pai-sha
白沙南　Pai-sha-nan
排　山　Pai-shan
白　水　Pai-shui
白田舖　Pai-tien-pu
白倉司　Pai-tsang-ssu
白兎潭　Pai-tu-tan
白牙市　Pai-ya-shih

ホ　部

寶慶縣　ao-ching-hsien
鳳凰廳　Fêng-hwang-ting
浦　市　Pu-shih
保靖縣　Pao-ching-hsien
崩　勘　Pêng-kan
浦口市　Pu-kow-shih
萠渚嶺　Pêng-chu-ling
芒　嶺　Wang-ling

ヘ　部

平江縣　Ping-chiang-hsien
平　田　Ping-tien
苗　嶺　Miao-ling

ト　部

桃源縣　Tao-yüan-hsien
道　縣　Tao-hsien
塘田寺　Tang-tien-sze
塘渡口　Tang-tu-kow
桃　川　Tao-chuan
桃花江　Tao-hwa-chiang
桃花坪　Tao-hwa-ping
道　林　Tao-lin
德　山　Toh-shan
都龐山　Tu-lung-shan
鄧家坳　Tong-chia-ao
東安縣　Tung-an-hsien
東　江　Tung-chiang
東門市　Tung-men-shih
東　坪　Tung-ping
東湘橋　Tung-siang-chiao
銅　管　Tung-kwan
銅鈿灣　Tung-tien-wan
銅　灣　Tung-wan
渡頭司　Tu-tow-ssu
洞庭湖　Tung-ting-hu
都　逢　Tu-fêng
都勻縣　Tu-yün-shien

チ　部

長　沙　Chang-sha
茶陵縣　Cha-ling-hsien
長壽街　Chang-show-kai

張江渡	Chang-chiang-tu	兩頭塘	Liang-tow-tang	臨源嶺	Lin-yüan-ling
長樂街	Chang-lo-chieh	蓼江市	Liao-chiang-shih	劉水	Liu-shui
長水舖	Chang-shui-pu	廖田墟	Liao-tien-hü	淥埠頭	Lu-fow-tow
茶皂	Cha-tsao	栗江	Li-chiang	淥口	Lu-kow
茶洞	Cha-tung	臨資口	Lin-tze-kow	菱角塘	Ling-chio-tang
茶園舖	Cha-yüan-pu	臨武縣	Lin-wu-hsien	ワ部	
鎮溪	Chen-chi	栗山舖	Li-shan-pu	横嶺	Heng-ling
竹臺市	Chu-tai-shih	里田墟	Li-tien-hsü	王家渡	Wang-chia-tu
注滋口	Chu-tzu-kow	柳林汊	Liu-lin	王仙鎮	Wang-sien-chen
中村墟	Chung-tsun-hsü	里耶	Li-yeh	王村	Wang-tsun
澂水	Cheng-shui	龍海塘	Lung-hai-tang	カ部	
調絃口	Tiao-Hsien-kow	隆興市	Lung-hsing-shih	街埠頭	Chieh-fou-tow
リ部		隆回	Lung-hwei	嘉禾縣	Chia-ho-hsien
瀏陽縣	Liu-yang-hsien	龍溪舖	Lung-chi-pu	嘉義嶺	Chia-yi-ling
臨湘縣	Lin-siang-hsien	龍山縣	Lung-shan-hsien	界首	Kieh-show
[illegible]	Liang-chüan-fow	龍潭	Lung-tan	界亭[illegible]	Kieh-ting-chen
良田	Liang-tien	隆頭	Lung-tow	乾州[illegible]	Kien-chow-ying

冠子街 Kwan-tzu-chieh
觀音灘 Kwan-yin-tan
霞凝港 Sia-ning-kang
岩口鋪 Yen-kow-pu
海陽山 Hai-yang-shan
海陽江 Hai-yang-chiang
漢壽縣 Han-show-hsien
岳州縣 Yo-chow-hsien
岳州城 Yo-chow-chêng
沅州縣 Yüan-chow-hsien
沅江縣 Yüan-chiang-hsien
河　州 Ho-chow
河　洑 Ho-fuh
賀家山 Ho-chia-shan
河夾塘 Ho-chia-tang
禾亭墟 Ho-ting-hsü

ヨ 部

佘田橋 Sho-tien-chiao

タ 部

大忠橋 Ta-chung-chiao
大福坪 Ta-fu-ping
達滸市 Ta-ku-shih
臺源寺 Tai-yüan-szu
大江口 Ta-chiang-kow
大橋市 Ta-chiao-shih
大廟口 Ta-miao-kow
潭　市 Tan-shih
坦　市 Tan-shih
大陂市 Ta-pei-shih
大　堡 Ta-pu
大托鋪 Ta-to-pu
大對河 Ta-tui-ho
大瑤埠 Ta-yao-fow
大營市 Ta-ying-shih

托　口 To-kow
大　庾 Ta-yü
沱　市 To-shih

レ 部

冷水灘 Leng-shui-tan
漣濤灣 Lien-tao-wan
酈家坪 Li-chia-ping
零　陵 Ling-ling
漣　水 Lien-Shui
靈官洲 Ling-kuan-chow
醴陵縣 Li-ling-hsien
澧　縣 Li-hsien
甯　縣 Ning-hsien

ソ 部

桑　植 Sang-chih
雙　江 Shuang-chiang
雙江口 Shuang-chiang-kow

雙 篺 Shuang-pai
雙井墟 Shuang-tsing-hsü
滄 港 Tsang-chiang
滄水舖 Tsang-shui-pu
草 市 Tsao-shih
草 尾 Tsao-wei
楚江墟 Tsu-chiang-hsü
竈頭街 Chao-tou-chieh

ネ 部

寧鄉縣 Ning-siang-hsien
寧遠縣 Ning-yüan-hsien

ナ 部

南州廳 Nan-chow-ting
南江橋 Nan-chiang-chiao
南 灣 Nan-wan
南 嶽 Nan-yo

ラ 部

藍山縣 Lan-shan-hsien
藍 田 Lan-tien
羅漢莊 Lo-han-chang
樂 山 Lo-shan
羅齋山脈 Lo-chi-shan-me
羅霄山脈 Lo-hsiao-shan-me
耒陽縣 Lai-yang-hsien

ウ 部

烏 嘴 Wu-tsui
雲湖橋 Yün-hu-chiao
雲 溪 Yün-chi
雲霧山 Yün-wu-shan

ク 部

華容縣 Hwa-jung-hsien
懷化驛 Hwai-hwa-yi
花 橋 Hwa-chiao
花橋舖 Hwa-chiao-pu
黃豐橋 Huang-feng-chiao
黃橋舖 Huang-chiao-pu
黃溪口 Huang-chi-kow
黃亭市 Huang-ting-shih
黃 材 Huang-tsai
黃草坪 Huang-tsao-ping
黃苓山 Huang-ling-shan
皇圖嶺 Hwang-tu-ling
黃陽司 Huang-yang-ssu
花 石 Hwa-shih
華塘舖 Hwa-tang-pu
回龍寺 Hwei-lung-ssu
會同縣 Hwei-tung-hsien
火廠坪 Hwo-chang-ping
官廳嶺 Kwan-ting-ling
黃箱山 Huang-shiang-shan
回雁峯 Hui-yen-fêng

沅水	Yuan-shui	麻陽縣	Ma-yang-hsien	武漢	Wu-han
ヤ	部	ケ	部	武陵	Wu-ling
楊週橋	Yang-chow-chiao	桂陽縣	Kwei-yang-hsien	富川縣	Fu-chüan-hsien
洋泉	Yang-chuan	黔陽縣	Kien-yang-hsien	武陵山脈	Wu-ling-shan-mo
洋溪	Yang-chi	溪口	Chi-kow	分水塘	Fên-shui-tang
楊家巷	Yang-chia-hang	桂東縣	Kwei-tung-hsien	夫夷水	Fu-i-shui
楊家灘	Yang-chia-tan	桂陽縣	Kwei-yang-hsien	コ	部
陽隔洲	Yang-ko-chow	獻鐘	Sien-chung	公平墟	Kung-ping-hsü
羊樓司	Yang-lo-ssu	桂江	Kuei-chiang	古塘橋	Ku-tang-chiao
陽三石	Yang-san-shih	桂嶺	Kuei-ling	五峰舖	Wu-feng-pu
腰陂	Yao-pei	フ	部	伍家橋	Wu-chia-chiao
マ	部	武岡縣	Wu-kang-hsien	浯口	Wu-kou
蔴河口	Ma-ho-kow	富家橋	Fu-chia-chiao	五里牌	Wu-li-pai
馬家河	Ma-chia-ho	福田舖	Fu-tien-pu	五里牌東	Wu-li-pai-E
蔴林橋	Ma-lin-chiao	文家市	Wen-chia-shih	湖南省	Hu-nan-shêng
馬底驛	Ma-ti-yi	文明舖	Wen-ming-pu	五嶺山	Wu-ling-shan
馬跡塘	Ma-tsih-tang	文明司	Wen-ming-ssu	江華縣	Chiang-hur-hsien

洪羅廟 Hung-lo-miao
抗　口 Kang-kow
高　橋 kao-chiao
高溪市 Kao-chi-shih
高　隴 Kao-lung
高　沙 Kao-sha
高　村 Kao-tsun
筻　口 Keng-kow
古丈坪 Ku-chang-ping
古港鎮 Ku-kang-chen
黑狗灘 Hei-kou-tan
衡　陽 Heng-yang
衡山縣 Heng-shan-hsien
洪　江 Hung-chiang
晃州廳 Hwang-chow-ting
黑田鋪 Hei-tien-pu
衡　州 Heng-tow

興寧縣 Hsing-ning-hsien
合　口 Hoh-kow
湖　口 Hu-kow
洪　橋 Hung-chiao
湖　陰 Hu-yin
衡山山脈 Heng-shan-shan-me
衡　居 Heng-yo
江籃市 Chiang-lan-shih
虎渡口 Hu-tu-kow
瀫　水 Ku-shui
鰲　山 Ao-shan

エ　部

益陽縣 Yi-yang-hsien
永州縣 Yang-chow-hsien
永豐司 Yung-feng-ssŭ
永順縣 Yung-shun-hsien
永興縣 Yung-hsing-hsien

易家灣 I-chia-wan
易俗河 I-su-ho
煙竹市 Yen-chu-chih
鹽　埠 Yen-fow
鹽沙鋪 Yon-sha-pu
營　田 Yong-tien
永安市 Yung-an-shih
永和市 Yung-ho-shih
永桂廳 Yung-kwei-ting
永明縣 Yung-ming-hsien
永綏廳 Yung-sui-ting
永定縣 Yung-ting-hsien
越　城 Yüeh-chêng
越城嶺 Yüeh-chêng-ling

テ　部

鐵公鋪 Tieh-kung-pu
天堂墟 Tien-tang-hsü

新墻河 Hsin-tsiang-ho
松柏 Sung-pai
泗汾 Sze-fen
四塘 Sze-tang
四都墟 Sze-tu-hsü
蔣市街 Tsiang-shih-chieh
集龍墟 Tsi-lung-hsü
攸縣 Yu-hsien
茈湖口 Tze-hu-kow
小淹 Siao-an
十都 Shih-tu
錫鑛山 Si-kwang-shan
新城 Hsin-cheng
新洲 Hsin-chow
新康 Hsin-kang
新橋 Hsin-chiao
新路河 Hsin-lu-ho

新市 Hsin-shih
新市北 Hsin-shih-N
漵浦縣 Sü-pu-hsien
春華山 Chun-hwa-shan
朱亭 Chu-ting
洙津渡 Chu-chin-tu
沙田 Sha-tien
沙頭 Sha-tow
沙灣 Sha-wan
射埠 She-fow
社港市 She-kang-shih
神福港 Shen-fu-kang
小集 Siao-tsi
昭山 Chao-shan
新寧 Sin-ning
慈利縣 Tze-li-hsien
樟木市 Chang-mu-shih

樟樹港 Chang-shu-kang
昭陵 Chao-ling
車江 Che-chiang
城江橋 Cheng-chiang-chiao
城步縣 Chêng-pu-hsien
周旺舖 Chow-wang-pu
朱良橋 Chu-liang-chiao
珠江 Chu-chiang
常德縣 Chang-teh-hsien
常寧縣 Chang-ning-hsien
株洲 Chu-chou
辰州縣 Shen-chow-hsien
湘鄉縣 Siang-siang-hsien
湘潭縣 Siang-tan-hsien
湘陰縣 Siang-yin-hsien
辰谿縣 Shen-chi-hsien
津市 Chin-shih

皇紀二四六二年	光格天皇	享和二年	壬戌	仁宗皇帝	嘉慶七年	紀元一八〇二年
同二四六三年	同	同三年	癸亥	同	同八年	同一八〇三年
同二四六四年	同	文化元年	甲子	同	同九年	同一八〇四年
同二四六五年	同	同二年	乙丑	同	同一〇年	同一八〇五年
同二四六六年	同	同三年	丙寅	同	同一一年	同一八〇六年
同二四六七年	同	同四年	丁卯	同	同一二年	同一八〇七年
同二四六八年	同	同五年	戊辰	同	同一三年	同一八〇八年
同二四六九年	同	同六年	己巳	同	同一四年	同一八〇九年
同二四七〇年	同	同七年	庚午	同	同一五年	同一八一〇年
同二四七一年	同	同八年	辛未	同	同一六年	同一八一一年
同二四七二年	同	同九年	壬申	同	同一七年	同一八一二年
同二四七三年	同	同一〇年	癸酉	同	同一八年	同一八一三年
同二四七四年	同	同一一年	甲戌	同	同一九年	同一八一四年
同二四七五年	同	同一二年	乙亥	同	同二〇年	同一八一五年
同二四七六年	同	同一三年	丙子	同	同二一年	同一八一六年
同二四七七年	仁孝天皇	同一四年	丁丑	同	同二二年	同一八一七年
同二四七八年	同	文政元年	戊寅	同	同二三年	同一八一八年

同 二四七九年	同	同 二年	己卯	同	同 二四年	同 一八一九年
同 二四八〇年	同	同 三年	庚辰	同	同 二五年	同 一八二〇年
同 二四八一年	同	同 四年	辛巳	宣宗皇帝	道光 元年	同 一八二一年
同 二四八二年	同	同 五年	壬午	同	同 二年	同 一八二二年
同 二四八三年	同	同 六年	癸未	同	同 三年	同 一八二三年
同 二四八四年	同	同 七年	甲申	同	同 四年	同 一八二四年
同 二四八五年	同	同 八年	乙酉	同	同 五年	同 一八二五年
同 二四八六年	同	同 九年	丙戌	同	同 六年	同 一八二六年
同 二四八七年	同	同 一〇年	丁亥	同	同 七年	同 一八二七年
同 二四八八年	同	同 一一年	戊子	同	同 八年	同 一八二八年
同 二四八九年	同	同 一二年	己丑	同	同 九年	同 一八二九年
同 二四九〇年	同	天保 元年	庚寅	同	同 一〇年	同 一八三〇年
同 二四九一年	同	同 二年	辛卯	同	同 一一年	同 一八三一年
同 二四九二年	同	同 三年	壬辰	同	同 一二年	同 一八三二年
同 二四九三年	同	同 四年	癸巳	同	同 一三年	同 一八三三年
同 二四九四年	同	同 五年	甲午	同	同 一四年	同 一八三四年
同 二四九五年	同	同 六年	乙未	同	同 一五年	同 一八三五年

皇紀二四九六年	仁孝天皇	天保七年	丙申	宣宗皇帝	道光一六年	紀元一八三六年
同　二四九七年	同	同　八年	丁酉	同	同　一七年	同　一八三七年
同　二四九八年	同	同　九年	戊戌	同	同　一八年	同　一八三八年
同　二四九九年	同	同　一〇年	己亥	同	同　一九年	同　一八三九年
同　二五〇〇年	同	同　一一年	庚子	同	同　二〇年	同　一八四〇年
同　二五〇一年	同	同　一二年	辛丑	同	同　二一年	同　一八四一年
同　二五〇二年	同	同　一三年	壬寅	同	同　二二年	同　一八四二年
同　二五〇三年	同	同　一四年	癸卯	同	同　二三年	同　一八四三年
同　二五〇四年	同	弘化元年	甲辰	同	同　二四年	同　一八四四年
同　二五〇五年	同	同　二年	乙巳	同	同　二五年	同　一八四五年
同　二五〇六年	同	同　三年	丙午	同	同　二六年	同　一八四六年
同　二五〇七年	孝明天皇	同　四年	丁未	同	同　二七年	同　一八四七年
同　二五〇八年	同	嘉永元年	戊申	同	同　二八年	同　一八四八年
同　二五〇九年	同	同　二年	己酉	同	同　二九年	同　一八四九年
同　二五一〇年	同	同　三年	庚戌	同	同　三〇年	同　一八五〇年
同　二五一一年	同	同　四年	辛亥	文宗皇帝	咸豐元年	同　一八五一年
同　二五一二年	同	同　五年	壬子	同	同　二年	同　一八五二年

同 二五一三年	同	同 六年	癸丑	同	同 三年	同 一八五三年
同 二五一四年	同	安政 元年	甲寅	同	同 四年	同 一八五四年
同 二五一五年	同	同 二年	乙卯	同	同 五年	同 一八五五年
同 二五一六年	同	同 三年	丙辰	同	同 六年	同 一八五六年
同 二五一七年	同	同 四年	丁巳	同	同 七年	同 一八五七年
同 二五一八年	同	同 五年	戊午	同	同 八年	同 一八五八年
同 二五一九年	同	同 六年	己未	同	同 九年	同 一八五九年
同 二五二〇年	同	萬延 元年	庚申	同	同 一〇年	同 一八六〇年
同 二五二一年	同	文久 元年	辛酉	同	同 一一年	同 一八六一年
同 二五二二年	同	同 二年	壬戌	穆宗皇帝	同治 元年	同 一八六二年
同 二五二三年	同	同 三年	癸亥	同	同 二年	同 一八六三年
同 二五二四年	同	元治 元年	甲子	同	同 三年	同 一八六四年
同 二五二五年	同	慶應 元年	乙丑	同	同 四年	同 一八六五年
同 二五二六年	同	同 二年	丙寅	同	同 五年	同 一八六六年
同 二五二七年	明治天皇	同 三年	丁卯	同	同 六年	同 一八六七年
同 二五二八年	同	明治 元年	戊辰	同	同 七年	同 一八六八年
同 二五二九年	同	同 二年	己巳	同	同 八年	同 一八六九年

皇紀二五三〇年	明治天皇	明治 三 年	庚午	穆宗皇帝	同治 九 年	紀元一八七〇年
同 二五三一年	同	同 四 年	辛未	同	同 一〇年	同 一八七一年
同 二五三二年	同	同 五 年	壬申	同	同 一一年	同 一八七二年
同 二五三三年	同	同 六 年	癸酉	同	同 一二年	同 一八七三年
同 二五三四年	同	同 七 年	甲戌	同	同 一三年	同 一八七四年
同 二五三五年	同	同 八 年	乙亥	德宗皇帝	光緒 元 年	同 一八七五年
同 二五三六年	同	同 九 年	丙子	同	同 二 年	同 一八七六年
同 二五三七年	同	同 一〇年	丁丑	同	同 三 年	同 一八七七年
同 二五三八年	同	同 一一年	戊寅	同	同 四 年	同 一八七八年
同 二五三九年	同	同 一二年	己卯	同	同 五 年	同 一八七九年
同 二五四〇年	同	同 一三年	庚辰	同	同 六 年	同 一八八〇年
同 二五四一年	同	同 一四年	辛巳	同	同 七 年	同 一八八一年
同 二五四二年	同	同 一五年	壬午	同	同 八 年	同 一八八二年
同 二五四三年	同	同 一六年	癸未	同	同 九 年	同 一八八三年
同 二五四四年	同	同 一七年	甲申	同	同 一〇年	同 一八八四年
同 二五四五年	同	同 一八年	乙酉	同	同 一一年	同 一八八五年
同 二五四六年	同	同 一九年	丙戌	同	同 一二年	同 一八八六年

同　二五四七年	同	同　二〇年	丁亥	同	同　一三年	同　一八八七年
同　二五四八年	同	同　二一年	戊子	同	同　一四年	同　一八八八年
同　二五四九年	同	同　二二年	己丑	同	同　一五年	同　一八八九年
同　二五五〇年	同	同　二三年	庚寅	同	同　一六年	同　一八九〇年
同　二五五一年	同	同　二四年	辛卯	同	同　一七年	同　一八九一年
同　二五五二年	同	同　二五年	壬辰	同	同　一八年	同　一八九二年
同　二五五三年	同	同　二六年	癸巳	同	同　一九年	同　一八九三年
同　二五五四年	同	同　二七年	甲午	同	同　二〇年	同　一八九四年
同　二五五五年	同	同　二八年	乙未	同	同　二一年	同　一八九五年
同　二五五六年	同	同　二九年	丙申	同	同　二二年	同　一八九六年
同　二五五七年	同	同　三〇年	丁酉	同	同　二三年	同　一八九七年
同　二五五八年	同	同　三一年	戊戌	同	同　二四年	同　一八九八年
同　二五五九年	同	同　三二年	己亥	同	同　二五年	同　一八九九年
同　二五六〇年	同	同　三三年	庚子	同	同　二六年	同　一九〇〇年
同　二五六一年	同	同　三四年	辛丑	同	同　二七年	同　一九〇一年
同　二五六二年	同	同　三五年	壬寅	同	同　二八年	同　一九〇二年
同　二五六三年	同	同　三六年	癸卯	同	同　二九年	同　一九〇三年

皇紀二五六四年	明治天皇	明治三七年	甲辰	德宗皇帝	光緒三〇年	紀元一九〇四年
同　二五六五年	同	同　三八年	乙巳	同	同　三一年	同　一九〇五年
同　二五六六年	同	同　三九年	丙午	同	同　三二年	同　一九〇六年
同　二五六七年	同	同　四〇年	丁未	同	同　三三年	同　一九〇七年
同　二五六八年	同	同　四一年	戊申	同	同　三四年	同　一九〇八年
同　二五六九年	同	同　四二年	己酉	皇帝溥儀	宣統　元年	同　一九〇九年
同　二五七〇年	同	同　四三年	庚戌	同	同　二年	同　一九一〇年
同　二五七一年	同	同　四四年	辛亥	同	同　三年	同　一九一一年
同　二五七二年	同 大正天皇	同　四五年 大正　元年	壬子	中華民國	元年	同　一九一二年
同　二五七三年	同	同　二年	癸丑	同	二年	同　一九一三年
同　二五七四年	同	同　三年	甲寅	同	三年	同　一九一四年
同　二五七五年	同	同　四年	乙卯	同	四年	同　一九一五年
同　二五七六年	同	同　五年	丙辰	同	五年	同　一九一六年
同　二五七七年	同	同　六年	丁巳	同	六年	同　一九一七年
同　二五七八年	同	同　七年	戊午	同	七年	同　一九一八年
同　二五七九年	同	同　八年	己未	同	八年	同　一九一九年
同　二五八〇年	同	同　九年	庚申	同	九年	同　一九二〇年

同　二五八一年	同	同　一〇年	辛酉	同　一〇年	同　一九二一年
同　二五八二年	同	同　一一年	壬戌	同　一一年	同　一九二二年
同　二五八三年	同	同　一二年	癸亥	同　一二年	同　一九二三年
同　二五八四年	同	同　一三年	甲子	同　一三年	同　一九二四年
同　二五八五年	同	同　一四年	乙丑	同　一四年	同　一九二五年
同　二五八六年	同 今上天皇	同　一五年 昭和元年	丙寅	同　一五年	同　一九二六年
同　二五八七年	同	同　二年	丁卯	同　一六年	同　一九二七年
同　二五八八年	同	同　三年	戊辰	同　一七年	同　一九二八年
同　二五八九年	同	同　四年	己巳	同　一八年	同　一九二九年
同　二五九〇年	同	同　五年	庚午	同　一九年	同　一九三〇年
同　二五九一年	同	同　六年	辛未	同　二〇年	同　一九三一年
同　二五九二年	同	同　七年	壬申	同　二一年	同　一九三二年
同　二五九三年	同	同　八年	癸酉	同　二二年	同　一九三三年
同　二五九四年	同	同　九年	甲戌	同　二三年	同　一九三四年
同　二五九五年	同	同　一〇年	乙亥	同　二四年	同　一九三五年
同　二五九六年	同	同　一一年	丙子	同　二五年	同　一九三六年
同　二五九七年	同	同　一二年	丁丑	同　二六年	同　一九三七年

湖南省綜覽附錄終

昭和十二年十一月十六日印刷
昭和十二年十一月廿五日發行

湖南省綜覽

（並製）定價七圓

著者　神田正雄

東京市淀橋區下落合三ノ一、三六七

發行兼印刷人　星信一

東京市神田區三崎町二ノ十一

印刷所　株式會社共榮舍

湖南省綜覽　奥付

東京市淀橋區下落合三ノ一、三六七番地

發行所　海外社

電話大塚三五七八番
振替東京七五八七一番

製本　江口製本所

大久保侯爵題字
鶴見左吉雄氏序文

神田正雄著

四川省綜覽

新刊

菊判一千餘頁寫眞地圖百數十葉函入美本
定價特製脊皮六圓、上製五圓送料（[illegible]六十二[illegible]）

◎現支那寶庫四川省の眞相一讀瞭然！

◎對支貿易業者支那研究者の好參考書！

四川省の地理、歷史、人情風俗の一般より重要產業の調査、輸出貿易品の研究、農商工業の現狀、鑛產及鑛業、財政經濟、交通に至るまで最近著者の實地踏査を基礎として編述せられたるもの、單に四川省のみでなく一般支那を諒解する上に好個の手引である。

神田正雄氏三名著

上海から巴蜀へ

四六判三六四頁・地圖寫眞九〇葉入
定價一圓五十錢・送料十五錢
本書一度現はれて四川省の秘庫を探らんとするもの續出すといふ。

滿洲から北支へ

四六判三七〇頁・寫眞地圖一三〇葉入
定價一圓五十錢・送料十五錢
東亞最近の動きを知らんとするものには又とない好伴侶！

躍進支那を診る

四六判三五三頁・寫眞地圖百數十葉入
定價一圓五十錢・送料十五錢
支那問題權威者の國民に對する報告書！

發行所 東京市淀橋區下落合三丁目 海外社 振替東京七五八七一 電話大塚三五七八